

2 0 2 7 年 国 際 園 芸 博 覧 会

環 境 影 響 評 価 準 備 書

令 和 5 年 10 月

公 益 社 団 法 人 2 0 2 7 年 国 際 園 芸 博 覧 会 協 会



## はじめに

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下、「本博覧会協会」という。）では、国際的な園芸文化の普及や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決等への貢献を目的として、横浜市をはじめ、国、地方自治体、民間企業、関係団体などと連携し、国際園芸博覧会の開催に向けた取組を進めています。

平成29年度に、有識者により構成される附属機関「旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会招致検討委員会」による検討及び市民意見募集等を経て、横浜市により「旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会基本構想案」が取りまとめられました。

これを基に、令和元年度に国際園芸博覧会開催の承認主体である国際園芸家協会(AIPH)に対し、横浜市が開催申請を行い、国による有識者検討会「国際園芸博覧会検討会」の検討を経て政府の支持を受け、A1クラス（国が関与して開催される国際園芸博覧会）としての開催が承認されました。

その後、令和3年に運営主体として、本博覧会協会が設立され、令和4年には博覧会国際事務局（BIE）から国際博覧会としての認定を受けています。

開催会場となる旧上瀬谷通信施設は、大都市近郊でありながら豊かな自然が残り、地域で農の営みや人々の交流が脈々と受け継がれた地です。

また、この地区は、望ましい未来に向けて高いポテンシャルを秘めた貴重な財産であり、緑と融合した都市のモデルを国内外に発信するとともに、基地跡地の平和的利用を象徴する意味でも、国際園芸博覧会を開催する上でふさわしい場所です。

開催に当たっては、AIPH規則に定められた国際園芸博覧会の取組と役割を果たし、平成2年に大阪で開催された「国際花と緑の博覧会」をはじめとした過去の国際園芸博覧会のレガシーを継承し、園芸文化の振興、自然と人間との共生の理念等の発展を目指します。

2027年国際園芸博覧会の事業は、「横浜市環境影響評価条例」の第1分類事業（開発行為に係る事業）に該当することから、同条例に基づき環境影響評価準備書を作成し、「2027年国際園芸博覧会 環境影響評価準備書」として、ここに取りまとめました。

今後、事業計画の策定や事業の実施にあたっては、先般取りまとめた計画段階配慮事項、送付を受けた方法市長意見書及び対象事業実施区域等の変更に伴い提出した事業内容等修正届出書に対する答申の付帯意見を踏まえ環境に配慮した計画としつつ、事業を進めてまいります。



本書提出までの環境影響評価手続経緯一覧

	項目	日付	備考
計画段階配慮書手続	計画段階配慮書の提出	令和3年3月18日	
	計画段階配慮書の公告	令和3年4月5日	
	計画段階配慮書の縦覧	令和3年4月5日 ～令和3年4月19日	縦覧期間：15日間
	環境情報を記載した書面の受付	令和3年4月5日 ～令和3年4月19日	環境情報：1通
	横浜市環境影響評価審査会（1回目）	令和3年4月8日	会場：横浜市庁舎
	横浜市環境影響評価審査会（2回目）	令和3年5月18日	会場：横浜市庁舎
	配慮市長意見書の作成	令和3年5月20日	
	配慮市長意見書の公告	令和3年6月4日	
	配慮市長意見書の縦覧	令和3年6月4日 ～令和3年6月18日	縦覧期間：15日間
	事業承継届出書の提出	令和4年2月15日	
	事業承継届出書の公告	令和4年3月4日	
環境影響評価方法書手続	方法書の提出	令和4年4月21日	
	方法書周知計画書の提出	令和4年4月22日	
	方法書の公告	令和4年5月13日	
	方法書の縦覧	令和4年5月13日 ～令和4年6月27日	縦覧期間：46日間
	方法書に対する意見書の受付	令和4年5月13日 ～令和4年6月27日	意見書：21通
	方法書説明会の開催を周知	令和4年5月13日 ～令和4年5月22日	
	横浜市環境影響評価審査会（1回目）	令和4年5月31日	会場：横浜市庁舎
	方法書説明会（1回目）	令和4年6月4日	会場：旭公会堂
	方法書説明会（2回目）	令和4年6月5日	会場： 瀬谷区民文化センター
	方法書説明会（3回目）	令和4年6月9日	会場： 瀬谷区民文化センター
	方法書説明会（4回目）	令和4年6月10日	会場：旭公会堂
	横浜市環境影響評価審査会（2回目）	令和4年7月11日	会場：横浜市庁舎
	横浜市環境影響評価審査会（3回目）	令和4年7月28日	会場：横浜市庁舎
	横浜市環境影響評価審査会（4回目）	令和4年9月1日	会場：横浜市庁舎
	横浜市環境影響評価審査会（5回目）	令和4年9月29日	会場：横浜市庁舎
	横浜市環境影響評価審査会（6回目）	令和4年10月14日	会場：横浜市庁舎
	方法市長意見書の送付	令和4年10月31日	
	方法市長意見書の公告	令和4年11月15日	
方法市長意見書の縦覧	令和4年11月15日 ～令和4年12月14日	縦覧期間：30日間	
事業内容等修正届出書手続	事業内容等修正届出書の提出	令和5年3月7日	
	横浜市環境影響評価審査会（1回目）	令和5年3月16日	会場：横浜市庁舎
	横浜市環境影響評価審査会（2回目）	令和5年4月27日	会場：横浜市庁舎
	横浜市環境影響評価審査会（3回目）	令和5年6月12日	会場：横浜市庁舎
	横浜市環境影響評価審査会（4回目）	令和5年6月22日	会場：横浜市庁舎
	横浜市環境影響評価審査会（5回目）	令和5年7月10日	会場：横浜市庁舎
	事業内容等修正届出書に係る環境影響評価の通知	令和5年7月18日	



## <目次>

第1章 方法市長意見書等を総合的に検討して方法書の内容を変更した事項.....	1-1
第2章 対象事業の計画内容 .....	2-1
2.1 対象事業の概要.....	2-1
2.2 対象事業の目的及び基本認識.....	2-4
2.2.1 対象事業の目的 .....	2-4
2.2.2 本博覧会の具体化に当たっての基本認識.....	2-5
2.3 対象事業の内容.....	2-6
2.3.1 対象事業の方針 .....	2-6
2.3.2 対象事業の計画 .....	2-12
2.3.3 輸送計画 .....	2-29
2.3.4 会場運営計画 .....	2-36
2.3.5 植栽地管理計画 .....	2-39
2.3.6 レガシー計画 .....	2-40
2.3.7 今後のスケジュール .....	2-41
2.4 施工計画.....	2-42
2.4.1 工事概要等 .....	2-42
2.4.2 工事工程 .....	2-43
2.4.3 工事用車両の走行ルート .....	2-45
2.4.4 工事時間帯 .....	2-45
2.4.5 工事中の配慮事項 .....	2-45
2.5 地球温暖化対策.....	2-47
2.6 生物多様性の保全.....	2-48
2.7 緑の保全と創造.....	2-49
2.8 本博覧会の経緯.....	2-50
第3章 地域の概況及び地域特性 .....	3-1
3.1 調査対象地域等の設定 .....	3-1
3.2 自然的状況 .....	3-2
3.2.1 大気環境の状況 .....	3-2
3.2.2 水環境の状況 .....	3-16
3.2.3 土壌及び地盤の状況 .....	3-25
3.2.4 地形及び地質の状況 .....	3-34

3.2.5	動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	3-57
3.2.6	景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況	3-97
3.3	社会的状況	3-105
3.3.1	人口及び産業の状況	3-105
3.3.2	土地利用の状況	3-108
3.3.3	河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	3-121
3.3.4	交通の状況	3-124
3.3.5	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の 配置の状況及び住宅の配置の概況	3-130
3.3.6	下水道の整備状況	3-145
3.3.7	環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象 及び当該対象に係る規制の内容その他の状況	3-146
3.3.8	文化財等の状況	3-149
3.3.9	その他の事項	3-158
3.4	調査対象地域における地域特性の概要	3-166
第4章	配慮指針に基づいて行った配慮の内容	4-1
4.1	環境情報及び配慮市長意見を総合的に検討して変更した配慮の内容	4-1
4.2	環境情報の概要	4-5
4.2.1	配慮書の縦覧等	4-5
4.2.2	環境情報の概要	4-6
4.3	配慮市長意見書に記載された市長の意見及び事業者の見解	4-7
第5章	環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定	5-1
5.1	環境影響要因の抽出	5-1
5.2	環境影響評価項目の選定	5-1
第6章	環境影響の予測及び評価	6-1
6.1	温室効果ガス	6.1-1
6.1.1	調査	6.1-5
6.1.2	環境保全目標の設定	6.1-16
6.1.3	予測	6.1-17
6.1.4	環境の保全のための措置	6.1-38
6.1.5	評価	6.1-44



6.2 生物多様性（動物）	6.2-1
6.2.1 調査	6.2-7
6.2.2 環境保全目標の設定	6.2-113
6.2.3 予測	6.2-114
6.2.4 環境の保全のための措置	6.2-126
6.2.5 評価	6.2-129
6.3 生物多様性（植物）	6.3-1
6.3.1 調査	6.3-5
6.3.2 環境保全目標の設定	6.3-36
6.3.3 予測	6.3-37
6.3.4 環境の保全のための措置	6.3-42
6.3.5 評価	6.3-44
6.4 生物多様性（生態系）	6.4-1
6.4.1 調査	6.4-7
6.4.2 環境保全目標の設定	6.4-19
6.4.3 予測	6.4-20
6.4.4 環境の保全のための措置	6.4-29
6.4.5 評価	6.4-32
6.5 水循環（湧水の流量、河川の流量）	6.5-1
6.5.1 調査	6.5-5
6.5.2 環境保全目標の設定	6.5-15
6.5.3 予測	6.5-16
6.5.4 環境の保全のための措置	6.5-25
6.5.5 評価	6.5-27
6.6 廃棄物・建設発生土（一般廃棄物、産業廃棄物）	6.6-1
6.6.1 調査	6.6-4
6.6.2 環境保全目標の設定	6.6-12
6.6.3 予測	6.6-13
6.6.4 環境の保全のための措置	6.6-26
6.6.5 評価	6.6-29
6.7 大気質	6.7-1
6.7.1 調査	6.7-6
6.7.2 環境保全目標の設定	6.7-27
6.7.3 予測	6.7-28
6.7.4 環境の保全のための措置	6.7-78

6.7.5 評価	6.7-80
6.8 騒音	6.8-1
6.8.1 調査	6.8-5
6.8.2 環境保全目標の設定	6.8-15
6.8.3 予測	6.8-16
6.8.4 環境の保全のための措置	6.8-54
6.8.5 評価	6.8-56
6.9 振動	6.9-1
6.9.1 調査	6.9-4
6.9.2 環境保全目標の設定	6.9-14
6.9.3 予測	6.9-15
6.9.4 環境の保全のための措置	6.9-43
6.9.5 評価	6.9-44
6.10 地域社会（交通混雑、歩行者の安全）	6.10-1
6.10.1 調査	6.10-7
6.10.2 環境保全目標の設定	6.10-39
6.10.3 予測	6.10-40
6.10.4 環境の保全のための措置	6.10-67
6.10.5 評価	6.10-74
6.11 景観	6.11-1
6.11.1 調査	6.11-4
6.11.2 環境保全目標の設定	6.11-27
6.11.3 予測	6.11-28
6.11.4 環境の保全のための措置	6.11-66
6.11.5 評価	6.11-67
6.12 触れ合い活動の場	6.12-1
6.12.1 調査	6.12-3
6.12.2 環境保全目標の設定	6.12-11
6.12.3 予測	6.12-12
6.12.4 環境の保全のための措置	6.12-15
6.12.5 評価	6.12-16

第8章 事後調査の実施に関する事項 .....	8-1
8.1 事後調査の考え方 .....	8-1
8.2 事後調査項目の選定 .....	8-1
8.3 事後調査の内容 .....	8-5
第9章 対象地域 .....	9-1
第10章 方法書に対する意見、見解等 .....	10-1
10.1 説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の見解 .....	10-1
10.2 方法書に対する意見書の概要及び事業者の見解 .....	10-14
10.3 方法市長意見書に記載された市長の意見及び事業者の見解 .....	10-20
10.4 事業内容等修正届出書に係る附帯意見の内容及び事業者の見解 .....	10-23
資料編（別冊）	
第1章 調査・予測・評価関連	
1.1 温室効果ガス .....	資 1.1-1
1.2 生物多様性（動物） .....	資 1.2-1
1.3 生物多様性（植物） .....	資 1.3-1
1.4 水循環（湧水の流量、河川の流量） .....	資 1.4-1
1.5 廃棄物・建設発生土（一般廃棄物、産業廃棄物） .....	資 1.5-1
1.6 大気質 .....	資 1.6-1
1.7 騒音、振動 .....	資 1.7-1
1.8 地域社会（交通混雑、歩行者の安全） .....	資 1.8-1
1.9 景観 .....	資 1.9-1

本書に掲載した地図の下図は、国土地理院発行の電子地形図25000又は電子地形図（タイル）を加工して作成したものである。



## 第1章 方法市長意見書等を総合的に検討して

### 方法書の内容を変更した事項



## 第1章 方法市長意見書等を総合的に検討して方法書の内容を変更した事項

令和4年4月に提出した2027年横浜国際園芸博覧会 環境影響評価方法書（以下、「方法書」とします。）に対する方法市長意見書及び令和5年3月に提出した事業内容等修正届出書に対する環境影響評価審査会からの附帯意見等を総合的に検討し、方法書の内容を変更した事項は、表 1-1 に示すとおりです。

表 1-1 (1) 方法書の内容を変更した事項

項目	方法書からの変更点	準備書での記載概要	準備書該当ページ	
対象事業の計画内容	対象事業の概要	事業者の氏名及び住所	事業者の公益認定に伴い、名称を変更しました。また、新たな代表理事の就任に伴い代表者の氏名を変更しました。事務所移転に伴い、主たる事務所の所在地を変更しました。	p. 2-1
		対象事業の種類、規模	本博覧会の計画の深度化に伴い、対象事業実施区域面積を約118.1haに変更しました。	p. 2-1
		対象事業実施区域	本博覧会の計画の深度化に伴い、対象事業実施区域の範囲を変更しました。また、駐車場の規模、配置を変更しました。	p. 2-2 以降のすべての関係箇所
	対象事業の目的及び基本認識	対象事業の目的及び基本認識	「2027年国際園芸博覧会基本計画」（以下、「基本計画」という。）に基づき、内容を修正しました。	p. 2-4 ~2-5
	対象事業の内容	全般	基本計画及び本博覧会の計画の深度化に伴い、対象事業の方針、対象事業の計画、輸送計画、植栽地管理計画、レガシー計画及び今後のスケジュールを修正するとともに、会場運営計画を追記しました。	p. 2-6 ~2-41
		対象事業の計画	方法市長意見書及び附帯意見を踏まえ、最新の会場配置計画を記載するとともに、博覧会の開催後に撤去する施設と公園整備事業に引き継ぐ施設を追記しました。また、駐車場の配置・規模・形状や土地被覆の性状・緑化などの整備内容、駐車場等の収容台数について設定の考え方、設定にあたって参考とした過去の事例との類似性、駐車場等を円滑に運用するための方策について追記しました。さらに、国産材の活用などの環境配慮事項についても記載しました。	p. 2-12 ~2-28
		輸送計画	方法市長意見書及び附帯意見を踏まえ、現在想定している交通分担率やシャトルバス発着駅、現在想定しているパークアンドライド駐車場の位置や収容台数、関係車両の走行台数や経路、駐車場等における駐車エリア・収容台数・出入口の位置、駐車場等を円滑に運用するための方策などを記載しました。	p. 2-29 ~2-35
		会場運営計画	電力を100%再生可能エネルギーとする内容について記載しました。	p. 2-38
	施工計画	全般	本博覧会の計画の深度化に伴い、内容を修正しました。	p. 2-42 ~2-46
		工事概要等	方法市長意見書を踏まえ、本博覧会と関連事業の整合を図り、各事業の整備内容を記載しました。	p. 2-42 ~2-43
工事工程		本博覧会及び関連事業の計画の深度化に伴い、工事工程を修正しました。	p. 2-43 ~2-44	

表 1-1 (2) 方法書の内容を変更した事項

項目		方法書からの 変更点	準備書での記載概要	準備書 該当ページ
対象事業の 計画内容	施工計画	工事中の 配慮事項	横浜市環境影響評価審査会での指摘を踏まえ、工事中の配慮事項を修正しました。	p. 2-45
	生物多様性の 保全	生物多様性の 保全	方法市長意見書を踏まえ、公園整備事業に引き継ぐ施設について追記しました。	p. 2-48
	地球温暖化対策 緑の保全と創造	全般	基本計画及び本博覧会の計画の深度化に伴い、内容を修正しました。	p. 2-47 ～2-51
	本博覧会の経緯			
地域の概況及び 地域特性		全般	方法書の公告・縦覧以降、既存資料が更新されたものについては、既存資料の時点更新を行いました。	p. 3-1～ 3-169
		交通の状況	基本計画及び本博覧会の計画の深度化に伴い、シャトルバス発着駅の乗車人数を追記しました。	p. 3-124～ 3-129
環境影響要因の抽出 及び環境影響評価 項目の選定		環境影響評価 項目の選定	方法市長意見書を踏まえ、環境影響要因「開催中の会場施設等の存在」に係る環境影響評価項目として「水循環（河川の流量）」を選定しました。	p. 5-2、5-6
			本博覧会の計画の深度化に伴って、選定した理由・選定しない理由を修正しました。	p. 5-4、5- 6、5-8、5-9
環境影響評価	温室効果ガス	予測	方法市長意見書を踏まえ、水の使用に伴う温室効果ガス排出量を参考値として算定しました。	p. 6. 1-36 ～6. 1-37
	生物多様性 （動物）	予測	方法市長意見書及び附帯意見を踏まえ、動物に及ぼす影響を予測、評価する際には、駐車場等の配置や形状、土地被覆の性状を踏まえて実施しました。	p. 6. 2-115、 p. 6. 2-124
	生物多様性 （植物）	予測	方法市長意見書及び附帯意見を踏まえ、植物に及ぼす影響を予測、評価する際には、駐車場等の配置や形状、土地被覆の性状を踏まえて実施しました。	p. 6. 3-38、 p. 6. 3-41
	生物多様性 （生態系）	予測	方法市長意見書及び附帯意見を踏まえ、生態系に及ぼす影響を予測、評価する際には、駐車場等の配置や形状、土地被覆の性状を踏まえて実施しました。	p. 6. 4-21、 p. 6. 4-25～ 6. 4-26
	水循環 （湧水の流量、 河川の流量）	調査、予測及 び評価	方法市長意見書及び附帯意見を踏まえ、環境影響要因「開催中の会場施設等の存在」に係る環境影響評価項目として「水循環（河川の流量）」を選定し、駐車場等の設置に伴う土地被覆の変化による流量への影響が想定される河川について、調査、予測、評価しました。	p. 6. 5-1 ～6. 5-29
			関連事業の環境影響評価準備書との整合を図るため、調査地点番号を修正しました。	
	大気質	調査	関連事業の環境影響評価準備書との整合を図るため、調査地点番号を修正しました。	p. 6. 7-6 ～6. 7-82
	騒音	調査	関連事業の環境影響評価準備書との整合を図るため、調査地点番号を修正しました。	p. 6. 8-5 ～6. 8-58
振動	調査	関連事業の環境影響評価準備書との整合を図るため、調査地点番号を修正しました。	p. 6. 9-4～ 6. 9-45	



表 1-1 (3) 方法書の内容を変更した事項

項目		方法書からの変更点	準備書での記載概要	準備書 該当ページ
環境 影響 評価	地域社会	予測及び評価	方法市長意見書及び附帯意見を踏まえ、現在想定しているパークアンドライド駐車場周辺における交通混雑について予測、評価しました。	p. 6. 10-69～ 6. 10-73、 p. 6. 10-75
			駐車場等の出入口や周辺道路の交通混雑については、予測地点（交差点 12）を追加し、博覧会の開催期間中の信号設定等の交通制御も考慮して予測、評価しました。	p. 6. 10-54～ 6. 10-64、 p. 6. 10-75
			鉄道からのシャトルバスへの乗換えを行う結節点における周辺住民等の駅利用への影響、環状 4 号線などの横断方法や歩行者の安全上の配慮について記載しました。	p. 6. 10-65～ 6. 10-66、 p. 6. 10-76
	景観	調査、予測及び評価	方法市長意見書、横浜市環境影響評価審査会での指摘及び附帯意見を踏まえ、調査地点（No.28、29、30、31、32、33、34）を追加するとともに、予測方法を変更しました。	p. 6. 11-4 ～6. 11-68



## 第 2 章 対象事業の計画内容



## 第2章 対象事業の計画内容

2027年国際園芸博覧会（以下、「本博覧会」とします。）は、国際的な園芸文化の普及や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決等への貢献を目的として、まちづくりが進められている旧上瀬谷通信施設地区の一部を会場として活用し、開催するものです。

### 2.1 対象事業の概要

対象事業の概要は表 2-1 に示すとおりです。

本博覧会の事業者は、令和4年12月に公益社団法人に認定された、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下、「本博覧会協会」とします。）です。本博覧会協会は、本博覧会事業を横浜市から承継しており、環境配慮の内容についても確実に引き継いでいます。

本博覧会が実施されるべき区域（以下、「対象事業実施区域」とします。）は、表 2-1 に示すとおりです。対象事業実施区域は、本博覧会の主たる区域の会場区域と、会場区域に隣接して設置する駐車場、バスターミナルで構成されます。

表 2-1 対象事業の概要

事業者の氏名 及び住所	名称 公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 代表者の氏名 事務総長・代表理事 河村 正人 主たる事務所の所在地 横浜市中区住吉町1丁目13番地 松村ビル本館
対象事業の名称	2027年国際園芸博覧会
対象事業の種類、規模	開発行為に係る事業（第1分類事業） 対象事業実施区域の面積：約118.1ha <sup>注1</sup> （会場区域 約75.2ha、駐車場・バスターミナル 約42.9ha <sup>注2</sup> ）
対象事業実施区域	横浜市旭区上川井町、瀬谷区瀬谷町
対象事業に係る許可等の内容	【建築物の確認】 建築基準法第6条第1項
環境影響評価の受託者	株式会社 プレック研究所 代表取締役社長 杉尾 大地 東京都千代田区麴町3-7-6

注1：環状4号線などの道路部分を除く。

注2：バスターミナルは現時点で約8haを想定。

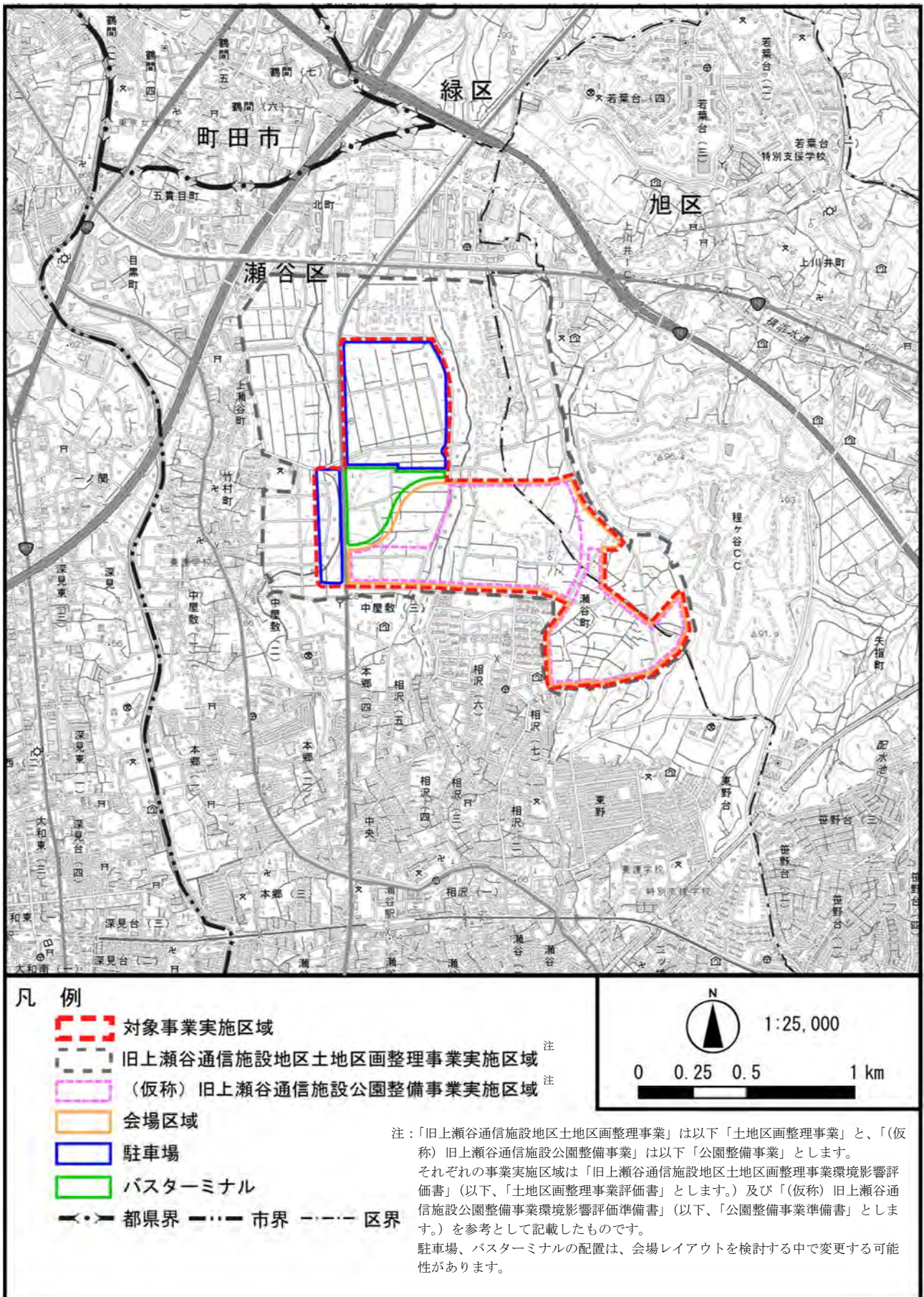


図 2-1 (1) 対象事業実施区域

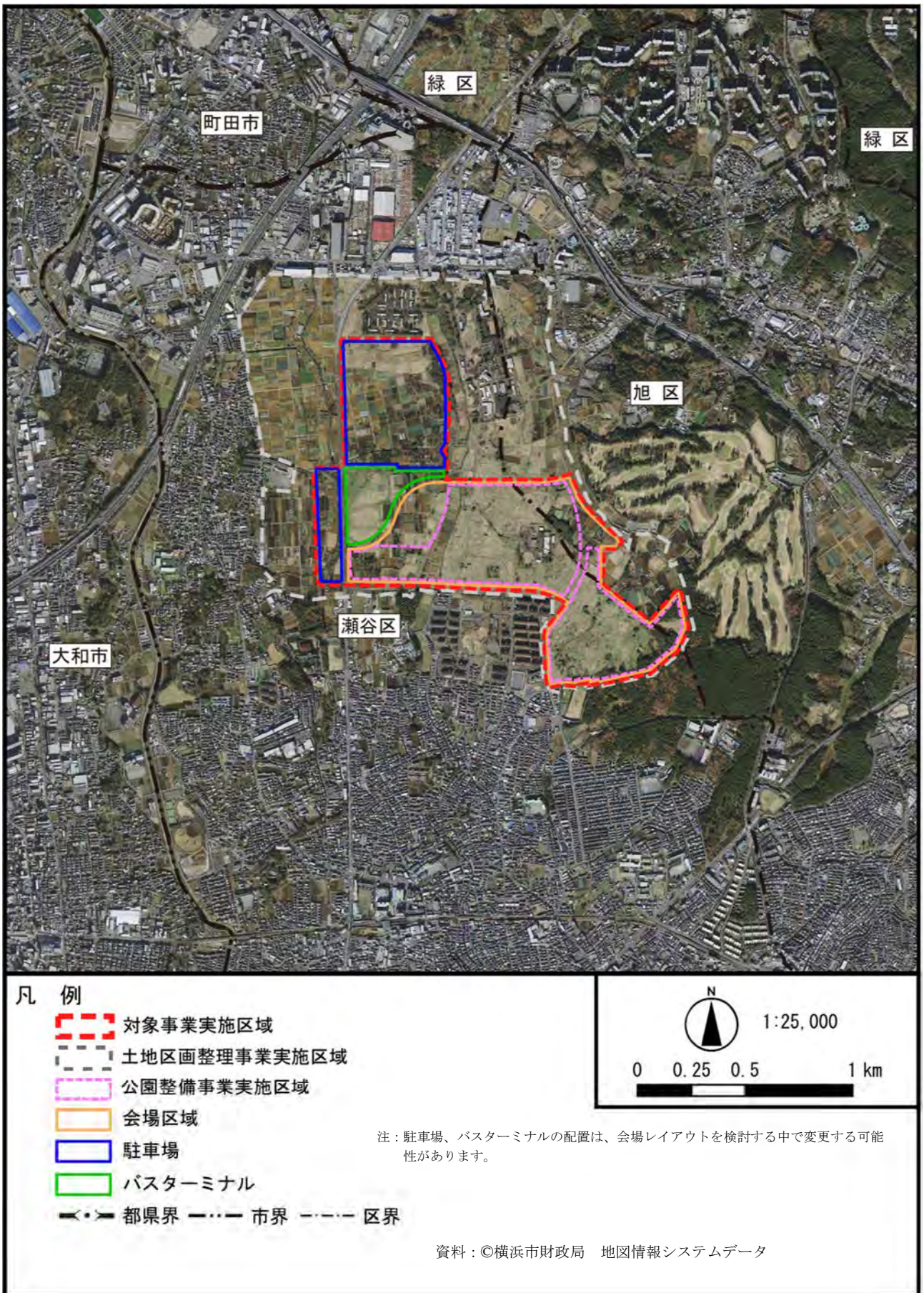


図 2-1 (2) 対象事業実施区域

## 2.2 対象事業の目的及び基本認識

### 2.2.1 対象事業の目的

#### (1) 目的

本博覧会協会では、横浜市をはじめ、国、地方自治体、民間企業、関係団体などと連携して本博覧会を 2027 年に開催します。本博覧会は、AIPH（国際園芸家協会）の承認及び BIE（博覧会国際事務局）の認定を受けて開催する最上位（A1）の国際園芸博覧会です。国際園芸博覧会は、国際的な園芸・造園の振興や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決等への貢献を目的に開催されます。

日本と世界をつなぐ植物の文化交流を支えた横浜において、日本の美しい風土に根ざした自然共生の知恵や、次世代の環境産業・文化創出により豊かさの質を深める社会に向け、地球環境を展望した未来志向の国際園芸博覧会を開催し、横浜・上瀬谷の地から友好と平和のメッセージを発信していきます。

#### (2) 国際園芸博覧会の趣旨

国際園芸博覧会には、A1、B、C、D の 4つの区分があり、本博覧会は AIPH（国際園芸家協会）の承認及び BIE（博覧会国際事務局）の認定を受けて開催する最上位（A1）の国際園芸博覧会です。A1 の国際園芸博覧会は、日本では、1990 年に大阪で、アジアで初めての A1 の国際園芸博覧会として開催された「国際花と緑の博覧会（花の万博）」が唯一の実績です。

本博覧会においては、令和元年 9 月に AIPH の承認を、令和 4 年 11 月に BIE の認定を受けています。

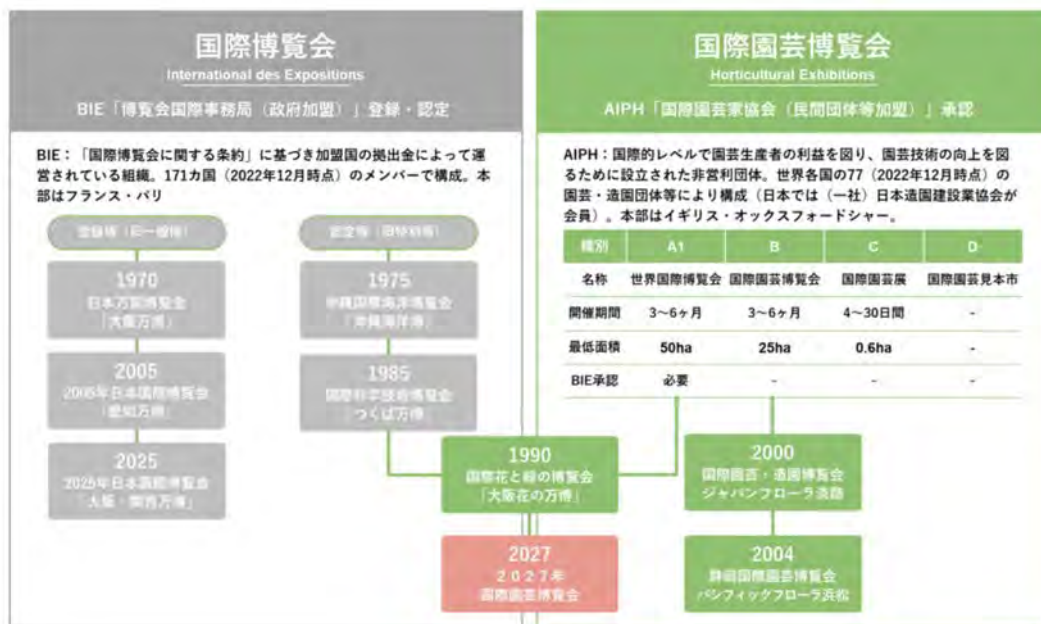


図 2-2 国際博覧会と国際園芸博覧会の関係

資料：「2027年国際園芸博覧会 基本計画」（令和5年1月）



## 2.2.2 本博覧会の具体化に当たっての基本認識

### (1) 開催理念

人類は生態系の一員であり、私たちの暮らしは生命圏（Biosphere）の基盤である自然、とりわけ、その中心である植物の恵みに支えられてきました。しかし、生命圏を支える地球環境は水圏・地圏・大気圏を合わせてもおよそ 30 kmの厚みしかなく、半径 6,400 kmの地球の大きさと比べても極めて薄層であり、その環境容量には限界があります。急増を続ける人類が豊かさの量的拡大を求めて社会経済活動を拡大した結果、生物多様性の損失、地球温暖化の進展、水資源利用の制約、様々な自然災害の甚大化・頻発化、COVID-19 に代表される感染症リスクの拡大等、地球規模の環境変動により人類の生存を脅かす様々な課題が顕在化しています。さらに、途上国を中心とした世界人口の増加や紛争による食料危機により、食料確保に向けた安定的な農業生産力の向上も求められています。

このような中、生態系が適切に保たれ、自然の恵みを将来にわたって享受できる環境共生社会を実現するため、SDGs、30by30<sup>※1</sup>などの世界的な目標とも呼応し、自然が有する機能を持続可能に利用し、多様な社会的課題の解決につなげる考え方（NbS<sup>※2</sup>:Nature-based Solutions）への期待が高まっています。

花や緑、農、食は、我々の命を支え、暮らしを支え、また、世代、民族を超えて人々に感動や笑顔をもたらしています。我々人類は、植物をはじめとした自然に生かされており、生命の潮流と循環の中で生きています。すなわち植物は、酸素の供給源等として生命の基盤となっているだけでなく、水質浄化や気候の調節、自然災害の防止や被害の軽減等の役割を担っています。さらに、資源として活用されることで衣食住にとどまらず、観光・レジャー、健康・医療・創薬等の様々な産業の礎となり、また、植物と共に生きることで様々な暮らしの知恵、技術、文化が育まれてきました。

世界が経済的な豊かさを主体とした対比的な充足から、質的成熟社会への転換期にある中で、2027 年に開催される本博覧会は、改めて植物の自然資本財としての多様な価値を再認識し、持続可能な未来と誰もが取り残されない社会の形成に活用するとともに、自然との共生や時間・空間を含めたシェアがもたらす幸福感を、新たな明日の風景として可視化していくことを目指すものです。

---

※1 2030 年までに陸域と海域の 30%以上を健全な生態系として保全しようとする目標。

※2 主要な社会課題に取り組むために利用されてきた、生態系を基盤としたアプローチの包括的な用語として、2009 年国際自然保護連合（IUCN）によって提唱。気候変動の適応と緩和、災害リスク削減、生態系の劣化および生物多様性損失からの回復、人間の健康、社会経済的開発、食料安全保障、水の安全保障が社会課題として挙げられる。

## 2.3 対象事業の内容

### 2.3.1 対象事業の方針

#### (1) テーマ

##### ① テーマ

## 「幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～」

本博覧会のテーマは「幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～」です。

本テーマには、一人ひとりが心に「幸福感を深める」ための種を自分の意志で蒔き、これを人や環境との関わりの中で育み、生命力にあふれ、個性豊かに、多彩な花を咲かせること、それが豊かさを深める社会の風景である、という思いを込めています。

##### ② サブテーマ

テーマを展開し、具現化するための切り口として、4つのサブテーマを設定します。

生態系サービスに支えられている人と自然の新たな関係を構築するための基盤とそれを支える主体の将来像を示す観点から「自然との調和」及び「緑や農による共存」を、また、これに基づく心の豊かさや幸せがあふれる都市の持続可能性を示す観点から、新たな価値創造による「新産業の創出」を、さらに、新たな価値を生み出し課題解決につなげる多様な主体の参加システムの在り方として「連携による解決」を示すことにより、本博覧会において「幸せを創る明日の風景」を体現していきます。

<p><b>自然との調和</b> Co-adaptation</p>	<p>日本の里山にみられる自然との共生、再生循環の知恵や、災害大国としての経験を生かし、自然の力を導入し、造営物によるインフラを補完するグリーンインフラにより、持続可能で安全かつ魅力ある都市の土台づくりを世界に向けて提案する。</p>
<p><b>緑や農による共存</b> Co-existence</p>	<p>地球の環境容量と生態系システムの危機に直面し、持続的な未来に向けた意識が高まる中、人々は自然とふれあうことの喜びや楽しさ、人と人とのつながりの大切さを再認識し始めている。自然を愛（いつく）しみ、自然を暮らしに生かす農業文化やシェアリングエコノミーの原型ともいえる日本の農の心に学びつつ、緑や農を介して、社会・生活基盤の維持に一人ひとりが積極的に関わることにより、ともに分かち合い支え合う「グリーンコミュニティ※」の在り方を提案する。</p> <p>※グリーンコミュニティ：自然環境が有する多様な機能をもつ生活基盤（グリーンインフラ）の整備と維持に積極的に関わることで形成される共助の主体</p>
<p><b>新産業の創出</b> Co-creation</p>	<p>人々の価値観やライフスタイルが多様化する中、いのちと暮らしを支え、文化や豊かさをつくる花き園芸・農の役割が再認識されている。</p> <p>国際園芸博覧会を実験の場とし、花き園芸・農の高付加価値化や新技術・新品種の創出、異業種連携による生命産業の領域拡大など、時代の先駆けとなる新たな価値を創造する産業の創出・育成を提案する。</p>
<p><b>連携による解決</b> Co-operation</p>	<p>国内外の企業や教育・研究機関、市民を含む多様な主体や国際的ネットワーク等による横断的な参加システムを構築し、世界的な課題の解決につながる知恵や技術を集積し、各国の人々と相互に発信・交流・シェアすることで、多文化共生や友好と平和、多様性を尊重する社会の実現に寄与する。</p>

注：各テーマの英語の部分に共通する「Co-」は、「共同」や「相互」の意味を持ち、本博覧会で提示する価値をあらゆる人々や企業・団体が協力して創り上げていくことへの思いを込めています。

資料：「2027年国際園芸博覧会 基本計画」（令和5年1月）より作成

## (2) 会場コンセプト

会場計画に当たっては、世界から地域レベルにいたる様々な今日の課題の解決策を提示しながら、さらには会場内の様々な展示出展の意図を来場者に効果的かつ魅力的に伝えることが可能な会場づくりを目標としています。その目標に向けて、以下の3つの基本方針を設定します。

### ① 自然環境ポテンシャルを取り入れた会場

計画地の自然環境（地形、土、水、風、緑）を読み込み、そのポテンシャルを効果的に取り入れた計画を行い、魅力ある、快適・安全な空間基盤を形成します。

### ② あらゆる主体がつながり、将来につながる会場

国際園芸博覧会に参加・来場する多様な主体同士のつながりを生み出し、地域・国内外の課題解決や新たな産業の創出につなげることが可能な空間を効果的に配置するとともに、将来のまちづくりに向けて、本博覧会で生まれた取組が地域に継承される工夫を会場計画の中に取り入れます。

### ③ 誰もが使いやすい会場

来場者、出展者、管理者等、本博覧会に関わる全ての人にとって分かりやすく、使いやすい会場空間をつくります。

会場の基盤としての空間領域と各施設等に加え、出展者及び管理者の様々なニーズや多様な事業展開に柔軟に対応できる仕組みを連動させることで国際園芸博覧会事業の魅力を最大限に演出する会場とします。

### (3) グリーンインフラの考え方

グリーンインフラ計画の基本的な考え方を以下に設定します。

#### ① 旧上瀬谷通信施設地区の自然環境特性の継承と向上

まとまりのある樹林や、谷戸地形、生息する生物といった既存の自然環境をできる限り保全・活用し、さらにそのポテンシャルを向上させます。また、コモンズ※等で体現する自然との共生の場、自然を通じたコミュニティ形成の場の基盤を形成します。

計画に当たっては、微細な地形分析による流域と水系の保全と活用、既存樹木の保全や雨水浸透を生かした緑陰や施設の配置、環境シミュレーションの実施による会場内温熱環境の把握と卓越風の活用などについての検討を行い持続可能な都市基盤のモデルとなる会場をつくります。

#### ② 会場の快適性や展示・出展計画とも連携した魅力の向上

継承する自然環境特性を活用しながら、水と緑と風の道を効果的に取り入れるなど、来場者にとって快適で安心・安全な、魅力ある会場づくりを行っていきます。なお、建築においても同様の考え方を取り入れます。

グリーンインフラを通じた環境教育・活動などを展開し、出展者等の多様な主体間のつながりや、人々の参加・交流を連携させることで、新たな連携の仕組みとなる世界観を有するまとまった空間モデルを形成させます。

#### ③ 整備・管理運営と連携した環境負荷の低減

期間限定のイベントであること、閉幕後は横浜市による公園等としての利用が予定されていることなど、本博覧会の特性を踏まえるとともに、カーボンニュートラルなど世界の潮流も意識しつつ、会場の整備・管理運営全体で環境負荷の低減を図ります。



グリーンインフラのイメージ

資料：「2027年国際園芸博覧会 基本計画」（令和5年1月）

※ 会場内の既存樹木がある場所などの環境性能の高い空間（p. 2-15 参照）。

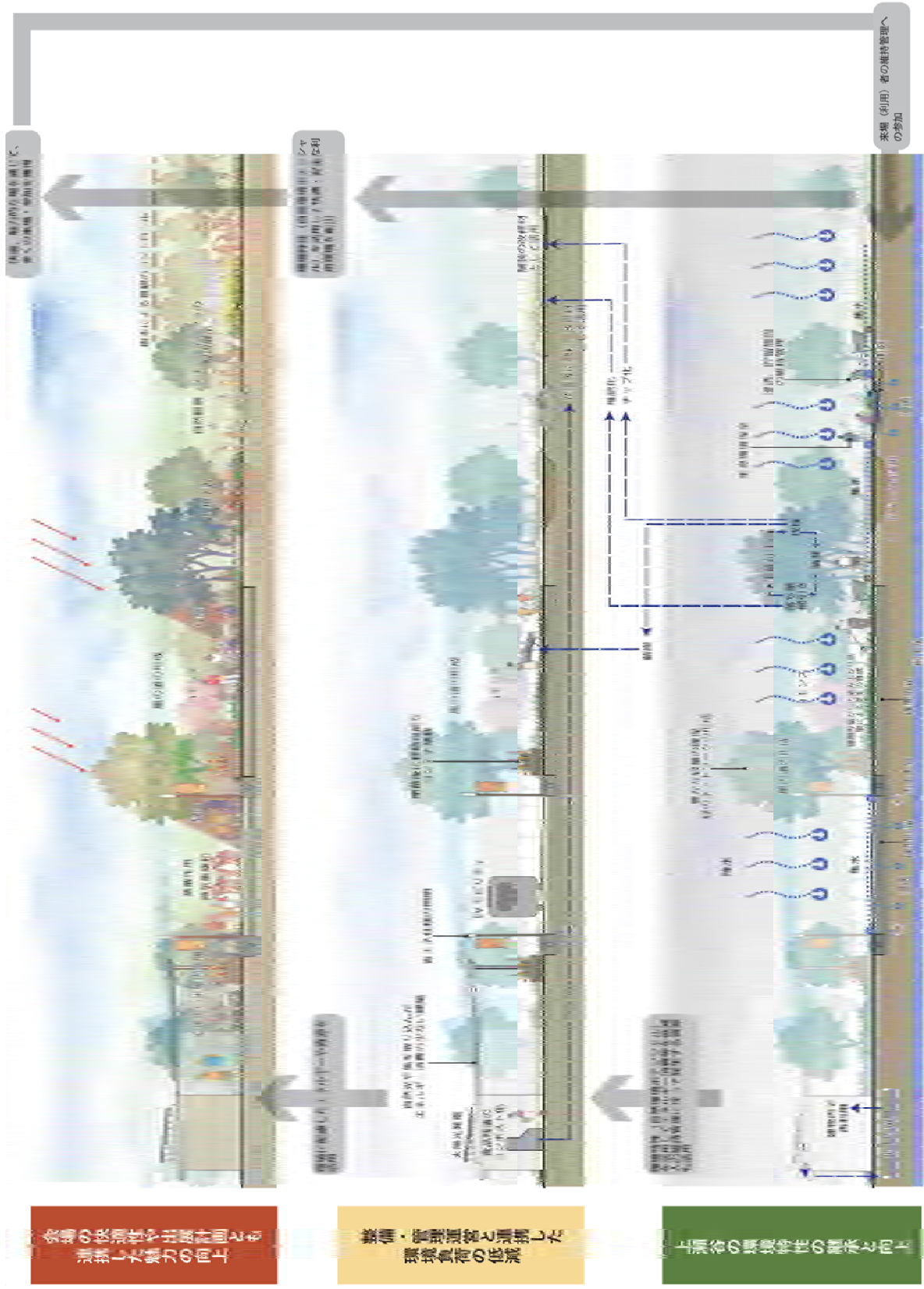


図 2-3 分野間の関係性の概念図

資料：「2027年国際園芸博覧会 基本計画」（令和5年1月）

#### (4) 景観計画

景観計画は、会場の自然ポテンシャルを生かし、本博覧会のテーマを体現する風景を生み出すとともに、テーマに沿った世界観を損ねることのないよう、会場全体として適切にコントロールし、魅力的な景観を創出することを目的とします。

会場計画の基本方針等を踏まえて、景観形成の基本的な考え方を以下に設定します。

##### ① 祝祭感と華やかさを感じる

A1クラスの国際園芸博覧会に相応しい祝祭感と華やかさを、花や人々の賑わい等によって演出します。

##### ② 多様なシーンの展開とその調和を感じる

多様な主体による出展等を通じて多様なシーンを創出するとともに、一定の秩序がとれた、まとまりのある景観を形成します。

##### ③ 移り変わりをを感じる

季節による変化や、朝夕の時間による変化、天候による変化など、気候や気象特性を踏まえ、自然の美しさやその機能に気づくことができる変化のある景観を形成します。また、歩みとともに移り変わる景観によって、会場の中の移動自体も楽しめるような工夫を取り入れます。

##### ④ 人と自然のつながりを感じる

来場者、出展者、管理者といった区別なく、会場にいる誰もが、“人”の活動を通じて、人と人とのつながり、人と自然のつながりの大切さを実感でき、生物多様性に配慮した景観を形成します。

##### ⑤ 五感で感じる

花や緑の持つ機能を最大限活用し、あらゆる人がその魅力を感じるができるよう、五感に訴える景観を形成します。

## 2.3.2 対象事業の計画

本博覧会は、旧上瀬谷通信施設の土地利用基本計画における観光・賑わい地区と公園・防災地区が連続した区域を活用して会場区域（展示やその他の活動に利用される区域）とし、会場区域に隣接して駐車場・バスターミナルを配置します。

本博覧会開催後は、会場区域の一部は横浜市により公園として利用が予定されています。

### (1) 基本的事項

#### ① 開催概要

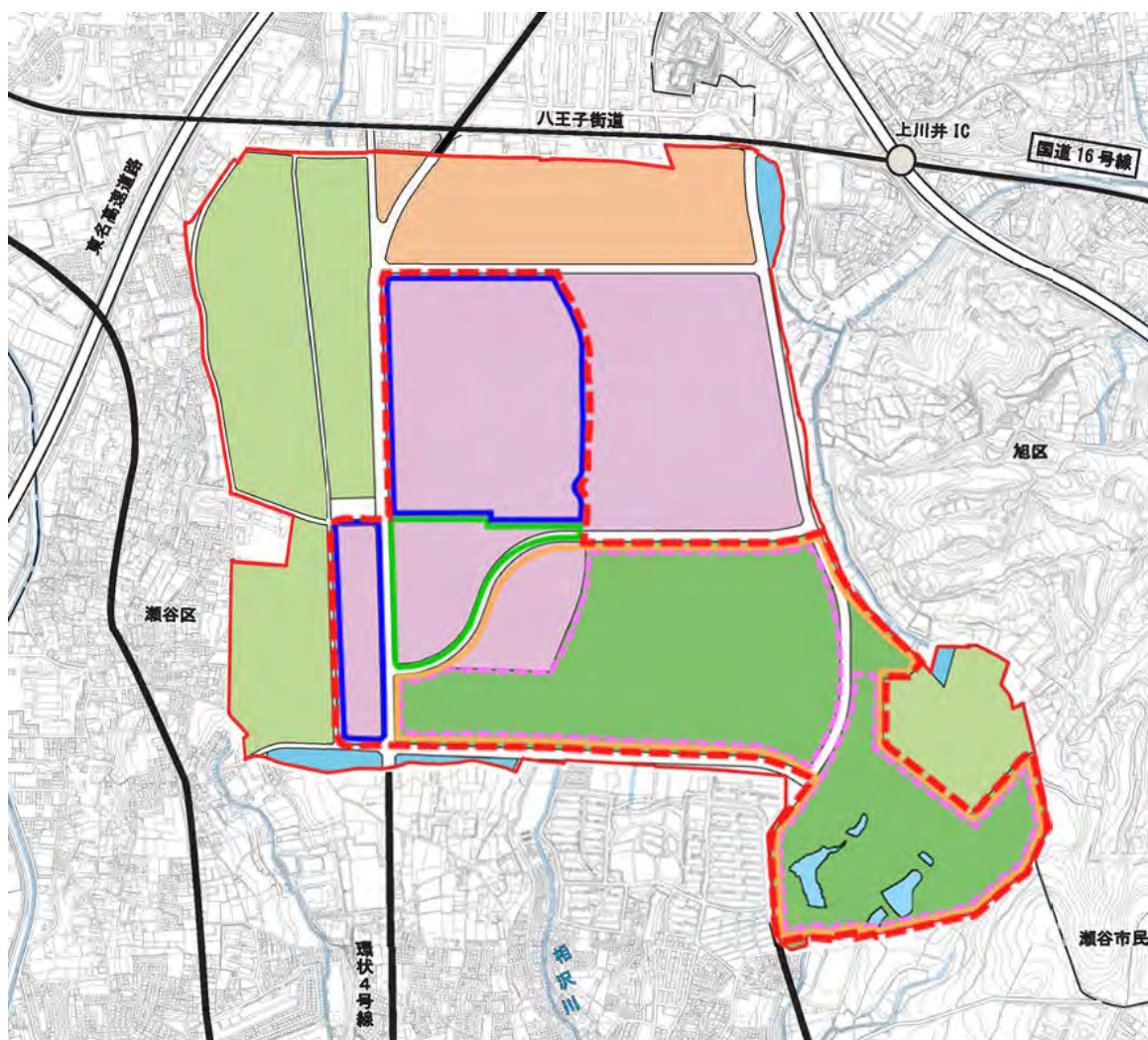
本博覧会の開催概要は、表 2-2 に示すとおりです。なお、本博覧会では、AIPH の規則等に基づき、今後、サステナビリティ戦略<sup>※</sup>等を策定し、環境保全等の持続可能性に関する取り組みを進めていきます。

表 2-2 開催概要

開催期間	令和9（2027）年3月19日（金曜日）～9月26日（日曜日） 開催日数（192日間）
参加者数	1,500万人（地域連携やICT（情報通信技術）活用などの多様な参加形態を含む、有料来場者数：1,000万人以上）

※ サステナビリティ戦略：AIPH（国際園芸家協会）が国際園芸博覧会の主催者に対し、AIPHの規則等に基づき策定を求めているサステナビリティ（持続可能性）に関する戦略。





<凡例>

- |   |            |   |        |
|---|------------|---|--------|
|  | 農業振興地区     |  | 道路     |
|  | 観光・賑わい地区   |  | 地上式調整池 |
|  | 物流地区       |   |        |
|  | 公園・防災地区    |   |        |
|  | 対象事業実施区域   |   |        |
|  | 会場区域       |   |        |
|  | 駐車場        |   |        |
|  | バスターミナル    |   |        |
|  | 公園整備事業実施区域 |   |        |

※ 土地利用計画は参考であり、確定したものではありません。

※ 令和5年10月時点 今後の調整状況により変更になる可能性があります。

図 2-4 旧上瀬谷通信施設地区の土地利用計画と本博覧会の区域

資料：「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 土地利用計画図」（令和5年10月、横浜市）より作成

## (2) 会場区域

### ① 会場構成の考え方

#### ア. 地形、土、水、風、緑

- ・横浜の丘陵地に位置し、中小河川の流域が南北に伸びるエリアに位置する会場の持つ地形・土壌の特徴や、相沢川や和泉川の流域としての水循環を細かく読み解きます。
- ・夏期の日中の南風が卓越する風環境の特徴を理解しながら、会場区域に残る既存樹木や市民の森との関係を踏まえた緑のネットワーク形成に配慮します。
- ・こうした作業を基礎として、会場全体を回遊しながら対象地の環境を体感できる会場計画を策定します。
- ・自然環境ポテンシャルを引き出した会場計画は、その効果を最大限に体感できるシーケンスを生み出すことが可能になり、自然と暮らしの良好な関係性を理解することにつながります。

#### イ. 地形の読み解き方

- ・会場周辺は中小河川による南北方向の流域地形や、かつての武蔵国と相模国の国境になった尾根地形が特徴です。これらの特徴を会場構成に顕在化させ、各特徴を体感することができる会場とすることを意図して「まち」「かわ」「のら」「さと」「やま」の5つを地形の読み解きとして空間概念を設定します（図 2-5 参照）。
- ・読み込んだ空間ごとに自然と暮らしの関係性の様々な在り方を反映し、これらを動線計画や展示・出展計画に生かすことで、会場を巡りながら様々な理解と共感を呼び起こすことができます。



図 2-5 地形を読み解く空間概念のイメージ

資料：「2027年国際園芸博覧会 基本計画」（令和5年1月）

## ウ. コモンズ

会場内の既存樹木がある場所などの環境性能の高い空間を「コモンズ」として設定し、展示出展コンテンツ等と連動して配置することで、来場者にとっての快適な会場回遊拠点を提供します。また、コモンズにおいては、周辺の展示出展主体と来場者がつながりを持つことが可能な空間を提供します。

コモンズは、国内外の来場者や出展者等の様々な主体が連携して、本博覧会のテーマを実現する場にもなり、将来整備される公園における活動の継続を見据えて展開していきます。本博覧会開催中さらには開催後においても、会場外や国内外との連携により、地域から世界の課題解決や新たな産業の創出等につながるきっかけをつくる場とします。

以下の空間を「コモンズ」として設定します。

- (1) 会場を訪れた様々な世代の人々が憩い、寛ぎ、使いこなす空間
- (2) 木立と草花と施設とがバランス良く配置された空間
- (3) 居心地の良さと環境性能の高さを、来場者と参加者が皆で共有する空間

具体的な機能として、「修景」「休息」「滞留・交流」「環境性能」とし、それらを最大限に発揮できるような場所に、大小さまざまな規模と形態で配置します。



コモンズのイメージ

資料：「2027年国際園芸博覧会 基本計画」（令和5年1月）

## ② 会場区域を構成する施設等

会場区域における施設配置計画を図 2-6 に示します。会場区域の施設は庭園（屋外展示、屋外出展）、建築物及びその他の施設から構成されます。

施設を配置する際には、現地の地形の読み解きとともに、土地区画整理事業及び公園整備事業の整備内容とも整合を図りながら会場内に適正に計画します。

博覧会の開催後に撤去する施設と公園整備事業に引き継ぐ施設については、関連事業等と調整しながら決定していきます（図 2-7 を参照）。

## ア. 庭園（屋外展示、屋外出展）

海外からの公式参加者をはじめ、国内の民間企業、園芸家、日本国政府や自治体等、様々な参加者による出展庭園や花壇を設けます。

表 2-3 主な施設の特徴（庭園）

庭園・花壇の種類	実施者	想定規模	内容
公式参加者庭園	公式参加者	40,000 m <sup>2</sup>	公式参加者、一般参加者等によるそれぞれの特徴を活かした庭園や花壇を中心に、花苗、鉢物、植木、農作物等の植物、造園・農業資材、装飾作品、新技術を取り入れた植物や造園・栽培手法等の展示により構成（参加者の意向により建築物等を伴う場合があります。）。
一般参加者庭園	一般参加者	27,000 m <sup>2</sup>	
開催地庭園	開催地自治体	44,000 m <sup>2</sup>	
主催者庭園	主催者	20,000 m <sup>2</sup>	主催者による国際園芸博覧会のシンボルとなるガーデンであり、本博覧会のテーマを体現するものの一つである。来場者の高揚感を高めるガーデンや、季節ごとに咲き誇る花の変化が楽しめるガーデンなどを配置。



主催者庭園のイメージ

資料：「2027年国際園芸博覧会 基本計画」（令和5年1月）

## イ. 建築物

建築は、緩やかに連続する谷や丘、点在する既存の樹林帯など周辺環境を生かした建物の位置や向きとし、大きさと高さも外部空間に溶け込むようにします。また、水や風、光などの自然環境を有効に活用し、エネルギー消費の軽減を重視した設計とします。環境に配慮した素材を選び、特に国産木材等を積極的に使用していきます。また、色彩に関して周辺環境との調和に配慮します。

本博覧会は、旧上瀬谷通信施設の南部において公園整備事業実施区域等を半年間活用して開催するため、国際園芸博覧会として必要な展示施設やサービス施設、管理施設などは仮設として整備し、本博覧会の終了後に撤去します。展示施設の一部は、本博覧会後に横浜市の公園整備事業へと引き継ぎます（表 2-4 参照）。開催期間中に限り利用される仮設建築物は、解体時の廃棄物を抑制する観点から、リース品やリサイクルが可能な素材等を積極的に活用します。

住宅団地や南東側周辺のまとまった緑地等の隣接部においては、多数の来場者が長時間に亘って滞在することが想定される施設はできるだけ配置しないよう配慮します。

表 2-4 主な施設の特徴（建築物）

区分	施設名称	想定規模 (延床面積)	概要
展示建築施設	屋内展示施設 (シンボル展示、 国内外の展示等)	9,500 m <sup>2</sup>	主催者が整備し、主催者または出展者等が 屋内庭園、生産品や技術等の展示を行う施 設。
催事施設	催事施設	1,500 m <sup>2</sup>	国際的な交流となる公式行事、ナショナル デー・スペシャルデーに加え、主催者や企 業・自治体・市民団体等の多様な主体によ る催事を実施。
サービス施設	診療所、案内所、 トイレ、休憩所等	7,000 m <sup>2</sup>	—
営業施設	飲食施設、物販施 設等	13,000 m <sup>2</sup>	—
管理運営施設等	運営本部、ゲー ト、倉庫等	17,000 m <sup>2</sup>	—

注1：AIPH規則に基づき、建築規模（展示建築施設を除く）は会場区域の面積の10%を上限として計画する  
（主催者が提供する区画において、出展者が設置する展示施設等を含む）。

注2：延床面積は、複数の建物の合計値を示す。

#### ウ. その他の施設

本博覧会では、大量の草花の使用のための関連施設（試験植栽圃場、植物バックヤード等）  
が必要です。

会場周辺には優良な農地が広がっていることから、植物関連施設については、周辺農地と  
の連携も検討します。

なお、これらの施設は仮設として整備し、本博覧会の終了後に撤去します。

表 2-5 主な施設の特徴（その他の施設）

区分	施設名称	想定規模	内容
管理運営施設等	試験植栽圃場、植 物バックヤード等	31,000 m <sup>2</sup>	生産・調達を行った植物を、円滑に搬 入・検収・施工者へ分配・引き渡し等 を行うために設置（植物管理用の建築 物等を含む）。





図 2-6 会場区域内の施設配置図





### ③ 施設配置計画に係る環境配慮事項

施設配置計画に係る環境配慮事項及び公園に引き継ぐ施設は、図 2-7 に示すとおりです。

対象事業実施区域における生物の生息・生育環境のうち、特に重要となる相沢川及び和泉川周辺においては、横浜市が水辺空間等の整備に向けて環境保全措置や地上式調整池（調整池 4）（p. 6. 2-117～121 参照）の検討の深度化を進めています。

本博覧会では、横浜市が整備したこれらの水辺空間等を活用しますが、敷地造成等による改変は行わず、保全対象種の生息・生育環境を横浜市と連携しながら保全し、公園整備事業へ引き継ぎます。また、横浜市との連携により保全する樹林等の緑地や、現存する草地環境（乾性草地）の一部を活用して本博覧会で整備する広場についても、公園整備事業へと引き継ぎます。

なお、本博覧会の実施にあたっての配慮事項は以下のとおりです。

- ・横浜市は、既存の樹木の位置や地形、表土<sup>注1</sup>を活用した緑化及び雨水浸透貯留・水源涵養など流域を踏まえた水循環の推進に配慮するとともに、生物の生息環境の連続性確保に資する瀬谷市民の森等から相沢川周辺に至る緑のつながりを確保することとしています。本博覧会の施設整備にあたっては、これらを維持しながら活用していきます。
- ・現存する草地環境（乾性草地）の一部を広場として保全・活用します。
- ・会場内の照明、園路に設置する照明は、誘虫性の低い LED 照明を使用し、「光害対策ガイドライン」（環境省 令和 3 年 3 月）を踏まえて適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を検討し、夜間の安全な利用とともに、周辺の住居及び生物の生息・生育環境への光害を可能な限り抑制します。なお、駐車場やバスターミナルについても、同様の配慮を行います。
- ・駐車場・バスターミナル区域以外については、対象事業実施区域の境界で横浜市の整備により高木を含む樹木の植栽が行われることから、照明設備の使用による対象事業実施区域外への光漏れが軽減されます。
- ・行催事の実施にあたっては、近隣の住居や生物生息空間に配慮するため、音響設備の音量、稼働時間、照明の向きや照度等への配慮など適切な運営ルールの設定について検討します。

注 1：横浜市は表土を適切に保管し、新たに整備する緑地への使用等を想定しています。



※ 保全・活用する施設等のうち、園路については、現在、横浜市と調整を進めており、本博覧会協会が想定するものを示したものです。今後の調整により変更となる可能性があります。

図 2-7 環境配慮事項及び公園に引き継ぐ施設

#### ④ 植栽計画

植栽エリアの区分と展開イメージは、表 2-6 に示すとおりです。また、植栽の一部は本博覧会開催前に公園整備事業の一次整備工事にて整備され、開催後は公園整備事業に引き継がれます。

植栽計画においては、会場計画の基本方針を踏まえ、既存樹木等、会場内の自然環境を生かしながら、本博覧会で展開されるコンテンツやアクティビティに適した植栽エリアを設定します。また、生物多様性の創出や緑陰形成等の多面的な植栽機能を踏まえ、来場者が快適に過ごせるよう植栽空間を演出します。

さらに、景観計画、グリーンインフラ計画等とも連動させ、来場者に花や緑で彩られる魅力的な景観とともに、植物の生命力を体感できる居心地の良い空間を提供します。

樹木等の植栽は、本博覧会開催後に横浜市が公園として利用することを見据えて計画するため、サクラをはじめ四季を通じて見どころのある公園の植栽を踏まえた計画とします。

なお、植栽計画に当たっては耐病性品種を積極的に採用し、総合防除\*などを通じて周辺環境への負荷の低減に努めます。

※ 総合防除（Integrated Pest Management）とは、利用可能なすべての防除技術に経済性を考慮しつつ慎重に検討し、病害虫の発生増加を抑えるための適切な手段を総合的に講じるものです。

表 2-6 植栽エリアの区分と展開イメージ

区分	展開イメージ
環境植栽	会場のランドスケープの骨格となる景観木や並木、空間の背景となる緑地、大面積の草地を形成する既存樹木や高中木、芝生を中心とした植栽空間 公園計画による植栽を生かした、土地の歴史を表す大径木や新植の樹木・芝等
修景植栽	主催者が主体となり、会場内の沿道等に展開し、ランドスケープを補完する宿根草や一年草を中心とした植栽空間及び添景 プランターや壁面、ハンギングバスケット等の装置を用いて表現する花や緑による装飾

資料：「2027年国際園芸博覧会 基本計画」（令和5年1月）



環境植栽のイメージ



修景植栽のイメージ

資料：「2027年国際園芸博覧会 基本計画」（令和5年1月）

## ⑤ 動線計画

会場区域内における動線計画のイメージは図 2-8 に示すとおりです。

多くの来場者・利用者が安全に移動することができることを基本として幅員や経路を設定するとともに、先端技術等により快適性向上や移動負担の軽減を図り、展示された花や緑を鑑賞しながら移動自体が楽しみになるような計画とします。

動線の種類は、目的・用途に沿って来場者用動線、管理用動線、緊急用動線等に分けて整理します。

なお、横浜市が土地区画整理事業で新規に整備する区域内道路（図 2-17 (p. 2-34) 参照）については、本博覧会開催中は一般車両の通行は行わないこととし、歩行者の安全性を確保します。



図 2-8 会場区域の動線計画の考え方

資料：「2027年国際園芸博覧会 基本計画」（令和5年1月）より作成

### (3) 駐車場

会場区域に隣接して自家用車及び団体バスの駐車場を整備します。会場隣接駐車場の位置、出入口及び主な動線を図 2-9 に示します。

駐車場は、自家用車と団体バスを合わせて約 6,000 台分を設置する計画で検討していますが、来場車両の状況に応じて、自家用車と団体バスの駐車スペースを適宜、配分することで、柔軟に対応していきます。土地被覆の性状等については、アスファルトを用いた透水性舗装や砕石などにより、可能な限り透水性を確保するとともに、植栽等による修景を行って、緑化に努めます。

世界的な電気自動車シフトの動向を踏まえ、会場区域に隣接する駐車場は、環境配慮型の車両（EV、FCV）を優先し、充電器を設置するなど、カーボンニュートラルの実現を先導する取組を検討します。

事前予約の導入等も検討するなど、円滑な誘導と会場周辺の渋滞対策を含む環境対策を図ります。駐車場と会場区域との往来に用いる歩行者動線については、安全性の確保に留意します。

表 2-7 会場隣接駐車場の駐車スペース（想定）

想定車両	台数（台）
自家用車	5,400
団体バス	800

※ 駐車スペースについては、駐車場の検討により、変更となる可能性があります。

#### ※ 駐車場の収容台数の考え方

駐車場の収容台数については、過去に開催された大規模イベント等の事例を参考に設定しており、本博覧会が自然や緑をテーマとする大規模イベントであることから、過去に開催された園芸博覧会を類似事例と考えて設定を行いました。

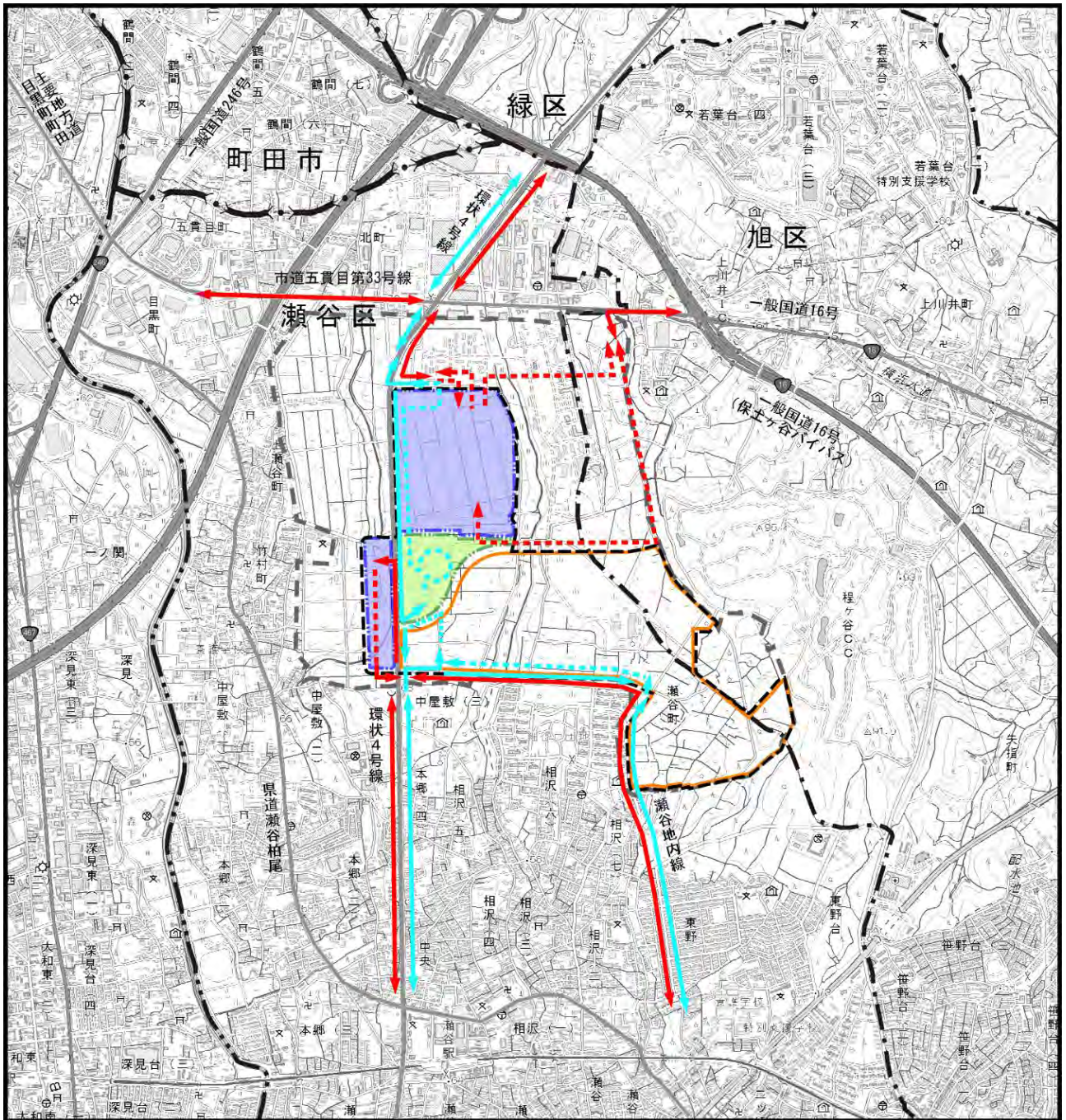
これまで日本では3回の園芸博覧会（国際花と緑の博覧会、淡路花博及び浜名湖花博）が開催されており、これらの実績等（回転率：約 1.4～2.3）を踏まえて、駐車場は概ね 2 回転と想定して予測・評価を行っています。

また、設定した駐車場の収容台数で適切に運用ができるよう、公共交通の利用促進、パークアンドライドによる会場外の駐車場の活用、さらに、駐車場を予約制にすることや開催時間の延長等の運営方法を工夫するなど、様々な方法において対応を図っていきます。

なお、交通需要については、開場、閉場の時間と連動して高くなり、会場内の滞在者については、過去に開催された博覧会での実績から、多客日においては、12 時から 14 時頃がピークとなり、約 5～6 万人が会場内に滞在していると想定しています。

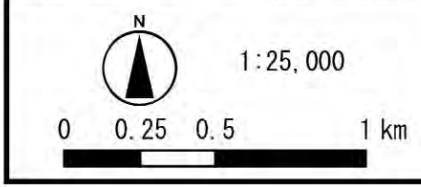
表 2-8 類似事例の実績（過去に開催された園芸博覧会）

	国際花と緑の博覧会 （大阪花の万博）	淡路花博	浜名湖花博	本博覧会（予定）
開催期間	1990年4月1日～9月30日（183日間）	2000年3月18日～9月17日（184日間）	2004年4月8日～10月11日（187日間）	2027年3月19日～9月26日（192日間）
来場者数（計画）	2,000万人 （有料1700万人）	500万人 （有料400万人）	500万人 （有料400万人）	1,500万人 （有料1,000万人以上）
来場者数（実績）	2,313万人	695万人	545万人	—
会場面積	105ha	96ha	56ha	75.2ha
駐車場等の面積	57.8ha	16ha	16ha	42.9ha
時間延長の有無	有	有	なし	有
自家用車の予約の有無	なし	なし	なし	有



凡例

- 対象事業実施区域
- 土地区画整理事業実施区域
- 会場区域
- 駐車場区域
- バスターミナル
- 自家用車の動線（公道）
- 自家用車の動線（会場、駐車場等）
- シャトルバスの動線（公道）
- シャトルバスの動線（会場、駐車場、バスターミナル等）
- 都県界
- 市界
- 区界



※現時点での想定です。  
 今後、関係機関等との調整により、  
 変更する可能性があります。

図 2-9(1) 会場隣接駐車場の出入口及び主な動線

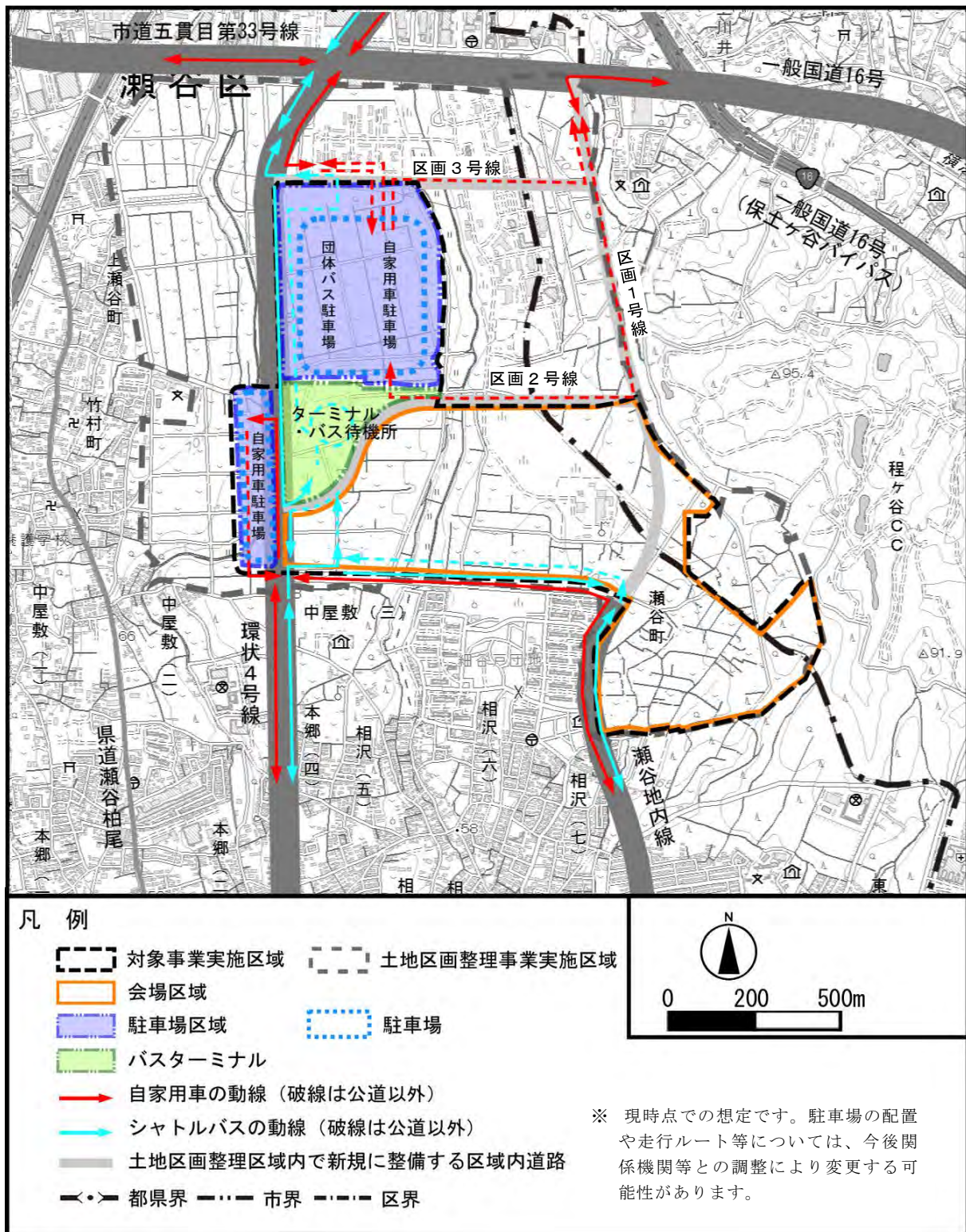


図 2-9(2) 会場隣接駐車場及びバスターミナルのイメージ図

#### (4) バスターミナル

鉄道駅及びパークアンドライド駐車場からのシャトルバスの発着に使用するバスターミナルは、来場者の利便性を考慮し、会場区域に隣接して設置します。バスターミナルの位置は図 2-9(2)に示すとおりです。

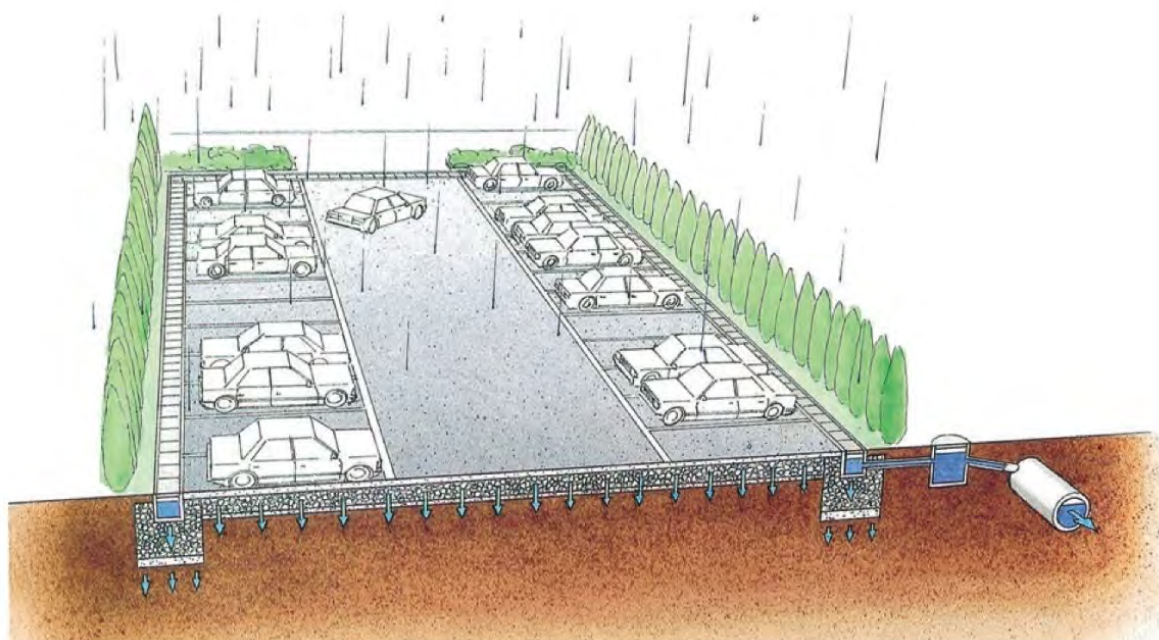
## (5) インフラ計画

会場内のインフラ施設については、会場の基盤となる土地区画整理事業によって整備される造成地、道路、上下水、ガス、電気通信、雨水流出抑制施設（雨水調整池）等のインフラとともに、公園整備事業によって整備される園路、広場、植栽等を活用します。

本博覧会による会場や駐車場等の整備においては、グリーンインフラの積極的な導入を図り、雨水浸透施設等を整備して、地下水の涵養や雨水の流出抑制に努めます。

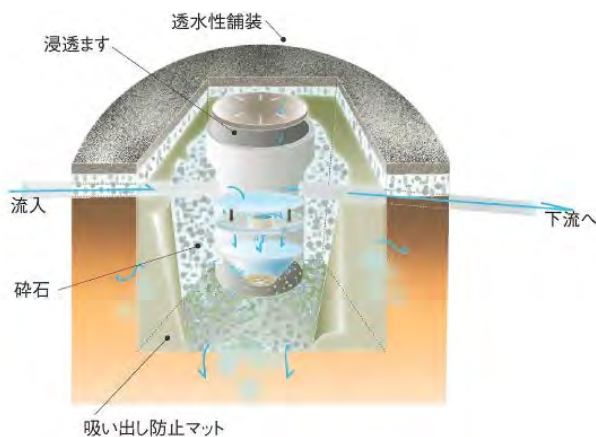
### <参考 雨水浸透施設の整備イメージ>

駐車場及びバスターミナルにおいては、一部透水性舗装を導入するとともに、浸透柵・浸透トレンチ等を整備し、地下水の涵養と雨水の流出抑制を図ります。駐車場等の整備イメージ及び浸透柵のイメージを参考として以下に示します。



透水性舗装による整備のイメージ

資料：増補改訂 雨水浸透施設技術指針(案)調査・計画編（公益社団法人 雨水貯留浸透技術協会）



浸透柵のイメージ

資料：流域貯留浸透施設パンフレット（公益財団法人 雨水貯留浸透技術協会）



### 2.3.3 輸送計画

輸送計画については、国や自治体、交通事業者や関係団体等で構成する輸送対策協議会や学識経験者による技術検討会において、ご意見や技術的助言等をいただきながら検討しています。

会場までの来場手段としては、近隣の鉄道駅からのシャトルバス等を利用する「公共交通機関」、観光ツアー等による「団体バス」、「自家用車」、「徒歩等」を想定（図 2-10 のとおり）しており、交通機関別分担率の想定（全開催期間平均）については表 2-9 に示すとおりです。また、多客日、休日平均、平日平均のケース別来場者数の想定は表 2-10 に示すとおりです。

自家用車及び団体バスは、会場に隣接する駐車場（会場隣接駐車場）を利用しますが、多客日等においては、自家用車を駐車する会場外駐車場（パークアンドライド駐車場）を設置して、会場外駐車場と会場を往復するシャトルバスを運行する計画です。

なお、周辺交通への影響をできるだけ軽減できるよう、会場隣接駐車場やバスターミナルにおける車両（自家用車、団体バス、公共交通（シャトルバス））の出入りは、左折を基本としたルート設定や駐車場内に通路を一定区間設けて場内での車両の滞留を可能とすることなど、工夫を図っていきます。

さらに、シャトルバスの速達性及び定時性の向上、チケット制度と連動した来場者の平準化等の交通需要マネジメントの取組、経路選択や決済などがスムーズに進む MaaS<sup>※</sup>など、ICT を活用した円滑な輸送対策についても検討します。

※ MaaS (Mobility as a Service) とは、地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス。観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段になると考えられている。

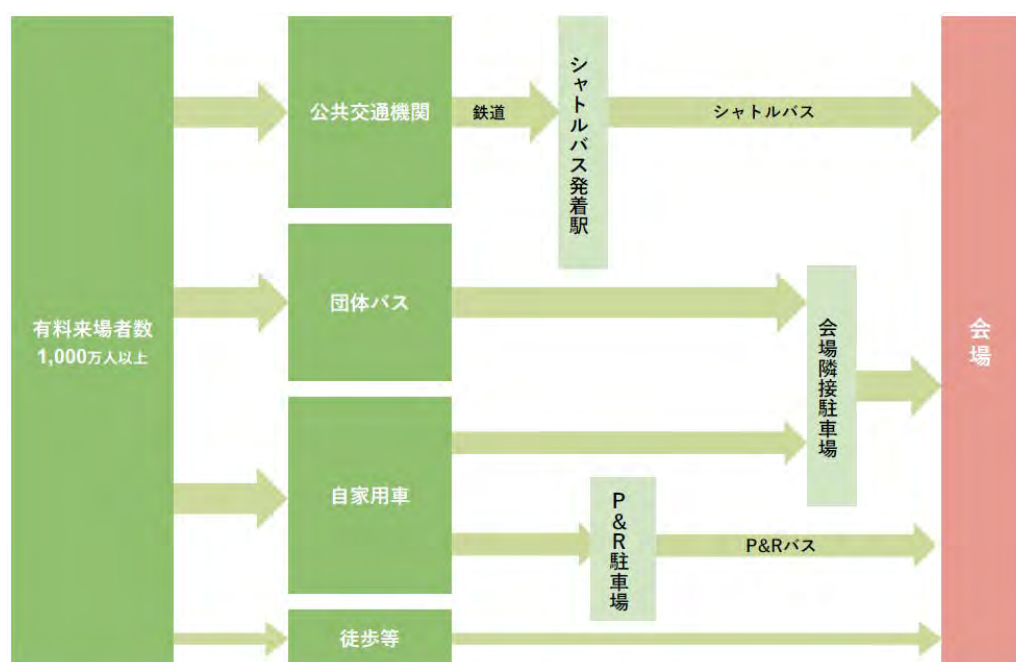


図 2-10 輸送アクセス分担

資料：「2027年国際園芸博覧会 基本計画」（令和5年1月）

表 2-9 交通機関別分担率（全開催期間平均）

自家用車	団体バス	公共交通機関	徒歩等	計
約 34%	約 27%	約 33%	約 6%	100%

注：現時点での想定であり、今後、関係機関等との調整により、変更する可能性があります。

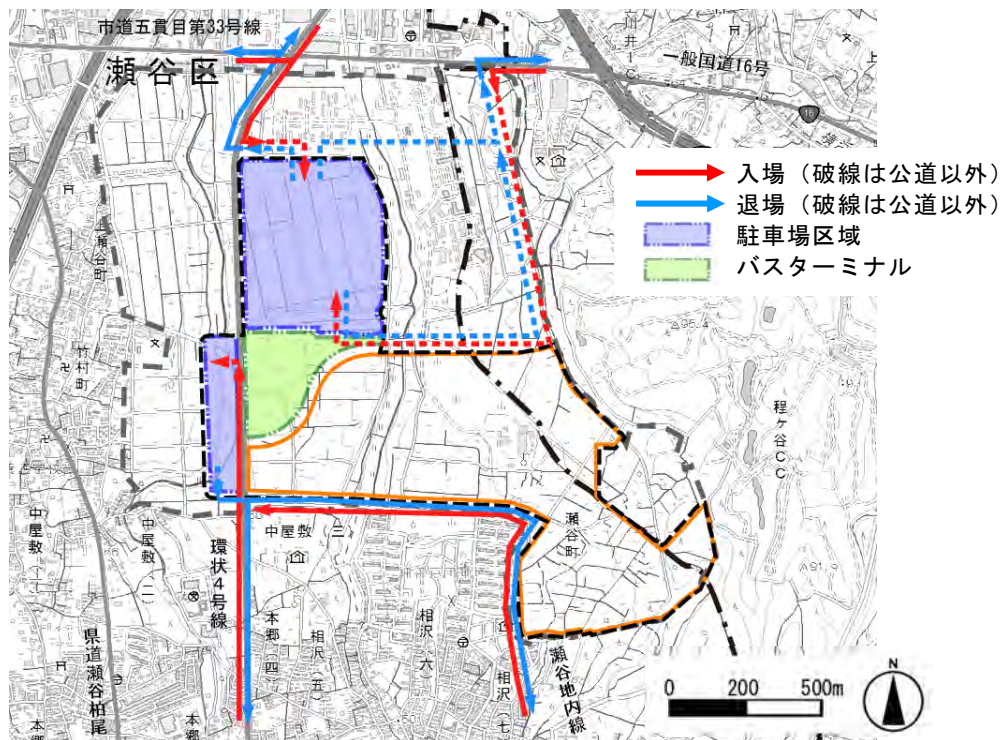
表 2-10 ケース別来場者の想定

輸送の分類	来場者の想定				
	自家用車	団体バス	公共交通	徒歩等	総数
多客日 GWなど (10日程度)	約 43,000 人 (約 14,300 台)	約 16,000 人 (約 500 台)	約 40,000 人	約 6,000 人	約 105,000 人
休日平均	約 28,000 人 (約 9,300 台)	約 21,000 人 (約 600 台)	約 25,000 人	約 4,000 人	約 78,000 人
平日平均	約 17,000 人 (約 5,700 台)	約 16,000 人 (約 500 台)	約 17,000 人	約 3,000 人	約 53,000 人

(1) 自家用車

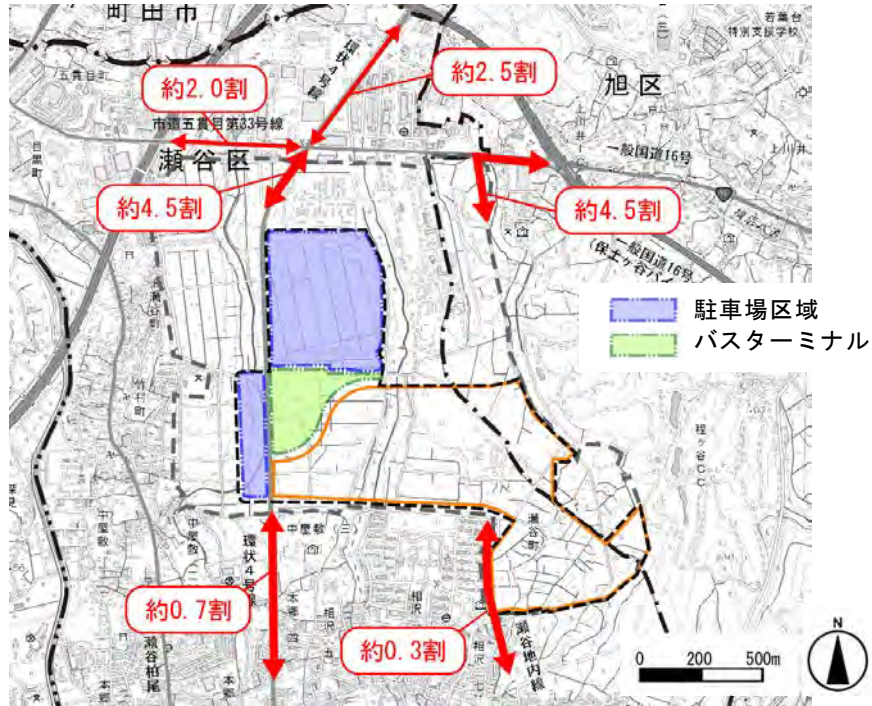
自家用車は、会場隣接駐車場を利用し、多客日等においては、会場外駐車場（パークアンドライド駐車場）からのシャトルバスの利用も計画しています。

対象事業実施区域周辺の自家用車の主な走行ルートは、図 2-11 に示すとおりです。環状 4 号線、市道五貫目第 33 号線、瀬谷地内線を主なルートとし、土地区画整理事業で整備する区域内道路も活用します。また、来場車の方向別交通量割合は図 2-12 に示すとおりです。なお、会場外駐車場（パークアンドライド駐車場）からのシャトルバスについては、(3) 公共交通（シャトルバス）と同様のルートでバスターミナルに発着させる計画です（図 2-13）。



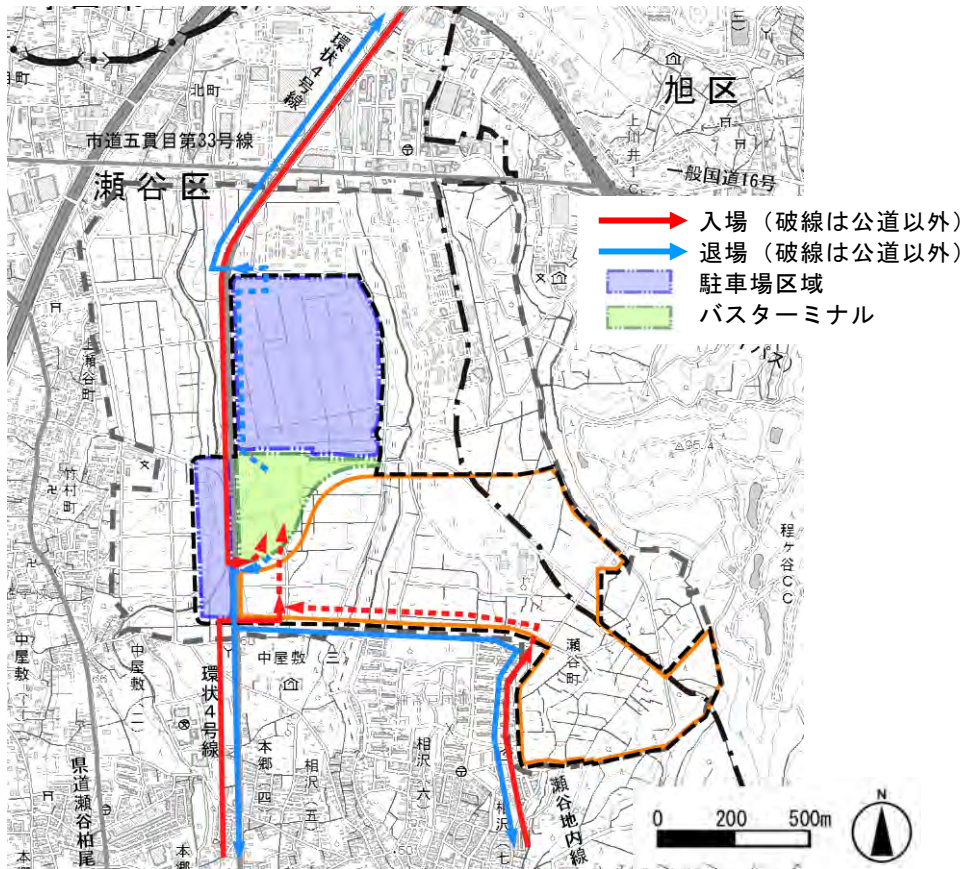
※ 現時点での想定であり、今後、関係機関等との調整により、変更する可能性があります。

図 2-11 自家用車の主な走行ルート（対象事業実施区域周辺）



※ 現時点での想定であり、今後、関係機関等との調整により、変更する可能性があります。

図 2-12 来場車の方向別交通量割合（自家用車）



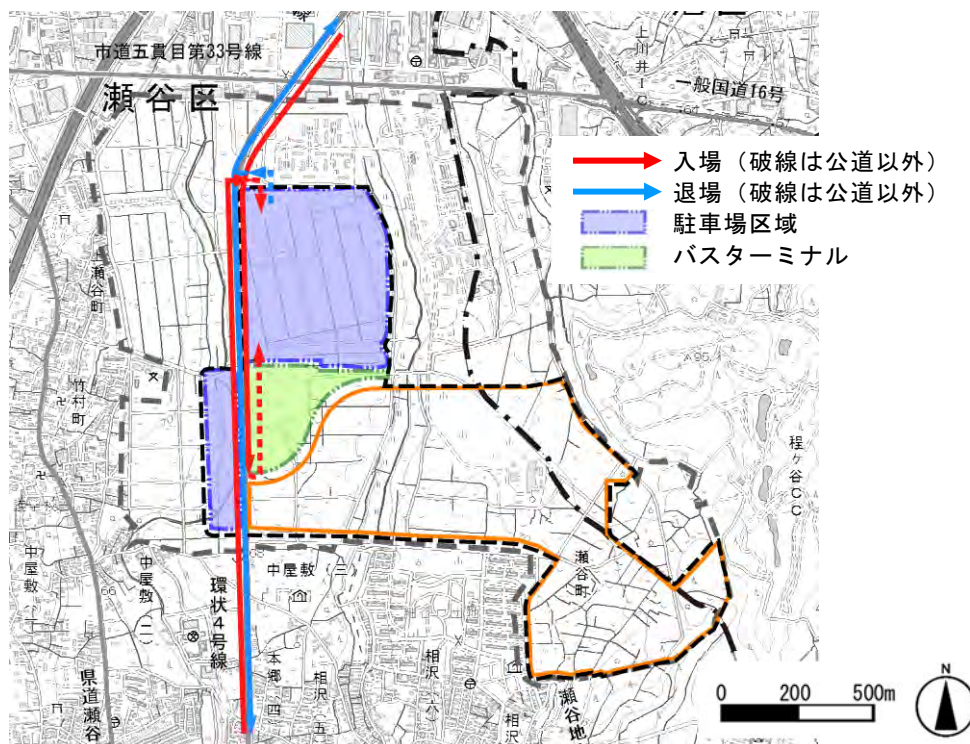
※ 現時点での想定であり、今後、関係機関等との調整により、変更する可能性があります。

図 2-13 会場外駐車場（パークアンドライド駐車場）からのシャトルバス走行ルート

## (2) 団体バス

団体バスは、観光バスや修学旅行等での利用を想定しています。

対象事業実施区域周辺の団体バスの走行ルートは、図 2-14 に示すとおりです。環状4号線を主なルートとし、対象事業実施区域内における駐車場までの走行ルートについては自家用車と同様に土地区画整理事業で整備する区域内道路も活用します。



※ 現時点での想定であり、今後、関係機関等との調整により、変更する可能性があります。

図 2-14 団体バス走行ルート (対象事業実施区域周辺)

## (3) 公共交通 (シャトルバス)

複数の鉄道駅に囲まれた特性を生かし、駅から会場までのアクセスは、シャトルバスの利用を想定し、シャトルバス発着場については次の考え方を基本とします。

- ・会場周辺4駅からのシャトルバス
- ・空港や鉄道路線における主要ターミナル駅からの直行バス

会場周辺4駅については、瀬谷駅、三ツ境駅、南町田グランベリーパーク駅、十日市場駅とします。

シャトルバスの運用にあたっては、鉄道駅からシャトルバスへの乗り換え時に過度な滞留が発生しないよう、適切に運行本数を確保した計画とすることや、滞留スペースの確保など、鉄道事業者やバス事業者等の関係者と調整を進めていきます。

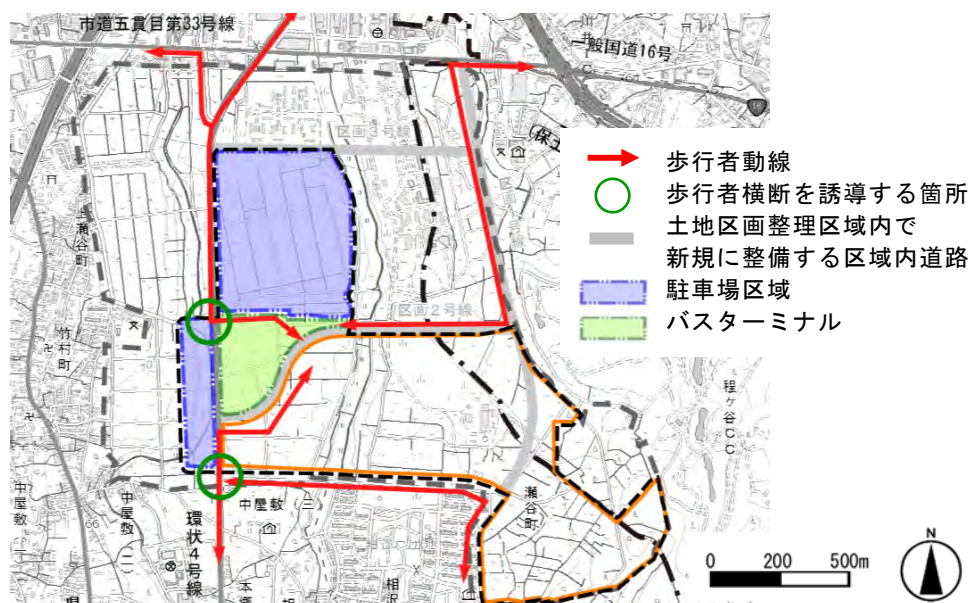


#### (4) 徒歩等

対象事業実施区域周辺の歩行者及び自転車のアクセスルートは、図 2-17、図 2-18 に示すとおりです。歩行者・自転車等のアクセス動線は、主に環状4号線の歩道等を経由し、来場することを想定しています。自転車利用のための駐輪場についても整備します（駐車場等に配置）。

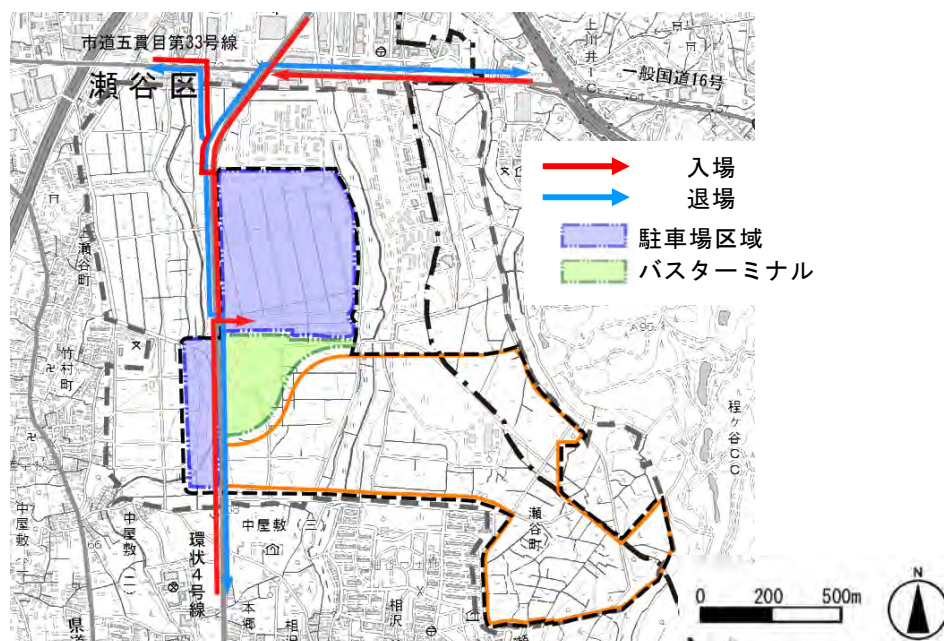
対象事業実施区域内の歩行者動線としては、整備予定の駐車場及びバスターミナルから会場区域までのアクセスを想定しています。

なお、環状4号線における歩行者の横断は、乱横断を避けるため、適切な案内誘導により、信号のある場所で行うよう誘導します。



※ 現時点での想定であり、今後、関係機関等との調整により、変更する可能性があります。

図 2-17 歩行者のアクセスルート（対象事業実施区域周辺）



※ 現時点での想定であり、今後、関係機関等との調整により、変更する可能性があります。

図 2-18 自転車のアクセスルート（対象事業実施区域周辺）

### (5) 交通混雑緩和策（駐車場の効率的な運用）

会場周辺の混雑緩和のため、会場隣接駐車場に必要な台数を確保するとともに、来場者へ公共交通機関の利用を促進しますが、開催期間中、来場者の集中が想定される多客日等においては、会場駐車場の他に会場外駐車場（横浜青葉 IC など複数箇所を想定）を設け、そこからのシャトルバス輸送を行います。

なお、開催期間中の多客日については、早朝や夕方以降など、時間延長を予定しており、来場者数は 10.5 万人／日、開催期間中の 10 日程度を想定しています。

多客日への対応としては、周辺の交通量などを踏まえ、交通混雑に配慮しながら、会場隣接駐車場を最大限有効に稼働させるとともに、会場外駐車場（パークアンドライド駐車場）として、必要に応じて約 4,000 台を確保し、過去の園芸博覧会の実績等を参考にしながら、パークアンドライド駐車場を含めて駐車場を予約制にするなど運営方法等を工夫することで、対応していきます。

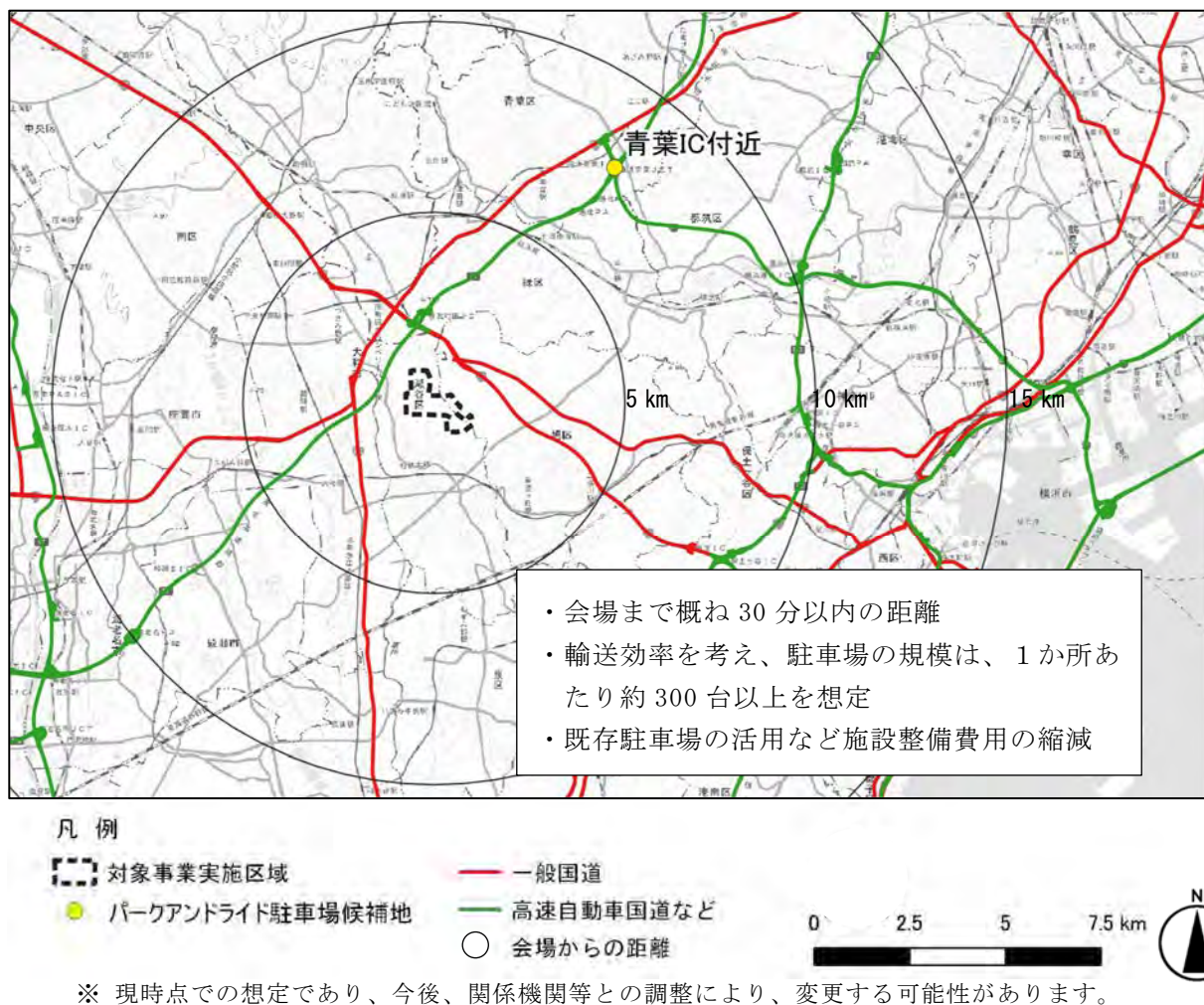


図 2-19 パークアンドライド駐車場位置

## 2.3.4 会場運営計画

### (1) 会場運営

本博覧会の行催事は、公式行事、主催者催事、ナショナルデー・スペシャルデー、参加者催事に大別されます。国際的な交流となる公式行事、ナショナルデー・スペシャルデーに加え、主催者や企業・自治体・市民団体等の多様な主体による催事を実施することで、参加者に楽しさや驚き、感動を与え、本博覧会のテーマを効果的に伝えていきます。

行催事の実施にあたっては、近隣の住居や生物生息空間に配慮するため、音響設備の音量、稼働時間についても適切な運営ルールを設定するなど、周辺環境への配慮について検討します。宿泊施設の配置や夜間に行催事を行う場合においても、周辺環境への影響をできる限り軽減するよう、照明の向きや照度等への配慮など適切な運営ルールの設定について検討します。

#### ① 公式行事

公式行事として、主催者が公式参加者と一般参加者を招待し、AIPH 規則で規定されている開会式・閉会式を実施します。

#### ② 主催者行事

本博覧会のテーマ、サブテーマの普及を目的とした主催者催事を実施します。特に次世代の育成を意識した環境教育プログラム、アートプログラム、園芸・農及びその周辺産業のイノベーションを促す対話プログラム（国際会議、シンポジウム等）の構築を目指します。

#### ③ ナショナルデー・スペシャルデー

国際理解と友好親善促進を目的に、公式参加者が本博覧会への参加を記念し、国の場合はナショナルデー、国際機関の場合はスペシャルデーを開催します。海外からの賓客等も含め多様な来場者に対応できるよう、適切な接遇計画を実施します。

#### ④ 参加者催事

企業・自治体・市民団体等の多様な主体による、国際園芸博覧会らしい様々なプログラムやワークショップ等の催事を実施します。

また、会場の中に複数配置する参加型の交流拠点「コモンズ」を活用し、多様な参加者が主体的に、楽しみながら共に活動できるプログラムを実施します。コモンズは、「修景」「休息」「滞留・交流」「環境性能」の機能を発揮し、参加者同士のつながりが生み出せるような空間として適所に配置します。



## (2) 物流

海外からの公式参加者の展示品や関連資材の円滑な輸送・展示・保管等に対応するため、関係機関と十分な調整の上で通関、保税等の必要な措置を講じます。国内外を問わず、搬入搬出貨物が大規模となるため、国内外経路・場内輸送・保管・廃棄についても貨物量の推定を行い、必要とされる物流運営体制を構築します。

物品・資材等の搬出入については、会場区域内の管理用動線等を用いて行います。

## (3) 廃棄物

廃棄物は会場内ストックヤードに集約し、業者に委託して定期的に横浜市内等の処分施設に運搬し、適切に処理します。

食品ロスの削減に向けた取組や植物残渣等の堆肥化などによる廃棄物の減量化を図るとともに、廃棄物の3R（リユース、リデュース、リサイクル）を推進します。

また、排出された産業廃棄物及び一般廃棄物は適切に処理します。

#### (4) エネルギー

本博覧会で使用する主なエネルギーについては、環境に配慮したものを導入します。電力については、地域や地方で生み出されるエネルギーを積極的に活用し、再生可能エネルギーの100%活用を目指します。「エネルギーの地産地消」を進めるとともに、太陽光発電システムなどの活用による「創エネ」を導入します。エネルギーマネジメントシステムの導入など省エネルギー対策についても推進します。また、上水道利用の節減や雨水利用の導入などの資源循環・再利用を促進するとともに、グリーンインフラを積極的に活用し、持続可能な運営管理を推進します。

＜エネルギーの地産地消の例＞

##### ・ハマウイング

横浜市では、瑞穂ふ頭に設置した風力発電設備（ハマウイング）で発電した電気について、令和4年度からFIT（再生可能エネルギーの固定買取制度）を適用し、一般送配電事業者に売電しています。さらに、「再生可能エネルギー電気特定卸供給契約を活用し、市内の小売電気事業者を介して市内の事業者へ供給しています。

資料：ハマウイングリーフレット（横浜市環境創造局）



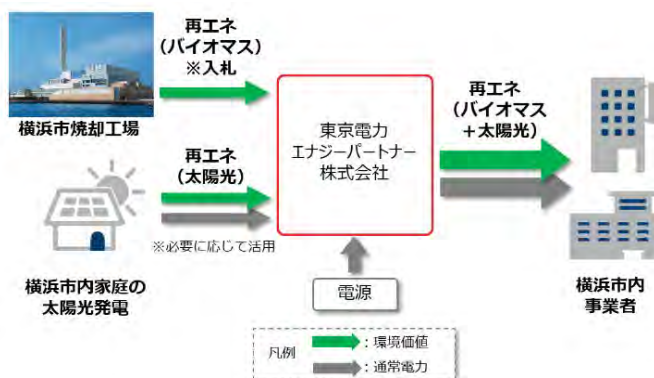
エネルギーの地産地消のイメージ

資料：はまウイング フォトライブラリー

[https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/etc/hama\\_wing/photelibrary.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/etc/hama_wing/photelibrary.html)

##### ・はまっこ電気

横浜市の焼却工場の再エネ（バイオマス）と市内家庭の太陽光発電による再エネの環境価値を組み合わせた電気を販売する市内事業者向けの電気メニューです。



資料：横浜市記者発表資料（令和4年3月24日）

## 2.3.5 植栽地管理計画

### (1) 植栽地管理

本博覧会を彩る庭園や花壇等の植栽地の適正な維持管理を実現するため、計画的に植栽地管理に取り組みます。特に、海外から導入する生態系への影響が懸念される植物については、周囲に拡散しないよう慎重に取扱います。

植物を常に国際園芸博覧会に相応しい良好な状態に保つため、巡視点検を基本に、灌水、花ガラ摘み、病虫害防除、施肥、剪定、除草、切り戻し・誘引、草刈り、植栽地内の清掃等の維持管理を実施します。不良苗の植え替え・補植や台風及び高温等への対応はローテーション植栽ではなく、維持管理の一環として実施します。

なお、花の植え替えなどについては、地域やボランティア等の様々な主体が関わることのできる仕組みを取り入れるとともに、実習した技術や経験を通じて、園芸などに興味を持ち、継続的に生活に取り入れられる等、ソフトレガシーにつなげていきます。

また、植物関連で発生する植物残渣等の廃棄物は、環境に配慮した手法で適切に処理を行います。

農薬を使用する場合には、「住宅地等における農薬使用について（平成 25 年 4 月 26 日付け環境省水・大気環境局長及び農林水産省消費・安全局長通知）」等に基づき、農薬の飛散を原因とする住民等の健康被害が生じないよう飛散防止対策の徹底を図るとともに、できるだけ生態系への影響が少ない種類を選定することとします。

### (2) 植物検疫等

本博覧会では、世界の様々な地域の国・国際機関・企業団体等から多種多様な植物や農産品が出展のために輸入されます。拡散による生態系への影響が出ないように、植物防疫法に基づく検疫・隔離栽培・特別輸入許可や国内への病虫害侵入防止対策を植物防疫所などの関係機関と調整し、万全な準備を行います。

輸入品が植物防疫法や外来生物法などの国内関係法令に従って適切に取り扱われるよう、関係機関と連携した体制を構築するとともに、植物検疫に関するガイドラインを策定し、事前に参加国へ周知徹底します。また、輸入される植物と梱包材料についての情報を参加者に提示してもらう等の取組を行います。

海外の出展国からの委託を受けて栽培する場合においても、植物防疫所などの関係機関とも連携を図り、適切に対処します。

## 2.3.6 レガシー計画

### (1) テーマを展開するレガシーの方向性

本博覧会の開催前～開催期間中～開催後を通した多様な主体の連携により「参加者自らが作った国際園芸博覧会」という意識を醸成し、意識変容・行動変容につなげます。

レガシーの方向性は、以下の10の方向性を想定しています。

- ▶Society5.0の実現や新たな価値の創出
- ▶みどりの食料システム戦略の推進
- ▶観光立国・地方創生の推進
- ▶グリーンシティや自然と共生する暮らしの展開
- ▶将来のまちづくり
- ▶多様な主体の連携の普及
- ▶心豊かなライフスタイルの実現
- ▶花き園芸・造園・農の発展
- ▶花き園芸文化の定着
- ▶人材教育・育成

### (2) 博覧会レガシーの展開

会場の一部は、本博覧会開催後に横浜市により公園として利用される予定です。レガシーとして公園整備事業に引き継ぐ施設等については、図 2-6 及び図 2-7 に示すとおりです。

以下に示すように、本博覧会の会場計画と将来の公園計画を連携させ、博覧会開催前より様々な取組を展開し、博覧会でお披露目するとともに、博覧会開催後に継承していきます。

- ▶横浜の市民力の発展、多様なコミュニティの醸成
- ▶自然と共生する都市モデルの発信拠点(グリーンインフラ実装の展開)
- ▶自然とともに生きるライフスタイルの提案
- ▶花き園芸や農に関する文化、技術の継承発信の拠点

### 2.3.7 今後のスケジュール

2027年国際園芸博覧会は、関連する将来のまちづくりの事業と調整を行いながら、会場整備に係る設計や環境影響評価の手続きを令和4年度から令和6年度に行い、令和6年度頃より工事に着手する予定です。そして本博覧会終了後は、速やかな仮設施設の解体撤去を想定しています（遅くとも2028年度中を想定）。

関連事業の今後のスケジュールは、各事業の環境影響評価図書をもとに次のとおり整理されます。

土地区画整理事業は「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価事後調査計画書（工事中その1）（令和5年3月）」のとおり、令和4年度から整備を行っています。

公園整備事業は公園整備事業準備書によると、着工準備期間ののち、令和5年度からの整備が想定されています。公園整備事業については、本博覧会開催時には整備を一時中止し、閉会後の再開が想定されています。

本博覧会の会場整備スケジュールは図 2-20 に示すとおりです。

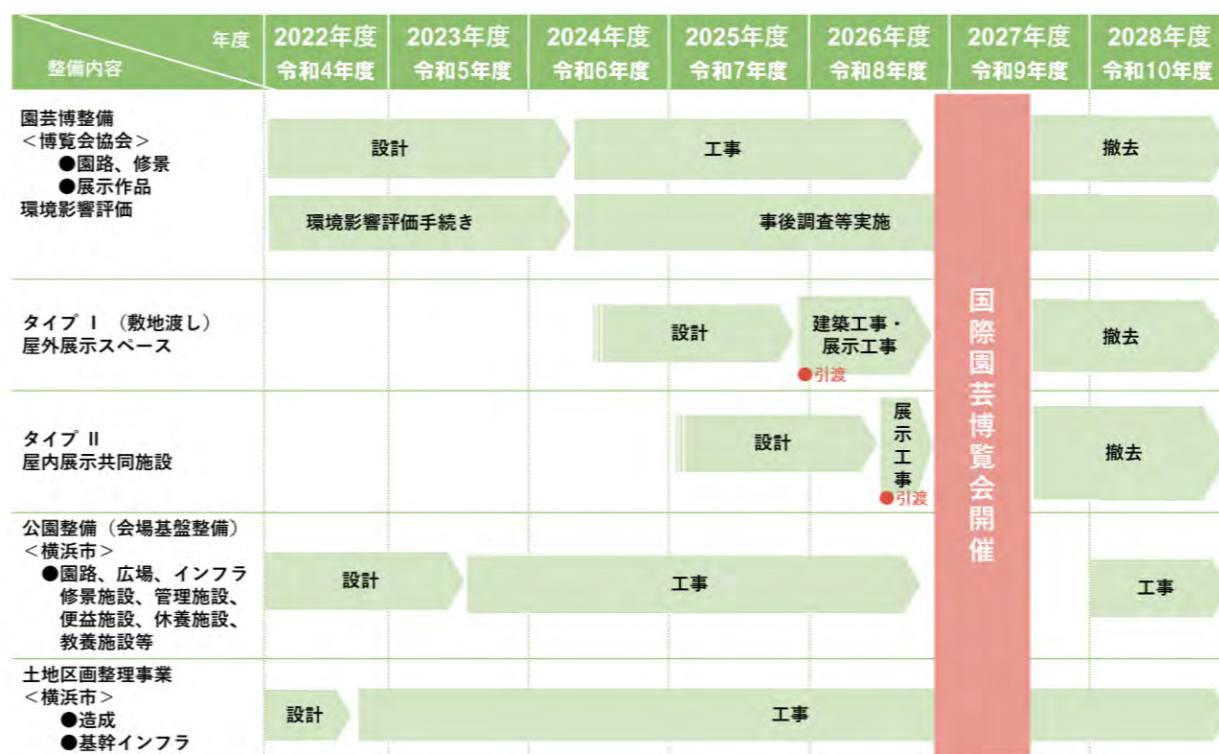


図 2-20 会場整備スケジュール

資料：「2027年国際園芸博覧会 基本計画」（令和5年1月）より作成

## 2.4 施工計画

### 2.4.1 工事概要等

本博覧会は、対象事業実施区域内の土地区画整理事業による既設建築物、既設工作物の撤去工事や造成工事、公園整備事業における本博覧会と共通する基盤整備等と整合を図りながら順次工事を開始します。閉会後は、公園整備事業の二次整備工事に先立ち、仮施設等の撤去・復旧工事を行います。

なお、本博覧会では、横浜市の土地区画整理事業による造成、基幹インフラ等及び公園整備事業による植栽、建築物、園路等の整備が完了した後、本博覧会で使用する仮設建築物、園路及び駐車場等を整備します（図 2-21 参照）。本博覧会で整備する施設の多くは仮施設であり、公園整備事業で整備する建築物や園路等を除き、本博覧会開催後に撤去します。また、本博覧会で整備した植栽等の施設の一部は公園に引き継ぎます。

工事の概要は表 2-11 に示すとおりです。



※「層」は、整備の段階を示しています。

図 2-21 土地区画整理事業、公園整備事業と本博覧会の関係

表 2-11 工事概要

工種種別	主な工事内容	主要建設機械
基盤整備工	基盤整備	バックホウ、ブルドーザー、タイヤローラ、ダンプトラック
植栽工	移植、植栽	バックホウ、ラフタークレーン、トラッククレーン、ダンプトラック、トレーラー
設備工	給排水、電気	バックホウ、ラフタークレーン、振動ローラ、トラッククレーン、ダンプトラック
園路広場工 駐車場・バスターミナル工	舗装	バックホウ、ブルドーザー、タイヤローラ、振動ローラ、アスファルトフィニッシャー、ラフタークレーン、トラッククレーン、ダンプトラック、マカダムローラー、モータグレーダー
施設整備工	展示・催事施設、サービス施設、運営管理施設、修景施設	バックホウ、ラフタークレーン、トラッククレーン、ダンプトラック、コンクリートポンプ車、トレーラー
出展整備工	出展庭園	バックホウ、ラフタークレーン、振動ローラ、トラッククレーン、ダンプトラック
撤去・復旧工	出展庭園撤去、仮施設撤去、植栽撤去、移植、植栽	バックホウ、ラフタークレーン、トラッククレーン、ダンプトラック、大型ブレーカー

#### 2.4.2 工事工程

本博覧会及び関連する横浜市の土地区画整理事業及び公園整備事業の工事工程は、表 2-12 に示すとおりです。

本博覧会では、土地区画整理事業や公園整備事業の今後の動向を踏まえ、工事期間が重複する場合にはこれら関連事業との調整を図り、建設機械の稼働や資機材の運搬等を行う車両（以下、「工事用車両」とします。）の走行等について平準化を図るなど、工事による環境負荷の低減に向けた対策を検討します。

表 2-12 本博覧会の工事工程（予定）と関連事業の工事工程

工種種別	令和							
	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
着工準備期間	■						2027年国際園芸博覧会	
準備工				■				
基盤整備工				■				
植栽工				■				
設備工				■				
園路広場工					■			
施設整備工				■				
出展整備工				■				
撤去・復旧工								■

本博覧会

年度	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11~15	
米軍施設撤去工事	●	■			●				
準備工事	●	●							
土壌汚染対策工事		●	■			●			
土工事		●	■					●	
調整池工事		●	■				●		
擁壁工事		●	■	●					
下水道工事			●	■				●	
道路工事			●	■					●
河川切り回し工事			●	■				●	
後片付け							●		
測量等								●	

土地区画整理事業

		工事開始後累計年					21年目
工種		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	
施工計画	一次整備工事	基盤整備	■				
		植栽工	■	■	■	■	
		設備工		■			
		園路広場整備工		■			
		施設整備工		■			
	二次整備工事	建築		■			
		基盤整備					■
		植栽工					■
		設備工					■
		園路広場整備工					■

令和9年3~9月 国際園芸博覧会開催

公園整備事業

資料：「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価事後調査計画書（工事中その1）」（令和5年3月、横浜市）をもとに加工

「(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価準備書」（令和5年3月、横浜市）をもとに加工



### 2.4.3 工事用車両の走行ルート

本博覧会の工事に伴い、工事用車両が対象事業実施区域周辺を走行します。

工事中及び撤去中における工事用車両の走行ルートは、図 2-22 に示すとおり、環状4号線、市道五貫目第33号線を主な走行ルートとします。

なお、工事中においては、横浜市の土地区画整理事業で設置する工事用車両専用の出入口を活用することを、横浜市と調整します。また、撤去中においては土地区画整理事業で整備される区画1号線の一部を活用します。

### 2.4.4 工事時間帯

工事時間は、原則、午前8時から午後5時までを予定しています。また、日曜日・祝日の作業は原則として行わない予定です。ただし、対象事業実施区域内においては、夜間に建設機械を稼働させる場合には、可能な限り夜間作業が少なくなるような施工計画を検討し、地域住民に事前に周知を行います。

### 2.4.5 工事中の配慮事項

本博覧会の工事中の雨水排水は、公園整備事業で敷設・接続した排水管により公共下水道に排出し、雨水排水が相沢川周辺の生物の生息・生育空間や、和泉川源流部に流入しないようにします。

特に駐車場・バスターミナルについては、工事中に新たに配慮すべき動植物が定着しないよう、土地区画整理事業の工事完了後、速やかに着工するとともに、工事完了後は時間を空けることなく直ちに使用開始します。工事中や使用開始までの期間については、巡回点検を行うなど適切に管理するとともに、新たに配慮すべき動植物が定着しにくくなるような対策を検討します。

これらの対応にも関わらず、配慮すべき動植物の定着が確認された場合には、土地区画整理事業や公園整備事業と連携しながら、工事区域外への動物の避難経路や移植場所の確保など、確認された動植物に応じた対策について検討します。配慮すべき動植物の確認については、横浜市の土地区画整理事業が実施する事後調査において、本博覧会の駐車場・バスターミナルとして活用する区域も含め、工事期間中の生物多様性（動物、植物、生態系）に関する調査を実施することになっており、本博覧会協会による確認だけでなく、同調査で得られた情報等も活用していきます。

なお、本博覧会の会場及び駐車場・バスターミナルについては、博覧会終了後、速やかに解体・撤去します。

また、本博覧会の工事の実施にあたっては、工事従事者への講習・指導（工事区域外への不必要な立ち入りを制限する）、外来種の拡散抑制（タイヤ洗浄、作業員への教育）等の配慮を実施するとともに、同時期に工事が行われる関連事業の事業者と工事実施時期や工法等について調整することで、工事による周辺環境への影響をできるだけ軽減できるよう配慮します。



## 2.5 地球温暖化対策

本博覧会では、人類が直面している様々な課題に対して解決案の提示を目指しており、地球温暖化もそうした課題のひとつに位置付けられています。本博覧会では、カーボンニュートラルなど世界の潮流も意識しつつ、グリーンインフラの導入などを通じて会場の整備・管理運営全体で環境負荷の低減を図り、持続可能な都市基盤のモデルとなる会場づくりを進めます。

温室効果ガス排出削減に向けては、「横浜市地球温暖化対策実行計画」（令和5年1月、横浜市）に基づく配慮を実施します。具体的には、建築物の断熱化、自然採光をはじめとしたエネルギー消費の軽減を重視した建築物の設計、展示施設、催事施設、バックヤード施設への省エネルギー型機器の導入やエネルギーマネジメントシステムの導入などの省エネルギー対策を行うとともに、国産材の活用などの取組を実施し、より一層の環境配慮に努めます。

電力については、地域や地方で生み出されるエネルギーを積極的に活用します。「エネルギーの地産地消」を進めるとともに、太陽光発電システムなどの活用による「創エネ」を導入します。これらの取り組みのほか、再エネ電力メニューの購入やグリーン電力証書による実質再エネ化などを組み合わせることで、再生可能エネルギーの100%活用を目指します。

駐車場、園路及び管理用通路等については、透水性・保水性・遮熱性舗装等を可能な限り導入するとともに、建築物の壁面や屋上の緑化等、ヒートアイランド現象の抑制に向けた取組を進めます。

建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図り、環境負荷の低減に努めます。

## 2.6 生物多様性の保全

本博覧会では、生態系の中心である植物の自然資本財としての多様な価値を再認識、活用するとともに、自然との共生や時間・空間を含めたシェアがもたらす幸福感を可視化することを目指しています。グリーンインフラの導入を通じて既存の自然環境をできる限り保全・活用しさらにそのポテンシャルを向上させるとともに、参加者がその効果を体感できることで、自然と暮らしの良好な関係性の理解につなげます。さらに、参加者による自然環境の維持・保全活動などを通して、自然の価値や生物多様性に対する意識の向上につなげていきます。

対象事業実施区域の南東部は瀬谷市民の森・上川井市民の森等と連続性のある樹林地です。また、その周辺には和泉川の源流として湧水環境が残されています。土地区画整理事業実施区域内に分布する樹林、畑地、草地は、同事業により大部分が改変されることから、対象事業実施区域における生物の生息・生育環境のうち、特に重要となる相沢川及び和泉川周辺においては、横浜市による土地区画整理事業と公園整備事業が調整を図りながら、環境保全措置や地上式調整池（調整池4）（p.2-22 参照）の検討の深度化を進めています。本博覧会においては、これらの自然環境ポテンシャルや関連事業における配慮をふまえ、対象事業実施区域の南東側周辺のまとまった緑地に生息する動物及び対象事業実施区域内に土地区画整理事業において保全対象種の生息・生育環境として創出された水辺空間等に配慮した会場内の施設配置や運営方法等について検討することにより、生物多様性の保全・創出に配慮します。また、横浜市との連携により創出・保全する樹林等の緑地や、現存する草地環境（乾性草地）の一部を活用して整備する広場については、公園整備事業へと引き継ぎます。

来場者に生命・生態系の豊かさへの気づきを促し、気づきが行動につながる契機となる工夫としては、各種展示における自然共生社会の実現に向けた新たな暮らしのモデルの提案、コンペティションを通じた生物多様性保全活動等の活動の共有、企業・自治体・市民団体等の多様な主体による様々なプログラムやワークショップ等の催事などの取組を実施します。

なお、本博覧会では、世界の出展国や企業から多種多様な植物や農産品が出展されることが想定されます。海外から導入する生態系への影響が懸念される植物については、周囲に拡散しないよう慎重に取扱います。

## 2.7 緑の保全と創造

対象事業実施区域には草地環境が広く分布し、その周囲に樹林が点在します。土地区画整理事業実施区域内に分布する樹林、畑地、草地は、同事業により大部分が改変されることから、公園整備事業では、施設配置に配慮しながら、草地や樹林地等、多様な緑の環境を保全・創出することとしています。本博覧会会場においては、土地区画整理事業によって創出される水辺空間等の保全・活用を図るとともに、グリーンインフラを活用し会場区域に残る既存樹木や市民の森との関係を踏まえた緑のネットワークや水の循環等を考慮した、新たな緑の創出を図ります。樹木等の植栽は、本博覧会開催後に横浜市が公園として利用することを見据え、四季を通じてみどころのある植栽とします。

また、会場を整備するだけでなく、本博覧会開催中に都市生活が自然とともにある未来を市民・企業・行政が共に考え、行動を起こし、アイデアを形にする取組を展開することにより、先導的な「グリーンシティ」<sup>※1</sup>の提示につなげます。そして、「ガーデンネックレス横浜」<sup>※2</sup>など市民・企業・行政が一丸となった取組を先進的に推進している日本・横浜から、世界へ発信する機会とします。

会場の一部は、本博覧会のレガシーとして公園整備事業等へ引き継いでいきますが、開催前からの活動や、開催中の催事等を通じた参加者同士のつながりを活かし、開催後も旧上瀬谷通信施設のまちづくりをグリーンインフラ実装のモデルとして発信し、国内他地域に水平展開することを目指します。

---

※1 グリーンシティ：緑を都市に融合させ、生活空間と経済活動空間のより良い統合を目指す概念。

※2 ガーデンネックレス横浜：「ガーデンシティ横浜」を推進するリーディングプロジェクトです。花や緑よる美しい街並みや公園、自然豊かな里山など、横浜ならではの魅力を発信することで多くの方を横浜に呼び込み、まちの活性化や賑わいの創出につなげます。

## 2.8 本博覧会の経緯

旧上瀬谷通信施設のまちづくりを着実に進めていくに当たって、都市基盤整備の促進、地域の知名度やイメージの向上、さらには国内外のまちづくりに寄与するため、横浜市では平成29年度に設置した「旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会招致検討委員会」を通じて、本博覧会の開催に向けた検討を開始し、平成30年3月に「旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会 基本構想案」を策定しました。

令和元年9月の国際園芸家協会（AIPH）年次総会で、横浜市として国際園芸博覧会開催を申請し、承認を受けました。

令和2年度には、国が設置した「横浜国際園芸博覧会具体化検討会」を通じて、横浜市が計画案の作成を進めるとともに、開催組織の設立準備や全国的な機運醸成等を目的とした「2027年国際園芸博覧会推進委員会」を設立しました。

令和3年度は、「横浜国際園芸博覧会具体化検討会報告書」がとりまとめられ、6月に開催申請について閣議了解され、11月に開催主体となる「一般社団法人2027年国際園芸博覧会協会」を設立しました（令和4年12月に「公益社団法人」に認定）。これに伴い、本博覧会事業は横浜市から本博覧会協会が承継しており、環境配慮の内容等については、確実に引き継いでいます。

令和4年度は、国際博覧会条約に基づき、国がBIE（博覧会国際事務局）への認定申請を行い、11月に認定されました。

また、本博覧会の事業内容について検討を進め、令和5年1月に「2027年国際園芸博覧会基本計画」を策定、公表しました。

表 2-13 本博覧会の主な経過

平成 27 年 6 月	旧上瀬谷通信施設が返還
平成 28 年 10 月	旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会の開催検討への支援協力を国に要望（市）
平成 29 年 6 月～	「旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会招致検討委員会」の開催（市）
平成 30 年 3 月	「旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会 基本構想案」の策定（市）
令和 元年 9 月	国際園芸家協会（AIPH）年次総会で、横浜市として国際園芸博覧会を申請し、承認を受ける。
令和 2 年 3 月	「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」の策定（市）
令和 2 年 10 月 ～令和 3 年 3 月	「横浜国際園芸博覧会具体化検討会」の開催（国）
令和 2 年 11 月	「2027年国際園芸博覧会推進委員会」の設立
令和 3 年 5 月	「横浜国際園芸博覧会具体化検討会報告書」の公表
令和 3 年 6 月	国際博覧会に関する条約上の手続を進めることを閣議了解
令和 3 年 11 月	「一般社団法人 2027年国際園芸博覧会協会」の設立
令和 4 年 6 月	BIE（博覧会国際事務局）への認定申請（国）
令和 4 年 7 月	「2027年国際園芸博覧会基本計画案」の公表
令和 4 年 11 月	BIE（博覧会国際事務局）の認定
令和 4 年 12 月	2027年国際園芸博覧会協会が「公益社団法人」に認定
令和 5 年 1 月	「2027年国際園芸博覧会基本計画」の公表





### 第3章 地域の概況及び地域特性



### 第3章 地域の概況及び地域特性

#### 3.1 調査対象地域等の設定

対象事業実施区域及びその周辺における自然的社会的状況に関する情報を収集し、当該地域の地域特性の把握に努めました。

自然的社会的状況に関する情報の収集は、図 3.1-1 に示すとおり、本事業の影響を網羅できる範囲として対象事業実施区域周辺の区域（約4km 四方）（以下、「調査区域」とします。）を対象として行うことを基本としました。なお、統計データの情報収集に関しては、瀬谷区、旭区、緑区、大和市、町田市（以下、「調査対象地域」とします。）を対象としました。

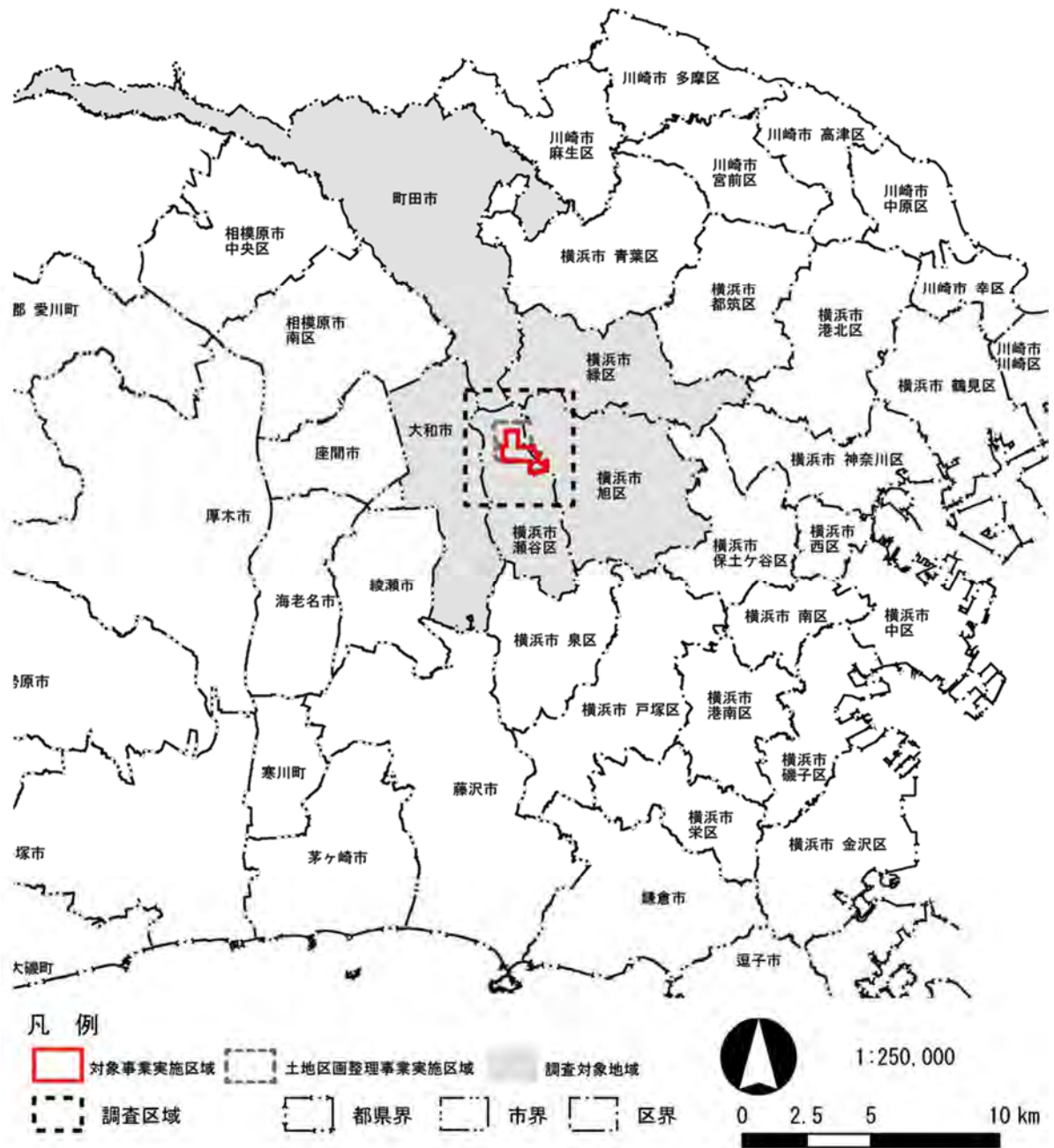


図 3.1-1 調査対象地域等の位置

## 3.2 自然的状況

### 3.2.1 大気環境の状況

#### (1) 気象の状況

横浜地方気象台(横浜市中区山手町 99 番地)における令和4年の気象の状況は、表 3.2-1 に示すとおりです。

令和4年における平均気温は 16.7℃、平均風速は 3.4m/s、最多風向は北、降水総量は 1657.5mm となっています。

表 3.2-1 気象の状況 (令和4年)

項目	年間	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温 (℃)	16.7	5.5	5.8	11.3	15.4	19	22.9	27.1	27.6	24.7	17.9	15.2	8.4
最高気温 (℃)	36.2	13.1	18.1	24	26.6	29.9	36.1	35.2	36.2	31.8	28.8	24.7	17.5
最低気温 (℃)	-1.5	-1.5	-0.6	2.2	3.9	11.1	15.1	22.4	20.4	17.1	9.6	8.8	1.1
平均湿度 (%)	69	50	51	63	74	74	77	79	78	79	72	68	57
平均風速 (m/s)	3.4	3.4	3.4	3.4	3.6	3.2	3.4	3.6	3.7	3.3	3.6	3.3	3.2
最多風向	北	北	北	北	北	北	北	南南西	南南西	北	北	北	北
日照時間 (h)	2111.1	191.8	197.7	194.7	173.5	180.1	172.8	187.8	173.1	158.2	133.3	164.3	183.8
日照率 (%)	49	62	65	53	44	42	40	43	42	43	38	53	61
降水総量 (mm)	1657.5	21.0	59.5	103.5	255.5	177.0	87.5	210.0	146.0	305.5	123.5	104.5	64.0

注：統計を行う対象資料が許容範囲で欠けていますが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値（資料が欠けていない）と同等に扱います（準正常値）。必要な資料数は、要素または現象、統計方法により若干異なりますが、全体数の 80%を基準とします。

資料：「横浜地方気象台」（気象庁 令和5年8月閲覧）



凡例

- 対象事業実施区域
- 土地区画整理事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 横浜地方気象台

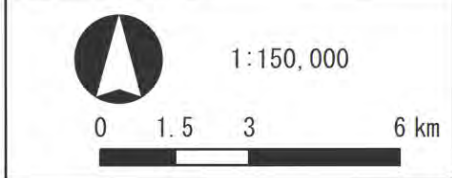


図 3.2-1 横浜地方気象台の位置

## (2) 大気質の状況

調査区域における一般環境大気測定局（以下、「一般局」とします。）及び自動車排出ガス測定局（以下、「自排局」とします。）の位置は図 3.2-2 に示すとおりです。また、環境基準の適合条件は表 3.2-2 に、各測定局の各 5 年分（平成 30 年度～令和 4 年度、または平成 29 年度～令和 3 年度）の測定結果は、表 3.2-3 に示すとおりです。

対象事業実施区域に最も近い一般環境大気測定局は、対象事業実施区域の西側約 1.9km に位置する大和市役所測定局であり、次いで対象事業実施区域の南側約 3.0km に位置する瀬谷区南瀬谷小学校測定局です。対象事業実施区域に最も近い自動車排出ガス測定局は、対象事業実施区域の南西側約 1.9km に位置する大和市深見台交差点測定局であり、次いで対象事業実施区域の東側約 2.2km に位置する旭区都岡小学校測定局です。

二酸化硫黄は一般環境大気測定局でのみ測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。

浮遊粒子状物質は 4 測定局で測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。

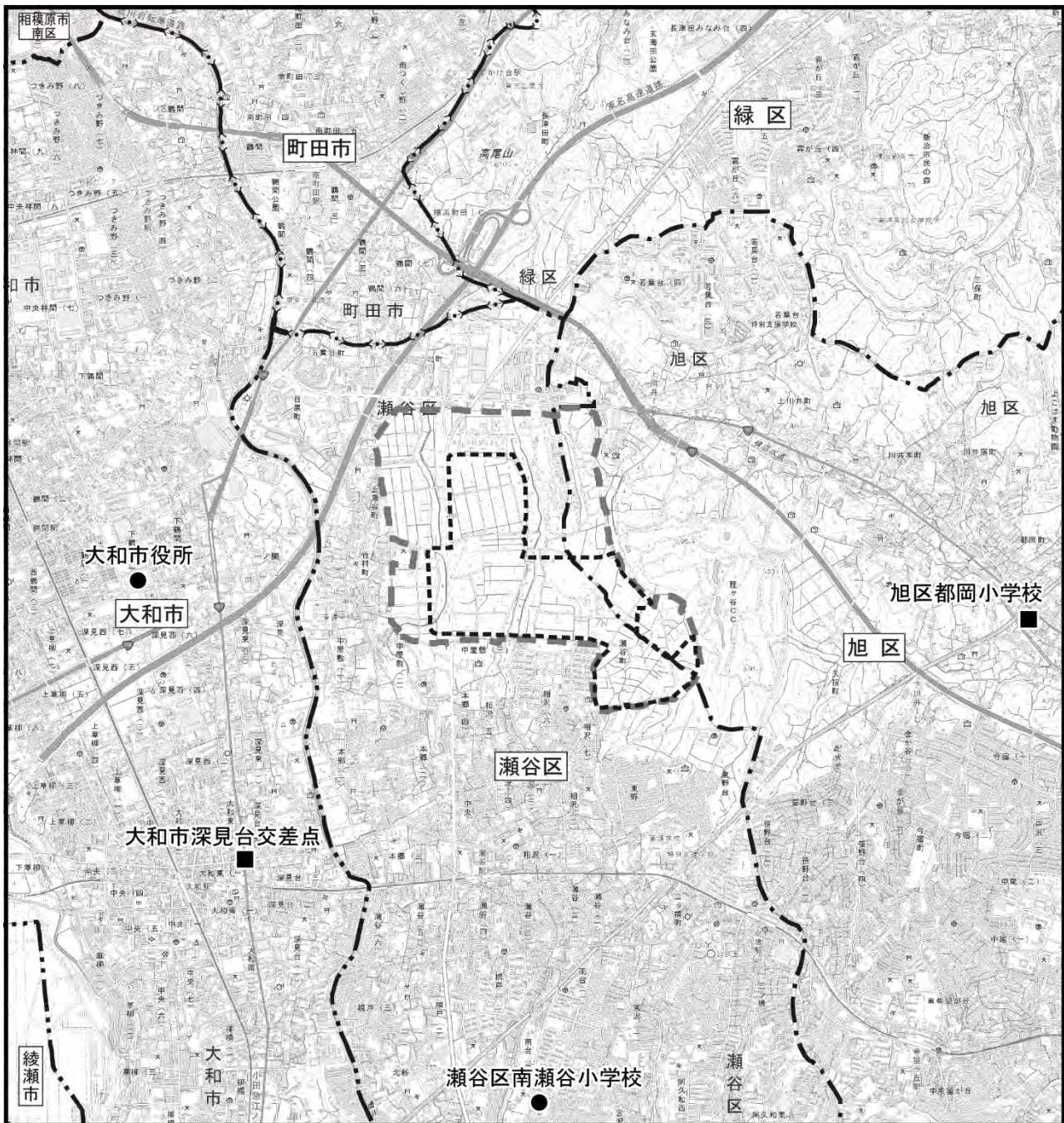
一酸化炭素は、自動車排出ガス測定局で測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。

二酸化窒素は 4 測定局で測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。

微小粒子状物質は、旭区都岡小学校測定局を除く 3 測定局で測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。

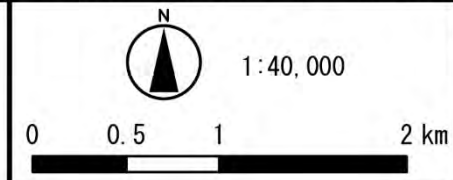
光化学オキシダントは一般環境大気測定局でのみ測定されており、全ての年度で環境基準に不適合でした。なお、「令和 4 年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ 令和 5 年 8 月閲覧）によると、平成 2 年度から 32 年連続で全局不適合が続いていますが、これは全国的にも同様の傾向です。

ダイオキシン類は、瀬谷区南瀬谷小学校測定局でのみ測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。



凡例

- 対象事業実施区域
   土地区画整理事業実施区域
- 都県界
  市界
  区界
- 一般環境大気測定局
- 自動車排出ガス測定局



資料：「平成30年度～令和4年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」  
 (横浜市ホームページ 令和5年8月閲覧) 「令和3年度 神奈川の大気汚染」 (神奈川県ホームページ 令和5年8月閲覧)

資料：「平成28年度～令和2年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」  
 (横浜市ホームページ 令和4年1月閲覧)

「平成27年度～令和元年度 神奈川の大気汚染」 (神奈川県ホームページ 令和4年1月閲覧)

図 3.2-2 大気汚染測定局位置

表 3.2-2 大気汚染に係る環境基準の適合条件について

大気汚染物質	評価方法	環境基準に適合するための条件
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	長期的評価 <sup>注1</sup> ・ 短期的評価の併用	【長期的評価】 日平均値が 0.04ppm を超えた日数が 1 年間で 2% (7 日) 以内であり、かつ、日平均値が 0.04ppm を超えた日数が 2 日以上連続しないこと。 【短期的評価】 1 年間のすべての 1 時間値が 0.10ppm 以下であり、かつ、日平均値が 0.04ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)		【長期的評価】 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数が 1 年間で 2% (7 日) 以内であり、かつ、日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数が 2 日以上連続しないこと。 【短期的評価】 1 年間のすべての 1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
一酸化炭素 (CO)		【長期的評価】 日平均値が 10ppm を超えた日数が 1 年間で 2% (7 日) 以内であり、かつ、日平均値が 10ppm を超えた日数が 2 日以上連続しないこと。 【短期的評価】 1 年間のすべての 8 時間平均値が 20ppm 以下であり、かつ、日平均値が 10ppm 以下であること。
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	98%値評価 <sup>注2</sup>	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。 <sup>注3</sup> 日平均値が 0.06ppm <sup>注4</sup> を超えた日数が 1 年間で 2% (7 日) 以内であること。
微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	年平均値の評価・ 98%値評価 <sup>注2</sup> の併用	年平均値が 15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、日平均値が 35μg/m <sup>3</sup> を超えた日数が 1 年間で 2% (7 日) 以内であること。
光化学オキシダント (O <sub>3</sub> )	短期的評価	1 年間の昼間 (5 時～20 時) のすべての 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
ダイオキシン類	年平均値評価	複数回の測定値の年平均値で 0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。

注 1：2%除外値で評価する浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素の長期的評価について、有効測定日数が 325 日以上ある場合、許容日数は 7 日となります。

注 2：98%値で評価する二酸化窒素及び微小粒子状物質の 98%値評価について、有効測定日数が 326 日以上ある場合、許容日数は 7 日となります。

注 3：「1 日平均値が 0.04ppm 以下の地域にあつては、原則として 0.04ppm を大きく上回らないよう防止に努めるよう配慮されたい。」(環境省通達「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」(環大企 262 号 昭和 53 年 7 月)より抜粋)

注 4：横浜市では環境基準のゾーン下限値 0.04ppm を環境目標値としています。

資料：「大気汚染物質の環境基準の適合条件」(横浜市環境創造局環境保全部環境管理課ホームページ 令和 5 年 8 月閲覧)  
「生活環境保全推進ガイドライン」(横浜市令和元年 3 月)

表 3.2-3(1) 大気質測定結果 (二酸化硫黄)

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値 (ppm)	日平均値の 2%除外値 (ppm)	日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数 (時間)	日平均値が 0.04ppm を超えた日数 (日)	環境基準の適合・不適合 (長期・短期的評価)
瀬谷区南瀬谷小学校測定局	平成 30	0.002	0.004	無	0	0	○
	令和元	0.002	0.003	無	0	0	○
	令和 2	0.002	0.003	無	0	0	○
	令和 3	0.002	0.003	無	0	0	○
	令和 4	0.002	0.003	無	0	0	○
大和市役所測定局	平成 29	0.002	0.004	無	0	0	○
	平成 30	0.002	0.004	無	0	0	○
	令和元	0.001	0.003	無	0	0	○
	令和 2	0.001	0.002	無	0	0	○
	令和 3	0.001	0.002	無	0	0	○

注 1：環境基準適合状況

○：長期的評価、短期的評価ともに適合

環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。

資料：「平成 30 年度～令和 4 年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」(横浜市ホームページ 令和 5 年 8 月閲覧)  
「大気汚染物質の環境基準の適合条件」(横浜市ホームページ 令和 5 年 8 月閲覧)

「平成 29 年度～令和 3 年度 神奈川の大気汚染」(神奈川県ホームページ 令和 5 年 8 月閲覧)



表 3.2-3(2) 大気質測定結果（浮遊粒子状物質）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値の 2%除外値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日 以上連続したことの 有無	1時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> を 超えた時間数 (時間)	日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を 超えた日数 (日)	環境基準の 適合・不適合 (長期・短期的 評価)
瀬谷区南瀬谷 小学校測定局	平成 30	0.019	0.054	無	0	0	○
	令和元	0.018	0.048	無	0	0	○
	令和 2	0.016	0.041	無	0	0	○
	令和 3	0.016	0.035	無	0	0	○
	令和 4	0.017	0.034	無	0	0	○
大和市役所 測定局	平成 29	0.013	0.030	無	0	0	○
	平成 30	0.013	0.036	無	1	0	○
	令和元	0.011	0.033	無	0	0	○
	令和 2	0.010	0.028	無	0	0	○
	令和 3	0.010	0.024	無	0	0	○

【自動車排出ガス測定局】

測定局	年度	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値の 2%除外値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が2日 以上連続したことの 有無	1時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> を 超えた時間数 (時間)	日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を 超えた日数 (日)	環境基準の 適合・不適合 (長期・短期的 評価)
旭区都岡 小学校測定局	平成 30	0.017	0.045	無	0	0	○
	令和元	0.015	0.045	無	0	0	○
	令和 2	0.015	0.037	無	0	0	○
	令和 3	0.014	0.031	無	0	0	○
	令和 4	0.016	0.035	無	0	0	○
大和市深見台 交差点測定局	平成 29	0.015	0.032	無	0	0	○
	平成 30	0.015	0.040	無	0	0	○
	令和元	0.013	0.034	無	0	0	○
	令和 2	0.012	0.034	無	0	0	○
	令和 3	0.011	0.023	無	0	0	○

注1：環境基準適合状況

○：長期的評価、短期的評価ともに適合

環境基準：1時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下であること。

資料：「平成30年度～令和4年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ 令和5年8月閲覧）

「大気汚染物質の環境基準の適合条件」（横浜市ホームページ 令和5年8月閲覧）

「平成29年度～令和3年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県ホームページ 令和5年8月閲覧）

表 3.2-3(3) 大気質測定結果（一酸化炭素）

【自動車排出ガス測定局】

測定局	年度	年平均値 (ppm)	日平均値の 2%除外値 (ppm)	8時間平均値が 20ppmを超えた 回数 (回)	日平均値が10ppm を超えた日が2 日以上連続した ことの有無	日平均値が 10ppmを超えた 日数(日)	環境基準の 適合・不適合 (長期・短期的 評価)
旭区都岡 小学校測定局	平成30	0.5	1.0	0	無	0	○
	令和元	0.5	0.9	0	無	0	○
	令和2	0.5	0.9	0	無	0	○
	令和3	0.4	0.8	0	無	0	○
	令和4	0.5	0.8	0	無	0	○
大和市深見台 交差点測定局	平成29	0.2	0.7	0	無	0	○
	平成30	0.2	0.6	0	無	0	○
	令和元	0.2	0.5	0	無	0	○
	令和2	0.1	0.5	0	無	0	○
	令和3	0.2	0.5	0	無	0	○

注1：環境基準適合状況

○：長期的評価、短期的評価ともに適合

環境基準：1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、8時間平均値が20ppm以下であること。

資料：「平成30年度～令和4年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ 令和5年8月閲覧）

「大気汚染物質の環境基準の適合条件」（横浜市ホームページ 令和5年8月閲覧）

「平成29年度～令和3年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県ホームページ 令和5年8月閲覧）

表 3.2-3(4) 大気質測定結果（二酸化窒素）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値 (ppm)	日平均値の 年間 98%値 (ppm)	日平均値が 0.06ppm を超えた日数 (日)	98%値評価による 日平均値が 0.06ppm を超えた日数 (日)	環境基準の適合・不適合 (98%値評価)
瀬谷区南瀬谷 小学校測定局	平成 30	0.013	0.035	0	0	○
	令和元	0.013	0.028	0	0	○
	令和 2	0.012	0.030	0	0	○
	令和 3	0.012	0.028	0	0	○
	令和 4	0.011	0.027	0	0	○
大和市役所 測定局	平成 29	0.017	0.034	0	0	○
	平成 30	0.015	0.033	0	0	○
	令和元	0.014	0.028	0	0	○
	令和 2	0.014	0.030	0	0	○
	令和 3	0.013	0.027	0	0	○

【自動車排出ガス測定局】

測定局	年度	年平均値 (ppm)	日平均値の 年間 98%値 (ppm)	日平均値が 0.06ppm を超えた日数 (日)	98%値評価による 日平均値が 0.06ppm を超えた日数 (日)	環境基準の適合・不適合 (98%値評価)
旭区都岡 小学校測定局	平成 30	0.017	0.036	0	0	○
	令和元	0.017	0.031	0	0	○
	令和 2	0.016	0.033	0	0	○
	令和 3	0.017	0.032	0	0	○
	令和 4	0.018	0.032	0	0	○
大和市深見台 交差点測定局	平成 29	0.019	0.039	0	0	○
	平成 30	0.018	0.041	0	0	○
	令和元	0.017	0.034	0	0	○
	令和 2	0.016	0.033	0	0	○
	令和 3	0.016	0.033	0	0	○

注 1：環境基準適合状況

○：98%値評価に適合

環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

資料：「平成 30 年度～令和 4 年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ 令和 5 年 8 月閲覧）

「大気汚染物質の環境基準の適合条件」（横浜市ホームページ 令和 5 年 8 月閲覧）

「平成 29 年度～令和 3 年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県ホームページ 令和 5 年 8 月閲覧）

表 3.2-3 (5) 大気質測定結果（微小粒子状物質）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	日平均値の年間98%値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数(日)	環境基準の適合・不適合 (年平均値評価・98%値評価)
瀬谷区南瀬谷 小学校測定局	平成30	12.6	26.0	1	○
	令和元	10.9	23.3	1	○
	令和2	10.4	24.4	1	○
	令和3	9.8	22.0	0	○
	令和4	10.0	19.4	0	○
大和市役所 測定局	平成29	10.7	23.1	0	○
	平成30	10.9	24.0	1	○
	令和元	8.8	21.5	0	○
	令和2	7.6	20.4	0	○
	令和3	7.5	18.4	0	○

【自動車排出ガス測定局】

測定局	年度	年平均値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	日平均値の年間98%値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数(日)	環境基準の適合・不適合 (年平均値評価・98%値評価)
大和市深見台 交差点測定局	平成29	11.7	25.6	1	○
	平成30	11.9	26.6	0	○
	令和元	10.6	23.9	0	○
	令和2	9.4	23.3	0	○
	令和3	8.3	20.2	0	○

注1：環境基準適合状況

○：年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下、かつ98%値評価に適合

×：年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過、もしくは98%値評価に不適合

環境基準：年間で日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数が有効測定日数の2%以内であること。

資料：「平成30年度～令和4年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ 令和5年8月閲覧）

「大気汚染物質の環境基準の適合条件」（横浜市ホームページ 令和5年8月閲覧）

「平成29年度～令和3年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県ホームページ 令和5年8月閲覧）

表 3.2-3(6) 大気質測定結果（光化学オキシダント）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	昼間の1時間値の 年平均値 (ppm)	昼間の1時間値が 0.06ppm を超えた日数	昼間の1時間値が 0.06ppm を超えた時間数	環境基準の適合・不適合 (短期的評価)
瀬谷区南瀬谷 小学校測定局	平成 30	0.031	62	347	×
	令和元	0.031	57	273	×
	令和2	0.031	55	228	×
	令和3	0.032	53	210	×
	令和4	0.031	49	217	×
大和市役所 測定局	平成 29	0.030	56	259	×
	平成 30	0.031	61	336	×
	令和元	0.031	52	282	×
	令和2	0.031	58	227	×
	令和3	0.031	45	188	×

注1：環境基準適合状況

×：不適合

環境基準：1時間値が0.06ppm以下であること。

資料：「平成30年度～令和4年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ 令和5年8月閲覧）

「大気汚染物質の環境基準の適合条件」（横浜市ホームページ 令和5年8月閲覧）

「平成29年度～令和3年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県ホームページ 令和5年8月閲覧）

表 3.2-3(7) 大気質測定結果（ダイオキシン類）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	環境基準の適合・不適合 (年平均値評価)
瀬谷区南瀬谷 小学校測定局	平成 21	0.030	○
	平成 24	0.017	○
	平成 27	0.017	○
	平成 30	0.013	○
	令和 3	0.016	○

注1：平成21年度からは3年毎の測定

注2：環境基準適合状況

○：適合

環境基準：1年平均値が0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下であること。

資料：「横浜市大気汚染調査報告書」（横浜市ホームページ 令和5年8月閲覧）

「大気汚染物質の環境基準の適合条件」（横浜市ホームページ 令和5年8月閲覧）

「令和3年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ 令和5年8月閲覧）

### (3) 騒音の状況

#### ① 道路交通騒音

調査区域における道路交通騒音の測定地点は、図 3.2-3 に示すとおりです。

測定結果は、表 3.2-4 に示すとおり、丸子中山茅ヶ崎（地点番号 2）、一般国道 16 号（保土ヶ谷バイパス）（地点番号 3）、一般国道 246 号（地点番号 5）、一般国道 246 号（地点番号：9）、一般国道 16 号（地点番号：11）は昼間と夜間ともに、一般国道 246 号（地点番号 4）、一般国道 467 号（地点番号 7）は夜間において環境基準に不適合でした。

表 3.2-4 道路交通騒音測定結果

地点番号	道路名	測定場所	用途地域	地域の類型	特例適用	等価騒音レベル (L <sub>Aeq</sub> ) 単位：dB (デシベル)				測定年度
						昼間		夜間		
						環境基準		環境基準		
1	県道瀬谷柏尾	瀬谷区相沢四丁目	第一種住居地域	B	○	64	70	58	65	R2
2	主要地方道 丸子中山茅ヶ崎	瀬谷区二ツ橋町	準住居地域	B	○	73	70	71	65	R1
3	一般国道 16 号 (保土ヶ谷バイパス)	旭区上川井町	市街化調整地域	B	○	79	70	79	65	R1
4	一般国道 246 号	大和市中鶴間 2-12 付近	準工業地域	C	○	69	70	66	65	H29
5	一般国道 246 号	大和市中鶴間 2572 付近	市街化調整地域	B	○	77	70	77	65	H30
6	一般国道 246 号	大和市深見西 8-10 付近	準工業地域	C	○	68	70	65	65	H29
7	一般国道 467 号	大和市深見台 4-1-1 付近	準住居地域	B	○	68	70	67	65	R1
8	東名高速道路	大和市深見 720-1 付近	市街化調整地域	B	○	59	70	56	65	R2
9	一般国道 246 号	町田市鶴間 5丁目 15	準工業地域	C	○	74	70	73	65	R2
10	東名高速道路	町田市鶴間 7-22	準工業地域	C	○	59	70	57	75	R3
11	一般国道 16 号	町田市鶴間 7-32	準工業地域	C	○	71	70	70	65	R3

注 1：特例適用とは、「幹線交通を担う道路」に近接する地域の場合は、特例として、通常の「道路に面する地域」とは別の基準が設定されていることを示します。

注 2：■は、環境基準に不適合。

環境基準（幹線交通を担う道路に係る基準値（特例適用））：昼間 70 デシベル以下、夜間 65 デシベル以下

注 3：地域の類型は以下のとおりです。

A：第一種及び第二種低層住居専用地域、第一種及び第二種中高層住居専用地域

B：第一種及び第二種住居地域、準住居地域、その他の地域

C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注 4：昼間及び夜間の時間帯は以下のとおりです。

昼間：午前 6 時～午後 10 時 夜間：午後 10 時～午前 6 時

注 5：等価騒音レベル(L<sub>Aeq</sub>)とは、騒音レベルが時間とともに不規則かつ大幅に変化している場合に、ある時間内で変動する騒音レベルのエネルギーに着目して時間平均値を算出したものです。

注 6：地点番号は図 3.2-3 に示す番号と対応しています。

資料：「平成 29～令和 3 年度横浜市における騒音・振動の測定結果報告書」（横浜市ホームページ 令和 5 年 8 月閲覧）

「快適な生活環境のために～平成 29 年度～令和 3 年度版やまとの公害～」(大和市ホームページ 令和 5 年 8 月閲覧)

「2020・2021 年度 自動車騒音常時監視・面的評価結果」（町田市ホームページ 令和 5 年 8 月閲覧）

## ② 一般環境騒音

調査区域における一般環境騒音の測定地点は、図 3.2-3 に示すとおりです。対象事業実施区域から最も近い測定地点は、大和市深見西四丁目（地点番号：A）です。

測定結果は表 3.2-5 に示すとおりです。

等価騒音レベルについては、全ての地点で環境基準に適合していました。

表 3.2-5 一般環境騒音測定結果

地点番号	測定場所	用途地域	地域の類型	等価騒音レベル ( $L_{Aeq}$ ) 単位：dB (デシベル)				測定年度
				昼間		夜間		
				環境基準		環境基準		
A	大和市深見西四丁目	準工業地域	C	51	60	48	50	H28
B	大和市下鶴間 2170-1	第二種住居地域	B	53	55	42	45	H30
C	大和市深見台 4-4-7	第一種低層住居専用地域	A	47	55	42	45	R1

注1：環境基準は以下のとおりです。

地域の類型 A・B 昼間 55 デシベル以下、夜間 45 デシベル以下

地域の類型 C 昼間 60 デシベル以下、夜間 50 デシベル以下

注2：地域の類型及び時間帯は、表 3.2-4 注3 及び注4 参照。

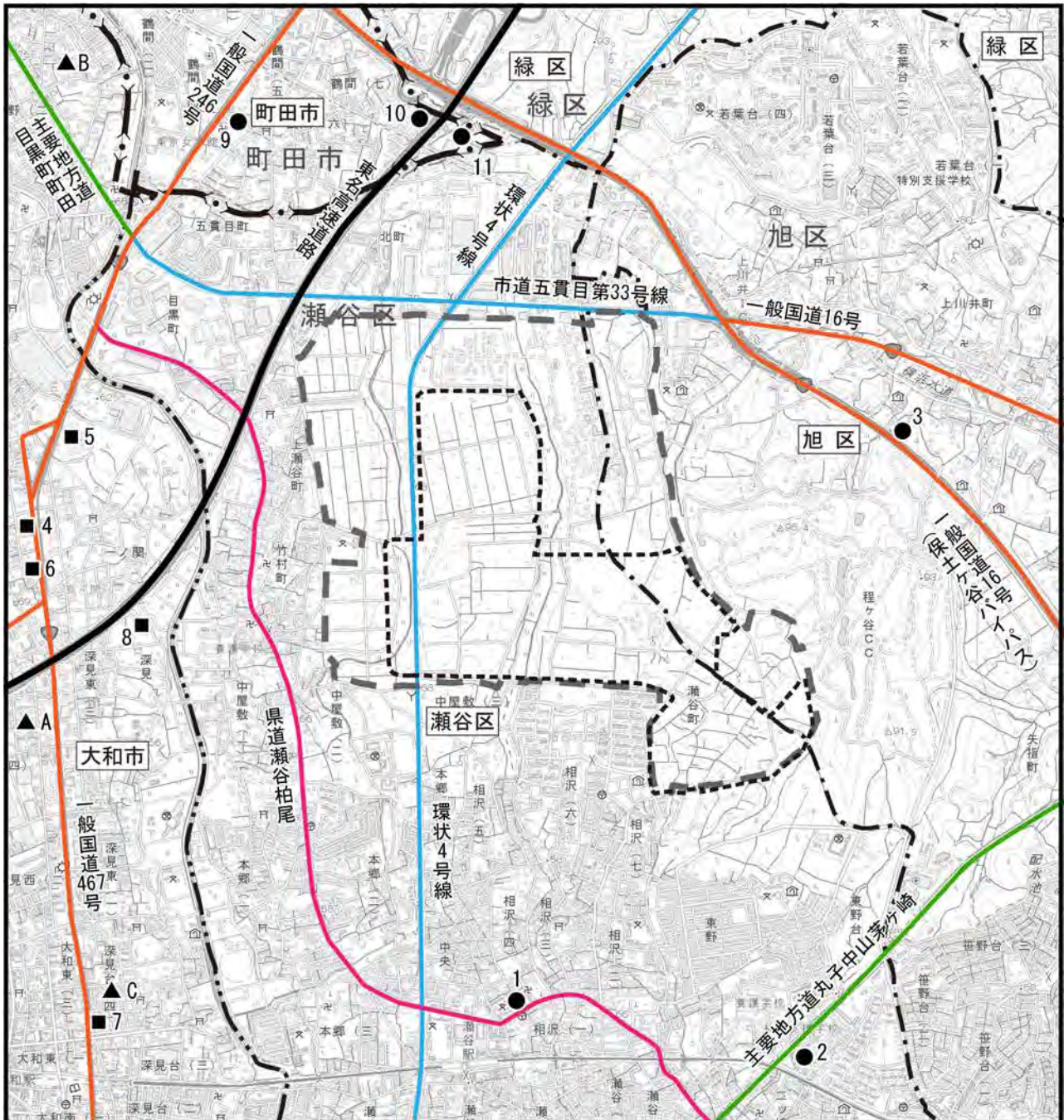
注3：等価騒音レベル( $L_{Aeq}$ )とは、騒音レベルが時間とともに不規則かつ大幅に変化している場合に、ある時間内で変動する騒音レベルのエネルギーに着目して時間平均値を算出したものです。

注4：地点番号は図 3.2-3 に示す番号と対応しています。

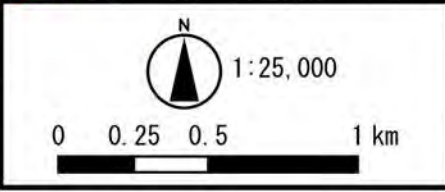
資料：「快適な生活環境のためにー平成 28 年度～令和 3 年度版やまとの公害ー」（大和市ホームページ 令和 5 年 8 月閲覧）

## ③ 鉄道騒音

調査区域において、鉄道騒音の測定地点は存在しません。



- 凡例**
- 対象事業実施区域
  - 土地区画整理事実施区域
  - 都県界
  - 市界
  - 区界
  - 高速自動車国道
  - 一般国道
  - 県道（主要地方道）
  - 県道（一般県道）
  - 市道（指定市の一般市道）
  - 道路交通騒音測定地点
  - 道路交通騒音・振動測定地点
  - ▲ 一般環境騒音測定地点



注1：地点番号は表 3.2-4、表 3.2-5 及び表 3.2-6 に示す地点番号と対応しています。  
 資料：「平成 29～令和 3 年度横浜市における騒音・振動の測定結果報告書」（横浜市ホームページ 令和 5 年 8 月閲覧）  
 「快適な生活環境のために～平成 29 年度～令和 3 年度版やまとの公害～」  
 （大和市ホームページ 令和 5 年 8 月閲覧）  
 「2021 年度自動車騒音常時監視・面的評価結果」（町田市ホームページ 令和 5 年 8 月閲覧）

図 3.2-3 騒音・振動測定地点



#### (4) 振動の状況

##### ① 道路交通振動

調査区域における道路交通振動の測定地点は図 3.2-3 に示すとおりです。

測定結果は表 3.2-6 に示すとおりです。

道路交通振動レベルについては、一般国道 246 号（地点番号 5）の夜間において要請限度を超過しています。

表 3.2-6 道路交通振動測定結果

地点番号	道路名	測定場所	用途地域	区域の区分	道路交通振動レベル (L <sub>10</sub> ) 単位：dB (デシベル)				測定年度
					昼間		夜間		
						要請限度		要請限度	
4	一般国道 246 号	大和市下鶴間 2-12 付近	準工業地域	第 2 種区域	42	70	39	65	H29
5	一般国道 246 号	大和市下鶴間 2572 付近	市街化調整区域	第 1 種区域	65	65	63	60	H30
6	一般国道 246 号	大和市深見西 8-10 付近	準工業地域	第 2 種区域	42	70	39	65	H29
7	一般国道 467 号	大和市深見台 4-1-1 付近	準住居地域	第 1 種区域	47	65	42	60	R1
8	東名高速道路	大和市深見 720-1 付近	市街化調整地域	第 1 種区域	56	65	55	60	R2

注 1：63 は、要請限度値を超過。

注 2：要請限度値は、以下のとおりです。

第 1 種区域：昼間 65 デシベル以下、夜間 60 デシベル以下

第 2 種区域：昼間 70 デシベル以下、夜間 65 デシベル以下

注 3：区域の区分は、以下のとおりです。

第 1 種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域

第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注 4：昼間及び夜間の時間帯は以下のとおりです。

昼間：午前 8 時～午後 7 時 夜間：午後 7 時～午前 8 時

注 5：地点番号は図 3.2-3 に示す番号と対応しています。

資料：「快適な生活環境のためにー平成 30 年度～令和 3 年度版やまとの公害ー」（大和市ホームページ 令和 5 年 8 月閲覧）

##### ② 鉄道振動

調査区域において、鉄道振動の測定地点は存在しません。

#### (5) 悪臭の状況

調査区域において、公的機関による悪臭の測定はなされていません。

また、調査区域において、「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」（昭和 48 年 5 月横浜市告示第 129 号）により市街化区域が規制地域に指定されています。ただし、「悪臭防止法施行令」（昭和 47 年 5 月政令第 207 号）に指定される特定悪臭物質を排出する事業所は対象事業実施区域に存在しませんでした。

### 3.2.2 水環境の状況

#### (1) 水象の状況

調査対象地域における河川の位置は、図 3.2-4 に示すとおりです。このうち、境川水系、帷子川水系及び鶴見川水系の河川の状況は表 3.2-7 に示すとおりです。また、調査区域における河川の位置は図 3.2-5 に示すとおりです。

対象事業実施区域内には、「河川法」(昭和 39 年 7 月法律第 167 号)に基づく河川ではありませんが、大門川、相沢川及び和泉川が流れています。調査区域周辺の西側には境川、東側には矢指川、北東側には帷子川と堀谷戸川が存在しています。

主要な河川の流量は、表 3.2-8 に示すとおりで、平成 29 年度の河川流量の年平均値は、大門川 0.021m<sup>3</sup>/s、相沢川が 0.017m<sup>3</sup>/s、和泉川が 0.047m<sup>3</sup>/s、境川が 0.265~2.130m<sup>3</sup>/s、矢指川が 0.042m<sup>3</sup>/s、帷子川が 3.150m<sup>3</sup>/s、堀谷戸川が 0.034m<sup>3</sup>/s となっています。

表 3.2-7 河川の状況

水系名	河川名	河川区分	河川延長(m)	流域面積(km <sup>2</sup> )
境川	境川	二級河川(全域)	52,140	211.0
		二級河川(都管理区間)	10,490	-注2
		二級河川(県管理区間)	18,300	-注2
	和泉川	二級河川(県管理市施行・維持区間)	9,510	11.5
		その他(横浜市管理)注1	-	-
	大門川注3	その他(横浜市管理)	-	-
	相沢川	準用河川	2,158	4.3
		その他(横浜市管理)注1	-	-
帷子川	帷子川	二級河川(県管理市施行・維持区間)	17,340	57.9
		二級河川(横浜市管理)	6,170	23.5
		その他(横浜市管理)注1	-	-
		公共下水道注1	-	-
	堀谷戸川注3	その他(横浜市管理)	-	-
	矢指川	準用河川	540	-注2
		その他(横浜市管理)注1	-	-
	二俣川注3	その他(横浜市管理)	-	-
	中堀川	二級河川(県管理市施行・維持区間)	850	4.4
	新井川	準用河川	1,000	-注2
くぬぎ台川	準用河川	1,190	-注2	
鶴見川	梅田川	一級河川(横浜市管理)	2,200	3.9
		その他(横浜市管理)注1	-	-

注1：和泉川(その他(横浜市管理))、大門川、相沢川(その他(横浜市管理))、帷子川(その他(横浜市管理))、公共下水道、堀谷戸川、矢指川(その他(横浜市管理))、二俣川、梅田川(その他(横浜市管理))の河川延長及び流域面積は、資料に記載されていません。

注2：矢指川、新井川、くぬぎ台川、境川(県管理区間)の流域面積は、資料に記載されていません。

注3：大門川、堀谷戸川、二俣川は水路として公物管理されています。

注4：河川区分は、以下のとおりです。

一級河川：国土保全上または国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川で国土交通大臣が指定したもの

二級河川：一級河川以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で都道府県知事が指定したもの

準用河川：河川法の規定の一部を準用し、市町村長が管理する河川

その他：上記以外の河川(普通河川)

資料：「横浜市を流れる河川一覧」(横浜市道路局河川部河川企画課ホームページ 令和5年8月閲覧)

「横浜の川」(横浜市道路局河川部河川計画課 平成30年3月)

「帷子川水系河川整備計画」(神奈川県 平成26年12月)

「境川水系河川整備計画」(神奈川県・東京都・横浜市 平成27年4月)

「河川に関する用語」(国土交通省水管理・国土保全局ホームページ 令和5年8月閲覧)

「横浜市河川図」(横浜市 令和3年3月)

「河川の管理」(東京都建設局ホームページ 令和5年8月閲覧)

表 3.2-8 主要な河川の流量（平成 29 年度～令和 3 年度）

水系名	河川名	No. 注1	測定地点	流量[m <sup>3</sup> /s] 注2	測定年度	備考
境川	境川	1	鶴間橋（町田市）	0.360	H30	
	境川	2	鶴間一号橋	0.430	R3	
	境川	3	鶴間橋（大和市）	0.790	R2	
	境川	4	新道大橋	2.220	R2	
	和泉川	5	鍋屋橋	0.047	H29	図 3.2-4 の図郭外
	大門川	6	中川橋	0.021	H29	
	相沢川	7	童橋	0.017	H29	
帷子川	堀谷戸川	8	中井橋	0.034	H29	
	矢指川	9	耕地橋	0.042	H29	
	二俣川	10	四季美橋	0.115	H29	
	中堀川	11	浜串橋	0.054	H29	
	新井川	12	分水路際	0.058	H29	
	くぬぎ台川	13	原下橋	0.028	H29 </td <td></td>	
	帷子川	14	水道橋	4.200	R2	図 3.2-4 の図郭外

注 1：表中の No. は図 3.2-4 及び図 3.2-6 に示す番号と対応しています。

注 2：流量は年平均値です。

注 3：No. 5 鍋屋橋、No. 6 中川橋、No. 7 童橋、No. 8 中井橋、No. 9 耕地橋、No. 10 四季美橋、No. 11 浜串橋、No. 12 分水路際、No. 13 原下橋の水質測定は平成 29 年度調査をもって終了しています。

注 4：No. 1 鶴間橋（町田市）は平成 30 年度調査をもって終了しています。

資料：「平成 29 年度～令和 3 年度横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（横浜市ホームページ 令和 5 年 8 月閲覧）  
 「2018、2021 年度環境調査事業概要」（町田市ホームページ 令和 5 年 8 月閲覧）

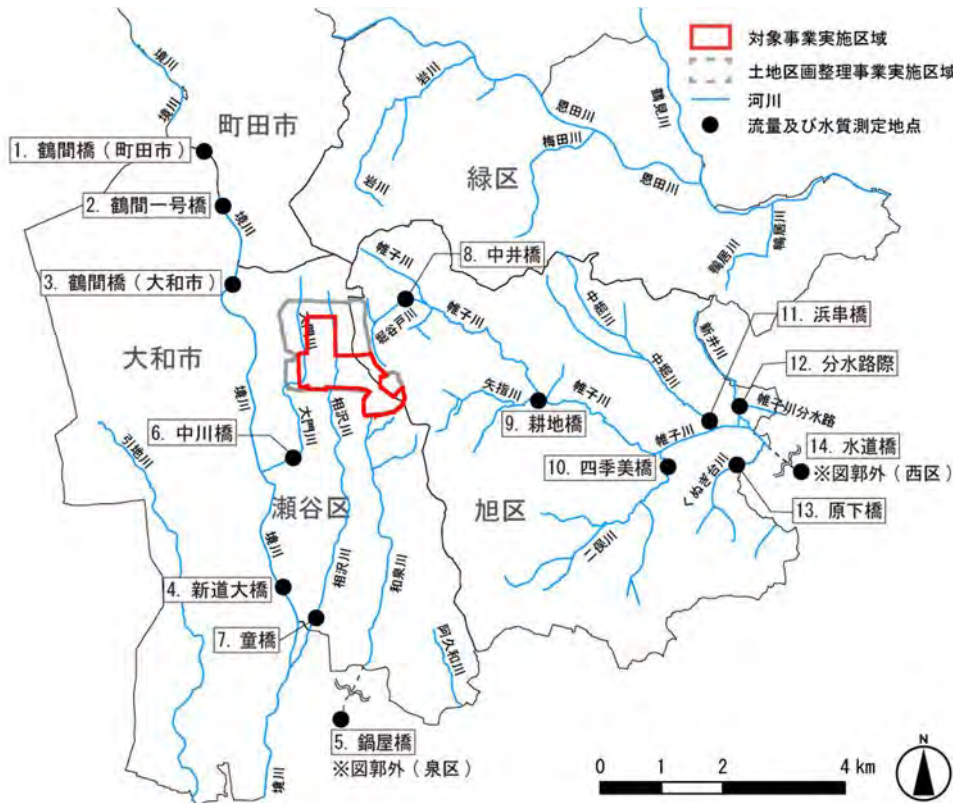


図 3.2-4 河川図

注 1：図中の番号は表 3.2-8 及び表 3.2-10 に示す No. と対応しています。

資料：「国土数値情報（河川データ・平成 20 年度）」（国土交通省国土政策局国土情報課 令和 5 年 8 月閲覧）

「平成 29 年度～令和 3 年度横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」

（横浜市ホームページ 令和 5 年 8 月閲覧）

「2018 年度、2021 年度環境調査事業概要」（町田市ホームページ 令和 5 年 8 月閲覧）

「横浜市水と緑の基本計画（平成 28 年 6 月改定）」（横浜市ホームページ 令和 5 年 8 月閲覧）

また、調査区域における湧水の状況は、表 3.2-9 及び図 3.2-5 に示すとおりです。対象事業実施区域の南東側に湧水が分布しています。大和市及び町田市については、公表されている資料のうち調査区域に分布している湧水はありませんでした。

表 3.2-9 調査区域における湧水の状況

番号	行政区分	名称	所在地
1	横浜市瀬谷区	瀬谷市民の森 1 (和泉川周辺の窪地)	瀬谷区瀬谷町
2	横浜市瀬谷区	瀬谷市民の森 2 (和泉川周辺の窪地)	瀬谷区瀬谷町
3	横浜市旭区	—	旭区上川井町 2053 付近
4	横浜市旭区	—	旭区上川井町
5	横浜市旭区	—	旭区川井本町
6	横浜市旭区	—	旭区笹野台

注 1 : 番号は図 3.2-5 に示す番号と対応しています。

資料 : 「横浜の河川紹介 (和泉川)」(横浜市ホームページ 令和 5 年 8 月閲覧)

「横浜市内の湧水特性」(加藤良明、下村光一郎、飯塚貞男 平成 20 年 3 月)



## (2) 水質の状況

### ① 河川の水質

調査区域における河川の水質の測定地点は、図 3.2-6 に示すとおりです。また、測定結果は、表 3.2-10 に示すとおりです。調査区域の公共用水域水質測定地点は3. 鶴間橋（大和市）（境川）があり、中小河川水質測定地点は6. 中川橋（大門川）、8. 中井橋（堀谷戸川）があります。

3. 鶴間橋（大和市）（境川）の pH、DO、BOD、SS は、最近5年間（平成 28 年度～令和 2 年度）において環境基準に適合しています。また、6. 中川橋（大門川）の DO、BOD 及び8. 中井橋（堀谷戸川）の pH、DO、BOD は、最近2年間（平成 28 年度～平成 29 年度）において環境基準に適合していますが、6. 中川橋（大門川）の pH は、平成 28 年度から平成 29 年度にかけて環境基準に不適合でした。

表 3.2-10 (1) 河川の水質測定結果

水域名	河川名	環境基準類型	測定地点名		年度	水素イオン濃度指数 (pH)	溶存酸素量 (DO)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	大腸菌群数
							mg/L	mg/L	mg/L	MPN/100mL
境川	境川	D	1	鶴間橋 (町田市)	H28	7.4	9.5	2.2	1	—
					H29	7.6	9.8	1.1	7	—
					H30	7.4	9.3	1.1	3	—
					R1	—	—	—	—	—
					R2	—	—	—	—	—
	境川	D	2	鶴間一号橋	H28	7.9	10.8	1.3	2	—
					H29	8.0	10.7	1.0	3	—
					H30	7.6	10.6	0.8	2	—
					R1	7.9	11.0	1.1	1	—
					R2	8.0	12.0	0.7	2	—
	境川	D	3	鶴間橋 (大和市)	H28	7.7	8.6	1.1	3	$1.3 \times 10^4$
					H29	7.8	9.5	1.0	5	$8.1 \times 10^3$
					H30	7.8	10.0	1.3	3	$7.8 \times 10^3$
					R1	7.7	9.7	1.0	3	$5.7 \times 10^3$
					R2	7.8	9.7	1.6	3	$5.4 \times 10^3$
	境川	D	4	新道大橋	H28	7.4	7.8	2.0	5	$1.5 \times 10^4$
					H29	7.3	8.1	2.5	2	$6.9 \times 10^3$
					H30	7.4	8.0	3.7	3	$1.4 \times 10^4$
					R1	7.4	8.4	2.6	3	$5.1 \times 10^3$
					R2	7.6	8.6	2.5	3	$1.8 \times 10^3$
	和泉川	D	5	鍋屋橋	H28	8.4	13.1	1.7	—	—
					H29	8.1	11.3	1.1	—	—
					H30	—	—	—	—	—
					R1	—	—	—	—	—
R2					—	—	—	—	—	
大門川	D	6	中川橋	H28	9.0	14.5	1.1	—	—	
				H29	9.8	12.1	2.3	—	—	
				H30	—	—	—	—	—	
				R1	—	—	—	—	—	
				R2	—	—	—	—	—	
相沢川	D	7	童橋	H28	7.9	11.9	1.2	—	—	
				H29	7.6	12.9	1.2	—	—	
				H30	—	—	—	—	—	
				R1	—	—	—	—	—	
				R2	—	—	—	—	—	

表 3.2-10 (2) 河川の水質測定結果

水域名	河川名	環境基準 類型	測定地点名		年度	水素イオン 濃度指数 (pH)	溶存酸素量 (DO)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	大腸菌群数
							mg/L	mg/L	mg/L	MPN/100mL
帷子川	堀谷戸川	B	8	中井橋	H28	7.8	10.6	0.8	—	—
					H29	7.7	10.1	1.2	—	—
					H30	—	—	—	—	—
					R1	—	—	—	—	—
					R2	—	—	—	—	—
	矢指川	B	9	耕地橋	H28	7.8	9.9	2.0	—	—
					H29	7.7	9.4	2.1	—	—
					H30	—	—	—	—	—
					R1	—	—	—	—	—
					R2	—	—	—	—	—
	二俣川	B	10	四季美橋	H28	8.9	12.5	1.4	—	—
					H29	9.2	12.6	2.7	—	—
					H30	—	—	—	—	—
					R1	—	—	—	—	—
					R2	—	—	—	—	—
	中堀川	B	11	浜串橋	H28	8.5	12.1	1.4	—	—
					H29	8.4	11.3	1.4	—	—
					H30	—	—	—	—	—
					R1	—	—	—	—	—
					R2	—	—	—	—	—
	新井川	B	12	分水路際	H28	8.7	10.6	1.4	—	—
					H29	9.0	10.5	1.8	—	—
					H30	—	—	—	—	—
					R1	—	—	—	—	—
					R2	—	—	—	—	—
	くぬぎ台川	B	13	原下橋	H28	8.0	10.2	0.8	—	—
					H29	7.7	10.0	1.0	—	—
					H30	—	—	—	—	—
					R1	—	—	—	—	—
					R2	—	—	—	—	—
帷子川	B	14	水道橋	H28	8.0	9.4	1.1	3	$2.6 \times 10^4$	
				H29	8.1	9.4	1.4	3	$7.1 \times 10^3$	
				H30	8.0	9.0	1.2	4	$2.2 \times 10^4$	
				R1	8.0	9.2	1.5	4	$2.1 \times 10^3$	
				R2	8.1	9.5	1.3	5	$2.7 \times 10^3$	
				R3	8.1	9.8	1.0	3	9500	

注1：「-」は測定を行っていないことを示します。

注2：環境基準値（B類型）

水素イオン濃度指数：6.5以上8.5以下

溶存酸素量：5mg/L以上

生物化学的酸素要求量：3mg/L以下

浮遊物質量：25mg/L以下

大腸菌群数：5,000MPN/100mL以下

注3：環境基準値（D類型）

水素イオン濃度指数：6.0以上8.5以下

溶存酸素量：2mg/L以上

生物化学的酸素要求量：8mg/L以下

浮遊物質量：100mg/L以下

大腸菌群数：Dタイプの河川において、大腸菌群数の環境基準値は設定されていません。

注4：生物化学的酸素要求量のうち地点2, 3, 4, 14は75%値、その他の地点及びその他の項目は年平均値です。

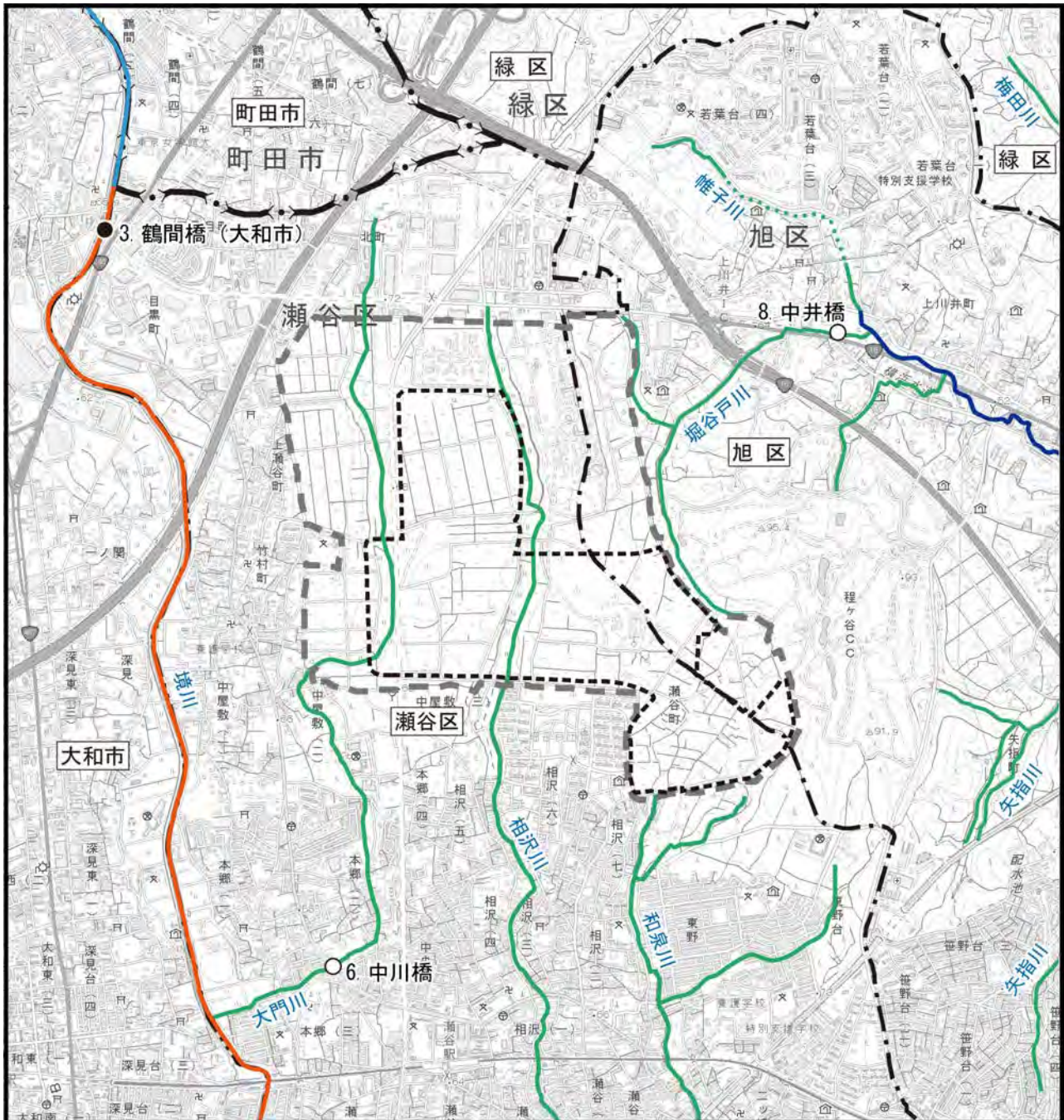
注5：■は、環境基準値を超過。

注6：中小河川である堀谷戸川、矢指川、二俣川、中堀川、新井川、くぬぎ台川は浮遊物質量(SS)及び大腸菌群数の調査結果は公表されていません。

注7：大腸菌群数に係る基準値については、当分の間適用しません。（神奈川県告示第702号より）

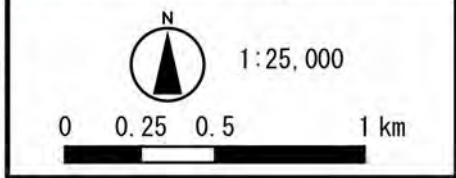
資料：「2021年度環境調査事業概要」（町田市ホームページ 令和5年8月閲覧）

「平成28～令和3年度横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（横浜市ホームページ 令和5年8月閲覧）



凡例

- 対象事業実施区域
- 土地区画整理事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 二級河川（県管理区間）
- 二級河川（都管理区間）
- 二級河川（県管理市施行・維持区間）
- その他（横浜市管理）
- 公共下水道
- 公共用水域水質測定地点
- 中小河川水質調査の測定地点



注1：調査区域には準用河川が無いため、凡例に示していません。  
 注2：図中の番号は表 3.2-8 及び表 3.2-10 に対応しています。  
 資料：「横浜市 河川図」（横浜市 平成 23 年 3 月）  
 「境川水系河川整備計画（神奈川県・東京都・横浜市 平成 27 年 4 月）  
 「平成 28～令和 3 年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」  
 （横浜市ホームページ 令和 5 年 8 月閲覧）

図 3.2-6 公共用水域・中小河川水質測定地点



## ② 地下水の水質

調査区域における地下水の水質の測定地点は、図 3.2-7 に示すとおりです。また、測定結果は、表 3.2-11 に示すとおりです。

瀬谷区相沢三丁目では平成 29 年度から令和 3 年度において、旭区下川井町では、平成 30 年度、令和 2 年度、令和 3 年度において、環境基準に不適合でした。

表 3.2-11 地下水の水質測定結果（環境基準不適合地点）

行政区分	調査の種類	メッシュ番号	調査地点	環境基準超過項目	年度	測定結果 (mg/L)	環境基準値 (mg/L)
瀬谷区	継続監視調査	1369	瀬谷区相沢三丁目	テトラクロロエチレン	H29	0.017	0.01 以下
瀬谷区	継続監視調査	1369	瀬谷区相沢三丁目	テトラクロロエチレン	H30	0.033	0.01 以下
瀬谷区	継続監視調査	1369	瀬谷区相沢三丁目	テトラクロロエチレン	R1	0.020	0.01 以下
瀬谷区	継続監視調査	1369	瀬谷区相沢三丁目	テトラクロロエチレン	R2	0.021	0.01 以下
瀬谷区	継続監視調査	1369	瀬谷区相沢三丁目	テトラクロロエチレン	R3	0.018	0.01 以下
旭区	継続監視調査	1480	旭区下川井町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	H30	27	10 以下
旭区	継続監視調査	1480	旭区下川井町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	R2	26	10 以下
旭区	継続監視調査	1480	旭区下川井町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	R3	29	10 以下

注 1：調査の種類及び測定項目については以下のとおりです。なお、上表及び図 3.2-7 では、各調査において基準値を超過した調査地点及び環境基準超過項目のみ記載しています。

### ・概況調査

#### 【定点調査】

長期的な観点から経年変化を調べるために定点で実施されている調査（平成 25 年度からは、市内 18 区を 6 区ずつの 3 グループに分け、3 年で全区の測定を実施）

環境基準項目 27 項目（カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン）、要監視項目 1 項目（クロロホルム）及び一般項目 5 項目（電気伝導率、水温、pH、気温、臭気、外観）の合計 33 項目を測定。

#### 【メッシュ調査】

横浜市内をほぼ 2km メッシュに区切り、4 年計画で市内全体を把握する調査。

定点調査と同じ 33 項目を測定。

#### ・汚染井戸周辺地区調査

「概況調査」で汚染が判明した井戸の汚染範囲を確認するための調査。

「概況調査」及び「継続監視調査」で環境基準を超過した項目及び一般項目 5 項目（電気伝導率、水温、pH、気温、臭気、外観）を測定。

#### ・継続監視調査

汚染が明らかとなった地点を継続的に監視する調査。

過去に汚染が明らかとなった地点において環境基準を超過していた項目及び一般項目 5 項目（電気伝導率、水温、pH、気温、臭気、外観）を測定。

#### ・汚染井戸監視調査

昭和 57 年度から実施した横浜市独自のトリクロロエチレン等調査において発見された汚染井戸のうち、「汚染源調査を実施したが、原因を特定できなかった汚染井戸」について、「引き続き監視が必要と判断された井戸」における調査。

環境基準項目 5 項目（1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン）及び一般項目 5 項目（電気伝導率、水温、pH、気温、臭気、外観）を測定。

#### ・汚染井戸追跡調査

昭和 57 年度から実施した横浜市独自のトリクロロエチレン等調査において発見された汚染井戸のうち、汚染源調査を実施中の汚染井戸、又は汚染源調査の結果、「汚染源が特定され浄化指導中の汚染井戸」の調査。

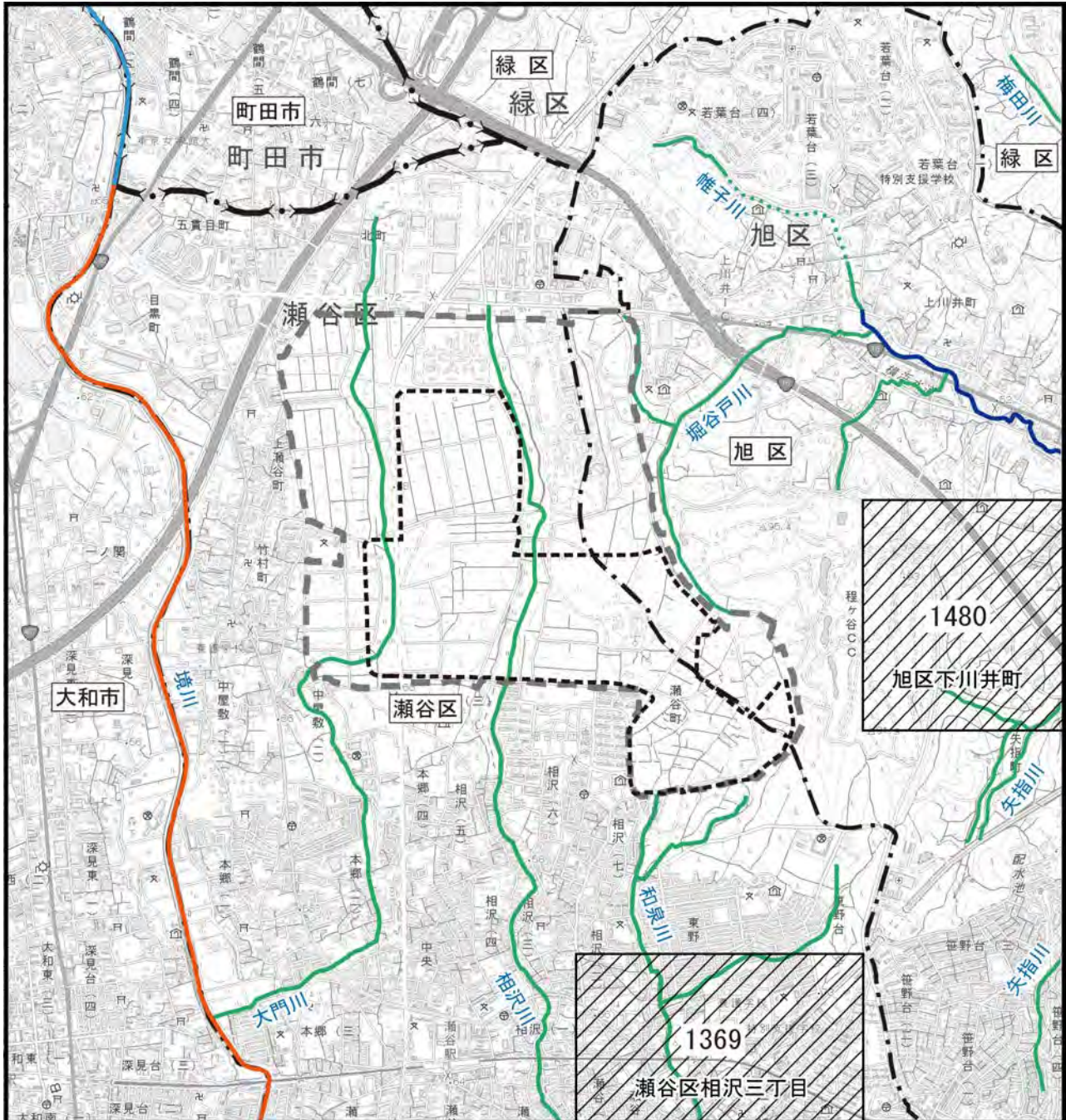
「汚染井戸監視調査」と同じ 10 項目を測定。

資料：「平成 29～令和 3 年度横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」

（横浜市ホームページ 令和 5 年 8 月閲覧）

「平成 29 年度～令和 3 年度 大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況」

（横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センターホームページ 令和 5 年 8 月閲覧）

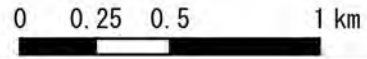


凡例

- 対象事業実施区域
- 土地区画整理事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 二級河川（県管理区間）
- 二級河川（都管理区間）
- 二級河川（県管理市施行・維持区間）
- その他（横浜市管理）
- 公共下水道
- 地下水の水質測定地点（調査メッシュ）



1:25,000



注1：調査区域には準用河川が無いため、凡例に示していません。  
 資料：「横浜市 河川図」（横浜市 平成23年3月）  
 「境川水系河川整備計画」（神奈川県・東京都・横浜市 平成27年4月）  
 「平成29年度～令和3年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（横浜市ホームページ 令和5年8月閲覧）  
 「平成29年度～令和3年度 大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センターホームページ 令和5年8月閲覧）

図 3.2-7 地下水の水質測定地点

### 3.2.3 土壌及び地盤の状況

#### (1) 土壌の状況

調査区域の土壌の状況は、図 3.2-8 に示すとおりです。

対象事業実施区域周辺の土壌は、大部分が火山噴出物質由来の厚層多腐植質黒ボク土となっており、対象事業実施区域の一部に腐植質黒ボクグライ土、人工改変台地土が分布しています。

#### (2) 土壌汚染の状況

調査区域における「土壌汚染対策法」（法律第 53 号平成 14 年 5 月）及び「横浜市生活環境の保全等に関する条例」（横浜市条例第 58 号平成 14 年 12 月）に基づく土壌汚染に係る区域の指定状況は、表 3.2-12 及び図 3.2-9 に示すとおりであり、調査区域内には、形質変更時要届出区域が 1 箇所存在します。なお、大和市、町田市については、調査区域内に「土壌汚染対策法」（法律第 53 号平成 14 年 5 月）及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」（神奈川県条例第 35 号平成 9 年 10 月）に基づく土壌汚染に係る区域は存在しませんでした。

形質変更時要届出区域とは、土壌汚染の人への摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域のことを言います（摂取経路の遮断が行われた区域を含む）。原則として、形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の 14 日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事等に届け出る必要があります。

表 3.2-12 調査区域内の形質変更時要届出区域

種別	指定番号	所在地	面積 (㎡)	指定基準に適合しない 特定有害物質	地下水汚染 の有無	指定年月日
形質変更時 要届出区域	指-197	瀬谷区瀬谷町 6,126 番、7,178 番、7,449 番 1、7,449 番 2、7,449 番 5 及び 7,745 番の各一部並びに旭区上川井町 3,447 番、3,509 番 1 及び 3,509 番 2 の各一部	6,252.86	鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物 砒素及びその化合物	不明	令和 3 年 9 月 24 日 令和 5 年 6 月 23 日

資料：「汚染された区域に指定された土地」（横浜市ホームページ 令和 5 年 8 月閲覧）

また、対象事業実施区域を含む旧上瀬谷通信施設は、戦前は旧日本海軍の倉庫施設が存在していました。その後、米軍が昭和 20 年 8 月に接收し、一旦解除された後に、昭和 26 年 3 月に再接収され、平成 27 年 6 月に返還されるまでは通信基地として利用されていました。現在は、図 3.2-10 のような土地所有状況であり、国有地と民有地、市有地が混在しています。

なお、令和元年度及び令和 3 年～4 年度に旧上瀬谷通信施設において防衛省による土壌汚染調査が行われており、一部区画において土壌の汚染が確認されています。

特定有害物質については、返還国有地約 110ha のうち、土壌汚染対策法に基づく指定基準値超過が確認された計 66 調査区画で詳細調査が行われており、その結果の概要は表 3.2-13 及び図 3.2-10 に示すとおりです。

ダイオキシン類については、返還国有地約 110ha のうち、全区画において基準に適合していました。

表 3.2-13 防衛省における土壤汚染調査結果の概要（国有地）

物質	項目	指定基準 超過区画数	最大 検出値	指定 基準値	深度方向の指定基準超過状況
鉛及びその化合物 (土壤溶出量、mg/L)		22	0.069	0.01	(ア)深度方向 0～0.5m のみ 20 調査区画 (イ)深度方向 0～0.5m 及び 8m、9m にて 1 調査区画 (ウ)深度方向 0.5～1m のみ 1 調査区画 ((ア)(イ)(ウ)の合計 22 調査区画)
鉛及びその化合物 (土壤含有量、mg/kg)		34	1,600	150	(エ)深度方向 0～0.5m のみ 29 調査区画 (オ)深度方向 0～0.5m 及び旧地盤 (GL-0.85～GL-1.35m) にて 1 調査区画 (カ)深度方向 0～0.5m 及び 1m にて 1 調査区画 (キ)深度方向 0～0.5m 及び 0.5～1m にて 1 調査区画 (ク)旧地盤 (GL-2.0～GL-2.5m) のみ 1 調査区画 (ケ)旧地盤 (GL-2.0～GL-2.5m) 及び深度方向 2m にて 1 調査区画 ((エ)から(ケ)の合計 34 調査区画)
ひ素及びその化合物 (土壤溶出量、mg/L)		1	0.017	0.01	深度方向 0～0.5m にて 1 調査区画
ふっ素及びその化合物 (土壤溶出量、mg/L)		10	1.4	0.8	(コ)深度方向 0～0.5m にて 1 調査区画 (ク)深度方向 0.5～1m にて 9 調査区画 ((コ)(ク)の合計 10 調査区画)

注 1：鉛については、土壤溶出量、土壤含有量のいずれも基準不適合になった区画が 3 箇所あったため、指定基準調査区画数合計が 66 調査区画になりません。

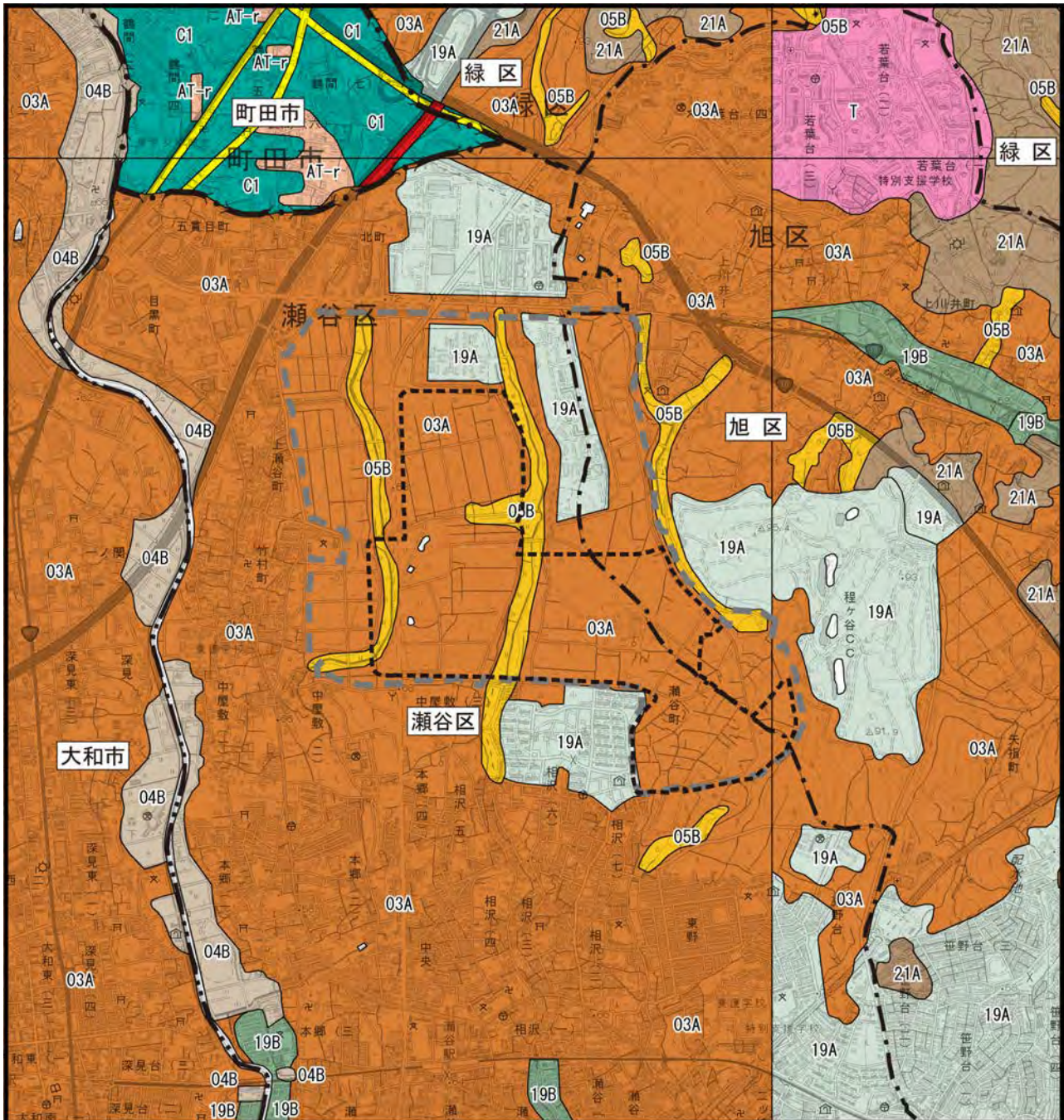
注 2：第二溶出量基準値（いずれも土壤溶出量として、鉛及びその化合物（0.3mg/L 以下）、ひ素及びその化合物（0.3mg/L 以下）、ふっ素及びその化合物（24mg/L 以下））を超える値は検出されていません。

注 3：上記、土壤溶出量基準不適合区画のうち、地下水が確認された調査区画について、以下に示す要領にて採取し、平成 15 年 3 月 6 日環境省告示第 17 号に準拠して、地下水の分析を実施した結果、いずれも基準に適合していました。（全ての調査地点において定量下限値未満で検出されていません。）

【地下水採取方法】  
機械ボーリング（φ86mm）完了後に、孔内に簡易観測井戸を設置  
簡易観測井戸の構造は、各観測地点のボーリング時の土質及び孔内水位等により決定  
地下水採取は、掘削底面と地下水位の間水位にて採取

民有地・市有地における調査においては、3,532 地点の土壤採取を行い、ふっ素及びその化合物（土壤溶出量）20 区画、鉛及びその化合物（土壤含有量）2 区画で指定基準値超過がみられました。

基準値超過区画に関しては、深度方向の土壤汚染調査を実施し、ふっ素及びその化合物（土壤溶出量）1 区画、鉛及びその化合物（土壤含有量）1 区画において、深さ方向で指定基準超過がみられました。なお、鉛及びその化合物（土壤含有量）の指定基準値超過が確認された 2 区画については、令和 2 年度末で除去が実施されています。また、深度方向の調査の際、地下水が確認された区画では、地下水調査を実施しており、地下水の分析をした結果、いずれも基準に適合しています。



凡例

対象事業実施区域 土地区画整理事業実施区域

都県界 市界 区界

- |                  |             |      |
|------------------|-------------|------|
| 21A 黒ボク土         | 19B 人工改変低地土 | 高速道路 |
| 03A 厚層多腐植質黒ボク土   | 19A 人工改変台地土 | 主要道路 |
| AT-r 厚層黒ボク土壌多腐植質 | C1 人工改変地    | なし   |
| 04B 厚層腐植質多湿黒ボク土  | T 大規模造成地    |      |
| 05B 腐植質黒ボクグライ土   |             |      |

資料：「1/50,000 土地分類基本調査（土壌図）「八王子・藤沢・上野原」（東京都 平成7年3月）  
 「1/50,000 土地分類基本調査（土壌図）「横浜・東京西南部・東京東南部・木更津」（神奈川県 平成3年3月）  
 「1/50,000 土地分類基本調査（土壌図）「八王子」（神奈川県 平成元年3月）  
 「1/50,000 土地分類基本調査（土壌図）「藤沢・平塚」（神奈川県 昭和63年3月）



1:25,000

0 0.25 0.5 1 km

図 3.2-8 土壌図

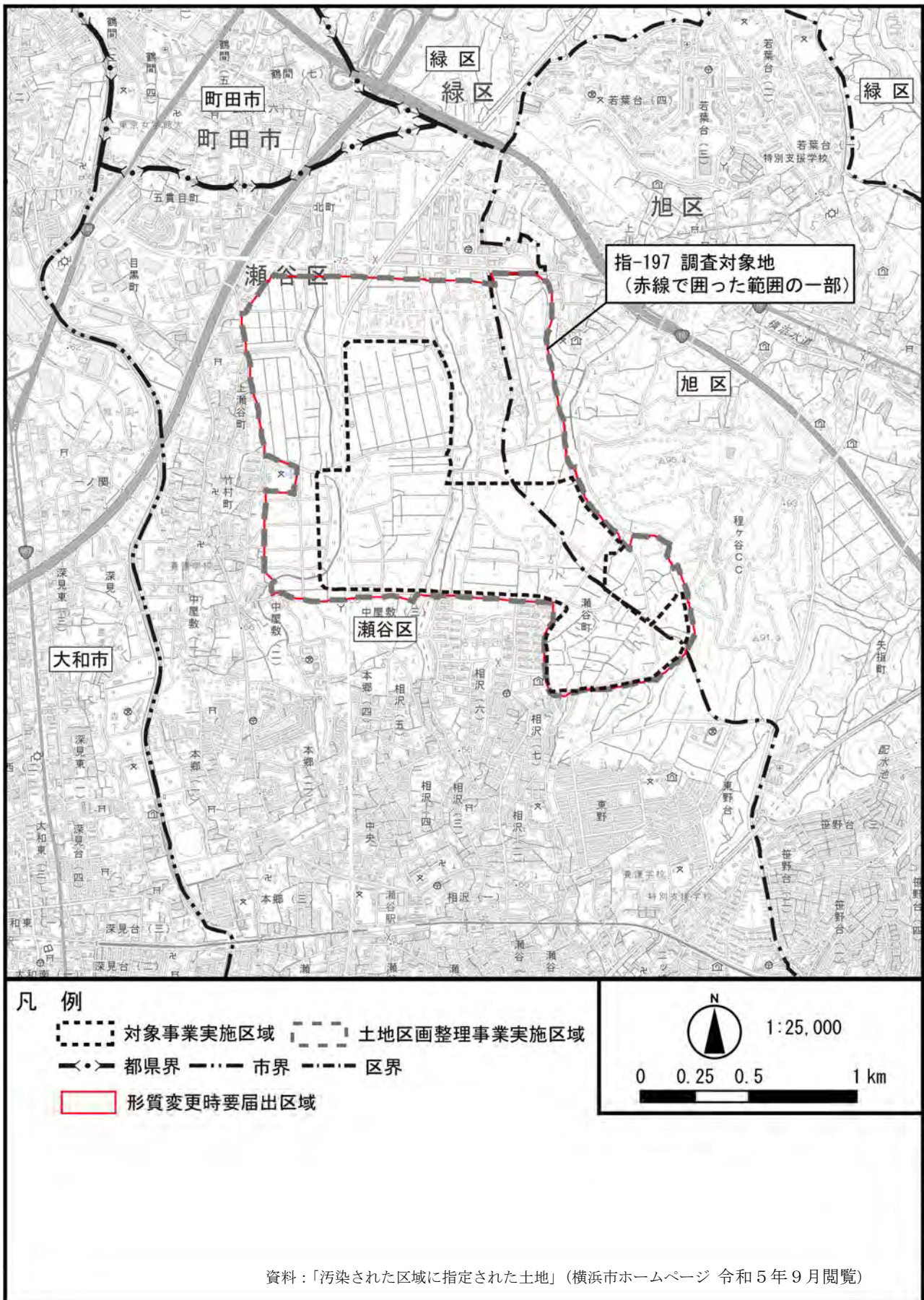


図 3.2-9 調査区域内の形質変更時要届出区域

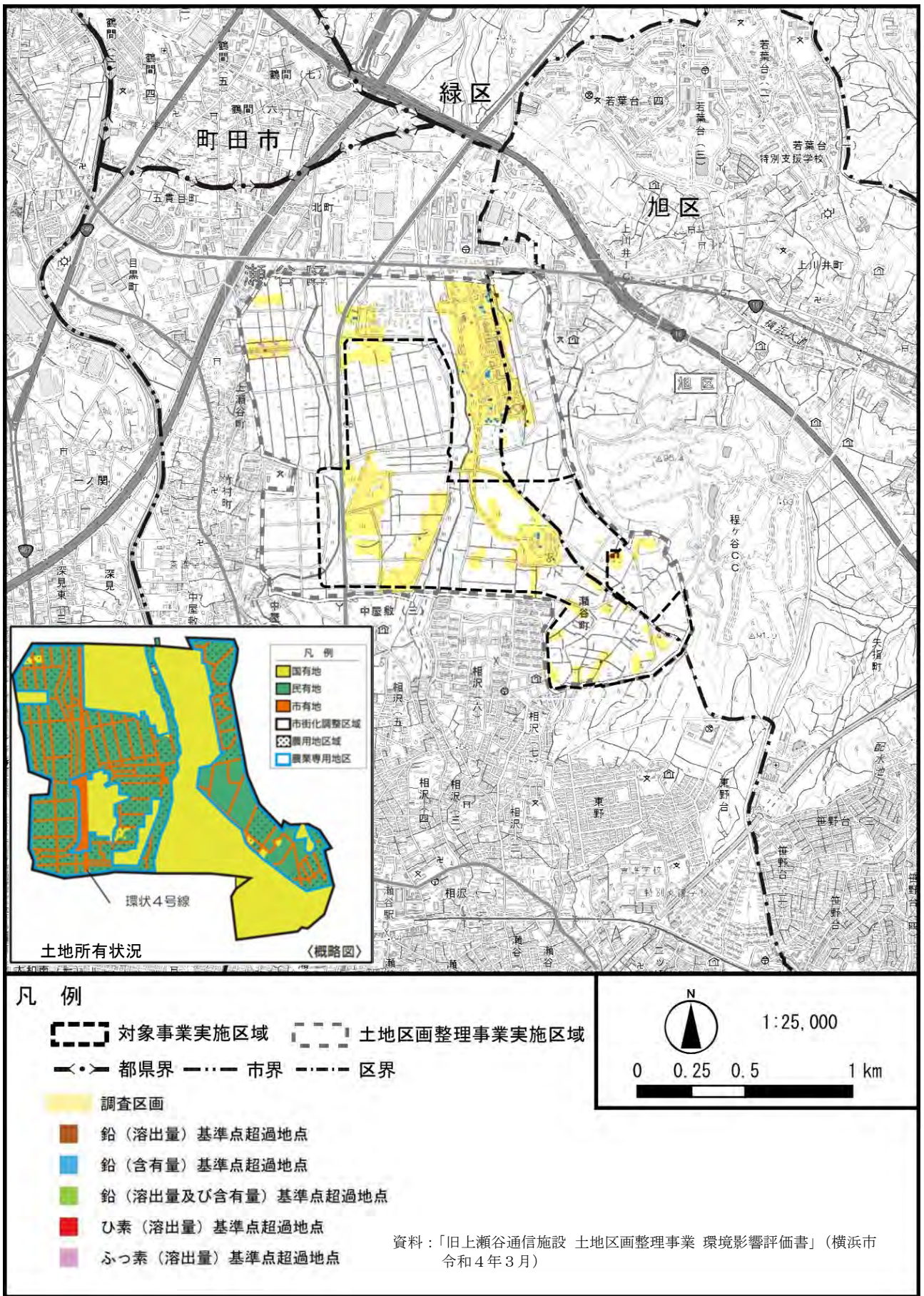


図 3.2-10 国有地における土壤汚染調査区画及び基準超過区画の位置

### (3) 地盤の状況

調査区域における地盤沈下の状況は、表 3.2-14(1)に示すとおりです。

対象事業実施区域がある行政区分において、瀬谷区の観測水準点は 13 地点であり、そのうち沈下点数は 11 地点で、いずれも沈下量は 10mm 未満となっています。旭区の観測水準点は 13 地点であり、全点で沈下していますが、いずれも沈下量は 10mm 未満となっています。なお、大和市及び町田市については、調査区域内に公表されている観測水準点はありませんでした。

また、調査区域内では、図 3.2-12 に示す観測水準点において水準測量が行われています。水準測量成果は、表 3.2-15 及び図 3.2-11 に示すとおり、平成 23 年以降全ての地点でおおむね横ばい傾向となっています。なお、平成 23 年から平成 24 年において標高の大幅な変動が確認されていますが、これは平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による影響と考えられます。

調査区域の軟弱地盤の分布状況は、図 3.2-13 に示すとおりです。調査区域の大部分は丘陵地及び台地面となっており、軟弱地盤は河川沿いに分布しており、その層厚は 0～5m となっています。

表 3.2-14(1) 地盤沈下状況（横浜市）

（観測基準日：平成 27 年 1 月 1 日）

行政区分	水準点数	沈下点数	沈下量 (mm)				
			10 未満	10 以上 20 未満	20 以上 30 未満	30 以上 40 未満	40 以上
横浜市	333	283	283	0	0	0	0
瀬谷区	13	11	11	0	0	0	0
旭区	13	13	13	0	0	0	0
緑区	11	11	11	0	0	0	0

注 1： は、対象事業実施区域のある行政区分。

注 2：平成 27 年度より精密水準測量による水準点の観測点数を減少させていることから、沈下面積の集計は行っていない為、地盤沈下面積推移等の調査結果については平成 26 年度までのデータが最新となっています。

資料：「平成 26 年度横浜市地盤沈下調査報告書」（横浜市環境創造局 令和 5 年 8 月閲覧）

表 3.2-14(2) 令和 3 年における地層別変動量（参考：町田市）

地域	観測井名	所在地	鉄管の 深さ (m)	地表面から鉄管 底までの間の地 層の変動量 (cm/年)	鉄管底から下 の地層の変動 量（鉄管の変 動量、cm/年）	全変動量 (ほぼ地表 面の変動 量、cm/年)
町田市	町田第 1	野津田町（薬師池公園内）	100	0.04 <sup>注1</sup>	-1.00	-0.98
	町田第 2	町田市フォトサロン北東側）	190	0.00 <sup>注1</sup>	-0.98	-0.98
	町田南第 1	高ヶ坂三丁目	60	0.03 <sup>注1</sup>	-0.53	-0.50
	町田南第 2	（高瀬第 2 公園西側脇）	225	0.05 <sup>注1</sup>	-0.55	-0.50

注 1：計器が設置されていないため、近接地の水準測量結果（全変動量欄の値）から「鉄管底から下の地層の変動量」を引算した値です。

注 2：調査区域内に観測井が存在しないため、町田市内の観測井の地層変動量を記載しました。

資料：「令和 3 年地盤沈下調査報告書」（東京都土木技術支援・人材育成センター 令和 5 年 8 月閲覧）



表 3.2-15 水準測量成果

水準点 番号	所在地	測量結果 (標高 T. P. m)											
		H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	H31 年	R2 年	R3 年	R4 年
S-1	瀬谷区北町 25-9	73.5088	73.4830	73.4842	73.4862	73.4804	73.4786	73.4804	73.4785	-	-	-	-
S-3	瀬谷区上瀬谷町 40-8	61.9141	61.8865	61.8882	61.8901	61.8898	61.8888	61.8899	61.8868	61.8871	61.8897	61.8941	61.8865
S-4	瀬谷区瀬谷町 7140	69.4684	69.4386	69.4401	69.4416	69.4413	69.4404	69.4415	69.4398	69.4389	69.4421	69.4441	69.4394
S-5	瀬谷区竹村町 1-14	60.9958	60.9665	60.9675	60.9693	60.9677	60.9678	60.9690	60.9676	60.9614	60.9698	60.9723	60.9661
S-20	瀬谷区本郷 一丁目 18-9	54.0227	53.9927	53.9930	53.9938	53.9928	53.9932	53.9937	53.9933	53.9921	53.9952	53.9967	53.9913
S-22	瀬谷区瀬谷 六丁目 6	48.5228	48.4875	48.4896	48.4884	48.4859	48.4852	48.4839	48.4810	48.4755	48.4787	48.4779	48.4735
A-9	旭区上川井町 320-1	55.2107	55.1858	55.1869	55.1852	55.1813	55.1813	55.1796	55.1807	-	-	-	-
I016- 013	旭区上川井町 870 先	63.6530	63.6275	63.6290	63.6291	63.6212	63.6203	63.6213	63.6192	-	-	-	-

注1:「-」は欠測を示します。

資料:「水準測量成果閲覧サービス」(横浜市ホームページ 令和5年8月閲覧)

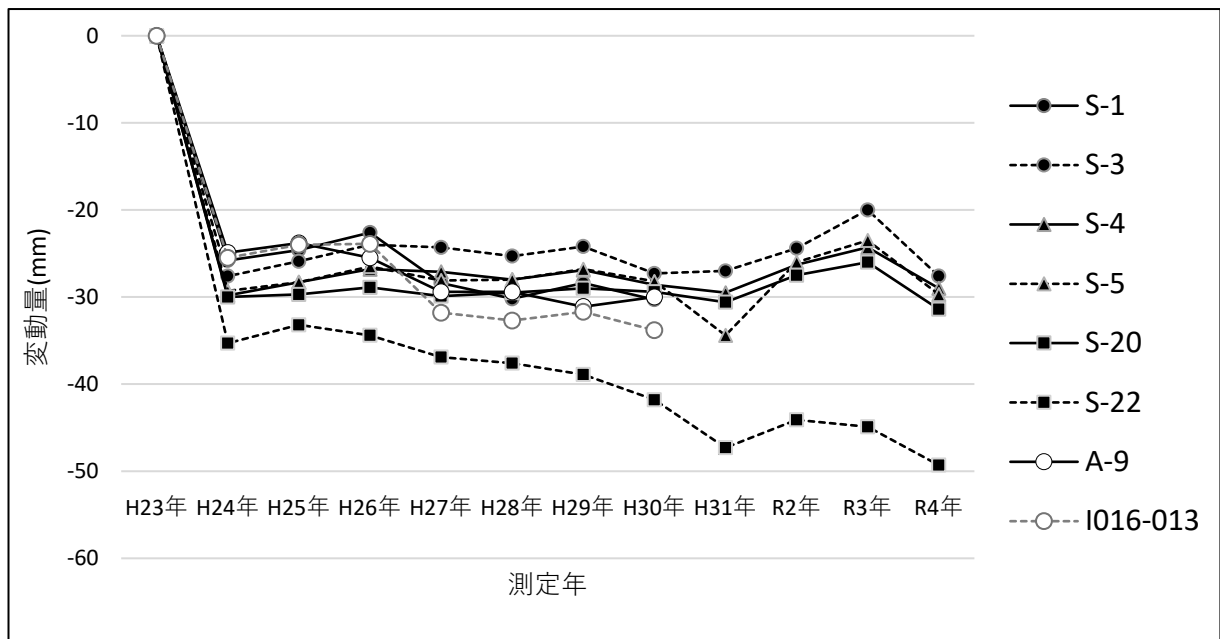
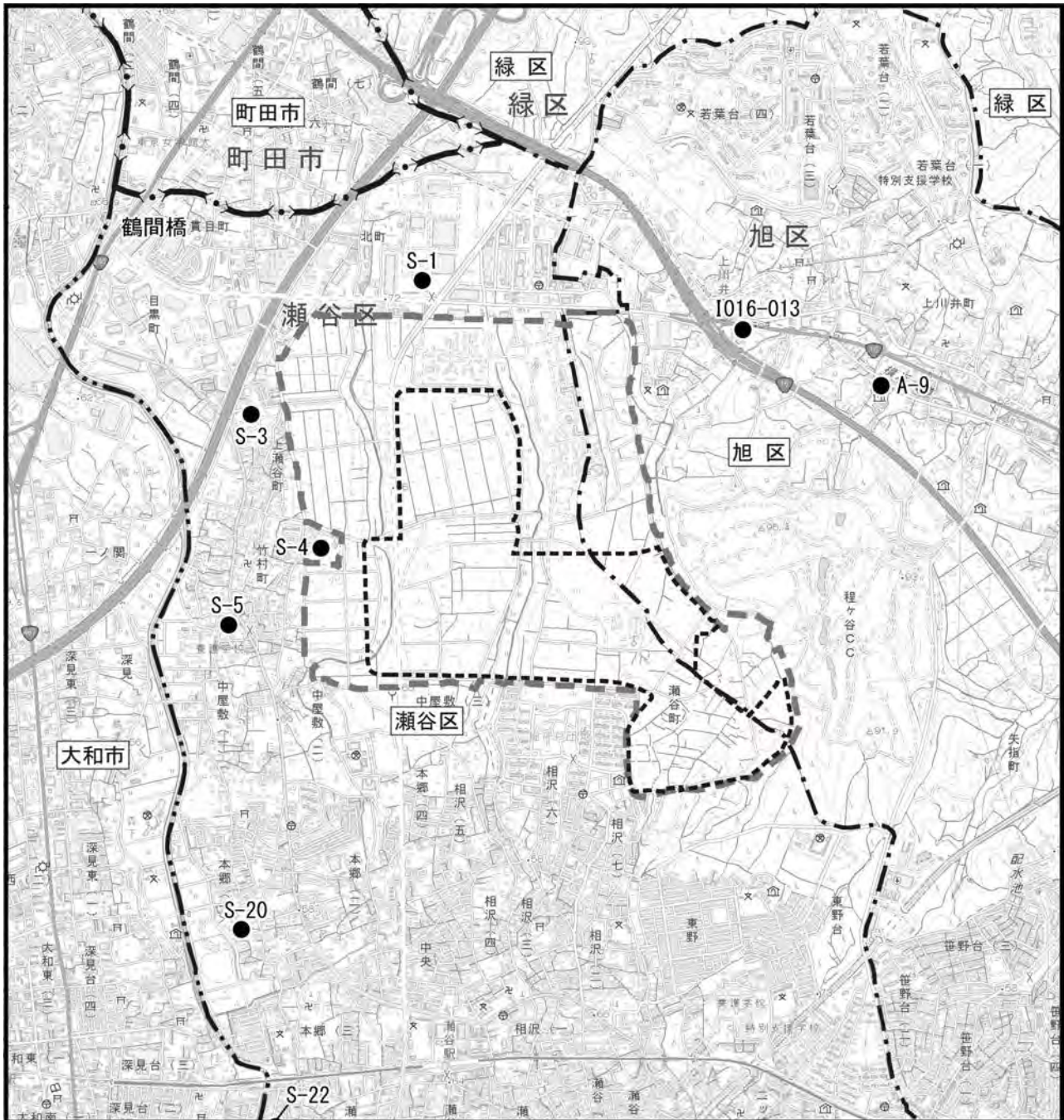
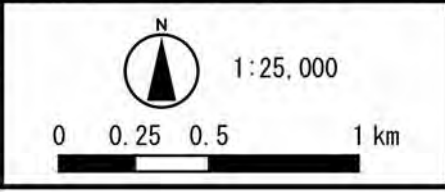


図 3.2-11 各水準点における標高の変動状況 (平成 23 年を基準とした場合)

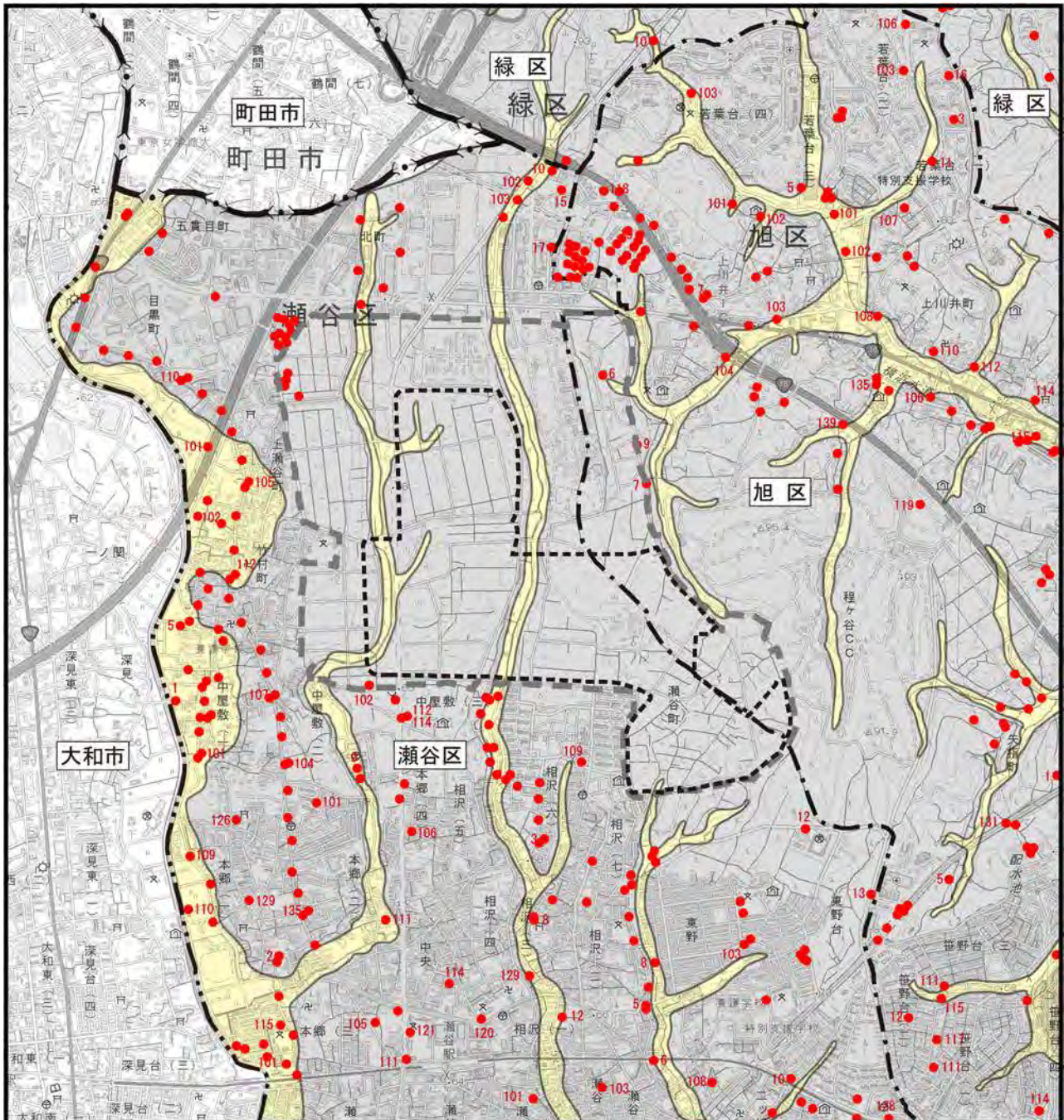


- 凡 例**
- 対象事業実施区域
  - 土地区画整理事業実施区域
  - 都県界
  - 市界
  - 区界
  - 観測水準点



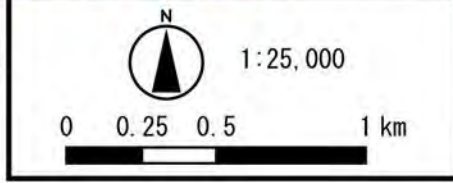
注1：町田市の観測井（町田第1、町田第2、町田南第1及び町田南第2）は図郭外に位置します。  
 資料：「水準測量成果閲覧サービス」（横浜市ホームページ 令和5年8月閲覧）

図 3.2-12 観測水準点の位置



凡例

- 対象事業実施区域
- 土地区画整理事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 0～5m
- 5～10m
- 10～20m
- 20～30m
- 30～40m
- } 軟弱地盤層厚
- 丘陵地及び台地面
- ボーリング調査位置



注1：大和市、町田市について軟弱地盤図は公表されていません。  
 資料：「横浜のボーリング調査位置及び軟弱地盤分布図（1/25,000）」  
 （横浜市 平成8年3月）  
 「横浜市地盤地図情報「地盤 View」（外部サイト）」  
 （横浜市ホームページ令和5年8月閲覧）

図 3.2-13 軟弱地盤図

### 3.2.4 地形及び地質の状況

#### (1) 地形の状況

調査区域の地形分類の状況は図 3.2-14、標高区分は図 3.2-15 に示すとおりです。

対象事業実施区域の地形は、主に武蔵野段丘面群となっています。標高は、おおむね 60m 以上 80m 未満であり、東側に標高 80m 以上～100m 未満の丘陵地があります。

調査区域の保全すべき地形は、図 3.2-16 に示すとおりです。

三保町の谷津田景観（三保市民の森）は保全すべき地形として、「日本の地形レッドデータブック 第2集—保全すべき地形—」（小泉武栄・青木賢人 編 平成 14 年 3 月）に記載されています。

調査区域には、「日本の典型地形 都道府県一覧」（建設省国土地理院 平成 11 年 4 月）、「自然環境保全調査報告書」（環境庁 昭和 51 年）、「第3回自然環境保全基礎調査 東京都自然環境情報図」（環境庁 平成元年）、「第3回自然環境保全基礎調査 神奈川県自然環境情報図」（環境庁 平成元年）、「日本の地形レッドデータブック 第1集（新装版）—危機にある地形—」（小泉武栄・青木賢人 編 平成 12 年 12 月）、「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月法律第 214 号）、「神奈川県文化財保護条例」（昭和 30 年 4 月神奈川県条例第 13 号）及び「横浜市文化財保護条例」（昭和 62 年 12 月横浜市条例 53 号）に記載されている保全すべき地形は存在しません。

#### (2) 地質の状況

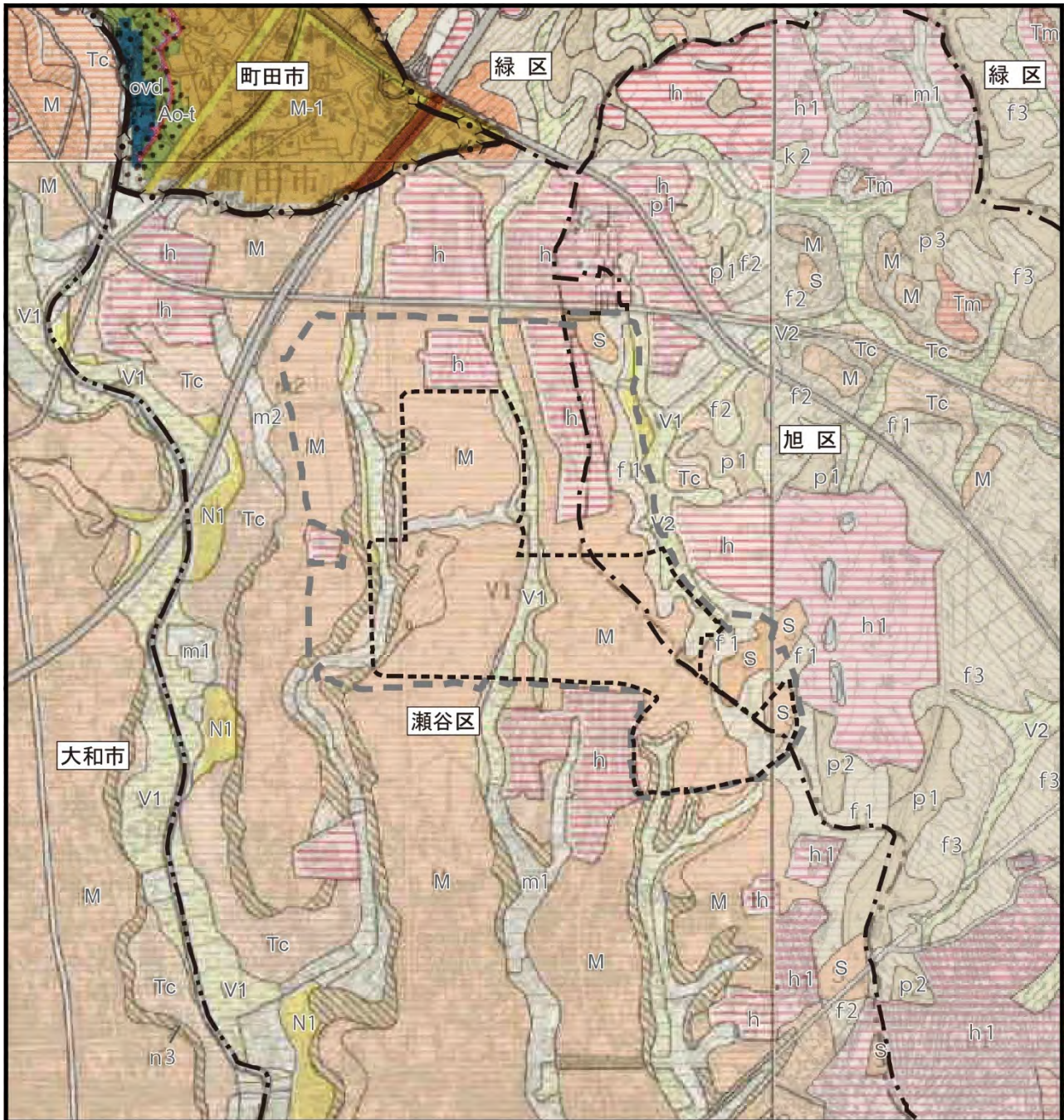
調査区域の表層地質の状況は、図 3.2-17 に示すとおりです。

対象事業実施区域周辺の表層地質は、「沖積層（泥を主とし砂を含む）」、「沖積層（砂・礫を主とし泥を含む）」、「武蔵野ローム層」、「相模層群・下末吉ローム層」、「相模層群・下末吉ローム層・下末吉層」、「上総層群・上星川層」、「武蔵野ローム層・武蔵野礫層」となっています。

また、地質断面の状況は図 3.2-18 に示すとおりです。

「土地分類調査（垂直調査）」によると、対象事業実施区域周辺は主に第三紀鮮新世～第四紀更新世の上総層群の泥岩・砂岩・礫岩を基盤とし、相模層群の粘土・砂・礫層、武蔵野砂礫層、武蔵野ローム層から構成されています。なお、境川沿いの谷底平野部には主に沖積層の粘土・砂・砂礫が分布しています。

なお、「日本の地形レッドデータブック第1集（新装版）—危機にある地形—」（小泉武栄・青木賢人編 平成 12 年 12 月）、「日本の地形レッドデータブック第2集—保全すべき地形—」（小泉武栄・青木賢人編 平成 14 年 3 月）に記載されている保全すべき地質は存在しません。

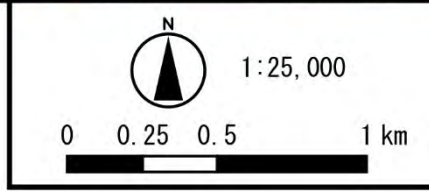


**凡例**

   対象事業実施区域   
    土地区画整理事業実施区域

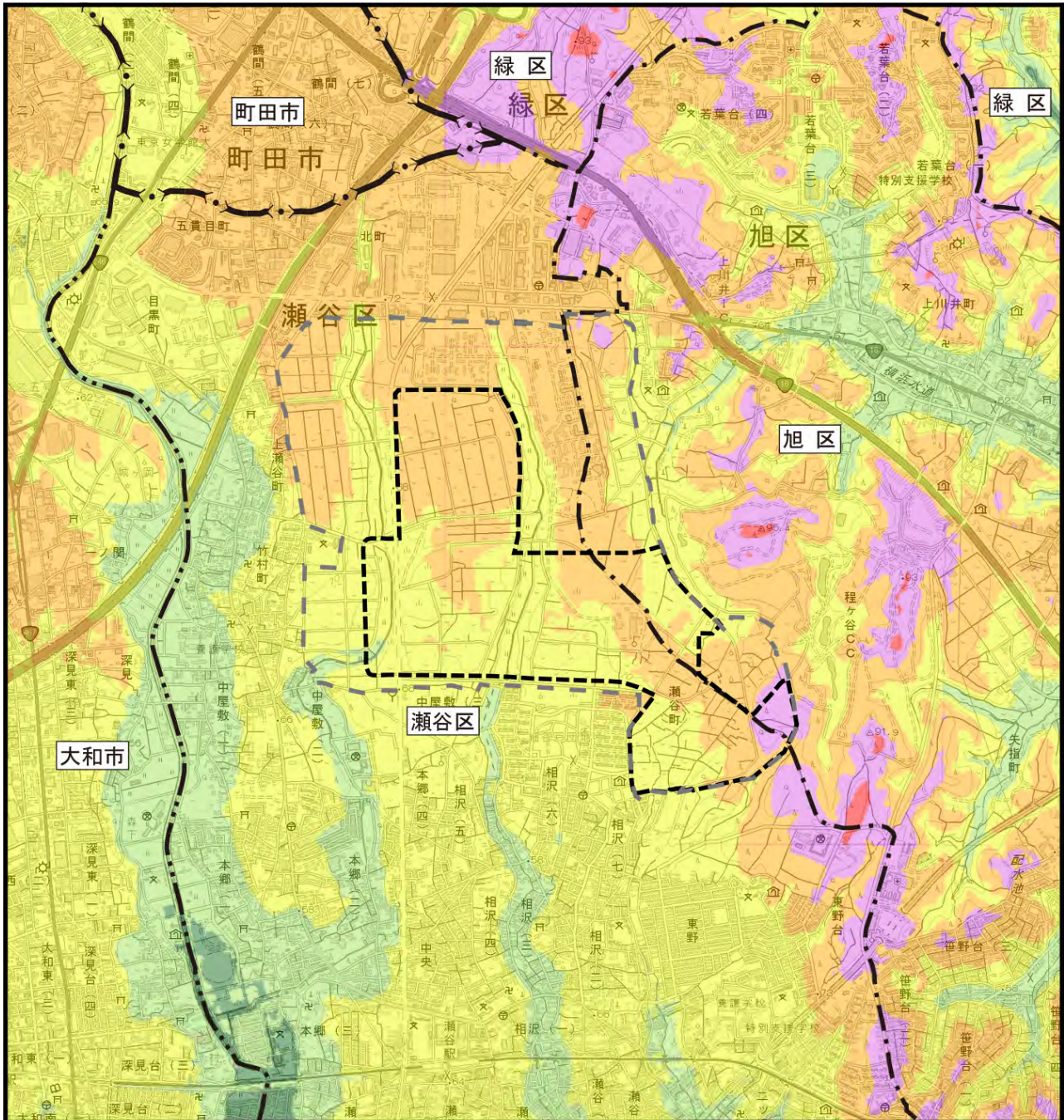
都県界   
 市界   
 区界

一般山地		段丘地形		台地		低地の微高地		人工地形		その他					
p1	p2	p3	Tm	Tm	Tm	M-1	N1	V1	V2	V3	h	h1	—	—	—
k1	k2	k3	S	S	S	Ao-t	N1	V1	V2	V3	h	h1	—	—	—
f1	f2	f3	M	M	M	—	N1	V1	V2	V3	h	h1	—	—	—
n3	n4	—	Tc	Tc	Tc	—	N1	Ar1	—	—	m1	m2	—	—	—
d5	d6	—	—	—	—	—	N1	—	—	—	—	—	—	—	—



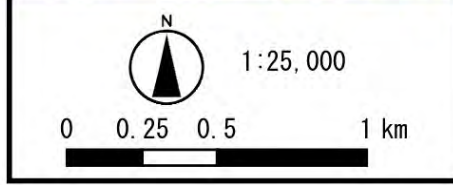
資料：「1/50,000 土地分類基本調査（地形分類図）「八王子・藤沢・上野原」（東京都 平成7年3月）  
 「1/50,000 土地分類基本調査（地形分類図）「横浜・東京西南部・東京東南部・木更津」（神奈川県 平成3年3月）  
 「1/50,000 土地分類基本調査（地形分類図）「八王子」（神奈川県 平成元年3月）  
 「1/50,000 土地分類基本調査（地形分類図）「藤沢・平塚」（神奈川県 昭和63年3月）

図 3.2-14 地形分類図



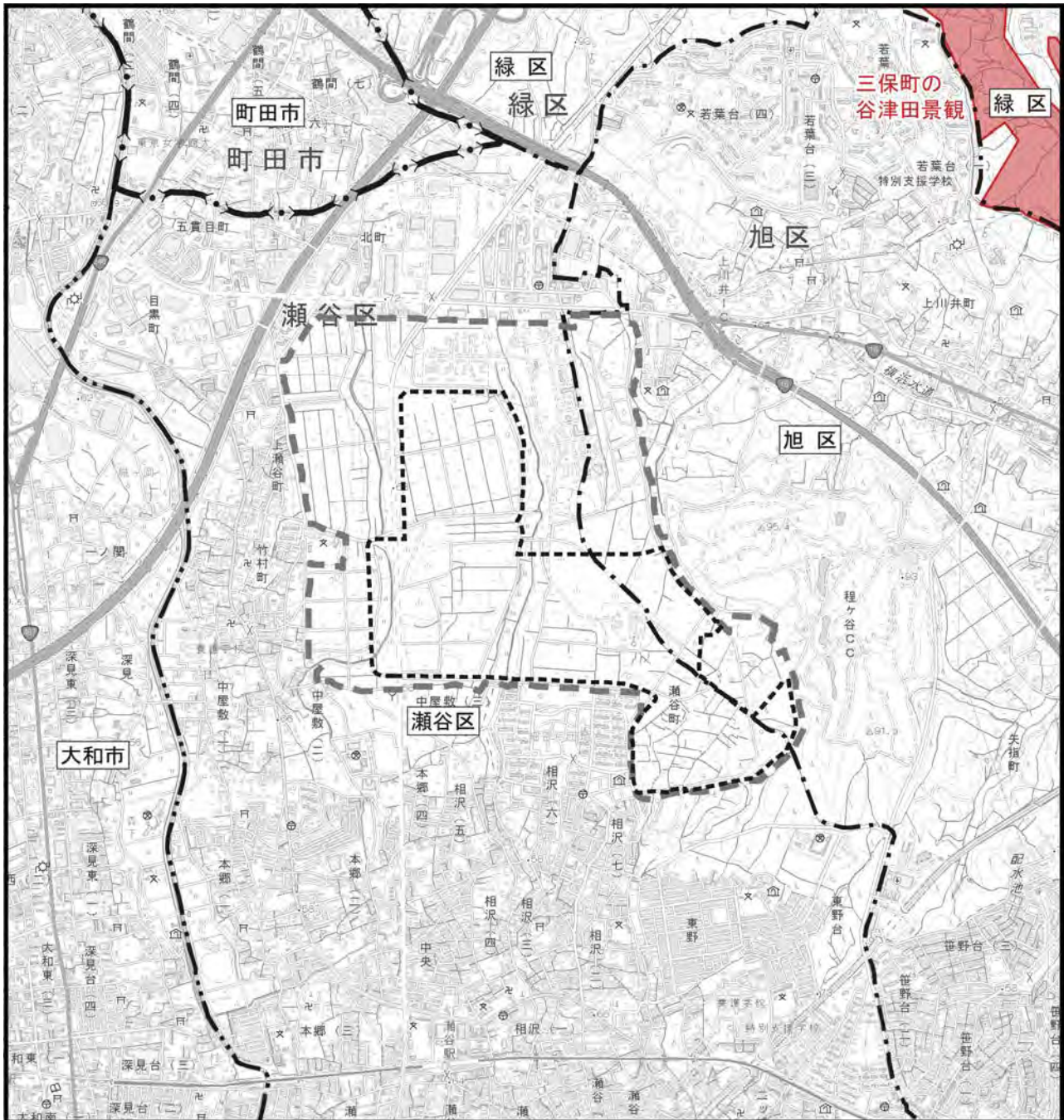
凡例

- 計画区域
- 旧上瀬谷通信施設
- 都県界
- 市界
- 区界
- 標高 0m以上～50m未満
- 標高50m以上～60m未満
- 標高60m以上～70m未満
- 標高70m以上～80m未満
- 標高80m以上～90m未満
- 標高90m以上～100m未満
- 標高100m以上

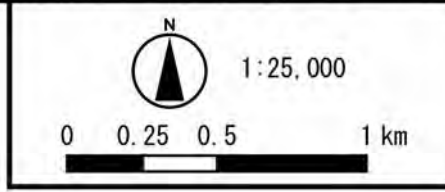


資料：「地理院地図（電子国土Web）」（国土地理院ホームページ 令和5年8月閲覧）

図 3.2-15 標高区分図

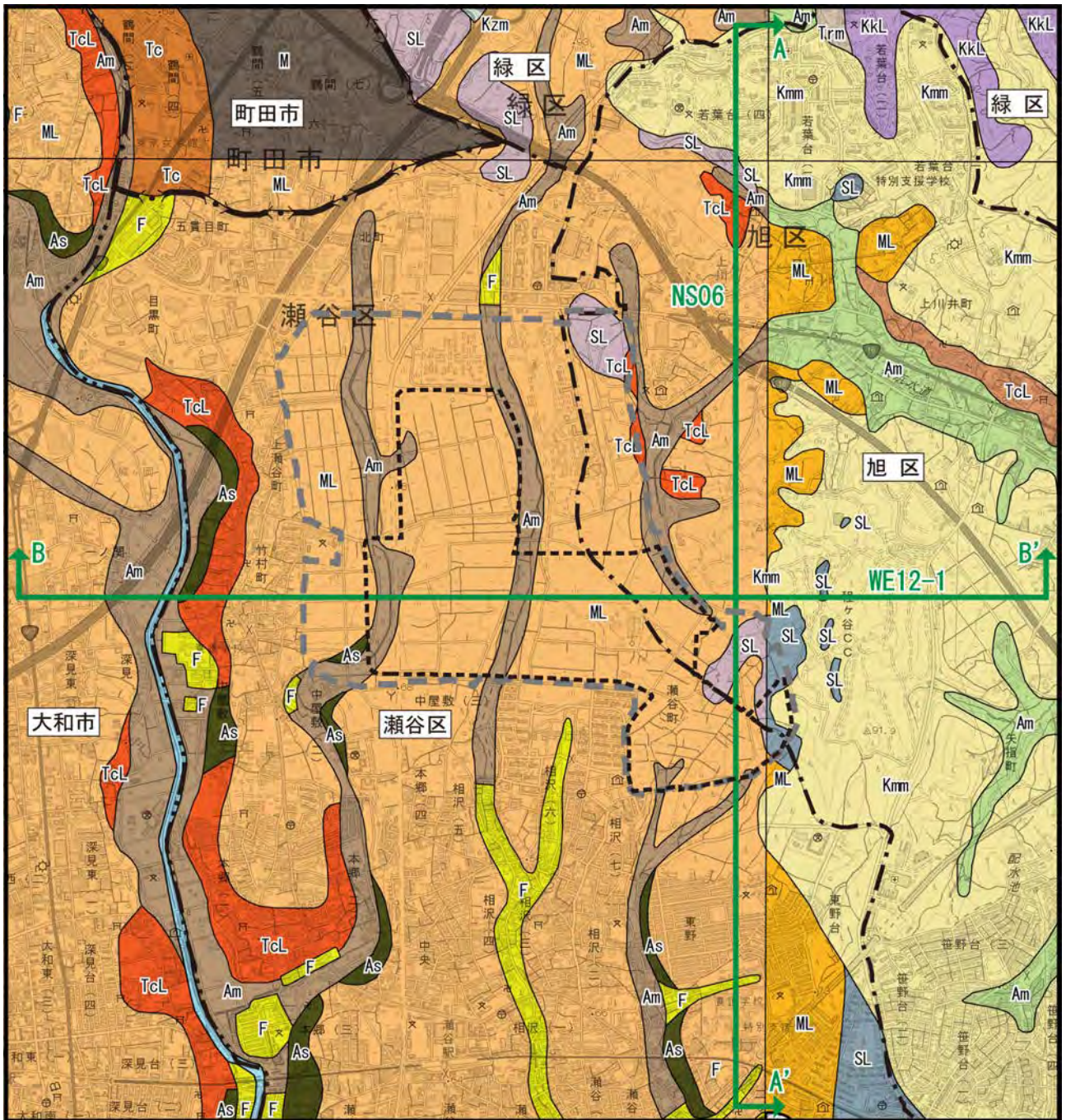


- 凡 例**
- 対象事業実施区域
  - 土地区画整理事業実施区域
  - 都県界
  - 市界
  - 区界
  - 地形保全すべき区域



資料：「日本の地形レッドデータブック第2集—地形保全すべき地形—」（小泉武栄・青木賢人編 平成14年3月）

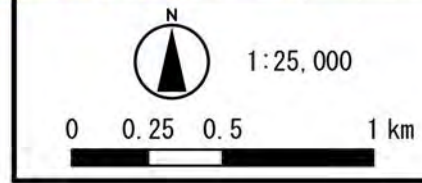
図 3.2-16 保存すべき地形



凡例

[Dashed Box] 対象事業実施区域    [Dotted Box] 土地区画整理事業実施区域  
 [Arrow] 都県界    [Dashed Line] 市界    [Dotted Line] 区界

- |       |                   |       |                   |
|-------|-------------------|-------|-------------------|
| [Am]  | 沖積層 (泥を主とし砂を含む)   | [ML]  | 武蔵野ローム層・武蔵野礫層     |
| [As]  | 沖積層 (砂・礫を主とし泥を含む) | [SL]  | 相模層群・下末吉ローム層      |
| [TcL] | 立川ローム層            | [SL]  | 相模層群・下末吉ローム層・下末吉層 |
| [To]  | 立川ローム層・立川段丘堆積物    | [KkL] | 相模層群・山王台ローム層・上倉田層 |
| [Tc]  | 立川ローム層・立川礫層       | [Kzm] | 上総層群              |
| [ML]  | 武蔵野ローム層           | [Trm] | 上総層群・鶴川層          |
| [M]   | 武蔵野ローム層・武蔵野段丘堆積物  | [Kmm] | 上総層群・上星川層         |

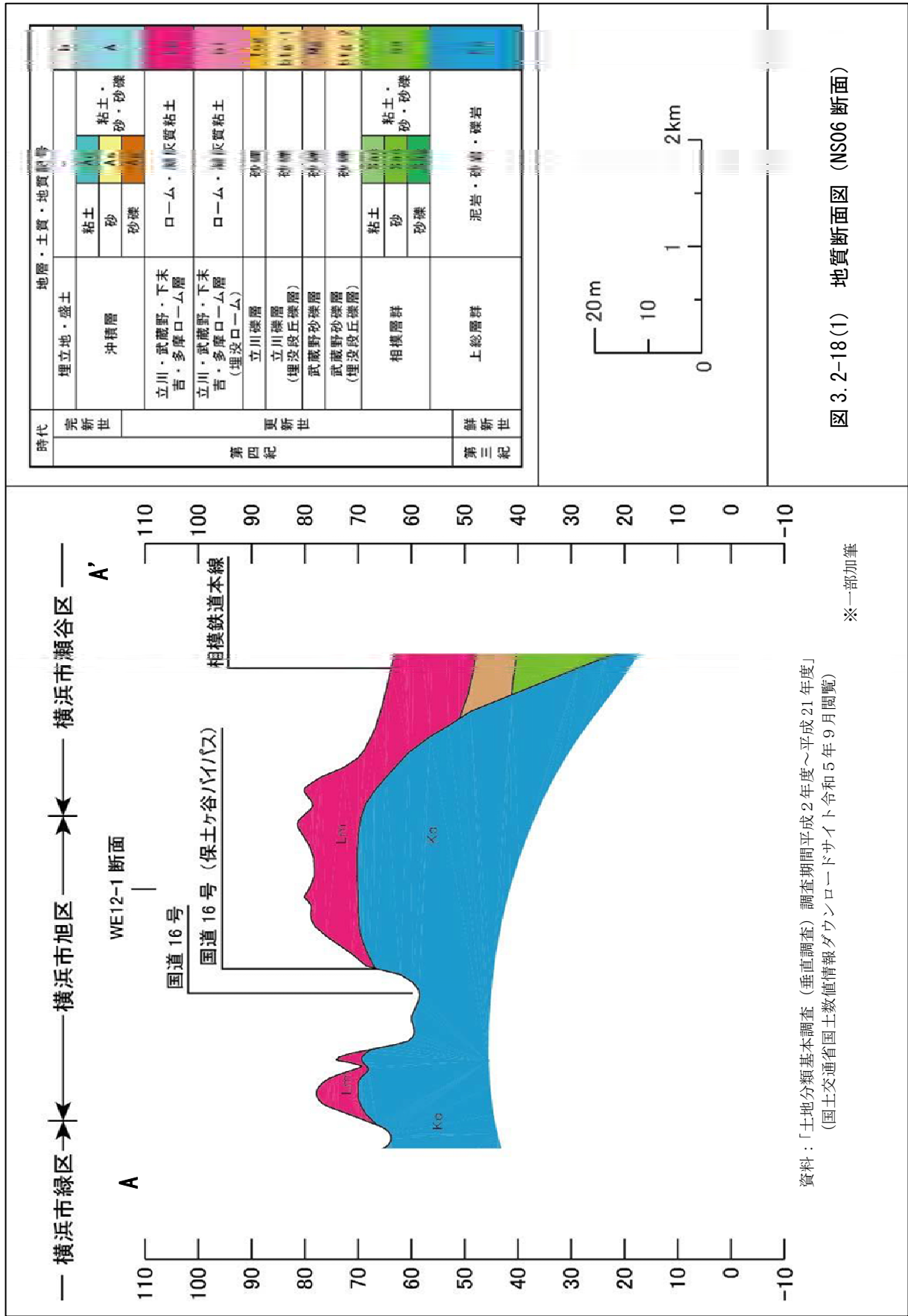


- |        |        |               |       |
|--------|--------|---------------|-------|
| [Am]   | 低湿地堆積物 | [ ]           | なし    |
| [F]    | 埋土     | [Green Arrow] | 断面図位置 |
| [F]    | 盛土     | [Blue Arrow]  | 断面図位置 |
| [Blue] | 水部分    |               |       |

資料：「1/50,000 土地分類基本調査 (表層地質図)」「八王子・藤沢・上野原」(東京都 平成7年3月)  
 「1/50,000 土地分類基本調査 (表層地質図)」「横浜・東京西南部・東京東南部・木更津」(神奈川県 平成3年3月)  
 「1/50,000 土地分類基本調査 (表層地質図)」「八王子」(神奈川県 平成元年3月)  
 「1/50,000 土地分類基本調査 (表層地質図)」「藤沢・平塚」(神奈川県 昭和63年3月)

図 3.2-17 表層地質図





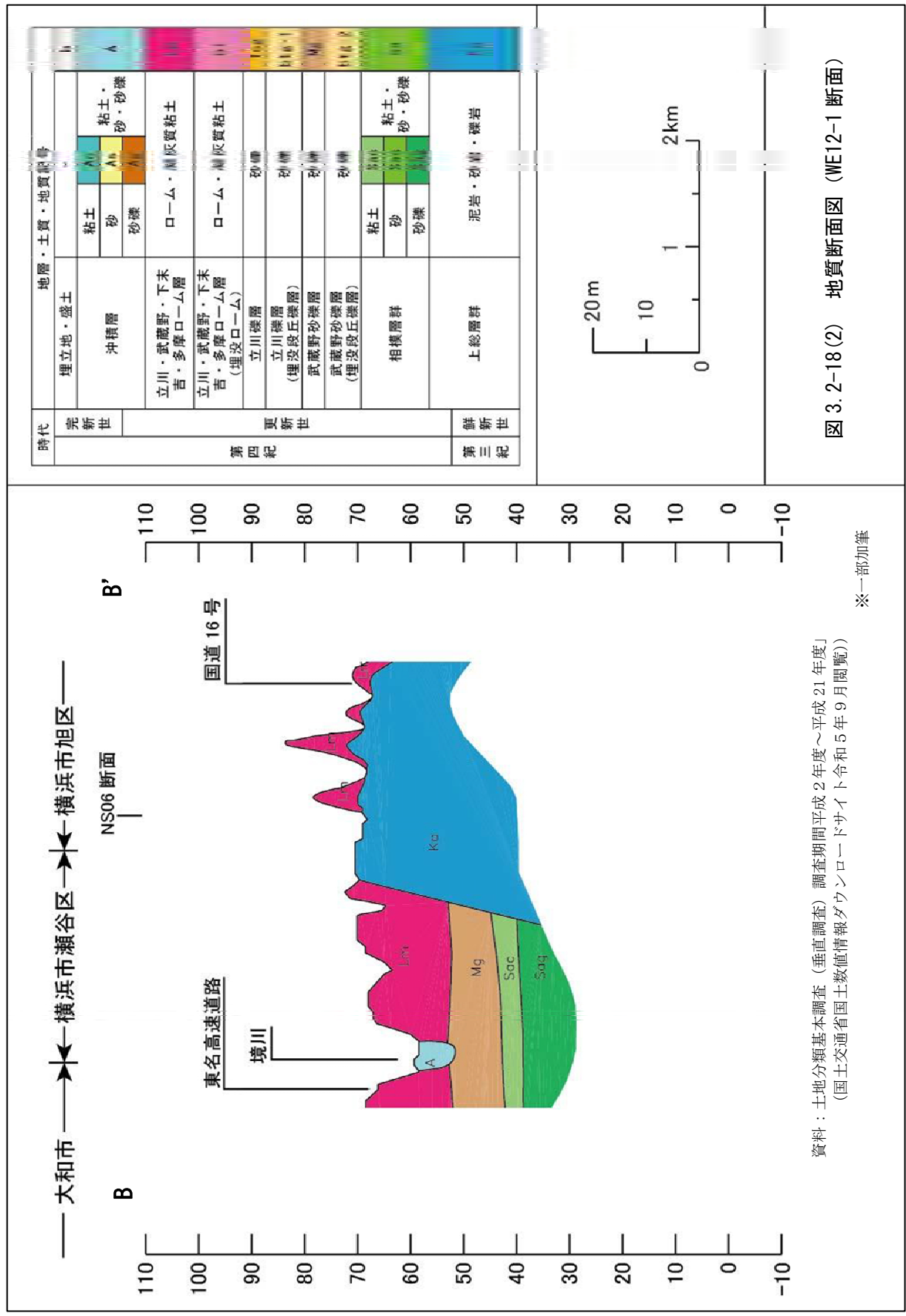


図 3.2-18(2) 地質断面図 (WE12-1 断面)

※一部加筆

資料：土地分類基本調査(垂直調査) 調査期間平成2年度～平成21年度  
 (国土交通省国土数値情報ダウンロードサイト令和5年9月閲覧)

### (3) 土砂災害関係法令による指定状況

#### ① 砂防指定地

調査区域において、「砂防法」(明治 30 年 3 月法律第 29 号)に基づく砂防指定地は指定されていません。

#### ② 地すべり防止区域

調査区域において、「地すべり等防止法」(昭和 33 年 3 月法律第 30 号)に基づく地すべり防止区域は指定されていません。

#### ③ 急傾斜地崩壊危険区域

調査区域における急傾斜地崩壊危険区域は、図 3.2-19 に示すとおりです。

急傾斜地崩壊危険区域は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、神奈川県及び東京都が指定する区域となります。

「傾斜度が 30 度以上あるもの」、「高さが 5 m 以上あるもの」、「がけ崩れにより、危害が生じるおそれのある家が 5 戸以上あるもの、または 5 戸未満であっても、官公署、学校、病院等に危害が生ずるおそれのあるもの」の全てに該当する急傾斜地について指定されることとなります。

調査区域には急傾斜地崩壊危険区域に指定されている区域が 1 箇所(瀬谷区相沢四丁目)存在していますが、対象事業実施区域には急傾斜地崩壊危険区域に指定された区域はありませんでした。

なお、調査区域において、町田市及び大和市は急傾斜地崩壊危険区域に指定された区域はありませんでした。

#### ④ 土砂災害警戒区域

調査区域における土砂災害警戒区域は、図 3.2-19 に示すとおりです。

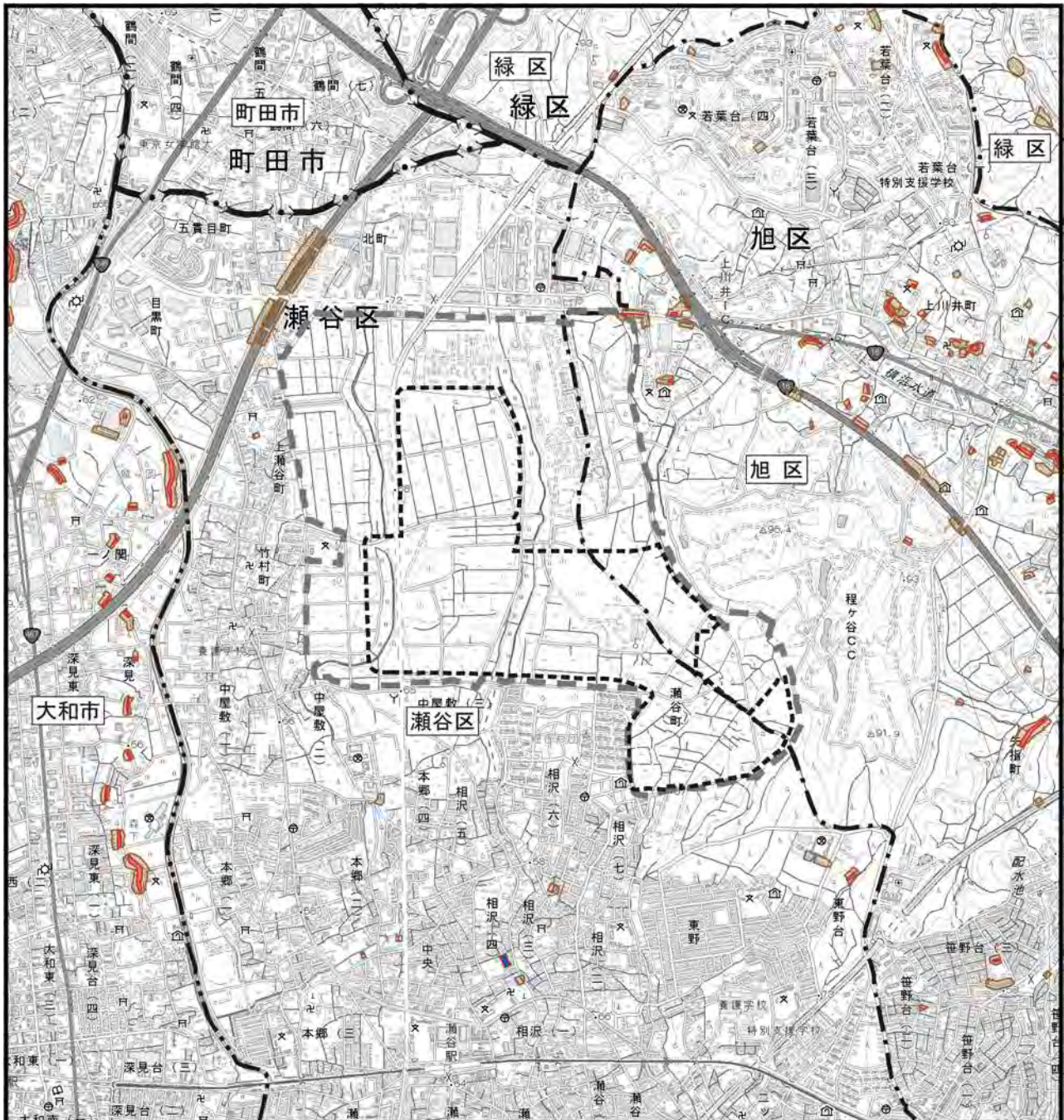
土砂災害警戒区域は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命や身体に危険が生じる恐れがあると認められる区域として、神奈川県及び東京都が指定する区域です。

「土砂災害特別警戒区域」は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成 12 年 5 月法律第 57 号)に基づき、「土砂災害警戒区域」のうち、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれのあると認められる土地の区域であり、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制されます。

調査区域には、土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域に指定されている区域が存在していますが、対象事業実施区域内には土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定された区域はありません。

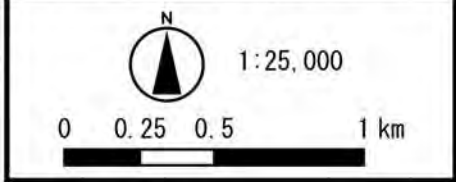
#### ⑤ 土砂流出防備保安林及び土砂崩壊防備保安林

調査区域において、「森林法」(昭和 26 年 6 月法律第 249 号)に基づく土砂流出防備保安林及び土砂崩壊防備保安林は指定されていません。



凡 例

- 対象事業実施区域
- 土地区画整理事業実施区域
- ←・→ 都県界    - - - 市界    - - - 区界
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 土砂災害警戒区域
- 土砂災害特別警戒区域



資料：「神奈川県土砂災害警戒情報システム」（令和5年8月閲覧）

図 3.2-19 急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域

#### (4) 災害の状況

##### ① 災害による被害の発生状況

調査対象地域における災害による被害の発生状況は、表 3.2-16～表 3.2-18 に示すとおりです。

対象事業実施区域が位置する瀬谷区における令和4年の被害総数は人的被害が0人、住家被害が1棟、非住家被害が0棟、田畑被害が0ha、その他の被害が0件（箇所）でした。旭区では、人的被害が0人、住家被害が0棟、非住家被害が0棟、田畑被害が0ha、その他の被害が0件（箇所）となっています。瀬谷区及び旭区における平成30年から令和4年の被害の状況を見ると、平成30年及び令和元年の被害数が多く、住家被害、非住家被害（その他）ともに一部破損が多く発生しています。

対象事業実施区域の周辺に位置する緑区でも令和元年の被害数が多く、人的被害（負傷者）、住家被害、非住家被害、その他の被害が発生しています。大和市の直近3年間の火災の発生状況を見ると、令和2年や令和3年と比較して令和4年の被害が小さくなっています。町田市では、直近5年間の火災件数は100件/年程度で推移していますが、建物焼損面積（床面積）は令和3年度が最も大きく、その他・林野焼損面積は令和元年及び令和2年に大きく1,000㎡を超えています。町田市の水害の状況を見ると、境川流域の常磐町（平成28年）、小山町（平成28年、令和元年）において、内水による水害が各1棟（1世帯）発生しています。

表 3.2-16 横浜市の災害による被害の発生状況の経年変化

被害分類	横浜市					瀬谷区					旭区					緑区						
	H30	R1	R2	R3	R4	H30	R1	R2	R3	R4	H30	R1	R2	R3	R4	H30	R1	R2	R3	R4		
人的被害	死者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	行方不明者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	負傷者	重傷者	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		軽傷者	12	13	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	
住家被害	全壊	0	8	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0		
	大規模半壊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	半壊	13	102	0	0	0	6	0	0	0	9	8	0	0	0	1	8	0	0	0		
	一部破損	503	2,376	1	4	3	8	60	0	0	1	62	214	0	0	0	37	0	1	0		
	床上浸水	2	51	0	2	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	床下浸水	2	33	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0		
	非住家被害	公共 建物	全壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
半壊			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一部破損			10	55	0	1	0	1	0	1	0	5	0	0	0	0	5	0	0	0	0	
浸水			0	12	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他浸水			0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他		全壊	5	10	0	0	0	1	0	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	
		半壊	0	19	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
		一部破損	76	248	0	0	0	1	5	0	0	14	37	0	0	0	3	5	0	0	0	
		浸水	3	504	0	1	0	1	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	
		その他浸水	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		田畑被害	田の流出・埋没	0.0018	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			田の冠水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
畑の流出・陥没	0		2	0	0.0268	0	0	0	0.0268	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
畑の冠水	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
その他の被害	文教施設	0	4	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0		
	病院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	道路	15	34	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	橋梁	-	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	河川	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	港湾	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	砂防	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	清掃施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	がけ崩れ	9	60	4	9	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0		
	鉄道不通	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0		
	被害船舶	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	水道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	電話	1	-	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0	0	-	0	0	0	0		
	ガス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	ブロック塀塔	13	72	0	6	3	0	1	0	0	2	5	0	1	0	1	3	0	1	0		
その他	795	2,397	2	58	15	25	35	0	4	0	103	124	0	2	0	16	60	0	1			

注1：全壊

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的損害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

注2：大規模半壊

居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの。

注3：半壊

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

注4：一部破損

全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

注5：「-」は、資料中に項目として記載されていなかったことを示します。

資料：「平成30年～令和4年 横浜市の災害」（横浜市ホームページ 令和5年8月閲覧）

表 3.2-17 大和市の災害の状況（火災の発生状況）

区分	R2	R3	R4
件数(件)	38	27	23
建物(件)	23	19	15
林野(件)	-	-	-
車両(件)	4	-	4
その他(件)	11	8	4
棟数(棟)	24	27	16
全焼(棟)	0	2	-
半焼(棟)	2	-	1
部分焼(棟)	6	7	3
ぼや(棟)	16	18	12
焼損面積	152	314	42
建物(m <sup>2</sup> )	152	314	42
林野(a)	-	-	-
世帯(世帯)	15	19	9
全損(世帯)	-	2	-
半損(世帯)	-	-	-
小損(世帯)	15	17	9
死傷者(人)	7	8	2
死者(人)	-	3	-
負傷者(人)	7	5	2
損害額(千円)	17,148	21,805	11,491
建物	9,195	18,992	408
収容物	5,682	2,065	1,057
林野	-	-	-
車両	2,260	289	9,823
その他	11	459	203

資料：「令和4年 統計概要」（大和市ホームページ 令和5年8月閲覧）

表 3.2-18(1) 町田市の災害の状況（火災の発生状況）

年次		H29	H30	R1	R2	R3
火災件数 (件)	総数	94	108	104	103	112
	建物	57	52	65	59	74
	車両	3	7	2	7	5
	林野	-	-	-	-	-
	その他	34	49	37	37	33
建物焼損面積 (㎡)	床面積	683	337	919	460	802
	表面積	282	113	129	103	289
その他・林野焼損面積(㎡)		529	289	1,102	1,218	-
損害見積額(千円)		69,007	136,702	303,411	49,612	60,850

資料：「町田市統計書 令和4年度」（町田市ホームページ 令和5年8月閲覧）

表 3.2-18(2) 町田市の災害の状況（水害の発生状況）

年次		H28		R1	
河川流域		境川	境川	境川	境川
区市町村		町田市	町田市	町田市	町田市
町丁名		常盤町	小山町	小山町	相原町
浸水面積(ha)		0.01	0.01	0.01	0.01
床下	棟数(棟)	0	1	1	0
	世帯数(世帯)	0	1	1	0
床上	棟数(棟)	1	0	0	1
	世帯数(世帯)	1	0	0	1
合計	棟数(棟)	1	1	1	1
	世帯数(世帯)	1	1	1	1
原因		内水	内水	内水	内水

資料：「区市町村別の水害データ」

(東京都建設局河川部計画課環境計画担当ホームページ 令和5年8月閲覧)

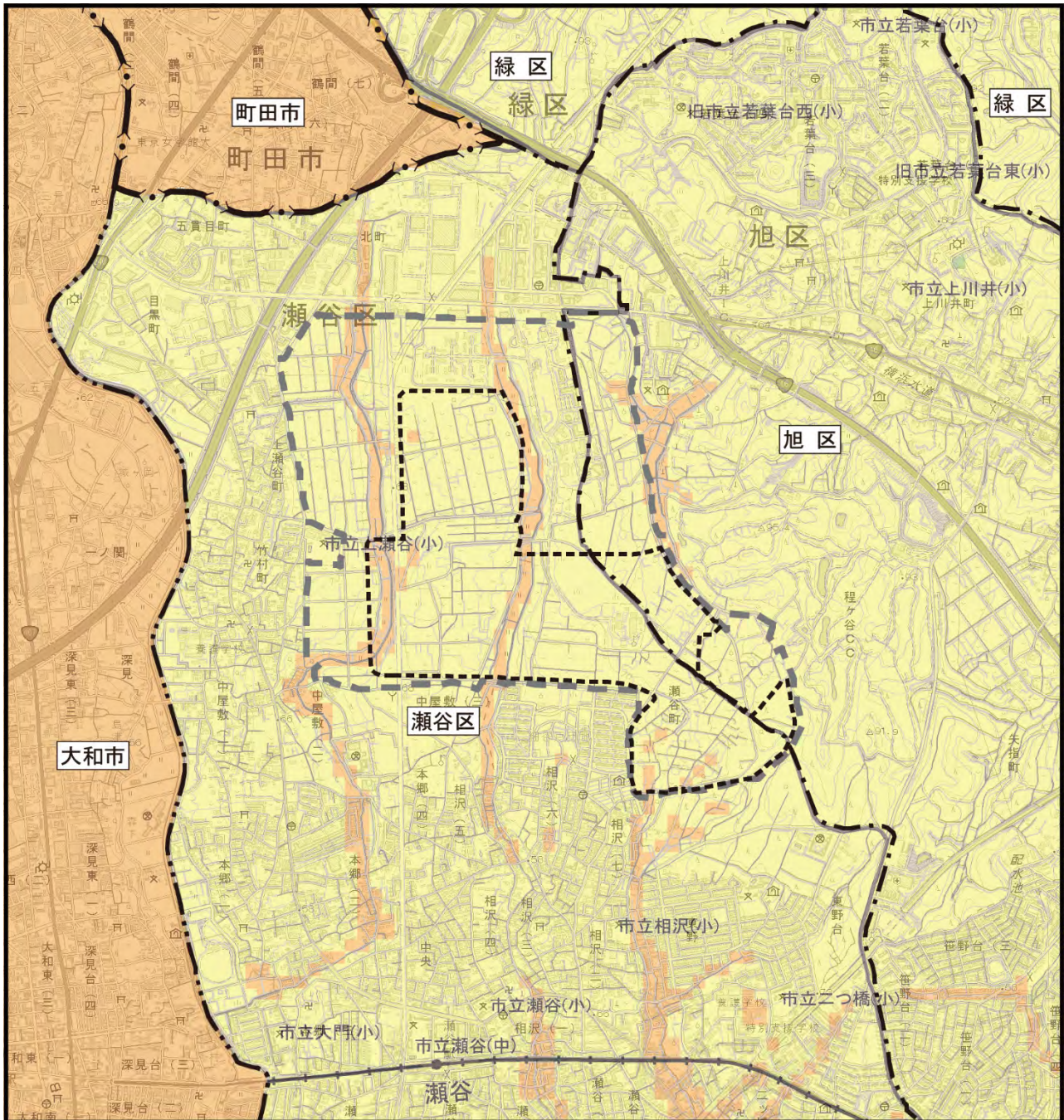
## ② 地震

調査区域において地震発生時に想定される震度は、図 3.2-20 に示すとおりです。

対象とした地震は、「横浜市地震被害想定調査報告書（横浜市）」にて被害想定対象とされた3地震（元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震）としました。

調査区域では、元禄型関東地震で震度6弱～6強、東京湾北部地震で震度5弱～6弱、南海トラフ巨大地震で震度5弱～6弱の揺れが想定されています。





凡 例

- 対象事業実施区域
- 土地区画整理事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界

震度階

- 震度 7
- 震度 6 強
- 震度 6 弱
- 震度 5 強
- 震度 5 弱
- 震度 4

資料：「元禄型関東地震被害想定 地震マップ（瀬谷区、旭区、緑区）」  
 （横浜市総務局危機管理室情報技術課ホームページ 令和4年11月閲覧）  
 「神奈川県地震被害想定調査報告書」（神奈川県地震被害想定調査委員会 平成27年3月）  
 「首都直下M7クラスの地震及び相模トラフ沿いのM8クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書」（首都直下地震モデル検討会 平成25年12月）

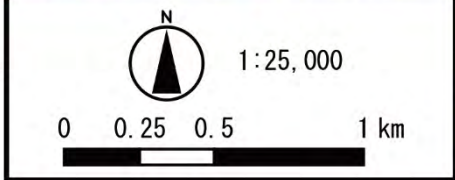
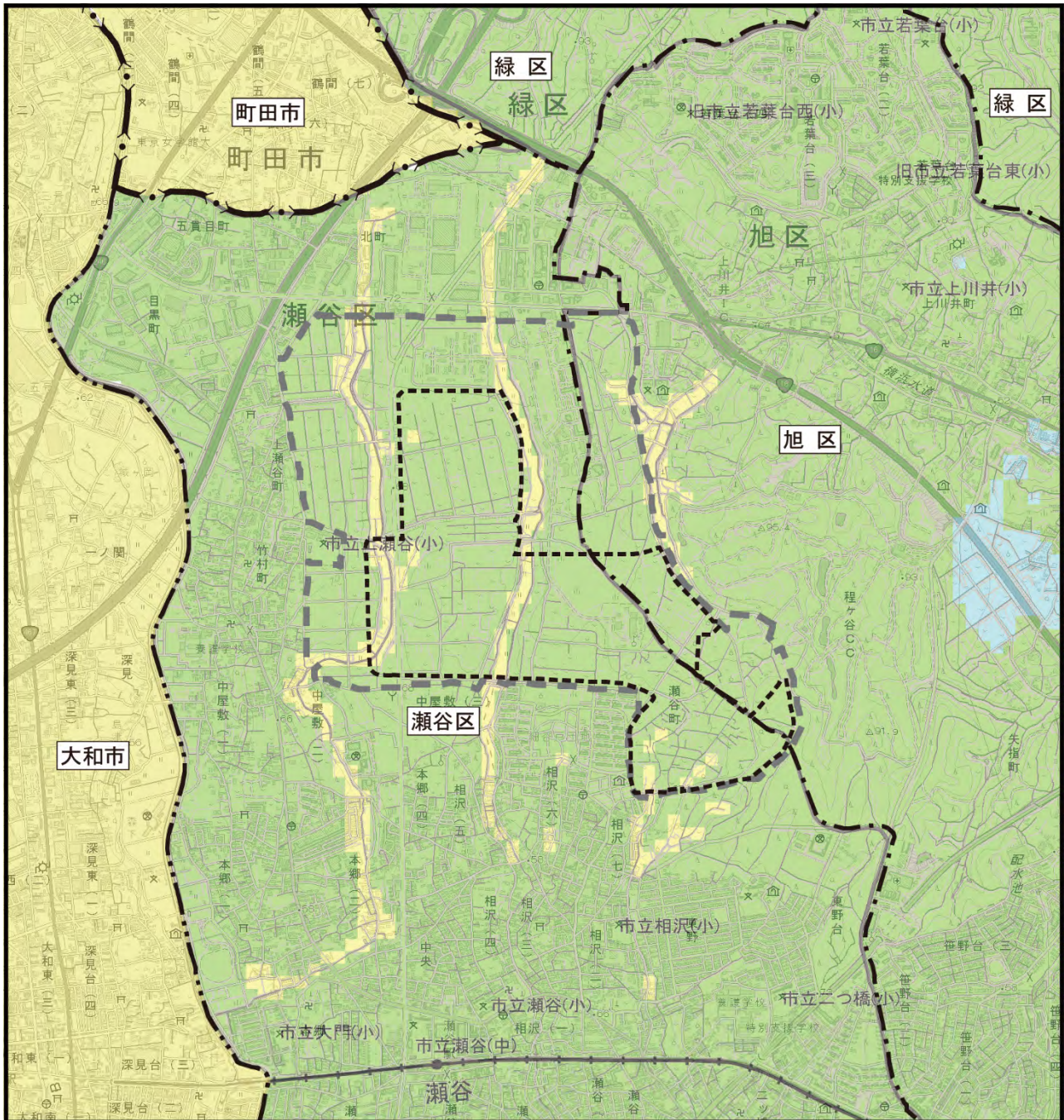


図 3.2-20(1) 地震マップ（元禄型関東地震）

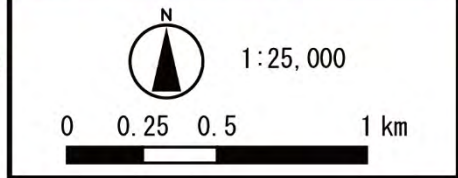


凡例

- 対象事業実施区域
- 土地区画整理事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界

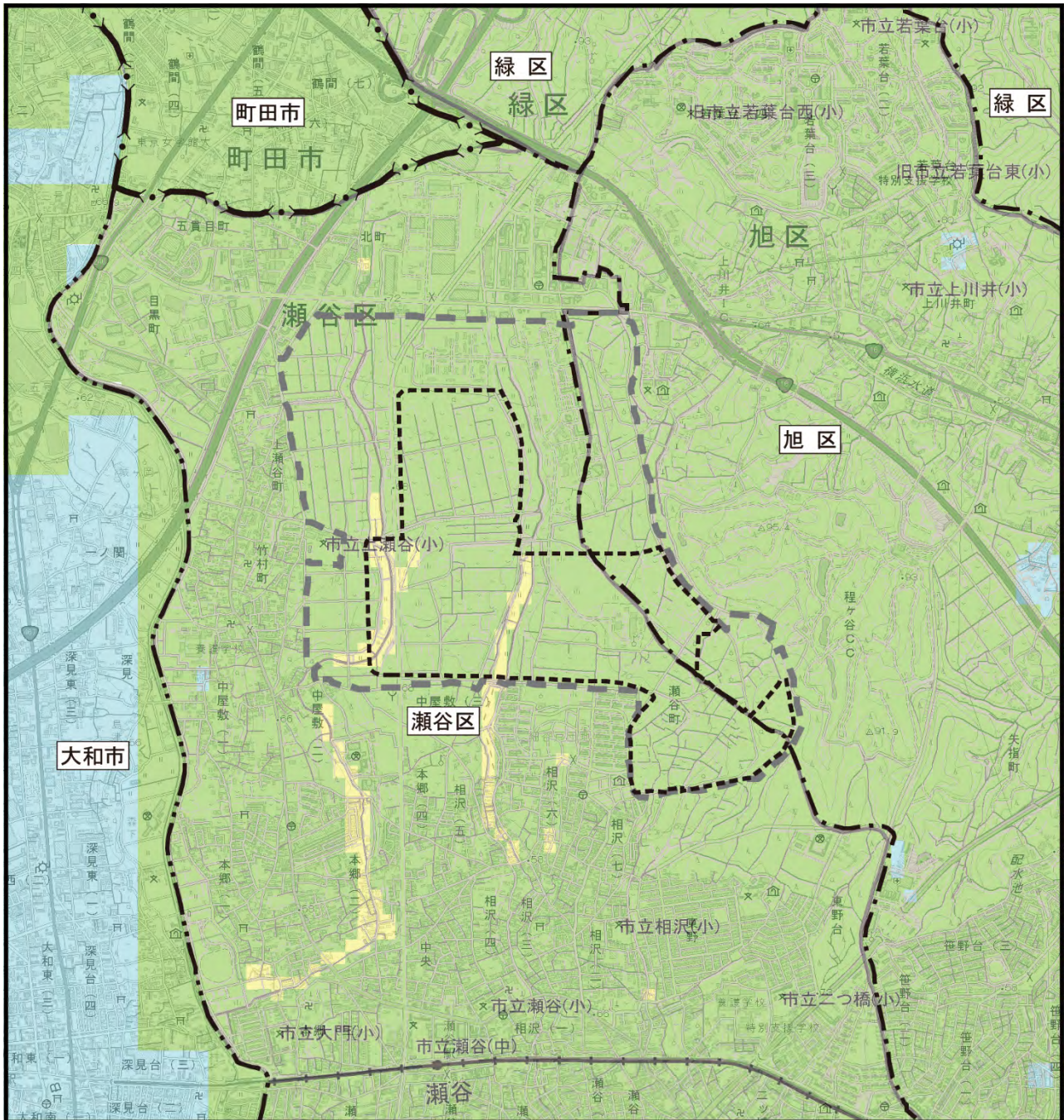
震度階

- 震度 7
- 震度 6 強
- 震度 6 弱
- 震度 5 強
- 震度 5 弱
- 震度 4



資料：「東京都湾北部地震被害想定 地震マップ（瀬谷区、旭区、緑区）」  
 （横浜市総務局危機管理室情報技術課ホームページ 令和 5 年 8 月閲覧）  
 「神奈川県地震被害想定調査報告書」（神奈川県地震被害想定調査委員会 平成 27 年 3 月）  
 「首都直下 M7 クラスの地震及び相模トラフ沿いの M8 クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書」（首都直下地震モデル検討会 平成 25 年 12 月）

図 3.2-20(2) 地震マップ（東京湾北部地震）



凡 例

- 対象事業実施区域
- 土地区画整理事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界

震度階

- 震度 7
- 震度 6強
- 震度 6弱
- 震度 5強
- 震度 5弱
- 震度 4

資料：「南海トラフ巨大地震被害想定 地震マップ（瀬谷区、旭区、緑区）」  
 （横浜市総務局危機管理室情報技術課ホームページ 令和4年11月閲覧）  
 「e-かなマップ」（神奈川県ホームページ 令和4年11月閲覧）  
 「南海トラフの巨大地震による津波高・震度分布等」（内閣府防災担当報道発表資料 平成24年8月）

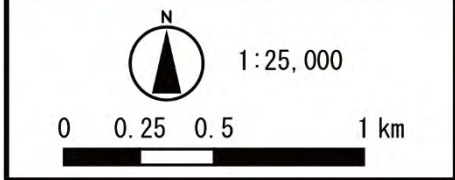


図 3.2-20(3) 地震マップ（南海トラフ巨大地震）

### ③ 浸水想定区域

調査区域における洪水による浸水想定区域は、図 3.2-21 に、内水による浸水想定区域は図 3.2-22 に示すとおりです。内水による浸水想定区域について、大和市及び町田市では公開されている情報を確認できなかったため、横浜市のみ図示しております。

洪水ハザードマップでは想定しうる最大規模の降雨を対象としており、境川水系では 24 時間に約 632 mm の降雨、帷子川水系では 24 時間に 390 mm の降雨を想定しています。内水ハザードマップでは 1 時間で 153 mm の降雨（30 年に 1 回降ると想定される雨。平成 16 年 10 月 9 日（台風 22 号）の横浜市消防局野庭消防署の実績）を想定しています。

洪水による浸水想定区域は、調査区域内では境川及び帷子川の流路沿いのほか、対象事業実施区域から流下する大門川下流に分布しています。また、対象事業実施区域から流下する相沢川、和泉川の下流側の図示範囲外にも一部浸水想定区域が存在しています。

対象事業実施区域には、洪水による浸水想定区域はありませんでした。

内水による浸水想定区域は、対象事業実施区域内の大門川、相沢川沿いに見られ、相沢川では浸水深が 2.0m 以上を含む地域が連続的に分布しています。

### ④ 液状化

調査区域における液状化の可能性が高いと想定される地域は、図 3.2-23 に示すとおりです。対象とした地震は、「横浜市地震被害想定調査報告書（横浜市）」にて被害想定対象とされた 3 地震（元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震）としました。

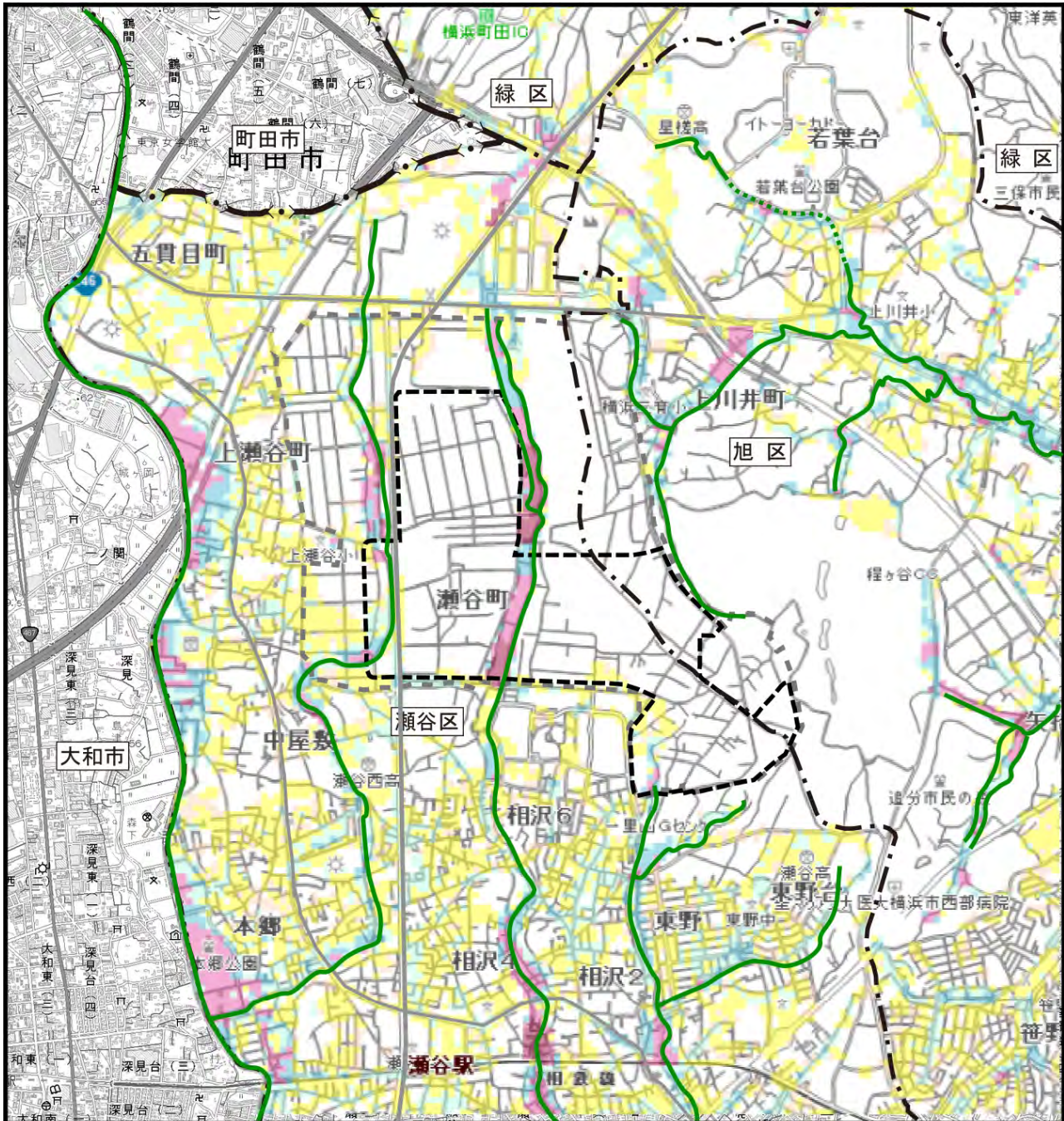
対象事業実施区域周辺には元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震において「液状化危険度が高い」、「液状化する可能性がある」、「液状化危険度は低い」とされる区域が一部存在しています。

### ⑤ 災害用井戸の状況

横浜市では、民間の協力の元、地震等災害時に洗浄水等飲料水以外の生活用水として活用できる井戸を「災害応急用井戸」に指定しており、町田市では「災害時協力井戸」、大和市では「災害用協力井戸」として指定しています。

調査区域における災害用井戸の分布状況は図 3.2-24 に示すとおりで、瀬谷区に 38 箇所、旭区に 23 箇所、緑区に 2 箇所、町田市に 9 箇所存在しています。なお、大和市は災害時協力井戸が 280 件登録されています（令和 3 年 3 月末現在の登録数）、場所は公表されていません。





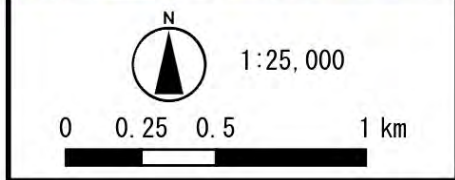
凡例

   対象事業実施区域   
    土地区画整理事業実施区域

都県界   
 市界   
 区界

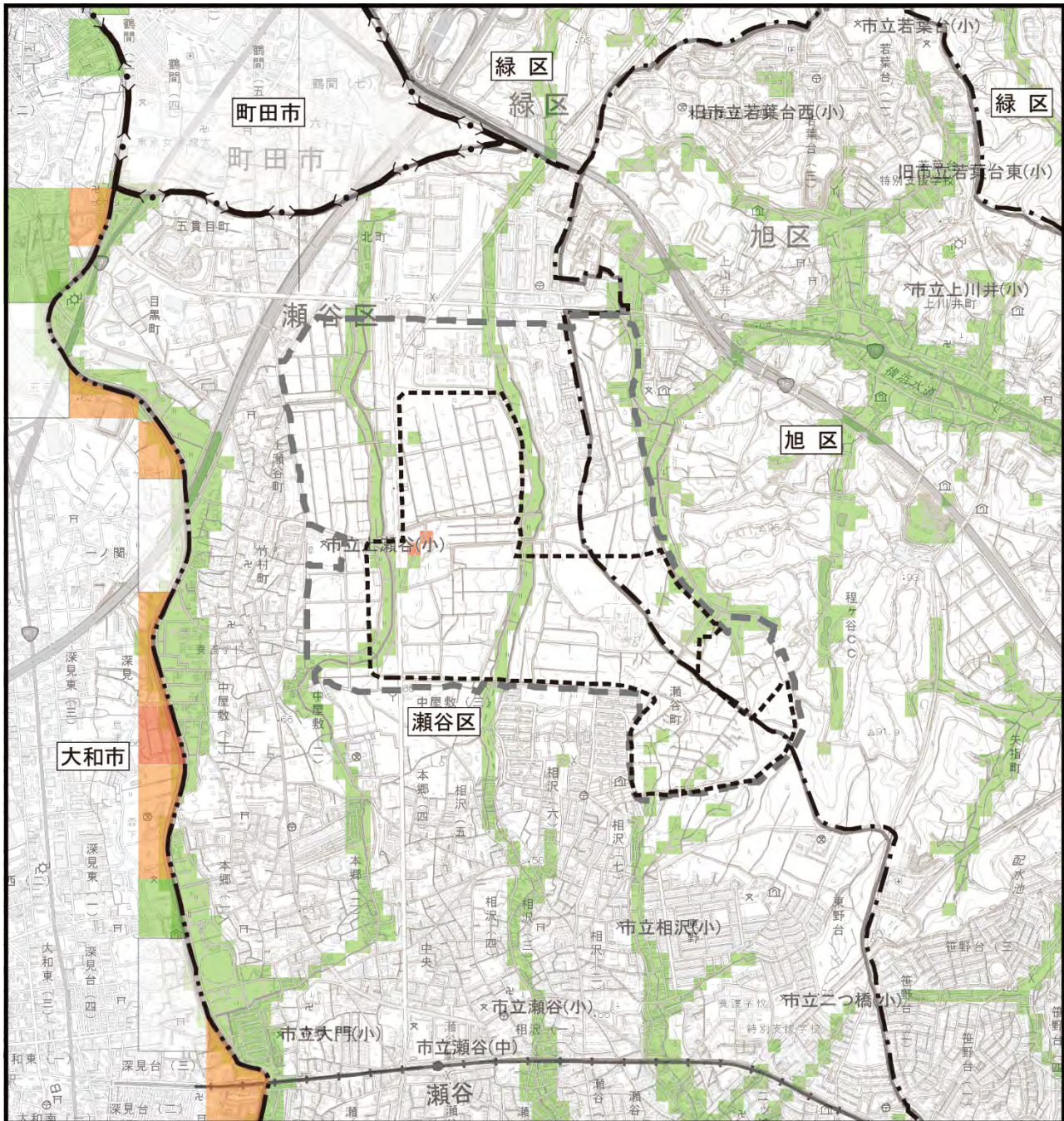
浸水深ランク   
 河川

- 0~0.02m未満
- 0.02~0.2m未満
- 0.2~0.5m未満
- 0.5~1.0m未満
- 1.0~2.0m未満
- 2.0m以上



注1：大和市、町田市は内水を対象としたハザードマップは公開されていません。  
 資料：「瀬谷区内水ハザードマップ」（横浜市 令和3年4月）  
 「旭区内水洪水ハザードマップ」（横浜市 令和3年4月）  
 「緑区内水ハザードマップ」（横浜市 令和3年4月）

図 3.2-22 内水による浸水想定区域



凡例

- ⋯⋯⋯ 対象事業実施区域
- ⋯⋯⋯ 土地区画整理事業実施区域
- 都県界
- — — 市界
- - - - 区界

液状化危険度

- 液状化危険度が高い： $15 < PL$
- 液状化する可能性がある： $5 < PL \leq 15$
- 液状化危険度は低い： $0 < PL \leq 5$
- 液状化危険度はかなり低い： $PL = 0$

資料：

- 「元禄型関東地震被害想定 液状化マップ（瀬谷区、旭区、緑区）」  
（横浜市総務局危機管理室情報技術課ホームページ 令和5年8月閲覧）
- 「e-かなマップ 液状化想定図 元禄型関東地震」  
（神奈川県総務局 ICT 推進部情報システム課ホームページ 令和5年8月閲覧）
- 「東京の液状化予測図 平成24年度改訂版」  
（東京都土木技術支援・人材育成センターホームページ 令和5年8月閲覧）

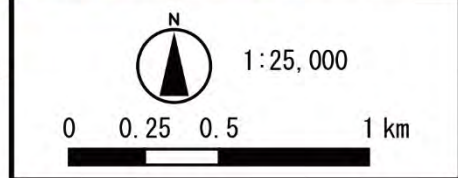
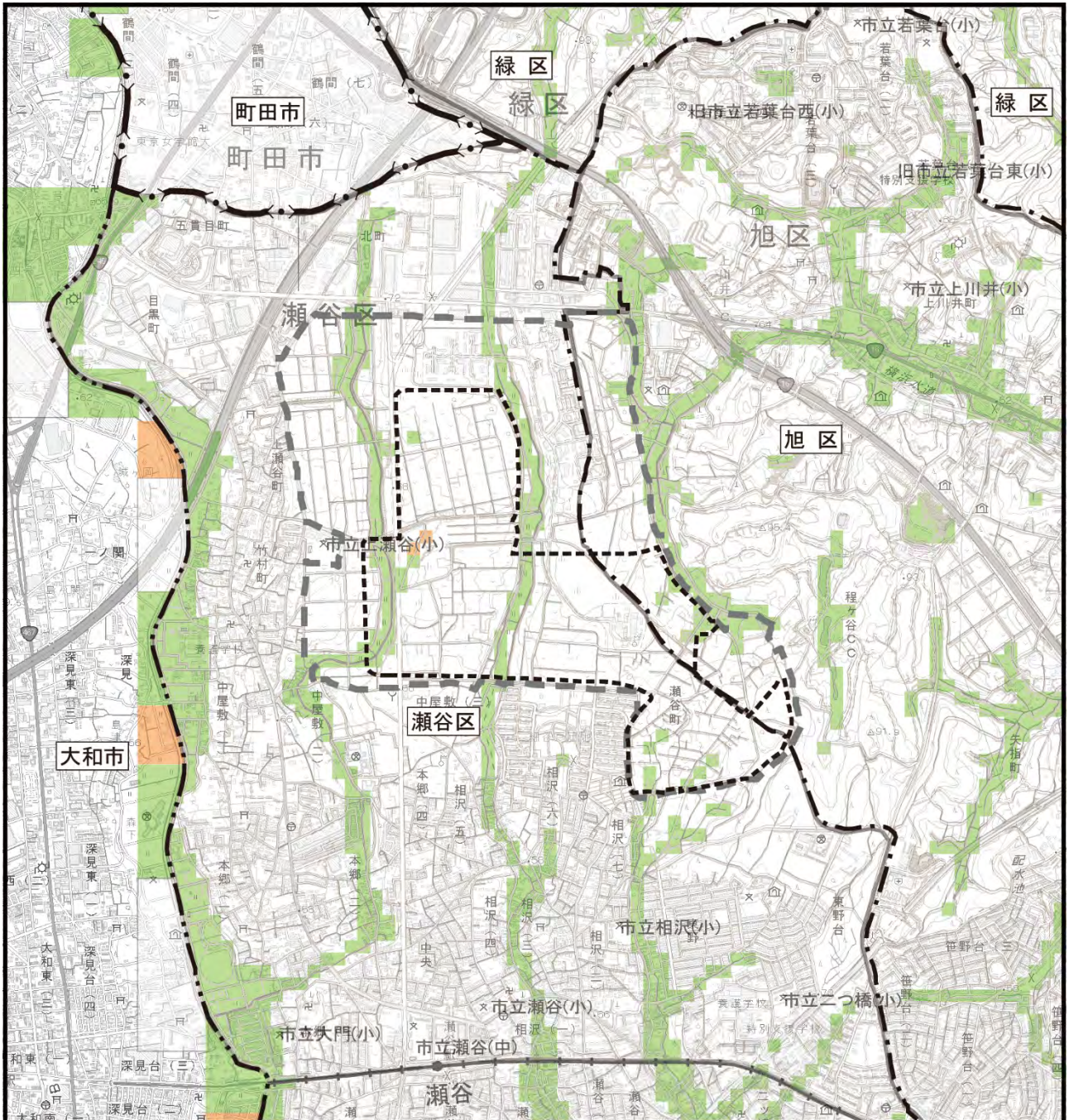


図 3.2-23(1) 液状化マップ（元禄型関東地震）



凡例

- ⋯⋯⋯ 対象事業実施区域
- ⋯⋯⋯ 土地区画整理事業実施区域
- 都県界
- — — 市界
- ⋯⋯⋯ 区界

液状化危険度

- 液状化危険度が高い： $15 < PL$
- 液状化する可能性がある： $5 < PL \le 15$
- 液状化危険度は低い： $0 < PL \le 5$
- 液状化危険度はかなり低い： $PL = 0$

資料：

- 「東京湾北部地震被害想定 液状化マップ（瀬谷区、旭区、緑区）」  
（横浜市総務局危機管理室情報技術課ホームページ 令和5年8月閲覧）
- 「e-かなマップ 液状化想定図 都心南部直下地震」  
（神奈川県総務局 ICT 推進部情報システム課ホームページ 令和5年8月閲覧）
- 「東京の液状化予測図 平成24年度改訂版」  
（東京都土木技術支援・人材育成センターホームページ 令和5年8月閲覧）

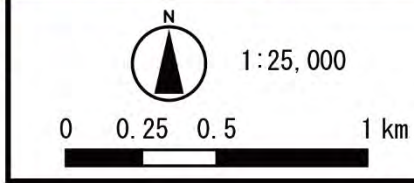


図 3.2-23 (2) 液状化マップ（東京湾北部地震）





凡例

- ⋯⋯⋯ 対象事業実施区域
- ⋯⋯⋯ 土地区画整理事業実施区域
- ◄●► 都県界
- — — 市界
- - - 区界

液状化危険度

- 液状化危険度が高い:  $15 < PL$
- 液状化する可能性がある:  $5 < PL \leq 15$
- 液状化危険度は低い:  $0 < PL \leq 5$
- 液状化危険度はかなり低い:  $PL = 0$

資料:

- 「南海トラフ巨大地震被害想定 液状化マップ (瀬谷区、旭区、緑区)」  
(横浜市総務局危機管理室情報技術課ホームページ 令和5年8月閲覧)
- 「e-かなマップ 液状化想定図 南海トラフ巨大地震」  
(神奈川県総務局 ICT 推進部情報システム課ホームページ 令和5年8月閲覧)
- 「東京の液状化予測図 平成24年度改訂版」  
(東京都土木技術支援・人材育成センターホームページ 令和5年8月閲覧)

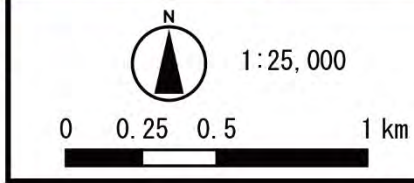
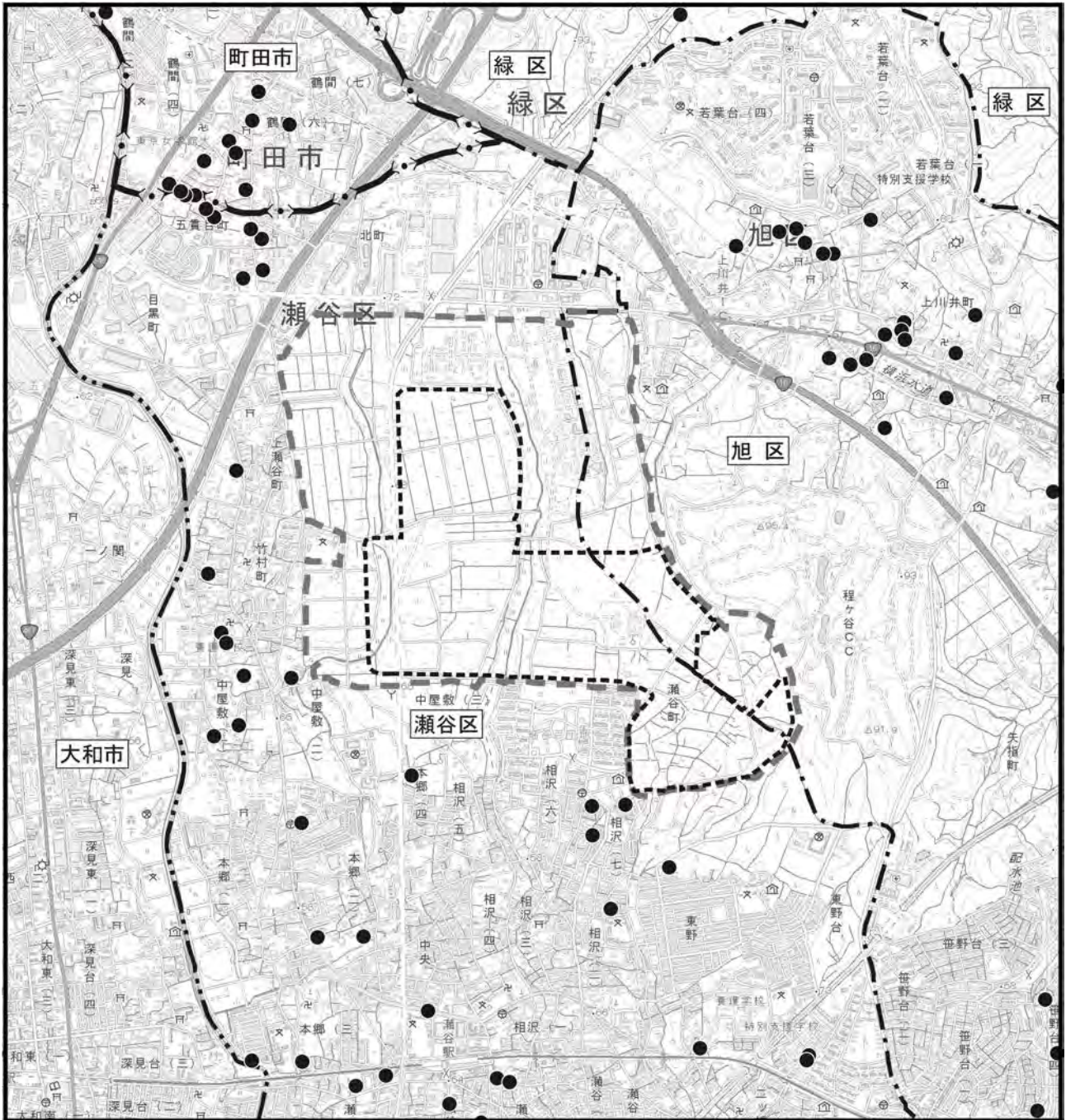
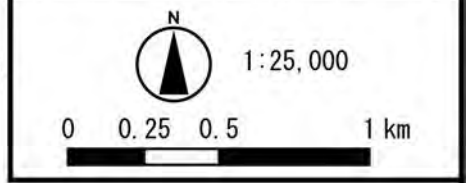


図 3.2-23(3) 液状化マップ (南海トラフ巨大地震)



凡例

- 対象事業実施区域
- ..... 土地区画整理事業実施区域
- 都県界
- 市界
- ..... 区界
- 災害用井戸



資料：「横浜市行政地図情報提供システム わいわい防災マップ（土砂災害）」  
 （横浜市総務局 ICT 基盤管理課ホームページ 令和5年8月閲覧）  
 「町田市防災マップ〔南地区〕」（町田市役所 防災安全部防災課 令和5年8月閲覧）

図 3.2-24 災害用井戸

### 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

#### (1) 動物の生息の状況

動物の生息状況は、調査区域及びその周辺を対象に、文献その他の資料により整理しました。文献その他の資料による調査範囲は、表 3.2-19 及び図 3.2-25 のとおりです。

表 3.2-19 文献その他の資料による調査範囲（動物）

文献その他の資料	調査範囲
「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 18 年 7 月）	横浜市瀬谷区、旭区、緑区、大和市で確認された種を対象としました。
「かながわの鳥と獣」（神奈川県 平成 4 年 3 月）	調査区域が含まれる 5 km メッシュで確認された種を対象としました。
「かながわの鳥図鑑」（神奈川県 平成 4 年 3 月）	横浜市瀬谷区、旭区、緑区、大和市で確認された種を対象としました。
「神奈川県内河川の魚類」（神奈川県環境科学センター 平成 26 年 3 月）	調査区域及びその周辺の調査地点で確認された種を対象としました。
「神奈川県内河川の底生動物Ⅱ」（神奈川県環境科学センター 平成 26 年 3 月）	調査区域及びその周辺の調査地点で確認された種を対象としました。
「横浜の川と海の生物（第 14 報・河川編）」（横浜市環境科学研究所 平成 28 年 3 月）	調査区域及びその周辺の調査地点で確認された種を対象としました。
「横浜の川と海の生物（第 15 報・河川編）修正版」（横浜市環境科学研究所 令和 2 年 3 月）	調査区域及びその周辺の調査地点で確認された種を対象としました。
「大和市の脊椎動物」（大和市教育委員会 平成 2 年 3 月）	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「大和市の昆虫」（大和市教育委員会 平成 3 年 3 月）	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「大和市史 8（上）別編自然」（大和市 平成 8 年 9 月）	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「1993 年（平成 5 年）町田の野鳥」（町田野鳥の会 平成 6 年 10 月）	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「1998 年度（平成 10 年度）町田の野鳥」（町田野鳥の会 平成 12 年 2 月）	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「2003 年度（平成 15 年度）町田の野鳥 3」（町田野鳥の会 平成 17 年 3 月）	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「横浜のホタル生息地（1983 年度版）」（横浜市公害研究所 昭和 59 年 3 月）	調査区域及びその周辺の調査地点で確認された種を対象としました。
「生物多様性情報システム－基礎調査データベース検索－（第 2 回～第 6 回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書）」（環境省ホームページ 令和 5 年 8 月閲覧）	調査区域が含まれる 2 次メッシュとして、「座間」、「横浜西部」、「荏田」、「原町田」の 4 メッシュで確認された種を対象としました。

なお、上記以外に「環境アセスメントデータベース（EADAS）」（環境省ホームページ 令和 5 年 8 月閲覧）により、調査区域における以下の情報を収集しました。

コウモリ洞分布、コウモリ生息情報、イヌワシ・クマタカ生息分布、オオワシ・オジロワシ生息分布、渡りをするタカ類集結地、ガン類・ハクチョウ類の主要な集結地、鳥類の渡りのルート、重要種（イヌワシ、チュウヒ、サンカノゴイ、オオヨシゴイ、オジロワシ、クマタカ、オオワシ、タンチョウ、コウノトリ）の分布状況

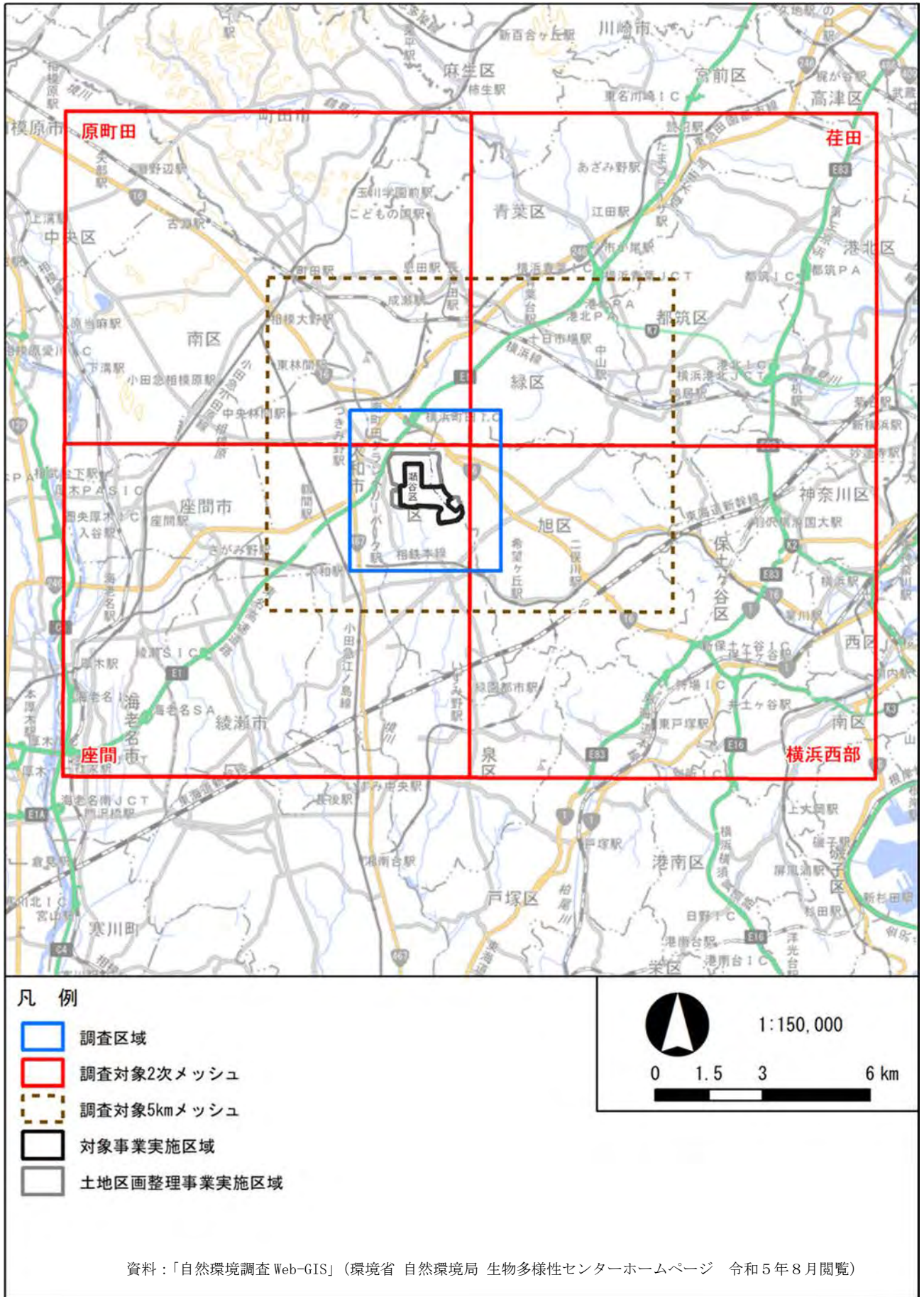


図 3.2-25 文献その他の資料による調査範囲

① 動物相の概要

動物の生息状況は、当該地域の自然特性を勘案し、調査区域及びその周辺の動物相の概要を表 3.2-20 のとおり整理しました。哺乳類 14 種、鳥類 149 種、爬虫類 11 種、両生類 10 種、昆虫類等 823 種、魚類 49 種、陸産貝類 32 種及び底生動物 98 種が確認されています。

表 3.2-20(1) 動物相の状況

分類	文献その他の資料名	確認種数	主な確認種
哺乳類	「かながわの鳥と獣」(神奈川県 平成4年3月)	2	アズマモグラ、アブラコウモリ、タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン、イタチ、アナグマ、ハクビシン、タイワンリス、アカネズミ、ドブネズミ、ノウサギ (14種)
	「大和市の脊椎動物」(大和市教育委員会 平成2年3月)	4	
	「大和市史8(上)別編自然」(大和市 平成8年9月)	1	
	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第2回～第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和5年8月閲覧)	11	
鳥類	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月)	2	キジ、カルガモ、キジバト、コサギ、コチドリ、キアシシギ、トビ、アオバズク、カワセミ、コゲラ、モズ、オナガ、ハシボソガラス、シジュウカラ、ヒバリ、ツバメ、ヒヨドリ、ウグイス、エナガ、メジロ、オオヨシキリ、ムクドリ、ツグミ、スズメ、ハクセキレイ、カワラヒワ、ホオジロ等 (149種)
	「かながわの鳥と獣」(神奈川県 平成4年3月)	55	
	「かながわの鳥図鑑」(神奈川県 平成4年3月)	88	
	「大和市の脊椎動物」(大和市教育委員会 平成2年3月)	55	
	「大和市史8(上)別編自然」(大和市 平成8年9月)	23	
	「1993年(平成5年)町田の野鳥」(町田野鳥の会 平成6年10月)	85	
	「1998年度(平成10年度)町田の野鳥」(町田野鳥の会 平成12年2月)	77	
	「2003年度(平成15年度)町田の野鳥3」(町田野鳥の会 平成17年3月)	38	
	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第2回～第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和5年8月閲覧)	127	
爬虫類	「大和市の脊椎動物」(大和市教育委員会 平成2年3月)	8	クサガメ、ミシシippアカミミガメ、ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ、タカチホヘビ、シマヘビ、アオダイショウ、ジムグリ、シロマダラ、ヤマカガシ、ニホンマムシ (11種)
	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第2回～第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和5年8月閲覧)	8	

表 3.2-20(2) 動物相の状況

分類	文献その他の資料名	確認種数	主な確認種
両生類	「大和市の脊椎動物」(大和市教育委員会 平成2年3月)	7	アカハライモリ、アズマヒキガエル、ニホンアマガエル、ナガレタゴガエル、ニホンアカガエル、アカガエル属、トウキョウダルマガエル、ウシガエル、ツチガエル、シュレーゲルアオガエル、モリアオガエル
	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第2回～第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和5年8月閲覧)	9	(10種)
昆虫類等	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月)	7	ジグモ、オナガグモ、ジョロウグモ、アシナガグモ、クロケシグモ、コクサグモ、ウヅキコモリグモ、ハナグモ、アリグモ、アキアカネ、オオカマキリ、エンマコオロギ、オンブバッタ、アブラゼミ、マルカメムシ、マイマイカブリ、コクワガタ、カナブン、ウバタマムシ、ナミテントウ、シロスジカミキリ、ヒメクロオトシブミ、オオスズメバチ、アカイラガ、アオスジアゲハ、モンシロチョウ、ヤマトシジミ、ヒメアカタテハ、コシロシタバ等
	「大和市の昆虫」(大和市教育委員会 平成3年3月)	659	
	「大和市史8(上)別編自然」(大和市 平成8年9月)	80	
	「横浜のホタル生息地(1983年度版)」(横浜市公害研究所 昭和59年3月)	2	
	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第2回～第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和5年8月閲覧)	160	(823種)
魚類	「神奈川県内河川の魚類」(神奈川県環境科学センター 平成26年3月)	13	コイ、ギンブナ、オイカワ、アブラハヤ、モツゴ、タモロコ、ドジョウ、ホトケドジョウ、ナマズ、ミナメダカ、オオヨシノボリ、クロダハゼ、旧トウヨシノボリ類等
	「横浜の川と海の生物(第15報・河川編)修正版」(横浜市環境科学研究所 令和2年3月)	13	
	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第2回～第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和5年8月閲覧)	43	(49種)
陸産貝類	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第2回～第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和5年8月閲覧)	32	サドヤマトガイ、ケシガイ、ヒラマキミズマイマイ、ナミコギセル、オカチョウジガイ、ナメクジ、チャコウラナメクジ、ニッポンマイマイ、オナジマイマイ等
底生動物	「神奈川県内河川の底生動物Ⅱ」(神奈川県環境科学センター 平成26年3月)	65	アメリカツノウズムシ、マルタニシ、イトミミズ属、シマイシビル、ミズムシ、ヒラテテナガエビ、アメリカザリガニ、サホコカゲロウ、ハグロトンボ、コオニヤンマ、アメンボ、コガタシマトビケラ、セスジユスリカ等
	「横浜の川と海の生物(第15報・河川編)修正版」(横浜市環境科学研究所 令和2年3月)	68	
	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第2回～第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和5年8月閲覧)	9	(98種)

② 注目すべき動物種

注目すべき動物種は、「①動物相の概要」の文献その他の資料で確認された種について、表 3.2-21 に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定しました。

その結果、注目すべき種は表 3.2-22 のとおり、哺乳類 2 種、鳥類 68 種、爬虫類 5 種、両生類 8 種、昆虫類等 55 種、魚類 18 種、陸産貝類 6 種及び底生動物 8 種が確認されています。

「環境アセスメントデータベース (EADAS)」(環境省ホームページ 令和 5 年 8 月閲覧)によれば、図 3.2-26 に示すとおり、調査区域にはコウモリ洞の分布やコウモリ生息情報はありませんでした。図 3.2-27 に示すとおり、調査区域の北端(対象事業実施区域外)を含むメッシュにて、イヌワシの一時滞在の記録がありますが、生息確認や生息推定はなされていません。クマタカ、オオワシ、オジロワシの生息分布や渡りをするタカ類集結地、ガン類・ハクチョウ類の主要な集結地はありませんでした。図 3.2-28 及び図 3.2-29 に示すとおり、調査区域は、オオハクチョウ、コハクチョウ、ハクチョウ類、ガン類、マガン、亜種オオヒシクイ、亜種ヒシクイ、ツル類、海ワシ類、アカハラダカ、サシバ、ノスリ、ハチクマ、その他猛禽類の渡りのルートになっていません。

表 3.2-21(1) 注目すべき動物種の選定基準

選定基準		文献その他の資料
①	<p>「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月法律第 214 号)、「神奈川県文化財保護条例」(昭和 30 年 4 月神奈川県条例第 13 号)、「東京都文化財保護条例」(昭和 51 年 3 月東京都条例第 25 号)、「横浜市文化財保護条例」(昭和 62 年 12 月横浜市条例 53 号)、「大和市文化財保護条例」(昭和 38 年 10 月大和市条例第 25 号)及び「町田市文化財保護条例」(昭和 52 年 4 月町田市条例第 30 号)に基づく天然記念物</p> <p>国特：特別天然記念物 天然：天然記念物 県天：神奈川県天然記念物 都天：東京都天然記念物 横浜天：横浜市天然記念物 大和天：大和市天然記念物 町田天：町田市天然記念物</p>	<p>「国指定文化財等データベース」(文化庁ホームページ 令和 5 年 8 月閲覧)ほか各自自治体ホームページ</p>
②	<p>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 6 月法律第 75 号)に基づく国内希少野生動植物等</p> <p>国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種</p>	<p>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成 5 年 2 月政令第 17 号)</p>

表 3.2-21 (2) 注目すべき動物種の選定基準

選定基準		文献その他の資料	
③	<p>「環境省レッドリスト 2020」 (環境省 令和元年 3 月) の掲載種</p>	<p>EX: 絶滅・・・我が国ではすでに絶滅したと考えられる種 EW: 野生絶滅・・・飼育・栽培下でのみ存続している種 CR+EN: 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの CR: 絶滅危惧 IA 類・・・ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの EN: 絶滅危惧 IB 類・・・IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの VU: 絶滅危惧 II 類・・・絶滅の危険が増大している種 NT: 準絶滅危惧・・・現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 DD: 情報不足・・・評価するだけの情報が不足している種 LP: 絶滅のおそれのある地域個体群・・・地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの</p>	<p>「環境省レッドリスト 2020 の公表について」 (環境省ホームページ 令和 5 年 8 月閲覧)</p>
④	<p>「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」 (神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 18 年 7 月)</p>	<p>EX: 絶滅・・・すでに絶滅したと考えられる種 EW: 野生絶滅・・・飼育・栽培下でのみ存続している種 CR+EN: 絶滅危惧 I 類・・・絶滅の危機に瀕している種 CR: 絶滅危惧 IA 類・・・ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種 EN: 絶滅危惧 IB 類・・・IA 類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種 VU: 絶滅危惧 II 類・・・絶滅の危険が増大している種 NT: 準絶滅危惧・・・現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 減少: 減少種・・・かつては県内に広く分布していたと考えられる種のうち、生息地あるいは生息個体数が著しく減少している種 希少: 希少種・・・生息地が狭域であるなど生息環境が脆弱な種のうち、現在は個体数をとくに減少させていないが、生息地での環境悪化によっては絶滅が危惧される種 要注: 要注意種・・・前回、減少種または希少種と判定され、かつては広く分布していたのに、生息地または生息個体数が明らかに減少傾向にある種 注目: 注目種・・・生息環境が特殊なもののうち、県内における衰退はめだたないが、環境悪化が生じた際には絶滅が危惧される種 DD: 情報不足・・・評価するだけの情報が不足している種 不明: 不明種・・・過去に不確実な記録だけが残されている種 LP: 絶滅のおそれのある地域個体群・・・地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高い個体群</p>	<p>「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」 (神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 18 年 7 月)</p>



表 3.2-22(1) 文献その他の資料による注目すべき動物種（哺乳類）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				①	②	③	④
1	ネコ	イヌ	キツネ				NT
2		イタチ	イタチ				NT
計	1目	2科	2種	0種	0種	0種	2種

注1：種名及び配列は原則として、「種の多様性調査（動物分布調査）対象種一覧」（環境省 平成14年）に準拠しました。

注2：選定基準は表 3.2-21（p.3-61～63）参照。

表 3.2-22(2) 文献その他の資料による動物の注目すべき種（鳥類1）

No.	目名	科名	種名	選定基準及びランク				
				①	②	③	④	
1	キジ	キジ	ウズラ			VU	VU（非繁）	
2			ヤマドリ				VU	
3	カモ	カモ	アカツクシガモ			DD		
4			オンドリ			DD	希少（繁）・減少（非繁）	
5			トモエガモ			VU	希少（非繁）	
6	ハト	ハト	アオバト				注目	
7	ペリカン	サギ	ヨシゴイ			NT	VU（繁）	
8			ミゾゴイ			VU	CR+EN（繁）	
9			ササゴイ				VU（繁）	
10			チュウサギ			NT		
11	ツル	クイナ	ヒクイナ			NT	CR+EN（繁）	
12	カッコウ	カッコウ	カッコウ				VU（繁）	
13	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ			NT	VU（繁）	
14	アマツバメ	アマツバメ	ヒメアマツバメ				減少（繁）	
15	チドリ	チドリ	タゲリ				VU（非繁）	
16			ダイゼン					減少（繁）
17			イカルチドリ					NT（繁）・注目（非繁）
18			コチドリ					注目（繁）
19			シギ	ヤマシギ				希少（非繁）
20				タシギ				注目（非繁）
21		クサシギ					NT（非繁）	
22		キアシシギ					VU（非繁）	
23		イソシギ					希少（繁）・注目（非繁）	
24		ハマシギ				NT	VU（非繁）	
25		タマシギ	タマシギ			VU	CR+EN（繁）、希少（非繁）	
26		カモメ	コアジサシ			VU	CR+EN（繁）	
27	タカ	タカ	ツミ				VU（繁）・希少（非繁）	
28			ハイタカ			NT	DD（繁）・希少（非繁）	
29			オオタカ			NT	VU（繁）・希少（非繁）	
30			サシバ			VU	CR+EN（繁）	
31			ノスリ				VU（繁）・希少（非繁）	
32	フクロウ	フクロウ	フクロウ				NT（繁）	
33			アオバズク				VU（繁）	
34	ブッポウソウ	カワセミ	アカショウビン				VU（繁）	
35		ブッポウソウ	ブッポウソウ			EN	CR+EN（繁）	
36	ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ	国内		VU	CR+EN（繁）・希少（非繁）	
37	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ			VU	VU（繁）	
38		カササギヒタキ	サンコウチョウ				VU（繁）	
39		モズ	チゴモズ			CR	CR+EN（繁）	
40			モズ				減少（繁）	
41		クイタダキ	クイタダキ				希少（繁）	
42		シジュウカラ	コガラ				VU（繁）・NT（非繁）	
43		ヒバリ	ヒバリ				減少（繁）	
44		ツバメ	ツバメ				減少（繁）	
45			コシアカツバメ				減少（繁）	

表 3.2-22(3) 文献その他の資料による注目すべき動物種（鳥類 2）

No.	目名	科名	種名	選定基準及びランク				
				①	②	③	④	
46	スズメ	ウグイス	ヤブサメ				NT (繁)	
47		ムシクイ	メボソムシクイ				VU (繁)	
48			エゾムシクイ				NT (繁)	
49			センダイムシクイ				NT (繁)	
50			センニュウ	オオセッカ		国内	EN	
51		ヨシキリ	オオヨシキリ				VU (繁)	
52		セッカ	セッカ				減少	
53		カワガラス	カワガラス				減少	
54		ヒタキ	トラツグミ				減少 (繁)	
55			クロツグミ				VU (繁)	
56			アカハラ				減少 (繁)	
57			ルリビタキ				VU (繁)	
58			コサメビタキ				CR+EN (繁)	
59			キビタキ				減少 (繁)	
60			オオルリ				NT (繁)	
61			セキレイ	キセキレイ				減少 (繁)
62				セグロセキレイ				減少 (繁)
63				ビンズイ				VU (繁)
64		アトリ	カワラヒワ				減少 (繁)	
65		ホオジロ	ホオアカ				CR+EN (繁)	
66			アオジ				VU (繁)	
67			クロジ				CR+EN (繁)・減少 (非繁)	
68			オオジュリン				VU (非繁)	
計		14 目	34 科	68 種	0 種	2 種	20 種	65 種

注1：種名及び配列は原則として、「日本鳥類目録改訂第7版」（日本鳥学会 平成24年9月）に準拠しました。

注2：選定基準は表 3.2-21 (p.3-61~63) 参照。

注3：④「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月）において、鳥類は、繁殖期または非繁殖期ごとにカテゴリーが設定されているため、ランクの後に繁殖期は（繁）、非繁殖期（非繁）と表記しました。なお、ランクの後の表記がないものは、繁殖期・非繁殖期ともに同一ランクの種です。

表 3.2-22(4) 文献その他の資料による注目すべき動物種（爬虫類）

No.	目名	科名	種名	選定基準及びランク			
				①	②	③	④
1	有鱗	トカゲ	ヒガシニホントカゲ				要注
2		ナミヘビ	アオダイショウ				要注
3			シマヘビ				要注
4			ヤマカガシ				要注
5		クサリヘビ	ニホンマムシ				要注
計	1 目	3 科	5 種	0 種	0 種	0 種	5 種

注1：種名及び配列は原則として、「日本産爬虫両生類標準和名リスト」（日本爬虫両棲類学会 令和4年7月）に準拠しました。

注2：選定基準は表 3.2-21 (p.3-61~63) 参照。

表 3. 2-22(5) 文献その他の資料による注目すべき動物種（両生類）

No.	目名	科名	種名	選定基準及びランク			
				①	②	③	④
1	有尾	イモリ	アカハライモリ			NT	CR+EN
2	無尾	ヒキガエル	アズマヒキガエル				要注
3		アカガエル	ナガレタゴガエル				希少
4							VU
5							要注
6							NT
7		アオガエル	シュレーゲルアオガエル				要注
8			モリアオガエル				要注
計		2目	4科	8種	0種	0種	2種

注1：種名及び配列は原則として、「日本産爬虫両生類標準和名リスト」（日本爬虫両棲類学会 令和4年7月）に準拠しました。

注2：選定基準は表 3. 2-21（p. 3-61～63）参照。

表 3. 2-22(6) 文献その他の資料による注目すべき動物種（昆虫类等1）

No.	目名	科名	種名	選定基準及びランク			
				①	②	③	④
1	トンボ	イトトンボ	クロイトトンボ				要注
2			セスジイトトンボ				要注
3			キイトトンボ				EN
4			ベニイトトンボ			NT	CR
5			モートンイトトンボ			NT	EN
6		モノサシトンボ	モノサシトンボ				NT
7		アオイトトンボ	オツネイトトンボ				VU
8		カワトンボ	ハグロトンボ				要注
9		サナエトンボ	ヤマサナエ				要注
10			キイロサナエ			NT	CR
11			コサナエ				EN
12		ヤンマ	カトリヤンマ				NT
13			サラサヤンマ				EN
14		エゾトンボ	コヤマトンボ				NT
15			タカネトンボ				要注
16		トンボ	コフキトンボ				要注
17			シオヤトンボ				要注
18			チョウトンボ				EN
19			ナツアカネ				要注
20			マユタテアカネ				要注
21			マイコアカネ				DD
22			ヒメアカネ				要注
23			ミヤマアカネ				NT
24			リスアカネ				要注
25	バッタ		クツワムシ	クツワムシ			
26		キリギリス	ヒガシキリギリス				要注
27	カメムシ	セミ	ハルゼミ				要注
28		アメンボ	オオアメンボ				NT
29		コオイムシ	コオイムシ			NT	EN
30			タガメ		国内 <sup>注3</sup>	VU	EX
31	コウチュウ	ハンミョウ	ホソハンミョウ			VU	CR+EN
32		ゲンゴロウ	ゲンゴロウ			VU	EX
33		ガムシ	コガムシ			DD	NT
34			ガムシ			NT	CR
35		クワガタムシ	ミヤマクワガタ				要注
36		タマムシ	ウバタマムシ				NT

表 3.2-22(7) 文献その他の資料による注目すべき動物種（昆虫類等2）

No.	目名	科名	種名	選定基準及びランク				
				①	②	③	④	
37	コウチュウ	コムツキムシ	ウバタマコムツキ				NT	
38		ホタル	ヘイケボタル				NT	
39		カミキリムシ	ムネアカクロハナカミキリ				NT	
40			マルクビケマダラカミキリ				NT	
41			トラフカミキリ				要注	
42			シロスジカミキリ				要注	
43			ネジロカミキリ				NT	
44		チョウ	ミノガ	オオミノガ				VU
45	セセリチョウ		ホソバセセリ				VU	
46			ギンイチモンジセセリ			NT	NT	
47			ミヤマチャバネセセリ				要注	
48			オオチャバネセセリ				VU	
49			シロチョウ	ヒメシロチョウ			EN	EN
50	シジミチョウ		ミドリシジミ				NT	
51			クロシジミ			EN	EX	
52			シルビアシジミ			EN	CR	
53	タテハチョウ		スミナガシ本土亜種				要注	
54			オオムラサキ			NT	NT	
55	ヤガ		コシロシタバ			NT		
計	5目		27科	55種	0種	1種	15種	54種

注1：種名及び配列は原則として、「日本産野生生物目録 無脊椎動物編Ⅱ」（環境庁 平成7年4月）に準拠しましたが、その後、和名や学名等が変更された種については、最新の文献や図鑑等に基づいて修正しました。

注2：選定基準は表 3.2-21 (p.3-61~63) 参照。

注3：タガメは「特定第二種国内希少野生動植物種」に指定されています。

表 3.2-22(8) 文献その他の資料による注目すべき動物種（魚類）

No.	目名	科名	種名	選定基準及びランク					
				①	②	③	④		
1	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ類			VU	EN		
2	コイ	コイ	コイ				DD		
-			ゲンゴロウブナ			(EN) <sup>注3</sup>			
3			キンブナ			VU	EN		
4			ハス			VU			
5			アブラハヤ				NT		
6			ウグイ				NT		
7			ゼゼラ			VU			
8			カマツカ				NT		
9			ニゴイ				VU		
-			スゴモロコ			(VU) <sup>注4</sup>			
10			ドジョウ	ドジョウ	ドジョウ			NT	
11					シマドジョウ				NT
12	ホトケドジョウ					EN	EN		
13	ナマズ	ナマズ	ナマズ				注目		
14	サケ	サケ	サクラマス (ヤマメ)			NT	CR		
15	ダツ	メダカ	ミナミメダカ			VU	CR		
16	カサゴ	カジカ	カジカ			NT	VU		
17	スズキ	ハゼ	ボウズハゼ				NT		
18			オオヨシノボリ				NT		
計	7目	8科	18種	0種	0種	9種	15種		

注1：種名及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和4年度生物リスト」（国土交通省 河川環境データベース 令和4年11月）に準拠しました。

注2：選定基準は表 3.2-21 (p.3-61~63) 参照。

注3：ゲンゴロウブナは琵琶湖水系固有種であり、移入種である可能性が高いことから、括弧を付けた表記とし、注目すべき種には計上しないこととしました。

注4：スゴモロコは琵琶湖水系固有種であり、移入種である可能性が高いことから、括弧を付けた表記とし、注目すべき種には計上しないこととしました。

表 3.2-22 (9) 文献その他の資料による注目すべき動物種（陸産貝類）

No.	目名	科名	種名	選定基準及びランク			
				①	②	③	④
1	新生腹足	ヤマタニシ	サドヤマトガイ			NT	
2		エゾマメタニシ	イナバメタニシ			VU	
3	汎有肺	ヒラマキガイ	ヒラマキミズマイマイ			DD	
4			ヒラマキガイモドキ			NT	
5		カワコザラガイ	カワコザラガイ			CR	
6		オカモノアラガイ	コウフオカモノアラガイ			VU	
計	2目	5科	6種	0種	0種	6種	0種

注1：種名及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和4年度生物リスト」（国土交通省 河川環境データベース 令和4年11月）に準拠しました。

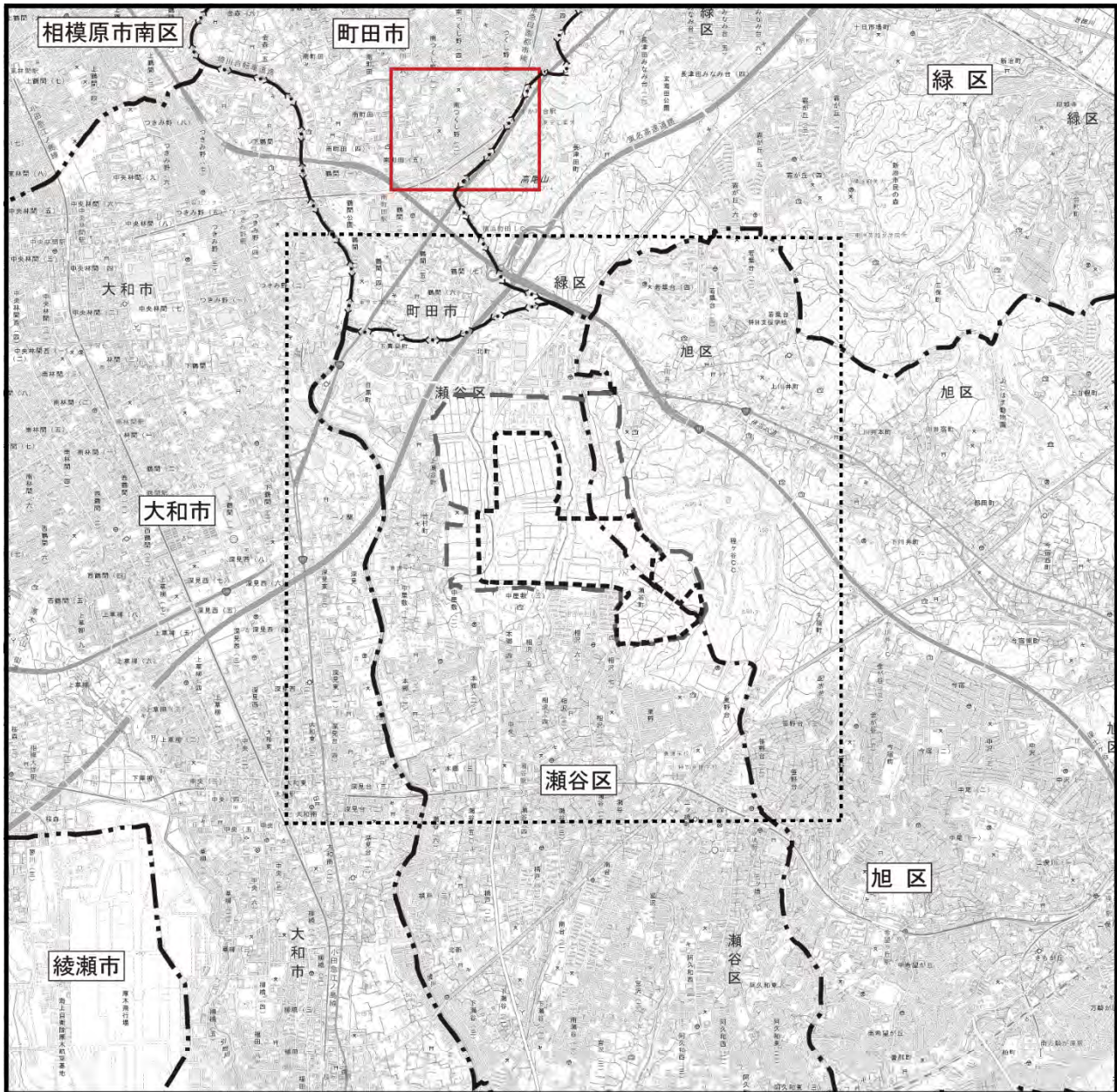
注2：選定基準は表 3.2-21 (p.3-61~63) 参照。

表 3.2-22 (10) 文献その他の資料による注目すべき動物種（底生動物）

No.	目名	科名	種名	選定基準及びランク			
				①	②	③	④
1	新生腹足	タニシ	マルタニシ			VU	
2			オオタニシ			NT	
3	汎有肺	モノアラガイ	コシダカヒメモノアラガイ			DD	
4		カワコザラガイ	カワコザラガイ			CR	
5	マルスダレガイ	シジミ	マシジミ			VU	
6	トンボ	カワトンボ	ハグロトンボ				要注
7		サナエトンボ	ヤマサナエ				要注
8	コウチュウ	ゲンゴロウ	ツブゲンゴロウ				EX
計	5目	7科	8種	0種	0種	5種	3種

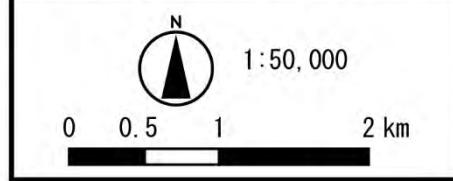
注1：種名及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和4年度生物リスト」（国土交通省 河川環境データベース 令和4年11月）に準拠しました。

注2：選定基準は表 3.2-21 (p.3-61~63) 参照。



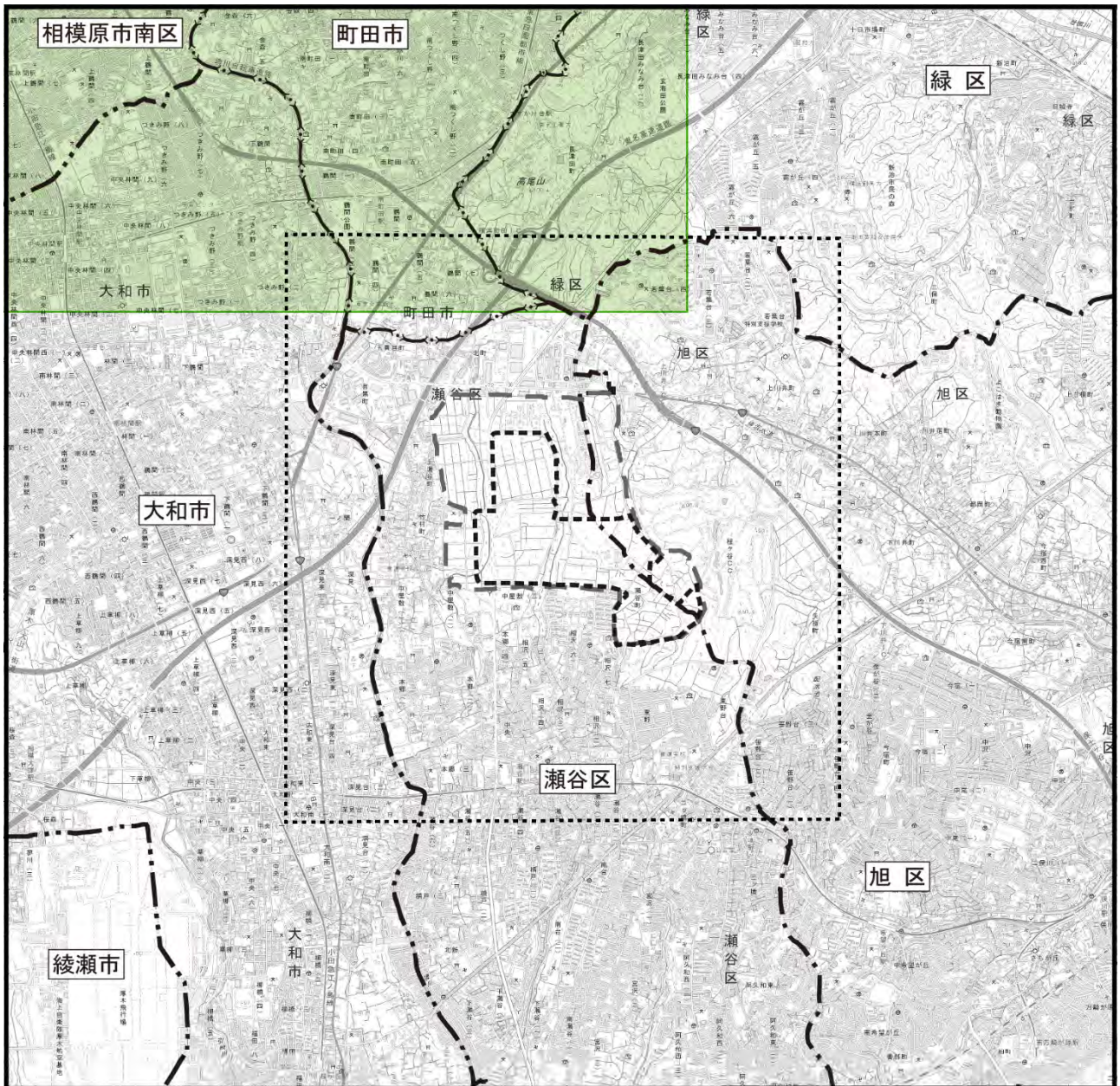
凡例

- 対象事業実施区域
- 土地区画整理事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 調査区域
- コウモリ生息情報



資料：「環境アセスメントデータベース（EADAS）」（環境省ホームページ 令和5年8月閲覧）

図 3.2-26 コウモリ洞の分布やコウモリ生息情報

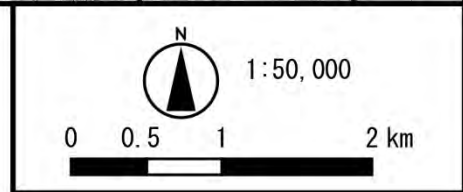


凡例

- 対象事業実施区域
   土地区画整理事業実施区域
- 都県界
  市界
  区界
- 調査区域

イヌワシ生息分布

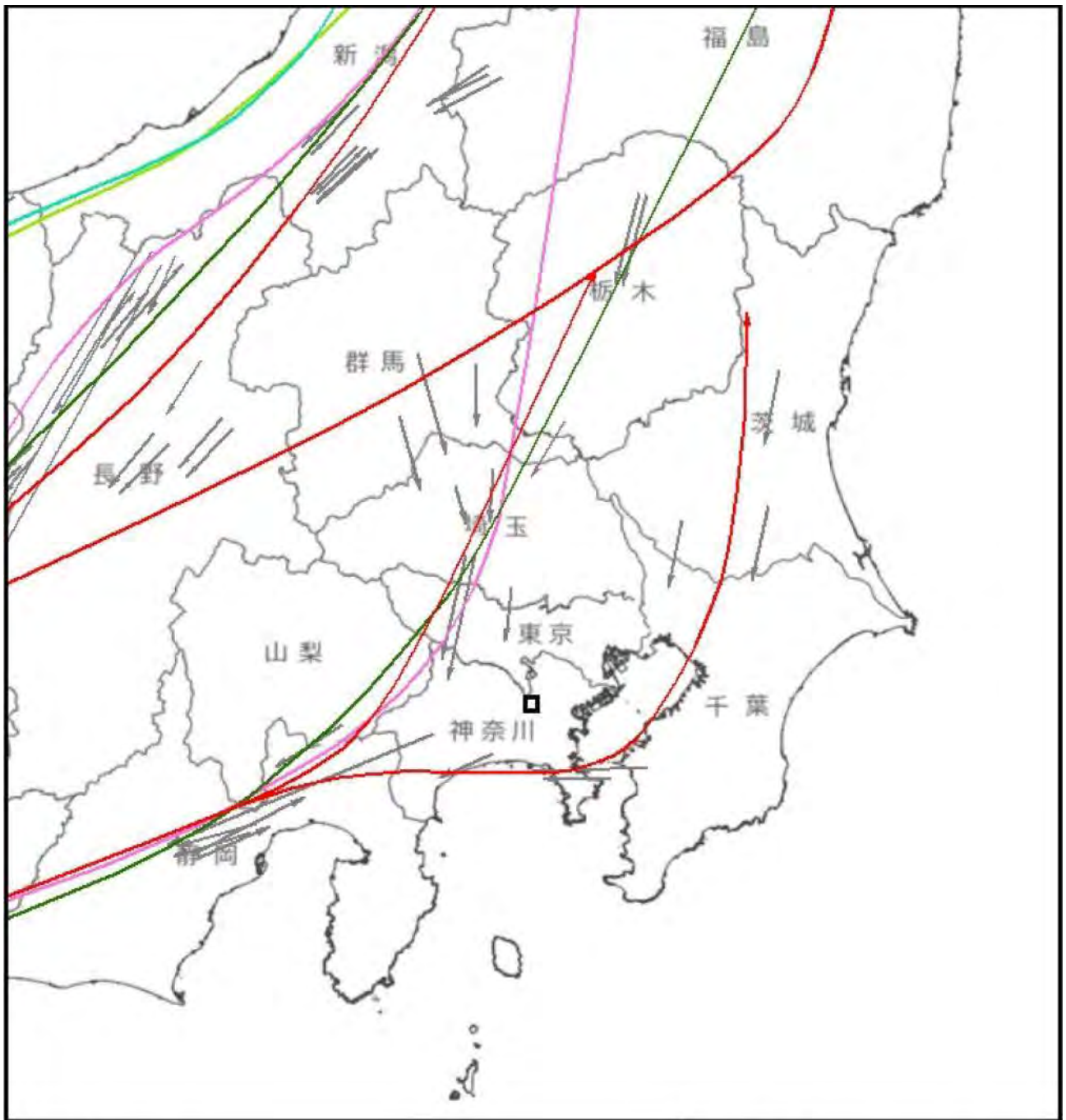
(一時滞在)



注1：クマタカ、オオワシ、オジロワシの生息分布や渡りをするタカ類集結地、ガン類・ハクチョウ類の主要な集結地は、図に示す範囲では確認されませんでした。

資料：「環境アセスメントデータベース (EADAS)」(環境省ホームページ 令和5年8月閲覧)

図 3.2-27 イヌワシ生息分布

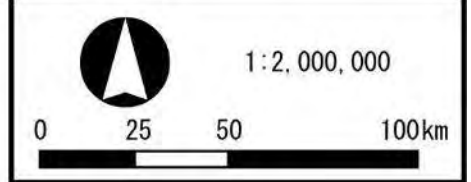


凡 例

調査区域

日中の渡りルート

- ハクチョウ類
- ガン類
- サシバ
- ノスリ
- ハチクマ
- その他猛禽類



注1：オオハクチョウ、コハクチョウ、マガン、亜種オオヒシクイ、亜種ヒシクイ、ツル類、海ワシ類、アカハラダカの日中の渡りのルートは、図に示す範囲では確認されませんでした。  
 資料：「環境アセスメントデータベース (EADAS)」(環境省ホームページ 令和5年8月閲覧)

図 3.2-28 センシティブリティマップにおける日中の渡りルート



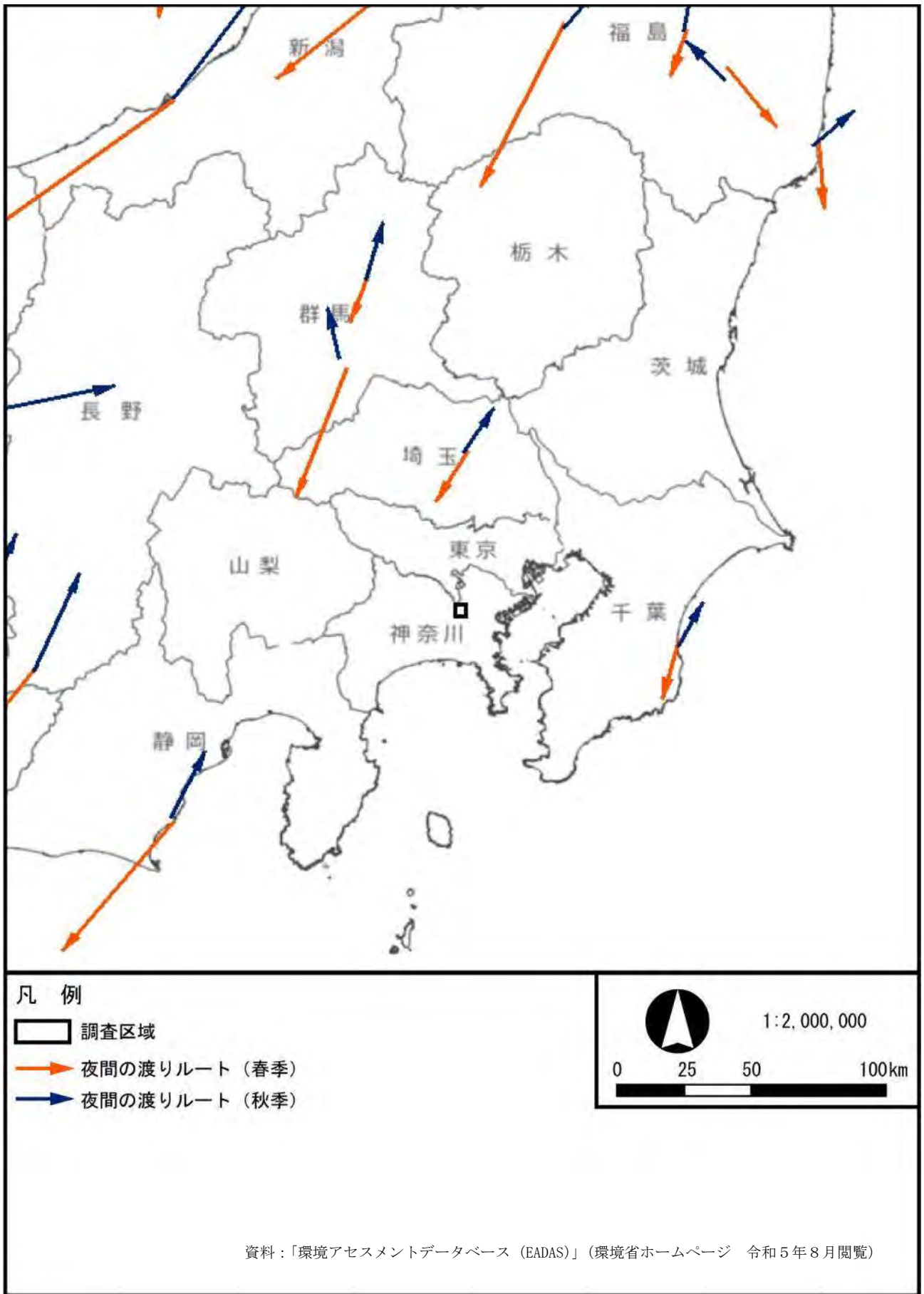


図 3.2-29 センシティブティマップにおける夜間の渡りルート

ア. 動物の注目すべき生息地

動物の注目すべき生息地については、表 3.2-23 に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定しました。調査区域における動物の注目すべき生息地を表 3.2-24 及び図 3.2-30 に示します。調査区域には、「ホテル生息確認地域」及び「トンボ池等主なエコアップスポット（点のビオトープ）」が存在しており、対象事業実施区域には「ホテル生息確認地域」が含まれています。

なお、調査区域には、環境省により「生物多様性保全上重要な里地里山」に指定されている地域が存在しており、対象事業実施区域が含まれています。これについては、「(3) 生態系の状況 ③ 重要な自然環境のまとまりの場」(p. 3-95～96) にて記述します。

表 3.2-23(1) 注目すべき生息地の選定基準

	選定基準	文献その他の資料	
①	「文化財保護法」（昭和25年5月法律第214号）、「神奈川県文化財保護条例」（昭和30年4月神奈川県条例第13号）、「東京都文化財保護条例」（昭和51年3月東京都条例第25号）、「横浜市文化財保護条例」（昭和62年12月横浜市条例53号）、「大和市文化財保護条例」（昭和38年10月大和市条例第25号）及び「町田市文化財保護条例」（昭和52年4月町田市条例第30号）に基づく天然記念物	国特：特別天然記念物 天然：天然記念物 県天：神奈川県天然記念物 都天：東京都天然記念物 横浜天：横浜市天然記念物 大和天：大和市天然記念物 町田天：町田市天然記念物	「国指定文化財等データベース」（文化庁ホームページ 令和5年8月閲覧）ほか各自治体ホームページ
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年6月法律第75号）及び「絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律施行令」（平成5年2月政令第17号）に基づく生息地等保護区	生息：生息地等保護区	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」（平成5年2月政令第17号）
③	「自然環境保全法」（昭和47年6月法律第85号）	原生：原生自然環境保全地域 自然：自然環境保全地域	「自然環境保全地域」（環境省ホームページ 令和5年8月閲覧）
④	「神奈川県自然環境等保全条例」（昭和47年10月神奈川県条例第52号）	県自然：神奈川県自然環境保全地域	「神奈川県自然環境保全地域の指定状況」（神奈川県ホームページ 令和5年8月閲覧）
⑤	「東京における自然の保護と回復に関する条例」（平成12年12月東京都条例216号）	都自然：東京都自然環境保全地域	「保全地域の指定状況一覧」（東京都環境局ホームページ 令和5年8月閲覧）
⑥	「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成4年9月条約第7号）	自遺：自然遺産	「日本の世界自然遺産」（環境省ホームページ 令和5年8月閲覧）

表 3.2-23(2) 注目すべき生息地の選定基準

選定基準		文献その他の資料
⑦	「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(ラムサール条約)(昭和55年9月条約第28号)	<p>基準1: 特定の生物地理区を代表するタイプの湿地、又は希少なタイプの湿地</p> <p>基準2: 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地</p> <p>基準3: 生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地</p> <p>基準4: 動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地</p> <p>基準5: 定期的に2万羽以上の水鳥を支える湿地</p> <p>基準6: 水鳥の1種または1亜種の個体群で、個体数の1%以上を定期的に支えている湿地</p> <p>基準7: 固有な魚類の亜種、種、科の相当な割合を支えている湿地。また湿地というものの価値を代表するような、魚類の生活史の諸段階や、種間相互作用、個体群を支え、それによって世界の生物多様性に貢献するような湿地</p> <p>基準8: 魚類の食物源、産卵場、稚魚の生息場として重要な湿地。あるいは湿地内外における漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地</p> <p>基準9: 湿地に依存する鳥類に分類されない動物の種及び亜種の個体群で、その個体群の1%を定期的に支えている湿地</p>
⑧	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年7月法律第88号)	<p>都道府県指定鳥獣保護区</p> <p>国指定鳥獣保護区</p> <p>特: 特別保護地区</p> <p>特指: 特別保護指定区域</p>
⑨	「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省 平成28年4月)	<p>基準1: 湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・マングローブ林、藻場、サンゴ礁のうち、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している場合</p> <p>基準2: 希少種、固有種等が生育・生息している場合</p> <p>基準3: 多様な生物相を有している場合</p> <p>基準4: 特定の種の個体群のうち、相当数の割合の個体数が生息する場合</p> <p>基準5: 生物の生活史の中で不可欠な地域(採餌場、産卵場等)である場合</p>

表 3.2-23(3) 注目すべき生息地の選定基準

選定基準		文献その他の資料
⑩	「重要野鳥生息地 (IBA)」(日本野鳥の会ホームページ 令和5年8月閲覧)	<p>A1: 世界的に絶滅が危惧される種、または全世界で保護の必要がある種が、定期的・恒常的に多数生息している生息地</p> <p>A2: 生息地域限定種 (Restricted-range species) が相当数生息するか、生息している可能性がある生息地</p> <p>A3: ある1種の鳥類の分布域すべてもしくは大半が1つのバイオーム※に含まれている場合で、そのような特徴をもつ鳥類複数種が混在して生息する生息地、もしくはその可能性がある生息地</p> <p>※バイオーム: それぞれの環境に生きている生物全体</p> <p>A4 i: 群れを作る水鳥の生物地理的個体群の1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト</p> <p>A4 ii: 群れを作る海鳥または陸鳥の世界の個体数の1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト</p> <p>A4 iii: 1種以上で2万羽以上の水鳥、または1万つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト</p> <p>A4 iv: 渡りの隘路にあたる場所で、定められた閾値を超える渡り鳥が定期的に利用するボトルネックサイト</p>
⑪	「生物多様性の保全の鍵になる重要な地域 (KBA)」(コンサベーション・インターナショナル・ジャパンホームページ 令和5年8月閲覧)	<p>危機性: IUCN のレッドリストの地域絶滅危惧種 (CR、EN、VU) に分類された種が生息/生育する</p> <p>非代替性: a) 限られた範囲にのみ分布している種 (RR)、b) 広い範囲に分布するが特定の場所に集中している種、c) 世界的にみて個体が一時的に集中する重要な場所、d) 世界的にみて顕著な個体の繁殖地、e) バイオリージョンに限定される種群</p>
⑫	「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」(横浜市環境保全局環境影響審査課 平成13年3月改定)	<p>「Key Biodiversity Area 生物多様性の保全の鍵になる重要な地域」(コンサベーション・インターナショナル・ジャパンホームページ 令和5年8月閲覧)</p> <p>「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」(横浜市環境保全局環境影響審査課 平成13年3月改定)</p>

表 3.2-24 動物の注目すべき生息地

選定基準		区分
⑫	「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」	ホタル生息確認地域
		トンボ池等主なエコアップスポット (点のビオトープ)

資料: 「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」(横浜市環境保全局環境影響審査課 平成13年3月改定)

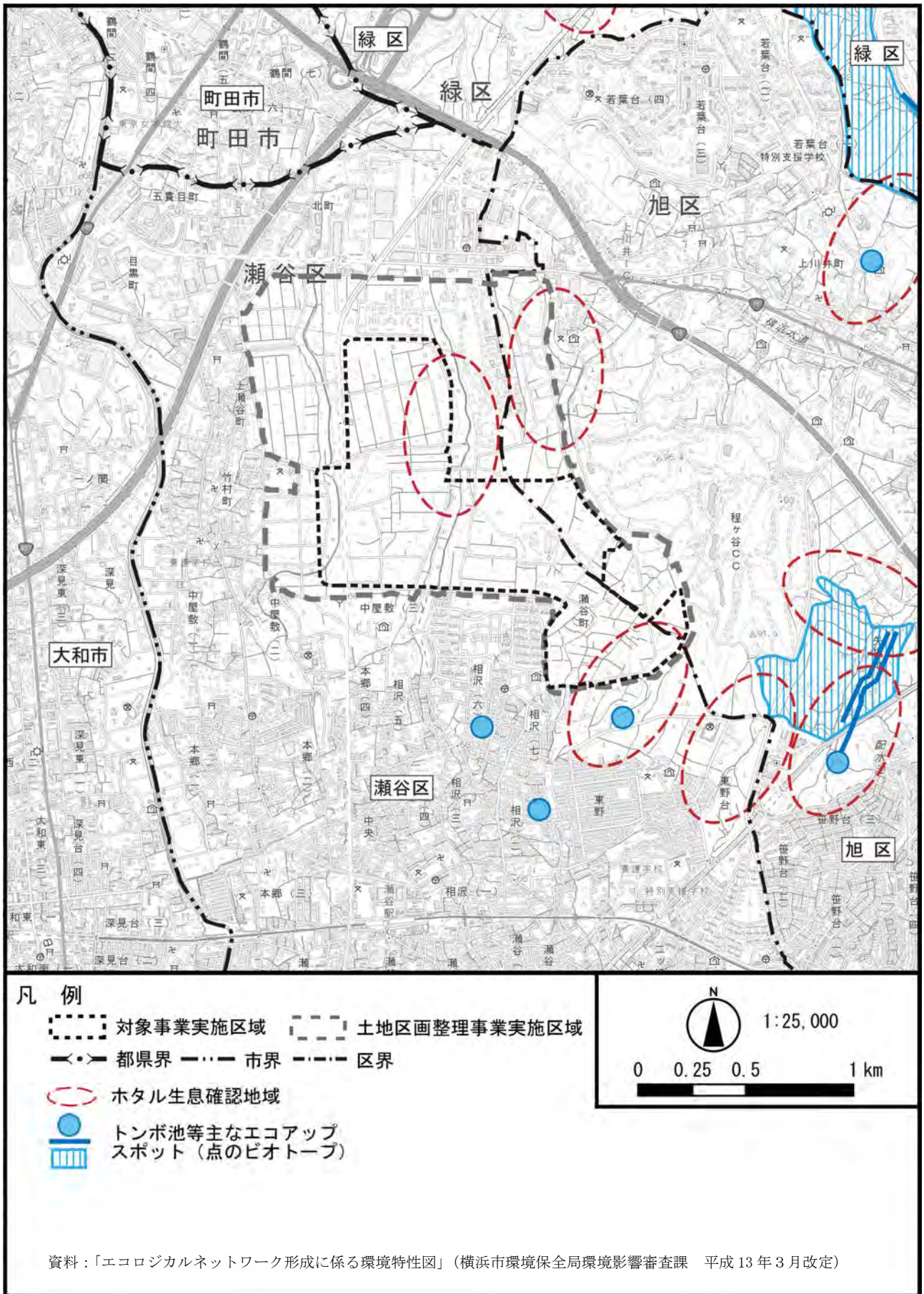


図 3.2-30 動物の注目すべき生息地

## (2) 植物の生育及び植生の状況

植物相及び植生状況は、調査区域及びその周辺を対象に、文献その他の資料により整理しました。

文献その他の資料による調査範囲は、表 3.2-25 のとおりです。

表 3.2-25 文献その他の資料による調査範囲（植物）

文献その他の資料	調査範囲
「神奈川県レッドデータブック 2022 植物編」（神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課 令和4年3月）	横浜市瀬谷区、旭区、緑区、大和市で確認された種を対象としました。
「大和市史8（上）別編自然」（大和市 平成8年9月）	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「横浜の川と海の生物（第15報・河川編）修正版」（横浜市環境科学研究所 令和2年3月）	調査区域及びその周辺の調査地点で確認された種を対象としました。
「大和市の植物」（大和市教育委員会 平成3年3月）	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。

### ① 植物相の概要

調査区域及びその周辺の植物相の概要を、表 3.2-26 のとおり整理しました。維管束植物（シダ植物及び種子植物）1,009種が確認されています。

表 3.2-26 文献により確認された植物

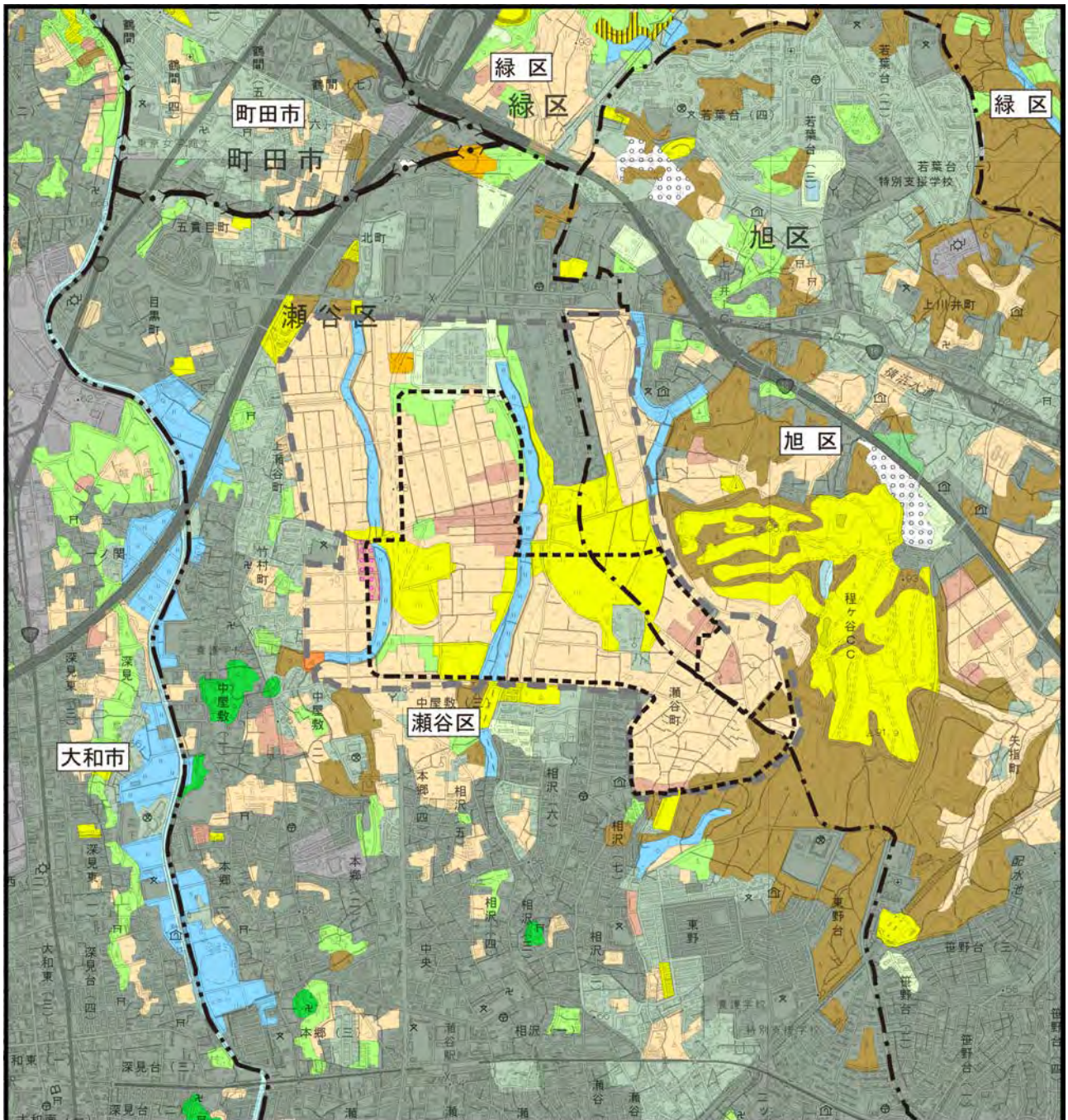
分類	主な確認種
シダ植物	クラマゴケ、ミズニラ、スギナ、オオハナワラビ、ゼンマイ、キジノオシダ、ウラジロ、カニクサ、イヌシダ、ワラビ、ミズワラビ、イノモトソウ、トラノオシダ、コモチシダ、リョウメンシダ、ヤブソテツ、ベニシダ、イノデ、ハリガネワラビ、ヒメシダ、イヌワラビ、ノキシノブ、サンショウモ等 (85種)
種子植物	裸子植物 イチヨウ、モミ、アカマツ、クロマツ、スギ、コウヨウザン、ヒノキ、サワラ、イヌガヤ、カヤ (10種)
	被子植物 双子葉植物 離弁花類 オニグルミ、シダレヤナギ、ケヤマハンノキ、イヌシデ、スダジイ、クヌギ、シラカシ、コナラ、ケヤキ、カナムグラ、ウワバミソウ、カナビキソウ、ヤドリギ、ミズヒキ、ギシギシ、オシロイバナ、スベリヒユ、コハコベ、アカザ、ヒカゲイノコズチ、ホオノキ、サネカズラ、クスノキ、フサザクラ、カツラ、ニリンソウ、メギ、アケビ、ドクダミ、ヒトリシズカ、ウマノスズクサ、ヤブツバキ、オトギリソウ、ナズナ、ツルマンネングサ、ヤマアジサイ、ヤマザクラ、ネムノキ、ヤブマメ、ホドイモ、サイカチ、クズ、ハリエンジュ、シロツメクサ、カタバミ、ゲンノショウコ、エノキグサ、トウダイグサ、ユズリハ、ニガキ、センダン、ヒメハギ、ヌルデ、イタヤカエデ、ムクロジ、アワブキ、ハウセンカ、モチノキ、ツルウメモドキ、ミツバウツギ、ナツメ、ヤブガラシ、カラスノゴマ、ゼニバアオイ、アオギリ、アキグミ、イイギリ、タチツボスミレ、アレチウリ、ミソハギ、オオマツヨイグサ、アオキ、ヤマウコギ、セリモドキ等 (419種)
	合弁花類 ギンリョウソウ、ナツハゼ、ヤブコウジ、コナスビ、カキノキ、エゴノキ、トウネズミモチ、フデリンドウ、ガガイモ、ヤエムグラ、ヒルガオ、ホタルカズラ、クサギ、アキノタムラソウ、ホオズキ、ワルナスビ、シソクサ、オオイヌノフグリ、キリ、ハグロソウ、ナンバンギセル、ハエドクソウ、ヘラオオバコ、スイカズラ、レンプクソウ、オミナエシ、ツリガネニンジン、ヨモギ、アレチノギク、アキノキリンソウ、ヒメジョオン、セイヨウタンポポ、カントウタンポポ、オオオナモミ、オニタビラコ等 (244種)
	単子葉植物 ヘラオモダカ、オオカナダモ、リュウノヒゲモ、オオバギボウシ、ヒガンバナ、オニドコロ、コナギ、ヒオウギ、イ、ツユクサ、ヌカボ、スズメノテッポウ、メリケンカルカヤ、メヒシバ、チガヤ、ススキ、ツルヨシ、モウソウチク、シュロ、ウラシマソウ、アオウキクサ、ヒメガマ、カサスガ、ピロードスゲ、ヒメクダ、タマガヤツリ、メリケンガヤツリ、ミョウガ、エビネ、ギンラン等 (251種)
合計	1,009種

## ② 植生の概要

調査区域における現存植生図は図 3.2-31 に、潜在自然植生図は図 3.2-32 に示すとおりです。

現存植生については、対象事業実施区域内は「畑雑草群落」、「ゴルフ場・芝地」、「水田雑草群落」の他に、小規模な範囲で「クヌギーコナラ群集」、「スギ・ヒノキ・サワラ植林」、「果樹園」、「緑の多い住宅地」等が分布しています。

潜在自然植生については、対象事業実施区域内は「シラカシ群集・ケヤキ亜群集」、「シラカシ群集・典型亜群集」、「ハンノキ群落」が成立するとされています。



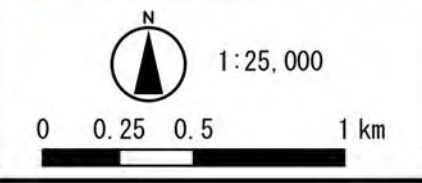
凡例

   対象事業実施区域   
    土地区画整理事業実施区域

都県界   
 市界   
 区界

- シラカシ群集
- シラカシ屋敷林
- コナラ群落 (V I I)
- クヌギ・コナラ群集
- 低木群落
- チガヤーススキ群落
- スギ・ヒノキ・サワラ植林
- 竹林

- ゴルフ場・芝地
- 牧草地
- 路傍・空地雑草群落
- 果樹園
- 常緑果樹園
- 畑雑草群落
- 水田雑草群落
- 市街地

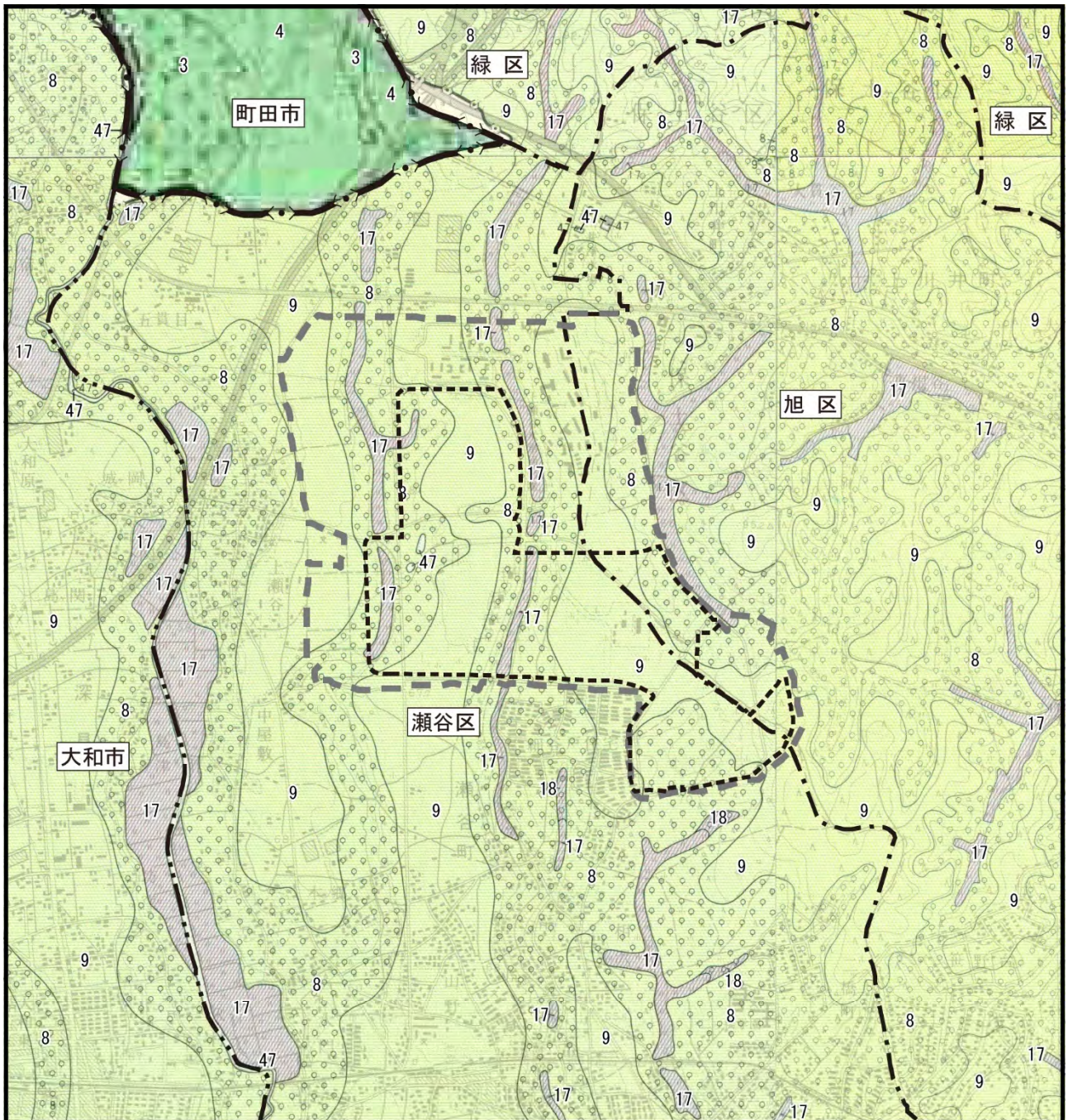


- 緑の多い住宅地
- 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
- 工場地帯
- 造成地
- 開放水域

資料：「第6回～第7回自然環境保全基礎調査」  
 (環境省自然環境局生物多様性センターホームページ 令和5年8月閲覧)

図 3.2-31 現存植生図





凡例

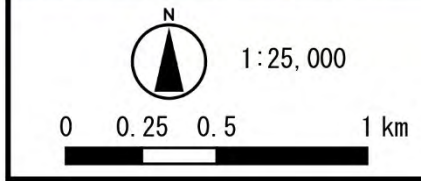
- 対象事業実施区域
- 土地区画整理事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界



- シラカシ群集・ケヤキ亜群集
- シラカシ群集・典型亜群集



- ハンノキ群落
- クヌギ-ハンノキ群落
- 開放水域



資料：「神奈川県潜在自然植生図」（神奈川県教育委員会 昭和 50 年 3 月）  
 「東京都潜在自然植生図」（東京都環境局ホームページ 令和 5 年 8 月閲覧）

図 3.2-32 潜在自然植生図

③ 注目すべき植物種及び植物群落の状況

注目すべき植物種及び植物群落の選定基準は、表 3.2-27 のとおりです。

表 3.2-27(1) 注目すべき植物種及び植物群落の選定基準

選定基準		文献その他の資料	注目すべき植物種	注目すべき植物群落	
①	「文化財保護法」（昭和25年5月法律第214号）、「神奈川県文化財保護条例」（昭和30年4月神奈川県条例第13号）、「東京都文化財保護条例」（昭和51年3月東京都条例第25号）、「横浜市文化財保護条例」（昭和62年12月横浜市条例53号）、「大和市文化財保護条例」（昭和38年10月大和市条例第25号）及び「町田市文化財保護条例」（昭和52年4月町田市条例第30号）に基づく天然記念物	国特：特別天然記念物 天然：天然記念物 県天：神奈川県天然記念物 都天：東京都天然記念物 横浜天：横浜市天然記念物 大和天：大和市天然記念物 町田天：町田市天然記念物	「国指定文化財等データベース」（文化庁ホームページ 令和5年8月閲覧）ほか各自自治体ホームページ	○	○
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年6月法律第75号）に基づく国内希少野生動植物等	国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」（平成5年2月政令第17号）	○	
③	「環境省レッドリスト2020」（環境省 令和2年3月）の掲載種	EX：絶滅…我が国ではすでに絶滅したと考えられる種 EW：野生絶滅…飼育・栽培下でのみ存続している種 CR+EN：現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの CR：絶滅危惧IA類…ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの EN：絶滅危惧IB類…IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの VU：絶滅危惧II類…絶滅の危険が増大している種 NT：準絶滅危惧…現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 DD：情報不足…評価するだけの情報が不足している種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群…地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの	「環境省レッドリスト2020の公表について」（環境省ホームページ 令和5年8月閲覧）	○	

表 3.2-27(2) 注目すべき植物種及び植物群落の選定基準

選定基準		文献その他の資料	注目すべき植物種	注目すべき植物群落	
④	「神奈川県レッドデータブック 2022 植物編」(神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課 令和4年3月)	EX: 絶滅…すでに絶滅したと考えられる種 EW: 野生絶滅…飼育・栽培下でのみ存続している種 CR+EN: 絶滅危惧 I 類…絶滅の危機に瀕している種 CR: 絶滅危惧 I A 類…ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種 EN: 絶滅危惧 I B 類… I A 類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種 VU: 絶滅危惧 II 類…絶滅の危険が増大している種 NT: 準絶滅危惧…現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 減少: 減少種…かつては県内に広く分布していたと考えられる種のうち、生息地あるいは生息個体数が著しく減少している種 希少: 希少種…生息地が狭域であるなど生息環境が脆弱な種のうち、現在は個体数をとくに減少させていないが、生息地での環境悪化によっては絶滅が危惧される種 要注: 要注意種…前回、減少種または希少種と判定され、かつては広く分布していたのに、生息地または生息個体数が明らかに減少傾向にある種 注目: 注目種…生息環境が特殊なものうち、県内における衰退はめだたないが、環境悪化が生じた際には絶滅が危惧される種 DD: 情報不足…評価するだけの情報が不足している種 不明: 不明種…過去に不確実な記録だけが残されている種 LP: 絶滅のおそれのある地域個体群…地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高い個体群	「神奈川県レッドデータブック 2022 植物編」(神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課 令和4年3月)	○	
⑤	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 18 年 7 月)に記載された植物群落(群落複合)	群落複合: モザイク状に成立していたり、成帯構造をもつなど、隣接した植物群落をまとめてとらえることが相応しいと考えられる群落	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 18 年 7 月)	○	
⑥	「横浜の植物」(横浜植物会 平成 15 年 7 月)	Ex-A: 絶滅種 (Ex) のうち、分布域・分布量が限られた種 Ex-B: 絶滅種 (Ex) のうち、横浜市全域にみられた種 En-A: 絶滅寸前 (En) のうち、分布域・分布量が限られた種 En-B: 絶滅寸前 (En) のうち、横浜市全域にみられた種 V-A: 危急種 (V) のうち、分布域・分布量が限られた種 V-B: 危急種 (V) のうち、横浜市全域にみられた種 R: 準絶滅危惧種	「横浜の植物」(横浜植物会 平成 15 年 7 月)	○	

表 3.2-27(3) 注目すべき植物種及び植物群落の選定基準

選定基準		文献その他の資料	注目すべき植物種	注目すべき植物群落
⑦	「第2回自然環境保全基礎調査動植物分布図」(環境庁 昭和56年度)、「第3回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書全国版」(環境庁 昭和63年度)、「第5回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」(環境庁 平成12年3月)に掲載された特定植物群落	A: 原生林もしくはそれに近い自然林 B: 国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群 C: 比較的普通に見られるものであっても、南限・北限・隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群 D: 砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの E: 郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの F: 過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの G: 乱獲、その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群 H: その他、学術上重要な植物群落または個体群	「第2回自然環境保全基礎調査動植物分布図」(環境庁 昭和56年度)、第3回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書全国版」(環境庁 昭和63年度)、「第5回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」(環境庁 平成12年3月)	○
⑧	「植物群落レッドデータ・ブック」(NACS-J, WWF Japan 平成8年4月)に掲載の植物群落	4: 緊急に対策必要 3: 対策必要 2: 破壊の危惧 1: 要注意	「植物群落レッドデータ・ブック」(NACS-J, WWF Japan 平成8年4月)	○
⑨	「1/2.5万植生図を基にした植生自然度について」(環境省 平成28年)の1/50,000植生図に示される自然度10及び9の群落	植生自然度10: 自然草原(高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区) 植生自然度9: 自然林(エゾマツトドマツ群集、ブナ群落等、自然植生のうち低木林、高木林の植物社会を形成する地区)	「1/2.5万植生図を基にした植生自然度について」(環境省 平成28年3月)	○

ア. 注目すべき植物種

資料調査で確認した植物相について、表 3.2-27 に示す選定基準に基づき注目すべき植物種を選定しました。その結果は表 3.2-28 に示すとおりであり、サンショウモ、タコノアシ、ミズマツバ、キキョウ、キンラン等、63科189種が確認されています。

表 3.2-28 (1) 文献その他の資料による注目すべき植物種

No.	分類群	科名	種名	選定基準及びランク					
				①	②	③	④	⑥	
1	シダ植物	ミズニラ	ミズニラ			NT	VU	V-B	
2		ハナヤスリ	シチトウハナワラビ				NT		
3			ナツノハナワラビ					V-B	
4			コヒロハハナヤスリ				NT	V-B	
5		キジノオシダ	オオキジノオ				NT	En-A	
6			キジノオシダ				NT	En-A	
7		ミズワラビ	ミズワラビ				NT	En-A	
8		オシダ	シノブカグマ				EN		
9			メヤブソテツ						En-A
10			ナチクジャク					CR	Ex-A
11			エンシュウベニシダ						V-A
12			サクライカグマ						En-A
13			ワカナシダ					EN	
14			タニヘゴ					EN	
15		イヌイワイタチシダ					NT		
16		メシダ	コヒロハシケシダ				EN		
17			ムクゲシケシダ					VU	En-A
18		ウラボシ	マメツタ					V-B	
19		サンショウモ	サンショウモ				VU	CR	En-B
20	裸子植物	マツ	モミ					V-A	
21	被子植物	ヤナギ	ヤマナラシ					V-B	
22	双子葉植物		オオキツネヤナギ				EN		
23	離弁花植物	イラクサ	ナガバヤブマオ					En-A	
24			ムカゴイラクサ						V-B
25			カテンソウ						V-B
26			イラクサ						V-B
27		ヤドリギ	マツグミ					NT	
28		タデ	サクラタデ						V-B
29			ナガバノウナギツカミ					EX	
30		ナデシコ	フシグロセンノウ					VU	
31			ワダソウ					EN	En-A
32		ヒユ	ヤナギイノコズチ					NT	Ex-A
33		フサザクラ	フサザクラ						R
34		キンポウゲ	イチリンソウ						En-B
35			アズマイチゲ					NT	En-A
36			オキナグサ					VU	EN
37	ウマノアシガタ								V-B
38	メギ	イカリソウ						En-B	
39	ツツラフジ	ツツラフジ						R	
40	スイレン	ヒツジグサ					EX		
41	ドクダミ	ハンゲショウ						V-B	
42	オトギリソウ	ミズオトギリ					EN		
43	ケシ	ヤマエンゴサク					NT	En-A	
44		ヤマブキソウ					VU		
45	アブラナ	マルバコンロンソウ						En-A	
46	ベンケイソウ	メノマンネングサ					EN		

表 3.2-28 (2) 文献その他の資料による注目すべき植物種

No.	分類群	科名	種名	選定基準及びランク				
				①	②	③	④	⑥
47	被子植物	ユキノシタ	ノリウツギ					Ex-A
48	双子葉植物		タコノアシ			NT		V-B
49	離弁花植物	バラ	ヒロハノカワラサイコ			VU	VU	En-A
50			マメザクラ					En-A
51			ヤブザクラ			EN	EN	En-A
52		マメ	ホドイモ					V-B
53			レンリソウ				EN	Ex-A
54			イヌハギ			VU	VU	Ex-A
55			マキエハギ					V-B
56		フウロソウ	タチフウロ				EN	En-A
57		アワブキ	アワブキ					V-B
58		ツリフネソウ	キツリフネ					V-B
59		クロウメモドキ	クロツバラ				CR	En-A
60		ブドウ	サンカクヅル					En-B
61		スマレ	ヒカゲスマレ				NT	En-A
62		ミソハギ	ミズキカシグサ					EX
63			ミズマツバ			VU	NT	En-B
64		アカバナ	オオアカバナ					CR
65			ウスゲチョウジタデ			NT		
66		アリノトウグサ	アリノトウグサ					En-A
67		セリ	アシタバ					En-A
68			ホタルサイコ				CR	Ex-A
69			セントウソウ					V-B
70	セリモドキ					CR	En-A	
71	ムカゴニンジン					CR		
72	被子植物	イチヤクソウ	シヤクジョウソウ					En-A
73	双子葉植物		ギンリョウソウ					V-B
74	合弁花植物		イチヤクソウ					V-B
75	ツツジ	ヤマツツジ					V-B	
76		ナツハゼ				NT	En-A	
77	サクラソウ	ノジトラノオ			VU	CR	En-A	
78		ヌマトラノオ				VU		
79		クサレダマ				VU		
80	リンドウ	リンドウ					V-B	
81		コケリンドウ				VU		
82	ガガイモ	スズサイコ			NT	VU	En-A	
83	アカネ	キヌタソウ					V-A	
84		ヤブムグラ			VU	VU	V-B	
85		ホソバノヨツバムグラ				VU	Ex-A	
86	ムラサキ	ヤマルリソウ					En-B	
87		ルリソウ				CR	En-B	
88	シソ	カイジンドウ			VU	EX	Ex-A	
89		ジュウニヒトエ					V-B	
90		ツルカコソウ			VU	CR	Ex-A	
91		キセワタ			VU	CR	Ex-A	
92		ミゾコウジュ			NT		V-B	
93		ヒメナミキ				VU	Ex-A	
94		ナス	イガホオズキ					En-A
95	オオバコ	サワトウガラシ				VU		
96	ゴマノハグサ	シソクサ				VU	En-A	
97		キクモ				NT		
98		シオガマギク				VU		
99		ヒメトラノオ				CR	Ex-A	

表 3.2-28 (3) 文献その他の資料による注目すべき植物種

No.	分類群	科名	種名	選定基準及びランク					
				①	②	③	④	⑥	
100	被子植物	ゴマノハグサ	ゴマノハグサ			VU	EN	Ex-A	
101	双子葉植物		ヒキヨモギ				VU		
102	合弁花植物	レンプクソウ	レンプクソウ					Ex-A	
103		オミナエシ	オミナエシ					En-B	
104		スイカズラ	マツムシソウ				EN		
105		キキョウ	ソバナ					En-A	
106			サワギキョウ				EN		
107			キキョウ			VU	EN	Ex-A	
108		キク	ノブキ					Ex-A	
109			ヤマハハコ				VU		
110			カワラハハコ				VU		
111			ヒメシオン				EN	Ex-A	
112			サワシロギク				EN	Ex-A	
113			タウコギ					En-B	
114			モミジガサ					V-B	
115			コウモリソウ				VU		
116			ヒレアザミ				VU		
117			コヤブタバコ					V-B	
118			タカアザミ				EN	En-A	
119			サワヒヨドリ				EN	V-B	
120			アキノハハコグサ			EN	CR	En-A	
121			オグルマ					NT	
122			カセンソウ					VU	En-A
123			ノニガナ					NT	En-A
124			センボンヤリ						V-B
125			ミヤコアザミ					VU	
126			タカオヒゴタイ					VU	
127			キクアザミ					EN	
128			オカオグルマ					EN	
129		ハチジョウナ					VU		
130		ハバヤマボクチ					EN		
131		オナモミ					EN		
132	単子葉植物	オモダカ	トウゴクヘラオモダカ			VU	CR	En-B	
133			マルバオモダカ				EX		
134		ヒルムシロ	ササバモ				NT	En-A	
135			アイノコイトモ					En-B	
136			ヤナギモ					En-B	
137			リュウノヒゲモ				NT	VU	En-A
138			カワツルモ				NT		Ex-A
139			トチカガミ	サガミトリゲモ				NT	
140		ユリ	キジカクシ				VU		
141			カタクリ				VU		
142			コバギボウシ						En-B
143			ヤマアマドコロ					NT	
144			ユキザサ					NT	Ex-A
145			アマナ					NT	En-B
146		シュロソウ	シュロソウ				VU		
147		アヤメ	ヒオウギ				VU		
148			ノハナショウブ				EN	Ex-A	
149			アヤメ					EX	
150		ホシクサ	イトイヌノヒゲ				EN		
151			イヌノヒゲ					CR	
152			ヒロハノイヌノヒゲ					NT	

表 3.2-28 (4) 文献その他の資料による注目すべき植物種

No.	分類群	科名	種名	選定基準及びランク					
				①	②	③	④	⑥	
153	単子葉植物	イネ	ハネガヤ				EN	En-A	
154			ミズタカモジグサ					En-B	
155			ヤマアワ					V-B	
156			キタメヒシバ				NT		
157			スズメガヤ				VU		
158			カモノハシ				EN		
159			ミノボロ				CR	En-A	
160			キダチノネズミガヤ				VU	En-A	
161			ヨコハマダケ				EN		
162			ヤマミゾイチゴツナギ					V-A	
163			イヌアワ					V-B	
164			ミクリ	ヒメミクリ				CR	
165			カヤツリグサ	エナシヒゴクサ					En-A
166	マツバスゲ					VU	En-B		
167	ピロードスゲ						En-A		
168	オオタマツリスゲ					CR			
169	クジュウツリスゲ					CR			
170	ヌカスゲ						V-A		
171	オタルスゲ					VU			
172	クサスゲ					VU			
173	センダイスゲ					VU	En-A		
174	タガネソウ						V-B		
175	ツルナシコアゼガヤツリ					VU			
176	ハリイ					VU			
177	クログワイ						V-B		
178	シカクイ					NT			
179	クロテンツキ						V-B		
180	アゼテンツキ				VU				
181	メアゼテンツキ				VU				
182	コマツカサススキ				EN	En-A			
183	シズイ				EX				
184	タタラカンガレイ				CR				
185	コシンジュガヤ				EN				
186	ラン	エビネ			NT	NT	V-B		
187		キンラン			VU	NT			
188		サガミラン				NT			
189		クマガイソウ			VU	VU	En-B		
計		63 科	189 種	0 種	0 種	25 種	126 種	120 種	

注 1 : 種名及び配列は原則として、「植物目録」(環境庁 昭和 63 年 1 月) に準拠しました。

注 2 : 選定基準は表 3.2-27 (p. 3-80~82) 参照。



イ. 注目すべき植物群落等

注目すべき植物群落等としては、表 3.2-27 に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上または希少性の観点から、天然記念物に指定されている樹木並びに注目すべき植物群落を選定し、それぞれ表 3.2-29、表 3.2-30 に示し、位置を図 3.2-33 に示しました。

なお、表 3.2-27 に示す「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 18 年 7 月）、「第 2 回自然環境保全基礎調査動植物分布図」（環境庁 昭和 56 年度）、「第 3 回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書全国版」（環境庁 昭和 63 年度）、「第 5 回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」（環境庁 平成 12 年 3 月）、「植物群落レッドデータ・ブック」（NACS-J, WWF Japan 平成 8 年 4 月）に掲載の植物群落については、調査区域内で確認されませんでした。

調査区域には表 3.2-29 のとおり、横浜市指定の天然記念物である日枝社のケヤキ、大和市指定の天然記念物であるハルニレ（なんじゃもんじゃの木）が確認されています。

注目すべき植物群落として、植生自然度 10 及び 9 に該当する植生についても抽出しました。1/2.5 万植生図の統一凡例に対応する植生自然度は表 3.2-30 のとおりです。

調査区域には、植生自然度 10 に該当する植生はなく、植生自然度 9 に該当する植生として、シラカシ群集が確認されています。

対象事業実施区域内には、注目すべき植物群落等は確認されませんでした。

表 3.2-29 天然記念物

名称	選定基準及び区分
	①
日枝社のケヤキ	横浜市指定天然記念物
ハルニレ（なんじゃもんじゃの木）	大和市指定天然記念物

注 1：選定基準は表 3.2-27 (p. 3-80~82) 参照。

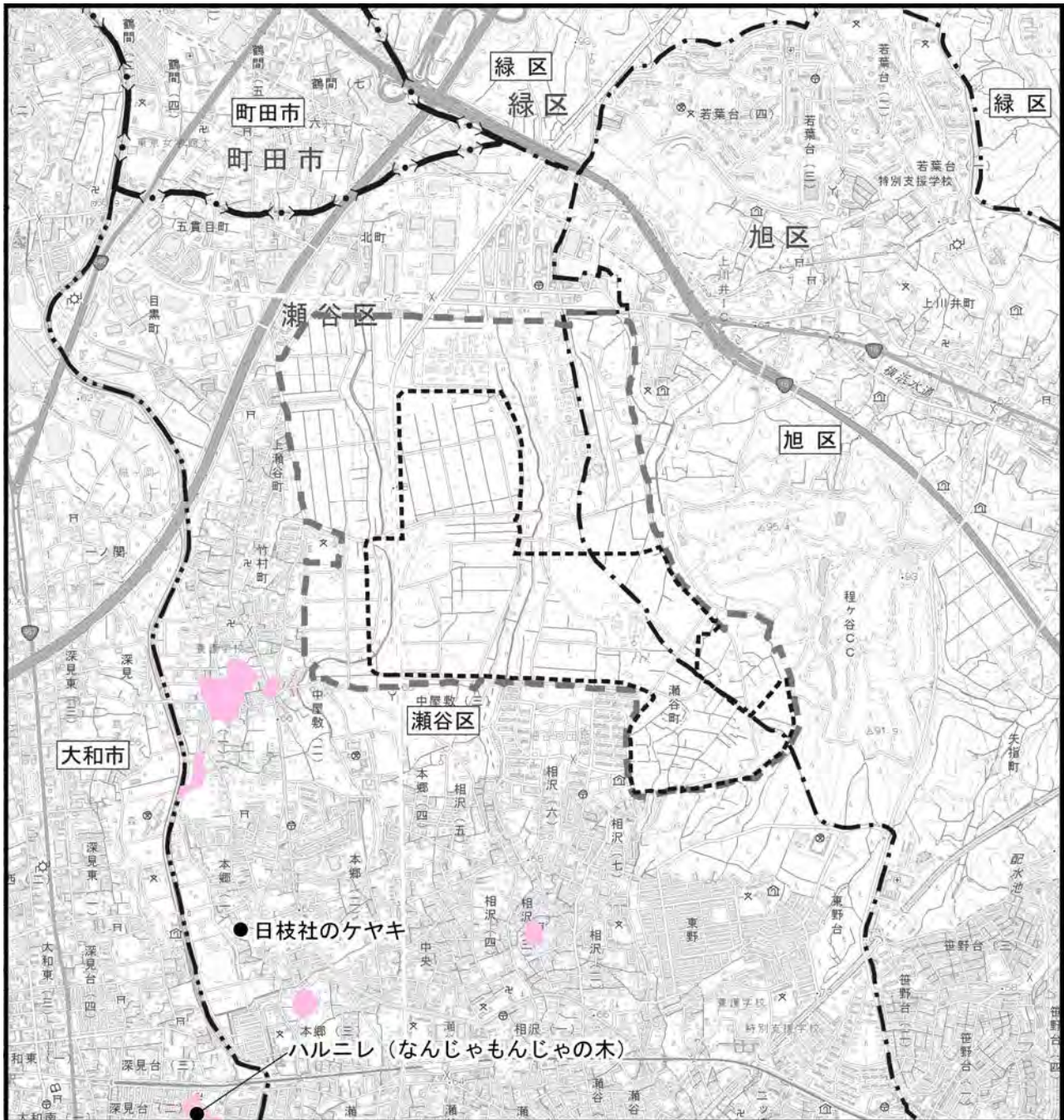
資料：「横浜市行政地図情報提供システム（文化財ハマ Site）」（横浜市ホームページ 令和 5 年 8 月閲覧）  
「大和市の指定文化財一覧」（大和市ホームページ 令和 5 年 8 月閲覧）

表 3.2-30 注目すべき植物群落

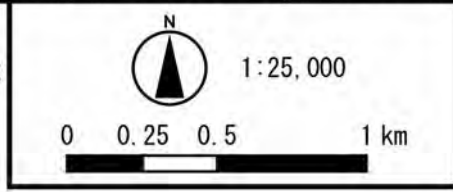
植生区分	1/2.5 万植生図統一凡例	選定基準及び区分
		⑨
ヤブツバキクラス域 自然植生	シラカシ群集	植生 自然度 9

注 1：選定基準は表 3.2-27 (p. 3-80~82) 参照。

資料：「第 6 回～第 7 回自然環境保全基礎調査」（環境省自然環境局生物多様性センターホームページ 令和 5 年 8 月閲覧）



- 凡 例**
- 対象事業実施区域
  - 土地区画整理事業実施区域
  - 都県界
  - 市界
  - 区界
  - 天然記念物
  - 自然植生  
植生自然度9



資料：「横浜市行政地図情報提供システム（文化財ハマ Site）」（横浜市ホームページ 令和5年8月閲覧）  
「大和市の指定文化財一覧」（大和市ホームページ 令和5年8月閲覧）  
「第6回～第7回自然環境保全基礎調査」（環境省自然環境局生物多様性センターホームページ 令和5年8月閲覧）

図 3.2-33 注目すべき植物群落等

ウ. 巨樹・巨木林等

調査区域における巨樹・巨木林及び名木古木は、表 3.2-31 及び図 3.2-34 に示すとおりです。調査区域には、自然環境保全基礎調査（環境省）により選定された「巨樹・巨木林」が 1 本指定されています。また、「かながわ名木 100 選」により選定された「名木」が 2 本、横浜市の「名木古木保存事業」により指定された「名木古木」（情報公開されている樹木に限る）が 12 件存在しています。なお、巨樹・巨木林等には選定されていませんが、対象事業実施区域内には大径木が分布しています。

表 3.2-31 巨樹・巨木林及び名木古木等

【巨樹・巨木林（環境省実施 第 6 回巨樹・巨木林調査）】

行政区分	No.	樹種	推定年齢 (年)	樹幹 (cm)	樹高 (m)	枝張 (m)	株立 (本)
瀬谷区	1	ケヤキ	—	540	35	—	—

【名木（かながわの名木 100 選）】

行政区分	No.	名称	推定年齢 (年)	幹周 (cm)	樹高 (m)	枝下高 (m)
瀬谷区	2	日枝神社のケヤキ	320	628	37.7	11.5
大和市	3	深見神社のハルニレ	420	431	33.0	13.5

【名木古木（横浜市指定）】

行政区分	No.	所在地	樹種	樹齢 (年)	備考
瀬谷区	4	本郷三丁目 36-6	カヤ	460	
	5	本郷三丁目 36-6	タラヨウ	360	
	6	相沢三丁目 24-1	ケヤキ	300	
	7	相沢三丁目 24-1	ケヤキ	300	
	8	中屋敷一丁目 6-2	ケヤキ	234	
	9	中屋敷一丁目 3-2	ケヤキ	230	
	10	竹村町 1-14	イチョウ	150	
	11	竹村町 1-14	タブノキ	300	
旭区	12	竹村町 1-14	シダレザクラ	70	
	13	上川井町 112	ヤブツバキ	240	群指定：群 16 本
	14	上川井町 147-1	カヤ	300	
	15	上川井町 846	ケヤキ	340	

注 1：表中の No. は図 3.2-34 に対応しています。

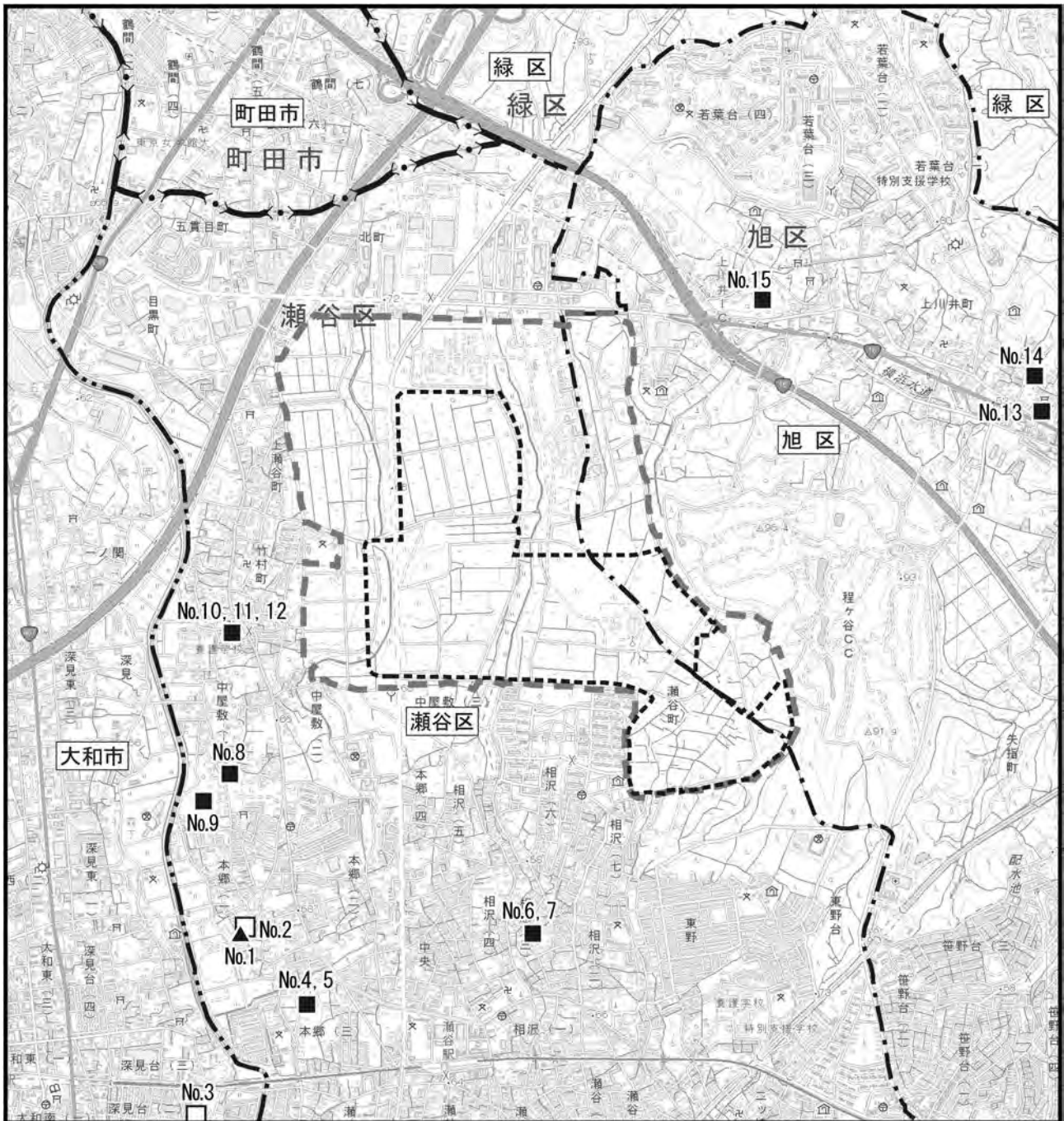
注 2：巨樹・巨木林については、「第 6 回自然環境保全基礎調査」（環境省自然環境局生物多様性センターホームページ 令和 4 年 11 月閲覧）に記録のあるものとしました。

注 3：町田市では、「町田市保護樹木」が指定されていますが、調査区域内には存在していません。

資料：「第 6 回自然環境保全基礎調査」（環境省自然環境局生物多様性センターホームページ 令和 5 年 8 月閲覧）  
「かながわ名木 100 選樹木所在地一覧表」（一般社団法人日本樹木医会神奈川県支部ホームページ 令和 5 年 8 月閲覧）

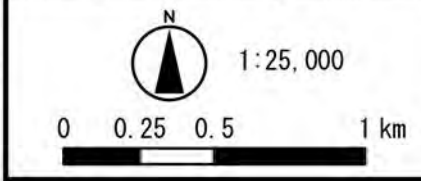
「名木古木指定樹木一覧」（横浜市環境創造局 令和 4 年 9 月 1 日現在 令和 5 年 8 月閲覧）

町田市都市づくり部公園緑地課へのヒアリング（令和 3 年 4 月実施）



凡例

- 対象事業実施区域
    土地区画整理事業実施区域
- 都県界
  市界
  区界
- ▲ 巨樹・巨木林（環境省実施 第6回巨樹・巨木林調査）
- 名木（かながわの名木100選）
- 名木古木（横浜市指定）



資料：「名木古木指定樹木一覧」（横浜市環境創造局 令和4年9月1日現在 令和5年8月閲覧）  
 「かながわの名木100選樹木所在地一覧表」（一般社団法人日本樹木医会神奈川県支部ホームページ 令和5年8月閲覧）  
 「第6回自然環境保全基礎調査」（環境省自然環境局生物多様性センターホームページ 令和5年8月閲覧）  
 町田市都市づくり部公園緑地課へのヒアリング（令和3年4月実施）

図 3.2-34 巨樹・巨木林及び名木古木等

### (3) 生態系の状況

#### ① 環境類型区分

調査区域における環境類型区分の概要は表 3.2-32、その分布状況は図 3.2-35 のとおりです。

調査区域の植生は、樹林（自然植生）、樹林（代償植生）、草地（代償植生）、植林地・耕作地植生、市街地等、水域の6つの環境類型区分に分類されます。

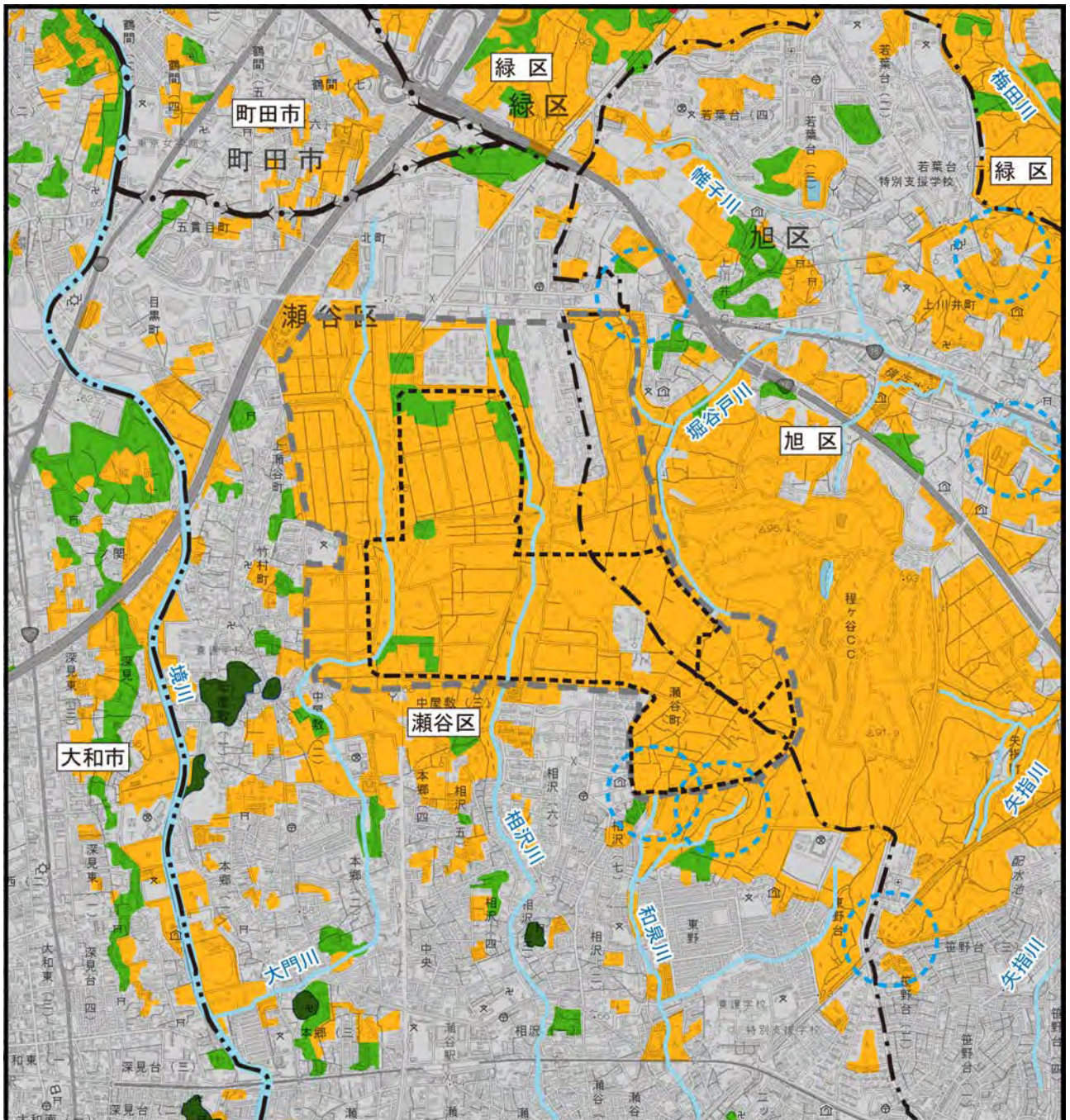
対象事業実施区域の環境類型区分は主に植林地・耕作地植生となっています。

また、前掲図 3.2-5 (p.3-19) に示すとおり、調査区域及び対象事業実施区域には水域として河川及び湧水が存在します。

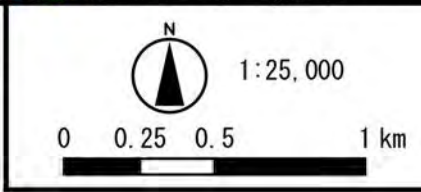
表 3.2-32 環境類型区分の概要

類型区分	主な地形	植生区分等
樹林（自然植生）	段丘	シラカシ群集
樹林（代償植生）	山地、段丘、低地	クヌギ・コナラ群集、低木群落、コナラ群落（VII）、シラカシ屋敷林
草地（代償植生）	山地	チガヤーススキ群落
植林地・耕作地植生	山地、段丘、低地	スギ・ヒノキ・サワラ植林、路傍・空地雑草群落、畑雑草群落、果樹園、牧草地、ゴルフ場・芝地、竹林、常緑果樹園、水田雑草群落
市街地等	段丘、低地	市街地、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等、緑の多い住宅地、工場地帯、造成地
水域	水系	開放水域、河川、湧水

注1：植生区分は現存植生図（図 3.2-31 (p.3-78) 参照）によります。



- 凡 例**
- 対象事業実施区域
  - 土地区画整理事業実施区域
  - 都県界
  - 市界
  - 区界
  - 樹林（自然植生）
  - 樹林（代償植生）
  - 草地（代償植生）
  - 植林地・耕作地植生
  - 市街地等
  - 水域
  - 湧水



資料：「第6回～第7回自然環境保全基礎調査」（環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和5年8月閲覧）  
 「横浜市 河川図」（横浜市 平成23年3月）  
 「境川水系河川整備計画」（神奈川県 平成27年4月）  
 「横浜市内の湧水特性」（加藤良明、下村光一郎、飯塚貞男 2008年）

図 3.2-35 環境類型区分

## ② 生態系の概要

地域の生態系（動植物群）を総合的に把握するため、文献その他の資料により確認された対象事業実施区域周辺の環境類型、植生及び生物種から、生物とその生息環境の関わり、また、生物相互の関係について代表的な植生及び生物種を選定し、食物連鎖模式図として図 3.2-36 に概要を整理しました。

対象事業実施区域周辺において、対象事業実施区域の東側にある山地の地形には主に植林地・耕作地植生が分布し、スギ・ヒノキ・サワラ植林、ゴルフ場・芝地が広がっています。対象事業実施区域周辺の段丘・低地の地形では、主に市街地等や畑雑草群落、ゴルフ場・芝地、緑の多い住宅地等が広がり、シラカシ群集、クヌギーコナラ群落、低木群落等の樹林が点在しており、河川等の開放水域、河川に沿って水田雑草群落もあります。

これらのことから、調査区域の生態系は、樹林環境（樹林（自然植生）、樹林（代償植生）、植林地・耕作地植生）と草地環境（草地（代償植生）、植林地・耕作地植生）を基盤に成立しているものと考えられます（前掲図 3.2-35 参照）。

陸生の生態系では、スギ・ヒノキ・サワラ植林、クヌギーコナラ群集、シラカシ群集、畑雑草群落、牧草地等に生育する植物を生産者として、第一次消費者としてはカミキリムシ類やチョウ類、コオロギ類等の草食性の昆虫類や、タイワンリス、ネズミ類、ノウサギ等の草食性の哺乳類が、第二次消費者としてはトンボ類、クモ類等の肉食性昆虫類等が生息します。また、第三次消費者としてはカラ類、ヒバリ、キジ等の鳥類、カエル類等の両生類、トカゲ類等の爬虫類が、第四次消費者としてはヘビ類等の爬虫類、第五次消費者としてタヌキ、テン、イタチ等の雑食性または肉食性の哺乳類が生息すると考えられます。さらに、これらを餌とする最上位の消費者として、オオタカ、ハイタカ、ノスリ、ハヤブサ、フクロウ等の猛禽類が生息すると考えられます。

また、調査区域には河川等の開放水域及び湧水が存在しています。水域の生態系では、開放水域（河川）の植生を基盤とするオオカナダモ、ヒメガマ等の植物を生産者として、第一次消費者としてはタニシ等の草食性の貝類等が、第二次消費者としてはハグロトンボやテナガエビ等の肉食性昆虫類等やフナ、メダカ、ヨシノボリ類等の魚類が、第三次消費者としてはウグイ、ナマズ等の魚食性の魚類やシギ類、チドリ類等の鳥類が生息します。さらに、これらを餌とする猛禽類やアオサギ等の大型鳥類が飛来すると考えられます。

水域の中でも特に湧水では、一年を通して水温がほぼ一定である特殊な環境であり、特殊な生態系が形成されています。湧水内の藻類を生産者として、第一次消費者としてはユスリカ類等の草食性の底生動物等が、第二次消費者としてはヘイケボタル等の底生動物、第三次消費者としては雑食性のホトケドジョウ等の魚類が、第四次消費者としてはオニヤンマ等の肉食性の底生動物が生息します。さらに、これらを餌とするカワセミ等の鳥類が飛来すると考えられます。

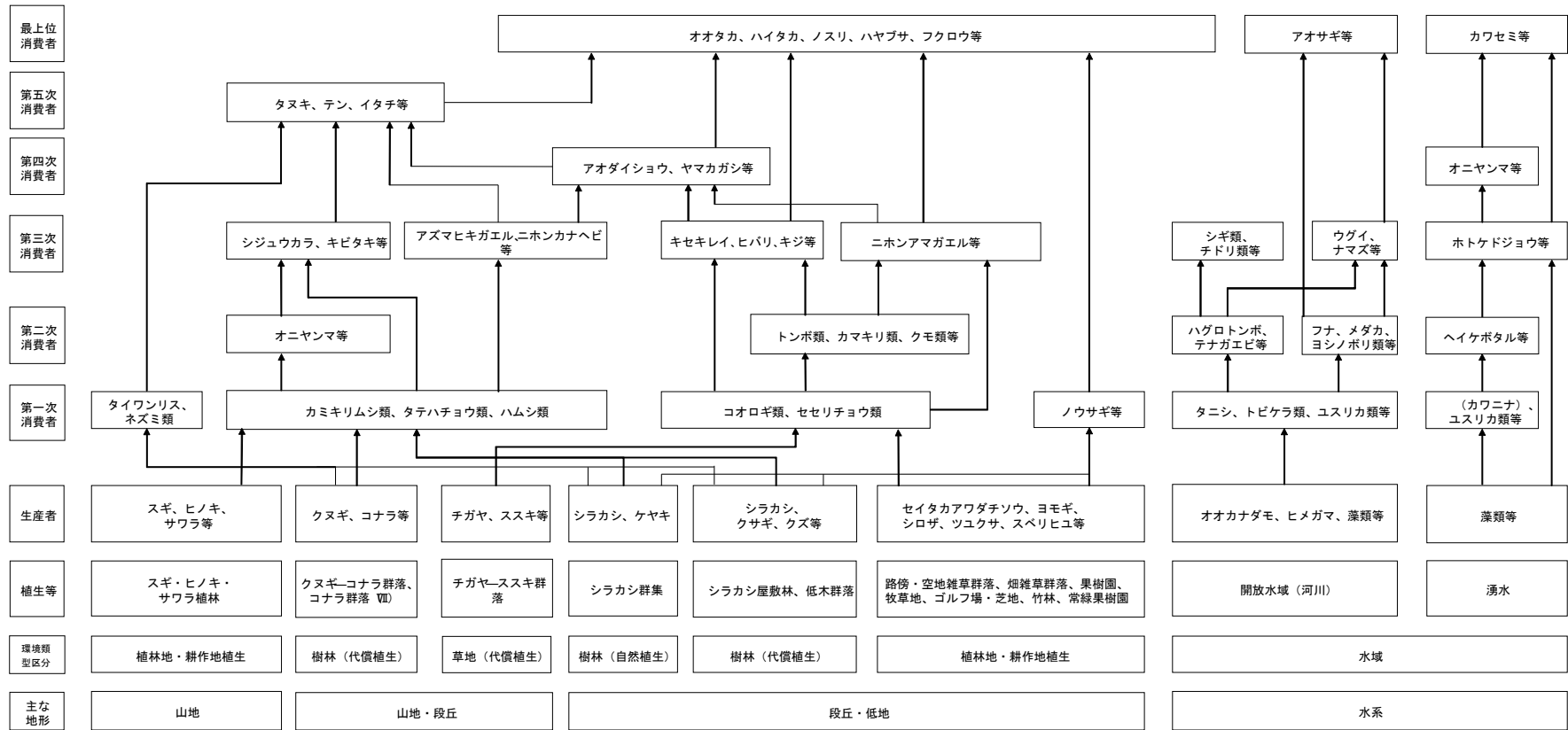


図 3.2-36 食物連鎖模式図



③ 重要な自然環境のまとまりの場

対象事業実施区域周辺の自然環境について、重要な自然環境のまとまりの場を 21 箇所抽出しました。抽出された重要な自然環境のまとまりの場は表 3.2-33 及び図 3.2-37 のとおりです。

表 3.2-33 重要な自然環境のまとまりの場等

No.	重要な自然環境のまとまりの場		抽出理由
1	自然植生	植生自然度 9 (シラカシ群集)	環境省植生図におけるシラカシ群集に該当する植生です。
2	特別緑地保全地区	追分特別緑地保全地区	「都市緑地法」(法律第 72 号昭和 48 年 9 月) 第 12 条第 1 項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域です。
3		上川井町大貫谷特別緑地保全地区	
4		上川井町堀谷特別緑地保全地区	
5		上川井町中田谷特別緑地保全地区	
6		上川井町堂谷特別緑地保全地区	
7		上川井町露木谷特別緑地保全地区	
8		川井本町特別緑地保全地区	
9		三保特別緑地保全地区	
10		本郷三丁目特別緑地保全地区	
11		生物多様性保全上重要な里地里山	
12	ホタル生息確認地域		1983 年に横浜市公害研究所(現環境科学研究所)で行ったホタル分布調査に基づき、その後生息が確認された地域です。
13	トンボ池等主なエコアップスポット (点のビオトープ)		「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」(横浜市環境保全局環境影響審査課平成 13 年 3 月改定)において示されている横浜市内で把握している主なエコアップスポット(トンボ池や生き物サンクチュアリ等、生物の生息に配慮して整備したり改修した池・遊水地・せせらぎ等の小規模なビオトープ)です。
14	湧水	瀬谷市民の森 1 (瀬谷区瀬谷町)	「横浜の河川紹介(和泉川)」(横浜市ホームページ)及び「横浜市内の湧水特性」(加藤良明、下村光一郎、飯塚貞男 2008 年)において示されている調査区域内の湧水の分布状況です。
15		瀬谷市民の森 2 (瀬谷区瀬谷町)	
16		— (旭区上川井町 2053 付近)	
17		— (旭区上川井町)	
18		— (旭区川井本町)	
19		— (旭区笹野台)	
20	緑の 10 大拠点	川井・矢指・上瀬谷地区	「横浜市水と緑の基本計画」(横浜市環境創造局政策調整部政策課平成 28 年 6 月)において「緑の 10 大拠点」として位置づけられている、横浜市内を流れる河川の源・上流域、中流域の、まとまりのある樹林地や農地、湧水や水辺等多様な自然や里山景観が残されている、生き物の生育・生息環境としても重要である地域です。
21		三保・新治地区	

注 1：表中の No. は図 3.2-37 に対応しています。

資料：「都市緑化データベース」(国土交通省ホームページ 令和 5 年 8 月閲覧)

「第 6 回～第 7 回自然環境保全基礎調査」(環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和 5 年 8 月閲覧)

「生物多様性保全上重要な里地里山」(環境省ホームページ令和 5 年 8 月閲覧)

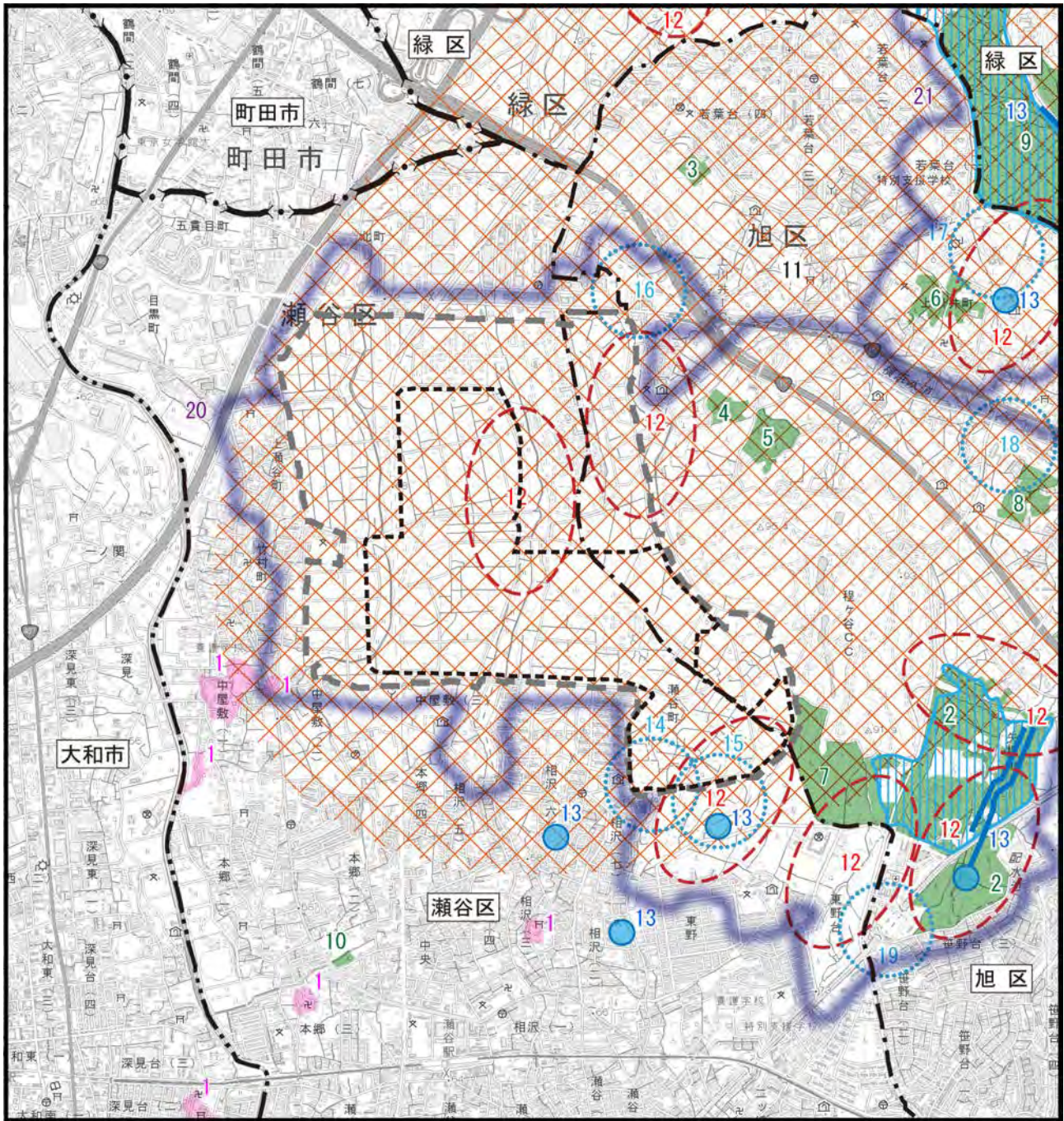
「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」(横浜市環境保全局環境影響審査課 平成 13 年 3 月改定)

「横浜の河川紹介(和泉川)」(横浜市ホームページ 令和 5 年 8 月閲覧)

「横浜市内の湧水特性」(加藤良明、下村光一郎、飯塚貞男 2008 年)

「横浜市水と緑の基本計画」(横浜市環境創造局政策調整部政策課 平成 28 年 6 月)

「特別緑地保全地区」指定一覧 令和 5 年 2 月 3 日現在 (横浜市ホームページ 令和 5 年 8 月閲覧)



凡 例

対象事業実施区域 土地区画整理事業実施区域

都県界 市界 区界

自然植生 植生自然度9 ホタル生息確認地域

特別緑地保全地区 トンボ池等主要エコアップ  
スポット (点のビオトープ)

生物多様性保全上重要な里地里山 湧水の位置

緑の10大拠点



1:25,000

0 0.25 0.5 1 km

資料:「横浜市行政地図情報提供システム(文化財ハマ Site)」(横浜市ホームページ 令和5年8月閲覧)、「大和市の指定文化財一覧」(大和市ホームページ 令和5年8月閲覧)、「第6回~第7回自然環境保全基礎調査」(環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和5年8月閲覧)、「生物多様性保全上重要な里地里山」(環境省ホームページ 令和5年8月閲覧)、「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」(横浜市環境保全局環境影響審査課 平成13年3月改定)、「横浜の河川紹介(和泉川)」(横浜市ホームページ 令和5年8月閲覧)、「横浜市内の湧水特性」(加藤良明、下村光一郎、飯塚貞男 平成20年3月)、「横浜市水と緑の基本計画(平成28年6月改定)」(横浜市ホームページ 令和5年8月閲覧)、横浜市建築局都市計画決定データ(地図情報レベル2500)より作成、「第153回横浜市都市計画審議会案件表」(横浜市ホームページ 令和5年8月閲覧)

図 3.2-37 重要な自然環境のまとまりの場等

### 3.2.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

#### (1) 景観

##### ① 対象事業実施区域及びその周辺の景観の概況

対象事業実施区域及びその周辺の景観の概況は図 3.2-38 に示すとおりです。

対象事業実施区域の標高は、おおむね約60m～80mの範囲にあり（前掲図3.2-15（p. 3-36）参照）、なだらかな傾斜をもつ緑豊かな丘陵地、農用地を中心としたのどかな景観となっています。また、春には、海軍道路沿いの桜並木などが良好な景観を形成しています（図 3.2-40（p. 3-103）参照）。

対象事業実施区域の南東部に近接する地区には、瀬谷市民の森、追分市民の森、矢指市民の森などの横浜市としては貴重な緑豊かな森林地域が広がっています。また、東側に近接する地区には、川井・矢指風致地区に指定された地域が広がっています（図 3.2-39（p. 3-101）参照）。同風致地区は、ゴルフ場、樹林地及び田畑が大半であり、屋敷林をもった良好な住宅地を含むすぐれた風致景観が残る区域で、南端部は良好な住宅地を形成しています。

一方、旧上瀬谷通信施設の北側に近接する地区は、準工業地域、工業地域、近隣商業地域などに指定されており、工場や幹線道路などによる人工的な景観となっています。また、西側や南側に隣接する地区は、住居系の用途地域や市街化調整区域となっています（図 3.3-5（p. 3-114）参照）。

##### ② 主要な眺望点の分布及び概況

対象事業実施区域からおおむね3kmの範囲には、展望台や峠の景観などの特筆すべき眺望点はありませんが、図 3.2-38 及び表 3.2-34 に示すような不特定多数の人が集まる要素を持った市民の森や公園などがあります。

##### ③ 景観資源の分布及び概況

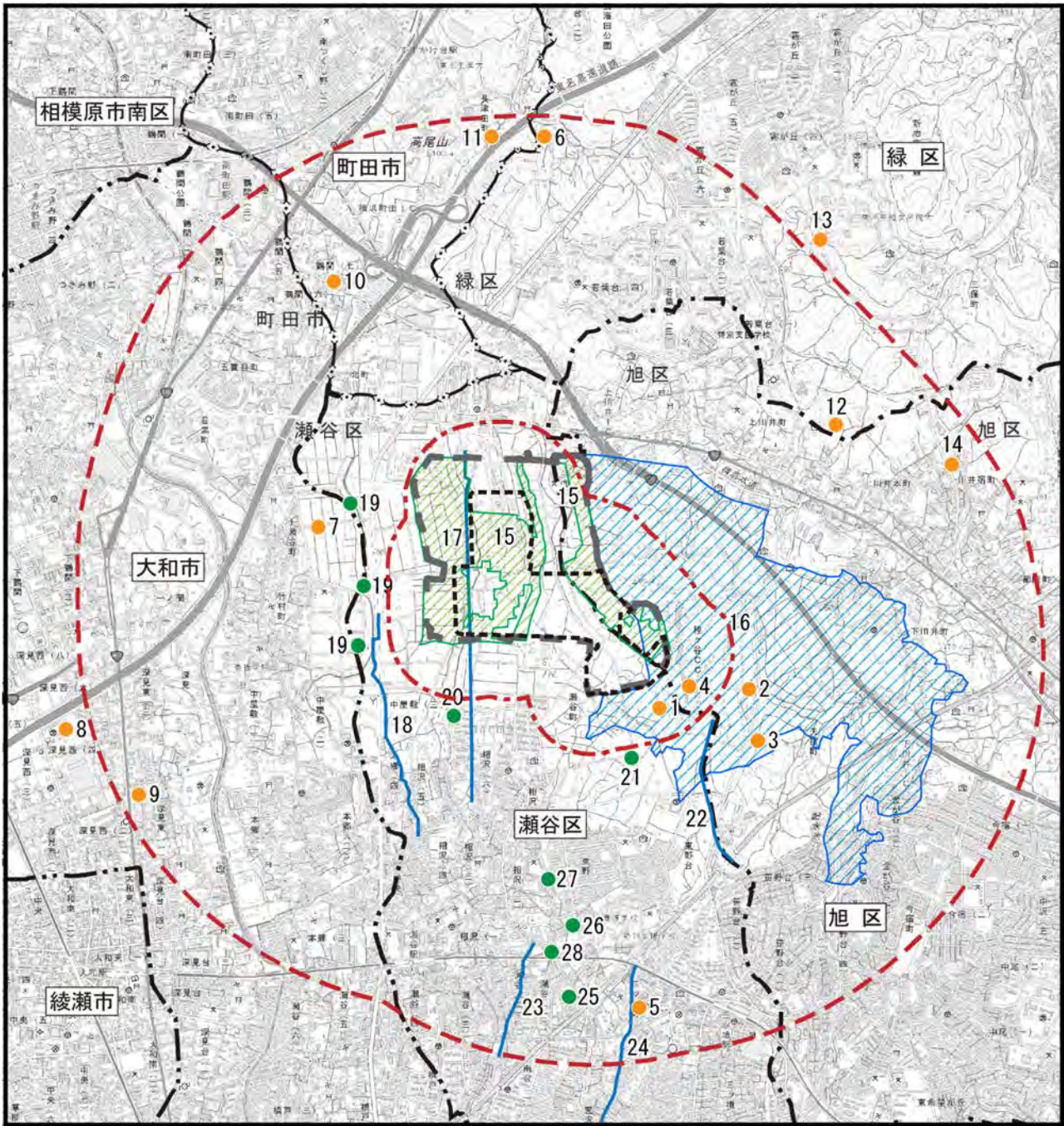
対象事業実施区域における景観資源は、海軍道路沿いの桜並木や、都市部としては貴重な農地景観があります。また、周辺（調査区域内）では、東側に隣接する川井・矢指風致地区の緑地などがあり、図 3.2-38 及び表 3.2-34 に示すとおりです。

一方、対象事業実施区域からは遠景となりますが、富士山や丹沢の山並みについても、重要な景観資源といえます。

##### ④ 主要な眺望景観の概況

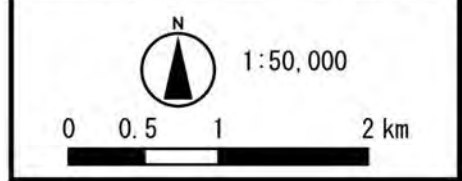
前述のように、対象事業実施区域及びその周辺は、なだらかな傾斜をもつ緑豊かな丘陵地、農用地を中心としたのどかな景観が中心となっており、住宅地や工場、高速道路などの人工的な景観も見られます。また、春には、海軍道路沿いの桜並木などが良好な景観を形成しています。

丹沢の山並みは対象事業実施区域においては西方向から西南西方向に眺望でき、富士山についてはその奥に、山頂部のごく一部が眺望できる状況です。



凡例

- 計画区域
  旧上瀬谷通信施設
- 都県界
  市界
  区界
- 調査範囲（計画区域から概ね3km圏）
- 近景域（計画区域から概ね500m圏）
- 主要な眺望点
- 主要な景観資源



注1：図中の番号は表 3.2-34 に示す No. と対応しています。  
 注2：図に示す情報の出典は表 3.2-34 と同様です。

図 3.2-38 主要な眺望点及び景観資源の状況

表 3.2-34 主要な眺望点及び景観資源（対象事業実施区域からおおむね3km圏）

区分	No.	名称	資料 <sup>注1</sup>
主要な眺望点 (人が集まる要素をもった地区)	1	瀬谷市民の森	①、②
	2	追分市民の森	②
	3	矢指市民の森	②
	4	上川井市民の森	②
	5	東山ふれあい樹林	①
	6	フィールドアスレチック横浜つくし野コース	③
	7	深見歴史の森（城山史跡公園）	④
	8	泉の森	⑤
	9	ふれあいの森	⑤
	10	鶴間公園	⑥
	11	つくし野セントラルパーク	⑥
	12	三保市民の森	⑦
	13	新治市民の森	⑦
	14	よこはま動物園ズーラシア	⑧
主要な景観資源	15	旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域	⑨
	16	川井・矢指風致地区の緑地	⑩
	17	海軍道路沿いの桜並木	①
	18	鎌倉古道沿いの桜並木	①
	19	境川沿いの桜並木	①
	20	瀬谷中央公園	①
	21	東野第一公園	①
	22	野境道路	①
	23	相沢川ウォーク	①
	24	東山・関ヶ原の水辺	①
	25	瀬谷第一公園	①
	26	瀬谷第二公園	①
	27	瀬谷第三公園	①
	28	南台公園	①
—	丹沢の山並み（遠景）	—	
—	富士山（遠景）	—	

注1：資料の番号は、下記の番号に対応しています。

注2：表中のNo. は図 3.2-38 に示す番号と対応しています。

資料：①「瀬谷の魅力情報発信サイト」（横浜市ホームページ 令和5年8月閲覧）

②「市民の森」指定一覧 横浜市」（横浜市ホームページ 令和5年8月閲覧）

③「フィールドアスレチック横浜つくし野コース」（フィールドアスレチック横浜つくし野コースホームページ 令和5年8月閲覧）

④「大和市内の保全緑地」（大和市ホームページ 令和5年8月閲覧）

⑤「大和市 観光・まつり」（大和市ホームページ 令和5年8月閲覧）

⑥「町田市 観光」（町田市ホームページ 令和5年8月閲覧）

⑦「緑区 観光」（横浜市ホームページ 令和5年8月閲覧）

⑧「旭区 区の紹介」（横浜市ホームページ 令和5年8月閲覧）

⑨「横浜市水と緑の基本計画（平成28年6月改定）」（横浜市ホームページ 令和5年8月閲覧）

⑩「横浜市風致地区一覧」（横浜市ホームページ 令和5年8月閲覧）

⑤ 法令等による指定状況

「景観法」(平成 16 年 6 月 法律第 110 号)に基づく「横浜市景観計画」(横浜市 令和 3 年 9 月)、「大和市景観計画」(大和市 平成 20 年 3 月)及び「町田市景観計画」(町田市 平成 21 年 12 月)によれば、横浜市、大和市及び町田市の全域を景観計画区域と定めており、調査区域は、景観計画区域となっています。

なお、対象事業実施区域から 3 km の範囲には、「景観法」(平成 16 年 6 月法律第 110 号)に基づく景観計画(景観推進地区)と、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」(平成 18 年 2 月横浜市条例第 2 号)に基づく都市景観協議地区の指定はありません。

また、調査区域には、「都市計画法」(昭和 43 年 6 月法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 7 号の規定により指定された風致地区があり、その指定の状況は、表 3.2-35 及び図 3.2-39 のとおりです。対象事業実施区域の南東の一部が、川井・矢指風致地区に指定されています。

表 3.2-35 風致地区指定状況

名称	面積 (ha)	地区の概要
川井・矢指風致地区 (第 3 種)	503	ゴルフ場を中心とし、樹林地及び田畑が大半を有し、屋敷林をもった良好な住宅地を含むすぐれた風致景観が残る区域で、南端部は良好な住宅地を形成しています。
新治・三保風致地区 (第 3 種)	590	市民の森を中心に市内有数の良好な自然環境が残されており、外周には若葉台、霧が丘等の良好な住宅地が形成される区域です。
新治・三保風致地区 (第 4 種)		

資料：「横浜市風致地区一覧」(横浜市ホームページ 令和 5 年 8 月閲覧)

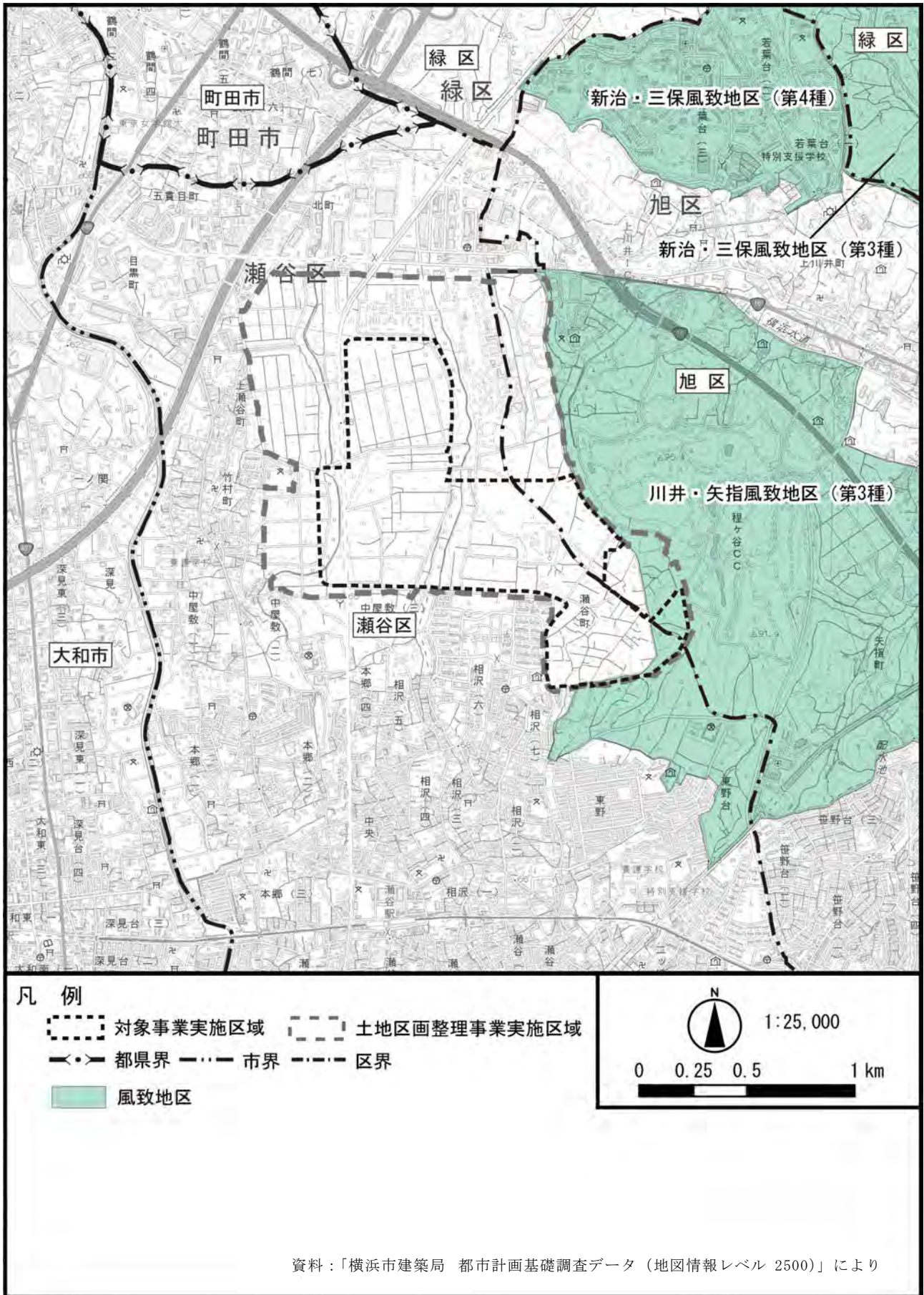


図 3.2-39 風致地区指定状況

## (2) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

### ① 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

調査区域の人と自然との触れ合いの活動の場は、表 3.2-36 及び図 3.2-40 に示すとおりです。

ハイキングコースとしては、対象事業実施区域南西方向の鎌倉古道・上道（かみつみち）の相鉄本線瀬谷駅北側ルート沿いに「鎌倉古道 北コース」、対象事業実施区域南東方向の相鉄本線瀬谷駅から瀬谷市民の森をとおり、相鉄本線三ツ境駅までのルート沿いに「武相国境・緑の森コース」が存在します。また、森林浴や昆虫、植物、野鳥観察などができ、子どもも大人も楽しめる森林公園である瀬谷市民の森（19.1ha）が対象事業実施区域の南東側に存在します。

対象事業実施区域の中央を通る海軍道路をはじめ、瀬谷中央公園、瀬谷本郷公園、東野第一公園、野境道路は、桜の見どころスポットとなっています。

なお、市民の森については、「横浜市緑の環境をつくり育てる条例」及び「横浜市市民の森設置事業実施要綱」に基づいて指定され、「横浜みどりアップ計画（2019～2023）」（横浜市環境創造局政策調整部政策課 平成 30 年 11 月）に基づき、横浜市の緑化政策の一環として整備されているものです。

表 3.2-36 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

施設等名称		法令等による指定状況	資料 <sup>注1</sup>
瀬谷区	瀬谷市民の森	横浜市緑の環境をつくり育てる条例に基づく市民の森	①、②
	海軍道路の桜並木	—	③
	瀬谷中央公園	都市公園（近隣公園）	①
	瀬谷本郷公園	都市公園（地区公園）	①
	東野第一公園	都市公園（街区公園）	①
	鎌倉古道 北コース	—	①
	鎌倉古道 南コース	—	①
	野境道路	—	①
	武相国境・緑の森コース	—	①
旭区	追分市民の森	横浜市緑の環境をつくり育てる条例に基づく市民の森／一部が都市緑地法に基づく特別緑地保全地区	②、⑥
	矢指市民の森		②、⑥
	上川井市民の森		②、⑥
大和市	深見歴史の森（城山史跡公園）	大和市緑化の推進、緑の保全等に関する条例に基づく保全緑地	④
町田市	鶴間公園	都市公園（運動公園）	⑤

注1：資料の番号は、下記の番号に対応しています。

- 資料：①「瀬谷の魅力情報発信サイト」（横浜市ホームページ 令和5年8月閲覧）  
 ②「市民の森」指定一覧 横浜市（横浜市ホームページ 令和5年8月閲覧）  
 ③「瀬谷ふるさと歴史さんぽ道ガイドマップ」（瀬谷区ホームページ 令和5年8月閲覧）  
 ④「伝えたい残したいやまとの景観」（大和市ホームページ 令和5年8月閲覧）  
 ⑤「町田市 観光」（町田市ホームページ 令和5年8月閲覧）  
 ⑥「特別緑地保全地区」指定一覧（横浜市ホームページ 令和5年8月閲覧）



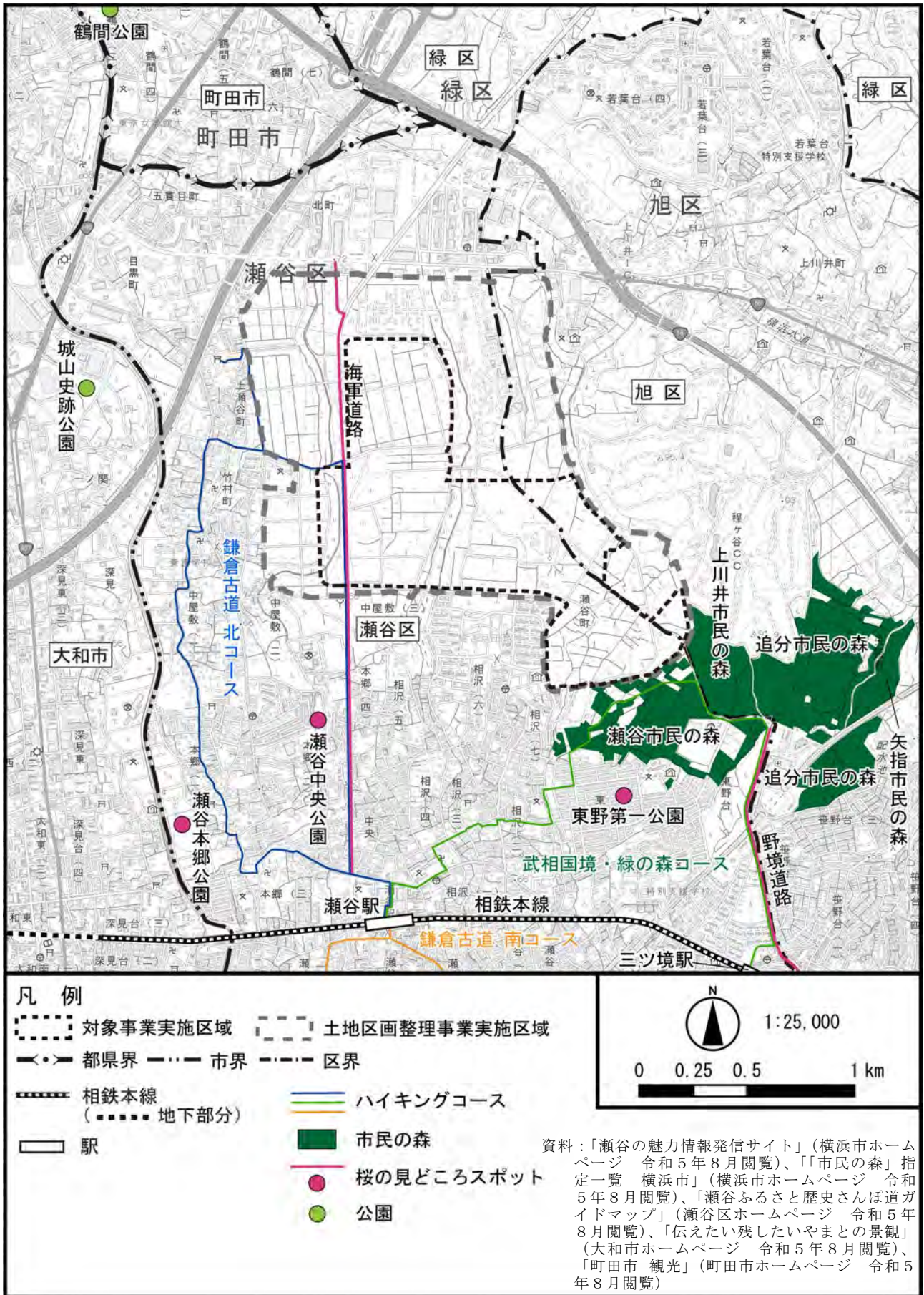


図 3.2-40 人と自然との触れ合いの活動の場の分布状況

## ② 法令等による指定状況

対象事業実施区域及びその周辺には、「自然公園法」（昭和 32 年 6 月法律第 161 号）に基づく自然公園の指定区域や、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年 9 月条約第 7 号）に基づく世界遺産、文化庁により日本遺産に認定された地区はありませんが、特別緑地保全地区（前掲図 3.2-37（p. 3-96）参照）や桜の名所とされる都市公園、各市条例に基づく市民の森などがあります（前掲図 3.2-40（p. 3-103）参照）。

## ③ 野外レクリエーション等に係る計画等

「神奈川県観光振興計画」（神奈川県 平成 31 年 3 月）には、対象事業実施区域及びその周辺に係る計画は明記されていません。

なお、横浜市では、観光振興計画を策定していませんが、本博覧会終了後の跡地において公園の整備が予定されています。

### 3.3 社会的状況

#### 3.3.1 人口及び産業の状況

##### (1) 人口の状況

調査対象地域における人口の状況は、表 3.3-1～表 3.3-2 に示すとおりです。

対象事業実施区域が位置する行政区分のうち、瀬谷区では人口は約 12.2 万人、世帯数は約 5.3 万世帯、一世帯当たりの人口は 2.28 人、人口密度は 7,085 人/km<sup>2</sup>、旭区では、人口は約 24.3 万人、世帯数は約 10.8 万世帯、一世帯当たりの人口は 2.25 人、人口密度は 7,441 人/km<sup>2</sup>となっています。

平成 30 年から令和 4 年の人口等の推移を見ると、横浜市全域では、人口、世帯数ともに増加傾向にあります。対象事業実施区域が位置する瀬谷区及び旭区の人口は徐々に減少、世帯数はわずかに増加している傾向にあります。

表 3.3-1 人口等の現況（令和 4 年・令和 5 年）

行政区分	面積 (km <sup>2</sup> )	世帯数 (世帯)	人口 (人)	1 世帯当たり 人員 (人)	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
横浜市全域	437.78	1,781,879	3,771,961	2.12	8,616
瀬谷区	17.17	53,349	121,652	2.28	7,085
旭区	32.73	107,739	242,572	2.25	7,411
緑区	25.51	80,801	182,755	2.26	7,164
大和市	27.09	115,150	243,270	2.11	8,980
町田市	71.55	202,985	430,385	2.12	6,015

注 1：横浜市は令和 4 年 10 月 1 日現在、大和市は令和 5 年 8 月 1 日現在、町田市は令和 4 年 1 月 1 日現在の値。

注 2：■は、対象事業実施区域のある行政区分。

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和 5 年 8 月閲覧）

「大和市の人口と世帯数」（大和市ホームページ 令和 5 年 8 月閲覧）

「町田市統計書 令和 4 年度発行」（町田市ホームページ 令和 5 年 8 月閲覧）

表 3.3-2 人口等の推移

行政区分		平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
横浜市全 域	人口 (人)	3,740,172	3,748,781	3,777,491	3,775,352	3,771,961
	世帯数 (世帯)	1,690,932	1,710,900	1,753,081	1,767,218	1,781,879
瀬谷区	人口 (人)	122,828	122,166	122,623	122,099	121,652
	世帯数 (世帯)	51,126	51,396	52,414	52,890	53,349
旭区	人口 (人)	245,747	245,169	245,174	243,564	242,572
	世帯数 (世帯)	105,219	106,092	107,049	107,254	107,739
緑区	人口 (人)	181,523	182,115	183,082	183,410	182,755
	世帯数 (世帯)	76,855	77,858	79,411	80,345	80,801
大和 市	人口 (人)	235,846	237,446	239,169	241,180	242,680
	世帯数 (世帯)	106,294	108,465	110,519	112,630	114,194
町田 市	人口 (人)	428,742	428,685	428,821	429,152	430,385
	世帯数 (世帯)	194,121	195,643	197,711	200,182	202,985

注 1：横浜市及び大和市は各年 10 月 1 日現在、町田市は各年 1 月 1 日現在の値。

注 2：■は、対象事業実施区域のある行政区分。

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和 5 年 8 月閲覧）

「大和市の人口と世帯数」（大和市ホームページ 令和 5 年 8 月閲覧）

「町田市統計書 令和 4 年度発行」（町田市ホームページ 令和 5 年 8 月閲覧）

(2) 産業

調査対象地域における産業大分類別事業所数及び従業者数は、表 3.3-3 に示すとおりです。

対象事業実施区域が位置する行政区分のうち、瀬谷区では事業所数、従業者数とも最も多いのは「卸売業、小売業」、旭区では事業所数が最も多いのは「卸売業、小売業」、従業者数が最も多いのは「医療、福祉」となっています。

また、農業、工業、商業の生産状況は、表 3.3-4～表 3.3-6 に示すとおりです。

表 3.3-3 産業大分類別事業所数及び従業者数

分類		横浜市全域			大和市	町田市	
		瀬谷区	旭区	緑区			
全産業（公務を除く）	事業所数	117,684	3,172	5,259	3,812	7,479	12,106
	従業者数	1,618,721	34,338	63,099	51,079	76,799	134,323
農業、林業	事業所数	176	8	8	10	7	28
	従業者数	1,641	50	43	478	40	198
漁業	事業所数	—	—	—	—	—	—
	従業者数	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	事業所数	—	—	—	—	—	—
	従業者数	—	—	—	—	—	—
建設業	事業所数	11,430	471	782	408	731	1,114
	従業者数	95,934	2,747	5,443	2,709	5,286	6,429
製造業	事業所数	6,013	143	217	202	456	452
	従業者数	124,462	2,040	2,426	4,707	11,324	7,866
電気・ガス・熱供給・水道業	事業所数	144	1	11	5	2	3
	従業者数	5,190	71	451	37	123	214
情報通信業	事業所数	2,570	30	40	53	74	205
	従業者数	73,329	124	153	305	818	2,204
運輸業、郵便業	事業所数	3,235	97	122	79	125	155
	従業者数	92,048	3,321	3,309	2,499	3,561	5,296
卸売業、小売業	事業所数	25,089	682	1,060	830	1,699	2,990
	従業者数	296,217	7,402	11,146	9,378	17,550	29,826
金融業、保険業	事業所数	1,701	29	50	51	94	204
	従業者数	32,813	334	804	710	1,433	3,626
不動産業、物品賃貸業	事業所数	11,449	290	386	309	849	928
	従業者数	53,596	1,226	1,559	1,207	2,601	5,303
学術研究、専門・技術サービス業	事業所数	7,563	111	221	188	290	692
	従業者数	84,545	558	1,070	1,797	1,376	3,561
宿泊業、飲食サービス業	事業所数	12,654	274	498	369	1,098	1,546
	従業者数	130,192	2,529	4,913	3,994	9,815	17,936
生活関連サービス業、娯楽業	事業所数	8,800	256	463	294	695	1,167
	従業者数	55,477	1,312	2,648	1,626	3,833	7,665
教育、学習支援業	事業所数	5,282	145	295	206	298	646
	従業者数	97,046	2,635	4,833	4,862	2,304	9,970
医療、福祉	事業所数	13,472	435	780	589	708	1,333
	従業者数	257,839	7,258	18,992	13,377	11,068	25,022
複合サービス事業	事業所数	378	14	23	11	18	43
	従業者数	5,068	131	554	116	176	858
サービス業(他に分類されないもの)	事業所数	7,396	177	288	200	335	600
	従業者数	169,126	1,877	3,419	2,380	5,491	8,349
公務(他に分類されるものを除く)	事業所数	332	9	15	8	—	—
	従業者数	44,198	723	1,336	897	—	—

注1：横浜市は令和3年6月1日現在。大和市、町田市は平成28年6月1日現在。

注2：■は、対象事業実施区域のある行政区分。

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和5年8月閲覧）

「大和市統計概要」（大和市ホームページ 令和5年8月閲覧）

「町田市統計書 令和4年度発行」（町田市ホームページ 令和5年8月閲覧）

表 3.3-4 農業の状況（令和2年）

行政区分	農家数（戸）			経営耕地面積（ha）
	総数	販売農家	自給的農家	総面積
横浜市	3,056	1,770	1,286	1,527
瀬谷区	181	138	43	143
旭区	238	110	128	84
緑区	1,296	182	1,114	174
大和市	300	146	154	120
町田市	659	279	380	186

注1：令和2年2月1日現在。

注2：■は、対象事業実施区域のある行政区分。

資料：「2020年農林業センサス」（農林水産業政策局総務部統計情報課 令和5年8月閲覧）

表 3.3-5 工業の状況

行政区分	事業所数	従事者数 （人）	製造品出荷額 （百万円）	付加価値額 （百万円）
横浜市	2,286	89,055	3,516,454	1,039,740
瀬谷区	54	1,537	36,486	14,802
旭区	71	1,756	49,053	18,978
緑区	89	3,599	81,714	40,127
大和市	186	8,755	283,986	71,469
町田市	145	5,734	86,412	4,319

注1：令和3年6月1日現在 町田市の付加価値額は令和2年6月1日現在

注2：■は、対象事業実施区域のある行政区分。

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和5年8月閲覧）

「大和市統計概要」（大和市ホームページ 令和5年8月閲覧）

「町田市統計書 令和4年度発行」（町田市ホームページ 令和5年8月閲覧）

表 3.3-6 商業の状況

行政区分	事業所数	従事者数 （人）	年間商品販売額 （百万円）	売場面積 （m <sup>2</sup> ）
横浜市	19,245	237,013	10,721,961	2,756,841
瀬谷区	541	6,259	199,835	73,402
旭区	822	9,512	216,137	139,635
緑区	642	7,894	272,569	114,243
大和市	1,315	14,198	432,117	248,907
町田市	2,261	23,941	660,155	400,822

注1：横浜市は令和3年6月1日現在、大和市及び町田市は平成28年6月1日現在の値。

注2：■は、対象事業実施区域のある行政区分。

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和5年8月閲覧）

「大和市統計概要」（大和市ホームページ 令和5年8月閲覧）

「町田市統計書 令和4年度発行」（町田市ホームページ 令和5年8月閲覧）

### 3.3.2 土地利用の状況

#### (1) 土地利用の状況

調査対象地域における地目別土地利用の現況は表 3.3-7 に、調査区域の土地利用現況図は図 3.3-1 に示すとおりです。

対象事業実施区域がある瀬谷区及び旭区では宅地が最も多く、面積は瀬谷区で 7.41km<sup>2</sup>、旭区で 13.74km<sup>2</sup>となっています。

対象事業実施区域内はそのほとんどがその他の農用地です。対象事業実施区域周辺の南側から西側にかけて主に低層建物、旧上瀬谷通信施設の北側は工場となっており、物流施設が集積しています。対象事業実施区域の南東側は森林及びゴルフ場となっています。

表 3.3-7 地目別土地利用の現況

単位：km<sup>2</sup>

地目	横浜市				大和市	町田市
	瀬谷区	旭区	緑区			
総面積	272.79	11.07	21.91	15.54	27.09	64.24
宅地	204.68	7.41	13.74	9.26	14.38	31.01
田	1.96	0.08	0.02	0.51	0.09	0.71
畑	25.95	2.12	2.60	2.53	1.82	5.42
山林	17.66	0.67	2.01	2.11	1.09	8.32
原野	0.06	—	0.00	0.01	—	—
池沼	0.02	—	0.00	0.01	—	—
雑種地	22.47	0.80	3.53	1.11	2.31	3.83
その他	—	—	—	—	7.40	14.95

注1：令和4年1月1日現在

注2：■は、対象事業実施区域のある行政区分。

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和5年8月閲覧）

「統計概要」（大和市ホームページ 令和5年8月閲覧）

「町田市統計書 令和4年度発行」（町田市ホームページ 令和5年8月閲覧）

#### (2) 土地利用規制の状況

##### ① 土地利用計画に基づく地域の指定状況

「国土利用計画法」（昭和49年6月法律第92号）に基づき定められた、土地利用基本計画の各地域は次のとおりです。

##### ア．都市地域

調査区域の都市地域は、図 3.3-2 に示すとおりであり、調査区域全体が都市地域となっています。

##### イ．農業地域

調査区域の農業地域は、図 3.3-3 に示すとおりであり、対象事業実施区域及びその周辺に農業地域が指定されています。

#### ウ. 森林地域

調査区域の森林地域は図 3.3-4 に示すとおりであり、対象事業実施区域内の一部が森林地域に指定されています。

#### エ. 自然公園地域

調査区域には自然公園地域はありません。

#### オ. 自然保全地域

調査区域には自然保全地域はありません。

### ② 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域等

調査区域における農業振興地域、農用地区域、農業専用地区については図 3.3-3 に示すとおりであり、対象事業実施区域の一部が農業振興地域又は農用地区域に指定されています。

また、横浜市は、表 3.3-8 に示す通り、農用地区域を中心としたまとまりのある農地がある地区を対象に、農業専用地区として指定しています。横浜市ホームページによると、調査区域には上瀬谷農業専用地区（92.0ha）、上川井農業専用地区（35.3ha）及び長津田台農業専用地区（25.7ha）が存在しています（令和 5 年 9 月閲覧）。対象事業実施区域の一部が、上瀬谷農業専用地区及び上川井農業専用地区に指定されています。

表 3.3-8 農業振興地域、農用地区域及び農業専用地区

項目	内容
農業振興地域	「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年 7 月法律第 58 号）に基づき、県知事が農業振興を図るべき地域として指定。
農用地区域	「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年 7 月法律第 58 号）に基づき、市町村が策定する農業振興地域整備計画のなかで、土地利用区分として、農用地として用いる区域として指定（横浜市では、約 1,000ha が農用地区域として指定）。
農業専用地区	農業振興地域における農用地区域（農用地利用計画により農地としての利用が定められた区域）を中心とした、まとまりのある農地がある地区（おおむね 10ha）を対象として横浜市が指定。

資料：「横浜市都市農業推進プラン 2019－2023」（横浜市環境創造局農政推進課 平成 30 年 11 月）

### ③ 森林法に基づく地域森林計画対象民有林

調査区域の森林地域は図 3.3-4 に示すとおりであり、対象事業実施区域の一部が森林地域及び地域森林計画対象民有林に指定されています。

④ 都市計画に基づく用途地域

調査対象地域における「都市計画法」（昭和43年6月法律第100号）に基づく都市計画区域及び用途地域の指定状況は表3.3-9、調査区域における用途地域は図3.3-5に示すとおりであり、対象事業実施区域の全域が市街化調整区域に指定されています。また、対象事業実施区域の周辺は、市街化調整区域、第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域に指定されています。

表 3.3-9 都市計画区域及び用途地域の状況

単位：km<sup>2</sup>

行政区分	横浜市全域				大和市	町田市		
	瀬谷区	旭区	緑区					
総面積	436.5	17.1	32.8	25.4	27.1	71.7		
市街化区域	337.4	11.9	20.6	15.2	20.1	54.8		
用途地域	住居系	第1種低層住居専用地域	137.0	6.7	11.1	7.5	7.1	36.1
		第2種低層住居専用地域	1.7	0.1	0.1	0.1	—	0.1
		第1種中高層住居専用地域	27.0	1.1	2.6	2.3	1.6	5.9
		第2種中高層住居専用地域	17.7	0.1	0.4	0.6	—	5.1
		第1種住居地域	46.2	1.2	3.5	2.0	5.4	0.3
		第2種住居地域	5.3	0.2	0.5	0.1	0.3	1.2
		準住居地域	14.9	0.8	0.8	1.4	0.4	2.0
	小計	249.8	10.2	19.0	14.0	14.8	50.7	
	商業系	近隣商業地域	14.3	0.5	0.4	0.4	1.0	1.3
		商業地域	19.3	0.1	0.1	0.2	0.5	0.7
小計		33.6	0.6	0.5	0.6	1.5	2.0	
工業系	準工業地域	18.4	0.2	1.2	0.3	3.2	3.7	
	工業地域	17.2	1.1	—	0.5	0.6	0.2	
	工業専用地域	18.3	—	—	—	—	—	
	小計	53.9	1.3	1.2	0.8	3.8	3.9	
市街化調整区域	98.9	5.3	12.2	10.2	7.0	16.8		

注1：横浜市：令和4年度末、町田市：令和3年度末現在、大和市：令和4年4月1日現在。

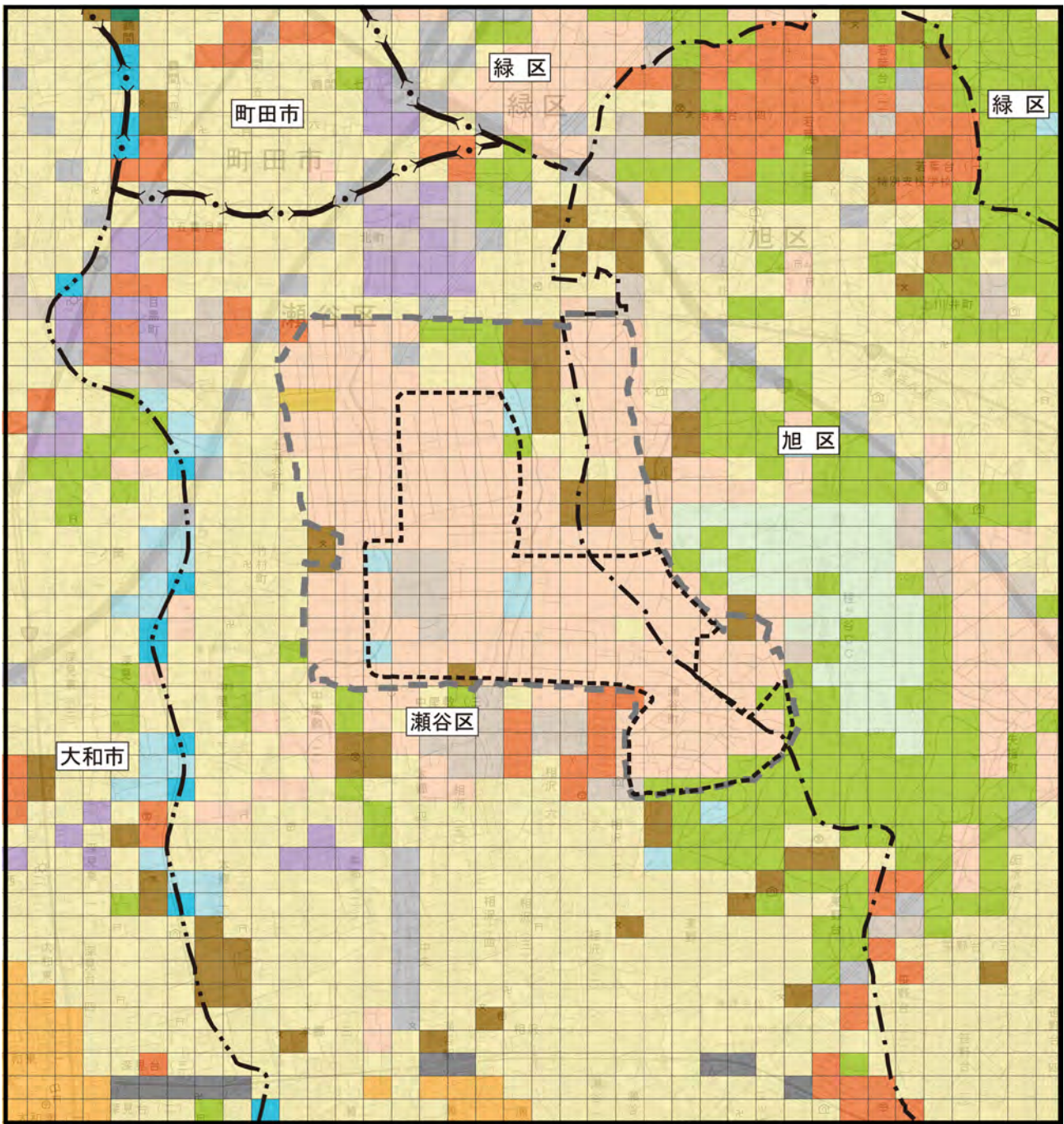
注2：■は、対象事業実施区域のある行政区分。

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和5年8月閲覧）

「統計概要」（大和市ホームページ 令和5年8月閲覧）

「町田市統計書 令和4年度発行」（町田市ホームページ 令和5年8月閲覧）

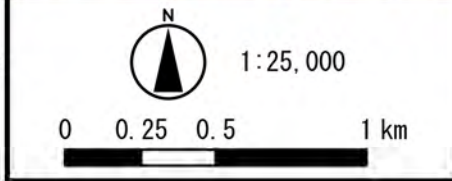




凡 例

   対象事業実施区域   
    土地区画整理事業実施区域  
   都県界   
   市界   
   区界

- |   |   |   |
|---|---|---|
| <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: #ADD8E6; border: 1px solid black;"></span> 田       | <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: #FFFACD; border: 1px solid black;"></span> 低層建物          | <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: #D2B48C; border: 1px solid black;"></span> 空地      |
| <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: #FFDAB9; border: 1px solid black;"></span> その他の農用地 | <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: #FF8C00; border: 1px solid black;"></span> 低層建物<br>(密集地) | <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: #008000; border: 1px solid black;"></span> 公園・緑地   |
| <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: #32CD32; border: 1px solid black;"></span> 森林      | <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: #A9A9A9; border: 1px solid black;"></span> 道路            | <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: #00CED1; border: 1px solid black;"></span> 河川地及び湖沼 |
| <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: #FFD700; border: 1px solid black;"></span> 荒地      | <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: #696969; border: 1px solid black;"></span> 鉄道            | <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: #90EE90; border: 1px solid black;"></span> ゴルフ場    |
| <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: #FF4500; border: 1px solid black;"></span> 高層建物    | <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: #8B4513; border: 1px solid black;"></span> 公共施設等用地       |   |
| <span style="display: inline-block; width: 15px; height: 15px; background-color: #9370DB; border: 1px solid black;"></span> 工場      |   |   |



資料：「国土数値情報（都市地域土地利用細分メッシュ令和3年度）」  
 （国土交通省国土数値情報ダウンロードサイト令和5年8月閲覧）

図 3.3-1 土地利用現況図

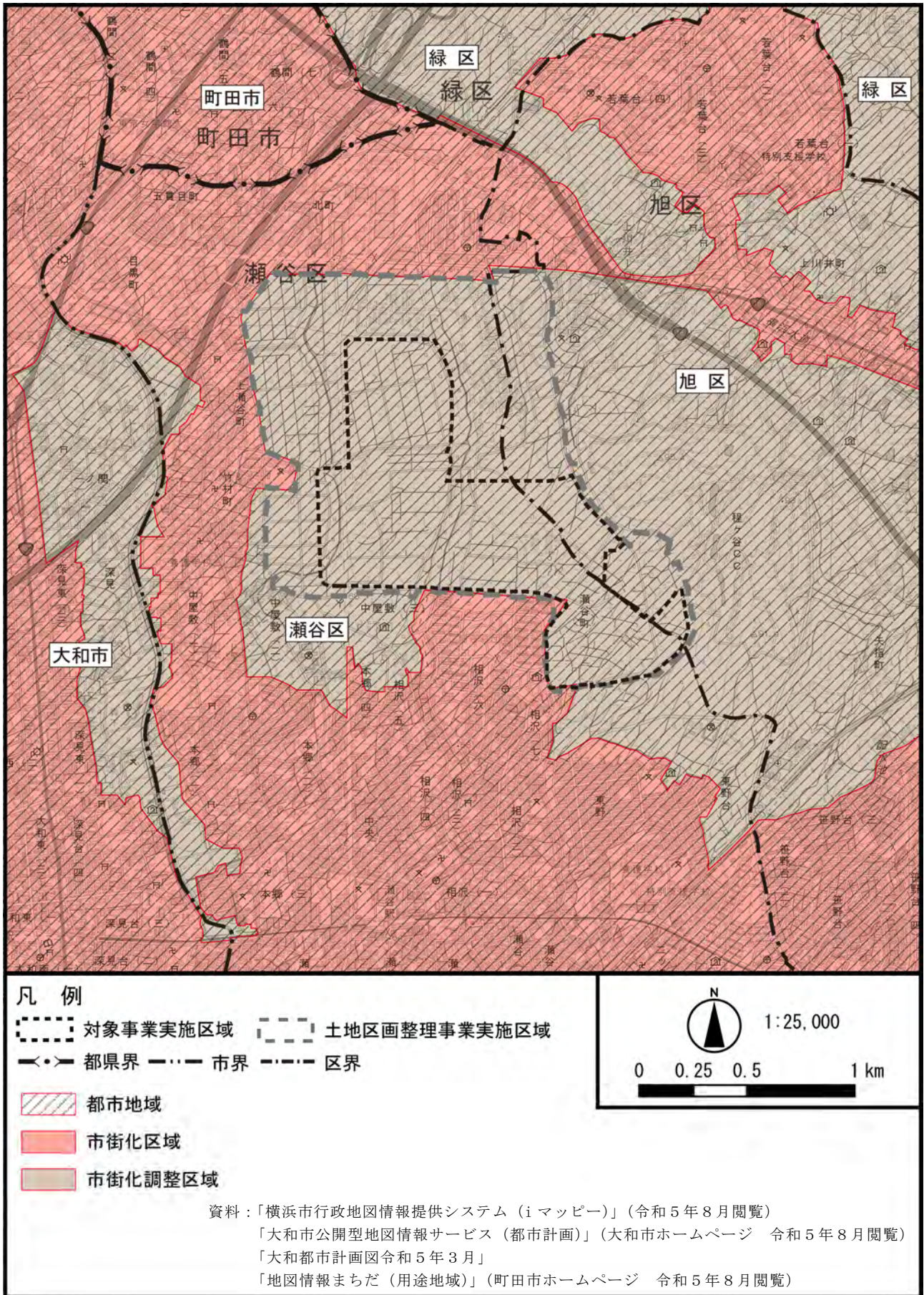


図 3.3-2 土地利用基本計画図 (都市地域)

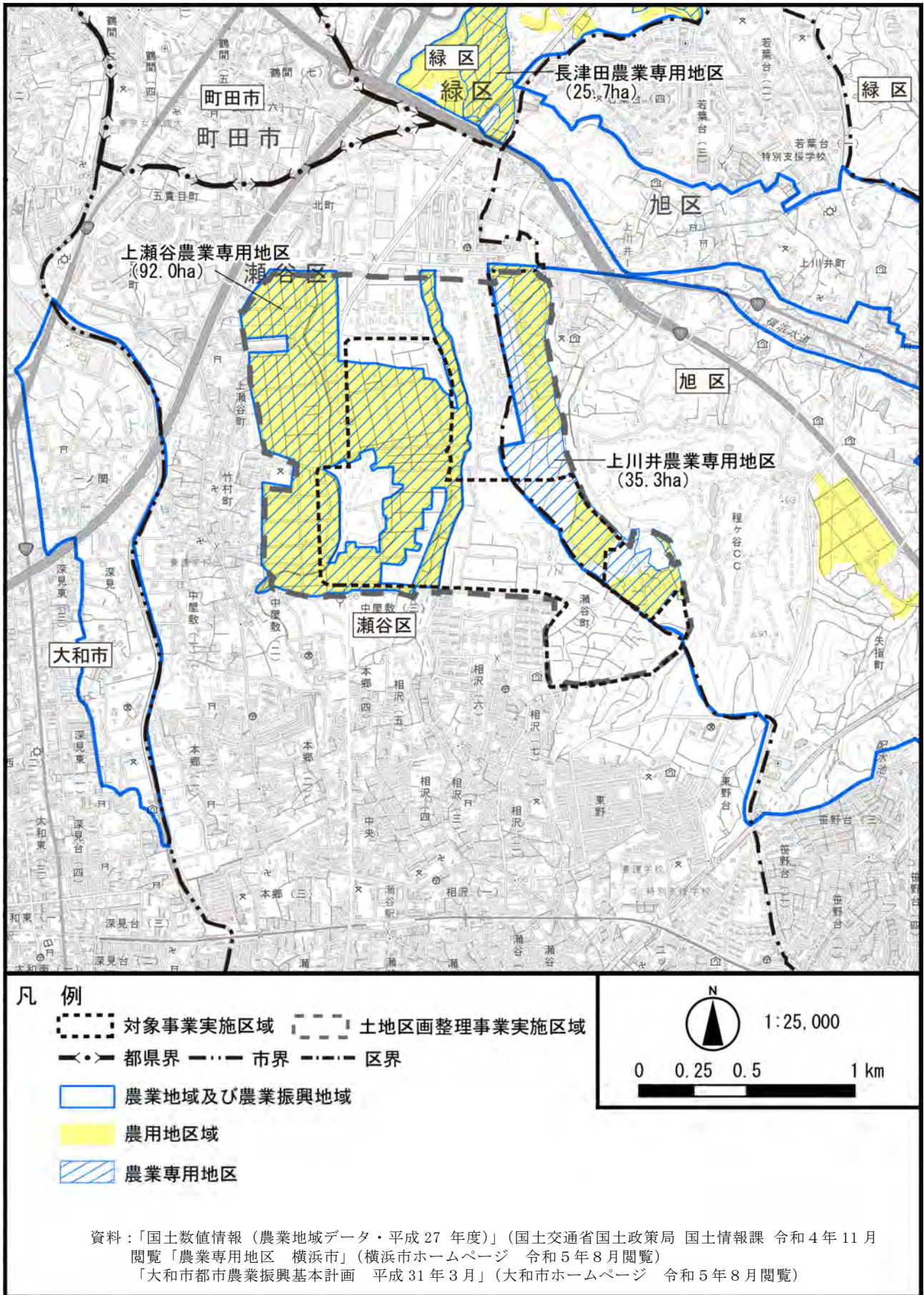


図 3.3-3 土地利用基本計画図（農業地域、農業振興地域、農用地区域及び農業専用地区）

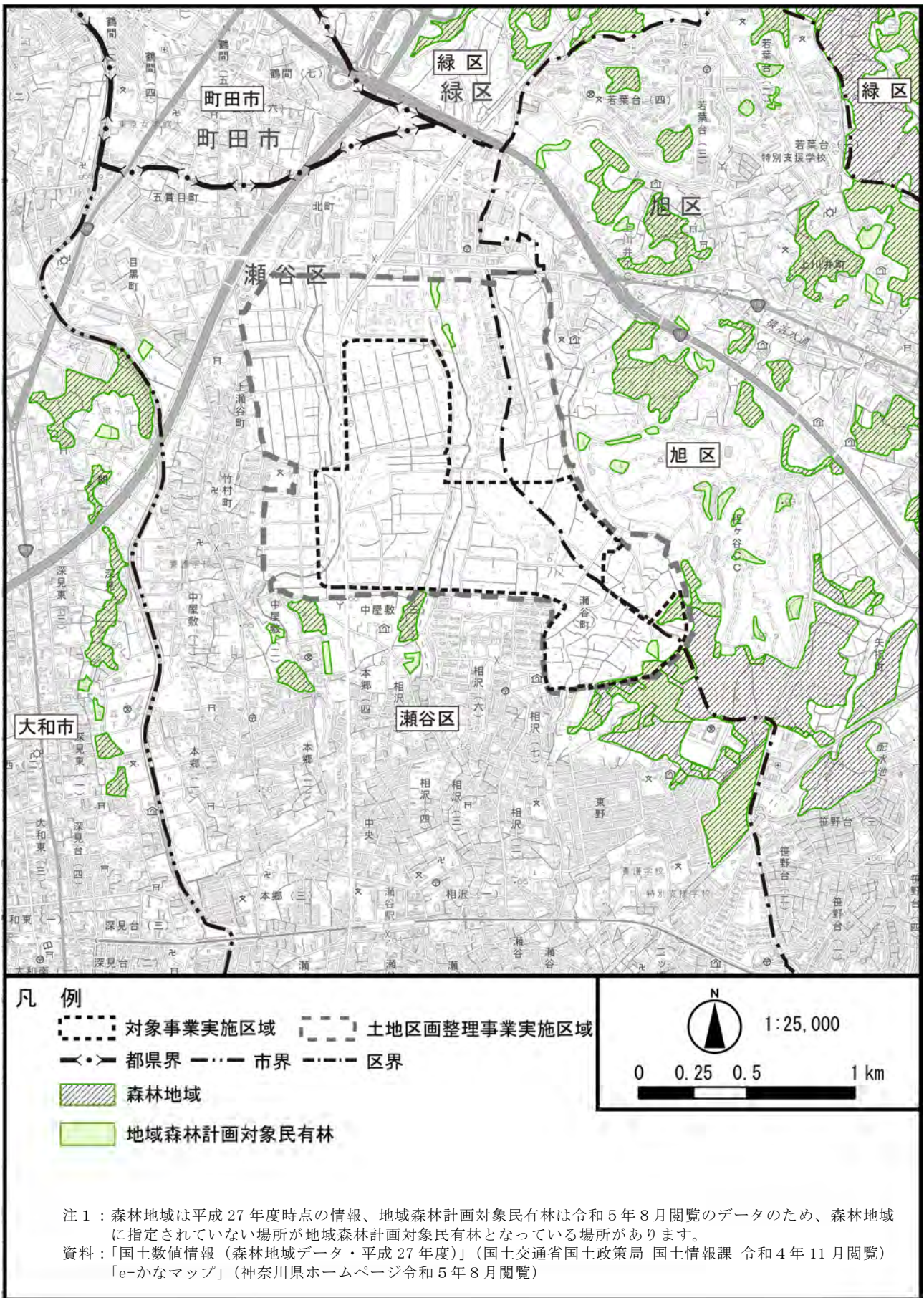


図 3.3-4 土地利用基本計画図（森林地域及び地域森林計画対象民有林）

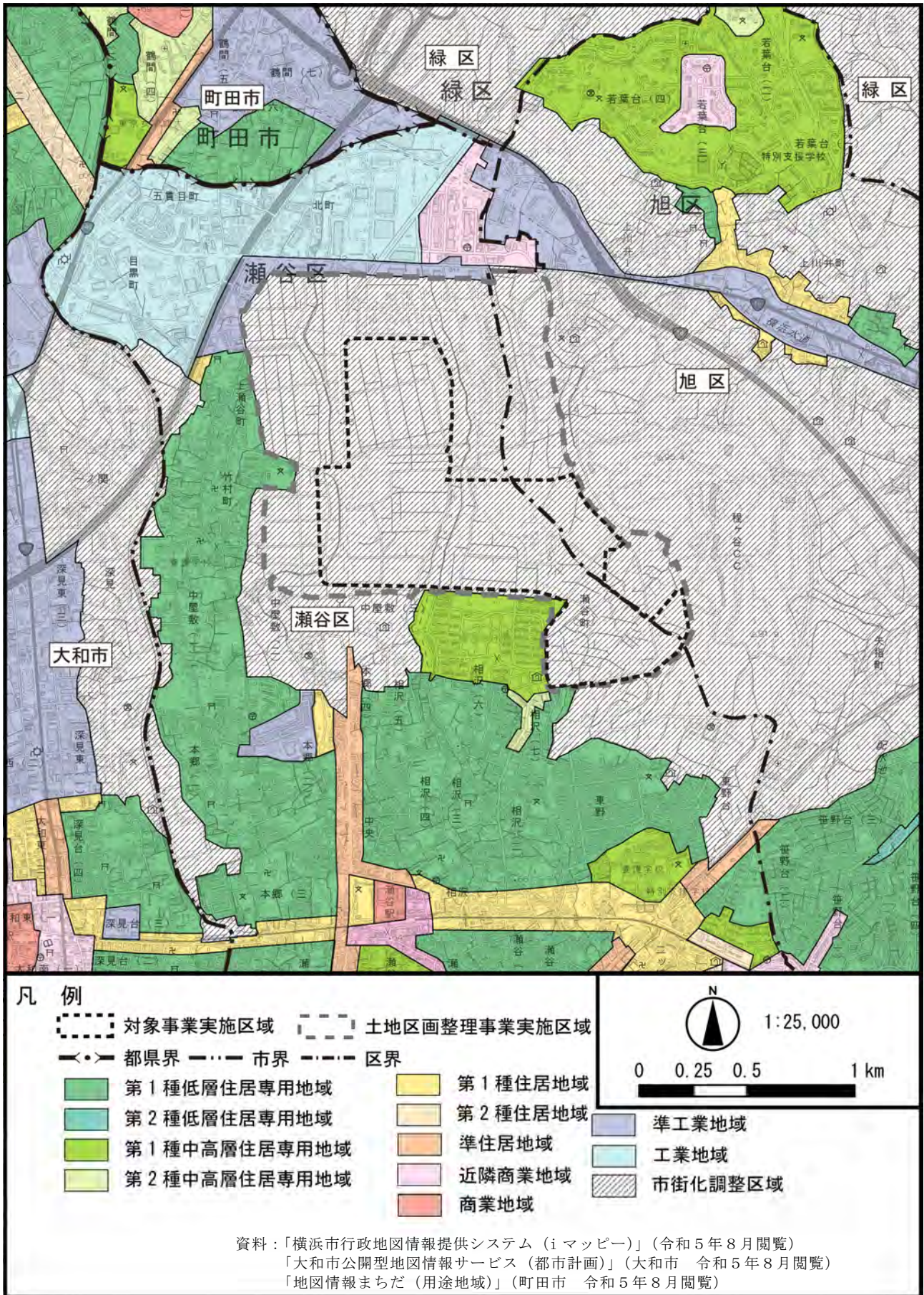


図 3.3-5 用途地域図

⑤ 都市緑地法の規定により指定された緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域

調査区域には、「都市緑地法」（昭和48年9月法律第72号）第12条第1項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域があり、令和5年8月現在の指定の状況は、表3.3-10及び図3.3-6に示すとおりです。なお、調査区域には、同法第5条により指定された緑地保全地域はありません。

対象事業実施区域内には特別緑地保全地区の指定はありませんが、対象事業実施区域の南東側に隣接して上川井町露木谷特別緑地保全地区が存在しています。

表 3.3-10 特別緑地保全地区

行政区分	No.	名称	所在地	面積(ha)	指定年月日
横浜市	1	追分特別緑地保全地区	旭区矢指町、下川井町	33.3	当初 H20.3.14 変更 H26.2.5 変更 H31.2.5 変更 R2.2.5
	2	上川井町大貫谷特別緑地保全地区	旭区上川井町	1.0	H25.2.5
	3	上川井町堀谷特別緑地保全地区	旭区上川井町	1.5	H25.2.5
	4	上川井町中田谷特別緑地保全地区	旭区上川井町	3.1	H25.12.5
	5	上川井町堂谷特別緑地保全地区	旭区上川井町	3.5	H26.7.15
	6	上川井町露木谷特別緑地保全地区	旭区上川井町	10.3	H27.9.4
	7	川井本町特別緑地保全地区	旭区川井本町	3.1	当初 H27.12.4 変更 H28.12.5 変更 R3.12.3
	8	三保特別緑地保全地区	緑区三保町	56.5	当初 H16.1.5 変更 H20.3.14 変更 H23.3.25 変更 H28.2.5 変更 H29.12.5
	9	本郷三丁目特別緑地保全地区	瀬谷区本郷二丁目、本郷三丁目	0.3	H27.9.4

資料：「都市緑化データベース」（国土交通省ホームページ 令和4年11月閲覧）

「特別緑地保全地区」指定一覧令和5年2月3日現在（横浜市ホームページ 令和5年8月閲覧）

⑥ 宅地造成等規制法に基づき指定された宅地造成工事規制区域

調査区域には、「宅地造成等規制法」（昭和36年11月法律第191号）第3条の規定により指定された宅地造成工事規制区域があり、令和5年8月現在の指定の状況は、図3.3-7のとおりです。対象事業実施区域内の一部が宅地造成工事規制区域に指定されています。

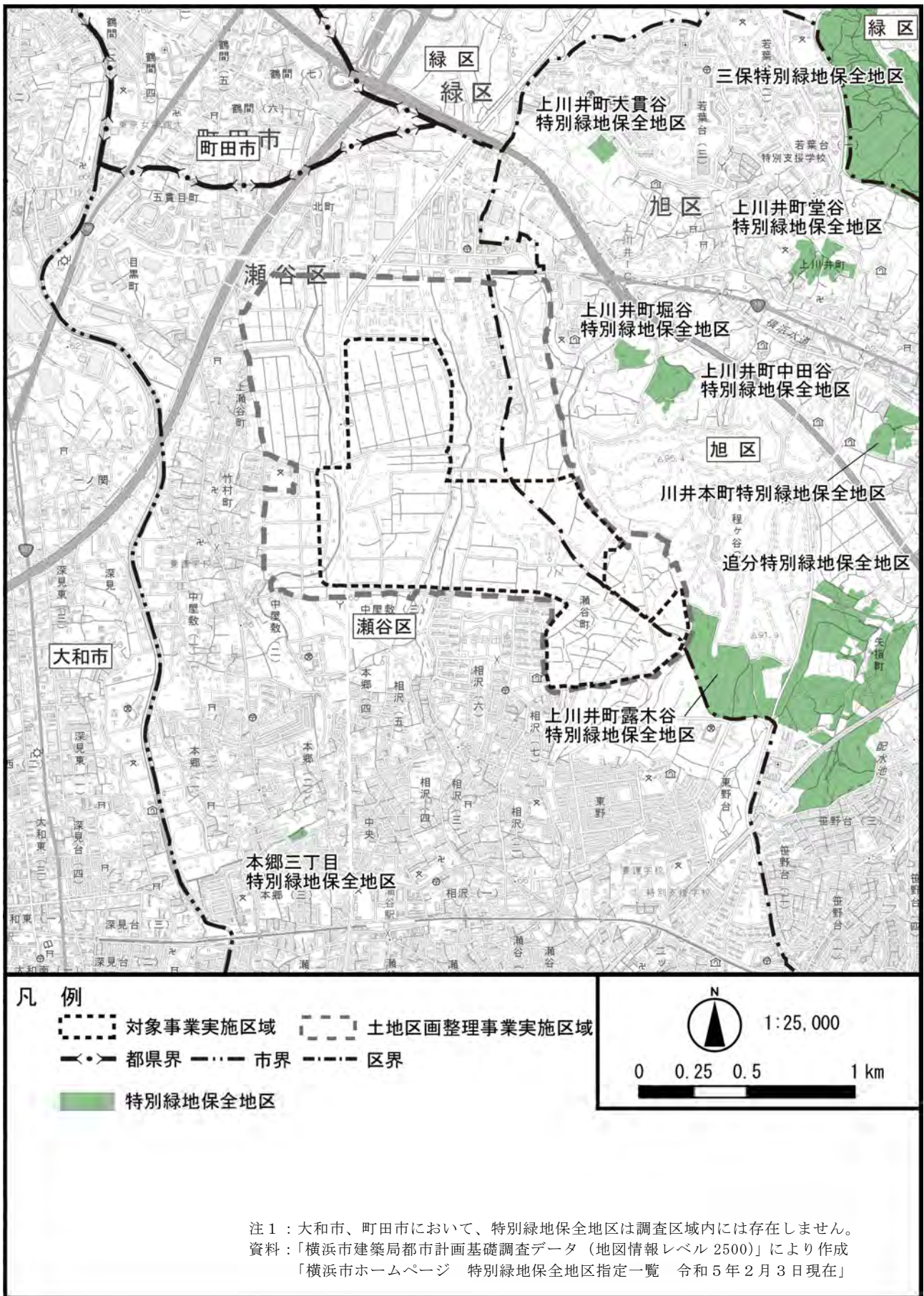


図 3.3-6 特別緑地保全地区

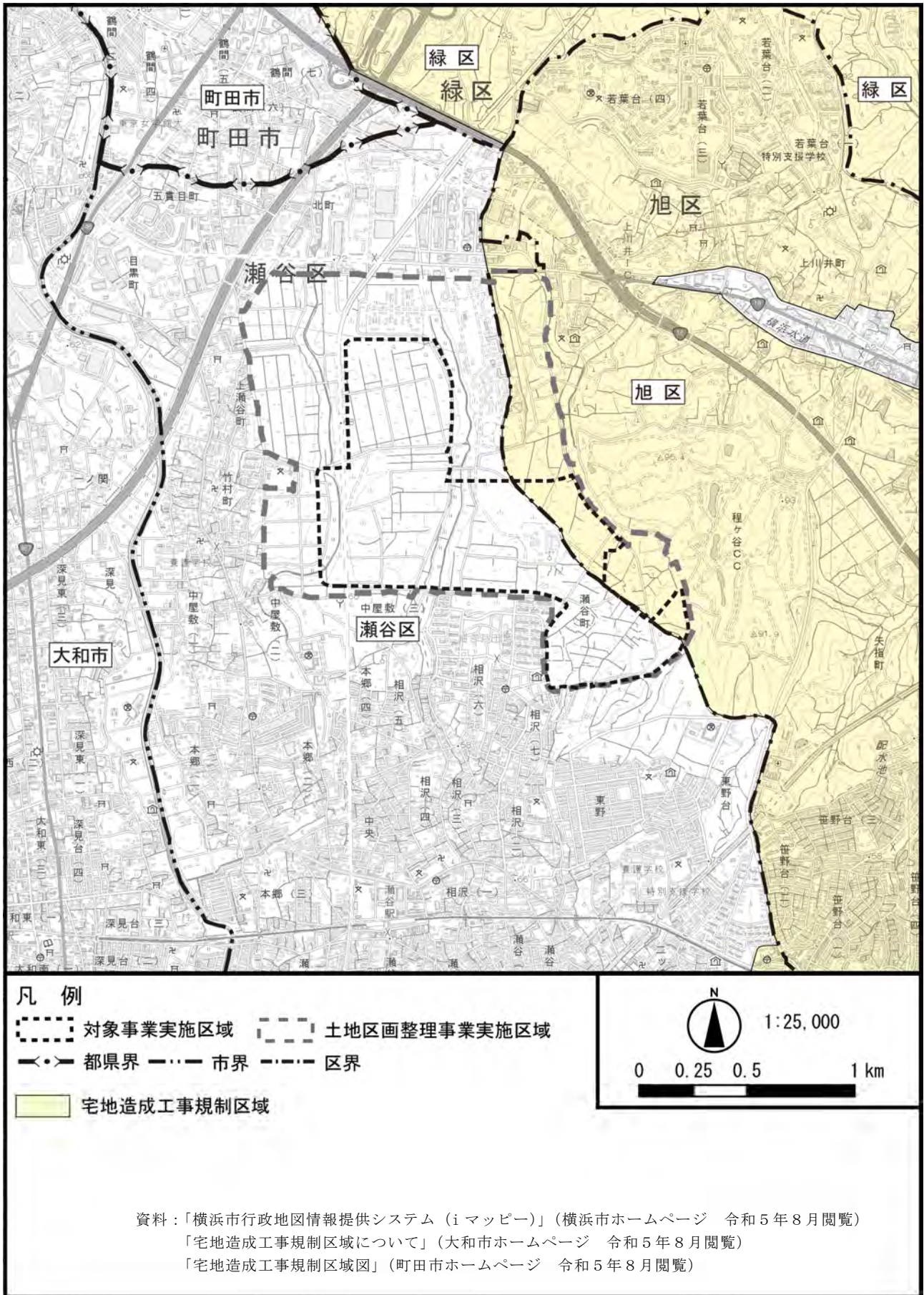


図 3.3-7 宅地造成工事規制区域指定状況



### (3) 自然的土地利用の状況

調査対象地域における自然的土地利用状況は、表 3.3-11 及び図 3.3-8 に示すとおりです。

対象事業実施区域が位置する瀬谷区及び旭区ではそれぞれ 270ha、252ha の農地が存在し、対象事業実施区域内には、比較的大規模な農地が分布しています。大和市の農地は 209.6ha、町田市の農地は 493.7ha 存在しています。

表 3.3-11(1) 自然的土地利用状況（横浜市）

項目	面積 (ha)			
	横浜市 全域	瀬谷 区	旭区	緑区
農地	2,897	270	252	318
山林	3,271	97	303	362
河川・水路・水面	517	12	27	27
荒地・海浜・法面等	887	44	79	79

注1：■は、対象事業実施区域のある行政区分。

資料：「横浜市土地利用のあらまし 平成元・2年度」

(横浜市建築局企画部都市計画課 令和5年4月)

表 3.3-11(2) 自然的土地利用状況（大和市）

項目	面積 (ha)
田	9.5
畑	197.5
耕作放棄地	2.6
農地小計	209.6
平地山林	55.6
傾斜地山林	41.8
河川、水面、水路	16.1
荒地、海浜、河川敷	27.2

注1：平成27年度の値

資料：「神奈川県都市整備統計年報 2022 (令和4年度)」

(神奈川県土整備局都市部都市計画課 令和5年3月)

表 3.3-11(3) 自然的土地利用状況（町田市）

項目	面積 (ha)
農用地	493.7
水面・河川・水路	73.4
森林	1,277.5
原野	208.4

資料：「東京の土地利用 (平成29年多摩・島しょ地)」

(東京都都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課 平成

31年5月) ホームページ令和5年8月閲覧

### (4) その他

対象事業実施区域における地下埋設管等の状況は、環状4号線の地下に、水道管、下水道管、通信ケーブルが埋設されています。

大門第二雨水幹線及び相沢雨水幹線はともに対象事業実施区域外にあります。

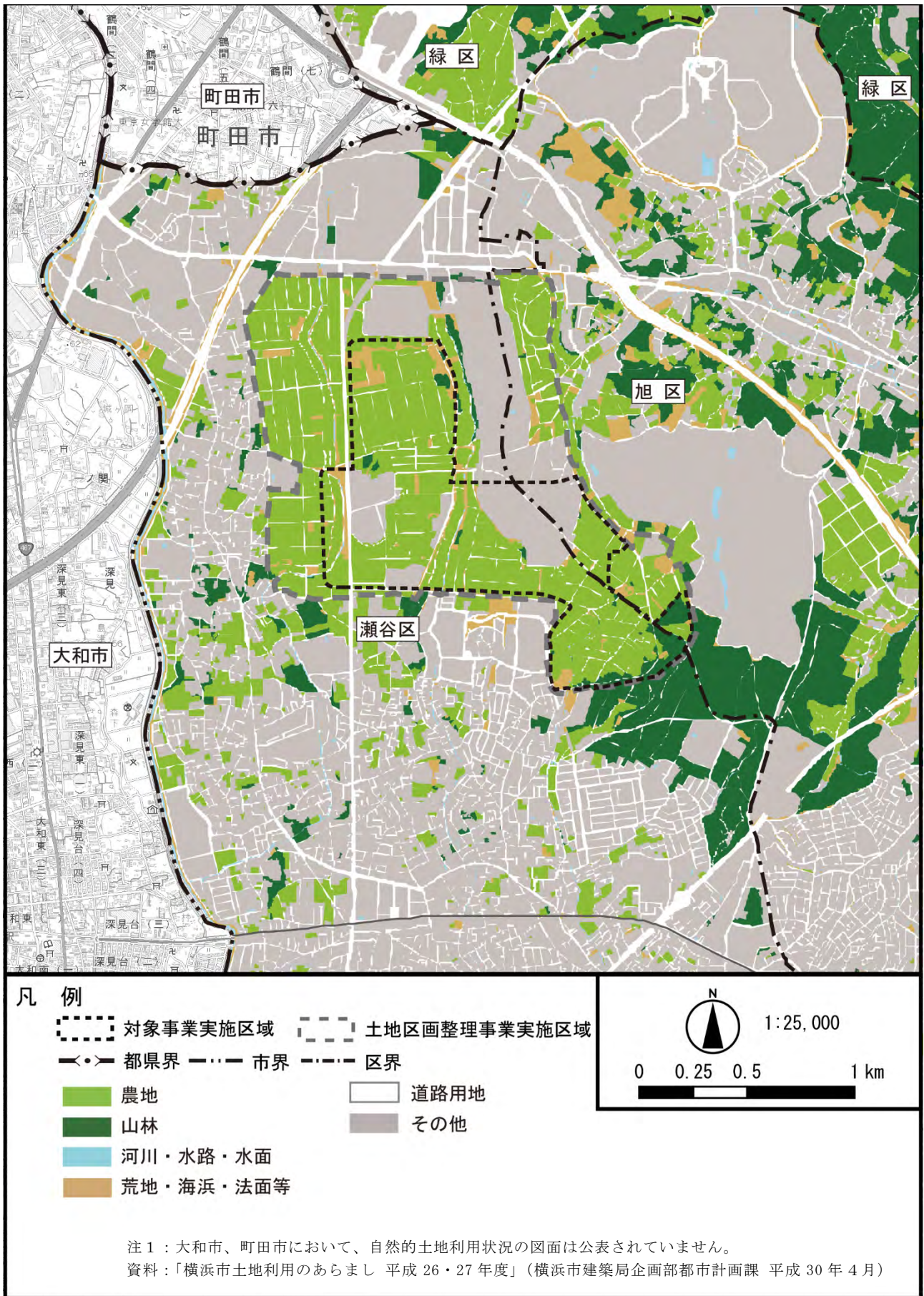


図 3.3-8 自然的土地利用状況

### 3.3.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

#### (1) 水利用の状況

##### ① 水道用水としての利用

調査対象地域における水道使用件数及び使用量は、表 3.3-12 に示すとおりです。

対象事業実施区域周辺に水道水源として取水されている河川水はなく、対象事業実施区域が位置する瀬谷区及び旭区は、主に道志川系統の水の給水区域となっています。また、大和市は酒匂川系統の水の給水区域であり、町田市は三郷・朝霞・三園・東村山系の水の給水区域となっています。

表 3.3-12 水道使用件数及び使用量（令和3年度）

行政区域	給水戸数（戸）	使用水量（千 m <sup>3</sup> ）
横浜市	1,922,053	381,632
瀬谷区	57,566	11,665
旭区	117,351	23,913
緑区	86,581	17,085
大和市	124,398	23,639
町田市	211,169	—

注1：■は、対象事業実施区域のある行政区分。

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和5年8月閲覧）

「統計概要」（大和市ホームページ 令和5年8月閲覧）

「町田市統計書 令和4年度発行」（町田市ホームページ 令和5年8月閲覧）

##### ② 農業用水としての利用

対象事業実施区域及びその周辺には、帷子川、堀谷戸川、大門川、相沢川、和泉川、境川が流れています。横浜川崎治水事務所及び厚木土木事務所東部センターへのヒアリングを令和4年9月に行った結果、横浜川崎治水事務所で把握されている農業用水の取水状況として、和泉川の鍋屋堰（横浜市泉区和泉町67）での取水が確認されました。

##### ③ 工業用水としての利用

対象事業実施区域及びその周辺には、帷子川、堀谷戸川、大門川、相沢川、和泉川、境川が流れています。横浜川崎治水事務所及び厚木土木事務所東部センターへのヒアリングを令和4年9月に行った結果、工業用水としての取水状況は確認できませんでした。

##### ④ 漁業による利用

対象事業実施区域及びその周辺における「漁業法」（昭和24年12月法律第267号）に基づく内水面漁業の漁業権は設定されていません。

## (2) 地下水等の利用の状況

対象事業実施区域が位置する瀬谷区及び旭区の地下水利用施設数は表 3.3-13 に、位置は図 3.3-9 に示すとおりです。

「許可対象揚水施設一覧 令和4年4月1日現在」（横浜市環境創造局環境保全部水・土壌環境課 令和4年4月）及び「届出対象揚水施設一覧 令和4年4月1日現在」（横浜市環境創造局環境保全部水・土壌環境課 令和4年4月）によると、対象事業実施区域周辺の地下水利用施設はありませんが、周辺には「横浜市環境創造局農政推進課（上瀬谷跡地利用推進事業）」及び「高齢者子ども等が農体験で交流する場づくり実行委員会」の2施設があります。

「横浜市環境創造局農政推進課（上瀬谷跡地利用推進事業）」は、旧上瀬谷通信施設の土地利用基本計画に基づく本格的な基盤整備までの間、営農を継続するために必要となる井戸施設を暫定的に整備したもので、令和元年7月から供用を開始しています。また、調査区域内において、同様の目的で、令和元年度に2箇所目の井戸施設の設置工事を行い、令和2年4月から供用を開始しています。

「高齢者子ども等が農体験で交流する場づくり実行委員会※」では、作物の水やりなどに使う水の確保のためにさく井したものです。

なお、調査区域における湧水の利用の実態については把握されていません。

表 3.3-13 地下水利用施設数

行政区域	地下水利用施設数（施設）		
	許可対象揚水施設	届出対象揚水施設	合計
瀬谷区	16	11	27
旭区	12	21	33

資料：「許可対象揚水施設一覧 令和4年4月1日現在」  
 （横浜市環境創造局環境保全部水・土壌環境課 令和4年4月）  
 「届出対象揚水施設一覧 令和4年4月1日現在」  
 （横浜市環境創造局環境保全部水・土壌環境課 令和4年4月）

※ 「高齢者子ども等が農体験で交流する場づくり実行委員会」：市民が主体となっていく、地域の課題解決や魅力向上のための施設整備を伴うまちづくりに対して、市が支援、助成を行う「ヨコハマ市民まち普請事業」において、平成20年度に上瀬谷農業専用地区内に整備された農業体験を通して、高齢者と地域社会が交流する場づくりを提案した団体名

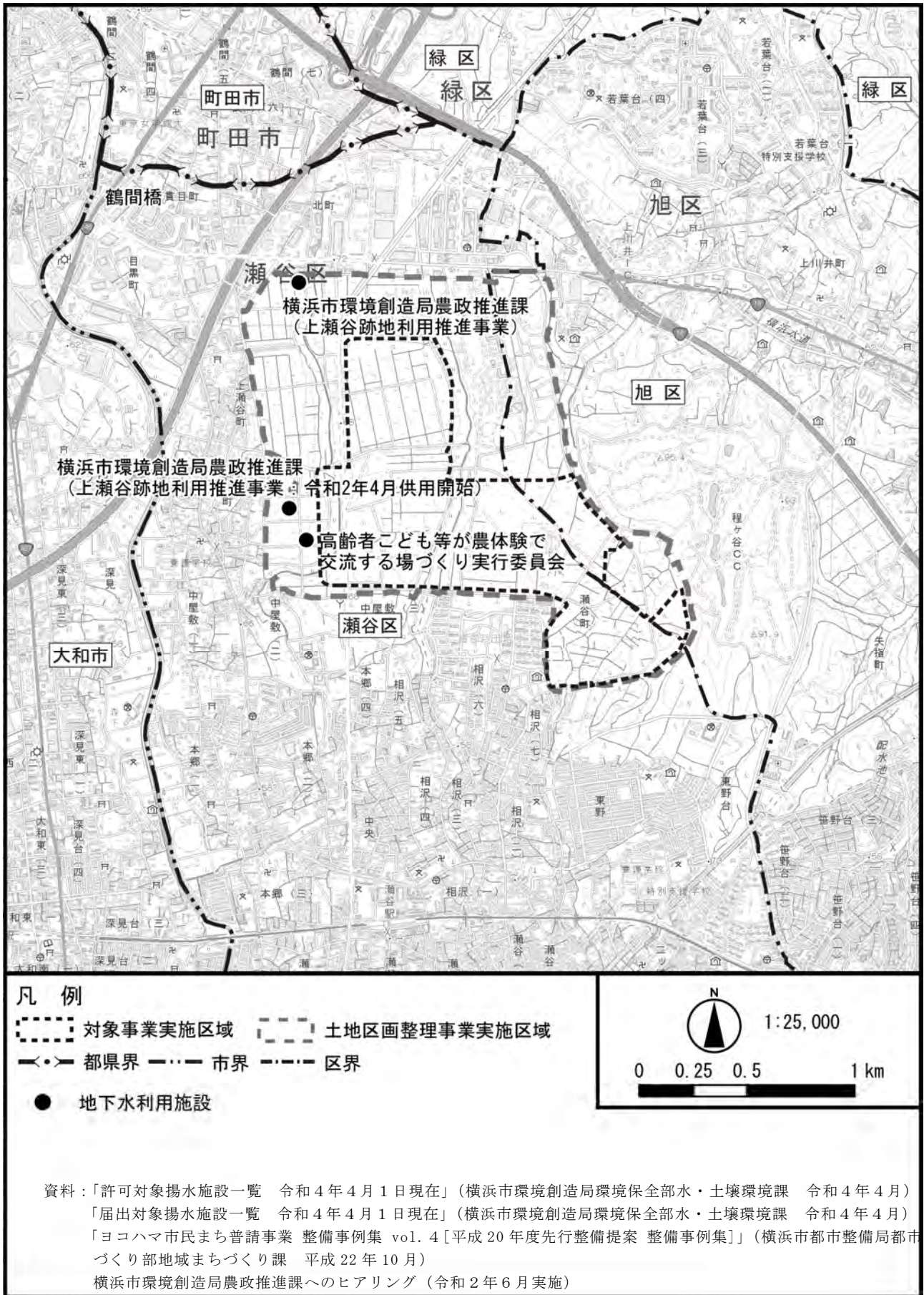


図 3.3-9 地下水利用施設位置図

### 3.3.4 交通の状況

#### (1) 道路交通の状況

調査区域の主要道路における交通量の状況は表 3.3-14 に、位置及び交通量調査地点は図 3.3-10 に示すとおりです。

対象事業実施区域の周辺には、西側に環状 4 号線、北側に国道 16 号、南側に県道瀬谷柏尾が通っています。

「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」（国土交通省 平成 29 年 6 月）において、環状 4 号線の昼間 12 時間の交通量は、瀬谷区本郷三丁目の観測地点（観測地点番号：13）で 10,160 台、瀬谷中学校前の観測地点（観測地点番号：14）で 14,121 台となっています。また、市道五貫目第 33 号線の昼間 12 時間の交通量は 16,875 台（旭区上川井町 1966、観測地点番号：22）、県道瀬谷柏尾の昼間 12 時間の交通量は 7,061 台（二ツ上橋、観測地点番号：21）となっています。

調査区域におけるバス路線は図 3.3-11 に示すとおりです。

調査区域には、横浜市営バス、神奈川中央交通バス、相鉄バス、大和市コミュニティバスが運行していますが、対象事業実施区域内への乗り入れはありません。

対象事業実施区域の周辺では、西側に神奈川中央交通バスの停留所「竹村町」、「中屋敷」等が、南側に神奈川中央交通バスの停留所「細谷戸第 4」、「細谷戸第 3」等があります。

表 3.3-14(1) 交通量の状況（平日 12 時間）

路線名	観測地点番号	観測地点名 <sup>注3</sup>	平成 17 年度		平成 22 年度		平成 27 年度	
			交通量 (台)	大型車 混入率 (%)	交通量 (台)	大型車 混入率 (%)	交通量 (台)	大型車 混入率 (%)
東名高速道路	1	横浜町田～海老名 JCT	—	—	84,110	29.7	—	—
	2	横浜町田 IC～海老名 JCT	—	—	—	—	87,610	28.8
一般国道 16 号	3	旭区上川井町 2455	41,790	27.2	—	—	—	—
	4	旭区上川井町 917	30,588	30.5	—	—	—	—
	5	旭区今宿西町 161-1（今宿）	—	—	—	—	10,502	10.3
	6	旭区上川井町 2454	—	—	38,423	24.9	36,421	24.3
	7	緑区鶴間 1581	—	—	36,729	27.6	—	—
	8	旭区上川井町 1039（上川井 IC）	—	—	—	—	38,431	25.7
一般国道 16 号 （保土ヶ谷バイパス）	9	旭区今宿一丁目 67 （下川井 IC）	86,526	28.2	—	—	74,693	26.9
一般国道 246 号	10	瀬谷区目黒町 11	—	—	38,080	30.0	39,401	29.1

表 3.3-14(2) 交通量の状況（平日 12 時間）

路線名	観測地点番号	観測地点名 <sup>注3</sup>	平成 17 年度		平成 22 年度		平成 27 年度	
			交通量 (台)	大型車 混入率 (%)	交通量 (台)	大型車 混入率 (%)	交通量 (台)	大型車 混入率 (%)
一般国道 467 号	11	大和市大和東 一丁目 10-2	14,923	14.3	14,635	16.9	—	—
	12	大和市大和東 一丁目 10-18	—	—	—	—	14,903	12.5
環状 4 号線	13	瀬谷区本郷 三丁目 16	10,214	11.0	—	—	10,160	9.7
	14	瀬谷中学校前	—	—	—	—	14,121	8.3
	15	瀬谷区北町 25-1	6,766	19.5	—	—	—	—
主要地方道 丸子中山茅ヶ崎	16	瀬谷区二ツ橋町 545	29,663	17.6	—	—	—	—
	17	旭区笹野台 二丁目 3	—	—	25,846	17.1	—	—
	18	二ツ上橋	—	—	—	—	23,555	11.7
主要地方道 目黒町町田	19	大和市下鶴間 100	—	—	13,864	8.6	—	—
県道瀬谷柏尾	20	瀬谷区中央 七丁目 3	10,853	7.5	—	—	—	—
	21	二ツ上橋	—	—	9,308	6.5	7,061	6.6
市道五貫目 第 33 号線	22	旭区上川井町 1966	—	—	13,136	39.0	16,875	39.0
	23	瀬谷区北町 40	21,299	30.9	—	—	—	—

注 1：表中の観測地点番号は図 3.3-10 に示す番号と対応しています。

注 2：交通量は、昼間（午前 7 時～午後 7 時）の 12 時間交通量を示しています。

注 3：「観測地点名」は実際の住所表記とは異なる場合があります。

資料：「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」（国土交通省 平成 29 年 6 月）

「平成 22 年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」（国土交通省 平成 23 年 9 月）

「平成 17 年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」（国土交通省 平成 18 年 6 月）

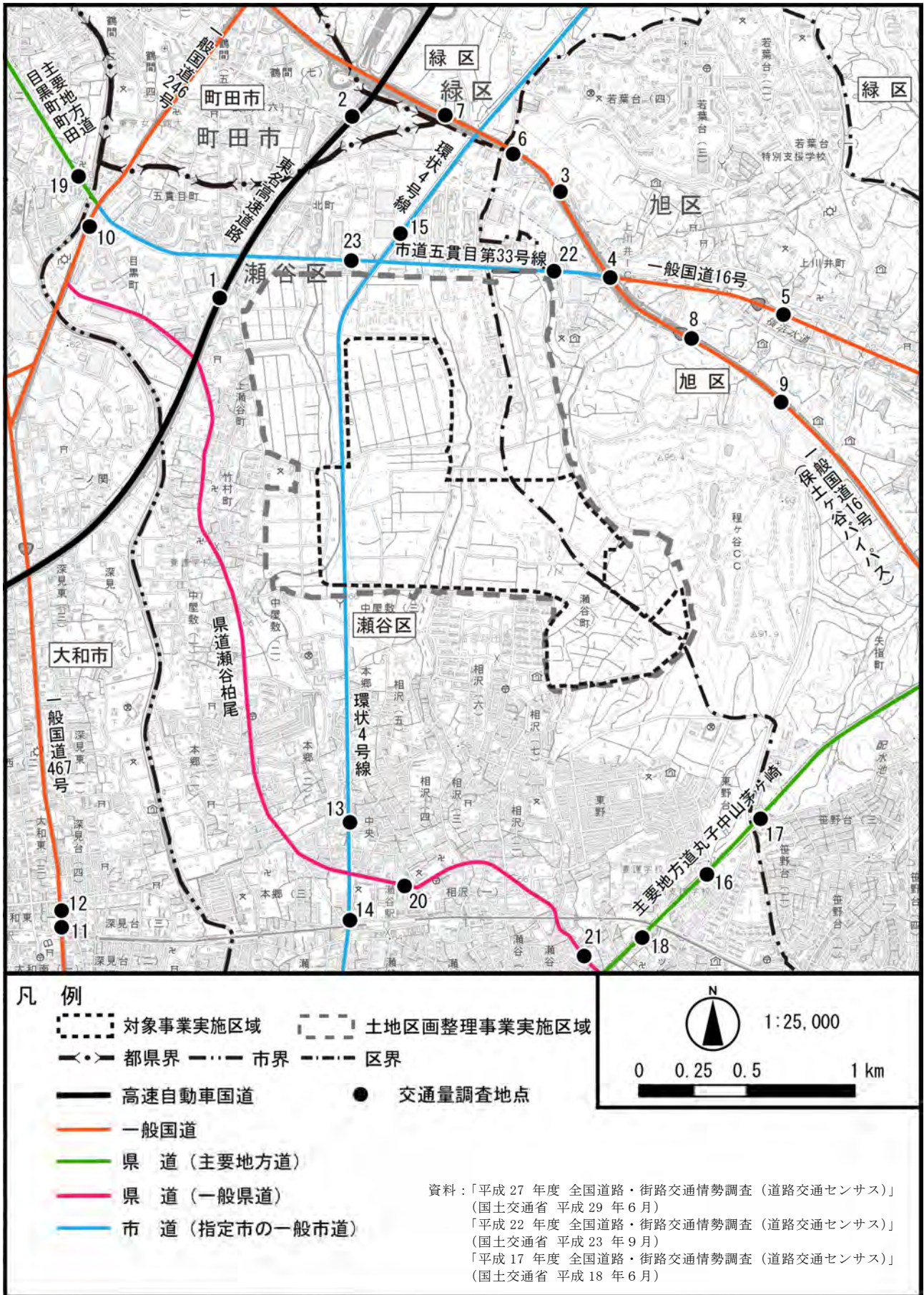


図 3.3-10 主要道路網及び交通量調査地点



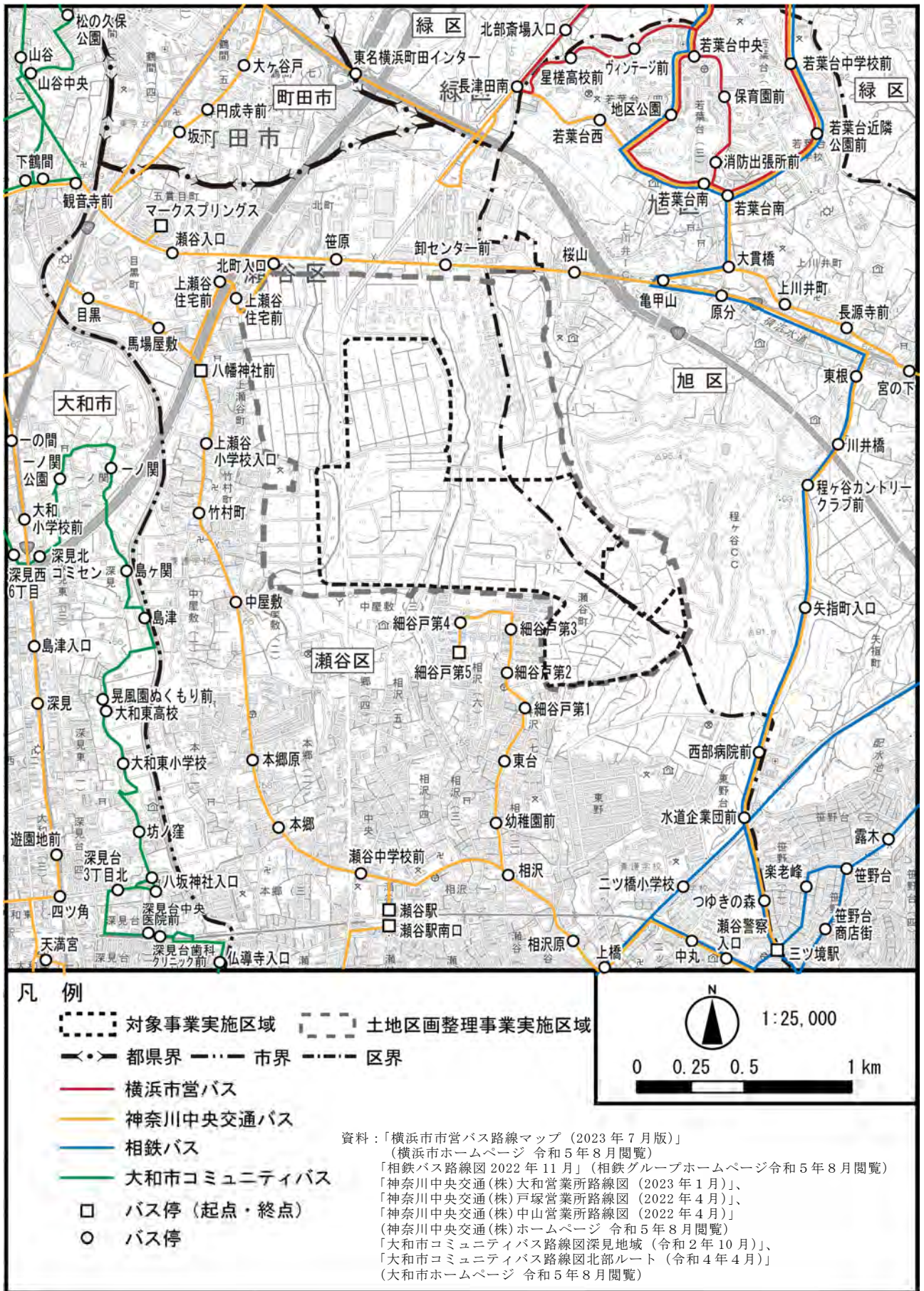


図 3.3-11 バス路線図

## (2) 鉄道の状況

調査区域の鉄道駅の乗車人員の状況は、表 3.3-15 に示すとおりです。

対象事業実施区域の最寄りの駅は、相鉄本線の瀬谷駅です。瀬谷駅の乗車人数は、平成 29 年以降おおむね横ばいで推移しています。

シャトルバス発着駅の瀬谷駅、三ツ境駅、南町田グランベリーパーク駅、十日市場駅における令和 3 年度の 1 日平均の乗車人数は約 1.6 万人～2.3 万人となっています。

表 3.3-15 鉄道駅の乗車人数（1 日平均）

（単位：人）

路線	駅名	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
相模鉄道本線	希望ヶ丘駅	17,732	17,446	13,482	14,277	15,092
	三ツ境駅	29,043	28,823	21,960	23,130	24,477
	瀬谷駅	22,474	22,215	17,168	17,920	18,948
	大和駅	56,810	58,716	46,085	46,992	-
小田急江ノ島線	大和駅	58,964	60,347	47,204	48,243	-
	鶴間駅	15,298	15,454	12,535	12,513	-
東急田園都市線	つきみ野駅	5,376	5,374	4,209	4,423	-
	南町田グランベリーパーク駅	15,121	20,019	17,121	18,937	-
	すずかけ台駅	5,863	5,842	3,896	4,526	-
	長津田駅	71,013	70,605	49,474	55,875	61,100
J R 横浜線	長津田駅	61,167	61,184	44,789	49,039	53,506
	十日市場駅	20,804	20,598	15,026	16,509	17,611

注 1：大和駅は乗換人数を含みます。

注 2：東急田園都市線の南町田グランベリーパーク駅及びすずかけ台駅の乗車人数 1 日平均は、年間の乗車人数を令和元年度は 366 日、それ以外の年度は 365 日で除した人数を示しています。

注 3：南町田駅は、令和元年 10 月 1 日より、南町田グランベリーパーク駅に改称されました。

注 4：横浜市の統計書で公表された JR の最新年は令和 4 年度となっています。

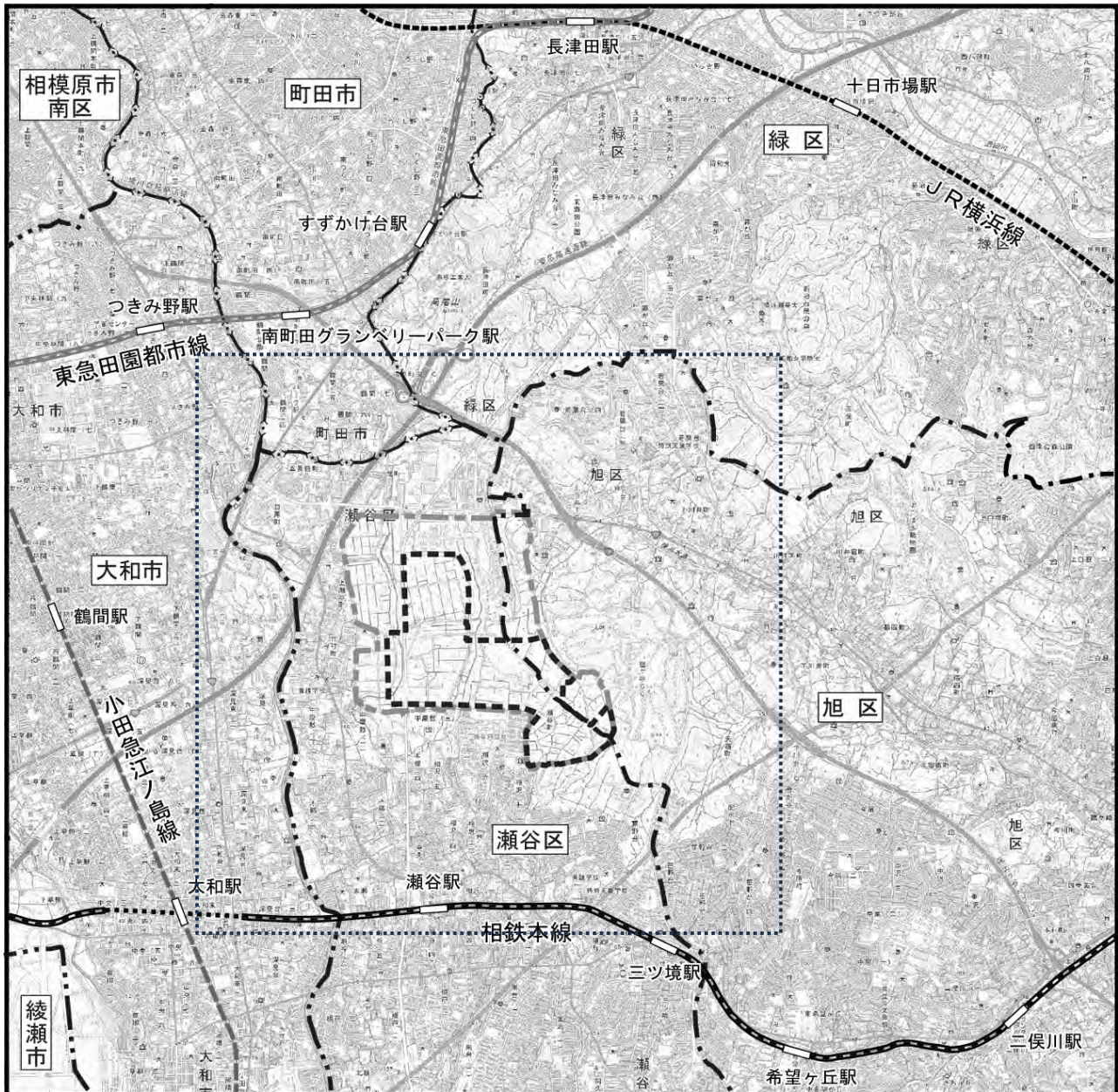
注 5：大和市の統計概要で公表された最新年は令和 3 年度となっています。

注 6：町田市の統計書で公表された最新年は令和 3 年度となっています。

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和 5 年 8 月閲覧）

「大和市統計概要」（大和市ホームページ 令和 5 年 8 月閲覧）

「町田市統計書 令和 4 年度発行」（町田市ホームページ 令和 5 年 8 月閲覧）



凡 例

- 
- 
- 
- 
- 
- 
- 

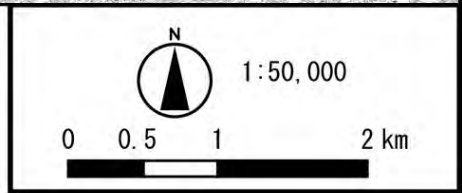


図 3.3-12 鉄道網図

### 3.3.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下、「配慮が特に必要な施設」といいます。）として、教育機関等、医療機関等、官公庁等、福祉施設等、その他の市民利用施設等及び公園・緑地等があげられます。調査区域における配慮が特に必要な施設は、表 3.3-16～表 3.3-21 及び～図 3.3-18 に示すとおりです。

住宅地については、主に対象事業実施区域の南側に隣接する地域に細谷戸団地が、西から南西側に隣接する地域には上瀬谷町、竹村町、中屋敷の集落が立地しています（土地利用現況図は前掲図 3.3-1（p.3-111）、用途地域は前掲図 3.3-5（p.3-115）参照）。

#### (1) 主な教育機関等

調査区域における教育機関等は、表 3.3-16 及び図 3.3-13 に示すとおりです。

調査区域内においては、保育所・幼稚園等が 39 施設、小学校が 10 校、中学校が 3 校、高等学校が 3 校、養護学校・特別支援学校が 4 校、専修学校が 2 校、大学が 1 校存在しています。このうち、対象事業実施区域周辺においては、「横浜市中屋敷保育園（S01）」、「わらべ細谷戸保育園（S02）」、「横浜市立上瀬谷小学校（S20）」、「横浜市立東野中学校（S25）」、「神奈川県立横浜瀬谷高等学校（S26）」、「横浜三育小学校（A13）」が存在しています。

表 3.3-16(1) 教育機関等

行政区分	種類	No.	名称	住所
瀬谷区	保育所・幼稚園	S01	横浜市中屋敷保育園	中屋敷二丁目 29-2
		S02	わらべ細谷戸保育園	瀬谷町 5945
		S03	横浜市二ツ橋保育園	二ツ橋町 527-2
		S04	瀬谷愛児園	相沢七丁目 23-1
		S05	保育ルーム「ばおぼぶ」	三ツ境五丁目 5 グレートヒル三ツ境
		S06	シャローム三育保育園	二ツ橋町 469
		S07	ゆたか保育園	瀬谷一丁目 1-3
		S08	ティンクル瀬谷保育園	瀬谷四丁目 25-2
		S09	Gakken ほいくえん二ツ橋	二ツ橋町 351-3
		S10	ネスト瀬谷	中央六丁目 15
		S11	はぐ@ねすと	三ツ境五丁目 14 ラフィネエスペース 303
		S12	ていんく 2 @ねすと	瀬谷四丁目 5-32
		S13	認定こども園あづまの幼稚園・あづまのナーサリー	東野台 38
		S14	保育室「ネスト」	三ツ境 17 番地 1
		S15	保育所 フルまる〜む	瀬谷一丁目 13-9
		S16	相沢幼稚園	相沢二丁目 42-2
		S17	ゆたか幼稚園	瀬谷一丁目 1-1
		S18	瀬谷そらいろ保育園	瀬谷四丁目 5-12 サンライフ平本 1 階
	小学校	S19	横浜市立瀬谷小学校	相沢四丁目 1-1
		S20	横浜市立上瀬谷小学校	瀬谷町 7140
		S21	横浜市立二ツ橋小学校	二ツ橋町 507
		S22	横浜市立相沢小学校	相沢二丁目 56-1
		S23	横浜市立大門小学校	本郷三丁目 47-5

表 3.3-16(2) 教育機関等

行政区分	種類	No.	名称	住所
瀬谷区	中学校	S24	横浜市立瀬谷中学校	中央五丁目 41
		S25	横浜市立東野中学校	東野 130
	高等学校 特別支援学校	S26	神奈川県立横浜瀬谷高等学校	東野台 29-1
		S27	神奈川県立瀬谷支援学校	竹村町 28-1
		S28	神奈川県立三ツ境支援学校	二ツ橋町 468
S29	横浜市立二ツ橋高等特別支援学校	二ツ橋町 470		
旭区	保育所・幼稚園	A01	若葉台こども園	若葉台二丁目 20-1
		A02	三ツ境たんぼぼ保育園	笹野台二丁目 9-28
		A03	とこちゃん☆みつ保育園	笹野台一丁目 1-43 第二広島ビル 601
		A04	プレススクール若葉幼稚園	若葉台二丁目 9-2
		A05	上川井幼稚園	上川井町 1212-6
		A06	認定こども園オーセルわかば幼稚園	若葉台一丁目 7-1
		A07	わかばの森保育園	若葉台二丁目 14-1
		A08	オレンジ託児所	上川井町 2694-20
		A09	聖マリアンナはなみずき保育園	矢指町 1197-1
		A10	ゆずの木保育園	笹野台一丁目 1-43
		A11	The King's Christian School	上川井町 1437-4
	小学校	A12	横浜市立上川井小学校	上川井町 2913
		A13	横浜三育小学校	上川井町 1985
		A14	横浜市立若葉台小学校	若葉台二丁目 14-1
	中学校	A15	横浜市立若葉台中学校	若葉台一丁目 13-1
	高等学校	A16	星槎高等学校	若葉台四丁目 35-1
	特別支援校	A17	横浜市立若葉台特別支援学校	若葉台二丁目 1-1
緑区	大学	M01	東洋英和女学院大学	三保町 32
大和市	保育所・幼稚園	Y01	保育園おひさまのほっぺ	下鶴間 2748-2
		Y02	深見台保育園	深見台四丁目 10-23
		Y03	さなぎっこ保育園	大和東三丁目 7-2
		Y04	大和オハナ保育園	大和東一丁目 6-72F
		Y05	パレット保育園・大和	大和東一丁目 7-22 ますみビル
		Y06	とこちゃん保育園	大和南一丁目 16-25
		Y07	大和 YMCA 保育園	大和東三丁目 3-16
		Y08	ふかみ幼稚園	深見東三丁目 5-16
		Y09	大和幼稚園	大和東一丁目 7-16
		Y10	大和市屋内こども広場保育室	大和南一丁目 8-1
	小学校	Y11	大和市立大和東小学校	深見 1805
	高等学校	Y12	神奈川県立大和東高等学校	深見 1760
	特別支援学校	Y13	瀬谷支援学校大和東分教室	深見 1760
	専修学校	Y14	大和商業高等専修学校	深見東一丁目 1-9
		Y15	柏木実業専門学校	深見東一丁目 1-9
町田市	小学校	MC01	鶴間小学校	鶴間四丁目 17-1

注1：表中のNo. は図 3.3-13 に示す番号と対応しています。

資料：「保育所・保育施設検索(ここ de サーチ)」(横浜市ホームページ 令和5年9月閲覧)

「病児病後児保育一覧(令和5年3月1日更新)」(横浜市ホームページ 令和5年9月閲覧)

「乳幼児一時預かり事業(令和5年4月1日時点)」(横浜市ホームページ 令和5年9月閲覧)

「幼稚園・認定こども園一覧(令和5年8月21日現在)」(横浜市ホームページ 令和5年9月閲覧)

「横浜市立学校名簿(令和5年4月1日現在)」(横浜市ホームページ 令和5年9月閲覧)

「特定教育・保育施設一覧(令和5年5月8日更新)」(大和市ホームページ 令和5年9月閲覧)

「幼稚園一覧令和5年度(令和5年5月8日更新)」(大和市ホームページ 令和5年9月閲覧)

「公開型地図情報サービス」(大和市ホームページ 令和4年11月閲覧)

「神奈川県公立学校名簿(令和5年4月1日現在)」(神奈川県ホームページ 令和5年9月閲覧)

「神奈川県私立学校名簿(令和5年4月1日現在)」(神奈川県ホームページ 令和5年9月閲覧)

「県内大学一覧」(神奈川県ホームページ 令和5年9月閲覧)

「町田市2023年度入園のしおり」(町田市ホームページ 令和5年9月閲覧)

「町田子育てサイト」(町田市ホームページ 令和5年9月閲覧)

「認可外保育施設(ベビーホテル・事業所内・院内・その他)一覧(令和5年8月1日現在)」(東京都福祉保健局 令和5年9月閲覧)

「東京都公立学校一覧(令和4年12月28日更新)」(東京都教育委員会ホームページ 令和5年9月閲覧)

「東京都私立学校一覧(令和5年4月1日現在)」(東京都生活文化スポーツ局ホームページ 令和5年9月閲覧)

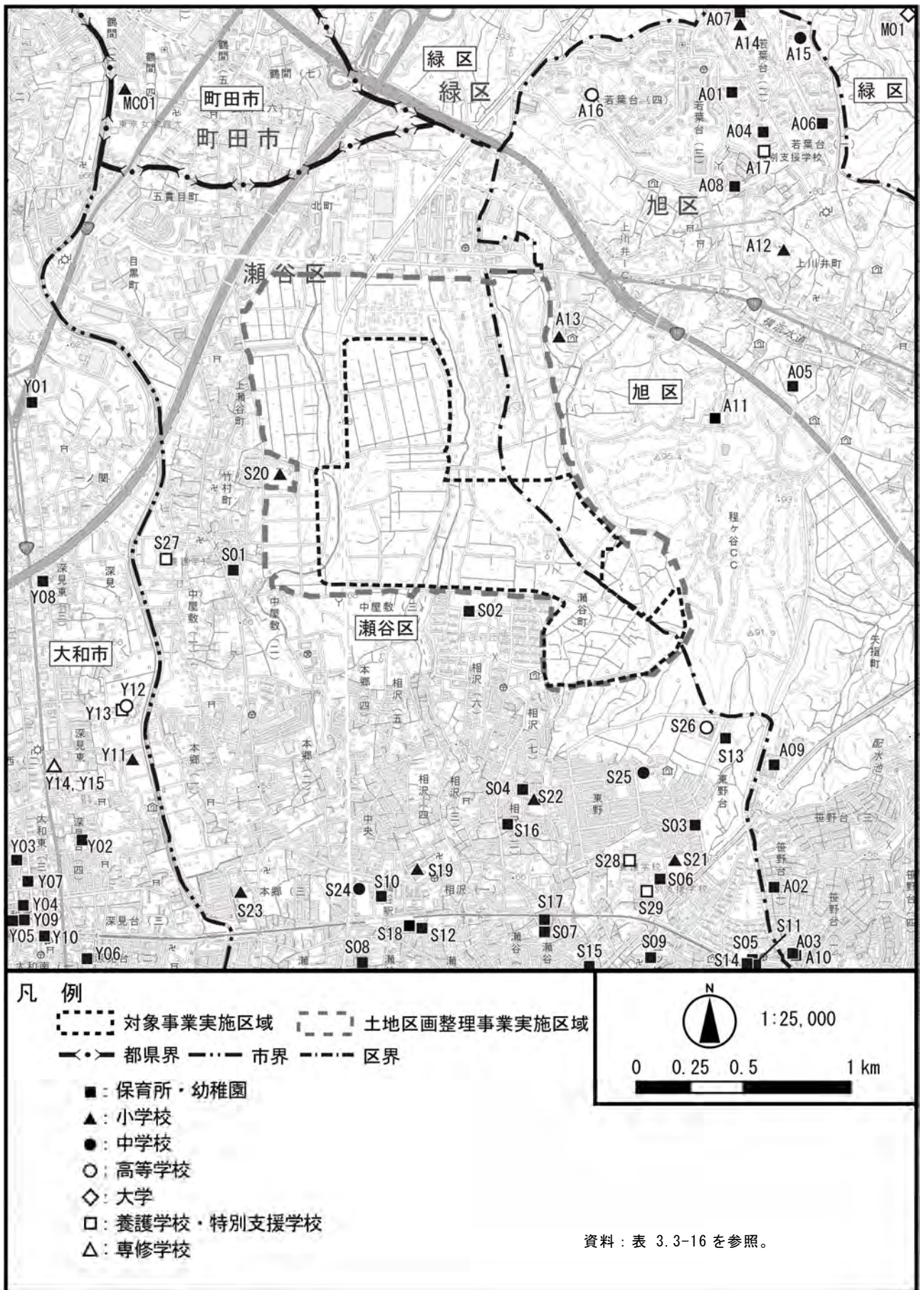


図 3.3-13 教育機関等の位置図

## (2) 主な医療機関等

調査区域における主な医療機関は、表 3.3-17 及び図 3.3-14 に示すとおりです。

調査区域内においては、主な医療機関が 8 施設存在します。

表 3.3-17 主な医療機関

行政区分	No.	施設名	所在地
瀬谷区	S01	瀬谷区休日急患診療所	二ツ橋町 489-46
	S02	医療法人産育会堀病院	二ツ橋町 292
旭区	A01	赤枝病院	上川井町 578-2
	A02	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	矢指町 1197-1
	A03	医療法人社団明芳会横浜旭中央総合病院	若葉台四丁目 20-1
	A04	あさひの丘病院	川井本町 128-1
	A05	神奈川病院	川井本町 122-1
町田市	MC01	南町田病院	鶴間四丁目 4-1

注 1：表中の No. は図 3.3-14 に示す番号と対応しています。

資料：「神奈川県医療機関名簿」（神奈川県健康医療局 保健医療部医療課 令和 5 年 9 月閲覧）

（神奈川県健康福祉局 健康安全部医療安全課ホームページ 令和 5 年 9 月閲覧）

「横浜市内の病院・一般診療所・歯科診療所名簿」（横浜市ホームページ 令和 5 年 9 月閲覧）

「市内の病院一覧」（一般社団法人町田市医師会ホームページ 令和 5 年 9 月閲覧）

## (3) 主な官公庁等

調査区域における主な官公庁等は、表 3.3-18 及び図 3.3-15 に示すとおりです。

調査区域内においては、市役所の連絡所が 1 施設、消防署が 2 施設、郵便局が 7 施設存在しています。

表 3.3-18 主な官公庁等

行政区分	種類	No.	名称	所在地
瀬谷区	消防署	S01	中瀬谷消防出張所	中屋敷二丁目 16-15
		S02	横浜卸本町簡易郵便局	卸本町 9308-19
	郵便局	S03	三ツ境駅北口郵便局	三ツ境 5-35
		S04	横浜瀬谷北郵便局	相沢一丁目 5-6
		S05	横浜細谷戸郵便局	相沢六丁目 18-10
		S06	横浜本郷原郵便局	本郷二丁目 41-5
旭区	消防署	A01	若葉台消防出張所	若葉台三丁目 1-1
	郵便局	A02	横浜若葉台郵便局	若葉台三丁目 5-1
大和市	市役所	Y01	大和市役所大和連絡所	大和南一丁目 8-1
	郵便局	Y02	南大和郵便局	大和南一丁目 8-1

注 1：表中の No. は図 3.3-15 に示す番号と対応しています。

資料：「2023 年度版横浜市暮らしのガイド」（横浜市ホームページ 令和 5 年 9 月閲覧）

「大和市民便利帳」（大和市ホームページ 令和 5 年 9 月閲覧）

「郵便局・ATM をさがす」（日本郵政グループホームページ 令和 5 年 9 月閲覧）

「横浜市内の消防署」（横浜市ホームページ 令和 5 年 9 月閲覧）

「大和市 公開型地図情報サービス」（大和市ホームページ 令和 5 年 9 月閲覧）

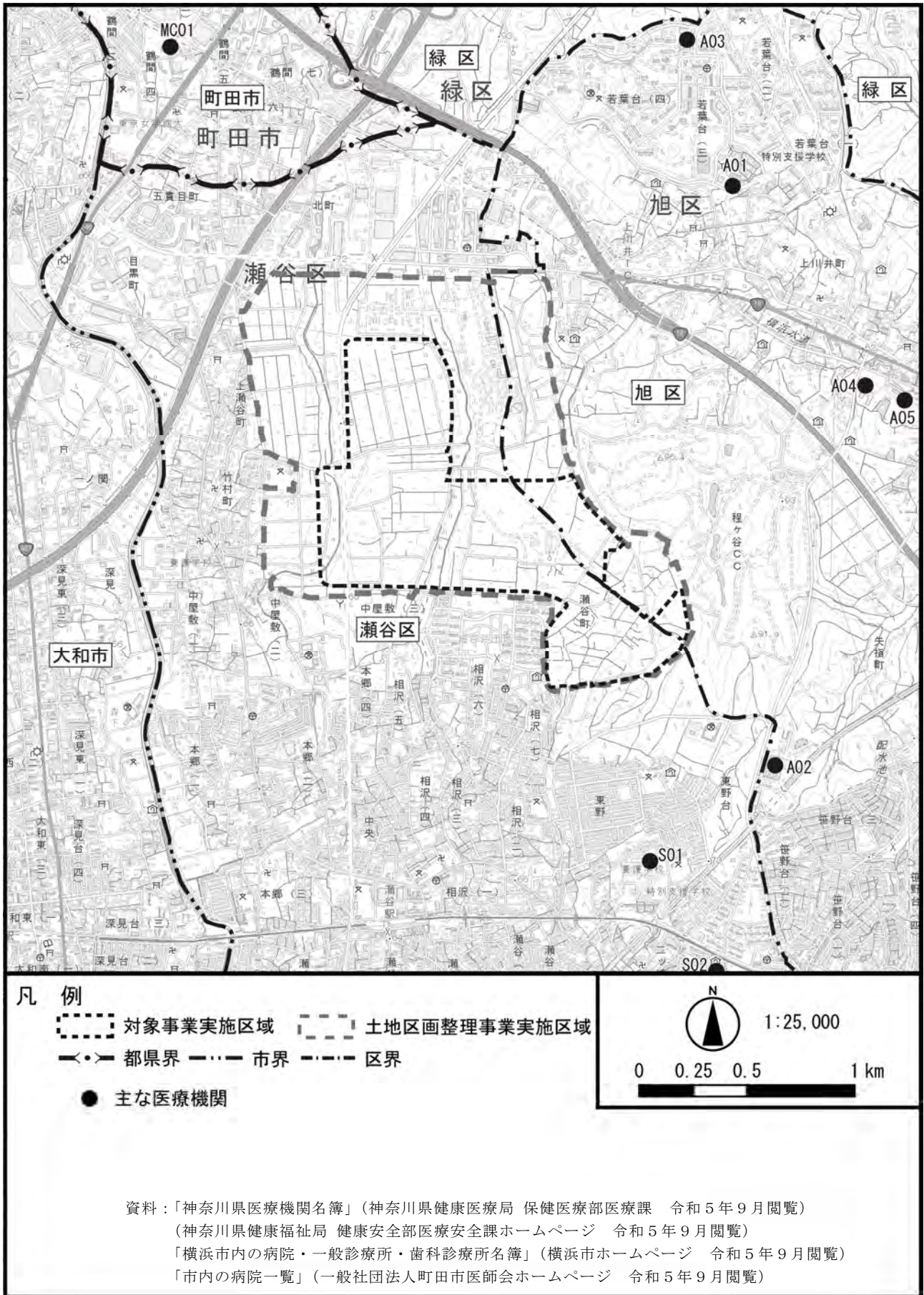


図 3.3-14 主な医療機関の位置図



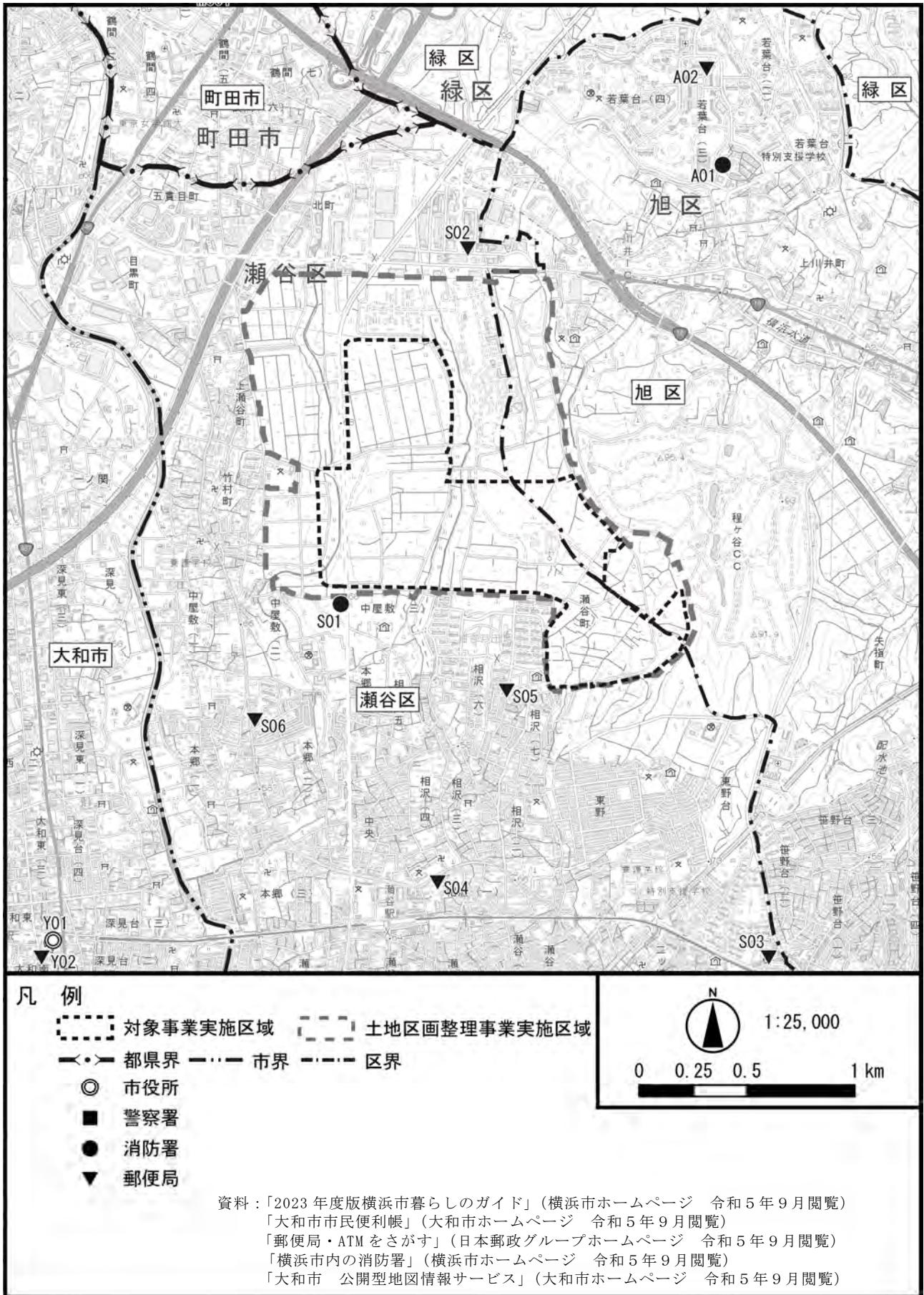


図 3.3-15 主な官公庁等の位置図

#### (4) 主な福祉施設等

調査区域内における主な福祉施設は表 3.3-19 及び図 3.3-16 に示すとおりです。調査区域内においては福祉施設が 60 施設存在しています。対象事業実施区域周辺の主な福祉施設等は、北東側に「シャローム横浜 (A02)」、「シャローム桜山 (A07)」、南側に「ファミリーイン瀬谷 (S02)」、「愛成苑 (S03)」、「サンライズ・ホーム瀬谷市民の森 (S12)」、南西側に「横浜市中屋敷地域ケアプラザ (S26)」があります。

表 3.3-19(1) 主な福祉施設

行政区分	種類	No.	名称	所在地
瀬谷区	特別養護老人ホーム	S01	ひだまり館	二ツ橋町 283-1
		S02	ファミリーイン瀬谷	中屋敷三丁目 11-1
		S03	愛成苑	瀬谷町 4131-16
		S04	ラベ瀬谷	目黒町 21-10
	軽費老人ホーム	S05	東野園	東野台 26
	介護老人保健施設	S06	ハートフル瀬谷	中屋敷二丁目 2-1
	認知症高齢者グループホーム	S07	グループホーム泉の郷本郷	本郷一丁目 55-1
		S08	サロン・ド・せや	中屋敷一丁目 37-8
		S09	グループホームこころ	本郷三丁目 25-1
		S10	グループホームソラスト瀬谷	本郷三丁目 49-1
		S11	特定非営利活動法人ふるさとホーム瀬谷	相沢四丁目 10-36
		S12	サンライズ・ホーム瀬谷市民の森	瀬谷町 5631-1
		S13	グループホームみんなの家横浜瀬谷	中屋敷二丁目 6-15
		S14	グループホームみんなの家横浜上瀬谷	上瀬谷町 56-4
		S15	グループホームきずな	東野台 40
		S16	ニチイケアセンター横浜瀬谷	本郷三丁目 63-5
		介護付有料老人ホーム等	S17	サンライズ・ヴィラ瀬谷
	S18		ホームステーションらいふ瀬谷	瀬谷区相沢六丁目 4-7
	住宅型有料老人ホーム	S19	アシステッド・ナーシング輝の杜	五貫目町 10-38
		S20	住宅型有料老人ホームフォンテーヌ横浜町田壱番館	五貫目町 18-19
		S21	住宅型有料老人ホームフォンテーヌ横浜町田貳番館	五貫目町 18-1
		S22	ベストライフ横浜瀬谷	本郷一丁目 14-13
	小規模多機能型居宅介護	S23	小規模多機能ホームあんのん	本郷三丁目 1-17
		S24	小規模多機能型居宅介護事業所アカシア	本郷一丁目 14-13
		S25	咲くや愛成	相沢七丁目 13
	地域ケアプラザ	S26	横浜市中屋敷地域ケアプラザ	中屋敷二丁目 18-6
		S27	横浜市二ツ橋第二地域ケアプラザ	二ツ橋町 469
	社会福祉協議会	S28	瀬谷区社会福祉協議会	二ツ橋町 469
	在宅医療連携拠点	S29	横浜市瀬谷区医師会	二ツ橋町 489-46
	地域子育て支援拠点	S30	にこてらす	二ツ橋町 469
旭区	特別養護老人ホーム	A01	あだちホーム	上川井町 2287
		A02	シャローム横浜	上川井町 1988
		A03	サニーヒル横浜	上川井町 426
		A04	水の郷	上川井町 3059
		A05	弥生苑	上川井町 1241-1
		A06	旭ホーム	川井本町 154-6
	ケアハウス	A07	シャローム桜山	上川井町 1988
	介護老人保健施設	A08	グリーンリープズ赤枝	上川井町 2694-7
		A09	希望の森	上川井町 2968-2
	認知症高齢者グループホーム	A10	花物語あさひ	上川井町 2269
		A11	青い空と緑の大地	上川井町 2911-5
		A12	グループホームつどい	下川井町 2218-25

表 3.3-19(2) 主な福祉施設

行政区分	種類	No.	名称	所在地
旭区	介護付有料老人ホーム等	A13	トレクオーレ横浜若葉台	若葉台四丁目 36-1
		A14	ヴィンテージ・ヴィラ横浜	若葉台四丁目 26
	住宅型有料老人ホーム	A15	アモーレ水の郷	上川井町 169
	地域ケアプラザ	A16	横浜市若葉台地域ケアプラザ	若葉台四丁目 16-1
		A17	横浜市笹野台地域ケアプラザ	笹野台二丁目 32-1
大和市	特別養護老人ホーム（介護付有料老人ホーム）	Y01	ベルビルガーデンやまと	深見 713-2
		Y02	ホームステーションらいふ大和	深見東一丁目 4-10
	介護老人福祉施設	Y03	ル・リアンふかみ	深見 2106-1
	小規模多機能型居宅介護	Y04	ヴィラ愛成	大和東一丁目 13-17
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	Y05	特別養護老人ホーム晃風園ぬくもり	深見 1736-2
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	Y06	グループホーム晃風園	深見東三丁目 2-5
		Y04	ヴィラ愛成	大和東一丁目 13-17
		Y07	大和 YMCA グループホーム	大和東三丁目 3-16
地域包括支援センター	Y08	深見大和地域包括支援センター(大和 YMCA)	大和東三丁目 3-16	
町田市	介護老人保健施設	MC01	オネステイ南町田	鶴間七丁目 3-3
	認知症高齢者グループホーム	MC02	花物語まちだ南	鶴間六丁目 18-40
	有料老人ホーム	MC03	ひだまりガーデン南町田	鶴間四丁目 14-1
	看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	MC04	ペンギンステイ南町田	鶴間四丁目 5-8

注1：表中のNo.は図 3.3-16 に示す番号と対応しています。

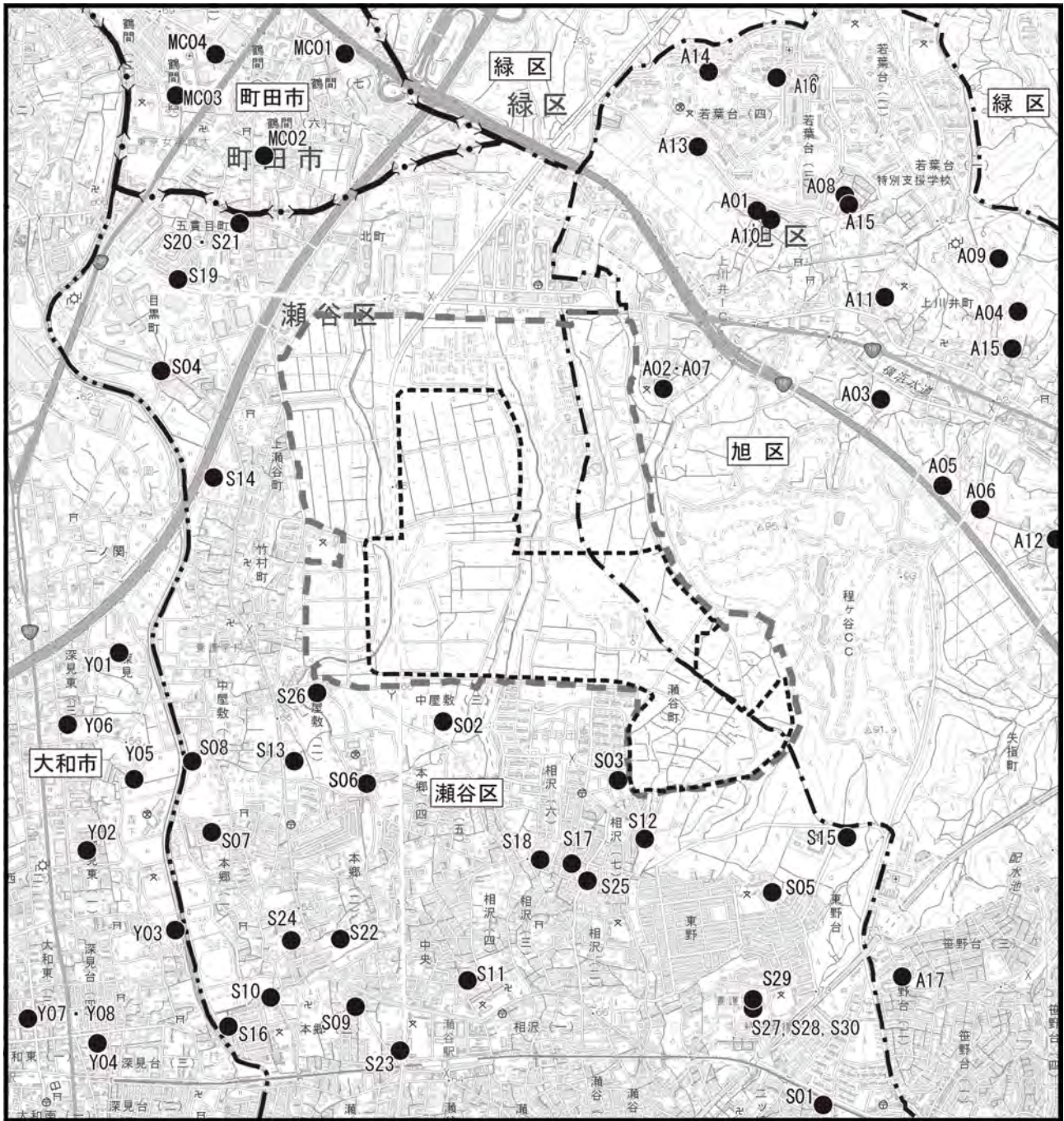
資料：「高齢者福祉保健施設一覧（令和5年9月1日現在）」（横浜市ホームページ 令和5年9月閲覧）

「地域ケアプラザ紹介」（横浜市ホームページ 令和5年9月閲覧）

「介護保険サービス提供事業所一覧」（令和4年12月1日現在）」（大和市ホームページ 令和5年9月閲覧）

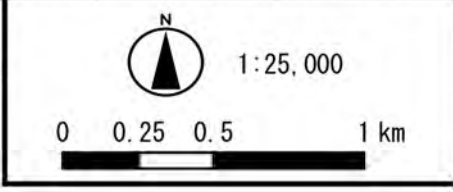
「社会福祉施設等一覧」（東京都福祉局ホームページ 令和5年9月閲覧）

「地域子育て支援拠点」（横浜市ホームページ 令和5年9月閲覧）



**凡 例**

   対象事業実施区域   
    土地区画整理事業実施区域  
 都県界   
 市界   
 区界  
 福祉施設



資料：「高齢者福祉保健施設一覧（令和5年9月1日現在）」（横浜市ホームページ 令和5年9月閲覧）  
 「地域ケアプラザ紹介」（横浜市ホームページ 令和5年9月閲覧）  
 「介護保険サービス提供事業所一覧（令和4年12月1日現在）」（大和市ホームページ 令和5年9月閲覧）  
 「社会福祉施設等一覧」（東京都福祉局ホームページ 令和5年9月閲覧）  
 「地域子育て支援拠点」（横浜市ホームページ 令和5年9月閲覧）

図 3.3-16 主な福祉施設等の位置図

### (5) その他の市民利用施設等

調査区域におけるその他の市民利用施設は、表 3.3-20 及び図 3.3-17 に示すとおりです。

調査区域内においては、各地区センターやコミュニティハウス、図書館等の市民利用施設が 19 施設存在し、対象事業実施区域周辺には「中屋敷地区センター（S02）」及び「東野コミュニティハウス（S03）」等が存在しています。

表 3.3-20 その他の市民利用施設

行政区分	施設	No.	名称	所在地
瀬谷区	図書館	S01	瀬谷図書館	本郷三丁目 22-1
	地区センター	S02	中屋敷地区センター	中屋敷二丁目 18-6
	コミュニティハウス	S03	東野コミュニティハウス	東野 130
	市民活動支援センター	S04	瀬谷区民活動センター	二ツ橋町 469
	区民文化センター	S05	あじさいプラザ (瀬谷区民文化センター)	瀬谷四丁目 4-10
	その他	S06	横浜市瀬谷中央公園こどもログハウス (まるたのしろ)	本郷二丁目 28-4
旭区	地区センター	A01	若葉台地区センター	若葉台三丁目 4-2
	スポーツ施設	A02	大貫谷公園プール	若葉台四丁目 35
	コミュニティハウス	A03	横浜わかば学園コミュニティハウス	若葉台二丁目 1-1
大和市	図書館	Y01	大和市立図書館（シリウス内）	大和南一丁目 8-1
	コミュニティセンター	Y02	コミュニティセンター深見北会館	深見 498-5
		Y03	コミュニティセンター深見中会館	深見台四丁目 10-29
	スポーツ施設	Y04	深見歴史の森スポーツ広場	下鶴間 2747-1
	学習センター	Y05	大和市生涯学習センター（シリウス内）	大和南一丁目 8-1
	その他	Y06	大和市下鶴間ふるさと館	下鶴間 2359-5
		Y07	文化創造拠点シリウス	大和南一丁目 8-1
		Y08	やまと芸術文化ホール（シリウス内）	大和南一丁目 8-1
		Y09	ぷらっと大和（シリウス内）	大和南一丁目 8-1
町田市	その他	MC01	南町田会館	鶴間三丁目 16-1

注1：表中の No. は図 3.3-17 に示す番号と対応しています。

資料：「2023 年度版 暮らしのガイド」（横浜市ホームページ 令和 5 年 9 月閲覧）

「瀬谷中央公園こどもログハウス」（令和 5 年 9 月閲覧）

「大和市コミュニティセンター一覧」（大和市役所生活あんしん課ホームページ 令和 5 年 9 月閲覧）

「図書施設一覧 マップ」（大和市ホームページ 令和 5 年 9 月閲覧）

「公開型地図情報サービス」（大和市ホームページ 令和 5 年 9 月閲覧）

「大和市スポーツ関連施設一覧」（大和市文化スポーツ部 スポーツ課ホームページ 令和 5 年 9 月閲覧）

「集会施設のご案内」（町田市ホームページ 令和 5 年 9 月閲覧）

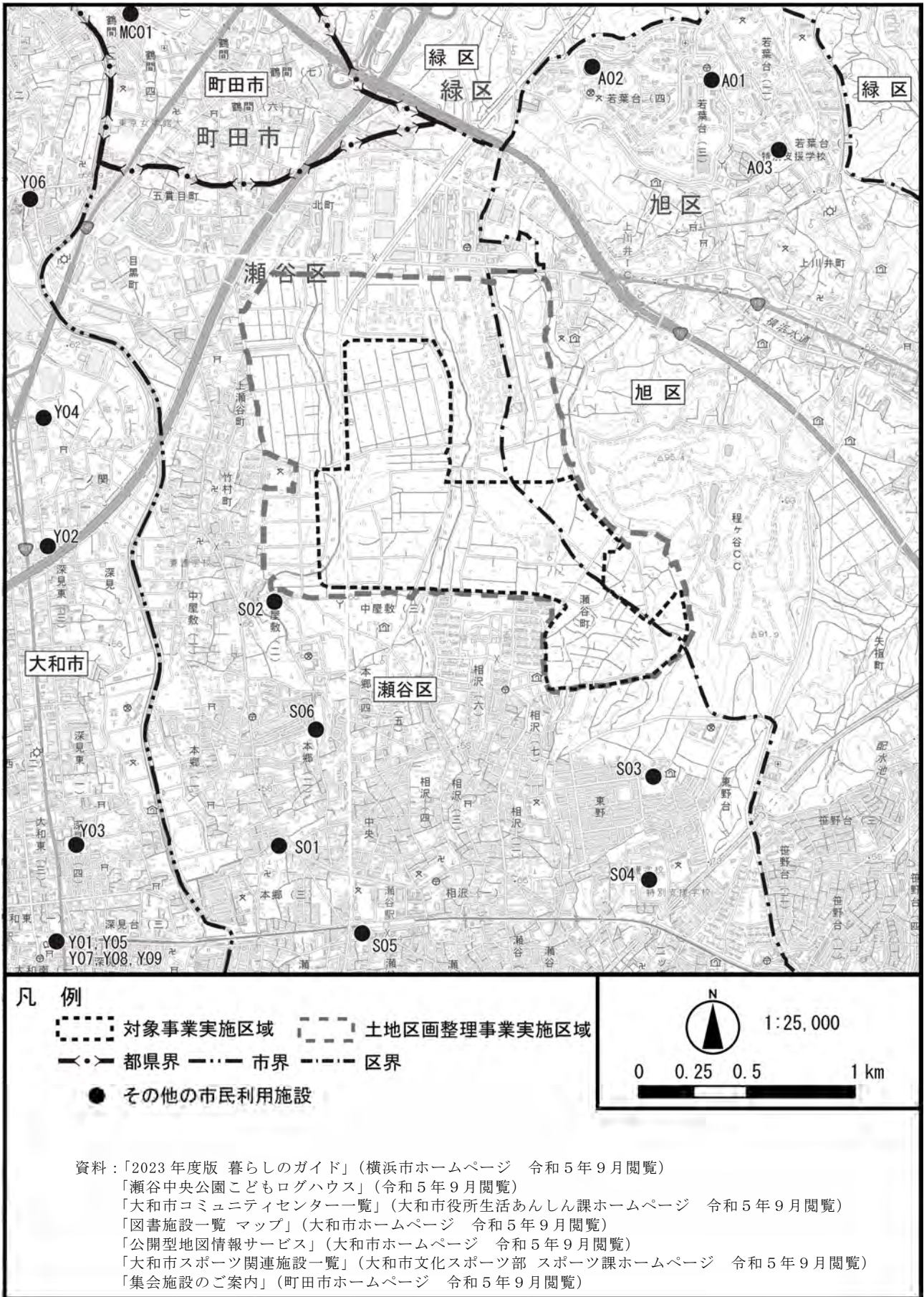


図 3.3-17 その他の市民利用施設の位置図

(6) 主な公園・緑地等

調査区域における主な公園・緑地等は、表 3.3-21 及び図 3.3-18 に示すとおりです。

調査区域内においては、主な公園・緑地等が 96 施設存在しています。対象事業実施区域周辺においては、「瀬谷みはらし公園 (S04)」、「上瀬谷町東公園 (S15)」、「竹村町公園 (S21)」、「中屋敷三丁目公園 (S22)」、「細谷戸公園 (S25)」、「上川井市坂公園 (A07)」等が存在しています。

また、調査区域内には「緑の環境をつくり育てる条例」に基づく「瀬谷市民の森 (S34)」、「矢指市民の森 (A21)」、「追分市民の森 (A22)」、「上川井市民の森 (A23)」、「三保市民の森 (M01)」が存在しており、「瀬谷市民の森 (S34)」と「上川井市民の森 (A23)」は対象事業実施区域の南東側に隣接しています。

表 3.3-21(1) 主な公園・緑地等

行政区分	種類	No	名称	面積 (㎡)
瀬谷区	地区	S01	瀬谷本郷公園	55,902
	近隣	S02	上瀬谷公園	10,245
		S03	瀬谷中央公園	12,630
		S04	瀬谷みはらし公園	13,584
		S05	相沢公園	2,917
	街区	S06	相沢六丁目公園	1,156
		S07	相沢六丁目第二公園	979
		S08	相沢南公園	150
		S09	相沢四丁目公園	2,739
		S10	東野第一公園	3,553
		S11	東野第二公園	1,277
		S12	東野第三公園	1,016
		S13	東野第四公園	150
		S14	東野第五公園	1,774
		S15	上瀬谷町東公園	683
		S16	五貫目町公園	1,749
		S17	瀬谷四丁目公園	1,723
		S18	瀬谷駅北口公園	3,000
		S19	瀬谷土橋公園	4,472
		S20	大門第一公園	930
		S21	竹村町公園	1,756
		S22	中屋敷三丁目公園	1,463
		S23	中屋敷中央公園	4,136
		S24	橋戸北第二公園	1,498
		S25	細谷戸公園	7,787
		S26	本郷三丁目公園	5,305
		S27	本郷四丁目公園	533
		S28	本郷四丁目第二公園	4,120
		S29	本郷二丁目公園	783
		S30	目黒町公園	676
		S31	楽老北公園	1,557
		S32	楽老中公園	1,199
		S33	楽老南公園	3,770
	市民の森	S34	瀬谷市民の森	5,305
	特別緑地保全地区	S35	本郷三丁目特別緑地保全地区	3,000

表 3.3-21(2) 主な公園・緑地等

行政区分	種類	No	名称	面積 (m <sup>2</sup> )
旭区	地区	A01	若葉台公園	46,441
	近隣	A02	大貫谷公園	32,323
		A03	桧山公園	26,394
		A04	日向根公園	16,215
		A05	笹野台北公園	9,879
		A06	えびね公園	5,445
	街区	A07	上川井市坂公園	589
		A08	上川井堂谷公園	6,910
		A09	笹野台大野公園	931
		A10	笹野台二丁目公園	1,065
		A11	つくし公園	2,574
		A12	なのはな公園	3,695
		A13	やまゆり公園	5,187
		A14	たんぼぼ公園	2,224
		A15	金が谷第五公園	621
		A16	笹野台第二公園	1,166
		A17	笹野台第四公園	435
		緑地	A18	若葉台四丁目緑地
	A19		若葉台一丁目緑地	—
	A20		笹野台三丁目緑地	—
	市民の森	A21	矢指市民の森	51,000
		A22	追分市民の森	331,000
		A23	上川井市民の森	101,000
	特別緑地保全地区	A24	追分特別緑地保全地区	333,000
		A25	上川井町大貫谷特別緑地保全地区	10,000
		A26	上川井町堀谷特別緑地保全地区	15,000
		A27	上川井町中田谷特別緑地保全地区	31,000
		A28	上川井町堂谷特別緑地保全地区	35,000
		A29	上川井町露木谷特別緑地保全地区	103,000
		A30	川井本町特別緑地保全地区	31,000
緑区	市民の森	M01	三保市民の森	397,000
	特別緑地保全地区	M02	三保特別緑地保全地区	565,000
大和市	街区	Y01	目黒公園	1,152
		Y02	深見台1号公園	2,257
		Y03	宿公園	1,562
		Y04	一ノ関公園	1,755
		Y05	大上公園(おおがさ公園)	852
		Y06	目黒台公園	2,055
		Y07	きらめき公園	484
		Y08	名和公園	1,336
		Y09	山王原東公園	1,241
		Y10	松の久保公園	2,077
		Y11	深見台第5児童遊園	848
		Y12	大和東児童遊園	788
		Y13	こもれび公園	430
		Y14	菊園児童遊園	607
		Y15	山谷南公園	1,227
	緑地	Y16	深見台緑地	914
		Y17	緑の広場33号	1,357
	大規模緑地	Y18	深見歴史の森	65,958
		Y19	城山史跡公園(深見歴史の森内)	—



表 3.3-21(3) 主な公園・緑地等

行政区分	種類	No	名称	面積 (㎡)
町田市	街区	MC01	鶴間前谷戸児童公園	215
		MC02	鶴間ひだまり公園	264
		MC03	鶴間つくしんぼ公園	278
		MC04	鶴間三角公園	779
		MC05	鶴間風の子公園	472
		MC06	鶴間ポケット公園	63
	市立公園	MC07	鶴間大ヶ谷戸広場	495
		MC08	横浜水道緑道	7,254
	運動公園	MC09	鶴間公園	71,075
	ふるさとの森	MC10	鶴間前谷戸ふるさとの森	3,778

注1：表中のNo. は図 3.3-18 に示す番号と対応しています。

資料：「公園一覧表（令和5年3月31日現在）」（横浜市ホームページ 令和5年8月閲覧）

「市民の森指定一覧（令和5年4月1日現在）」（横浜市ホームページ 令和5年8月閲覧）

「横浜市公園緑地配置図（平成29年7月1日現在）」（横浜市ホームページ 令和4年11月閲覧）

「特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区（令和5年2月3日現在）」（横浜市ホームページ 令和5年8月閲覧）

「横浜市建築局都市計画基礎調査データ（地図情報レベル2500）」

「大和市の公園データ」（大和市ホームページ 令和5年8月閲覧）

「大和市公開型地図情報サービス（くらしの情報公園）」（大和市ホームページ 令和4年11月閲覧）

「町田市公園緑地等一覧表2023年4月1日現在」（町田市ホームページ 令和5年8月閲覧）

「地図情報まちだ（公園の位置）」（町田市ホームページ 令和4年11月閲覧）

「鶴間公園【公式】」（町田市ホームページ 令和4年11月閲覧）

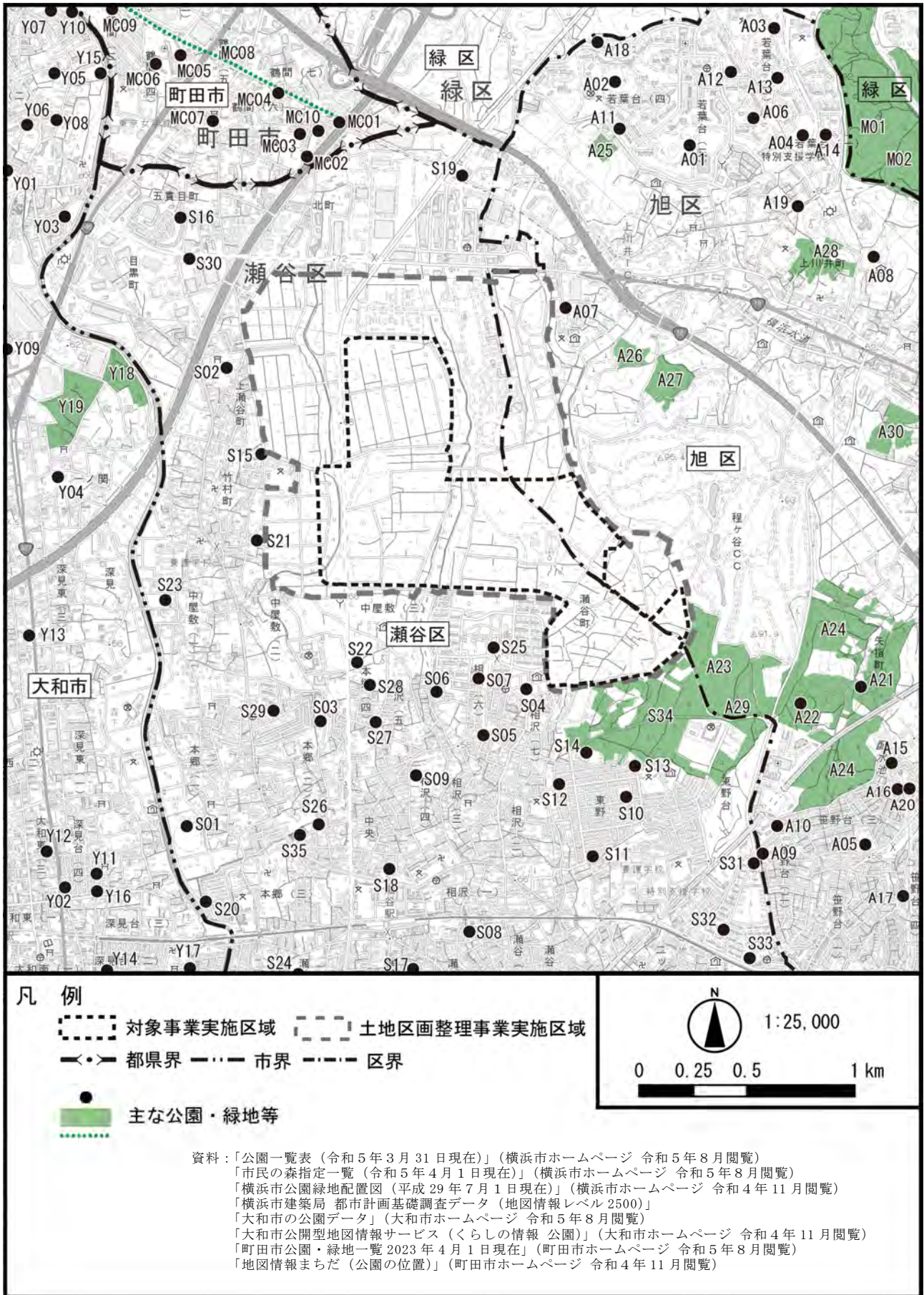


図 3.3-18 主な公園・緑地等の位置図

### 3.3.6 下水道の整備状況

調査区域における令和3年度・4年度末の下水道の整備の状況は、表 3.3-22 に示すとおりです。

対象事業実施区域が位置する瀬谷区では、下水道処理人口普及率が 99%、下水道処理面積普及率が 66.0%、旭区では、下水道処理人口普及率が 99%、下水道処理面積普及率が 69.5%となっています。

また、対象事業実施区域においては、下水道は整備されていません。

表 3.3-22 下水道の整備の状況

項目	下水道区域		処理区域		普及率	
	面積 A (ha)	人口 B (人)	面積 C (ha)	人口 D (人)	面積 C/A (%)	人口 D/B (%)
横浜市	43,778	3,768,363	31,523	3,766,915	72.0	100.0
瀬谷区	1,717	121,691	1,134	121,547	66.0	99
旭区	3,273	242,999	2,274	242,863	69.5	99
緑区	2,551	182,890	1,506	182,833	59.0	99
大和市	2,709	242,919	1,957	232,018	72.2	95.5
町田市	7,155	430,803	5,106	426,224	71.4	98.9

注1：横浜市及び大和市は令和3年度末現在。町田市は令和4年度末現在。

注2：■は、対象事業実施区域のある行政区分

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和5年8月閲覧）

「大和市統計概要」（大和市ホームページ 令和5年8月閲覧）

「町田市統計書 令和4年度発行」（町田市ホームページ 令和5年8月閲覧）

### 3.3.7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

本博覧会や対象事業実施区域に係る環境関係法令等は表 3.3-23 に示すとおりです。

表 3.3-23 (1) 本博覧会及び対象事業実施区域に係る環境関連法令等

項目		関連法令	本博覧会との関係
環境関連	環境一般	環境基本法	○
		神奈川県環境基本条例	—
		神奈川県生活環境の保全等に関する条例	—
		横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例	○
		横浜市生活環境の保全等に関する条例	○
		環境影響評価法	—
		神奈川県環境影響評価条例	—
		横浜市環境影響評価条例	○
		横浜市開発事業の調整等に関する条例	○
		環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき事項）（横浜市）	○
公害防止	大気汚染	大気汚染防止法	○
		自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	○
	水質汚濁	水質汚濁防止法	○
		下水道法	○
		横浜市下水道条例	○
	土壌汚染	土壌汚染対策法	○
		農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	—
	騒音	騒音規制法	○
	振動	振動規制法	○
	地盤沈下	工業用水法	—
建築物用地下水の採取の規制に関する法律		—	
悪臭	悪臭防止法	—	
日照障害		建築基準法	—
		横浜市建築基準条例	—
		横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例	—
		横浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	—
廃棄物		循環型社会形成推進基本法	○
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律	○
		資源の有効な利用の促進に関する法律	○
		容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	—
		食品循環資源の再利用等の促進に関する法律	○
		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	○
		神奈川県土砂の適正処理に関する条例	○
		神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例	○
		横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	○
横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例	○		
ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法	—	
有害化学物質	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	農業取締法	○
		グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）	○

表 3.3-23 (2) 本博覧会及び対象事業実施区域に係る環境関連法令等

項目	関連法令等	本博覧会との関係	
自然環境保全	自然環境一般	生物多様性基本法	○
		遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）	○
		神奈川県遺伝子組換え作物交雑防止条例	○
		神奈川県食の安全・安心の確保推進条令	—
		地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律	—
		神奈川県自然環境保全条例	○
		神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例	—
		緑の環境をつくり育てる条例	○
		横浜自然観察の森条例	—
	国立公園、県立自然公園、都市公園等	自然公園法	—
		都市公園法	○
		神奈川県立自然公園条例	—
		神奈川県都市公園条例	—
		横浜市公園条例	○
	自然環境保全地域	自然環境保全法	—
		神奈川県自然環境保全条例	—
	世界遺産（自然遺産）	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	—
	風致地区	都市計画法	○
		風致地区条例（神奈川県）	—
		横浜市風致地区条例	○
	特別緑地保全地区	都市緑地法	○
	近郊緑地保全区域	首都圏近郊緑地保全法	—
	敷地内緑化、施設の設定	緑の環境をつくり育てる条例（横浜市）	○
		横浜市緑化地域に関する条例	—
	生産緑地地区	生産緑地法	○
	農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律	○
	鳥獣保護区	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	—
	野生生物	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	○
		特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	○
ラムサール条約湿地	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	—	
自然再生	自然再生推進法	—	
災害防止	保安林	森林法	—
	砂防指定地	砂防法	—
		神奈川県砂防指定地の管理に関する条例	—
	海岸保全地域	海岸法	—
	港湾区域	港湾法	—
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	—
	宅地造成工事規制区域	宅地造成等規制法	○
	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	—
	地すべり防止地区	地すべり等防止法	—
	河川保全区域	河川法	—
	航空障害	航空法	—
	防火・危険物等の取扱い	消防法	○
		横浜市火災予防条例	○
		特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	—
		放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	—
		毒物及び劇物取締法	—

表 3.3-23 (3) 本博覧会及び対象事業実施区域に係る環境関連法令等

項目		関連法令等	本博覧会との関係
地球環境保全	温暖化対策	地球温暖化対策の推進に関する法律	○
		横浜市地球温暖化対策実行計画	○
		エネルギー政策基本法	○
		電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	—
		エネルギーの使用の合理化等に関する法律	○
		横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例	○
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	○
		非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律	—
		バイオマス活用推進基本法	○
		フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	○
		新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法	—
		環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律	○
		神奈川県地球温暖化対策推進条例	○
		その他	景観
神奈川県景観条例	○		
横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例	○		
都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	—		
古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	—		
屋外広告物法	○		
神奈川県屋外広告物条例	—		
横浜市屋外広告物条例	○		
まちづくり方針	土地区画整理法		○
	駐車場法		○
	横浜市駐車場条例		○
	自動車ターミナル法		○
	横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例		—
文化財	文化財保護法		○
	神奈川県文化財保護条例	—	
	横浜市文化財保護条例	○	
農業・園芸	植物防疫法	○	
その他	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	○	

### 3.3.8 文化財等の状況

#### (1) 指定・登録文化財

調査区域における指定・登録文化財等の分布状況は、表 3.3-24 及び図 3.3-19 に示すとおりです。

調査区域の史跡、天然記念物としては、「義民建功の碑（S02：横浜市指定史跡）」、「日枝社のケヤキ（S03：横浜市指定天然記念物）」、「ハルニレ（なんじゃもんじゃの木）（Y13：大和市指定天然記念物）」、「旧小倉家住宅宅地（Y14：大和市指定史跡）」があります。なお、調査区域には名勝として指定された文化財はありません。

調査区域には、「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月法律第 214 号）第 134 条第 1 項の規定により選定された重要文化的景観、同法第 144 条第 1 項の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区はありません。

表 3.3-24 (1) 指定・登録文化財等の状況

行政区分	No.	指定	種類	名称	所在地	指定年月日	所有者等
瀬谷区	S01	県	工芸品	銅鐘	上瀬谷町 8-3	昭和 44 年 12 月 2 日	妙光寺
	S02	市	史跡	義民建功の碑	本郷三丁目 36-6	平成 14 年 11 月 1 日	徳善寺
	S03	市	天然 記念物	日枝社のケヤキ	本郷一丁目 18-9	平成 4 年 11 月 1 日	日枝社
	S04	市	石造物	道祖神塔	本郷一丁目 18-2	—	—
	S05	市	石造物	地神塔	本郷一丁目 18-9 日枝神社	—	—
	S06	市	石造物	庚申塔	本郷一丁目 18-9 日枝神社	—	—
	S07	市	石造物	庚申塔	本郷一丁目 18-9 日枝神社	—	—
	S08	市	石造物	庚申塔	本郷一丁目 18-9 日枝神社	—	—
	S09	市	石造物	庚申塔	本郷一丁目 18-9 日枝神社	—	—
	S10	市	石造物	庚申塔	本郷一丁目 18-9 日枝神社	—	—
	S11	市	石造物	地神塔	本郷一丁目 18-9 日枝神社	—	—
	S12	市	石造物	護蚕祠	本郷一丁目 18-9 日枝神社	—	—
	S13	市	石造物	地蔵像	本郷一丁目 47-2	—	—
	S14	市	石造物	万霊塔	本郷三丁目 36-6 徳善寺	—	—
	S15	市	石造物	忠魂碑	本郷三丁目 36-6 徳善寺	—	—
	S16	市	石造物	山野神塔	本郷三丁目 38-3	—	—
	S17	市	石造物	石祠	本郷三丁目 38-3	—	—
	S18	市	石造物	庚申塔	本郷三丁目 38-3	—	—
	S19	市	石造物	地神塔	中屋敷一丁目 36-6 付近	—	—
	S20	市	石造物	道祖神塔	中屋敷一丁目 36-6 付近	—	—
	S21	市	石造物	地蔵像	中屋敷一丁目 36-6 付近	—	—
	S22	市	石造物	庚申塔	中屋敷二丁目 25-11	—	—
	S23	市	石造物	庚申塔	中屋敷二丁目 25-11	—	—
	S24	市	石造物	馬頭観音像	中屋敷二丁目 25-11	—	—
	S25	市	石造物	馬頭観音像	竹村町 1-14 善昌寺	—	—
	S26	市	石造物	筆小塚	竹村町 1-14 善昌寺	—	—
	S27	市	石造物	筆小塚	竹村町 1-14 善昌寺	—	—
	S28	市	石造物	供養塔	竹村町 1-14 善昌寺	—	—
	S29	市	石造物	地蔵像	竹村町 1-14 善昌寺	—	—
	S30	市	石造物	地神塔	上瀬谷町 3-9	—	—

表 3.3-24 (2) 指定・登録文化財等の状況

行政区分	No.	指定	種類	名称	所在地	指定年月日	所有者等
瀬谷区	S31	市	石造物	庚申塔	上瀬谷町 40-8 若宮八幡	—	—
	S32	市	石造物	庚申塔	上瀬谷町 40-8 若宮八幡	—	—
	S33	市	石造物	庚申塔	上瀬谷町 40-8 若宮八幡	—	—
	S34	市	石造物	鳥居	上瀬谷町 40-8 若宮八幡	—	—
	S35	市	石造物	手水鉢	上瀬谷町 40-8 若宮八幡	—	—
	S36	市	石造物	燈籠	上瀬谷町 40-8 若宮八幡	—	—
	S37	市	石造物	筆小塚	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S38	市	石造物	瀬谷村領主之墓	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S39	市	石造物	瀬谷村領主之墓	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S40	市	石造物	瀬谷村領主之墓	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S41	市	石造物	題目塔	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S42	市	石造物	題目塔	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S43	市	石造物	記念碑	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S44	市	石造物	記念碑	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S45	市	石造物	題目塔	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S46	市	石造物	板碑	上瀬谷町 15-8	—	—
	S47	市	石造物	板碑	上瀬谷町 15-8	—	—
	S48	市	石造物	板碑	上瀬谷町 15-8	—	—
	S49	市	石造物	板碑	上瀬谷町 15-8	—	—
	S50	市	石造物	板碑	上瀬谷町 15-8	—	—
	S51	市	石造物	板碑	上瀬谷町 15-8	—	—
	S52	市	石造物	地神塔	五貫目町 3-12	—	—
	S53	市	石造物	馬頭観音塔	相沢三丁目 16-1	—	—
	S54	市	石造物	庚申塔	相沢三丁目 16-1	—	—
	S55	市	石造物	庚申塔	相沢三丁目 16-1	—	—
	S56	市	石造物	地神塔	相沢三丁目 16-1	—	—
	S57	市	石造物	庚申塔	相沢三丁目 16-1	—	—
	S58	市	石造物	庚申塔	相沢三丁目 16-1	—	—
	S59	市	石造物	手洗鉢	相沢三丁目 24-3 諏訪神社	—	—
	S60	市	石造物	燈籠	相沢三丁目 24-3 諏訪神社	—	—
	S61	市	石造物	石祠	相沢三丁目 24-3 諏訪神社	—	—
	S62	市	石造物	幸神塔	相沢四丁目 35-1	—	—
	S63	市	石造物	庚申塔	相沢四丁目 35-1	—	—
	S64	市	石造物	忠魂碑	相沢四丁目 4-1 長天寺	—	—
S65	市	石造物	庚申塔	相沢六丁目 6-1	—	—	
S66	市	石造物	道祖神塔	相沢六丁目 6-1	—	—	
S67	市	石造物	庚申塔	相沢六丁目 6-1	—	—	
S68	市	石造物	石祠	相沢六丁目 6-1	—	—	
S69	市	石造物	観音塔	相沢六丁目 12-5	—	—	
S70	市	石造物	道祖神塔	相沢六丁目 36-3	—	—	
S71	市	石造物	中丸先生碑	相沢四丁目 1-1 瀬谷小学校	—	—	
S72	市	石造物	庚申塔	相沢五丁目 35-1	—	—	
S73	市	石造物	庚申塔	瀬谷五丁目 2-6	—	—	
S74	市	石造物	義民建功碑	中央七丁目 3	—	—	
旭区	A01	市	彫刻	木造大日如来坐像	上川井町 214	平成 7 年 11 月 1 日	長源寺



表 3.3-24 (3) 指定・登録文化財等の状況

行政区分	No.	指定	種類	名称	所在地	指定年月日	所有者等
大和市	Y01	県	考古資料	大和市上野遺跡出土品	大和南一丁目8-1文化創造拠点シリウスつきみ野七丁目3-2つる舞の里歴史資料館	昭和62年 2月20日	大和市
	Y02	市	建造物	観音寺厨子	下鶴間2240観音寺	昭和47年 2月25日	宗教法人観音寺代表役員
	Y03	市	建造物	深見神社社号標	深見3367深見神社	昭和47年 2月25日	深見神社奉賛会会長
	Y04	市	建造物	慶長年間の墓	深見3361仏導寺	昭和47年 2月25日	個人
	Y05	市	建造物	徳本念仏塔	深見3361仏導寺	昭和47年 2月25日	宗教法人仏導寺代表役員
	Y06	市	建造物	坂本家の墓	深見3361仏導寺	昭和47年 2月25日	宗教法人仏導寺代表役員
	Y07	市	建造物	旧小倉可光家住宅	下鶴間2359-5下鶴間ふるさと館	平成7年 4月27日	大和市
	Y08	市	建造物	旧小倉可光家住宅土蔵	下鶴間2359-5下鶴間ふるさと館	平成9年 4月24日	大和市
	Y09	市	彫刻	坂本小左エ門重安の位牌	深見	昭和47年 2月25日	個人
	Y10	市	彫刻	木造地藏菩薩半跏像	下鶴間2240観音寺	昭和56年 8月1日	宗教法人観音寺代表役員
	Y11	市	工芸品	旧子ノ社鰐口	深見	昭和56年 8月1日	個人
	Y12	市	工芸品	仏導寺梵鐘	深見3361仏導寺	昭和56年 8月1日	宗教法人仏導寺代表役員
	Y13	市	天然記念物	ハルニレ(なんじやもんじやの木)	深見3367深見神社	昭和47年 2月25日	深見神社奉賛会会長
	Y14	市	史跡	旧小倉家住宅宅地	下鶴間2359-5ほか	平成15年 6月25日	大和市
町田市	MC1	市	—	聖徳太子立像	鶴間五丁目17-1円成寺	昭和62年 11月13日	—
	MC2	市	建造物	日枝神社本殿	鶴間六丁目21-24日枝神社	平成30年 1月24日	—

注1:「—」は、資料中に項目として記載されていなかったことを示します。

注2:表中のNo.は、図3.3-19に示す番号と対応しています。

注3:Y09、Y11の所在地の詳細情報が公表されていなかったため、図3.3-19に表記しておりません。

資料:「神奈川県文化財目録(市町村別)」(神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課 令和5年9月)

「国・神奈川県および横浜市指定・登録文化財目録」(横浜市教育委員会生涯学習文化財課 令和元年11月)

「横浜市文化財調査報告書第二十九輯瀬谷区石造物調査報告書」(横浜市教育委員会 平成9年3月)

「横浜市行政地図情報提供システム(文化財ハマSite)」(横浜市ホームページ 令和5年9月閲覧)

「大和市の指定文化財一覧」(大和市文化スポーツ部文化振興課市史・文化財係 平成29年9月)

(大和市ホームページ 令和5年9月閲覧)

「町田市の文化財一覧」(町田市ホームページ 令和5年9月閲覧)

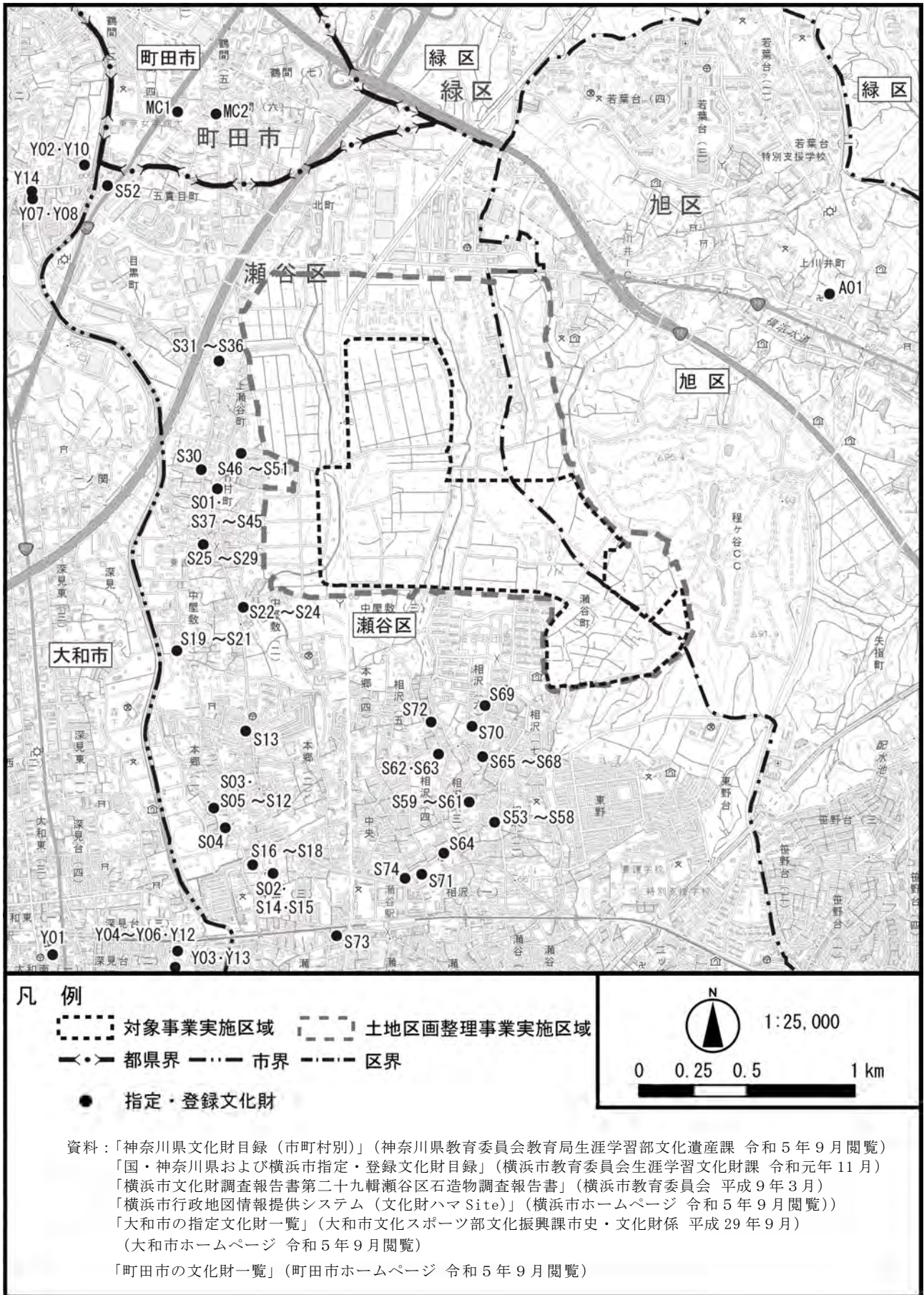


図 3.3-19 指定・登録文化財等の状況

## (2) 埋蔵文化財の状況

調査区域における周知の埋蔵文化財包蔵地の分布状況は、表 3.3-25 及び図 3.3-20 に示すとおりです。

対象事業実施区域内には埋蔵文化財包蔵地（S04、S05、S06、S07、A17）が存在しています。

表 3.3-25 (1) 調査区域の埋蔵文化財包蔵地の概要

行政区分	No.	所在地	種類	地目	立地	時代・時期	備考
瀬谷区	S01	五貫目町1・16 付近	古墳・包含地・城跡	畑地・墓地・宅地・雑木林	台地上	縄文(中期)・古墳(前期)・奈良・平安	削平面に住居跡断面、一部破壊
	S02	上瀬谷町45 付近	古墳	畑地	台地縁辺部	古墳	八幡上古墳(円墳)、直刀・玉類出土、整地化のため破壊
	S03	瀬谷町54 付近	散布地	畑地	台地上	縄文	—
	S04	瀬谷町7659 付近	古墳	畑地	台地上	古墳	別太羅塚古墳(円墳)、米軍瀬谷通信隊基地敷地内、破壊
	S05	竹村町8・中屋敷二丁目31・瀬谷町698 付近	散布地	畑地・公園・宅地・雑木林	台地上	縄文(前・後期)・弥生(後期)・古墳	宅地化により破壊
	S06	瀬谷町7431 付近	散布地	畑地・荒地	台地縁辺部	歴史	—
	S07	瀬谷町976 付近	散布地	畑地	台地上	縄文	—
	S08	瀬谷町768 付近	散布地	畑地	低位段丘上	歴史	—
	S09	中屋敷二丁目20 付近	散布地	畑地	低位段丘上	縄文(前期)・古墳以降	中屋敷遺跡、昭和53年調査、一部破壊
	S10	中屋敷二丁目7 付近	散布地	畑地・宅地	台地上	古墳・歴史	—
	S11	本郷一丁目33・65 付近	散布地	畑地・宅地	台地上	古墳・奈良・平安	—
	S12	本郷二丁目15・26 付近	散布地	畑地・宅地	台地上	古墳・歴史	—
	S13	本郷二丁目15・本郷四丁目8・中央35 付近	散布地・包含地	畑地・宅地・駐車場・雑木林	台地上・縁辺部	先土器・縄文(前・後期)・古墳	本郷遺跡、尖頭器・石核他
	S14	東野139 付近	集落跡	宅地	低台地上	縄文(中・後期)	乳の出神遺跡、破壊
	S15	二ツ橋町462 付近	散布地	宅地・畑地	台地上	縄文(前・中期)	県立三ツ境養護学校他により大部分破壊
	S16	相沢二丁目24 付近	散布地	宅地・畑地	台地上	縄文(中期)・古墳	宅地化により大部分破壊
	S17	中央13 付近	散布地	畑地・宅地	台地上	縄文(前・中期)・古墳	市立瀬谷中学校付近
	S18	瀬谷四丁目24 付近	塚	宅地	台地上	(不明)	鷹見塚
	S19	瀬谷五丁目26 付近	散布地	宅地・畑地	台地上	縄文・弥生・古墳・歴史	—
旭区	A01	若葉台四丁目35 付近	散布地	宅地・学校	台地上・斜面	弥生(後期)	破壊
	A02	若葉台二丁目8 付近	散布地	公園	台地上	縄文(早・前・中・後期)・弥生	宅地化により破壊、やまゆり公園付近
	A03	上川井町2508 付近	散布地	宅地・畑地	台地上・斜面	縄文(中期)	大部分破壊
	A04	上川井町2195 付近	散布地	畑地・宅地・雑木林	台地上・斜面	縄文(中期)	宅地化進行
	A05	若葉台三丁目3 付近	散布地	雑木林	台地上・斜面	縄文(前・中期)・古墳	—

表 3.3-25 (2) 調査区域の埋蔵文化財包蔵地の概要

行政区分	No.	所在地	種類	地目	立地	時代・時期	備考
旭区	A06	若葉台二丁目 29 付近	散布地	宅地	台地斜面	縄文(早・中・後 期)	西野谷戸遺跡、宅地 化により破壊
	A07	上川井町 2908 付近	散布地	畑地・宅 地・学校	台地上・斜 面	時代時期：縄文 (早・前期)	北側は宅地化、南側 は上川井小学校で破 壊
	A08	上川井町 729 付 近	散布地	畑地	台地上・斜 面	縄文(早・前・中 期)・弥生	—
	A09	上川井町 2164 付近	散布地	宅地	斜面	古墳	掘谷遺跡、平成 3 年 調査、住居跡(縄文早 期)、大部分破壊
	A10	上川井町 2106- 4 付近	散布地	台地上	縄文(早・ 前・中期)	縄文(早・前・中 期)	—
	A11	上川井町 919・ 991・1039・1735・ 1779 付近	散布地・ 猟場	果樹園・畑 地・宅地・道 路	台地上・斜 面	縄文(前・中期)	板下谷遺跡 A・B 地 点、平成 5 年調査、 炉穴・落とし穴(縄文)
	A12	上川井町 1895 付近	散布地	畑地	台地上・斜 面	縄文(中期)	—
	A13	上川井町 1216 付近	散布地	畑地・幼 稚園	台地上	弥生(後期)	東根谷遺跡
	A14	上川井町 1322・1378・1403 付近	散布地	ゴミ処理 場・雑木 林・ゴルフ 場	台地上・斜 面	縄文(早・前・中 期)・弥生(後期)	上川井産業廃棄物埋 立処理場により破 壊、程ヶ谷カントリ ークラブゴルフ場内 は大部分破壊
	A15	上川井町 1110 付近	散布地	畑地	台地斜面	縄文(早期)	頂部は削平、破壊
	A16	上川井町 1623 付 近	散布地	ゴルフ場	台地上・斜 面	縄文(早期)	程ヶ谷カントリーク ラブ・ゴルフ場敷地内
	A17	上川井町 136 付 近	散布地	畑地	台地上	(不明)	—
	A18	上川井町 1614 付 近	散布地	畑地	台地上・斜 面	縄文(中期)	—
	A19	矢指町 1197 付 近	集落跡	地目：病院	立地：台地 上・斜面	時代時期：先土 器・縄文(早・前・ 中期)	備考 1：矢指谷遺 跡、昭和 59・60 年調 査、住居跡(縄文早期) 他、大部分破壊
	A20	若葉台二丁目 17 付近	散布地	宅地	台地上	縄文(中期)・弥 生・古墳	宅地化により破壊
	A21	若葉台二丁目 18 付近	散布地	宅地	台地上	縄文(前・中期)	宅地化により破壊
	A22	若葉台一丁目 13 付近	散布地	学校	台地上	縄文(前?・中 期)	学校建設により破壊 (若葉台東中学校敷地 内)
	A23	若葉台一丁目 6 付近	散布地	宅地	台地上	(不明)	宅地化により破壊
	A24	上川井町 2872 付 近	包含地	変電所	台地斜面	縄文(早・前・後 期)	西横浜(変)遺跡、昭和 57 年調査
	A25	上川井町 2988 付 近	散布地	雑木林・畑 地	台地上・斜 面	縄文(後期)・弥 生・古墳	—
	A26	上川井町 3066 付 近	散布地	雑木林・畑 地	台地上	縄文(早・前・中 期)・弥生	—
	A27	上川井町 32・ 3122・3154・ 3162 付近	散布地・ 集落跡	雑木林・畑 地・荒地・ 宅地	台地上・斜 面	縄文(早・前・中 期)・古墳	笹峰遺跡、昭和 59 年 調査、住居跡(縄文中 期)他

表 3.3-25 (3) 調査区域の埋蔵文化財包蔵地の概要

行政区分	No.	所在地	種類	地目	立地	時代・時期	備考
旭区	A28	上川本町 143・ 上川井町 1304・下川井 町 1531 付近	散布地	荒地・畑 地・宅地	台地上	縄文(早・前・中 期)・弥生(中期)	宅地化により一部破 壊
	A29	下川井町 1576 付近	散布地	雑木林・畑 地	台地上・斜 面	縄文(中期)・古墳	—
	A30	下川井町 2256・2260 付 近	散布地	雑木林	台地上・斜 面	縄文(早・前・ 中・後期)	—
	A31	矢指町 1697・ 1716・1729 付 近	散布地	雑木林・畑 地	台地上・斜 面	縄文(早・前・中 期)・古墳	—
	A32	矢指町 1825・1840 付 近	散布地	雑木林・畑 地	台地上・斜 面	縄文(前・中 期)・古墳	矢指遺跡
	A33	金が谷 657 付 近	集落跡	宅地・畑地	台地上・斜 面	縄文(早期)	金が谷台遺跡、昭和 57年調査、炉穴群(縄 文早期)、一部破壊
	A34	笹野台三丁目 51 付近	散布地	宅地	台地斜面	縄文(前・後 期)	宅地化により破壊
	A35	笹野台四丁目 52 付近	散布地	畑地・荒地	台地斜面	縄文(早・前・中 期)	宅地化により一部破 壊
	A36	笹野台四丁目 55 付近	散布地	宅地	台地斜面	縄文(中期)・古 墳	三ツ境遺跡、宅地化 により破壊
	A37	笹野台一丁目 24 付近	散布地	畑地・宅地	台地斜面	縄文(早・前・中 期)	宅地化により一部破 壊
緑区	M01	長津田町 5460 付近	散布地	畑地	低位段丘上	古墳	—
	M02	長津田町 5361 付近	散布地	畑地	台地上	縄文・古墳・歴史	—
	M03	長津田町 5687 付近	散布地	畑地	台地上・斜 面	縄文(中期)・古 墳・歴史	長津田辻西ノ原遺 跡、昭和 60・61 年調 査、土壌群(縄文)
	M04	長津田町 5225 付近	散布地	畑地・雑木 林	台地上・斜 面	縄文(早期)	—
	M05	長津田町 5025 付近	散布地	畑地・雑木 林	台地上	縄文(早・前・中 期)	—
	M06	長津田町 4870・4911・ 4966 付近	散布地	畑地・果樹 園・雑木林	台地上・斜 面	縄文(早・中 期)・古墳	—
	M07	三保町 115 付 近	集落跡	学校	台地上・斜 面	縄文(中・後期)	西之谷大谷遺跡、昭 和 57・62 年調査、集 落跡(縄文中・後期)
大和市	Y01	下鶴間 2172 付 近	散布地	—	—	奈良・平安	—
	Y02	下鶴間 2180 付 近	散布地	—	—	奈良・平安	—
	Y03	下鶴間 2152 付 近	散布地	—	—	奈良・平安	—
	Y04	つきみ野二・四 丁目付近	散布地	—	—	縄文・奈良・平 安・近世	—

表 3.3-25 (4) 調査区域の埋蔵文化財包蔵地の概要

行政区分	No.	所在地	種類	地目	立地	時代・時期	備考
大和市	Y05	下鶴間 2083 付近	集落跡・ 散布地	—	—	旧石器・縄文・奈良・平安	—
	Y06	下鶴間 798 付近	散布地	—	—	平安	—
	Y07	下鶴間 2570 付近	散布地	—	—	旧石器・縄文・奈良・平安	—
	Y08	下鶴間 2570 付近	散布地	—	—	旧石器・縄文・奈良・平安	—
	Y09	深見 37 付近	集落跡・ 塚	—	—	旧石器・縄文・平安・中世	—
	Y10	深見 450 付近	散布地	—	—	旧石器・縄文・奈良・平安	—
	Y11	深見 717 付近	散布地	—	—	縄文・奈良・平安	—
	Y12	深見東三丁目 2 付近	散布地	—	—	奈良・平安	—
	Y13	深見 1035 付近	散布地	—	—	旧石器・奈良・平安	—
	Y14	深見 2025 付近	散布地	—	—	旧石器・縄文	—
	Y15	深見東一丁目 2 付近	散布地	—	—	旧石器・奈良・平安	—
	Y16	深見 2275 付近	散布地	—	—	縄文・奈良・平安	—
	Y17	深見台三丁目 3 付近	集落跡	—	—	奈良・平安	—
	Y18	深見台二丁目 15 付近	散布地	—	—	奈良・平安	—
町田市	MC1	鶴間十二号 <sup>注2</sup>	—	—	低地	縄文中期/縄文後期/奈良時代/平安時代	—
	MC2	鶴間十三号・十四号 <sup>注2</sup>	—	—	丘陵	中世	—
	MC3	鶴間三丁目 (鶴間公園内)	—	—	台地	古墳/奈良時代/平安時代	—

注1：「—」は、資料中に項目として記載されていなかったことを示します。

注2：MC1「鶴間十二号」、MC2「鶴間十三号・十四号」の現在の住所表記は以下となります。

「鶴間十二号」：町田市鶴間六丁目、「鶴間十三号・十四号」：町田市鶴間四丁目

注3：表中のNo. は図 3.3-20 に示す番号と対応しています。

資料：「横浜市行政地図情報提供システム文化財ハマ Site」（横浜市ホームページ 令和5年9月閲覧）

「大和市公開型地図情報サービス（埋蔵文化財マップ）」（大和市ホームページ 令和5年9月閲覧）

「地図情報まちだ」（町田市ホームページ 令和5年9月閲覧）

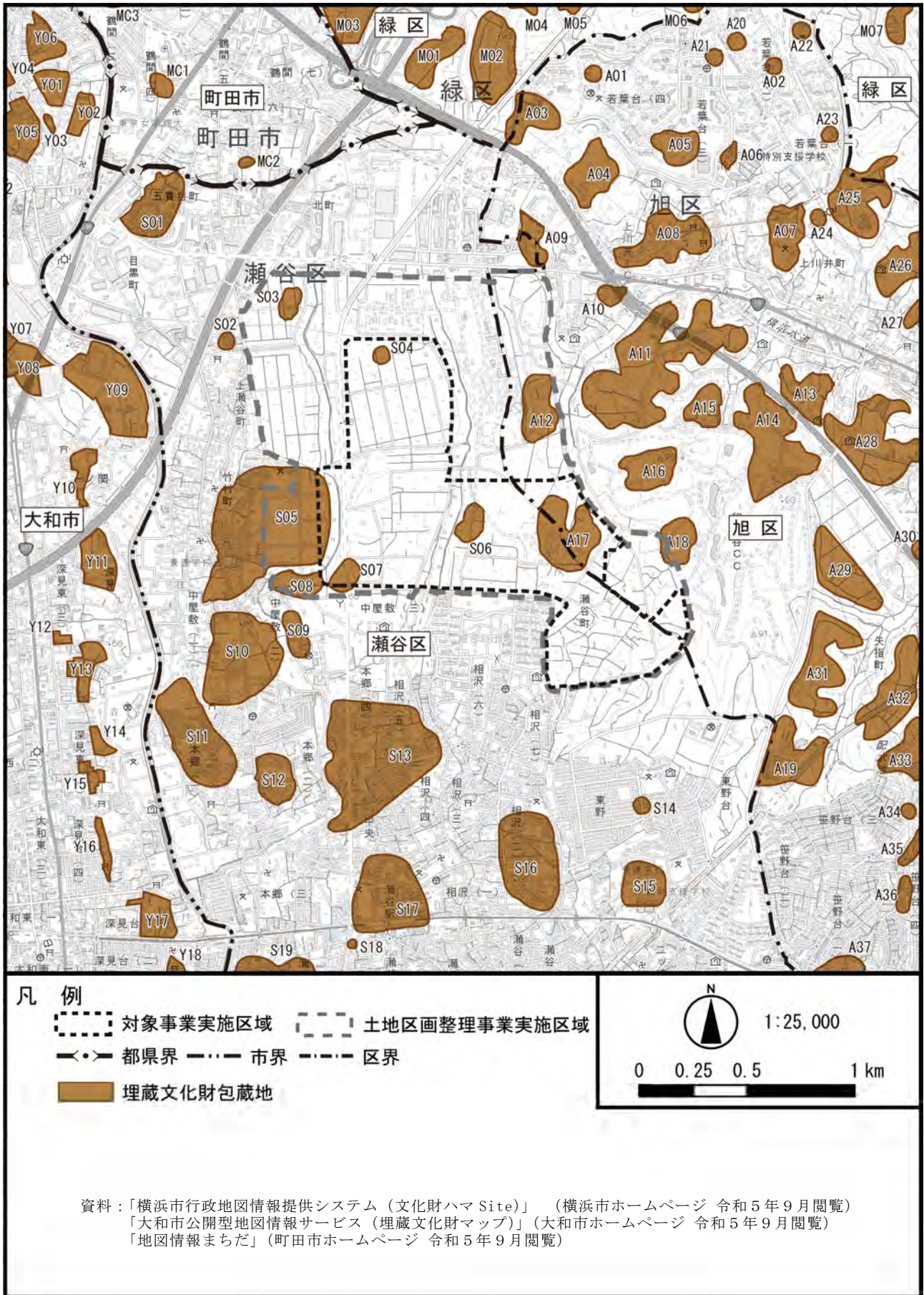


図 3.3-20 埋蔵文化財包蔵地の状況

### 3.3.9 その他の事項

#### (1) 公害苦情処理件数

調査対象地域における公害苦情の発生状況は、表 3.3-26 に示すとおりです。

対象事業実施区域が位置する行政区分のうち、瀬谷区における公害苦情総数は 55 件であり、公害苦情が多い項目は騒音（12 件）、悪臭（17 件）、大気汚染（14 件）、旭区における公害苦情総数は 105 件であり、公害苦情が多い項目は騒音（31 件）、大気汚染（29 件）、悪臭（22 件）となっています。

表 3.3-26 公害苦情の発生状況件数（令和 4 年度・令和 3 年度）

単位：件

行政区分	総数	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他
横浜市	1,632	459	73	—	504	195	—	391	10
瀬谷区	55	14	5	—	12	7	—	17	—
旭区	105	29	10	—	31	13	—	22	—
緑区	108	43	5	—	23	9	—	28	—
大和市	76	24	—	—	41	6	—	5	—
町田市	197	59 <sup>注3</sup>	11	—	64	21	—	36	6

注 1：「—」は、対象事業実施区域のある行政区分。

注 2：「—」は調査項目がないことを示しています。

注 3：原典では、「ばい煙・粉じん」と表記しています。

注 4：横浜市は令和 4 年度、町田市、大和市は令和 3 年度の値となっています。

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和 5 年 9 月閲覧）

「大和市統計概要」（大和市ホームページ 令和 5 年 9 月閲覧）

「町田市統計書 令和 4 年度発行」（町田市ホームページ 令和 5 年 9 月閲覧）

#### (2) 廃棄物処理施設の状況

##### ① 一般廃棄物の状況

調査対象地域における一般廃棄物（ごみ）の状況は、表 3.3-27～表 3.3-29 に示すとおりです。対象事業実施区域のある横浜市では、令和 3 年度のごみと資源の総量は約 117.8 万トンで、前年度に比べ、約 2.2 万トン減少（約-1.8%）しています。

このうち、家庭系に区分されるごみと資源の総量<sup>※1</sup>は約 83.6 万トン（資源集団回収含む）で前年度に比べ約 2.9 万トン減少（約-3.3%）、事業系に区分されるごみと資源の総量<sup>※2</sup>は約 34.2 万トンで前年度に比べ約 0.7 万トン増加（約 1.9%）となっています。

※1 家庭系に区分されるごみと資源の総量：表 3.3-27 に示す「家庭系ごみ量」、「家庭系資源化量」及び「資源集団回収」の総量。

※2 事業系に区分されるごみと資源の総量：表 3.3-27 に示す「事業系ごみ量」及び「事業系資源化量」の総量。



表 3.3-27 横浜市におけるごみと資源の総量

単位：トン

年度		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度		
ごみと資源の総量		1,207,537	1,194,725	1,220,597	1,200,410	1,178,320		
処理内訳	ごみ量	家庭系	焼却	577,071	569,112	581,269	598,514	578,970
		埋立	1,867	182	312	316	307	
		小計	578,938	569,295	581,581	598,830	579,277	
		事業系	焼却	300,635	298,140	305,374	267,824	273,094
		埋立	3,188	2,914	3,692	2,610	2,766	
		小計	303,822	301,053	309,066	270,434	275,860	
	計	882,761	870,348	890,647	869,264	855,137		
	資源化量	缶	8,648	8,547	8,671	9,728	9,533	
		びん	21,323	20,376	19,534	20,538	19,566	
		ペットボトル	11,772	12,858	13,094	14,077	14,372	
		ガラス残さ	4,317	4,213	4,354	4,907	5,098	
		小さな金属類	4,497	4,446	4,648	5,276	4,726	
		プラスチック製容器包装	47,800	47,979	48,817	51,129	50,094	
		スプレー缶	619	593	611	620	619	
		古紙	1,266	1,190	1,209	1,254	973	
		古布	533	519	508	467	426	
		蛍光灯、電球	109	97	82	77	70	
		乾電池	343	339	321	319	336	
		粗大金属	5,578	5,792	6,704	7,209	7,077	
		羽毛布団	8	12	10	8	12	
小型家電		35	56	61	85	91		
燃えないごみ	—	1,489	1,333	1,327	1,233			
その他 <sup>注1</sup>	57	185	60	0	0			
小計	106,904	108,693	110,018	117,023	114,225			
資源集団回収	165,225	157,458	152,637	149,024	142,784			
事業系	せん定枝	43,260	46,381	50,197	49,457	49,313		
	生ごみ	9,387	11,846	17,099	15,643	16,861		
	小計 <sup>注2</sup>	52,647	58,227	67,296	65,100	66,174		
計	324,776	324,377	329,950	331,146	323,183			
処理内訳	ごみ量	焼却	877,706	867,252	886,643	866,338	852,065	
		直接埋立	5,055	3,096	4,004	2,926	3,072	
	計	882,761	870,348	890,647	869,264	855,137		
資源化量	324,776	324,377	329,950	331,146	323,183			
焼却残さ	埋立	124,986	124,344	123,686	124,000	120,803		
	資源化	968	1,009	1,032	830	796		

注 1：せん定枝リサイクル実証実験における資源化量および水銀含有製品の回収事業における資源化量です。  
 注 2：事業系の資源化量には、市外から持ち込まれたものも含んでいます。事業系の資源化量は、学校給食及び許可を受けた事業者が資源化した量です。  
 注 3：表中の数値は整数表示をしているため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。  
 注 4：次の災害等から発生したごみ量は計上していません。  
 ・令和元年の台風第 15 号による災害廃棄物 (2,139 トン)  
 ・令和元年台風第 19 号による他都市からの搬入ごみ (神奈川県川崎市：187 トン、宮城県丸森町：163 トン)  
 ・新型コロナウイルス対策によるダイヤモンド・プリンセス号からの受入廃棄物 (306 トン)  
 資料：「令和 4 年度 事業概要」(横浜市資源循環局政策調整部政策調整課 令和 4 年 9 月)

表 3.3-28 大和市におけるごみと資源の総量

単位：トン

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
総排出量	67,787	67,035	68,480	68,547	67,287
ごみ総量	54,233	53,901	55,180	54,637	53,757
燃やせるごみ	51,906	51,642	52,961	52,258	51,579
燃やせないごみ	2,327	2,259	2,219	2,379	2,179
資源回収量	13,554	13,134	13,301	13,911	13,530
総資源化量	18,817	18,602	19,292	20,508	19,657
資源回収量のうちのリサイクル量	11,577	11,461	12,320	13,207	12,657
不燃物資源化	976	983	1,021	1,160	1,026
不燃物リサイクル	907	913	949	1,092	956
処理困難物資源化	69	69	72	67	71
焼却灰資源化(溶融化等)	6,264	6,158	5,950	6,142	5,974
資源分別回収実績 (自治会回収・資源選別 所持込み・拠点回収の合 計)					
新聞・チラシ	1,736	1,435	1,345	1,150	1,071
雑誌・本・その他	2,237	2,163	2,333	2,364	2,094
段ボール	1,884	1,890	1,889	2,182	2,219
紙パック	130	131	130	139	136
布類	881	887	936	1,085	1,020
空きびん類	1,363	1,320	1,300	1,409	1,389
アルミ	364	356	389	434	434
スチール	322	318	318	349	330
ペットボトル	552	585	592	635	652
白色トレイ	47	44	43	45	41
紙製容器包装	902	886	870	859	871
容器包装プラ	3,127	3,110	3,144	3,241	3,258
廃食用油・たい肥	5	6	5	7	6
使用済小型家電	3	4	8	11	10
充電式電池	-	-	1	1	2
合計	13,554	13,134	13,301	13,912	13,532

注 1：表中の数値は整数表示をしているため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。

資料：「令和 4 年度版 清掃事業の概要」（大和市環境農政部ホームページ 令和 5 年 9 月閲覧）

表 3.3-29 町田市におけるごみと資源の総量

単位：トン

		年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年	
収集・持込量	ごみ	可燃	収集分	63,282	62,692	63,665	65,795	64,086
			持込分	429	469	705	601	588
			事業系持込分	19,645	18,831	19,315	16,816	17,116
		計	83,356	81,992	83,685	83,212	81,790	
		不燃	収集分	6,478	6,771	7,209	7,995	7,418
			持込分	50	46	49	75	39
			計	6,528	6,817	7,258	8,070	7,457
		粗大	収集分	1,374	1,475	1,586	1,576	1,595
			持込分	1,492	1,356	1,647	1,705	1,903
			計	2,866	2,831	3,233	3,281	3,498
	有害	144	149	133	156	143		
	土砂・瓦礫	0	0	0	0	0		
	ごみ量小計			92,894	91,789	94,309	94,719	92,888
	資源	収集	古紙	8,149	7,800	7,681	8,127	7,929
			古着・古布	1,031	1,034	1,099	1,296	1,200
			発泡トレイ	9	8	8	8	7
			紙パック	13	15	15	15	14
ペットボトル			1,012	1,058	1,048	1,094	9	
小型家電			5	7	6	7	1,144	
容器梱包プラスチック			415	438	408	429	828	
剪定枝			601	594	574	619	491	
ビン			2,900	2,764	2,721	2,914	2,774	
カン			951	921	933	1,058	1,048	
計		15,086	14,639	14,493	15,567	15,444		
持込		リサイクル広場まちだ	100	99	107	89	86	
		剪定枝	1,076	1,073	993	994	1,138	
計			1,176	1,172	1,100	1,083	1,224	
資源量小計			16,262	15,811	15,593	16,650	16,668	
合計(総ごみ量)			109,156	107,600	109,902	111,369	109,556	
集団回収量(町内会・子ども会等の回収)	ビン	227	214	208	205	197		
	カン	258	257	253	242	237		
	古紙	10,263	9,817	9,539	8,871	8,370		
	古着・古布	636	654	692	676	628		
合計			11,384	10,942	10,692	9,994	9,432	
総合計(総ごみ量+集団回収量)			120,540	118,542	120,594	121,363	118,988	

注1：表中の数値は整数表示をしているため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。

資料：「ごみ・資源の収集・持込量等」(町田市環境資源部環境政策課ホームページ 令和5年9月閲覧)

## ② 産業廃棄物の状況

調査対象地域における産業廃棄物の状況は表 3.3-30 に示すとおりです。

令和 2 年度の横浜市内における産業廃棄物発生量は、約 9,556 千トン（前年度比約 0.3%増加）であり、減量化量は約 6,602 千トン、再生利用量は約 2,665 千トン、最終処分量は約 290 千トンとなっています。また、令和 3 年度の神奈川県内における産業廃棄物発生量は約 17,140 千トン（前年度比約 1.3%減少）であり、減量化量は約 10,200 千トン、再生利用量は約 6,680 千トン、最終処分量は約 260 千トンとなっています。

なお、大和市、町田市は各市の産業廃棄物の発生量と処理状況が公表されていません。

また、調査区域における産業廃棄物処理施設の状況は表 3.3-31 に、分布状況は図 3.3-21 に示すとおりです。調査区域には中間処理施設が 14 箇所、最終処分場が 1 箇所存在しています。

表 3.3-30(1) 産業廃棄物の状況（横浜市）

項目	単位：千トン				
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
発生量	10,000	10,635	10,595	9,523	9,556
減量化量	6,495	6,580	7,697	6,510	6,602
再生利用量	2,942	3,835	2,449	2,842	2,665
最終処分量	563	219	450	170	290

資料：「横浜市環境管理計画年次報告書 資料編」  
（横浜市環境創造局政策課ホームページ 令和 5 年 9 月閲覧）

表 3.3-30(2) 産業廃棄物の状況（神奈川県）

項目	単位：千トン				
	平成 21 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
排出量	17,160	18,790	18,080	17,370	17,140
減量化量	8,910	11,550	10,890	10,600	10,200
再生利用量	7,110	6,910	6,910	6,500	6,680
最終処分量	1,140	340	280	270	260

資料：「神奈川県産業廃棄物実態調査報告書（令和 3 年 3 月）」  
「神奈川県産業廃棄物実態調査」  
（神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課ホームページ 令和 5 年 9 月閲覧）

表 3.3-31 産業廃棄物処理施設の状況

No.	事業者	所在地	処理形態
1	(株) 池田商店	横浜市旭区上川井町 2446 外 6 筆及び移動式	中間処理 (破碎)
2	(株) ヴィンテージ	横浜市瀬谷区目黒町 16 番 12	中間処理 (破碎)
3	(株) カンキョーワークス	横浜市旭区上川井町字大貫谷 2444 番 7 外 7 筆	中間処理 (破碎、圧縮)
4	木村管工 (株)	横浜市瀬谷区北町 20-20	中間処理 (破碎、圧縮、選別)
5		横浜市瀬谷区上瀬谷町 46-1	中間処理 (圧縮)
6		横浜市瀬谷区目黒町 9-7 外 1 筆	中間処理 (分級、造粒固化、破碎)
7	(株) 佐藤渡辺	横浜市瀬谷区目黒町 36 番 2	中間処理 (破碎)
8	ダイシン産業 (株)	横浜市瀬谷区北町 28 番 1 外 6 筆	中間処理 (破碎、圧縮、選別)
9		横浜市瀬谷区北町 12 番 1 外 19 筆	中間処理 (破碎)
10	(株) 早船	横浜市瀬谷区北町 20-3	中間処理 (破碎、切断)
11	前田道路 (株)	横浜市瀬谷区北町 20-13	中間処理 (破碎)
12	和英堂興産 (株)	横浜市旭区上川井町 1245	最終処分 (埋立)
13	(株) トキワ薬品化工	横浜市旭区上川井町 393	中間処理 (中和)
14	大和アスコン (株)	大和市下鶴間 2594	中間処理 (破碎)
15	(有) 町田環境リサイクル	町田市鶴間 7 丁目 22 番 30 号	中間処理 (破碎)

注 1 : 表中の No. は図 3.3-21 に示す番号と対応しています。

資料 : 「産業廃棄物処理業者名簿」(令和 5 年 8 月現在)(横浜市ホームページ 令和 5 年 9 月閲覧)

「産業廃棄物処理業者名簿」(令和 4 年 9 月現在)(神奈川県ホームページ 令和 5 年 9 月閲覧)

「東京都産業廃棄物処理業者検索」(東京都ホームページ 令和 5 年 9 月閲覧)

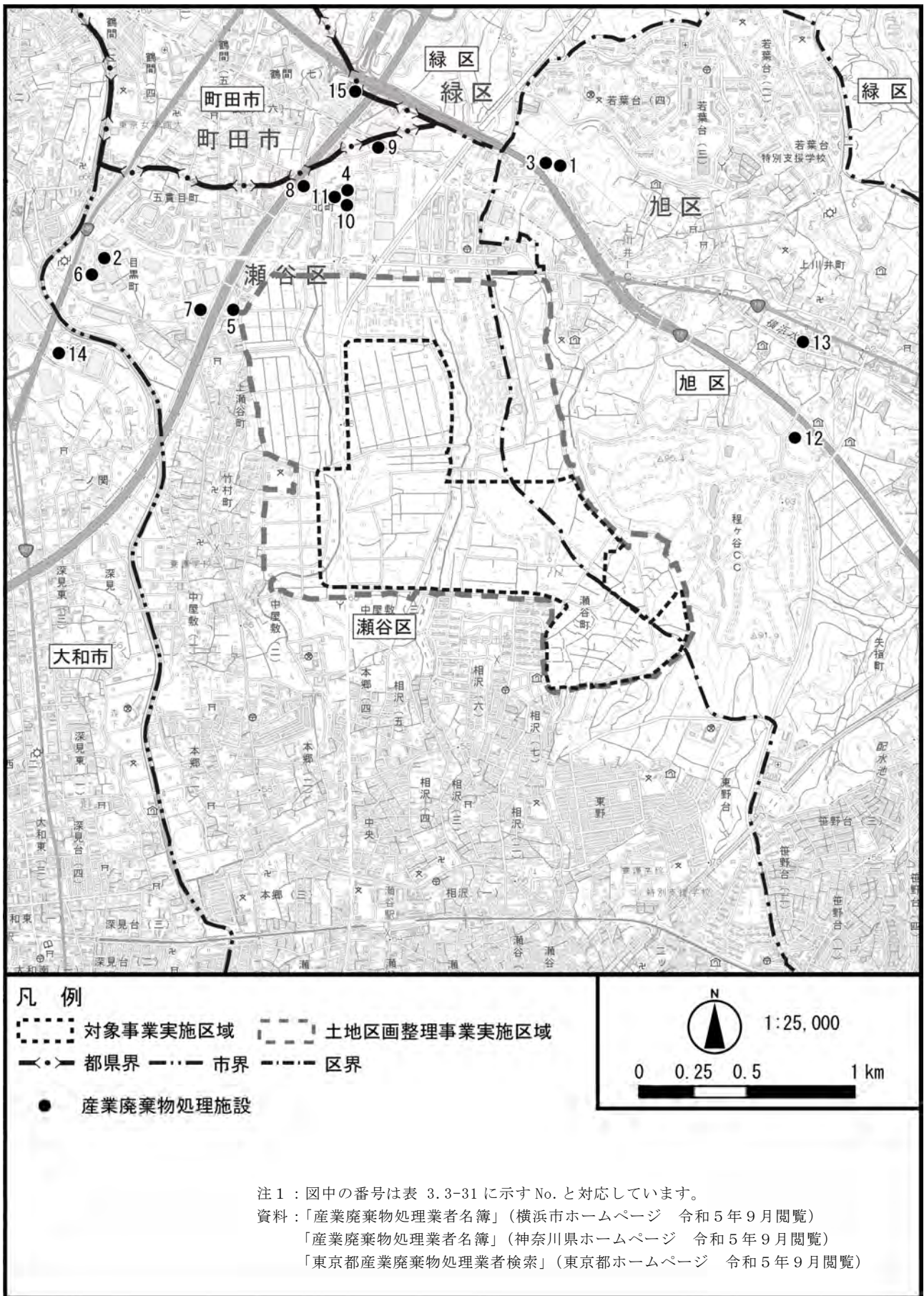


図 3.3-21 産業廃棄物処理施設の状況

(3) その他の環境の保全を目的とした計画等

本博覧会や対象事業実施区域に係る主な計画等は、表 3.3-32 に示すとおりです。

表 3.3-32 本博覧会及び対象事業実施区域に係る計画等

項目	関係法令	本博覧会との関係		
環境一般	生活環境保全推進ガイドライン	○		
環境計画等	横浜市環境管理計画	○		
公害防止	大気汚染	神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画	○	
	廃棄物	神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画	—	
		アスベスト除去工事に関する指導指針	—	
		横浜市一般廃棄物処理基本計画～ヨコハマ3R夢プラン～	○	
		第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画	○	
		神奈川県循環型社会づくり計画	○	
自然環境保全	自然環境一般	かながわ生物多様性計画	○	
		横浜市水と緑の基本計画	○	
		横浜みどりアップ計画 [2019-2023]	○	
		緑化地域制度	○	
		横浜つながりの森構想	—	
		横浜市森づくりガイドライン	—	
		これからの緑の取り組み [2019-2023]	—	
	生物多様性保全上重要な里地里山	○		
	農業専用地区	横浜市農業専用地区設定要綱	○	
		横浜市都市農業推進プラン (2019-2023)	○	
自然再生	かながわ水源環境保全・再生施策大綱	—		
災害防止	防災	神奈川県地域防災計画～地震災害対策計画～	○	
		横浜市防災計画 震災対策編	○	
	防火・危険物等の取り扱い	化学物質の適正な管理に関する指針 (神奈川県)	—	
地球環境保全	温暖化対策	化学物質の適正な管理に関する指針 (横浜市)	—	
		神奈川県内消防広域応援実施計画	—	
		横浜市地球温暖化対策実行計画	○	
		フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針	○	
		横浜市ヒートアイランド対策取組方針	○	
		神奈川県事務事業温室効果ガス排出抑制計画	—	
その他	景観	神奈川県循環型社会づくり計画	○	
		横浜市景観計画	○	
		神奈川県景観づくり基本方針	○	
		横浜市景観ビジョン	○	
	まちづくり方針	横浜市公共事業景観ガイドライン	○	
		横浜市基本構想 (長期ビジョン)	○	
		横浜市中期計画 2022～2025	○	
		横浜市都市計画マスタープラン・区プラン	○	
		地区計画・建築協定	—	
		都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	○	
		首都圏郊外の新しい環境空間の創造方策と管理に関する調査	○	
		街づくり協議地区制度	—	
		横浜都市交通計画	—	
		横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画	○	
		2027年国際園芸博覧会 基本計画	○	
		旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画	○	
		横浜市SDGs未来都市計画	○	
		その他	横浜市環境教育基本方針	—
			光害対策ガイドライン	○
	横浜市環境と地域経済の融合推進方針		—	
工事中の歩行者に対するバリアフリー推進ガイドライン	○			

### 3.4 調査対象地域における地域特性の概要

「3.2 自然的状況」、「3.3 社会的状況」の調査結果から要約される、対象事業実施区域及びその周辺における地域特性の概要は、表 3.4-1～表 3.4-2 に示すとおりです。

対象事業実施区域の位置する旧上瀬谷通信施設は、戦後に米軍により接収され、平成 27 年 6 月に返還されました。戦後約 70 年間米軍施設として使用されてきたため、自由な土地利用が制限され、広大な丘陵地が未利用に近い状態で残された反面、各種都市基盤は未整備な状況となっています。

令和 2 年 3 月に横浜市が策定した「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」では、郊外部の新たな活性化拠点を目指し、「農業振興ゾーン」、「観光・賑わいゾーン」、「物流ゾーン」、「公園・防災ゾーン」の 4 つの土地利用ゾーンが設定されました。計画的な土地利用を実現する手法として、市施行による土地区画整理事業が実施される予定であり、本博覧会は、土地区画整理事業によって整備される都市基盤を活用して開催するものです。

対象事業実施区域の周辺には、一般国道 246 号や一般国道 16 号（保土ヶ谷バイパス）等の幹線道路や、相鉄本線、東急田園都市線等の鉄道が南北に存在するなど、交通の利便性が高い地域です。そうした中、なだらかな傾斜をもつ丘陵地とそこを南北に流れる小河川からなる地形の上に、農用地や草原がまとまって分布しており、それらを構成要素とした緑豊かでのどかな景観が広がっています。

表 3.4-1(1) 地域特性の概要（自然的状況）

項目	地域特性の概要
大気環境の状況 (気象)	<ul style="list-style-type: none"> <li>横浜地方気象台(横浜市中区山手町)の令和 4 年の気象の状況は、平均気温 16.7℃、平均風速 3.4m/s、最多風向は北、降水総量 1,657.5mm です。(p. 3-2 (1)気象の状況)</li> </ul>
(大気質)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 30 年度から令和 4 年度(2つの測定局は平成 29 年度から令和 3 年度)の経年変化をみると、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、二酸化窒素、微小粒子状物質は、調査区域内で測定が行われた全ての地点において全ての年度で環境基準に適合していました。(p. 3-4 (2)大気質の状況)</li> <li>光化学オキシダントは一般環境大気測定局でのみ測定されており、全ての年度で環境基準に不適合でしたが、これは全国的にも同様の傾向です。(p. 3-4 (2)大気質の状況)</li> <li>ダイオキシン類は、瀬谷区南瀬谷小学校測定局でのみ測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。(p. 3-4 (2)大気質の状況)</li> </ul>
(騒音)	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路交通騒音の平成 29 年度以降の測定結果は、丸子中山茅ヶ崎(瀬谷区二ツ橋町)、一般国道 16 号(保土ヶ谷バイパス)(旭区上川井町)、一般国道 246 号(大和市下鶴間 2572 付近)、一般国道 16 号(町田市鶴間 1685-2)は昼間と夜間ともに、一般国道 246 号(大和市下鶴間 2-12 付近)、一般国道 467 号(大和市深見台 4-1-1 付近)は夜間において環境基準に不適合でした。(p. 3-12 ①道路交通騒音)</li> <li>一般環境騒音の平成 28 年度以降の測定結果は、等価騒音レベルについては、全ての地点で環境基準に適合していました。(p. 3-13 ②一般環境騒音)</li> </ul>
(振動)	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路交通振動の平成 29 年度以降の測定結果は、一般国道 246 号(大和市下鶴間 2572 付近)の夜間において要請限度を超過していました。(p. 3-15 ④振動の状況)</li> </ul>
(悪臭)	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査区域において、「悪臭防止に基づく規制地域及び規制基準」により市街化区域が規制地域に指定されています。ただし、「悪臭防止法施行令」に指定される特定悪臭物質を排出する事業所は対象事業実施区域にはありません。(p. 3-15 ⑤悪臭の状況)</li> </ul>
水環境の状況 (水象)	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域には、相沢川及び和泉川が流れています。対象事業実施区域の北東側には帷子川及び堀谷戸川、東側には矢指川、西側には大門川及び境川が流れています。(p. 3-16 (1)水象の状況)</li> <li>対象事業実施区域南東部及び対象事業実施区域の北東側には、湧水が分布しています。(p. 3-19 図 3.2-5)</li> </ul>



表 3.4-1(2) 地域特性の概要（自然的状況）

項目	地域特性の概要
(水質)	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査区域内の河川の水質測定地点3地点での測定結果は、境川の鶴間橋（大和市）では平成28年度から令和2年度までpH、D0、BOD、SSを測定しており、いずれの年も全項目で環境基準に適合していました。堀谷戸川の中井橋、大門川の中川橋では平成28年度から平成29年度までpH、D0、BODを測定しており、中井橋ではいずれの年も全項目で環境基準に適合していましたが、中川橋ではpHのみがいずれの年度も環境基準に不適合でした。（p.3-20 ①河川の水質）</li> <li>調査区域内の地下水の水質測定地点2地点での測定結果は、瀬谷区相沢三丁目では平成29年度から令和3年度までテトラクロエチレンを測定しており、いずれの年度も環境基準に不適合でした。旭区下川井町では平成30年度、令和2年度及び令和3年度に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を測定しており、いずれの年度も環境基準に不適合でした。（p.3-23 ②地下水の水質）</li> </ul>
土壌及び地盤の状況（土壌）	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域の土壌は、主に厚層多腐植質黒ボク土となっており、一部に腐植質黒ボクグライ土、人工改変台地度が分布しています。（p.3-25（1）土壌の状況）</li> </ul>
(土壌汚染)	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査区域内には、「土壌汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域が1箇所あります。なお、令和元年度、令和3年度及び令和5年度に旧上瀬谷通信施設において土壌汚染調査が行われており、対象事業実施区域内の一部区画でも土壌の汚染が確認されています。（p.3-25～26（2）土壌汚染の状況）</li> </ul>
(地盤)	<ul style="list-style-type: none"> <li>瀬谷区の観測水準点は13地点のうち、沈下点数は11地点で、いずれも沈下量は10mm未満となっています。旭区の観測水準点は13地点では、全点で沈下していますが、いずれも沈下量は10mm未満です。（p.3-30（3）地盤の状況）</li> <li>調査区域の大部分は丘陵地及び台地面で、軟弱地盤の層厚は0～5mです。（p.3-30（3）地盤の状況）</li> </ul>
地形及び地質の状況（地形）	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域の地形は主に武蔵野段丘面群で、標高はおおむね60m以上90m未満で、東に標高80m以上～90m未満の丘陵地があります。（p.3-34(1)地形の状況）</li> </ul>
(地質)	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域の地質は、主に武蔵野ローム層で形成されており、河川沿いに沖積層が分布しています。（p.3-34（2）地質の状況）</li> </ul>
(土砂災害関連法令による指定状況)	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域には砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂流出防備保安林及び土砂崩壊防備保安林に指定された区域はありません。調査区域に、土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域に指定された区域がありますが、対象事業実施区域内には指定された区域はありません（p.3-41（3）土砂災害関連法令による指定状況）</li> </ul>
(災害)	<ul style="list-style-type: none"> <li>瀬谷区の令和4年の被害総数は、人的被害が0人、住家被害が1棟、非住家被害が0棟、田畑被害が0ha、その他の被害が0件（箇所）、旭区では、人的被害が0人、住家被害が0棟、非住家被害が0棟、田畑被害が0ha、その他の被害が0件（箇所）となっています。（p.3-43 ①災害による被害の発生状況）</li> <li>調査区域では、元禄型関東地震で震度6弱～6強、東京湾北部地震で震度5弱～6弱、南海トラフ巨大地震で震度5弱～6弱の揺れが想定されています。（p.3-46 ②地震）</li> <li>対象事業実施区域において、洪水による浸水想定区域はありませんでした。内水による浸水想定区域は、対象事業実施区域の相沢川沿いにおいて浸水深が主に1.0m～2.0m未満及び2.0m以上の地域となっており、南東部において浸水深が主に2cm～20cm未満の地域が散在しています。（p.3-50 ③浸水想定区域）</li> <li>地震発生時の液状化危険度は、対象事業実施区域周辺には「液状化危険度が高い」、「液状化する可能性がある」、「液状化する危険度は低い」とされる区域が一部ありますが、大部分が「液状化する危険性はかなり低い」となっています。（p.3-50 ④液状化）</li> </ul>
動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況（動物）	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査区域周辺で確認されている重要な種としては、哺乳類ではキツネ、イタチの2種、鳥類ではヒバリ、オオタカ等68種、爬虫類ではアオダイショウ等5種、両生類ではニホンアカガエル等8種、昆虫類等55種、魚類ではホトケドジョウ等18種、陸生貝類6種、底生動物8種が確認されています。（p.3-61～67 ②注目すべき動物種）</li> </ul>

表 3.4-1(3) 地域特性の概要（自然的状況）

項目	地域特性の概要
(植物)	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域内の現存植生は、主に畑雑草群落、ゴルフ場・芝地及び水田雑草群落の他に、小規模な範囲でクヌギ-コナラ群集、スギ・ヒノキ・サワラ植林、果樹園、緑の多い住宅地等が分布しています。(p. 3-76 (2)植物の生育及び植生の状況)</li> <li>調査区域周辺で確認されている重要な種は、植物ではサンショウモ、タコノアシ等 189 種が確認されています。(p. 3-83~86 ③ア. 注目すべき植物種)</li> <li>調査区域には植物の重要な群落等として植生自然度 9 のシラカシ群集が確認されていますが、対象事業実施区域内には分布していません。(p. 3-87 ③イ. 注目すべき植物群落等)</li> <li>調査区域には巨樹・巨木林が 1 本、名木が 2 本、名木古木が 12 件指定されていますが、対象事業実施区域内にはありません。(p. 3-89 巨樹・巨木林等)</li> </ul>
(生態系)	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域の環境類型区分は主に植林地・耕作地植生となっています。また、調査区域及び対象事業実施区域には、水域として河川及び湧水が存在します。(p. 3-91 ①環境類型区分)</li> <li>陸域では、スギ・ヒノキ・サワラ植林、クヌギ-コナラ群集、シラカシ群集、畑雑草群落、牧草地等に生育する植物を生産者として、オオタカ等の猛禽類を最上位の消費者とする食物連鎖が成立しています。(p. 3-93 ②生態系の概要)</li> <li>対象事業実施区域は生物多様性保全上重要な里地里山に選定されているほか、緑の 10 大拠点に含まれており、南東部にはホテル生息確認地域の一部が分布しています。(p. 3-95 ③重要な自然環境のまとまりの場)</li> </ul>
景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況 (景観)	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域及びその周辺は、なだらかな傾斜をもつ緑豊かな丘陵地、農用地を中心としたのどかな景観となっています。また、春には、海軍道路沿いの桜並木などが良好な景観を形成しています。対象事業実施区域からは西方向から西南西方向に丹沢の山並みが眺望でき、その奥に、富士山の山頂部のごく一部が眺望できます。(p. 3-97 (1)景観)</li> </ul>
(人と自然との触れ合いの活動の場)	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査区域における触れ合い活動の場としては、「鎌倉古道 北コース」等のハイキングコース、「瀬谷市民の森」、「上川井市民の森」などのほか、調査区域の中央を通る海軍道路をはじめ、瀬谷中央公園、瀬谷本郷公園、東野第一公園、野境道路は、桜の見どころスポットとなっています。(p. 3-102 (2)人と自然との触れ合いの活動の場の状況)</li> </ul>

表 3.4-2(1) 地域特性の概要（社会的状況）

項目	地域特性の概要
人口及び産業の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>瀬谷区、旭区では、人口は減少傾向にありますが、世帯数は増加傾向にあります。(p. 3-105 (1)人口の状況)</li> <li>瀬谷区では、事業所数、従業者数ともに「卸売業、小売業」が最も多く、旭区では、事業所数は「卸売業、小売業」、従業者数は「医療、福祉」が最も多くなっています。(p. 3-106 (2)産業)</li> </ul>
土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域はほとんどがその他の農用地です。対象事業実施区域の南側から西側にかけて高層建物及び低層建物、北側の土地区画整理事業実施区域内はその他の農用地、さらに北側は工場となっており、物流施設が集積しています。南東側は森林及びゴルフ場となっています。(p. 3-108 (1)土地利用の状況、p. 3-108~110 (2)土地利用規制の状況)</li> </ul>
河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域周辺に水道水源として取水されている河川水はありません。(p. 3-121 ①水道用水としての利用)</li> <li>対象事業実施区域周辺の地下水利用施設は 2 施設で、農業利用されています。(p. 3-122 (2)地下水等の利用の状況)</li> </ul>
交通の状況 (道路交通)	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域の周辺には、西側に環状 4 号線、北側に国道 16 号、南側に県道瀬谷柏尾が通っています。バス路線は 4 社が運行しています。対象事業実施区域の周辺では、西側に神奈川中央交通バスの停留所「竹村町」、「中屋敷」等が、南側に神奈川中央交通バスの停留所「細谷戸第 4」、「細谷戸第 3」等があります。(p. 3-124 (1)道路交通の状況)</li> </ul>
(鉄道)	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道は北側に東急田園都市線、南側に相鉄本線、西側に小田急江ノ島線があります。対象事業実施区域最寄りの駅は、相鉄本線の瀬谷駅です。(p. 3-128 (2)鉄道の状況)</li> </ul>

表 3.4-2(2) 地域特性の概要（社会的状況）

項目	地域特性の概要
<p>学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査区域内には、保育所・幼稚園等が 39 施設、小学校が 10 校、中学校が 3 校、高等学校が 3 校、養護学校・特別支援学校が 4 校、専修学校が 2 校、大学が 1 校存在し、対象事業実施区域周辺には 5 施設があります。(p. 3-130 (1) 主な教育機関等)</li> <li>調査区域内には、主な医療機関が 8 施設あります。(p. 3-133 (2) 主な医療機関等)</li> <li>調査区域内には、市役所の連絡所が 1 施設、消防署が 2 施設、郵便局が 7 施設あります。(p. 3-133 (3) 主な官公庁等)</li> <li>調査区域内には、福祉施設が 60 施設あります。(p. 3-136 (4) 主な福祉施設等)</li> <li>調査区域内には、地区センターやコミュニティハウス、図書館等の市民利用施設が 19 施設あります。(p. 3-139 (5) その他の市民利用施設等)</li> <li>調査区域内には、主な公園・緑地等が 96 施設あり、対象事業実施区域の南東側に「瀬谷市民の森」、「上川井市民の森」が隣接しています。(p. 3-141 (6) 主な公園・緑地等)</li> </ul>
<p>下水道の整備状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域が位置する瀬谷区では、下水道処理人口普及率が 99%、下水道処理面積普及率が 65.9%、旭区では、下水道処理人口普及率が 99%、下水道処理面積普及率が 66.0%となっています。対象事業実施区域においては、下水道は整備されていません。(p. 3-145 3.3.6 下水道の整備状況)</li> </ul>
<p>環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業と関係する環境関連法令等としては、「環境基本法」、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」「横浜市生活環境の保全等に関する条例」等の総合的な法令を始め、公害防止、自然環境保全、災害防止、地球環境保全、景観、まちづくり等、様々な法令等があります。本事業実施に当たっては、これらの関連ある法令等を遵守します。(p. 3-146 3.3.7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況)</li> </ul>
<p>文化財等の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査区域には 91 件の指定・登録文化財等がありますが、対象事業実施区域内にはありません。(p. 3-149 (1) 指定・登録文化財)</li> <li>調査区域には 84 件の埋蔵文化財包蔵地があり、対象事業実施区域内には 5 件が分布しています。(p. 3-153 (2) 埋蔵文化財の状況)</li> </ul>
<p>その他の事項 (公害苦情処理件数)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域が位置する行政区分のうち、瀬谷区における公害苦情総数は 55 件であり、公害苦情が多い項目は悪臭が (17 件)、大気汚染 (14 件)、騒音 (12 件) 旭区における公害苦情総数は 105 件であり、公害苦情が多い項目は騒音 (31 件)、大気汚染 (29 件)、悪臭 (22 件) となっています。(p. 3-158 (1) 公害苦情処理件数)</li> </ul>
<p>(廃棄物処理施設の状況)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>横浜市の一般廃棄物の状況は、令和 3 年度のごみと資源の総量は約 117.8 万トンで、前年度に比べ、約 2.2 万トン減少 (約-1.8%) しています。(p. 3-158 ①一般廃棄物の状況)</li> <li>横浜市の産業廃棄物発生量は、約 9,556 千トンで、前年度に比べ約 0.3%増加しています。調査区域には、中間処理施設が 14 箇所、最終処分場が 1 箇所あります。(p. 3-162 ②産業廃棄物の状況)</li> </ul>
<p>(その他の環境の保全を目的とした計画等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業や対象事業実施区域に係る主な計画等としては、「横浜市水と緑の基本計画」、「横浜みどりアップ計画 [2019-2023]」、「横浜市都市農業推進プラン (2019-2023)」、「横浜市 SDGs 未来都市計画」、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」、「2027 年国際園芸博覧会 基本計画」等があります。(p. 3-165 (3) その他の環境の保全を目的とした計画等)</li> </ul>



## 第4章 配慮指針に基づいて行った配慮の内容



## 第4章 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

### 4.1 環境情報及び配慮市長意見を総合的に検討して変更した配慮の内容

「横浜市環境配慮指針」の「別記 事業別の配慮事項 10 開発行為等に係る事業」に掲げられている各配慮事項から、本博覧会の事業特性及び地域特性を踏まえて配慮すべき事項を選定しました。また、選定した項目について、本博覧会で検討した計画段階配慮の内容を表 4.1-1 に記載しました。配慮の内容については、配慮市長意見書等を総合的に検討し、配慮書に示した計画段階配慮の内容を見直したものです。

表 4.1-1(1) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

配慮事項		選定	配慮の内容
基本的な配慮事項	(1)	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域の設定に当たっては、旧上瀬谷通信施設地区南部を中心としました。また、「市民の森から続く多摩三浦丘陵」や「谷と丘が緩やかに連続するパノラマ」、「相沢川沿いの谷戸地形」などの自然環境ポテンシャルを生かすことにより、本博覧会としてふさわしい会場区域を確保する計画としました。</li> <li>会場整備に当たっては、「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業」や「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業」等の関連事業と連携し、既存の地形や水系、植生、会場周辺の景観や土地利用(瀬谷市民の森、農地等)を活かしつつ、本博覧会として必要となる催事、展示等の主要施設の配置を検討します。</li> <li>「横浜市地球温暖化対策実行計画」に基づき、省エネルギー型機器の導入、再生可能エネルギー設備等の導入について、計画段階から検討することにより温室効果ガスの排出抑制に努めます。</li> <li>このほか、横浜市中期4か年計画 2018～2021(平成30年11月)、横浜市水と緑の基本計画(平成28年6月)、横浜市都市計画マスタープラン瀬谷区プラン(平成29年3月)、横浜市都市計画マスタープラン旭区プラン(平成30年11月)、横浜市環境管理計画(平成30年11月)等の上位・関連計画に基づき、環境への配慮を行います。</li> <li><u>対象事業実施区域の南東側周辺のまとまった緑地に生息する動物及び対象事業実施区域内に土地区画整理事業において保全対象種の生息環境として創出された水辺空間等に配慮し、会場内の施設配置や運営方法等について検討します。</u></li> </ul>

注1：下線部は「配慮書」からの追加・変更点

表 4.1-1(2) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

配慮事項		選定	配慮の内容
基本的な配慮事項	(2)	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画段階配慮書の作成を通じて対象事業実施区域周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、現況の把握に努めました。</li> <li>市内でも貴重な広がりのある緑の空間や、河川沿いの緑地からなる緑の拠点等の現在の自然環境があることから、これらの自然特性を極力活かせるよう、本博覧会としてふさわしい会場区域を確保する計画としました。</li> </ul>
	(3)	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事計画に当たっては、安全な工法や工程を採用し、市民への情報提供に努めます。</li> <li><u>関連事業との調整を図り、建設機械の稼働や工事用車両の走行等について平準化を図るなど、工事に伴う環境負荷の低減に向けた対策を検討します。</u></li> </ul>
	(4)	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業を実施する中で、土地の造成等により形質変更を行う範囲において、「土壌汚染対策法」に基づく適切な対策が講じられる予定です。</li> <li>「土壌汚染対策法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「生物多様性基本法」、「地球温暖化対策の推進に関する法律」等、環境負荷の低減や水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守した計画とし、周辺環境に配慮します。</li> </ul>
本事業に係る配慮事項	(5)	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>グリーンインフラを実装することにより、対象事業実施区域全域において、ヒートアイランド現象の緩和に寄与する他、概念の普及や関連技術の発展に努めます。</li> <li>雨水の有効利用として、打ち水、植物への灌水、トイレ洗浄水としての活用などを行い、健全な水循環の創出に努めます。</li> </ul>
	(6)	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>植物展示に際しては、種子等の拡散を抑制するとともに、海外から導入する植物は適正な植物検疫を経た個体に限定することで、想定外の移入を防止するなど、生物多様性の保全に努めます。</li> <li><u>海外から導入する植物が適切に取り扱われるよう、植物検疫に関するガイドラインを策定し、事前に参加国へ周知徹底します。</u></li> <li>植物展示を除く会場全般の緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用により、生物の生育生息環境の確保に努めます。</li> <li>植物展示や会場全般の緑化を通じて、本博覧会開催中における生物多様性の保全と創出に努めるほか、本博覧会開催後に残る施設や植生においては、(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業の計画と連携しながら、樹林地や四季折々の草花が楽しめる広場や庭園、<u>土地区画整理事業において保全対象種の生息環境として創出された水辺空間等の保全に努めます。</u></li> </ul>

注1：下線部は「配慮書」からの追加・変更点



表 4.1-1(3) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

配慮事項		選定	配慮の内容
本事業に係る配慮事項	(7)	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物や照明等に省エネルギー型機器の導入を検討します。</li> <li>・導入した省エネ、再エネ設備については、エネルギーマネジメントシステムを用いた最適な運用に努め、会場全体としてエネルギー消費量の最小化を図ります。</li> <li>・植物や食料残渣等の廃棄物のたい肥化や、それら廃棄物からのメタン・エタノールなどのエネルギーの創出など資源の循環・再利用を検討します。</li> <li>・本博覧会開催中の電力については、再生可能エネルギー100%とすることを目標に、地域や地方で生み出されるエネルギーの積極的活用とともに、太陽光発電システム等の活用による「創エネ」も検討します。</li> </ul>
	(8)	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図ります。</li> <li>・本博覧会開催中の電力については、再生可能エネルギー100%とすることを目標に、地域や地方で生み出されるエネルギーの積極的活用とともに、太陽光発電システム等の活用による「創エネ」も検討します。</li> </ul>
	(9)	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣駅等からのシャトルバス輸送によるアクセス性の向上等、公共交通機関の利用を促進した輸送計画を検討します。</li> <li>・会場に隣接する駐車場は、環境配慮型の車両（EV、FCV）を優先し、充電ステーション等を設置するなど、ゼロカーボンの実現に向けた取組の導入を検討します。</li> </ul>
	(10)	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本博覧会で整備する仮設施設においては、工事期間の短縮や資材の再利用等を通じて温室効果ガス排出抑制に努めます。</li> <li>・省エネルギー型機器を導入し、本博覧会期間中の温室効果ガス排出量の抑制に努めます。</li> <li>・会場の建設や本博覧会終了後の施設解体においては、低燃費型の建設機械の採用に努めます。</li> </ul>
	(11)	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場や管理用通路及び園路等は、透水性舗装、保水性舗装や遮熱性舗装の導入等によりヒートアイランド現象の抑制に配慮した会場整備に努めます。</li> <li>・建物等については、壁面や屋上の緑化等のヒートアイランド現象の抑制策を検討します。</li> </ul>
	(12)	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相沢川や和泉川源流から連続する平坦で広大な草地等、上瀬谷ならではの景観構成要素を活かした会場整備を検討します。</li> <li>・建物外観の色彩や材質、建物の形態・高さ等は、本博覧会の主役である花・みどりや農の営みを生き生きと美しく見せる観点及び風景との調和を重視して検討します。</li> </ul>

表 4.1-1(4) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

	配慮事項	選定	配慮の内容	
本事業に係る配慮事項	(13)	大雨や洪水、高潮等による浸水が想定される区域において建物に地下空間を設ける場合は、地下空間の用途及び規模を考慮し、浸水を可能な限り生じさせない構造や避難設備の採用に努める。	×	・本博覧会では地下空間を設けることを想定していないため、非選定とします。
	(14)	駐車場整備に当たっては、充電器等のインフラ整備に努めるとともに、配置等については極力交通集中の回避や、歩行者の安全及び利便性に配慮する。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域交通など多方面からの交通を分散させるよう、駐車場の適切な配置や整備に努めるとともに、歩行者の安全等も確保します。また、環境配慮型の車両（EV、FCV）のための充電ステーション等の設置を検討します。</li> <li>・会場から 10km 圏内の公共用地や公共駐車場などを活用して会場外駐車場を設置し、シャトルバスで会場に行く「パークアンドライド」システムの導入により、周辺道路への交通集中の回避に努めます。</li> </ul>
	(15)	風害、光害、日照阻害等の影響を少なくする。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・光害対策として、「光害対策ガイドライン（環境省）」等を踏まえ、周辺に会場内の光が漏れない措置を講じる等の悪影響を及ぼさない照明計画を検討します。</li> <li>・なお、現段階では風害や日照阻害を起こす施設は想定していません。</li> </ul>
	(16)	地域の住民に親しまれた施設の移転、文化財の消滅・移転及び地域の分断を避ける。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本博覧会による史跡・文化財、地域の住民に親しまれた施設の消滅・移転はありません。</li> <li>・本博覧会では市民、民間企業、大学等の教育機関、行政など多様な主体が連携し、多様な機能を持つグリーンインフラの維持管理やレクリエーション等を通じて各自が積極的に関わるグリーンコミュニティの形成を目指します。</li> </ul>
	(17)	雨水浸透施設の設置や緑化、湧き水の保全により地下水の涵養を図る。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本博覧会の会場整備に際しては、雨水浸透施設の設置などグリーンインフラの整備を通じて地下水涵養機能の保全を図ります。</li> <li>・駐車場や管理用通路及び園路等への透水性舗装の導入等により、地下水の涵養に配慮した会場整備に努めます。</li> </ul>

表 4.1-1(5) 配慮指針に基づいて行った配慮の内容

配慮事項		選定	配慮の内容
本事業に係る配慮事項	(18) 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用を図る。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会場整備に当たって、コンクリート廃材などの建設廃棄物の発生抑制、減量化及び仮施設におけるリース対応等により、資源の循環的な利用に努めます。なお、再使用、再生利用できないものについては、適正に処理します。</li> <li>・「第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画」の取組みを推進し、木材代替型枠やリサイクル材等のエコマテリアルの積極的な活用を検討します。</li> <li>・建設発生土は、場内再利用に努めます。</li> <li>・植物や食料残渣等の廃棄物のたい肥化や、それら廃棄物からのメタン・エタノールなどのエネルギーの創出など資源の循環・再利用を検討します。</li> <li>・来場者に対して、開催中における廃棄物等の発生抑制を促すような取組を検討します。</li> </ul>

## 4.2 環境情報の概要

### 4.2.1 配慮書の縦覧等

本博覧会の配慮書は、令和3年4月5日に公告され、同日から令和3年4月19日までの15日間、縦覧されました。

配慮書の縦覧期間、縦覧対象区及び縦覧場所は、表4.2-1に示すとおりです。

表 4.2-1 配慮書の縦覧期間、縦覧対象区及び縦覧場所

縦覧期間	令和3年4月5日～令和3年4月19日（15日間）
縦覧対象区	旭区、瀬谷区
縦覧場所	環境創造局 環境影響評価課 旭区役所 区政推進課 広報相談係 瀬谷区役所 区政推進課 広報相談係

#### 4.2.2 環境情報の概要

配慮書に対し、1通の環境情報の提供がありました。環境情報提供書の概要は表 4.2-2 に示すとおりです。

表 4.2-2 環境情報提供書の概要

項目	環境の保全に関する情報	事業者の見解
土 壌 汚 染	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土壌汚染対策が周知・勘案されていないため、検討すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業を実施する中で、土地の造成等により形質変更を行う範囲において、「土壌汚染対策法」に基づく適切な対策が講じられる予定です。</li> <li>・ 本博覧会において、汚染土壌の掘削除去等の措置を講じる予定はありませんが、対応が必要な場合には関係法令等を遵守して適切な対策を講じます。</li> </ul>
グ リ ー ン イン フラ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 花博の実施自体がグリーンインフラの破壊行為であるため、反対である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際園芸博覧会は、国際的な園芸文化の普及や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決等への貢献を目的に、国際的な機関の承認を得て開催されるものです。本博覧会は、グリーンインフラなど、新たな価値観とともに「環境と共に生きる」知恵・行動を世界に伝播させていくものであり、緑や自然環境を一層尊重するものへと意識を変革していく契機になると考えています。</li> </ul>
景 観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 花博の実施、新都市交通の敷設、海軍道路の桜並木の伐採は、緑あふれる風景や街の個性を破壊することであるため、反対である。</li> <li>・ 海軍道路の桜並木、上瀬谷通信施設跡地の豊かな緑の風景は、横浜市民に親しまれた文化財であるため、海軍道路の桜並木の伐採及び花博の誘致に反対である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大都市近郊でありながら豊かな自然が残り、地域で農の営みや人々の交流が脈々と受け継がれた上瀬谷の地は、高いポテンシャルを秘めた貴重な財産であり、緑あふれる風景など緑と融合した都市のモデルを国内外に発信するにふさわしい舞台であると考えます。</li> </ul>

### 4.3 配慮市長意見書に記載された市長の意見及び事業者の見解

本博覧会の配慮書に対する、横浜市環境影響評価条例第 11 条第 1 項に規定する環境の保全の見地からの配慮市長意見書の送付を、令和 3 年 5 月 24 日に受けました。

配慮市長意見書の縦覧期間、縦覧対象区及び縦覧場所は、表 4.3-1 に示すとおりです。また、配慮市長意見及び事業者の見解は、表 4.3-2 に示すとおりです。

表 4.3-1 配慮市長意見書の縦覧期間及び縦覧場所

縦覧期間	令和 3 年 6 月 4 日～令和 3 年 6 月 18 日（15 日間）
縦覧対象区	旭区、瀬谷区
縦覧場所	環境創造局 環境影響評価課 旭区役所 区政推進課 広報相談係 瀬谷区役所 区政推進課 広報相談係

表 4.3-2(1) 配慮市長意見の内容及び事業者の見解

項目	意見の内容	事業者の見解
1 全般的事項	(1) 配慮事項に対する配慮の内容を適切に事業計画に反映させるとともに、検討するとしている事項については、各々の検討状況を方法書に記載してください。	・配慮事項に対する配慮の内容について、現時点での検討状況を方法書に記載しました（例：2.3.2 対象事業の計画 (2)会場区域 1)会場構成の考え方 p.2-10～11 等）。配慮の内容については、適切に事業計画に反映していきます。
	(2) 今後の事業の進展においては、本市の最新の計画等と整合を図るなど、適時、適切な配慮内容となるよう努めてください。	・事業の進捗に合わせ、横浜市の最新の計画等と整合を図るとともに、適時、適切な配慮内容となるよう努めます。
	(3) 関連する「（仮称）旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業」や「（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業」、「（仮称）都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」と工事期間が重複することから、これら関連事業と調整を図り、工事による環境負荷の低減に向けた対策を検討してください。また、工事期間の重複について、4 事業の事業スケジュールの詳細を分かりやすく方法書に記載してください。	・本博覧会の工事工程と併せて、関連する「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業」、「（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業」、「（仮称）都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」の工事工程を方法書に記載しました（2.4.2 工事工程 p.2-22～23）。 ・また、工事に伴う環境負荷を低減するため、建設機械の稼働や工事用車両の走行等について平準化を図るなど、今後関連事業との調整を行いながら検討していきます（2.4.2 工事工程 p.2-22）。
	(4) 今後、（仮称）博覧会協会への承継が予定されていることから、承継するにあたっては、配慮の内容等を確実に引き継いでください。	・横浜市から本博覧会協会への承継にあたって、配慮の内容等を確実に引き継ぎました。また、このことについて方法書に記載しました（2.1 対象事業の概要 p.2-1）。

注 1：「事業者の見解」に記載したページ番号は、方法書におけるページを示します。

表 4.3-2(2) 配慮市長意見の内容及び事業者の見解

	項目	意見の内容	事業者の見解
2 配慮指針に掲げられている配慮事項	(1) 周辺環境への影響、生物の生息生育環境の保全や温暖化対策への配慮 【配慮事項(1)】	計画区域の南東側周辺のまとまった緑地に生息する動物及び計画区域内に整備される生物の生息空間への影響を少なくするため、会場内の施設配置については、人と自然との距離を確保するように検討してください。	・対象事業実施区域の南東側周辺のまとまった緑地等の隣接部においては、多数の来場者が長時間に亘って滞在することが想定される施設はできるだけ配置しないよう配慮することとし、音響設備や照明についても、周辺環境に配慮した適切な運営ルールを設定を検討する旨を方法書に記載しました(2.3.2 対象事業の計画 (2)会場区域 1)会場構成の考え方 2)会場区域を構成する施設等 p.2-10~12)。
	(2) 緑化等による生物の生息生育環境の確保、生物多様性の保全と創造 【配慮事項(6)】	海外から導入する植物については、拡散すると既存の生態系への大きな影響が危惧されることから、植物展示に際しての慎重な取扱いを十分に検討してください。	・海外から導入する植物については、拡散による既存の生態系への影響が出ないように、植物展示に際しては慎重な取扱いをする旨を方法書に記載しました(2.3.4 植栽地管理計画 p.2-18)。 ・植物検疫に関するガイドラインを作成し参加国へ配布することにより、周知徹底を図ります(2.3.4 植栽地管理計画 (2)検疫 p.2-18)。
	(3) 交通集中の回避、歩行者の安全・利便性への配慮 【配慮事項(14)】	ア 非常に多くの来場者が想定されることから、交通分担率や駐車場の収容台数など、交通計画の詳細を方法書以降の図書に記載してください。  イ 交通集中の回避に寄与する「パーク&ライド」システムを積極的に活用するとともに、シャトルバスの運行計画などを踏まえ、適切な環境影響評価を行ってください。	・駐車場の収容台数など交通計画の詳細については、現計画段階における想定に基づいて記載しました(2.3.3 輸送計画 p.2-15~16)。 ・交通分担率については、交通計画の進捗を踏まえ、準備書で記載します。  ・「パークアンドライド」システムの積極的な活用やシャトルバスの適切な運行計画を検討します(2.3.3 輸送計画 p.2-15~16)。 ・準備書においては、「パークアンドライド」システムの積極的な活用やシャトルバスの運行計画を踏まえ、適切な環境影響評価を行います。

注1：「事業者の見解」に記載したページ番号は、方法書におけるページを示します。

## 第 5 章 環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定





## 第5章 環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定

### 5.1 環境影響要因の抽出

本博覧会の事業計画を基に、環境に影響を及ぼすおそれのある要因（以下、「環境影響要因」とします。）を工事中・開催中・撤去中の各段階で、表 5.1-1 に示すとおり抽出しました。

表 5.1-1 環境影響要因の抽出

区分	環境影響要因	要因の概要
工事中	建設機械の稼働	建物の建築や施設の整備等の工事のために、建設機械が対象事業実施区域内で稼働します。
	工事用車両の走行	資機材の運搬、廃棄物等の搬出及び施設の管理等を行う車両が走行します。
	建設行為等の実施	建物の建築や施設の整備等の工事を実施します。庭園等の整備に伴い、外来植物を含む植物の搬入・植栽・管理を実施します。
開催中	会場施設等の存在	展示・サービス施設、花壇、庭園、駐車場及びバスターミナル等の施設が存在します。土地区画整理事業において保全対象種の生息環境として創出された水辺空間等が存在します。
	施設の供用	来場者及び施設管理関係者等が施設を利用します。会場内で様々な行催事等を行います。施設の管理・運営作業等を行います。
	関係車両の走行	来場者の自家用車、シャトルバス及び団体バス等の車両が走行します。資機材の運搬、廃棄物等の搬出及び施設の管理等を行う車両が走行します。
	外来植物を含む植栽等の管理	外来植物を含む植物の搬入・植栽・管理を行います。
撤去中	建設機械の稼働	仮設施設等の解体工事のために建設機械が稼働します。
	工事用車両の走行	撤去物や廃棄物の搬出のため車両が走行します。
	仮設施設等の撤去	仮設施設等の解体・撤去を行います。

### 5.2 環境影響評価項目の選定

抽出した環境影響要因を踏まえ事業特性と地域特性を勘案し、環境影響評価を行う項目（以下、「環境影響評価項目」とします。）を表 5.2-1 に示すとおり、温室効果ガス、生物多様性（動物、植物、生態系）、水循環（湧水の流量、河川の流量）、廃棄物・建設発生土（一般廃棄物、産業廃棄物）、大気質、騒音、振動、地域社会（交通混雑、歩行者の安全）、景観、触れ合い活動の場の計 10 項目を選定しました。

なお、環境影響評価項目として選定した理由及び選定しない理由は、表 5.2-2～表 5.2-4 に示すとおりです。

表 5.2-1 環境影響要因と環境影響評価項目の関連表

環境影響要因			区分			開催中			撤去中							
			建設機械の稼働	工事中 工事用車両の走行	建設行為等の実施	会場施設等の存在	施設の供用	関係車両の走行	植栽等の管理 外来植物を含む	建設機械の稼働	工事用車両の走行	仮設施設等の撤去				
環境の保全及び創出に向けた基本的な考え方	環境影響評価項目	細目														
	地球環境への負荷の低減	温室効果ガス	温室効果ガス	●	●	●		●	●	●	●	●				
身近な自然環境の保全・再生・創造			生物多様性	動物			●	●	●		●		●			
				植物			●	●	●		●		●			
	生態系				●	●	●		●		●					
水循環		地下水水位及び湧水の流量			●	●										
		河川の形態、流量				●			●							
		海域の流況														
安心して快適に生活できる生活環境の保全	廃棄物・建設発生土	一般廃棄物			●		●		●			●				
		産業廃棄物			●		●		●			●				
		建設発生土														
	大気質	大気汚染	大気汚染	●	●				●		●	●				
			水質・底質	公共用水域の水質												
				公共用水域の底質												
	地下水の水質															
	騒音	騒音	騒音	●	●				●	●		●	●			
			振動	振動	●	●					●		●	●		
				地盤沈下												
			悪臭	悪臭	悪臭											
					電波障害	低周波音										
						テレビジョン電波障害										
						日照障害										
			日影	シャドーフリッカー												
				風害	局地的な風向・風速											
			安全		土地の安定性											
	浸水															
	火災・爆発															
	有害物漏洩															
快適な地域環境の確保	地域社会	地域分断														
		交通混雑		●					●		●					
		歩行者の安全		●					●		●					
	景観	景観				●										
		触れ合い活動の場		●				●	●		●					
文化財等	文化財等															

注1：●は選定した項目を示します。  
 注2：下線部：「方法書」からの変更点を示します。

表 5.2-2(1) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由（工事中）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
温室効果ガス	温室効果ガス	○	本博覧会において建設機械の稼働、工事用車両の走行及び建設行為等（植物の搬入・植栽・管理）の実施に伴い温室効果ガスの発生が見込まれることから、環境影響評価項目として選定します。
生物多様性	動物	○	対象事業実施区域は土地区画整理事業により改変され、公園整備事業により整備される予定の土地であり、本博覧会の工事中において、現存する動物、植物、生態系に対する直接的影響はありません。しかし、建設行為等の実施（施設の整備等の工事、庭園等の整備に伴う外来植物の搬入・植栽・管理等）により、隣接する瀬谷市民の森や土地区画整理事業によって創出される水辺空間等を生息・生育環境とする動物、植物、生態系に対して間接的影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
	植物		
	生態系		
水循環	地下水位及び湧水の流量	○	本博覧会において大規模な土地の造成は行わないものの、対象事業区域周辺には湧水が存在し、建設行為等の実施により湧水の分布及び流量が変化する可能性があるため、環境影響評価項目として選定します。 なお、本博覧会の工事では地下水位の著しい低下を招くような掘削等を行わないため、地下水位の細目については環境影響評価項目として選定しません。
	河川の形態、流量	×	本博覧会において河川の改修は行わず、河川の形態、流量への影響を及ぼす要因は想定されないことから、環境影響評価項目として選定しません。 なお、大門川、相沢川の改修は、土地区画整理事業において実施される計画です。
	海域の流況	×	本博覧会は、内陸部においてのみ実施されるものであり、海域への影響が想定されないため、環境影響評価項目として選定しません。
廃棄物・建設発生土	一般廃棄物	○	建設行為等に伴い一般廃棄物が発生することから、環境影響評価項目として選定します。
	産業廃棄物	○	建設行為等に伴い産業廃棄物が発生することから、環境影響評価項目として選定します。
	建設発生土	×	工事に伴い場内の一部で土砂の移動を行います。場外への運搬は想定されないため、環境影響評価項目として選定しません。
大気質	大気汚染	○	建設機械の稼働、工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質が、住居等が存在する周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
水質・底質	公共用水域の水質	×	工事に伴い発生する排水は、公共下水道に排水する計画であり、排水を河川に直接排水しないため、公共水域の水質に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	公共用水域の底質	×	工事に伴い発生する排水は、公共下水道に排水する計画であり、排水を河川に直接排水しないため、公共水域の底質に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。

表 5.2-2(2) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由（工事中）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
水質・底質	地下水の水質	×	旧上瀬谷通信施設の国有地において令和元年度及び令和3～4年度に行われた防衛省による土壌汚染調査では、本博覧会の対象事業実施区域内の一部区画においても土壌汚染が確認されていますが、本博覧会の実施にあたっては、土地区画整理事業において適切な土壌汚染処理が行われた後、本博覧会の工事を実施します。本博覧会の工事において、地下水及び湧水の水質に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
土壌	土壌汚染	×	対象事業実施区域内には、「土壌汚染対策法」に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はありません。旧上瀬谷通信施設の国有地において令和元年度及び令和3～4年度に行われた防衛省による土壌汚染調査では、本博覧会の対象事業実施区域内の一部区画で土壌汚染が確認されていますが、本博覧会の実施にあたっては、土地区画整理事業において適切な土壌汚染処理が行われた後、本博覧会の工事を実施します。本博覧会の工事において、土壌汚染物質の使用や排出は行わないことから、環境影響評価項目として選定しません。
騒音	騒音	○	建設機械の稼働、工事用車両の走行に伴い発生する騒音が、住居等が存在する周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
振動	振動	○	建設機械の稼働、工事用車両の走行に伴い発生する振動が、住居等が存在する周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
地盤	地盤沈下	×	工事において地盤沈下を招くような地下水の揚水、排水、遮断は行わないため、環境影響評価項目として選定しません。
悪臭	悪臭	×	工事において著しい悪臭を生じさせる要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
低周波音	低周波音	×	工事において使用する建設機械は、市街地の建設工事で一般的に使用される建設機械であり、日常生活に支障となるような低周波音の発生は想定されないことから、環境影響評価項目として選定しません。
電波障害	テレビジョン電波障害	×	工事において、電波障害を生じさせる施設は設置しないことから、環境影響評価項目として選定しません。
日影	日照阻害	×	工事において、日照阻害の要因となる高層建築物等は設置しないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	シャドーフリッカー	×	工事において、シャドーフリッカーを生じさせる構造物等を設置しないことから、環境影響評価項目として選定しません。
風害	局地的な風向・風速	×	工事において、風害を生じさせる高層建築物等は設置しないことから、環境影響評価項目として選定しません。
安全	土地の安定性	×	対象事業実施区域の近傍には「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定された「土砂災害警戒区域」が存在しません。区域内は平坦地であり、工事の実施等により斜面地の崩壊や地盤の変形を生じさせないことから、環境影響評価項目として選定しません。

注1：下線部：「方法書」からの変更点を示します。

表 5.2-2(3) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由（工事中）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
安全	浸水	×	工事中において、周辺地域に浸水を生じさせる影響要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	火災・爆発	×	工事中において、火薬等の使用・蓄積はなく、工事の安全管理を徹底することから、環境影響評価項目として選定しません。
	有害物漏洩	×	工事中において、有害物の使用・蓄積はなく、工事の安全管理を徹底することから、環境影響評価項目として選定しません。
地域社会	地域分断	×	工事中において、地域の分断を起こすような交通経路の遮断は行わず、工事施工ヤードも限られた範囲になることから、環境影響評価項目として選定しません。
	交通混雑	○	工事用車両の走行に伴い、交通混雑に対し影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
	歩行者の安全	○	工事用車両の走行に伴い、歩行者等の交通安全に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
景観	景観	×	工事中の景観変化は過渡的なものであることから、環境影響評価項目として選定しません。
触れ合い活動の場	触れ合い活動の場	○	対象事業実施区域及びその周辺には、触れ合い活動の場が存在しており、工事用車両の走行に伴いアクセスへの影響を及ぼすおそれがあるため、環境影響評価項目として選定します。
文化財等	文化財等	×	対象事業実施区域内には、周知の埋蔵文化財包蔵地が存在するものの、土地区画整理事業において、「文化財保護法」に基づき必要な措置を講じた後、本博覧会の工事を実施することから、環境影響評価項目として選定しません。なお、工事中に新たな埋蔵文化財包蔵地等を発見した場合には、「文化財保護法」に基づき直ちに届出を行い、関係機関と協議の上、必要な措置を講じます。

表 5.2-3(1) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由（開催中）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
温室効果ガス	温室効果ガス	○	関係車両の走行及び植栽等の管理やその他施設運営におけるエネルギー使用に伴い温室効果ガスの発生が見込まれることから、環境影響評価項目として選定します。
生物多様性	動物	○	対象事業実施区域は土地区画整理事業により改変され、公園整備事業により整備される予定の土地であり、本博覧会の開催中において、現存する動物、植物、生態系に対する直接的影響はありません。しかし、会場施設等の存在や施設の供用、外来植物を含む植栽等の管理に伴い、隣接する瀬谷市民の森や土地区画整理事業によって創出される水辺空間等を生息・生育環境とする動物、植物、生態系に間接的影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
	植物		
	生態系		
水循環	湧水水量及び地下水位	○	対象事業実施区域周辺には湧水が存在し、会場施設の存在によって集水域の土地利用の変化が想定されるため、環境影響評価項目として選定します。 なお、開催中に、掘削や地下埋設施設の設置、地下水の揚水を行わず、地下水位への影響が想定されないため、地下水位の細目については環境影響評価項目として選定しません。
	河川の形態、流量	○	本博覧会において河川の改修は行いませんが、 <u>一部河川の上流部の集水域において駐車場等の設置に伴う土地利用の変化が想定されること、植栽等の管理において灌水の水源の一部として河川水を利用する可能性があることから、河川の流量を環境影響評価項目として選定します。</u> ただし、 <u>河川の形態への影響が想定されないため、河川の形態の細目については環境影響評価項目として選定しません。</u> なお、施設の運営によって発生する事業排水は、公共下水道に排水する計画であり、排水を河川に直接放流することはありません。
	海域の流況	×	本博覧会は、内陸部においてのみ実施されるものであり、海域への影響が想定されないため、環境影響評価項目として選定しません。
廃棄物・建設発生土	一般廃棄物	○	開催中における施設や植栽等の管理・運営に伴い、一般廃棄物の発生が予想されるため、環境影響評価項目として選定します。
	産業廃棄物	○	開催中における施設や植栽等の管理・運営に伴い、産業廃棄物が発生することから、環境影響評価項目として選定します。
	建設発生土	×	開催中における土砂の発生は想定されないため、環境影響評価項目として選定しません。
大気質	大気汚染	○	関係車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質が、住居等が存在する周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
水質・底質	公共用水域の水質	×	施設運営によって発生する排水は、公共下水道に排水する計画であり、排水を河川に直接排水しないため、公共水域の水質に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。

注1：下線部：「方法書」からの変更点を示します。

表 5.2-3(2) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由（開催中）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
水質・底質	公共用水域の底質	×	施設運営によって発生する排水は、公共下水道に排水する計画であり、排水を河川に直接排水しないため、公共水域の底質に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	地下水の水質	×	開催中において、地下水及び湧水の水質に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
土壌	土壌汚染	×	開催中において、土壌汚染を生じさせる要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
騒音	騒音	○	関係車両の走行に伴う騒音、施設供用時の行催事における音響施設の使用に伴う騒音が、住居等が存在する周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
振動	振動	○	関係車両の走行に伴い発生する振動が、住居等が存在する周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
地盤	地盤沈下	×	開催中において地盤沈下を招くような地下水の揚水、排水、遮断は行わないため、環境影響評価項目として選定しません。
悪臭	悪臭	×	開催中において著しい悪臭を生じさせる要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
低周波音	低周波音	×	開催中において、著しい低周波音を発生させる設備は導入しないことから、環境影響評価項目として選定しません。
電波障害	テレビジョン電波障害	×	開催中において、電波障害を生じさせる施設は設置しないことから、環境影響評価項目として選定しません。
日影	日照障害	×	開催中において、日照障害の要因となる高層建築物等は設置しないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	シャドーフリッカー	×	開催中において、シャドーフリッカーを生じさせる構造物等を設置しないことから、環境影響評価項目として選定しません。
風害	局地的な風向・風速	×	開催中において、風害を生じさせる高層建築物等は設置しないことから、環境影響評価項目として選定しません。
安全	土地の安定性	×	対象事業実施区域の近傍には「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定された「土砂災害警戒区域」が存在しません。区域内は平坦地であり、事業の実施等により斜面地の崩壊や地盤の変形を生じさせないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	浸水	×	開催中において、周辺地域に浸水を生じさせる影響要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	火災・爆発	×	開催中において、可燃物を大量に蓄積することなく、花火等を使用する際には適正な管理を行うことから、環境影響評価項目として選定しません。
	有害物漏洩	×	開催中において、有害物の使用・蓄積はなく、使用する農薬等の安全管理を徹底することから、環境影響評価項目として選定しません。
地域社会	地域分断	×	本博覧会により地域の共同体の一体性及び地域住民の日常的な交通経路を変化させないことから、環境影響評価項目として選定しません。

表 5.2-3(3) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由（開催中）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
地域社会	交通混雑	○	関係車両等の走行及び駐車場への出入りに伴い交通混雑に対し影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
	歩行者の安全	○	関係車両等の走行に伴い歩行者の交通安全への影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
景観	景観	○	開催中において会場施設の建築物等の存在により、対象事業実施区域及びその周辺からの景観が変化する可能性があることから、環境影響評価項目として選定します。
触れ合い活動の場	触れ合い活動の場	○	対象事業実施区域及びその周辺には、触れ合い活動の場が存在しており、開催中において関係車両の走行に伴うアクセスへの影響、施設供用時の行催事における音響施設の使用に伴う騒音や夜間照明により活動の場の機能への影響を及ぼすおそれがあるため、環境影響評価項目として選定します。
文化財等	文化財等	×	対象事業実施区域内には、周知の埋蔵文化財包蔵地が存在しますが、開催中において文化財等に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。

注1：下線部：「方法書」からの変更点を示します。



表 5.2-4(1) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由（撤去中）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
温室効果ガス	温室効果ガス	○	仮施設等の撤去工事に伴う建設機械の稼働や工事用車両の走行により温室効果ガスが発生するため、環境影響評価項目として選定します。
生物多様性	動物	○	仮施設や駐車場等の撤去工事に伴い、隣接する瀬谷市民の森や土地区画整理事業によって創出される水辺空間等を生息・生育環境とする動物、植物、生態系に間接的影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
	植物		
	生態系		
水循環	湧水水量及び地下水位	×	仮施設等の撤去工事に伴う湧水水量及び地下水位への影響要因が想定されないため、環境影響評価項目として選定しません。
	河川の形態、流量	×	撤去中において河川の改修は行わず、河川の形態、流量への影響を及ぼす要因は想定されないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	海域の流況	×	本博覧会は、内陸部においてのみ実施されるものであり、海域への影響が想定されないため、環境影響評価項目として選定しません。
廃棄物・建設発生土	一般廃棄物	○	仮施設等の撤去工事に伴い一般廃棄物の発生が予想されるため、環境影響評価項目として選定します。
	産業廃棄物	○	仮施設等の撤去工事に伴い産業廃棄物が発生することから、環境影響評価項目として選定します。
	建設発生土	×	仮施設等の撤去工事に伴い土砂発生及び場外への運搬は想定されないため、環境影響評価項目として選定しません。
大気質	大気汚染	○	建設機械の稼働、工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質が、住居等が存在する周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
水質・底質	公共用水域の水質	×	工事に伴い発生する排水は、公共下水道に排水する計画であり、排水を河川に直接排水しないため、公共水域の水質に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	公共用水域の底質	×	工事に伴い発生する排水は、公共下水道に排水する計画であり、排水を河川に直接排水しないため、公共水域の底質に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	地下水の水質	×	仮施設等の撤去工事中において、地下水及び湧水の水質に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
土壌	土壌汚染	×	仮施設等の撤去工事中において、土壌汚染物質の使用や排出は行わないことから、環境影響評価項目として選定しません。
騒音	騒音	○	建設機械の稼働、工事用車両の走行に伴い発生する騒音が、住居等が存在する周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
振動	振動	○	建設機械の稼働、工事用車両の走行に伴い発生する振動が、住居等が存在する周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
地盤	地盤沈下	×	仮施設等の撤去工事中において地盤沈下を招くような地下水の揚水、排水、遮断は行わないため、環境影響評価項目として選定しません。

注1：下線部：「方法書」からの変更点を示します。

表 5.2-4(2) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由（撤去中）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
悪臭	悪臭	×	仮施設等の撤去工事において著しい悪臭を生じさせる要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
低周波音	低周波音	×	仮施設等の撤去工事において使用する建設機械は、市街地の建設工事で一般的に使用される建設機械であり、日常生活に支障となるような低周波音の発生は想定されないことから、環境影響評価項目として選定しません。
電波障害	テレビジョン電波障害	×	仮施設等の撤去工事において、電波障害を生じさせる施設は設置しないことから、環境影響評価項目として選定しません。
日影	日照障害	×	仮施設等の撤去工事において、日照障害の要因となる高層建築物等は設置しないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	シャドーフリッカー	×	仮施設等の撤去工事において、シャドーフリッカーを生じさせる構造物等を設置しないことから、環境影響評価項目として選定しません。
風害	局地的な風向・風速	×	仮施設等の撤去工事において、風害を生じさせる高層建築物等は設置しないことから、環境影響評価項目として選定しません。
安全	土地の安定性	×	対象事業実施区域の近傍には「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定された「土砂災害警戒区域」が存在しません。区域内は平坦地であり、工事の実施等により斜面地の崩壊や地盤の変形を生じさせないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	浸水	×	仮施設等の撤去工事において、周辺地域に浸水を生じさせる影響要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	火災・爆発	×	仮施設等の撤去工事において、火薬等の使用・蓄積はなく、工事の安全管理を徹底することから、環境影響評価項目として選定しません。
地域社会	有害物漏洩	×	仮施設等の撤去工事において、有害物の使用・蓄積はなく、工事の安全管理を徹底することから、環境影響評価項目として選定しません。
	地域分断	×	仮施設等の撤去工事において、地域の分断を起こすような交通経路の遮断は行わず、工事施工ヤードも限られた範囲になることから、環境影響評価項目として選定しません。
	交通混雑	○	工事用車両の走行に伴い、交通混雑に対し影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
	歩行者の安全	○	工事用車両の走行に伴い、歩行者等の交通安全に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
景観	景観	×	仮施設等の撤去工事に伴う景観変化は過渡的なものであることから、環境影響評価項目として選定しません。
触れ合い活動の場	触れ合い活動の場	○	対象事業実施区域及びその周辺には、触れ合い活動が存在しており、工事用車両の走行に伴いアクセスへの影響を及ぼすおそれがあるため、環境影響評価項目として選定します。
文化財等	文化財等	×	対象事業実施区域内には、周知の埋蔵文化財包蔵地が存在しますが、工事において文化財等に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。

## 第6章 環境影響の予測及び評価



## 第6章 環境影響の予測及び評価

本博覧会は、横浜市が実施する土地区画整理事業による造成等の基盤整備完了後に実施するため、土地区画整理事業及び公園整備事業（1次整備）による整備後の状態（本博覧会における整備前の状態）に対する本博覧会事業の実施による周辺環境等への影響について環境影響評価項目を選定し、予測及び評価を行っています。

本章では、選定した環境影響評価項目について、調査、予測及び評価を行い、その結果を以下に記載しました。各項目の調査のうち、「既存資料調査」は既存文献等の資料収集及び整理による調査、「現地調査」は対象事業実施区域内及び周辺において実施した調査を指しています。

また、現地調査を実施することが一般的な動物、植物、生態系、水循環、大気質、騒音、振動、地域社会、景観、触れ合い活動の場といった項目については、関連事業の土地区画整理事業及び公園整備事業において実施された現地調査の結果を引用し、現況把握に活用しました。土地区画整理事業において実施された現地調査の結果は土地区画整理事業評価書（以下、「既存資料（土地区画整理事業）」とします。）に、公園整備事業において実施された現地調査の結果は、公園整備事業準備書（以下、「既存資料（公園整備事業）」とします。）に整理されていますので、本書では本事業と関連する一部を抜粋して引用しました。

景観については、上記調査結果の引用に加えて、本博覧会の実施による近景域の眺望景観の変化を把握できる地点において現地調査を実施しました。

なお、本博覧会では、環境影響評価の予測及び評価の他にも、AIPHの規則等に基づき、今後、サステナビリティ戦略等を策定し、環境保全等の持続可能性に関する取り組みを進めていきます。

表 6-1 関連事業の現地調査結果を活用している項目

及び本博覧会事業において現地調査を実施する項目

環境影響評価項目	現地調査	土地区画整理事業の現地調査結果を活用している項目	公園整備事業の現地調査結果を活用している項目	本博覧会事業において現地調査を実施する項目
温室効果ガス	—	—	—	—
生物多様性	○	○	○	—
水循環 (湧水の流量、河川の流量)	○	○	○	—
廃棄物・建設発生土	—	—	—	—
大気質	○	○	—	—
騒音	○	○	—	—
振動	○	○	—	—
地域社会 (交通混雑、歩行者の安全)	○	○	—	—
景観	○	○	○	○
触れ合い活動の場	○	○	—	—

注1：関連事業において実施された現地調査の結果は、本事業と関連する一部を抜粋して引用しました。



## 6.1 温室効果ガス





## 6.1 温室効果ガス

本事業では、工事中は建設機械の稼働、工事用車両の走行及び建設行為等の実施、開催中は関係車両の走行、施設の供用及び外来植物を含む植栽等の管理、撤去中は建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴い温室効果ガスが排出されます。

このことから、本事業の工事及び撤去中、開催中に排出する温室効果ガス排出量を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

### 【工事及び撤去に伴う温室効果ガスの排出量】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>本博覧会の開催地である横浜市では、横浜市地球温暖化対策計画書制度を設けており、一定規模以上の温室効果ガスを排出する事業者(地球温暖化対策事業者)と横浜市が相互に連携を図りながら、市内における温室効果ガスの排出の抑制に向けた取組を計画的に進めています。</li> <li>2020年度の本博覧会の開催地である横浜市での温室効果ガス排出量(速報値)は、1,647.5万tCO<sub>2</sub>です。二酸化炭素排出量の内訳を見ると、2019年度と比べて、家庭部門において増加していますが、業務部門、産業部門、エネルギー転換部門、運輸部門、廃棄物部門において減少しています。また、1人あたりの二酸化炭素及び温室効果ガスの排出量は、減少傾向にあります。</li> </ul>	p. 6.1-6 ～6.1-15
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>温室効果ガス(二酸化炭素)排出量を可能な限り抑制すること。</li> </ul>	p. 6.1-16
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園整備事業の建築物の利活用や仮設施設のレンタル・リースの採用により二酸化炭素排出量を削減することで、工事中に発生が想定される二酸化炭素排出量は、建設機械からは11,650.9tCO<sub>2</sub>/期間、工事用車両からは10,601.2tCO<sub>2</sub>/期間、建設行為等の実施によるものは239.8tCO<sub>2</sub>/期間、合計で22,491.9tCO<sub>2</sub>/期間と予測します。</li> <li>撤去中に発生が想定される二酸化炭素排出量は、建設機械からは3,831.6tCO<sub>2</sub>/期間、工事用車両からは9,649.2tCO<sub>2</sub>/期間、合計で13,480.8tCO<sub>2</sub>/期間と予測します。</li> </ul>	p. 6.1-17 ～ p. 6.1-24
環境の保全のための措置の概要	<p>(1)建設機械の稼働</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設機械の整備・点検を徹底して性能を維持します。</li> <li>工事関係者に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて建設機械のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかしや高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。</li> <li>建設機械の使用に際しては、可能な範囲で省エネモードでの作業に努めます。</li> <li>建設機械は、エネルギー効率の高い低燃費の機種を使用します。</li> <li>会場施設については、公園整備事業の建築物を利活用するとともに、仮設施設はレンタル・リースを採用することで、工事に係る建設機械の稼働台数を削減します。</li> </ul>	p. 6.1-38

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【工事及び撤去に伴う温室効果ガスの排出量】(つづき)

項目	結果等の概要	参照頁
環境の保全のための措置の概要	<p>(2) 工事用車両の走行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事用車両の整備・点検を徹底して性能を維持します。</li> <li>・工事関係者に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて工事用車両のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。</li> <li>・工事用車両は、エネルギー効率の高い低燃費の車種を使用します。</li> </ul> <p>(3) 建設行為等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事中は植物バックヤード等における効率的な温度管理(区画単位の温度管理)を行い、温室効果ガスの削減に努めます。</li> </ul> <p>(4) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本博覧会では、AIPHの規則等に基づき、今後、サステナビリティ戦略等を策定し、温室効果ガスの削減等に関する取組を進めていきます。</li> </ul>	p. 6. 1-38
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「温室効果ガス(二酸化炭素)排出量を可能な限り抑制すること。」は達成されるものと考えます。</li> </ul>	p. 6. 1-44

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【開催に伴う温室効果ガスの排出量】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本博覧会の開催地である横浜市では、横浜市地球温暖化対策計画書制度を設けており、一定規模以上の温室効果ガスを排出する事業者(地球温暖化対策事業者)と横浜市が相互に連携を図りながら、市内における温室効果ガスの排出の抑制に向けた取組を計画的に進めています。</li> <li>・2020年度の本博覧会の開催地である横浜市での温室効果ガス排出量(速報値)は、1,647.5万tCO<sub>2</sub>です。二酸化炭素排出量の内訳を見ると、2019年度と比べて、家庭部門において増加していますが、業務部門、産業部門、エネルギー転換部門、運輸部門、廃棄物部門において減少しています。また、1人あたりの二酸化炭素及び温室効果ガスの排出量は、減少傾向にあります。</li> </ul>	p. 6. 1-6 ～6. 1-15
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温室効果ガス(二酸化炭素)排出量を可能な限り抑制すること。</li> </ul>	p. 6. 1-16
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催に伴い発生が想定される二酸化炭素排出量は、関係車両の走行によるものが31,077.1tCO<sub>2</sub>/期間、施設の供用に伴い発生が想定されるものが4,416.7tCO<sub>2</sub>/期間、植栽等の管理によるものが102.8tCO<sub>2</sub>/期間、合計で35,596.6tCO<sub>2</sub>/期間と予測します。</li> <li>・高効率給湯器の利用や再生可能エネルギーの100%活用を目指すことにより、二酸化炭素の排出量を3,737.1tCO<sub>2</sub>/期間削減することを目指します。</li> </ul>	p. 6. 1-25 ～6. 1-37

【開催に伴う温室効果ガスの排出量】(つづき)

項目	結果等の概要	参照頁
<p>環境の保全のための措置の概要</p>	<p>(1)関係車両の走行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコドライブの徹底、電気自動車等の導入等により、関係車両から排出される温室効果ガスの削減に努めます。</li> <li>・シャトルバスの一部に電気自動車を導入し、温室効果ガスの削減に努めます。</li> <li>・公共交通機関の利用促進を図るとともに、パークアンドライドの導入により、来場車両の走行に伴う温室効果ガスの削減に努めます。</li> <li>・駐車場の事前予約の導入等により、来場車両数を制限し、交通渋滞を緩和することで、来場車両の走行に伴う温室効果ガスの削減に努めます。</li> <li>・環境配慮型車両の優先、充電器の設置等により環境配慮型の車両での来場を促すことで、来場車両の走行に伴う温室効果ガスの削減に努めます。</li> <li>・自家用車以外の交通手段の利用促進のため、今後利用者に対し、ホームページでの周知等を行います。また、自転車利用者の利便性の確保のため、駐輪場を駐車場近傍等に整備します。</li> <li>・搬入車両は、エネルギー効率の高い低燃費の車種を使用します。</li> <li>・搬入車両の整備・点検を徹底して性能を維持します。</li> <li>・作業員に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて搬入車両のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。</li> </ul> <p>(2)施設の供用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水や風、光などの自然環境を有効に活用し、エネルギー消費の軽減を重視した設計とします。</li> <li>・環境に配慮した素材を選び、特に国産木材等を積極的に使用することで、CO<sub>2</sub>を固定した資材活用に努めます。</li> <li>・電力使用量の見える化など、エネルギーマネジメントシステムの導入により、温室効果ガスの削減に努めます。</li> <li>・省エネルギー型製品（空調設備、LED照明、高効率給湯器等）の導入により、消費エネルギーの削減に努めます。</li> <li>・省エネルギー型機器や、再生可能エネルギー施設の設備等は、新しい技術も含めて幅広く導入の検討を行い、環境性や周辺自然環境との調和を考慮して、積極的に採用します。</li> <li>・機器・設備等の導入後は、エネルギー使用量の把握・分析、適宜運用改善、定期的なメンテナンス等の実施を検討し、機能維持にも努めます。</li> <li>・電力については、再生可能エネルギーの100%活用を目指します。</li> <li>・節水対策、雨水利用等により、上下水道の使用量を削減することで、温室効果ガスの削減に努めます。</li> </ul>	<p>p. 6. 1-39 ～6. 1-40</p>

【開催に伴う温室効果ガスの排出量】(つづき)

項目	結果等の概要	参照頁
環境の保全のための措置の概要	<p>(3) 植栽等の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会場の管理・運営に用いる会場作業用車両は、エネルギー効率の高い低燃費の機種(車種)を使用するとともに、使用に際しては、可能な範囲で省エネモードでの作業に努めます。</li> <li>・会場の管理・運営に用いる会場作業用車両の整備・点検を徹底して性能を維持します。</li> <li>・作業員に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて会場作業用車両等のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。</li> </ul> <p>(4) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本博覧会では、AIPHの規則等に基づき、今後、サステナビリティ戦略等を策定し、温室効果ガスの削減等に関する取組を進めていきます。</li> </ul>	p. 6. 1-39 ～6. 1-40
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「温室効果ガス(二酸化炭素)排出量を可能な限り抑制すること。」は達成されるものと考えます。</li> </ul>	p. 6. 1-45

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

## 6.1.1 調査

### (1) 調査項目

調査項目は、以下の内容としました。

- ① 温室効果ガスに係る原単位の把握
- ② 排出抑制対策の実施状況
- ③ 関係法令、計画等

### (2) 調査地域・地点

調査地域は、横浜市域としました。

### (3) 調査時期

既存資料調査は、入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

### (4) 調査方法

#### 温室効果ガスに係る原単位の把握

「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省 令和5年4月）等により、予測式及び原単位を整理しました。

#### 排出抑制対策の実施状況

横浜市内で取り組んでいる地球温暖化対策等を整理しました。

#### 関係法令、計画等

下記法令等の内容を整理しました。

- ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」
- ・「神奈川県地球温暖化対策推進条例」
- ・「横浜市地球温暖化対策実行計画」
- ・「横浜市再生可能エネルギー活用戦略」
- ・「横浜市生活環境の保全等に関する条例」
- ・「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」
- ・「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」
- ・「横浜市の公共建築物における環境配慮基準」
- ・「横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例」

## (5) 調査結果

### 温室効果ガスに係る原単位の把握

予測で用いるため、「⑤予測条件の整理」(p. 6. 1-17、p. 6. 1-20、p. 6. 1-23、p. 6. 1-25、p. 6. 1-30、p. 6. 1-34 参照) に整理しています。

### 排出抑制対策の実施状況

#### ア. 温室効果ガスの排出抑制対策

環境省による「事業者のための CO<sub>2</sub> 削減対策 Navi」において示されている、事業所(業務部門)における主な CO<sub>2</sub> 削減対策は、表 6. 1-1 に示すとおりです。

また、「地球温暖化対策計画書及び実施状況報告書作成マニュアル」(横浜市ホームページ令和5年7月閲覧)で掲げられている重点対策は、表 6. 1-2 に示すとおりです。横浜市では、横浜市地球温暖化対策計画書制度を設けており、一定規模以上の温室効果ガスを排出する事業者(地球温暖化対策事業者)と横浜市が相互に連携を図りながら、市内における温室効果ガスの排出の抑制に向けた取組を計画的に進めています。

表 6.1-1(1) 事業所（業務部門・産業部門）における主な CO<sub>2</sub> 削減対策

【業務部門】

対象工程等	対象タイプ	対策名
熱源・搬送	運用改善	冷温水出口温度の調整
		冷却水設定温度の調整
		冷却水量の変更
		熱源台数制御装置の運転発停順位の調整
		冷温水ポンプの冷温水流量の調整
		インバータ設定値の見直し
	設備	省エネ型の冷却塔への更新
		フリークーリングの導入
		蒸気配管・蒸気バルブ・フランジ等の断熱強化
		蒸気漏れ等の配管・バルブの更新
		ポンプ台数制御の導入
		インバータ等によるポンプの可変流量制御 (VWV) の導入
		循環ポンプの更新
		コージェネレーションの導入
		熱配管経路の見直し
		高効率ターボ冷凍機の導入
高効率冷温水機・冷凍機の導入		
空調・換気	運用改善	空調・換気運転時間の短縮
		空室・不在時の空調停止
		外気取り入れ量の縮小
		温度センサーによる換気制御システム
		冷暖房設定温度・湿度の緩和
		除湿・再熱制御システムの再加熱運転の停止
		ウォーミングアップ時の外気取入れ停止
		外気冷房(中間期等の送風のみ運転)
		駐車場換気設備のスケジュール運転
		コイル・フィルター、熱交換器の清掃
		空調機のスケジュール運転・断続運転制御システムの導入
		夜間等の冷気取り入れ(ナイトバージ)
		冷暖房ミキシングロスの防止(室内混合損失の改善)
		空調室外機の放熱環境改善
	設備	高効率空調機への更新
		空調機・換気ファンの省エネファンベルトの導入
		空調機・換気ファンのプーリダウン
		全熱交換器の導入
		インバータ等によるファンの変風量制御 (VAV) の導入
		空調ゾーニングの細分化
		CO <sub>2</sub> 又は CO 濃度による外気量自動制御システムの導入
		空調機器のフィルターを低圧損型に変更
		ペリメータレス空調システム
		温度成層型空調システム
給排水	運用改善	給排水ポンプの流量・圧力調整
		給湯温度・循環水量の調整
		給湯機関の短縮 (冬期以外の給油禁止)
	設備	節水型シャワーヘッドの導入
		高効率ヒートポンプ給湯機への更新
		高効率ガス給湯器への更新

資料: 「事業者のための CO<sub>2</sub> 削減対策 Navi」(環境省 令和 5 年 7 月閲覧)

表 6.1-1(2) 事業所（業務部門・産業部門）における主な CO<sub>2</sub> 削減対策

【業務部門】

対象工程等	対象タイプ	対策名
その他	運用改善	不要変圧器の遮断
		専用変圧器等の不要時遮断
		不要照明・不要時間帯の消灯
		パソコン等 OA 機器の待機電力削減
		閑散期のエレベーターの一部停止
		間引き消灯
	設備	エレベーターへの回生電力回収システムの導入
		超高効率変圧器の導入
		変圧器の統合
		変圧器の台数制御装置の導入
		LED 照明の導入
		人感センサー方式の導入
		タスクアンビエント照明
		省エネ型自動販売機への更新
		冷蔵・冷凍設備の省エネ
		昇降機へのインバータ制御の導入

資料：「事業者のための CO<sub>2</sub> 削減対策 Navi」（環境省 令和 5 年 7 月閲覧）



表 6.1-2(1) 「地球温暖化対策計画書及び実施状況報告書作成マニュアル」で掲げられている重点対策  
【第1号及び第2号該当事業者<sup>注1</sup>向けの重点対策】

重点対策	管理基準の設定・実施の例
推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温室効果ガス排出量の削減に向けた会議等を実施する。</li> <li>・会議にて決定した事項を従業員へ周知し、事業者全体で温室効果ガス排出量の削減対策を実施する。</li> <li>・PDCA サイクルで、対策状況の評価を定期的実施する。</li> </ul>
エネルギー使用量の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー種類別の使用量の記録（記録の頻度、記録方法等）、保管等についての管理基準を設定する。</li> <li>・上記の管理基準を基に、エネルギー種類別の使用量を定量的に把握する。</li> <li>・事業所のエネルギー使用状況の時間変化（時間、日、月単位）を把握し、過年度のエネルギー使用実績と比較検討することで、エネルギー使用量の無駄を把握及び事業者として対応すべき課題を特定する。</li> </ul>
事務用機器の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務用機器（パーソナルコンピュータ、プリンタ、コピー機、ファクシミリ等）の待機電力削減に関する管理基準（省エネモードの設定、業務終了時の速やかな停止等）を設定する。</li> <li>・省エネモードの設定方法を整備し、従業員へ周知する。</li> <li>・管理基準が順守されているかを定期的に点検する体制を整備する。</li> </ul>
受変電設備の力率の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受電端における力率の管理基準の値及び管理方法を設定する。</li> <li>・最大負荷時、最低負荷時等の機器の運転状況に応じた受電力率を把握し、その記録を管理する。</li> <li>・更新、新設等の機会をとらえて、進相コンデンサの導入等により、力率の改善を図る。</li> </ul>
照明の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・照明設備は、灯数及び点灯時間、照度等の基準（日本工業規格 Z9110(照度基準)又は Z9125(屋内作業場の照明基準)及びこれらに準ずる規格に規定するもの）についての管理基準を設定する。</li> <li>・過剰又は不要な照明をなくすための運用ルールを設定する。</li> </ul>
空調設備の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブラインド管理等による負荷の軽減及び使用状況等に応じた設備の運転時間、室内温度、換気回数、温度等について管理基準を設定する。</li> <li>・温度、湿度その他の空気の状態等の個別の室内条件をきめ細かく把握し、各室ごとに運転時間の見直しを行い、使用頻度の低い部屋の空調停止、空気調和を施す区画の細分化（部分運転）等により空調負荷の軽減を図る。</li> </ul>
空調用冷凍機の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空調用冷凍機の総合的なエネルギー効率を向上させる冷却水温度、冷温水温度、圧力等の管理基準の値を設定する。</li> <li>・空調用冷凍機の効率を維持するため、定期的に効率を把握（実稼働ベース）し、その結果を記録する。</li> <li>・現状の空調用冷凍機の稼働条件を事業所の状況変化（生産設備の変更、テナントの増減等）や季節等に合わせ、省エネルギーの観点から適宜見直す。</li> </ul>

注1：第1号及び第2号該当事業者：4月1日から翌年の3月31日までの1年間に、横浜市内に設置している全ての事業所に係る原油換算エネルギー使用量の合算が1,500kL以上の場合に該当事業者となります。  
資料：「横浜市地球温暖化対策計画書作成マニュアル」（横浜市環境創造局 令和4年4月）

表 6.1-2(2) 「横浜市地球温暖化対策計画等作成マニュアル」で掲げられている重点対策  
【第1号及び第2号該当事業者<sup>注1</sup>向けの重点対策】

重点対策	管理基準の設定・実施の例
換気設備の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏季、冬季に冷暖房を使用する区画については、外気導入量が抑制されるよう、換気量、運転時間の基準を設定する。</li> <li>・中間期及び冬季に冷房需要がある区画については、積極的に外気を利用することを検討し、管理方法を整備する。</li> <li>・管理基準を基に、夏季冷房期間及び冬季暖房期間に外気導入量を抑制し、外気が有効に活用できる期間に外気を積極的に導入する。</li> </ul>
フィルター清掃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空調設備、換気設備のフィルター清掃について、室用途により1回/月～2回/年等清掃の基準を定める。</li> <li>・清掃のスケジュール、実施状況を記録する様式を整備する。</li> <li>・上記に基づき、定期的に清掃を実施し、その実施の記録を残す。</li> </ul>

注1：第1号及び第2号該当事業者：4月1日から翌年の3月31日までの1年間に、横浜市内に設置している全ての事業所に係る原油換算エネルギー使用量の合算が1,500kL以上の場合に該当事業者となります。

資料：「横浜市地球温暖化対策計画書作成マニュアル」（横浜市環境創造局 令和4年4月）

イ. 横浜市の温室効果ガス排出量

横浜市による温室効果ガス排出量の集計は、表 6.1-3 に示すとおりです。

2020 年度の横浜市での温室効果ガス排出量(速報値)は、1,647.5 万 tCO<sub>2</sub> です。二酸化炭素排出量の内訳を見ると、2019 年度と比べて、家庭部門において増加していますが、業務部門、産業部門、エネルギー転換部門、運輸部門、廃棄物部門において減少しています。

また、1 人あたりの二酸化炭素及び温室効果ガスの排出量は、減少傾向にあります。

表 6.1-3 横浜市の温室効果ガス排出量

排出量単位：万 tCO<sub>2</sub>

項目	年度	2013	2017	2018	2019			2020 (速報値)	
					排出量	2013 年度比	2017 年度比		前 年度比
二酸化炭素	家庭部門	500.9	439.4	442.5	431.1	-13.9%	-1.9%	-2.6%	472.4
	業務部門	486.7	371.4	360.5	336.3	-30.9%	-9.5%	-6.7%	312.5
	産業部門	245.1	199.9	189.0	181.5	-25.9%	-9.2%	-4.0%	159.1
	エネルギー転換部門	450.7	405.4	380.1	385.5	-14.5%	-4.9%	1.4%	302.9
	運輸部門	389.5	370.8	361.4	356.0	-8.6%	-4.0%	-1.5%	316.9
	廃棄物部門	52.5	46.6	49.6	48.2	-8.2%	3.4%	-2.8%	45.6
	合計	2,125.4	1,833.5	1,783.1	1,738.7	-18.2%	-5.2%	-2.5%	1,609.4
その他ガス	メタン	2.5	2.6	2.4	2.5	0.0%	-3.8%	4.2%	2.4
	一酸化二窒素	20.4	23.2	21.9	22.6	10.8%	-2.6%	3.2%	20.4
	ハイドロフルオロカーボン	9.5	10.2	10.3	14.5	52.6%	42.2%	40.8%	14.9
	パーフルオロカーボン	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—	—	0.0
	六フッ化硫黄	0.8	0.5	0.5	0.4	-50.0%	-20.0%	-20.0%	0.4
	三フッ化窒素	—	0.0	—	—	—	—	—	—
	合計	33.2	36.5	35.1	40.0	20.5%	9.6%	14.0%	38.1
温室効果ガス(7ガス)計	2,158.6	1,870.0	1,818.2	431.1	-17.6%	-4.9%	-2.2%	1,647.5	
一人あたり温室効果ガス 排出量(tCO <sub>2</sub> /人)	5.83	5.01	4.86	4.74	-18.7%	-5.4%	-2.5%	4.36	
一人あたり二酸化炭素 排出量(tCO <sub>2</sub> /人)	5.74	4.91	4.77	4.64	-19.2%	-5.5%	-2.7%	4.26	

資料：「横浜市温室効果ガス排出量 令和 2(2020)年度速報値」(横浜市ホームページ 令和 5 年 7 月閲覧)

## 関係法令・計画等

### ア. 「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年10月法律第117号)

この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものとして、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、全ての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることを鑑み、地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とされています。

この法律では、事業者に対しては事業活動において、国民に対しては日常生活において、温室効果ガスの排出の抑制等に努める必要があるとされています。

### イ. 「神奈川県地球温暖化対策推進条例」(平成21年7月神奈川県条例第57号)

この条例は、地球温暖化を防止することが人類共通の課題であることに鑑み、県、事業者、県民、建築主等の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する施策の実施について必要な事項を定めることにより、事業者及び県民の自主的な地球温暖化対策の推進を図り、これにより化石燃料に依存したエネルギー多消費型の社会から地球環境への負荷が少ない低炭素社会への転換を促し、もって良好な環境を将来の世代に引き継いでいくことを目的として策定されています。

この条例では、事業者については、その事業活動にあたっては、温室効果ガスの排出の抑制に積極的に取り組むよう努めなければならないとされています。

また、県民については、地球温暖化対策の重要性についての関心と理解を深めるとともに、温室効果ガスの排出の抑制等に積極的に取り組むよう努めなければならないとされています。

### ウ. 「横浜市地球温暖化対策実行計画」(横浜市温暖化対策統括本部 令和5年1月)

この実行計画は、平成23年3月に策定し、平成26年3月及び平成30年10月に改訂した実行計画について、地球温暖化に関する国内外の動向や、横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例の制定等を踏まえ、新たな2030年度温室効果ガス排出削減目標の達成や2050年の脱炭素化の実現に向けた取組等を一層推進するため、改定されました。

新たな実行計画では、改めて脱炭素社会の実現に向けた「2050年の横浜の将来像」を見直し、「Zero Carbon Yokohama ～2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを達成し、持続可能な大都市を実現する～」とするとともに、「脱炭素が暮らしや地域に浸透しているまち」、「脱炭素を原動力として市内経済が循環し、持続可能な発展を続けるまち」及び「脱炭素と、気候変動の影響に対応しているまち」の3つを目指しています。また、表6.1-4に示すとおり、横浜市域から排出される温室効果ガスの排出削減目標として2030(令和12)年度までに50%、2050年までに実質ゼロを目指すとともに、特に市内経済の循環・持続可能な発展や市民・事業者の行動変容に資する取組を重点取組としています。改定に合わせ、関連する計画を実行計画に統合することとしています。

表 6.1-4 温室効果ガス排出削減目標

目標年度（目標年）	基準年 【温室効果ガス排出量】	温室効果ガス排出削減目標 【温室効果ガス排出目標量】
2030 年度	2013 年度 【2,159 万 t-CO <sub>2</sub> 】	▲50% 【1,079 万 t-CO <sub>2</sub> 】
2050 年	—	温室効果ガス排出実質ゼロ

エ. 「横浜市再生可能エネルギー活用戦略」（横浜市 令和 2 年 5 月）

この活用戦略は、「横浜市地球温暖化対策実行計画」において設定した「Zero Carbon Yokohama（2050 年までに脱炭素化（温室効果ガス実質排出ゼロ）を実現）」の姿をより具体化するとともに、実現に向けた取組を示し、脱炭素社会を目指すための方向性を様々な主体と共有することを目的に策定されています。

この活用戦略における、業務・産業部門の省エネルギーのための主な取組は以下のとおりです。

<主な取組>

- ・建築主に対して「建築物環境配慮計画」の作成を求め、その結果を公表する「CASBEE 横浜」を推進し、省エネルギー対策をはじめとする建築物の総合的な環境配慮の取組を進める。
- ・事業者に対して情報提供等の普及啓発や導入支援等を行うことにより、高効率な省エネルギー設備・機器（コージェネレーションシステム等）や電化設備（ヒートポンプ空調機、ヒートポンプ給湯器、IH 調理器など）の導入を進める。
- ・一定規模以上の温室効果ガスを排出する事業者に対して、「地球温暖化対策計画」の作成を求める横浜市地球温暖化対策計画書制度の充実を図り、市内事業者の自主的な取組の一層の推進を図る。
- ・横浜スマートビジネス協議会（YSBA）と連携したエネルギーマネジメントの取組を推進する。
- ・COOL CHOICE YOKOHAMA を旗印とした、市民や企業との共同による取組を促進する。

オ. 「横浜市生活環境の保全等に関する条例」（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号）

この条例は、横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例（横浜市条例第 17 号 平成 7 年 3 月）の趣旨にのっとり、事業所の設置についての規制、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置その他の環境への負荷の低減を図るために必要な事項を定めることにより、現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活環境を保全することを目的とするものです。

上記の目的を達成するため、工場等を原因とする大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭、地盤沈下、土壌汚染の従来型の公害問題に加え、人の活動に起因する環境に加えられる影響や、地球温暖化問題をはじめとする環境問題についても条例の対象とし、市、事業者及び市民の責務を定めています。

カ. 「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(昭和 54 年 6 月法律第 49 条)

この法律は、石油危機を契機として昭和 54 年に制定された法律であり、内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場等、輸送、建築物及び機械器具等についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置、電気の需要の平準化に関する所要の措置、その他エネルギーの使用の合理化等を総合的に進めるために必要な措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

東日本大震災後の電力需要の逼迫に直面し、従来からのエネルギー合理化の強化に加え、電力需給バランスを意識したエネルギー管理が求められています。また、エネルギー消費量が特に大きく増加している業務・家庭部門において、住宅・建築物や設備機器の省エネ性能の向上といった対策を強化する必要があり、条文の改正が行われてきています。

キ. 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」(平成 27 年法律第 53 号)

この法律は、社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、一定規模以上の建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確保するための措置、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定その他の措置を講ずることにより、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)と相まって、建築物のエネルギー消費性能の向上を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的としています。

2050 年カーボンニュートラル、2030 年度温室効果ガス 46%排出削減(2013 年度比)の実現に向け、2021 年 10 月、地球温暖化対策等の削減目標を強化することが決定されたことをうけ、建築物分野における取組として、建築物の省エネ性能の一層の向上を図る対策の抜本的な強化や、建築物分野における木材利用の更なる促進に資する規制の合理化などを講じるものとして、条文改正が行われています。

ク. 「横浜市の公共建築物における環境配慮基準」(令和 5 年 1 月)

この基準は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)及び横浜市生活環境の保全等に関する条例(平成 14 年 12 月条例第 58 号)に基づき、横浜市が整備する公共建築物に求められる環境配慮の基準を定め、環境への負荷の低減及び周辺環境の保全に配慮した公共建築物の整備を推進することを目的としています。

また、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成 22 年法律第 36 号)第 12 条第 1 項の規定に基づき、横浜市建築物における木材の利用の促進に関する方針(令和 4 年 4 月)により、木材の利用の促進を図るため、公共建築物における木材の利用の目標値を定めたものです。

ケ. 「横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例」(令和 3 年 6 月横浜市条例第 37 号)

この条例は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年 法律第 117 号)の趣旨を踏まえ、横浜市における脱炭素社会の形成の推進に関し、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、脱炭素社会の形成の推進に関する施策の基本となる事項を定め、その施策

を総合的かつ計画的に推進することにより、地球温暖化対策の推進並びに市内経済の循環及び持続可能な発展を図り、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の持続的な確保に寄与することを目的として策定されています。

この条例では、市においては脱炭素社会の形成の推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定・実施すること、事業者は、事業活動を行うにあたり自主性及び創造性を発揮し、脱炭素社会の形成の推進に積極的に努めること、市民は、日常生活において再生可能エネルギー等の導入等その他の脱炭素社会の形成の推進に積極的に努めることとされています。

## 6.1.2 環境保全目標の設定

温室効果ガスに係る環境保全目標は、表 6.1-5 に示すとおり設定しました。

表 6.1-5 環境保全目標（温室効果ガス）

区分	環境保全目標
【工事中】 建設機械の稼働 工事用車両の走行 建設行為等の実施	温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を可能な限り抑制すること。
【開催中】 関係車両の走行 施設の供用 外来植物を含む植栽等の管理	
【撤去中】 建設機械の稼働 工事用車両の走行	



### 6.1.3 予測

#### (1) 工事及び撤去に伴う温室効果ガスの排出量

##### (1)-1 建設機械の稼働に伴う温室効果ガスの排出量

###### 予測項目

予測項目は、建設機械の稼働に伴う温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量としました。

###### 予測地域・地点

予測地域は、建設機械の稼働については対象事業実施区域内を原則としました。

###### 予測時期

予測時期は、工事中及び撤去中の全工事期間とし、工事中は令和6年4月～令和9年2月まで、撤去中は令和9年10月～令和11年3月までとしました。

###### 予測方法

###### ア. 予測手法

予測方法は、工事中及び撤去中の全工事期間において稼働が想定される建設機械の種類、規模、能力、稼働延べ台数、燃料等を整理の上、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省 令和5年4月）に基づく式を用いて算定する方法としました。

###### イ. 予測式

予測に用いた式は、次に示すとおりです。

**軽油**

$$\text{CO}_2 \text{ 排出量 (tCO}_2\text{)} = (\text{燃料の種類ごとに}) \text{ 燃料使用量 (kL)} \times \\ \text{単位発熱量 (GJ/kL)} \times \text{排出係数 (tC/GJ)} \times 44/12$$

資料：「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省 令和5年4月）

###### 予測条件の整理

###### ア. 排出係数

単位発熱量及び排出係数は、表 6.1-6 に示す値を用いました。

表 6.1-6 単位発熱量及び排出係数

燃料	単位発熱量	排出係数
軽油	37.7 GJ/kL	0.0187 tC/GJ

資料：「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省 令和5年4月）

イ. 建設機械の燃料使用量

軽油を燃料とする建設機械の燃料使用量は、全工事期間における建設機械の想定稼働延べ台数、稼働時間及び単位燃料使用量から、表 6.1-7～表 6.1-8 に示すとおり工事中は 4,507.2kL/期間、撤去中は 1,482.3kL/期間としました。

表 6.1-7 工事中の建設機械の種類及び燃料使用量（令和 6 年 4 月～令和 9 年 2 月）

建設機械	定格出力 <sup>注1</sup> (kW)	燃料使用率 <sup>注1</sup> (L/kW・h)	延べ稼働台数 <sup>注3</sup> (台/期間)	日あたり稼働時間 (h)	平均稼働率 <sup>注2</sup> (%)	1時間あたりの燃料使用量 (L/h)	燃料使用量 (kL/期間)	
								①
アスファルトフィニッシャー	2.3～6.0	93	0.147	1,259	8	70%	13.671	96.4
タイヤローラー	8～20t	71	0.085	1,602	8	70%	6.035	54.1
ダンプトラック	4t	135	0.043	4,361	8	70%	5.805	141.7
	10t	246	0.043	18,454	8	70%	10.578	1,093.2
トラッククレーン	4.9t 吊	107	0.044	10,797	8	70%	4.708	284.7
	10t 吊	107	0.044	6,437	8	70%	4.708	169.7
バックホウ 1	0.09 m <sup>3</sup>	20	0.153	1,701	8	70%	3.060	29.1
	0.13 m <sup>3</sup>	25	0.153	885	8	70%	3.825	19.0
	0.28 m <sup>3</sup>	41	0.153	15,396	8	70%	6.273	540.8
	0.45 m <sup>3</sup>	60	0.153	4,905	8	70%	9.180	252.2
	0.8 m <sup>3</sup>	104	0.153	4,239	8	70%	15.912	377.7
ブルドーザー	20t	162	0.153	124	8	70%	24.786	17.2
マカダムローラー	10t	55	0.118	1,602	8	70%	6.490	58.2
モータグレーダー		85	0.108	1,602	8	70%	9.180	82.4
ラフテレーンクレーン	16t 吊	160	0.088	4,913	8	70%	14.080	387.4
	25t 吊	197	0.088	3,851	8	70%	17.336	373.9
	50t 吊	257	0.088	3,896	8	70%	22.616	493.4
振動ローラ	3～4t	32	0.16	1,259	8	70%	5.120	36.1
合計	-	-	-	87,283	-	-	-	4,507.2

注 1：「令和 4 年度版 建設機械等損料表」（日本建設機械施工協会 令和 4 年 4 月）の定格出力及び燃料使用率としました。

注 2：工事工程から設定した 70%を用いました。

注 3：延べ稼働台数は、令和 5 年 1 月時点の整備スケジュールに基づき算定しました。

注 4：四捨五入の関係から、合計値が合わない場合があります。

注 5：建築物については、すべてレンタル・リースの採用で対応することを想定しています。

表 6.1-8 撤去中の建設機械の種類及び燃料使用量（令和9年10月～令和11年3月）

建設機械		定格出力 <sup>注1</sup> (kW)	燃料使用率 <sup>注1</sup> (L/kW・h)	延べ稼働台数 <sup>注3</sup> (台/期間)	日あたり稼働時間 (h)	平均稼働率 <sup>注2</sup> (%)	1時間あたりの燃料使用量 (L/h)	燃料使用量 (kL/期間)
		①	②	③	④	⑤	⑥=①×②	⑦=③×④×⑤×⑥/1,000
大型ブレーカー	1.3t	104	0.153	2,298	8	70%	15.912	204.8
バックホウ	0.45 m <sup>3</sup>	60	0.153	2,298	8	70%	9.180	118.1
トラッククレーン	4.9t 吊	107	0.044	1,176	8	70%	4.708	31.0
ダンプトラック	10t	246	0.043	3,420	8	70%	10.578	202.6
ラフテレーンクレーン	25t	197	0.088	9,536	8	70%	17.336	925.8
合計	-	-	-	18,728	-	-	-	1,482.3

注1：「令和4年度版 建設機械等損料表」（日本建設機械施工協会 令和4年4月）の定格出力及び燃料使用率としました。

注2：工事工程から設定した70%を用いました。

注3：延べ稼働台数は、令和5年1月時点の整備スケジュールに基づき算定しました。

### 予測結果

工事及び撤去に伴い発生が想定される二酸化炭素排出量は、表 6.1-9～表 6.1-10 に示すとおりです。

軽油を燃料とする建設機械からは、工事中が11,650.9tCO<sub>2</sub>/期間、撤去中が3,831.6tCO<sub>2</sub>/期間、合計で15,482.5tCO<sub>2</sub>/期間と予測します。

表 6.1-9 工事中の軽油を燃料とする建設機械の稼働に伴う二酸化炭素排出量の予測結果

区分	燃料	燃料使用量 (kL/期間)	単位発熱量 (GJ/kL)	排出係数 (tC/GJ)	二酸化炭素排出量 (tCO <sub>2</sub> /期間)
		①	②	③	④ =①×②×③×44/12
建設機械	軽油	4,507.2	37.7	0.0187	11,650.9

表 6.1-10 撤去中の軽油を燃料とする建設機械の稼働に伴う二酸化炭素排出量の予測結果

区分	燃料	燃料使用量 (kL/期間)	単位発熱量 (GJ/kL)	排出係数 (tC/GJ)	二酸化炭素排出量 (tCO <sub>2</sub> /期間)
		①	②	③	④=①×②×③×44/12
建設機械	軽油	1,482.3	37.7	0.0187	3,831.6

注1：四捨五入の関係から、数値が合わない場合があります。

## (1)-2 工事用車両の走行に伴う温室効果ガスの排出量

### 予測項目

予測項目は、工事用車両の走行に伴う温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量としました。

### 予測地域・地点

予測地域は、工事用車両の走行に伴う二酸化炭素排出量の予測対象については、資材等の搬入出の範囲として平均往復距離 60km と想定しました。

### 予測時期

予測時期は、工事中及び撤去中の全工事期間とし、工事中は令和 6 年 4 月～令和 9 年 2 月まで、撤去中は令和 9 年 10 月～令和 11 年 3 月までとしました。

### 予測方法

#### ア. 予測手法

予測方法は、工事中及び撤去中の全工事期間において稼働が想定される工事用車両の種類、規模、能力、稼働延べ台数、燃料等を整理の上、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省 令和 5 年 4 月）に基づく式を用いて算定する方法としました。

#### イ. 予測式

予測に用いた式は、次に示すとおりです。

#### 軽油・ガソリン

$$\text{CO}_2 \text{ 排出量 (tCO}_2\text{)} = (\text{燃料の種類ごとに}) \text{ 燃料使用量 (kL)} \times \\ \text{単位発熱量 (GJ/kL)} \times \text{排出係数 (tC/GJ)} \times 44/12$$

資料：「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省 令和 5 年 4 月）

### 予測条件の整理

#### ア. 排出係数

単位発熱量及び排出係数は、表 6.1-11 に示す値を用いました。

表 6.1-11 単位発熱量及び排出係数

燃料	単位発熱量	排出係数
軽油	37.7 GJ/kL	0.0187 tC/GJ
ガソリン	34.6 GJ/kL	0.0183 tC/GJ

資料：「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省 令和 5 年 4 月）

#### イ. 工事用車両の燃料使用量

工事及び撤去中の工事用車両の走行に伴う燃料使用量は、全工事期間における工事用車両の走行延べ台数、平均走行距離及び燃費から、表 6.1-12～表 6.1-13 に示すとおりとしました。

なお、平均走行距離は、資材等調達先、施工業者の所在地がまだ決定していませんが、片道30km程度の範囲内を想定し、往復60kmと仮定しました。期間中（工事中及び撤去中）の延べ車両台数は、大型車が277,024台、小型車が355,559台となります。

表 6.1-12 工事中の工事用車両の燃料使用量

区分	延べ 車両台数 (台/期間)	平均走行 距離 (km/台)	工事用車両 総走行距離 (km)	燃料	燃費 (km/L)	燃料使用量 (kL/期間)
	①	②	③=①×②			
大型車	144,688	60	8,681,280	軽油	3.38 <sup>注1</sup>	2,568.4
小型車	186,863	60	11,211,780	ガソリン	6.57 <sup>注2</sup>	1,706.5

注1：「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省 令和4年4月）の最大積載量6,000kg～7,999kgの営業用としました。

注2：「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省 令和4年4月）の最大積載量～1,999kgの営業用の平均値としました。

表 6.1-13 撤去中の工事用車両の燃料使用量

区分	延べ 車両台数 (台/期間)	平均走行 距離 (km/台)	工事用車両 総走行距離 (km)	燃料	燃費 (km/L)	燃料使用量 (kL/期間)
	①	②	③=①×②			
大型車	132,336	60	7,940,160	軽油	3.38 <sup>注1</sup>	2,349.2
小型車	168,696	60	10,121,760	ガソリン	6.57 <sup>注2</sup>	1,540.6

注1：「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省 令和4年4月）の最大積載量6,000kg～7,999kgの営業用としました。

注2：「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省 令和4年4月）の最大積載量～1,999kgの営業用の平均値としました。

### 予測結果

工事及び撤去に伴い発生が想定される二酸化炭素排出量は、表 6.1-14～表 6.1-15 に示すとおりです。

工事用車両からは、工事中が10,601.2tCO<sub>2</sub>/期間、撤去中が9,649.2tCO<sub>2</sub>/期間、合計で20,250.4tCO<sub>2</sub>/期間と予測します。

表 6.1-14 工事中の工事用車両の走行に伴う二酸化炭素排出量の予測結果

区分	燃料	燃料使用 量 (kL/期間)	単位発熱量 (GJ/kL)	排出係数 (tC/GJ)	二酸化炭素排出量 (tCO <sub>2</sub> /期間)
		①	②	③	④=①×②×③×44/12
大型車	軽油	2,568.4	37.7	0.0187	6,639.2
小型車	ガソリン	1,706.5	34.6	0.0183	3,961.9
合計		—	—	—	10,601.2

注1：四捨五入の関係から、合計値が合わない場合があります。

表 6.1-15 撤去中の工事用車両の走行に伴う二酸化炭素排出量の予測結果

区分	燃料	燃料使用量 (kL/期間)	単位発熱量 (GJ/kL)	排出係数 (tC/GJ)	二酸化炭素排出量 (tCO <sub>2</sub> /期間)
		①	②	③	④=①×②×③× 44/12
大型車	軽油	2,349.2	37.7	0.0187	6,072.5
小型車	ガソリン	1,540.6	34.6	0.0183	3,576.8
合計		—	—	—	9,649.2

注1：四捨五入の関係から、合計値が合わない場合があります。

### (1)-3 建設行為等の実施に伴う温室効果ガスの排出量

#### 予測項目

予測項目は、工事中の物流バックヤードへの搬入車両の走行、植物バックヤード等における植栽管理に伴う温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量としました。

#### 予測地域・地点

予測地域は、建設行為等の実施については対象事業実施区域及びその周辺としました。

#### 予測時期

予測時期は、全工事期間とし、令和6年4月～令和9年2月までとしました。

#### 予測方法

##### ア. 予測手法

予測方法は、全工事期間において稼働が想定される物流バックヤードへの搬入車両の種類、規模、能力、稼働延べ台数、燃料等と、植物バックヤード等の面積、暖房日数、燃料等を整理の上、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省 令和5年4月）に基づく式を用いて算定する方法としました。

##### イ. 予測式

予測に用いた式は、次に示すとおりです。

**軽油・ガソリン・A重油**

$$\text{CO}_2 \text{ 排出量 (tCO}_2\text{)} = (\text{燃料の種類ごとに) 燃料使用量 (kL)} \times \\ \text{単位発熱量 (GJ/kL)} \times \text{排出係数 (tC/GJ)} \times 44/12$$

資料：「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省 令和5年4月）

## 予測条件の整理

### ア. 排出係数

単位発熱量及び排出係数は、表 6.1-16 に示す値を用いました。

表 6.1-16 単位発熱量及び排出係数

燃料	単位発熱量	排出係数
軽油	37.7 GJ/kL	0.0187 tC/GJ
ガソリン	34.6 GJ/kL	0.0183 tC/GJ
A 重油	39.1 GJ/kL	0.0189 tC/GJ

資料：「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省 令和5年4月）

### イ. 物流バックヤード搬入車両の燃料消費量

工事中の建設行為等の実施のうち物流バックヤード搬入車両（国内品輸送、輸入品輸送）の走行に伴う燃料使用量は、輸送距離、車両台数、荷受け日数、延べ走行距離及び燃費から、表 6.1-17 に示すとおりとしました。

表 6.1-17 (1) 物流バックヤード搬入車両の燃料使用量（国内品）

車種	発 都道府県	輸送 距離 (km/片道)	車両 台数 (台/日)	荷受け 日数 <sup>注1</sup> (日)	延べ走行距離 (km/期間)	燃料	燃費 <sup>注2</sup> (km/L)	燃料 使用量 (kL/期間)
		①	②	③	④=①×2×② ×③			
トラック (積載重量 6t)	茨城県	120	1	135	32,400	軽油	3.38	9.6
	群馬県	180	1	135	48,600		3.38	14.4
	埼玉県	60	1	135	16,200		3.38	4.8
	千葉県	80	1	135	21,600		3.38	6.4
	東京都	50	1	135	13,500		3.38	4.0
	神奈川県	30	9	135	72,900		3.38	21.6
	静岡県	150	1	135	40,500		3.38	12.0
合計	—	—	—	—	245,700	—	—	72.7

注1：工事期間中の荷受け日数は135日（2026.10.1～2027.3.18の日祝日を除く日数）としました。

注2：燃費は、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（令和4年4月）」の最大積載量（営業用）に基づき設定しました。

注3：四捨五入の関係から、合計値が合わない場合があります。

表 6.1-17 (2) 物流バックヤード搬入車両の燃料使用量（輸入品）

車種	到着空港 ・海港	輸送 距離 (km/ 片道)	車両 台数 (台/日)	荷受け 日数 <sup>注1</sup> (日)	延べ走行距離 (km/期間)	燃料	燃費 <sup>注2</sup> (km/L)	燃料使用量 (kL/期間)
		①	②	③	④=①×2×② ×③			
航空貨物送トラック (積載重量2.6t)	成田 空港	110	1	135	29,700	軽油	4.58	6.5
海上コンテナ用セミトレーラー (積載重量20t)	横浜港	30	1	135	8,100		2.62	3.1
合計	—	—	—	—	37,800	—	—	9.6

注1：工事期間中の荷受け日数は135日（2026.10.1～2027.3.18の日祝日を除く日数）としました。

注2：燃費は、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（令和4年4月）」の最大積載量（営業用）に基づき設定しました。

注3：四捨五入の関係から、合計値が合わない場合があります。

ウ. 植物バックヤード等における植栽管理に伴う燃料使用量

工事中の建設行為等の実施のうち植物バックヤード等における温室の植栽管理に伴う燃料使用量は、表 6.1-18 に示すとおりとしました。

温室では、植物が凍結しないよう、温室内を 13℃に設定します。

表 6.1-18 植物バックヤード等における植栽管理に伴う燃料使用量

施設等用途	燃料	延べ面積 (㎡)	暖房日数 <sup>注1</sup> (日)	燃料使用量 (kL/期間)
温室	A 重油	1,260	90	10.0

注1：暖房日数は想定であり、外気温により変化します。

予測結果

工事に伴い発生が想定される二酸化炭素排出量は、表 6.1-19～表 6.1-20 に示すとおりです。

工事中の建設行為に伴い発生が想定される二酸化炭素排出量は、物流バックヤード搬入車両からは 212.7tCO<sub>2</sub>/期間、植物バックヤード等における植栽管理に伴う排出量は 27.1tCO<sub>2</sub>/期間、合計で 239.8tCO<sub>2</sub>/期間と予測します。

表 6.1-19 工事中の建設行為の実施（物流バックヤード搬入車両の走行）に伴う二酸化炭素排出量の予測結果

区分	燃料	燃料使用量 (kL/期間)	単位発熱量 (GJ/kL)	排出係数 (tC/GJ)	二酸化炭素排出量 (tCO <sub>2</sub> /期間)
		①	②	③	④=①×②×③× 44/12
トラック、セミトレーラー	軽油	82.3 <sup>注1</sup>	37.7	0.0187	212.7

注1：物流バックヤード搬入車両の燃料使用量（国内品）と（輸入品）の燃料使用量の合計。ただし、四捨五入の関係から合計値があわない場合があります。

表 6.1-20 工事中の建設行為の実施（植物バックヤード等における植栽管理）に伴う二酸化炭素排出量の予測結果

区分	燃料	燃料使用量 (kL/期間)	単位発熱量 (GJ/kL)	排出係数 (tC/GJ)	二酸化炭素排出量 (tCO <sub>2</sub> /期間)
		①	②	③	④=①×②×③× 44/12
温室	A 重油	10.0	39.1	0.0189	27.1



## (2) 開催に伴う温室効果ガスの排出量

### (2)-1 関係車両の走行に伴う温室効果ガスの排出量

#### 予測項目

予測項目は、関係車両の走行に伴う温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量としました。

#### 予測地域・地点

予測地域及び予測地点は、対象事業実施区域及びその周辺としました。

#### 予測時期

予測時期は、開催期間全体（192日間）としました。

#### 予測方法

##### ア. 予測手法

予測方法は、開催中に想定される関係車両の種類、台数、走行距離、燃料等を整理の上、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省 令和5年4月）に基づく式を用いて算定する方法としました。

##### イ. 予測式

予測に用いた式は、以下に示すとおりです。

#### 軽油・ガソリン

$$\text{CO}_2 \text{ 排出量 (tCO}_2\text{)} = (\text{燃料の種類ごとに}) \text{ 燃料使用量 (kL)} \times \\ \text{単位発熱量 (GJ/kL)} \times \text{排出係数 (tC/GJ)} \times 44/12$$

資料：「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省 令和5年4月）

#### 予測条件の整理

##### ア. 排出係数

単位発熱量及び排出係数は、表 6.1-21 に示す値を用いました。

表 6.1-21 単位発熱量及び排出係数（燃料）

燃料	単位発熱量	排出係数
軽油	37.7 GJ/kL	0.0187 tC/GJ
ガソリン	34.6 GJ/kL	0.0183 tC/GJ

資料：「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省 令和5年4月）

イ. 関係車両の燃料使用量

関係車両の走行に伴う燃料使用量は、表 6.1-22～表 6.1-26 に示すとおりです。

表 6.1-22 (1) 物流バックヤード搬入車両の走行に伴う燃料使用量 (国内品)

車種	発 都道府県	輸送距離 (km/片道)	車両台数 (台/日)	延べ走行距離 (km/期間)	燃料	燃費 <sup>注2</sup> (km/L)	燃料使用量 (kL/期間)
		①	②	③=①×2× ②×155		—	④
トラック (積載重量 6t)	茨城県	120	1	37,200	軽油	3.38	11.0
	群馬県	180	1	55,800		3.38	16.5
	埼玉県	60	1	18,600		3.38	5.5
	千葉県	80	1	24,800		3.38	7.3
	東京都	50	1	15,500		3.38	4.6
	神奈川県	30	8	74,400		3.38	22.0
	静岡県	150	1	46,500		3.38	13.8
合計	—	—	14	272,800	—	合計	80.7

注1：開催期間中の荷受け日数は155日(2026.3.19～2027.9.26の日祝日を除く日数)としました。

注2：燃費は、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(令和4年4月)」の最大積載量(営業用)に基づき設定しました。

表 6.1-22 (2) 物流バックヤード搬入車両の走行に伴う燃料使用量 (輸入品)

車種	到着空港 ・海港	輸送距離 (km/片道)	車両台数 (台/日)	延べ走行距離 (km/期間)	燃料	燃費 (km/L)	燃料使用量 (kL/期間)
		①	②	③=①×2× ②×155		—	④
航空貨物配送 トラック (積載重量2.6t)	成田空港	110	1	34,100	軽油	4.58	7.4
	羽田空港	40	1	12,400		4.58	2.7
海上コンテナ用 セミトレーラー (積載重量20t)	東京港	50	2	31,000		2.62	11.8
	横浜港	30	2	18,600		2.62	7.1
合計	—	—	—	96,100	—	合計	29.1

注1：開催期間中の荷受け日数は155日(2026.3.19～2027.9.26の日祝日を除く日数)としました。

注2：燃費は、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(令和4年4月)」の最大積載量(営業用)に基づき設定しました。

表 6.1-23 運営倉庫搬入車両の走行に伴う燃料使用量

車種	発 都道府県	輸送距離 (km/片道)	車両台数 <sup>注1注2</sup> (台/期間)	延べ走行距離 (km/期間)	燃料	燃費 <sup>注3</sup> (km/L)	燃料使用量 (kL/期間)
		①	②	③=①×2×②		—	④
トラック (積載重量 6t)	茨城県	120	391	93,800	軽油	3.38	27.8
	群馬県	180	391	140,800		3.38	41.7
	埼玉県	60	391	46,900		3.38	13.9
	千葉県	80	391	62,600		3.38	18.5
	東京都	50	391	39,100		3.38	11.6
	神奈川県	30	3,124	187,400		3.38	55.4
	静岡県	150	391	117,300		3.38	34.7
合計	—	—	5,470	687,900	—	合計	203.5

注1：開催期間中の荷受け日数は155日(2026.3.19～2027.9.26の日祝日を除く日数)としました。

注2：車両台数は、物流倉庫(1,600㎡)と運営倉庫(2,000㎡)の面積比から表6.1-22に示す物流バックヤードの期間中車両台数の1.25倍としました。運営倉庫搬入車両は6t車換算としました。

注3：燃費は、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(令和4年4月)」の最大積載量(営業用)に基づき設定しました。

表 6.1-24 植物バックヤード等搬入車両の走行に伴う燃料使用量

区分	想定走行距離 (往復、km/台)	延べ車両台数 <sup>注2</sup> (台/期間)	延べ走行距離 (km/期間)	燃料	燃費 <sup>注1</sup> (km/L)	燃料使用量 (kL/期間)
	①	②	③=①×②		④	⑤=③/④/1,000
大型車	60.0	3,072	184,320	軽油	3.79	48.6

注1：「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」(環境省・経済産業省 令和4年4月)の最大積載量4,000kg～5,999kgの営業用としました。

注2：1日最大16台、開催期間中(192日間)の走行台数としました。

表 6.1-25 廃棄物収集運搬車両の走行に伴う燃料使用量

車種	輸送距離 (km/往復)	車両台数 <sup>注1</sup> (台/期間)	延べ走行距離 <sup>注2</sup> (km/期間)	燃料	燃費 <sup>注3</sup> (km/L)	燃料使用量 (kL/期間)
	①	②	③=①×②		④	⑤=③/④/1,000
廃棄物収集運搬車両(10t)	20	489	9,780	軽油	2.89	3.4

注1：車両台数は、開催期間中(192日間)の総廃棄物量を元にして必要な車両台数を算出しました。

注2：延べ走行距離は、具体的な処分施設が未定であり複数施設となる見込みであるため、横浜市内の廃棄物処分場を使用することを前提とし、市境界までの距離の中間にあたる距離(約10km)を1日あたり1往復することとしました。

注3：燃費は、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(令和4年4月)」の最大積載量(営業用)に基づき設定しました。

表 6.1-26 来場車両の走行に伴う燃料使用量

種別	延べ 車両台数 (台/期間)	想定走行 距離 <sup>注3</sup> (km/台)	総走行距離 (km)	燃料	燃費 (km/L)	燃料使用量 (kL/期間)	
	①	②	③=①×②				④
自家用車 <sup>注6</sup>	1,438,000	100	143,800,000	ガソリン	12.35	11,647.8	
鉄道駅 シャトル バス	瀬谷駅	34,917	6	209,503	軽油	3.22	65.2
	三ツ境駅	17,459	10	174,586		3.22	54.3
	南町田グランベ リーパーク駅	32,023	7	224,164		3.22	69.7
	十日市場駅	42,923	10	429,230		3.22	133.5
	シャトルバス計	127,322	—	1,037,482		—	322.7
団体バス	99,430	27.85	2,769,126		3.27	847.4	
パークアンドライド シャトルバス <sup>注5</sup>	4,116	20	82,320		3.22	25.6	

注1：開催期間中(192日間)に会場と発着点を往復する台数を設定しました。

来場車両種別の平日・休日のケース別来場者の想定から、開催期間中(192日間)の往復の車両台数を設定しました。

注2：自家用車は、関東圏(約100km圏内)を最も来場者が多い範囲と想定し、そのうち神奈川県からの来場者が多いと想定されることから、中間の50kmを想定走行距離としました。

鉄道駅シャトルバスの走行距離は、地図上の距離計測により会場から駅までの片道走行距離を設定し、その2倍を想定走行距離としました。

注3：自家用車の燃料消費量は、『「自動車燃料消費量調査」第10表 業態別・目的別原単位及び稼働率(2021年度調査分)』(e-Stat 政府統計の総合窓口より)に基づき設定しました。自家用車は、自家用車(主にマイカー)、駅シャトルバスは乗合バス、団体バスは貸切バスとしました。

注4：団体バスの走行距離と走行1kmあたり燃料消費量は、『「自動車燃料消費量調査」第10表 業態別・目的別原単位及び稼働率(2021年度調査分)』(e-Stat 政府統計の総合窓口より)に基づき設定しました。

注5：会場外駐車場(パークアンドライド駐車場)として必要に応じて約4,000台を確保する計画であり、多客日(来場者数10.5万人/日)にパークアンドライド駐車場を運営することを想定して算出しました。

注6：自家用車のうちパークアンドライド駐車場を利用する自家用車については、多客日の日数が少ないことから、パークアンドライド駐車場の利用を考慮しない安全側の算定としています。

注7：四捨五入の関係から、合計値が合わない場合があります。

## 予測結果

関係車両の走行に伴い発生が想定される二酸化炭素排出量は、表 6.1-27～表 6.1-31 に示すとおりです。

物流バックヤード搬入車両の走行に伴う二酸化炭素排出量は 283.8tCO<sub>2</sub>/期間、運営倉庫搬入車両の走行に伴う二酸化炭素排出量は 526.1tCO<sub>2</sub>/期間、植物バックヤード等搬入車両の走行に伴う二酸化炭素排出量は 125.7tCO<sub>2</sub>/期間、廃棄物収集運搬車両の走行に伴う二酸化炭素排出量は 8.7tCO<sub>2</sub>/期間、来場車両の走行に伴う二酸化炭素排出量は 30,132.8tCO<sub>2</sub>/期間、合計で 31,077.1tCO<sub>2</sub>/期間と予測します。

本博覧会では、今後、公共交通機関への誘導などにより、さらなる二酸化炭素排出量の削減を図れるものと予測します。

表 6.1-27 物流バックヤード搬入車両の走行に伴う二酸化炭素排出量の予測結果

区分	燃料	燃料使用量 (kL/期間)	単位発熱量 (GJ/kL)	排出係数 (tC/GJ)	二酸化炭素排出量 (tCO <sub>2</sub> /期間)
		①	②	③	④=①×②×③× 44/12
トラック (国内品)	軽油	80.7	37.7	0.0187	208.6
トラック・セ ミトレーラー (輸入品)	軽油	29.1	37.7	0.0187	75.2
合計	—	109.8	—	—	283.8

表 6.1-28 運営倉庫搬入車両の走行に伴う二酸化炭素排出量の予測結果

区分	燃料	燃料使用量 (kL/期間)	単位発熱量 (GJ/kL)	排出係数 (tC/GJ)	二酸化炭素排出量 (tCO <sub>2</sub> /期間)
		①	②	③	④=①×②×③× 44/12
トラック	軽油	203.5	37.7	0.0187	526.1

表 6.1-29 植物バックヤード等搬入車両の走行に伴う二酸化炭素排出量の予測結果

区分	燃料	燃料使用量 (kL/期間)	単位発熱量 (GJ/kL)	排出係数 (tC/GJ)	二酸化炭素排出量 (tCO <sub>2</sub> /期間)
		①	②	③	④=①×②×③× 44/12
大型車	軽油	48.6	37.7	0.0187	125.7

表 6.1-30 廃棄物収集運搬車両の走行に伴う二酸化炭素排出量の予測結果

区分	燃料	燃料使用量 (kL/期間)	単位発熱量 (GJ/kL)	排出係数 (tC/GJ)	二酸化炭素排出量 (tCO <sub>2</sub> /期間)
		①	②	③	④=①×②×③× 44/12
廃棄物収集 運搬車両	軽油	3.4	37.7	0.0187	8.7

表 6.1-31 来場車両の走行に伴う二酸化炭素排出量の予測結果

区分	燃料	燃料使用量 (kL/期間)	単位発熱量 (GJ/kL)	排出係数 (tC/GJ)	二酸化炭素排出量 (tCO <sub>2</sub> /期間)
		①	②	③	④=①×②×③× 44/12
鉄道駅 シャトルバス	軽油	322.7	37.7	0.0187	834.1
団体バス		847.4			2,190.4
パークアンドライ ドシャトルバス		25.6			66.2
自家用車	ガソリン	11,647.8	34.6	0.0183	27,042.2
合計	—	—	—	—	30,132.8

注1：四捨五入の関係から、合計値が合わない場合があります。

表 6.1-32 関係車両の走行に伴う二酸化炭素排出量の予測結果まとめ

関係車両の種類	二酸化炭素排出量 (tCO <sub>2</sub> /期間)
物流バックヤード搬入車両	283.8
運営倉庫搬入車両	526.1
植物バックヤード等搬入車両	125.7
廃棄物収集運搬車両	8.7
来場車両	30,132.8
合計	31,077.1

## (2)-2 施設の供用に伴う温室効果ガスの排出量

### 予測項目

施設の供用に伴う温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量としました。

### 予測地域・地点

予測地域及び予測地点は、対象事業実施区域内としました。

### 予測時期

予測時期は、開催期間全体（192日間）としました。

### 予測方法

#### ア. 予測手法

本博覧会で使用するエネルギーの種類は、電気、都市ガス及びプロパンガス（液化石油ガス（LPG））です。予測にあたっては、整備する施設等用途による電気、都市ガス及びプロパンガスの開催期間中の使用量を整理の上、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省 令和5年4月）に基づく式を用いて算定する方法としました。

## イ. 予測式

### ・電気

電気の使用に伴う二酸化炭素排出量の予測方法は、次式を用いて算定する方法としました。

$$\text{CO}_2 \text{ 排出量 (tCO}_2\text{)} = \text{電気使用量 (kWh)} \times \text{単位使用量あたりの排出量 (tCO}_2\text{/kWh)}$$

### ・都市ガス

都市ガスの使用に伴う二酸化炭素排出量の予測方法は、次式を用いて算定する方法としました。

$$\text{CO}_2 \text{ 排出量 (tCO}_2\text{)} = \text{都市ガス使用量 (千m}^3\text{)} \times \text{単位使用量あたりの排出量 (tCO}_2\text{/千m}^3\text{)}$$

### ・プロパンガス

プロパンガスの使用に伴う二酸化炭素排出量の予測方法は、次式を用いて算定する方法としました。

$$\text{CO}_2 \text{ 排出量 (tCO}_2\text{)} = \text{プロパンガス使用量 (t)} \times \text{単位使用量あたりの排出量 (tCO}_2\text{/t)}$$

資料：「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省 令和5年4月）

## 予測条件の整理

### ア. 単位使用量あたりの排出量

電気の単位使用量あたりの排出量は、表 6.1-33 に示すとおりです。

表 6.1-33 単位使用量あたりの排出量

エネルギーの種類	単位使用量あたりの排出量
電気	0.000451tCO <sub>2</sub> /kWh <sup>注1</sup>
都市ガス	2.21tCO <sub>2</sub> /千m <sup>3</sup> <sup>注2</sup>
プロパンガス	3.00tCO <sub>2</sub> /t <sup>注3</sup>

注1：「電気事業者別排出係数（特定排出者の温室効果ガス排出量算定用）-令和3年度実績-」（環境省・経済産業省 令和5年7月）の東京電力エナジーパートナー（株）の調整後排出係数（事業者全体）を示しています。

注2：「CO<sub>2</sub>排出量算定方法」（東京ガスホームページ 令和5年7月閲覧）に掲載されている低圧供給の排出係数（15℃、供給圧力ゲージ圧 2kPa 状態換算時の係数）の値です。

注3：「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」（温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度ホームページ、令和5年7月閲覧）より設定しました。

イ. 開催中の電気使用量及び都市ガス使用量

施設の供用において想定される開催中の電気使用量は表 6.1-34 に、都市ガス及びプロパンガスの使用量は表 6.1-35 に示すとおりです。

表 6.1-34 開催中の電気使用量

施設等用途		使用期間 (日)	期間中 電気使用量 (kWh/期間)
展示建築施設		192	904,504.1
催事施設		192	134,137.0
サービス施設・営業施設		192	1,841,095.9
管理運営施設等（事務所、倉庫）	事務所利用	192	861,696.0
	倉庫利用	192	69,120.0
その他（屋外出展（建築物）等）		192	3,281,884.9
管理運営施設等（その他の施設）	照明 <sup>注2</sup>	192	49,600.0
主催者庭園	演出照明 <sup>注2</sup>	83	1,743.0
公式参加者庭園・一般参加者庭園・開催地庭園、修景植栽等	演出照明 <sup>注2</sup> +コンセント <sup>注2</sup>	83	24,359.3
園路・広場	照明+灌水	90	405,666.0
園路・広場	ミスト <sup>注2</sup>	90	159,889.7
園路、広場、植栽等	コンセント+ポール照明	192	253,605.9
駐車場	照明 <sup>注2</sup>	192	53,760.0
合計		—	8,041,061.8

注1：原単位及び想定面積は資料編に示すとおりとしました。

注2：演出照明は夜間開催を想定して日数を設定しました。照明の使用時間は5時間、園路・広場のミストは12時間稼働と想定して算出しています。

表 6.1-35 開催中の都市ガス及びプロパンガス使用量

施設等用途	区分	使用期間 (日)	期間中ガス使用量
展示建築施設（公園施設）	都市ガス	192	27.6 千 $\text{m}^3$
都市ガス合計			27.6 千 $\text{m}^3$
展示建築施設（公園施設以外）	プロパンガス	192	14.7 t
催事施設	プロパンガス	192	6.1 t
サービス施設・営業施設	プロパンガス	192	53.2 t
管理運営施設等（事務所利用）	プロパンガス	192	19.2 t
その他（屋外出展（建築物）等）	プロパンガス	192	149.9 t
プロパンガス合計			243.0 t

注1：原単位及び想定面積は資料編に示すとおりとしました。

## 予測結果

施設の供用に伴い、発生が想定される二酸化炭素排出量は、表 6.1-36～表 6.1-37 に示すとおりです。

電力由来の二酸化炭素排出量は 3,626.5tCO<sub>2</sub>/期間、都市ガス及びプロパンガス由来の二酸化炭素排出量は 790.2tCO<sub>2</sub>/期間、合計 4,416.7tCO<sub>2</sub>/期間と予測します。

表 6.1-36 電力由来の二酸化炭素排出量の予測結果

施設等区分	開催中の電力使用量 (kWh/期間)	二酸化炭素排出係数 (tCO <sub>2</sub> /kWh)	電力由来 二酸化炭素排出量 (tCO <sub>2</sub> /期間)
	①	②	①×②
展示建築施設	904,504.1	0.000451	407.9
催事施設	134,137.0	0.000451	60.5
サービス施設・営業施設	1,841,095.9	0.000451	830.3
管理運営施設等 (事務所、倉庫)	事務所利用	861,696.0	388.6
	倉庫利用	69,120.0	31.2
その他(屋外出展(建築物)等)	3,281,884.9	0.000451	1,480.1
管理運営施設等(その他の施設)	49,600.0	0.000451	22.4
主催者庭園	1,743.0	0.000451	0.8
公式参加者庭園・一般参加者庭園・開催地庭園、修景植栽等	430,025.3	0.000451	193.9
園路・広場	159,889.7	0.000451	72.1
園路、広場、植栽等	253,605.9	0.000451	114.4
駐車場	53,760.0	0.000451	24.2
合計	8,041,061.8	—	3,626.5

注1：四捨五入の関係から、合計値が合わない場合があります。



表 6.1-37 都市ガス及びプロパンガス由来の二酸化炭素排出量の予測結果

施設等用途	区分	開催中の 都市ガス・プロパ ンガス使用量	二酸化炭素 排出係数	都市ガス及びプロ パンガス由来 二酸化炭素排出量 (tCO <sub>2</sub> /期間)
		①	②	①×②
展示建築施設 (公園施設)	都市ガス	27.6 千m <sup>3</sup>	2.21 tCO <sub>2</sub> /千m <sup>3</sup>	61.1
展示建築施設 (公園施設以外)	プロパンガス	14.7 t	3.00 tCO <sub>2</sub> /t	44.0
催事施設	プロパンガス	6.1 t	3.00 tCO <sub>2</sub> /t	18.4
サービス施設・営業 施設	プロパンガス	53.2 t	3.00 tCO <sub>2</sub> /t	159.5
管理運営施設等 (事務所利用)	プロパンガス	19.2 t	3.00 tCO <sub>2</sub> /t	57.6
その他(屋外出展 (建築物)等)	プロパンガス	149.9 t	3.00 tCO <sub>2</sub> /t	449.7
合計	—	—	—	790.2

注1：四捨五入の関係から、計算値及び合計値が合わない場合があります。

表 6.1-38 施設の供用に伴う二酸化炭素排出量の予測結果まとめ

エネルギーの種類	二酸化炭素排出量 (tCO <sub>2</sub> /期間)
電力	3,626.5
都市ガス及びプロパンガス	790.2
合計	4,416.7

### (2)-3 外来植物を含む植栽等の管理に伴う温室効果ガスの排出量

#### 予測項目

外来植物を含む植栽等の管理として、会場内作業に伴う温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量としました。

#### 予測地域・地点

予測地域及び予測地点は、会場区域としました。

#### 予測時期

予測時期は、開催期間全体（192日間）としました。

#### 予測方法

##### ア. 予測手法

予測にあたっては、会場内作業車両の種類、台数、稼働時間、燃料使用量等を整理の上、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省 令和5年4月）に基づく式を用いて算定する方法としました。

イ. 予測式

・軽油、ガソリン

燃料の使用に伴う二酸化炭素排出量の予測方法は、次式を用いて算定する方法としました。

$$\text{CO}_2 \text{ 排出量 (tCO}_2\text{)} = (\text{燃料の種類ごとに}) \text{ 燃料使用量 (kL)} \times \\ \text{単位発熱量 (GJ/kL)} \times \text{排出係数 (tC/GJ)} \times 44/12$$

資料：「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省 令和5年4月）

予測条件の整理

ア. 排出係数

燃料の排出係数は、表 6.1-39 に示すとおりです。

表 6.1-39 単位発熱量及び排出係数（燃料）

燃料	単位発熱量	排出係数
軽油	37.7 GJ/kL	0.0187tC/GJ
ガソリン	34.6GJ/kL	0.0183tC/GJ

資料：「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省 令和5年4月）

イ. 外来植物を含む植栽等の管理に伴う燃料使用量

開催中の植栽管理に伴う燃料使用量は、表 6.1-40 に示すとおりです。

表 6.1-40 植栽の管理（会場内作業）に伴う燃料使用量

車種	燃料	稼働台数 (台/日)	稼働 日数 (日)	延べ稼働台数 (台/期間)	1日あたり燃 料使用量 (L/日)	燃料使用量 (kL/期間)
		①	②	③=①×②	④	⑤=②×④
2tトラック	ガソリン	178	192	34,176	34	6.5
7tトラック		7	192	1,344	55	10.6
10tトラック		55	192	10,560	76	14.6
普通車		23	192	4,416	21	4.0
ガソリン合計						35.7
バックホウ	軽油	3	192	576	40	7.7
軽油合計						7.7
合計						43.4

## 予測結果

外来植物を含む植栽等の管理に伴い、発生が想定される年間の二酸化炭素排出量は、表 6.1-41 に示すとおりです。

会場内作業に伴う二酸化炭素排出量は 102.8tCO<sub>2</sub>/期間と予測します。

表 6.1-41 植栽の管理（会場内作業）に伴う二酸化炭素排出量の予測結果

区分	燃料	燃料使用量 (kL/期間)	単位発熱量 (GJ/kL)	排出係数 (tC/GJ)	二酸化炭素排出量 (tCO <sub>2</sub> /期間)
		①	②	③	④=①×②×③× 44/12
トラック・普通車	ガソリン	35.7	34.6	0.0183	82.9
バックホウ	軽油	7.7	37.7	0.0187	19.9
合計	—	43.4	—	—	102.8

<参考：水の使用に伴う温室効果ガス排出量の試算>

本事業では、植物の灌水・散水等が必要となることから、大量の水を使用します。

そのため、国の地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「算定・報告・公表制度」や横浜市地球温暖化対策計画書制度等の報告制度の対象外ですが、参考として水の使用に伴う二酸化炭素排出量を算出しました。

なお、水道使用のピーク時には、耐乾性が期待できる環境植栽への水撒きを制限することや、雨水貯留タンクの設置による雨水利用に努めることで、水使用量の削減を図りました。

◇水使用量

会場区域の各施設等における水使用量及び汚水排水量の想定は、表 6.1-42～表 6.1-43 に示すとおりです。

表 6.1-42 各施設等における水使用量の想定

施設等	1日あたり使用量 (m <sup>3</sup> /日)	使用日数	期間中使用量(m <sup>3</sup> )
展示建築施設	22.9	192日間	4,397.6
催事施設	3.0	192日間	568.1
サービス施設(屋外トイレを除く)・営業施設	55.9	192日間	10,731.0
管理運営施設等(事務所利用)	13.9	192日間	2,661.7
その他(屋外出展(建築物)等)	72.4	192日間	13,899.7
管理運営施設等(その他の施設)	310.0	192日間	59,520.0
主催者庭園	183.8	192日間	21,420.0
公式参加者庭園・一般参加者庭園・開催地庭園等	2,253.7	90日間	202,833.0
修景植栽等	1,486.0	192日間	173,225.1
園路・広場(ミスト)	226.7	90日間	20,400.3
園路、広場等(散水)	602.2	192日間	115,613.2
サービス施設(屋外トイレ)	1,664.2	192日間	319,527.8
合計	6,858.2	—	944,797.5

注1：会場施設における設備想定は、類似の用途の原単位を用いることとし、「建築物エネルギー消費量調査報告【第45報】ダイジェスト版」(一般社団法人日本ビルエネルギー総合管理技術協会 令和5年6月)に記載の使用量を原単位としました。用途は、展示建築施設=デパート、催事施設及びその他(屋外出展(建築物)等)=その他、サービス施設・営業施設=店舗・飲食店、管理運営施設(事務所利用)=事務所を適用しました。

注2：園路・広場のミストは12時間稼働、園路、広場等の散水は9時間稼働と想定して算出しています。

注3：四捨五入の関係から、合計値が合わない場合があります。

表 6.1-43 各施設における汚水排水量の想定

施設	1日あたり排水量 (m <sup>3</sup> /日)	使用日数	期間中排水量(m <sup>3</sup> )
展示建築施設	22.9	192日間	4,397.6
催事施設	3.0	192日間	568.1
サービス施設(屋外トイレを除く)・営業施設	55.9	192日間	10,731.0
管理運営施設等(事務所利用)	13.9	192日間	2,661.7
その他(屋外出展(建築物)等)	72.4	192日間	13,899.7
サービス施設(屋外トイレ)	1,664.2	192日間	319,527.8
合計	1,832.2	—	351,785.9

注1：会場施設における設備想定は、類似の用途の原単位を用いることとし、「建築物エネルギー消費量調査報告【第45報】ダイジェスト版」（一般社団法人日本ビルエネルギー総合管理技術協会 令和5年6月）に記載の使用量を原単位としました。用途は、展示建築施設＝デパート、催事施設及びその他（屋外出展（建築物）等）＝その他、サービス施設・営業施設＝店舗・飲食店、管理運営施設（事務所利用）＝事務所を適用しました。

◇上水使用に伴う二酸化炭素排出量

上水使用に伴う二酸化炭素排出量は、表 6.1-44 に示すとおり 140.6tCO<sub>2</sub>/期間であり、横浜市の水道事業による温室効果ガス排出量（総量）58,471tCO<sub>2</sub><sup>注1</sup>の約0.2%にあたります。

表 6.1-44 上水使用に伴う二酸化炭素排出量

水道水1m <sup>3</sup> あたりの 電力使用量(kWh) <sup>注1</sup>	上水使用量 (m <sup>3</sup> /期間)	電力使用に伴う 二酸化炭素排出係数 (tCO <sub>2</sub> /kWh) <sup>注3</sup>	二酸化炭素排出量 (tCO <sub>2</sub> /期間)
0.33	944,797.5	0.000451	140.6

注1：「横浜の水道2022」（横浜市水道局）より。

注2：上水の使用日数は開催期間の日数（192日間）としました。

注3：「電気事業者別排出係数（特定排出者の温室効果ガス排出量算定用）-令和3年度実績-」（環境省・経済産業省 令和5年7月）の東京電力エナジーパートナー（株）の調整後排出係数（事業者全体）を示しています。

◇汚水の処理に伴う二酸化炭素排出量

汚水の処理に伴う二酸化炭素排出量は、表 6.1-45 に示すとおり 108.1tCO<sub>2</sub>/期間であり、横浜市の下水道事業による温室効果ガス排出量（総量）16.4万tCO<sub>2</sub>の約0.07%にあたります。

表 6.1-45 汚水の処理に伴う二酸化炭素排出量

下水1m <sup>3</sup> あたりの 温室効果ガス排出 量(tCO <sub>2</sub> /m <sup>3</sup> ) <sup>注1</sup>	汚水排水量 (m <sup>3</sup> /期間)	二酸化炭素排出量 (tCO <sub>2</sub> /期間)
0.000307	351,785.9	108.1

注1：下水道事業における温室効果ガス排出量：16.4万tCO<sub>2</sub>（2018年度）と下水処理量（2018年度）533,727千m<sup>3</sup>（高級処理水量と簡易処理水量の合計）から排出原単位を算出しました。

下水道事業における温室効果ガス排出量は、横浜市下水道事業経営研究会（第8期）報告書（令和3年8月、横浜市下水道事業経営研究会）の値を用いました。2018年度の下水処理量は、第100回横浜市統計書（令和2年度）の「11上下水道 2下水道（2）下水処理量」より平成30年度の値を用いました。

注2：汚水の排出日数は開催期間の日数（192日間）としました。

## 6.1.4 環境の保全のための措置

### (1) 工事及び撤去に伴う温室効果ガスの排出量

#### (1)-1 建設機械の稼働に伴う温室効果ガスの排出量

環境の保全のための措置は、建設機械の稼働に伴い、発生が想定される温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量を抑制するため、表 6.1-46 に示す内容を実施します。

表 6.1-46 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中・撤去中】 建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設機械の整備・点検を徹底して性能を維持します。</li> <li>・工事関係者に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて建設機械のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかしや高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。</li> <li>・建設機械の使用に際しては、可能な範囲で省エネモードでの作業に努めます。</li> <li>・建設機械は、エネルギー効率の高い低燃費の機種を使用します。</li> <li>・会場施設については、公園施設を利活用するとともに、仮施設は現場での基礎工事を伴わない鉄骨造のレンタル・リースを採用することで、工事に係る建設機械の稼働台数を削減します。</li> </ul>

#### (1)-2 工事用車両の走行に伴う温室効果ガスの排出量

環境の保全のための措置は、工事用車両の走行に伴い、発生が想定される温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量を抑制するため、表 6.1-47 に示す内容を実施します。

表 6.1-47 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中・撤去中】 工事用車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事用車両の整備・点検を徹底して性能を維持します。</li> <li>・工事関係者に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて工事用車両のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。</li> <li>・工事用車両は、エネルギー効率の高い低燃費の車種を使用します。</li> </ul>

#### (1)-3 建設行為等の実施に伴う温室効果ガスの排出量

環境の保全のための措置は、建設行為等の実施（植物の搬入・植栽管理）に伴い、発生が想定される温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量を抑制するため、表 6.1-48 に示す内容を実施します。

表 6.1-48 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 建設行為等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事中は植物バックヤード等における効率的な温度管理（区画単位の温度管理）を行い、温室効果ガスの削減に努めます。</li> <li>・搬入車両の整備・点検を徹底して性能を維持します。</li> <li>・関係者に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて搬入車両のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。</li> <li>・搬入車両は、エネルギー効率の高い低燃費の車種を使用します。</li> </ul>

## (2) 開催に伴う温室効果ガスの排出量

### (2)-1 関係車両の走行に伴う温室効果ガスの排出量

環境の保全のための措置は、関係車両の走行に伴い、発生が想定される温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量を抑制するため、表 6.1-49 に示す内容を実施します。

表 6.1-49 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【開催中】 関係車両の走行	<ul style="list-style-type: none"><li>・エコドライブの徹底、電気自動車等の導入等により、関係車両から排出される温室効果ガスの削減に努めます。</li><li>・シャトルバスの一部に電気自動車を導入し、温室効果ガスの削減に努めます。</li><li>・公共交通機関への誘導などにより、来場車両の走行に伴う温室効果ガスの削減に努めます。</li><li>・駐車場の事前予約の導入等により、交通渋滞を緩和することで、来場車両の走行に伴う温室効果ガスの削減に努めます。</li><li>・環境配慮型車両の優先、充電器の設置等により、環境配慮型の車両での来場を促すことで、来場車両の走行に伴う温室効果ガスの削減に努めます。</li><li>・自家用車以外の交通手段の利用促進のため、今後來場者に対し、ホームページでの周知等を行います。また、自転車利用者の利便性の確保のため、駐輪場を駐車場近傍等に整備します。</li><li>・搬入車両は、エネルギー効率の高い低燃費の車種を使用します。</li><li>・搬入車両の整備・点検を徹底して性能を維持します。</li><li>・作業員に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて搬入車両のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。</li></ul>

## (2)-2 施設の供用に伴う温室効果ガスの排出量

環境の保全のための措置は、施設の供用に伴い、発生が想定される温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量を抑制するため、表 6.1-50 に示す内容を実施します。

表 6.1-50 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【開催中】 施設の供用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水や風、光などの自然環境を有効に活用し、エネルギー消費の軽減を重視した設計とします。</li> <li>・環境に配慮した素材を選び、特に国産木材等を積極的に使用することで、CO<sub>2</sub>を固定した資材活用に努めます。</li> <li>・電力使用量の見える化など、エネルギーマネジメントシステムの導入により、温室効果ガスの削減に努めます。</li> <li>・省エネルギー型製品（空調設備、LED 照明、高効率給湯器等）の導入により、消費エネルギーの削減に努めます。</li> <li>・省エネルギー型機器や、再生可能エネルギー施設の設備等は、新しい技術も含めて幅広く導入の検討を行い、環境性や周辺自然環境との調和を考慮して、積極的に採用します。</li> <li>・機器・設備等の導入後は、エネルギー使用量の把握・分析、適宜運用改善に努めます。</li> <li>・電力については、再生可能エネルギーの 100%活用を目指します。</li> <li>・節水対策、雨水利用等により、上下水道の使用量を削減することで、温室効果ガスの削減に努めます。</li> </ul>

## (2)-3 外来植物を含む植栽等の管理に伴う温室効果ガスの排出量

環境の保全のための措置は、外来植物を含む植栽等の管理に伴い、発生が想定される温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量を抑制するため、表 6.1-51 に示す内容を実施します。

表 6.1-51 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【開催中】 外来植物を含む 植栽等の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会場の管理・運営に用いる会場内作業車両は、エネルギー効率の高い低燃費の機種を使用するとともに、使用に際しては、可能な範囲で省エネモードでの作業に努めます。</li> <li>・会場の管理・運営に用いる会場内作業車両の整備・点検を徹底して性能を維持します。</li> <li>・作業員に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて会場内作業車両のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかし等の高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。</li> <li>・花壇や植栽などから発生する植物残渣については、条約等に基づき焼却等処分が必要なものを除き可能な限り堆肥化を進めます。</li> </ul>



### (3) 環境保全措置の実施による温室効果ガスの削減

#### 公園整備事業の建築物の利活用及び仮設建築物の簡素化による温室効果ガスの削減

本博覧会の建築物は、展示施設、催事施設、サービス施設、営業施設、管理運営施設及び屋外出展に係る建築物等より構成されますが、これらの展示施設をすべて本博覧会事業で整備した場合の工事中の建設機械から排出される温室効果ガス（二酸化炭素）を試算すると、10,004.7tCO<sub>2</sub>となります。

一方、公園整備事業の建築物（以下、「公園施設」といいます。）の利活用や仮設施設のレンタル・リース活用の対策を講じることにより、建築工事に伴う温室効果ガス（二酸化炭素）排出量は2,483.1tCO<sub>2</sub>、展示施設の一部に公園施設を利活用することによる建築工事に伴う温室効果ガス（二酸化炭素）排出量削減効果は、710.8tCO<sub>2</sub>と算定されます。また、これらの施設を撤去することに伴う温室効果ガス（二酸化炭素）排出量は134.4tCO<sub>2</sub>と算定されます。

よって、公園施設の利活用に伴い建設及び撤去工事に伴う温室効果ガス（二酸化炭素）845.2tCO<sub>2</sub>を削減可能であると算定されます。

本博覧会で整備する建築物は、全てレンタル・リースとすることによる建設時の削減効果は6,810.8tCO<sub>2</sub>、基礎の撤去工事を行わないことによる削減効果は124.0tCO<sub>2</sub>と算定されます。よって、建築物のレンタル・リース採用により建設及び撤去工事に伴う温室効果ガス（二酸化炭素）6,934.8tCO<sub>2</sub>を削減可能であると算定されます。

これら建築物に係る環境保全措置により、合計7,780.0tCO<sub>2</sub>（環境保全措置を実施しない場合の建築工事に係る二酸化炭素排出量10,004.7tCO<sub>2</sub>の約77.8%）の温室効果ガス（二酸化炭素）を削減可能であると算定されます。

表 6.1-52 公園施設の利活用及び仮設建築物のレンタル・リース採用による削減効果（工事中）

施設区分	施設名称	面積 <sup>注1</sup>	建設に伴う CO <sub>2</sub> 排出量 (tCO <sub>2</sub> ) <sup>注2</sup>			備考
			環境保全措置前	環境保全措置後 <sup>注3</sup>	削減効果	
展示建築施設	屋内展示施設	9,500 m <sup>2</sup>	—	—	—	公園施設の利活用による削減分：710.8 tCO <sub>2</sub>
		うち公園の恒久施設 6,250 m <sup>2</sup>	710.8	—	710.8	
		その他仮設 3,250 m <sup>2</sup>	385.0	102.9	282.2	
催事施設	催事施設	1,500 m <sup>2</sup>	177.7	47.5	130.2	建築物をレンタル・リースとしたことによる削減分：6,810.8tCO <sub>2</sub>
サービス施設	診療所、案内所、トイレ、休憩所等	7,000 m <sup>2</sup>	829.3	221.6	607.7	
営業施設	飲食施設、物販施設等	13,000 m <sup>2</sup>	1,540.1	411.5	1,128.6	
管理運営施設等	運営本部、ゲート、倉庫等	17,000 m <sup>2</sup>	2,014.0	538.1	1,475.9	
その他	屋外出展（建築物）等	36,700 m <sup>2</sup>	4,347.8	1,161.6	3,186.2	
合計 （公園の恒久施設を除く）		84,700 m <sup>2</sup> (78,450 m <sup>2</sup> )	10,004.7 (9,293.9)	2,483.1	7,521.6	—

注1：AIPH規則に基づき、建築規模（展示建築施設を除く）は会場区域面積（約75.2ha）の10%を上限として計画します。太枠内は公園施設の利活用による削減分です。

注2：建築工事に係る建設機械の種類、燃料使用量等の詳細及びレンタル・リースの効果試算に用いた二酸化炭素排出原単位は、資料編に示しました。

注3：建築物をレンタル・リースとした場合は、基礎工事に伴う二酸化炭素排出量が削減されることを前提に算定しています。

注4：四捨五入の関係から、合計値が合わない場合があります。

注5：公園の恒久施設のうち日本建築は移設のため建設に伴うCO<sub>2</sub>排出量の算定対象外としました。

表 6.1-53 公園施設の利活用及び仮設建築物のレンタル・リース採用による削減効果（撤去中）

施設区分	面積	撤去に伴う CO <sub>2</sub> 排出量 (tCO <sub>2</sub> ) <sup>注2</sup>			備考
		建築物の撤去	基礎の撤去	合計	
公園の恒久施設	6,250 m <sup>2</sup>	134.4	—	134.4	公園施設の利活用による削減分
上記以外の仮設建築物	78,450 m <sup>2</sup>	—	124.0	124.0	建築物をレンタル・リースとしたことによる削減分
合計	84,700 m <sup>2</sup>	134.4	124.0	258.4	—

注1：建築物の撤去に係る二酸化炭素排出量の原単位、基礎の撤去に係る建設機械の種類、燃料消費量等は、資料編に示しました。

注2：基礎の撤去による二酸化炭素排出量の算定にあたっては、「レンタル・リース」と「レンタル・リースではない場合」の基礎の比較にとどめるため、取り壊した基礎のコンクリート殻の運搬処分までは算定せずに、基礎の取り壊しのみを試算しました。

注3：公園の恒久施設のうち日本建築は移設のため撤去に伴うCO<sub>2</sub>排出量の算定対象外としました。

表 6.1-54 環境保全措置ごとの削減効果

環境保全措置	区分	CO <sub>2</sub> 削減量 (tCO <sub>2</sub> )	合計 (tCO <sub>2</sub> )
公園施設の利活用	工事中	710.8	845.2
	撤去中	134.4	
建築物のレンタル・リース	工事中	6,810.8	6,934.8
	撤去中	124.0	
合計	—	—	7,780.0

### 施設の供用に伴う温室効果ガス削減

給湯設備に高効率給湯器を導入し、熱効率が78.4～82.5%（従来型）の給湯機器を熱効率92.5%の給湯機器に転換した場合、一次エネルギー消費量を14%、温室効果ガス（二酸化炭素）を110.6tCO<sub>2</sub>削減可能であると算定されます。

また、電力については、エネルギーの地産地消やグリーン電力の購入等により再生可能エネルギーの100%活用を目指すことで、施設の供用に伴う電力使用に起因する二酸化炭素排出量3,626.5tCO<sub>2</sub>を削減可能であると算定されます。

### その他

なお、本博覧会では、工事中、開催中及び撤去中における温室効果ガスの削減に向け、AIPHの規則等に基づき、今後、サステナビリティ戦略等を策定し、更なる温室効果ガスの削減等に関する取組を進めていきます。

## 6.1.5 評価

### (1) 工事及び撤去に伴う温室効果ガスの排出量

#### (1)-1 建設機械の稼働に伴う温室効果ガスの排出量

公園施設の利活用や仮設施設のレンタル・リースの採用により二酸化炭素排出量を削減することで、工事中に建設機械から発生が想定される二酸化炭素は11,650.9tCO<sub>2</sub>/期間と予測します。

撤去中に建設機械から発生が想定される二酸化炭素排出量は3,831.6tCO<sub>2</sub>/期間と予測します。

工事及び撤去に伴い建設機械から発生が想定される二酸化炭素排出量は、合計15,482.4tCO<sub>2</sub>/期間と予測します。この値は横浜市の2020年温室効果ガス総排出量の速報値(実排出)(1,647.5万tCO<sub>2</sub>/年)の0.09%に相当します。

環境保全措置として、会場施設については公園施設を利活用することで、845.2tCO<sub>2</sub>/期間の二酸化炭素を削減、さらに、仮設施設にレンタル・リースを採用することで、6,934.8tCO<sub>2</sub>/期間が削減可能であり、これら対策の合計で7,780.0tCO<sub>2</sub>/期間が削減可能であると算定されます。

また、工事及び撤去中は、建設機械のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないための指導・教育も徹底していきます。さらに、建設機械については、可能な範囲で省エネモードでの作業に努めます。建設機械は、エネルギー効率の高い低燃費の機種(車種)を使用し、点検・整備を十分に行います。これらの環境保全措置により、温室効果ガス(二酸化炭素)の排出は可能な限り抑制されます。

予測結果を踏まえ、環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「温室効果ガス(二酸化炭素)排出量を可能な限り抑制すること。」は達成されるものと考えます。

#### (1)-2 工事用車両の走行に伴う温室効果ガスの排出量

工事中に工事用車両から発生が想定される二酸化炭素量は10,601.2tCO<sub>2</sub>/期間と予測します。

撤去中に工事用車両から発生が想定される二酸化炭素排出量は、9,649.2tCO<sub>2</sub>/期間と予測します。

工事及び撤去に伴い発生が想定される二酸化炭素排出量は、工事用車両からは20,250.4tCO<sub>2</sub>/期間と予測します。この値は横浜市の2020年温室効果ガス総排出量の速報値(実排出)(1,647.5万tCO<sub>2</sub>/年)の0.12%に相当します。

工事及び撤去中は、工事用車両のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないための指導・教育も徹底していきます。また、エネルギー効率の高い低燃費の機種(車種)を使用し、点検・整備を十分に行います。これらの環境保全措置により、温室効果ガス(二酸化炭素)の排出は可能な限り抑制されます。

予測結果を踏まえ、環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「温室効果ガス(二酸化炭素)排出量を可能な限り抑制すること。」は達成されるものと考えます。

#### (1)-3 建設行為等の実施に伴う温室効果ガスの排出量

工事中の物流バックヤードへの搬入車両の走行、植物バックヤード等における植栽管理に伴い発生が想定される二酸化炭素排出量は、239.8tCO<sub>2</sub>/期間と予測します。この値は横浜市の2020年温室効果ガス総排出量の速報値(実排出)(1,647.5万tCO<sub>2</sub>/年)の0.001%に相当します。

また、環境保全措置として、工事中は、搬入車両のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないための指導・教育も徹底していきます。エネルギー効率の高い低燃費の車種を使用し、点検・整備を十分に行います。これらの環境保全措置により、温室効果ガス(二酸化炭素)の排出は可能な限り抑制されます。

予測結果を踏まえ、環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「温室効果ガス(二酸化炭素)排出量を可能な限り抑制すること。」は達成されるものと考えます。

## (2) 開催に伴う温室効果ガスの排出量

### (2)-1 関係車両の走行に伴う温室効果ガスの排出量

関係車両の走行に伴い発生が想定される二酸化炭素排出量は、31,077.1tCO<sub>2</sub>/期間(192日)と予測します。この値は横浜市の2020年温室効果ガス総排出量の速報値(実排出)(1,647.5万tCO<sub>2</sub>/年)のうち本博覧会の関係車両の走行が該当する運輸部門の温室効果ガス排出量(316.9万tCO<sub>2</sub>/年の0.98%)に相当します。

また、ホームページ等で公共交通機関の利用を呼びかけるなど、来場車両による温室効果ガス排出量の削減に努めます。これらの取組みにより、温室効果ガス(二酸化炭素)の排出は可能な限り抑制されます。

予測結果を踏まえ、環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「温室効果ガス(二酸化炭素)排出量を可能な限り抑制すること。」は達成されるものと考えます。

### (2)-2 施設の供用に伴う温室効果ガスの排出量

施設の供用に伴い発生が想定される二酸化炭素排出量は、4,416.7tCO<sub>2</sub>/期間(192日)と予測します。この値は横浜市の2020年温室効果ガス総排出量の速報値(実排出)(1,647.5万tCO<sub>2</sub>/年)のうち本博覧会の施設の供用が該当する業務部門の温室効果ガス排出量(312.5万tCO<sub>2</sub>/年)の0.14%に相当します。

さらに、高効率給湯器の導入により二酸化炭素を110.6tCO<sub>2</sub>、電力について再生可能エネルギーの100%活用を目指すことで3,626.5tCO<sub>2</sub>を削減可能であると算定されます。なお、水道使用のピーク時には、耐乾性が期待できる環境植栽への水撒きを制限することや、雨水貯留タンクの設置による雨水利用に努めることで、水使用量の削減を図りました。

これらの環境保全措置により、温室効果ガス(二酸化炭素)の排出は可能な限り抑制されます。

予測結果を踏まえ、環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「温室効果ガス(二酸化炭素)排出量を可能な限り抑制すること。」は達成されるものと考えます。

### (2)-3 外来植物を含む植栽等の管理に伴う温室効果ガスの排出量

外来植物を含む植栽等の管理に伴い発生が想定される二酸化炭素排出量は、102.8tCO<sub>2</sub>/期間(192日)と予測します。この値は横浜市の2020年温室効果ガス総排出量の速報値(実排出)(1,647.5万tCO<sub>2</sub>/年)の0.0006%に相当します。

また、環境保全措置として、会場内作業車両のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかしや高負荷運転をしないための指導・教育も徹底していきます。また、可能な範囲で省エネモードでの作業に努めるとともに、エネルギー効率の高い低燃費の機種を使用し、点検・整備を十分に行います。

これらの環境保全措置により、温室効果ガス(二酸化炭素)の排出は可能な限り抑制されます。

予測結果を踏まえ、環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「温室効果ガス(二酸化炭素)排出量を可能な限り抑制すること。」は達成されるものと考えます。



## 6.2 生物多様性（動物）





## 6.2 生物多様性（動物）

本博覧会の実施に伴い、工事中は建設行為等の実施により、また開催中は会場施設等の存在、施設の供用及び外来植物を含む植栽等の管理により、撤去中は仮施設等の撤去により、動物相に影響を及ぼすおそれがあります。

このことから、本博覧会の工事中、開催中及び撤去中における動物相への影響を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

### 【工事中及び撤去中に伴う陸生動物の動物相、水生生物相の変化の内容及びその程度】

項目	結果等の概要	参照頁																																						
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存資料（土地区画整理事業）の現地調査において対象事業実施区域及びその周辺で確認された動物相は、下表のとおりとされています。</li> </ul> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>哺乳類</td> <td>4目</td> <td>7科</td> <td>9種</td> </tr> <tr> <td>鳥類</td> <td>14目</td> <td>34科</td> <td>66種</td> </tr> <tr> <td>両生類</td> <td>1目</td> <td>3科</td> <td>3種</td> </tr> <tr> <td>爬虫類</td> <td>1目</td> <td>4科</td> <td>7種</td> </tr> <tr> <td>昆虫類</td> <td>17目</td> <td>222科</td> <td>1,178種</td> </tr> <tr> <td>クモ類</td> <td>1目</td> <td>23科</td> <td>117種</td> </tr> <tr> <td>陸産貝類</td> <td>1目</td> <td>11科</td> <td>24種</td> </tr> <tr> <td>魚類</td> <td>3目</td> <td>5科</td> <td>6種</td> </tr> <tr> <td>底生動物</td> <td>8門</td> <td>13綱</td> <td>25目</td> <td>68科</td> <td>143種</td> </tr> </tbody> </table>	哺乳類	4目	7科	9種	鳥類	14目	34科	66種	両生類	1目	3科	3種	爬虫類	1目	4科	7種	昆虫類	17目	222科	1,178種	クモ類	1目	23科	117種	陸産貝類	1目	11科	24種	魚類	3目	5科	6種	底生動物	8門	13綱	25目	68科	143種	p. 6. 2-28 ～6. 2-112
哺乳類	4目	7科	9種																																					
鳥類	14目	34科	66種																																					
両生類	1目	3科	3種																																					
爬虫類	1目	4科	7種																																					
昆虫類	17目	222科	1,178種																																					
クモ類	1目	23科	117種																																					
陸産貝類	1目	11科	24種																																					
魚類	3目	5科	6種																																					
底生動物	8門	13綱	25目	68科	143種																																			
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>注目すべき種の動物相及びその生息環境への影響を最小限に留めること。</li> </ul>	p. 6. 2-113																																						
予測結果の概要	<p><b>【対象事業実施区域全体】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>横浜市の土地区画整理事業によって相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域には保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池4）が整備・創出され、本博覧会は、その周辺や隣接する市民の森等の樹林域等の周辺で工事を実施しますが、本博覧会の工事では、動物相の生息環境は変更しません。工事期間中は作業時間の順守（夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する）等の配慮を実施することから、動物相への影響を軽減できると予測します。</li> <li>工事期間中に攪乱を受けた環境を好む動物が駐車場・バスターミナルの整備区域に定着しないよう巡回点検を実施するなど適切に管理することから、動物相への影響は軽減できると予測します。</li> </ul> <p style="text-align: center;">重要な種の保護の観点から、一部、非表示としております。</p>	p. 6. 2-122 ～6. 2-123																																						

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【工事中及び撤去中に伴う陸生動物の動物相、水生生物相の変化の内容及びその程度】（つづき）

項目	結果等の概要	参照頁
予測結果の概要	<p>【相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市 of 土地区画整理事業で創出される保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池4）に工事排水が流入しないよう公共下水道に接続し、雨水・汚水排水を適切に処理することから、動物相への影響はほとんどないと予測します。</li> <li>・本博覧会の駐車場・バスターミナルの一部が相沢川流域内にありますが、工事期間中に攪乱を受けた環境を好む動植物が駐車場・バスターミナルの整備区域に定着しないよう、適切に管理し対策等を実施することから、動物相への影響はほとんどないと予測します。</li> </ul> <p>【住宅地域及び樹林域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等の樹林域においては、工事に伴う夜間照明の影響が懸念される注目すべき種として夜行性のフクロウ及びゲンジボタル、走光性のキイロトラカミキリが確認されています。工事に伴う夜間照明の影響については、工事期間中は作業時間の順守（夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する）等の配慮を実施すること、住宅地域及び樹林域との境界に仮囲いを設置することから、樹林域に生息する夜行性のフクロウ及びゲンジボタル等の動物相、走光性のキイロトラカミキリ等の昆虫類への影響はほとんどないと予測します。</li> </ul>	p. 6. 2-122 ～6. 2-123
環境の保全のための措置の概要	<p>【対象事業実施区域全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する等により作業時間を順守します。</li> <li>・夜間照明、騒音、振動の影響を低減するため、工事敷地境界には仮囲いを設置します。</li> <li>・可能な限り最新の低騒音・低振動型建設機械を使用します。</li> <li>・周辺等に生息する動物種に配慮するため、建設機械や工事車両の稼働台数が集中しないよう、工事工程の平準化に努めます。</li> <li>・工事期間中や使用開始までの期間については、巡回点検を行うなど駐車場・バスターミナルを含めた工事区域を適切に管理するとともに、新たに配慮すべき動物が定着しにくくなるような対策を検討します。これらの対応にも関わらず、配慮すべき動物の定着が確認された場合には、土地区画整理事業や公園整備事業と連携しながら、工事区域外への動物の避難経路の確保など、確認された動物に応じた対策について検討します。</li> <li>・配慮すべき動物の確認については、横浜市 of 土地区画整理事業が実施する事後調査において、本博覧会の駐車場・バスターミナルとして活用する区域も含め、工事期間中の生物多様性（動物、植物、生態系）に関する調査を実施することになっており、本博覧会協会による確認だけでなく、同調査で得られた情報等も活用していきます。</li> </ul>	p. 6. 2-126

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【工事中及び撤去中に伴う陸生動物の動物相、水生生物相の変化の内容及びその程度】（つづき）

項目	結果等の概要	参照頁
環境の保全のための措置の概要	<p>【相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市の土地区画整理事業で創出される保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池4）に対し、横浜市と調整しながら、本博覧会の工事が影響を与えないような工事実施時期や工法とします。</li> <li>・横浜市の土地区画整理事業で創出される保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池4）に工事排水等が流入しないよう公共下水道に接続し、雨水・汚水排水を適切に処理します。</li> <li>・本博覧会の駐車場・バスターミナルについては、一部が相沢川流域内にあるため、横浜市の土地区画整理事業で創出した保全種の生息・生育環境等に影響が出ないように、土地被覆の性状等については、透水性に配慮した検討を進めています。また、新たに配慮すべき動植物が定着しないよう、土地区画整理事業の工事完了後、速やかに着工するとともに、工事完了後は時間を空けることなく直ちに使用開始します。博覧会終了後は速やかに解体・撤去します。</li> </ul> <p>【住宅地域及び樹林域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業時間の順守や仮囲いの設置など、樹林域に生息する動物相に配慮します。</li> </ul>	p. 6. 2-126
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「注目すべき種の動物相及びその生息環境への影響を最小限に留めること。」を達成するものと評価します。なお、本博覧会は半年間の開催であり、開催後は建築物、庭園、駐車場などの仮施設は速やかに撤去し、返還することになります。博覧会開催後は、本博覧会の対象事業実施区域の大半が横浜市の公園となりますが、公園整備事業についても環境影響評価手続きが行われています。</li> </ul>	p. 6. 2-129

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【開催に伴う陸生動物の動物相、水生生物相の変化の内容及びその程度】

項目	結果等の概要	参照頁																																						
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存資料（土地区画整理事業）の現地調査において対象事業実施区域及びその周辺で確認された動物相は、下表のとおりとされています。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="451 327 1171 629"> <tr> <td>哺乳類</td> <td>4目</td> <td>7科</td> <td>9種</td> </tr> <tr> <td>鳥類</td> <td>14目</td> <td>34科</td> <td>66種</td> </tr> <tr> <td>両生類</td> <td>1目</td> <td>3科</td> <td>3種</td> </tr> <tr> <td>爬虫類</td> <td>1目</td> <td>4科</td> <td>7種</td> </tr> <tr> <td>昆虫類</td> <td>17目</td> <td>222科</td> <td>1,178種</td> </tr> <tr> <td>クモ類</td> <td>1目</td> <td>23科</td> <td>117種</td> </tr> <tr> <td>陸産貝類</td> <td>1目</td> <td>11科</td> <td>24種</td> </tr> <tr> <td>魚類</td> <td>3目</td> <td>5科</td> <td>6種</td> </tr> <tr> <td>底生動物</td> <td>7門</td> <td>12綱</td> <td>24目</td> <td>68科</td> <td>143種</td> </tr> </table>	哺乳類	4目	7科	9種	鳥類	14目	34科	66種	両生類	1目	3科	3種	爬虫類	1目	4科	7種	昆虫類	17目	222科	1,178種	クモ類	1目	23科	117種	陸産貝類	1目	11科	24種	魚類	3目	5科	6種	底生動物	7門	12綱	24目	68科	143種	p. 6. 2-28 ～6. 2-112
哺乳類	4目	7科	9種																																					
鳥類	14目	34科	66種																																					
両生類	1目	3科	3種																																					
爬虫類	1目	4科	7種																																					
昆虫類	17目	222科	1,178種																																					
クモ類	1目	23科	117種																																					
陸産貝類	1目	11科	24種																																					
魚類	3目	5科	6種																																					
底生動物	7門	12綱	24目	68科	143種																																			
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>注目すべき種の動物相及びその生息環境への影響を最小限に留めること。</li> </ul>	p. 6. 2-113																																						
予測結果の概要	<p>【対象事業実施区域全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域内は、横浜市の土地区画整理事業の造成工事により全域が改変される可能性があり、本博覧会では開催に必要な範囲の整地及び庭園や植栽などの施設等の設置を行います。植栽では、郷土種を用いた多様な植物の植栽を行うとともに、既存樹木、表土の保全・活用に努めることから、動物相への影響は軽減できると予測します。</li> <li>地下水の減少による生息環境への影響を考慮し、園路や駐車場等は、透水性舗装等の浸透・貯留施設を整備することで、地下水の涵養に努めることから、動物相への影響は軽減できると予測します。</li> <li>本博覧会では、開催期間中に行催事を実施しますが、音響設備の音量や稼働時間についての適切なルールを設定することから、動物相への影響は軽減できると予測します。</li> <li>対象事業実施区域内において、現在の草地環境（乾性草地）の一部を活用して広場を整備し、横浜市に継承することから、草地環境に生息する動物相の継承につながると予測します。</li> <li>会場に持ち込まれる植物等については、関係法令等に基づくガイドライン等で周知徹底を図るなど、適切な管理を行うことから、動物相への影響は軽減できると予測します。</li> </ul> <p>【相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相沢川周辺の谷戸地域や和泉川源流域では、横浜市の土地区画整理事業で創出される保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池4）の整備が行われますが、本博覧会では、これらに配慮した園路の配置及び利用を計画するとともに、保全・創出した環境が継続するよう、横浜市と連携しながら適切に維持管理するほか、適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を行うことから、動物相への影響は軽減できると予測します。</li> <li>本博覧会の駐車場・バスターミナルの一部が相沢川流域内にありますが、駐車場等を整備する際には、透水性舗装等による水源の涵養や駐車場等の緑化を図ることから、動物相への影響は軽減できると予測します。</li> <li>樹林地内や水辺の利用を制限し、人と自然環境との距離が適切に確保されるよう計画することから、動物相への影響はほとんどないと予測します。</li> </ul>	p. 6. 2-124 ～6. 2-125																																						

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【開催に伴う陸生動物の動物相、水生生物相の変化の内容及びその程度】（つづき）

項目	結果等の概要	参照頁
<p>予測結果の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・和泉川源流域においては、横浜市と連携して既存樹林地の保全を行うことで、保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池4）の整備範囲と隣接する瀬谷市民の森等の樹林地との生物の生息環境の連続性確保に資する緑のつながりを確保することから、動物相への影響は軽減できると予測します。</li> <li>・横浜市が整備した地上式調整池（調整池4）における保全対象種の生息・生育環境の周辺では、源頭部であることを踏まえ、農薬や肥料の使用をできるだけ抑えることで水路への溶出を避けことから、河川の水質への影響を最小限とし、動物相への影響は軽減できると予測します。</li> <li>・隣接する瀬谷市民の森等の樹林地との隣接部においては、多数の来場者が長時間に亘って滞在することが想定される施設はできるだけ配置しないよう配慮した計画とすることから、動物相への影響は軽減できると予測します。</li> </ul> <p>【住宅地域及び樹林地】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等の樹林地においては、会場施設の夜間照明による影響が懸念される注目すべき種として夜行性のフクロウ及びゲンジボタル、走光性のキイロトラカミキリが確認されています。本博覧会の開催時には会場施設、駐車場及び園路に照明を設置する計画ですが、誘虫性の低い LED 照明を使用し、「光害対策ガイドライン」（環境省 令和3年3月）を踏まえて適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を行うこと、横浜市により対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽が行われることで、対象事業実施区域外への光漏れが軽減されることから、樹林地に生息する夜行性のフクロウ及びゲンジボタル等の動物相、走光性のキイロトラカミキリ等の昆虫類への影響は軽減できると予測します。</li> <li>・夜間に行催事を行う場合においても、照明の向きや照度等への配慮など適切な運営ルールを作成することから、住宅地域及び隣接する瀬谷市民の森等の樹林地に生息する動物相への影響は軽減できると予測します。</li> <li>・食品残渣等の処理等に関する運営ルールを作成することから、住宅地域及び隣接する瀬谷市民の森等の樹林地に生息する動物相への誘引による影響は軽減できると予測します。</li> </ul>	<p>p. 6. 2-124 ～6. 2-125</p>
<p>環境の保全のための措置の概要</p>	<p>【対象事業実施区域全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・植栽では、郷土種を用いた多様な植物の植栽を行うとともに、既存樹木、表土の保全・活用に努め、植栽を適切に維持管理します。</li> <li>・園路や駐車場等には透水性舗装等の浸透・貯留施設を整備し、適切に維持管理を行うことで水源の涵養を図ります。</li> <li>・音響設備の音量、稼働時間についても適切な運営ルールを作成するなど、周辺環境への配慮について検討します。</li> <li>・現存する草地環境（乾性草地）の一部を活用して整備する広場については、公園整備事業に継承します。</li> <li>・花壇等において種子による繁殖が想定される植物については、定期的に植え替えを行います。会場に持ち込まれる植物等については、関係法令等に基づいてガイドラインを作成し、会場内への持ち込み制限等について参加者等に周知徹底します。</li> </ul>	<p>p. 6. 2-127 ～6. 2-128</p>

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【開催に伴う陸生動物の動物相、水生生物相の変化の内容及びその程度】（つづき）

項目	結果等の概要	参照頁
<p>環境の保全のための措置の概要</p>	<p><b>【相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 横浜市の土地区画整理事業によって保全対象種の生息・生育環境が整備・創出される範囲及びその周辺は、生物の生息・生育に配慮した園路の配置及び利用を計画するとともに、保全・創出した環境が継続するよう、横浜市と連携して適切に維持管理します。</li> <li>・ 横浜市の土地区画整理事業によって保全対象種の生息・生育環境が整備・創出される範囲は、生物の生息環境保護エリアとし、ロープ柵等を設置することで、樹林地内や水辺の利用を制限し、人と自然環境との距離が適切に確保されるよう計画します。</li> <li>・ 横浜市の土地区画整理事業によって保全対象種の生息・生育環境が整備・創出される範囲のうち、相沢川周辺の谷戸地域においては、適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を検討し、夜間の安全な利用とともに、生物の生息・生育環境への光害を可能な限り抑制します。</li> <li>・ 和泉川源流域においては、横浜市と連携して既存樹林地の保全を行うことで、保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池4）の整備範囲と隣接する瀬谷市民の森等の樹林地との生物の生息環境の連続性確保に資する緑のつながりを確保します。</li> <li>・ 横浜市が整備した地上式調整池（調整池4）における保全対象種の生息・生育環境の周辺では、源頭部であることを踏まえ、農薬や肥料の使用をできるだけ抑えることで水路への溶出を避け、河川の水質への影響を最小限にします。</li> <li>・ 本博覧会の駐車場・バスターミナルの一部が相沢川流域内にありますが、駐車場等を整備する際には、透水性舗装等による水源の涵養や駐車場等の緑化を図ります。</li> <li>・ 隣接する瀬谷市民の森等の樹林地との隣接部においては、多数の来場者が長時間に亘って滞在することが想定される施設はできるだけ配置しないよう配慮した計画とします。</li> </ul> <p><b>【住宅地域及び樹林地】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会場施設、駐車場及び園路に設置する照明は、誘虫性の低い LED 照明を使用し、「光害対策ガイドライン」（環境省 令和3年3月）を踏まえて適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を検討し、夜間の安全な利用とともに、周辺の住居及び生物の生息・生育環境への光害を可能な限り抑制します。また、対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽を行うことで、照明設備の使用による対象事業実施区域外への光漏れを軽減するなどの対策を行います。</li> <li>・ 夜間に行催事を行う場合においても、周辺環境への影響をできる限り軽減するよう、照明の向きや照度等への配慮など適切な運営ルールを作成します。</li> <li>・ 運営ルールを作成して、食品残渣等の廃棄物は堆肥化する等減量化に努めるとともに、適切に処理します。</li> </ul>	<p>p. 6.2-127 ～6.2-128</p>
<p>評価の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「注目すべき種の動物相及びその生息環境への影響を最小限に留めること。」を達成するものと評価します。なお、本博覧会は半年間の開催であり、開催後は建築物、庭園、駐車場などの仮設施設は速やかに撤去し、返還することになります。博覧会開催後は、本博覧会の対象事業実施区域の大半が横浜市の公園となりますが、公園整備事業についても環境影響評価手続きが行われています。</li> </ul>	<p>p. 6.2-130 ～6.2-131</p>

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

## 6.2.1 調査

### (1) 調査項目

調査項目は、以下の内容としました。

- ① 動物の状況
- ② 地形、地質の状況
- ③ 土壌の状況
- ④ 水質の状況
- ⑤ 水循環の状況
- ⑥ 土地利用の状況
- ⑦ 関係法令、計画等

### (2) 調査地域・地点

#### ① 動物の状況

対象事業実施区域及びその周辺としました。

なお、既存資料（土地区画整理事業）における現地調査地域は図 6.2-1 に示すとおりであり、対象事業実施区域周辺の比較的多くの動物種の生息が考えられる土地区画整理事業実施区域の端部から約 200m までの範囲（舗装地等人工改変地を除く）とされています。

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査地点は図 6.2-2、踏査ルートは図 6.2-3 に示すとおりとされています。なお、既存資料（土地区画整理事業）の現地調査結果を活用するにあたり、既存資料（土地区画整理事業）の現地調査地点が本博覧会の対象事業実施区域内においても現存植生図、微地形、流域を踏まえて適切な位置に設定されているか検討されています。各項目の調査地点図及び調査地点の検討結果は資料編(p. 資 1.2-1～資 1.2-19 参照)に示すとおりであり、本博覧会の対象事業実施区域における調査地点の設定は妥当であると判断しました。

#### ② 地形、地質の状況

対象事業実施区域及びその周辺としました。

#### ③ 土壌の状況

対象事業実施区域及びその周辺としました。

#### ④ 水質の状況

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査地点は図 6.2-1 に示すとおり、対象事業実施区域及びその周辺の 3 地点（地点 1～3）とされています。

⑤ 水循環の状況

湧水の流量は、「第6章 6.5 水循環 6.5.1 (2) ①湧水の分布、流量及び水質」(p. 6.5-5 参照)と同様としました。

河川の流量は、「④水質の状況」と同様としました。

⑥ 土地利用の状況

対象事業実施区域及びその周辺としました。

⑦ 関係法令、計画等

対象事業実施区域及びその周辺としました。



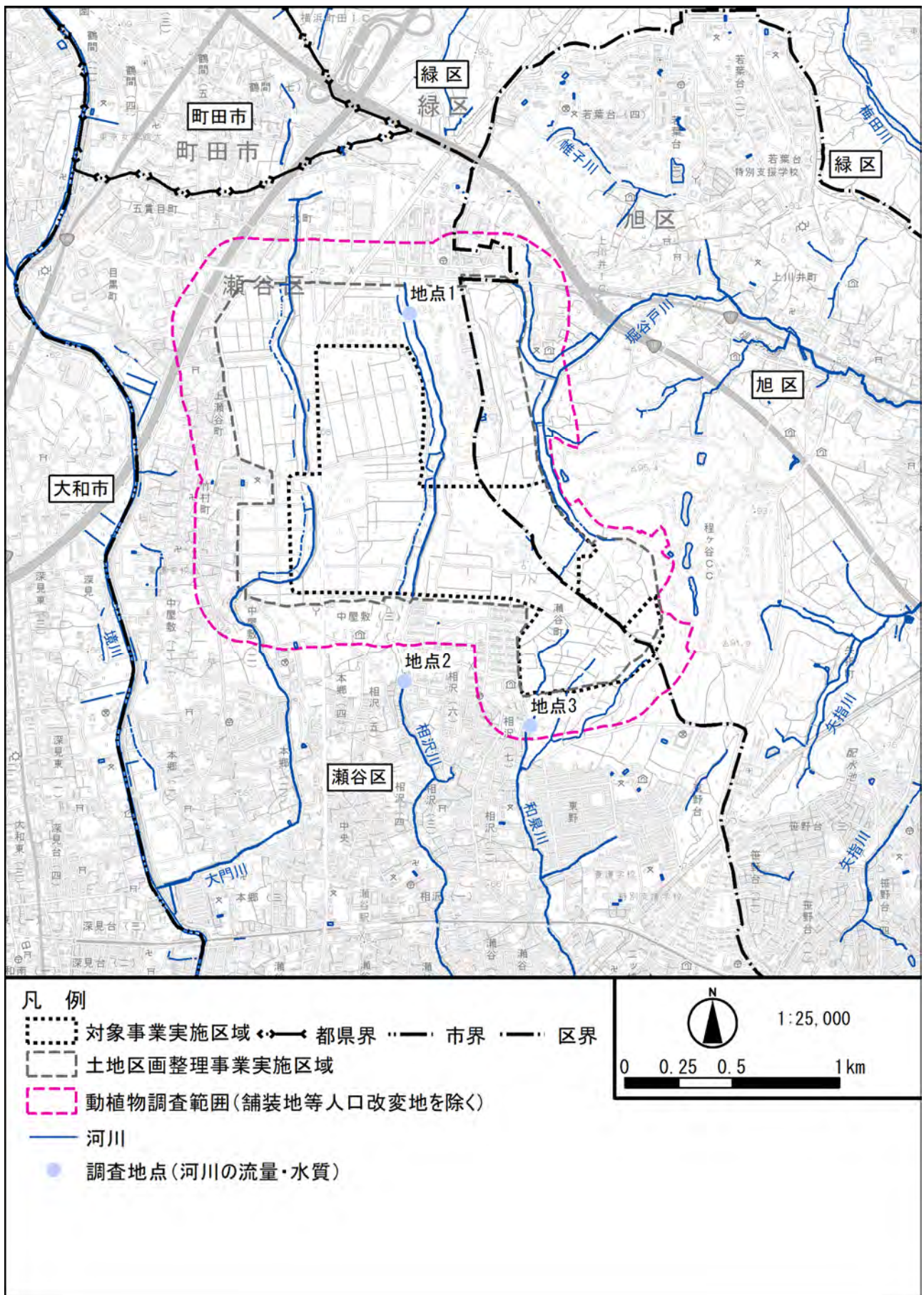
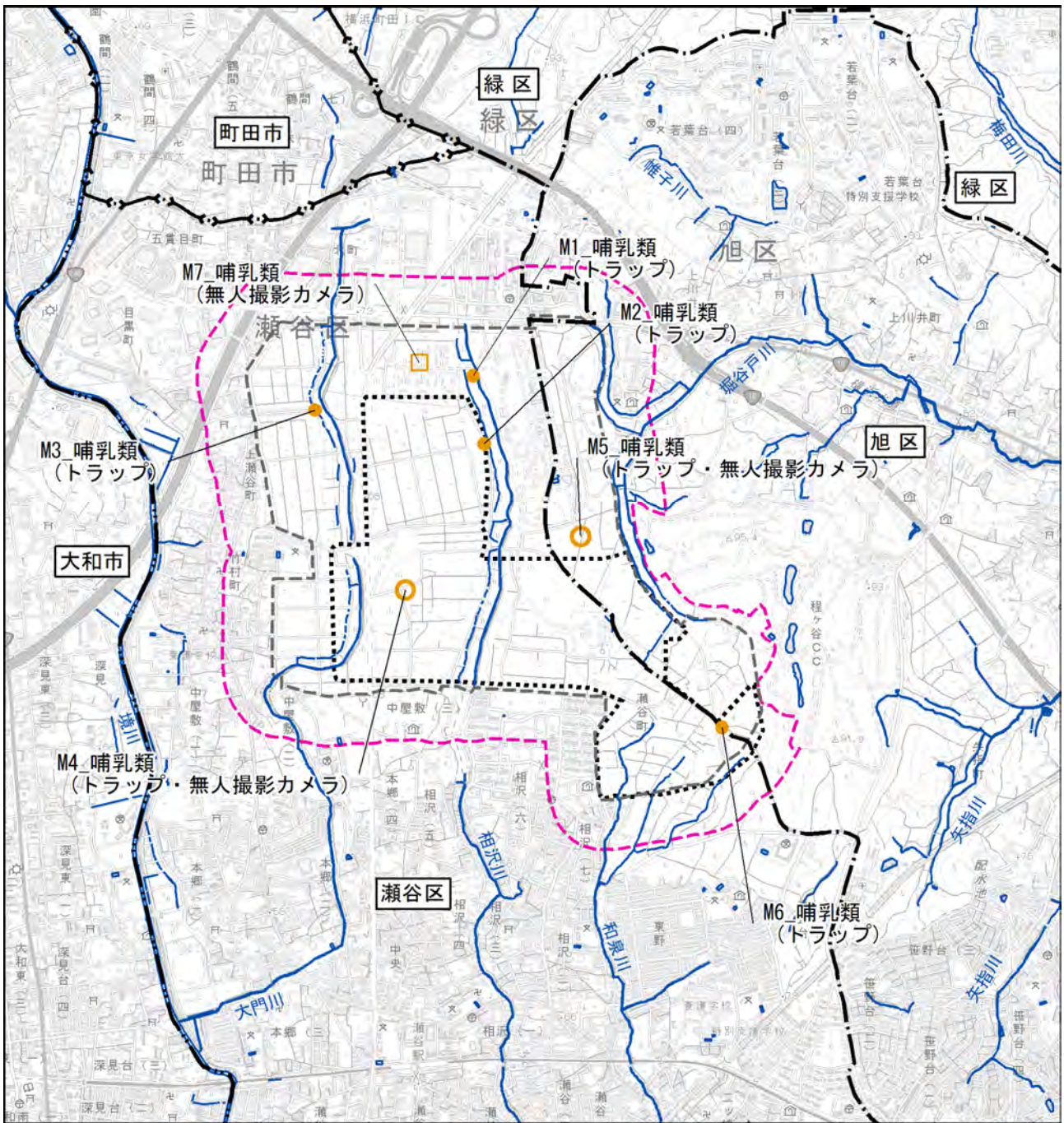


図 6.2-1 既存資料（土地区画整理事業）における現地調査地域



凡例

対象事業実施区域 ◄◄ ◄◄ 都県界 ◄◄ ◄◄ 市界 ◄◄ ◄◄ 区界

土地区画整理事業実施区域

動植物調査範囲(舗装地等人口改変地を除く)

河川

- 哺乳類 (トラップ)
- 哺乳類 (トラップ・無人撮影カメラ)
- 哺乳類 (無人撮影カメラ)

注：無人カメラの設置については、調査地域の環境条件及びフィールドサイン調査結果に応じて、現地の判断にて設置地点を調整しながら、哺乳類の利用が想定される場所についても設置されています。

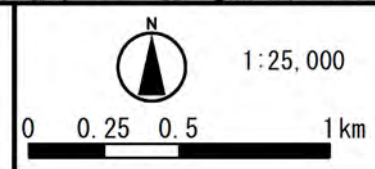
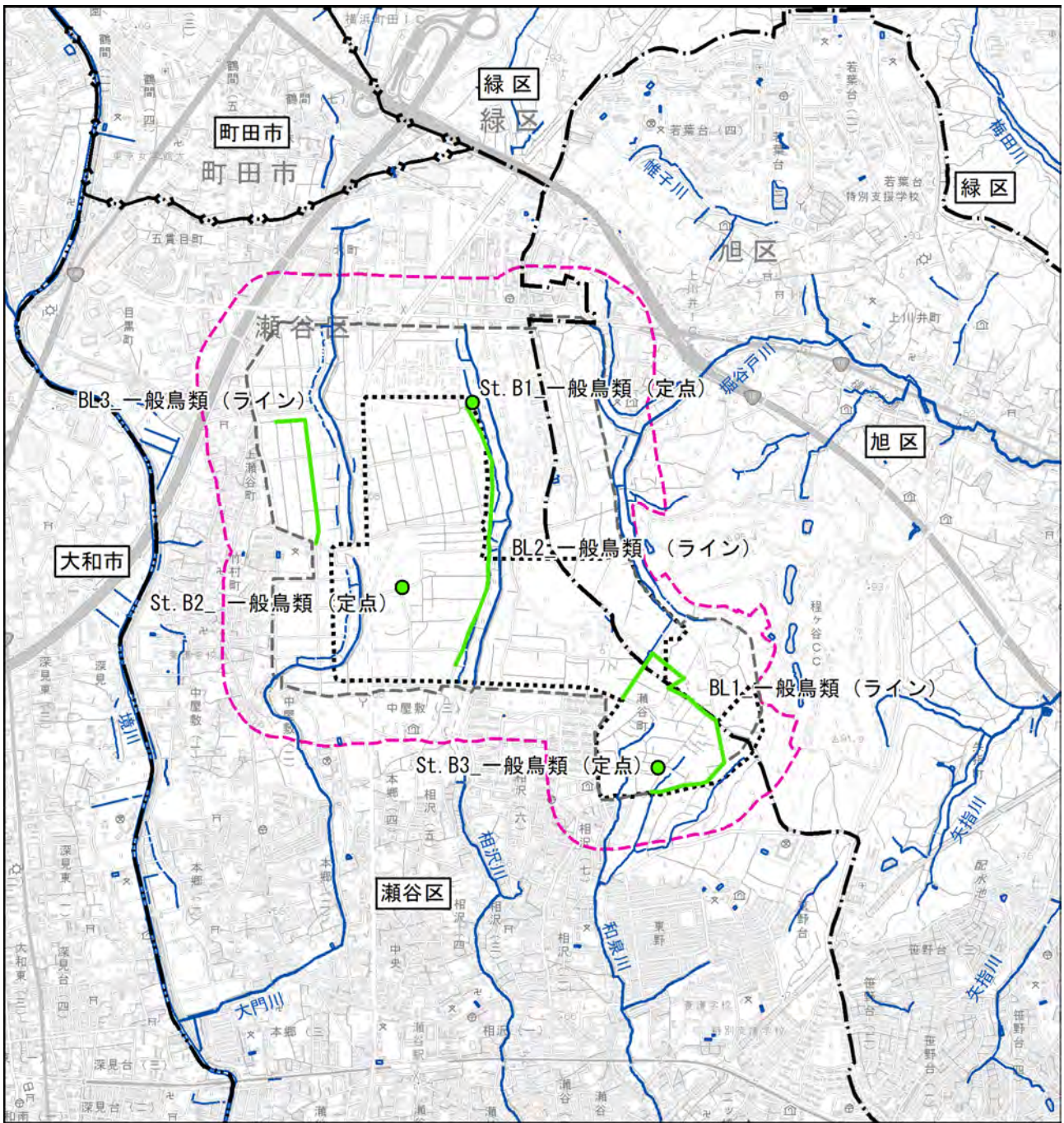


図 6.2-2(1) 既存資料(土地区画整理事業)における現地調査地点(哺乳類)



凡例

対象事業実施区域 ◄◄ ◄◄ 都県界 ◄◄◄ 市界 ◄◄◄ 区界

土地区画整理事業実施区域

動植物調査範囲(舗装地等人口改変地を除く)

河川

● 一般鳥類 (定点)

— 一般鳥類 (ライン)

注：一般鳥類については、各季の調査期間の中で、定点観察、ラインセンサス、任意観察調査を現地の状況を踏まえて組み合わせながら調査が行われています。

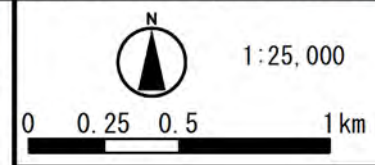


図 6.2-2(2) 既存資料(土地区画整理事業)における現地調査地点(一般鳥類)

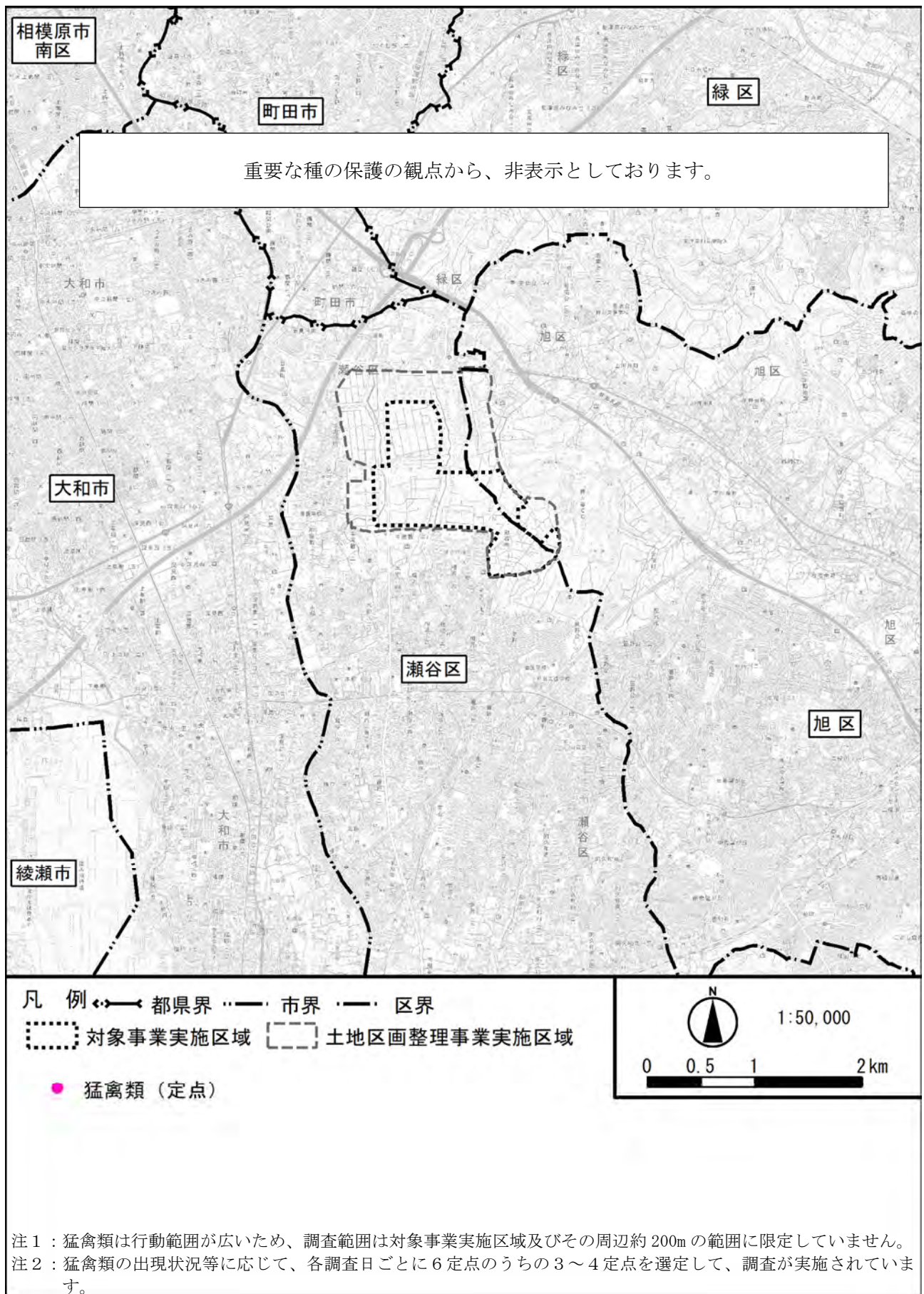


図 6.2-2(3) 既存資料（土地区画整理事業）における現地調査地点（猛禽類）

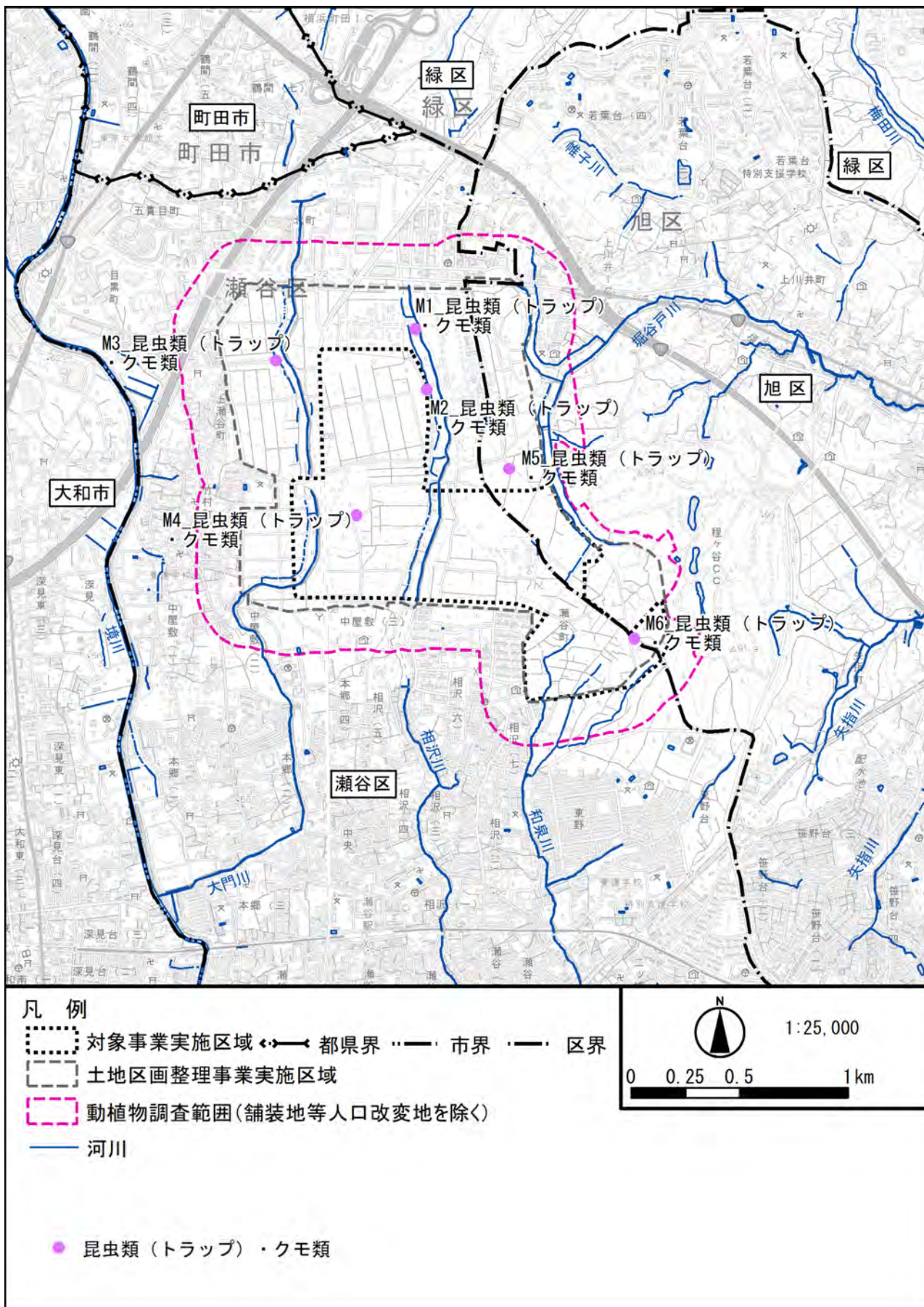


図 6.2-2(4) 既存資料(土地区画整理事業)における現地調査地点(昆虫類・クモ類)

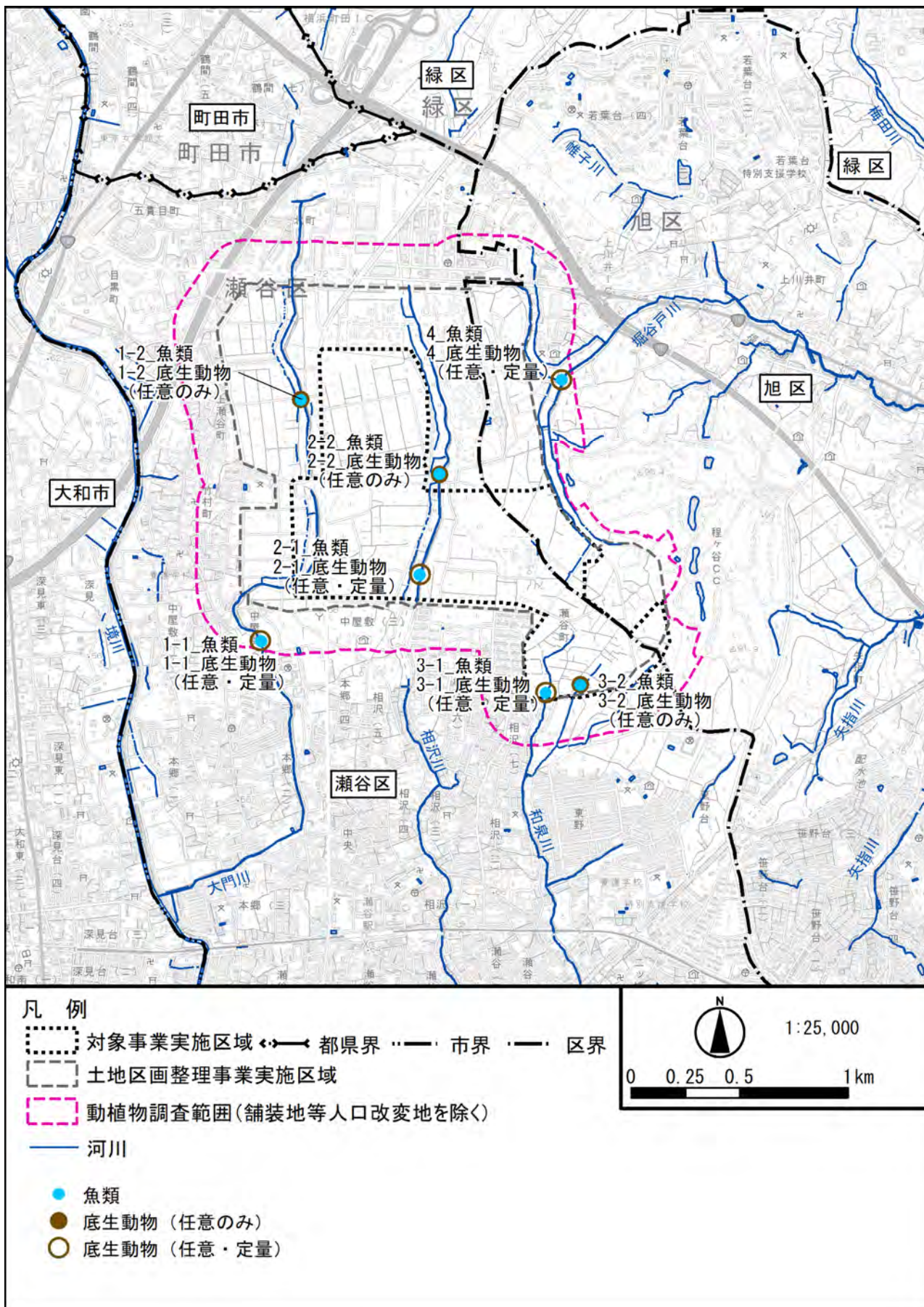


図 6.2-2(5) 既存資料 (土地区画整理事業) における現地調査地点 (魚類・底生動物)

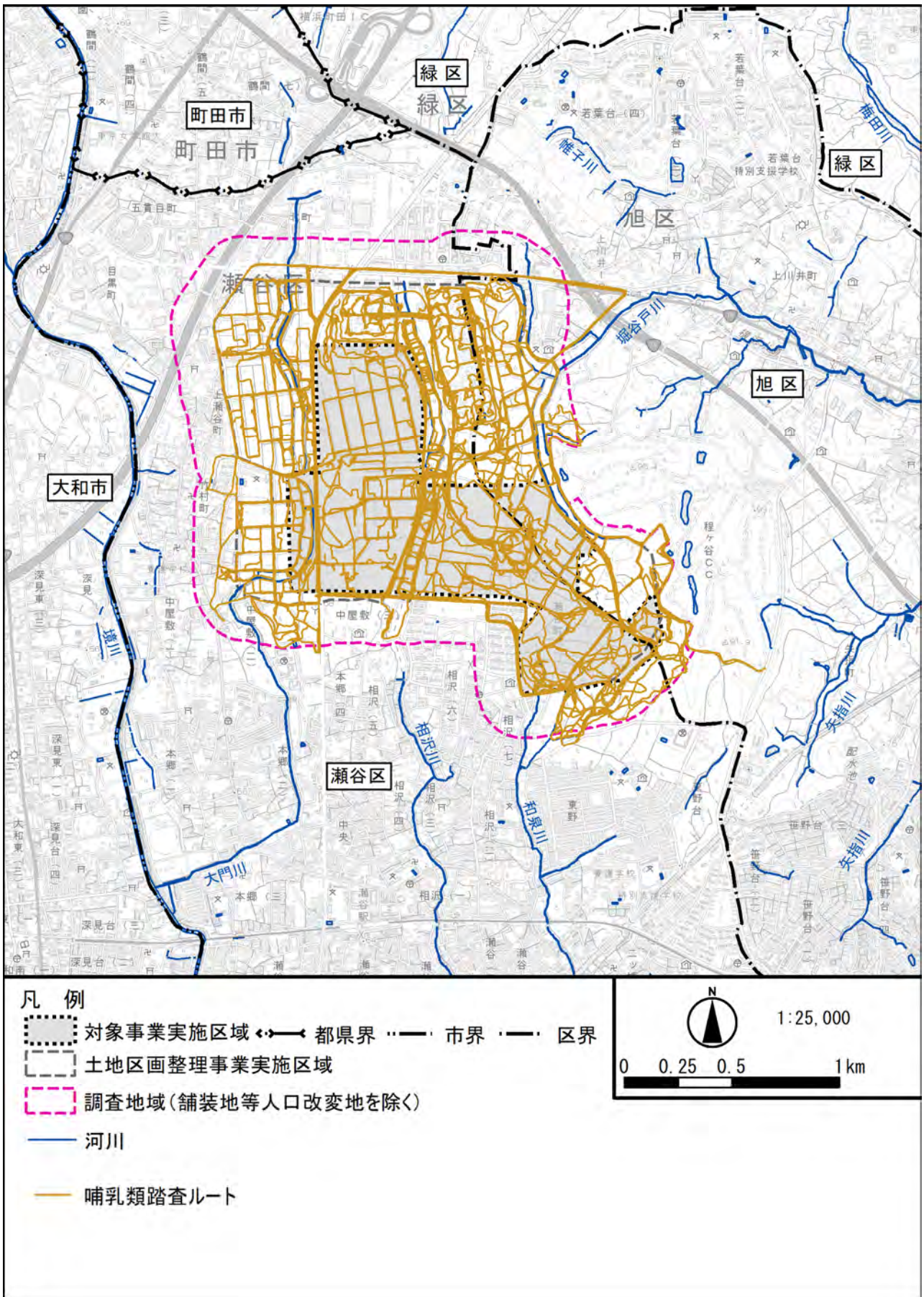


図 6.2-3(1) 既存資料（土地区画整理事業）における現地踏査ルート（哺乳類）

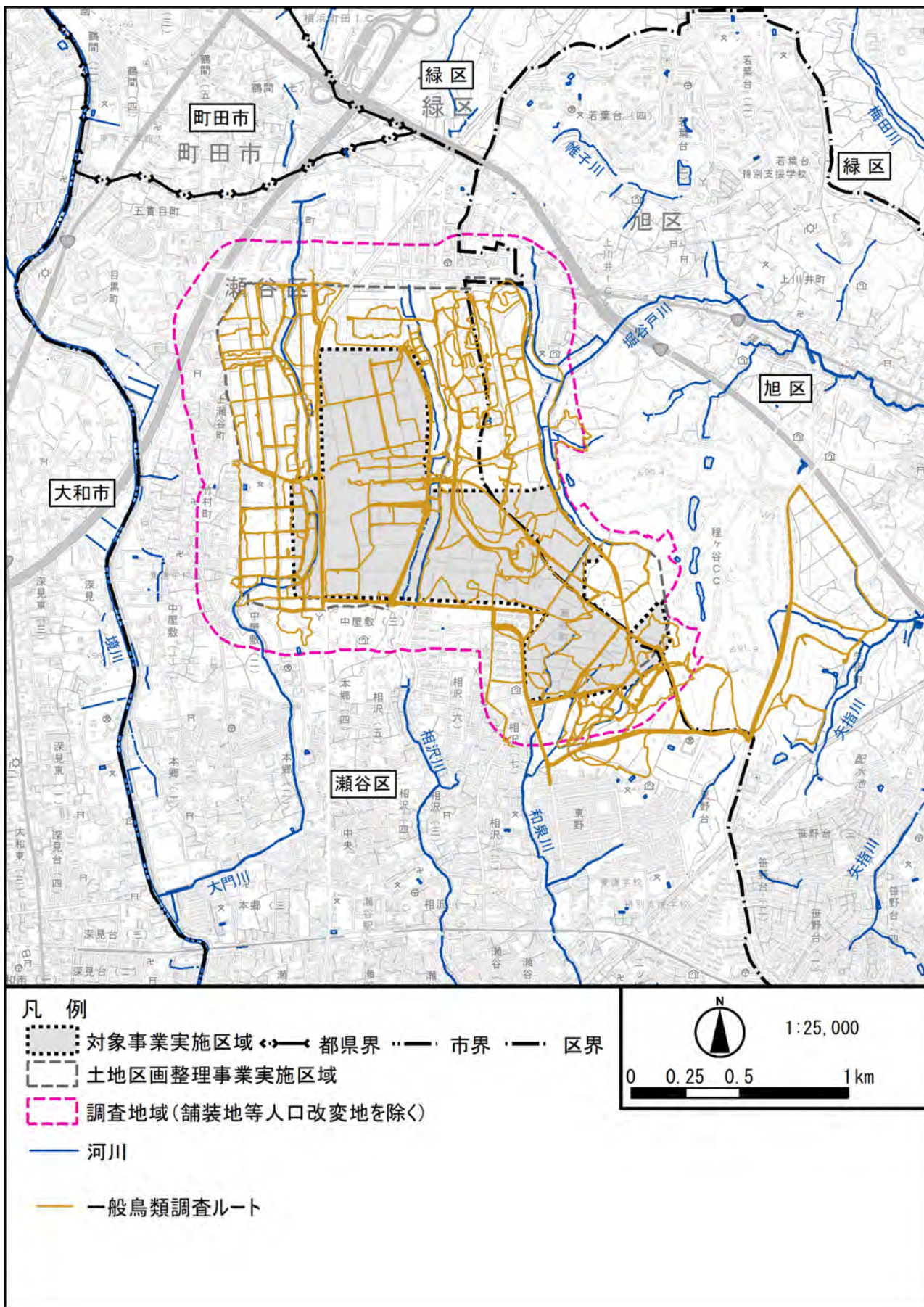


図 6.2-3(2) 既存資料 (土地区画整理事業) における現地踏査ルート (一般鳥類)



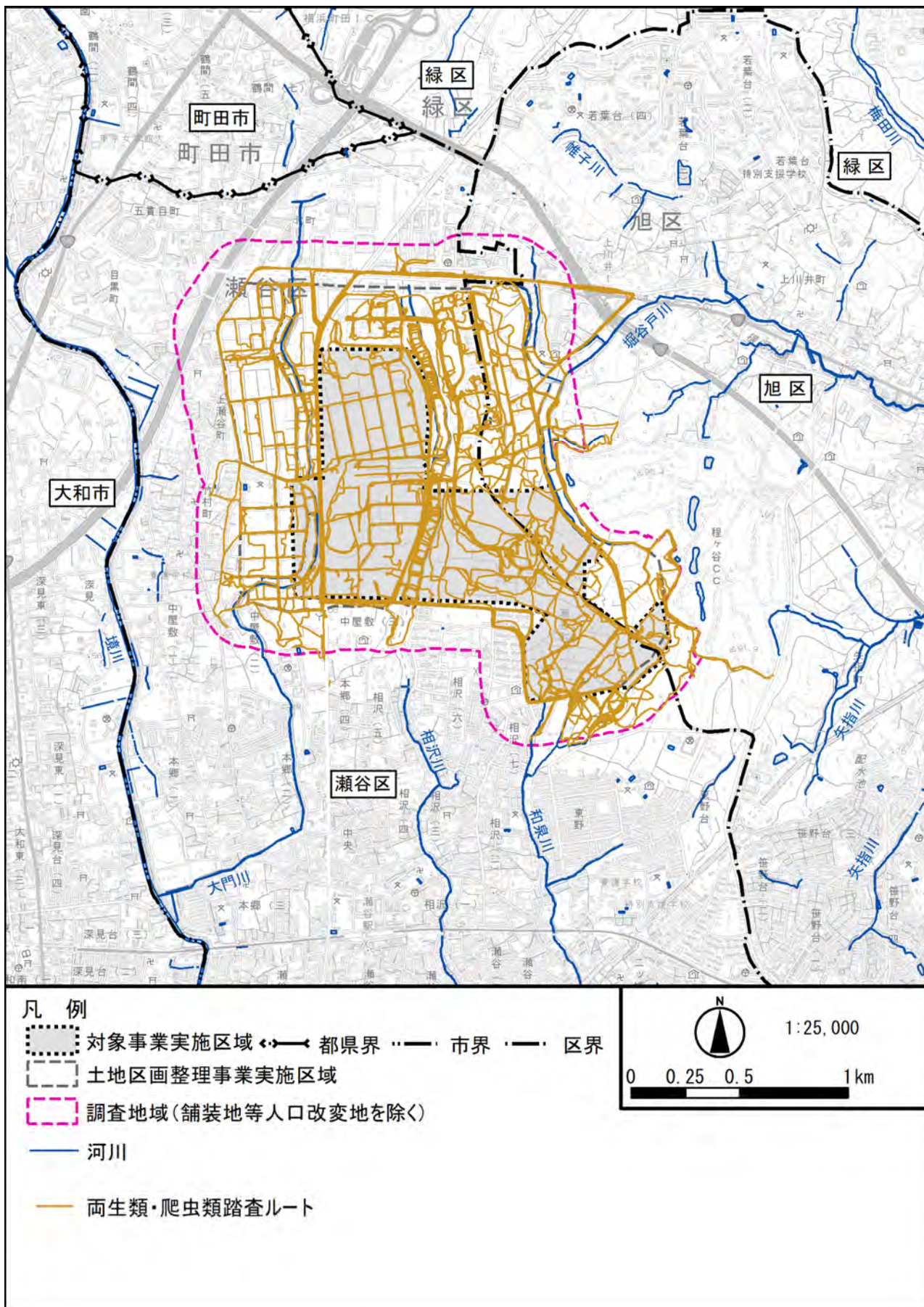


図 6.2-3(3) 既存資料（土地区画整理事業）における現地踏査ルート（両生類・爬虫類）

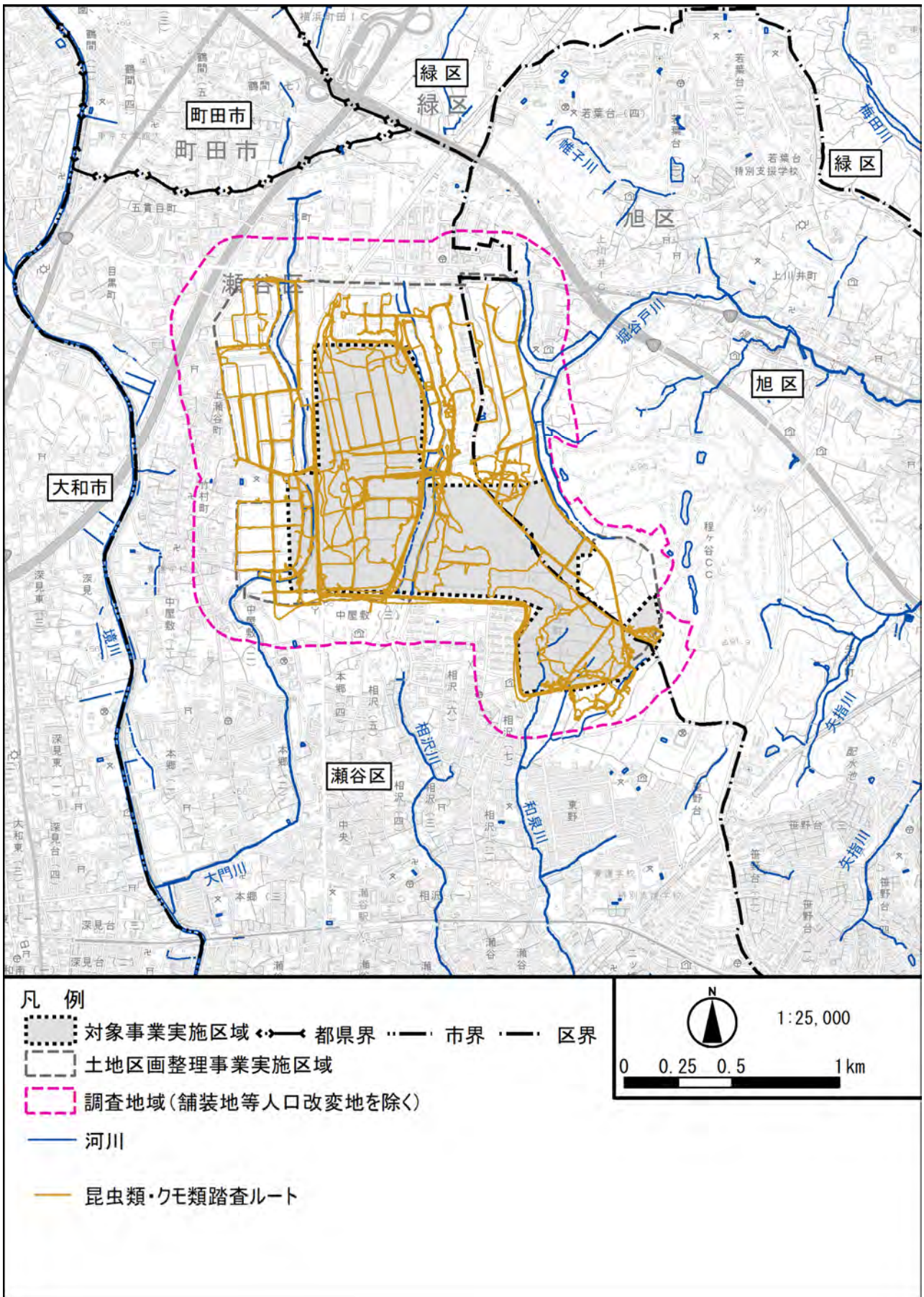


図 6.2-3(4) 既存資料（土地区画整理事業）における現地踏査ルート（昆虫類・クモ類）

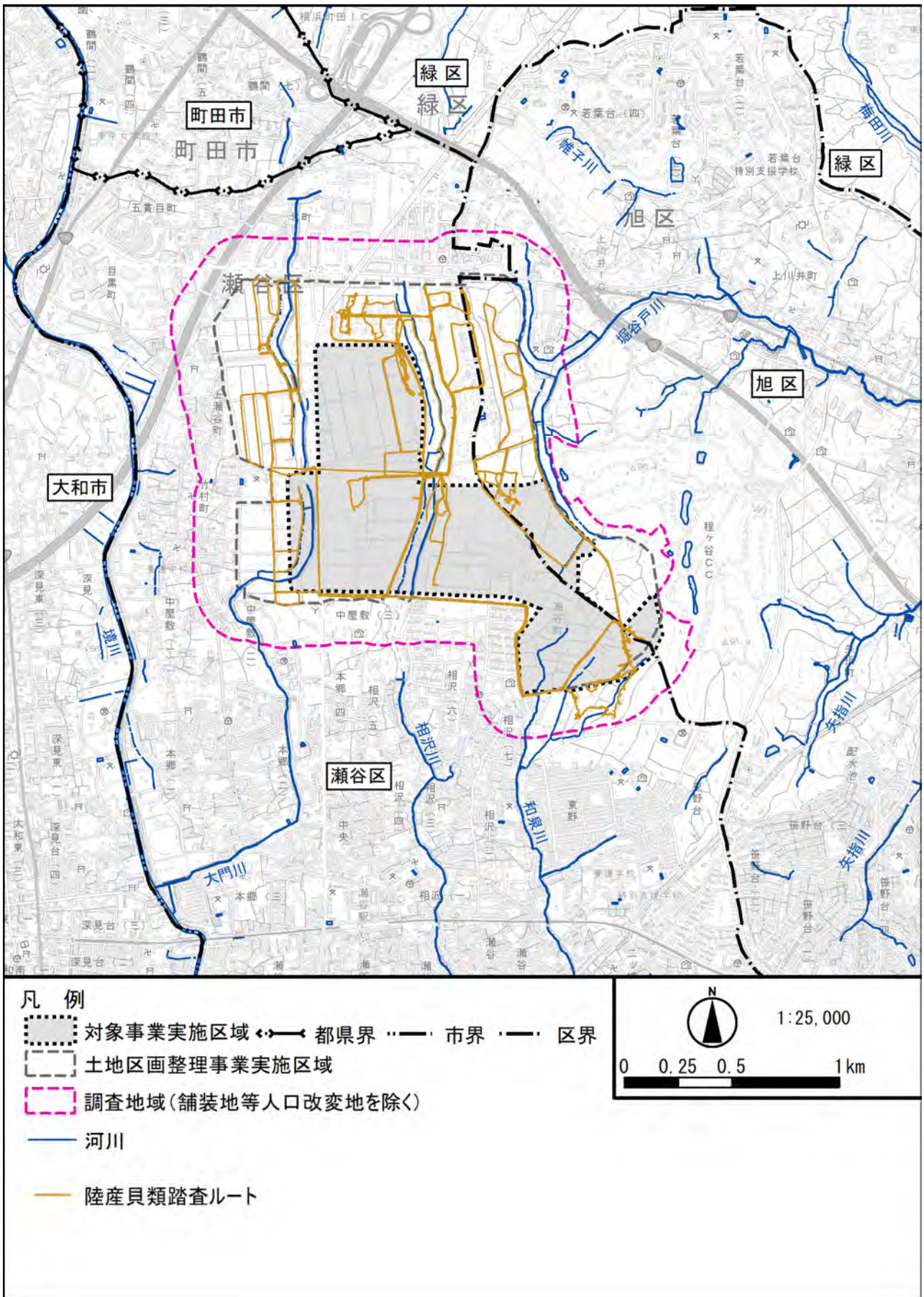


図 6.2-3(5) 既存資料 (土地区画整理事業) における現地踏査ルート (陸産貝類)

### (3) 調査時期

#### ① 動物の状況

既存資料調査は、入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査は、表 6.2-1 に示す日程で実施されています。調査時期は、渡り時期（秋・早春）、繁殖状況の把握可能な時期、成虫等出現時期（夏）等、重要種の確認適期を踏まえて設定されています。具体的な調査日時は、気象及び現地環境条件に基づく具体的な重要種の出現時期を踏まえ設定されています。また、既存資料（土地区画整理事業）における一般鳥類と猛禽類の定点調査の調査時間については、それぞれ表 6.2-2、表 6.2-3 に示すとおりとなっています。

表 6.2-1(1) 既存資料（土地区画整理事業）における現地調査日（動物）

調査項目	調査方法	季節	現地調査日
哺乳類	任意観察及び フィールドサイン法 トラップ法 無人撮影法	夏季	平成 30 年 8 月 6 日～8 月 8 日 令和元年 7 月 4 日～7 月 5 日
		秋季	平成 30 年 10 月 10 日～10 月 12 日
		冬季	平成 31 年 1 月 21 日～1 月 23 日
		春季	令和元年 5 月 7 日～5 月 9 日
	夜間調査	夏季	平成 30 年 8 月 6 日～8 月 7 日 令和元年 7 月 4 日～7 月 5 日
		春季	令和元年 5 月 7 日～5 月 8 日
鳥類 (一般鳥類)	任意観察法 ラインセンサス法 定点観察法	夏季	平成 30 年 8 月 13 日～8 月 15 日 令和元年 7 月 18 日～7 月 19 日
		秋季	平成 30 年 10 月 10 日～10 月 12 日
		冬季	平成 31 年 2 月 20 日～2 月 22 日
		春季	令和元年 5 月 3 日
		初夏	令和元年 6 月 14 日～6 月 16 日
鳥類 (フクロウ類・ 夜行性鳥類)	夜間調査	平成 31 年 繁殖期	平成 31 年 1 月 15 日～1 月 16 日 平成 31 年 2 月 20 日～2 月 21 日 令和元年 6 月 14 日～6 月 15 日 令和元年 8 月 1 日～8 月 2 日
		令和 2 年 繁殖期	令和 2 年 1 月 15 日～1 月 16 日 令和 2 年 2 月 5 日～2 月 6 日 令和 2 年 6 月 15 日～6 月 16 日 令和 2 年 8 月 3 日～8 月 4 日

表 6.2-1(2) 既存資料（土地区画整理事業）における現地調査日（動物）

調査項目		現地調査日	
鳥類 (猛禽類)	定点観察法	平成31年 繁殖期	平成31年1月16日～1月18日 平成31年2月6日～2月8日 平成31年3月14日～3月16日 平成31年4月15日～4月17日 令和元年5月26日～5月28日 令和元年6月17日～6月19日 令和元年7月9日～7月11日
		令和2年 繁殖期	令和2年1月15日～1月17日 令和2年2月5日～2月7日 令和2年3月10日～3月12日 令和2年4月22日～4月24日 令和2年5月28日～5月30日 令和2年6月15日～6月17日 令和2年7月16日～7月18日
両生類・爬虫類	任意観察法 及び任意採取法	夏季	平成30年8月16日～8月17日 令和元年7月4日～7月5日
		秋季	平成30年10月10日～10月11日
		早春季	平成31年3月8日
		春季	令和元年5月7日～5月9日
		初夏季	令和元年6月4日～6月5日
	夜間調査	夏季	平成30年8月16日～8月17日
		春季	令和元年5月7日～5月9日
昆虫類	任意観察法 及び任意採取法 ライトトラップ ベイトトラップ	夏季	平成30年8月10日～8月11日 令和元年7月16日～7月17日
		秋季	平成30年10月9日～10月10日
		春季	令和元年5月9日～5月10日
	夜間調査 (ホタル類)	初夏季	令和元年6月4日～6月5日 令和元年6月12日～6月13日 令和元年7月4日 令和元年7月16日
クモ類	任意観察法 及び任意採取法	夏季	平成30年8月10日～8月11日
		秋季	平成30年10月9日～10月10日
		春季	令和元年5月9日～5月10日
陸産貝類	任意観察法 及び任意採取法	冬季	平成31年1月16日～1月17日
		初夏季	令和元年6月13日～6月14日
魚類	任意観察法 及び任意採取法	夏季	平成30年7月31日～8月1日
		秋季	平成30年10月1日～10月2日
		冬季	平成31年1月21日～1月22日
		春季	令和元年5月7日～5月8日
底生動物	任意観察法 及び任意採取法 定量調査	夏季	平成30年7月31日～8月1日
		秋季	平成30年10月1日～10月2日
		冬季	平成31年1月21日～1月22日
		春季	令和元年5月7日～5月8日

表 6.2-2 既存資料（土地区画整理事業）における一般鳥類の定点調査時間

調査季	調査年月日	調査時間
夏季	平成 30 年 8 月 13 日～8 月 15 日	5:00～13:00
秋季	令和 30 年 10 月 20 日～10 月 22 日	5:30～13:30
冬季	平成 31 年 2 月 20 日～2 月 22 日	6:30～12:30
春季	令和元年 5 月 3 日	5:00～13:00
初夏	令和元年 6 月 14 日～6 月 16 日	4:30～12:30
夏季	令和元年 7 月 18 日～7 月 19 日	4:30～12:30

表 6.2-3 既存資料（土地区画整理事業）における猛禽類の定点調査時間

繁殖期	調査月	調査年月日	調査時間
H31 繁殖期	1 月	平成 31 年 1 月 16 日～1 月 18 日	7:00～15:00
	2 月	平成 31 年 2 月 6 日～2 月 8 日	7:00～15:30
	3 月	平成 31 年 3 月 14 日～3 月 16 日	6:00～14:00
	4 月	平成 31 年 4 月 15 日～4 月 17 日	6:30～14:30
	5 月	令和元年 5 月 26 日～5 月 28 日	6:30～14:30
	6 月	令和元年 6 月 17 日～6 月 19 日	7:00～15:00
	7 月	令和元年 7 月 19 日～7 月 11 日	6:30～14:30
R2 繁殖期	1 月	令和 2 年 1 月 15 日～1 月 17 日	6:30～14:30
	2 月	令和 2 年 2 月 5 日～2 月 7 日	6:40～14:40
	3 月	令和 2 年 3 月 10 日～3 月 12 日	6:30～14:30
	4 月	令和 2 年 4 月 22 日～4 月 23 日 令和 2 年 4 月 24 日	6:30～14:30 4:30～12:30
	5 月	令和 2 年 5 月 28 日～5 月 30 日	4:30～12:30
	6 月	令和 2 年 6 月 15 日～6 月 17 日	6:30～14:30
	7 月	令和 2 年 7 月 16 日～7 月 18 日	6:30～14:30

② 地形、地質の状況

入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

③ 土壌の状況

入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

④ 水質の状況

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査は、表 6.2-4 に示す日程で実施されています。

表 6.2-4 既存資料（土地区画整理事業）における現地調査日（水質）

調査項目		現地調査日	
水質	平常時	豊水期	令和元年 7 月 29 日（月）
		渇水期	令和 2 年 1 月 10 日（金）

⑤ 水循環の状況

ア. 既存資料調査

入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

イ. 既存資料（土地区画整理事業）調査

湧水の流量は、「第 6 章 6.5 水循環 6.5.1 (3) 調査時期」(p. 6.5-5～6.5-6 参照)と同様としました。

河川の流量は、「④水質の状況」と同様としました。

ウ. 既存資料（公園整備事業）調査

湧水の流量は、「第 6 章 6.5 水循環 6.5.1 (3) 調査時期」(p. 6.5-5～6.5-6 参照)と同様としました。

⑥ 土地利用の状況

入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

⑦ 関係法令、計画等

入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

#### (4) 調査方法

##### ① 動物の状況

###### ア. 既存資料調査

既存資料調査は、「第3章 3.2 自然的状況 3.2.5 (1)動物の生息の状況」(p.3-57 参照)に示すとおり、文献その他の資料から、対象事業実施区域及びその周辺において生息記録のある種を整理しました。

###### イ. 既存資料(土地区画整理事業)調査

既存資料(土地区画整理事業)における調査項目及び調査方法は表 6.2-5 に示すとおりです。

表 6.2-5(1) 既存資料(土地区画整理事業)における現地調査方法(動物)

項目		方法
哺乳類	任意観察法及びフィールドサイン法	調査範囲内を網羅的に踏査し、足跡、糞、食痕、巣、球巣(カヤネズミ)、爪痕、抜毛、掘り返し(モグラ坑道、モグラ塚等)等のフィールドサイン(動物の生活痕)を確認しました。
	トラップ法	目撃、フィールドサインによる確認が困難なネズミ類やヒミズ類を対象にシャーマントラップを設置し、捕獲による調査を行いました。 誘引餌は、ピーナッツやオートミール等を使用しました。 調査地点は、環境特性(植生、土地利用)を踏まえ6地点設定しました。 トラップは、1地点あたり10個を1晩設置しました。
	無人撮影法	哺乳類が頻繁に往来しているような「けもの道」あるいは小径に自動撮影機能付のカメラを設置し、カメラの視野内に出現する中型哺乳類を撮影しました。 誘引餌は、さつまあげや魚肉ソーセージ等の餌を使用しました。 調査地点は、乾生草地及び旧米軍宿舎跡の3地点としました。 カメラは1地点あたり2台程度を2晩設置しました。
	夜間調査	夕暮れから夜間において、バットディテクターを用いて、飛翔するコウモリ類を確認しました。
鳥類 (一般鳥類)	任意観察法	調査範囲内を網羅的に踏査し、目視及び鳴き声等の確認により、種の判別を行い、記録しました。
	ラインセンサス法	あらかじめ設定しておいた調査ルート上を歩いて、一定速度でゆっくり(1~2km/h)と歩き、一定の範囲内に出現する鳥類を目視及び鳴き声等の確認により、種の判別を行い、記録しました。 調査ルートは、環境特性(植生、土地利用)を踏まえ3ルートを設定しました。
	定点観察法	配置した定点より半径200m程度の範囲内に出現した鳥類を目視及び鳴き声等の確認により、種の判別を行い、記録しました。 調査定点は、環境植生(植生、土地利用)を踏まえ、3定点を設定しました。



表 6.2-5(2) 既存資料（土地区画整理事業）における現地調査方法（動物）

項目		方法
鳥類 (フクロウ類・ 夜行性鳥類)	夜間調査	夕暮れから夜間において、調査範囲内を踏査し、目視及び鳴き声等の確認により、種の判別を行い、記録しました。 また、録音した鳴声を流し、帰ってくる鳴声により、種の判別を行い、記録しました（コールバック法）。
鳥類 (猛禽類)	定点観察法	営巣地や餌場となりうる地点を見渡せる見晴らしの良い箇所に観察定点を配置し、定点から確認される猛禽類の出現位置、行動内容・雌雄・成鳥幼鳥等を記録しました。 調査定点は、設定した6地点から、猛禽類の出現状況等を踏まえ3～4地点を選定し、調査を実施しました。
両生類 及び爬虫類	任意観察法 及び 任意採取法	調査範囲内を網羅的に踏査し、実個体を確認するほか、爬虫類では脱皮殻、カエル類では鳴き声等により、種の判別を行い、記録しました。 両生類については、生息環境である湿性環境（水田・水域及び周辺・湿地）及び産卵場となり得る湧水に着目した調査を行いました。 夜間調査においては、カエル類を鳴声により確認するとともに、道路上に出現するヘビ類を確認しました。
	夜間調査	夕暮れから夜間において、調査範囲内を踏査し、カエル類を鳴声により確認するとともに、道路上に出現するヘビ類を確認し、記録しました。
昆虫類	任意観察法 及び 任意採取法 (スウィーピング法、ビーティング法)	調査範囲内を網羅的に踏査し、スウィーピング法（草を捕虫網でなぎ払い、止まっている昆虫類を採取）やビーティング法（木の枝・草などを叩き、下に受けた捕虫網に落ちた昆虫類を採取）で採取する他、種の判別の可能なものは目視、鳴き声等で種の判別を行い、記録しました。
	ライト トラップ法 (走光性昆虫)	夜間に光源（BOX 法）を置き、光に集まってくる昆虫類を採取しました。 調査地点は、環境特性（植生、土地利用）を踏まえ6地点を設定しました。 ライトトラップは、1地点あたり1個を1晩設置しました。
	ベイト トラップ法 (地上徘徊性昆虫)	誘引餌を入れたコップの口が地面と同じレベルとなるように埋め、コップに落下した昆虫類を採取しました。 誘引餌はドッグフード及びカルピスや焼酎の混合液を使用しました。 調査地点は、環境特性（植生、土地利用）を踏まえ6地点を設定しました。 ベイトトラップは、1地点あたり10個程度を1晩設置しました。
	夜間調査 (ホタル類)	成虫の発生時期である5月下旬～6月中旬（ゲンジボタル）、6月下旬～7月上旬（ヘイケボタル）の夜間に、調査範囲内の河岸及び水田沿いを踏査し、発光するホタル類を確認し、記録しました。
	鳴声調査 (クツワムシ)	クツワムシ成虫の発生時期である夏季の夜間に、調査範囲内の草地環境を踏査し、クツワムシの鳴き声を確認し、記録しました。

表 6.2-5(3) 既存資料（土地区画整理事業）における現地調査方法（動物）

項目		方法
クモ類	任意観察法 及び任意採取法	調査範囲内を網羅的に踏査し、個体を確認し、種の判別を行い、記録しました。
陸産貝類	任意観察法 及び任意採取法	調査範囲内を網羅的に踏査し、個体を確認し、種の判別を行い、記録しました。
魚類	任意観察法 及び任意採取法	調査範囲内の水域において、タモ網を用いて魚類を採取し、種名、個体数、確認位置等を記録しました。また、水域の状況に応じて、投網、定置網、かご網、サデ網、セル瓶も使用しました。 また、水面から種の判別の可能なものは目視で確認し、記録しました。 調査地点は、調査範囲内の水系に7地点を設定しました。
底生動物	任意観察法 及び任意採取法	調査範囲内の水域において、タモ網、サーバーネットを用いて底生動物を採取し、種名、個体数、確認位置等を記録しました。 採取した底生動物は、ホルマリン等によって固定し、持ち帰り後、種の同定を行いました。 調査地点は、調査範囲内の水系に7地点を設定しました。
	定量調査	方形枠にて水底を囲い、方形枠内に生息する底生動物をすべて採取し、種名、個体数を記録しました。 採取した底生動物は、ホルマリン等によって固定し、持ち帰り後、種の同定等を行いました。 調査地点は、調査範囲内の水系に4地点を設定しました。

② 地形、地質の状況

地形図等の既存資料の収集整理及び現地踏査により、対象事業実施区域及びその周辺の状況を把握しました。

③ 土壌の状況

土壌汚染対策法に基づく土壌汚染調査結果等の既存資料の収集整理により対象事業実施区域及びその周辺の状況を把握しました。

④ 水質の状況

既存資料（土地区画整理事業）における調査項目及び調査方法は表 6.2-6 に示すとおりです。

表 6.2-6 既存資料（土地区画整理事業）における現地調査方法（水質）

調査項目			調査方法
水質	平常時	生活環境項目	「水質調査法」（昭和46年環水管30号）及び「水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）」に定める方法に準拠
		一般項目	

## ⑤ 水循環の状況

### ア. 既存資料調査

湧水の流量は、既存資料の収集・整理により、湧水の分布を把握しました。対象事業実施区域及びその周辺における湧水の分布状況は、「第3章 3.2.2 水環境の状況」(p.3-16 参照)に示すとおりです。

### イ. 既存資料(土地区画整理事業)調査

湧水の流量は、「第6章 6.5 水循環 6.5.1 (4) ①湧水の分布、流量及び水質」(p.6.5-10 参照)と同様としました。

河川の流量は、既存資料(土地区画整理事業)において、「水質調査方法」昭和46年9月30日 環水管30号)に定める方法に準拠し、把握されています。

### ウ. 既存資料(公園整備事業)調査

湧水の流量は、「第6章 6.5 水循環 6.5.1 (4) ①湧水の分布、流量及び水質」(p.6.5-8 参照)と同様としました。

## ⑥ 土地利用の状況

土地利用現況図等の既存資料の収集整理及び現地踏査により対象事業実施区域及びその周辺の状況を把握しました。

## ⑦ 関係法令、計画等

下記法令等の内容を整理しました。

- ・「文化財保護法」
- ・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」
- ・「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」
- ・「環境省レッドリスト2020」
- ・「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」
- ・「横浜市環境管理計画」

## (5) 調査結果

### ① 動物の状況

#### ア. 既存資料調査

##### A 動物相

既存資料調査の結果は、「第3章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 (1) ①動物相の概要 表 3.2-20」(p. 3-59～3-60 参照)に示すとおり、哺乳類 14 種、鳥類 149 種、両生類 10 種、爬虫類 11 種、昆虫類等 823 種、魚類 49 種、陸産貝類 32 種及び底生動物 98 種が確認されています。

##### B 注目すべき動物種及び生息地の状況

注目すべき種は、「A 動物相」の文献その他の資料で確認された種について「第3章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 (1) ②注目すべき動物種 表 3.2-21」(p. 3-61～3-62 参照)に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定しました。

その結果、注目すべき種は「第3章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 (1) ②注目すべき動物種 表 3.2-22」(p. 3-63～3-67 参照)のとおり、哺乳類 2 種、鳥類 68 種、両生類 8 種、爬虫類 5 種、昆虫類等 55 種、魚類 18 種、底生動物 8 種及び陸産貝類 6 種が確認されています。

「環境アセスメントデータベース (EADAS)」(環境省ホームページ 令和4年10月閲覧)によれば、「第3章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 (1) ②注目すべき動物種 図 3.2-26」(p. 3-68 参照)に示すとおり、調査区域にはコウモリ洞の分布やコウモリ生息情報はありませんでした。

「第3章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 (1) ②注目すべき動物種 図 3.2-27」(p. 3-69 参照)に示すとおり、調査区域の北端(対象事業実施区域外)を含むメッシュにて、イヌワシの一時滞在の記録がありますが、生息確認や生息推定はなされていません。

クマタカ、オオワシ、オジロワシの生息分布や渡りをするタカ類の集結地、ガン類・ハクチョウ類の主要な集結地はありませんでした。

「第3章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 (1) ②注目すべき動物種 図 3.2-28、図 3.2-29」(p. 3-70～3-71 参照)に示すとおり、調査区域は、オオハクチョウ、コハクチョウ、ハクチョウ類、ガン類、マガン、亜種オオヒシクイ、亜種ヒシクイ、ツル類、海ワシ類、アカハラダカ、サシバ、ノスリ、ハククマ、その他猛禽類の渡りのルートになっていません。

動物の注目すべき生息地については、「第3章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 (1) ③動物の注目すべき生息地 表 3.2-23」(p. 3-72～3-74 参照)に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定しました。

調査区域における動物の注目すべき生息地は、「第3章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 (1) ③動物の注目すべき生息地 表 3.2-24、図 3.2-30」(p. 3-74～3-75 参照)に示すとおり、調査区域には、「ホテル生息確認地域」及び「トンボ池等主なエコアップスポット(点のビオトープ)」が存在しており、対象事業実施区域には「ホテル生息確認地域」が含まれています。なお、調査区域には、環境省により「生物多様性保全上重要な里地

里山」に指定されている地域が存在しており、対象事業実施区域全域が含まれています。

## イ. 既存資料（土地区画整理事業）調査

### A 動物相

#### a. 哺乳類

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の結果、4目7科9種の哺乳類が確認されています。確認された哺乳類は、調査地の生息環境を反映し、耕作地・草地に生息するアズマモグラ、樹林から耕作地・草地にかけて生息するアカネズミ、タヌキが確認されています。なお、外来種として、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成16年法律第78号）（以下、「外来生物法」とします。）の特定外来生物に指定され、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」（環境省自然環境局平成27年3月）（以下、「生態系被害防止外来種リスト」とします。）の総合対策外来種（緊急対策外来種）に指定されているアライグマ、総合対策外来種（重点対策外来種）に指定されているハクビシンが確認されています。詳細は資料編(p. 資 1.2-21 参照)に示すとおりです。

#### b. 鳥類（一般鳥類）

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の結果、14目34科66種の一般鳥類が確認されています。確認された鳥類は、調査地の生息環境を反映し、主に耕作地・草地に生息するヒバリ、セッカ、樹林等に生息するコゲラ、エナガ、樹林・草地・耕作地を広く利用するオオタカやチョウゲンボウ等が確認されています。また、集落に近接していることから、ムクドリ、ツバメ、スズメ等、主に市街地・集落に生息する種も確認されています。なお、外来種として、「外来生物法」の特定外来生物に指定され、「生態系被害防止外来種リスト」の総合対策外来種（重点対策）に指定されているガビチョウ、「生態系被害防止外来種リスト」の総合対策外来種（その他の総合対策外来種）に指定されているワカケホンセイインコが確認されています。詳細は資料編(p. 資 1.2-21～資 1.2-22 参照)に示すとおりです。

#### c. 鳥類（フクロウ類・夜行性鳥類）

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の結果、1目1科1種のフクロウ類・夜行性鳥類が確認されています。確認されたフクロウ類・夜行性鳥類は、平地から山地の留鳥として生息するフクロウでした。詳細は資料編(p. 資 1.2-23 参照)に示すとおりです。

#### d. 鳥類（猛禽類）

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の結果、2目3科8種の猛禽類が確認されています。確認された猛禽類は、大きな川や湖、入り江などに生息し、断崖の岩棚などに巣を作るミサゴ、山地の樹林や雑木林、公園などでの環境下で生息及び繁殖を行うツミ、山地の林や低山地、丘陵地の森林に生息するハイタカ、オオタカ、森林内や草原的環境で生息するノスリ、平地の農耕地や草原に生息し、断崖に巣を作るチョウゲンボウ、水鳥の多い湖沼や海岸でよくみられるハヤブサでした。特にオオタカは対象事業実施区域を

利用する頻度が高く複数個体が確認されています。対象事業実施区域の環境と調査結果から狩場（餌場）として利用していることが考えられます。

重要な種の保護の観点から、非表示としております。

詳細は、資料編(p. 資 1. 2-23 参照)に示すとおりです。

#### e. 両生類・爬虫類

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の結果、1目3科3種の両生類、1目4科7種の爬虫類が確認されています。

確認された両生類（アズマヒキガエル、ニホンアマガエル、シュレーゲルアオガエル）は、調査地の生息環境を反映し、草地・樹林・水田・湿地を主な生息環境に生息する種でした。一方、水田を主な生息環境とするトウキョウダルマガエル等は現地調査では確認されませんでした。

確認された爬虫類は、調査地の生息環境を反映し、ニホンカナヘビ、シマヘビ等、耕作地・草地に生息する種その他、ニホンヤモリ、アオダイショウといった人家近くに生息する種が確認されています。

両生類及び爬虫類の詳細は、資料編(p. 資 1. 2-23 参照)に示すとおりです。

#### f. 昆虫類

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の結果、17目222科1,178種の昆虫類が確認されています。

確認種目録は資料編(p. 資 1. 2-24～資 1. 2-38 参照)に示すとおりです。確認された昆虫類は、調査地の生息環境を反映し、エンマコオロギやトノサマバッタ、オオヨコバイ、ウズラカメムシ、ヨモギハムシ、モンシロチョウ等耕作地・草地に生息する昆虫類の確認種数が最も多く、カナブン、ノコギリクワガタ、アオスジアゲハ等樹林や林縁に生息する種、アジアイトトンボやアメンボ、ヒメゲンゴロウ、ゲンジボタルといった水域を利用する種も確認されています。

#### g. クモ類

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の結果、1目23科117種のクモ類が確認されています。確認されたクモ類は、調査地の生息環境を反映し、ユウレイグモやハラクロコモリグモ、ワカバグモ、ハナグモ、アリグモ、ネコハエトリなど、人家周辺から耕作地、草地環境に生息する種が多く確認されています。また、マネキグモやジョロウグモ、ヤマトヤドカリグモなど樹林地やその周辺に生息する種も確認されています。詳細は資料編(p. 資 1.2-39～資 1.2-40 参照)に示すとおりです。

#### h. 陸産貝類

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の結果、1目11科24種の陸産貝類が確認されています。確認された陸産貝類は、調査地の生息環境を反映し、耕作地や草地環境に生息するウスカワマイマイ、市街地や人家周辺にも生息するオカチョウジガイやコハクガイ等の種が多く確認されています。また、樹林地に生息するヒカリギセルやミスジマイマイなどの種も確認されています。詳細は資料編(p. 資 1.2-41 参照)に示すとおりです。

#### i. 魚類

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の結果、3目5科6種の魚類が確認されています。詳細は資料編(p. 資 1.2-42 参照)に示すとおりです。

大門川（St. 1-1 及び St. 1-2）では、魚類は確認されませんでした。本河川はコンクリート三面張りの河川であることに加え、周辺は畑地となっており水田などの水域がないため、魚類の生息は難しいと考えられます。

相沢川（St. 2-1 及び St. 2-2）もコンクリート三面張りの河川ですが、周辺は水田となっており、流下したドジョウとミナミメダカが確認されています。ただし、河川から水田への遡上は落差が大きいため難しいほか、非灌漑期である冬季及び春季においては、わずかに残された1箇所の水たまりがあった以外は水田域に水がなく、魚類の生息環境は脆弱と言えます。なお、St. 2-2 付近には環境教育用の水田があり、アブラハヤは夏季にこの水田脇でのみ確認されたほか、ミナミメダカも多くはこの水田脇か、もしくはこれより下流でのみ確認されていることから、この水田で放されたものである可能性が高いとされています。春季調査時は、冬季に水が枯渇したためか、ドジョウ以外の魚類は確認されませんでした。

和泉川源流の小水路（St. 3-1 及び St. 3-2）は護岸されておらず、流量は少ないものの浸み出した水が流れており、湧水を好むホトケドジョウが特に西側の水路で多数確認されています。

堀谷戸川（St. 4）も、大門川及び相沢川同様コンクリート三面張りの河川ですが、周辺から流下したと考えられるドジョウ、ヒガシシマドジョウ、ホトケドジョウ及びクロダハゼが確認されています。

#### j. 底生動物

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の結果、8門13綱25目68科143種の底生動物が確認されています。詳細は資料編(p. 資 1.2-43～資 1.2-44 参照)に示すとおりです。

魚類と同様、大門川（St. 1-1 及び St. 1-2）、相沢川（St. 2-1 及び St. 2-2）及び堀谷戸川（St. 4）は、三面張りのコンクリート護岸が施されているため環境が単調であり、確認された底生動物の種数も少ないとされています。ただし、浸みだし水に由来する水が流れているため、ナミウズムシやサワガニ、コエグリトビケラ属など比較的きれいな水を好む種がいくつか確認されています。

護岸の施されていない和泉川源流の小水路（St. 3-1 及び St. 3-2）では、湧水環境を好むオナシカワゲラ属が多く確認されたほか、St. 2-2 付近にある環境教育用の水田脇では、止水もしくは湿地環境を好むマルタニシやクロスジギンヤンマ、エサキコミズムシなどが確認されています。

外来種としては、「外来生物法」に基づき特定外来生物に指定された生物のうち、「条件付特定外来生物」に指定されているアメリカザリガニが確認されました。また、「生態系被害防止外来種リスト」の「総合対策外来種」（その他の総合対策外来種）に指定されているタイワンシジミ、フロリダマミズヨコエビ（その他の総合対策外来種）が確認されました。



B 注目すべき動物種及び生息地の状況

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査で確認された種について、「第3章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況（1）②注目すべき動物種 表 3.2-21」（p.3-61～3-62 参照）及び「第3章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況（1）③動物の注目すべき生息地 表 3.2-23」（p.3-72～3-74 参照）に示す法令や規制等の選定基準に基づき、注目すべき種及び生息地を選定しました。

また、調査地域内のうち、対象事業実施区域内と、対象事業実施区域端部からの約 200m までの範囲を植生、地形及び利用等の状況から表 6.2-7 及び図 6.2-4 に示す 8 つの地域に区分し、地域ごとの注目すべき種の確認状況を整理しました。

表 6.2-7 地域区分

区分			特性
(1)	対象事業 実施区域内	人工的土地利用域	高低差が小さく、グラウンド（野球場）、畑地、植栽樹群等の人工的な土地利用が行われている。
(2)		相沢川周辺の谷戸地域	相沢川沿いに谷戸地形が形成されており、相沢川の東側にはメヒシバーエノコログサ群落、谷戸底は畑地、水田、果樹園等の土地利用が行われている。
(3)		樹林が点在する 広大な草地域	高低差が小さく、メヒシバーエノコログサ群落、チガヤ群落等を中心とした草地在範囲に分布し、一部にエノキ、クワ、カキノキ等からなる植栽樹群がパッチ状に分布している。中央部の囲障区域 <sup>注1</sup> には低層の旧米軍施設が残っており、周辺には植栽樹群が分布している。
(4)		和泉川源流域	和泉川周辺は標高が低く、メヒシバーエノコログサ群落が大部分を占めており、和泉川沿いの一部にチゴザサ、ミゾソバ、ショウブ等の湿生植物が分布している。瀬谷市民の森、上川井市民の森に近接する付近は標高が最も高く、ムクノキエノキ群落、スギ・ヒノキ植林等のまとまった樹林地が分布している。
(5)		樹林が点在する耕 作地域	高低差が小さく、畑地在範囲に分布し、一部にムクノキエノキ群落や植栽樹群がパッチ状に分布している。またイネ科草本群落やメヒシバーエノコログサ群落がややまとまって分布している。
(6)		堀谷戸川左岸の耕 作地域	堀谷戸川流域の畑地在範囲が該当し、一部にオギ群落、チガヤ群落、果樹園、植栽樹群が分布する。
(7)	対象事業 実施区域外	住宅地域	住宅地が広く分布し、一部にオギ群落、スギ・ヒノキ植林、果樹園、畑地等が分布している。
(8)		樹林地	瀬谷市民の森、上川井市民の森等が該当し、主にコナラ群落、スギ・ヒノキ植林で構成されている。

注1：囲障区域とは、旧上瀬谷通信施設地区のうち、フェンスで囲まれた約 50ha の区域をいいます。米軍の住宅及び関連施設として利用していましたが、平成 20 年に閉鎖されました。



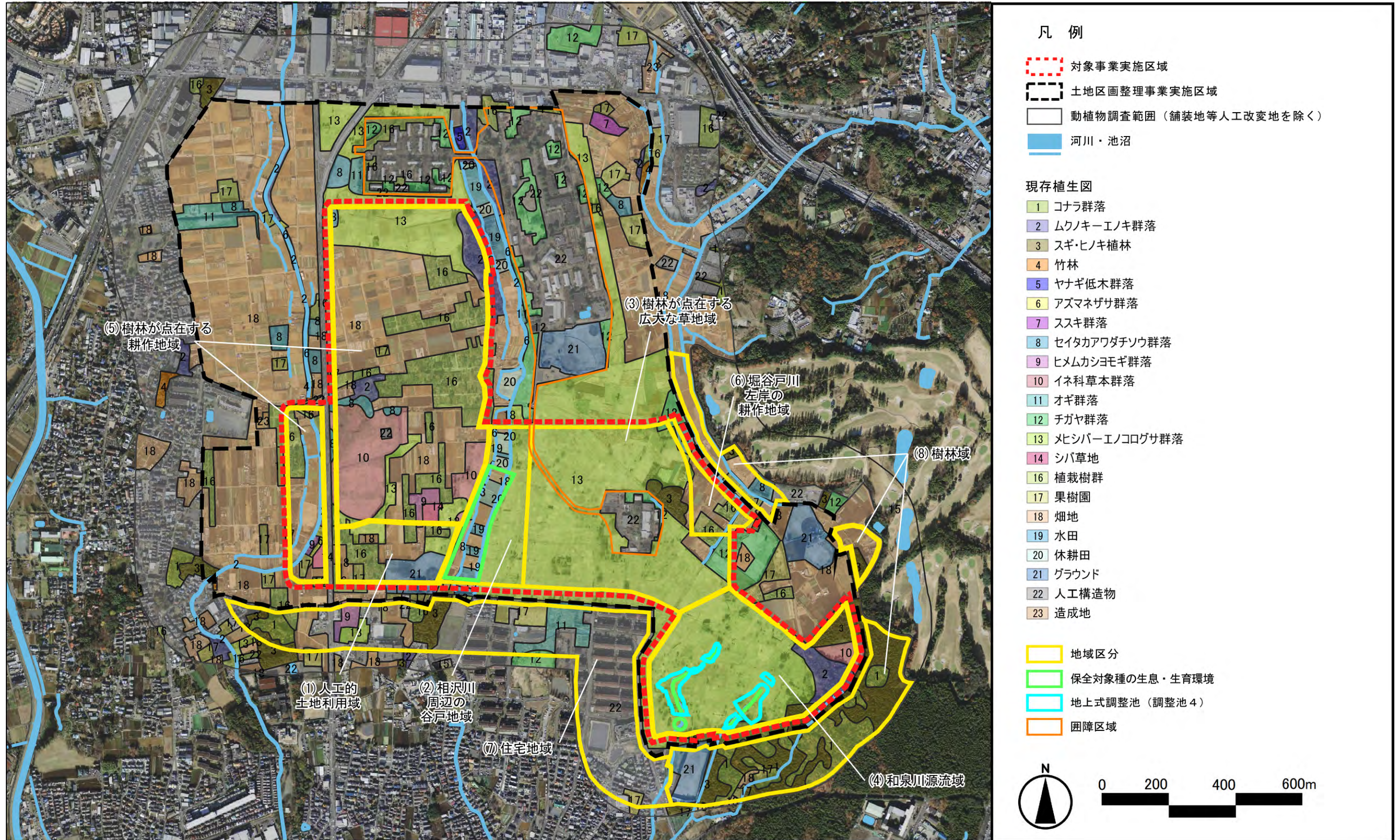


図 6.2-4 地域区分



a. 哺乳類

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の結果、注目すべき種として、哺乳類は確認されませんでした。

b. 鳥類（一般鳥類）

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の結果、注目すべき種として4目14科24種の鳥類が確認されています。

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査で確認された注目すべき種は表 6.2-8、生態及び確認状況は表 6.2-9、確認位置図は図 6.2-5 に示すとおりです。

表 6.2-8 注目すべき種（一般鳥類）

No.	目名	科名	種名	確認位置								選定基準				
				区域内				区域外				①	②	③	④	
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)				繁殖期	非繁殖期
1	ハト	ハト	アオバト								●				注目	注目
2	チドリ	チドリ	ムナグロ			●										減少
3			コチドリ			●	●	●							注目	
4	タカ	ミサゴ	ミサゴ					●						NT	VU	NT
5		タカ	ツミ	●					●						VU	希少
6			ハイタカ											NT	情不	希少
7			オオタカ		●	●	●	●		●	●			NT	VU	希少
8			ノスリ		●	●	●	●		●	●				VU	希少
9	スズメ	モズ	モズ	●	●	●	●	●			●				減少	
10		ヒバリ	ヒバリ	●	●	●	●	●	●						減少	
11		ツバメ	ツバメ	●	●	●	●	●	●	●					減少	
12		ムシクイ	センダイムシクイ					●			●				NT	
13		ヨシキリ	オオヨシキリ		●	●					●				VU	
14		セッカ	セッカ		●	●	●	●	●						減少	減少
15		ヒタキ	トラツグミ		●			●							減少	
16			アカハラ				●				●				減少	
17			キビタキ								●				減少	
18		セキレイ	キセキレイ								●				減少	
19			セグロセキレイ												減少	
20			ビンズイ								●				VU	
21		アトリ	カワラヒワ	●	●	●	●	●			●				減少	
22		ホオジロ	ホオアカ					●							CR+EN	
23			アオジ				●	●	●						VU	
24			クロジ					●			●				CR+EN	減少
合計	4目	14科	24種	5	9	10	10	15	4	3	13	0	0	3	23	8

注1：分類及び配列は、原則として「日本鳥類目録 改訂第7版」（日本鳥学会 平成24年9月）に準拠しました。

注2：重要な種の選定基準は下記のとおりです。

- ①「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）  
特天：特別天然記念物、天：天然記念物
- ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）  
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
- ③「環境省レッドリスト2020」（環境省 令和2年3月）  
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧I類、CR：絶滅危惧IIA類、EN：絶滅危惧IIB類、  
VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- ④「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月）  
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧I類、CR：絶滅危惧IIA類、EN：絶滅危惧IIB類、  
VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、要注：要注意種、  
DD：情報不足、不明：不明種、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

表 6.2-9(1) 注目すべき種の生態・確認状況（鳥類）

No.	種名	生態・確認状況
1	アオバト	<p>【生態など】 北海道、本州、四国、九州で繁殖し、北海道では夏鳥、他は留鳥、薩南諸島、南西諸島には冬に現れます。本州中部以南に多いです。 山地帯の常緑広葉樹林、落葉広葉樹林に生息します。樹上、特に小枝や葉が茂る樹冠部や、林内や林縁の地上で採餌します。樹木や草の実・果実・種子等のほか、どんぐりのような堅果も餌とします。詳しい繁殖生態は明らかではありませんが、巣は地上1～6m ぐらいの樹木の枝の上に、小枝を集めて粗雑な巣をつくります。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、樹林域で夏季に1地点計1個体が確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外では確認されませんでした。</p>
2	ムナグロ	<p>【生態など】 全国に旅鳥として渡来し、小笠原や南西諸島では越冬します。 全長は24cm。上面が黄褐色と黒の斑で、下面が黒いのが特徴。旅鳥として春と秋の渡りの時期に渡来します。干潟や砂浜、水田やハス田に渡来するほか、畑、草地、川原などでもよくみられ、昆虫などを食べます。立ち止まったときに頭をびよこりと上下させる習性があります。巣は地上に作られ、卵数は通常4個、抱卵日数は26～27日位です。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、樹林が点在する広大な草地域で夏季に1地点計1個体が確認されました。 対象事業実施区域外では、確認されませんでした。</p>
3	コチドリ	<p>【生態など】 夏鳥として北海道、本州、四国、九州等で繁殖し、九州以南で少数が越冬します。 河川敷内の中州、水辺、河口の三角州や干潟、海岸の砂浜、植生が疎らで裸土の多い荒地に生息します。道路工事やダム、その他大規模に整地している工事現場等で、短期放置されている荒地地状のところでもみられます。主に昆虫類を捕食します。繁殖期は4～7月。砂地に浅い窪みを掘って営巣します。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、樹林が点在する広大な草地域で夏季に1地点計6個体、初夏に1地点計2個体、和泉川源流域で初夏に1地点計2個体、樹林が点在する耕作地域で夏季に2地点計4個体、春季に2地点計2個体、初夏に1地点計2個体が確認されました。対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で確認されました。</p>
4	ミサゴ	<p>【生態など】 全国の沿岸部で局地的に繁殖し、冬期には漂行する個体も多いです。 全長は雄55cm、雌64cm。翼が細長くて尾が短い、下面の白っぽい大きなタカ。大きな川や湖、入り江などに生息し、空中高くからダイビングして魚を捕らえます。繁殖期には断崖の岩棚や、大木の上に枯れ枝などを組み合わせて巣を作り、4月頃に2～3卵を産みます。抱卵日数は35日位、巣立ちまで50日位です。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、樹林が点在する耕作地域で秋季に1地点計1個体が確認されました。対象事業実施区域外では住宅地域及び樹林域の範囲外で確認されました。</p>

表 6.2-9(2) 注目すべき種の生態・確認状況（鳥類）

No.	種名	生態・確認状況
5	ツミ	<p>【生態など】            全国で繁殖し、西南日本では越冬する個体もあります。            全長は雄27cm、雌30cm。顔全体が黒い小さなタカ。夏鳥または留鳥として生息し、小鳥類をとらえます。山地の樹林にも生息する一方で、都市公園・人家の庭などの小規模の都市緑地でも繁殖します。クロマツなどの高木に営巣し、4月中旬から5月に3～5卵を産みます。抱卵日数、巣立ちまでの日数とも30日位です。</p> <p>【確認状況】            対象事業実施区域内では、人工的土地利用域で秋季に1地点計1個体、樹林が点在する耕作地域で秋季に2地点計2個体が確認されました。対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で確認されました。</p>
6	ハイタカ	<p>【生態など】            四国以北で繁殖し、冬鳥として国外から渡来する個体も多いです。            全長は雄32cm、雌39cm。白い眉斑と黒い眼帯を持ち、飛翔姿がツミにそっくりな小さなタカ。留鳥または冬鳥として、山地から丘陵地の森林に生息します。林内を飛翔しておもに小鳥類をとらえます。高木に営巣し、普通4～5卵を産みません。抱卵日数は33日位、巣立ちまでの日数は約30日位です。</p> <p>【確認状況】            対象事業実施区域内では、確認されませんでした。            対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で確認されました。</p>
7	オオタカ	<p>【生態など】            北海道と本州で繁殖し、冬期は漂行する個体も多いです。            全長は雄50cm、雌56cm。顔に顕著な眉斑と黒い眼帯のある大きなタカ。留鳥として山麓から丘陵地の森林に生息し、おもに中・小型の鳥類をとらえます。スギ・マツ類などの針葉樹の高木に営巣することが多く、4月中旬～5月上旬に3～4卵を産みます。抱卵日数は37日位、巣立ちまでの日数は約40日です。</p> <p>【確認状況】            対象事業実施区域内では、相沢川周辺の谷戸地域で初夏に1地点計1個体、樹林が点在する広大な草地域で初夏に1地点計1個体、和泉川源流域で春季に1地点計1個体、樹林が点在する耕作地域で夏季に1地点1個体、春季に3地点3個体、初夏に1地点1個体が確認されました。対象事業実施区域外では、住宅地域で初夏に1地点計1個体、樹林域で夏季に2地点計2個体が確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外でも確認されました。</p>
8	ノスリ	<p>【生態など】            北海道から四国で繁殖し、非繁殖期には全国で見られます。            全長は雄52cm、雌57cm。顎ひげ状の黒褐色斑とやさしい黒目を持つ、ずんぐりしたタカ。留鳥または漂鳥。繁殖期には、森林で営巣しますが、採餌には伐採地や牧場、畑のような開けた環境をよく利用します。巣は高木の樹上に作られ、5月頃に2～3卵を産みます。非繁殖期には、川原、農耕地のような草原的環境にも生息します。上空を帆翔しながら獲物を探し、モグラ・ネズミなどの小型ほ乳類を多く捕食することが知られています。</p> <p>【確認状況】            対象事業実施区域内では、相沢川周辺の谷戸地域で秋季に1地点計1個体、樹林が点在する広大な草地域で秋季に1地点計1個体、和泉川源流域で秋季に1地点計1個体、樹林が点在する耕作地域で冬季に1地点1個体が確認されました。対象事業実施区域外では、住宅地域で秋季に1地点計1個体、樹林域で秋季に1地点計1個体が確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外でも確認されました。</p>

表 6.2-9(3) 注目すべき種の生態・確認状況（鳥類）

No.	種名	生態・確認状況
9	モズ	<p>【生態など】                      ほぼ全国で繁殖し、積雪地の個体は冬期に暖地へ移動します。                      全長は 20cm。鋭い口ばしを持ち、雄では黒い過眼線、翼の白斑、雌では茶色い過眼線、波模様のある下面が特徴。留鳥としてほぼ全域で見られます。低地の林、河原、農耕地、公園などで単独で生活します。昆虫類を初めとした無脊椎動物や小型哺乳類、鳥類、は虫類、両生類などを食べ、はやにえを作る習性があります。繁殖は 2 月から 9 月上旬まで確認されていますが、3 月から 5 月に多いです。おもに雄が他の鳥の鳴きまねをすることが知られています。</p> <p>【確認状況】                      対象事業実施区域内では、人工的土地利用域で初夏に 1 地点計 1 個体、相沢川周辺の谷戸地域で夏季に 1 地点計 1 個体、秋季に 1 地点計 1 個体、冬季に 1 地点計 1 個体、初夏に 4 地点計 4 個体、樹林が点在する広大な草地域で夏季に 2 地点計 2 個体、秋季に 1 地点計 1 個体、春季に 2 地点計 2 個体、初夏に 1 地点計 1 個体、和泉川源流域で夏季に 2 地点計 2 個体、秋季に 3 地点計 6 個体、冬季に 3 地点計 3 個体、春季に 2 地点計 2 個体、樹林が点在する耕作地域で夏季に 2 地点計 2 個体、秋季に 4 地点計 4 個体、冬季に 1 地点計 1 個体、春季に 2 地点計 2 個体が確認されました。対象事業実施区域外では、樹林域で夏季に 1 地点計 1 個体、春季に 1 地点計 1 個体が確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外でも確認されました。</p>
10	ヒバリ	<p>【生態など】                      留鳥、あるいは漂鳥として北海道から九州に生息します。南西諸島では冬鳥として生息します。                      全長は 17cm。目立つ冠羽、赤褐色の雨覆、目の周りにしわがあるような顔つきなどが特徴。留鳥として、広い草地のある河川敷や農耕地、牧場、造成地などに生息します。背の低い草本が優占し、ところどころ地面が露出する程度の疎らな乾いた草原を特に好みます。背の高い草本が密生する場所や、湿地ではあまりみられません。繁殖期間は 4～7 月。イネ科などの植物の株際の地上、あるいは株内の低い位置に巣をつくります。抱卵期間は約 10 日、ヒナは約 10 日で巣立ちます。オスは空中や地上で盛んにさえずります。非繁殖期は数羽から十数羽の群で行動します。</p> <p>【確認状況】                      対象事業実施区域内では、人工的土地利用域で冬季に 1 地点計 3 個体、初夏に 1 地点計 1 個体、相沢川周辺の谷戸地域で初夏に 2 地点計 2 個体、樹林が点在する広大な草地域で夏季に 2 地点計 2 個体、秋季に 1 地点計 2 個体、冬季に 1 地点計 1 個体、春季に 5 地点計 8 個体、初夏に 5 地点計 7 個体、和泉川源流域で冬季に 2 地点計 4 個体、春季に 3 地点計 3 個体、初夏に 3 地点計 4 個体、樹林が点在する耕作地域で夏季に 4 地点計 7 個体、秋季に 4 地点計 8 個体、冬季に 1 地点計 4 個体、春季に 12 地点計 16 個体、初夏に 7 地点計 7 個体、堀谷戸川左岸の耕作地域で冬季に 1 地点計 1 個体が確認されました。対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で確認されました。</p>



表 6.2-9(4) 注目すべき種の生態・確認状況（鳥類）

No.	種名	生態・確認状況
11	ツバメ	<p>【生態など】 九州以北に夏鳥として渡来します。西日本では越冬する個体も多いです。沖縄では旅鳥。 全長は 17cm。背は全体的に黒く、額とのどは赤褐色などが特徴。県内全域の集落、都市に夏鳥として渡来します。繁殖は人間の居住空間と密接に結びつき、人間が出入りする建物の軒下に、泥や草を唾液で固めた椀型の巣をつくります。高層の建物であっても、巣の位置は人間の行動圏に接した低い場所に限られます。繁殖期間は4～7月。抱卵期間は13～14日、ヒナは17～22日で巣立ちます。繁殖期の後半から河川のヨシ群落などに集団ねぐらをつくり、数千～数万羽の集結がみられます。飛びながら飛翔昆虫を捕らえます。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、人工的土地利用域で夏季に2地点計10個体、相沢川周辺の谷戸地域で夏季に3地点計37個体、春季に1地点計3個体、初夏に1地点計1個体、樹林が点在する広大な草地域で夏季に7地点計91個体、春季に2地点計4個体、初夏に3地点計7個体、和泉川源流域で夏季に5地点計25個体、初夏に1地点計2個体、樹林が点在する耕作地域で夏季に3地点計6個体、春季に1地点計1個体、初夏に9地点14個体、堀谷戸川左岸の耕作地域で春季に1地点計1個体、初夏に1地点計4個体確認されました。 対象事業実施区域外では、住宅地域で夏季に1地点計29個体、樹林域で夏季に1地点計2個体、春季に2地点計3個体が確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外でも確認されました。</p>
12	センダイムシクイ	<p>【生態など】 夏鳥として北海道から九州までの各地で繁殖します。主に低山帯の落葉広葉樹林に生息し、傾斜があり、林床に低木や藪が多い林を好みます。渡りの時期には平野部でもみられます。樹上で採餌し、昆虫類の幼虫や成虫を捕食します。繁殖期は5～6月。草の根元や崖の窪みに、枯れ草、樹皮、イネ科の茎、コケ類等で球形の巣をつくります。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、樹林が点在する耕作地域で春季に1地点計1個体確認されました。 対象事業実施区域外では、樹林域で春季に1地点計1個体が確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外では確認されませんでした。</p>
13	オオヨシキリ	<p>【生態など】 夏鳥として北海道の北部及び東部と沖縄を除く全国で繁殖します。 水辺のヨシ原に生息し、海岸や河口等の低地の湿原や、山地の湖岸や川岸の湿地で繁殖します。茎から茎へと移動しながら、チョウ、バッタといった昆虫類やクモ類等を捕食します。繁殖期は5～8月。ヨシの茎にイネ科の葉や茎を用いて椀形の巣をつくります。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、相沢川周辺の谷戸地域で春季に1地点計1個体、樹林が点在する広大な草地域で夏季に1地点計1個体が確認されました。 対象事業実施区域外では、樹林域で春季に1地点計1個体が確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外でも確認されました。</p>

表 6.2-9(5) 注目すべき種の生態・確認状況（鳥類）

No.	種名	生態・確認状況
14	セッカ	<p>【生態など】                      本州以南の平地から山地の草原、ヨシ原、農耕地で繁殖し、多雪地や本州北部のものは冬期には南下します。                      全長は 12cm。先が白く扇のように広がる尾、背中の濃淡の縦斑などが特徴。留鳥として河原や水田周辺の草原に生息します。電線にとまったり、草の間をくぐったり、地上を歩きながら昆虫などを採ります。草の茎や葉の間に巣をつくります。産卵期は5～8月、卵数は4～6個、抱卵日数は14日位、巣立ちまでの日数は13日位です。ヒッヒッヒッと囀り飛翔します。</p> <p>【確認状況】                      対象事業実施区域内では、相沢川周辺の谷戸地域で春季に1地点計1個体、樹林が点在する広大な草地域で夏季に3地点計3個体、春季に4地点計4個体、初夏に1地点計1個体、和泉川源流域で夏季に4地点計5個体、樹林が点在する耕作地域で夏季に1地点計1個体、堀谷戸川左岸の耕作地域で秋季に1地点計1個体が確認されました。                      対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で確認されました。</p>
15	トラツグミ	<p>【生態など】                      九州以北、奄美大島、西表島で繁殖し、北方や高地のものは冬に暖地へ移動します。                      全長は 30cm。全身が黄褐色で、黒褐色の斑模様を持ち、夜の森で不気味な声で鳴く鳥。留鳥として、低地から山地の暗い森林内の林床に生息します。繁殖は、落葉広葉樹や雑木に営巣します。巣は樹上にあります。産卵期は4～7月、卵数は3～5個、越冬期には繁殖期よりも明るい林にも現れ、人家の庭などに来ることもあります。</p> <p>【確認状況】                      対象事業実施区域内では、相沢川周辺の谷戸地域で冬季に1地点計1個体が確認されました。                      対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で確認されました。</p>
16	アカハラ	<p>【生態など】                      本州部以北で繁殖し、冬は本州中部以西から中国南部などに渡ります。                      山地の明るい林、木が疎らに生えた環境を好み、カラマツ林や草原と林が接するところで繁殖します。冬は暖地の林に移動します。繁殖期は5月中旬～8月。林縁の落葉広葉樹、アカマツ、カラマツ、コメツガ、オオシラビソなどの亜高山針葉樹の枝先、または幹に近い枝上に巣をつくります。巣は、樹枝と草本の根を主材に、サルオガセや枯れたマツ葉、シダの葉などを交えて椀形に作られ、3～5卵を産んで繁殖します。</p> <p>【確認状況】                      対象事業実施区域内では、和泉川源流域で春季に1地点計1個体が確認されました。                      対象事業実施区域外では、樹林域で春季に1地点計1個体が確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外では確認されませんでした。</p>
17	キビタキ	<p>【生態など】                      夏鳥として九州以北に渡来します。                      全長は 14cm。黄色い眉斑と翼の白い紋、黄色い下面が特徴。夏鳥として、山地から丘陵地によく茂った落葉広葉樹林に渡来します。枝から枝に渡り虫を採食することが多いです。繁殖は、落葉広葉樹、針広混交林で行われます。巣は茂みの中や枝のまた、樹洞を利用して造ります。産卵期は5～7月、卵数は4～5個、抱卵日数は13日位、巣立ちまでの日数は12日位です。</p> <p>【確認状況】                      対象事業実施区域内では、確認されませんでした。                      対象事業実施区域外では、樹林域で春季に3地点計3個体、初夏に3地点計3個体が確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外でも確認されました。</p>

表 6.2-9(6) 注目すべき種の生態・確認状況（鳥類）

No.	種名	生態・確認状況
18	キセキ レイ	<p>【生態など】 北海道南部から九州までの平地から山地の河川に、留鳥または漂鳥として生息します。 全長は 20cm。白い眉斑、黄色い腰と下面、黄褐色の脚が特徴。留鳥または漂鳥として、平地から山地の川岸、湖沼、水田、農耕地に生息します。常に尾を上下に振りながら、おもに水辺を歩き、水生昆虫等を捕食します。また、水辺の石や流木に止まり、飛ぶ虫に向かってフライングキャッチをしたりもします。人家の屋根や橋桁、樹木などにお椀型の巣をつくります。産卵期は 4～8 月、卵数は 4～6 個、抱卵日数は 11～14 日位、巣立ちまでの日数は 11～14 日位です。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、樹林域で秋季に 1 地点計 1 個体確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外でも確認されました。</p>
19	セグロ セキレイ	<p>【生態など】 北海道南部から九州までの平地から山地の河川に、留鳥または漂鳥として生息します。 全長は 21cm。背は黒く、黒い顔に白い眉斑が特徴。留鳥または漂鳥として、平地から山地の河川中流域の川岸や湖沼、水田、農耕地に生息します。海岸ではほとんどみることはありません。巣は、川の土手のくぼみ、河原の石や流木の下、人家の石垣や屋根、瓦の隙間などにつくります。枯れ草の茎、葉、根などで椀形の外装をつくり、内装には獣毛、羽毛、綿くずなどを使います。オスとメスが巣の場所を探して回り、造巣はメスが行い、造巣中は、オスは巣の近くで頻繁にさえずります。また、巣材を集めるメスに、オスはつききりでメイトガードをします。多くのつがいは同じシーズンに 2 回、繁殖を行います。産卵期は 3～7 月、卵数は 4～6 個、抱卵日数は 11～13 日位、巣立ちまでの日数は約 14 日です。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で確認されました。</p>
20	ビンズイ	<p>【生態など】 本州中部の山地から北海道にかけて繁殖し、少数は四国の山地でも繁殖します。冬は本州中部以南の暖地で越冬します。北海道から東北地方北部では、海岸近くから山地までみられるが、その他の地方では山地に限って繁殖します。本州中部においては、比較的標高の高い山地の明るい林、林縁、草生地、木が疎らに生えた草原、夏のスキー場等に生息します。 夏は主にチョウ、バッタ、ハチ、ハエ、ガガンボ、甲虫といった昆虫類を餌とし、冬は主に植物の種子を餌とします。繁殖期は 5～8 月。林縁の草の根元、崖、土手の窪み等に、枯れた葉や茎、細根等を用いて皿形または浅い椀形の巣をつくります。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、樹林域で春季に 1 地点計 2 個体確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外では確認されませんでした。</p>

表 6.2-9(7) 注目すべき種の生態・確認状況（鳥類）

No.	種名	生態・確認状況
21	カワラ ヒワ	<p>【生態など】 本州から九州にかけて留鳥、または冬鳥として生息します。 全長は 15cm。翼の鮮やかな黄色い模様が特徴。草の実を食べます。平地から低山地の林や、市街地などの木や街路樹に営巣します。巣は枝の茂みに作られます。産卵期は 3～7 月、卵数は 3～5 個、抱卵日数は 11～13 日位、巣立ちまでの日数は 14 日位です。秋冬には、河原や農耕地に群をつくります。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、人工的土地利用域で初夏に 2 地点計 4 個体、相沢川周辺の谷戸地域で初夏に 1 地点計 1 個体、樹林が点在する広大な草地域で夏季に 1 地点計 1 個体、秋季に 1 地点計 1 個体、初夏に 1 地点計 1 個体、和泉川源流域で夏季に 4 地点計 6 個体、秋季に 1 地点計 4 個体、冬季に 1 地点計 1 個体、春季に 1 地点計 1 個体、樹林が点在する耕作地域で夏季に 2 地点計 5 個体、春季に 2 地点計 5 個体、初夏に 4 地点計 11 個体が確認されました。</p> <p>対象事業実施区域外では、樹林域で夏季に 1 地点計 2 個体、冬季に 1 地点計 1 個体、春季に 1 地点計 1 個体、初夏に 1 地点計 1 個体が確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外でも確認されました。</p>
22	ホオアカ	<p>【生態など】 全国に旅鳥として渡来し、小笠原や南西諸島では越冬します。 低地、低山帯、亜高山帯の草原、あるいは草原状のところに生息します。イネ科、タデ科などの種子を採食します。繁殖期は 5～7 月。草むらの間や草株の上、藪の枝上に枯れ草などを用いて碗形の巣をつくります。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、樹林が点在する耕作地域で春季に 3 地点計 3 個体が確認されました。</p> <p>対象事業実施区域外では、確認されませんでした。</p>
23	アオジ	<p>【生態など】 本州中部以北の標高 1000m くらいの亜高山帯で繁殖し、冬期には南方や平地へ移動します。本州中部以西では冬鳥として観察されます。 全長は 16cm。繁殖期にはごく少数が西丹沢や箱根の山地でみられ、箱根では繁殖の記録もあります。非繁殖期には平地から低山の雑木林や農耕地、河川敷の草やぶ、人家の庭などでもみられます。地上でエサを求め、さえずる時は梢にとまります。産卵期は 5～7 月、卵数は普通 4～5 個、抱卵日数は 13～14 日位、巣立ちまでの日数は 12～13 日位です。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、和泉川源流域で冬季に 1 地点計 1 個体、春季に 2 地点計 4 個体、樹林が点在する耕作地域で冬季に 1 地点計 1 個体、春季に 1 地点計 1 個体、堀谷戸川左岸の耕作地域で冬季に 1 地点計 1 個体確認されました。</p> <p>対象事業実施区域外では、樹林域で春季に 1 地点計 1 個体確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外でも確認されました。</p>

表 6.2-9(8) 注目すべき種の生態・確認状況（鳥類）

No.	種名	生態・確認状況
24	クロジ	<p><b>【生態など】</b>                      本州中部以北の亜高山帯の落葉広葉樹林や針葉樹林のササが多い林で繁殖するが局所的で、本州では日本海側の山地に偏っており、特に新潟県や長野県、群馬県の県境地方に多いです。冬期は南の地方や平地へ移動します。本州中部以南では冬鳥としてみられます。</p> <p>全長は 17cm。丹沢山地で繁殖が確認されていますが、個体数は少なく局所的で、巣はハンノキやヤナギなどの灌木から地上 1 m 以下の高さの枝上にあります。非繁殖期には丘陵地や低山の林で見られるほか、都市公園や人家の庭でも記録があります。暗い林床の落ち葉をかき分けて、おもに草や木の実を食べます。産卵期は 6 月頃、卵数は 5 個位、抱卵日数は 12 日位、巣立ちまでの日数は 11 日位です。</p> <p><b>【確認状況】</b>                      対象事業実施区域内では、樹林が点在する耕作地域で冬季に 1 地点計 2 個体確認されました。</p> <p>対象事業実施区域外では、樹林域で春季に 1 地点計 1 個体確認されました。</p>

資料：「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 18 年 7 月）

「山溪カラー名鑑 日本の野鳥」（山と溪谷社 平成 4 年 11 月）

「原色日本野鳥生態図鑑〈水鳥編〉」（中村登流・中村雅彦 平成 7 年）

「原色日本野鳥生態図鑑〈陸鳥編〉」（中村登流・中村雅彦 平成 7 年）

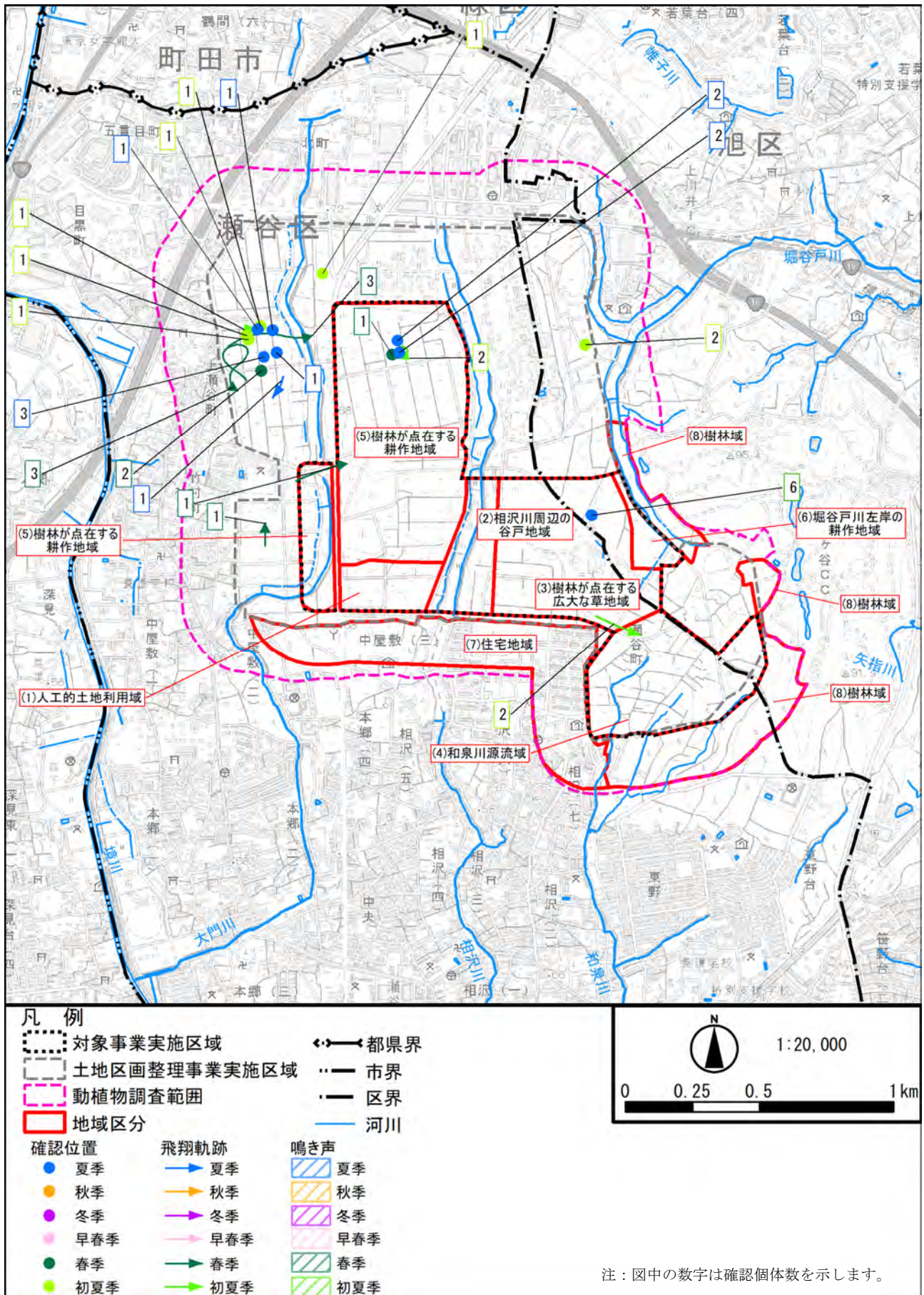


図 6.2-5(1) 注目すべき種の確認位置（一般鳥類：コチドリ）

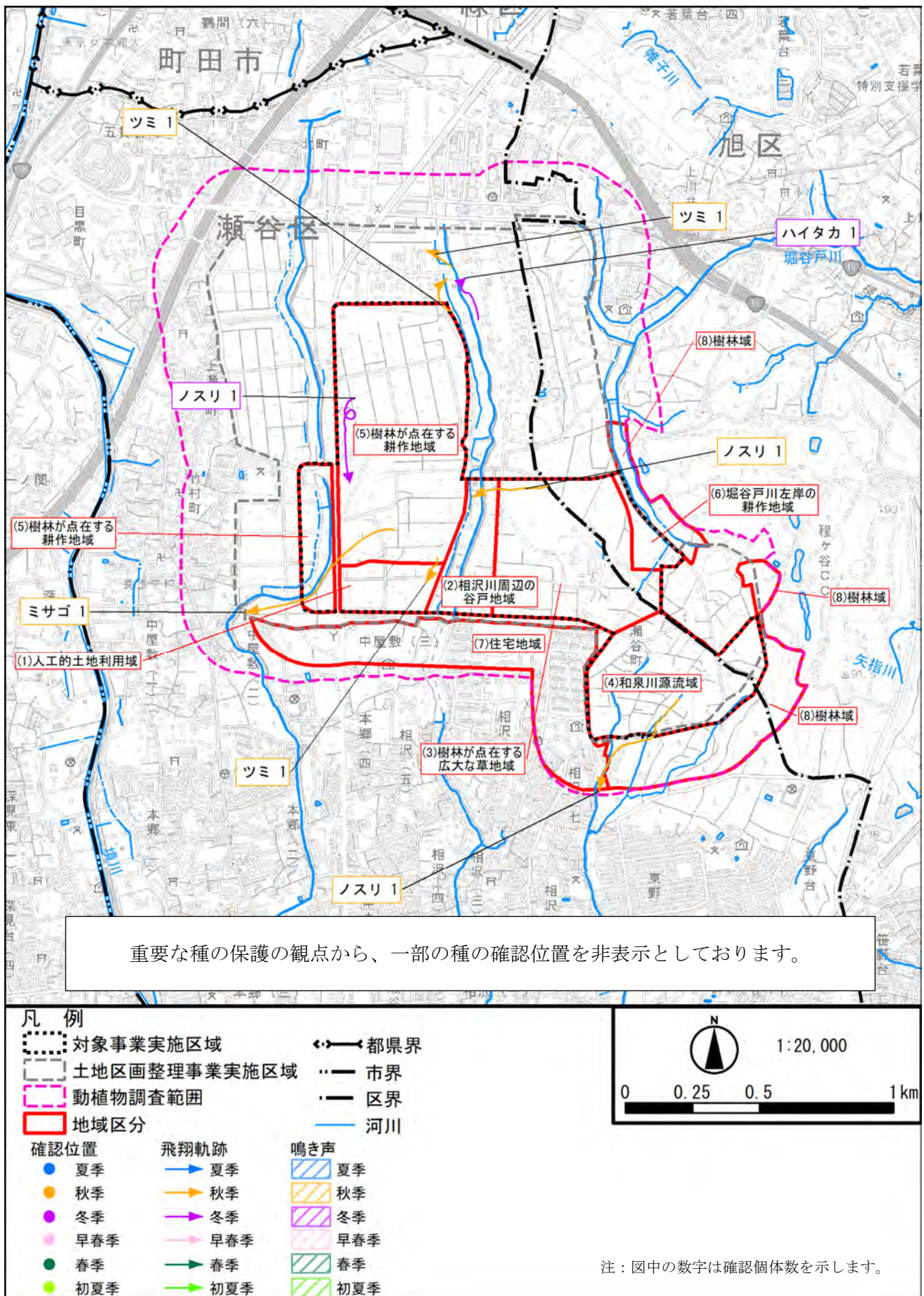


図 6.2-5(2) 注目すべき種の確認位置（一般鳥類：猛禽類（タカ目 5種））

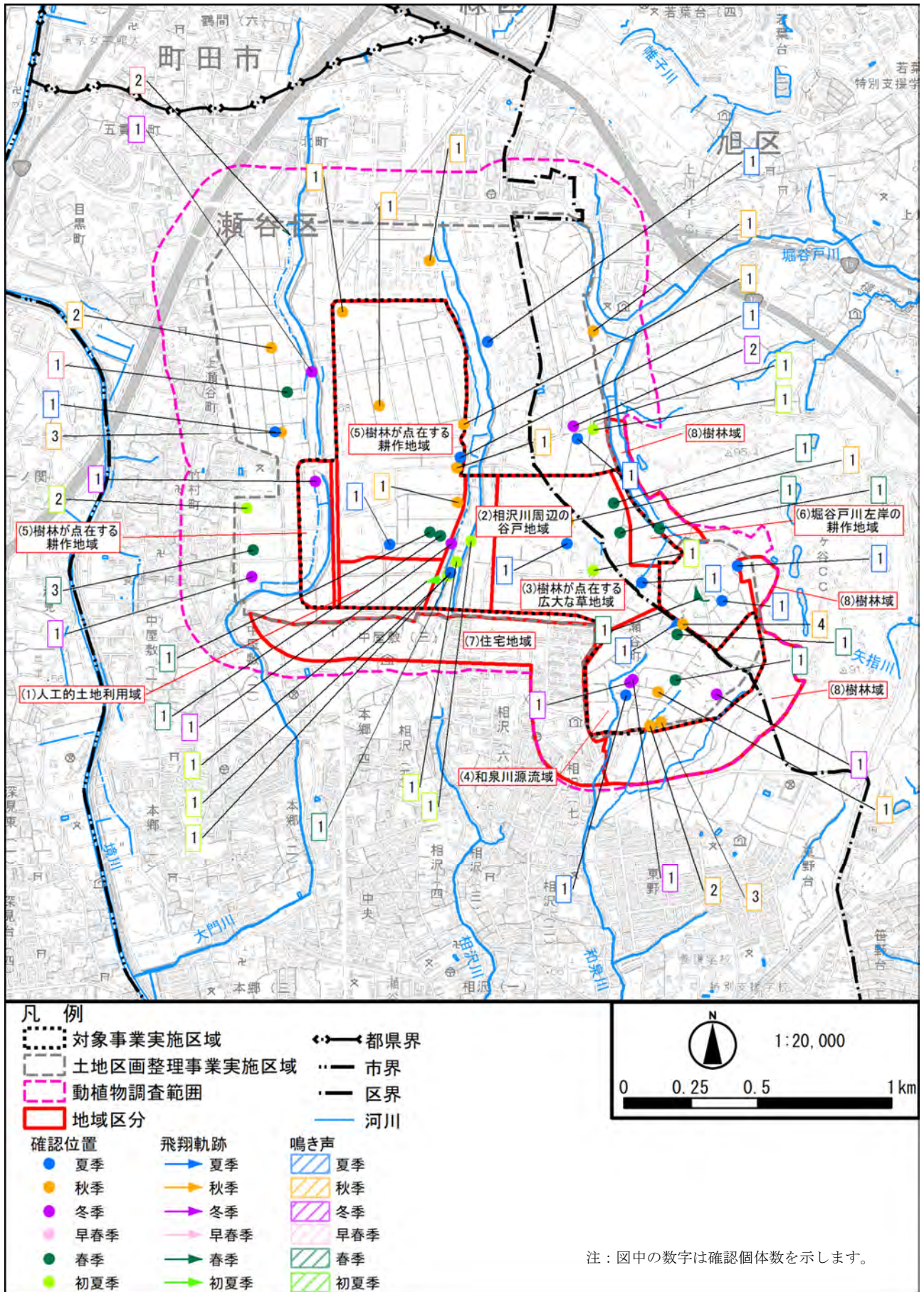


図 6.2-5(3) 注目すべき種の確認位置（一般鳥類：モズ）



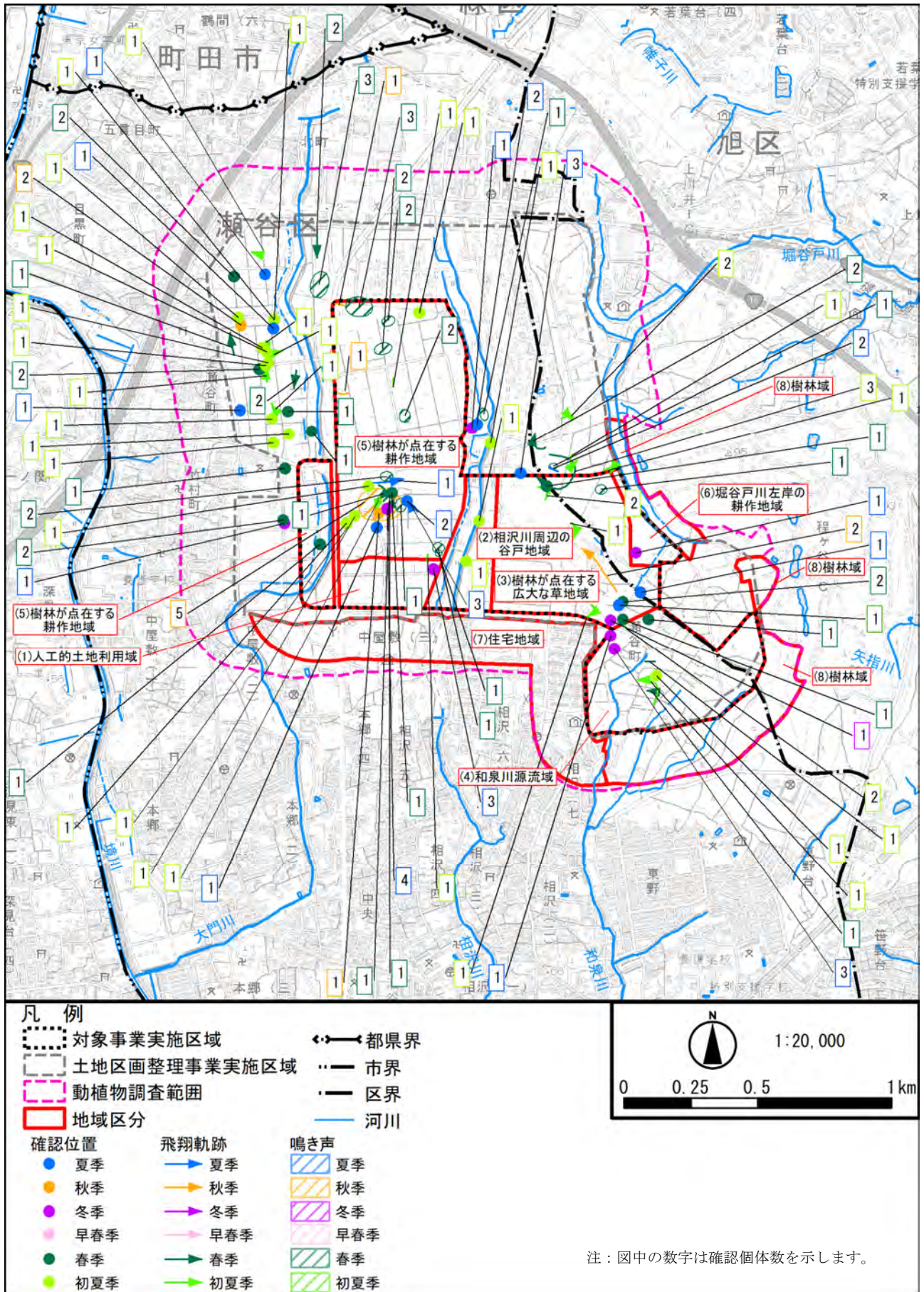


図 6.2-5(4) 注目すべき種の確認位置（一般鳥類：ヒバリ）

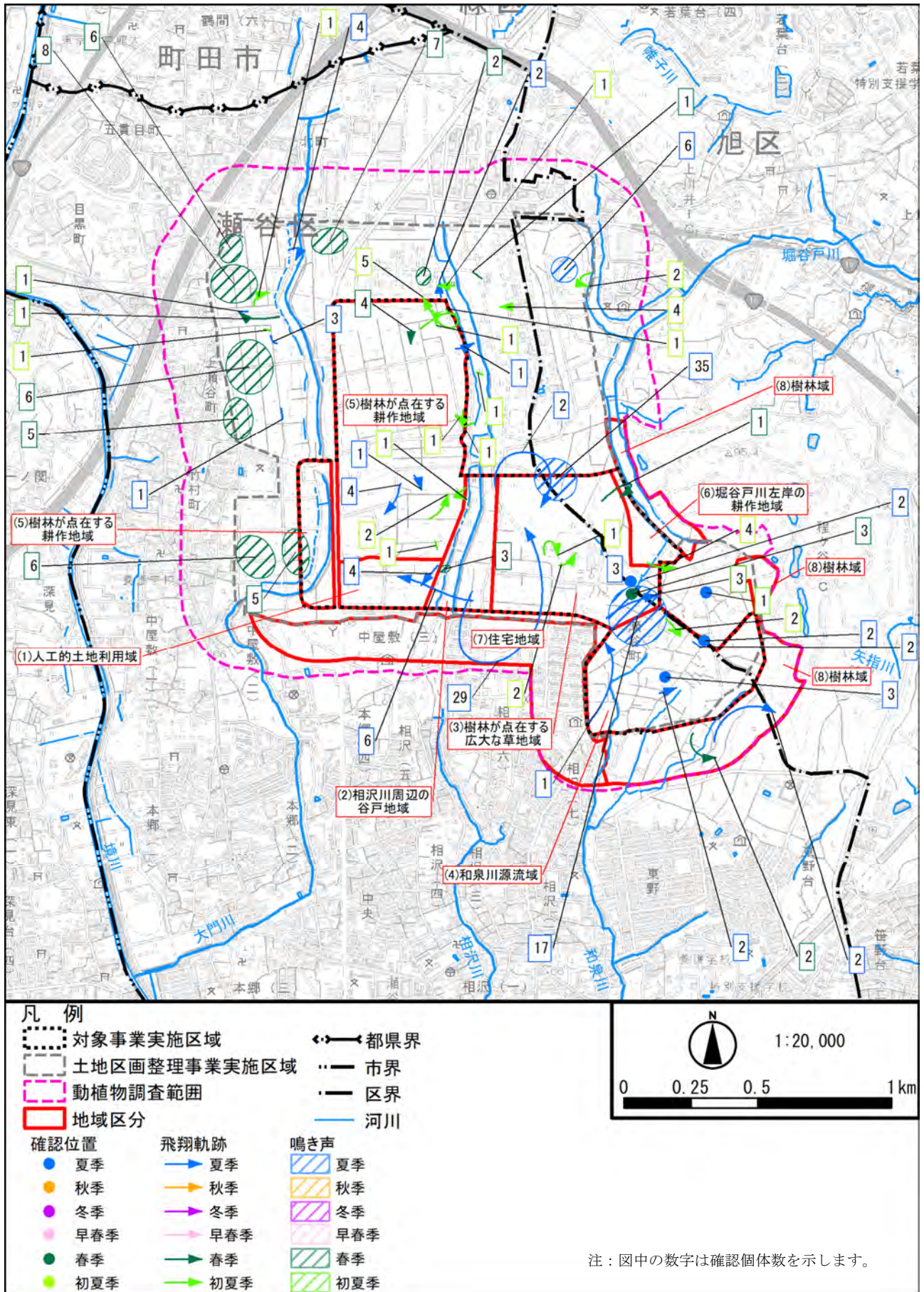


図 6.2-5(5) 注目すべき種の確認位置（一般鳥類：ツバメ）

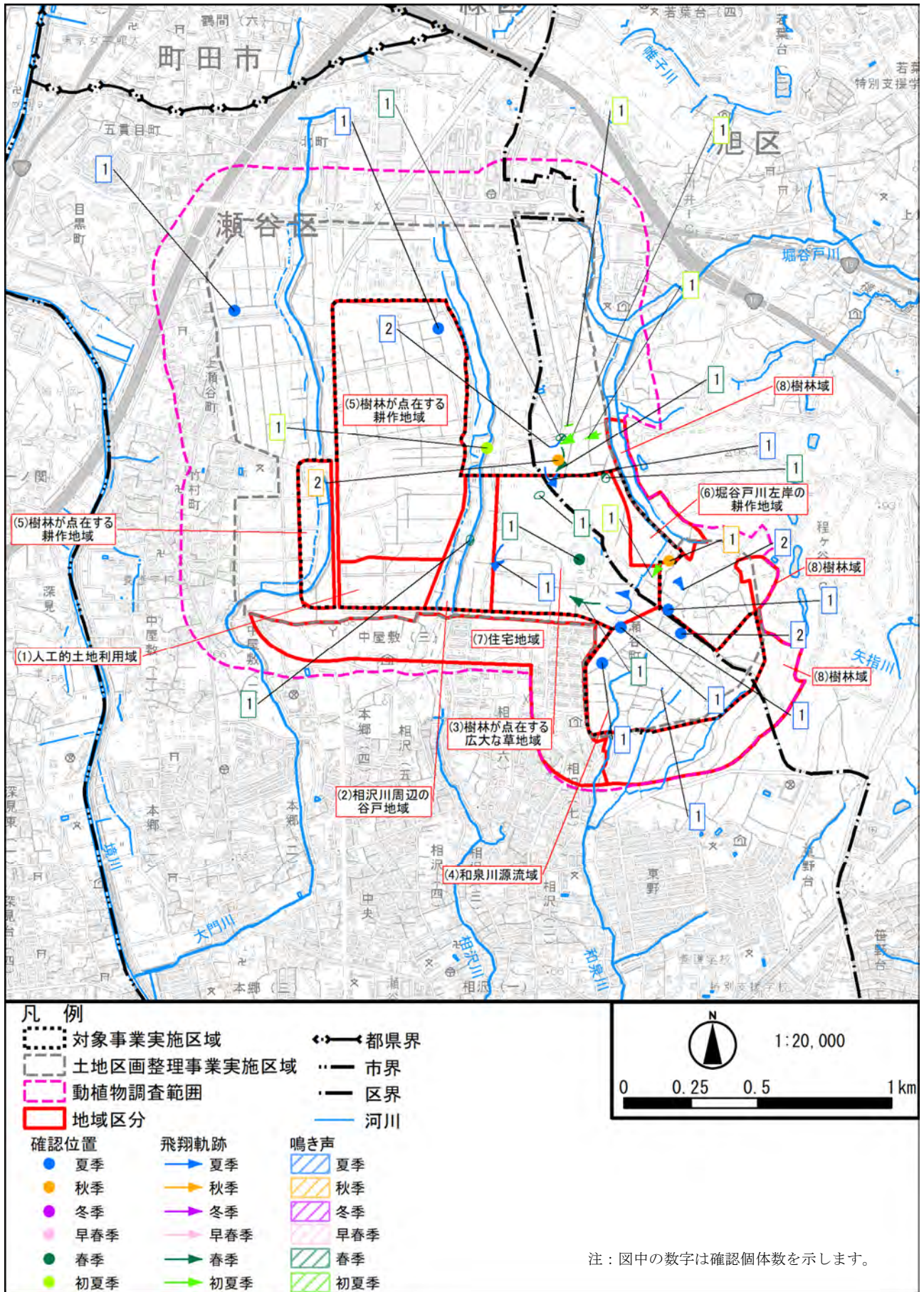


図 6.2-5(6) 注目すべき種の確認位置（一般鳥類：セッカ）



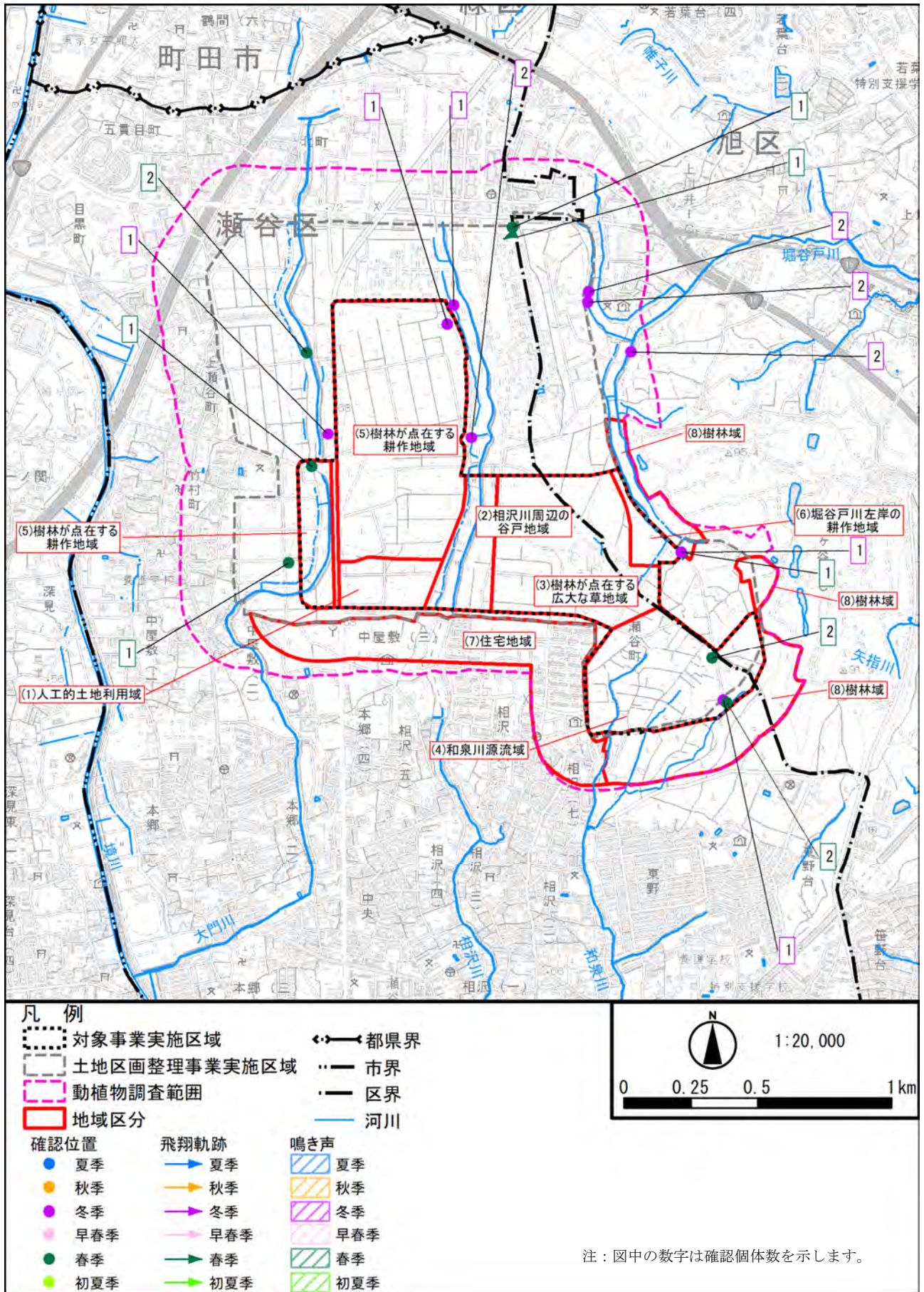


図 6.2-5(8) 注目すべき種の確認位置（一般鳥類：アオジ）

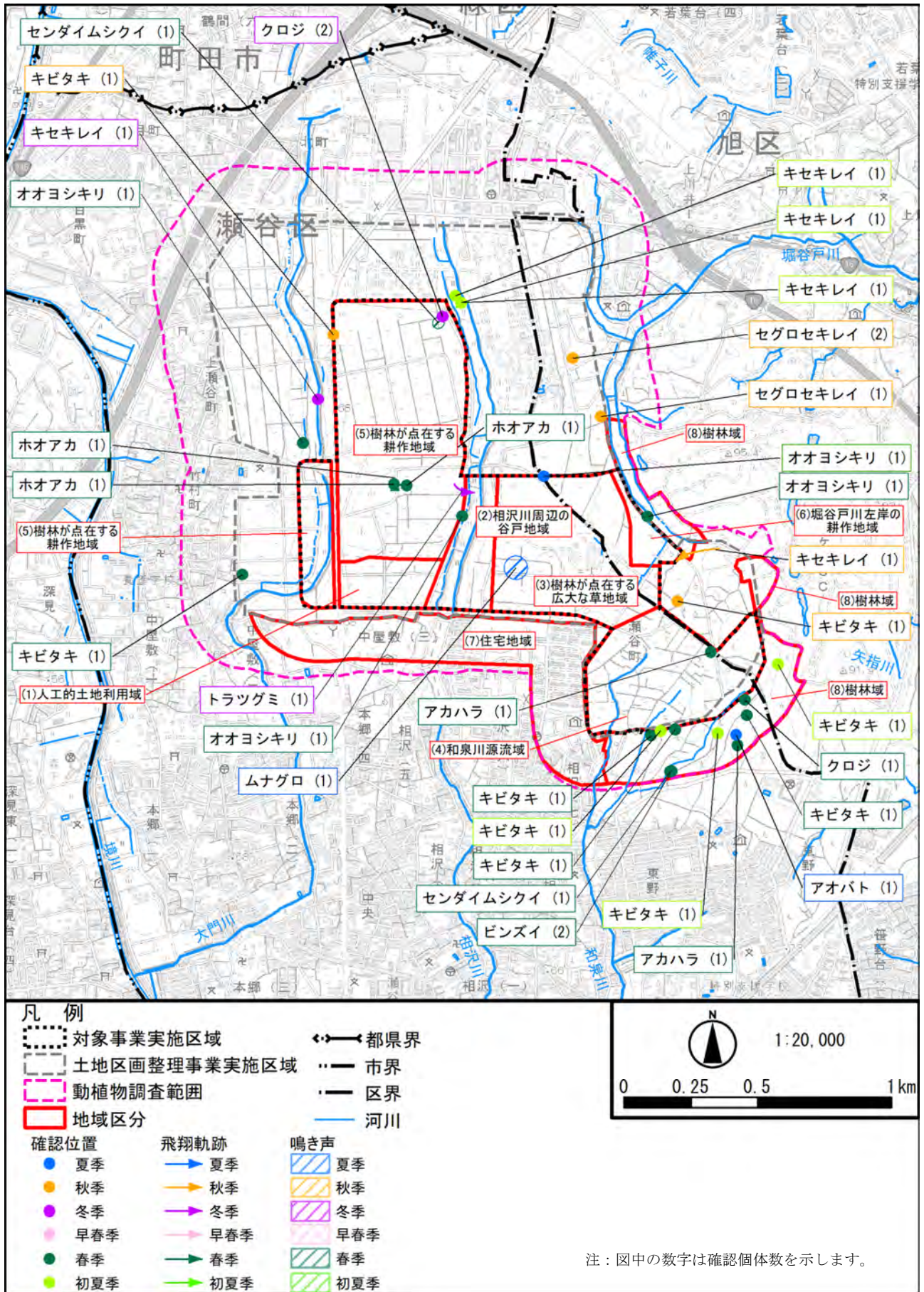


図 6.2-5(9) 注目すべき種の確認位置（一般鳥類：その他）

c. 鳥類（フクロウ類・夜行性鳥類）

既存資料（土地区画整理事業）で確認された注目すべき種は表 6.2-10、生態及び確認状況は

表 6.2-11、確認位置図は図 6.2-6 に示すとおりです。

表 6.2-10 注目すべき種（フクロウ類・夜行性鳥類）

No.	目名	科名	種名	確認位置								選定基準				
				区域内						区域外		①	②	③	④	
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)				繁殖期	非繁殖期
1	フクロウ	フクロウ	フクロウ								●				NT	
合計	1目	1科	1種	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0

注1：分類及び配列は、原則として「日本鳥類目録 改訂第7版」（日本鳥学会 平成24年9月）に準拠しました。

注2：重要な種の選定基準は下記のとおりです。

- ① 「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）  
特天：特別天然記念物、天：天然記念物
- ② 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）  
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
- ③ 「環境省レッドリスト2020」（環境省 令和2年3月）  
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、  
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- ④ 「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月）  
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、  
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、要注：要注意種、  
DD：情報不足、不明：不明種、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

表 6.2-11 注目すべき種の生態・確認状況（フクロウ類・夜行性鳥類）

No.	種名	生態・確認状況
1	フクロウ	<p>【生態など】 留鳥として、平地から低山の大木のある林に生息します。各地の洞のある大木などで営巣、繁殖しているが多くはありません。留鳥として九州以北の平地から低山の林に生息します。 全長は50cm。羽角のない丸顔で目の黒いフクロウ類。日本では九州以北の平地から山地の林に留鳥として生息しています。ネズミを主食とし、小鳥やイタチなども食べるほか、時には昆虫や小動物も食べます。社寺の森、林の大木の樹洞に1～5卵を産んで営巣するほか、地上や廃屋、カラスやタカ古巣などでも繁殖します。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、樹林域で冬季に2地点計2個体確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外でも確認されました。</p>

資料：「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月）

「山溪カラー名鑑 日本の野鳥」（山と溪谷社 平成4年11月）

「原色日本野鳥生態図鑑<陸鳥編>」（中村登流・中村雅彦 平成7年）

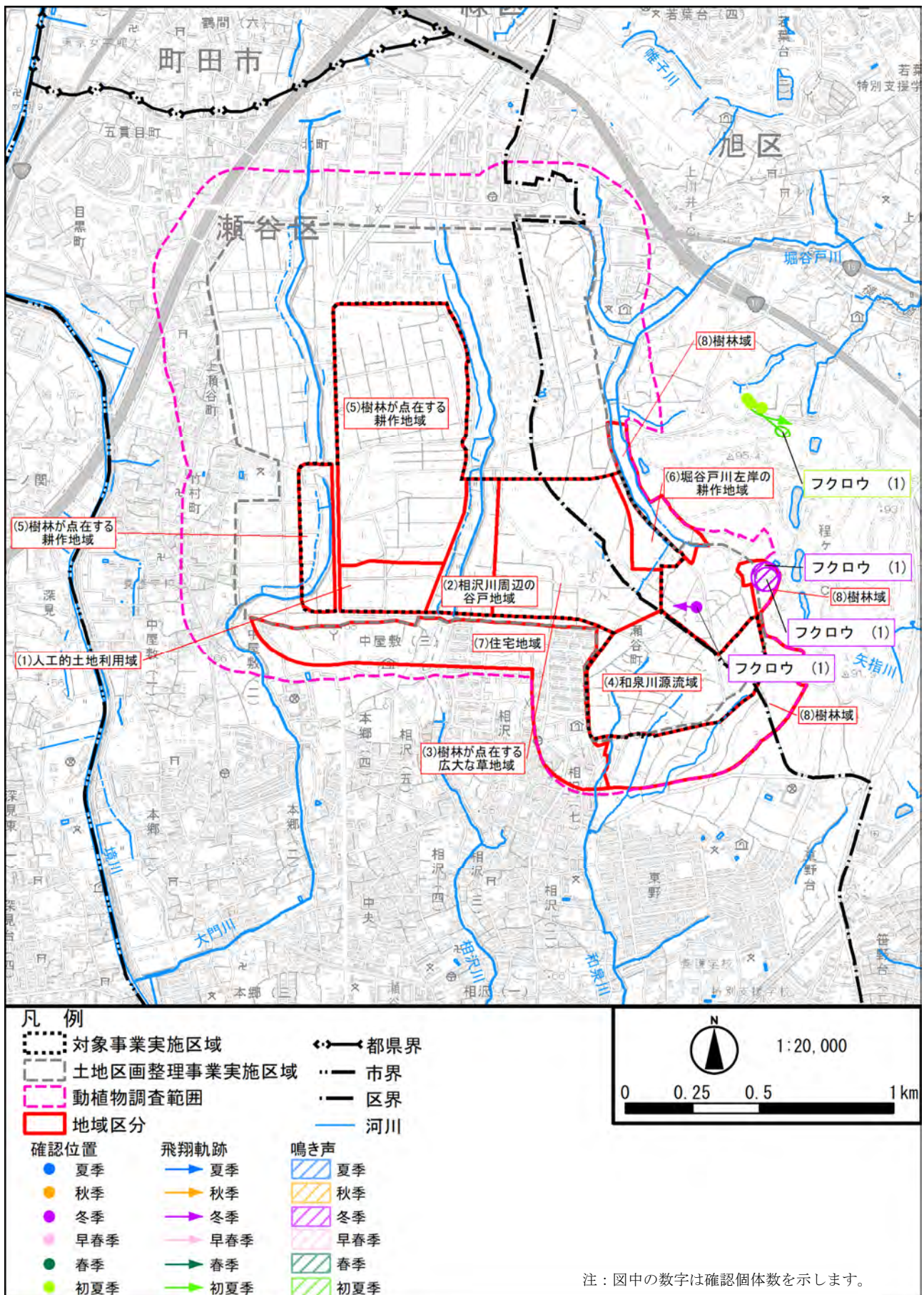


図 6.2-6 注目すべき種の確認位置（フクロウ類・夜行性鳥類）



d. 鳥類（猛禽類）

既存資料（土地区画整理事業）の結果、注目すべき種として2目3科7種の鳥類が確認されています。

既存資料（土地区画整理事業）で確認された注目すべき種は表 6.2-12、生態及び確認状況は表 6.2-13、確認位置図は図 6.2-7 に示すとおりです。

表 6.2-12 注目すべき種（猛禽類）

No.	目名	科名	種名	確認位置								選定基準				
				区域内						区域外		①	②	③	④	
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)				繁殖期	非繁殖期
1	タカ	ミサゴ	ミサゴ		●	●		●			●			NT	VU	NT
2		タカ	ツミ		●	●	●	●	●	●	●				VU	希少
3			ハイタカ	●	●	●	●	●	●	●	●			NT	DD	希少
4			オオタカ	●	●	●	●	●	●	●	●			NT	VU	希少
5			サシバ							●	●			VU	CR+EN	
6			ノスリ		●	●	●	●			●	●			VU	希少
7	ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ				●	●		●			国内	VU	CR+EN	希少
合計	2目	3科	7種	2	5	5	5	6	3	6	6	0	1	5	7	6

注1：分類及び配列は、原則として「日本鳥類目録 改訂第7版」（日本鳥学会 平成24年9月）に準拠しました。

注2：重要な種の選定基準は下記のとおりです。

- ① 「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）  
特天：特別天然記念物、天：天然記念物
- ② 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）  
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
- ③ 「環境省レッドリスト2020」（環境省 令和2年3月）  
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、  
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- ④ 「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月）  
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、  
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、要注：要注意種、  
DD：情報不足、不明：不明種、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

表 6.2-13(1) 注目すべき種の生態・確認状況（猛禽類）

No.	種名	生態・確認状況
1	ミサゴ	<p><b>【生態など】</b>            全国の沿岸部で局地的に繁殖し、冬期には漂行する個体も多いです。全長は雄 55cm、雌 64cm。翼が細長くて尾が短い、下面の白っぽい大きなタカ。大きな川や湖、入り江などに生息し、空中高くからダイビングして魚を捕らえます。繁殖期には断崖の岩棚や、大木の上に枯れ枝などを組み合わせて巣を作り、4月頃に2～3卵を産みます。抱卵日数は35日位、巣立ちまで50日位です。</p> <p><b>【確認状況】</b>            対象事業実施区域内では、相沢川周辺の谷戸地域で令和2年繁殖期に成鳥（性不明）の餌運びが1例確認されました。樹林が点在する広大な草地域では、令和2年繁殖期に成鳥（性不明）の餌運びが1例確認されました。樹林が点在する耕作地域では、令和2年繁殖期に成鳥（性不明）の餌運びが1例確認されました。</p> <p>対象事業実施区域外では、樹林域で令和2年繁殖期に成鳥（性不明）の餌運びが1例確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外では確認されませんでした。</p>
2	ツミ	<p><b>【生態など】</b>            全国で繁殖し、西南日本では越冬する個体もあります。全長は雄 27cm、雌 30cm。顔全体が黒い小さなタカ。夏鳥または留鳥として生息し、小鳥類をとらえます。山地の樹林にも生息する一方で、都市公園・人家の庭などの小規模の都市緑地でも繁殖します。クロマツなどの高木に営巣し、4月中旬から5月に3～5卵を産む。抱卵日数、巣立ちまでの日数とも30日位です。</p> <p><b>【確認状況】</b>            対象事業実施区域内では、相沢川周辺の谷戸地域で平成31年繁殖期に齢不明（雌）の飛翔が1例確認されました。樹林が点在する広大な草地域では、平成31年繁殖期に成鳥（雄）の飛翔が1例、齢不明（雌）の飛翔が1例、令和2年繁殖期に成鳥（雄）の採食行動が1例確認されました。和泉川源流域では、平成31年繁殖期に、齢不明（雌）の飛翔が1例、令和2年繁殖期に成鳥（雄）の採食行動が1例確認されました。樹林が点在する耕作地域では、令和2年繁殖期に成鳥（雄）の飛翔が1例確認されました。堀谷戸川左岸の耕作地域では、令和2年繁殖期に成鳥（雄）の採食行動が1例確認されました。</p> <p>対象事業実施区域外では、住宅地域で平成31年繁殖期に、成鳥（雄）の飛翔が1例、令和2年繁殖期に成鳥（雄）の飛翔が1例、樹林域で令和2年繁殖期に成鳥（雄）の飛翔が1例、採食行動が1例確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外では成鳥（雄・雌）、齢不明（雄）等によるとまり、飛翔、採食行動、防衛行動等が複数例確認されました。</p>

表 6.2-13(2) 注目すべき種の生態・確認状況（猛禽類）

No.	種名	生態・確認状況
3	ハイタカ	<p><b>【生態など】</b>            四国以北で繁殖し、冬鳥として国外から渡来する個体も多いです。全長は雄 32cm、雌 39cm。白い眉斑と黒い眼帯を持ち、飛翔姿がツミにそっくりな小さなタカ。留鳥または冬鳥として、山地から丘陵地の森林に生息します。林内を飛翔しておもに小鳥類をとらえます。高木に営巣し、普通 4～5 卵を産む。抱卵日数は 33 日位、巣立ちまでの日数は約 30 日位です。</p> <p><b>【確認状況】</b>            対象事業実施区域では、人工的土地利用域で平成 31 年繁殖期に成鳥（雄）の採食行動が 1 例、性齢不明の旋回上昇が 1 例、急降下が 1 例、採食行動が 1 例確認されました。相沢川周辺の谷戸地域では、平成 31 年繁殖期に成鳥（雌）の旋回上昇が 1 例、若鳥（性不明）の採食行動が 1 例、性齢不明の旋回上昇が 1 例、急降下が 1 例、採食行動が 1 例、令和 2 年繁殖期に幼鳥（雄）の採食行動が 1 例確認されました。樹林が点在する広大な草地域では、平成 31 年繁殖期に成鳥（雌）の旋回上昇が 1 例、若鳥（性不明）の採食行動が 1 例、性齢不明の急降下が 1 例、防衛行動が 1 例、令和 2 年繁殖期に成鳥（雄）の飛翔が 1 例、成鳥（性不明）の旋回上昇が 1 例、急降下が 1 例、採食行動が 1 例、幼鳥（雄）の採食行動が 1 例確認されました。和泉川源流域では、平成 31 年繁殖期に性齢不明の急降下が 1 例、防衛行動が 1 例、令和 2 年繁殖期に成鳥（雌）の採食行動が 1 例、幼鳥（雄）の採食行動が 1 例確認されました。樹林が点在する耕作地域では、平成 31 年度繁殖期に成鳥（雄）の採食行動が 1 例、成鳥（雌）の飛翔が 1 例、齢不明（雄）の飛翔が 1 例、齢不明（雌）の飛翔が 1 例、採食行動が 1 例、性齢不明の旋回上昇が 1 例、飛翔が 2 例、採食行動が 1 例、令和 2 年繁殖期では、成鳥（雄）の旋回上昇が 2 例、飛翔が 1 例、採食行動が 1 例、成鳥（性不明）の飛翔が 1 例、幼鳥（雄）の採食行動が 1 例確認されました。堀谷戸川左岸の耕作地域では、平成 31 年繁殖期に齢不明（雄）の採食行動が 1 例、令和 2 年繁殖期に成鳥（雄）の飛翔が 1 例確認されました。</p> <p>対象事業実施区域外では、住宅地域で平成 31 年繁殖期に成鳥（雌）の旋回上昇が 1 例、令和 2 年繁殖期に成鳥（雄）の飛翔が 1 例確認されました。樹林域では、平成 31 年繁殖期に齢不明（雄）の採食行動が 1 例、令和 2 年繁殖期に成鳥（雄）の飛翔が 1 例、成鳥（雌）の採食行動が 1 例確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外では、成鳥（雄・雌）、若鳥（雄・雌）、齢不明（雄・雌）等による、とまり、飛翔、採食行動、旋回上昇、急降下、防衛行動等が複数例確認されました。</p>

表 6.2-13(3) 注目すべき種の生態・確認状況（猛禽類）

No.	種名	生態・確認状況
4	オオタカ	<p>【生態など】                      北海道と本州で繁殖し、冬期は漂行する個体も多いです。全長は雄 50cm、雌 56cm。顔に顕著な眉斑と黒い眼帯のある大きなタカ。留鳥として山麓から丘陵地の森林に生息し、おもに中・小型の鳥類をとらえます。スギ・マツ類などの針葉樹の高木に営巣することが多く、4月中旬～5月上旬に3～4卵を産みます。抱卵日数は37日位、巣立ちまでの日数は約40日です。</p> <p>【確認状況】</p> <div style="border: 1px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div> <p style="text-align: center;">重要な種の保護の観点から、非表示としております。</p>

表 6.2-13(4) 注目すべき種の生態・確認状況（猛禽類）

No.	種名	生態・確認状況
5	サシバ	<p>【生態など】            夏鳥として渡来し、東北地方から九州にかけて繁殖します。南西諸島では多くの固体が越冬します。全長は雄 47cm、雌 51cm。白い眉斑とのど中央に太い黒色縦線を持つ、褐色の中形のタカ。4月頃夏鳥として渡来し、丘陵地や低山地に生息します。高木の梢などを見張り場にしてエサを探し、水辺でカエルやヘビをよく捕らえます。また昆虫類も捕食します。スギ林などの高木の樹上に営巣し、4月下旬から5月上旬頃に2～4卵を産みます。抱卵期間は31日程度、育雛期間は40～45日です。</p> <p>【確認状況】            対象事業実施区域内では、確認されませんでした。            対象事業区域外では、住宅地域で平成31年繁殖期に成鳥（性不明）の旋回上昇が1例、樹林域で平成31年繁殖期に成鳥（性不明）の旋回上昇が1例確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外では、成鳥（雌）、若鳥等による、旋回上昇が複数例確認されました。</p>
6	ノスリ	<p>【生態など】            北海道から四国で繁殖し、非繁殖期には全国で見られます。全長は雄 52cm、雌 57cm。顎ひげ状の黒褐色斑とやさしい黒目を持つ、ずんぐりしたタカ。留鳥または漂鳥。繁殖期には、森林で営巣しますが、採餌には伐採地や牧場、畑のような開けた環境をよく利用します。巣は高木の樹上に作られ、5月頃に2～3卵を産みます。非繁殖期には、川原、農耕地のような草原的環境にも生息します。上空を帆翔しながら獲物を探し、モグラ・ネズミなどの小型ほ乳類を多く捕食することが知られています。</p> <p>【確認状況】            対象事業実施区域内では、相沢川周辺の谷戸地域で令和2年繁殖期に成鳥（性不明）の旋回上昇が1例確認されました。樹林が点在する広大な草地域では、令和2年繁殖期に成鳥（雄）のとまりが2例、採食行動が1例、成鳥（性不明）のとまりが2例、旋回上昇が1例、採食行動が1例、若鳥（性不明）の採食行動が1例確認されました。和泉川源流域では、平成31年繁殖期に、成鳥（性不明）の飛翔が1例、若鳥（性不明）の飛翔が1例、性齢不明の採食行動が1例、令和2年繁殖期に、成鳥（性不明）のとまりが1例、飛翔が1例、採食行動が2例確認されました。樹林が点在する耕作地域では、平成31年繁殖期に成鳥（性不明）のとまりが1例、飛翔が1例、採食行動が1例、令和2年繁殖期に成鳥（性不明）の飛翔が4例、性齢不明のとまりが1例、旋回上昇が1例、採食行動が2例確認されました。</p> <p>対象事業実施区域外では、住宅地域で平成31年繁殖期に若鳥（性不明）の飛翔が1例、令和2年繁殖期に成鳥（性不明）の旋回上昇が1例確認されました。樹林域では、平成31年繁殖期に成鳥（性不明）の飛翔が1例、若鳥（性不明）の飛翔が1例、性齢不明の採食行動が1例、令和2年繁殖期に成鳥（性不明）の採食行動が1例確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外では、成鳥（性不明）等によるとまり、飛翔、採食行動、旋回上昇等が複数例確認されました。</p>

表 6.2-13(5) 注目すべき種の生態・確認状況（猛禽類）

No.	種名	生態・確認状況
7	ハヤブサ	<p><b>【生態など】</b> おもに冬鳥として渡来し、沿岸部や大きな河川の周辺で観察されますが、内陸部に飛来することもあります。繁殖例としては、2例を数えるのみです。全長は雄42cm、雌49cm。頬に太いひげ状の黒色斑を持ち、上面が薄墨色の猛禽。留鳥または冬鳥として、断崖のある海岸に生息します。高速で飛行し、ハト類などの鳥類を飛びながらとらえます。断崖に営巣し、普通3～4卵を産みます。</p> <p><b>【確認状況】</b> 対象事業実施区域内では、和泉川源流域で令和2年繁殖期に成鳥（雄）の採食行動が1例確認されました。樹林が点在する耕作地域では平成31年繁殖期に成鳥（性不明）のとまりが1例、飛翔が1例、齢不明（雌）の飛翔が1例確認されました。</p> <p>対象事業実施区域外では、住宅地域で平成31年繁殖期に成鳥（雄）の採食行動が1例確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外では、成鳥（雄）、若鳥（雄）、幼鳥（雄）等のとまり、飛翔、旋回上昇、急降下、採食行動、防衛行動等が複数例確認されました。</p>

資料：「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月）

「山溪カラー名鑑 日本の野鳥」（山と溪谷社 平成4年11月）

「原色日本野鳥生態図鑑＜水鳥編＞」（中村登流・中村雅彦 平成7年）

「原色日本野鳥生態図鑑＜陸鳥編＞」（中村登流・中村雅彦 平成7年）

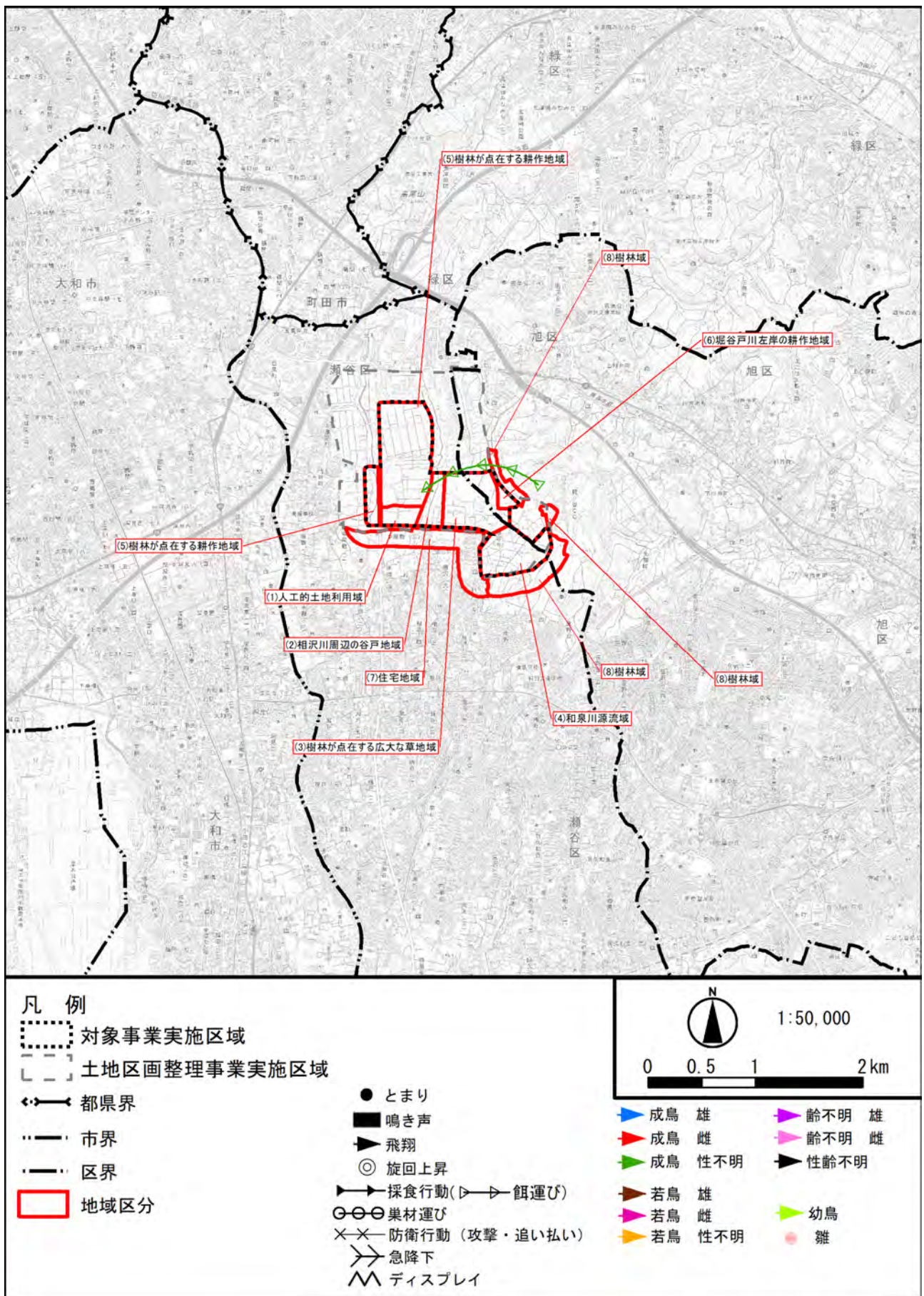


図 6.2-7(1) 注目すべき種の確認位置 (猛禽類: ミサゴ (令和2年繁殖期))

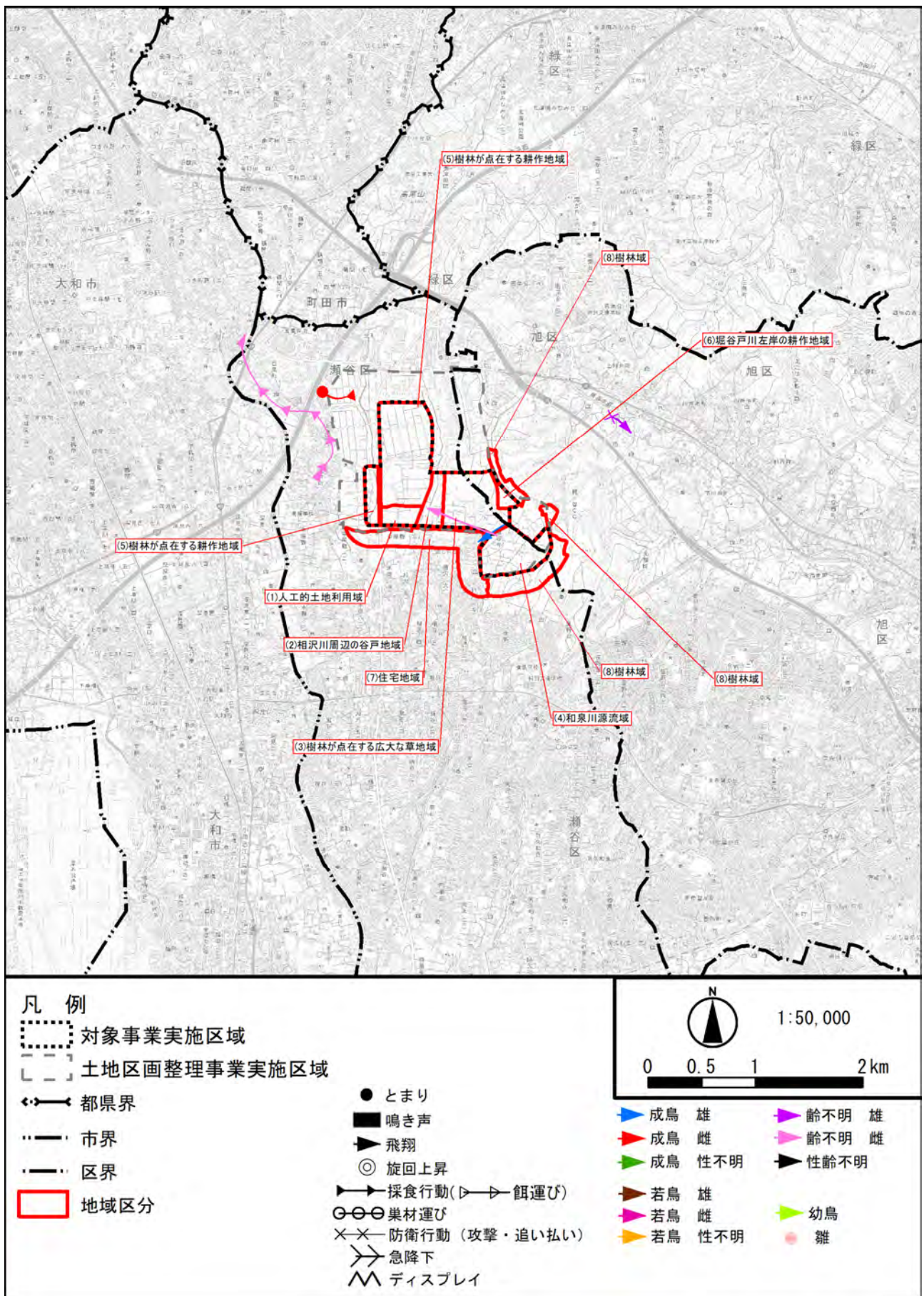


図 6.2-7(2) 注目すべき種の確認位置 (猛禽類: ツミ (平成 31 年繁殖期))



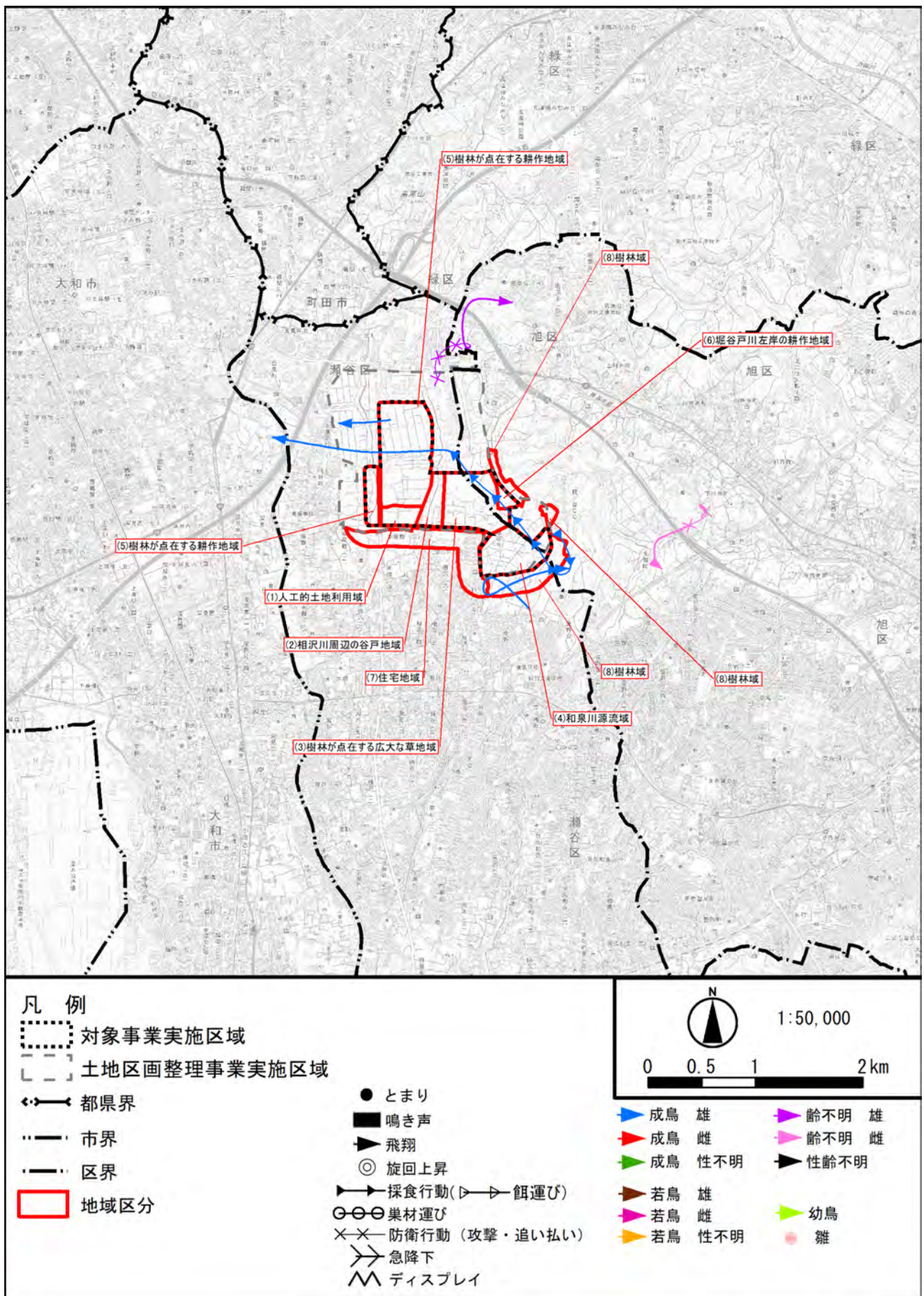


図 6.2-7(3) 注目すべき種の確認位置 (猛禽類：ツミ (令和2年繁殖期))

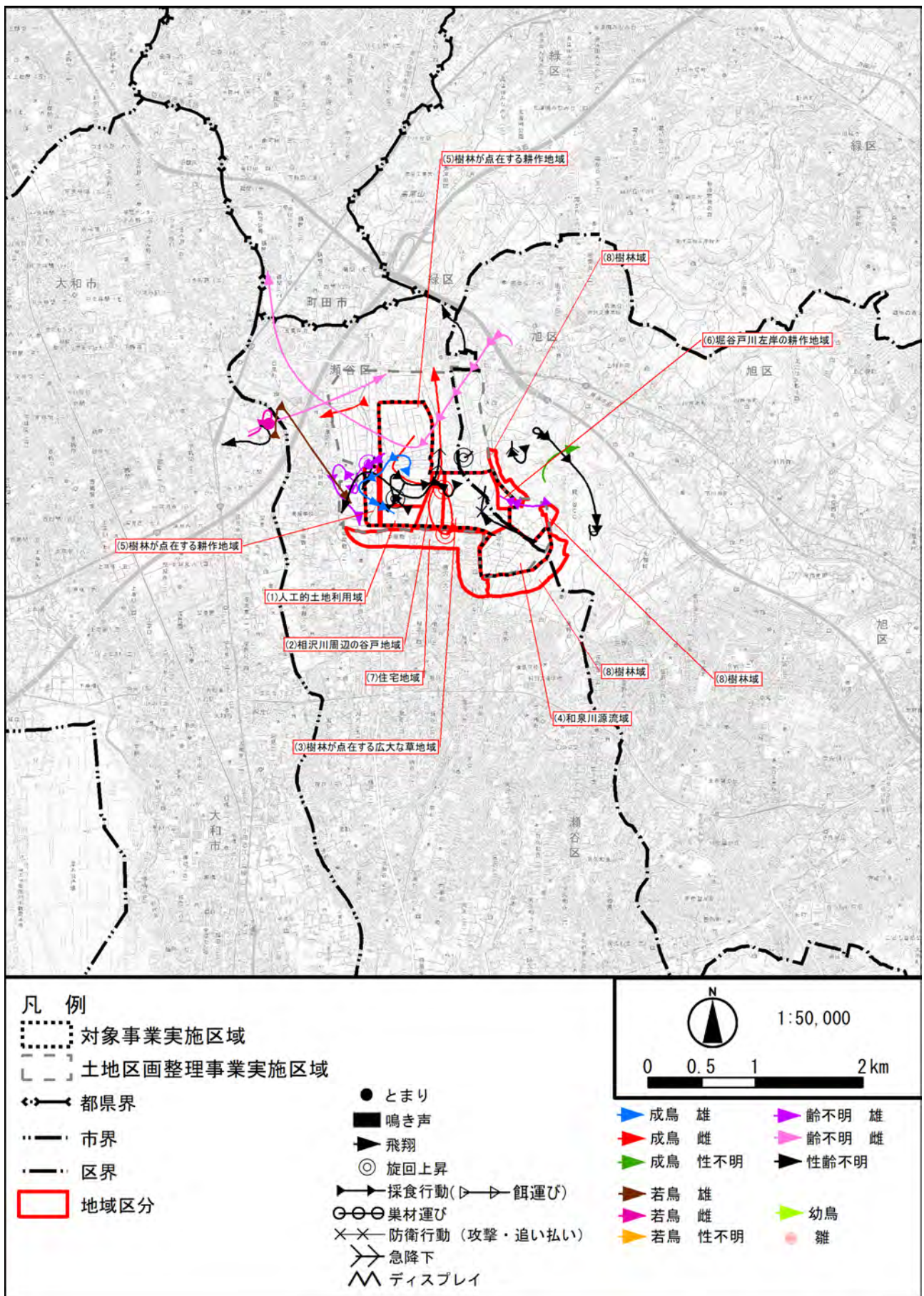


図 6.2-7(4) 注目すべき種の確認位置 (猛禽類：ハイタカ (平成 31 年繁殖期))

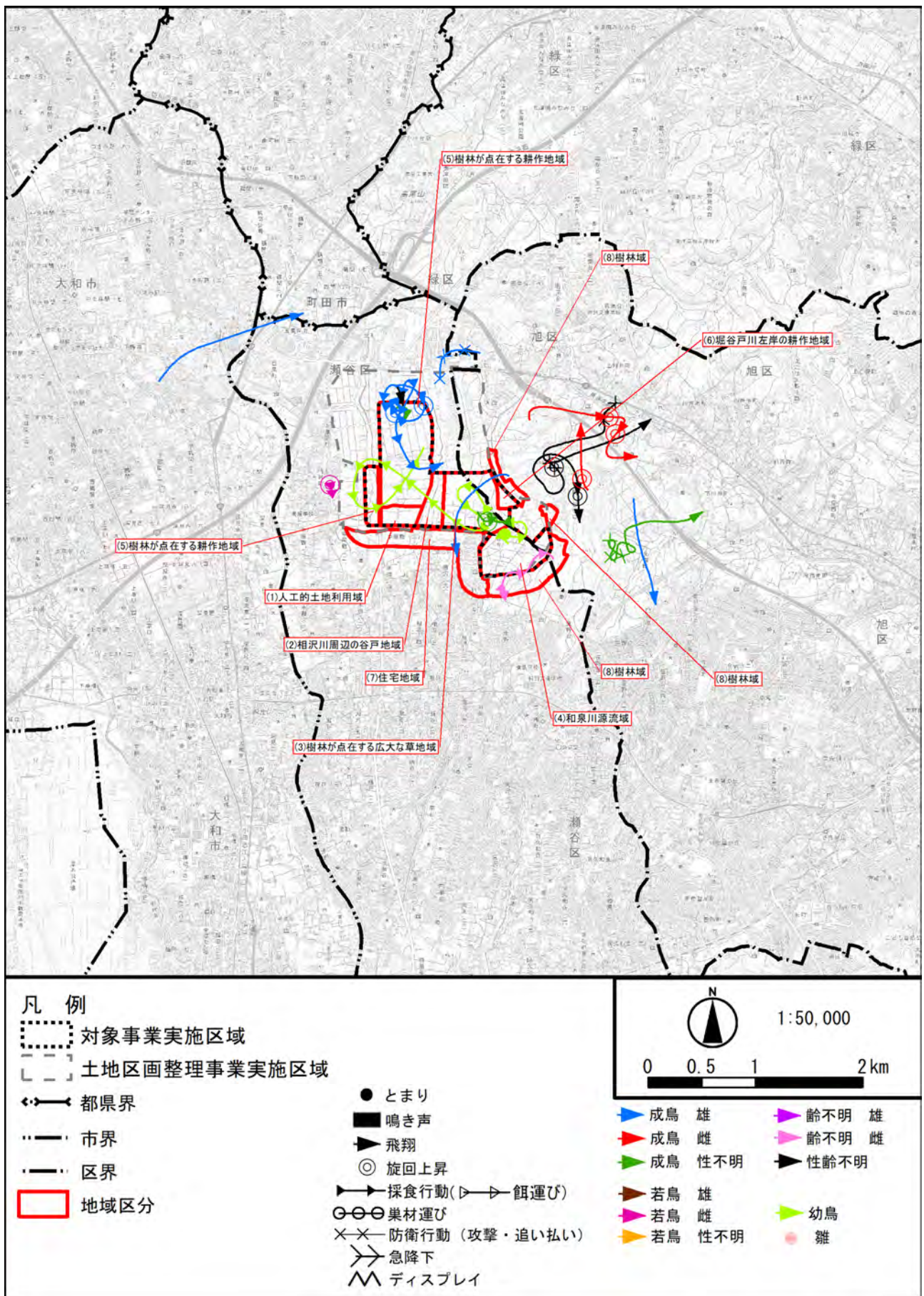


図 6.2-7(5) 注目すべき種の確認位置 (猛禽類：ハイタカ (令和2年繁殖期))

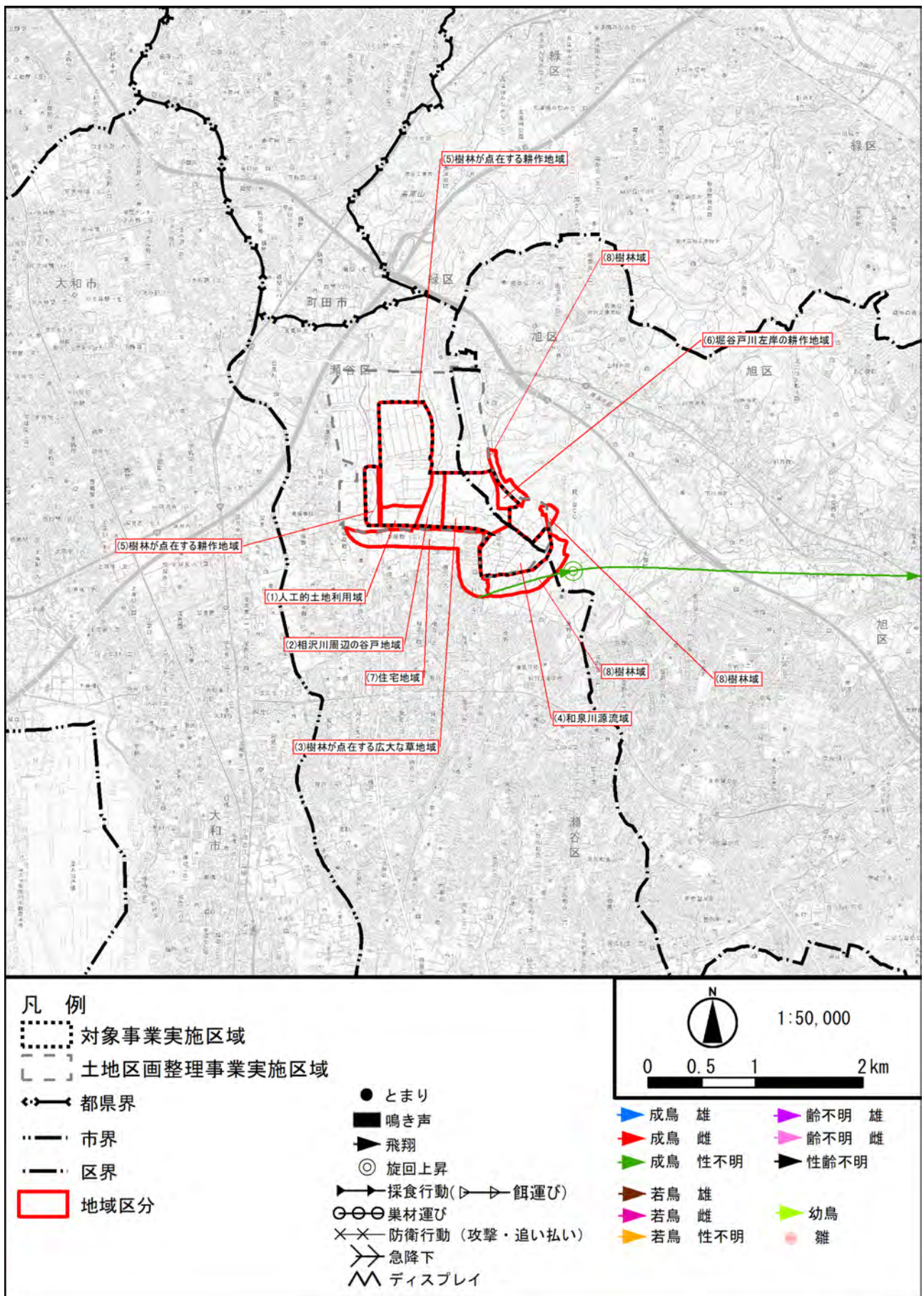


図 6.2-7(6) 注目すべき種の確認位置 (猛禽類：サシバ (平成31年繁殖期))

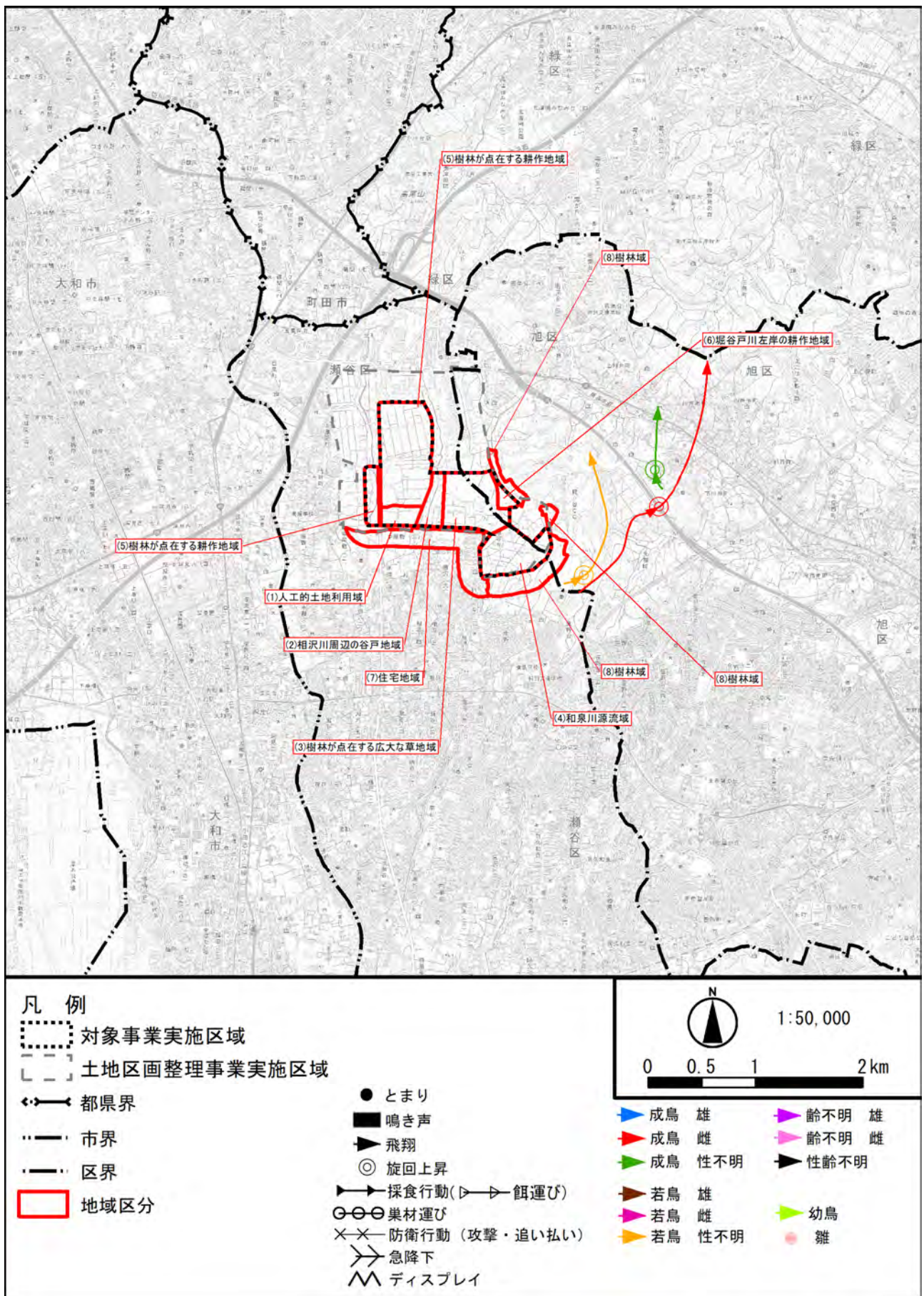


図 6.2-7(7) 注目すべき種の確認位置 (猛禽類: サシバ (令和 2 年繁殖期))

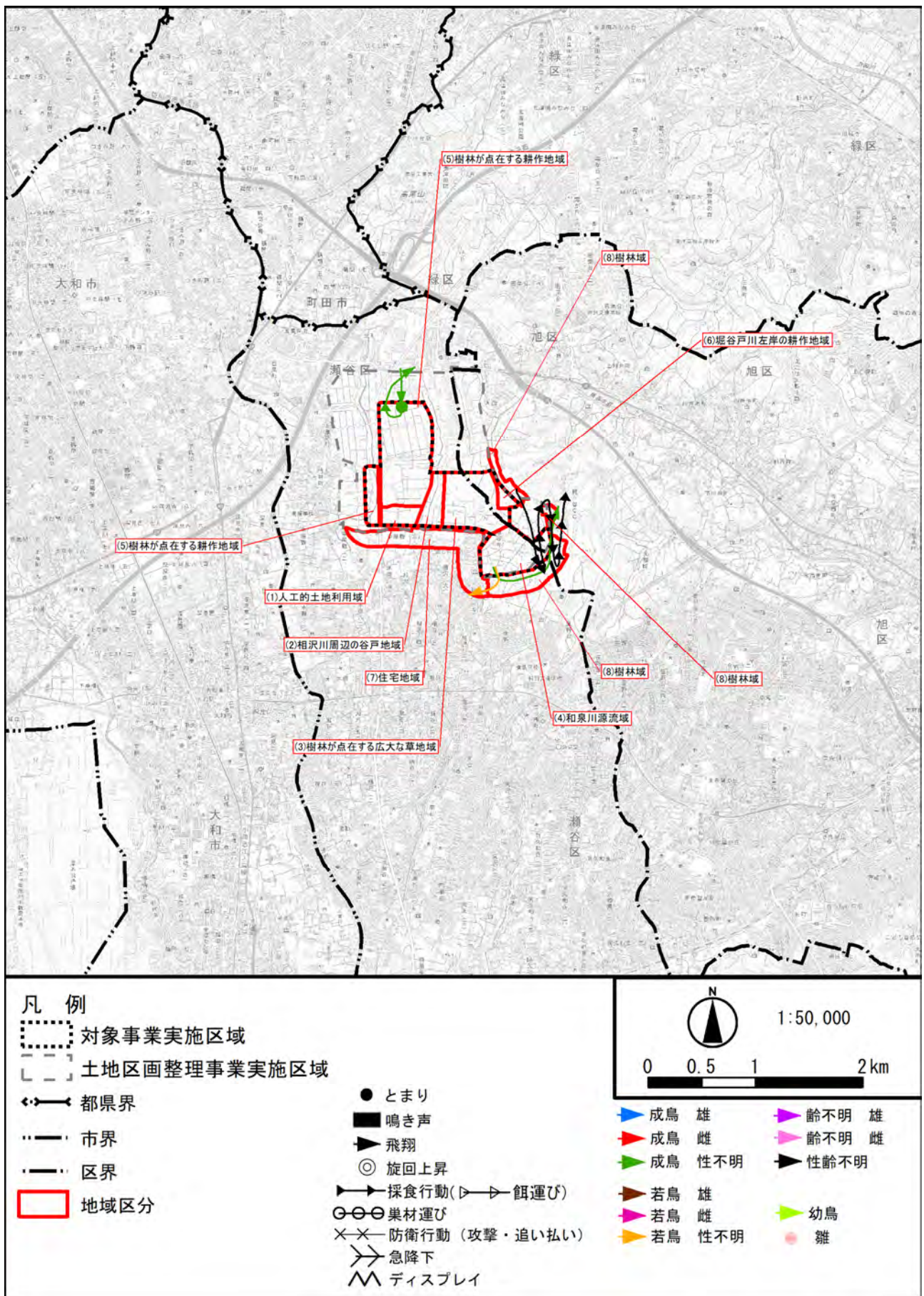


図 6.2-7(8) 注目すべき種の確認位置 (猛禽類：ノスリ (平成 31 年繁殖期))

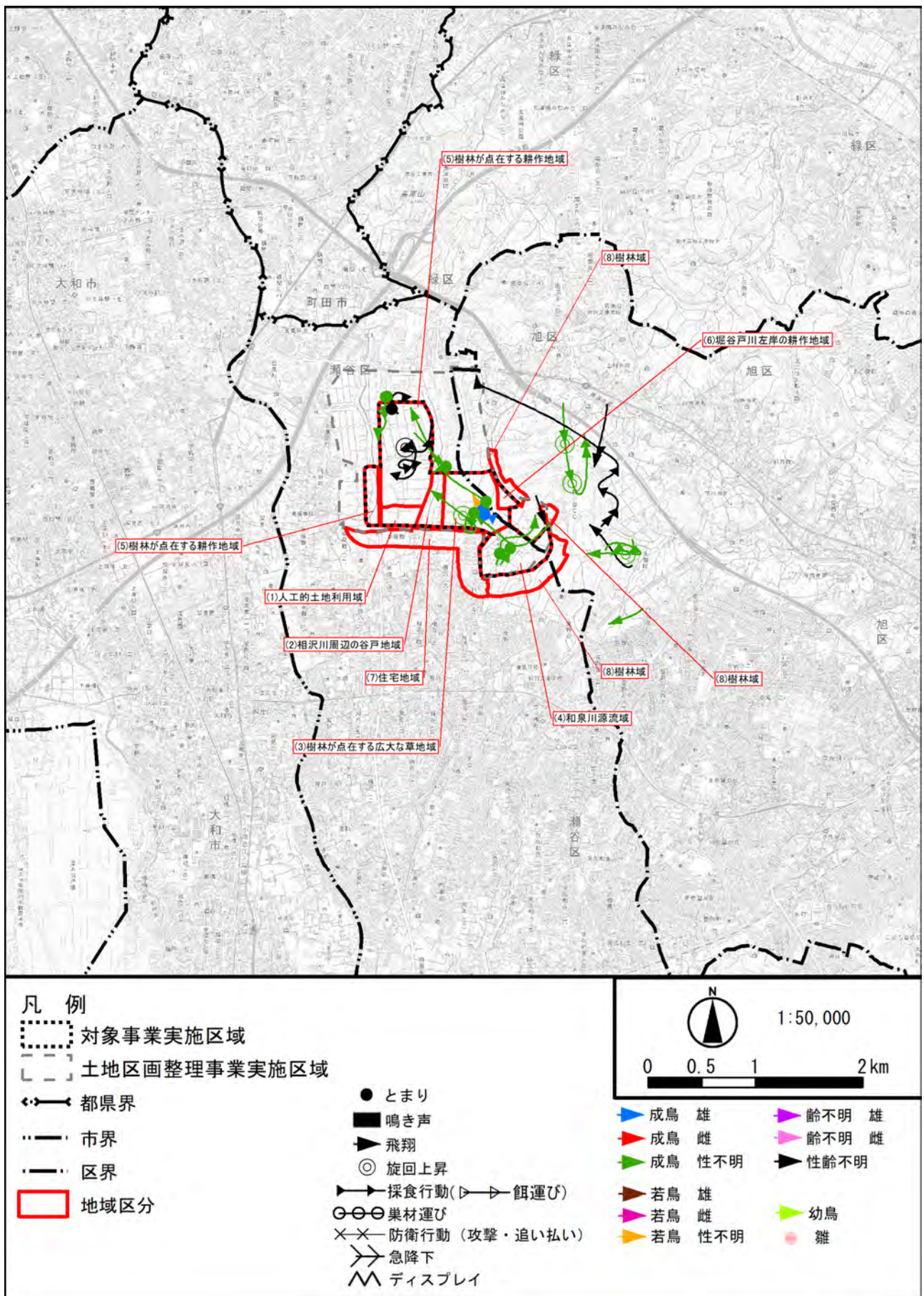


図 6.2-7(9) 注目すべき種の確認位置 (猛禽類：ノスリ (令和2年繁殖期))

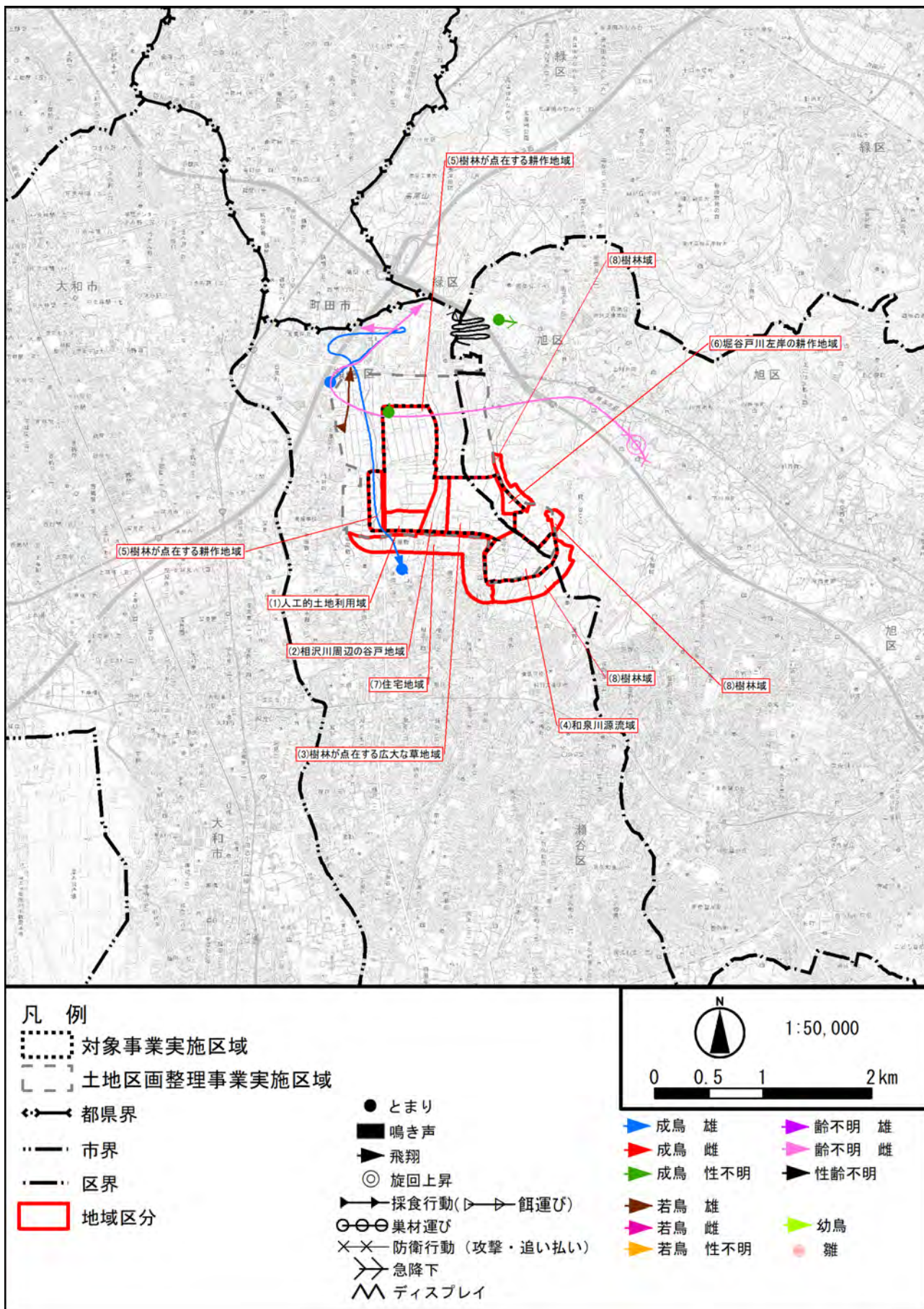


図 6.2-7(10) 注目すべき種の確認位置 (猛禽類：ハヤブサ (平成 31 年繁殖期))



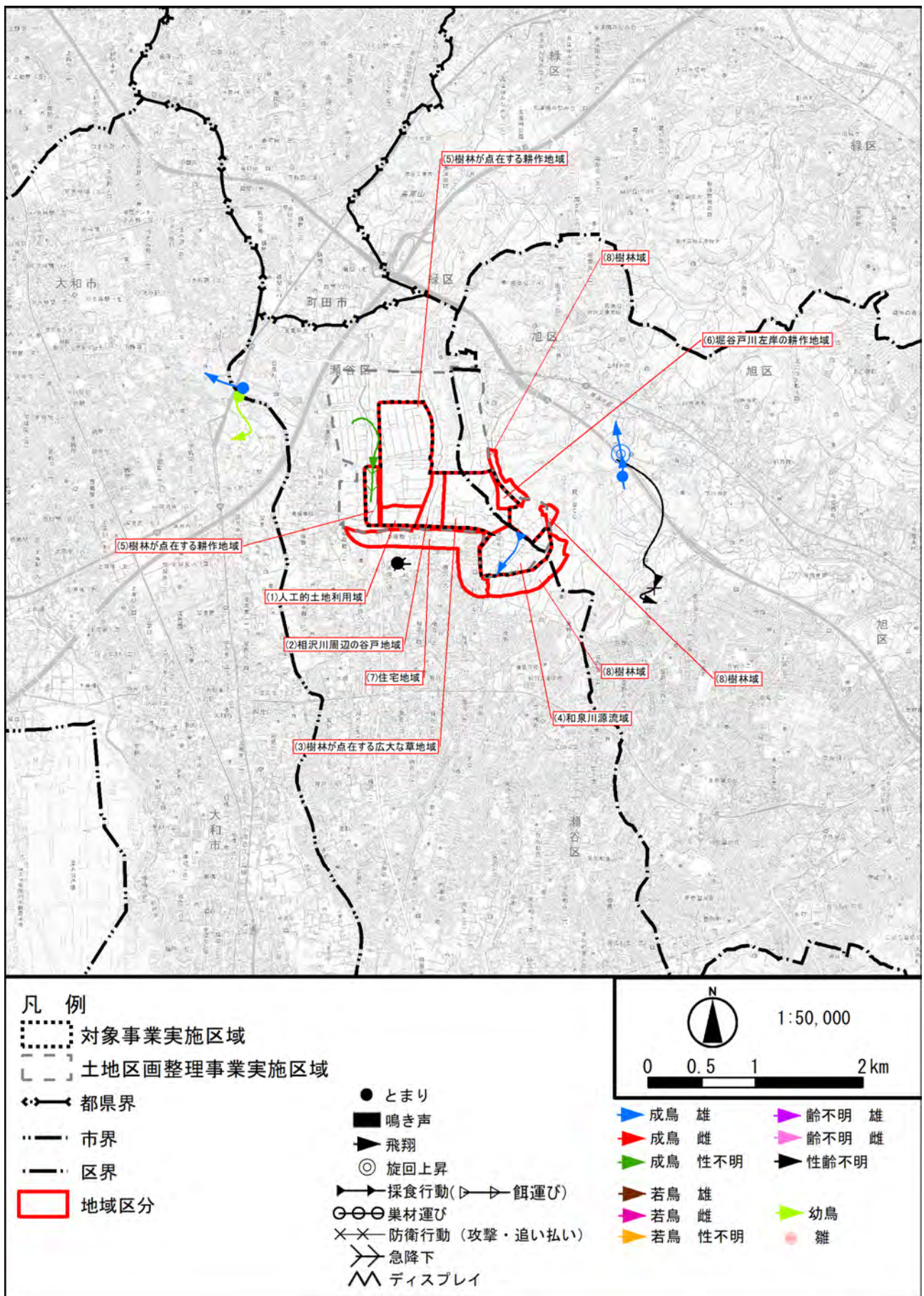


図 6.2-7(11) 注目すべき種の確認位置 (猛禽類: ハヤブサ (令和2年繁殖期))

また、確認された重要な種のうち、オオタカについての確認状況を図 6.2-8 に示します。

重要な種の保護の観点から、非表示としております。

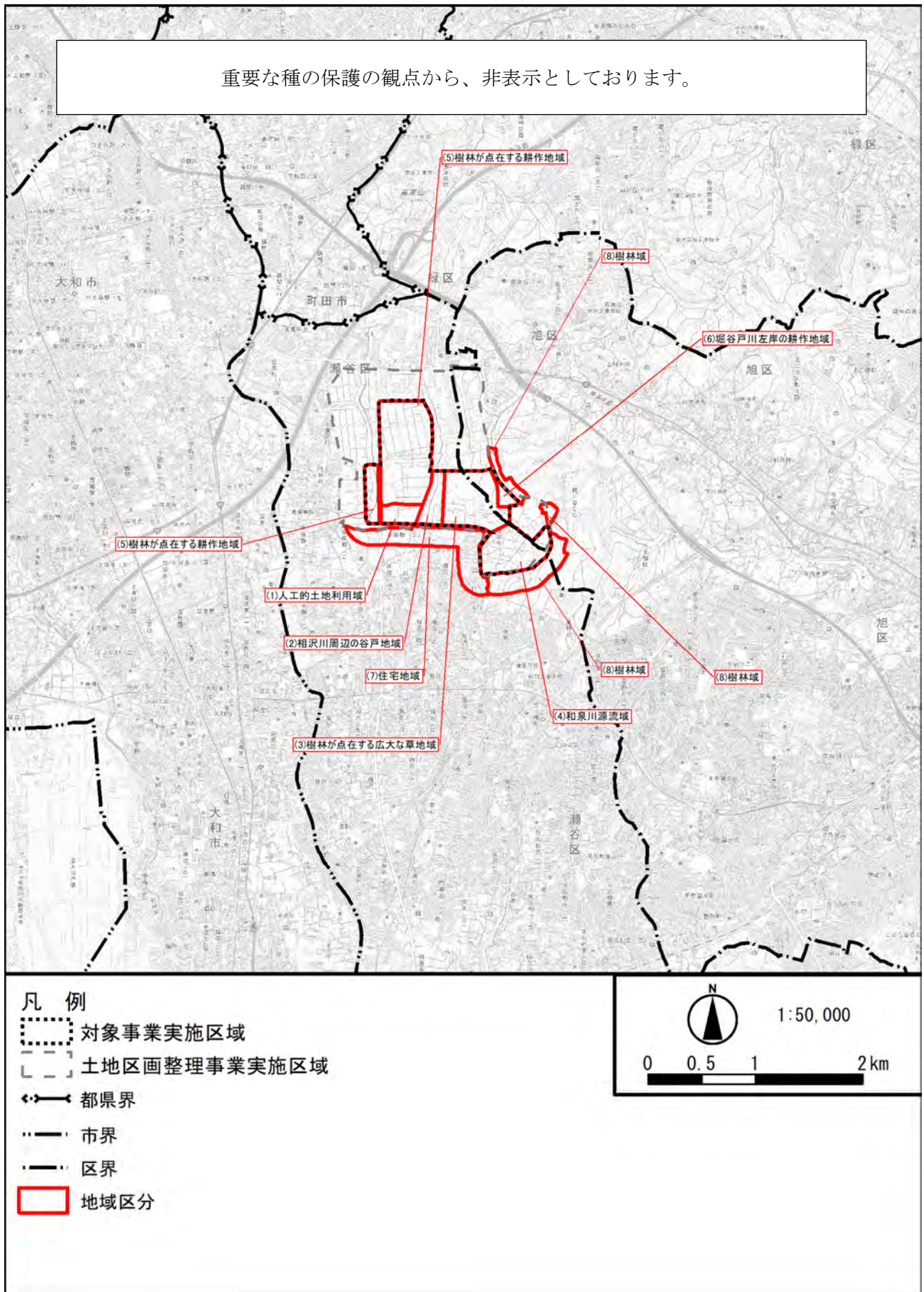


図 6.2-8(1) 注目すべき種の確認位置（猛禽類：オオタカ（平成 31 繁殖期））

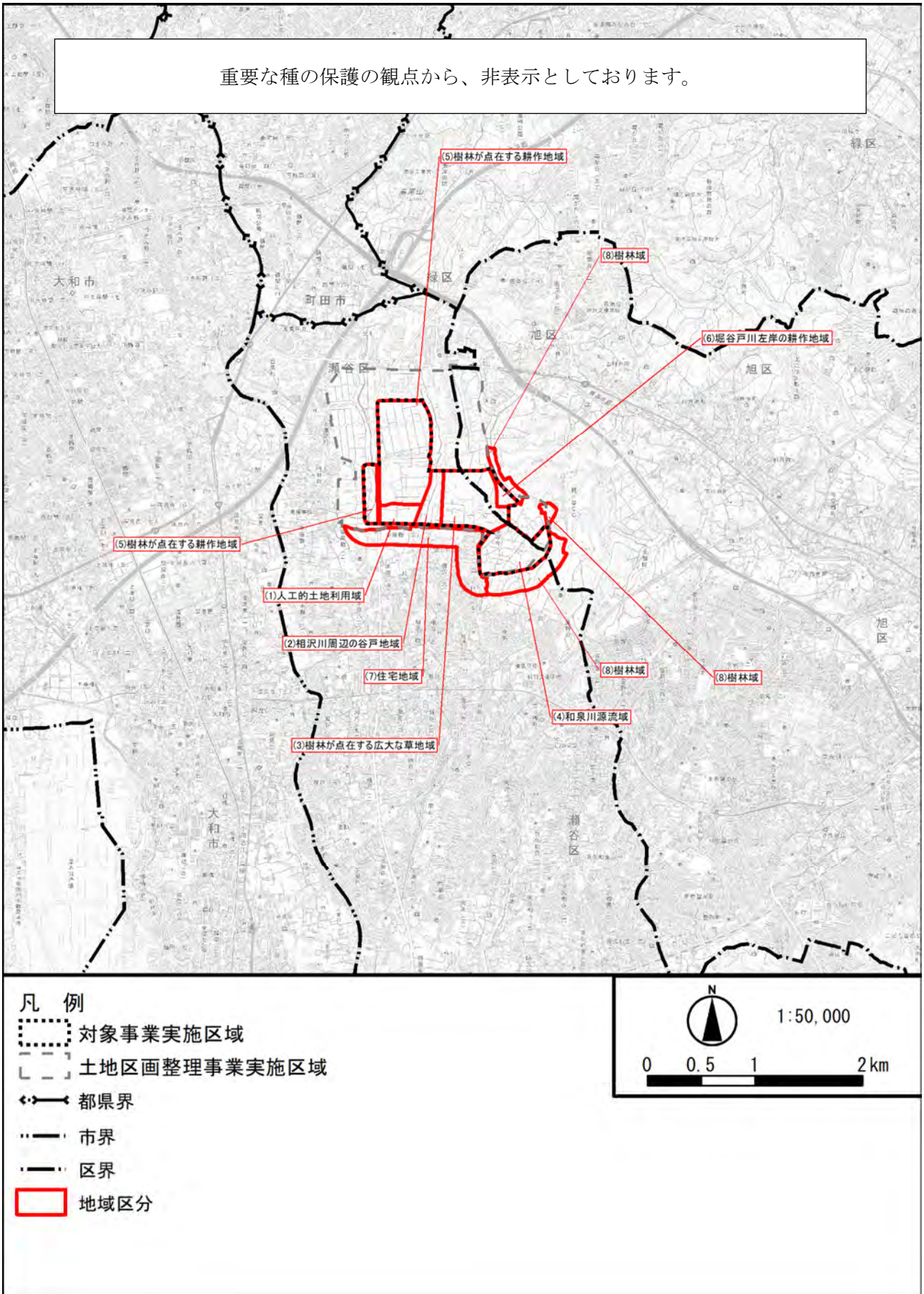


図 6.2-8(2) 注目すべき種の確認位置（猛禽類：オオタカ（令和2繁殖期））

重要な種の保護の観点から、非表示としております。

重要な種の保護の観点から、非表示としております。

重要な種の保護の観点から、非表示としております。

重要な種の保護の観点から、非表示としております。



e. 両生類・爬虫類

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の結果、注目すべき種として1目2科2種の両生類、1目2科5種の爬虫類が確認されています。

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査で確認された注目すべき種は表 6.2-16、生態及び確認状況は表 6.2-17、確認位置図は図 6.2-10 に示すとおりです。

表 6.2-16(1) 注目すべき種（両生類）

No.	目名	科名	種名	確認位置								選定基準			
				区域内						区域外		①	②	③	④
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)				
1	無尾	ヒキガエル	アズマヒキガエル				●				●				要注
2		アオガエル	シュレーゲルアオガエル		●										要注
合計	1目	2科	2種	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2

注1：科名、種名及びその配列は、概ね『平成31年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト』（平成31年度版）に準拠しました。

注2：重要な種の選定基準は下記のとおりです。

①「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）

特天：特別天然記念物、天：天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）

国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

③「環境省レッドリスト2020」（環境省 令和2年3月）

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

④「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」

（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月）

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、要注：要注意種、DD：情報不足、不明：不明種、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

表 6.2-16(2) 注目すべき種（爬虫類）

No.	目名	科名	種名	確認位置								選定基準				
				区域内				区域外				①	②	③	④	
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)					
1	有鱗	トカゲ	ヒガシニホントカゲ					●				●				要注
2		ナミヘビ	シマヘビ													要注
3			アオダイショウ													要注
4			ヒバカリ					●								NT
5			ヤマカガシ		●											
合計	1目	2科	5種	0	1	0	0	2	0	0	0	1	-	-	-	5

注1：科名、種名及びその配列は、概ね『平成31年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト』（平成31年度版）に準拠しました。

注2：重要な種の選定基準は下記のとおりです。

①「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）

特天：特別天然記念物、天：天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）

国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

③「環境省レッドリスト2020」（環境省 令和2年3月）

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、

VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

④「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」

（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月）

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、

VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、要注：要注意種、

DD：情報不足、不明：不明種、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

表 6.2-17(1) 注目すべき種の生態・確認状況（両生類）

No.	種名	生態・確認状況
1	アズマヒキガエル	<p><b>【生態など】</b>                      北海道南部～近畿、山陰地方に分布しています。                      体長は6～15cm。体背面は雄では黄褐色、雌では茶褐色。森林周辺の草むら・竹やぶ・人家の庭等に住み、繁殖期以外はほとんど水には入りません。昼間は石や倒木の下にひそみ、夕暮れから行動して、昆虫・ミミズなどの小動物を捕食します。繁殖期は平地では2～4月頃、山地では4～7月頃で、多数の個体が産卵場所に集まって集団産卵をします。<b>【確認状況】</b>                      対象事業実施区域内では、和泉川源流域で夏季に成体が1地点計1個体、秋季に成体が1地点計1個体、春季に幼生が1地点計50個体以上確認されました。                      対象事業実施区域外では、樹林域で夏季に幼体が1地点計1個体、早春季に成体が1地点計15個体、卵塊が1地点計2塊、初夏に幼生が1地点計50個体以上確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外では確認されませんでした。</p>
2	シュレーゲルアオガエル	<p><b>【生態など】</b>                      本州～九州に分布しています。                      体長は雄3.5～4cm、雌5～6cm。体背面は黄緑色で腹面が白く、体色は土の上では暗かっ色に変化します。平地から丘陵地の水田周辺や草地に多く、地上性。繁殖期は2月下旬から5月頃で、水田のあぜや小川の堤に穴を掘り、白い泡状の卵塊を産み、孵化した幼生は水中に泳ぎだして成長します。<b>【確認状況】</b>                      対象事業実施区域内では、相沢川周辺の谷戸地域で初夏に成体が1地点計10個体確認されました。                      対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で幼体が1地点計1個体、成体が5地点計33個体確認されました。</p>

表 6.2-17(2) 注目すべき種の生態・確認状況（爬虫類）

No.	種名	生態・確認状況
1	ヒガシニホントカゲ	<p>【生態など】 東日本に分布しています。 全長は 20～25cm。頭部のくびれはなく、体は円筒形、体背面は茶褐色の金属光沢で、胴側部だけに幅広い黒色縦条が走っています。尾は全長の3分の2近くを占め、自切して再生します。日当たりの良い石の下や石垣の隙間、土手の斜面の穴などにすみ、ミミズやクモ、昆虫などを捕食します。幼体の尾は鮮やかなコバルトブルーですが、この色は成長と共に消えます。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、樹林が点在する耕作地域で夏季に幼体が2地点計2個体、秋季に幼体が1地点計1個体確認されました。 対象事業実施区域外では、樹林域で夏季に幼体が1地点計1個体確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外では、成体が3地点3個体確認されました。</p>
2	シマヘビ	<p>【生態など】 北海道～九州に分布しています。 全長は1～1.5m(最大2m)。体鱗列数は胴の大半で19列、体背面は黄褐色またはオリーブがかった褐色で、頸部から尾部にかけて4本の黒褐色縦条が走ります。開けた平地から山地の林縁部など、明るい環境を好みます。動きは俊敏で、カエルを多く食べますが、他にも、ネズミ、鳥類の卵やヒナ、ヘビ、トカゲなどさまざまな動物を捕食します。7～8月頃に4～15個ほどを産卵し、40～50日で孵化します。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で幼体が1地点計1個体、成体が2地点計2個体、脱皮殻が1地点計1例確認されました。</p>
3	アオダイショウ	<p>【生態など】 北海道～九州に分布しています。 全長は1～2.5m(最大3m程)。体鱗列数は胴の大部分で23列、体背面は青みがかったオリーブ褐色です。山地の林から平野部までさまざまな環境にすみ、日本では古くから最も身近なヘビとして知られます。成蛇は人家や倉庫などにもすみ着き、ネズミをよく捕食するので、「家の主」として大切に扱う地域も多いです。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で成体が1地点計1個体、脱皮殻(成体)が1地点計1例確認されました。</p>

表 6.2-17(3) 注目すべき種の生態・確認状況（爬虫類）

No.	種名	生態・確認状況
4	ヒバカリ	<p>【生態など】                      本州～九州に分布しています。                      全長は 40～65cm。小型で胴は細長く、頭部は比較的小さいです。体鱗列数は胴の大部分で 19 列、体表面は褐色または茶褐色、腹面は黄色で、それぞれの腹板の両縁には暗色の小斑点があります。低山地から山地の森林に住み、水辺や多湿な場所を好み、カエルやミミズ、水中に入ってオタマジャクシや小魚などを捕食します。性質は温和で、夏に 4～10 個を産卵します。</p> <p>【確認状況】                      対象事業実施区域内では、樹林が点在する耕作地域で秋季に轢死体が 1 地点計 1 例確認されました。                      対象事業実施区域外では、確認されませんでした。</p>
5	ヤマカガシ	<p>【生態など】                      本州～九州に分布しています。                      全長は 1～1.2m(最大 1.4～1.5m)。胴はやや太く、体鱗列数は胴の大部分で 19 列、各鱗には顕著なキールがあります。体背面はオリーブ褐色、灰褐色、暗褐色など変異が多いです。平地から山地の水田や小川、湿地などに多いです。動きは活発で主としてカエルを食べますが、水にも入り、オタマジャクシや小魚なども捕食します。秋に交尾をすることが多く、翌年の初夏に 8～20 個ほどを産卵します。頸部に毒を持っています。</p> <p>【確認状況】                      対象事業実施区域内では、相沢川周辺の谷戸地域で秋季に幼蛇が 1 地点計 1 個体確認されました。                      対象事業実施区域外では、確認されませんでした。</p>

資料：「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 18 年 7 月）  
 「自然観察シリーズ 22<生態編>日本の両生類・爬虫類」（株式会社小学館 昭和 60 年 6 月 20 日）

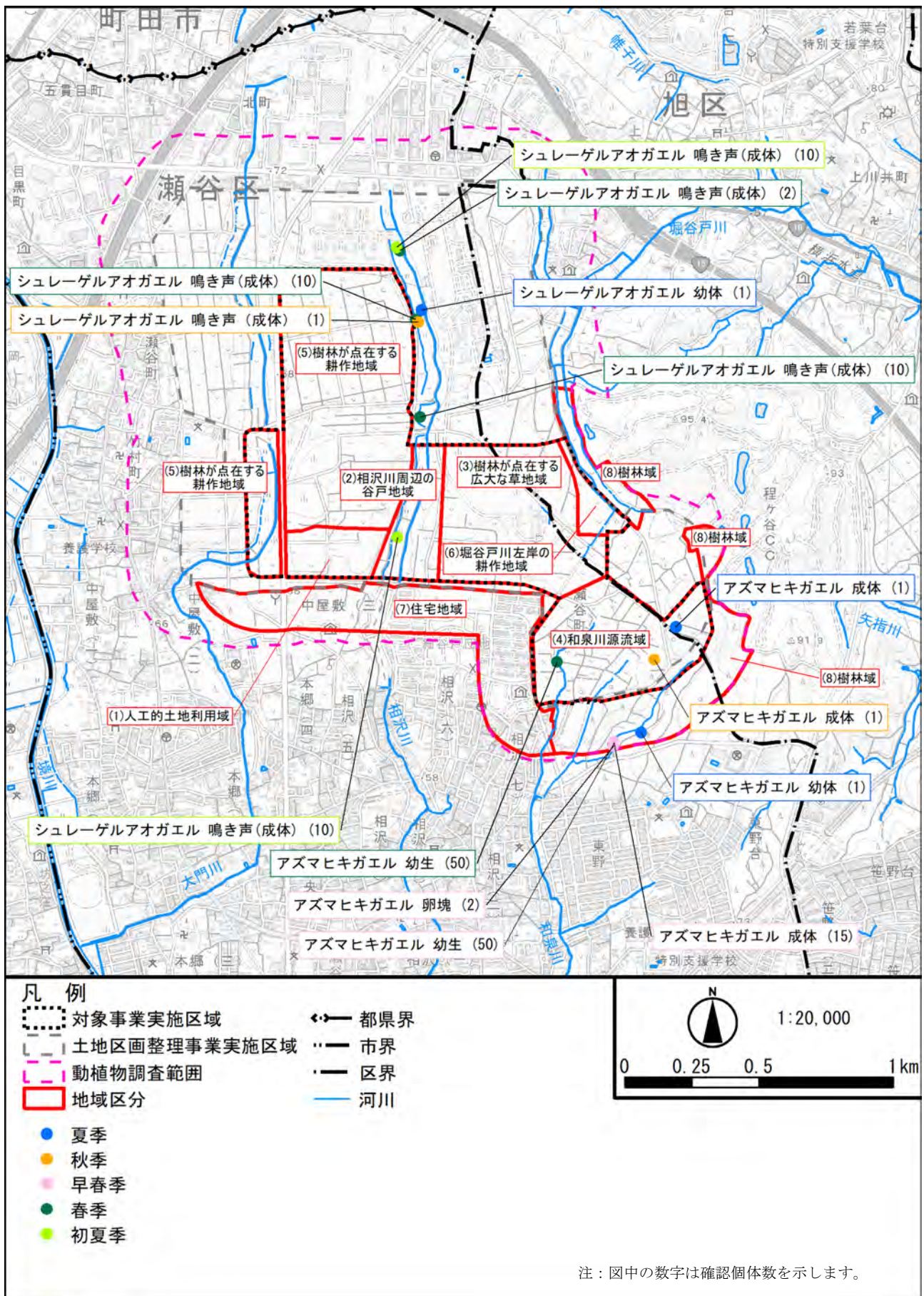


図 6.2-10(1) 注目すべき種の確認位置（両生類）

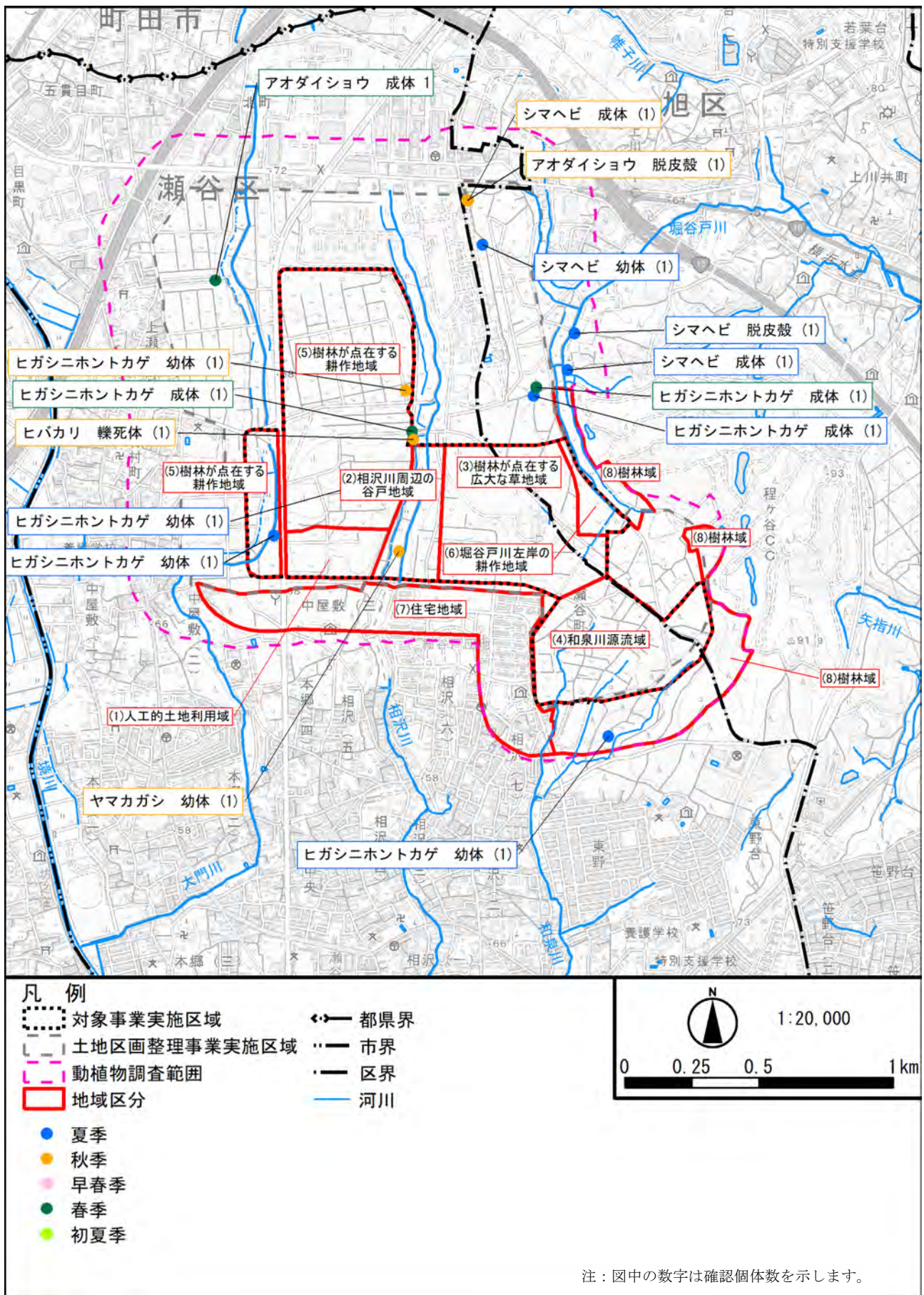


図 6.2-10(2) 注目すべき種の確認位置（爬虫類）

f. 昆虫類

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の結果、注目すべき種として5目15科17種の昆虫類が確認されています。

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査で確認された注目すべき種は表 6.2-18、生態及び確認状況は表 6.2-19、確認位置図は図 6.2-11 に示すとおりです。

表 6.2-18 注目すべき種（昆虫類）

No.	目名	科名	種名	確認位置								選定基準								
				区域内				区域外				①	②	③	④					
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)									
1	トンボ	カワトンボ	ニホンカワトンボ									●				NT				
2		イトトンボ	ホソミイトトンボ									●				DD				
3		トンボ	ナツアカネ					●									要注			
4	バッタ	ケラ	ケラ				●										要注			
5		クツワムシ	クツワムシ				●										要注			
6		バッタ	ショウリョウバッタモドキ					●										要注		
7	カメムシ	ミズムシ	エサキコミズムシ														DD			
8		グンバイムシ	ヤブガラシグンバイ					●				●					DD			
9		ヘリカメムシ	ミナミトゲヘリカメムシ															DD		
10	コウチュウ	オサムシ	クロヒメヒョウタンゴミムシ															NT		
11			アトモンコミズギワゴミムシ						●										NT	
12			クロケブカゴミムシ																	NT
13		ゲンゴロウ	コマルケシゲンゴロウ																NT	
14		ガムシ	コガムシ																DD NT	
15		カミキリムシ	キイロトラカミキリ											●						要注
16		ゾウムシ	ハマベキクイゾウムシ																	NT
17	チョウ	ヤガ	コシロシタバ																NT	
合計	5目	15科	17種	0	1	1	3	3	0	0	0	4	0	0	0	3	15			

注1：科名、種名及びその配列は、原則的に『日本産昆虫総目録』（九州大学農学部昆虫学研究室，1989）に準拠しましたが、一部他の文献も参考としました。

注2：重要な種の選定基準は下記のとおりです。

- ①「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）  
特天：特別天然記念物、天：天然記念物
- ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）  
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
- ③「環境省レッドリスト2020」（環境省 令和2年3月）  
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、  
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- ④「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月）  
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、  
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、要注：要注意種、  
DD：情報不足、不明：不明種、LP：絶滅のおそれのある地域個体群



表 6.2-19(1) 注目すべき種の生態・確認状況（昆虫類）

No.	種名	生態・確認状況
1	ニホンカワトンボ	<p>【生態など】 北海道～九州に分布しています。 全長は 47～68mm。おもに丘陵地の流れにみられ、源流から中流まで幅広い環境に記録があります。成虫は一般には4～6月の春季が出現期です。以前には、オオカワトンボと言われていました。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、樹林域で夏季に1地点計1個体、春季に1地点計1個体が確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外では確認されませんでした。</p>
2	ホソミイトトンボ	<p>【生態など】 石川、栃木県～九州に分布しています。 体長は 33mm 内外。体は細長く、前翅の緑紋は後翅のよりも大形で、雄の第8・9腹節と雌の9節後半、10節は青白色です。丘陵地の池や湿地にみられます。成虫越冬する種であり、越冬場所は水から近い山腹の南斜面や南に面する崖下です。西日本ではとくに珍しい種ではありませんが、分布北限となる関東地方での記録は散発的です。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、樹林域で夏季に1地点計1個体、秋季に1地点計2個体が確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外では確認されませんでした。</p>
3	ナツアカネ	<p>【生態など】 北海道～九州に分布しています。 全長は 33～43mm。オスは成熟すると顔から胸部まで赤くなります。平野部・低山地の水田や池沼に生息しますが、通常は丘陵や樹林に隣接する場所を好むようです。7～8月頃に羽化しますが、未熟成虫は大規模な移動は行わず、羽化期直後から水域近辺の樹林で継続してみられます。成熟成虫は9～11月に出現します。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、樹林が点在する耕作地域で1地点計1個体が確認されました。 対象事業実施区域外では、確認されませんでした。</p>
4	ケラ	<p>【生態など】 北海道～九州に分布しています。 体長は 30～35mm。湿地に穴を掘ってすむ種で、水田付近に多く、円筒型の体型、細かい毛の密生、前足の発達など穴居に適した形態を備えています。雄はブーという単調な声で鳴きます。雌も短い発音をするといひます。飛ぶことができ、灯火に飛来します。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、和泉川源流域で夏季に3地点計3個体が確認されました。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で4地点計4個体が確認されました。</p>

表 6.2-19(2) 注目すべき種の生態・確認状況（昆虫類）

No.	種名	生態・確認状況
5	クツワムシ	<p>【生態など】 本州～九州に分布しています。 体長は 50～53mm。クズ・カラスウリなどの蔓性植物がからみついた雑木林の林縁をおもな棲息場所としています。一年一化で、秋に成虫が出現します。ガシャガシャ・・・と非常に大きな声で鳴きます。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、和泉川源流域で夏季に 2 地点計 2 個体が確認されました。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で 4 地点計 5 個体が確認されました。</p>
6	ショウリョウバッタモドキ	<p>【生態など】 本州～九州に分布しています。 体長は 25～45mm。淡緑色でときに背面は赤みのある褐色で、頭頂がとがり、全体細長いです。成長は 8 月から現れ、やや湿った草原やススキ・アシなどの草にとまっています。飛ぶことはほとんどありません。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、樹林が点在する広大な草地域で秋季に 1 地点計 5 個体が確認されました。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で 2 地点計 3 個体が確認されました。</p>
7	エサキコミズムシ	<p>【生態など】 本州、四国、九州、トカラ、奄美、沖縄、八重山に分布しています。 全長は成虫で 4.5～6.0mm、幼虫で 3～4mm。池沼、水田、休耕田、湿地、水たまりに生息します。体長に個体差があり、同じ場所でも大型のものから小型のものまでみられます。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で 3 地点計 6 個体が確認されました。</p>
8	ヤブガラシゲンバイ	<p>【生態など】 本州、九州に分布しています。 体長は 3～3.5mm。体がややずんぐりしており、翼状片の膨らんだ部分は広く暗色を呈して、その後方が凹みません。ヤブガラシの葉裏に時に群生し採集されますが、ヤブガラシ群生地であっても採集できる株は少ないです。秋の初めに多く採集できます。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、和泉川源流域で夏季に 2 地点計 2 個体、秋季に 1 地点計 30 個体が確認されました。 対象事業実施区域外では、樹林域で秋季に 1 地点計 4 個体確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外でも 3 地点で計 11 個体が確認されました。</p>

表 6.2-19(3) 注目すべき種の生態・確認状況（昆虫類）

No.	種名	生態・確認状況
9	ミナミトゲヘリ カメムシ	<p>【生態など】 本州、四国、九州、南西諸島に分布しています。 体長は 14.2～20.8mm。体の背面は黒みがかった褐色で、前翅膜質部は黒色、腹部は萌黄色となります。前胸背側角は尖り、前方に向いた鋭い棘になることが特徴です。寄主植物はクスノキ科ですが、柑橘類を加害することもあります。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で1地点計2個体確認されました。</p>
10	クロヒメヒョウ タンゴミムシ	<p>【生態など】 本州、四国、九州に分布しています。 河川敷の湿地的環境にみられますが、個体数は少ないです。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で1地点計1個体が確認されました。</p>
11	アトモンコミズ ギワゴミムシ	<p>【生態など】 本州、九州に分布しています。 公園などの疎らな草地で、スギゴケが生えるような湿った環境に局地的に生息します。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、樹林が点在する耕作地域で1地点計1個体が確認されました。 対象事業実施区域外では、確認されませんでした。</p>
12	クロケブカゴミ ムシ	<p>【生態など】 本州、四国、九州、琉球に分布しています。 河川敷の草地に多くみられますが、湿地にも生息します。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で1地点計1個体が確認されました。</p>

表 6.2-19(4) 注目すべき種の生態・確認状況（昆虫類）

No.	種名	生態・確認状況
13	コマルケシゲンゴロウ	<p>【生態など】 本州（福島県以南）、四国、九州、南西諸島に分布しています。 体長は 2.0～2.5mm。体型は卵型で、背面は網状印刻に覆われるがやや不明瞭で光沢は強いです。池沼の浅瀬や湿地、放棄水田などの植物の豊富な水域から得られます。産地はやや局所的で、灯火で得られることもあります。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で 1 地点計 1 個体が確認されました。</p>
14	コガムシ	<p>【生態など】 北海道～九州に分布しています。 体長は 15～18mm。黒色で光沢があり、触角柄部・口枝は黄褐色、肢・腹部各節両側の紋は赤褐色。平地の池沼や水田などに住み、成虫は年中みられ、夏の夜には電燈によく飛んできます。卵は寒天状の分泌液につつまでまとめて産み、この卵のうは水面に浮いています。成虫は水草、藻などを食べますが、幼虫は強い肉食性を持ち、他の虫を食べ、夏にみられます。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で 1 地点計 6 個体が確認されました。</p>
15	キイロトラカミキリ	<p>【生態など】 北海道～九州に分布しています。 山地にも生息しますが、むしろ低地や山間地の夏緑林に多く生息します。各種広葉樹を寄主植物とし、成虫は 5～8 月に出現、伐採・枯死木に集まります。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、樹林域で夏季に 1 地点計 3 個体が確認されました。住宅地域及び樹林域の範囲外では確認されませんでした。</p>

表 6.2-19(5) 注目すべき種の生態・確認状況（昆虫類）

No.	種名	生態・確認状況
16	ハマベキクイ ゾウムシ	<p>【生態など】 本州～南西諸島に分布しています。 体長は 2.6～3.1mm。沿岸性の種で、マツ類やヒノキなどのピーティングなどで採れますが、詳細な生態は不明です。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、相沢川周辺の谷戸地域で春季に 1 地点計 1 個体が確認されました。 対象事業実施区域外では、確認されませんでした。</p>
17	コシロシタバ	<p>【生態など】 北海道～九州に分布しています。 開張は 50～60mm 内外。前翅は一樣に暗色化し、斑紋は明瞭ではありませんが、亜腎紋は明瞭で白から黄色の小班になります。クヌギなどのブナ科を食草とします。年 1 化で 6 月上旬から出現し、10 月下旬までみられます。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、樹林が点在する耕作地域で 1 地点計 1 個体が確認されました。 対象事業実施区域外では、確認されませんでした。</p>

資料：「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 18 年 7 月）  
「学研生物図鑑 昆虫Ⅲ [バッタ・ハチ・セミ・トンボほか]」（学習研究社 平成 5 年 10 月）  
「日本のトンボ」（文一総合出版 平成 24 年 7 月）  
「水生昆虫 2 タガメ・ミズムシ・アメンボ ハンドブック」（文一総合出版 平成 29 年 7 月）  
「日本原色カメムシ図鑑 第 3 巻」（株式会社全国農村教育協会 平成 24 年 12 月）  
「日本原色カメムシ図鑑」（全国農村教育協会 平成 5 年 12 月）  
「原色日本甲虫図鑑（Ⅱ）」（株式会社保育社 昭和 60 年 1 月）  
「改訂版 図説 日本のゲンゴロウ」（株式会社文一総合出版 平成 19 年 6 月）  
「水生昆虫大百科 2011 年度特別展「およげ！ゲンゴロウくん～水辺に生きる虫たち～」展示解説書」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 23 年 8 月）  
「学研生物図鑑 昆虫Ⅱ [甲虫]」（学習研究社 平成 6 年 3 月）  
「日本産カミキリムシ」（東海大学出版会 平成 19 年 2 月）  
「原色日本甲虫図鑑（Ⅳ）」（株式会社保育社 昭和 59 年 4 月）  
「日本産蛾類標準図鑑Ⅱ」（学研 平成 23 年 4 月）

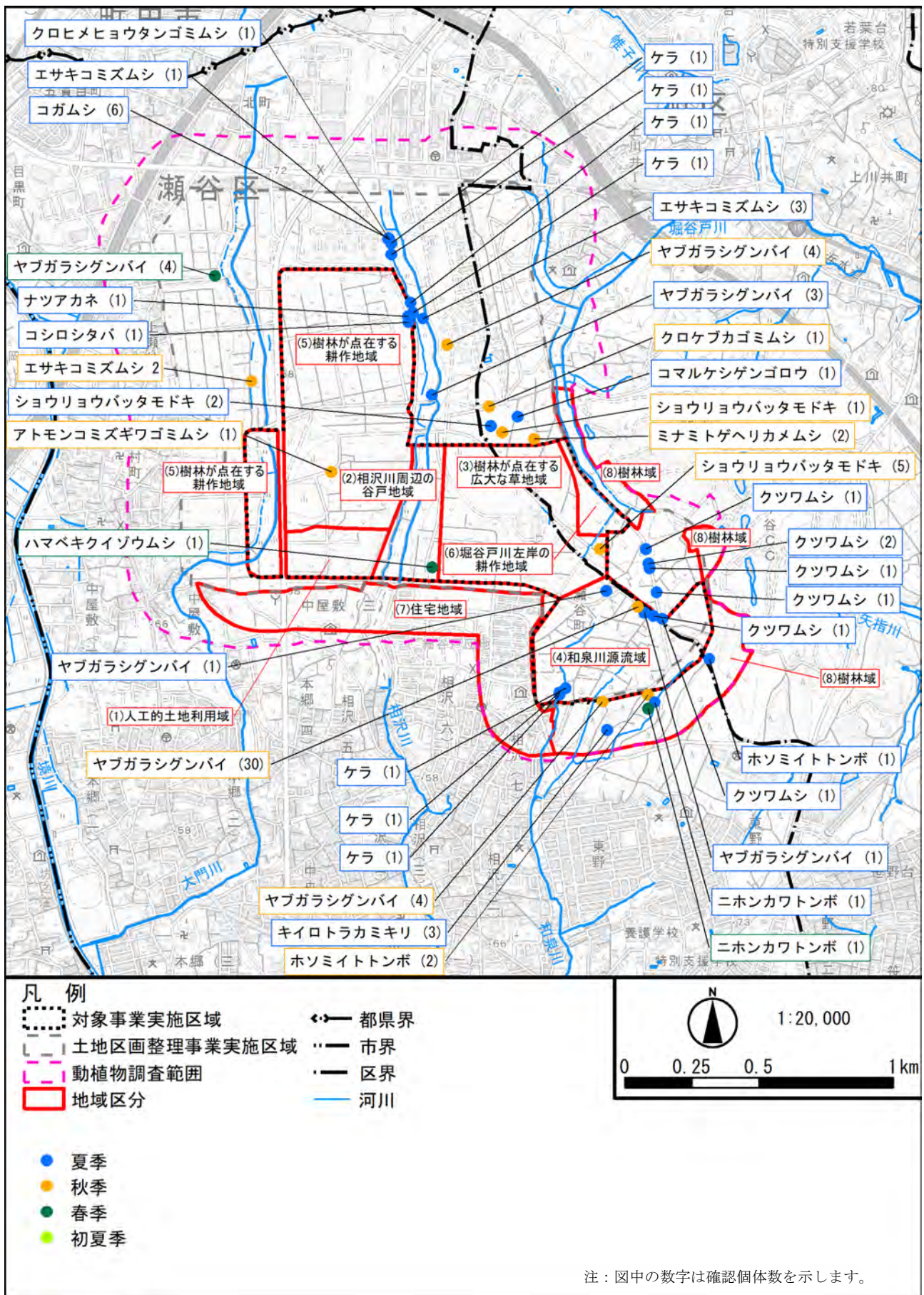


図 6.2-11 注目すべき種の確認位置（昆虫類）



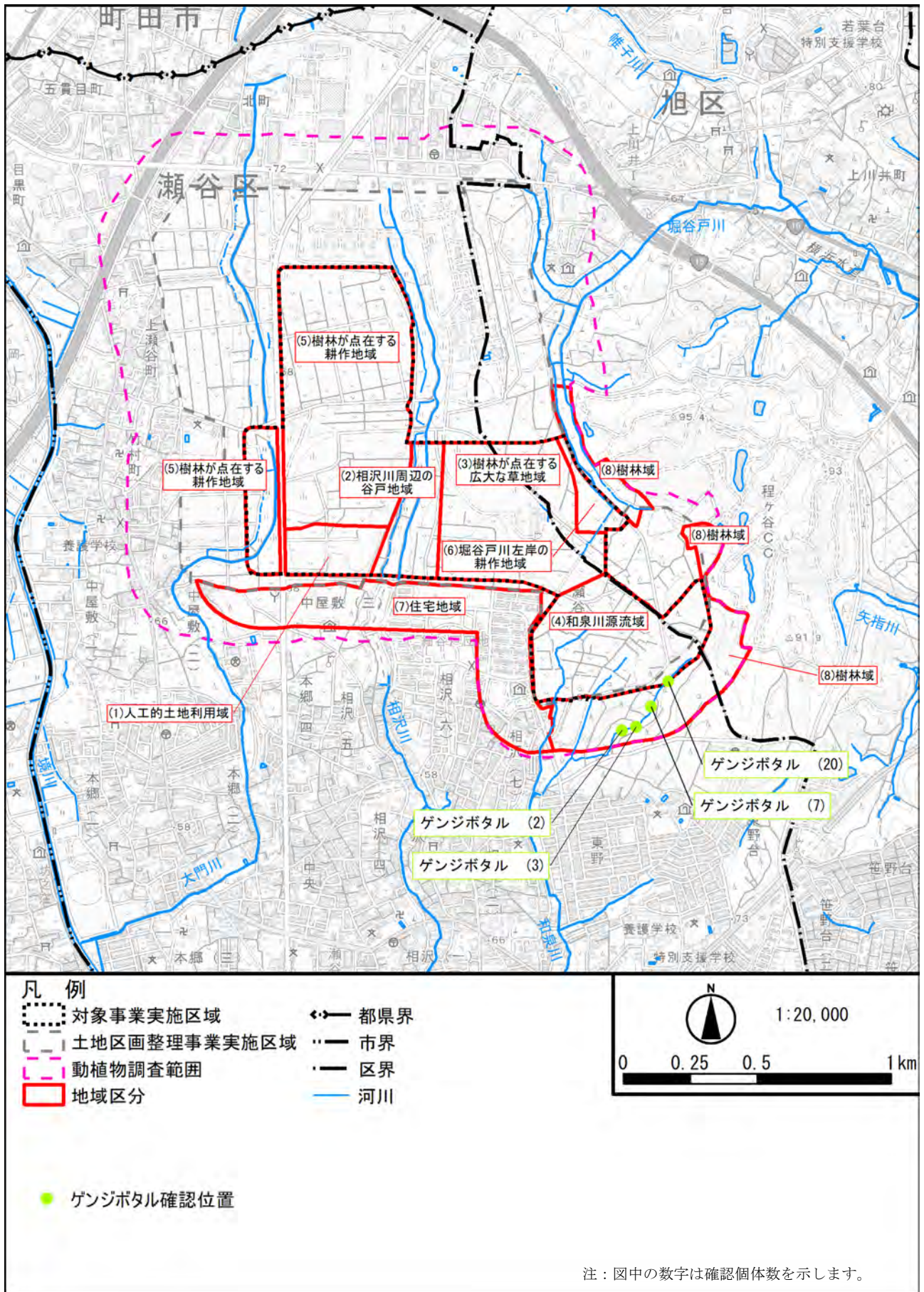


図 6.2-12 注目すべき種の確認位置（ゲンジボタル）



g. クモ類

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の結果、注目すべき種として、クモ類は確認されませんでした。

h. 陸産貝類

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の結果、注目すべき種として1目1科1種の陸産貝類が確認されています。

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査で確認された注目すべき種は表 6.2-22、生態及び確認状況は表 6.2-23、確認位置図は図 6.2-13 に示すとおりです。

表 6.2-22 注目すべき種（陸産貝類）

No.	目名	科名	種名	確認位置								選定基準				
				区域内				区域外				①	②	③	④	
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)					
1	マイマイ	キバサナギガイ	スナガイ												NT	
合計	1目	1科	1種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0

注1：科名、種名及びその配列は、原則的に『野生生物目録 無脊椎動物Ⅲ』（環境庁, 1998）に準拠しましたが、一部他の文献も参考としました。

注2：重要な種の選定基準は下記のとおりです。

- ①「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）  
特天：特別天然記念物、天：天然記念物
- ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）  
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
- ③「環境省レッドリスト2020」（環境省 令和2年3月）  
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、  
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- ④「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月）  
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、  
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、要注：要注意種、  
DD：情報不足、不明：不明種、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

表 6.2-23 注目すべき種の生態・確認状況（陸産貝類）

No.	種名	生態・確認状況
1	スナガイ	<p>【生態など】 本州、四国、九州、奄美、沖縄に分布します。 殻高1.5～2.5mm。マサキの群落の落葉の下などでみられます。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で5地点計19個体が確認されました。</p>

資料：「原色日本陸産貝類図鑑」（保育社 昭和57年7月）

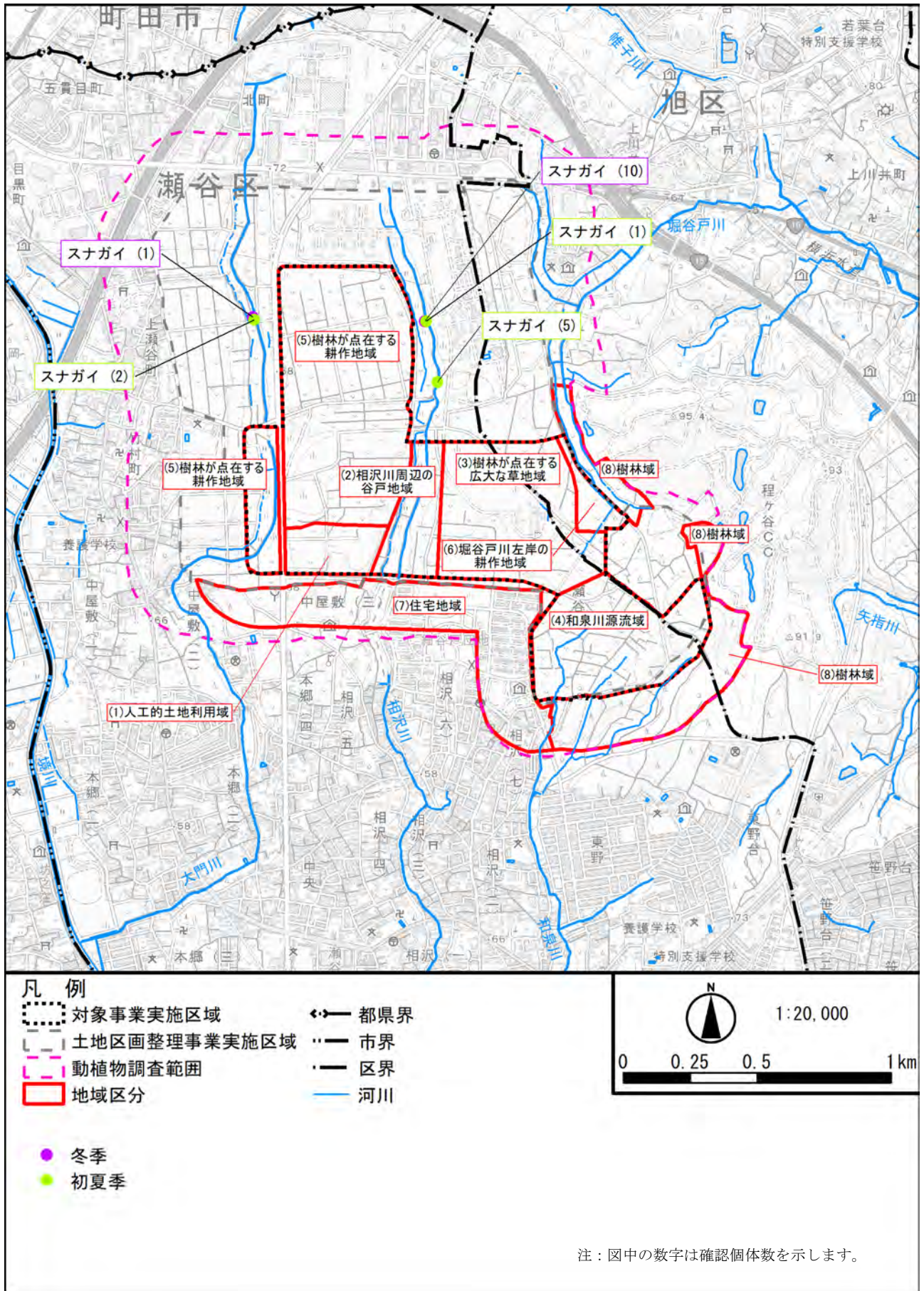


図 6.2-13 注目すべき種の確認位置（陸産貝類）



表 6.2-25(1) 注目すべき種の生態・確認状況（魚類）

No.	種名	生態・確認状況
1	アブラハヤ	<p>【生態など】 青森県から岡山県の太平洋側と青森県から福井県の日本海側に分布します。 全長は 13cm。尾柄が細長く、背中線と体側中央に黒い縦条が走り、うろこは小さく、体表はぬるぬるしています。河川の上流域から中流域にかけて生息します。雑食性で底生動物、付着藻類、落下昆虫などを食べています。産卵期は春から初夏、淵や平瀬の砂泥底・砂礫底に集団で産卵します。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で 1 地点計 2 個体確認されました。</p>
2	ヒガシシマドジョウ	<p>【生態など】 中部以東の本州に分布します。 体長は 50～100mm。特に関東地方の集団は小型です。尾鰭付け根の黒点は上下とも不明瞭、尾鰭の模様は細かく不規則な 3～6 列の横帯で、口ひげは長いのが特徴です。中流域から下流域上部にかけての、砂底ないし砂礫底域に生息します。底生動物やデトリタスを砂と一緒に取り込み、餌だけ食します。繁殖期は 4～6 月で、河川敷の浅い湿地、農業用水路、水田などに移動して、雄が雌に巻きついて産卵します。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で 2 地点計 10 個体確認されました。</p>
3	ホトケドジョウ	<p>【生態など】 東北地方から近畿地方にかけての本州に分布します。 体長は 40～60mm。口ひげは 4 対(8 本)で、尾鰭の後端は丸く、独特の丸く太短い体もち、中層をよく泳ぎます。河川上・中流域や河川敷の湿地、農業用水路、丘陵地細流、池沼などに生息します。水質が良好で植生が豊富な緩やかな流れのある場所を好みます。雑食性で水生小動物などを捕食しています。繁殖期は 3～6 月で、多回産卵で、水草や植物の根などにばらばらと産みつけます。1 年で成熟し、2～6 年ほど生きます。水温が低下すると湧水域に集まり集団で越冬します。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では和泉川源流域で夏季に 1 地点計 58 個体、秋季に 2 地点計 18 個体、冬季に 1 地点計 3 個体、春季に 1 地点計 3 個体が確認されました。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で 4 地点計 73 個体確認されました。</p>

資料：「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 18 年 7 月）  
「山溪カラー名鑑 日本の淡水魚」（山と溪谷社 平成 5 年 9 月）  
「日本のドジョウ」（山と溪谷社 平成 29 年 7 月）

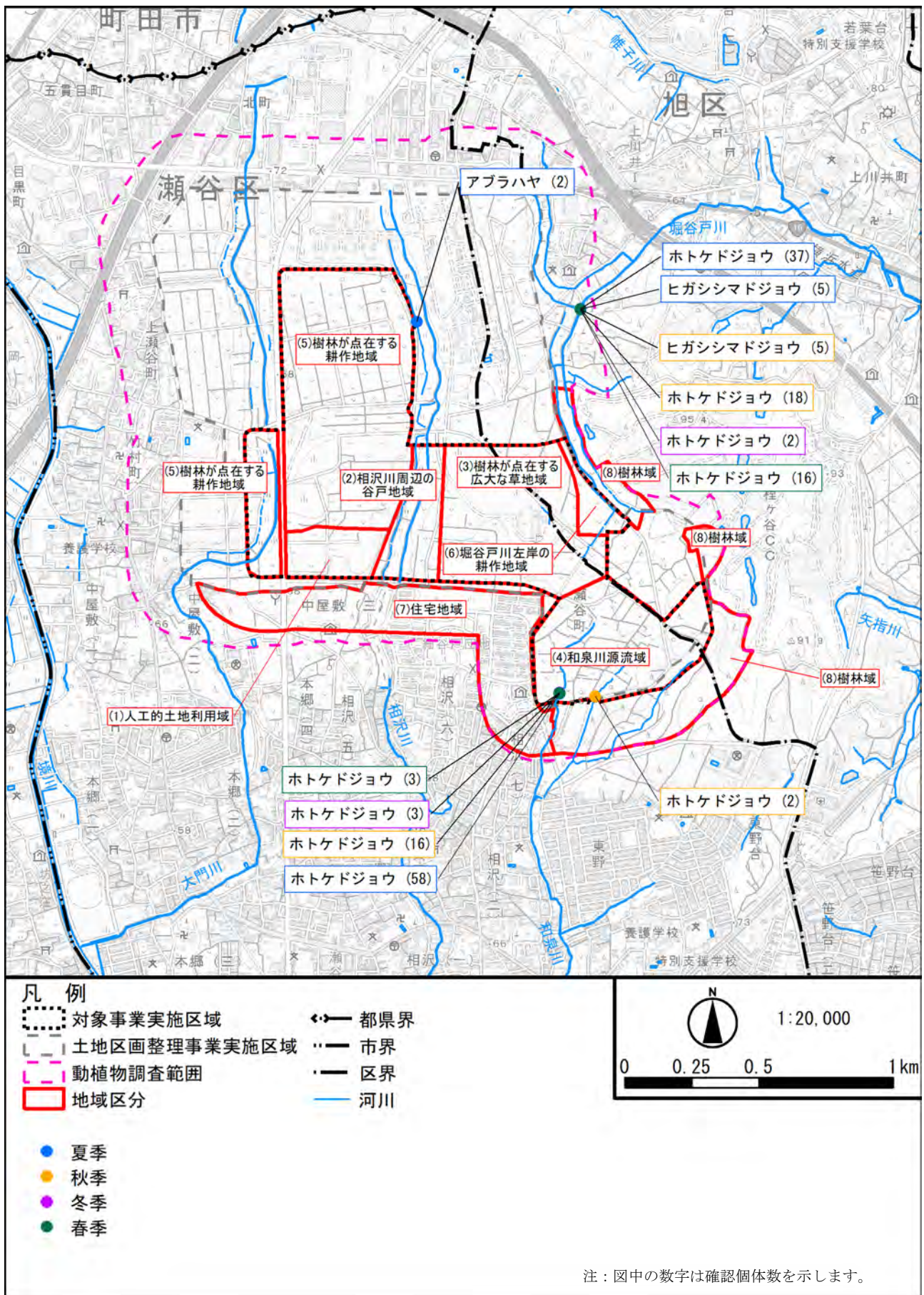


図 6.2-14 注目すべき種の確認位置（魚類）

j. 底生動物

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の結果、注目すべき種として3目4科4種の底生動物が確認されています。

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査で確認された注目すべき種は表 6.2-26、生態及び確認状況は表 6.2-27 表 6.2-26、確認位置図は図 6.2-15 に示すとおりです。

なお、マルタニシについては、DNA 系統分析の結果、在来系統であると判断されています。

表 6.2-26 注目すべき種（底生動物）

No.	目名	科名	種名	確認位置								選定基準					
				区域内					区域外			①	②	③	④		
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)						
1	新生腹足	タニシ	マルタニシ													VU	
2	トンボ（蜻蛉）	カワトンボ	ハグロトンボ		●												要注
3		サナエトンボ	ヤマサナエ		●		●										要注
4	カメムシ（半翅）	ミズムシ（昆）	エサキコミズムシ														DD
合計	3目	4科	4種	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3

注1：分類、種の配列等は、概ね『河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成29年度生物リスト 河川環境データベース』（国土交通省、平成29年）に準拠したほか、部分的には『図説日本のユスリカ』（日本ユスリカ研究会編、2010）など、各種文献類に従いました。

注2：重要な種の選定基準は下記のとおりです。

- ① 「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）  
特天：特別天然記念物、天：天然記念物
- ② 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）  
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
- ③ 「環境省レッドリスト2020」（環境省 令和2年3月）  
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、  
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- ④ 「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月）  
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、  
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、要注：要注意種、  
DD：情報不足、不明：不明種、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

表 6.2-27(1) 注目すべき種の生態・確認状況（底生動物）

No.	種名	生態・確認状況
1	マルタニシ	<p>【生態など】 北海道から琉球列島に分布します。 殻長は 40～60mm。螺層の周辺部は丸く、縫合部は深いです。自然湖沼、湿原、ため池、水田などを主な生息環境としています。石などに生えた藻類や水底に沈殿した有機物を餌とします。卵胎生です。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では確認されませんでした。 対象区域実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で2地点計3個体確認されました。</p>
2	ハグロトンボ	<p>【生態など】 北海道、本州、九州、種子島、屋久島などに分布します。 生息域は水辺に草本類の生える流水で、アオハダトンボに比べると水質汚染に耐性を持ち、生活排水などでやや汚染されている川にも生息しています。成虫は5月下旬から11月下旬にかけて出現します。最盛期は7～8月です。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では相沢川周辺の谷戸地域で秋季に1地点計1個体、春季に1地点計1個体確認されました。 対象区域実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で2地点計2個体確認されました。</p>
3	ヤマサナエ	<p>【生態など】 本州、四国、九州に分布します。 河川上流域に生息し、同属のキイロサナエに比較すると上流寄り、渓流域でカワトンボと同所的に生息する例が多いです。4月下旬から5月上旬に斉一的に羽化し、成熟成虫は5、6月を中心に出現します。産卵は流水面に直接打水して行われます。幼虫期間は長く、県内では孵化から羽化に至るまでに2～4年を経ると推定されます。幼虫は汚染されていない砂泥底に、ほぼ完全に潜って生活します。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では相沢川周辺の谷戸地域で夏季に1地点計3個体、和泉川源流域で夏季に1地点計4個体、冬季に1地点計3個体、春季に1地点計7個体が確認されました。 対象区域実施区域外では確認されませんでした。</p>
4	エサキコミズムシ	<p>【生態など】 本州、四国、九州、トカラ、奄美、沖縄、八重山に分布します。 全長は成虫で4.5～6.0mm、幼虫で3～4mm。池沼、水田、休耕田、湿地、水たまりに生息します。体長に個体差があり、同じ場所でも大型のものから小型のものまでみられます。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では確認されませんでした。 対象区域実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で4地点計15個体確認されました。</p>

資料：「レッドデータブック 2014 -日本の絶滅のおそれのある野生生物- 6貝類」（環境省 平成26年9月）  
「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月）  
「水生昆虫2 タガメ・ミズムシ・アメンボ ハンドブック」（文一総合出版 平成29年7月）

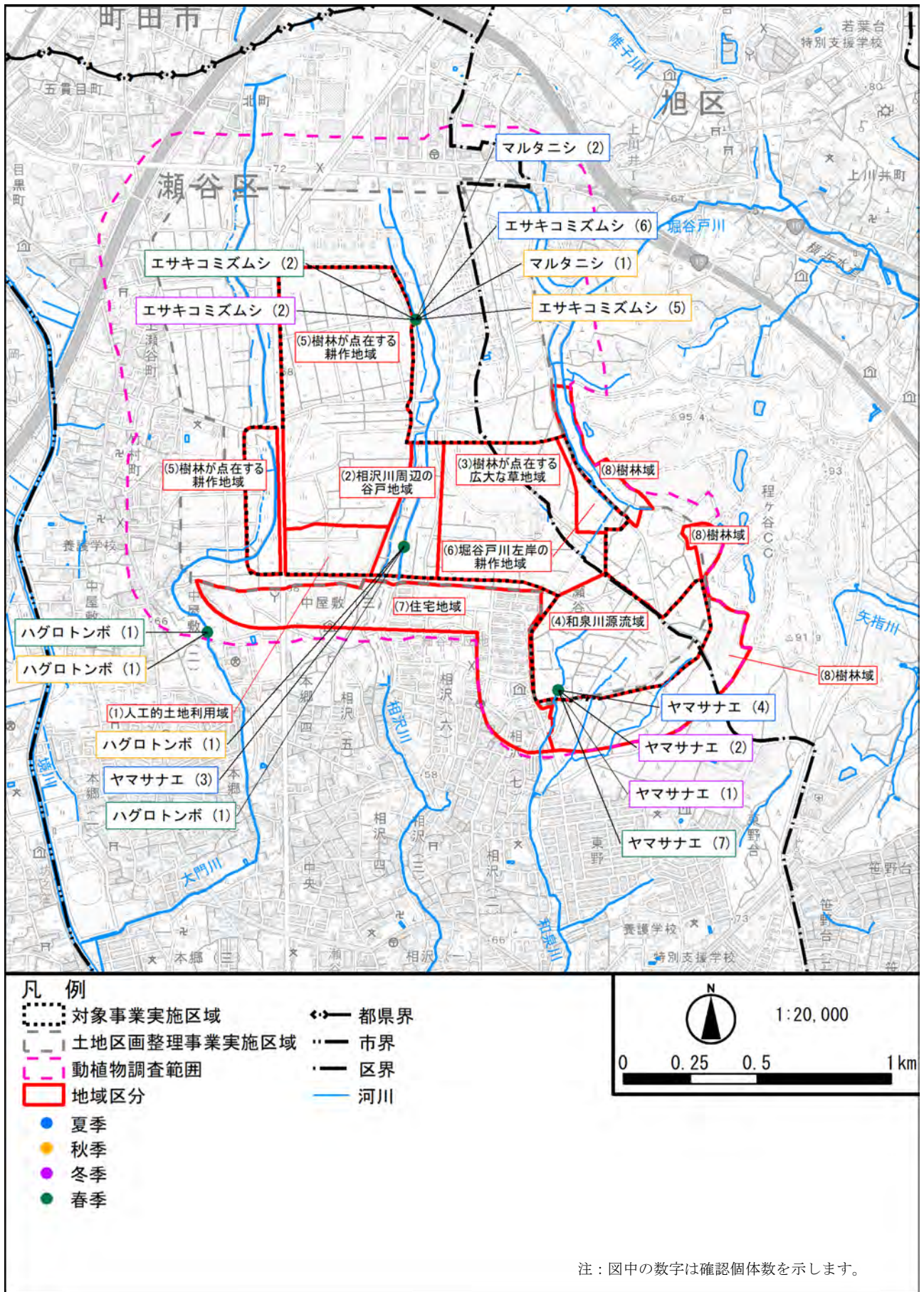


図 6.2-15 注目すべき種の確認位置（底生動物）



### C 生息環境の特性

調査地域は、米軍施設跡地であり、耕作地・植栽樹群以外は、平成20年に住宅及び関連施設が閉鎖されて以降、巡回警備をしている以外は人の立ち入りがなく、かつ敷地全体が通行を制限された土地です。国有地での耕作が平成28年6月末に終了してからは、調査地域の中には、年2～3回の草刈り以外では人の手が入らないままの草地や、湿性環境が分布しており、これらの地域は、横浜市内でも、生物の生息・生育環境として希少な環境になっていると考えられます。

対象事業実施区域及びその周辺は、前掲図 6.2-4 (p.6.2-35 参照) に示すとおり草地・耕作地が大半を占め、一部、植栽樹林(植木の栽培地及び栽培放棄地)がみられます。また、コナラ群落、ムクノキエノキ群落等の落葉広葉樹林が分布し、対象事業実施区域の南東部には瀬谷市民の森等へと続くスギ・ヒノキ植林がみられます。

### D 動物の生息環境からみた地域環境特性

前掲表 6.2-7 (p.6.2-33 参照) 及び前掲図 6.2-4 (p.6.2-35 参照) に示す8つの地域ごとに動物の生息環境からみた地域環境特性を以下に整理しました。

#### a. 対象事業実施区域西側の人工的土地利用域

当該環境は、高低差が小さく、グラウンド(野球場)、畑地、植栽樹群、果樹園、低茎乾生草地や芝地等が分布しており、注目すべき種であるモズ、ヒバリ、ツバメ、カワラヒワなど鳥類の生息環境となっています。

#### b. 中央部を流れる相沢川沿いの谷戸地域

当該環境は、三面張り相沢川沿いに谷戸地形が形成されており、相沢川の東側にはメヒシバーエノコログサ群落、谷戸底は畑地、定期的な人為的攪乱のある水田、人為的攪乱の比較的少ない湿地化された水田とこれらに沿った高茎草地、樹林、果樹園等が帯状に分布しており、相沢川及びその周辺の水田等の湿生草地は、注目すべき種であるアオカワモズク、シャジクモなどの付着藻類や、ウスゲチョウジタデ、ミズタカモジなどの植物、ハグロトンボ(昆虫類)、ヤマサナエ(底生動物(幼虫)として確認)、シュレーゲルアオガエル(両生類)の生息・生育環境となっており、高茎乾生草地や畑地、樹林地はヤマカガシ(爬虫類)、オオヨシキリ(鳥類)などの生息環境となっています。

#### c. 樹林が点在する広大な草地域

当該環境は、高低差が小さく、中央部の困障区域には旧米軍施設が残っており、周辺には、耕作が終了して以来、人為的利用がなく、人の手が入らないままのメヒシバーエノコログサ群落、チガヤ群落等を中心とした低茎草地が広く分布し、一部にエノキ、クワ、カキノキ等からなる植栽樹群がパッチ状に分布し、草地の縁辺部に高茎草地が分布しており、低茎草地や小規模樹林等は、注目すべき種であるモズ、ツバメ、セッカ、カワラヒワの鳥類の生息環境となっており、高茎草地などはオオヨシキリ、ヒバリなどの鳥類、ショウリョウバッタモドキ(昆虫類)などの生息環境となっています。

#### d. 和泉川源流域

当該環境は、瀬谷市民の森から和泉川源流域にかけて比較的高低差があり、メヒシバエノコログサ群落が大部分を占めており、和泉川沿いの一部にチゴザサ、ミゾソバ、ショウブ等の湿生植物が分布しています。瀬谷市民の森、上川井市民の森に近接する付近は標高が最も高く、ムクノキーエノキ群落、スギ・ヒノキ植林等のまとまった樹林地が分布し、和泉川源流域の小水路及び水辺に分布する湿生草地や乾生草地などは、注目すべき種であるホトケドジョウ（魚類）、ヤマサナエ（底生動物(幼虫)）、アズマヒキガエル（両生類）、ケラ、ヤブガラシグンバイなどの昆虫類の生息環境となっており、周辺の高茎乾生草地、耕作地、瀬谷市民の森に続く樹林などはヒバリ、セッカ、モズ、ツバメ、カワラヒワ、アオジなどの鳥類、クツワムシ（昆虫類）の生息環境となっています。

#### e. 樹林が点在する耕作地域

当該環境は、高低差の少ない畑地を中心とした耕作地域であり、ムクノキーエノキ群落や植栽樹群といった樹林がパッチ状に点在し、またイネ科草本群落、メヒシバエノコログサ群落といった二次草原がまとまって分布しています。樹林と草地が入り組んだ環境において、ハイタカ、ノスリ等の猛禽類の採餌環境や、モズ、ヒバリ、ツバメ等の鳥類、ヒガシニホントカゲ、ヒバカリといった爬虫類の生息環境となっています。

#### f. 堀谷戸川左岸の耕作地域

当該環境は、堀谷戸川流域の左岸川に広がる畑地であり、一部に果樹園や植栽樹群といった樹林や、オギ群落、チガヤ群落といった草地が分布します。ツミ、ハイタカといった猛禽類の採餌環境や、ヒバリ、セッカといった鳥類の生息環境となっています。

#### g. 対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森などの樹林地、住宅地域

当該環境は、対象事業実施区域の南東側に隣接する瀬谷市民の森、上瀬谷市民の森の樹林地であり、主にコナラ群落、スギ・ヒノキ群落が分布し、樹林地は、注目すべき種であるキイロトラカミキリ（昆虫類）やヤブムグラ・アマナなどの植物の生息・生育環境となっており、樹林内の小水路及びその周辺では、ゲンジボタル（昆虫類）、アズマヒキガエル（両生類）などの生息環境となっています。

また、瀬谷市民の森の西側には、対象事業実施区域に隣接して、住宅地が広く分布し、一部にオギ群落、スギ・ヒノキ植林、果樹園、畑地等が分布しています。

## ② 地形、地質の状況

対象事業実施区域の地形は、「第3章 3.2.4 地形及び地質の状況（1）地形の状況 図3.2-14 地形分類図」（p.3-35 参照）に示したとおり、主に武蔵野段丘面群となっています。対象事業実施区域の標高は、おおむね60m以上80m未満であり、東側に標高80m以上～90m未満の丘陵地があります。対象事業実施区域周辺も同様に段丘地形や平坦化地が広がっているほか、東側には緩斜面、西側は自然堤防等もみられます。

対象事業実施区域の地質は、「第3章 3.2.4 地形及び地質の状況（2）地質の状況 図3.2-17 表層地質図」（p.3-38 参照）に示したとおり、武蔵野ローム層、相模層群・下末吉

ローム層等が分布しており、川沿いには沖積層が分布しています。地質断面の状況は、「第3章 3.2.4 地形及び地質の状況 (2) 地質の状況 図 3.2-18」(p. 3-39~3-40 参照)に示すとおりです。対象事業実施区域周辺は主に第三紀鮮新世~第四紀更新世の上総層群の泥岩・砂岩・礫岩を基盤とし、相模層群の粘土・砂・礫層、武蔵野砂礫層、立川・武蔵野・下末吉・多摩ローム層から構成されています。なお、境川沿いの谷底平野部には主に沖積層の粘土・砂・砂礫が分布しています。

### ③ 土壌の状況

対象事業実施区域の土壌区分の状況は、「第3章 3.2.3 土壌及び地盤の状況 (2) 土壌汚染の状況 図 3.2-8 土壌図」(p. 3-27 参照)に示したとおり、厚層多腐植質黒ボク土、腐植質黒ボクグライ土及び人工改変台地土が分布しています。

対象事業実施区域周辺における「土壌汚染対策法」(平成14年5月法律第53号)及び「横浜市生活環境の保全等に関する条例」(平成14年12月横浜市条例第58号)に基づく土壌汚染に係る区域の指定状況は、「第3章 3.2.3 土壌及び地盤の状況 (2) 土壌汚染の状況 図 3.2-9 調査区域内の形質変更時要届出区域」(p. 3-28 参照)に示すとおりです。対象事業実施区域周辺には、土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域が対象事業実施区域の北側に位置していますが、対象事業実施区域内には形質変更時要届出区域の指定はありません。

### ④ 水質の状況

既存資料(土地区画整理事業)における平常時の河川の水質の調査結果は、表 6.2-28 に示すとおりです。

「生活環境の保全に関する環境基準(河川)」の水域類型指定状況は、相沢川、和泉川はD及び生物Bとなっています。これらの環境基準値と比較すると、豊水期、渇水期ともに全地点で水素イオン濃度(pH)、浮遊物質(SS)の環境基準値を満足していました。

表 6.2-28(1) 河川の水質（豊水期）

調査項目	単位	地点 1	地点 2	地点 3	環境基準
		相沢川上流	相沢川下流	和泉川	
類型区分		D	D	D	
(全亜鉛：生物 B)					
気温	℃	25.0	32.0	32.0	
水温	℃	20.5	27.0	25.1	
外観	—	淡黄色 透明	淡黄色 透明	淡黄色 透明	
透視度	度	50 以上	50 以上	50 以上	
濁度	度	0.87	2.26	0.71	
臭気	—	無臭	無臭	無臭	
電気伝導率 (EC)	mS/m	33.0	24.6	24.9	
水素イオン濃度 (pH)	—	7.6	7.5	7.4	6.0 以上、8.5 以下
浮遊物質 (SS)	mg/L	2	1 未満	2	100mg/L 以下
流量	m <sup>3</sup> /s	0.0071	0.0434	0.0027	

表 6.2-28(2) 河川の水質（渇水期）

調査項目	単位	地点 1	地点 2	地点 3	環境基準
		相沢川上流	相沢川下流	和泉川	
類型区分		D	D	D	
(全亜鉛：生物 B)					
気温	℃	8.4	9.5	12.5	
水温	℃	13.1	10.4	12.1	
外観	—	無色透明	無色透明	無色透明	
透視度	度	50 以上	50 以上	50 以上	
濁度	度	2.25	1.05	0.84	
臭気	—	無臭	無臭	無臭	
電気伝導率 (EC)	mS/m	28.7	23.0	21.9	
水素イオン濃度 (pH)	—	7.9	7.7	7.4	6.0 以上、8.5 以下
浮遊物質 (SS)	mg/L	2	1 未満	1	100mg/L 以下
流量	m <sup>3</sup> /s	0.0076	0.0262	0.0023	

### ⑤ 水循環の状況

#### ア. 既存資料調査

対象事業実施区域及びその周辺における湧水の分布状況は、「第 3 章 3.2.2 水環境の状況 (1) 水象の状況」(p. 3-16～3-19 参照) に示すとおりです。

#### イ. 既存資料（土地区画整理事業）調査

湧水の流量は「第 6 章 6.5 水循環 6.5.1 (5) ①湧水の分布、流量及び水質」(p. 6.5-10 参照)、河川の流量は「④ 水質の状況」(p. 6.2-107～6.2-108 参照) に示すとおりです。

#### ウ. 既存資料（公園整備事業）調査

湧水の流量は「第 6 章 6.5 水循環 6.5.1 (5) ①湧水の分布、流量及び水質」(p. 6.5-10～6.5-12 参照) に示すとおりです。

## ⑥ 土地利用の状況

対象事業実施区域は、「第3章 3.3 社会的状況 3.3.2 (1)土地利用の状況」(p.3.3-108 参照)に示したとおり、そのほとんどがその他の農用地です。対象事業実施区域周辺の南側から西側にかけて高層建物及び低層建物、北側は、土地区画整理事業実施区域内はその他の農用地、さらに北側は工場となっており、物流施設が集積しています。対象事業実施区域の南東側は森林及びゴルフ場となっています。

用途地域の指定状況は、「第3章 3.3 社会的状況 3.3.2 (1)土地利用の状況」(p.3.3-108 参照)に示したとおり、対象事業実施区域の全てが市街化調整区域に指定されています。また、対象事業実施区域周辺は、市街化調整区域、第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域に指定されています。

## ⑦ 関係法令、計画等

ア. 「文化財保護法」(昭和25年5月法律第214号)

この法律では、文化財を「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」及び「伝統的建造物群」と定義し、それらの文化財のうち、重要なものを国が指定・選定・登録し、重点的に保護しています。

このうち「記念物」とは、以下の文化財の総称を示しています。

1. 貝塚、古墳、都城跡、城跡旧宅等の遺跡で我が国にとって歴史上または学術上価値の高いもの
2. 庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等の名勝地で我が国にとって芸術上または鑑賞上価値の高いもの
3. 動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもの

国は、これらの記念物のうち重要なものをこの種類に従って、「史跡」、「名勝」、「天然記念物」に指定し、これらの保護を図っています。そのうち特に重要なものについては、それぞれ「特別史跡」、「特別名勝」、「特別天然記念物」に指定しています。

イ. 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月法律第75号)

国内外の絶滅のおそれのある野生生物の種を保存するために施行されました。本法では、国内に生息・生育する、または、外国産の希少な野生生物を保全するために必要な措置を定めています。

国内に生息・生育する希少野生生物については、レッドリストに掲載されている絶滅のおそれのある種(絶滅危惧Ⅰ類、Ⅱ類)のうち、人為の影響により生息・生育状況に支障をきたしているものの中から、国内希少野生動植物種を指定し、個体の取り扱い規制、生息地の保護、保護増殖事業の実施等、保全のために必要な措置を講じています。

ウ. 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(平成16年法律第78号)

この法律は、特定外来生物の飼養、輸入等について必要な規制を行うとともに、野外等に存する特定外来生物の防除を行うこと等により、特定外来生物による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害を防止することを目的とするものです。

特定外来生物とは、海外から導入されることにより、その本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物であり、生態系等に係る被害を及ぼし、または及ぼすおそれのある外来生物として政令で指定された種です。

エ. 「環境省レッドリスト2020」(環境省自然環境局 令和2年3月)

レッドリストとは、絶滅のおそれのある野生生物の種のリストです。国際的には国際自然保護連合(IUCN)が作成しており、国内では環境省のほか、地方公共団体やNGO等が作成しています。

環境省では、日本に生息する野生生物について、生物学的な観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、レッドリストとしてまとめています。動物については、ほ乳類、鳥類、両生類、は虫類、汽水・淡水魚類、昆虫類、陸・淡水産貝類、その他無脊椎動物の分類群ごとに作成されています。

また、環境省のレッドリストでは、種毎に絶滅のおそれの程度に応じて、以下のとおりカテゴリ分けをして評価しています。

<絶滅のおそれのある種のカテゴリー(ランク)>

・絶滅(EX)

我が国ではすでに絶滅したと考えられる種

・野生絶滅(EW)

飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種

・絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)

絶滅の危機に瀕している種

・絶滅危惧ⅠA類(CR)

ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの

・絶滅危惧ⅠB類(EN)

ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの

・絶滅危惧Ⅱ類 (VU)

絶滅の危険が増大している種

・準絶滅危惧 (NT)

現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種

・情報不足 (DD)

評価するだけの情報が不足している種

・絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)

地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの

オ. 「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月)

本報告書は、神奈川県から絶滅した種や絶滅の危機に瀕している種のリストや、その集計結果を確認することができる報告書です。神奈川県レッドデータにおけるランクは以下に示すとおりです。

<神奈川県レッドデータのランク>

・絶滅 (EX)

すでに絶滅したと考えられる種

・野生絶滅 (EW)

飼育・栽培下でのみ存続している種

・絶滅危惧Ⅰ類 (CR+EN)

絶滅の危機に瀕している種

・絶滅危惧ⅠA類 (CR)

ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種

・絶滅危惧ⅠB類 (EN)

ⅠA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種

・絶滅危惧Ⅱ類 (VU)

絶滅の危険が増大している種

・準絶滅危惧 (NT)

現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種

・減少種

かつては県内に広く分布していたと考えられる種のうち、生息地あるいは生息個体数が著しく減少している種

・希少種

生息地が狭域であるなど生息環境が脆弱な種のうち、現在は個体数をとくに減少させていないが、生息地での環境悪化によっては絶滅が危惧される種

・要注意種

前回、減少種または希少種と判定され、かつては広く分布していたのに、生息地また

は生息個体数が明らかに減少傾向にある種

・注目種

生息環境が特殊なものうち、県内における衰退はめだたないが、環境悪化が生じた際には絶滅が危惧される種

・情報不足 (DD)

評価するだけの情報が不足している種

・不明種

過去に不確実な記録だけが残されている種

・絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)

地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高い個体群

カ. 「横浜市環境管理計画」(横浜市環境創造局政策課 平成30年11月)

この計画は、環境に関する横浜市の計画・指針等を束ねる総合計画として策定されています。様々な面での環境に対する目標や取組等がまとめられていますが、生物多様性に関する取組等としては、表 6.2-29 のとおりです。

表 6.2-29 「横浜市環境管理計画」における生物多様性に関する取組等

2025年度までの環境目標	達成の目安となる環境の状況
<ul style="list-style-type: none"><li>・誰もが生活の中で自然や生き物に親しむライフスタイルを実践しています。</li><li>・生き物の重要な生息・生育環境である樹林地や農地が安定的に保全されるとともに、住宅地や都心部で豊かな水・緑環境が増え、生き物のつながりが強まり、市域全体で生物多様性が豊かになっています。</li><li>・企業の流通過程において、材料調達から生産工程、消費行動にわたり、生物多様性への配慮の視点が盛り込まれ、生物多様性が市場価値として大きな役割を有しています。</li><li>・「市民や事業者等の主体的な行動が支える豊かな生物多様性」が横浜の都市のイメージとして定着しています。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・多様な動植物などの生き物の生息・生育環境の保全の推進</li><li>・市民が、身近な自然や生き物にふれあい、楽しむ機会の増加</li><li>・生物多様性に配慮した行動を自らとる市民や企業等の増加</li></ul>

(6) 専門家等ヒアリング結果

既存資料(土地区画整理事業)における専門家等ヒアリング結果は、資料編(p.資 1.2-45～1.2-50 参照)に示すとおりです。



## 6.2.2 環境保全目標の設定

生物多様性に係る環境保全目標は、表 6.2-30 に示すとおり設定しました。

表 6.2-30 環境保全目標(生物多様性)

区分	環境保全目標
【工事中】 建設行為等の実施	注目すべき種の動物相及びその生息環境への影響を最小限に留めること。
【開催中】 会場施設の存在 施設の供用 外来植物を含む植栽等の管理	
【撤去中】 仮設施設等の撤去	

## 6.2.3 予測

### (1) 予測項目

予測項目は、陸生動物の動物相、水生生物相の変化の内容及びその程度としました。

### (2) 予測地域

予測地域は、表 6.2-31 に示すとおりであり、前掲表 6.2-7 (p.6.2-33 参照) 及び前掲図 6.2-4 (p.6.2-35 参照) に示す動物の生息環境の特性が異なる 8 つの地域のうち、本博覧会の実施により、間接的影響を受けるおそれがあると認められる地域としました。

工事及び撤去の実施、並びに開催に係る予測地域は、本博覧会の実施に伴い対象事業実施区域及びその周辺に生息する動物への影響が懸念されるため、対象事業実施区域及びその端部から 200m までの範囲（舗装地等人工改変地を除く）の住宅地域、樹林域とするとともに、土地区画整理事業によって、動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲（表 6.2-32～表 6.2-34 (p.6.2-117～6.2-118 参照)）を対象としました。

なお、対象事業実施区域内の人工的土地利用域、樹林が点在する広大な草地域、樹林が点在する耕作地域、堀谷戸川左岸の耕作地域の 4 地域については、土地区画整理事業による造成に伴い、同事業の実施前の動物相は存在しない可能性が高いと想定するため、予測の対象外としました。

表 6.2-31 予測地域

予測地域		予測時期		
		工事中	開催中	撤去中
対象事業実施区域内	人工的土地利用域			
	相沢川周辺の谷戸地域	○注2	○注2	○注2
	樹林が点在する広大な草地域			
	和泉川源流域	○注2	○注2	○注2
	樹林が点在する耕作地域	注3		
	堀谷戸川左岸の耕作地域			
対象事業実施区域外 (区域の端部から約 200m までの範囲)	住宅地域	○	○	○
	樹林域	○	○	○

注1：○は、各予測項目に対する予測対象とした地域を示します。

空欄は、土地区画整理事業の実施によって予測対象の注目すべき種が存在しない可能性が高いと想定するため、間接的影響の予測対象から除外した地域を示します。

注2：相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域の範囲のうち、土地区画整理事業によって、動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲を対象としました。

注3：駐車場整備範囲に新たに配慮すべき動植物が定着しないよう、土地区画整理事業の工事完了後、速やかに着工し、工事完了後は時間を空けることなく直ちに使用開始しますが、これらの対応にも関わらず、配慮すべき動物の定着が確認された場合には、土地区画整理事業や公園整備事業と連携しながら、工事区域外への動物の避難経路の確保など、確認された動物に応じた対策について検討します。

### (3) 予測時期

予測時期は、工事中は工事期間全体、開催中は開催期間全体、撤去中は撤去期間全体としました。

### (4) 予測方法

#### ① 工事の実施に伴う陸生動物の動物相、水生生物相の変化の内容及びその程度

対象事業実施区域内は、土地区画整理事業の造成工事によって、全て改変される可能性があることから、対象事業実施区域に隣接する地域で注目すべき種の生息が確認されている住宅地域及び樹林域を予測地域とし、既存資料（土地区画整理事業）における現地調査結果と会場及び駐車場等の施工計画を基に、予測地域を生息環境とする注目すべき種（横浜市が実施する土地区画整理事業で創出される保全対象種の生息・生育環境において生育が期待される保全対象種を含む）の分布情報及び生態情報等に基づき、工事期間中の夜間照明、騒音・振動及び雨水・汚水排水等による間接的影響の程度を定性的に予測しました。

また、土地区画整理事業によって創出される保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池4）（表 6.2-32～表 6.2-34（p.6.2-117～6.2-118 参照））についても、本博覧会の工事期間中の夜間照明及び雨水・汚水排水に係る間接的影響の程度を定性的に予測しました。

#### ② 開催に伴う陸生動物の動物相、水生生物相の変化の内容及びその程度

調査で把握した予測地域の動物相及び生息環境の状況、土地区画整理事業によって創出される保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池4）と会場及び駐車場等の施設計画、植栽管理計画、行催事に関する計画を比較することで、会場施設等の存在及び施設の供用に伴う、土地区画整理事業によって創出される保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池4）、住宅地域及び隣接する瀬谷市民の森等の樹林域を生息環境とする注目すべき種（動物）への間接的影響の程度を定性的に予測しました。なお、動物に及ぼす影響を予測、評価する際は、駐車場、バスターミナルの形状や土地被覆の性状を踏まえて行いました。

#### ③ 撤去に伴う陸生動物の動物相、水生生物相の変化の内容及びその程度

対象事業実施区域内は、土地区画整理事業に造成工事によって、全て改変される可能性があることから、対象事業実施区域に隣接する地域で注目すべき種の生息が確認されている住宅地域及び樹林域を予測地域とし、既存資料（土地区画整理事業）における現地調査結果と仮施設や駐車場等の撤去に係る計画を基に、予測地域を生息環境とする注目すべき種への撤去中の夜間照明、騒音・振動及び雨水・汚水排水等による間接的影響の程度を定性的に予測しました。

また、土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲（（表 6.2-32～表 6.2-34（p.6.2-117～6.2-118 参照））についても、本博覧会の撤去中の夜間照明及び雨水・汚水排水に係る間接的影響の程度を定性的に予測しました。

## (5) 予測条件

対象事業実施区域内は土地区画整理事業の造成工事によって、全て改変される可能性があります。公園整備事業と調整を図りながら、土地区画整理事業において可能な限り現況の地形や樹林地の保全を行う計画であることから、本博覧会では、横浜市の土地区画整理事業により保全される地形や樹林地等をいかしながら、本博覧会の開催に必要な施設の整備を行うものとして予測を行いました。

対象事業実施区域における生物の生息・生育環境のうち、特に重要となる相沢川及び和泉川周辺においては、表 6.2-32～表 6.2-34 に示すとおり土地区画整理事業が主体となって、公園整備事業と調整を図りながら環境保全措置や地上式調整池（調整池4）の検討の深度化を進めています。

また、本博覧会の実施にあたっては、瀬谷市民の森等や相沢川及び和泉川周辺の水と緑の連続性などを踏まえ、以下に配慮します。

- ・横浜市は、既存の樹木の位置や地形、表土<sup>注1</sup>を活用した植栽及び雨水浸透貯留・水源涵養など流域を踏まえた水循環の推進に配慮するとともに、生物の生息環境の連続性確保に資する瀬谷市民の森等から相沢川周辺に至る緑のつながりを確保することとしています。本博覧会の施設整備にあたっては、これらを維持しながら活用していきます。
- ・現存する草地環境（乾性草地）の一部を広場として保全・活用します。
- ・会場施設、駐車場及び園路に照明を設置する計画ですが、誘虫性の低いLED照明を使用し、「光害対策ガイドライン」（環境省 令和3年3月）を踏まえて適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を検討し、夜間の安全な利用とともに、周辺の住居及び生物の生息・生育環境への光害を可能な限り抑制します。
- ・対象事業実施区域の境界に、横浜市の整備により高木を含む樹木の植栽が行われることから、照明設備の使用による対象事業実施区域外への光漏れが軽減されます。
- ・音響設備の使用や、食品残渣等の処理等に関して適切な運営ルールを作成する等、周辺環境への配慮について検討します。

---

注1：横浜市は表土を適切に保管し、新たに整備する緑地への使用等を想定しています。

表 6.2-32 横浜市の土地区画整理事業が主体となって実施する環境保全措置の内容（谷戸地域）

相沢川周辺における生物の生息・生育環境の保全・創出		
実施主体	計画	土地区画整理事業 ・横浜市の土地区画整理事業と公園整備事業が調整を図りながら、検討を深度化する予定となっています。
	施工	土地区画整理事業
	維持管理	適切な管理について、横浜市の土地区画整理事業と公園整備事業が役割分担を調整しています。それを踏まえ、本事業で保全活用します。
実施内容	保全対象	横浜市の土地区画整理事業の工事の実施（造成工事や相沢川の暗渠化及び切り回し）に伴う生息・生育環境への影響が大きいと予測された種（以下、保全対象種という）
	実施内容	保全対象種の生息・生育環境（湿地環境と草地環境）を創出 ・湿地と草地をモザイク状に配置し、草地については湿生草地と乾生草地を創出する計画となっています。 ・生息・生育環境の創出にあたっては、暗渠化された相沢川から取水した水を保全した谷戸地形に放流し、活用する計画となっています。
	実施位置	横浜市の公園整備事業の対象事業実施区域の拡張に伴い、土地区画整理事業 環境影響評価書に示されている範囲を可能な限り北側に延伸する計画となっています。
期待される効果	相沢川の谷戸地形をいかし、樹林、多自然水路（開放水面）、水深の異なる湿地、湿生・乾生草地という環境区分を連続的に推移させることで、様々なハビタットタイプの動植物の生息・生育が可能になるとしています。	

表 6.2-33 横浜市の土地区画整理事業が主体となって実施する環境保全措置の内容（和泉川源流域）

和泉川周辺における生物の生息・生育環境の保全・創出		
実施主体	計画	土地区画整理事業 ・横浜市の土地区画整理事業と公園整備事業が調整を図りながら、検討の深度化を進めています。
	施工	土地区画整理事業
	維持管理	適切な管理について、横浜市の土地区画整理事業と公園整備事業が役割分担を調整します。それを踏まえ、本事業で保全活用します。
実施内容	保全対象	横浜市の土地区画整理事業の工事の実施（造成工事）に伴う影響が大きいと予測されたホトケドジョウの生息環境（和泉川の源頭部の湧水起源の小水路に生息）
	実施内容	ホトケドジョウの生息環境（湧水起源の小水路環境）を創出 ・水際は自然石護岸等により緩やかな傾斜とし、浸透性を持たせることで、浸透水から水路への湧水を維持する計画となっています。 ・水路は、施工後、護岸表層に土砂が堆積して砂泥底となるよう計画するとともに、水際には湿生草地を創出する計画となっています。
	実施位置	横浜市の土地区画整理事業 環境影響評価書に示されている範囲（現地調査でホトケドジョウが確認された範囲）に計画することになっています。
期待される効果	現況の地形、地層をいかして浸透水から水路への流れを保全し、湧水環境に生息・生育する動植物に適した河床環境や植生を整備することで、ホトケドジョウの生息が可能になるとしています。	

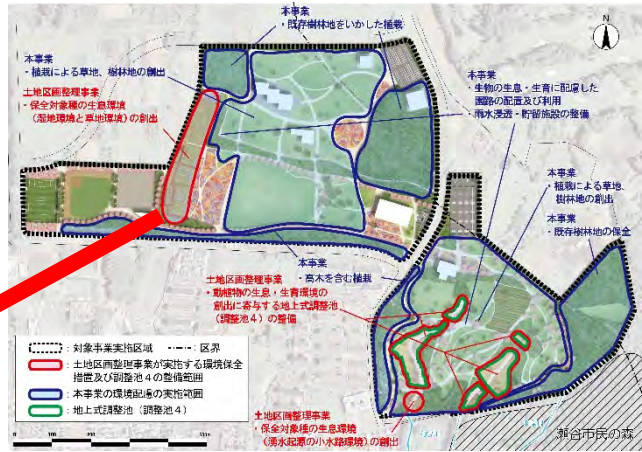
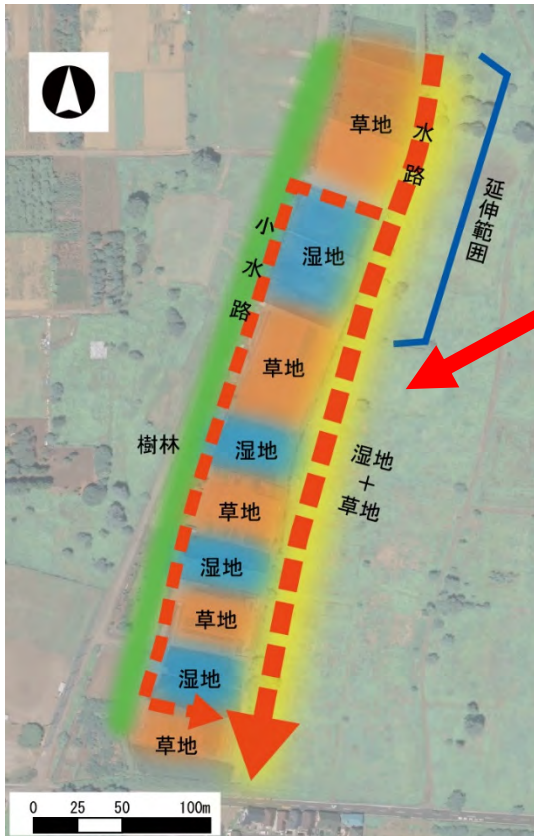
表 6.2-34 横浜市が実施する動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池（調整池4）の整備の内容

動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池（調整池4）の整備		
実施主体	計画	土地区画整理事業 ・横浜市の土地区画整理事業と公園整備事業が調整を図りながら、検討の深度化を進めています。
	施工	土地区画整理事業
	維持管理	適切な管理について、横浜市の土地区画整理事業と公園整備事業が役割分担を調整します。それを踏まえ、本事業で保全活用します。
実施内容	保全対象	瀬谷市民の森等に隣接する和泉川源流域において生息・生育している動植物
	実施内容	動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池の整備 ・現在の地形や既存樹木をできるだけ残し、水際部は自然石護岸等を整備し、周辺に湿生草地、乾生草地、河畔林等の環境を創出する計画となっています。 ・河床は自然石護岸とし、施工後、護岸表層に土砂が堆積して砂泥底となるよう計画することになっています。 ・大雨等による調整池区域の水位上昇時は、最大でHWL（最高水位）まで浸水することが想定されますが、浸水時間は長期に渡ることはなく、動植物への影響は回復可能な範囲と考えられるとしています。
	実施位置	和泉川源頭に計画します。
期待される効果	洪水調節機能の確保・維持だけではなく、動植物の生息・生育環境の創出に寄与するとしています。加えて、瀬谷市民の森等に隣接する既存樹木をできるだけ残し、河川、湿生植物が生える水辺、草地、河畔林が連続するエコトーンを形成することで、瀬谷市民の森等との生物の生息・生育環境の連続性を確保するとしています。	

表 6.2-35 創出される保全対象種の生息・生育環境において生息が期待される保全対象種

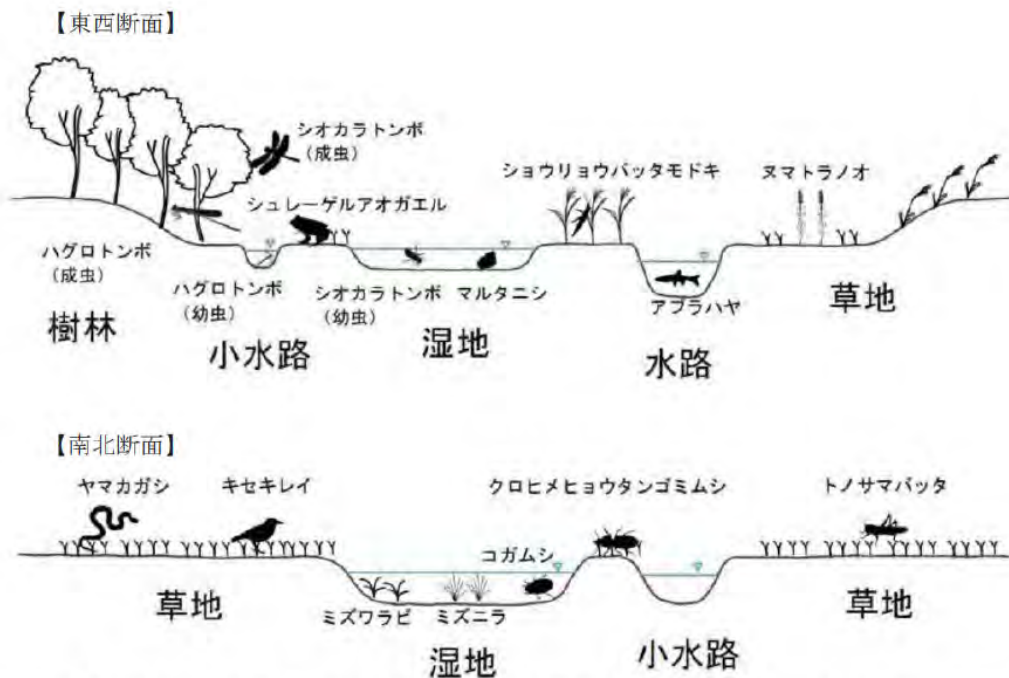
環境保全措置	環境区分	保全対象種
保全対象種の生息環境（湧水起源の小水路環境）の創出	小水路環境	魚類：ホトケドジョウ
保全対象種の生息環境（湿地環境と草地環境）の創出	①湿地環境（水深5cm、泥底）	昆虫類：ナツアカネ（幼虫）、エサキコミズムシ、シオカラトンボ（幼虫） 底生動物：マルタニシ
	②湿性草地（草丈の低い草地）	昆虫類：ケラ、クロヒメヒョウタンゴミムシ、アトモンコミズギワゴミムシ、クロケバカゴミムシ
	③水路（水深20～40cm、砂礫底）	魚類：アブラハヤ
	④湿地環境（水深10～20cm、泥底）	昆虫類：コマルケシゲンゴロウ、コガムシ
	⑤湿性草地（草丈の高い草地）	昆虫類：ショウリョウバッタモドキ
	⑥水路（水深10～20cm、砂泥底）	昆虫類：ハグロトンボ（幼虫）、ヤマサナエ（幼虫）
	⑦樹林（落葉広葉樹）	（対象種は下記で記載）
	⑧乾性草地	昆虫類：トノサマバッタ
	⑤⑥⑦水路周辺の湿性草地、樹林のまとまり	昆虫類：ハグロトンボ（成虫）、ヤマサナエ（成虫）
	①～⑦湿地環境、水路、湿性草地等のまとまり	鳥類：キセキレイ 爬虫類：ヤマカガシ
①②④⑤⑦湿地環境、湿性草地、樹林のまとまり	両生類：シュレーゲルアオガエル 爬虫類：ヒバカリ、シマヘビ 昆虫類：ナツアカネ（成虫）、シオカラトンボ（成虫）	

注1：旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価書（p.9,10-145,147）より作成



注1：(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価準備書 (p. 6. 2-120) より引用

図 6. 2-16 横浜市の土地区画整理事業が主体となって実施する環境保全措置の平面イメージ (谷戸地域)



注1：旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価書 (p. 9. 10-149~9. 10-150) より引用

図 6. 2-17 横浜市の土地区画整理事業が主体となって実施する環境保全措置の断面イメージ (谷戸地域)

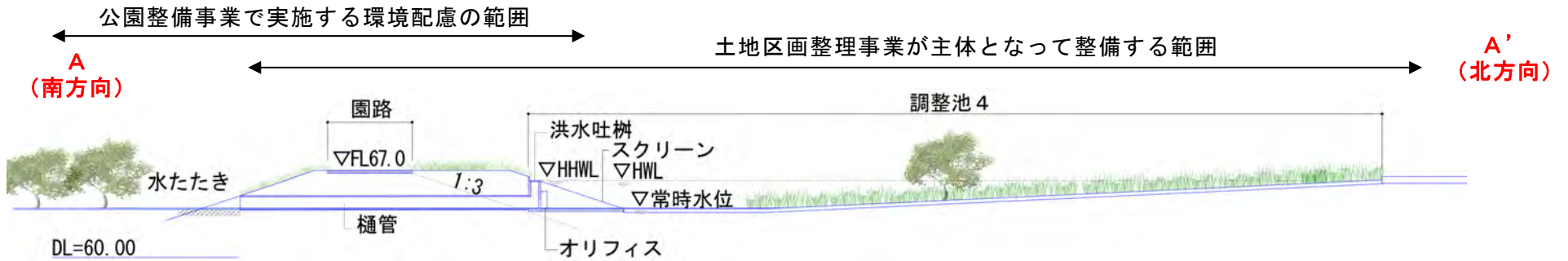


注1：HWLとは、計画高水流量が河川改修後の河道断面を流下するときの水位を示します。

注2：(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価準備書 (p.6.2-121) より引用

図 6.2-18 横浜市の土地区画整理事業が主体となって実施する環境保全措置及び調整池4の整備  
(和泉川源流域)





注1：A-A'断面の位置は図 6.2-18 に示します。

注2：HWL は計画高水流量が河川改修後の河道断面を流下するときの水位、HHWL は既往における最高水位を示します。

注3：(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価準備書 (p.6.2-122) より引用

図 6.2-19 (1) 地上式調整池 (調整池 4) の縦断断面図 (A-A' 断面)



注1：B-B'断面の位置は図 6.2-18 に示します。

注2：HWL は計画高水流量が河川改修後の河道断面を流下するときの水位、HHWL は既往における最高水位を示します。

注3：(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価準備書 (p.6.2-122) より引用

図 6.2-19 (2) 地上式調整池 (調整池 4) の縦断断面図 (B-B' 断面)

## (6) 予測結果

本予測は、対象事業実施区域及びその周辺の植生、地形、及び利用等の状況を踏まえ、表 6.2-31 に示した予測地域を対象に、各地域で確認された注目すべき種の生息環境への影響を予測しました。

各地域における注目すべき種の確認状況は、表 6.2-36 に示すとおりです。

また、各地域の環境特性は、「第6章 6.2.1 (5) ①イ D 動物の生息環境からみた地域環境特性」(p. 6.2-105~6.2-106 参照) に示すとおりです。

表 6.2-36 注目すべき種の主な生息環境

主な生育環境 <sup>注2</sup>		区分	注目すべき種
(2)	相沢川周辺の谷戸地域	一般鳥類	ノスリ、モズ、ヒバリ、ツバメ、オオヨシキリ、セッカ、トラツグミ、カワラヒワ、オオタカ、キセキレイ
		猛禽類	ミサゴ、ツミ、ハイタカ、ノスリ、オオタカ
		両生類	シュレーゲルアオガエル
		爬虫類	ヤマカガシ、シマヘビ、ヒバカリ
		昆虫類	ハマベクイゾウムシ、ハグロトンボ、ヤマサナエ、ナツアカネ、ケラ、ショウリョウバッタモドキ、エサキコミズムシ、クロヒメヒョウタンゴミムシ、アトモンコミズギワゴミムシ、クロケブカゴミムシ、コマルケシゲンゴロウ、コガムシ
		魚類	アブラハヤ
		底生動物	ハグロトンボ、ヤマサナエ、マルタニシ
(4)	和泉川源流域	一般鳥類	コチドリ、ノスリ、モズ、ヒバリ、ツバメ、セッカ、アカハラ、カワラヒワ、アオジ、オオタカ
		猛禽類	ツミ、ハイタカ、ノスリ、ハヤブサ、オオタカ
		両生類	アズマヒキガエル
		昆虫類	ケラ、クツワムシ、ヤブガラシグンバイ
		魚類	ホトケドジョウ
		底生動物	ヤマサナエ
(7)	住宅地域	一般鳥類	ノスリ、ツバメ、オオタカ
		猛禽類	ツミ、ハイタカ、サシバ、ノスリ、ハヤブサ、オオタカ
(8)	樹林地	一般鳥類	アオバト、ノスリ、モズ、ツバメ、センダイムシクイ、オオヨシキリ、アカハラ、キビタキ、キセキレイ、ビンズイ、カワラヒワ、クロジ、フクロウ、オオタカ
		猛禽類	ミサゴ、ツミ、ハイタカ、サシバ、ノスリ、オオタカ
		両生類	アズマヒキガエル
		爬虫類	ヒガシニホントカゲ
		昆虫類	ニホンカワトンボ、ホソミイトトンボ、ヤブガラシグンバイ、キイロトラカミキリ
		ホタル類	ゲンジボタル

注1：創出される水辺空間（相沢川周辺の谷戸地域）における注目すべき種は、土地区画整理事業が主体となって実施する環境保全措置によって今後生息が期待される種を含む。

注2：主な生育環境の範囲は、前掲図 6.2-4 (p. 6.2-35) に示すとおりです。

注3：ツミ、ノスリ、オオタカは鳥類調査（一般鳥類）、鳥類調査（猛禽類）の両方で確認されています。

## ① 工事中及び撤去中に伴う陸生動物の動物相、水生生物相の変化の内容及びその程度

### ア. 対象事業実施区域全体

横浜市の土地区画整理事業によって相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域には保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池4）が整備・創出され、本博覧会は、その周辺や隣接する市民の森等の樹林域等の周辺で工事を実施しますが、本博覧会の工事では、動物相の生息環境は改変しません。工事期間中は作業時間の順守（夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する）等の配慮を実施することから、動物相への影響を軽減できると予測します。

また、工事期間中に攪乱を受けた環境を好む動物が駐車場・バスターミナルの整備区域に定着しないよう、巡回点検を実施するなど適切に管理することから、動物相への影響は軽減できると予測します。

重要な種の保護の観点から、一部、非表示としております。

### イ. 相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域

横浜市の土地区画整理事業で創出される保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池4）に工事排水が流入しないよう公共下水道に接続し、雨水・汚水排水を適切に処理することから、動物相への影響はほとんどないと予測します。

本博覧会の駐車場・バスターミナルの一部が相沢川流域内にありますが、工事期間中に攪乱を受けた環境を好む動植物が定着しないよう適切に管理し対策等を実施することから、動物相への影響はほとんどないと予測します。

### ウ. 住宅地域及び樹林域

対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等の樹林域においては、工事に伴う夜間照明の影響が懸念される注目すべき種として夜行性のフクロウ及びゲンジボタル、走光性のキイロトラカミキリが確認されています。工事に伴う夜間照明の影響については、工事期間中は作業時間の順守（夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する）等の配慮を実施すること、住宅地域及び樹林域との境界に仮囲いを設置することから、樹林域に生息する夜行性のフクロウ及びゲンジボタル等の動物相、走光性のキイロトラカミキリ等の昆虫類への影響はほとんどないと予測します。

## ② 開催に伴う陸生動物の動物相、水生生物相の変化の内容及びその程度

### ア. 対象事業実施区域全体

対象事業実施区域内は、横浜市の土地区画整理事業の造成工事により全域が改変される可能性があり、本博覧会では開催に必要な範囲の整地及び庭園や植栽などの施設等の設置を行います。植栽では、郷土種を用いた多様な植物の植栽を行うとともに、既存樹木、表土の保全・活用に努めることから、動物相への影響は軽減できると予測します。また、地下水の減少による生息環境への影響を考慮し、園路や駐車場等は、透水性舗装等の浸透・貯留施設を整備することで、地下水の涵養に努めることから、動物相への影響は軽減できると予測します。

本博覧会では、開催期間中に行催事を実施しますが、音響設備の音量や稼働時間についての適切なルールを設定することから、動物相への影響は軽減できると予測します。

対象事業実施区域内において、現在の草地環境（乾性草地）の一部を活用して広場を整備し、横浜市に継承することから、草地環境に生息する動物相の継承につながると予測します。

会場に持ち込まれる植物等については、関係法令等に基づくガイドライン等で周知徹底を図るなど、適切な管理を行うことから、動物相への影響は軽減できると予測します。

### イ. 相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域

相沢川周辺の谷戸地域や和泉川源流域では、横浜市の土地区画整理事業で創出される保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池4）の整備が行われますが、本博覧会では、これらに配慮した園路の配置及び利用を計画するとともに、保全・創出した環境が継続するよう、横浜市と連携しながら適切に維持管理するほか、適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を行うことから、動物相への影響は軽減できると予測します。

本博覧会の駐車場・バスターミナルの一部が相沢川流域内にありますが、駐車場等を整備する際には、透水性舗装等による水源の涵養や駐車場等の緑化を図ることから、動物相への影響は軽減できると予測します。

樹林地内や水辺の利用を制限し、人と自然環境との距離が適切に確保されるよう計画することから、動物相への影響はほとんどないと予測します。

和泉川源流域においては、横浜市と連携して既存樹林地の保全を行うことで、保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池4）の整備範囲と隣接する瀬谷市民の森等の樹林地域との生物の生息環境の連続性確保に資する緑のつながりを確保することから、動物相への影響は軽減できると予測します。

横浜市が整備した地上式調整池（調整池4）における保全対象種の生息・生育環境の周辺では、源頭部であることを踏まえ、農薬や肥料の使用をできるだけ抑えることで水路への溶出を避けことから、河川の水質への影響を最小限とし、動物相への影響は軽減できると予測します。また、隣接する瀬谷市民の森等の樹林地域との隣接部においては、多数の来場者が長時間に亘って滞在することが想定される施設はできるだけ配置しないよう配慮した計画とすることから、動物相への影響は軽減できると予測します。

### ウ. 住宅地域及び樹林地

対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等の樹林地域においては、会場施設の夜間照明によ

る影響が懸念される注目すべき種として夜行性のフクロウ及びゲンジボタル、走光性のキイロトラカミキリが確認されています。

本博覧会の開催時には会場施設、駐車場及び園路に照明を設置する計画ですが、誘虫性の低い LED 照明を使用し、「光害対策ガイドライン」（環境省 令和3年3月）を踏まえて適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を行うこと、横浜市により対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽が行われることで、対象事業実施区域外への光漏れが軽減されることから、樹林域に生息する夜行性のフクロウ及びゲンジボタル等の動物相、走光性のキイロトラカミキリ等の昆虫類への影響は軽減できると予測します。また、夜間に行催事を行う場合においても、照明の向きや照度等への配慮など適切な運営ルールを作成することから、住宅地域及び隣接する瀬谷市民の森等の樹林域に生息する動物相への影響は軽減できると予測します。

食品残渣等の処理等に関する運営ルールを作成することから、住宅地域及び隣接する瀬谷市民の森等の樹林域に生息する動物相への誘引による影響は軽減できると予測します。

## 6.2.4 環境の保全のための措置

### (1) 工事中及び撤去中に伴う陸生動物の動物相、水生生物相の変化の内容及びその程度

環境の保全のための措置は、工事の実施に伴う注目すべき種の動物相及びその生息環境への影響を最小限に留めるため、表 6.2-37 に示す内容を実施します。

表 6.2-37 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
<p>【工事中】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設行為等の実施</li> </ul> <p>【撤去中】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設施設等の撤去</li> </ul>	<p>【対象事業実施区域全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する等により作業時間を順守します。</li> <li>・夜間照明、騒音、振動の影響を低減するため、工事敷地境界には仮囲いを設置します。</li> <li>・可能な限り最新の低騒音・低振動型建設機械を使用します。</li> <li>・周辺等に生息する動物種に配慮するため、建設機械や工事車両の稼働台数が集中しないよう、工事工程の平準化に努めます。</li> <li>・工事期間中や使用開始までの期間については、巡回点検を行うなど駐車場・バスターミナルを含めた工事区域を適切に管理するとともに、新たに配慮すべき動物が定着しにくくなるような対策を検討します。これらの対応にも関わらず、配慮すべき動物の定着が確認された場合には、土地区画整理事業や公園整備事業と連携しながら、工事区域外への動物の避難経路の確保など、確認された動物に応じた対策について検討します。</li> <li>・配慮すべき動物の確認については、横浜市の土地区画整理事業が実施する事後調査において、本博覧会の駐車場・バスターミナルとして活用する区域も含め、工事期間中の生物多様性（動物、植物、生態系）に関する調査を実施することになっており、本博覧会協会による確認だけでなく、同調査で得られた情報等も活用していきます。</li> </ul> <p>【相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市の土地区画整理事業で創出される保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池4）に対し、横浜市と調整しながら、本博覧会の工事が影響を与えないような工事実施時期や工法とします。</li> <li>・横浜市の土地区画整理事業で創出される保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池4）に工事排水等が流入しないよう公共下水道に接続し、雨水・汚水排水を適切に処理します。</li> <li>・本博覧会の駐車場・バスターミナルについては、一部が相沢川流域内にあるため、横浜市の土地区画整理事業で創出した保全種の生息・生育環境等に影響が出ないよう、土地被覆の性状等については、透水性に配慮した検討を進めています。また、新たに配慮すべき動植物が定着しないよう、土地区画整理事業の工事完了後、速やかに着工するとともに、工事完了後は時間を空けることなく直ちに使用開始します。博覧会終了後は速やかに解体・撤去します。</li> </ul> <p>【住宅地域及び樹林域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業時間の順守や仮囲いの設置など、樹林域に生息する動物相に配慮します。</li> </ul>

(2) 開催に伴う陸生動物の動物相、水生生物相の変化の内容及びその程度

環境の保全のための措置は、本博覧会の開催に伴う注目すべき種の動物相及びその生息環境への影響を最小限に留めるため、表 6.2-38 に示す内容を実施します。

表 6.2-38(1) 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
<p><b>【開催中】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会場施設等の存在</li> <li>・施設の供用</li> <li>・外来植物を含む植栽等の管理</li> </ul>	<p><b>【対象事業実施区域全体】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・植栽では、郷土種を用いた多様な植物の植栽を行うとともに、既存樹木、表土の保全・活用に努め、植栽を適切に維持管理します。</li> <li>・園路や駐車場等には透水性舗装等の浸透・貯留施設を整備し、適切に維持管理を行うことで水源の涵養を図ります。</li> <li>・音響設備の音量、稼働時間についても適切な運営ルールを作成するなど、周辺環境への配慮について検討します。</li> <li>・現存する草地環境（乾性草地）の一部を活用して整備する広場については、公園整備事業に継承します。</li> <li>・花壇等において種子による繁殖が想定される植物については、定期的に植え替えを行います。会場に持ち込まれる植物等については、関係法令等に基づいてガイドラインを作成し、会場内への持ち込み制限等について参加者等に周知徹底します。</li> </ul> <p><b>【相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市の土地区画整理事業によって保全対象種の生息・生育環境が整備・創出される範囲及びその周辺は、生物の生息・生育に配慮した園路の配置及び利用を計画するとともに、保全・創出した環境が継続するよう、横浜市と連携して適切に維持管理します。</li> <li>・横浜市の土地区画整理事業によって保全対象種の生息・生育環境が整備・創出される範囲は、生物の生息環境保護エリアとし、ロープ柵等を設置することで、樹林地内や水辺の利用を制限し、人と自然環境との距離が適切に確保されるよう計画します。</li> <li>・横浜市の土地区画整理事業によって保全対象種の生息・生育環境が整備・創出される範囲のうち、相沢川周辺の谷戸地域においては、適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を検討し、夜間の安全な利用とともに、生物の生息・生育環境への光害を可能な限り抑制します。</li> <li>・和泉川源流域においては、横浜市と連携して既存樹林地の保全を行うことで、保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池4）の整備範囲と隣接する瀬谷市民の森等の樹林域との生物の生息環境の連続性確保に資する緑のつながりを確保します。</li> <li>・横浜市が整備した地上式調整池（調整池4）における保全対象種の生息・生育環境の周辺では、源頭部であることを踏まえ、農薬や肥料の使用をできるだけ抑えることで水路への溶出を避け、河川の水質への影響を最小限にします。</li> <li>・本博覧会の駐車場・バスターミナルの一部が相沢川流域内にありますが、駐車場等を整備する際には、透水性舗装等による水源の涵養や駐車場等の緑化を図ります。</li> <li>・隣接する瀬谷市民の森等の樹林域との隣接部においては、多数の来場者が長時間に亘って滞在することが想定される施設はできるだけ配置しないよう配慮した計画とします。</li> </ul>

表 6.2-38 (2) 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
<p><b>【開催中】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会場施設等の存在</li> <li>・施設の供用</li> <li>・外来植物を含む植栽等の管理</li> </ul>	<p><b>【住宅地域及び樹林域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会場施設、駐車場及び園路に設置する照明は、誘虫性の低い LED 照明を使用し、「光害対策ガイドライン」（環境省 令和3年3月）を踏まえて適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を検討し、夜間の安全な利用とともに、周辺の住居及び生物の生息・生育環境への光害を可能な限り抑制します。また、対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽を行うことで、照明設備の使用による対象事業実施区域外への光漏れを軽減するなどの対策を行います。</li> <li>・夜間に行催事を行う場合においても、周辺環境への影響をできる限り軽減するよう、照明の向きや照度等への配慮など適切な運営ルールを作成します。</li> <li>・運営ルールを作成して、食品残渣等の廃棄物は堆肥化する等減量化に努めるとともに、適切に処理します。</li> </ul>



## 6.2.5 評価

### (1) 工事中及び撤去中に伴う陸生動物の動物相、水生生物相の変化の内容及びその程度

#### ① 対象事業実施区域全体

横浜市の土地区画整理事業によって相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域には保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池4）が整備・創出され、本博覧会は、その周辺や隣接する市民の森等の樹林域等の周辺で工事を実施しますが、本博覧会の工事では、動物相の生息環境は改変しません。工事期間中は作業時間の順守（夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する）等の配慮を実施することから、動物相への影響を軽減できると予測します。

また、工事期間中に攪乱を受けた環境を好む動物が駐車場・バスターミナルの整備区域に定着しないよう、巡回点検を実施するなど適切に管理することから、動物相への影響は軽減できると予測します。

重要な種の保護の観点から、一部、非表示としております。

#### ② 相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域

横浜市の土地区画整理事業で創出される保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池4）に工事排水が流入しないよう公共下水道に接続し、雨水・汚水排水を適切に処理することから、動物相への影響はほとんどないと予測します。

本博覧会の駐車場・バスターミナルの一部が相沢川流域内にありますが、工事期間中に攪乱を受けた環境を好む動植物が定着しないよう適切に管理し対策等を実施することから、動物相への影響はほとんどないと予測します。

#### ③ 住宅地域及び樹林域

対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等の樹林域においては、工事に伴う夜間照明の影響が懸念される注目すべき種として夜行性のフクロウ及びゲンジボタル、走光性のキイロトラカミキリが確認されています。工事に伴う夜間照明の影響については、工事期間中は作業時間の順守（夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する）等の配慮を実施すること、住宅地域及び樹林域との境界に仮囲いを設置することから、樹林域に生息する夜行性のフクロウ及びゲンジボタル等の動物相、走光性のキイロトラカミキリ等の昆虫類への影響はほとんどないと予測します。

以上のことから、環境保全目標「注目すべき種の動物相及びその生息環境への影響を最小限に留めること。」を達成するものと評価します。なお、本博覧会は半年間の開催であり、開催後は建築物、庭園、駐車場などの仮設施設は速やかに撤去し、返還することになります。博覧会開催後は、本博覧会の対象事業実施区域の大半が横浜市の公園となりますが、公園整備事業についても環境影響評価手続きが行われています。

## (2) 開催に伴う陸生動物の動物相、水生生物相の変化の内容及びその程度

### ① 対象事業実施区域全体

対象事業実施区域内は、横浜市の土地区画整理事業の造成工事により全域が改変される可能性があり、本博覧会では開催に必要な範囲の整地及び庭園や植栽などの施設等の設置を行います。植栽では、郷土種を用いた多様な植物の植栽を行うとともに、既存樹木、表土の保全・活用に努めることから、動物相への影響は軽減できると予測します。また、地下水の減少による生息環境への影響を考慮し、園路や駐車場等は、透水性舗装等の浸透・貯留施設を整備することで、地下水の涵養に努めることから、動物相への影響は軽減できると予測します。

本博覧会では、開催期間中に行催事を実施しますが、音響設備の音量や稼働時間についての適切なルールを設定することから、動物相への影響は軽減できると予測します。

対象事業実施区域内において、現在の草地環境（乾性草地）の一部を活用して広場を整備し、横浜市に継承することから、草地環境に生息する動物相の継承につながると予測します。

会場に持ち込まれる植物等については、関係法令等に基づくガイドライン等で周知徹底を図るなど、適切な管理を行うことから、動物相への影響は軽減できると予測します。

### ② 相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域

相沢川周辺の谷戸地域や和泉川源流域では、横浜市の土地区画整理事業で創出される保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池4）の整備が行われますが、本博覧会では、これらに配慮した園路の配置及び利用を計画するとともに、保全・創出した環境が継続するよう、横浜市と連携しながら適切に維持管理するほか、適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を行うことから、動物相への影響は軽減できると予測します。

本博覧会の駐車場・バスターミナルの一部が相沢川流域内にありますが、駐車場等を整備する際には、透水性舗装等による水源の涵養や駐車場等の緑化を図ることから、動物相への影響は軽減できると予測します。

樹林地内や水辺の利用を制限し、人と自然環境との距離が適切に確保されるよう計画することから、動物相への影響はほとんどないと予測します。

和泉川源流域においては、横浜市と連携して既存樹林地の保全を行うことで、保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池4）の整備範囲と隣接する瀬谷市民の森等の樹林地域との生物の生息環境の連続性確保に資する緑のつながりを確保することから、動物相への影響は軽減できると予測します。

横浜市が整備した地上式調整池（調整池4）における保全対象種の生息・生育環境の周辺では、源頭部であることを踏まえ、農薬や肥料の使用をできるだけ抑えることで水路への溶出を避けことから、河川の水質への影響を最小限とし、動物相への影響は軽減できると予測します。また、隣接する瀬谷市民の森等の樹林地域との隣接部においては、多数の来場者が長時間に亘って滞在することが想定される施設はできるだけ配置しないよう配慮した計画とすることから、動物相への影響は軽減できると予測します。

### ③ 住宅地域及び樹林地域

対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等の樹林地域においては、会場施設の夜間照明によ

る影響が懸念される注目すべき種として夜行性のフクロウ及びゲンジボタル、走光性のキイロトラカミキリが確認されています。

本博覧会の開催時には会場施設、駐車場及び園路に照明を設置する計画ですが、誘虫性の低い LED 照明を使用し、「光害対策ガイドライン」（環境省 令和3年3月）を踏まえて適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を行うこと、横浜市により対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽が行われることで、対象事業実施区域外への光漏れが軽減されることから、樹林域に生息する夜行性のフクロウ及びゲンジボタル等の動物相、走光性のキイロトラカミキリ等の昆虫類への影響は軽減できると予測します。また、夜間に行催事を行う場合においても、照明の向きや照度等への配慮など適切な運営ルールを作成することから、住宅地域及び隣接する瀬谷市民の森等の樹林域に生息する動物相への影響は軽減できると予測します。

食品残渣等の処理等に関する運営ルールを作成することから、住宅地域及び隣接する瀬谷市民の森等の樹林域に生息する動物相への誘引による影響は軽減できると予測します。

以上のことから、環境保全目標「注目すべき種の動物相及びその生息環境への影響を最小限に留めること。」を達成するものと評価します。なお、本博覧会は半年間の開催であり、開催後は建築物、庭園、駐車場などの仮設施設は速やかに撤去し、返還することになります。博覧会開催後は、本博覧会の対象事業実施区域の大半が横浜市の公園となりますが、公園整備事業についても環境影響評価手続きが行われています。



### 6.3 生物多様性（植物）



### 6.3 生物多様性（植物）

本博覧会の実施に伴い、工事中は建設行為等の実施により、開催中は会場施設等の存在、施設の供用及び外来植物を含む植栽等の管理により、撤去中は仮施設等の撤去により、植物相に影響を及ぼすおそれがあります。

このことから、本博覧会の工事中、開催中及び撤去中における植物相への影響を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価の概要を示します。

#### 【工事及び撤去に伴う植物相、水生植物相の変化の内容及びその程度】

項目	結果等の概要	参照頁									
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存資料（土地区画整理事業）の現地調査において対象事業実施区域及びその周辺で確認された植物相は、下表のとおりとされています。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">維管束植物</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">128 科</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">678 種</td> </tr> <tr> <td>蘚苔類</td> <td style="text-align: center;">39 科</td> <td style="text-align: center;">85 種</td> </tr> <tr> <td>付着藻類</td> <td style="text-align: center;">18 科</td> <td style="text-align: center;">85 種</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域及びその周辺において、23 の植物群落を確認しました。</li> </ul>	維管束植物	128 科	678 種	蘚苔類	39 科	85 種	付着藻類	18 科	85 種	P. 6.3-13 ～6.3-35
維管束植物	128 科	678 種									
蘚苔類	39 科	85 種									
付着藻類	18 科	85 種									
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>注目すべき種の植物相及びその生育環境への影響を最小限に留めること。</li> </ul>	p. 6.3-36									
予測結果の概要	<p><b>【対象事業実施区域全体】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>横浜市の土地区画整理事業によって相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域には保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池4）が整備・創出され、本博覧会は、その周辺や隣接する市民の森等の樹林域等の周辺で工事を実施しますが、本博覧会の工事では、植物の生育環境は、改変しません。工事期間中は作業時間の順守（夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する）等の配慮を実施することから、植物への影響を軽減できると予測します。</li> <li>工事期間中に攪乱を受けた環境を好む植物が定着しないよう巡回点検を実施し、除草処理を行うなど適切に管理することから、植物への影響を軽減できると予測します。</li> </ul> <p><b>【相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>横浜市の土地区画整理事業で創出される保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池4）に工事排水が流入しないよう公共下水道に接続し、雨水・汚水排水を適切に処理することから、植物への影響はほとんどないと予測します。</li> </ul> <p><b>【樹林域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工事に伴う夜間照明の影響については、作業時間の順守（夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する）、工事従業者への講習・指導（工事区域外への不必要な立入りを制限する）等の配慮を実施することから、樹林域に生育するヤブムグラ、アマナへの影響はほとんどないと予測します。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>重要な種の保護の観点から、一部、非表示としております。</p> </div>	p. 6.3-40 ～6.3-41									

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【工事及び撤去に伴う植物相、水生植物相の変化の内容及びその程度】（つづき）

項目	結果等の概要	参照頁
<p>環境の保全のための措置の概要</p>	<p>【対象事業実施区域全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する等により作業時間を順守します。</li> <li>・工事期間中や使用開始までの期間については、巡回点検を実施し、除草処理を行うなど攪乱を受けた環境を好む配慮すべき植物が定着しないよう、駐車場・バスターミナルを含めた工事区域を適切に管理します。これらの対応にも関わらず、配慮すべき植物の定着が確認された場合には、土地区画整理事業や公園整備事業と連携しながら、工事区域外への移植場所の確保など、確認された植物に応じた対策について検討します。</li> <li>・配慮すべき植物の確認については、横浜市の土地区画整理事業が実施する事後調査において、本博覧会の駐車場・バスターミナルとして活用する区域も含め、工事期間中の生物多様性（動物、植物、生態系）に関する調査を実施することになっており、本博覧会協会による確認だけでなく、同調査で得られた情報等も活用していきます。</li> </ul> <p>【相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市の土地区画整理事業で創出される保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池4）に工事排水が流入しないよう公共下水道に接続し、雨水・汚水排水を適切に処理します。</li> </ul> <p>【樹林域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事に伴う夜間照明の影響については、作業時間の順守（夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する）、工事従業者への講習・指導（工事区域外への不必要な立入りを制限する）等の配慮を実施し、樹林域に生育するヤブムグラ、アマナへの影響を軽減します。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>重要な種の保護の観点から、一部、非表示としております。</p> </div>	<p>p. 6. 3-42</p>
<p>評価の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「注目すべき種の植物相及びその生育環境への影響を最小限に留めること。」を達成するものと評価します。なお、本博覧会は半年間の開催であり、開催後は建築物、庭園、駐車場などの仮施設は速やかに撤去し、返還することになります。博覧会開催後は、本博覧会の対象事業実施区域の大半が横浜市の公園となりますが、公園整備事業についても環境影響評価手続きが行われています。</li> </ul>	<p>p. 6. 3-44</p>

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。



【開催に伴う植物相、水生植物相の変化の内容及びその程度】

項目	結果等の概要	参照頁									
調査結果の概要	<p>・既存資料（土地区画整理事業）の現地調査において対象事業実施区域及びその周辺で確認された植物相は、下表のとおりとされています。</p> <table border="1" data-bbox="336 315 1139 434"> <tr> <td>維管束植物</td> <td>128 科</td> <td>678 種</td> </tr> <tr> <td>蘚苔類</td> <td>39 科</td> <td>85 種</td> </tr> <tr> <td>付着藻類</td> <td>18 科</td> <td>85 種</td> </tr> </table> <p>・対象事業実施区域及びその周辺において、23 の植物群落を確認しました。</p>	維管束植物	128 科	678 種	蘚苔類	39 科	85 種	付着藻類	18 科	85 種	p. 6. 3-13 ～6. 3-35
維管束植物	128 科	678 種									
蘚苔類	39 科	85 種									
付着藻類	18 科	85 種									
環境保全目標	<p>・注目すべき種の植物相及びその生育環境への影響を最小限に留めること。</p>	p. 6. 3-36									
予測結果の概要	<p><b>【対象事業実施区域全体】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域内は、横浜市の土地区画整理事業の造成工事により全域が改変される可能性があり、本博覧会では開催に必要な範囲の整地及び庭園や植栽などの施設等の設置を行います。植栽では、郷土種を用いた多様な植物の植栽を行うとともに、既存樹木、表土の保全・活用に努めることから、植物への影響は軽減できると予測します。</li> <li>地下水の減少による生育環境への影響を考慮し、園路や駐車場等は、透水性舗装等の浸透・貯留施設を整備することで、地下水の涵養に努めることから、植物への影響は軽減できると予測します。</li> <li>対象事業実施区域内において、現在の草地環境（乾性草地）の一部を活用して広場を整備し、横浜市に継承することから、草地環境の継承につながると予測します。</li> <li>会場に持ち込まれる植物等については、関係法令等に基づくガイドライン等で周知徹底を図るなど、適切な管理を行うことから、植物への影響は軽減できると予測します。</li> </ul> <p><b>【相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>注目すべき種としては、相沢川の開放水面でアオカワモズク、シャジクモ、水田、耕作地等の湿性草地では、ウスゲチョウジタデ、ミズタカモジの生育が確認されています。横浜市の土地区画整理事業では谷戸地形をいかして保全対象種の生息・生育環境を整備する計画となっており、本博覧会では横浜市が創出した保全対象種の生息・生育環境が継続するよう、横浜市と連携しながら適切に維持管理することから、植物への影響はほとんどないと予測します。</li> <li>本博覧会の駐車場・バスターミナルの一部が相沢川流域内にありますが、駐車場等を整備する際には、透水性舗装等による水源の涵養を図ることから、植物への影響は軽減できると予測します。</li> <li>樹林地内や水辺の利用を制限し、人と自然環境との距離が適切に確保されるよう計画することから、植物への影響はほとんどないと予測します。</li> </ul> <p><b>【樹林域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本博覧会の開催時には、会場施設、駐車場及び園路に照明を設置する計画ですが、「光害対策ガイドライン」（環境省 令和3年3月）を踏まえて適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を行うこと、横浜市が対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽を行うことで、対象事業実施区域外への光漏れが軽減されることから、樹林域に生育するヤブムグラ、アマナへの影響はほとんどないと予測します。</li> <li>夜間に行催事を行う場合においても、周辺環境への影響をできる限り軽減するよう、照明の向きや照度等への配慮など適切な運営ルールを作成することから、隣接する瀬谷市民の森等の樹林域に生育する植物への影響はほとんどないと予測します。</li> </ul> <p style="text-align: center;">重要な種の保護の観点から、一部、非表示としております。</p>	p. 6. 3-40 ～6. 3-42									

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【開催に伴う植物相、水生植物相の変化の内容及びその程度】（つづき）

項目	結果等の概要	参照頁
環境の保全のための措置の概要	<p><b>【対象事業実施区域全体】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・植栽では、郷土種を用いた多様な植物の植栽を行うとともに、既存樹木、表土の保全・活用に努め、植栽を適切に維持管理します。</li> <li>・園路や駐車場等には透水性舗装等の浸透・貯留施設を整備し、適切に維持管理を行うことで水源の涵養を図ります。</li> <li>・現存する草地環境（乾性草地）の一部を活用して整備する広場については、公園整備事業に継承します。</li> <li>・花壇等において種子による繁殖が想定される植物については、定期的に植え替えを行います。会場に持ち込まれる植物等については、関係法令等に基づいてガイドラインを作成し、会場内への持ち込み制限等について参加者等に周知徹底します。</li> </ul> <p><b>【相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本博覧会では横浜市が創出した保全対象種の生息・生育環境が継続するよう、横浜市と連携しながら適切に維持管理します。</li> <li>・横浜市の土地区画整理事業によって保全対象種の生息・生育環境が整備・創出される範囲は、生物の生息・生育環境保護エリアとし、ロープ柵等を設置することで、樹林地内や水辺の利用を制限し、人と自然環境との距離が適切に確保されるよう計画します。</li> <li>・本博覧会の駐車場・バスターミナルの一部が相沢川流域内にありますが、駐車場等を整備する際には、透水性舗装等による水源の涵養を図ります。</li> </ul> <p><b>【樹林域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会場施設、駐車場及び園路に設置する照明は、誘虫性の低いLED照明を使用し、「光害対策ガイドライン」（環境省 令和3年3月）を踏まえて適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を検討し、夜間の安全な利用とともに、周辺の住居及び生物の生息・生育環境への光害を可能な限り抑制します。また、対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽を行うことで、照明設備の使用による対象事業実施区域外への光漏れを軽減するなどの対策を行います。</li> <li>・夜間に行催事を行う場合においても、周辺環境への影響をできる限り軽減するよう、照明の向きや照度等への配慮など適切な運営ルールを作成します。</li> </ul>	p. 6. 3-43
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「注目すべき種の植物相及びその生育環境への影響を最小限に留めること。」を達成するものと評価します。なお、本博覧会は半年間の開催であり、開催後は建築物、庭園、駐車場などの仮設施設は速やかに撤去し、返還することになります。博覧会開催後は、本博覧会の対象事業実施区域の大半が横浜市の公園となりますが、公園整備事業についても環境影響評価手続きが行われています。</li> </ul>	p. 6. 3-44 ～6. 3-45

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

## 6.3.1 調査

### (1) 調査項目

調査項目は、以下の内容としました。

- ① 植物の状況
- ② 地形、地質の状況
- ③ 土壌の状況
- ④ 水質の状況
- ⑤ 水循環の状況
- ⑥ 土地利用の状況
- ⑦ 関係法令・計画等

### (2) 調査地域・地点

#### ① 植物の状況

対象事業実施区域及びその周辺としました。

なお、既存資料（土地区画整理事業）における現地調査地域は、図 6.3-1 に示すとおり、対象事業実施区域周辺の比較的多くの動植物の生息が考えられる土地区画整理事業実施区域の端部から約 200m までの範囲（舗装地等人工改変地を除く）とされています。

維管束植物及び蘚苔類の任意観察（踏査による調査）については、調査地域内を網羅的に踏査することにより行うことを基本としましたが、林縁部、草地の境目、林内の日当たりのよい場所や逆に湿潤な場所等に着目する等、分類群ごとに、該当する生育好適環境を踏まえ、効率的な踏査ルートが設定されています。

付着藻類は対象事業実施区域及びその周辺を流れる大門川、相沢川、和泉川及び堀谷戸川にそれぞれ調査地点が設定されました。また、調査地点を中心に、上下流及び接続する小水路において任意観察及び採取が行われました。

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査地点は図 6.3-2、踏査ルートは図 6.3-3 に示すとおりとされています。

なお、既存資料（土地区画整理事業）の現地調査結果を活用するにあたり、既存資料（土地区画整理事業）の現地調査地点が本博覧会の対象事業実施区域内においても現存植生図、微地形、流域を踏まえて適切な位置に設定されているか検討しています。各項目の調査地点図及び調査地点の検討結果は資料編（p. 資 1.3-1～資 1.3-9 参照）に示すとおりであり、本博覧会の対象実施区域における調査地点の設定は妥当であると判断しました。

#### ② 地形、地質の状況

対象事業実施区域及びその周辺としました。

#### ③ 土壌の状況

対象事業実施区域及びその周辺としました。

**④ 水質の状況**

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査地点は、図 6.3-1 に示すとおり、対象事業実施区域及びその周辺の3地点（地点1～3）とされています。

**⑤ 水循環の状況**

湧水の流量は、「第6章 6.5 水循環 6.5.1 (2) ①湧水の分布、流量及び水質」（p.6.5-5 参照）と同様としました。

河川の流量は、「④水質の状況」と同様としました。

**⑥ 土地利用の状況**

対象事業実施区域及びその周辺としました。

**⑦ 関係法令、計画等**

対象事象実施区域及びその周辺としました。

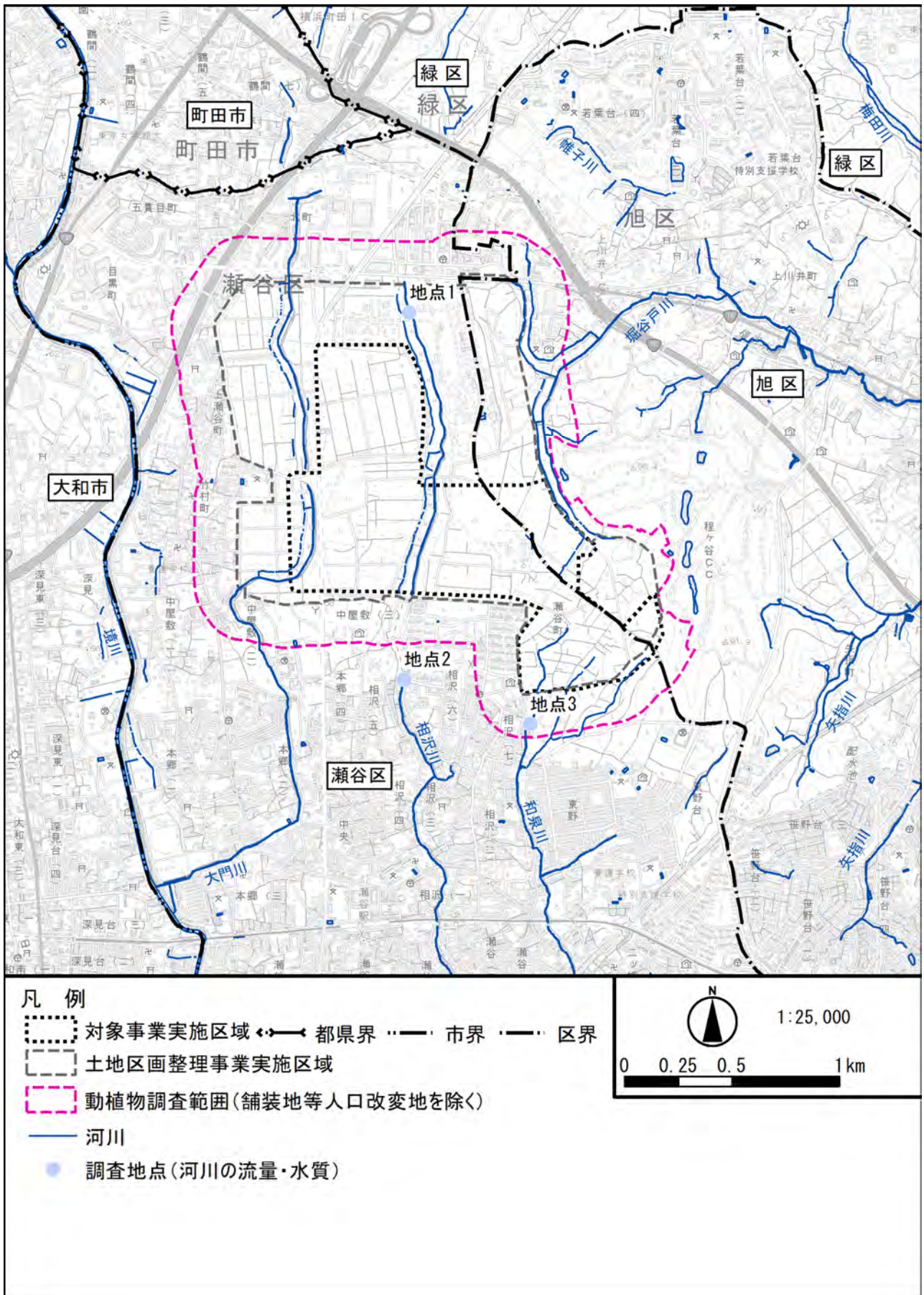


図 6.3-1 既存資料（土地区画整理事業）における現地調査地域

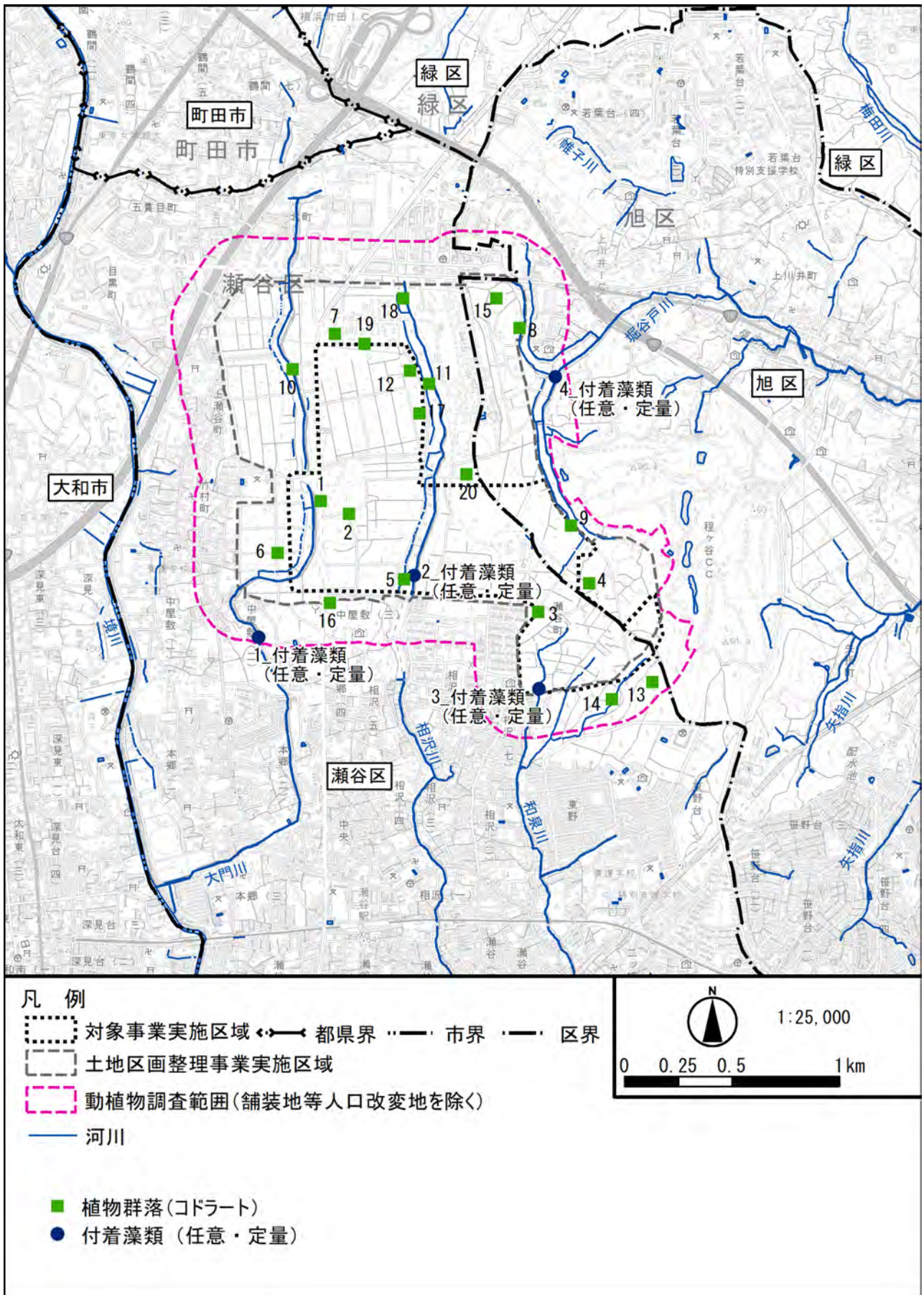


図 6.3-2 既存資料(土地区画整理事業)における現地調査地点図(植物群落・付着藻類)

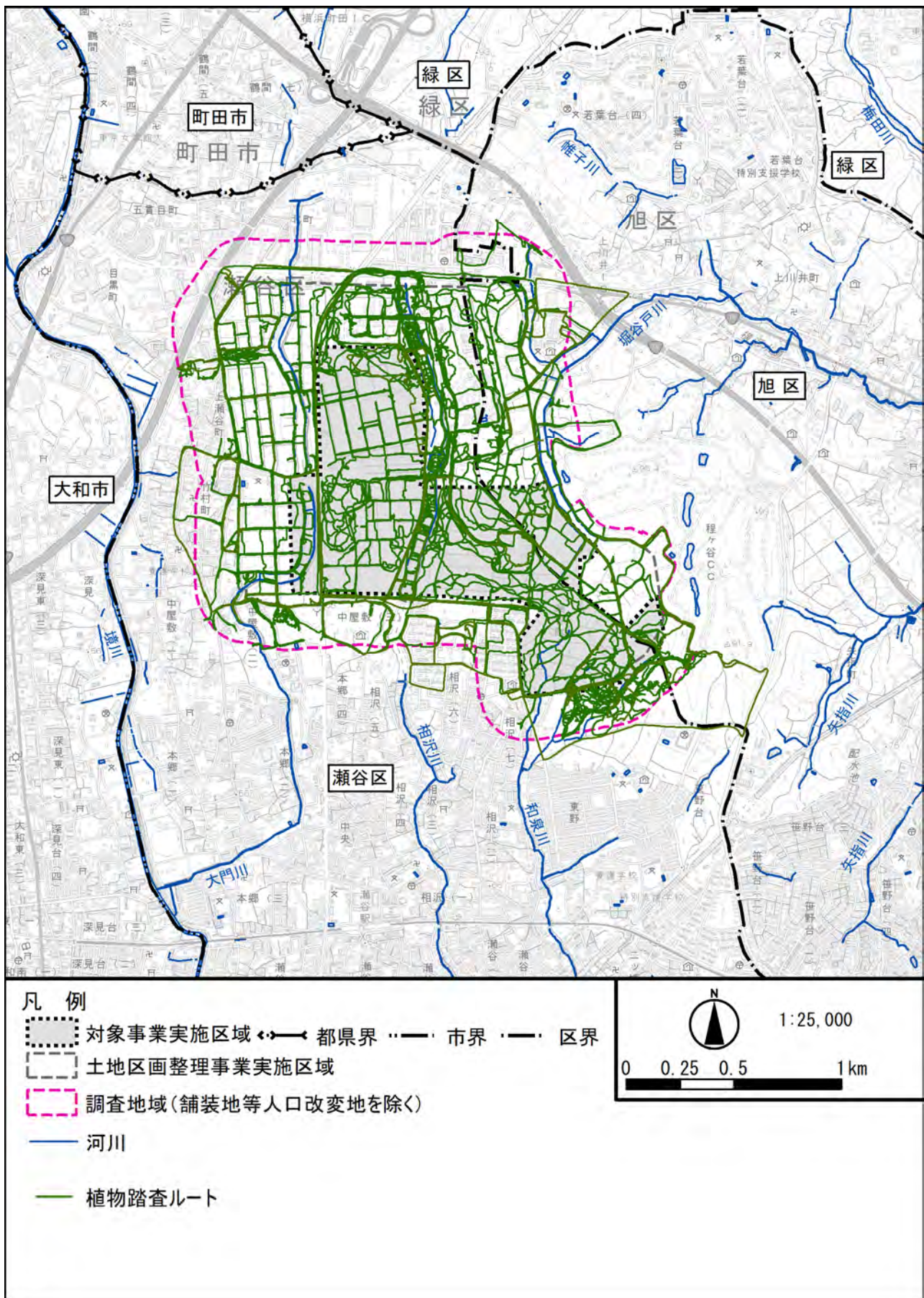


図 6.3-3 既存資料（土地区画整理事業）における植物踏査ルート図

### (3) 調査時期

#### ① 植物の状況

既存資料調査は、入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査は、表 6.3-1 に示す日程で実施されています。調査時期は、開花時期、結実により同定可能な時期（特にイネ科・カヤツリグサ科：秋季・春季）、展葉時期（夏季・早春季・春季）等、重要種の確認適期を十分踏まえて設定されています。具体的な調査時期は、生物気象及び現地の環境条件に基づく具体的な重要種の出現時期を踏まえ設定されています。また既存資料（土地区画整理事業）における植物群落の調査時期は、草本群落の季節による植生変化を踏まえて春季・夏季に行われています。

表 6.3-1 既存資料（土地区画整理事業）における現地調査日（植物）

調査項目	調査方法	現地調査日	
		季節	調査日
維管束植物 (大径木調査含)	任意観察及び採取	夏季	平成 30 年 7 月 24 日～7 月 25 日
		秋季	平成 30 年 10 月 22 日～10 月 24 日
		早春季	平成 31 年 3 月 18 日～3 月 19 日
		春季	平成 31 年 4 月 17 日～4 月 19 日
		夏季	令和 3 年 8 月 16 日～8 月 17 日
		秋季	令和 3 年 10 月 8 日
蘚苔類	任意観察及び採取	秋季	平成 30 年 11 月 19 日～11 月 21 日
		初夏	令和元年 6 月 4 日～6 月 5 日
付着藻類	任意観察及び採取	夏季	平成 30 年 7 月 31 日～8 月 1 日
		秋季	平成 30 年 10 月 1 日～10 月 2 日
		冬季	平成 31 年 1 月 21 日～1 月 22 日
		春季	令和元年 5 月 7 日～5 月 8 日
植物群落	植生調査 (植物社会学的手法)	夏季	平成 30 年 8 月 13 日～8 月 15 日 令和元年 7 月 22 日
		春季	令和元年 5 月 13 日～5 月 14 日

#### ② 地形、地質の状況

入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

#### ③ 土壌の状況

入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

#### ④ 水質の状況

「第 6 章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1 (3) ④水質の状況」（p6.2-23 参照）と同様としました。

#### ⑤ 水循環の状況

「第 6 章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1 (3) ⑤水循環の状況」（p6.2-23 参照）と同様としました。



⑥ 土地利用の状況

入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

⑦ 関係法令、計画等

入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

(4) 調査方法

① 植物の状況

ア. 既存資料調査

既存資料の調査方法は、「第3章 3.2 自然的状況 3.2.5 (2) 植物の生育及び植生の状況」(p. 3-76) に示すとおり、文献から対象事業実施区域及びその周辺における生育記録のある種を整理しています。

イ. 既存資料（土地区画整理事業）調査

既存資料（土地区画整理事業）における調査項目及び調査方法は、表 6.3-2 に示すとおりです。

表 6.3-2 既存資料（土地区画整理事業）における現地調査方法

調査項目		調査方法
維管束植物	任意観察及び採取	調査範囲内を網羅的に踏査し、目視により確認された維管束植物（シダ植物及び種子植物）を全て記録しました。 なお、現地で種名の確認が困難な場合は必要に応じて標本を持ち帰り、室内において実体顕微鏡によって種の同定を行いました。
	大径木調査（任意観察法）	H30 年度：原則として地上から 1.3m の高さで幹回りが 3 m 以上の樹木の幹回り（m）、樹種、確認位置等を記録しました。 参考資料「環境省自然環境保全基礎調査 巨樹巨木林調査」（環境省自然環境局生物多様性センター） H31 年度：海軍道路及び囲障区域内を網羅的に踏査し、原則として地上から 1.3m の高さで幹回り 90cm 以上の樹木の幹回り（m）、樹種、確認位置等を記録しました。 参考資料「平成 26 年度大径木再生指針 東京都建設局公園緑地部」（平成 26 年 7 月発行）
蘚苔類	任意観察及び採取	調査範囲のうち、蘚苔類の好適環境を中心に、目視により蘚苔類の確認を行いました。 目視による種の同定が困難な場合には、蘚苔類の群落の一部を採取し、持ち帰り後、実体顕微鏡によって種の同定を行いました。
付着藻類	任意観察及び採取	調査範囲の水域の代表点及びその周辺において、目視により、礫・河床・コンクリート護岸等に付着している付着藻類の採取及び確認を行いました。 目視による種の同定が困難な場合には、蘚苔類の群落の一部を採取し、持ち帰り後、実体顕微鏡によって種の同定を行いました。
	定量採集	方形枠にて礫・河床・コンクリート護岸等を囲い、方形枠に付着している付着藻類を全て採取し、種名、総細胞数を記録しました。 採取した付着藻類は、ホルマリン等によって固定し、持ち帰り後、種の同定等を行いました。
植物群落	植生調査（植物社会学的手法）	既存の現存植生図及び航空写真等から、相観的な植物群落を区分し、これらの植生区分毎に、方形枠（コドラート）を 1～数箇所設定して、枠内の植物種の出現状況（被度・群度）、階層構造、優占種等を記録しました。コドラートの面積については、各群落を構成する種がほぼ含まれているとみられる最小面積とし、任意に設定しました（通常、草地は 1 m 四方程度、樹林は 5～10 m 四方程度）。調査結果については、航空写真を基に現存植生図を作成するとともに、植生断面図を作成しました。

## ② 地形・地質の状況

地形図等の既存資料の収集整理及び現地調査により、対象事業実施区域及びその周辺の状況を把握しました。

## ③ 土壌の状況

土壌汚染対策法に基づく土壌汚染調査結果等の既存資料の収集整理により対象事象実施区域及びその周辺の状況を把握しました。

## ④ 水質の状況

水質の調査項目及び調査方法は「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1（4）④水質の状況」（p6.2-26 参照）と同様としました。

## ⑤ 水循環の状況

「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1（4）⑤水循環の状況」（p.6.2-27 参照）と同様としました。

## ⑥ 土地利用の状況

土地利用現況図等の既存資料の収集整理及び現地踏査により対象事業実施区域及びその周辺の状況を把握しました。

## ⑦ 関係法令、計画等

下記法令等の内容を整理しました。

- ・「文化財保護法」
- ・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」
- ・「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」
- ・「環境省レッドリスト 2020」
- ・「神奈川県レッドデータブック 2022 植物編」
- ・「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」
- ・「神奈川県立博物館研究報告（自然科学）33号横浜のレッドデータ植物目録」
- ・「横浜市環境管理計画」

## (5) 調査結果

### ① 植物の状況

#### ア. 既存資料調査

##### A 植物相

既存資料調査の結果は、「第3章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 (2) ①植物相の概要 表 3.2-26」(p. 3-76 参照)に示すとおり、維管束植物(シダ植物及び種子植物) 1,009 種が確認されています。

##### B 植生(植物群落)

対象事業実施区域及びその周辺における現存植生図(既存資料)及び潜在自然植生図は「第3章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 (2) ②植生の概要 図 3.2-31、図 3.2-32」(p. 3-78~3-79 参照)に示すとおりです。「潜在自然植生図とは、現存植生に加えられている人間の影響を一切停止した場合に、理論上にその立地に成立すると判定される自然植生を図化したものです。

対象事業実施区域の現存植生は、主に畑地雑草群落、ゴルフ場・芝地及び水田雑草群落の他に、小規模な範囲でクヌギ・コナラ群集、スギ・ヒノキ・サワラ植林、果樹園、緑の多い住宅地等が分布しています。潜在自然植生としては、シラカシ群集・ケヤキ亜群集、シラカシ群集・典型亜群集及びハンノキ群落が成立するとされています。

##### C 注目すべき植物種及び植物群落の状況

植物の重要な種は、「A 植物相」の文献その他の資料で確認された種について、「第3章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 (2) ③注目すべき植物種及び植物群落の状況 表 3.2-27」(p. 3-80~3-82 参照)に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定しました。

その結果、重要な種は「第3章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 (2) ③ア. 注目すべき植物種 表 3.2-28」(p. 3-83~86 参照)のとおり、66 科 189 種が確認されています。

注目すべき植物群落については、「第3章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 (2) ③注目すべき植物種及び植物群落の状況 表 3.2-27」(p. 3-80~3-82 参照)に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から天然記念物に指定されている樹木並びに重要な植物群落を選定しました。

「第3章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 (2) ③注目すべき植物種及び植物群落の状況 表 3.2-27」(p. 3-80~3-82 参照)に示す「⑤「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 18 年 7 月)に記載された植物群落(群落複合)」、「⑦「第2回自然環境保全基礎調査動植物分布図」(環境庁 昭和 56 年度)、「第3回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書全国版」(環境庁 昭和 63 年度)、「第5回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」(環境庁 平成 12 年 3 月)に掲載された特定植物群落」及び「⑧「植物群落レッドデータ・ブック」(NACS-J, WWF Japan 平成 8 年 4 月)に掲載の植物群落」については、調査区域内では確認されませんでした。

対象事業実施区域及びその周辺には、「第3章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 (2) ③(イ) 注目すべき植物群落等 表 3.2-29」(p. 3-87 参照)のとおり、横浜市指定の天然記念物である日枝社のケヤキ、大和市指定の天然記念物であるハルニレ(なんじゃもんじゃの木)があります。

重要な群落として、植生自然度 10 及び 9 に該当する植生についても抽出しました。1/2.5 万植生図の統一凡例に対応する植生自然度は「第 3 章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 (2) ③ (イ) 注目すべき植物群落等 表 3.2-30」(p. 3-87 参照) のとおりです。

対象事業実施区域及びその周辺には、植生自然度 10 に該当する植生はなく、植生自然度 9 に該当する植生として、シラカシ群集が確認されています。

対象事業実施区域内には、植物の重要な群落等は確認されませんでした。

#### D 巨樹・巨木等

対象事業実施区域及びその周辺における巨樹・巨木林及び名木古木の状況、及び分布図は「第 3 章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 (2) ③ (ウ) 巨樹・巨木等 表 3.2-31、図 3.2-34」(p. 3-89～3-90 参照) に示すとおりです。

対象事業実施区域及びその周辺には、「第 6 回自然環境保全基礎調査」(環境省自然環境局生物多様性センターホームページ 令和 4 年 10 月閲覧) により選定された「巨樹・巨木林」が 1 本、一般社団法人 日本樹木医会 神奈川県支部により選定された「名木」が 2 本、横浜市の名木古木保存事業における「名木古木」(情報公開されている樹木に限る。) が 27 本指定されています。

#### イ. 既存資料 (土地区画整理事業) 調査

##### A 植物相 (陸生植物及び水生植物)

##### a. 維管束植物

既存資料 (土地区画整理事業) における現地調査の結果、128 科 678 種の維管束植物が確認されています。分類群別の確認種数は資料編 (p. 資 1.3-11 参照)、確認種目録は資料編 (p. 資 1.3-12～1.3-20 参照) に示すとおりです。

確認された維管束植物は、調査地の生育環境を反映し、広大な草地ではカナムグラやイタドリ、マメグンバイナズナ、ヘビイチゴ、ツルマメ、ヤブガラシ、ヤエムグラ、ヒメオドリコソウ、ヒメジョオン、メヒシバ、カゼクサ、ヒメクグ等がみられました。また一部に存在する樹林ではベニシダやシケシダ、ヒノキ、コナラ、エノキ、ヒサカキ、ウワミズザクラ、コマユミ、アオキ、トウネズミモチ、シラヤマギク、ヤブラン、アズマネザサ、ナキリスゲ等がみられ、畑地等の耕作地ではスギナやカナムグラ、ミチヤナギ、イヌビユ、ナワシロイチゴ、ヘラオオバコ、ヒメムカシヨモギ等がみられました。わずかに存在する水田周辺ではヒメミズワラビやミゾソバ、セリ、アゼナ、ミゾカクシ、コブナグサ、イヌホタルイ等がみられました。

##### b. 蘚苔類

既存資料 (土地区画整理事業) における現地調査の結果、39 科 85 種の蘚苔類が確認されています。分類別の確認種数は資料編 (p. 資 1.3-21 参照)、確認種目録は資料編 (p. 1.3-22 参照) に示すとおりです。

確認された蘚苔類は、調査地の生育環境を反映し、やや乾燥気味の耕作地ではツチノウエノタマゴケ、ユミダイゴケ、ネジクチゴケ、ミヤマゼニゴケなどがよく確認されています。旧米軍施設などの人工構造物周辺では、エゾスナゴケ、ハマキゴケ、ギンゴケ、チュウゴクネジクチゴケなどが生育していました。樹林環境では、林床にヒメタチゴケ、コツボゴケ、キャラハゴケなどがみられ、樹幹ではヒナノハイゴケ、タチヒダゴケ、ヤマトヨウジョウゴ

ケ、フルノコゴケなどがみられました。また一部にみられた水田環境では、アゼゴケ、コハタケゴケ、チヂレバツノゴケなどが確認されています。

#### c. 付着藻類

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の結果、5綱12目18科85種の付着藻類が確認されています。分類別の確認種数は資料編（p. 資 1.3-23 参照）、確認種目録は資料編（p. 資 1.3-24 参照）に示すとおりです。

調査地点のうち、大門川（St.1）、相沢川（St.2）及び堀谷戸川（St.4）は、三面張りのコンクリート護岸が施されており、河床の石のほかコンクリート自体も着生基質として機能し、主に珪藻類などの種が多く生育しています。

護岸が施されていない和泉川源流の小水路（St.3）は、着生基質となる石がわずかにみられるのみで、珪藻類が主にみられるものの、年間を通して安定した生育環境とはなっていません。

また、調査地点以外も含めて重要種に該当する大型藻類の確認を行った結果、夏季に相沢川下流右岸側の水田内でシャジクモが、春季に相沢川の St.2 でアオカワモズク、St.2 の上流側（魚類・底生動物調査地点の St.2-2 付近）でチャイロカワモズクとアオカワモズクが確認されました。カワモズク類は、シャントランシア期と呼ばれる小型の胞子体等は St.3（和泉川源流の小水路）と St.4（堀谷戸川）でも確認されましたが、同定可能な藻体が出現したのは相沢川のみでした。タンスイベニマダラやオオイシソウ類といった、重要種に該当する大型藻類は確認されませんでした。

その他、近年各地で分布を拡げている外来珪藻のクチビルミズワタケイソウ（*Cymbella janischii*）も確認されませんでした。

#### B 植生（植物群落）

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の結果、23の植物群落等が確認されています。植物群落等の概要を表 6.3-3 に、現存植生図を図 6.3-4 に示します。なお、図 6.3-4 は既存資料（土地区画整理事業）における現地調査結果及び本博覧会の現地踏査結果を基に作成した現存植生図に微地形（標高地形）、流域を重ね合わせたものです（詳細は資料編（p. 資 1.3-3 参照））。

また、植生断面図（平成 30～平成 31 年調査結果）を、資料編（p. 資 1.3-25～資 1.3-44 参照）に示します。

対象事業実施区域内では、旧米軍施設の建造物がみられるほか、メヒシバーエノコログサ群落等の草地、畑地、植栽樹群が広くみられました。相沢川周辺には畑地、水田、休耕地、和泉川周辺にはメヒシバーエノコログサ群落、チガヤ群落、植栽樹群が分布していました。

また、瀬谷市民の森に近接する付近は、ムクノキーエノキ群落、スギ・ヒノキ植林等のまとまった樹林地が分布していました。

対象事業実施区域外では、南東側にコナラ群落及びスギ・ヒノキ植林がまとまって分布しており、東部はゴルフ場に隣接しています。これら以外の北部から西部、南部は市街地等が広がっており、局所的にコナラ群落やスギ・ヒノキ植林、果樹園、畑地、オギ群落等がみられました。

確認された植物群落はいずれも代償植生あるいは植林であり、人為的な影響を受けた植生でした。

表 6.3-3(1) 確認された植物群落等

No.	群落名等	植生地点 No.	概要
1	コナラ群落	13	落葉広葉樹の二次林で、主に対象事業実施区域外の一部にみられました。 高木層にコナラが優占し、亜高木層や低木層にヒノキやウワミズザクラ等が生育していました。草本層にはスゲ属の一種が多く生育し、アズマネザサやアケビ等が混生していました。
2	ムクノキーエノキ群落	12	落葉広葉樹の二次林で、対象事業実施区域の内外に局所的にみられました。 高木層にエノキやムクノキが優占し、亜高木層、低木層にはシロダモ、トウネズミモチ等が生育していました。草本層にはアズマネザサがやや多く生育していました。
3	スギ・ヒノキ植林	14	常緑針葉樹の植林で、主に対象事業実施区域外の一部にみられました。 高木層にスギやヒノキが優占し、亜高木層や低木層にはミズキやヒサカキ等が生育していました。草本層にはホシダやミドリヒメワラビ、ケチヂミザサ等が生育していました。
4	竹林	8	マダケやモウソウチク、ハチクの植林で、対象事業実施区域の内外に局所的にみられました。 高木層にマダケやモウソウチク、ハチクが優占し、亜高木層・低木層にはわずかにスダジイやヤブツバキ等が生育していました。草本層にはケチヂミザサやドクダミ等が生育していました。
5	ヤナギ低木群落	18	湿性地に成立したヤナギ類の低木群落で、対象事業実施区域内にわずかにみられました。 低木層にタチヤナギが優占し、草本層にはヘクソカズラやヨシ、ドクダミが生育していました。
6	アズマネザサ群落	10	アズマネザサの優占するタケ群落で、対象事業実施区域内の河川沿いの一部にみられました。 低木層にアズマネザサが密に生育し、草本層にはトウネズミモチやエノキ、ヒカゲイノコズチ等がわずかに生育していました。
7	ススキ群落	15	ススキの優占する高茎草本群落で、対象事業実施区域内にわずかにみられました。 草本層にススキが優占し、チガヤやクズ、セイタカアワダチソウ等が混生していました。
8	セイタカアワダチソウ群落	1	外来の高茎草本群落で、対象事業実施区域内に局所的にみられました。 草本層にセイタカアワダチソウが優占し、クズやムラサキツメクサ等がやや混生していました。
9	ヒメムカシヨモギ群落	16	外来の高茎草本群落で、対象事業実施区域の内外に局所的にみられました。 草本層にヒメムカシヨモギが優占し、オオアレチノギクやメヒシバ等が混生していました。
10	イネ科草本群落	2	イネ科草本の優占する低茎草本群落で、主に対象事業実施区域内の一部にやや広くみられました。 草本層第一層にイネ科の一種が優占し、第二層にはノチドメやシロツメクサ等が生育していました。

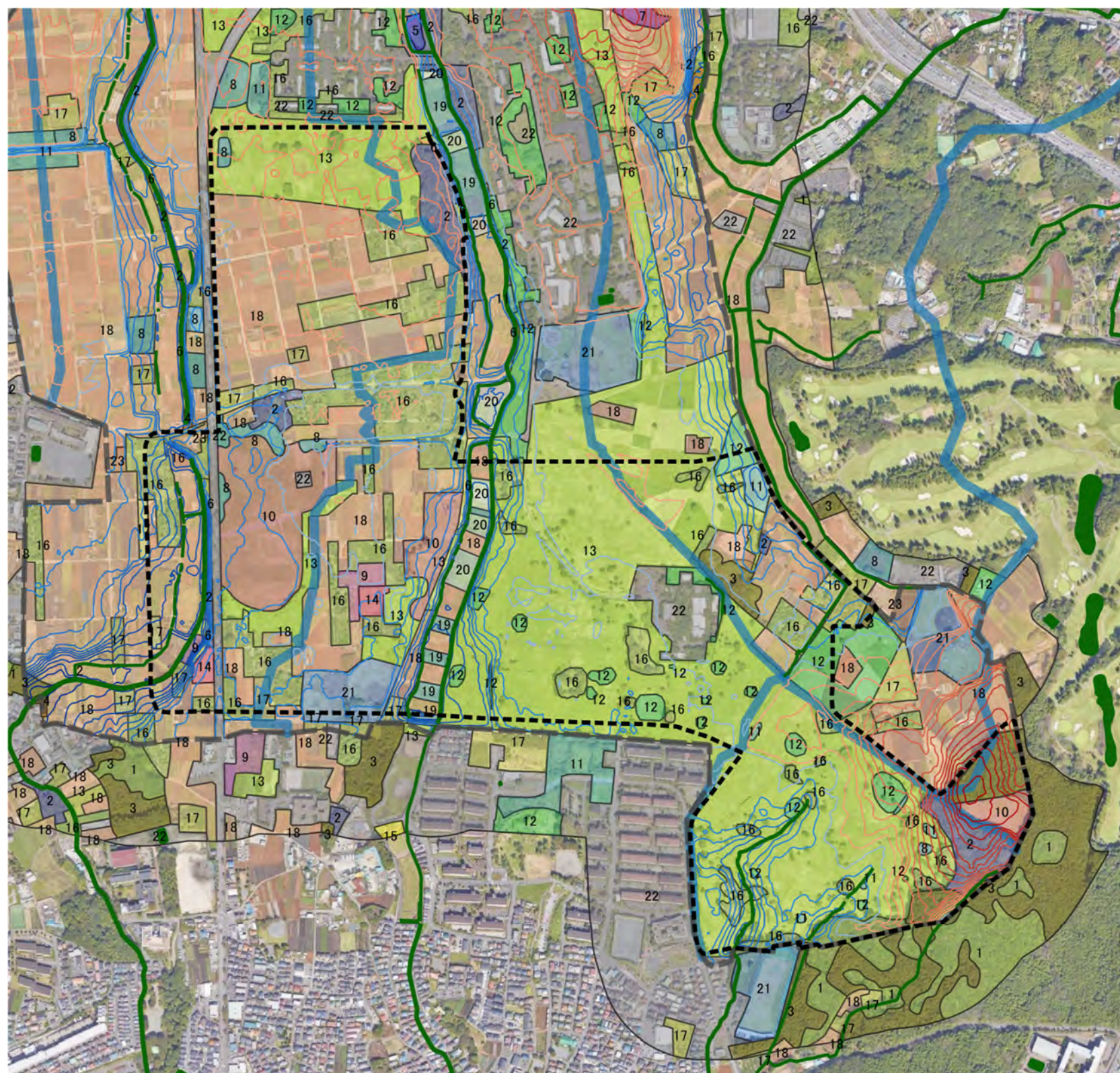
表 6.3-3 (2) 確認された植物群落等

No.	群落名等	植生地点 No.	概要
11	オギ群落	7	オギの優占する高茎草本群落で、対象事業実施区域の内外に局所的にみられました。 草本層第一層にオギが優占し、第二層にはエノコログサやツユクサ等がわずかに生育していました。
12	チガヤ群落	4	チガヤの優占する高茎草本群落で、対象事業実施区域の内外の主に人為的に管理された箇所にも局所的にみられました。草本層にチガヤが優占し、オニウシノケグサやスギナ等がやや混生していました。
13	メヒシバエノコログサ群落	20, 19, 3	メヒシバやエノコログサの優占する低茎草本群落で、対象事業実施区域内に広くみられました。 草本層にメヒシバやエノコログサが優占し、ユウゲシヨウやカタバミ、コセンダングサ等がやや混生していました。
14	シバ草地	-	シバの植栽された草本群落で、対象事業実施区域内にわずかにみられました。 よく管理されており、ほぼシバだけが生育していました。
15	ゴルフ場	-	ゴルフ場。主にシバ等が植栽された草本群落で、対象事業実施区域外に広くみられました。 立ち入りできないため、群落組成調査は実施していません。
16	植栽樹群	17	各種の樹木が植栽された樹木群で、対象事業実施区域の内外にやや広くみられました。 高木層から低木層にはケヤキやイロハモミジ等の様々な樹木が植栽されていました。草本層にはクズやツユクサ等が生育していました。
17	果樹園	6	ウメやクリ等の果樹園となっています。対象事業実施区域の内外に点在していました。 低木層にウメ等が植栽され、草本層にはカラスウリやセイタカアワダチソウ、ヒカゲイノコズチ等が生育していました。
18	畑地	9	畑地。対象事業実施区域の内外に広くみられました。 草本層にスベリヒユやイヌビエ、ゴウシュウアリタソウ等が生育していました。
19	水田	5	水田。対象事業実施区域内にわずかにみられました。 草本層にイボクサやオモダカ、コナギ等が生育していました。
20	休耕田	11	休耕田。対象事業実施区域内にわずかにみられました。 草本層にタイヌビエやアゼガヤツリ、テンツキ等が生育していました。
21	グラウンド	-	野球場等のグラウンド。対象事業実施区域外の一部にみられました。
22	人工構造物	-	旧米軍施設や市街地、道路等。対象事業実施区域の内外に広くみられました。
23	造成地	-	造成地。対象事業実施区域の内外に局所的にみられました。

注1 植生調査地点 No. は、図 6.3-2 (p6.3-8) に対応します。







凡例

- 対象事業実施区域
- 土地区画整理事業実施区域
- 動物植物調査範囲

- 河川・池沼
- 流域界
- 57m 等高線 (1mごと) 86m

<現存植生>

- 1 コナラ群落
- 2 ムクノキエノキ群落
- 3 スギ・ヒノキ植林
- 4 竹林
- 5 ヤナギ低木群落
- 6 アズマネザサ群落
- 7 ススキ群落
- 8 セイタカアワダチソウ群落
- 9 ヒメムカシヨモギ群落
- 10 イネ科草本群落
- 11 オギ群落
- 12 チガヤ群落
- 13 メシバエノコログサ群落
- 14 シバ草地
- 16 植栽樹群
- 17 果樹園
- 18 畑地
- 19 水田
- 20 休耕地
- 21 グラウンド
- 22 人工構造物
- 23 造成地
- 24 ゴルフ場

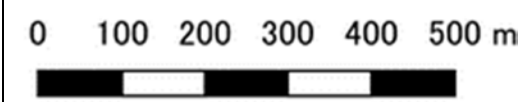


図 6.3-4 現存植生図



### C 大径木

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の結果、「環境省自然環境保全基礎調査 巨樹巨木林調査」における巨樹巨木林の定義である「原則として地上から1.3mの高さで幹回りが3m以上の木」に該当する大径木は、モミジバスズカケノキ1本が確認されています。また「地上から1.3mの高さで幹回りが90cm以上の木」に該当する大径木は741本が確認され、そのうち17本が対象事業実施区域内で確認されています。既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の大径木の確認状況を表6.3-4に、確認位置を図6.3-5に示します。

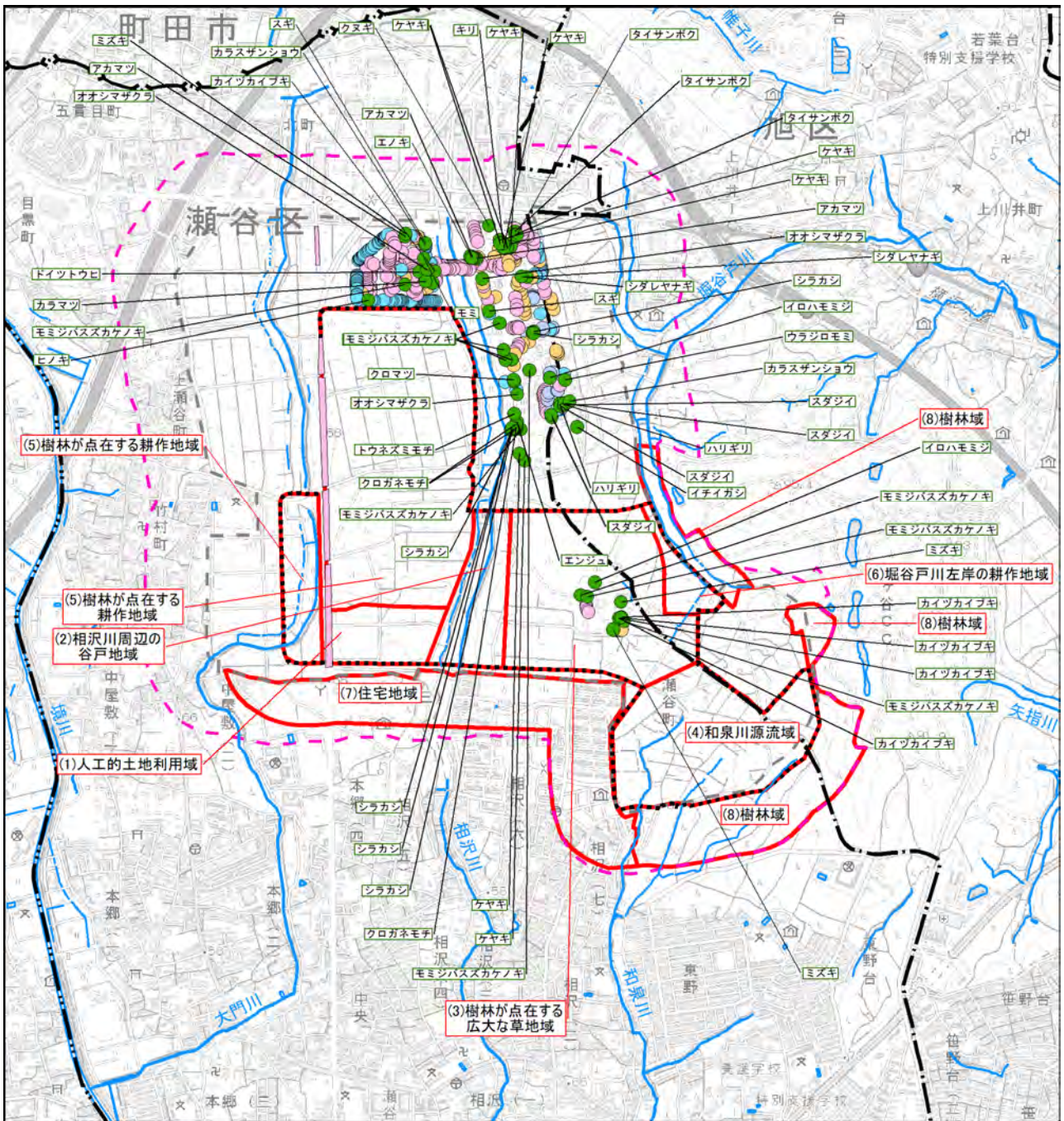
表 6.3-4 大径木確認状況の概要

No.	種名	本数	
		対象事業実施区域内	対象事業実施区域外
1	ソメイヨシノ	4	467
2	サワラ	1	106
3	ヒマラヤスギ	2	58
4	マテバシイ	-	25
5	モミジバスズカケノキ	3	7
6	ケヤキ	-	8
7	シラカシ	-	8
8	アカマツ	-	6
9	カイヅカイブキ	4	1
10	スダジイ	-	5
11	オオシマザクラ	-	3
12	クロガネモチ	-	3
13	タイサンボク	-	3
14	ミズキ	2	1
15	イロハモミジ	1	1
16	カラスザンショウ	-	2
17	カラマツ	-	2
18	クロマツ	-	2
19	シダレヤナギ	-	2
20	スギ	-	2
21	ハリギリ	-	2
22	イチイガシ	-	1
23	ウラジロモミ	-	1
24	エノキ	-	1
25	エンジュ	-	1
26	キリ	-	1
27	クヌギ	-	1
28	ドイツトウヒ	-	1
29	トウネズミモチ	-	1
30	ヒノキ	-	1
31	モミ	-	1

注1：大径木定義は下記のとおりです。

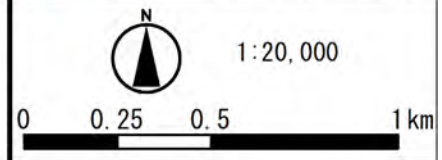
平成30年度調査：「環境相自然環境保全基礎調査 巨樹巨木林調査」（環境省自然環境局 生物多様性センター）

平成31年度調査：「平成26年度大径木再生指針 東京都建設局公園緑地部」（平成26年7月発行）



凡例

- 対象事業実施区域
- 土地区画整理事業実施区域
- 地域区分
- 河川
- 都県界
- 市界
- 区界
- 動植物調査範囲



- 大径木
- 大径木(ソメイヨシノ)
- 大径木(サワラ)
- 大径木(ヒマラヤスギ)
- 大径木(マテバシイ)
- モミジバズカケノキ
- ケヤキ
- シラカシ
- アカマツ
- カイツカイブキ
- スダジイ
- オオシマザクラ
- クロガネモチ
- タイサンボク
- ミズキ
- イロハモミジ
- カラスザンショウ
- クロマツ
- シダレヤナギ
- スギ
- ハリギリ
- イチイガシ
- ウラジロモミ
- エノキ
- エンジュ
- ドイツウヒ
- トウネズミモチ
- ヒノキ
- モミ

図 6.3-5 大径木確認位置図

D 注目すべき植物種及び植物群落の状況

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査において確認された種について、「第3章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 (2) ③注目すべき植物種及び植物群落の状況 表 3.2-27」(p.3-80~3-82 参照)の選定基準により注目すべき種及び植物群落を選定しました。また、「第6章 6.2 生物多様性(動物) 6.2.1 (5) ①イB 注目すべき動物種及び生息地の状況 (p.6.2-33~6.2-35 参照)と同様に、8つの地域に区分し、地域ごとの注目すべき種の確認状況を整理しました。

なお、既存資料（土地区画整理事業）における現地調査において、注目すべき群落は確認されませんでした。

a. 維管束植物

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の結果、注目すべき植物種として11科13種の維管束植物が確認されています。

現地調査で確認された注目すべき種は表 6.3-5、生態及び確認状況は表 6.3-6、確認位置図は図 6.3-6 に示すとおりです。

表 6.3-5 維管束植物の注目すべき種の確認種目録

No.	分類群	科	種	確認位置								選定基準			
				区域内				区域外				①	②	③	④
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)				
1	シダ植物	ミズニラ	ミズニラ											NT	VU
2		ミズワラビ	ヒメミズワラビ												NT
3		ユキノシタ	タコノアシ											NT	
4	離弁花類	バラ	ヒロハノカワラサイコ					●						VU	VU
5		アカバナ	ウスゲチョウジタデ		●			●						NT	
6	合弁花類	サクラソウ	ヌマトラノオ	—	—	—	—	—	—	—	—				VU
7		アカネ	ヤブムグラ								●			VU	VU
8	単子葉類	ユリ	アマナ								●				NT
9		イネ	ミズタカモジ		●									VU	
10		カヤツリグサ	セイタカハリイ	—	—	—	—	—	—	—	—	—			VU
11			ハリイ	—	—	—	—	—	—	—	—				VU
12	重要な種の保護の観点から、非表示としております。														
13															
合計	—	11科	13種	0	2	0	0	2	0	0	4	0	0	8	10

注1 種類及び配列は原則として、「植物目録1987」（環境庁 昭和63年1月）に準拠しました。

注2 注目すべき種の選定基準は以下のとおりです。

- ①「文化財保護法」（昭和25年5月30日法律第214号）  
特天：特別天然記念物、天：天然記念物
- ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年6月5日法律第75号）  
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
- ③「環境省レッドリスト2020」（環境省 令和2年3月）  
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- ④「神奈川県レッドリスト(植物編)2022」（神奈川県 令和4年3月）  
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、要注：要注意種、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群、注：注目種

注3 ヌマトラノオ、ハリイは、「神奈川県レッドリスト(植物編)2020」（神奈川県 令和2年10月）で新たに注目すべき種に指定された種であり、現地調査時点では重要な種に該当していなかったため、詳細な生育地は不明です。令和3年度の調査では、確認されませんでした。

表 6.3-6(1) 注目すべき種の生態・確認状況（維管束植物）

No.	種名	生態・確認状況
1	ミズニラ	<p>【生態など】 本州、四国、九州に分布します。 池、水田、湿地の水底や泥中に生える多年草。ニラのような細長い葉をもちます。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で3地点多数株が確認されました。</p>
2	ヒメミズワラビ	<p>【生態など】 本州（山形県以南）、四国、九州、琉球列島（沖縄島以北）に分布します。 植物体が小型のミズワラビの仲間。北方系統の「ミズワラビ」で、栄養葉の葉身長に対して葉柄長が短いです。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で2地点多数株が確認されました。</p>
3	タコノアシ	<p>【生態など】 本州、四国、九州、琉球（奄美大島以北）に分布します。 茎の先に数本の枝を放射状に伸ばす独特の花序がタコの足のようによにみえます。</p> <p>花期は8月～9月。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で2地点40株が確認されました。</p>
4	ヒロハノカワラサイコ	<p>【生態など】 北海道、本州（北部、中部）に分布します。 河川敷、明るい草原、芝地、海岸の風衝草地などに生育する多年草。高さ30～60cm。7～8月に黄色い花が咲きます。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、樹林が点在する耕作地域で4地点約53株が確認されました。 対象事業実施区域外では住宅地域及び樹林域の範囲外で1地点約30株が確認されました。</p>
5	ウスゲチヨウジタデ	<p>【生態など】 本州（関東以西）、九州、琉球に分布します。 水田や湿地に生える一年草。全体に毛が多く、茎や葉には細毛があります。8～10月に小さい花が咲きます。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、谷戸地域及び樹林が点在する耕作地域で3地点約115株が確認されました。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で7地点約163株が確認されました。</p>

表 6.3-6(2) 注目すべき種の生態・確認状況（維管束植物）

No.	種名	生態・確認状況
6	ヌマトラノオ	<p>【生態など】 本州、四国、九州に分布します。 湿った草原に生える多年草。全草はほとんど無毛。花期は7月～8月です。</p> <p>【確認状況】 既存資料（土地区画整理事業）における現地調査時点では重要な種に該当していなかったため、詳細な生育地は不明です。既存資料（土地区画整理事業）における令和3年度の調査では確認されませんでした。</p>
7	ヤブムグラ	<p>【生態など】 東京都・千葉県・神奈川県などの関東地方南部に分布します。 丘陵地に生える多年草。茎は細く、つる状に伸びて40～60cm。葉は4～5（～6）枚輪生します。7～8月、細長い花序を出し、数個の白色の花をつけます。果実は無毛です。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、樹林域で春季に2地点多数株が確認されました。樹林域及び住宅地域の範囲外では確認されませんでした。</p>
8	アマナ	<p>【生態など】 本州（福島県以西）、四国、九州に分布します。 原野に生える多年草。葉は線形で2個。花期は3～5月、日光を受けて開きます。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、樹林域で春季に3地点約120株が確認されました。樹林域及び住宅地域以外の範囲外でも3地点約530株が確認されました。</p>
9	ミズタカモジ	<p>【生態など】 本州～九州に分布します。 田植え前の水田などに生える多年草。茎はのちに倒れて地をはい、各節から新苗が出て、翌年の茎となります。花穂は太くて直立し、小穂は圧着します。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、谷戸地域で春季に1地点約20株が確認されました。 対象事業実施地域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で5地点多数株が確認されました。</p>
10	セイタカハリイ	<p>【生態など】 本州、四国、九州、琉球に分布します。 水田や湿地に生える多年草。茎は高さ30～50cmほど、柱基は幅と長さが同じか横長で、果実と同幅～3/4くらい。果実期は8月～10月です。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で3地点6株が確認されました。</p>

表 6.3-6(3) 注目すべき種の生態・確認状況（維管束植物）

No.	種名	生態・確認状況
11	ハリイ	<p>【生態など】 北海道、本州、四国、九州、琉球に分布します。 水田に生える一年草または短命な多年草。高さ 5～20cm。花期は 6 月～11 月で、針のように細い茎に小穂が一つ付きます。</p> <p>【確認状況】 既存資料（土地区画整理事業）における現地調査時点では重要な種に該当していなかったため、詳細な生育地は不明です。既存資料（土地区画整理事業）における令和 3 年度の調査では確認されませんでした。</p>
12		<p>重要な種の保護の観点から、 非表示としております。</p>
13		<p>重要な種の保護の観点から、 非表示としております。</p>

資料：「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 18 年 7 月）  
「神奈川県レッドデータブック 2022 植物編」（神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課 平成 4 年 3 月）  
「日本産シダ植物標準図鑑 1」（日本シダの会 平成 28 年 7 月）  
「フィールド版 日本の野生植物」（平凡社 昭和 60 年 2 月）  
「改訂新版 日本の野生植物 3 バラ科～センダン科」（平凡社 平成 28 年 9 月）  
「改訂新版 日本の野生植物 4 アオイ科～キョウチクトウ科」（平凡社 平成 29 年 3 月）  
「改訂新版 日本の野生植物 1 ソテツ科～カヤツリグサ科」（平凡社 平成 27 年 12 月）  
「改訂新版 日本の野生植物 2 イネ科～イラクサ科」（平凡社 平成 28 年 3 月）  
「いきものログ」（環境省ホームページ）  
「山溪カラー名鑑 日本の野草」（山と溪谷社 平成 6 年 9 月）  
「横浜の植物」（横浜植物会 平成 15 年 7 月）



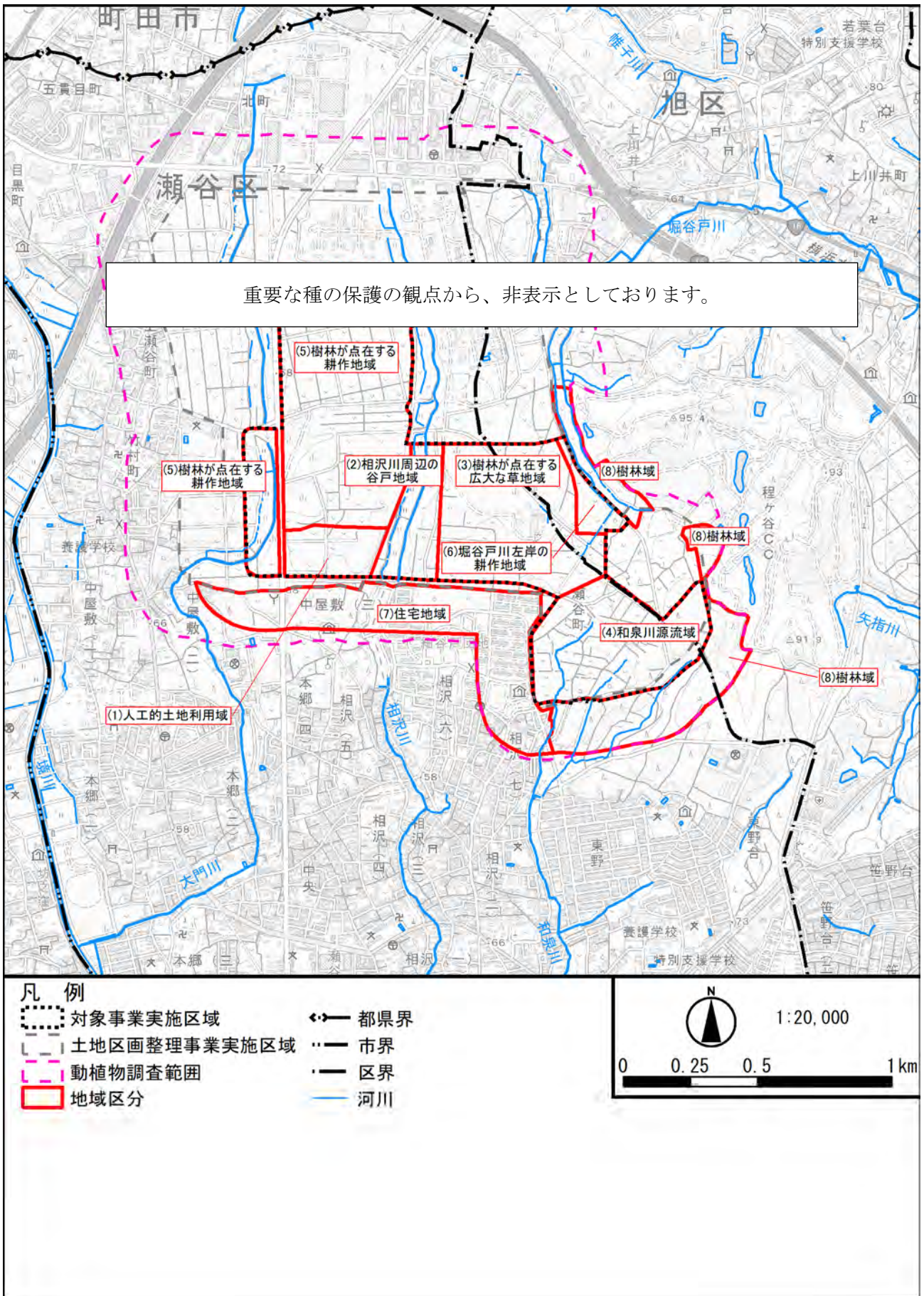


図 6.3-6 注目すべき種の確認位置図（維管束植物）

b. 蘚苔類

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の結果、注目すべき植物種として1科1種の蘚苔類が確認されています。

現地調査で確認された注目すべき種は表 6.3-7、生態及び確認状況は表 6.3-8、確認位置図は図 6.3-7 に示すとおりです。

表 6.3-7 注目すべき種（蘚苔類）

No.	分類群	科	種	確認位置								選定基準				
				区域内				区域外				①	②	③	④	
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)					
1	苔類	ウキゴケ	イチョウウキゴケ												NT	NT
合計	-	1科	1種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1

注1 科の配列は平凡社の「日本の野生植物 コケ」（岩月編 平成13年）に従い、科名、和名、学名は、蘚類では（Iwatsuki 平成16年）に、苔類では（片桐・古木 平成24年）に従いました。ただし、ウキゴケ属は、（富永・古木 平成26年）に従いました。

注2 注目すべき種の選定基準は以下のとおりです。

- ① 「文化財保護法」（昭和25年5月30日法律第214号）特天：特別天然記念物、天：天然記念物
- ② 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年6月5日法律第75号）  
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
- ③ 「環境省レッドリスト2020」（環境省 令和2年3月）  
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、  
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- ④ 「神奈川県レッドリスト（植物編）2022」（神奈川県 令和4年3月）  
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、  
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、要注：要注意種、  
DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群、注：注目種

表 6.3-8 注目すべき種の生態・確認状況（蘚苔類）

No.	種名	生態・確認状況
1	イチョウウキゴケ	<p>【生態など】 北海道～琉球に分布します。 水田や池の水面に浮遊して生育する苔類。水を抜いた水田や裸地にも生育します。毎年春先から晩秋にかけて水田や遊水池など決まったところに広がることが多いです。畦や河川敷などの土上に小さなロゼットを作り着生することもあります。</p> <p>【確認状況】 対象事業実施区域内では、確認されませんでした。 対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で1地点約50株が確認されました。</p>

資料：「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月）

「ずかんこけ」（技術評論社 平成31年2月）

「いきものログ」（環境省ホームページ）

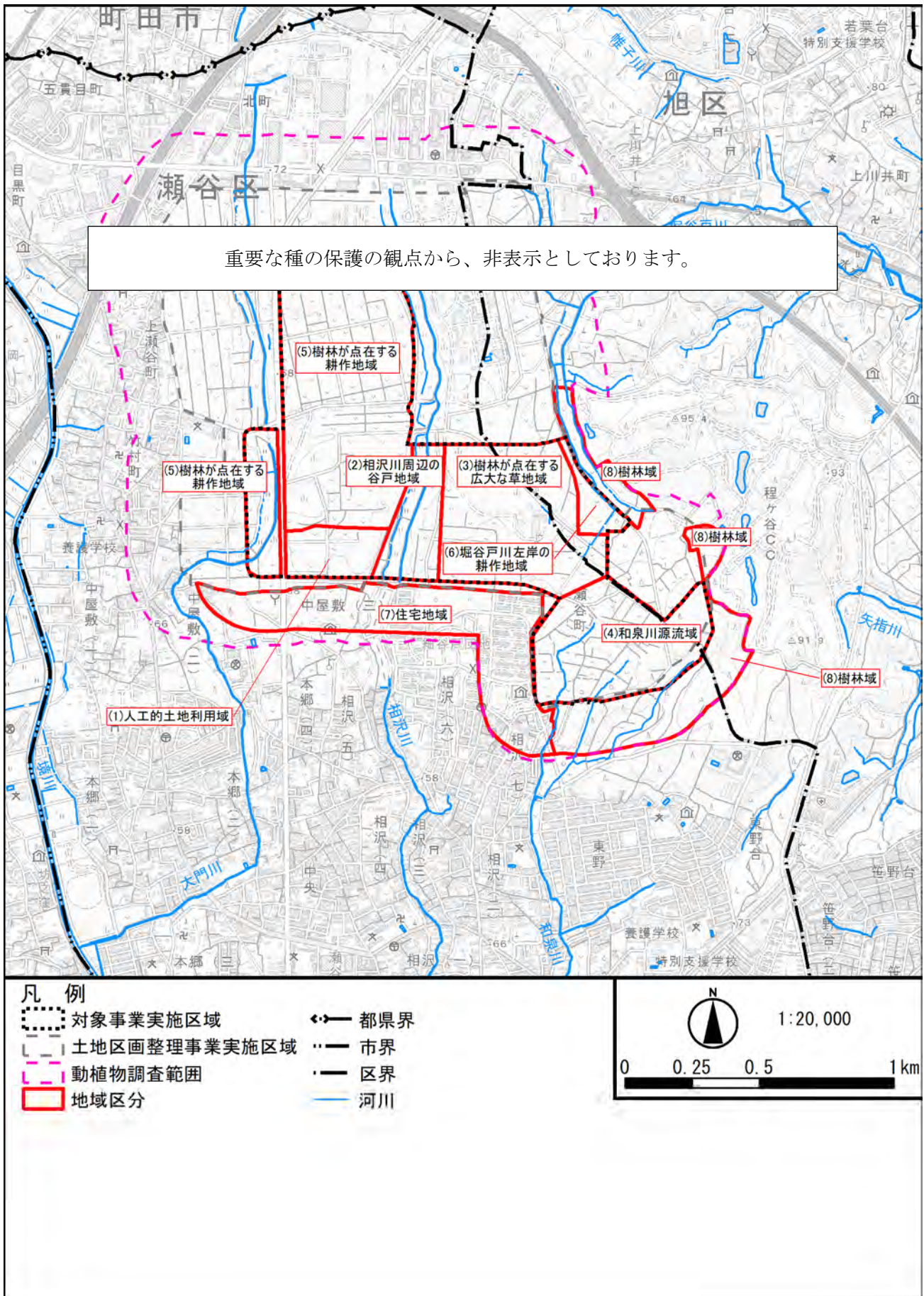


図 6.3-7 注目すべき種の確認位置図（蘚苔類）

c. 付着藻類

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の結果、注目すべき植物種として2目2科3種の付着藻類が確認されました。

現地調査で確認された注目すべき種は表 6.3-9、生態及び確認状況は表 6.3-10、確認位置は図 6.3-8 に示すとおりです。

表 6.3-9 注目すべき種（付着藻類）

No.	目	科	種	確認位置								選定基準			
				区域内				区域外				①	②	③	④
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)				
1	カワモズク	カワモズク	チャイロカワモズク											NT	NT
2			アオカワモズク		●									NT	VU
3	シャジクモ	シャジクモ	シャジクモ		●									VU	注
合計	2目	2科	3種	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3

注1 種類及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成26年生物リスト 河川環境データベース」（国土交通省 平成26年）を参考にしたほか、部分的には「小林弘珪藻図鑑 第1巻」（小林弘ほか 平成18年11月）などに従った。

注2 注目すべき種の選定基準は以下のとおりです。

- ① 「文化財保護法」（昭和25年5月30日法律第214号）特天：特別天然記念物、天：天然記念物
- ② 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年6月5日法律第75号）  
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
- ③ 「環境省レッドリスト2020」（環境省 令和2年3月）  
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- ④ 「神奈川県レッドリスト（植物編）2022」（神奈川県 令和4年3月）  
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、要注：要注意種、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群、注：注目種

表 6.3-10 注目すべき種の生態・確認状況（付着藻類）

No.	種名	生態・確認状況
1	チャイロカワモズク	<p>【生態など】</p> <p>北海道、本州、四国、九州に分布します。平野の湧泉、灌漑用水路などの流水中に生育します。繁茂期は 10 月～翌 5 月。</p> <p>【確認状況】</p> <p>対象事業実施区域内では、確認されませんでした。</p> <p>対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で 1 地点 3 株が確認されました。</p>
2	アオカワモズク	<p>【生態など】</p> <p>本州、四国、九州に分布に分布します。谷津の水源域と河川上流部の流水中、平野の湧泉の流水中に生育します。繁茂期は 10 月～翌 5 月。【確認状況】</p> <p>対象事業実施区域内では、谷戸地域で春季に 1 地点計 2 株が確認されました。</p> <p>対象事業実施区域外では、住宅地域及び樹林域の範囲外で 1 地点約 30 株が確認されました。</p>
3	シャジクモ	<p>【生態など】</p> <p>国内全域に分布します。雄雌同株。雄雌両性器は小枝の部節につき、輪生枝の基部には生じません。皮層を完全に欠きます。輪生枝に互生する托葉冠を 1 段持ち、形状は乳頭突起状から 1 mm 程に尖った形にまで変異がみられます。小枝の末端は苞細胞が集まり冠状になります。</p> <p>湖沼、ため池などの水深の深い環境に生育する一方で、水田などの浅い水環境にも生育します。</p> <p>【確認状況】</p> <p>対象事業実施区域内では、谷戸理域では夏季に 1 地点 10 株以上が確認されました。</p> <p>対象事業実施区域外では、確認されませんでした。</p>

資料：「世界の淡水産紅藻」（内田老鶴圃 平成 12 年 6 月）

「千葉県の保護上重要な野生生物－千葉県レッドデータブック－植物・菌類編（2009 年改訂版）」（千葉県）

「レッドデータブック 2014 －日本の絶滅のおそれのある野生生物－ 9 植物Ⅱ」（環境省 平成 27 年 2 月）

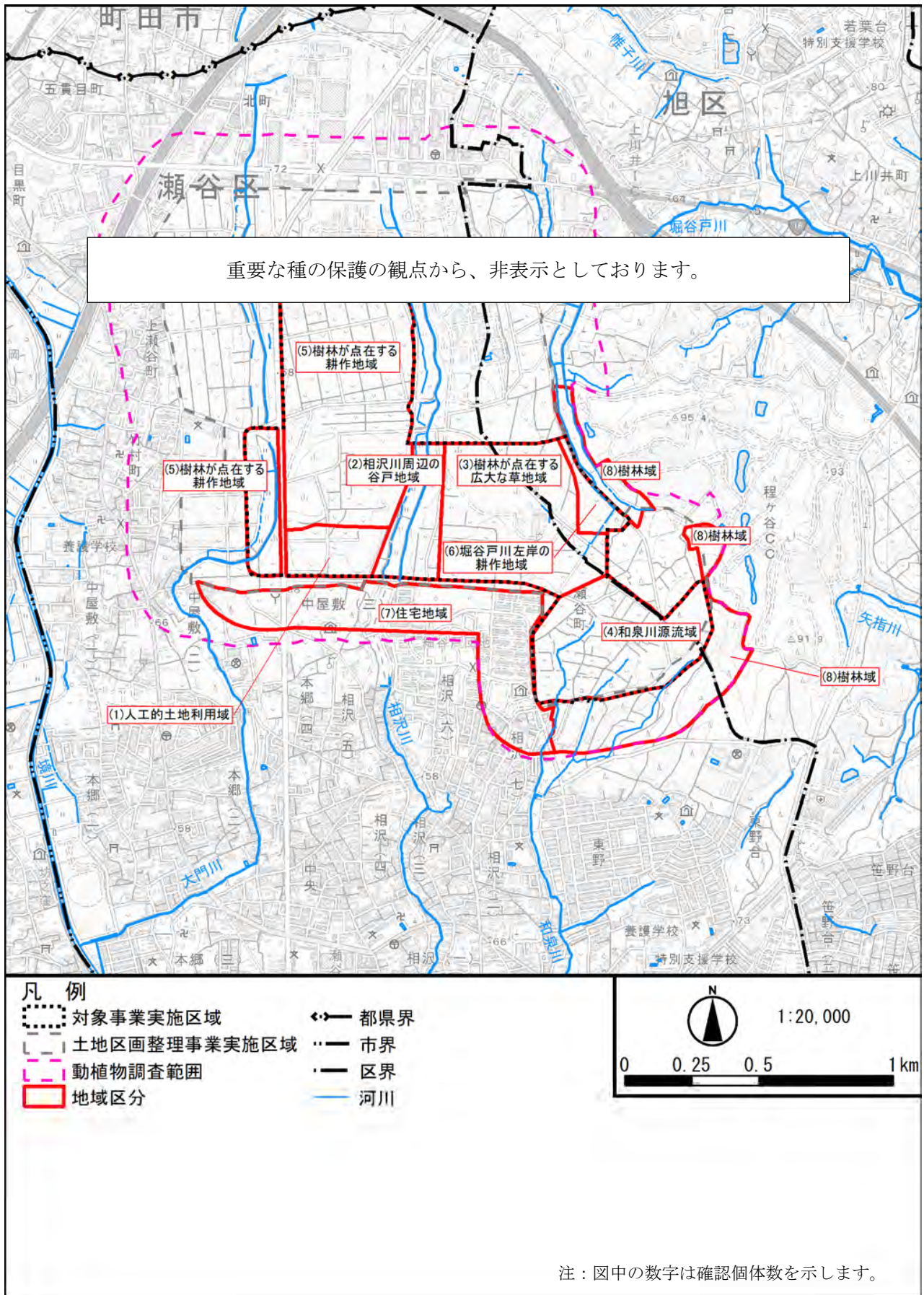


図 6.3-8 注目すべき種の確認位置図（付着藻類）

## ② 地形、地質の状況

「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1（5）②地形、地質の状況」（p. 6.2-106～6.2-107 参照）に示すとおりです。

## ③ 土壌の状況

「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1（5）③土壌の状況」（p. 6.2-107 参照）に示すとおりです。

## ④ 水質の状況

「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1（5）④水質の状況」（p. 6.2-107～6.2-108 参照）に示すとおりです。

## ⑤ 水循環の状況

「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1（5）⑤水循環の状況」（p. 6.2-108 参照）及び「第6章 6.5 水循環 6.5.1（5）①湧水の分布、流量及び水質」（p. 6.5-10～6.5-12 参照）に示すとおりです。

## ⑥ 土地利用の状況

「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1（5）⑥土地利用の状況」（p. 6.2-109 参照）に示すとおりです。

## ⑦ 関係法令、計画等

ア. 「文化財保護法」（昭和25年5月法律第214号）

「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1（5）⑦関係法令、計画等」（p. 6.2-109 参照）に示すとおりです。

イ. 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年6月法律第75号）

「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1（5）⑦関係法令、計画等」（p. 6.2-110 参照）に示すとおりです。

ウ. 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成16年法律第78号）

「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1（5）⑦関係法令、計画等」（p. 6.2-110 参照）に示すとおりです。

エ. 「環境省レッドリスト 2020」（環境省自然環境局 令和2年3月）

「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1（5）⑦関係法令、計画等」（p. 6.2-110～6.2-111 参照）に示すとおりです。

オ. 「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月）

「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1（5）⑦関係法令、計画等」（p. 6.2-111～6.2-112 参照）に示すとおりです。

カ. 「神奈川県レッドデータブック 2022 植物編」

(神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課 令和4年3月)

本報告書は、神奈川県の保護上重要な野生生物（維管束植物、コケ植物、藻類、菌類）について、評価結果及び生態・生育状況・存続を脅かす原因等の説明等が記載されている報告書です。神奈川県レッドデータにおけるランクは以下に示すとおりです。

<神奈川県レッドデータのランク>

・絶滅 (EX)

神奈川県ではすでに絶滅したと考えられる種

・準絶滅

絶滅している可能性はあるが、長期間記録が無く、絶滅と判断しない種

・野生絶滅 (EW)

飼育・栽培下、あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態のみ存続している種

・絶滅危惧 I 類 (CR+EN)

絶滅の危機に瀕している種

現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの

・絶滅危惧 I A 類 (CR)

ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの

・絶滅危惧 I B 類 (EN)

I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの

・絶滅危惧 II 類 (VU)

絶滅の危険が増大している種

現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧 I 類」の  
カテゴリーに移行することが確実と考えられるもの

・準絶滅危惧 (NT)

存続基盤が脆弱な種

現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カ  
テゴリーに移行する要素を有するもの

・情報不足 (DD)

評価するだけの情報が不足している種

現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位カ  
テゴリーに移行する要素を有するもの

・絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)

県内の特定の地域において孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの

・注目種

環境省のカテゴリーには判定されないが、生息環境や生態的特徴等により注目に値する種



キ. 「神奈川県立博物館研究報告（自然科学）33号横浜のレッドデータ植物目録」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 16年3月）

明治時代以降に蓄積された横浜市内の植物の記録を基に取りまとめられた報告書で、横浜市の絶滅及び絶滅の危険のある植物についてランク付けされ、目録として取りまとめられています。横浜の植物目録におけるランクは下記に示すとおりです。

＜横浜のレッドデータ植物目録のランク＞

・絶滅 (EX)

かつて横浜市に生育していたことが標本により確認されている種のうち、現在は絶滅したと考えられる種

Ex-A：横浜市が分布域の縁にあたる種や海岸生の種など、分布域や分布量が限られた種のうち、現在、絶滅したと考えられる種

Ex-B：かつては市域の半分以上の地域に分布していたが、現在は絶滅したと考えられる種

・絶滅危惧種 (EN)

横浜市に分布が確認されているが減少が著しく、現在では絶滅寸前と考えられる種

En-A：横浜市が分布域の縁にあたる種や海岸生の種など、分布域や分布量が限られた種のうち、今や絶滅寸前と考えられる種

En-B：かつては市域の半分以上の地域に分布していたが、急激に減少して、現在は絶滅寸前と考えられる種

・危急種 (V)

横浜市に分布し、今のところ絶滅寸前というほどではないが、減少が著しく、あるいは生育地周辺の環境変化により、このままでは遠からず絶滅が危惧される種

V-A：横浜市が分布域の縁にあたる種や海岸生の種など、分布域や分布量が限られた種のうち、減少の著しい種

V-B：かつては市域の半分以上の地域に分布していたが、急激に減少している種

・準絶滅危惧種 (R)

生態系に生育地が限られ生育数も極端に少ない種や、最近になって確認された種など

ク. 「横浜市環境管理計画」（横浜市環境創造局政策課 平成 30年 11月）

「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1（5）⑦関係法令、計画等」（p. 6.2-112 参照）に示すとおりです。

**(6) 専門家等ヒアリング結果**

既存資料（土地区画整理事業）における専門家等ヒアリング結果は、資料編（p. 資 1.3-45 参照）に示すとおりです。

### 6.3.2 環境保全目標の設定

生物多様性に係る環境保全目標は、表 6.3-11 のとおり設定しました。

表 6.3-11 環境保全目標（生物多様性（植物））

区分	環境保全目標
【工事中】 建設行為等の実施	注目すべき種の植物相及びその生育環境への影響を最小限に留めること。
【開催中】 会場施設の存在、施設の供用 及び外来植物を含む植栽等の 管理	
【撤去中】 仮設施設等の撤去	

### 6.3.3 予測

#### (1) 予測項目

予測項目は、陸生植物の植物相、水生植物の植物相の変化の内容及びその程度としました。

#### (2) 予測地域

予測地域は、表 6.3-12 に示すとおりであり、「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1 (5) ①イ.B 注目すべき動物種及び生息地の状況 表 6.2-7、図 6.2-4」(p. 6.2-33～6.2-35 参照) に示す植物の生育環境の特性が異なる8つの地域のうち、本博覧会の実施により、間接的影響を受けるおそれがあると認められる地域としました。

工事及び撤去の実施、並びに開催に係る予測地域は、本博覧会の実施に伴い対象事業実施区域及びその周辺に生育する植物への影響が懸念されるため、対象事業実施区域及びその端部から200mまでの範囲（舗装地等人工改変地を除く）の住宅地域、樹林域とするとともに、土地区画整理事業によって、動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲（「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.3 (5) 予測条件 表 6.2-32～表 6.2-34」(p. 6.2-117～6.2-118 参照)）を対象としました。

なお、対象事業実施区域内の人工的土地利用域、樹林が点在する広大な草地域、樹林が点在する耕作地域、堀谷戸川左岸の耕作地域の4地域については、土地区画整理事業による造成に伴い、同事業の実施前の植物は存在しない可能性が高いと想定するため、予測の対象外としました。

表 6.3-12 予測地域

予測地域		予測時期		
		工事中	開催中	撤去中
対象事業実施区域内	人工的土地利用域			
	相沢川周辺の谷戸地域	○注2	○注2	○注2
	樹林が点在する広大な草地域			
	和泉川源流域	○注2	○注2	○注2
	樹林が点在する耕作地域	注3		
	堀谷戸川左岸の耕作地域			
対象事業実施区域外 (区域の端部から約 200mまでの範囲)	住宅地域	—	—	—
	樹林域	○	○	○

注1：○は、各予測項目に対する予測対象とした地域を示します。

—は、既存資料（土地区画整理事業）において、注目すべき種の生育が確認されなかったため、対象から除外した地域を示します。

空欄は、土地区画整理事業の実施によって予測対象の注目すべき種が存在しない可能性が高いと想定するため、間接的影響の予測対象から除外した地域を示します。なお対象事業実施区域内の人工的土地利用域、樹林が点在する広大な草地域、樹林が点在する耕作地域、堀谷戸川左岸の耕作地域の4地域については、土地区画整理事業による造成に伴い、同事業の実施前の植物相は存在しない可能性が高いと想定するため、予測の対象外としました。

注2：谷戸地域及び和泉川源流域の範囲のうち、土地区画整理事業によって、動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲を対象としました。

注3：駐車場整備範囲に新たに配慮すべき動植物が定着しないよう、土地区画整理事業の工事完了後、速やかに着工し、工事完了後は時間を空けることなく直ちに使用開始しますが、これらの対応にも関わら

ず、配慮すべき植物の定着が確認された場合には、土地区画整理事業や公園整備事業と連携しながら、工事区域外への移植場所の確保など、確認された植物に応じた対策について検討します。

### (3) 予測時期

予測時期は、工事期間中は工事期間全体、開催中は開催期間全体、撤去中は撤去期間全体としました。

### (4) 予測方法

#### ① 工事の実施に伴う陸生植物の植物相、水生植物の植物相の変化の内容及びその程度

対象事業実施区域内は、土地区画整理事業の造成工事によって、全て改変される可能性があることから、対象事業実施区域に隣接する地域で注目すべき種の生育が確認されている樹林域を予測地域とし、既存資料（土地区画整理事業）における現地調査結果と会場及び駐車場等の施工計画を基に、予測地域を生育環境とする注目すべき種（横浜市が実施する土地区画整理事業で創出される保全対象種の生息・生育環境において生育が期待される保全対象種を含む）の分布情報及び生態情報等に基づき、工事期間中の夜間照明及び雨水・汚水排水等による間接的影響の程度を定性的に予測しました。

また、土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲（「第6章 6.2 生物多様性（動物） 6.2.3 (5) 予測条件 表 6.2-32～表 6.2-34」(p. 6.2-117～6.2-118 参照)）についても、本博覧会の工事期間中の夜間照明及び雨水・汚水排水に係る間接的影響の程度を定性的に予測しました。

#### ② 開催に伴う植物相の変化の内容及びその程度

調査で把握した予測地域の植物相及び生育環境の状況、土地区画整理事業において創出する水辺空間（谷戸地域）及び湧水起源の小水路（和泉川源流域）の生育環境の状況と会場及び駐車場等の施設計画、植栽管理計画を比較することで、隣接する瀬谷市民の森や土地区画整理事業で創出される水辺空間等を生育環境とする注目すべき種（植物）への間接的影響の程度を定性的に予測しました。なお、植物に及ぼす影響を予測、評価する際は、駐車場・バスターミナルにおける駐車場の形状や土地被覆の性状を踏まえて行いました。

#### ③ 撤去に伴う植物相の変化の内容及びその程度

対象事業実施区域内は、土地区画整理事業に造成工事によって、全て改変される可能性があることから、対象事業実施区域に隣接する地域で注目すべき種の生育が確認されている樹林域を予測地域とし、既存資料（土地区画整理事業）における現地調査結果と仮設施設や駐車場等の撤去に係る計画を基に、予測地域を生育環境とする注目すべき種への工事期間中の夜間照明及び雨水・汚水排水等による間接的影響の程度を定性的に予測しました。

また、土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲（「第6章 6.2 生物多様性（動物） 6.2.3 (5) 予測条件 表 6.2-32～表 6.2-34」(p. 6.2-117～6.2-118 参照)）についても、本博覧会の工事期間中の夜間照明及び雨水・汚水排水に係る間接的影響の程度を定性的に予測しました。

(5) 予測条件

予測条件は、「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.3 (5) 予測条件」(p. 6.2-116～6.2-121 参照)と同様としました。なお、創出される保全対象種の生息・生育環境において生育が期待される保全対象種については、表 6.3-13 に示しました。

表 6.3-13 創出される保全対象種の生息・生育環境において生育が期待される保全対象種

環境保全措置	環境区分	保全対象種
保全対象種の生息環境 (湿地環境と草地環境) の創出	①湿地環境（水深5cm、泥底）	ヒメミズワラビ、ウスゲチヨウジタデ、 シャジクモ、イチヨウウキゴケ
	②湿性草地（草丈の低い草地）	ミズニラ、ヌマトラノオ、アマナ、 ミズタカモジ、セイタカハリイ、ハリイ
	③水路（水深20～40cm、砂礫底）	植物で該当する重要な種はありません。
	④湿地環境（水深10～20cm、泥底）	植物で該当する重要な種はありません。
	⑤湿性草地（草丈の高い草地）	植物で該当する重要な種はありません。
	⑥水路（水深10～20cm、砂泥底）	植物で該当する重要な種はありません。
	⑦樹林（落葉広葉樹）	（対象種は下記で記載）
	⑧乾性草地	ヒロハノカワラサイコ
	⑤⑥⑦水路周辺の湿性草地、樹林のま とまり	植物で該当する重要な種はありません。
	①～⑦湿地環境、水路、湿性草地等の まとまり	植物で該当する重要な種はありません。
	①②④⑤⑦湿地環境、湿性草地、樹林 のまとまり	植物で該当する重要な種はありません。

注：旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価書（p.9.11-52）より作成

## (6) 予測結果

本予測は、対象事業実施区域及びその周辺の植生、地形、及び利用等の状況を踏まえ、表 6.3-12 に示した予測地域を対象に、各地域で確認された注目すべき種の生育環境への影響を予測しました。

各地域で確認された注目すべき種の確認状況は、表 6.3-14 に示すとおりです。人工的土地利用域、樹林が点在する広大な草地域、堀谷戸川左岸の耕作地域、住宅地域では注目すべき種の生育が確認されなかったため、予測対象から除外しました。

なお、樹林が点在する耕作地域は横浜市の土地区画整理事業で改変されるため、注目すべき種は存在しない可能性が高いと想定するため、予測対象から除外しました。

表 6.3-14 注目すべき種の主な生育環境

主な生育環境 <sup>注2</sup>		区分	注目すべき種
			重要な種の保護の観点から、一部の種を非表示としております。
(2)	相沢川周辺の谷戸地域	維管束植物	ミズニラ、ヒメミズワラビ、ヒロハノカワラサイコ、ウスゲ、チョウジタデ、ヌマトラノオ、アマナ、ミズタカモジ、セイタカハリイ、ハリイ
		蘚苔類	イチョウウキゴケ
		付着藻類	アオカワモズク、シャジクモ
(4)	和泉川源流域	維管束植物	—
(8)	樹林域	維管束植物	ヤブムグラ、アマナ

注1：創出される水辺空間（相沢川周辺の谷戸地域）における注目すべき種は、土地区画整理事業が主体となつて実施する環境保全措置によって今後生育が期待される種を含みます。

注2：主な生育環境の範囲は、前掲図 6.2-4 (p. 6.2-34) に示すとおりです。

注3：和泉川源流域には注目すべき種は確認されませんが、注目すべき動物の生息空間として水草等の生育環境が創出されます。

### ① 工事及び撤去に伴う陸生植物の植物相、水生植物の植物相の変化の内容とその程度

#### ア. 対象事業実施区域全体

横浜市の土地区画整理事業によって相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域には保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池4）が整備・創出され、本博覧会は、その周辺や隣接する市民の森等の樹林域等の周辺で工事を実施しますが、本博覧会の工事では、植物の生育環境は、改変しません。工事期間中は作業時間の順守（夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する）等の配慮を実施することから、植物への影響を軽減できると予測します。

工事期間中に攪乱を受けた環境を好む植物が定着しないよう巡回点検を実施し、除草処理を行うなど適切に管理することから、植物への影響を軽減できると予測します。

#### イ. 相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域

横浜市の土地区画整理事業で創出される保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池4）に工事排水が流入しないよう公共下水道に接続し、雨水・汚水排水を適切に処理することから、植物への影響はほとんどないと予測します。

#### ウ. 樹林域

工事に伴う夜間照明の影響については、作業時間の順守（夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する）、工事従業者への講習・指導（工事区域外への不必要な立入りを制限する）等の配慮を実施することから、樹林域に生育するヤブムグラ、アマナへの影響はほとんどないと予測します。

重要な種の保護の観点から、一部の種を非表示としております。

### ② 開催に伴う陸生植物の植物相、水生植物の植物相の変化の内容及びその程度

#### ア. 対象事業実施区域全体

対象事業実施区域内は、横浜市の土地区画整理事業の造成工事により全域が改変される可能性があり、本博覧会では開催に必要な範囲の整地及び庭園や植栽などの施設等の設置を行います。植栽では、郷土種を用いた多様な植物の植栽を行うとともに、既存樹木、表土の保全・活用に努めることから、植物への影響は軽減できると予測します。

地下水の減少による生育環境への影響を考慮し、園路や駐車場等は、透水性舗装等の浸透・貯留施設を整備することで、地下水の涵養に努めることから、植物への影響は軽減できると予測します。

対象事業実施区域内において、現在の草地環境（乾性草地）の一部を活用して広場を整備し、横浜市に継承することから、草地環境の継承につながると予測します。

会場に持ち込まれる植物等については、関係法令等に基づくガイドライン等で周知徹底を図るなど、適切な管理を行うことから、植物への影響は軽減できると予測します。

#### イ. 相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域

注目すべき種としては、相沢川の開放水面でアオカワモズク、シャジクモ、水田、耕作地等の湿性草地では、ウスゲチョウジタデ、ミズタカモジの生育が確認されています。本博覧会の実施に当たっては、「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.3 (5) 予測条件 表6.2-32～表6.2-34」(p.6.2-117～6.2-118 参照)に示すとおり、横浜市の土地区画整理事業では谷戸地形をいかして保全対象種の生息・生育環境を整備する計画となっており、本博覧会では横浜市が創出した保全対象種の生息・生育環境が継続するよう、横浜市と連携しながら適切に維持管理することから、植物への影響はほとんどないと予測します。

本博覧会の駐車場・バスターミナルの一部が相沢川流域内にありますが、駐車場等を整備する際には、透水性舗装等による水源の涵養を図ることから、植物への影響は軽減できると予測します。

樹林地内や水辺の利用を制限し、人と自然環境との距離が適切に確保されるよう計画することから、植物への影響はほとんどないと予測します。

#### ウ. 樹林域

本博覧会の開催時には、会場施設、駐車場及び園路に照明を設置する計画ですが、「光害対策ガイドライン」（環境省 令和3年3月）を踏まえて適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を行うこと、横浜市が対象事業実施区域の境界

に高木を含む樹木の植栽を行うことで、対象事業実施区域外への光漏れが軽減されることから、樹林域に生育するヤブムグラ、アマナへの影響はほとんどないと予測します。

夜間に行催事を行う場合においても、周辺環境への影響をできる限り軽減するよう、照明の向きや照度等への配慮など適切な運営ルールを作成することから、隣接する瀬谷市民の森等の樹林域に生育する植物への影響はほとんどないと予測します。

重要な種の保護の観点から、一部の種を非表示としております。

### 6.3.4 環境の保全のための措置

#### (1) 工事及び撤去に伴う陸生植物の植物相、水生植物の植物相の変化の内容とその程度

環境の保全のための措置は、工事の実施に伴う植物相の生育環境への影響を最小限に留めるため、表 6.3-15 に示す内容を実施します。

表 6.3-15 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
<p>【工事中】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設行為の実施</li> </ul> <p>【撤去中】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>仮施設等撤去</li> </ul>	<p>【対象事業実施区域全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する等により作業時間を順守します。</li> <li>工事期間中や使用開始までの期間については、巡回点検を実施し、除草処理を行うなど攪乱を受けた環境を好む配慮すべき植物が定着しないよう、駐車場・バスターミナルを含めた工事区域を適切に管理します。これらの対応にも関わらず、配慮すべき植物の定着が確認された場合には、土地区画整理事業や公園整備事業と連携しながら、工事区域外への移植場所の確保など、確認された植物に応じた対策について検討します。</li> <li>配慮すべき植物の確認については、横浜市の土地区画整理事業が実施する事後調査において、本博覧会の駐車場・バスターミナルとして活用する区域も含め、工事期間中の生物多様性（動物、植物、生態系）に関する調査を実施することになっており、本博覧会協会による確認だけでなく、同調査で得られた情報等も活用していきます。</li> </ul> <p>【相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>横浜市の土地区画整理事業で創出される保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池4）に工事排水が流入しないよう公共下水道に接続し、雨水・汚水排水を適切に処理します。</li> </ul> <p>【樹林域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工事に伴う夜間照明の影響については、作業時間の順守（夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する）、工事従業者への講習・指導（工事区域外への不必要な立入りを制限する）等の配慮を実施し、樹林域に生育するヤブムグラ、アマナへの影響を軽減します。</li> </ul> <p>重要な種の保護の観点から、一部の種を非表示としております。</p>



(2) 開催に伴う陸生植物の植物相、水生植物の植物相の変化の内容及びその程度

環境の保全のための措置は、本博覧会の開催に伴う植物相の生育環境への影響を最小限に留めるため、表 6.3-16 に示す内容を実施します。

表 6.3-16 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
<p>【開催中】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会場施設の存在</li> <li>・施設の供用</li> <li>・外来植物を含む植栽等の管理</li> </ul>	<p>【対象事業実施区域全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・植栽では、郷土種を用いた多様な植物の植栽を行うとともに、既存樹木、表土の保全・活用に努め、植栽を適切に維持管理します。</li> <li>・園路や駐車場等には透水性舗装等の浸透・貯留施設を整備し、適切に維持管理を行うことで水源の涵養を図ります。</li> <li>・現存する草地環境（乾性草地）の一部を活用して整備する広場については、公園整備事業に継承します。</li> <li>・花壇等において種子による繁殖が想定される植物については、定期的に植え替えを行います。会場に持ち込まれる植物等については、関係法令等に基づいてガイドラインを作成し、会場内への持ち込み制限等について参加者等に周知徹底します。</li> </ul> <p>【相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本博覧会では横浜市が創出した保全対象種の生息・生育環境が継続するよう、横浜市と連携しながら適切に維持管理します。</li> <li>・横浜市の土地区画整理事業によって保全対象種の生息・生育環境が整備・創出される範囲は、生物の生息・生育環境保護エリアとし、ロープ柵等を設置することで、樹林地内や水辺の利用を制限し、人と自然環境との距離が適切に確保されるよう計画します。</li> <li>・本博覧会の駐車場・バスターミナルの一部が相沢川流域内にありますが、駐車場等を整備する際には、透水性舗装等による水源の涵養を図ります。</li> </ul> <p>【樹林地】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会場施設、駐車場及び園路に設置する照明は、誘虫性の低いLED照明を使用し、「光害対策ガイドライン」（環境省 令和3年3月）を踏まえて適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を検討し、夜間の安全な利用とともに、周辺の住居及び生物の生息・生育環境への光害を可能な限り抑制します。また、対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽を行うことで、照明設備の使用による対象事業実施区域外への光漏れを軽減するなどの対策を行います。</li> <li>・夜間に行催事を行う場合においても、周辺環境への影響をできる限り軽減するよう、照明の向きや照度等への配慮など適切な運営ルールを作成します。</li> </ul>

### 6.3.5 評価

#### (1) 工事及び撤去に伴う陸生植物の植物相、水生植物の植物相の変化の内容とその程度

##### ① 対象事業実施区域全体

横浜市の土地区画整理事業によって相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域には保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池4）が整備・創出され、本博覧会は、その周辺や隣接する市民の森等の樹林域等の周辺で工事を実施しますが、本博覧会の工事では、植物の生育環境は、改変しません。工事期間中は作業時間の順守（夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する）等の配慮を実施することから、植物への影響を軽減できると予測します。

工事期間中に攪乱を受けた環境を好む植物が定着しないよう巡回点検を実施し、除草処理を行うなど適切に管理することから、植物への影響を軽減できると予測します。

##### ② 相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域

横浜市の土地区画整理事業で創出される保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池4）に工事排水が流入しないよう公共下水道に接続し、雨水・汚水排水を適切に処理することから、植物への影響はほとんどないと予測します。

##### ③ 樹林域

工事に伴う夜間照明の影響については、作業時間の順守（夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する）、工事従業者への講習・指導（工事区域外への不必要な立入りを制限する）等の配慮を実施することから、樹林域に生育するヤブムグラ、アマナへの影響はほとんどないと予測します。

以上のことから、環境保全目標「注目すべき種の植物相及びその生育環境への影響を最小限に留めること。」を達成するものと評価します。なお、本博覧会は半年間の開催であり、開催後は建築物、庭園、駐車場などの仮施設は速やかに撤去し、返還することになります。博覧会開催後は、本博覧会の対象事業実施区域の大半が横浜市の公園となりますが、公園整備事業についても環境影響評価手続きが行われています。

重要な種の保護の観点から、一部の種を非表示としております。

#### (2) 開催に伴う陸生植物の植物相、水生植物の植物相の変化の内容及びその程度

##### ① 対象事業実施区域全体

対象事業実施区域内は、横浜市の土地区画整理事業の造成工事により全域が改変される可能性があり、本博覧会では開催に必要な範囲の整地及び庭園や植栽などの施設等の設置を行います。植栽では、郷土種を用いた多様な植物の植栽を行うとともに、既存樹木、表土の保全・活用に努めることから、植物への影響は軽減できると予測します。

地下水の減少による生育環境への影響を考慮し、園路や駐車場等は、透水性舗装等の浸透・貯留施設を整備することで、地下水の涵養に努めることから、植物への影響は軽減できると予測します。

対象事業実施区域内において、現在の草地環境（乾性草地）の一部を活用して広場を整備し、

横浜市に継承することから、草地環境の継承につながると予測します。

会場に持ち込まれる植物等については、関係法令等に基づくガイドライン等で周知徹底を図るなど、適切な管理を行うことから、植物への影響は軽減できると予測します。

## ② 相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域

注目すべき種としては、相沢川の開放水面でアオカワモズク、シャジクモ、水田、耕作地等の湿性草地では、ウスゲチョウジタデ、ミズタカモジの生育が確認されています。本博覧会の実施に当たっては、「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.3 (5) 予測条件 表6.2-32～表6.2-34」(p.6.2-117～6.2-121 参照)に示すとおり、横浜市の土地区画整理事業では谷戸地形をいかにして保全対象種の生息・生育環境を整備する計画となっており、本博覧会では横浜市が創出した保全対象種の生息・生育環境が継続するよう、横浜市と連携しながら適切に維持管理することから、植物への影響はほとんどないと予測します。

本博覧会の駐車場・バスターミナルの一部が相沢川流域内にありますが、駐車場等を整備する際には、透水性舗装等による水源の涵養を図ることから、植物への影響は軽減できると予測します。

樹林地内や水辺の利用を制限し、人と自然環境との距離が適切に確保されるよう計画することから、植物への影響はほとんどないと予測します。

## ③ 樹林域

本博覧会の開催時には、会場施設、駐車場及び園路に照明を設置する計画ですが、「光害対策ガイドライン」（環境省 令和3年3月）を踏まえて適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を行うこと、横浜市が対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽を行うことで、対象事業実施区域外への光漏れが軽減されることから、樹林域に生育するヤブムグラ、アマナへの影響はほとんどないと予測します。

夜間に行催事を行う場合においても、周辺環境への影響をできる限り軽減するよう、照明の向きや照度等への配慮など適切な運営ルールを作成することから、隣接する瀬谷市民の森等の樹林域に生育する植物への影響はほとんどないと予測します。

以上のことから、環境保全目標「注目すべき種の植物相及びその生育環境への影響を最小限に留めること。」は達成されると評価します。なお、本博覧会は半年間の開催であり、開催後は建築物、庭園、駐車場などの仮施設は速やかに撤去し、返還することになります。博覧会開催後は、本博覧会の対象事業実施区域の大半が横浜市の公園となりますが、公園整備事業についても環境影響評価手続きが行われています。

重要な種の保護の観点から、一部の種を非表示としております。



## 6.4 生物多樣性（生態系）



## 6.4 生物多様性（生態系）

本博覧会の実施に伴い、工事中は建設行為等の実施により、また開催中は会場施設等の存在、施設の供用及び外来植物を含む植栽等の管理等により、生態系に影響を及ぼすおそれがあります。このことから、本博覧会の工事中、開催中及び撤去中における生態系への影響を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

### 【工事中及び撤去中の実施に伴う生態系の状況の変化の内容及びその程度】

項目	結果等の概要	参照頁									
調査結果の概要	<p>・既存資料(土地区画整理事業)の現地調査において対象事業実施区域及びその周辺の基盤環境と植生に基づく環境類型区分は、下表のとおりとされています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>生態系</th> <th>植生、土地利用</th> <th>分布状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低地の樹林・畑地・草地の生態系</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メヒシバ - エノコログサ群落、畑地が優占</li> <li>・コナラ群落、スギ・ヒノキ植林及びムクノキ - エノキ群落が分布</li> <li>・人により利用されている場所が多い</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・畑地及び草地は、対象事業実施区域に広く分布</li> <li>・樹林は対象事業実施区域南東部に分布するほか、南西部の相沢川沿いに分布</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>湿性低地・河川の生態系</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相沢川沿いは、畑地、水田、休耕田が分布し、人により利用されている場所が多い</li> <li>・和泉川沿いは、チガヤ群落、オギ群落、植栽樹林が分布し、関係者以外立ち入りが禁止されている</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域に流れる相沢川及び和泉川沿いに分布</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	生態系	植生、土地利用	分布状況	低地の樹林・畑地・草地の生態系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メヒシバ - エノコログサ群落、畑地が優占</li> <li>・コナラ群落、スギ・ヒノキ植林及びムクノキ - エノキ群落が分布</li> <li>・人により利用されている場所が多い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・畑地及び草地は、対象事業実施区域に広く分布</li> <li>・樹林は対象事業実施区域南東部に分布するほか、南西部の相沢川沿いに分布</li> </ul>	湿性低地・河川の生態系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相沢川沿いは、畑地、水田、休耕田が分布し、人により利用されている場所が多い</li> <li>・和泉川沿いは、チガヤ群落、オギ群落、植栽樹林が分布し、関係者以外立ち入りが禁止されている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域に流れる相沢川及び和泉川沿いに分布</li> </ul>	p.6.4-9 ~6.4-19
	生態系	植生、土地利用	分布状況								
	低地の樹林・畑地・草地の生態系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メヒシバ - エノコログサ群落、畑地が優占</li> <li>・コナラ群落、スギ・ヒノキ植林及びムクノキ - エノキ群落が分布</li> <li>・人により利用されている場所が多い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・畑地及び草地は、対象事業実施区域に広く分布</li> <li>・樹林は対象事業実施区域南東部に分布するほか、南西部の相沢川沿いに分布</li> </ul>								
湿性低地・河川の生態系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相沢川沿いは、畑地、水田、休耕田が分布し、人により利用されている場所が多い</li> <li>・和泉川沿いは、チガヤ群落、オギ群落、植栽樹林が分布し、関係者以外立ち入りが禁止されている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域に流れる相沢川及び和泉川沿いに分布</li> </ul>									
環境保全目標	地域の生物多様性に係る影響を最小限に留めること。	p.6.4-19									
予測結果の概要	<p><b>【対象事業実施区域全体】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域及びその周辺を特徴づける低地の樹林・畑地・草地の生態系及び湿性低地・河川の生態系のうち、対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等を生息・生育環境とする注目種等については、工事に伴う夜間照明の影響が懸念される夜行性のタヌキ（典型性）が挙げられます。</li> <li>・横浜市の土地区画整理事業によって相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域には保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池4）が整備・創出され、本博覧会は、その周辺や隣接する市民の森等の樹林域等の周辺で工事を実施しますが、工事期間中は作業時間の順守（夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する）等の配慮を実施するとともに、横浜市と調整しながら本博覧会の工事が影響を与えないような工事実施時期や工法とすることから、影響は軽減できると予測します。</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>重要な種の保護の観点から一部非表示としております。</b></p> <p>湿性低地・河川の生態系</p> <p><b>【相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市の土地区画整理事業で創出される保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池4）に工事排水が流入しないよう公共下水道に接続し、雨水・汚水排水を適切に処理することから、影響はほとんどないと予測します。</li> <li>・本博覧会の駐車場・バスターミナルの一部が相沢川流域内にありますが、工事期間中に攪乱を受けた環境を好む動植物が定着しないよう適切に管理し対策等を実施することから、影響はほとんどないと予測します。</li> </ul>	p.6.4-24									

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【工事中及び撤去中の実施に伴う生態系の状況の変化の内容及びその程度】(つづき)

項目	結果等の概要	参照頁
予測結果の概要	<p>低地の樹林・畑地・草地の生態系</p> <p>【住宅地域及び樹林域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事に伴う夜間照明の影響については、工事期間中は作業時間の順守(夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する)等の配慮を実施すること、瀬谷市民の森等との境界に仮囲いを設置することから、対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等に生息する夜行性のタヌキ等の動植物への影響はほとんどないと予測します。</li> </ul>	p.6.4-24
環境の保全のための措置の概要	<p>【対象事業実施区域全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する等により作業時間を順守します。</li> <li>・夜間照明、騒音、振動の影響を低減するため、工事敷地境界には仮囲いを設置します。</li> <li>・可能な限り最新の低騒音・低振動型建設機械を使用します。</li> <li>・工事期間中や使用開始までの期間については、巡回点検を行うなど駐車場・バスターミナルを含めた工事区域を適切に管理するとともに、新たに配慮すべき動植物が定着しにくくなるような対策を検討します。これらの対応にも関わらず、配慮すべき動植物の定着が確認された場合には、土地区画整理事業や公園整備事業と連携しながら、工事区域外への動植物の避難経路や移植場所の確保など、確認された動植物に応じた対策について検討します。</li> <li>・配慮すべき動植物の確認については、横浜市の土地区画整理事業が実施する事後調査において、本博覧会の駐車場・バスターミナルとして活用する区域も含め、工事期間中の生物多様性(動物、植物、生態系)に関する調査を実施することになっており、本博覧会協会による確認だけでなく、同調査で得られた情報等も活用していきます。</li> </ul> <p>湿性低地・河川の生態系</p> <p>【相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市の土地区画整理事業で創出される保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池(調整池4)に対し、横浜市と調整しながら、本博覧会の工事が影響を与えないような工事実施時期や工法とします。</li> <li>・横浜市の土地区画整理事業で創出される保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池(調整池4)に工事排水等が流入しないよう公共下水道に接続し、雨水・汚水排水を適切に処理します。</li> <li>・本博覧会の駐車場・バスターミナルについては、一部が相沢川流域内にあるため、博覧会終了後、速やかに解体・撤去し、横浜市の土地区画整理事業で創出した保全種の生息・生息環境等に影響が出ないようにします。土地被覆の性状等については、透水性に配慮した検討を進めています。また、新たに配慮すべき動植物が定着しないよう、土地区画整理事業の工事完了後、速やかに着工するとともに、工事完了後は時間を空けることなく直ちに使用開始します。</li> </ul> <p>低地の樹林・畑地・草地の生態系</p> <p>【住宅地域及び樹林域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業時間の順守や仮囲いの設置など、樹林域の生態系に配慮します。</li> </ul>	p.6.4-29
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「地域の生物多様性に係る影響を最小限に留めること。」を達成するものと評価します。なお、本博覧会は半年間の開催であり、開催後は建築物、庭園、駐車場などの仮設施設は速やかに撤去し、返還することになります。博覧会開催後は、本博覧会の対象事業実施区域の大半が横浜市の公園となりますが、公園整備事業についても環境影響評価手続きが行われています。</li> </ul>	p.6.4-32

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。



【開催に伴う生態系の状況の変化の内容及びその程度】

項目	結果等の概要	参照頁									
調査結果の概要	<p>・既存資料（土地区画整理事業）の現地調査において対象事業実施区域及びその周辺の基盤環境と植生に基づく環境類型区分は、下表のとおりとされています。</p>	p.6.4-9 ~6.4-19									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="355 315 531 349">生態系</th> <th data-bbox="531 315 970 349">植生、土地利用</th> <th data-bbox="970 315 1331 349">分布状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="355 349 531 510">低地の樹林・畑地・草地の生態系</td> <td data-bbox="531 349 970 510"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メヒシバ - エノコログサ群落、畑地が優占</li> <li>・コナラ群落、スギ・ヒノキ植林及びムクノキ - エノキ群落が分布</li> <li>・人により利用されている場所が多い</li> </ul> </td> <td data-bbox="970 349 1331 510"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・畑地及び草地は、対象事業実施区域に広く分布</li> <li>・樹林は対象事業実施区域南東部に分布するほか、南西部の相沢川沿いに分布</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="355 510 531 712">湿性低地・河川の生態系</td> <td data-bbox="531 510 970 712"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相沢川沿いは、畑地、水田、休耕地が分布し、人により利用されている場所が多い</li> <li>・和泉川沿いは、チガヤ群落、オギ群落、植栽樹林が分布し、関係者以外立ち入りが禁止されている</li> </ul> </td> <td data-bbox="970 510 1331 712"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域に流れる相沢川及び和泉川沿いに分布</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>		生態系	植生、土地利用	分布状況	低地の樹林・畑地・草地の生態系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メヒシバ - エノコログサ群落、畑地が優占</li> <li>・コナラ群落、スギ・ヒノキ植林及びムクノキ - エノキ群落が分布</li> <li>・人により利用されている場所が多い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・畑地及び草地は、対象事業実施区域に広く分布</li> <li>・樹林は対象事業実施区域南東部に分布するほか、南西部の相沢川沿いに分布</li> </ul>	湿性低地・河川の生態系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相沢川沿いは、畑地、水田、休耕地が分布し、人により利用されている場所が多い</li> <li>・和泉川沿いは、チガヤ群落、オギ群落、植栽樹林が分布し、関係者以外立ち入りが禁止されている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域に流れる相沢川及び和泉川沿いに分布</li> </ul>
	生態系		植生、土地利用	分布状況							
低地の樹林・畑地・草地の生態系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メヒシバ - エノコログサ群落、畑地が優占</li> <li>・コナラ群落、スギ・ヒノキ植林及びムクノキ - エノキ群落が分布</li> <li>・人により利用されている場所が多い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・畑地及び草地は、対象事業実施区域に広く分布</li> <li>・樹林は対象事業実施区域南東部に分布するほか、南西部の相沢川沿いに分布</li> </ul>									
湿性低地・河川の生態系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相沢川沿いは、畑地、水田、休耕地が分布し、人により利用されている場所が多い</li> <li>・和泉川沿いは、チガヤ群落、オギ群落、植栽樹林が分布し、関係者以外立ち入りが禁止されている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域に流れる相沢川及び和泉川沿いに分布</li> </ul>									
環境保全目標	地域の生物多様性に係る影響を最小限に留めること。	p.6.4-19									
予測結果の概要	<p><b>【対象事業実施区域全体】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域内は、横浜市の土地区画整理事業の造成工事により全域が改変される可能性があり、本博覧会では開催に必要な範囲の整地及び庭園や植栽などの施設等の設置を行います。植栽では、郷土種を用いた多様な植物の植栽を行うとともに、既存樹木、表土の保全・活用に努めることから、影響は軽減できると予測します。</li> <li>・地下水の減少による生態系への影響を考慮し、園路や駐車場等は、透水性舗装等の浸透・貯留施設を整備することで、地下水の涵養に努めることから、影響は軽減できると予測します。</li> <li>・本博覧会では、開催期間中に稼働を実施しますが、音響設備の音量や稼働時間についての適切なルールを設定することから、影響は軽減できると予測します。</li> <li>・対象事業実施区域内において、現在の草地環境（乾性草地）の一部を活用して広場を整備し、横浜市に継承することから、草地環境の継承につながると予測します。</li> <li>・会場に持ち込まれる植物等については、関係法令等に基づくガイドライン等で周知徹底を図るなど、適切な管理を行うことから、影響は軽減できると予測します。</li> </ul> <p>湿性低地・河川の生態系</p> <p><b>【相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相沢川はコンクリート三面張りとなっています。このため、典型性の注目種のシオカラトンボをはじめとする水生生物の生息環境としては十分とは言えず、湿性低地・河川の生態系としては良好ではないと考えられます。</li> <li>・上位性の注目種等であるシマヘビは確認数が少なく、確認地点がまばらであった要因としては、主な餌となる両生類の生息環境（水辺）が良好でないことが考えられます。また、河川はコンクリート三面張りが多いため、カエル類等の樹林と水田とを移動する生物にとっては、移動の障害となっている可能性があります。</li> <li>・相沢川周辺における湿性低地・河川の生態系の主な生息・生育環境となる相沢川の開放水面、水田等の湿生草地や耕作地、高茎乾生草地、樹林地などは、横浜市の土地区画整理事業の造成工事により全域が改変される可能性があり、「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.3（5）予測条件 表6.2-32」（p.6.2-117 参照）に示すとおり、横浜市が保全対象種の生息・生育環境を創出し、湿地や草地、樹林地を整備する計画となっています。</li> </ul>	p.6.4-25 ~6.4-28									

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【開催に伴う生態系の状況の変化の内容及びその程度】(つづき)

項目	結果等の概要	参照頁
<p>予測結果の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・和泉川源流域は、湧水に由来する水辺環境が局所的に存在し、比較的きれいな水を好む生物の数少ない生息・生育環境になっています。特に、護岸の施されていない和泉川源流の小水路は、湧水量が少なく流路も短いものの、特殊性の注目種等であるホトケドジョウの主な生息環境となっており、周辺の湿生草地や低茎乾生草地、高茎乾生草地などは、上位性のシマヘビ、典型性のシオカラトンボの主な生息環境となっています。</li> <li>・和泉川源流域における湿性低地・河川の生態系の主な生息・生育環境となる和泉川源流の小水路及びその周辺の湿生草地や低茎乾生草地、高茎乾生草地などは、横浜市の土地区画整理事業の造成工事により全域が改変される可能性があるため、「第6章 6.2 生物多様性(動物) 6.2.3(5) 予測条件 表 6.2-33～表 6.2-34」(p.6.2-117～6.2-118 参照)に示すとおり、横浜市の土地区画整理事業が主体となって実施する環境保全措置としてホトケドジョウ等の生息環境を創出するため、湧水起源の小水路環境の創出、その周辺の湿生草地や低茎乾生草地、高茎乾生草地、樹林地等で確認された動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池(調整池4)が整備される計画です。</li> <li>・相沢川周辺の谷戸地域や和泉川源流域では、横浜市の土地区画整理事業で創出される保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池(調整池4)の整備が行われますが、本博覧会では、これらに配慮した園路の配置及び利用を計画するとともに、保全・創出した環境が継続するよう、横浜市と連携しながら適切に維持管理するほか、適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を行うことから、影響は軽減できると予測します。</li> <li>・本博覧会の駐車場・バスターミナルの一部が相沢川流域内にありますが、駐車場等を整備する際には、透水性舗装等による水源の涵養や駐車場等の緑化を図ることから、影響は軽減できると予測します。</li> <li>・樹林地内や水辺の利用を制限し、人と自然環境との距離が適切に確保されるよう計画することから、影響はほとんどないと予測します。</li> <li>・和泉川源流域においては、横浜市と連携して既存樹林地の保全を行うことで、保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池(調整池4)の整備範囲と隣接する瀬谷市民の森等の樹林域との生物の生息・生育環境の連続性確保に資する緑のつながりを確保することから、影響は軽減できると予測します。</li> <li>・横浜市が整備した地上式調整池(調整池4)における保全対象種の生息・生育環境の周辺では、源頭部であることを踏まえ、農薬や肥料の使用をできるだけ抑えることで水路への溶出を避けことから、河川の水質への影響を最小限し、影響は軽減できると予測します。</li> <li>・隣接する瀬谷市民の森等の樹林域との隣接部においては、多数の来場者が長時間に亘って滞在することが想定される施設はできるだけ配置しないよう配慮した計画とすることから、影響は軽減できると予測します。</li> </ul> <p>低地の樹林・畑地・草地の生態系</p> <p>【住宅地域及び樹林域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低地の樹林・畑地・草地の生態系は、樹林(落葉広葉樹林:コナラ群落、ムクノキ-エノキ群落)を主な生息・生育環境とする典型性の注目種等として、タヌキ、落葉広葉樹林が挙げられ、また、草地(乾生草地:メヒシバ-エノコログサ群落、チガヤ群落)を主な生息・生育環境とする典型性の注目種等として、ヒバリ、トノサマバツタが挙げられます。さらに、これらの樹林、草地を採餌場とする上位性の注目種等として、オオタカが挙げられます。</li> </ul>	<p>p.6.4-25 ～6.4-28</p>

注1: 調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【開催に伴う生態系の状況の変化の内容及びその程度】(つづき)

項目	結果等の概要	参照頁
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等の樹林域においては、会場施設の夜間照明による影響が懸念される注目すべき種として夜行性のフクロウ及びゲンジボタル、走光性のキイロトラカミキリが確認されています。本博覧会の開催時には会場施設、駐車場及び園路に照明を設置する計画ですが、誘虫性の低いLED照明を使用し、「光害対策ガイドライン」(環境省 令和3年3月)を踏まえて適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を行うこと、横浜市により対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽が行われることで、対象事業実施区域外への光漏れが軽減されることから、影響は軽減できると予測します。</li> <li>・夜間に行儀事を行う場合においても、照明の向きや照度等への配慮など適切な運営ルールを作成することから、影響は軽減できると予測します。</li> <li>・食品残渣等の処理等に関する運営ルールを作成することから、誘引による影響は軽減できると予測します。</li> </ul>	p.6.4-25 ~6.4-28
環境の保全のための措置の概要	<p><b>【対象事業実施区域全体】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・植栽では、郷土種を用いた多様な植物の植栽を行うとともに、既存樹木、表土の保全・活用に努め、植栽を適切に維持管理します。</li> <li>・園路や駐車場等には透水性舗装等の浸透・貯留施設を整備し、適切に維持管理を行うことで水源の涵養を図ります。</li> <li>・音響設備の音量、稼働時間についても適切な運営ルールを作成するなど、周辺環境への配慮について検討します。</li> <li>・現存する草地環境(乾性草地)の一部を活用して整備する広場については、公園整備事業に継承します。</li> <li>・花壇等において種子による繁殖が想定される植物については、定期的に植え替えを行います。会場に持ち込まれる植物等については、関係法令等に基づいてガイドラインを作成し、会場内への持ち込み制限等について参加者等に周知徹底します。</li> </ul> <p style="padding-left: 20px;">湿性低地・河川の生態系</p> <p><b>【相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市の土地区画整理事業によって保全対象種の生息・生育環境が整備・創出される範囲及びその周辺は、生物の生息・生育に配慮した園路の配置及び利用を計画するとともに、保全・創出した環境が継続するよう、横浜市と連携して適切に維持管理します。</li> <li>・横浜市の土地区画整理事業によって保全対象種の生息・生育環境が整備・創出される範囲のうち、相沢川周辺の谷戸地域においては、適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を検討し、夜間の安全な利用とともに、生物の生息・生育環境への光害を可能な限り抑制します。</li> <li>・横浜市の土地区画整理事業によって保全対象種の生息・生育環境が整備・創出される範囲は、生物の生息・生育環境保護エリアとし、ロープ柵等を設置することで、樹林地内や水辺の利用を制限し、人と自然環境との距離が適切に確保されるよう計画します。</li> <li>・和泉川源流域においては、横浜市と連携して既存樹林地の保全を行うことで、保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池(調整池4)の整備範囲と隣接する瀬谷市民の森等の樹林域との生物の生息・生育環境の連続性確保に資する緑のつながりを確保します。</li> </ul>	p.6-4-30 ~6.4-31

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【開催に伴う生態系の状況の変化の内容及びその程度】(つづき)

項目	結果等の概要	参照頁
<p>環境の保全のための措置の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市が整備した地上式調整池(調整池4)における保全対象種の生息環境の周辺では、源頭部であることを踏まえ、農薬や肥料の使用をできるだけ抑えることで水路への溶出を避け、河川の水質への影響を最小限にします。</li> <li>・本博覧会の駐車場・バスターミナルの一部が相沢川流域内にありますが、駐車場等を整備する際には、透水性舗装等による水源の涵養や駐車場等の緑化を図ります。</li> <li>・隣接する瀬谷市民の森等の樹林域との隣接部においては、多数の来場者が長時間に亘って滞在することが想定される施設はできるだけ配置しないよう配慮した計画とします。</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">低地の樹林・畑地・草地の生態系</p> <p>【住宅地域及び樹林域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会場施設、駐車場及び園路に設置する照明は、誘虫性の低いLED照明を使用し、「光害対策ガイドライン」(環境省 令和3年3月)を踏まえて適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を検討し、夜間の安全な利用とともに、周辺の住居及び生物の生息・生育環境への光害を可能な限り抑制します。また、対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽を行うことで、照明設備の使用による対象事業実施区域外への光漏れを軽減するなどの対策を行います。</li> <li>・夜間に行催事を行う場合においても、周辺環境への影響をできる限り軽減するよう、照明の向きや照度等への配慮など適切な運営ルールを作成します。</li> <li>・運営ルールを作成して、食品残渣等の廃棄物は堆肥化する等減量化に努めるとともに、適切に処理します。</li> </ul>	<p>p.6-4-30 ~6.4-31</p>
<p>評価の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「地域の生物多様性に係る影響を最小限に留めること。」を達成するものと評価します。なお、本博覧会は半年間の開催であり、開催後は建築物、庭園、駐車場などの仮施設は速やかに撤去し、返還することになります。博覧会開催後は、博覧会開催後は、本博覧会の対象事業実施区域の大半が横浜市の公園となりますが、公園整備事業についても環境影響評価手続きが行われています。</li> </ul>	<p>p.6.4-33 ~6.4-35</p>

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

## 6.4.1 調査

### (1) 調査項目

調査項目は、以下の内容としました。

生態系の状況

地形、地質の状況

土壌の状況

水質の状況

水循環の状況

土地利用の状況

関係法令、計画等

### (2) 調査地域・地点

生態系の状況

対象事業実施区域及びその周辺としました。

なお、既存資料(土地区画整理事業)における現地調査地域は、「第6章 6.2 生物多様性(動物) 6.2.1(2) 動物の状況」(p.6.2-7、6.2-9~6.2-19 参照)及び「第6章 6.3 生物多様性(植物) 6.3.1(2) 植物の状況」(p.6.3-5、6.3-7~6.3-9 参照)と同様としました。

地形、地質の状況

対象事業実施区域及びその周辺としました。

土壌の状況

対象事業実施区域及びその周辺としました。

水質の状況

「6.2 生物多様性(動物) 6.2.1(2) 水質の状況」(p.6.2-7、6.2-9 参照)と同様としました。

水循環の状況

湧水の流量は、「第6章 6.5 水循環 6.5.1(2) 湧水の分布、流量及び水質」(p.6.5-5~6.5-7 参照)と同様としました。

河川の流量は、「水質の状況」と同様としました。

土地利用の状況

対象事業実施区域及びその周辺としました。

関係法令、計画等

対象事業実施区域及びその周辺としました。

### (3) 調査時期

#### 生態系の状況

既存資料調査は、入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

既存資料(土地区画整理事業)における現地調査は、「第6章 6.2 生物多様性(動物)6.2.1 (3) 動物の状況」(p.6.2-20~6.2-22 参照)及び「第6章 6.3 生物多様性(植物)6.3.1 (3) 植物の状況」(p.6.3-10 参照)と同様としました。

#### 地形、地質の状況

入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

#### 土壌の状況

入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

#### 水質の状況

「第6章 6.2 生物多様性(動物)6.2.1(3) 水質の状況」(p.6.2-23 参照)と同様としました。

#### 水循環の状況

「第6章 6.2 生物多様性(動物)6.2.1(3) 水循環の状況」(p.6.2-23 参照)と同様としました。

#### 土地利用の状況

入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

#### 関係法令、計画等

入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

### (4) 調査方法

#### 生態系の状況

既存資料調査は、動物の状況及び植物の状況の調査結果により、生態系の状況を把握しました。

既存資料(土地区画整理事業)における現地調査は、既存資料(土地区画整理事業)における動物、植物の現地調査結果を用い、注目種(上位性種、典型性種及び特殊性種)を抽出しました。

#### 地形、地質の状況

地形図等の既存資料の収集整理により、対象事業実施区域及びその周辺の状況を把握しました。

#### 土壌の状況

土壌汚染対策法に基づく土壌汚染調査結果等の既存資料の収集整理により対象事業実施区域及びその周辺の状況を把握しました。

#### 水質の状況

水質の調査項目及び調査方法は「6.2 生物多様性（動物）6.2.1（4） 水質の状況」（p.6.2-26 参照）と同様としました。

#### 水循環の状況

「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.1（4） 水循環の状況」（p.6.2-26 参照）及び「第6章 6.5 水循環 6.5.1（4） 湧水の分布、流量及び水質」（p.6.5-8 参照）と同様としました。

#### 土地利用の状況

土地利用現況図等の既存資料の収集整理により対象事業実施区域及びその周辺の状況を把握しました。

#### 関係法令、計画等

下記法令等の内容を整理しました。

- ・「文化財保護法」
- ・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」
- ・「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」
- ・「環境省レッドリスト 2020」
- ・「神奈川県レッドデータブック 2022 植物編」
- ・「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」
- ・「神奈川県立博物館研究報告（自然科学）33号横浜のレッドデータ植物目録」
- ・「横浜市環境管理計画」

### (5) 調査結果

#### 生態系の状況

##### ア．既存資料調査

##### A 生態系を構成する要素の状況

調査区域における環境類型区分の概要は「第3章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況（3） 環境類型区分 表 3.2-32、図 3.2-35」（p.3-91～3-92 参照）に示すとおりです。

調査区域の植生は、樹林（自然植生）、樹林（代償植生）、草地（代償植生）、植林地・耕作地植生、市街地等、水域の6つの環境類型区分に分類されます。

対象事業実施区域の環境類型区分は主に植林地・耕作地植生となっています。

また、調査区域及び対象事業実施区域には、水域として河川及び湧水が存在します。

## B 食物連鎖の状況

地域の生態系（動植物群）を総合的に把握するため、文献その他の資料により確認された対象事業実施区域及びその周辺の環境類型、植生及び生物種から、生物とその生息環境の関わり、また、生物相互の関係について代表的な植生及び生物種を選定し、食物連鎖図として「第3章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況（3） 生態系の概要 図 3.2-36」（p.3-94 参照）に概要を整理しました。対象事業実施区域及びその周辺において、対象事業実施区域の東側から北東側にある山地には主に樹林が分布し、スギ・ヒノキ・サワラ植林、クヌギ-コナラ群集、コナラ群落（ ）が広がっています。対象事業実施区域及びその周辺の段丘・低地の地形では、主に市街地等や畑雑草群落、ゴルフ場・芝地、緑の多い住宅地等が広がり、シラカシ群集、クヌギ-コナラ群集、低木群落等の樹林が点在しており、河川等の開放水域もあります。

これらのことから、調査区域の生態系は、樹林環境（樹林（自然植生）、樹林（代償植生）、植林地・耕作地植生）と草地環境（草地（代償植生）、植林地・耕作地植生）を基盤に成立しているものと考えられます「第3章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況（3） 環境類型区分 図 3.2-35」（p.3-92 参照）。

陸生の生態系では、スギ・ヒノキ・サワラ植林、クヌギ-コナラ群集、シラカシ群集、畑雑草群落、牧草地等に生育する植物を生産者として、第一次消費者としてはカミキリムシ類やチョウ類、コオロギ類の草食性の昆虫類や、タイワンリス、ネズミ類、ノウサギ等の草食性の哺乳類が、第二次消費者としてはトンボ類、クモ類等の肉食性昆虫類等が生息します。また、第三次消費者としてはカラ類、ヒバリ、キジ等の鳥類、カエル類等の両生類、トカゲ類等の爬虫類が、第四次消費者としてはヘビ類等の爬虫類、第五次消費者としてはタヌキ、テン、イタチ等の雑食性又は肉食性の哺乳類が生息すると考えられます。さらに、これらを餌とする最上位の消費者として、オオタカ、ハイタカ、ノスリ、ハヤブサ、フクロウ等の猛禽類が生息すると考えられます。

水域の生態系では、開放水域（河川）の植生を基盤とするオオカナダモ、ヒメガマ等の植物を生産者として、第一次消費者としてはタニシ等の草食性の貝類等が、第二次消費者としてはハグロトンボやテナガエビ等の肉食性昆虫類等やフナ、メダカ、ヨシノボリ類等の魚類が、第三次消費者としてはウグイ、ナマズ等の魚食性の魚類やシギ類、チドリ類等の鳥類が生息します。さらに、これらを餌とするアオサギ等の大型鳥類が飛来すると考えられます。

また、水域の中でも特に湧水では、一年を通して水温がほぼ一定である特殊な環境であり、特殊な生態系が形成されています。湧水内の藻類を生産者として、第一次消費者としてはカワニナやユスリカ類等の雑食性の底生動物等が、第二次消費者としてはヘイケボタル等の底生動物が、第三次消費者としては雑食性のホトケドジョウ等の魚類が、第四次消費者としてはオニヤンマ等の肉食性の底生動物が生息します。さらに、これらを餌とするカワセミ等の鳥類が飛来すると考えられます。



イ．既存資料（土地区画整理事業）調査

A 生態系を構成する要素の状況

動植物その他の自然環境に係る概況から、地域を特徴づける生態系について環境類型区分を行いました。

地域を特徴づける生態系の区分と概要については、表 6.4-1 に示すとおりです。

表 6.4-1 生態系を構成する要素の状況

生態系	植生、土地利用	分布状況
低地の樹林・畑地・草地の生態系	メヒシバ - エノコログサ群落、畑地が優占するほか、コナラ群落、スギ・ヒノキ植林及びムクノキ - エノキ群落が分布します。人により利用されている場所が多いです。	畑地及び草地は、対象事業実施区域に広く分布しています。樹林は対象事業実施区域南東部に分布するほか、南西部の相沢川沿いに分布します。
湿性低地・河川の生態系	相沢川沿いは、畑地、水田、休耕田が分布し、人により利用されている場所が多いです。和泉川沿いは、チガヤ群落、オギ群落、植栽樹林が分布し、関係者以外立ち入りが禁止されています。	対象事業実施区域に流れる相沢川及び和泉川沿いに分布します。

注：「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.3（2）表 6.2-31」（p.6.2-114 参照）で示した予測地域において、低地の樹林・畑地・草地の生態系は、「住宅地域」及び「樹林域」に、湿性低地・河川の生態系は、「相沢川周辺の谷戸地域」及び「和泉川源流域」に該当します。

B 地域を特徴づける生態系の注目種の状況

地域を特徴づける生態系の注目種等について、表 6.4-2 に示す「上位性」、「典型性」及び「特殊性」の観点から、既存資料（土地区画整理事業）における現地調査結果を踏まえて選定しました。

表 6.4-2 注目種等の選定の考え方

区分	考え方
上位性	生態系を形成する動植物種等において栄養段階の上位に位置する種を対象とします。該当する種は栄養段階の上位の種で、生態系の攪乱や環境変化等の総合的な影響を指標しやすい種が対象となります。また、小規模な湿地やため池等、対象範囲における様々な空間スケールの生態系における食物網にも留意し、対象種を選定します。そのため、哺乳類、鳥類等の行動圏が広い大型の脊椎動物以外に、爬虫類、魚類等の小型の脊椎動物や、昆虫類等の無脊椎動物も対象となる場合があります。
典型性	対象範囲の生態系の中で、各環境類型区分内における動植物種等と基盤的な環境あるいは動植物種等との相互連関を代表する動植物種等、生態系の機能に重要な役割を担うような動植物種等（例えば、生態系の物質循環に大きな役割を果たしている、現存量や占有面積の大きい植物種、個体数が多い動物種、代表的なギルド（同一の栄養段階に属し、ある共通の資源に依存して生活している種のグループ）に属する種等）、動植物種等の多様性を特徴づける種、生態遷移を特徴づける種、回遊魚のように異なる生態系間を移動する種等が対象となります。また、環境類型区分ごとの空間的な階層構造にも着目し、選定します。
特殊性	湧水地、洞窟、噴気口の周辺、石灰岩地域や、砂泥底海域に孤立した岩礁や貝殻礁等、成立条件が特殊な環境で、対象事業に比べて比較的小規模である場に注目し、そこに生息する動植物種等を選定します。該当する動植物種等としては特殊な環境要素や異なる場の存在に生息が強く規定される動植物種等が挙げられます。

表 6.4-1 で示した地域を特徴づける生態系の環境類型区分を踏まえ、表 6.4-2 に示した選定の考え方に従い、表 6.4-3 に示す注目種等を選定しました。

表 6.4-3 地域を特徴づける生態系の注目種等

地域を特徴づける生態系	区分	注目種等	選定の理由
低地の樹林・畑地・草地の生態系	上位性	オオタカ	里山環境の食物連鎖の上位種であり、生息情報を確認しています。
	典型性	タヌキ	里山環境に一般に生息する種であり、調査範囲にも生息しています。
		ヒバリ	畑地・草地環境に一般的に生息する種であり、調査範囲にも生息しています。
		トノサマバツタ	畑地・草地環境に一般的に生息する種であり、調査範囲にも生息しています。
		落葉広葉樹林	里山環境に一般的にみられる植生であり、調査範囲にも分布しています。
湿性低地・河川の生態系	上位性	シマヘビ	水田等によく見られる種であり、調査範囲にも生息しており、生態系では食物連鎖の上位種になります。
	典型性	シオカラトンボ	水田等によくみられる種であり、調査範囲にも生息しています。
	特殊性	ホトケドジョウ	湧水に限定して生息する種であり、調査範囲にも生息しています。

C 注目種等の生態

動植物調査において確認された、地域を特徴づける生態系の注目種等の生態は、表 6.4-4 に示すとおりです。

表 6.4-4(1) 注目種等の一般生態と確認状況

区分	注目種等	一般生態	現地調査での確認状況
上位性	オオタカ	<p>留鳥として山麓から丘陵地の森林に生息し、主に中・小型の鳥類を捕食します。</p> <p>スギ、マツ類等の針葉樹の高木に営巣することが多く、普通3～4個卵を産みます。北海道と本州で繁殖し、冬期は漂行する個体も多くいます。</p>	<p>重要な種の保護の観点から非表示としております。</p>
	シマヘビ	<p>北海道から九州まで広く分布しています。開けた平地から山地の林縁部等、明るい環境を好みます。動きは俊敏で、カエルを多く食べますが、他にも、ネズミ、鳥類の卵やヒナ、ヘビ、トカゲ等、様々な動物を捕食します。</p>	<p>対象事業実施区域内では確認されていません。対象事業実施区域外では、夏季に旧米軍施設の人工構造物(廃屋)でニホンヤモリを捕食する幼体を1個体、堀谷戸川周辺の墓地の擁壁で脱皮殻が1例、秋季に旧米軍施設と耕作地の境界にある低茎草地で成体が1個体、夏季(平成31年)に瀬谷市民の森周辺の湿生草地で成体が1個体確認されました。確認例数が少なく確認地点もまばらですが、対象事業実施区域の北東側で確認される傾向がみられたことから、河川や耕作地などの水辺の他に、餌となる小動物が生息していれば、やや乾燥した環境も利用していると考えられます。</p>

表 6.4-4(2) 注目種等の一般生態と確認状況

区分	注目種等	一般生態	現地調査での確認状況
典型性	タヌキ	<p>沖縄県を除く全都道府県に分布しています。平地から標高2,000mを超える亜高山帯までの林や林縁、里山に住み、水辺近くの下生えの密生する広葉樹林を好みます。雑食性で夜行性です。</p> <p>交尾期は2～4月、出産期は5～6月で、一夫一妻制です。ふつう4～5子を出産します。</p>	<p>調査範囲内では、平成30年夏季から平成31年夏季までの任意踏査によって目撃の他、足跡やため糞などのフィールドサインが、合計41例確認されました。確認地点は調査範囲内の市街地を除くほぼ全域で、対象事業実施区域内の中央及び南東部、瀬谷市民の森、上川井市民の森でも確認されています。また、自動撮影カメラによっても調査範囲内で延べ17例が確認されています。以上のことから、タヌキは年間を通じて対象事業実施区域及びその周辺の樹林や畑地、草地を広く利用していると考えられます。</p>
	ヒバリ	<p>留鳥あるいは漂鳥として北海道から九州に分布し、南西諸島では冬鳥として生息しています。広い草地のある河川敷や農耕地、牧場、造成地等に生息しており、背の低い草本が優占し、ところどころ地面が露出する程度のまばらな乾いた草原を特に好みます。</p> <p>繁殖期間は4～7月です。イネ科などの植物の株際の地上や株内の低い位置に巣をつくります。</p>	<p>調査範囲内では合計116地点160個体（一般鳥類調査：89地点129個体、猛禽類調査：17地点31個体）が確認されました。対象事業実施区域内では相沢川周辺で冬季に1地点計3個体、初夏に3地点計3個体、中央部～南東部で夏季に2地点計2個体、秋季に1地点計2個体、冬季に3地点計5個体、春季に8地点計11個体、初夏に8地点計11個体が確認されました。主に草地、耕作地といった環境で広範囲に確認されています。本種が繁殖や採食に利用する環境が対象事業実施区域及びその周辺には広がっており、対象事業実施区域及びその周辺では、夏季から冬季にも確認されていることから、一年を通して利用しているものと考えられます。</p>
	トノサマバツタ	<p>沖縄から北海道まで広く分布します。繁殖のためにえさ場としての裸地の両方が必要なため、川原、草のまばらな草原、開発中の住宅分譲地、運動場、サトウキビやトウモロコシの畑などに生息します。</p>	<p>調査範囲内では夏季から秋季までの調査で、特に秋季に成虫が多数確認されました。対象事業実施区域内では北部及び南東部等の広範囲で確認されました。確認地点は、広範囲にみられる草地環境や耕作地周辺、未舗装の道路脇など開放的な環境であり、中でも、草刈りがされている草地環境や耕作地周辺で多く確認されました。</p>
	落葉広葉樹林	<p>コナラ科の落葉広葉樹高木であるコナラと、ニレ科の落葉広葉樹であるムクノキやエノキが優占する二次林です。樹林に生息する動物の餌資源や生息場所として重要な役割を担っています。</p>	<p>落葉広葉樹林は、コナラ群落及びムクノキ-エノキ群落の2つが主に確認されました。コナラ群落は主に対象事業実施区域の南東側に広く分布していました。ムクノキ-エノキ群落は対象事業実施区域の南東側に分布しているほか、対象事業実施区域外の相沢川上流部にやや広い群落、小河川の周辺に小さな群落がみられました。</p>

表 6.4-4(3) 注目種等の一般生態と確認状況

区分	注目種等	一般生態	現地調査での確認状況
典型性	シオカラトンボ	<p>北海道から九州まで広く分布し、平地から低山地に至る挺水植物が繁茂する池沼や湿地の滞水、休耕田、ほとんど流れのない溝川等、広範な止水域に生息します。</p> <p>幼虫は挺水植物の根際や植物性沈積物の陰に隠れたり、柔らかい泥の中に潜って生息しています。</p>	<p>幼虫は、対象事業実施区域内では夏季に相沢川、冬季及び春季に和泉川源流の小水路で確認されました。対象事業実施区域内では夏季、秋季、冬季及び春季に相沢川上流付近の水田脇で確認されました。また、成虫が春季から秋季にかけて相沢川周辺の水田付近で少数確認されています。池沼や水田、流れの緩い小河川に生息する種で、対象事業実施区域及びその周辺の水田や河川周辺が主な生息・繁殖環境となっているものと考えられます。</p>
特殊性	ホトケドジョウ	<p>流れの緩やかな谷戸の源流域や湧水のある水路等に生息しています。雑食性で水生小動物等を捕食しています。水温が低下すると湧水域に集まり集団で越冬します。</p> <p>繁殖期は春から夏で、多回産卵で水草や植物の根等にぱらぱらと産み付けます。</p>	<p>対象事業実施区域内では、和泉川源流の小水路で夏季に 58 個体、秋季に 18 個体、冬季に 3 個体、春季に 3 個体、対象事業実施区域外では、堀谷戸川で夏季に 37 個体、秋季に 18 個体、冬季に 2 個体、春季に 16 個体が確認されました。本種は湧水環境を好む種であり、湧水の流れる和泉川源流の小水路は主要な生息環境となっているものと考えられます。ただし、湧水量は少なく流路も短いため生息環境としては脆弱といえます。また、堀谷戸川はコンクリート三面張りの河川であり、ここで確認されたホトケドジョウは、周辺水域からの流下個体であると考えられます。</p>

D 他の動植物との関係及び生息・生育環境の状況

a. 低地の樹林・畑地・草地の生態系

対象事業実地区域及びその周辺は、畑地・草地在大部分を占めており、こうした中に樹林地が小規模ながら点在し、南東部には比較的規模の大きな樹林地がみられます。このように対象事業実地区域及びその周辺には、いくつかの環境構成要素が混在しており、これらの環境を利用する生物にとって選択できる多様な条件を含んでいます。このため、低地の樹林・畑地・草地において、典型性種（タヌキ、ヒバリ、トノサマバツタ）が広く多数確認されており、上位性種（オオタカ）による利用頻度も高く、狩場として広範囲に利用されてきました。

低地の樹林・畑地・草地の生態系における断面模式図は図 6.4-3 に、食物連鎖の模式図は図 6.4-1 示すとおりです。

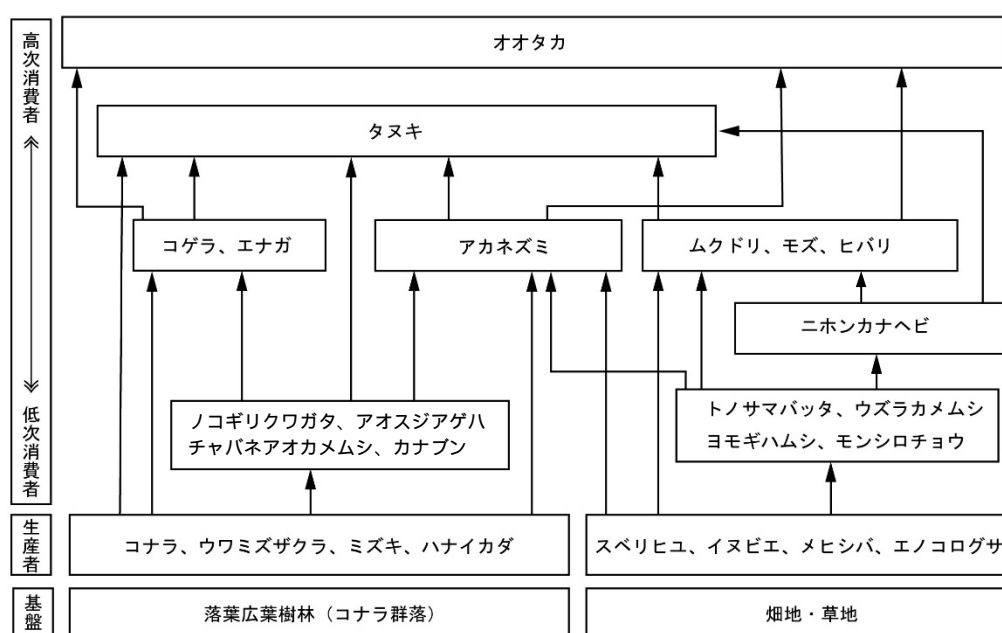


図 6.4-1 低地の樹林・畑地・草地の生態系における食物連鎖の模式図

## b. 湿性低地・河川の生態系

対象事業実地区域及びその周辺における河川の多くはコンクリート三面張りであることから、単調な環境になっています。このため、典型性種（シオカラトンボ）をはじめとする水生生物の生息環境は脆弱であり、湿性低地・河川の生態系は貧弱であると考えられます。

上位性種であるシマヘビは確認数が少なく、確認地点がまばらであった要因としては、主な餌となる両生類の生息環境（水辺）が良好でないことが考えられます。また、河川はコンクリート三面張りが多いため、カエル類等の樹林と水田とを移動する生物にとっては、移動の障害となっている可能性があります。

一方で、湧水に由来する水辺環境が局所的に存在し、比較きれいな水を好む生物の数少ない生息環境になっています。特に、護岸の施されていない和泉川源流の小水路は、湧水量が少なく流路も短いものの、特殊性種であるホトケドジョウの主要な生息環境となっています。

湿性低地・河川の生態系における断面模式図は図 6.4-3 に、食物連鎖の模式図は図 6.4-2 に示すとおりです。なお、湿性低地・河川の生態系については、相沢川と和泉川では、環境が異なるため、それぞれについて断面模式図を示しています。

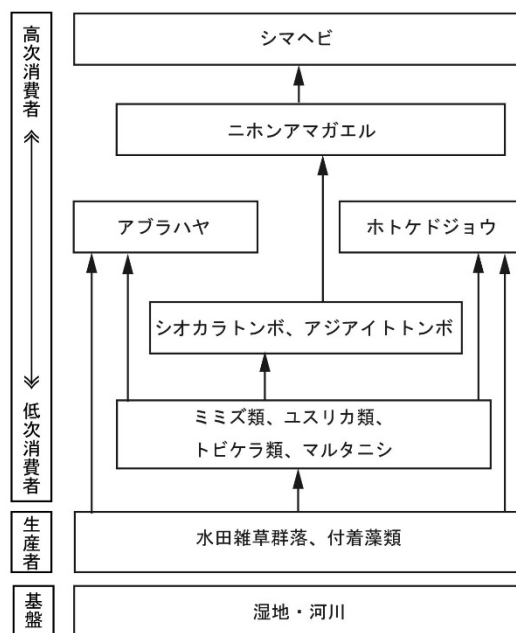


図 6.4-2 湿性低地・河川の生態系における食物連鎖の模式図

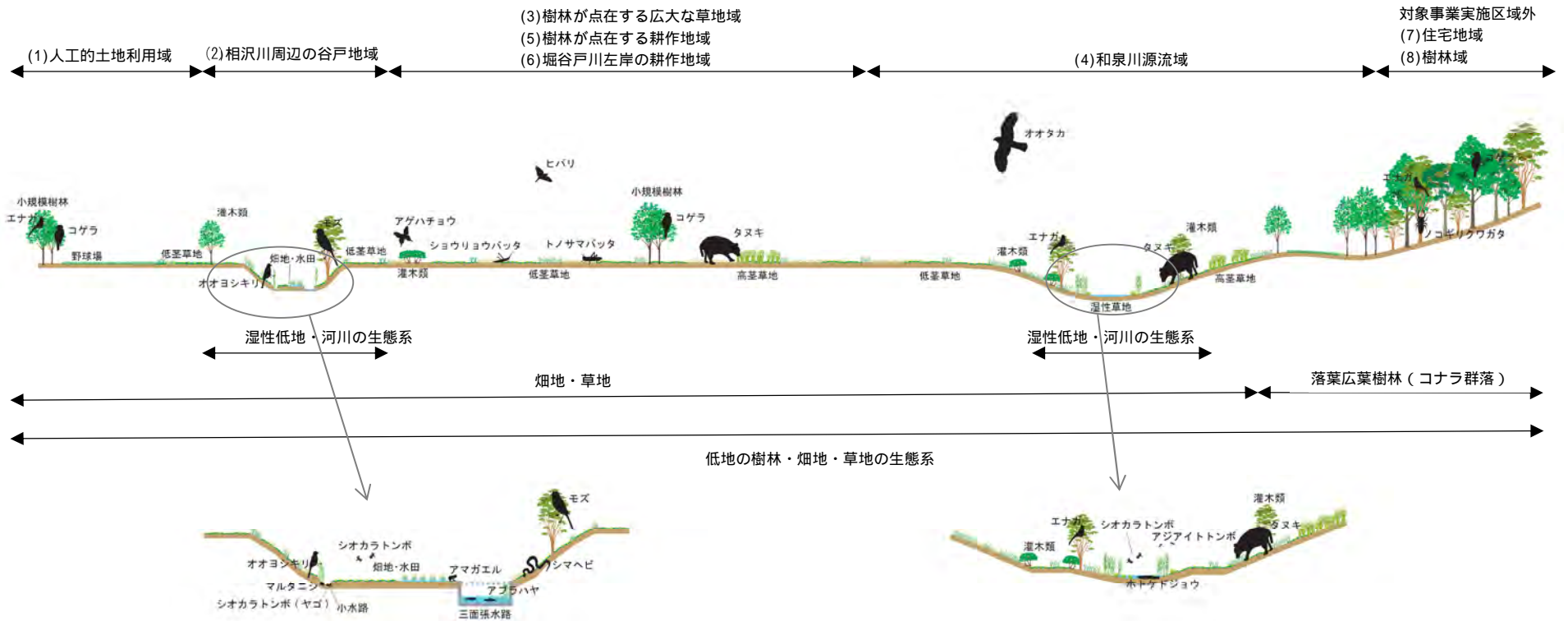


図 6.4-3 低地の樹林・畑地・草地の生態系及び湿性低地・河川の生態系における断面模式図（現況）

出典：「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価準備書」(令和5年3月、横浜市)より作成



#### 地形、地質の状況

「第6章 6.2 生物多様性(動物)6.2.1(5) 地形、地質の状況」(p.6.2-106~6.2-107 参照)に示すとおりです。

#### 土壌の状況

「第6章 6.2 生物多様性(動物)6.2.1(5) 土壌の状況」(p.6.2-107 参照)に示すとおりです。

#### 水質の状況

「第6章 6.2 生物多様性(動物)6.2.1(5) 水質の状況」(p.6.2-107~6.2-108 参照)に示すとおりです。

#### 水循環の状況

「第6章 6.2 生物多様性(動物)6.2.1(5) 水循環の状況」(p.6.2-108 参照)及び「第6章 6.5 水循環 6.5.1(5) 湧水の分布、流量及び水質 河川の流量の状況」(p.6.5-10~6.5-13 参照)に示すとおりです。

#### 土地利用の状況

「第6章 6.2 生物多様性(動物)6.2.1(5) 土地利用の状況」(p.6.2-109 参照)に示すとおりです。

#### 関係法令、計画等

「第6章 6.2 生物多様性(動物)6.2.1(5) 関係法令、計画等」(p.6.2-109~6.2-112 参照)及び「第6章 6.3 生物多様性(植物)6.3.1(5) 関係法令、計画等」(p.6.3-33~6.3-35 参照)に示すとおりです。

### 6.4.2 環境保全目標の設定

生物多様性に係る環境保全目標は、表 6.4-5 に示すとおり設定しました。

表 6.4-5 環境保全目標(生物多様性)

区分	環境保全目標
【工事中】 建設行為等の実施	地域の生物多様性に係る影響を最小限に留めること。
【開催中】 会場施設の存在 施設の供用 外来植物を含む植栽等の管理	
【撤去中】 仮設施設等の撤去	

### 6.4.3 予測

#### (1) 予測項目

予測項目は、生態系の状況の変化の内容及びその程度としました。

#### (2) 予測地域

本予測では、生態系ネットワークの観点から、水と緑のまとまりや、つながりを評価するため、動植物その他の自然環境に係る概況から、対象事業実施区域及びその周辺の地域を特徴づける生態系を前掲表 6.4-1 (p.6.4-11 参照) 及び前掲図 6.4-1 ~ 図 6.4-3 (p.6.4-16 ~ 6.4-18 参照) に示す「低地の樹林・畑地・草地の生態系」、「湿性低地・河川の生態系」の2つに区分し、生態系区分ごとに予測を行いました。また、「湿性低地・河川の生態系」については、相沢川と和泉川では現況の環境が異なり、それぞれの環境に合わせた環境保全措置を実施することから、それぞれ予測を行いました。

工事及び撤去の実施、並びに開催に係る予測地域は、本博覧会の実施に伴い対象事業実施区域周辺に生息・生育する動植物への影響が懸念されるため、対象事業実施区域の端部から 200m までの範囲（舗装地等人工改変地を除く）の住宅地域、樹林域とするとともに、横浜市の土地区画整理事業によって、動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲「第 6 章 6.2 生物多様性（動物）6.2.3（5）予測条件 表 6.2-32 ~ 表 6.2-35」（p.6.2-117 ~ 6.2-118 参照）を対象としました。

#### (3) 予測時期

予測時期は、工事期間中は工事期間全体、開催中は開催期間全体、撤去中は撤去期間全体としました。

#### (4) 予測方法

工事の実施に伴う生態系の状況の変化の内容及びその程度

対象事業実施区域内は、土地区画整理事業の造成工事によって、全て改変される可能性があることから、対象事業実施区域に隣接する地域で注目すべき種の生育が確認されている樹林域及び住宅地域を予測地域とし、既存資料（土地区画整理事業）における現地調査結果と会場及び駐車場等の施工計画を基に、予測地域を生育環境とする生態系の注目種等への工事期間中の夜間照明及び雨水・汚水排水等による間接的影響の程度を定性的に予測しました。

また、土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲「第 6 章 6.2 生物多様性（動物）6.2.3（5）予測条件 表 6.2-32 ~ 表 6.2-35」（p.6.2-117 ~ 6.2-118 参照）についても、本博覧会の工事期間中の夜間照明及び雨水・汚水排水等に係る間接的影響の程度を定性的に予測しました。

#### 開催に伴う生態系の状況の変化の内容及びその程度

調査で把握した予測地域の生態系の状況と会場及び駐車場等の施設計画、植栽管理計画を比較することで、隣接する市民の森等の樹林域、土地区画整理事業によって創出される水辺空間等及び地上式調整池（調整池4）を生息・生育環境とする生態系の注目種等への光や音などの博覧会開催による間接的影響の程度を定性的に予測しました。なお、生態系に及ぼす影響を予測、評価する際は、駐車場・バスターミナルにおける駐車場の形状や土地被覆の性状を踏まえて行いました。

#### 撤去に伴う生態系の状況の変化の内容及びその程度

対象事業実施区域内は、土地区画整理事業に伴う造成工事によって、全て改変される可能性があることから、対象事業実施区域に隣接する地域で注目すべき種の生育が確認されている樹林域及び住宅地域を予測地域とし、既存資料（土地区画整理事業）における現地調査結果と仮施設や駐車場等の撤去に係る計画を基に、予測地域を生育環境とする生態系の注目種等への撤去中の夜間照明及び雨水・汚水排水等による間接的影響の程度を定性的に予測しました。

また、土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.3（5）予測条件 表 6.2-32～表 6.2-35」（p.6.2-117～6.2-118 参照）についても、本博覧会の撤去中の夜間照明及び雨水・汚水排水等に係る間接的影響の程度を定性的に予測しました。

#### （5）予測条件

予測条件は、「第6章 6.2 生物多様性（動物）6.2.3（5）予測条件」（p.6.2-116～6.2-121 参照）と同様としました。

### 予測地域における植生等の改変率

予測地域において想定される植生等の改変率は、表 6.4-6 に示すとおりです。

予測地域は、図 6.4-4 に示すとおり、本博覧会の対象事業実施区域内及び対象事業実施区域の端部から約 200m までの範囲（舗装地等人工改変地を除く）のうち、横浜市の土地区画整理事業により改変されない範囲としました。

対象事業実施区域内は、既存樹林や草地広場の一部を除いて、横浜市の土地区画整理事業による造成工事によって、全て改変される可能性があります。また、予測地域内（対象事業実施区域と隣接する範囲を含む）の樹林域の約 13%、乾生草地の約 96%、湿生草地の約 26%、合計約 67%が改変される可能性があります。

表 6.4-6 予測地域における植生等の改変率

区分	群落名等	予測地域 <sup>注1</sup>					
		非改変区域		改変区域 <sup>注1</sup> (対象事業実施区域)		予測地域全体	
		面積 (ha)	改変率 (%)	面積 (ha)	改変率 (%)	面積 (ha)	改変率 (%)
樹林域	コナラ群落	6.07	0.0	0.63	0.0	6.70	0.0%
	ムクノキ・エノキ群落	0.03	0.0	3.89	56.7	3.93	56.2%
	スギ・ヒノキ植林	10.28	0.0	2.96	30.1	13.24	6.7%
	竹林	0.00	0.0	0.00	0.0	0.00	-
	ヤナギ低木群落	0.00	0.0	0.00	0.0	0.00	-
	計	16.38	0.0	7.48	41.4	23.86	13.0%
乾生草地	アズマネザサ群落	0.00	0.0	0.53	100.0	0.53	100.0%
	ススキ群落	0.00	0.0	0.00	100.0	0.00	-
	セイタカ アワダチソウ群落	0.39	0.0	0.79	100.0	1.18	66.8%
	ヒメムカシヨモギ群落	0.56	0.0	0.62	100.0	1.18	52.7%
	イネ科草本群落	0.00	0.0	7.57	89.1	7.57	89.0%
	チガヤ群落	0.24	0.0	3.10	100.0	3.34	92.8%
	メヒシバ - エノコログサ群落	0.65	0.0	47.25	100.0	47.90	98.6%
	計	1.84	0.0	59.86	98.6	61.71	95.7%
湿生草地	オギ群落	1.59	0.0	0.56	100.0	2.15	26.1%
	計	1.59	0.0	0.56	100.0	2.15	26.1%
その他 土地利用	シバ草地	0.00	0.0	0.53	100.0	0.53	100.0%
	植栽樹群	0.60	0.0	15.50	100.0	16.10	96.3%
	果樹園	2.04	0.0	1.58	100.0	3.62	43.8%
	畑地	6.17	0.0	27.20	100.0	33.37	81.5%
	水田	0.00	0.0	0.56	100.0	0.56	100.0%
	休耕田	0.00	0.0	0.83	100.0	0.83	100.0%
	グラウンド	1.71	0.0	1.63	100.0	3.34	48.9%
	人工構造物	20.08	0.0	2.16	100.0	22.24	9.7%
	造成地	0.32	0.0	0.19	100.0	0.51	36.9%
	計	30.91	0.0	50.17	100.0	81.10	61.9%
合計		50.73	0.0	118.10	95.6	168.83	66.9%

注 1：予測地域、改変区域は、図 6.4-4 に示す範囲のうち、環状 4 号線等の道路部を除外した面積です。予測地域は、本博覧会の対象事業実施区域内及び対象事業実施区域の端部から約 200m までの範囲（舗装地等人工改変地を除く）のうち、横浜市の土地区画整理事業により改変されない範囲としました。また、対象事業実施区域内は既存樹林や草地広場の一部を除いてすべて横浜市の土地区画整理事業により改変される可能性があるため、改変区域は対象事業実施区域の全域としました。

注 2：四捨五入の関係から合計値が合わない場合があります。

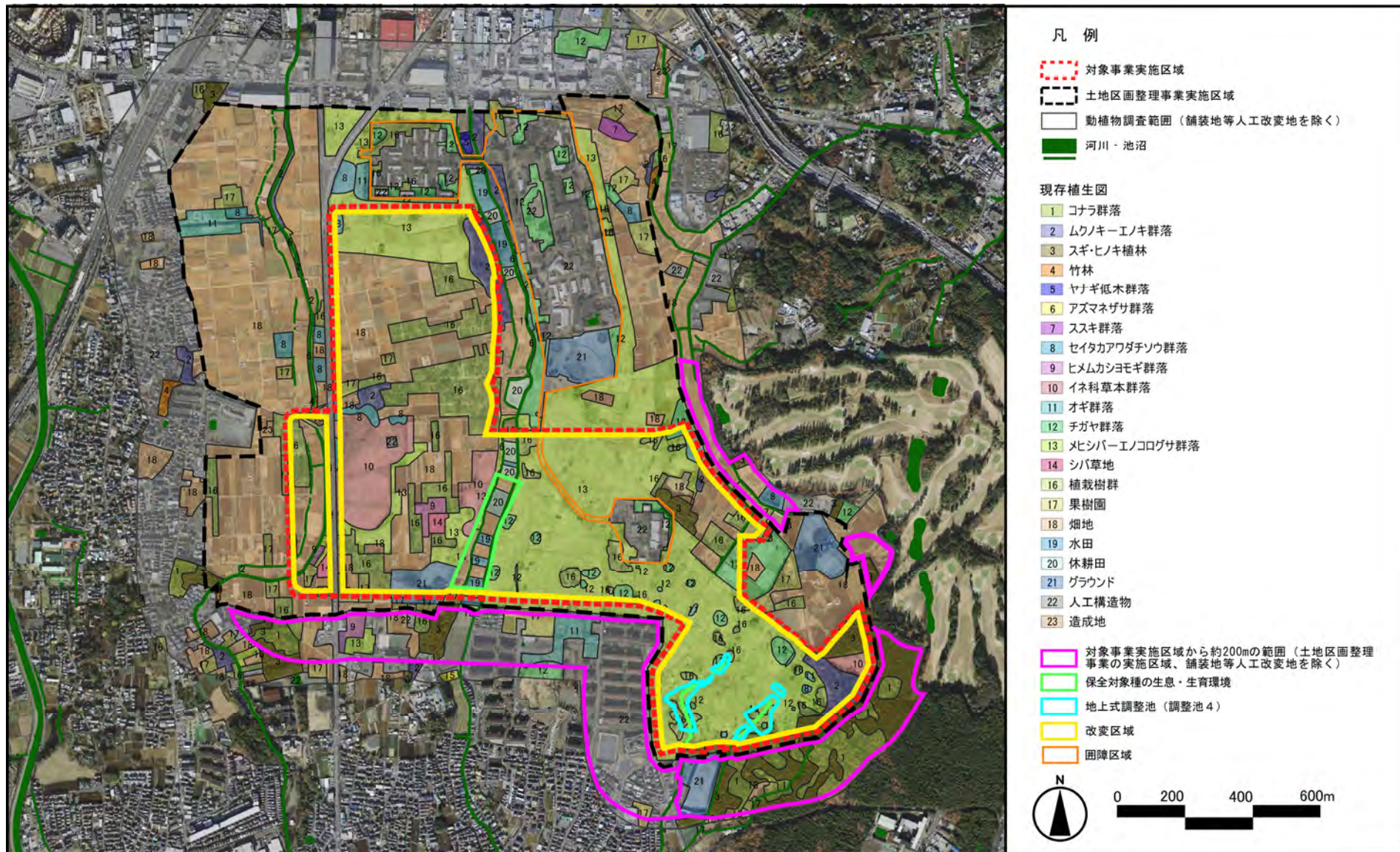


図 6.4-4 予測地域と改変区域

## (6) 予測結果

工事中及び撤去中に伴う生態系の変化の内容及びその程度

### ア．対象事業実施区域全体

対象事業実施区域及びその周辺を特徴づける低地の樹林・畑地・草地の生態系及び湿性低地・河川の生態系のうち、対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等を生息・生育環境とする注目種等については、工事に伴う夜間照明の影響が懸念される夜行性のタヌキ(典型性)が挙げられます。

横浜市の土地区画整理事業によって相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域には保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池(調整池4)が整備・創出され、本博覧会は、その周辺や隣接する市民の森等の樹林域等の周辺で工事を実施しますが、本博覧会の工事では、動物相及び植物相の生息環境は改変しません。工事期間中は作業時間の順守(夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する)等の配慮を実施するとともに、横浜市と調整しながら本博覧会の工事が影響を与えないような工事実施時期や工法とすることから、影響は軽減できると予測します。

重要な種の保護の観点から一部非表示としております。

### イ．湿性低地・河川の生態系

#### 【相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域】

横浜市の土地区画整理事業で創出される保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池(調整池4)に工事排水が流入しないよう公共下水道に接続し、雨水・汚水排水を適切に処理することから、影響はほとんどないと予測します。

本博覧会の駐車場・バスターミナルの一部が相沢川流域内にありますが、工事期間中に攪乱を受けた環境を好む動植物が定着しないよう適切に管理し対策等を実施することから、影響はほとんどないと予測します。

### ウ．低地の樹林・畑地・草地の生態系

#### 【住宅地域及び樹林域】

工事に伴う夜間照明の影響については、工事期間中は作業時間の順守(夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する)等の配慮を実施すること、瀬谷市民の森等との境界に仮囲いを設置することから、対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等に生息する夜行性のタヌキ等の動植物への影響はほとんどないと予測します。

開催に伴う生態系の状況の変化の内容及びその程度

#### ア．対象事業実施区域全体

本博覧会の開催時の低地の樹林・畑地・草地の生態系及び湿性低地・河川の生態系の断面模式図を図 6.4-5 (p.6.4-28 参照) に示します。

対象事業実施区域内は、横浜市の土地区画整理事業の造成工事により全域が改変される可能性があり、本博覧会では開催に必要な範囲の整地及び庭園や植栽などの施設等の設置を行います。植栽では、郷土種を用いた多様な植物の植栽を行うとともに、既存樹木、表土の保全・活用に努めることから、影響は軽減できると予測します。

地下水の減少による生態系への影響を考慮し、園路や駐車場等は、透水性舗装等の浸透・貯留施設を整備することで、地下水の涵養に努めることから、影響は軽減できると予測します。

本博覧会では、開催期間中に行催事を実施しますが、音響設備の音量や稼働時間についての適切なルールを設定することから、影響は軽減できると予測します。

対象事業実施区域内において、現在の草地環境(乾性草地)の一部を活用して広場を整備し、横浜市に継承することから、草地環境の継承につながると予測します。

会場に持ち込まれる植物等については、関係法令等に基づくガイドライン等で周知徹底を図るなど、適切な管理を行うことから、影響は軽減できると予測します。

#### イ．湿性低地・河川の生態系

##### 【相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域】

相沢川はコンクリート三面張りとなっています。このため、典型性の注目種等のシオカラトンボをはじめとする水生生物の生息環境としては十分とは言えず、湿性低地・河川の生態系としては良好ではないと考えられます。

上位性の注目種等であるシマヘビは確認数が少なく、確認地点がまばらであった要因としては、主な餌となる両生類の生息環境(水辺)が良好でないことが考えられます。また、河川はコンクリート三面張りが多いため、カエル類等の樹林と水田とを移動する生物にとっては、移動の障害となっている可能性があります。

相沢川周辺における湿性低地・河川の生態系の主な生息・生育環境となる相沢川の開放水面、水田等の湿生草地や耕作地、高茎乾生草地、樹林地などは、横浜市の土地区画整理事業の造成工事により全域が改変される可能性があり、「第6章 6.2 生物多様性(動物) 6.2.3 (5) 予測条件 表 6.2-32」(p.6.2-117 参照)に示すとおり、横浜市が保全対象種の生息・生育環境を創出し、湿地や草地、樹林地を整備する計画となっています。

和泉川源流域は、湧水に由来する水辺環境が局所的に存在し、比較的きれいな水を好む生物の数少ない生息・生育環境になっています。特に、護岸の施されていない和泉川源流の小水路は、湧水量が少なく流路も短いものの、特殊性の注目種等であるホトケドジョウの主な生息環境となっており、周辺の湿生草地や低茎乾生草地、高茎乾生草地などは、上位性のシマヘビ、典型性のシオカラトンボの主な生息環境となっています。

和泉川源流域における湿性低地・河川の生態系の主な生息・生育環境となる和泉川源流の小水路及びその周辺の湿生草地や低茎乾生草地、高茎乾生草地などは、横浜市の土地区画整理事業の造成工事により全域が改変される可能性があるため、「第6章 6.2 生物多様性(動物) 6.2.3 (5) 予測条件 表 6.2-33～表 6.2-34」(p.6.2-117～6.2-118 参照)に示すとおり

り、横浜市の土地区画整理事業が主体となって実施する環境保全措置としてホトケドジョウ等の生息環境を創出するため、湧水起源の小水路環境の創出、その周辺の湿生草地や低茎乾生草地、高茎乾生草地、樹林地等で確認された動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池（調整池4）が整備される計画です。

相沢川周辺の谷戸地域や和泉川源流域では、横浜市の土地区画整理事業で創出される保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池4）の整備が行われますが、本博覧会では、これらに配慮した園路の配置及び利用を計画するとともに、保全・創出した環境が継続するよう、横浜市と連携しながら適切に維持管理することから、影響は軽減できると予測します。

本博覧会の駐車場・バスターミナルの一部が相沢川流域内にありますが、駐車場等を整備する際には、透水性舗装等による水源の涵養や駐車場等の緑化を図ることから、影響は軽減できると予測します。

樹林地内や水辺の利用を制限し、人と自然環境との距離が適切に確保されるよう計画することから、影響はほとんどないと予測します。

和泉川源流域においては、横浜市と連携して既存樹林地の保全を行うことで、保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池4）の整備範囲と隣接する瀬谷市民の森等の樹林地との生物の生息・生育環境の連続性確保に資する緑のつながりを確保することから、影響は軽減できると予測します。

横浜市が整備した地上式調整池（調整池4）における保全対象種の生息・生育環境の周辺では、源頭部であることを踏まえ、農薬や肥料の使用をできるだけ抑えることで水路への溶出を避けことから、河川の水質への影響を最小限し、影響は軽減できると予測します。

隣接する瀬谷市民の森等の樹林地との隣接部においては、多数の来場者が長時間に亘って滞在することが想定される施設はできるだけ配置しないよう配慮した計画とすることから、影響は軽減できると予測します。

## ウ．低地の樹林・畑地・草地の生態系

### 【住宅地域及び樹林地】

低地の樹林・畑地・草地の生態系は、樹林（落葉広葉樹林：コナラ群落、ムクノキ-エノキ群落）を主な生息・生育環境とする典型性の注目種等として、タヌキ、落葉広葉樹林が挙げられ、また、草地（乾生草地：メヒシバ-エノコログサ群落、チガヤ群落）を主な生息・生育環境とする典型性の注目種等として、ヒバリ、トノサマバツタが挙げられます。さらに、これらの樹林、草地を採餌場とする上位性の注目種等として、オオタカが挙げられます。

対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等の樹林地においては、会場施設の夜間照明による影響が懸念される注目すべき種として夜行性のフクロウ及びゲンジボタル、走光性のキイトラカミキリが確認されています。本博覧会の開催時には会場施設、駐車場及び園路に照明を設置する計画ですが、誘虫性の低いLED照明を使用し、「光害対策ガイドライン」（環境省 令和3年3月）を踏まえて適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を行うこと、横浜市により対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽が行われることで、対象事業実施区域外への光漏れが軽減されることから、影響は軽減できると予測します。



夜間に行催事を行う場合においても、周辺環境への影響をできる限り軽減するよう、照明の向きや照度等への配慮など適切な運営ルールを作成することから、影響はほとんどないと予測します。

食品残渣等の処理等に関する運営ルールを作成することから、誘引による影響は軽減できると予測します。



#### 6.4.4 環境の保全のための措置

##### (1) 工事中及び撤去中に伴う生態系の変化の内容及びその程度

環境の保全のための措置は、工事の実施に伴う地域の生物多様性に係る影響を最小限に留めるため、表 6.4-7 に示す内容を実施します。

表 6.4-7 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
<p>【工事中】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設行為等の実施</li> </ul> <p>【撤去中】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮施設等の撤去</li> </ul>	<p>【対象事業実施区域全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する等により作業時間を順守します。</li> <li>・夜間照明、騒音、振動の影響を低減するため、工事敷地境界には仮囲いを設置します。</li> <li>・可能な限り最新の低騒音・低振動型建設機械を使用します。</li> <li>・工事期間中や使用開始までの期間については、巡回点検を行うなど駐車場・バスターミナルを含めた工事区域を適切に管理するとともに、新たに配慮すべき動植物が定着しにくくなるような対策を検討します。これらの対応にも関わらず、配慮すべき動植物の定着が確認された場合には、土地区画整理事業や公園整備事業と連携しながら、工事区域外への動植物の避難経路や移植場所の確保など、確認された動植物に応じた対策について検討します。</li> <li>・配慮すべき動植物の確認については、横浜市の土地区画整理事業が実施する事後調査において、本博覧会の駐車場・バスターミナルとして活用する区域も含め、工事期間中の生物多様性（動物、植物、生態系）に関する調査を実施することになっており、本博覧会協会による確認だけでなく、同調査で得られた情報等も活用していきます。</li> </ul> <p>湿性低地・河川の生態系</p> <p>【相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市の土地区画整理事業で創出される保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池4）に対し、横浜市と調整しながら、本博覧会の工事が影響を与えないような工事実施時期や工法とします。</li> <li>・横浜市の土地区画整理事業で創出される保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池（調整池4）に工事排水等が流入しないよう公共下水道に接続し、雨水・汚水排水を適切に処理します。</li> <li>・本博覧会の駐車場・バスターミナルについては、一部が相沢川流域内にあるため、博覧会終了後、速やかに解体・撤去し、横浜市の土地区画整理事業で創出した保全種の生息・生息環境等に影響が出ないようにします。土地被覆の性状等については、透水性に配慮した検討を進めています。また、新たに配慮すべき動植物が定着しないよう、土地区画整理事業の工事完了後、速やかに着工するとともに、工事完了後は時間を空けることなく直ちに使用開始します。</li> </ul> <p>低地の樹林・畑地・草地の生態系</p> <p>【住宅地域及び樹林域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業時間の順守や仮囲いの設置など、樹林域の生態系に配慮します。</li> </ul>

(2) 開催に伴う生態系の状況の変化の内容及びその程度

環境の保全のための措置は、本博覧会の開催に伴う地域の生物多様性に係る影響を最小限に留めるため、表 6.4-8 に示す内容を実施します。

表 6.4-8(1) 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
<p>【開催中】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会場施設の存在</li> <li>・ 施設の供用</li> <li>・ 外来植物等を含む植栽等の管理</li> </ul>	<p>【対象事業実施区域全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 植栽では、郷土種を用いた多様な植物の植栽を行うとともに、既存樹木、表土の保全・活用に努め、植栽を適切に維持管理します。</li> <li>・ 園路や駐車場等には透水性舗装等の浸透・貯留施設を整備し、適切に維持管理を行うことで水源の涵養を図ります。</li> <li>・ 音響設備の音量、稼働時間についても適切な運営ルールを作成するなど、周辺環境への配慮について検討します。</li> <li>・ 現存する草地環境(乾性草地)の一部を活用して整備する広場については、公園整備事業に継承します。</li> <li>・ 花壇等において種子による繁殖が想定される植物については、定期的に植え替えを行います。会場に持ち込まれる植物等については、関係法令等に基づいてガイドラインを作成し、会場内への持ち込み制限等について参加者等に周知徹底します。</li> </ul> <p>湿性低地・河川の生態系</p> <p>【相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 横浜市の土地区画整理事業によって保全対象種の生息・生育環境が整備・創出される範囲及びその周辺は、生物の生息・生育に配慮した園路の配置及び利用を計画するとともに、保全・創出した環境が継続するよう、横浜市と連携して適切に維持管理します。</li> <li>・ 横浜市の土地区画整理事業によって保全対象種の生息・生育環境が整備・創出される範囲のうち、相沢川周辺の谷戸地域においては、適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を検討し、夜間の安全な利用とともに、生物の生息・生育環境への光害を可能な限り抑制します。</li> <li>・ 横浜市の土地区画整理事業によって保全対象種の生息・生育環境が整備・創出される範囲は、生物の生息・生育環境保護エリアとし、ロープ柵等を設置することで、樹林地内や水辺の利用を制限し、人と自然環境との距離が適切に確保されるよう計画します。</li> <li>・ 和泉川源流域においては、横浜市と連携して既存樹林地の保全を行うことで、保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池(調整池4)の整備範囲と隣接する瀬谷市民の森等の樹林域との生物の生息・生育環境の連続性確保に資する緑のつながりを確保します。</li> <li>・ 横浜市が整備した地上式調整池(調整池4)における保全対象種の生息環境の周辺では、源頭部であることを踏まえ、農薬や肥料の使用をできるだけ抑えることで水路への溶出を避け、河川の水質への影響を最小限にします。</li> <li>・ 本博覧会の駐車場・バスターミナルの一部が相沢川流域内にありますが、駐車場等を整備する際には、透水性舗装等による水源の涵養や駐車場等の緑化を図ります。</li> <li>・ 隣接する瀬谷市民の森等の樹林域との隣接部においては、多数の来場者が長時間に亘って滞在することが想定される施設はできるだけ配置しないよう配慮した計画とします。</li> </ul>

表 6.4-8(2) 環境の保全のための措置（つづき）

区分	環境の保全のための措置
<p>【開催中】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会場施設の存在</li> <li>・ 施設の供用</li> <li>・ 外来植物等を含む植栽等の管理</li> </ul>	<p>低地の樹林・畑地・草地の生態系</p> <p>【住宅地域及び樹林域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会場施設、駐車場及び園路に設置する照明は、誘虫性の低いLED照明を使用し、「光害対策ガイドライン」(環境省 令和3年3月)を踏まえて適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を検討し、夜間の安全な利用とともに、周辺の住居及び生物の生息・生育環境への光害を可能な限り抑制します。また、対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽を行うことで、照明設備の使用による対象事業実施区域外への光漏れを軽減するなどの対策を行います。</li> <li>・ 夜間に行催事を行う場合においても、周辺環境への影響をできる限り軽減するよう、照明の向きや照度等への配慮など適切な運営ルールを作成します。</li> <li>・ 運営ルールを作成して、食品残渣等の廃棄物は堆肥化する等減量化に努めるとともに、適切に処理します。</li> </ul>

## 6.4.5 評価

### (1) 工事中及び撤去中に伴う生態系の変化の内容及びその程度

#### 対象実施区域全体

対象事業実施区域及びその周辺を特徴づける低地の樹林・畑地・草地の生態系及び湿性低地・河川の生態系のうち、対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等を生息・生育環境とする注目種等については、工事に伴う夜間照明の影響が懸念される夜行性のタヌキ(典型性)が挙げられます。

横浜市の土地区画整理事業によって相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域には保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池(調整池4)が整備・創出され、本博覧会は、その周辺や隣接する市民の森等の樹林域等の周辺で工事を実施しますが、工事期間中は作業時間の順守(夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する)等の配慮を実施するとともに、横浜市と調整しながら本博覧会の工事が影響を与えないような工事実施時期や工法とすることから、影響は軽減できると予測します。

重要な種の保護の観点から一部非表示としております。

#### 湿性低地・河川の生態系

##### 【相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域】

横浜市の土地区画整理事業で創出される保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池(調整池4)に工事排水が流入しないよう公共下水道に接続し、雨水・汚水排水を適切に処理することから、影響はほとんどないと予測します。

本博覧会の駐車場・バスターミナルの一部が相沢川流域内にありますが、工事期間中に攪乱を受けた環境を好む動植物が定着しないよう適切に管理し対策等を実施することから、影響はほとんどないと予測します。

#### 低地の樹林・畑地・草地の生態系

##### 【住宅地域及び樹林域】

工事に伴う夜間照明の影響については、工事期間中は作業時間の順守(夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する)等の配慮を実施すること、瀬谷市民の森等との境界に仮囲いを設置することから、対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等に生息する夜行性のタヌキ等の動植物への影響はほとんどないと予測します。

以上のことから、環境保全目標「地域の生物多様性に係る影響を最小限に留めること。」を達成するものと評価します。なお、本博覧会は半年間の開催であり、開催後は建築物、庭園、駐車場などの仮施設は速やかに撤去し、返還することになります。博覧会開催後は、本博覧会の対象事業実施区域の大半が横浜市の公園となりますが、公園整備事業についても環境影響評価手続きが行われています。

## (2) 開催に伴う生態系の状況の変化の内容及びその程度

### 対象事業実施区域全体

対象事業実施区域内は、横浜市の土地区画整理事業の造成工事により全域が改変される可能性があり、本博覧会では開催に必要な範囲の整地及び庭園や植栽などの施設等の設置を行います。植栽では、郷土種を用いた多様な植物の植栽を行うとともに、既存樹木、表土の保全・活用に努めることから、影響は軽減できると予測します。

地下水の減少による生態系への影響を考慮し、園路や駐車場等は、透水性舗装等の浸透・貯留施設を整備することで、地下水の涵養に努めることから、影響は軽減できると予測します。

本博覧会では、開催期間中に行催事を実施しますが、音響設備の音量や稼働時間についての適切なルールを設定することから、影響は軽減できると予測します。

地下水の減少による生態系への影響を考慮し、園路や駐車場等は、透水性舗装等の浸透・貯留施設を整備することで、地下水の涵養に努めることから、影響は軽減できると予測します。

本博覧会では、開催期間中に行催事を実施しますが、音響設備の音量や稼働時間についての適切なルールを設定することから、影響は軽減できると予測します。

対象事業実施区域内において、現在の草地環境(乾性草地)の一部を活用して広場を整備し、横浜市に継承することから、草地環境の継承につながると予測します。

会場に持ち込まれる植物等については、関係法令等に基づくガイドライン等で周知徹底を図るなど、適切な管理を行うことから、影響は軽減できると予測します。

### 湿性低地・河川の生態系

#### 【相沢川周辺の谷戸地域及び和泉川源流域】

相沢川はコンクリート三面張りとなっています。このため、典型性の注目種等のシオカラトンボをはじめとする水生生物の生息環境としては十分とは言えず、湿性低地・河川の生態系としては良好ではないと考えられます。

上位性の注目種等であるシマヘビは確認数が少なく、確認地点がまばらであった要因としては、主な餌となる両生類の生息環境(水辺)が良好でないことが考えられます。また、河川はコンクリート三面張りが多いため、カエル類等の樹林と水田とを移動する生物にとっては、移動の障害となっている可能性があります。

相沢川周辺における湿性低地・河川の生態系の主な生息・生育環境となる相沢川の開放水面、水田等の湿生草地や耕作地、高茎乾生草地、樹林地などは、横浜市の土地区画整理事業の造成工事により全域が改変される可能性があり、「第6章 6.2 生物多様性(動物) 6.2.3(5) 予測条件 表 6.2-32」(p.6.2-117 参照)に示すとおり、横浜市が保全対象種の生息・生育環境を創出するため、谷戸地形をいかして多自然水路(開放水面)を整備するほか、湿地や草地、樹林地を整備する計画となっています。

和泉川源流域は、湧水に由来する水辺環境が局所的に存在し、比較的きれいな水を好む生物の数少ない生息・生育環境になっています。特に、護岸の施されていない和泉川源流の小水路は、湧水量が少なく流路も短いものの、特殊性の注目種等であるホトケドジョウの主な生息環境となっており、周辺の湿生草地や低茎乾生草地、高茎乾生草地などは、上位性のシマヘビ、典型性のシオカラトンボの主な生息環境となっています。

和泉川源流域における湿性低地・河川の生態系の主な生息・生育環境となる和泉川源流の小

水路及びその周辺の湿生草地や低茎乾生草地、高茎乾生草地などは、横浜市の土地区画整理事業の造成工事により全域が改変される可能性があるため、「第6章 6.2 生物多様性(動物) 6.2.3 (5) 予測条件 表 6.2-33～表 6.2-34」(p.6.2-117～6.2-118 参照)に示すとおり、横浜市の土地区画整理事業が主体となって実施する環境保全措置としてホトケドジョウ等の生息環境を創出するため、湧水起源の小水路環境の創出、その周辺の湿生草地や低茎乾生草地、高茎乾生草地、樹林地等で確認された動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池(調整池4)が整備される計画です。

相沢川周辺の谷戸地域や和泉川源流域では、横浜市の土地区画整理事業で創出される保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池(調整池4)の整備が行われますが、本博覧会では、これらに配慮した園路の配置及び利用を計画するとともに、保全・創出した環境が継続するよう、横浜市と連携しながら適切に維持管理することから、影響は軽減できると予測します。

相沢川周辺の谷戸地域においては、適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を検討し、夜間の安全な利用とともに、生物の生息・生育環境への光害を可能な限り抑制することから影響は軽減できると予測します。

本博覧会の駐車場・バスターミナルの一部が相沢川流域内にありますが、駐車場等を整備する際には、透水性舗装等による水源の涵養や駐車場等の緑化を図ることから、影響は軽減できると予測します。

樹林地内や水辺の利用を制限し、人と自然環境との距離が適切に確保されるよう計画することから、影響はほとんどないと予測します。

和泉川源流域においては、横浜市と連携して既存樹林地の保全を行うことで、保全対象種の生息・生育環境及び地上式調整池(調整池4)の整備範囲と隣接する瀬谷市民の森等の樹林地との生物の生息・生育環境の連続性確保に資する緑のつながりを確保することから、影響は軽減できると予測します。

横浜市が整備した地上式調整池(調整池4)における保全対象種の生息・生育環境の周辺では、源頭部であることを踏まえ、農薬や肥料の使用をできるだけ抑えることで水路への溶出を避けことから、河川の水質への影響を最小限し、影響は軽減できると予測します。

隣接する瀬谷市民の森等の樹林地との隣接部においては、多数の来場者が長時間に亘って滞在することが想定される施設はできるだけ配置しないよう配慮した計画とすることから、影響は軽減できると予測します。

#### 低地の樹林・畑地・草地の生態系

##### 【住宅地域及び樹林地】

低地の樹林・畑地・草地の生態系は、樹林(落葉広葉樹林:コナラ群落、ムクノキ-エノキ群落)を主な生息・生育環境とする典型性の注目種等として、タヌキ、落葉広葉樹林が挙げられ、また、草地(乾生草地:メヒシバ-エノコログサ群落、チガヤ群落)を主な生息・生育環境とする典型性の注目種等として、ヒバリ、トノサマバツタが挙げられます。さらに、これらの樹林、草地を採餌場とする上位性の注目種等として、オオタカが挙げられます。

対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等の樹林地においては、会場施設の夜間照明による影響が懸念される注目すべき種として夜行性のフクロウ及びゲンジボタル、走光性のキイロトラカミキリが確認されています。本博覧会の開催時には会場施設、駐車場及び園路に照明を



設置する計画ですが、誘虫性の低い LED 照明を使用し、「光害対策ガイドライン」(環境省 令和 3 年 3 月)を踏まえて適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を行うこと、横浜市により対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽が行われることで、対象事業実施区域外への光漏れが軽減されることから、影響は軽減できると予測します。

夜間に行催事を行う場合においても、照明の向きや照度等への配慮など適切な運営ルールを作成することから、影響は軽減できると予測します。

食品残渣等の処理等に関する運営ルールを作成することから、誘引による影響は軽減できると予測します。

以上のことから、環境保全目標「地域の生物多様性に係る影響を最小限に留めること。」を達成するものと評価します。なお、本博覧会は半年間の開催であり、開催後は建築物、庭園、駐車場などの仮施設は速やかに撤去し、返還することになります。博覧会開催後は、本博覧会の対象事業実施区域の大半が横浜市の公園となりますが、公園整備事業についても環境影響評価手続きが行われています。



## 6.5 水循環（湧水の流量、河川の流量）



## 6.5 水循環（湧水の流量、河川の流量）

本博覧会では、工事中は建設行為等の実施、開催中は会場施設等の存在により、湧水の分布及び流量が変化する可能性があります。また、開催中の会場施設等の存在、外来植物を含む植栽等の管理（灌水）により、河川の流量が変化する可能性があります。

このことから、本事業の工事中及び供用時における湧水の分布及び流量、河川の流量への影響を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

### 【工事中の建設行為等の実施に伴い変化する湧水の分布及び流量】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>湧水の流量は、地点 1～6 では、夏季が 0.0004～0.0075 m<sup>3</sup>/s、秋季が 0.0000～0.0040 m<sup>3</sup>/s、冬季が 0.0000～0.0015 m<sup>3</sup>/s、春季が 0.0000～0.0010 m<sup>3</sup>/s、地点 7、8 では、豊水期が 0.0000～0.0013 m<sup>3</sup>/s、渇水期が 0.0002～0.0008 m<sup>3</sup>/s となっていました。</li> </ul>	p. 6. 5-10 ～6. 5-14
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>湧水の分布及び流量の変化を最小限とすること。</li> </ul>	p. 6. 5-15
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域においては、横浜市の土地区画整理事業によって造成が行われるため、本博覧会では必要に応じて不陸の整正や整地作業など実施して施設整備を行う計画です。構造物の基礎設置のための掘削などの作業土工を行います。帯水層を遮断するような連続的な土地の改変は行わないため、帯水層への影響は小さいものと考えられます。また、本博覧会で湧水源（湧水調査地点 1～8）の直接改変をすることはありません。</li> <li>和泉川源流域（湧水調査地点 1～6）は、現況の地形、地層を保全することで浸透水から水路への流れを保全するとともに、瀬谷市民の森に隣接する既存樹林地を保全することで、和泉川源流域の湧水の流量を維持することから、本博覧会による湧水の分布及び流量への影響は小さいと予測します。</li> <li>堀谷戸川源流域（湧水調査地点 7、8）は、対象事業実施区域北東部に草地主体の疎林により構成される樹林地が分布していることから、横浜市の土地区画整理事業で既存樹林を可能な限り保全します。また、堀谷戸川の集水域は、対象事業実施区域外の北東側にも広がっており、土地区画整理事業実施区域内では、土地区画整理事業において必要な環境保全措置が実施され、湧水の流量への影響が低減されます。土地区画整理事業実施区域外では、畑雑草群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林等がまとまって分布しており、水源の涵養及び堀谷戸川への供給は維持されることが考えられることから、本博覧会による湧水の分布及び流量への影響は小さいと予測します。</li> </ul>	p. 6. 5-18
環境の保全のための措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>横浜市の土地区画整理事業により保全される地形や樹林地等を行い、既存樹の移植、郷土種を用いた多様な植物の植栽や、表土の保全・活用に努めます。</li> <li>庭園や植栽等の整備を計画している範囲では、裸地を早期緑化して雨水の地中浸透量を確保します。</li> </ul>	p6. 5-25
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「湧水の分布及び流量の変化を最小限とすること。」を達成するものと評価します。</li> </ul>	p. 6. 5-27

注 1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【開催中の会場施設等の存在に伴い変化する湧水及び河川の流量】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>湧水の流量は、地点 1～6 は、夏季が 0.0004～0.0075 m<sup>3</sup>/s、秋季が 0.0000～0.0040 m<sup>3</sup>/s、冬季が 0.0000～0.0015 m<sup>3</sup>/s、春季が 0.0000～0.0010 m<sup>3</sup>/s、地点 7、8 は、豊水期が 0.0000～0.0013 m<sup>3</sup>/s、渇水期が 0.0002～0.0008 m<sup>3</sup>/s となっていました。</li> <li>河川の流量は、豊水期においては、相沢川下流 0.0434m<sup>3</sup>/s、大門川下流 0.0214m<sup>3</sup>/s、堀谷戸川 0.0144m<sup>3</sup>/s、和泉川が 0.0027m<sup>3</sup>/s の順に流量が大きい結果となっており、渇水期においても同じ順序となっています。</li> <li>降雨時においては、大門川下流が 0.3329m<sup>3</sup>/s、相沢川下流が 0.1813m<sup>3</sup>/s と、大門川の流量が大きい結果となっています。</li> </ul>	p. 6. 5-10 ～6. 5-14
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>湧水の分布及び流量並びに河川の流量の変化を最小限とすること。</li> </ul>	p. 6. 5-15
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>本博覧会では、横浜市の土地区画整理事業により保全される地形や樹林地等をいかしながら、博覧会の開催に必要な施設の整備を行う計画であり、水利用・排水処理は公営上水道、公共下水道を利用し、地下水の揚水は行わない計画です。また、横浜市は雨水流出抑制のため、本博覧会の対象事業実施区域も含め、土地区画整理区域内に調整池を整備することになっています。各調整池からの最大流出量は下流河川の許容放流量以下となるよう調整されることから、降雨時において各河川下流の流量に著しい影響が及ぶことはないと予測します。</li> <li>和泉川源流域（湧水調査地点1～6、河川調査地点6）の雨水流出係数は、本博覧会の開催中においては 0.54 になると予測します。本博覧会では、湧水及び河川への影響を軽減させるため、浸透枡等の雨水浸透貯留施設を設置することで、本博覧会による整備前からの流出量の増加率を一定程度減少させることができると予測します。なお、横浜市は環境保全措置として湧水起源の小水路環境の創出、その周辺で確認された動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池（調整池 4）を整備する計画であり、瀬谷市民の森等に隣接する既存樹林地も保全することになっています。横浜市の公園整備事業による園路等の範囲においては、礫間貯留、バイオスウェル※、透水性舗装等の浸透・貯留施設を整備し、維持管理を行うことになっています。以上のことから、本事業による湧水の流量への影響は小さく、和泉川下流の河川の流量への影響も小さいと予測します。</li> <li>堀谷戸川源流域（湧水調査地点 7、8、河川調査地点 5）の雨水流出係数は、本博覧会の開催中においては 0.63 になると予測します。本博覧会では、湧水及び河川への影響を軽減させるため、浸透枡等の雨水浸透貯留施設を設置することで、本博覧会による整備前からの流出量の増加率を一定程度減少させることができると予測します。なお、堀谷戸川の集水域は、対象事業実施区域外の北東側にも広がっており、土地区画整理事業実施区域内の地点 8 周辺では、旧上瀬谷通信施設の土地利用計画の基本方針によると、現況の環境に配慮した土地利用がなされる計画となっています。また、土地区画整理事業実施区域内の地点 7 周辺では、横浜市の土</li> </ul>	p. 6. 5-22 ～6. 5-23

注 1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

※バイオスウェル：雨水を一時貯留、地下浸透させる機能を持つ植栽地を整備することで、雨水の流出を抑制し、水質の改善、都市水害の軽減を図ることができます。面的に整備したものはレインガーデン（雨庭）、帯状に整備したものはバイオスウェル（緑溝）と呼ばれています。植栽種やデザインを工夫し、景観形成を図ることもできます。

【開催中の会場施設等の存在に伴い変化する湧水及び河川の流量】（つづき）

項目	結果等の概要	参照頁
<p>予測結果の概要</p>	<p>地区画整理事業において必要な環境保全措置が実施され、湧水の流量への影響が低減されます。土地地区画整理事業実施区域外では、畑雑草群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林等がまとまって分布しており、水源の涵養及び堀谷戸川への供給は維持されると考えられることから、本事業による湧水の流量への影響は小さく、堀谷戸川下流の河川の流量への影響も小さいと予測します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大門川流域（河川調査地点 1、2）における雨水流出係数は、本博覧会の開催中においては 0.71 になると予測します。本博覧会では、湧水及び河川への影響を軽減させるため、浸透枮等の雨水浸透貯留施設を設置することで、本博覧会による整備前からの流出量の増加率を一定程度減少させることができると予測します。なお、大門川の集水域は、対象事業実施区域外に広がっており、大部分が農業振興地区であるため、対象事業実施区域外の集水域からの水源涵養も期待できます。以上のことから、本事業による大門川の河川の流量への影響は小さいものと予測します。</li> <li>・相沢川流域（河川調査地点 3、4）における雨水流出係数は、本博覧会の開催中においては 0.62 になると予測します。本博覧会では、湧水及び河川への影響を軽減させるため、浸透枮等の雨水浸透貯留施設を設置することで、本博覧会による整備前からの流出量の増加率を一定程度減少させることができると予測します。なお、横浜市により環境保全措置として保全対象種の生息環境（湿地環境と草地環境）が整備される計画です。横浜市の公園整備事業の園路等の範囲においては、礫間貯留、バイオスウェル、透水性舗装等の浸透・貯留施設を整備し、維持管理を行うことになっています。以上のことから、本事業による相沢川の河川の流量への影響は小さいものと予測します。</li> </ul>	<p>p. 6. 5-22 ～6. 5-23</p>
<p>環境の保全のための措置の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市の土地地区画整理事業により保全される地形や樹林地等をいかし、既存樹の移植、郷土種を用いた多様な植物の植栽や、表土の保全・活用に努めます。</li> <li>・横浜市の土地地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲及びその周辺において、保全・創出した環境が継続するよう適切に維持管理します。</li> <li>・横浜市の公園整備事業により整備される礫間貯留、バイオスウェル、透水性舗装等の浸透・貯留施設について、本博覧会の開催時においても適切に維持管理します。</li> <li>・駐車場・バスターミナルや園路など雨水浸透の阻害が懸念される整備範囲においては、できる限り透水性の素材で構成するなど、雨水の地下浸透量の確保に努めます。</li> <li>・駐車場・バスターミナルや主要な建築物に浸透枮や浸透トレンチ、園路周辺にバイオスウェルを設置し、地下水の涵養に努めます。なお、横浜市は雨水流出抑制のため、本博覧会の対象事業実施区域も含め、土地地区画整理区域内に調整池を整備することになっています。</li> </ul>	<p>p. 6. 5-25</p>
<p>評価の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「湧水の分布及び流量並びに河川の流量の変化を最小限とすること。」を達成するものと評価します。</li> <li>・なお、本博覧会は半年間の開催であり、開催後は建築物、庭園、駐車場などの仮設施設は速やかに撤去し、返還することになります。博覧会開催後は、本博覧会の対象事業実施区域の大半が横浜市の公園となりますが、公園整備事業についても環境影響評価手続きが行われています。</li> </ul>	<p>p. 6. 5-27 ～6. 5-29</p>

注 1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【開催中の植栽等の管理に伴うに伴う河川の流量の変化】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 豊水期においては、相沢川下流 0.0434m<sup>3</sup>/s、大門川下流 0.0214m<sup>3</sup>/s、堀谷戸川 0.0144m<sup>3</sup>/s、和泉川が 0.0027m<sup>3</sup>/s の順に流量が大きい結果となっており、渇水期においても同じ順序となっています。</li> <li>・ 降雨時においては、大門川下流が 0.3329m<sup>3</sup>/s、相沢川下流が 0.1813m<sup>3</sup>/s と、大門川の流量が大きい結果となっています。</li> </ul>	p. 6. 5-13
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川の流量の変化を最小限とすること。</li> </ul>	p. 6. 5-15
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 植栽管理においては、庭園や植栽等への灌水は主として水道水を利用する計画であり、下流河川の流量に対する影響は生じないものと予測します。なお、植物への灌水は主として地下浸透するものと考えます。</li> </ul>	p. 6. 5-24
環境の保全のための措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庭園や植栽等への灌水は主として水道水を利用します。</li> </ul>	p. 6. 5-25
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「河川の流量の変化を最小限とすること」は達成されると評価します。</li> <li>・ なお、本博覧会は半年間の開催であり、開催後は建築物、庭園、駐車場などの仮施設は速やかに撤去し、返還することになります。博覧会開催後は、本博覧会の対象事業実施区域の大半が横浜市の公園となりますが、公園整備事業についても環境影響評価手続きが行われています。</li> </ul>	p. 6. 5-29

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。



## 6.5.1 調査

### (1) 調査項目

調査項目は、以下の内容としました。

- ① 湧水の分布、流量及び水質
- ② 河川の形態及び流量の状況
- ③ 地形、地質の状況
- ④ 降水量の状況

### (2) 調査地域・地点

#### ① 湧水の分布、流量及び水質

既存資料調査は、対象事業実施区域及びその周辺としました。

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査地点は、図 6.5-1 に示す地点 7～8 の 2 地点とされています。また、既存資料（公園整備事業）における現地調査地点は、図 6.5-1 に示す地点 1～6 の 6 地点とされています。

#### ② 河川の流量の状況

調査地域は対象事業実施区域及びその周辺としました。

既存資料（土地区画整理事業）における調査地点は、に示す対象事業実施区域内を流下する河川の 6 地点(河川 1～6)とされています。

#### ③ 地形、地質の状況

対象事業実施区域及びその周辺としました。

#### ④ 降水量の状況

横浜地方気象台としました。

### (3) 調査時期

#### ① 湧水の分布、流量及び水質

既存資料調査は、入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査を行った日時は、表 6.5-1 に示すとおりです。また、既存資料（公園整備事業）における現地調査を行った日時は、表 6.5-2 に示すとおりです。

表 6.5-1 既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の調査日時

調査項目	地点	調査実施日	
湧水の分布及び流量	7、8	豊水期	令和元年7月29日（月）
		渇水期	令和2年1月10日（金）

注1：地点は図6.5-1の地点7、8と対応します。

表 6.5-2 既存資料（公園整備事業）における現地調査の調査日時

調査項目	地点	調査実施日	
湧水の分布及び流量	1～6	夏季	令和3年8月27日（金）
		秋季	令和3年11月24日（水）
		冬季	令和4年1月17日（月）
		春季	令和4年3月11日（金）

注1：地点は図6.5-1の地点1～6と対応します。

## ② 河川の流量の状況

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査を行った日時は、表6.5-3に示すとおりです。

表 6.5-3 現地調査期間（河川の流量）

時期	調査日（各地点同日）	天候
豊水期	令和元年7月29日（月）	調査時晴、前日晴
渇水期	令和2年1月10日（金）	調査時晴、前日晴
降雨時1回目	令和元年6月7日（金）	調査時雨、前日晴
降雨時2回目	令和元年10月25日（金）	調査時雨、前日曇

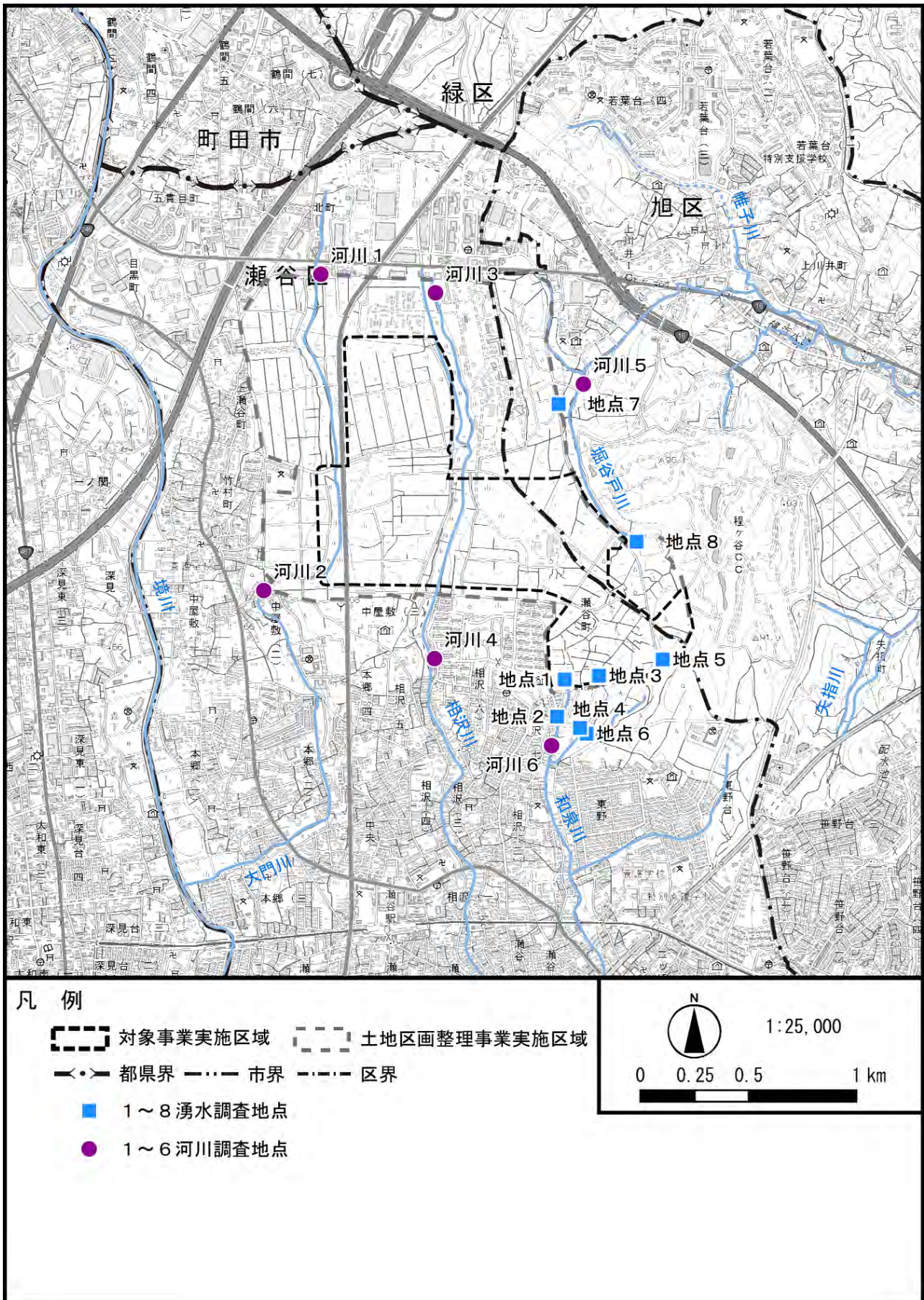


図 6.5-1 湧水、河川の流量現地調査地点

#### (4) 調査方法

##### ① 湧水の分布、流量及び水質

###### ア. 既存資料調査

既存資料の収集・整理により、湧水の分布、流量及び水質を把握しました。

###### イ. 既存資料（土地区画整理事業）調査

「水質調査方法」（昭和46年9月 環水管30号）及び日本工業規格K 0094に定める方法又は容器法により、湧水（河川）の流量が調査されています。その他の調査項目及び分析方法は、表6.5-4に示すとおりです。測定機器は表6.5-5に示すとおりです。

###### ウ. 既存資料（公園整備事業）調査

湧水（河川）の流量の調査方法、調査項目、分析方法は、「イ. 既存資料（土地区画整理事業）調査」と同様です。測定機器は表6.5-5に示すとおりです。

表 6.5-4 調査・分析方法

調査項目	分析方法
流量	JIS K 0094
水温	JIS K 0102 7.2
水素イオン濃度(pH)	JIS K 0102 12.1
電気伝導率(EC)	JIS K 0102 13
気温	JIS K 0102 7.1
溶存酸素量(DO)	JIS K 0102 32.3
濁度	JIS K 0101 9

表 6.5-5 使用測定機器一覧

測定項目	地点	機器名	メーカー	形式	測定範囲
流速	1～6	携帯型電磁流速計	(株)ケネック	LP1100	0～5m/s
	7、8	直読式電磁流向流速計	(株)ケネック	LP3100	0～5m/s
水温	1～6	ポータブル電気伝導率計	東亜 DKK(株)	C m <sup>3</sup> 1P	0～80.0℃
	7、8	ポータブル電気伝導率計	東亜 DKK(株)	W m <sup>3</sup> 2EP	0～80.0℃
水素イオン濃度(pH)	1～6	ポケットタイプ pH 計	Thermo Fisher Scientific Inc.	pHTestr (R)20	-1.00～15.00
	7、8	ポータブル pH 計	東亜 DKK(株)	W m <sup>3</sup> 2EP	0.00～14.00
電気伝導率(EC)	1～6	ポータブル電気伝導率計	東亜 DKK(株)	C m <sup>3</sup> 1P	0.1mS/m～10S/m
	7、8	ポータブル電気伝導率計	東亜 DKK(株)	W m <sup>3</sup> 2EP	0.1mS/m～10S/m
溶存酸素量(DO)	1～6	ハンディ DO メーター	飯島電子工業(株)	ID-150	0.00～20.0mg/L
	7、8	—	—	—	—
濁度	1～6	ポータブル濁度計	Thermo Fisher Scientific Inc.	TN100IR	0～2000NTU
	7、8	ポータブル濁度計	ハック社 (東亜 DKK(株))	2100Q	0～1000NTU (ホルマジン校正)

② 河川の流量の状況

既存資料（土地区画整理事業）では、「水質調査方法」（昭和 46 年 9 月 30 日環水管第 30 号）に定められた方法に基づいて河川の流量が調査されています。

③ 地形、地質の状況

地形図等の既存資料の収集整理及び現地踏査により、対象事業実施区域及びその周辺の状況を把握しました。

④ 降水量の状況

横浜地方気象台における令和元年度（地点 7、8 の調査期間）及び令和 3 年度（地点 1～6 の調査期間）の月別合計降水量、日別合計降水量の資料を収集・整理し、対象事業実施区域及びその周辺における降水量を把握しました。

## (5) 調査結果

### ① 湧水の分布、流量及び水質

#### ア. 既存資料調査

対象事業実施区域及びその周辺における湧水の分布状況は、「第3章 3.2.2 水環境の状況 (1) 水象の状況」(p. 3-16～3-19 参照) に示すとおりです。

対象事業実施区域の南東側及び対象事業実施区域周辺の北東側に湧水がみられます。

#### イ. 既存資料（土地区画整理事業）調査

既存資料（土地区画整理事業）における湧水の現地調査結果は、表 6.5-6 に示すとおりです。

地点 7、8 の流量は、豊水期が 0.0000～0.0013 m<sup>3</sup>/s、渇水期が 0.0002～0.0008 m<sup>3</sup>/s となっており、豊水期・渇水期とも地点 7 と比較して、地点 8 の流量が多いとされています。

表 6.5-6 既存資料（土地区画整理事業）における湧水の現地調査結果(地点 7、8)

調査時期	調査項目	単位	地点 7	地点 8
豊水期	流量	m <sup>3</sup> /s	0.0000	0.0013
	水温	℃	20.5	20.5
	水素イオン濃度(pH)	—	6.9	7.1
	電気伝導率(EC)	mS/m	32.9	15.0
	気温	℃	32.0	32.0
	溶存酸素量(DO)	mg/L	3.4	7.8
	濁度	度	3.36	1.40
渇水期	流量	m <sup>3</sup> /s	0.0002	0.0008
	水温	℃	14.0	13.7
	水素イオン濃度(pH)	—	7.6	7.5
	電気伝導率(EC)	mS/m	28.2	24.1
	気温	℃	13.4	13.6
	溶存酸素量(DO)	mg/L	4.1	9.0
	濁度	度	10.2	8.40

注 1：地点 7 は豊水期には湧水の流れがみられませんでした。

#### ウ. 既存資料（公園整備事業）調査

既存資料（公園整備事業）における湧水の現地調査結果は、表 6.5-7 に示すとおりです。

地点 1～6 の流量は、夏季が 0.0004～0.0075 m<sup>3</sup>/s、秋季が 0.0000～0.0040 m<sup>3</sup>/s、冬季が 0.0000～0.0015 m<sup>3</sup>/s、春季が 0.0000～0.0010 m<sup>3</sup>/s でした。流量は、6 地点とも概ね夏季、秋季、冬季、春季の順で多く、調査日前の累積降水量の変動と一致していました。このことから、和泉川の湧水は当該地に降った雨が伏流水となり、地形の起伏によって地表に流出したものと考えられます。対象事業実施区域に分布する和泉川の支流は、図 6.5-2 に示すとおり、支流①及び支流②の 2 箇所が分布し、隣接する瀬谷市民の森の敷地には支流③の 1 箇所が分布しており、それらの支流は瀬谷市民の森の西橋付近で合流しています。各支流の流量を比較すると、支流①が年間を通して最も多くなっていました。支流①は上流と下流におい

て概ね同程度の流量が確認されました。一方で、支流②、③は上流では流量が非常に少なく、枯れている時期もありましたが、下流ではどの季節においても一定の流量が確認されました。対象事業実施区域から和泉川に流れる湧水（伏流水）は、地形の形状を踏まえると、支流①又は支流②から道路下の導水管（コンクリート）を通過して下流に流れ、支流②、③では対象事業実施区域外も素掘りの水路の状態であるため、瀬谷市民の森の湧水が供給されていると考えられます。

表 6.5-7 既存資料（公園整備事業）における湧水の現地調査結果（地点1～6）

調査時期	調査項目	単位	地点1	地点2	地点3	地点4	地点5	地点6
夏季	流量	m <sup>3</sup> /s	0.0056	0.0075	0.0010	0.0013	0.0004	0.0025
	水温	℃	23.9	24.5	20.9	23.0	19.7	20.8
	水素イオン濃度(pH)	—	6.6	6.8	6.4	6.7	6.2	6.8
	電気伝導率(EC)	mS/m	24.1	23.3	19.3	17.0	15.2	13.0
	気温	℃	31.4	31.1	30.3	33.8	29.3	33.5
	溶存酸素量(DO)	mg/L	5.9	7.2	3.9	7.1	5.0	7.5
	濁度	度	0.09	0.68	1.68	1.60	0.20	1.11
秋季	流量	m <sup>3</sup> /s	0.0027	0.0040	0.0000	0.0014	0.0002	0.0022
	水温	℃	15.5	15.3	15.2	14.3	16.6	13.8
	水素イオン濃度(pH)	—	6.7	6.9	6.4	6.4	6.1	6.9
	電気伝導率(EC)	mS/m	21.8	22.3	17.7	15.0	15.0	12.6
	気温	℃	13.8	15.8	14.8	17.1	13.5	15.0
	溶存酸素量(DO)	mg/L	6.9	7.6	3.9	6.5	5.5	8.2
	濁度	度	1.04	0.28	3.54	0.54	0.02	0.55
冬季	流量	m <sup>3</sup> /s	0.0010	0.0015	0.0000	0.0009	0.0001	0.0014
	水温	℃	12.7	10.8	—	11.1	15.3	9.9
	水素イオン濃度(pH)	—	6.6	6.8	—	6.3	6.4	7.0
	電気伝導率(EC)	mS/m	21.2	21.4	—	14.1	14.7	12.2
	気温	℃	10.4	10.8	10.2	12.2	9.2	12.0
	溶存酸素量(DO)	mg/L	6.7	9.3	—	6.5	8.0	8.9
	濁度	度	4.98	0.24	—	0.32	0.03	0.20
春季	流量	m <sup>3</sup> /s	0.0004	0.0010	0.0000	0.0003	0.0001	0.0005
	水温	℃	15.5	13.2	—	15.7	14.8	9.9
	水素イオン濃度(pH)	—	6.7	7.0	—	6.3	6.4	7.2
	電気伝導率(EC)	mS/m	20.60	21.30	—	14.01	14.90	11.61
	気温	℃	13.5	16.2	13.9	19.5	14.3	17.7
	溶存酸素量(DO)	mg/L	6.7	9.1	—	5.3	8.3	9.0
	濁度	度	3.54	0.41	—	0.48	0.02	0.74

注1：地点3は、秋季には水はあるが流れがなく、冬季と春季には対象事業実施区域の範囲全てで枯れた状態となっていました。

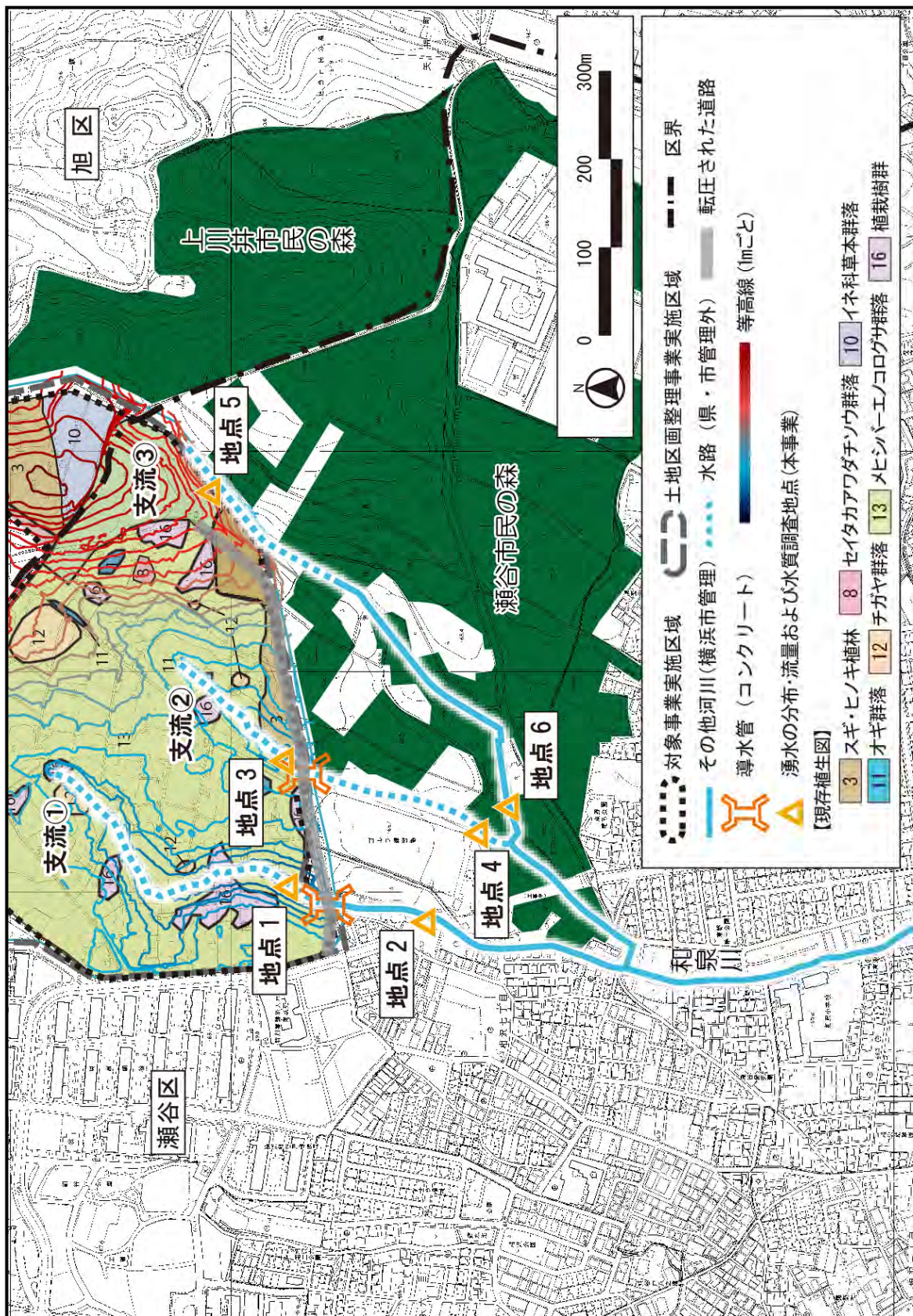


図 6.5-2 和泉川の支流の状況(現況)



## ② 河川の流量の状況

既存資料（土地区画整理事業）において実施された河川流量の現地調査結果を表 6.5-8 に示します。豊水期においては、相沢川下流 0.0434m<sup>3</sup>/s、大門川下流 0.0214m<sup>3</sup>/s、堀谷戸川 0.0144m<sup>3</sup>/s、和泉川が 0.0027m<sup>3</sup>/s の順に流量が大きい結果となっており、渇水期においても同じ順序となっています。降雨時においては、大門川下流が 0.3329m<sup>3</sup>/s、相沢川下流が 0.1813m<sup>3</sup>/s と、大門川の方が流量が大きい結果となっています。

表 6.5-8 既存資料（土地区画整理事業）における河川流量の現地調査結果

単位：m<sup>3</sup>/s

地点 時期	河川 1 大門川	河川 2 大門川下流	河川 3 相沢川	河川 4 相沢川下流	河川 5 堀谷戸川	河川 6 和泉川
豊水期	0.0163	0.0214	0.0071	0.0434	0.0144	0.0027
渇水期	0.0078	0.0166	0.0076	0.0262	0.0080	0.0023
降雨時 1	0.2233	0.3329	0.0499	0.1813	0.0304	0.0110
降雨時 2	3.0371	2.4686	0.4459	0.0851	0.4153	0.0608

## ③ 地形、地質の状況

対象事業実施区域の地形は、「第 3 章 3.2.4 地形及び地質の状況（1）地形の状況」（p.3-34 参照）に示したとおり、主に武蔵野段丘面群となっています。対象事業実施区域の標高は、おおむね 60m 以上 80m 未満であり、東側に標高 80m 以上～90m 未満の丘陵地があります。対象事業実施区域周辺も同様に段丘地形や平坦化地が広がっているほか、東側には緩斜面、西側は盛土地等もみられます。

対象事業実施区域の地質は、「第 3 章 3.2.4 地形及び地質の状況（2）地質の状況」（p.3-34 参照）に示したとおり、武蔵野ローム層、相模層群・下末吉ローム層等が分布しており、川沿いには沖積層が分布しています。地質断面の状況は、「第 3 章 3.2.4 地形及び地質の状況（2）地質の状況」（p3-39～3-40 参照）に示すとおりです。対象事業実施区域周辺は主に第三紀鮮新世～第四紀更新世の上総層群の泥岩・砂岩・礫岩を基盤とし、相模層群の粘土・砂・礫層、武蔵野砂礫層、立川・武蔵野・下末吉・多摩ローム層から構成されています。なお、境川沿いの谷底平野部には主に沖積層の粘土・砂・砂礫が分布しています。

#### ④ 降水量の状況

横浜地方気象台の令和元年度（地点 7、8 の調査期間）及び令和 3 年度（地点 1～6 の調査期間）の月別降水量は、図 6.5-3 に示すとおりであり、年間降水量は令和元年度が 2,097mm、令和 3 年度が 1,878mm でした。月別に見ると、最大は令和元年度が 10 月で 465mm、令和 3 年度が 7 月で 368mm、最少は令和元年度が 2 月で 33mm、令和 3 年度が 1 月で 21mm でした。

調査日までの累積降水量は、図 6.5-4 に示すとおり夏季、秋季、冬季、春季の順で多く、この傾向は地点 1～6 での湧水の流量の変動と一致していました。地点 8 は累積降水量、湧水の流量ともに豊水期が多い結果となりましたが、地点 7 は豊水期には湧水の流れがみられませんでした（表 6.5-6、表 6.5-7 参照）。

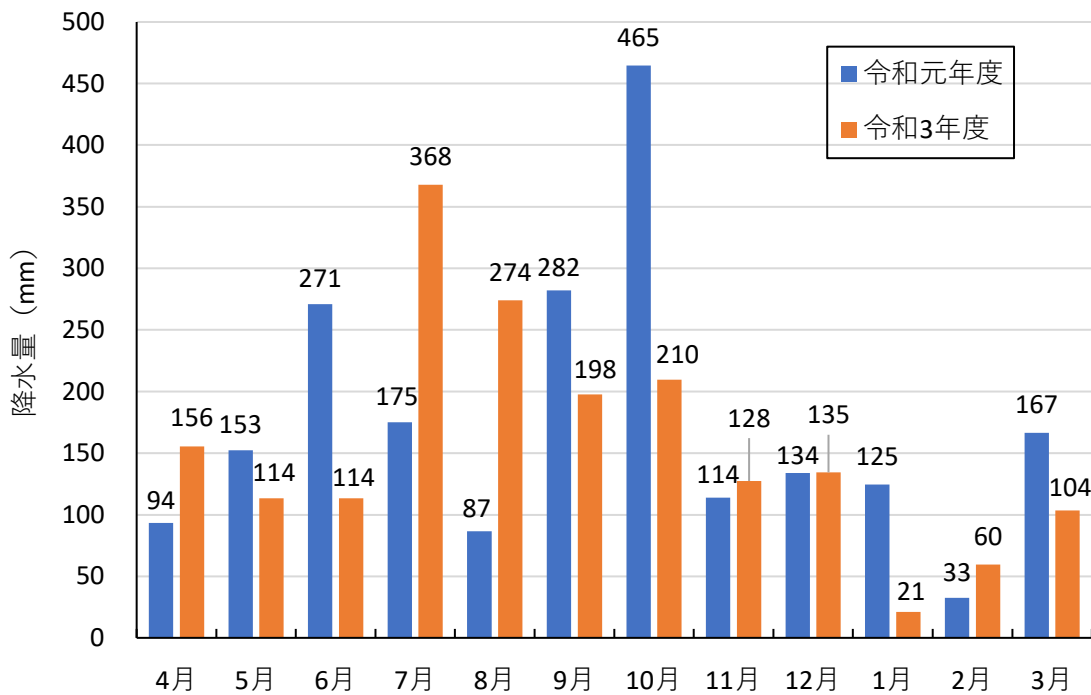


図 6.5-3 横浜地方気象台における月別降水量

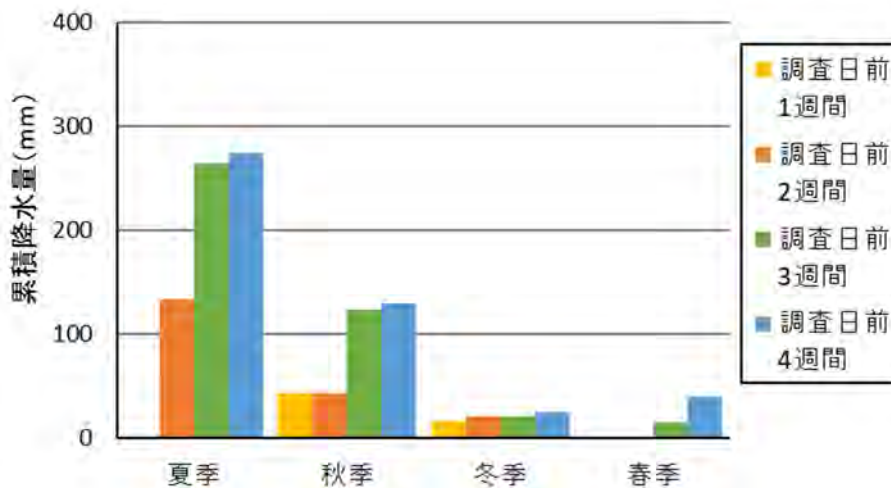


図 6.5-4(1) 調査日までの累積降水量（地点 1～6）

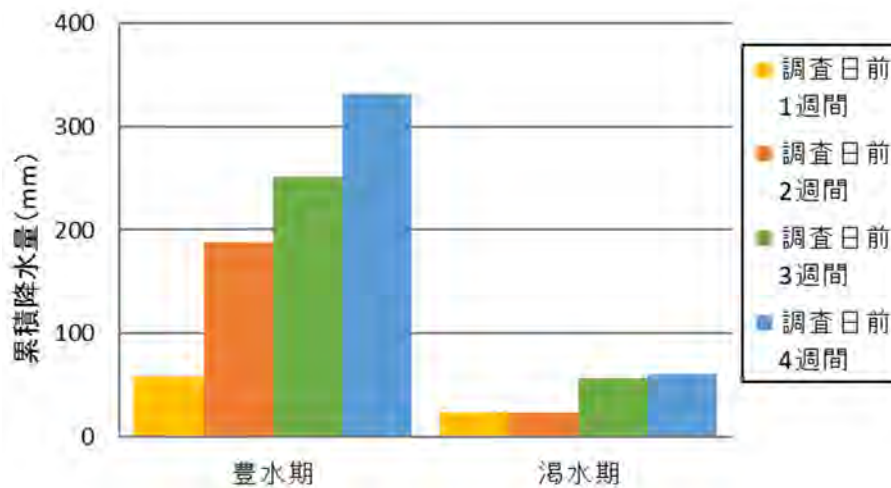


図 6.5-4(2) 調査日までの累積降水量 (地点 7、8)

### 6.5.2 環境保全目標の設定

水循環に係る環境保全目標は、表 6.5-9～表 6.5-10 に示すとおり設定しました。

表 6.5-9 環境保全目標 (湧水の分布及び流量)

区分	環境保全目標
【工事中】 建設行為等の実施	湧水の分布及び流量の変化を最小限とすること。

表 6.5-10 環境保全目標 (湧水の分布及び流量並びに河川の流量)

区分	環境保全目標
【開催中】 会場施設等の存在	湧水の分布及び流量並びに河川の流量の変化を最小限とすること。
【開催中】 外来植物を含む植栽等の管理	河川の流量の変化を最小限とすること。

### 6.5.3 予測

#### (1) 工事中の建設行為等の実施に伴い変化する湧水の分布及び流量

##### ① 予測項目

予測項目は、工事の実施に伴い変化する湧水の分布及び流量としました。

##### ② 予測地域・地点

予測地域は、湧水が確認された和泉川流域及び堀谷戸川流域としました。予測地点は、調査地点と同様としました。

##### ③ 予測時期

予測時期は、工事期間全体としました。

##### ④ 予測方法

施工計画の内容を勘案し、建設行為等の実施に伴う湧水の分布及び流量への影響について定性的に予測しました。

##### ⑤ 予測条件

現存植生、微地形、流域の重ね合わせ図は、図 6.5-5 に示すとおりです。対象事業実施区域南東部は和泉川流域、北東部は堀谷戸川流域となっています。

対象事業実施区域においては、横浜市の土地区画整理事業及び公園整備事業によって造成や主要な園路等の基盤整備等が行われるため、本事業では必要に応じて不陸の整正や整地作業など実施して仮設の施設等の整備を行う計画です。ただし、施設の整備にあたり、構造物の基礎の掘削などの作業土工を行います。

対象事業実施区域内は全て横浜市の土地区画整理事業により改変される可能性があります。本博覧会と調整を図りながら、横浜市の土地区画整理事業及び公園整備事業において可能な限り現況の地形や樹林地の保全を行う計画であることから、本事業では、横浜市の土地区画整理事業及び公園整備事業により保全される地形や樹林地等をいかしながら、博覧会開催に必要な施設の整備を行うものとして予測を行いました。

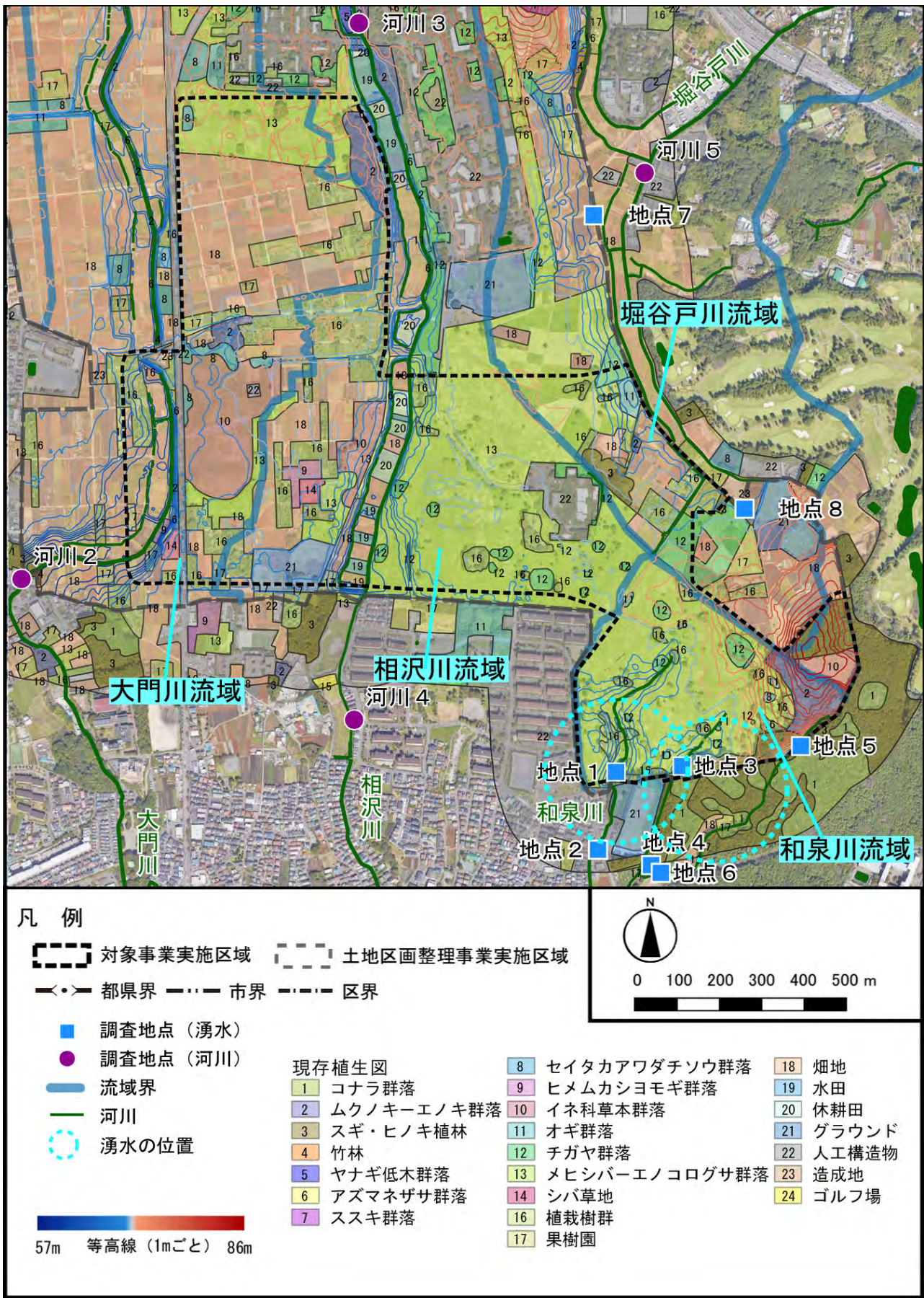


図 6.5-5 現存植生、微地形、流域の重ね合わせ図

## ⑥ 予測結果

対象事業実施区域においては、横浜市の土地区画整理事業によって造成が行われるため、本博覧会では必要に応じて不陸の整正や整地作業など実施して施設整備を行う計画です。施設の整備にあたり、構造物の基礎設置のための掘削などの作業土工を行います。帯水層を遮断するような連続的な土地の改変は行わないため、帯水層への影響は小さいものと考えられます。また、計画構造物は湧水源（湧水調査地点1～8）から離れているため、本博覧会で湧水源（湧水調査地点1～8）の直接改変をすることはありません。

和泉川源流域（湧水調査地点1～6）は、当該地に降った雨が伏流水として、地形の起伏によって地表に流出したものと考えられるため、現況の地形、地層を保全することで水路への流れを保全するとともに、瀬谷市民の森に隣接する既存樹林地を保全することで、和泉川源流域の湧水の流量を維持します。

以上より、本博覧会による湧水の分布及び流量への影響は小さいと予測します。

堀谷戸川源流域（湧水調査地点7、8）は、対象事業実施区域北東部に草地主体の疎林により構成される樹林地が分布していることから、横浜市の土地区画整理事業で既存樹林を可能な限り保全します。また、堀谷戸川の集水域は「第3章 3.2.4 地形及び地質の状況(1) 地形の状況」(p.3-34 参照)に示すとおり、対象事業実施区域外の北東側にも広がっており、土地区画整理事業実施区域内では、横浜市の土地区画整理事業において必要な環境保全措置が実施され、湧水の流量への影響が低減されます。土地区画整理事業実施区域外では、前掲図 6.5-5 (p.6.5-17 参照)及び「第3章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況(2) ②植生の概要」(p.3-77 参照)に示すとおり、畑雑草群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林等がまとまって分布しており、水源の涵養及び堀谷戸川への供給は維持されと考えられます。

以上より、本博覧会による湧水の分布及び流量への影響は小さいと予測します。

## (2) 開催中の会場施設等の存在に伴い変化する湧水及び河川の流量

### ① 予測項目

予測項目は、開催中の会場施設等の存在に伴い変化する湧水及び河川の流量としました。

### ② 予測地域・地点

予測地域は、湧水が確認された和泉川流域、堀谷戸川流域、駐車場及びバスターミナル等の整備に伴い土地の性状の変化が大きい河川として大門川流域、相沢川流域を対象としました。なお、堀谷戸川については、駐車場及びバスターミナル等の整備は行いません。予測地点は、調査地点と同様としました。

### ③ 予測時期

予測時期は、開催期間全体としました。

### ④ 予測方法

事業計画の内容を勘案し、本博覧会の整備前、開催中における流域別・土地利用別面積から雨水流出係数を算出することにより、会場施設等の存在に伴う湧水及び河川の流量への影響について定性的に予測しました。

### ⑤ 予測条件

開催中における施設配置計画は、「第 2 章 2.3.2(2)会場区域、(3)駐車場、(4)バスターミナル」p.2-14～2-27 参照)に示すとおりです。対象事業実施区域内は全て横浜市の土地区画整理事業により改変される可能性があります。本博覧会と調整を図りながら、横浜市の土地区画整理事業において可能な限り現況の地形や樹林地の保全を行う計画であることから、本博覧会では、横浜市の土地区画整理事業により保全される地形や樹林地等をいかしながら、博覧会開催に必要な施設の整備を行うものとして予測を行いました。

現況における土地利用は図 6.5-5 に、現況、整備前及び開催中（透水性舗装による対策前・対策後）の土地利用区分と雨水流出係数は表 6.5-11 に示すとおりです。本博覧会の整備前においては、横浜市の土地区画整理事業による造成が完了し、公園整備事業の一次整備のうち、高木植栽、園路の造成及び舗装が行われた状態を想定しています。

南東側の市民の森につながる樹林については保全が図られます。

また、横浜市の土地区画整理事業において、降雨時における下流河川の流量を調整するための雨水調整池が整備される計画です。

表 6.5-11 現況、整備前及び開催中の土地利用区分と雨水流出係数

土地利用区分	対象事業実施区域内の面積 (ha)																	
	和泉川				堀谷戸川				大門川				相沢川					
	現況	整備前		開催中		現況	整備前	開催中		現況	整備前	開催中		現況	整備前	開催中		
		対策前	対策後	対策前	対策後			対策前	対策後			対策前	対策後			対策前	対策後	
宅地	0.90	0.00	2.12	2.12	1.69	1.69	0.00	1.69	0.00	0.00	0.00	0.42	0.42	0.00	0.00	4.24	4.24	
水路、池沼	1.00	0.12	1.33	1.33	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.15	0.60	0.60	0.60	
ゴルフ場（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る）	0.50	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.46※2	0.00	0.00	0.00	
コンクリート等の不透水性素材により舗装された土地（法面を除く）	0.95	0.83	1.89	1.85	0.85	0.85	0.00	1.85	0.85	0.00	0.00	2.36	2.36	3.83	0.00	33.24	16.62	20.22
透水性舗装	0.53	—	0.85	0.89	—	0.76	0.76	0.76	0.76	—	—	—	16.62	—	1.47	1.47	9.72	9.72
ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	0.50	0.00	0.00	0.00	0.00	6.20	2.14	2.14	2.14	0.00	37.44	0.13	0.13	1.52	23.21	0.25	0.25	
人工的に造成され植生に覆われた法面	0.40	19.71	16.59	14.47	10.58	3.70	2.87	2.87	2.87	33.61	0.00	3.66	3.66	39.65	18.65	19.40	19.40	
面積合計 (ha)			20.66			11.43					37.44				46.18			
雨水流出係数		0.43	0.49	0.55	0.54	0.44	0.50	0.69	0.63	0.46	0.50	0.89	0.71	0.45	0.49	0.70	0.62	

※1 土地利用区分及び雨水流出係数：「流出雨水量の最大値を算出する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示」（平成16年国土交通省告示第521号）

透水性舗装の雨水流出係数：「舗装設計施工指針」（社団法人 日本道路協会）による、表面溢流量の算定式に基づき設定

土地利用区分の各面積については、今後の検討の中で変更となる可能性があります。四捨五入の関係から各土地利用区分の合計値が面積合計と一致しない場合があります。

※2 相沢川の現況における「ゴルフ場」にはグラウンドの面積を計上しました。

表 6.5-12 土地利用区分の考え方

土地利用区分	該当する開催中の土地利用
宅地	屋内展示施設、催事施設、サービス施設等の建築物
水路、池沼	河川の水面、地上式調整池の水面
ゴルフ場（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る）	該当なし
コンクリート等の不透水性素材により舗装された土地（法面を除く）	園路、建築外構、駐車場・バスターミナルの舗装面の一部
透水性舗装	園路、建築外構、駐車場・バスターミナルの舗装面の一部
ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	バックヤードエリア等
人工的に造成され植生に覆われた法面	庭園、その他の植栽地、樹林地、広場等



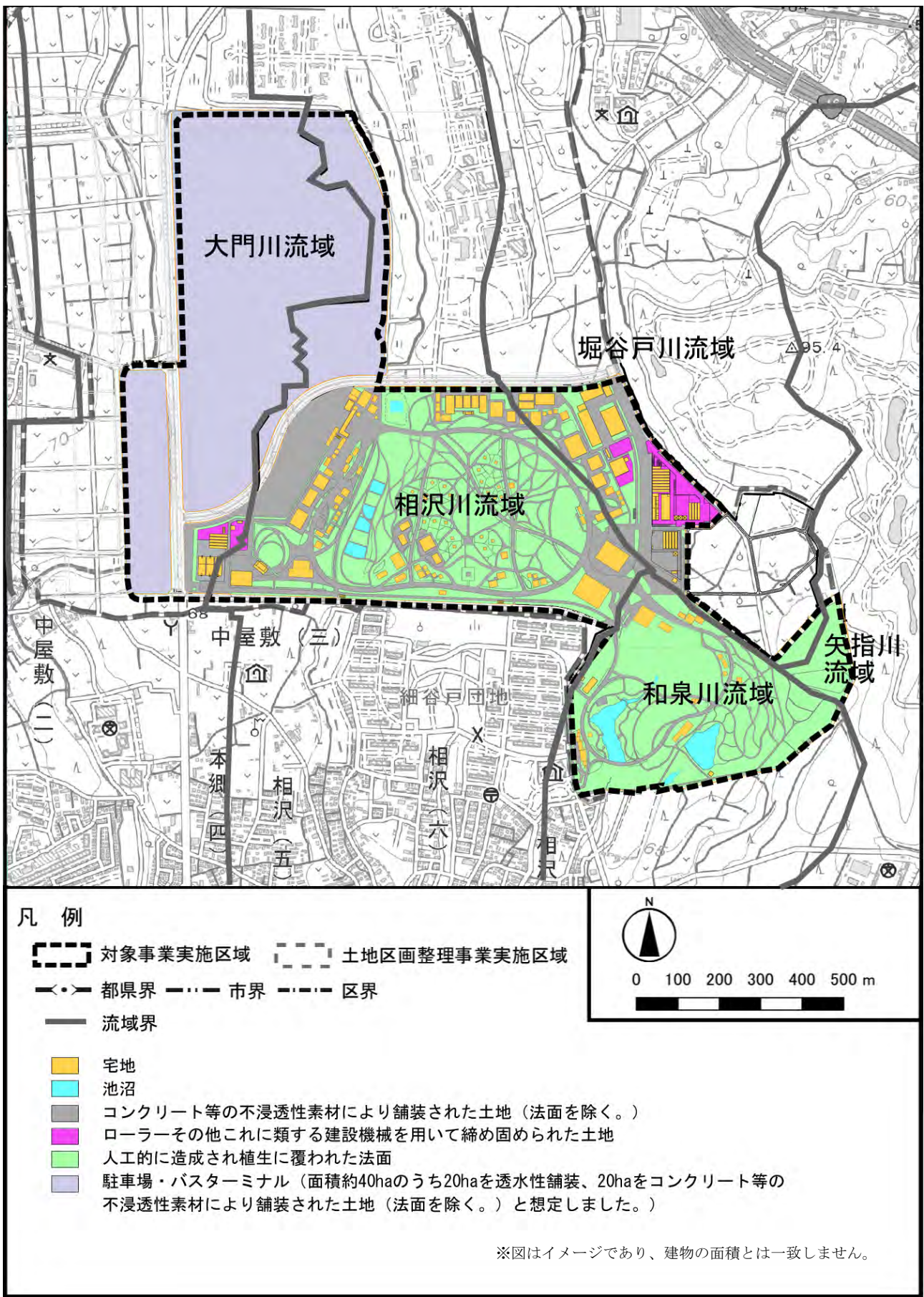


図 6.5-6 開催中の土地利用区分図

## ⑥ 予測結果

本博覧会では、横浜市の土地区画整理事業により保全される地形や樹林地等をいかしながら、博覧会の開催に必要な施設の整備を行う計画であり、水利用・排水処理は公営上水道、公共下水道を利用し、地下水の揚水は行わない計画です。また、横浜市は雨水流出抑制のため、本博覧会の対象事業実施区域も含め、開催までに土地区画整理区域内の各河川の流域内に調整池を整備することになっています。各調整池からの最大流出量は下流河川の許容放流量以下となるよう調整されることから、降雨時において各河川下流の流量に著しい影響が及ぶことはないと予測します。

和泉川源流域（湧水調査地点 1～6、河川調査地点 6）の雨水流出係数は、本博覧会の整備前の 0.49 から開催中には 0.55 となりますが、本博覧会において整備する仮設園路等において、透水性舗装をできるだけ採用することで、雨水流出係数を 0.54 に低減します。本博覧会では、湧水及び河川への影響を軽減させるため、浸透枳等の雨水浸透貯留施設を設置することで、本博覧会による整備前からの流出量の増加率を一定程度減少させることができると予測します（1.12 倍から 1.01 倍に低減（表 6.5-17（p.6.5-26）参照））。なお、横浜市は環境保全措置として湧水起源の小水路環境の創出、その周辺で確認された動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池（調整池 4）を整備する計画であり、瀬谷市民の森等に隣接する既存樹林地も保全することになっています。横浜市の公園整備事業による園路等の範囲においては礫間貯留、バイオスウェル、透水性舗装等の浸透・貯留施設を整備し、維持管理を行うこととなっています。以上のことから、本事業による湧水の流量への影響は小さく、和泉川下流の河川の流量への影響も小さいと予測します。

堀谷戸川源流域（湧水調査地点 7、8 河川調査地点 5）の雨水流出係数は、本博覧会の整備前の 0.50 から開催中には 0.69 となりますが、本博覧会において整備する仮設園路等において、透水性舗装をできるだけ採用することで、雨水流出係数は 0.63 に低減されます。本博覧会では、湧水及び河川への影響を軽減させるため、浸透枳等の雨水浸透貯留施設を設置することで、本博覧会による整備前からの流出量の増加率を一定程度減少させることができると予測します（1.27 倍から 1.20 倍に低減（表 6.5-17（p.6.5-26）参照））。なお、堀谷戸川の集水域は、「第 3 章 3.2.4 地形及び地質の状況(1)地形の状況」(p.3-34 参照)に示すとおり、対象事業実施区域外の北東側にも広がっており、土地区画整理事業実施区域内の地点 8 周辺では、旧上瀬谷通信施設の土地利用計画の基本方針によると、現況の環境に配慮した土地利用がなされる計画となっています。また、土地区画整理事業実施区域内の地点 7 周辺では、横浜市の土地区画整理事業において必要な環境保全措置が実施され、湧水の流量への影響が低減されます。土地区画整理事業実施区域外では、前掲図 6.5-5（p.6.5-17 参照）及び「第 3 章 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 (2)②植生の概要」(p.3-77 参照)に示すとおり、畑雑草群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林等がまとまって分布しており、水源の涵養及び堀谷戸川への供給は維持されると考えられることから、本事業による湧水の流量への影響は小さく、堀谷戸川下流の河川の流量への影響も小さいと予測します。

大門川流域（河川調査地点 1、2）における雨水流出係数は、本博覧会の整備前の 0.50 から、開催中には 0.89 となりますが、本博覧会において整備する駐車場・バスターミナル、仮設園路等において、透水性舗装をできるだけ採用することで、雨水流出係数を 0.71 に低減します。本博覧会では、湧水及び河川への影響を軽減させるため、浸透枳や浸透トレンチ等の雨水浸透貯留施設を設置することで、本博覧会による整備前からの流出量の増加率を一

定程度減少させることができると予測します（1.41 倍から 1.08 倍に低減（表 6.5-17（p.6.5-26）参照））。なお、大門川の集水域は、対象事業実施区域外に広がっており、大部分が農業振興地区であるため、対象事業実施区域外の集水域からの水源涵養も期待できます。以上のことから、本事業による大門川の河川の流量への影響は小さいものと予測します。

相沢川流域（河川調査地点 3、4）における雨水流出係数は、本博覧会の整備前の 0.49 から、開催中は 0.70 となりますが、本博覧会において整備する駐車場・バスターミナル、仮設園路等において、透水性舗装をできるだけ採用することで、雨水流出係数を 0.62 に低減します。本博覧会では、湧水及び河川への影響を軽減させるため、浸透柵や浸透トレンチ等の雨水浸透貯留施設を設置することで、本博覧会による整備前からの流出量の増加率を一定程度減少させることができると予測します（1.28 倍から 1.11 倍に低減（表 6.5-17（p.6.5-26）参照））。なお、横浜市により環境保全措置として保全対象種の生息環境（湿地環境と草地環境）が整備される計画です。本博覧会の開催までに横浜市の公園整備事業で整備する園路等の範囲においては礫間貯留、バイオスウェル、透水性舗装等の浸透・貯留施設の整備、維持管理を行うことになっています。以上のことから、本事業による相沢川の河川の流量への影響は小さいものと予測します。

### (3) 開催中の植栽等の管理に伴うに伴う河川の流量の変化

#### ① 予測項目

予測項目は、開催中の外来植物を含む植栽等の管理（河川水の灌水への利用）に伴う河川の流量の変化の内容及びその程度としました。

#### ② 予測地域・地点

対象事業実施区域の下流側となる4地点（大門川河川2、相沢川河川4、堀谷戸川河川5、和泉川河川6）を対象としました。

#### ③ 予測時期

予測時期は、開催期間全体としました。

#### ④ 予測方法

開催中の外来植物を含む植栽等の管理（河川水の灌水への利用）による影響については、河川の状況と灌水利用に関する計画をもとに、河川の流量への影響の程度を定性的に予測しました。

#### ⑤ 予測条件

本博覧会では、上水は公営上水道、下水は公共下水道を利用し、地下水の揚水は行わない計画です。

また、庭園や植栽等への灌水には主として水道水を利用する計画です。

#### ⑥ 予測結果

植栽管理においては、庭園や植栽等への灌水は主として水道水を利用する計画であり、下流河川の流量に対する影響は生じないものと予測します。なお、植物への灌水は主として地下浸透するものと考えます。

#### 6.5.4 環境の保全のための措置

##### (1) 工事中の建設行為等の実施に伴い変化する湧水の分布及び流量

環境の保全のための措置は、工事中の水環境保全の観点から、表 6.5-13 に示すとおり実施します。

表 6.5-13 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中】 建設行為等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市の土地区画整理事業により保全される地形や樹林地等をいかし、横浜市の公園整備事業において既存樹の移植、郷土種を用いた多様な植物の植栽や、表土の保全・活用が図られます。</li> <li>・庭園や植栽等の整備を計画している範囲では、裸地を早期緑化して雨水の地中浸透量を確保します。</li> </ul>

##### (2) 開催中の会場施設等の存在に伴い変化する湧水及び河川の流量

環境の保全のための措置は、開催中の水環境保全の観点から、表 6.5-14 に示すとおり実施します。

表 6.5-14 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【開催中】 会場施設等の存在	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市の土地区画整理事業により保全される地形や樹林地等をいかし、横浜市の公園整備事業において既存樹の移植、郷土種を用いた多様な植物の植栽や、表土の保全・活用が図られるため、それらの適切な維持管理に努めます。</li> <li>・横浜市の土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲及びその周辺において、保全・創出した環境が継続するよう本博覧会の開催時においても適切に維持管理します。</li> <li>・横浜市の公園整備事業により整備される礫間貯留、バイオスウェル、透水性舗装等の浸透・貯留施設について、本博覧会の開催時においても適切に維持管理します。</li> <li>・駐車場・バスターミナルや園路など雨水浸透の阻害が懸念される整備範囲においては、できる限り透水性の素材で構成するなど、雨水の地下浸透量の確保に努めます。</li> <li>・駐車場・バスターミナルや主要な建築物に浸透枡や浸透トレンチを設置し、地下水の涵養に努めます。なお、横浜市は雨水流出抑制のため、本博覧会の対象事業実施区域も含め、土地区画整理区域内に調整池を整備することになっています。</li> </ul>

##### (3) 開催中の植栽等の管理に伴う河川の流量の変化

環境の保全のための措置は、開催中の水環境保全の観点から、表 6.5-15 に示すとおり実施します。

表 6.5-15 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【開催中】 外来植物を含む植栽等の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庭園や植栽等への灌水は主として水道水を利用します。</li> </ul>

#### (4) 環境保全措置の実施による直接流出の抑制

本博覧会において会場区域及び駐車場・バスターミナルにおいて設置する浸透枡、浸透トレンチの数量及び公園整備事業の一次整備において設置が想定されるバイオスウェル、礫間貯留の数量を表 6.5-16 に、それらの効果量を表 6.5-17 に示しました。

表 6.5-16 雨水浸透施設の内容

雨水浸透施設	設置数量	単位設計浸透量			
		和泉川流域	堀谷戸川流域	大門川流域	相沢川流域
浸透枡 <sup>注1</sup>	512 基	0.319 m <sup>3</sup> /基			
浸透トレンチ <sup>注1</sup>	6,430 m	0.099 m <sup>3</sup> /m			
バイオスウェル <sup>注2</sup>	10,083 m <sup>2</sup>	①0.0083 m <sup>3</sup> /h ②0.0079 m <sup>3</sup> /h	0.0111 m <sup>3</sup> /h	—	0.0111 m <sup>3</sup> /h
礫間貯留（雨庭型） <sup>注2</sup>	1,271 m <sup>2</sup>	—	—		
礫間貯留（舗装型） <sup>注2</sup>	2,490 m <sup>2</sup>	①0.0087 m <sup>3</sup> /h ②0.0083 m <sup>3</sup> /h	—	—	0.0116 m <sup>3</sup> /h

注1：浸透枡、浸透トレンチの単位設計浸透量は、本協会は現地調査をできないため、「横浜市開発事業の調整等に関する条例の手引」（令和5年4月改訂版）第2編逐条解説 第2章開発事業に係る手続き 別表-3より設定しました。設置箇所数については、今後の検討の中で変更となる可能性があります。

注2：バイオスウェル、礫間貯留の単位設計浸透量は、「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価準備書に関する補足資料 19 施設の有存在・土地利用の変化に伴う湧水の流量の予測評価について(2)」で用いられた和泉川流域①②、相沢川流域②③の単位設計浸透量を用いました。和泉川流域では①と②で異なるためそれぞれの単位設計浸透量を示しています。(資料編 1.4-1～1.4-2 参照)

表 6.5-17 (1) 雨水流出量の変化（雨水浸透施設の効果反映前）

有効流出量	和泉川流域	堀谷戸川流域	大門川流域	相沢川流域	4流域計
整備前の有効流出量(m <sup>3</sup> ) (a)	20,647	11,705	38,364	46,265	116,980
開催中の有効流出量(m <sup>3</sup> ) (b)	23,064	14,829	54,236	59,026	151,155
流出量の変化量 (m <sup>3</sup> ) (b)-(a)	2,417	3,125	15,873	12,761	34,175
流出量の増加率 (b)/(a)	1.12	1.27	1.41	1.28	1.29

※ 有効流出量＝降雨量×流域面積×流出係数

降雨量：10年確率降雨（205 mm/24h）

流域面積及び流出係数：表 6.5-11を参照

各流域における有効流出量等については、今後の検討の中で変更となる可能性があります。

表 6.5-17 (2) 雨水浸透施設の効果を検討した雨水流出量

流出量・浸透量	和泉川流域	堀谷戸川流域	大門川流域	相沢川流域	4流域計
開催中の有効流出量 (m <sup>3</sup> ) (a)	23,064	14,829	54,236	59,026	151,155
雨水浸透施設による浸透量 (m <sup>3</sup> ) (b)	2,262	785	12,949	7,772	23,768
最終流出量 (a)-(b)	20,802	14,044	41,288	51,254	127,387

※ 各流域における有効流出量、浸透量等については、今後の検討の中で変更となる可能性があります。

表 6.5-17 (3) 雨水流出量の変化（雨水浸透施設の効果反映）

有効流出量	和泉川流域	堀谷戸川流域	大門川流域	相沢川流域	4流域計
整備前の有効流出量(m <sup>3</sup> ) (a)	20,647	11,705	38,364	46,265	116,980
対策後の開催中の最終流出量 (m <sup>3</sup> ) (b)	20,802	14,044	41,288	51,254	127,387
流出量の変化量 (m <sup>3</sup> ) (b)-(a)	155	2,339	2,924	4,989	10,407
流出量の増加率 (b)/(a)	1.01	1.20	1.08	1.11	1.09

※ 各流域における有効流出量等については、今後の検討の中で変更となる可能性があります。

## 6.5.5 評価

### (1) 工事中の建設行為等の実施に伴い変化する湧水の分布及び流量

対象事業実施区域においては、横浜市の土地区画整理事業によって造成が行われるため、本博覧会では必要に応じて不陸の整正や整地作業などを実施して施設整備を行う計画です。施設の整備にあたり、構造物の基礎設置のための掘削などの作業土工を行います。帯水層を遮断するような連続的な土地の改変は行わないため、帯水層への影響は小さいものと考えられます。また、計画構造物は湧水源（湧水調査地点 1～8）から離れているため、本博覧会で湧水源（湧水調査地点 1～8）の直接改変をすることはありません。

和泉川源流域（湧水調査地点 1～6）は、当該地に降った雨が伏流水として、地形の起伏によって地表に流出したものと考えられるため、現況の地形、地層を保全することで水路への流れを保全するとともに、瀬谷市民の森に隣接する既存樹林地を保全することで、和泉川源流域の湧水の流量を維持します。以上より、本博覧会による和泉川源流域の湧水の分布及び流量への影響は小さいと予測します。

堀谷戸川源流域（湧水調査地点 7、8）は、対象事業実施区域北東部に草地主体の疎林により構成される樹林地が分布していることから、横浜市の土地区画整理事業で既存樹林を可能な限り保全します。また、堀谷戸川の集水域は、対象事業実施区域外の北東側にも広がっており、土地区画整理事業実施区域内では、横浜市の土地区画整理事業において必要な環境保全措置が実施され、湧水の流量への影響が低減されます。土地区画整理事業実施区域外では、畑雑草群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林等がまとまって分布しており、水源の涵養及び堀谷戸川への供給は維持されることが考えられます。以上より、本博覧会による堀谷戸川源流域の湧水の分布及び流量への影響は小さいと予測します。

加えて、環境保全措置として、横浜市の土地区画整理事業により保全される地形や樹林地等をいかし、既存樹の移植、郷土種を用いた多様な植物の植栽や、表土の保全・活用に努めるほか、庭園や屋外展示、環境植栽等の整備を計画している範囲では、裸地を早期緑化して雨水の地中浸透量を確保します。

以上により、環境保全目標「湧水の分布及び流量の変化を最小限とすること。」は達成されるものと評価します。

### (2) 開催中の会場施設等の存在に伴い変化する湧水及び河川の流量

本博覧会では、横浜市の土地区画整理事業により保全される地形や樹林地等をいかしながら、博覧会の開催に必要な施設の整備を行う計画であり、水利用・排水処理は公営上水道、公共下水道を利用し、地下水の揚水は行わない計画です。また、横浜市は雨水流出抑制のため、本博覧会の対象事業実施区域も含め、土地区画整理区域内に調整池を整備することになっています。各調整池からの最大流出量は下流河川の許容放流量以下となるよう調整されることから、降雨時において各河川下流の流量に著しい影響が及ぶことはないかと予測します。

和泉川源流域（湧水調査地点 1～6、河川調査地点 6）の雨水流出係数は、本博覧会の開催中においては0.54になると予測します。本博覧会では、湧水及び河川への影響を軽減させるため、浸透枿等の雨水浸透貯留施設を設置することで、本博覧会による整備前からの流出量の増加率を一定程度減少させることができると予測します（1.12倍から1.01倍に低減（表 6.5-17（p. 6.5-26）参照））。なお、横浜市は環境保全措置として湧水起源の小水路環境の創出、その周辺で確認された動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池（調整池4）を整

備する計画であり、瀬谷市民の森等に隣接する既存樹林地も保全することになっています。横浜市の公園整備事業による園路等の範囲においては、礫間貯留、バイオスウェル、透水性舗装等の浸透・貯留施設を整備し、維持管理を行うことになっています。以上のことから、本事業による湧水の流量への影響は小さく、和泉川下流の河川の流量への影響も小さいと予測します。

堀谷戸川源流域（湧水調査地点 7、8、河川調査地点 5）の雨水流出係数は、透水性舗装等の整備により、本博覧会の開催中においては、0.63になると予測します。本博覧会では、湧水及び河川への影響を軽減させるため、浸透枮等の雨水浸透貯留施設を設置することで、本博覧会による整備前からの流出量の増加率を一定程度減少させることができると予測します（1.27倍から1.20倍に低減（表 6.5-17（p.6.5-26）参照））。なお、堀谷戸川の集水域は、対象事業実施区域外の北東側にも広がっており、土地区画整理事業実施区域内の地点 8 周辺では、旧上瀬谷通信施設の土地利用計画の基本方針によると、現況の環境に配慮した土地利用がなされる計画となっています。また、土地区画整理事業実施区域内の地点 7 周辺では、横浜市の土地区画整理事業において必要な環境保全措置が実施され、湧水の流量への影響が低減されます。土地区画整理事業実施区域外では、畑雑草群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林等がまとまって分布しており、水源の涵養及び堀谷戸川への供給は維持されると考えられることから、本事業による湧水の流量への影響は小さく、堀谷戸川下流の河川の流量への影響も小さいと予測します。

大門川流域（河川調査地点 1、2）における雨水流出係数は、本博覧会の開催中においては、0.71になると予測します。本博覧会では、湧水及び河川への影響を軽減させるため、浸透枮や浸透トレンチ等の雨水浸透貯留施設を設置することで、本博覧会による整備前からの流出量の増加率を一定程度減少させることができると予測します（1.41倍から1.08倍に低減（表 6.5-17（p.6.5-26）参照））。なお、大門川の集水域は、対象事業実施区域外に広がっており、大部分が農業振興地区であるため、対象事業実施区域外の集水域からの水源涵養も期待できます。以上のことから、本事業による大門川の河川の流量への影響は小さいものと予測します。

相沢川流域（河川調査地点 3、4）における雨水流出係数は、本博覧会の開催中においては0.62になると予測します。本博覧会では、湧水及び河川への影響を軽減させるため、浸透枮や浸透トレンチ等の雨水浸透貯留施設を設置することで、本博覧会による整備前からの流出量の増加率を一定程度減少させることができると予測します（1.28倍から1.11倍に低減（表 6.5-17（p.6.5-26）参照））。なお、横浜市により環境保全措置として保全対象種の生息環境（湿地環境と草地環境）が整備される計画です。横浜市の公園整備事業の園路等の範囲においては、礫間貯留、バイオスウェル、透水性舗装等の浸透・貯留施設を整備し、維持管理を行うことになっています。以上のことから、本事業による相沢川の河川の流量への影響の程度は小さいものと予測します。

加えて、環境保全措置として、横浜市の土地区画整理事業により保全される地形や樹林地等をいかし、既存樹の移植、郷土種を用いた多様な植物の植栽や、表土の保全・活用に努めるなど、雨水の地下浸透量の確保に努めます。

以上により、環境保全目標である「湧水の分布及び流量並びに河川の流量の変化を最小限とすること。」は達成されるものと評価します。なお、本博覧会は半年間の開催であり、開催後は建築物、庭園、駐車場などの仮施設は速やかに撤去し、返還することになります。博覧会開催後は、本博覧会の対象事業実施区域の大半が横浜市の公園となりますが、公園整備



事業についても環境影響評価手続きが行われています。

### (3) 開催中の会場施設等の存在及び植栽等の管理に伴う河川の流量の変化

本博覧会では、横浜市の土地区画整理事業により保全される地形や樹林地等をいかしながら、博覧会の開催に必要な施設の整備を行う計画であり、水利用については、公営上水道を基本とし、排水処理は公共下水道を利用します。

植栽管理においては、庭園や植栽等への灌水は主として水道水を利用する計画であり、河川の表流水の利用は限定的であることから、下流河川の流量に対する影響は生じないものと予測します。なお、植物への灌水は主として地下浸透するものと考えます。

以上により、環境保全目標である「河川の流量の変化を最小限とすること。」は達成されるものと評価します。なお、本博覧会は半年間の開催であり、開催後は建築物、庭園、駐車場などの仮施設は速やかに撤去し、返還することになります。博覧会開催後は、本博覧会の対象事業実施区域の大半が横浜市のパークとなりませんが、公園整備事業についても環境影響評価手続きが行われています。



## 6.6 廃棄物・建設発生土（一般廃棄物、産業廃棄物）



## 6.6 廃棄物・建設発生土（一般廃棄物、産業廃棄物）

本博覧会の実施により、工事中は建設行為等の実施、開催中は施設の供用及び外来植物を含む植栽等の管理、撤去中は仮設施設等の撤去により、一般廃棄物及び産業廃棄物の発生が想定されます。

このことから、本博覧会の工事中、開催中及び撤去中に発生する廃棄物等の発生量を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

### 【工事及び撤去により発生する一般廃棄物、産業廃棄物】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度の本博覧会の開催地である横浜市における事業系ごみ（一般廃棄物）の量は、275,860t、資源化量は66,174tとなっています。</li> <li>令和2年度の本博覧会の開催地である横浜市内における産業廃棄物発生量は、約9,556千t（前年度比約0.3%増加）であり、減量化量は約6,602千t、再生利用量は約2,665千t、最終処分量は約290千tで、最終処分率は3.0%となっています。</li> </ul>	p. 6.6-5 ～6.6-11
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事及び撤去により発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の発生抑制・再利用・再資源化、並びにこれらの適正な処理が行われること。</li> </ul>	p. 6.6-12
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物については、工事中においては、会場整備のため植物を搬入することで植物残渣が発生しますが、工事中における植物残渣等の一般廃棄物の発生量は極めて少ないと予測します。植栽や庭園の撤去に伴う一般廃棄物の発生量は、合計で14.2tと予測します。</li> <li>工事中の産業廃棄物発生量は、公園施設の利活用や仮設施設のレンタル・リースの採用により、建築工事及び植栽管理で合計2,286.4tと予測します。発生した産業廃棄物について、各品目の再資源化率を適用すると処分量は259.3tと予測します。</li> <li>更なる産業廃棄物の削減に向けて、関連法令等を踏まえ、建築資材等の搬入における過剰な梱包を控えるとともに、工事現場内での分別保管の徹底、植物トレー等の返却やリサイクルの徹底を図ります。</li> <li>撤去中の産業廃棄物発生量は、公園施設の利活用や仮設施設のレンタル・リースの採用により、201,145.9tと予測します。発生した産業廃棄物の各品目の再資源化率を適用すると、処分量は408.1tになると予測します。</li> </ul>	p. 6.6-19 ～6.6-20

【工事及び撤去により発生する一般廃棄物、産業廃棄物】つづき

項目	結果等の概要	参照頁
環境の保全のための措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会場施設については公園施設を利活用するとともに、仮設施設はレンタル・リースを採用することで、工事及び撤去により発生する産業廃棄物を削減します。</li> <li>・会場整備のため植物を搬入しますが、一般廃棄物である植物残渣等については、国際博覧会に関する条約等（以下、「条約等」といいます。）に基づき焼却等処分が必要なものを除き可能な限り堆肥化するとともに、植物トレーやポット等の産業廃棄物についてはリユース（返却）を推進します。</li> <li>・建設資材等の搬入にあたっては、過剰な梱包を控え、産業廃棄物の発生抑制を図ります。</li> <li>・工事現場内に産業廃棄物保管場所を設置して、飛散防止や分別保管に配慮することで、再利用・再資源化に寄与します。</li> <li>・工事関係者に対して、廃棄物の減量化及び分別の徹底を啓発します。</li> <li>・特定建設資材廃棄物については「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、工事現場内で分別を行い、極力再資源化に努めます。</li> <li>・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、許可を有する産業廃棄物処理業者に委託し、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付の上、運搬・処分先を明確にして、適正に処理します。</li> <li>・産業廃棄物の搬出運搬時には、荷崩れや飛散等が生じないように荷台サイドカバーを使用する等適切な対策を講じます。</li> <li>・「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づきプラスチック類等を確実に分別しリサイクルを行えるようにします。</li> <li>・本博覧会では、AIPH の規則等に基づき、今後、サステナビリティ戦略等を策定し、廃棄物の削減等に関する取組を進めていきます。</li> </ul>	p. 6. 6-26
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予測結果を踏まえ、影響低減に向けた環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「建設行為等の実施及び仮設施設の撤去により発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の発生抑制・再利用・再資源化、並びにこれらの適正な処理が行われること。」は達成されるものと考えます。</li> </ul>	p. 6. 6-29

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【開催により発生する一般廃棄物、産業廃棄物】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度の本博覧会の開催地である横浜市における事業系ごみ（一般廃棄物）の量は、275,860t、資源化量は66,174tとなっています。</li> <li>令和2年度の本博覧会の開催地である横浜市内における産業廃棄物発生量は、約9,556千t（前年度比約0.3%増加）であり、減量化量は約6,602千t、再生利用量は約2,665千t、最終処分量は約290千tで、最終処分量率は3.0%となっています。</li> </ul>	p. 6.6-5 ～6.6-11
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>開催に伴い発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用、並びにこれらの適正な処理が行われること。</li> </ul>	p. 6.6-12
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>本博覧会の開催中に発生する一般廃棄物は3,158.7t、発生した一般廃棄物について各品目の再資源化率を適用すると、処分量は2,277.0tと予測します。</li> <li>本博覧会の開催中に発生する産業廃棄物は1,174.9t、発生した産業廃棄物について各品目の再資源化率を適用すると、処分量は320.8tと予測します。</li> <li>本博覧会の開催中に発生する廃棄物は分別収集し、取り扱い廃棄物の種類に応じ、許可を受けた収集運搬業者及び処分業者等に委託し、適正に処理します。</li> </ul>	p. 6.6-25
環境の保全のための措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>来場者や出展者等に対し、食品ロスの削減やごみ分別の徹底など廃棄物の発生抑制及び分別について周知を図ります。</li> <li>花壇や植栽などから発生する植物残渣については、条約等に基づき焼却等処分が必要なものを除き可能な限り堆肥化を進めるとともに、植物トレーやポット等の産業廃棄物についてはリユース（返却）を推進します。</li> <li>発生した廃棄物は分別し、再資源化可能なものについては、再資源化に努めます。再資源化が困難なものは、取り扱い廃棄物の種類に応じ、許可を受けた収集運搬業者及び処分業者等に委託し、適正に処理します。</li> <li>「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、再生可能素材のパッケージの使用や、飲食サービスにおけるリユース食器類の使用を推進するなど、ワンウェイプラスチックの排出削減に取り組みます。また、同法律に基づき、プラスチック類等を確実に分別しリサイクルを行えるようにします。</li> <li>一般廃棄物のリサイクルマネジメントシステム（量のモニタリング等）を実施します。</li> <li>本博覧会では、AIPHの規則等に基づき、今後、サステナビリティ戦略等を策定し、廃棄物の削減等に関する取組を進めていきます。</li> </ul>	p. 6.6-27
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測結果を踏まえ、影響低減に向けた環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「開催に伴い発生する廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用、並びにこれらの適正な処理が行われること。」は達成できるものと考えます。</li> </ul>	p. 6.6-29 ～6.6-30

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

## 6.6.1 調査

### (1) 調査項目

調査項目は、以下の内容としました。

- ① 廃棄物（一般廃棄物及び産業廃棄物）の処理処分の状況
  - ・種類別発生量
  - ・資源化の状況
  - ・廃棄物の処理状況
- ② 土地利用の状況
- ③ 関係法令・計画等

### (2) 調査地域・地点

調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺としました。

### (3) 調査時期

既存資料調査は、入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

### (4) 調査方法

#### ① 廃棄物の処理処分の状況

「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省 令和 2 年 1 月）、「横浜市環境管理計画年次報告書 資料編」（横浜市環境創造局政策課ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）、「神奈川県産業廃棄物実態調査」（神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧）、「令和 4 年度 事業概要」（横浜市資源循環局政策調整部政策調整課 令和 4 年 9 月）、「令和 3 年経済センサス 活動調査 速報」（総務省統計局 令和 4 年 9 月）等を整理しました。

#### ② 土地利用の状況

土地利用現況図等の既存資料による情報の収集・整理により調査しました。

#### ③ 関係法令・計画等

下記法令等の内容を整理しました。

- ・「循環型社会形成推進基本法」
- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）
- ・「資源の有効な利用の促進に関する法律」（資源有効利用促進法）
- ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）
- ・「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（プラスチック資源循環法）
- ・「神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」
- ・「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」
- ・「横浜市生活環境の保全等に関する条例」
- ・「神奈川県循環型社会づくり計画」
- ・「第 7 次横浜市産業廃棄物処理指導計画」
- ・「横浜市一般廃棄物処理基本計画～ヨコハマ 3 R 夢（スリム）プラン～」



## (5) 調査結果

### ① 廃棄物（一般廃棄物及び産業廃棄物）の処理処分の状況

廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物に大別されます。それぞれを、「ア. 産業廃棄物」、「イ. 一般廃棄物」として整理しました。

#### ア. 産業廃棄物

横浜市における産業廃棄物の発生量及び処理状況は、表 6.6-1 に示すとおりです。令和2年度の横浜市内における産業廃棄物発生量は、約 9,556 千 t（前年度比約 0.3%増）であり、減量化量は約 6,602 千 t、再生利用量は約 2,665 千 t、最終処分量は約 290 千 t で、最終処分率は 3.0%となっています。

表 6.6-1 産業廃棄物の状況（横浜市）

単位：千 t

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
発生量	10,000	10,635	10,595	9,523	9,556
減量化量	6,495	6,580	7,697	6,510	6,602
再生利用量	2,942	3,835	2,449	2,842	2,665
最終処分量	563	219	450	170	290

資料：「横浜市環境管理計画年次報告書 資料編」  
(横浜市環境創造局政策課ホームページ 令和 5 年 7 月閲覧)

平成 30 年度の横浜市の公共土木事業における産業廃棄物の再資源化率は、表 6.6-2 に示すとおりです。

アスファルト・コンクリート塊やコンクリート塊の排出ベースの再資源化率は 100%であり、その他の多くの項目についても再資源化が進んでいますが、廃プラスチック、廃石膏ボード、廃塩化ビニル管・継手については再資源化が進んでいない状況です。ただし、再資源化が進んでいない 3 項目については、発生量が少ない傾向にあります。

表 6.6-2 横浜市における建設廃棄物の発生量・再資源化率

単位：千 t

項目	発生量							再資源化等量	再資源化等率 (%)	
	現場内利用量	現場内減量化量	搬出量	搬出量						
				再資源化	減量化	最終処分				
公共土木 (横浜市)	アスファルト・コンクリート塊	300.5	0.9	0.0	299.6	299.6	0.0	0.0	299.6	100.0
	コンクリート塊	81.5	2.2	0.0	79.3	79.3	0.0	0.0	79.3	100.0
	汚泥	200.8	0.0	0.0	200.8	175.0	23.6	2.2	198.6	98.9
	建設混合廃棄物	3.2	0.0	0.0	3.2	2.5	0.2	0.4	2.8	87.1
	建設発生木材	0.9	0.0	0.0	0.9	0.9	0.0	0.0	0.9	99.9
	伐木材・除根材	2.9	0.0	0.0	2.9	2.9	0.0	0.0	2.9	98.8
	廃プラスチック	0.5	0.0	0.0	0.5	0.3	0.1	0.1	0.4	77.0
	紙くず	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	91.2
	金属くず	10.1	0.0	0.0	10.1	9.9	0.0	0.3	9.9	97.5
	廃石膏ボード	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	60.3
	廃塩化ビニル管・継手	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	29.8

注 1：再資源化等量：搬出量（再資源化）＋搬出量（減量化）

注 2：再資源化等率：搬出量全体に対する再資源化等量の割合

注 3：表示単位未満を端数処理しているため、発生量や搬出量の数値と、再資源化等の割合が一致しない場合があります。

資料：「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省 令和 2 年 1 月）

平成 30 年度の神奈川県における解体及び新築・増改築時の建設廃棄物の発生量・再資源化率は、表 6.6-3 に示すとおりです。

アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、発生木材、伐木材・除根材及び金属くずの搬出量ベースの再資源化率は 90%以上となっています。

表 6.6-3 神奈川県における解体及び新築・増改築時の建設廃棄物の発生量・再資源化率

単位：千 t

項目	①発生量							搬出ベース 再資源化等 (縮減を含む)		
	② 現場内 利用量	③ 現場内 減量化 量	④搬出量			⑦ 最終 処分	⑧ 量 ⑤+⑥	⑨ 率 (%) ⑧/④		
			⑤ 再 資源 化	⑥ 減 量 化 ( 縮 減 )						
解体	アスファルト・コンクリート塊	24.7	0.8	0.0	23.9	23.9	0.0	0.0	23.9	100.0
	コンクリート塊	608.9	61.2	0.0	547.7	547.7	0.0	0.0	547.7	100.0
	汚泥	33.2	0.1	0.0	33.1	24.3	3.4	5.4	27.7	83.7
	混合廃棄物	26.1	0.0	0.0	26.1	15.6	1.1	9.4	16.6	63.9
	発生木材	75.9	7.3	0.0	68.5	68.3	0.0	0.2	68.3	99.7
	伐木材・除根材	4.8	0.0	0.0	4.8	4.8	0.0	0.0	4.8	100.0
	廃プラスチック	3.0	0.0	0.0	3.0	1.7	0.7	0.6	2.5	81.3
	紙くず	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	43.4
	金属くず	35.3	0.0	0.0	35.3	34.6	0.0	0.7	34.6	98.0
	廃石膏ボード	7.2	0.0	0.0	7.2	5.4	0.0	1.8	5.4	75.6
	廃塩化ビニル管・継手	0.3	0.0	0.0	0.3	0.2	0.0	0.1	0.2	58.7
新築・ 増改築	アスファルト・コンクリート塊	76.2	1.4	0.0	74.8	74.8	0.0	0.0	74.8	100.0
	コンクリート塊	464.8	143.4	0.0	321.4	321.4	0.0	0.0	321.4	100.0
	汚泥	101.1	4.5	0.4	96.2	81.8	10.8	3.6	92.6	96.2
	混合廃棄物	48.6	0.0	0.0	48.6	39.4	3.5	5.7	42.9	88.2
	発生木材	42.2	0.3	0.0	41.9	37.4	0.8	3.8	38.1	91.0
	伐木材・除根材	19.6	0.0	0.0	19.6	19.2	0.2	0.1	19.4	99.4
	廃プラスチック	14.8	0.0	0.0	14.8	8.5	3.6	2.8	12.1	81.4
	紙くず	10.5	0.0	0.0	10.5	8.1	2.2	0.2	10.3	98.0
	金属くず	14.9	0.0	0.0	14.9	14.6	0.0	0.3	14.6	97.9
	廃石膏ボード	34.3	0.0	0.0	34.3	21.6	0.0	12.7	21.6	63.0
	廃塩化ビニル管・継手	1.0	0.0	0.0	1.0	0.6	0.0	0.4	0.6	58.7

注 1：表示単位未満を端数処理しているため、発生量や搬出量の数値と、再資源化等の割合が一致しない場合があります。

注 2：木造・非木造の合計値を示しています。

資料：「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」(国土交通省 令和 2 年 1 月)

## イ. 一般廃棄物

横浜市における事業系ごみと資源の総量及び事業所数の推移は、表 6.6-4 に示すとおりです。

令和3年度の横浜市における事業系ごみ（一般廃棄物）の量は、275,860t、資源化量は66,174t となっています。

横浜市における事業系ごみ（一般廃棄物）の量は概ね減少傾向にあり、資源化量は概ね増加傾向にあります。

表 6.6-4 事業系ごみと資源の総量及び事業所数の推移

項目	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
ごみ量 (t)	303,822	301,053	309,066	270,434	275,860
資源化量 (t)	52,647	58,227	67,296	65,100	66,174
事業所数	-	-	-	-	115,877

資料：「令和4年度 事業概要」（横浜市資源循環局政策調整部政策調整課 令和4年9月）

「令和3年経済センサス 活動調査 速報」（総務省統計局 令和4年9月）

## ② 土地利用の状況

対象事業実施区域は、「第3章 3.3.2 土地利用の状況 図 3.3-1 土地利用現況図」（p.3-111 参照）に示したとおり、対象事業実施区域内はそのほとんどがその他の農用地です。対象事業実施区域周辺の南側から西側にかけて高層建物及び低層建物、北側は、土地区画整理事業実施区域内はその他の農用地、さらに北側は工場となっており、物流施設が集積しています。対象事業実施区域の南東側は森林及びゴルフ場となっています。

用途地域の指定状況は、「第3章 3.3.2 土地利用の状況 図 3.3-5 用途地域図」（p.3-115 参照）に示したとおり、対象事業実施区域の全てが市街化調整区域に指定されています。また、対象事業実施区域の周辺は、市街化調整区域、第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域に指定されています。

## ③ 関係法令・計画等

### ア. 「循環型社会形成推進基本法」（平成12年6月 法律第110号）

この法律は、「環境基本法」の基本理念にのっとり、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とするものです。

「循環型社会」とは、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会を指しており、法律では国、地方公共団体、事業者及び国民が適切な役割分担の下で、必要な措置を講じることや、原材料、製品等が循環的な利用または処分に伴う環境への負荷ができる限り低減されるよう、提言されています。

### イ. 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月 法律第137号）

この法律は、廃棄物の排出を抑制するとともに、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理により、生活環境の保全や公衆衛生の向上を図ることを目的とするものです。

この法律では、廃棄物処理について「事業者自らの責任において適正に処理すること」が

定められており、一般廃棄物の運搬または処分を他人に委託する場合には、運搬については廃棄物処理法に基づく一般廃棄物収集運搬等の許可を受けた者に、また、処分については廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処分業の許可を受けた者に委託しなければならないと定められています。

また、産業廃棄物の運搬または処分を他人に委託する場合には、運搬については廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集運搬等の許可を受けた者に、また、処分については廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分業の許可を受けた者に委託しなければならないと定められています。

なお、産業廃棄物の運搬または処分を委託する場合は、産業廃棄物管理票を交付することが義務づけられています。

#### ウ．「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成3年4月 法律第48号)

この法律は、国民経済の発展に伴い資源が大量に使用されていることにより、使用済物品等や建設副産物が大量に発生し、その相当部分が廃棄、または利用されずに廃棄されている状況を踏まえ、循環型社会を形成していくために必要な3R(リデュース・リユース・リサイクル)の取組を総合的に推進していくものです。

特に、建設工事の発注者は、その建設工事の発注を行うに際し、原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品を利用するよう努めることのほか、建設工事に係る副産物の全部若しくは一部を再生資源として利用することを促進するよう努めなければならないとされています。

#### エ．「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月 法律第104号)

この法律は、建設工事に係る特定の建設資材(コンクリート、アスファルト、木材等)について、その分別解体等や再資源化等を促進すること等により、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るものです。

特に、発注者は、工事着手の7日前までに、分別解体等の計画等を都道府県知事に届け出る必要があり、再資源化により得られた建設資材の使用等、分別解体等、建設資材廃棄物の再資源化等の促進に努めなければならないとされています。

#### オ．「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(令和3年6月 法律第60号)

この法律は、国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講ずることにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。主な措置内容として、プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、「プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計」、「ワンウェイプラスチックの使用の合理化」、「プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化等」に関する基本方針を策定するとされています。また、「設計・製造」、「販売・提供」、「排出・回収・リサイクル」の各主体に関して個別の措置事項を講じるとされています。

カ. 「神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」

(平成 18 年 12 月 神奈川県条例第 67 号)

この条例は、神奈川県環境基本条例の本旨を達成するため、廃棄物の不適正処理の防止に関する施策の実施その他必要な事項を定めることにより、廃棄物に係る環境への負荷の低減を図り、もって良好な生活環境を保全することを目的とするものです。

条例では事業者の責務として、事業活動に伴う廃棄物の発生抑制等に努めることや適正な処分の実施が定められています。

キ. 「横浜市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」

(平成 4 年 9 月 横浜市条例第 44 号)

この条例では、資源の有効な利用、快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、横浜市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持を推進するために必要な事項が定められています。

この条例に基づき、事業用大規模建築物の所有者は、事業系廃棄物の処理に関して「減量化・資源化等計画書」を毎年 1 回、市長に提出する必要があります。また、事業用大規模建築物については、事業系廃棄物の保管場所の設置を義務づけています。

ク. 「横浜市生活環境の保全等に関する条例」(平成 14 年 12 月 横浜市条例第 58 号)

この条例は、横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例(横浜市条例第 17 号 平成 7 年 3 月)の趣旨にのっとり、事業所の設置についての規制、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置その他の環境への負荷の低減を図るために必要な事項を定めることにより、現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活環境を保全することを目的とするものです。

上記の目的を達成するため、工場等を原因とする大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭、地盤沈下、土壌汚染の従来型の公害問題に加え、人の活動に起因する環境に加えられる影響や、地球温暖化問題をはじめとする環境問題についても条例の対象とし、市、事業者及び市民の責務を定めています。

ケ. 「神奈川県循環型社会づくり計画」(神奈川県 平成 29 年 3 月改定)

この計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 5 条の 5 第 1 項の規定に基づき、神奈川県内の一般廃棄物・産業廃棄物の減量その他その適正な処理に関する法定計画です。

天然資源の消費を抑制し、生存基盤である環境への負荷をできるだけ少なくする持続可能な社会を作る必要性から、もの・資源を大切に、廃棄物を限りなく少なくする生活や産業活動が営まれるとともに、廃棄物の排出者だけでなく製造者も一定の責任を果たすという「拡大生産者責任」の考え方も取り入れた、循環型社会の実現を目標として策定されています。

この計画では、表 6.6-5 に示すとおり排出量に着目した「家庭から排出される生活系ごみ」と、「事業活動による廃棄物(事業系一般廃棄物と産業廃棄物)」の原単位を用いた目標を設定しています。

表 6.6-5 計画目標

項目		平成 26 年度実績	平成 33 年度目標値
目標 1	生活系ごみ 1 人 1 日当たりの排出量	681g/人・日	644g/人・日
目標 2	事業活動による廃棄物の 県内 GDP（県内総生産）当たりの排出量	55.0t/億円	53.6t/億円
目標 3	一般廃棄物の再生利用率	25.7%	31%
目標 4	製造業における産業廃棄物の再生利用率	43.5%	50%
目標 5	不法投棄等残存量	126,697t	前年度より減少 <sup>注1</sup>

注 1：不法投棄等の残存量を、毎年前年度より減少させることを目標として設定

コ. 「第 7 次横浜市産業廃棄物処理指導計画」（横浜市資源循環局 平成 28 年 3 月）

この計画は、横浜市内で発生又は処理される産業廃棄物の発生抑制、減量化・資源化、適正処理等を進めるため、横浜市の産業廃棄物行政の方向性や施策を体系化して示すものです。

「第 7 次横浜市産業廃棄物処理指導計画」は、平成 28 年度から平成 32 年度までを計画期間とし、「横浜市の産業廃棄物発生量の将来予測」、「国の法制度及び計画等の動向」、「横浜市の計画等の動向」、「第 6 次処理指導計画の取組状況」を踏まえて、以下の課題が整理されています。

- ・最終処分量の削減
- ・有害廃棄物の適正処理
- ・建設系廃棄物の適正処理
- ・災害廃棄物対策

これらの課題を受け、計画では、横浜市における産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理を推進するとともに、大規模災害が発生した後の速やかな復興を実現するために災害廃棄物対策に取組み、「持続可能な循環型社会の構築」を目指すことが基本理念として掲げられています。

サ. 「横浜市一般廃棄物処理基本計画～ヨコハマ 3 R 夢プラン～」

（横浜市 平成 23 年 1 月）

この計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条第 1 項の規定に基づき、横浜市内の一般廃棄物の処理について定めるもので、平成 37 年度までを見通した長期的な計画として策定されています。

この基本計画では、「市民・事業者・行政が更なる協働のもと、3R（廃棄物のリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の 3 つの R）を推進するとともに、ごみを適正に処理することで、限りある資源・エネルギーの有効活用と確保に努め、環境モデル都市として、環境負荷の低減と健全な財政運営が両立した持続可能な街を目指す。」という基本理念の下、廃棄物対策全般における環境負荷低減のための計画を策定しています。この計画においては、ごみの分別・リサイクルの徹底と適正処理等についての事業者の役割や具体的取組が定められています。

## 6.6.2 環境保全目標の設定

廃棄物（一般廃棄物及び産業廃棄物）に係る環境保全目標は、表 6.6-6 に示すとおり設定しました。

表 6.6-6 環境保全目標(廃棄物)

区分	環境保全目標
【工事中】 建設行為の実施 【撤去中】 仮設施設等の撤去	・ 工事及び撤去により発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の発生抑制・再利用・再資源化、並びにこれらの適正な処理が行われること。
【開催中】 施設の供用 外来植物を含む植栽等の管理	・ 開催に伴い発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の発生抑制・再利用・再生利用、並びにこれらの適正な処理が行われること。



### 6.6.3 予測

#### (1) 工事及び撤去の実施により発生する一般廃棄物、産業廃棄物

##### ① 予測項目

予測項目は、工事及び撤去の実施により発生する一般廃棄物と産業廃棄物としました。

##### ② 予測地域・地点

予測地域は、対象事業実施区域内としました。

##### ③ 予測時期

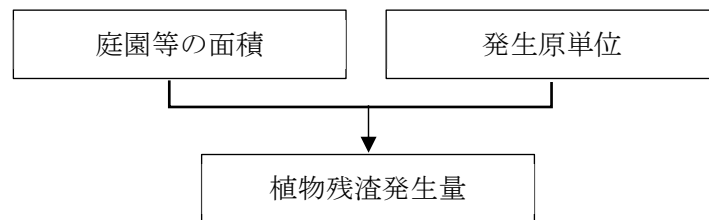
予測時期は、工事及び撤去期間全体としました。

##### ④ 予測方法

###### ア. 予測手順

予測手順は、図 6.6-1 に示すとおりです。

###### 【一般廃棄物】



###### 【産業廃棄物】

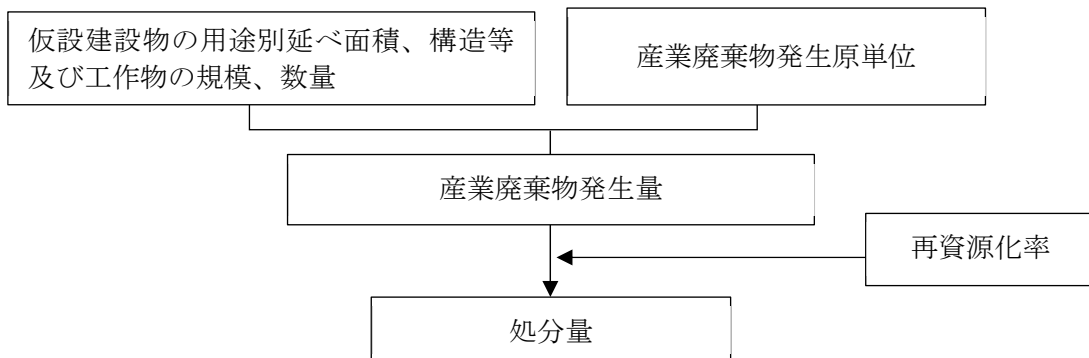


図 6.6-1 予測手順（一般廃棄物、産業廃棄物）

###### イ. 予測手法

工事及び撤去の実施により発生する一般廃棄物は、庭園等の面積と植物残渣の発生原単位から予測しました。

工事及び撤去の実施に伴う産業廃棄物発生量は、用途別延べ面積、構造等と廃棄物発生原単位から予測しました。建物の新築工事に伴う産業廃棄物の原単位は、「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書」（(社)日本建設業連合会 平成 24 年 11 月）に基づき、構造等に該当する

値を設定しました。

工事中及び撤去中に発生する産業廃棄物の処分量は、「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」(国土交通省 令和 2 年 1 月)等の既存資料を基に設定した再資源化率が適用される場合を想定して発生量に乗ずることで算出しました。

## ⑤ 予測条件

### ア. 計画施設の概要

本博覧会の実施に伴い、新たに建設する計画建築物の用途別延べ面積は、表 6.6-7 に示すとおりです。本博覧会においては、横浜市の公園整備等による恒久施設等の一部を活用しますが、それ以外の建設する建築物等はすべて仮設であり、本博覧会の終了後に撤去します。

また、建築物以外に園路・広場や駐車場・バスターミナル及び照明灯を設置します。これらの仮設工作物の名称、主な素材、規模は表 6.6-8 に示すとおりです。

表 6.6-7 建築物の概要

施設区分	延べ面積 (㎡)
屋内展示施設	9,500 (6,250)
催事施設	1,500
サービス施設	7,000
営業施設	13,000
管理運営施設等(事務所、倉庫)	17,000
その他(屋外出展(建築物)等)	36,700
合計	84,700 (6,250)

注 1 : AIPH 規則に基づき、建築規模(展示建築施設を除く)は会場区域の面積(約 75.2ha)の 10%を上限として計画した場合の面積としました。

注 2 : 屋内展示施設及び合計には、( )内の公園整備事業の恒久施設 6,250 ㎡を含みます。

表 6.6-8 仮設工作物の概要

分類	主な素材	規模	数量
舗装(園路、広場)	アスファルト、インターロッキング	舗装厚 5 cm、路盤厚 15 cm と想定	126,600 ㎡
舗装(駐車場・バスターミナル)	アスファルト舗装	舗装厚 5 cm、路盤厚 15 cm と想定	400,000 ㎡
浸透柵	砕石、コンクリート	85cm×85 cm、深さ 1.34m と想定	512 基
浸透トレンチ	砕石、コンクリート	幅 40 cm、深さ 40 cm と想定	6,430m
照明灯(駐車場・バスターミナル)	アルミ合金、コンクリート	ポール高さ 4.5m、重量 30 kg と想定 基礎：50cm×50cm、深さ 1.1m と想定	668 基

注 1 : 仮設工作物の概要は、現時点の想定であり、変更になる可能性があります。

注 2 : 駐車場・バスターミナルの面積は安全側での予測とするため面積は最大 42.9ha (429,000 ㎡)のうち、植栽帯を除く 40ha (400,000 ㎡)について、アスファルト舗装(舗装厚 5 cm、路盤厚 15 cm)を行うものとして想定しました。照明灯は駐車場・バスターミナルの舗装部分に設置する計画ですが、設置面積が小さいため照明分の面積は差し引いていません。

イ. 発生原単位

A 工事及び撤去実施に伴い発生する一般廃棄物

仮施設等の撤去に伴い発生する一般廃棄物として、花壇や植栽等からの植物残渣が発生すると想定します。

植物残渣の発生量については、「都市由来植物廃材のエネルギー利用手法等に関する技術資料、国総研資料第 845 号」において整理された公園事業の年間での刈草発生量 (1,305kg/m<sup>2</sup>) をもとに、月当たりの刈草発生量 108.7g/m<sup>2</sup>を植え付け 1 回分の植物残渣発生原単位と設定しました。

$$\text{植物残渣発生原単位} : 1,305 \text{ kg} / (\text{m}^2 \cdot \text{年}) \div 12 \text{ か月} = 108.7 \text{ g} / \text{m}^2$$

B 建築物の建設及び仮設工作物の設置に伴い発生する産業廃棄物

工事の実施に伴い発生する産業廃棄物の品目別発生原単位は、「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書」((社)日本建設業連合会 平成 24 年 11 月) より整理しました。

各施設の用途を踏まえ、発生原単位については表 6.6-9(1)(2)のとおりとしました。

表 6.6-9(1) 施設区分ごとの発生原単位区分

施設区分	発生原単位区分
展示建築施設	店舗 <sup>注1</sup>
催事施設	
サービス施設	
営業施設	
その他(屋外出展(建築物)等)	
管理運営施設等(事務所、倉庫)	事務所 <sup>注1</sup>

注 1 : 店舗及び事務所は、S 造、3,000 m<sup>2</sup>未満として算定しました。

表 6.6-9(2) 品目別発生原単位

廃棄物の種類	発生原単位 (kg/m <sup>2</sup> )	
	事務所	店舗
コンクリート塊	8.9	9.9
アスファルト・コンクリート塊	0.7	1.2
ガラス陶磁器	1.5	2.5
廃プラスチック	1.2	1.6
金属くず	1.5	1.2
木くず	2.1	2.5
紙くず	1.6	1.4
廃石膏ボード	3.4	2.8
その他	3.0	2.3
混合廃棄物	12.1	13.6

注 1 : 「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書」((社)日本建設業連合会 平成 24 年 11 月)において、管理運営施設は、「事務所」、その他の施設は「店舗」の値を引用しました。

注 2 : 計画段階で構造形式が未定ではありますが、本博覧会の施設は仮設建築物であるため、現時点では S 造としました。

注 3 : 廃棄物の種類は、「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」(国土交通省 令和 2 年 1 月)の表記に統一し、次のとおりとしました。

コンクリートがら : コンクリート塊 アスコンがら : アスファルト・コンクリート塊 石膏ボード : 廃石膏ボード

資料 : 「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書」((社)日本建設業連合会 平成 24 年 11 月)

「建築資材リサイクルシステム調査研究報告書」((社)日本建材産業協会 平成 16 年 3 月)

C 仮設建築物及び工作物の撤去に伴い発生する産業廃棄物

撤去の実施に伴い発生する産業廃棄物のうち、仮設建築物の撤去により発生する廃棄物の品目別発生原単位は、「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」（国土交通省 令和 2 年 1 月）より整理しました。

本博覧会の施設は仮設施設であるため、表 6.6-10 に示す原単位の 30%としました。

表 6.6-10 解体時の品目別発生原単位

品目	原単位(kg/m <sup>2</sup> )
コンクリート塊	1,012.3
混合廃棄物	29.3
発生木材	8.0
廃プラスチック	2.5
紙くず	0.1
金属くず	57.0
廃石膏ボード	7.7
廃塩化ビニル管・継手	0.4

注 1：本博覧会の施設は仮設施設であるため、ここに示す原単位の 30%を解体時の発生原単位として廃棄物排出量を算定しました。

注 2：アスファルト舗装撤去に伴いアスファルト・コンクリート塊の発生が想定されますが、後述のとおり発生原単位を用いず発生量を算定するため、本表には原単位を掲載しておりません。

資料：「平成 30 年度建設副産物実態調査結果（建設副産物の発生原単位）」（国土交通省 令和 2 年 1 月）より、「建築（解体・非木造）」の神奈川県値を適用しました。

駐車場・バスターミナル及び園路・広場の撤去により発生する廃棄物については、アスファルト舗装及び路盤の体積から質量を求めることとし、以下の予測式を用いました。

（アスファルト舗装撤去に伴う廃棄物）

舗装面積（m<sup>2</sup>） × 0.05（舗装厚 5cm） × 2,350（kg/m<sup>3</sup>、単位体積質量）

単位体積質量出典：「公園緑地整備工事数量算出等要領」（令和元年 7 月、横浜市環境創造局）

（路盤撤去に伴う廃棄物）

舗装面積（m<sup>2</sup>） × 0.15（路盤厚 15 cm） × 1,700（kg/m<sup>3</sup>、単位体積質量）

単位体積質量出典：類似事例使用実績より

浸透枘及び浸透トレンチの撤去により発生する廃棄物については、撤去される主な廃棄物である砕石（単粒砕石）の体積から質量を求めることとし、以下の予測式を用いました。

（浸透枘撤去に伴う廃棄物）

$$\begin{aligned} & \text{浸透枘に用いる砕石の重量 (t)} \\ & = (\text{設置範囲の体積 (m}^3\text{)} - \text{浸透枘の体積 (m}^3\text{)}) \\ & \quad \times 1.5 \text{ (t/m}^3\text{、単位体積質量)} \times \text{設置基数} \end{aligned}$$

（浸透トレンチ撤去に伴う廃棄物）

$$\begin{aligned} & \text{浸透トレンチに用いる砕石の重量 (t)} \\ & = (\text{設置範囲の断面積 (m}^2\text{)} - \text{浸透管の断面積 (m}^2\text{)}) \times \text{設置延長 (m)} \\ & \quad \times 1.5 \text{ (t/m}^3\text{、単位体積質量)} \end{aligned}$$

注1：浸透枘径は450mm、高さは約1.2mと想定。

注2：浸透トレンチの浸透管の径は100mmと想定。

単位体積質量出典：経済産業省「砕石等動態統計調査」用語解説より

照明灯の撤去により発生する廃棄物については、照明灯ポールは1基あたりの重量（メーカーの参考値）を用いるとともに、基礎は体積から質量を求めることとし、以下の予測式を用いました。

（照明灯ポール撤去に伴う廃棄物）

$$\text{照明ポールの重量 (kg)} \times \text{設置基数}$$

（照明灯基礎撤去に伴う廃棄物）

$$\text{基礎の体積 (m}^3\text{)} \times 2,350 \text{ (kg/m}^3\text{、単位体積質量)} \times \text{設置基数}$$

単位体積質量出典：「公園緑地整備工事数量算出等要領」（令和元年7月、横浜市環境創造局）

ウ. 再資源化率

A 建築物の建設及び仮設建築物の設置に伴い発生する産業廃棄物

工事の実施に伴い発生する産業廃棄物の再資源化率は、表 6.6-11 に示すとおり、「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」(国土交通省 令和 2 年 1 月)等を基に設定した再資源化率が適用される場合を想定して、発生量に乗ずることで算出しました。

表 6.6-11 産業廃棄物の再資源化率

廃棄物の種類	再資源化率(%) 非木造	出典資料
コンクリート塊	100.0	①
アスファルト・コンクリート塊	100.0	①
ガラス陶磁器	87.2	②
廃プラスチック	82.6	①
金属くず	97.9	①
木くず	98.8	②
紙くず	97.6	①
廃石膏ボード	79.4	①
その他	95.5	③
混合廃棄物	87.4	①

注 1：廃棄物の種類は、「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」(国土交通省 令和 2 年 1 月)の表記に統一し、次のとおりとしました。

コンクリートがら：コンクリート塊 アスコンがら：アスファルト・コンクリート塊 石膏ボード：廃石膏ボード

資料：①「平成 30 年度建設副産物実態調査結果（建設廃棄物の再資源化等率）」(国土交通省 令和 2 年 1 月)より、「新築・増改築（非木造）」の神奈川県値を適用しました。

②「第 7 次横浜市産業廃棄物処理指導計画 平成 28 年度～平成 32 年度」(横浜市資源循環局 平成 28 年 3 月)より、「建設業における産業廃棄物の最終処分率（平成 32 年予測）」から算出した値を適用しました。

③「平成 24 年度建設副産物実態調査結果」(国土交通省 平成 26 年 3 月)より、「新築・増改築（非木造）」の神奈川県値を適用しました。

B 仮設建築物及び工作物の撤去に伴い発生する産業廃棄物

撤去の実施に伴い発生する産業廃棄物の再資源化率は、表 6.6-12 に示すとおり、「平成 30 年度建設副産物実態調査結果」(国土交通省 令和 2 年 1 月)を基に設定した再資源化率が適用される場合を想定して、発生量に乗ずることで算出しました。

表 6.6-12 産業廃棄物の再資源化率

品目	再資源化率(%)
コンクリート塊	100.0
アスファルト・コンクリート塊	100.0
混合廃棄物	53.5
建設発生木材	100.0
廃プラスチック	81.3
紙くず	97.9
金属くず	98.0
廃石膏ボード	75.0
廃塩化ビニル管・継手	58.7

資料：「平成 30 年度建設副産物実態調査結果（建設廃棄物の再資源化等率）」(国土交通省 令和 2 年 1 月)より、「解体（非木造）」の神奈川県値を適用しました。

## ⑥ 予測結果

### ア. 工事及び撤去の実施により発生する一般廃棄物

工事の実施に伴い発生する一般廃棄物は、植栽管理に伴い発生する花殻や剪定枝であり、植え付け直後で発生量は極めて少ないと想定されることから、発生量としては計上しないこととしました。

仮設施設等の撤去に伴い発生する一般廃棄物は、植物残渣が想定されます。植物残渣の発生量の予測結果は、表 6.6-13 に示すとおりであり、発生量は 14.2t と予測します。

表 6.6-13 撤去の実施により発生する一般廃棄物発生量

廃棄物種	排出原単位	面積 (m <sup>2</sup> )	発生量 (t)
植物残渣	108.7g/m <sup>2</sup> ・回	131,000	14.2

注1：撤去中は、庭園・花壇の1回あたりの植え付け量の植物残渣が排出されることとしました。

### イ. 工事及び撤去の実施により発生する産業廃棄物

工事及び撤去の実施に伴い発生する産業廃棄物の種類及び量の予測結果は、表 6.6-14～表 6.6-15 に示すとおりです。

本博覧会の建築物は、展示施設、催事施設、サービス施設、営業施設、管理運営施設及び屋外出展に係る建築物等より構成され、展示施設の一部は公園施設を利活用すること、仮設施設のレンタル・リース活用の対策を講じることにより、建築工事に伴う産業廃棄物は 2,163.3 t、処分量は 237.9 t と予測します。

なお、仮設施設はレンタル・リースを採用し基礎がない構造とするため、工事中のコンクリート塊の発生量はゼロとしました。

建築物のほか、工事中に植栽管理等その他の建設行為の実施により発生する植物トレー、ポット等の産業廃棄物については発生量が 123.2t、処分量は 21.4t と予測し、さらに返却やリサイクルを徹底することで一層の削減が可能と予測します。

これらをあわせた工事中の産業廃棄物の発生量は 2,286.4t、処分量は 259.3t と予測します。

建築物の撤去については、公園施設の利活用や仮設施設のレンタル・リース採用の対策を講じることにより、産業廃棄物の発生量は 2,471.2 t、処分量は 407.7 t と予測します。

なお、仮設施設はレンタル・リースを採用し基礎がない構造とするため、撤去中のコンクリート塊の発生量はゼロとしました。

園路・広場の舗装や駐車場・バスターミナルの舗装、浸透枡や浸透トレンチ、照明灯の撤去に伴う廃棄物の発生量は 198,674.8t、処分量は 0.4t と予測します。

これらをあわせた撤去中の産業廃棄物の発生量は 201,145.9t、処分量は 408.1t と予測します。

表 6.6-14 工事の実施により発生する産業廃棄物発生量及び処分量  
(公園施設利活用及び仮設施設のレンタル・リース化による対策後)

単位：t

区分	用途	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊	ガラス陶磁器	廃プラスチック	金属くず	木くず	紙くず	廃石膏ボード	その他	混合廃棄物
発生量 ①	仮設施設(仮設建築物)	0.0	0.0	179.1	118.7	99.2	189.3	113.2	229.9	192.3	1,041.4
	仮設施設設計	2,163.3 (処分量 237.9)									
	建設行為等(植物ポット・トレー)	0.0	0.0	0.0	123.2 <sup>注5</sup>	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	建設行為等計	123.2 (処分量 21.4)									
	合計	2,286.4									
再資源化率 (%) <sup>注1</sup> ②	非木造	100.0	100.0	87.2	82.6	97.9	98.8	97.6	79.4	95.5	87.4
処分量 ③ <sup>注2</sup>	合計	0.0	0.0	22.9	42.1	2.1	2.3	2.7	47.4	8.7	131.2
		259.3									

注1：再資源化率は、表 6.6-11 に示した再資源化率より設定しました。

注2：③=①-(①×②/100)

注3：四捨五入の関係から合計値が合わないことがあります。

注4：廃棄物の種類は、「平成30年度建設副産物実態調査結果」(国土交通省 令和2年1月)の表記に統一し、次のとおりとしました。

コンクリートから：コンクリート塊 アスコンから：アスファルト・コンクリート塊 石膏ボード：廃石膏ボード

注5：廃プラスチック(植物ポット・トレー)の発生量は、表 6.6-17 に示す植物植え替え作業量と表 6.6-18 に示す発生原単位を用いて、以下のとおり算出しました。

ポット：1個あたりの重量(2g/個)×植え付け1回あたりの植物ポット数(個)×1/1,000,000

トレー：1枚あたりの重量(300g/枚)×植え付け1回あたりの植物トレー数(枚)×1/1,000,000

表 6.6-15 撤去の実施により発生する産業廃棄物発生量及び処分量  
(公園施設利活用及び仮設施設のレンタル・リース化による対策後)

単位：t

区分	用途	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊	混合廃棄物	建設発生木材	廃プラスチック	紙くず	金属くず	廃石膏ボード	廃塩ビ管 <sup>注4</sup>	
発生量 ①	仮設施設(仮設建築物)	0.0	0.0	689.6	188.3	58.8	2.4	1,341.5	181.2	9.4	
	仮設施設設計	2,471.2 (処分量 407.7)									
	園路広場等(アスファルト・インターロッキング舗装、路盤)	32,283.0	14,875.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	駐車場・バスターミナル(アスファルト、路盤)	102,000.0	47,000.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	園路広場駐車場等(浸透柵、浸透トレンチ)	2,064.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	駐車場・バスターミナル(照明ポール、基礎)	431.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0	
	工作物計	136,779.2	61,875.5	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0	
	撤去合計	136,779.2	61,875.5	689.6	188.3	58.8	2.4	1,361.5	181.2	9.4	
		201,145.9									
再資源化率 (%) <sup>注1</sup> ②	非木造	100.0	100.0	53.5	100.0	81.3	97.9	98.0	75.0	58.7	
処分量 ③ <sup>注2</sup>	合計	0.0	0.0	320.7	0.0	11.0	0.0	27.2	45.3	3.9	
		408.1									

注1：再資源化率は、表 6.6-12 に示した再資源化率より設定しました。

注2：③=①-(①×②/100)

注3：四捨五入の関係から合計値が合わないことがあります。

注4：廃塩ビ管・継手は「廃塩ビ管」と表記しています。



## (2) 開催により発生する一般廃棄物、産業廃棄物

### ① 予測項目

予測項目は、本博覧会開催中の施設の供用及び植栽の管理により発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の発生量としました。

### ② 予測地域・地点

予測地域は、対象事業実施区域内としました。

### ③ 予測時期

予測時期は、開催期間全体としました。

### ④ 予測方法

#### ア. 予測手順

予測手順は、図 6.6-2 に示すとおりです。

#### 【一般廃棄物・産業廃棄物】

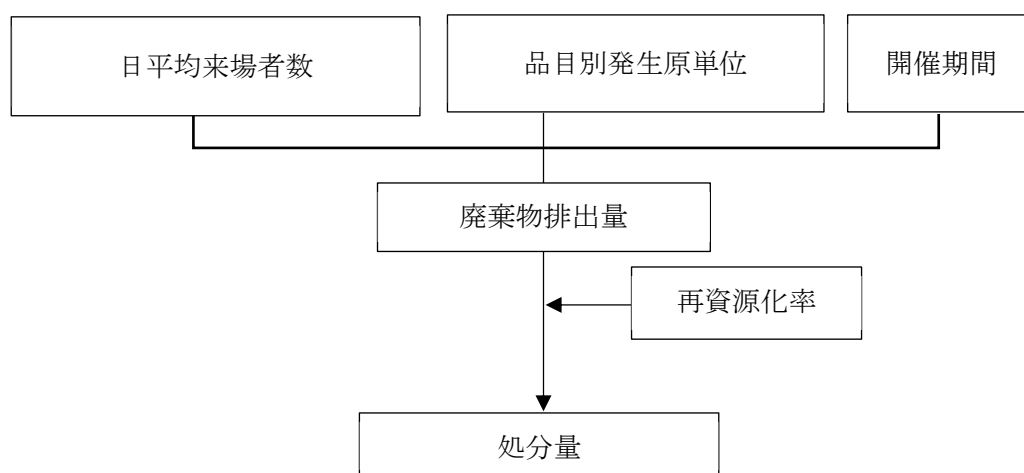


図 6.6-2 予測手順（一般廃棄物、産業廃棄物）

#### イ. 予測手法

施設の供用に伴い発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量は、類似事例等をもとに設定した一般廃棄物及び産業廃棄物排出量の原単位に、日平均来場者数及び開催期間（営業日数）を乗ずることで予測しました。

植栽の管理に伴い発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量は、事業計画及び類似事例等をもとに設定した一般廃棄物及び産業廃棄物排出量の原単位に予測条件（植え替えの回数、資材の数量等）を乗ずることで予測しました。

本博覧会の開催により発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の処分量は、上記の施設の供用に伴い発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量と、植栽の管理に伴い発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量を合計した値としました。

## ⑤ 予測条件

### ア. 来場者数、庭園等面積及び開催日数（活動量）

本博覧会の廃棄物の予測に用いる来場者数及び開催日数は表 6.6-16 に示すとおりです。

表 6.6-16 想定来場者数及び開催日数

項目	数量
想定来場者数	1,000 万人以上 <sup>注1</sup>
開催日数	192 日

注1：予測においては、12,823,000 人を用いて算定しました。

### イ. 植物植え替えに係る作業量等

本博覧会の廃棄物の予測に用いる植物植え替えに係る作業量等の想定は表 6.6-17 に示すとおりです。

表 6.6-17 植物植え替えの作業量

項目	数量
庭園等の面積 <sup>注1</sup>	131,000 m <sup>2</sup>
植栽株数	7,245,640 株/回
植え替え回数	計 4 回（初回+3 回のローテーション）
植物ポット数 <sup>注2</sup>	7,245,640 個/回
植物トレー数 <sup>注3</sup>	362,282 枚/回

注1：庭園面積については、現時点での想定であり、今後変更になる可能性があります

注2：1, 2 年草と球根類の植え替えごとの数量（植栽株数 7,245,640 株）をポット個数として設定しました。

注3：1 トレーあたり 20 ポットと想定しました。

ウ. 発生原単位及び排出量原単位

施設の供用及び植栽の管理に伴い発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量原単位のうち植物残渣、トレー及びポット以外の品目別発生原単位は、「2025 年日本国際博覧会 環境影響評価書」（令和4年6月、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会）で示された廃棄物原単位を用いることとし、表 6.6-18 に示すとおりとしました。植物残渣は、1回あたりの植え替え株数及び庭園等面積から原単位を設定しました。

表 6.6-18 事業系一般廃棄物及び産業廃棄物品目別発生原単位

廃棄物の種類	品目別発生原単位	
事業系 一般廃棄物	可燃ごみ <sup>注2</sup>	126.3g/人・日
	紙コップ	5.2g/人・日
	割り箸	0.1g/人・日
	パンフレット	2.7g/人・日
	新聞・チラシ	0.6g/人・日
	OA用紙	0.2g/人・日
	段ボール	53.9g/人・日
	食品残渣 <sup>注3</sup>	47.3g/人・日
	植物残渣 <sup>注4</sup>	108.7g/m <sup>2</sup> ・回
	不燃ごみ <sup>注5</sup>	6.7g/人・日
産業廃棄物	プラスチック類	17.5g/人・日
	ペットボトル	19.6g/人・日
	発泡スチロール	0.2g/人・日
	びん	19.2g/人・日
	アルミ缶	0.5g/人・日
	スチール缶	0.9g/人・日
	業務用缶	1.4g/人・日
	廃食用油	3.5g/人・日
	トレー <sup>注6</sup>	300g/枚
	ポット <sup>注7</sup>	2g/個

注1：発生原単位は、過去の国内で開催された国際博覧会（大阪万博、沖縄海洋博、つくば博、大阪園芸博、愛・地球博）における開催期間中の廃棄物排出量の原単位の平均値（306g/人）及び愛・地球博の種類別排出割合をもとに設定された「2025 年日本国際博覧会環境影響評価書」の発生原単位を参考とし、本博覧会独自の廃棄物を加えて設定しました。

注2：分別・再資源化可能な紙類、食品残渣以外の可燃ごみ（汚れた容器包装プラスチック等も含む）としました。

注3：飲食店から廃棄される食品残渣（生ごみ等）としました。

注4：日常的な管理作業、植替え作業（1、2年草・球根類の当初ローテーション）により発生するものとしました。

注5：分別・再資源化可能なかん、びん、ペットボトル等以外の不燃ごみとしました。

注6：ポット運搬用の資材としました。

注7：1、2年草、球根類用の資材としました。

## エ. 再資源化率

施設の供用及び植栽の管理により発生する一般廃棄物、産業廃棄物の再資源化率について、施設の供用に伴い発生する一般廃棄物、産業廃棄物は、会場区域内に整備する廃棄物保管施設にて分別保管、分別排出を図るほか、処理にあたっては、許可を受けた収集運搬業者及び処分業者等により、適正に処理される予定です。また、会場内で発生した廃棄物のうち再資源化が可能なものは、資源化・再利用に努めます。

施設の供用及び植栽の管理に伴い発生する事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の再資源化率は、表 6.6-19 に示す資料における資源化量実績値等を基に設定した再資源化率が適用される場合を想定して設定しました。

表 6.6-19 廃棄物の再資源化率

廃棄物の種類		再資源化率(%)	出典資料
事業系一般廃棄物	パンフレット・新聞・ チラシ・OA用紙・段ボール	86.3	①
	食品残渣	31.0	②
	植物残渣	77.1	⑧
	不燃ごみ	29.8	③
産業廃棄物	プラスチック類・発泡スチロール	62.0	④
	ペットボトル	86.0	⑤
	びん	77.0	④
	業務用缶・アルミ缶・スチール缶	100.0	⑥
	廃食用油	95.0	⑦
	トレー・ポット	62.0	④

資料：①「令和3年度オフィス発生古紙実態調査報告書」（令和4年6月、公益財団法人 古紙再生促進センター）より、種類別回収率（資源化率）を適用しました。

②「令和2年度食品廃棄物等の年間発生量及び食品循環資源の再生利用等実施率」（農林水産省ホームページ、令和5年4月閲覧）より、外食産業の再資源化率を適用しました。

③「横浜市環境管理計画年次報告書 資料編」（横浜市環境創造局政策課 令和4年12月）より、「産業廃棄物の発生量と処理状況の推移」における令和元年度の資源化量実績値から算出した値を適用しました。

④「令和4年度事業 産業廃棄物排出・処理状況調査報告書 令和3年度速報値」（令和5年3月、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）より、プラスチック類・発泡スチロール、トレー、ポットは「プラスチック類の再生利用率」、びんは「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」の再生利用率を適用しました。

⑤PETボトルリサイクル推進協議会ホームページ統計データより、2021年度のリサイクル率を適用しました。

⑥平成30年度廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書（環境省環境再生・資源循環局）から

⑦全国油脂事業協同組合連合会資料（令和3年度）から再資源化率を算出しました。

⑧植物残渣については、国際博覧会条約等に基づき焼却等処分が必要なものが発生します。今後の調整により数値が変更になる可能性があります。

## ⑥ 予測結果

施設の供用及び植栽の管理に伴い発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量は、表 6.6-20 に示すとおり、本博覧会の開催中に発生する一般廃棄物は 3,158.7t、そのうち再資源化量は 881.8t、処分量は 2,277.0t と予測します。

本博覧会の開催中に発生する産業廃棄物は 1,174.9t、そのうち再資源化量は 854.1t、処分量は 320.8t と予測します。

開催中に発生する一般廃棄物と産業廃棄物の発生量は合計で 4,333.6t、再資源化量は合計で 1,735.9t、処分量は合計で 2,597.7t と予測します。

本博覧会の開催中に発生する廃棄物は分別収集し、取り扱い廃棄物の種類に応じ、許可を受けた収集運搬業者及び処分業者等に委託し、適正に処理します。

表 6.6-20 開催中に発生する廃棄物量、再資源化量及び処分量

廃棄物の種類		廃棄物発生量 <sup>注2</sup> (t/期間)	再資源化量 <sup>注3</sup> (t/期間)	処分量 <sup>注4</sup> (t/期間)
事業系 一般廃棄物	可燃ごみ <sup>注1</sup>	1,687.5	0.0	1,687.5
	パンフレット・ 新聞・チラシ・ OA用紙・段ボール	736.0	635.2	100.8
	食品残渣	606.5	188.0	418.5
	植物残渣	42.7	32.9	9.8
	不燃ごみ	85.9	25.6	60.3
	合計	3,158.7	881.8	2,277.0
	産業廃棄物	プラスチック類・ 発泡スチロール	227.0	140.7
ペットボトル		251.3	216.1	35.2
びん		246.2	189.6	56.6
業務用缶・アルミ 缶・スチール缶		35.9	35.9	0.0
廃食用油		44.9	42.6	2.2
トレイ・ポット		369.6	229.2	140.4
合計		1,174.9	854.1	320.8
合計		4,333.6	1,735.9	2,597.7

注1：表 6.6-18 の紙コップ、割りばしを含みます。

注2：廃棄物発生量は、表 6.6-16～表 6.6-17 に示す活動量と表 6.6-18 に示す発生原単位から算出しました。

注3：再資源化量は、発生量に表 6.6-19 に示す再資源化率をかけて算出しました。

注4：発生量から再資源化量をひいて算出しました。

注5：小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

#### 6.6.4 環境の保全のための措置

##### (1) 工事及び撤去の実施により発生する一般廃棄物、産業廃棄物

環境の保全のための措置は、工事及び撤去の実施により発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の発生抑制・再利用・再資源化という観点から、表 6.6-21 に示す内容を実施します。

これら環境の保全のための措置は、工事期間中を通じて実施することで、産業廃棄物の処分量を減量化できるものと考えます。

表 6.6-21 環境の保全のための措置（工事及び撤去の実施により発生する廃棄物等）

区分	環境の保全のための措置
<p>【工事中】 建設行為の実施</p> <p>【撤去中】 仮施設等の撤去</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会場施設については公園施設を利活用するとともに、レンタル・リースの採用により、産業廃棄物の削減を進めます。</li> <li>・会場整備のため植物を搬入しますが、一般廃棄物である植物残渣等については、条約等に基づき焼却等処分が必要なものを除き可能な限り堆肥化するとともに、植物トレーやポット等の産業廃棄物についてはリユース（返却）を推進します。</li> <li>・建設資材等の搬入にあたっては、過剰な梱包を控え、産業廃棄物の発生抑制を図ります。</li> <li>・工事現場内に産業廃棄物保管場所を設置して、飛散防止や分別保管に配慮することで、再利用・再資源化に寄与します。</li> <li>・工事関係者に対して、廃棄物の減量化及び分別の徹底を啓発します。</li> <li>・特定建設資材廃棄物については「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、工事現場内で分別を行い、極力再資源化に努めます。</li> <li>・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、許可を有する産業廃棄物処理業者に委託し、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付の上、運搬・処分先を明確にして、適正に処理します。</li> <li>・産業廃棄物の搬出運搬時には、荷崩れや飛散等が生じないように荷台サイドカバーを使用する等適切な対策を講じます。</li> <li>・「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づきプラスチック類等を確実に分別しリサイクルを行えるようにします。</li> </ul>

## (2) 開催により発生する一般廃棄物、産業廃棄物

環境保全のための措置は、施設の供用及び植栽管理により発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の発生抑制及び再資源化等、表 6.6-22 に示す内容を実施します。

表 6.6-22 環境の保全のための措置  
(施設の供用、外来植物を含む植栽等の管理により発生する廃棄物等)

区分	環境の保全のための措置
【開催中】 施設の供用 外来植物を含む植栽等の管理	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 来場者や出展者等に対し、食品ロスの削減やごみ分別の徹底など、廃棄物の削減について普及啓発を図ることで、会場で発生する食品残渣などの一般廃棄物を可能な限り削減します。</li><li>・ 花壇や植栽などから発生する植物残渣については、条約等に基づき焼却等処分が必要なものを除き可能な限り堆肥化を進めます。</li><li>・ 発生した廃棄物は分別し、再資源化可能なものについては、再資源化に努めます。再資源化が困難なものは、取り扱い廃棄物の種類に応じ、許可を受けた収集運搬業者及び処分業者等に委託し、適正に処理します。</li><li>・ 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、ワンウェイプラスチックの合理化について適正に対応します。また、同法律に基づき、プラスチック類等を確実に分別しリサイクルを行えるようにします。</li><li>・ 再生可能素材のパッケージの使用や、飲食サービスにおけるリユース食器類の使用を推進するなど、プラスチック由来の廃棄物削減に取り組めます。</li><li>・ 植物トレーやポット等の産業廃棄物のリユース（返却）を推進します。</li><li>・ 一般廃棄物のリサイクルマネジメントシステム（量のモニタリング等）を実施します。</li></ul>

### (3) 環境の保全のための措置の実施による廃棄物の削減

本博覧会の建築物は、展示施設、催事施設、サービス施設、営業施設、管理運営施設及び屋外出展に係る建築物等より構成されますが、廃棄物の削減のための環境の保全のための措置を講じず、これらの展示施設をすべて本博覧会事業で整備した場合に発生する産業廃棄物を試算すると、工事中及び撤去中の発生量の合計は31,643.6t、処分量は697.3tとなります。

本博覧会では建築物の一部について公園整備事業の建築物(以下、「公園施設」といいます。)を利活用すること及び残りの建築物を全てレンタル・リースとすることで、発生する産業廃棄物を可能な限り削減することとします。

これらの対策を講じた場合に発生する産業廃棄物については、工事中及び撤去中の発生量の合計は4,634.5t、処分量は645.6tとなり、発生量としては27,009.1t、処分量としては51.7tを削減できると試算します。

環境の保全のための措置の内訳としては、展示施設の一部を公園施設の利活用とした場合には、工事中及び撤去中の発生量の合計で2,338.8t、本博覧会で整備する建築物を全てレンタル・リースした場合には、工事中及び撤去中の発生量の合計で24,670.3tが削減できると試算します。

なお、本博覧会では、AIPHの規則等に基づき、今後、サステナビリティ戦略等を策定し、廃棄物の削減等に関する取組を進めていきます。

表 6.6-23 公園施設の利活用及び仮設建設物のレンタル・リース採用による産業廃棄物削減効果

単位：t

区分	通常工法		環境保全措置実施後		削減量	
	発生量 (a)	処分量 (b)	発生量 (c)	処分量 (d)	発生量 (a-c)	処分量 (b-d)
工事中 (公園施設)	3,252.3 (243.8)	257.1	2,163.3	237.9	1,089.0 (243.8)	19.2
(仮設建築物)	(3,008.6)				(845.2)	
撤去中 (公園施設)	28,391.3 (2,095.0)	440.2	2,471.2	407.7	25,920.1 (2,095.0)	32.5
(仮設建築物)	(26,296.3)				(23,825.1)	
合計	31,643.6	697.3	4,634.5	645.6	27,009.1	51.7

注1：通常工法の発生量及び処分量の詳細は、資料編に示しました。

表 6.6-24 環境保全措置ごとの産業廃棄物削減効果の内訳

単位：t

環境保全措置	時期	発生量における削減量	合計
公園施設の利活用	工事中	243.8	2,338.8
	撤去中	2,095.0	
建築物のレンタル・リース	工事中	845.2	24,670.3
	撤去中	23,825.1	
合計	工事中	1,089.0	27,009.1
	撤去中	25,920.1	



## 6.6.5 評価

### (1) 工事及び撤去の実施により発生する一般廃棄物、産業廃棄物

一般廃棄物については、工事中においては、会場整備のため植物を搬入することで植物残渣が発生しますが、工事中における植物残渣等の一般廃棄物の発生量は極めて少ないと予測します。植栽や庭園の撤去に伴う一般廃棄物の発生量は、合計で 14.2t と予測します。

建築工事に伴う工事中の産業廃棄物発生量は、公園施設の利活用や仮施設のレンタル・リースの採用により、2,163.3t になると予測します。発生した産業廃棄物について、各品目の再資源化率を適用すると処分量は 237.9t と予測します。更なる産業廃棄物の削減に向けて、関連法令を踏まえ、建築資材等の搬入における過剰な梱包を控えるとともに、工事現場内での分別保管の徹底を図ります。

また、会場整備のため工事中に植物を搬入することになりますが、植栽管理等より発生するトレイ、ポット等の産業廃棄物の発生量は、123.2t になると予測します。発生した産業廃棄物について各品目の再資源化率を適用すると処分量は 21.4t になると予測します。更なる処分量の削減に向けて、返却やリサイクルの徹底を図ります。

以上を合計すると、工事中に発生する産業廃棄物の合計は 2,286.4t、処分量は 259.3t と予測します。

建築工事に伴う撤去中の産業廃棄物発生量は、公園施設の利活用や仮施設のレンタル・リースの採用により、2,471.2t と予測します。発生した産業廃棄物の各品目の再資源化率を適用すると、処分量は 407.7t と予測します。他に園路・広場の舗装や駐車場・バスターミナルの舗装、浸透枡や浸透トレンチ、駐車場・バスターミナルの照明灯の撤去による産業廃棄物の発生量は 198,674.8t、各品目の再資源化率を適用した処分量は 0.4t になると予測します。これらを合計すると、撤去により発生する産業廃棄物の合計は 201,145.9t、発生した産業廃棄物に各品目の再資源化率を適用した場合、処分量は 408.1t と予測します。

更なる産業廃棄物の削減に向けて、関連法令等を踏まえ、建築資材等の搬入における過剰な梱包を控えるとともに、工事現場内での分別保管の徹底、植物トレイ等の返却やリサイクルの徹底を図ります。

以上のことから、環境保全目標「工事及び撤去により発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の発生抑制・再利用・再資源化、並びにこれらの適正な処理が行われること。」は達成できるものと考えます。

### (2) 開催により発生する一般廃棄物、産業廃棄物

本博覧会の開催中に発生する一般廃棄物は 3,158.7t であり、そのうち各品目の再資源化率を適用してリサイクルできるのは 881.8t であり、処分量は 2,277.0t と予測します。

本博覧会の開催中に発生する産業廃棄物は 1,174.9t、そのうち各品目の再資源化率を適用してリサイクルできるのは 854.1t、処分量は 320.8t と予測します。

本博覧会の開催時は、会場区域で発生する植物残渣の堆肥化を条約等に基づき焼却等処分が必要なものを除き可能な限り推進するとともに、植物トレイやポット等のリユース（返却）等、廃棄物の資源化・再利用に努めます。また、食品ロスの削減に向けた取組等により可燃ごみの減量化を図るとともに、発生した廃棄物については分別収集及び分別搬出し、再資源化する等、適正に処分することで、処分量の低減に努めます。

更に、来場者や出展者等に対し、食品ロスの削減やごみ分別の徹底など廃棄物の発生抑制及び分別について周知を図ります。

以上のことから、環境保全目標「開催に伴い発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用、並びにこれらの適正な処理が行われること。」は達成できるものと考えます。

## 6.7 大氣質



## 6.7 大気質

本事業の実施により、工事中及び撤去中は建設機械の稼働及び工事用車両の走行、開催中は関係車両の走行が周辺地域の大気質に影響を及ぼすおそれがあります。

このことから、本博覧会の工事中、開催中及び撤去中に排出する大気汚染物質(二酸化窒素及び浮遊粒子状物質)による影響を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

### 【建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度(工事中及び撤去中)】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存資料によれば、対象事業実施区域周辺の一般環境大気測定局(瀬谷区南瀬谷小学校測定局)における過去5年間の二酸化窒素の年平均値は0.012~0.013ppm、浮遊粒子状物質の年平均値は0.016~0.021mg/m<sup>3</sup>とされています。</li> </ul>	p.6.7-11 ~6.7-26
環境保全目標	(二酸化窒素) <ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、1日平均値の年間98%値が0.04ppmを超えないこと。</li> </ul> (浮遊粒子状物質) <ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、1日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えないこと。</li> </ul>	p.6.7-27
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事中について、建設機械の稼働による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の排出総量が最大になると想定される1年間の最大着地濃度(年平均値)の出現地点は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質ともに南側工事敷地境界上に出現すると考えられ、二酸化窒素の寄与濃度は0.004ppm、浮遊粒子状物質は0.0007mg/m<sup>3</sup>となり、バックグラウンド濃度を加味した将来濃度に対する寄与率は、二酸化窒素で24%、浮遊粒子状物質で4%と予測します。この二酸化窒素の年平均値は日平均値の年間98%値で0.040ppm、浮遊粒子状物質の年平均値は日平均値の2%除外値で0.047mg/m<sup>3</sup>に換算され、環境基準及び環境目標値(二酸化窒素0.04ppm以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m<sup>3</sup>)に適合しています。</li> <li>撤去中について、建設機械の稼働による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の排出総量が最大になると想定される1年間の最大着地濃度(年平均値)の出現地点は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質ともに南側工事敷地境界上に出現すると考えられ、二酸化窒素の寄与濃度は0.002ppm、浮遊粒子状物質は0.0004mg/m<sup>3</sup>となり、バックグラウンド濃度を加味した将来濃度に対する寄与率は、二酸化窒素で13%、浮遊粒子状物質で2%と予測します。この二酸化窒素の年平均値は日平均値の年間98%値で0.036ppm、浮遊粒子状物質の年平均値は日平均値の2%除外値で0.045mg/m<sup>3</sup>に換算され、環境基準及び環境目標値(二酸化窒素0.04ppm以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m<sup>3</sup>)に適合しています。</li> </ul>	p.6.7-42 ~6.7-50

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度(工事中及び撤去中)】(つづき)

項目	結果等の概要	参照頁
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同時期に工事が行われる土地区画整理事業及び公園整備事業の影響を考慮した建設機械の稼働による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の排出総量が最大になると想定される1年間の最大着地濃度(年平均値)の出現地点は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質ともに南側工事敷地境界上に出現すると考えられ、二酸化窒素の寄与濃度は0.004ppm、浮遊粒子状物質は0.0007mg/m<sup>3</sup>となり、バックグラウンド濃度を加味した将来濃度に対する寄与率は、二酸化窒素で24%、浮遊粒子状物質で4%と予測します。この二酸化窒素の年平均値は日平均値の年間98%値で0.040ppm、浮遊粒子状物質の年平均値は日平均値の2%除外値で0.047mg/m<sup>3</sup>に換算され、環境基準及び環境目標値(二酸化窒素0.04ppm以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m<sup>3</sup>)に適合しています。</li> </ul>	p.6.7-42 ~6.7-50
環境の保全のための措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り最新の排出ガス対策型建設機械を使用します。</li> <li>・施工計画を十分に検討し、建設機械の集中稼働を回避します。</li> <li>・工事関係者に対して、建設機械のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかしや高負荷運転をしないための指導・教育を徹底します。</li> <li>・建設機械の整備・点検を徹底して性能を維持します。</li> <li>・工事区域境界には仮囲いを設置します。</li> <li>・工事現場内では、必要に応じて散水、掃除等、粉じんの飛散防止のための措置を行います。</li> <li>・横浜市が行う土地区画整理事業及び公園整備事業の工事と工区や工事時間等を調整し、建設機械の稼働に伴う大気質への影響をできるだけ低減させます。</li> </ul>	p.6.7-78
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「(二酸化窒素)周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、1日平均値の年間98%値が0.04ppm以下であること。」「(浮遊粒子状物質)周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、1日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えないこと。」を達成するものと評価します。</li> </ul>	p.6.7-80

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【工事用車両の走行に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度(工事中及び撤去中)】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存資料によれば、対象事業実施区域周辺の一般環境大気測定局(瀬谷区南瀬谷小学校測定局)における過去5年間の二酸化窒素の年平均値は0.012~0.013ppm、浮遊粒子状物質の年平均値は0.016~0.021mg/m<sup>3</sup>とされています。</li> </ul>	p.6.7-11 ~6.7-26
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>(二酸化窒素)</li> <li>・周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、1日平均値の年間98%値が0.04ppmを超えないこと。</li> <li>(浮遊粒子状物質)</li> <li>・周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、1日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えないこと。</li> </ul>	p.6.7-27
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事中について、本博覧会の工事用車両の走行台数が最大になる1年間の工事用車両の走行に伴う将来濃度は、二酸化窒素で0.014~0.015ppm、浮遊粒子状物質で0.018mg/m<sup>3</sup>となり、将来濃度に対する本博覧会の工事用車両の走行による寄与率は、二酸化窒素で0.01~0.37%、浮遊粒子状物質で0.01%未満~0.03%と予測します。この二酸化窒素の年平均値は日平均値の年間98%値で0.033~0.036ppm、浮遊粒子状物質の年平均値は日平均値の2%除外値で0.045mg/m<sup>3</sup>と換算され、環境基準及び環境目標値(二酸化窒素0.04ppm以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m<sup>3</sup>以下)に適合しています。</li> <li>・撤去中について、本博覧会の工事用車両の走行台数が最大になる1年間の工事用車両の走行に伴う将来濃度は、二酸化窒素で0.014~0.015ppm、浮遊粒子状物質で0.018mg/m<sup>3</sup>となり、将来濃度に対する本博覧会の工事用車両の走行による寄与率は、二酸化窒素で0.01~0.39%、浮遊粒子状物質で0.01%未満~0.03%と予測します。この二酸化窒素の年平均値は日平均値の年間98%値で0.033~0.035ppm、浮遊粒子状物質の年平均値は日平均値の2%除外値で0.045mg/m<sup>3</sup>と換算され、環境基準及び環境目標値(二酸化窒素0.04ppm以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m<sup>3</sup>以下)に適合しています。</li> <li>・他事業を考慮した工事用車両の走行に伴う将来濃度は、二酸化窒素で0.014~0.015ppm、浮遊粒子状物質で0.018mg/m<sup>3</sup>となり、将来濃度に対する他事業を考慮した工事用車両の走行による寄与率は、二酸化窒素で0.03~0.43%、浮遊粒子状物質で0.01%未満~0.04%と予測します。この二酸化窒素の年平均値は日平均値の年間98%値で0.033~0.036ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値で0.045mg/m<sup>3</sup>と換算され、環境基準及び環境目標値(二酸化窒素0.04ppm以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m<sup>3</sup>以下)に適合しています。</li> </ul>	p.6.7-62 ~6.7-67

注1: 調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【工事用車両の走行に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度(工事中及び撤去中)】(つづき)

項目	結果等の概要	参照頁
環境の保全のための措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・極力新しい排出ガス規制適合型の車両を使用します。</li> <li>・工事用車両が特定の日、または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理に努めます。</li> <li>・工事関係者に対して、工事用車両のアイドリングストップの徹底、無用な空ぶかし、過積載や急発進・急加速等の高負荷運転をしない等のエコドライブに関する指導・教育を徹底します。また、渋滞が生じやすい道路や交差点について周知をし、出退勤時に配慮(時間差で出退勤等)を行うよう指導を実施します。</li> <li>・工事用車両の整備・点検を徹底して性能を維持します。</li> <li>・横浜市が行う土地区画整理事業及び公園整備事業の工事と工区や工事時間等を調整し、工事用車両の走行に伴う大気質への影響をできるだけ低減させます。</li> </ul>	p.6.7-78
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「(二酸化窒素)周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、1日平均値の年間98%値が0.04ppm以下であること。」「(浮遊粒子状物質)周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、1日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えないこと。」を達成するものと評価します。</li> </ul>	p.6.7-81



【関係車両の走行に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度(開催中)】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存資料によれば、対象事業実施区域周辺の一般環境大気測定局(瀬谷区南瀬谷小学校測定局)における過去5年間の二酸化窒素の年平均値は0.012~0.013ppm、浮遊粒子状物質の年平均値は0.016~0.021mg/m<sup>3</sup>とされています。</li> </ul>	p.6.7-11 ~6.7-26
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>(二酸化窒素)</li> <li>・周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、1日平均値の年間98%値が0.04ppmを超えないこと。</li> <li>(浮遊粒子状物質)</li> <li>・周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、1日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えないこと。</li> </ul>	p.6.7-27
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来場者の利用ピーク時期(想定利用者数10.5万人)における関係車両に伴う将来濃度は、二酸化窒素で、0.013~0.014ppm、浮遊粒子状物質で0.018mg/m<sup>3</sup>となり、将来濃度に対する本博覧会の関係車両の走行による寄与率は、二酸化窒素で0.3~3.6%、浮遊粒子状物質で0.01~0.22%であると予測します。この二酸化窒素の年平均値は日平均値の年間98%値で0.032~0.034ppm、浮遊粒子状物質の年平均値は日平均値の2%除外値で0.045mg/m<sup>3</sup>と換算され、環境基準及び環境目標値(二酸化窒素0.04ppm以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m<sup>3</sup>以下)に適合しています。</li> <li>・開催中に行われる土地区画整理事業の工場の影響を考慮した大気汚染物質濃度は、土地区画整理事業の工事用車両の走行に伴う交通量の増加がわずかであるため<sup>注2</sup>、各地点の大気質濃度への影響は小さいと考えます。</li> </ul>	p.6.7-75 ~6.7-77
環境の保全のための措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通機関の利用促進を図るとともに、パークアンドライドの導入、駐車場の事前予約の導入等により、会場周辺への交通集中を抑制し、来場車両による負荷を低減します。</li> <li>・輸送車両(シャトルバス等)や搬出入車両は、効率的な運行を行うとともに、エコドライブを徹底します。また、輸送車両には環境配慮型車両(電気バス)を一部導入します。</li> <li>・自家用車での来場者に対しては、エコドライブの徹底や、環境配慮型車両(EV、FCV)での来場を促します。</li> </ul>	p.6.7-79
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「(二酸化窒素)周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、1日平均値の年間98%値が0.04ppm以下であること。」「(浮遊粒子状物質)周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、1日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えないこと。」を達成するものと評価します。</li> </ul>	p.6.7-82

注1: 調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

注2: 開催中における予測地点のうち、他事業の工事用車両の走行ルート上にある予測地点(地点1~4)の関係車両の走行台数は3,112~11,327台/日に対して、他事業の工事用車両走行台数は最大18台/日です。

## 6.7.1 調査

### (1) 調査項目

調査項目は、以下の内容としました。

- 大気質の状況（窒素酸化物、浮遊粒子状物質）
- 気象の状況（風向、風速、日射量、放射収支量）
- 地形、工作物の状況
- 土地利用の状況
- 大気汚染物質の主要な発生源の状況
- 関係法令、計画等

### (2) 調査地域・地点

既存資料調査は、対象事業実施区域及びその周辺としました。

既存資料（土地区画整理事業）における大気質及び気象調査の調査地点は、表 6.7-1 及び図 6.7-1 に示すとおりです。一般環境大気質及び気象の状況は対象事業実施区域周辺の 1 地点（地点 A）、沿道環境大気質は、工事用車両の走行が予想される主要な道路沿道の 6 地点（地点 a～f）です。

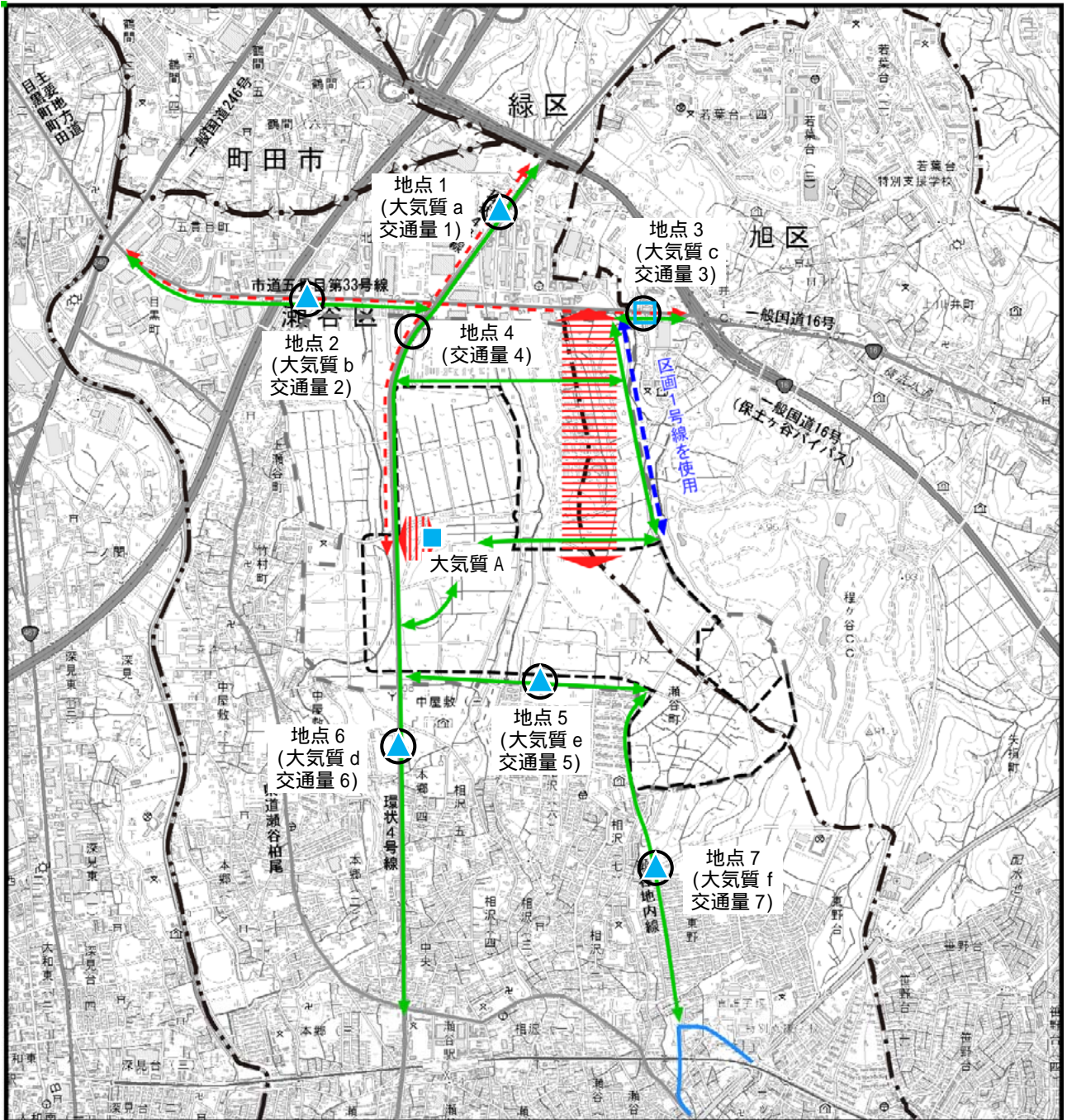
自動車交通量調査は、表 6.7-2 に示すとおりであり、計 7 地点とされています。

表 6.7-1 大気質及び気象調査地点

項目	調査地点	窒素酸化物		浮遊粒子状物質	気象	対応する交通量調査地点
		公定法	簡易法	公定法		
一般環境大気質	大気 A					
沿道大気質	大気 a					交通量 1
	大気 b					交通量 2
	大気 c					交通量 3
	大気 d					交通量 6
	大気 e					交通量 5
	大気 f					交通量 7

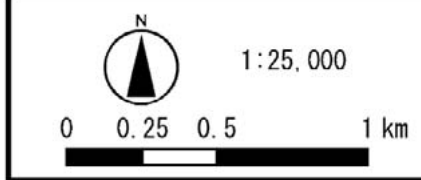
表 6.7-2 交通量調査地点

調査地点	場所（地先）	道路名	用途地域	対応調査地点	
				大気質	騒音等
交通量 1	瀬谷区北町 5	環状 4 号線	近隣商業地域	大気 a	地点 1
交通量 2	瀬谷区上瀬谷町 47	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	準工業地域	大気 b	地点 2
交通量 3	旭区上川井町 1953	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	準工業地域	大気 c	地点 3
交通量 4	瀬谷区北町 40	環状 4 号線	市街化調整区域		地点 4
交通量 5	瀬谷区中屋敷 3	深見第 228 号線	第一種中高層住居専用地域	大気 e	地点 5
交通量 6	瀬谷区中屋敷 2	環状 4 号線	市街化調整区域	大気 d	地点 6
交通量 7	瀬谷区東野 82	瀬谷地内線	第一種低層住居専用地域	大気 f	地点 7



凡例

- 対象事業実施区域
- 土地区画整理事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- ←- - -> 工事用車両の走行ルート (工事中・撤去中)
- ▨ 工事用車両の専用出入口 (工事中)
- ←- - -> 工事用車両の走行ルート (撤去中)
- ←- - -> 関係車両走行ルート (開催中)
- 整備計画中の道路



- 調査地点 (沿道大気 (公定法・簡易法))
- 調査地点 (一般大気 (公定法) 地上気象)
- 調査地点 (沿道大気 (簡易法))
- 調査地点 (交通量)

注1: 工事用車両の専用出入口の詳細な位置・線形については、現時点で未定。  
 注2: 方法書の時点から地点記号を一部変更しています。

図 6.7-1 既存資料 (土地区画整理事業) における大気質・気象の調査地点図

(3) 調査時期

既存資料調査は、入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査日時は、表 6.7-3 に示すとおりです。

表 6.7-3 既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の調査日時

季節・調査項目		調査期間	
春季	大気質	公定法	令和元年 5 月 17 日(金)0 時 ~ 令和元年 5 月 23 日(木)24 時
		簡易法	令和元年 5 月 17 日(金)午前 ~ 令和元年 5 月 23 日(木)午前
	気象	令和元年 5 月 17 日(金)0 時 ~ 令和元年 5 月 23 日(木)24 時	
夏季	大気質	公定法	令和元年 7 月 26 日(金)0 時 ~ 令和元年 8 月 1 日(木)24 時
		簡易法	令和元年 7 月 26 日(金)午前 ~ 令和元年 8 月 2 日(金)午前
	気象	令和元年 7 月 26 日(金)0 時 ~ 令和元年 8 月 1 日(木)24 時	
秋季	大気質	公定法	令和元年 11 月 6 日(水)0 時 ~ 令和元年 11 月 12 日(火)24 時
		簡易法	令和元年 11 月 6 日(水)午前 ~ 令和元年 11 月 13 日(水)午前
	気象	令和元年 11 月 6 日(水)0 時 ~ 令和元年 11 月 12 日(火)24 時	
冬季	大気質	公定法	令和 2 年 1 月 15 日(水)0 時 ~ 令和 2 年 1 月 21 日(火)24 時
		簡易法	令和 2 年 1 月 15 日(水)午前 ~ 令和 2 年 1 月 22 日(水)午前
	気象	令和 2 年 1 月 15 日(水)0 時 ~ 令和 2 年 1 月 21 日(火)24 時	
自動車断面交通量		令和 2 年 10 月 27 日(火)10 時 ~ 令和 2 年 10 月 28 日(水)10 時 令和 2 年 10 月 24 日(土)20 時 ~ 令和 2 年 10 月 25 日(日)20 時	

(4) 調査方法

大気質の状況

ア．既存資料調査

既存資料により、過去 5 年間の二酸化窒素、浮遊粒子状物質濃度等の状況を整理しました。

イ．既存資料（土地区画整理事業）調査

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の調査方法は表 6.7-4、使用測定機器は表 6.7-5 に示すとおりです。

二酸化窒素(公定法)及び浮遊粒子状物質については、「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示 38 号)及び「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号)に定める方法に準拠し、実施されました。

道路の沿道で測定した窒素酸化物の簡易測定については、「短期暴露用拡散型サンプラーを用いた環境大気中の NO, NO<sub>2</sub>, SO<sub>2</sub>, O<sub>3</sub> および NH<sub>3</sub> 濃度の測定法」(横浜市環境科学研究所 平成 22 年 8 月)に定める PT10 法に基づいて測定が行われました。

表 6.7-4 既存資料（土地区画整理事業）における調査方法

項目		方法	測定高
窒素酸化物 (NO, NO <sub>2</sub> , NO <sub>x</sub> )	公定法	オゾンを用いる化学発光法: JIS B 7953 (NO <sub>x</sub> =NO+NO <sub>2</sub> )	1.5m
	簡易測定法	短期暴露用拡散型サンプラーを用いた PT10 法 (横浜市環境科学研究所による開発の方法)	2.5m
浮遊粒子状物質 (SPM)		線吸収法: JIS B 7954	3.0m

表 6.7-5 既存資料（土地区画整理事業）における使用測定機器

測定項目	機器名	メーカー	型式	測定範囲
窒素酸化物	窒素酸化物 自動計測機	東亜 DKK	GLN-314D	0 ~ 0.1/0.2/0.5/1.0/2.0 ppm
			GLN-214J	
浮遊粒子状物質	浮遊粒子状物質 自動測定器	東亜 DKK	DUB-317C	0 ~ 1/5mg/m <sup>3</sup>
			DUB-222	

気象の状況

既存資料（土地区画整理事業）における調査結果を引用・整理しました。現地調査の調査方法は表 6.7-6、使用測定機器は表 6.7-7 に示すとおりです。

風向・風速、日射量及び放射収支量の状況は「地上気象観測指針」（気象庁 平成 14 年 3 月）等に定める方法に準拠し、実施されました。

表 6.7-6 既存資料（土地区画整理事業）における調査方法

項目	方法	測定高
風向・風速 (WD・WS)	風車型微風向風速計により測定: 地上気象観測指針	10.0m
日射量	全天日射計により測定: 地上気象観測指針	1.5m
放射収支量	放射収支計により測定: 地上気象観測指針	1.5m

表 6.7-7 既存資料（土地区画整理事業）における使用測定機器

測定項目	機器名	メーカー	型式	測定範囲
風向	風車型微風向風速計	ノースワン(株)	KDC-S04	0 ~ 360 °
風速				0 ~ 60m/s
日射量	全天日射計	(株)ブリード	CMP-3E	0 ~ 2000W/m <sup>2</sup>
放射収支量	放射収支計	(株)ブリード	NR-Lite2	-25 ~ +25mV

地形、工作物の状況

地形図等の既存資料の収集整理及び現地踏査により、対象事業実施区域及びその周辺の状況を把握することとしました。

## 土地利用の状況

土地利用現況図等の既存資料の収集整理及び現地踏査により、対象事業実施区域及びその周辺の状況を把握することとしました。

## 大気汚染物質の主要な発生源の状況

### ア．既存資料調査

都市計画基本図等の既存資料の収集整理及び現地踏査により、対象事業実施区域及びその周辺の状況を把握することとしました。

### イ．既存資料（土地区画整理事業）調査

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査は、工事用車両の主な走行ルートを考慮し、対象事業実施区域周辺の主要な道路断面7地点で実施されました。

交通量は表 6.7-8 に示す3車種に分類し、マニュアルカウンターを用いて計測されました。調査は24時間連続して行い、1時間毎に集計されました。

表 6.7-8 車種分類表

種 別		ナンバープレートの車頭番号等	
1	大型車	大型貨物車	0・1・9
		バス	2
2	小型車	小型貨物車	4・6
		乗用車	3・5・7のうち白、黄、黒地のプレート
3	二輪車	自動二輪、原動機付自転車	

注1：自衛隊車両・外交官車両・車頭番号が8等の独自のナンバープレートを付した車両は、それぞれの形態に応じ車種を想定し、上記の車種に分類。

## 関係法令、計画等

下記法令等の内容を整理しました。

- ・「環境基本法」
- ・「大気汚染防止法」
- ・「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」
- ・「横浜市生活環境の保全等に関する条例」
- ・「横浜市環境管理計画」
- ・「生活環境保全推進ガイドライン」

(5) 調査結果

大気質の状況

ア. 既存資料調査

対象事業実施区域に近い一般環境大気測定局（瀬谷区南瀬谷小学校及び大和市役所）及び自動車排出ガス測定局（旭区都岡小学校及び大和市深見台交差点）の位置は、「第3章 3.2.1 大気環境の状況 図 3.2-2 大気汚染測定局位置」（p.3-5 参照）に示したとおりです。

各測定局の測定結果は、「第3章 3.2.1 大気環境の状況 表 3.2-3(1)～(7) 大気質測定結果」（p.3-6～3-11 参照）に示したとおりです。

各測定局の5年分（平成28年度～令和2年度、または平成29年度から令和3年度）の経年変化を見ると、一般環境大気測定局（瀬谷区南瀬谷小学校及び大和市役所）及び自動車排出ガス測定局（旭区都岡小学校及び大和市深見台交差点）において、二酸化窒素、浮遊粒子状物質は全ての年度で環境基準を満たしています。

なお、「6.7.3 予測」において、将来予測のバックグラウンド濃度（p.6.7-41）として設定した、瀬谷区南瀬谷小学校測定局における測定結果を表 6.7-9 に再掲します。年平均値は、二酸化窒素で 0.012～0.013ppm、浮遊粒子状物質で 0.016～0.021mg/m<sup>3</sup>です。

表 6.7-9(1) 【再掲】南瀬谷小学校測定局における大気質測定結果（二酸化窒素）

測定局	年度	年平均値 (ppm)	日平均値の年間 98% 値 (ppm)	日平均値が 0.06ppm を超えた日数 (日)	98% 値評価による日平均値が 0.06ppm を超えた日数 (日)	環境基準の適合・不適合 (98% 値評価)
瀬谷区南瀬谷小学校測定局	平成 29	0.013	0.030	0	0	
	平成 30	0.013	0.035	0	0	
	令和元	0.013	0.028	0	0	
	令和 2	0.012	0.030	0	0	
	令和 3	0.012	0.028	0	0	

表 6.7-9(2) 【再掲】南瀬谷小学校測定局における大気質測定結果（浮遊粒子状物質）

測定局	年度	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値の 2% 除外値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数 (時間)	日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数 (日)	環境基準の適合・不適合 (長期・短期的評価)
瀬谷区南瀬谷小学校測定局	平成 29	0.021	0.048	無	0	0	
	平成 30	0.019	0.054	無	0	0	
	令和元	0.018	0.048	無	0	0	
	令和 2	0.016	0.041	無	0	0	
	令和 3	0.016	0.035	無	0	0	

## イ．既存資料（土地区画整理事業）調査

窒素酸化物、浮遊粒子状物質の大気質濃度の測定結果は、表 6.7-10～表 6.7-14 に示すとおりです。

### A 公定法による大気質濃度(窒素酸化物、浮遊粒子状物質)

#### a.一酸化窒素

四季を通しての平均値は、地点 A が 0.006ppm、地点 c が 0.032ppm とされています。

各季節の期間平均値は、地点 A は春季が 0.003ppm、夏季が 0.001ppm、秋季が 0.009ppm、冬季が 0.010ppm で、冬季が最も高く、地点 c は春季が 0.023ppm、夏季が 0.031ppm、秋季が 0.038ppm、冬季が 0.034ppm で、秋季が最も高いとされています。

1 時間値の最高値は、地点 A が冬季に 0.082ppm、地点 c が秋季に 0.334ppm とされています。

日平均値の最高値は、地点 A が冬季に 0.022ppm、地点 c が冬季に 0.091ppm とされています。

#### b.二酸化窒素

四季を通しての平均値は、地点 A は 0.010ppm、地点 c は 0.024ppm とされています。

各季節の期間平均値は、地点 A は春季が 0.008ppm、夏季が 0.006ppm、秋季が 0.011ppm、冬季が 0.016ppm で、冬季が最も高く、地点 c は春季が 0.022ppm、夏季が 0.016ppm、秋季が 0.029ppm、冬季が 0.029ppm で、秋季及び冬季が最も高いとされています。

1 時間値の最高値は、地点 A が冬季に 0.039ppm、地点 c が冬季に 0.067ppm とされています。

日平均値の最高値は、地点 A が冬季に 0.021ppm、地点 c が冬季に 0.045ppm とされています。



c. 窒素酸化物

四季を通しての平均値は、地点 A は 0.016ppm、地点 c は 0.055ppm とされています。

各季節の期間平均値は、地点 A は春季が 0.011ppm、夏季が 0.007ppm、秋季が 0.020ppm、冬季が 0.026ppm で、冬季が最も高く、地点 c は春季が 0.044ppm、夏季が 0.047ppm、秋季が 0.067ppm、冬季が 0.063ppm で、秋季が最も高いとされています。

1 時間値の最高値は、地点 A が冬季に 0.113ppm、地点 c が秋季に 0.393ppm とされています。

日平均値の最高値は、地点 A が冬季に 0.042ppm、地点 c が冬季に 0.136ppm とされています。

d. 浮遊粒子状物質

四季を通しての平均値は、地点 A は 0.020mg/m<sup>3</sup>、地点 c は 0.019mg/m<sup>3</sup> とされています。

各季節の期間平均値は、地点 A は春季が 0.017mg/m<sup>3</sup>、夏季が 0.029mg/m<sup>3</sup>、秋季が 0.019mg/m<sup>3</sup>、冬季が 0.015mg/m<sup>3</sup> で、夏季が最も高く、地点 c は春季が 0.017mg/m<sup>3</sup>、夏季が 0.029mg/m<sup>3</sup>、秋季が 0.015mg/m<sup>3</sup>、冬季が 0.014mg/m<sup>3</sup> で、夏季が最も高いとされています。

1 時間値の最高値は、地点 A が夏季に 0.120mg/m<sup>3</sup> 地点 c が夏季に 0.073mg/m<sup>3</sup>、とされています。

日平均値の最高値は、地点 A が夏季に 0.044mg/m<sup>3</sup> 地点 c が夏季に 0.037mg/m<sup>3</sup> とされています。

表 6.7-10 一酸化窒素測定結果総括表（公定法）

季節	調査地点	測定日数	測定時間	期間平均値	1 時間値の最高値	日平均値の最高値
		日	時間	ppm	ppm	ppm
春季	地点 A	7	168	0.003	0.027	0.006
	地点 c	7	168	0.023	0.153	0.036
夏季	地点 A	7	168	0.001	0.008	0.002
	地点 c	7	168	0.031	0.109	0.048
秋季	地点 A	7	168	0.009	0.065	0.015
	地点 c	7	168	0.038	0.334	0.072
冬季	地点 A	7	168	0.010	0.082	0.022
	地点 c	7	168	0.034	0.286	0.091
年間	地点 A	28	672	0.006	0.082	0.022
	地点 c	28	672	0.032	0.334	0.091

表 6.7-11 二酸化窒素測定結果総括表（公定法）

季節	調査地点	有効測定日数	測定時間	期間平均値	1時間値の最高値	日平均値の最高値	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合	
		日	時間	ppm	ppm	ppm	日	%	日	%
春季	地点 A	7	168	0.008	0.026	0.012	0	0.0	0	0.0
	地点 c	7	168	0.022	0.052	0.031	0	0.0	0	0.0
夏季	地点 A	7	168	0.006	0.015	0.009	0	0.0	0	0.0
	地点 c	7	168	0.016	0.044	0.023	0	0.0	0	0.0
秋季	地点 A	7	168	0.011	0.023	0.014	0	0.0	0	0.0
	地点 c	7	168	0.029	0.066	0.038	0	0.0	0	0.0
冬季	地点 A	7	168	0.016	0.039	0.021	0	0.0	0	0.0
	地点 c	7	168	0.029	0.067	0.045	1	14.3	0	0.0
年間	地点 A	28	672	0.010	0.039	0.021	0	0.0	0	0.0
	地点 c	28	672	0.024	0.067	0.045	1	14.3	0	0.0

注 1：環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内またはそれ以下であること。

表 6.7-12 窒素酸化物測定結果総括表（公定法）

季節	調査地点	有効測定日数	測定時間	期間平均値	1時間値の最高値	日平均値の最高値	$\frac{NO_2}{NO + NO_2}$
		日	時間	ppm	ppm	ppm	%
春季	地点 A	7	168	0.011	0.047	0.016	72.7
	地点 c	7	168	0.044	0.205	0.061	48.9
夏季	地点 A	7	168	0.007	0.020	0.010	85.7
	地点 c	7	168	0.047	0.140	0.068	34.0
秋季	地点 A	7	168	0.020	0.083	0.026	55.0
	地点 c	7	168	0.067	0.393	0.110	43.3
冬季	地点 A	7	168	0.026	0.113	0.042	61.5
	地点 c	7	168	0.063	0.342	0.136	46.0
年間	地点 A	28	672	0.016	0.113	0.042	64.1
	地点 c	28	672	0.055	0.393	0.136	43.2

表 6.7-13 浮遊粒子状物質測定結果総括表（公定法）

季節	調査地点	有効測定日数	測定時間	期間 平均値	1時間値の 最高値	日平均値の 最高値	1時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> を 超えた時間数と その割合		日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を 超えた日数と その割合	
							時間	%	日	%
春季	地点 A	7	168	0.017	0.054	0.022	0	0.0	0	0.0
	地点 c	7	168	0.017	0.044	0.021	0	0.0	0	0.0
夏季	地点 A	7	168	0.029	0.120	0.044	0	0.0	0	0.0
	地点 c	7	168	0.029	0.073	0.037	0	0.0	0	0.0
秋季	地点 A	7	168	0.019	0.063	0.030	0	0.0	0	0.0
	地点 c	7	168	0.015	0.049	0.024	0	0.0	0	0.0
冬季	地点 A	7	168	0.015	0.065	0.031	0	0.0	0	0.0
	地点 c	7	168	0.014	0.059	0.030	0	0.0	0	0.0
年間	地点 A	28	672	0.020	0.120	0.044	0	0.0	0	0.0
	地点 c	28	672	0.019	0.073	0.037	0	0.0	0	0.0

注 1：環境基準：1時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下であること。

## B 簡易法による大気質濃度(二酸化窒素)

地点 a～f における簡易法による二酸化窒素の調査結果については、表 6.7-14 に示すとおりです。二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) の期間平均値は、公定法と同様に、夏季より冬季の調査結果が高い傾向を示しました。

対象事業実施区域周辺の道路沿道における二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) 濃度は、春季については、期間平均値が 0.009～0.029ppm、日平均値の最高値が地点 c の 0.045ppm、夏季については、期間平均値が 0.005～0.020ppm、日平均値の最高値が地点 c の 0.028ppm、秋季については、期間平均値が 0.015～0.036ppm、日平均値の最高値が地点 b の 0.046ppm、冬季については、期間平均値が 0.012～0.036ppm、日平均値の最高値が、地点 b の 0.047ppm とされています。

表 6.7-14 大気質調査結果(簡易法(NO<sub>2</sub>))

季節	地点	有効測定日数	期間平均値	日平均値の最高値
		日	ppm	ppm
春季	地点 a	7	0.022	0.036
	地点 b	7	0.029	0.039
	地点 c	7	0.029	0.045
	地点 d	7	0.017	0.028
	地点 e	7	0.009	0.015
	地点 f	7	0.010	0.015
夏季	地点 a	7	0.012	0.017
	地点 b	7	0.017	0.025
	地点 c	7	0.020	0.028
	地点 d	7	0.009	0.013
	地点 e	7	0.005	0.008
	地点 f	7	0.005	0.008
秋季	地点 a	7	0.027	0.040
	地点 b	7	0.036	0.046
	地点 c	7	0.028	0.044
	地点 d	7	0.021	0.031
	地点 e	7	0.015	0.019
	地点 f	7	0.015	0.021
冬季	地点 a	7	0.027	0.038
	地点 b	7	0.036	0.047
	地点 c	7	0.027	0.043
	地点 d	7	0.020	0.031
	地点 e	7	0.012	0.020
	地点 f	7	0.014	0.022
年間	地点 a	28	0.022	0.040
	地点 b	28	0.030	0.047
	地点 c	28	0.026	0.045
	地点 d	28	0.017	0.031
	地点 e	28	0.010	0.020
	地点 f	28	0.011	0.022

## 気象の状況

### ア．既存資料調査

対象事業実施区域に近い一般環境大気測定局（瀬谷区南瀬谷小学校及び大和市役所）では、気象（風向・風速）の観測も行われています。一般環境大気測定局（瀬谷区南瀬谷小学校及び大和市役所）の位置は、「第3章 3.2.1 大気環境の状況 図 3.2-2 大気汚染測定局位置」（p.3-5 参照）に示したとおりです。

令和3年度の平均風速は、南瀬谷小学校は2.1m/s、大和市役所は1.2m/sでした。風向の頻度としては、表 6.7-15 及び図 6.7-2 に示すとおり、南瀬谷小学校は北北東、北東、北の風の出現頻度が比較的高い傾向が見られ、大和市役所は北北東、西南西、北東の風の出現頻度が比較的高い傾向が見られます。

表 6.7-15(1) 瀬谷区南瀬谷小学校の風向別出現頻度・平均風速（令和3年度）

項目	NNE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE	S	SSW	SW	WSW	W	WNW	NW	NNW	N	Calm
出現率 (%)	18.5	11.3	5.7	3.8	3.6	4.8	4.2	5.0	8.2	8.7	4.4	2.2	1.3	1.5	2.9	10.2	3.4
平均風速 (m/s)	2.1	2.1	1.9	2.0	2.2	2.1	1.9	2.5	3.2	3.6	3.1	2.1	1.5	1.5	1.7	2.3	0.3

注1：風速が0.4m/s以下の風向を静穏（Calm）としました。

資料：「大気環境月報（令和3年度）」（横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧）

表 6.7-15(2) 大和市役所の風向別出現頻度・平均風速（令和3年度）

項目	NNE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE	S	SSW	SW	WSW	W	WNW	NW	NNW	N	Calm
出現率 (%)	18.2	11.9	7.1	9.1	0.9	0.1	0.2	0.4	2.1	8.4	13.2	6.5	1.8	1.3	1.4	8.0	9.3
平均風速 (m/s)	1.3	1.7	1.4	1.6	1.6	1.0	0.9	1.0	1.2	1.2	1.1	0.8	0.9	0.9	0.9	1.1	0.3

注1：風速が0.4m/s以下の風向を静穏（Calm）としました。

資料：「大気汚染常時監視測定結果月報（令和3年度）」（神奈川県ホームページ 令和4年10月閲覧）

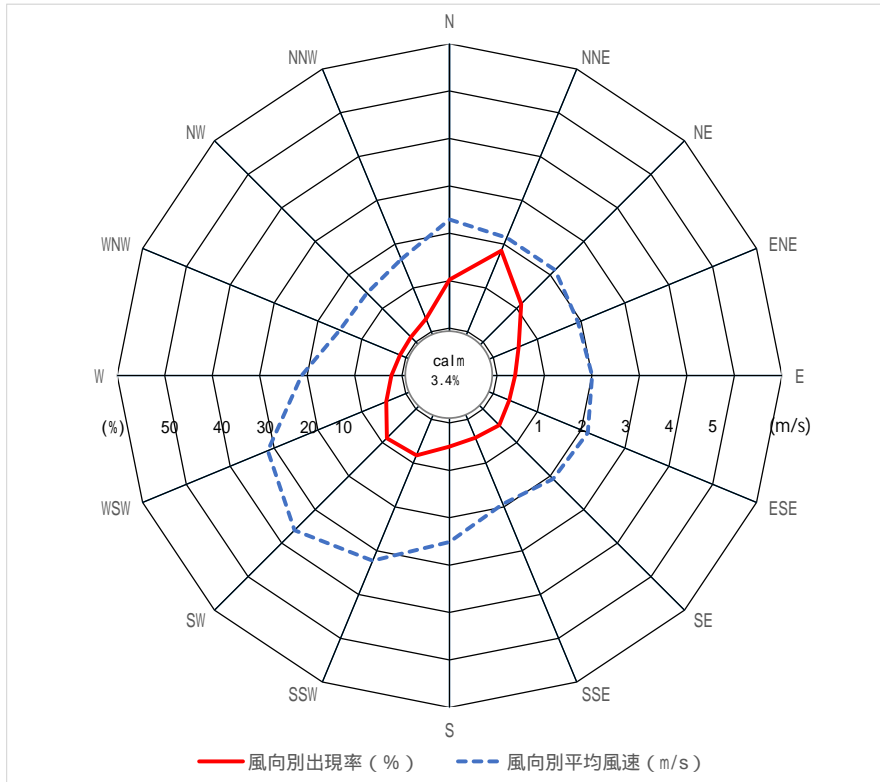


図 6.7-2(1) 瀬谷区南瀬谷小学校の風配図 (令和3年度)

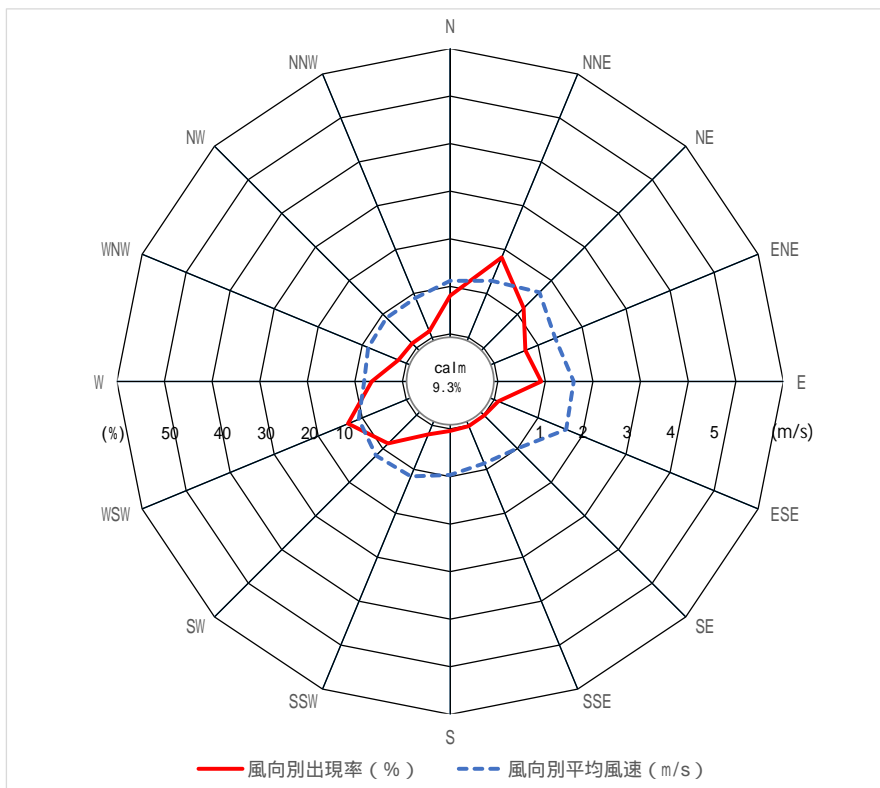


図 6.7-2(2) 大和市役所の風配図 (令和3年度)

日射量及び放射収支量の調査結果は、表 6.7-16 及び表 6.7-17 に示すとおりです。令和 3 年度の日射量の月平均値は 0.099~0.212kw/m<sup>2</sup>となっています。平成 30 年度の放射収支量の月平均値は 0.001~0.125kw/m<sup>2</sup>となっています。

表 6.7-16(1) 中区本牧の日射量 (令和 3 年度)

単位: kw/m<sup>2</sup>

令和 3 年									令和 4 年		
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
0.212	0.184	0.196	0.197	0.185	0.121	0.124	0.117	0.099	0.104	0.143	0.161

資料: 「大気環境月報 (令和 3 年度)」(横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧)

表 6.7-16(2) 中区本牧の日射量 (平成 30 年度)

単位: kw/m<sup>2</sup>

平成 30 年									平成 31 年		
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
0.197	0.206	0.197	0.247	0.221	0.120	0.125	0.096	0.076	0.109	0.105	0.155

資料: 「大気環境月報 (2018 年度)」(横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧)

注 1: 金沢区長浜一般環境大気測定局の令和 3 年度の放射収支量の観測結果は欠測のため、参考として、中区本牧の日射量平成 30 年度の日射量の観測結果についても整理しました。

表 6.7-17 金沢区長浜の放射収支量 (平成 30 年度)

単位: kw/m<sup>2</sup>

平成 30 年									平成 31 年		
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
0.097	0.100	0.102	0.125	0.118	0.064	0.045	0.017	0.006	0.001	0.029	0.073

資料: 「大気環境月報 (2018 年度)」(横浜市ホームページ 令和 4 年 10 月閲覧)

注 1: 金沢区長浜一般環境大気測定局の放射収支量の観測結果は、令和元年 9 月 2 日以降、欠測が続いているため、通年で観測がある平成 30 年度のデータを整理しました。

#### イ．既存資料（土地区画整理事業）調査

既存資料（土地区画整理事業）における気象に関する現地調査の結果は、表 6.7-18～表 6.7-21、及び図 6.7-3 に示すとおりです。

風向については、春季は南南東の風、夏季は南の風、秋季及び冬季は北の風の出現頻度が高い傾向を示しました。

対象事業実施区域付近の風速については、春季の期間平均値が 2.6m/s、1 時間値の最高値が 11.8m/s、日平均値の最高値が 5.4m/s、夏季の期間平均値が 2.8m/s、1 時間値の最高値が 7.5m/s、日平均値の最高値が 5.6m/s、秋季の期間平均値が 1.8m/s、1 時間値の最高値が 5.9m/s、日平均値の最高値が 2.4m/s、冬季の期間平均値が 2.2m/s、1 時間値の最高値が 7.0m/s、日平均値の最高値が 4.1m/s とされています。

日射量については、春季の期間平均値が 0.226kW/m<sup>2</sup>、1 時間値の最高値が 1.057kW/m<sup>2</sup>、日平均値の最高値が 0.338kW/m<sup>2</sup>、夏季の期間平均値が 0.277kW/m<sup>2</sup>、1 時間値の最高値が 1.077kW/m<sup>2</sup>、日平均値の最高値が 0.315kW/m<sup>2</sup>、秋季の期間平均値が 0.150kW/m<sup>2</sup>、1 時間値の最高値が 0.674kW/m<sup>2</sup>、日平均値の最高値が 0.172kW/m<sup>2</sup>、冬季の期間平均値が 0.105kW/m<sup>2</sup>、1 時間値の最高値が 0.619kW/m<sup>2</sup>、日平均値の最高値が 0.152kW/m<sup>2</sup>とされています。

放射収支量については、春季の期間平均値が 0.125kW/m<sup>2</sup>、1 時間値の最高値が 0.753kW/m<sup>2</sup>、日平均値の最高値が 0.189kW/m<sup>2</sup>、夏季の期間平均値が 0.172kW/m<sup>2</sup>、1 時間値の最高値が 0.782kW/m<sup>2</sup>、日平均値の最高値が 0.197kW/m<sup>2</sup>、秋季の期間平均値が 0.047kW/m<sup>2</sup>、1 時間値の最高値が 0.399kW/m<sup>2</sup>、日平均値の最高値が 0.059kW/m<sup>2</sup>、冬季の期間平均値が 0.027kW/m<sup>2</sup>、1 時間値の最高値が 0.462kW/m<sup>2</sup>、日平均値の最高値が 0.055kW/m<sup>2</sup>とされています。



表 6.7-18 風向・風速測定結果総括表

季節	有効測定日数	測定時間	期間 平均値	1時間値		日平均値		最大風速と その時の 風向		最多風向 と出現率		静穏率 <sup>注1</sup>
				最高	最低	最高	最低	最高	-	-	%	
	日	時間	m/s	m/s	m/s	m/s	m/s	m/s	m/s	-	%	%
春季	7	168	2.6	11.8	0.0	5.4	1.4	11.8	SSE	SSE	23.2	14.9
夏季	7	168	2.8	7.5	0.0	5.6	1.7	7.5	S	S	48.8	11.9
秋季	7	168	1.8	5.9	0.0	2.4	0.9	5.9	N	N	34.5	10.1
冬季	7	168	2.2	7.0	0.1	4.1	1.1	7.0	N	N	36.3	6.0
年間	28	672	2.4	11.8	0.0	5.6	0.9	11.8	SSE	N	20.2	10.7

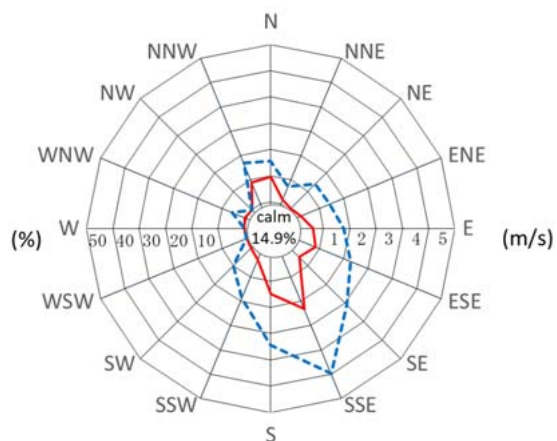
注1：風速が0.4m/s以下の風向を静穏（Calm）としました。

表 6.7-19 風向別出現頻度・平均風速

季節	項目	NNE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE	S	SSW	SW	WSW	W	WNW	NW	NNW	N	注1 静穏
		春季	出現率 (%)	1.8	0.6	2.4	6.0	8.3	5.4	23.2	14.9	3.0	0.6	0.0	0.0	0.6	0.0	8.9
	平均風速 (m/s)	0.7	1.4	1.4	1.8	2.3	3.1	5.0	3.4	1.9	1.0	-	-	0.6	-	1.7	1.6	0.1
夏季	出現率 (%)	0.0	0.6	0.6	1.8	1.8	1.8	26.8	48.8	5.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	11.9
	平均風速 (m/s)	-	1.0	1.3	1.0	1.1	1.8	3.3	3.5	1.9	-	-	-	-	-	-	1.0	0.2
秋季	出現率 (%)	7.7	6.0	4.2	3.0	6.0	0.6	1.2	5.4	1.8	0.6	0.0	0.6	1.8	1.8	14.9	34.5	10.1
	平均風速 (m/s)	1.8	1.4	1.2	1.6	1.4	2.0	1.8	3.3	2.5	1.5	-	1.4	0.9	1.9	1.7	2.3	0.2
冬季	出現率 (%)	11.9	3.0	4.2	1.8	6.0	4.2	0.0	0.6	0.6	0.0	0.0	0.0	1.2	4.8	19.6	36.6	6.0
	平均風速 (m/s)	1.8	1.3	1.4	2.3	1.4	1.8	-	0.5	0.9	-	-	-	0.6	1.7	2.4	3.2	0.2
年間	出現率 (%)	5.4	2.5	2.8	3.1	5.5	3.0	12.8	17.4	2.7	0.3	0.0	0.1	0.9	1.6	10.9	20.2	10.7
	平均風速 (m/s)	1.7	1.3	1.3	1.7	1.7	2.4	4.0	3.4	1.9	1.3	0.0	1.4	0.8	1.8	2.0	2.6	0.2

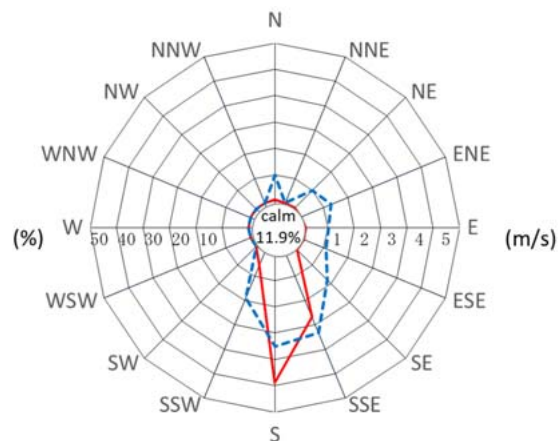
注1：風速が0.4m/s以下の風向を静穏（Calm）としました。

注2：表中の出現率は、小数第二位を四捨五入しているため、合計値が100%にならないことがあります。



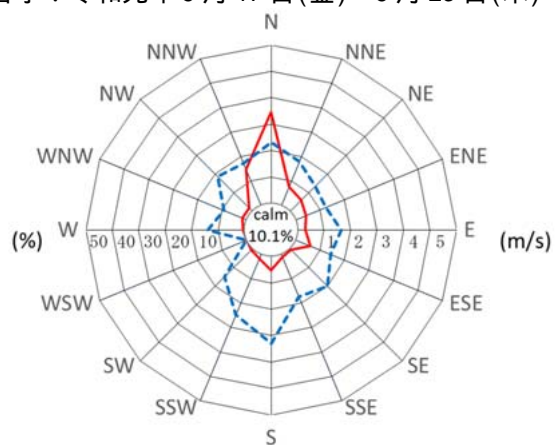
— 風向別出現率 (%)    - - - 風向別平均風速 (m/s)

春季：令和元年5月17日(金)～5月23日(木)



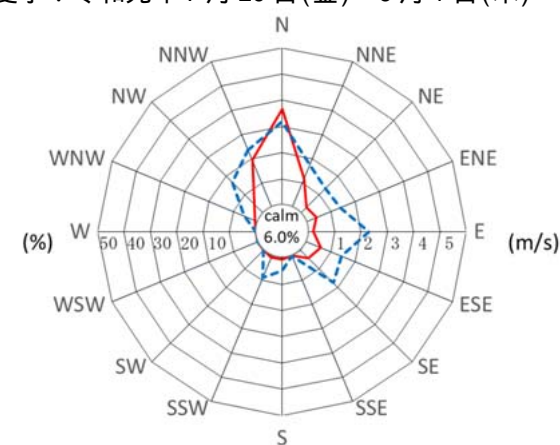
— 風向別出現率 (%)    - - - 風向別平均風速 (m/s)

夏季：令和元年7月26日(金)～8月1日(木)



— 風向別出現率 (%)    - - - 風向別平均風速 (m/s)

秋季：令和元年11月6日(水)～11月12日(火)



— 風向別出現率 (%)    - - - 風向別平均風速 (m/s)

冬季：令和2年1月15日(水)～1月21日(火)

図 6.7-3 既存資料(土地区画整理事業)における現地調査の風配図

表 6.7-20 日射量測定結果

季節	有効測定日数	測定時間	期間 平均値	1時間値		日平均値	
				最高	最低	最高	最低
	日	時間	kW/m <sup>2</sup>	kW/m <sup>2</sup>	kW/m <sup>2</sup>	kW/m <sup>2</sup>	
春季	7	168	0.226	1.057	0.000	0.338	0.035
夏季	7	168	0.277	1.077	0.000	0.315	0.230
秋季	7	168	0.150	0.674	0.000	0.172	0.110
冬季	7	168	0.105	0.619	0.000	0.152	0.015
年間	28	672	0.190	1.077	0.000	0.338	0.015

表 6.7-21 放射収支量測定結果

季節	有効測定日数	測定時間	期間 平均値	1時間値		日平均値	
				最高	最低	最高	最低
	日	時間	kW/m <sup>2</sup>	kW/m <sup>2</sup>	kW/m <sup>2</sup>	kW/m <sup>2</sup>	kW/m <sup>2</sup>
春季	7	168	0.125	0.753	-0.079	0.189	-0.005
夏季	7	168	0.172	0.782	-0.046	0.197	0.139
秋季	7	168	0.047	0.399	-0.073	0.059	0.035
冬季	7	168	0.027	0.462	-0.108	0.055	-0.043
年間	28	672	0.093	0.782	-0.108	0.197	-0.043

#### 地形、工作物の状況

対象事業実施区域の地形は、「第3章 3.2.4 地形及び地質の状況 図3.2-14 地形分類図」(p.3-35 参照)に示したとおり、主に武蔵野段丘地形となっており、相沢川及び和泉川周辺は谷底平野となっています。対象事業実施区域の標高は、おおむね60m以上80m未満であり、東部に標高80m以上～90m未満の丘陵地があります。

工作物としては、対象事業実施区域内には主に畑や草場が広がっています。対象事業実施区域周辺は、北側に市道五貫目第33号線(八王子街道)に沿うように工場地域が広がっています。西側から南側は、主に住宅系用地であるため、多くの低層建築物が存在し、その中に教育施設、医療施設、市民利用施設といった建築物が点在している状況です。東側はゴルフ場施設があるほか、比較的自然の多い地域が広がっています。

#### 土地利用の状況

対象事業実施区域は、「第3章 3.3.2 土地利用の状況 図3.3-1 土地利用現況図」(p.3-111 参照)に示したとおり、対象事業実施区域内はそのほとんどがその他の農用地です。対象事業実施区域周辺の南側から西側にかけて高層建物及び低層建物、北側は、土地区画整理事業実施区域内はその他の農用地、さらに北側は工場となっており、物流施設が集積しています。対象事業実施区域の南東側は森林及びゴルフ場となっています。

用途地域の指定状況は、「第3章 3.3.2 土地利用の状況 図3.3-5 用途地域図」(p.3-115 参照)に示したとおり、対象事業実施区域の全てが市街化調整区域に指定されています。また、対象事業実施区域の周辺は、市街化調整区域、第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域に指定されています。

### 大気汚染物質の主要な発生源の状況

対象事業実施区域及びその周辺における主要な大気汚染物質の発生源としては、対象事業実施区域の北西を通る東名高速道路、対象事業実施区域の北東を通る一般国道 16 号（保土ヶ谷バイパス）、対象事業実施区域の北側を通る市道五貫目第 33 号線（八王子街道）、対象事業実施区域の西側を通る環状 4 号線、対象事業実施区域の南側を通る県道瀬谷柏尾を走行する自動車等があげられます。

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査による自動車断面交通量の状況は、表 6.7-22 に示すとおりです。

対象事業実施区域周辺の自動車断面交通量は、大型車は 32～7,020 台/日、小型車は 2,363～20,418 台/日とされています。

表 6.7-22 既存資料（土地区画整理事業）における現地調査による自動車断面交通量の状況

地点	道路名	区分	交通量（台/日）			
			大型車	小型車	自動車類合計	二輪車
地点 1	環状 4 号線	平日	2,835	14,787	17,622	980
		休日	812	13,758	14,570	919
地点 2	市道五貫目第 33 号線 （八王子街道）	平日	7,020	18,408	25,428	1,269
		休日	2,120	20,418	22,538	1,405
地点 3	市道五貫目第 33 号線 （八王子街道）	平日	5,954	14,124	20,078	826
		休日	1,877	15,865	17,742	1,028
地点 4	環状 4 号線	平日	1,999	11,026	13,025	892
		休日	459	10,942	11,401	838
地点 5	深見第 228 号線	平日	257	5,347	5,604	440
		休日	86	4,832	4,918	345
地点 6	環状 4 号線	平日	1,809	11,749	13,558	1,051
		休日	466	12,101	12,567	1,001
地点 7	瀬谷地内線	平日	142	3,245	3,387	300
		休日	32	2,363	2,395	198

注 1：調査地点は図 6.7-1 に示したとおりです。

注 2：6 時～22 時までの合計台数を示しています。

### 関係法令、計画等

ア．「環境基本法」（平成 5 年 11 月法律第 91 号）

環境基本法において、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、環境基準が定められています。

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準は、表 6.7-23 に示すとおりです。

表 6.7-23 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	評価方法	
		長期的評価	短期的評価
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること <sup>注1</sup>	年間の 1 日平均値のうち、低い方から 98% に相当する値 (年間 98% 値) が 0.06ppm 以下であること	-
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> であること	1 日平均値の年間 2% 除外値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であること ただし、1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が 2 日以上連続しないこと	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること

注 1：二酸化窒素に係る環境基準について（昭和 53 年 7 月環境庁告示 38 号、改正 平成 8 年 10 月環境庁告示第 74 号）とは別に、二酸化窒素に係る環境基準の改正について（昭和 53 年 7 月環大企 262 号）において、「1 日平均値が 0.04ppm 以下の地域にあたっては、原則として 0.04ppm を大きく上回らないよう防止に努めるよう配慮されたい」と示されています。

イ．「大気汚染防止法」（昭和 43 年 6 月法律第 97 号）

「大気汚染防止法」は、工場及び事業場における事業活動並びに建築物の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的としたものです。

工場や事業場等の固定発生源から排出又は飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準が定められています。

ウ．「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」（平成 7 年 3 月横浜市条例第 17 号）

「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」は、環境の保全及び創造について、横浜市、事業者及び市民が一体となって取り組むための基本理念を定め、横浜市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することが目的とされています。

横浜市は、市域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境の保全及び創造に関する施策を策定し実施する責務を有するほか、自らの施策の実施に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市民の健康又は生活環境の保全のため、公害の防止や環境の保全上の支障を防止するために必要な措置を講じなければならないことを定めています。

エ．「横浜市生活環境の保全等に関する条例」(平成14年12月横浜市条例第58号)

「横浜市生活環境の保全等に関する条例」は、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」の趣旨にのっとり、事業所の設置についての規制、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置その他の環境への負荷の低減を図るために必要な事項を定めることにより、現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活環境を保全することを目的としています。

大気汚染の防止に関して、排煙及び粉じんに関する規制基準について本条例施行規則に定めており、事業者は規制基準を遵守する必要があります。

オ．「横浜市環境管理計画」(横浜市 平成30年11月)

「横浜市環境管理計画」は、環境に関する横浜市の計画・指針等を束ねる総合計画として策定されています。様々な面での環境に対する目標や取組等がまとめられています。大気環境の保全に関しては、表6.7-24に示す環境目標が掲げられています。

表 6.7-24 「横浜市環境管理計画」における環境目標等

2025年度までの環境目標	<ul style="list-style-type: none"><li>・大気などの環境が良好に保全されるとともに、化学物質等の環境リスクが低減しています。</li><li>・においなどの環境が改善され、市民生活の快適性が向上しています。</li><li>・市内のあらゆる主体が積極的に生活環境に関する取組を実施しています。</li></ul>
達成の目安となる環境の状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・環境基準の達成率の向上及び継続的な達成</li><li>・光化学スモッグ注意報の発令回数を0にする</li><li>・市民の生活環境に関する満足度の向上</li><li>・生活環境の保全につながる環境行動の推進</li></ul>

カ．生活環境保全推進ガイドライン(横浜市 平成31年3月)

このガイドラインは、「横浜市環境管理計画」で掲げられた生活環境の目標達成に向けて、市民・事業者の生活環境への理解を促進するため、横浜市が実施する具体的な取組や方針を体系的にわかりやすくまとめたものです。

大気環境の保全のための具体的取組の概要として、以下の3点が示されています。

- ・「大気環境の監視」により、環境基準の適否や施策の効果等を把握します。
- ・「施設・事業所等における大気汚染・悪臭の対策」と「自動車の排出ガス対策」を推進します。
- ・「解体等建設工事におけるアスベストの飛散防止対策」を推進します。

なお、二酸化窒素の環境基準について、横浜市では環境基準のゾーン下限値(0.04ppm)を環境目標値としています。

## 6.7.2 環境保全目標の設定

大気質に係る環境保全目標は、表 6.7-25 に示すとおり設定しました。

表 6.7-25 環境保全目標（大気質）

区分	環境保全目標
【工事中・撤去中】 建設機械の稼働	(二酸化窒素) 周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、1日平均値の年間98%値が0.04ppmを超えないこと。
【工事中・撤去中】 工事用車両の走行	
【開催中】 関係車両の走行	

注：二酸化窒素の「0.04ppm」については、以下の を勘案して設定。

「大気汚染に係る環境基準」では、「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下」とされている。

「横浜市生活環境保全推進ガイドライン」(平成31年3月、横浜市)では、環境基準のゾーン下限値(0.04ppm)が環境目標値とされている。

環境省通達「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」(昭和53年7月、環大企262号)では、「1日平均値が0.04ppm以下の地域にあっては、原則として0.04ppmを大きく上回らないよう防止に努めるよう配慮されたい」とされている。

### 6.7.3 予測

#### (1) 建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度

##### 予測項目

予測項目は、建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度としました。

##### 予測地域・地点

予測地域は、建設機械の稼働に伴い、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、最大着地濃度の出現する地点を含む範囲としました。

予測地点は、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、予測地域内の住宅地や学校等の保全対象の近傍の等濃度分布図の作成を行いました。また、予測高さは地上 1.5m としました。

##### 予測時期

予測対象時期は、建設機械の稼働による大気汚染物質排出量が最大となる時期(1年間)としました。具体的には、工事中は令和8年2月～令和9年1月、撤去中は令和9年10月～令和10年9月としました。

また、同時期に工事が行われる土地区画整理事業及び公園整備事業の影響を考慮した予測も行いました。工事中は、他事業の建設機械の稼働が一定程度見込まれ、累積的な影響が生じる可能性があります。撤去中は、工事中同様に建設機械の稼働が見込まれますが、本博覧会と他事業の建設機械の稼働台数の合算値は工事中より小さく、他事業の対象事業実施区域を予測敷地境界とした場合の影響の程度は、他事業を考慮した工事中を上回ることはないと推測されます。以上のことから、累積的な影響の予測時期は、工事中のみとしました。工事中の予測時期は、本博覧会単体の予測時期と同じとしました。

予測時期の設定根拠は資料編(p.資 1.6-1～12 参照)に示すとおりです。

表 6.7-26(1) 予測対象時期(建設機械の稼働に伴う大気質濃度:工事中)

項目	対象物質	対象事業	予測対象時期	主な工種
年平均値	二酸化窒素 及び 浮遊粒子状物質	本博覧会	令和8年2月 ～令和9年1月	基盤整備工、植栽工、設備工、園路広場工、施設整備工、出展整備工
		土地区画整理事業	令和8年2月 ～令和9年1月 (38～49 か月目 <sup>注</sup> )	土工事、調整池工事、下水道工事、道路工事、河川切回し工事
		公園整備事業	令和8年2月 ～令和9年1月 (29～40 か月目 <sup>注</sup> )	植栽工、施設整備工、園路広場整備工、建築

注：他事業については、下記の公開されている環境影響評価図書等により「か月目」と年月の対応を整理しました。

「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価書」(令和4年1月、横浜市)及び「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価事後調査計画書(工事中その1)」(令和5年3月横浜市)

「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価準備書」(令和5年3月、横浜市)



表 6.7-26(2) 予測対象時期（建設機械の稼働に伴う大気質濃度：撤去中）

項目	対象物質	対象事業	予測対象時期	主な工種
年平均値	二酸化窒素 及び 浮遊粒子状物質	本博覧会	令和9年10月 ～令和10年9月	撤去・復旧工

予測方法

ア．予測手順

予測手順は、図 6.7-4 に示すとおりです。

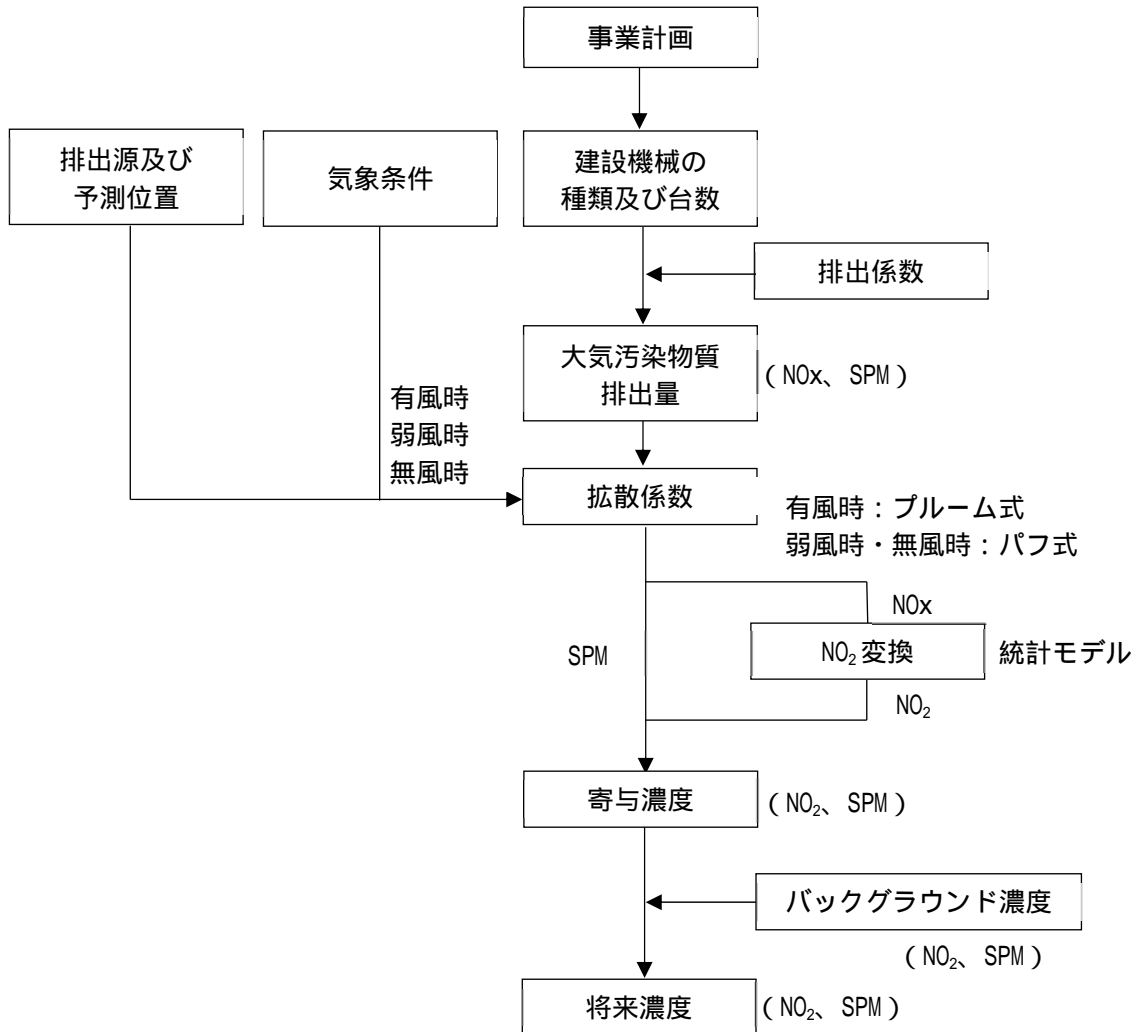


図 6.7-4 予測手順（建設機械の稼働に伴う大気質濃度・年平均値）

## イ．予測式

予測式は、次に示すとおりです。

ブルーム式における拡散幅は、表 6.7-27 に示すパスキル・ギフォードによる拡散幅を用いました。パフ式における拡散幅は、表 6.7-28 に示す値を用いました。

### 【有風時：ブルーム式】

$$C(R, z) = \sqrt{\frac{1}{2\pi}} \cdot \frac{Q}{\frac{\pi}{8} R \sigma_z u} \cdot \left[ \exp\left\{-\frac{(z-H)^2}{2\sigma_z^2}\right\} + \exp\left\{-\frac{(z+H)^2}{2\sigma_z^2}\right\} \right]$$

$C(R, z)$  :  $(R, z)$ 地点における窒素酸化物濃度 (ppm)  
(または浮遊粒子状物質濃度 (mg/m<sup>3</sup>))

$R$  : 点煙源と計算点の水平距離 (m)

$z$  : x軸に直角な鉛直距離 (m)

$Q$  : 点煙源の窒素酸化物の排出量 (mL/s)  
(または浮遊粒子状物質の排出量 (mg/s))

$u$  : 平均風速 (m/s)

$H$  : 排出源の有効煙突高さ (m)

$\sigma_z$  : 鉛直 (z軸) 方向の拡散幅 (m)

その他、既出の文字は準用します。

### 【弱風時：パフ式】

$$C(R, z) = \sqrt{\frac{1}{2\pi}} \cdot \frac{Q}{\frac{\pi\gamma}{8}} \cdot \left[ \frac{1}{\eta_-^2} \cdot \exp\left\{-\frac{u^2(z-H)^2}{2\gamma^2\eta_-^2}\right\} + \frac{1}{\eta_+^2} \cdot \exp\left\{-\frac{u^2(z+H)^2}{2\gamma^2\eta_+^2}\right\} \right]$$

$$\eta_-^2 = R^2 + \frac{\alpha^2}{\gamma^2} (z-H)^2 \quad , \quad \eta_+^2 = R^2 + \frac{\alpha^2}{\gamma^2} (z+H)^2, \quad R^2 = x^2 + y^2$$

$\alpha, \gamma$  : 拡散幅に関する係数

その他、既出の文字は準用します。

### 【無風時：パフ式】

$$C(R, z) = \frac{Q}{(2\pi)^{3/2}\gamma} \cdot \left[ \frac{1}{\eta_-^2} + \frac{1}{\eta_+^2} \right]$$

既出の文字は準用します。

表 6.7-27 有風時における拡散幅に関する係数 ( 、 )

$\sigma_y(x) = \gamma_y \cdot x^{\alpha_y}$				$\sigma_z(x) = \gamma_z \cdot x^{\alpha_z}$			
安定度	風下距離 x(m)	y	y	安定度	風下距離 x(m)	z	z
A	0~1,000	0.901	0.426	A	0~300	1.122	0.0800
	1,000~	0.851	0.602		300~500	1.514	0.00855
					500~	2.109	0.000212
B	0~1,000	0.914	0.282	B	0~500	0.964	0.1272
	1,000~	0.865	0.396		500~	1.094	0.0570
C	0~1,000	0.924	0.1772	C	0~	0.918	0.1068
	1,000~	0.885	0.232				
D	0~1,000	0.929	0.1107	D	0~1,000	0.826	0.1046
	1,000~	0.889	0.1467		1,000~10,000	0.632	0.400
					10,000~	0.555	0.811
E	0~1,000	0.921	0.0864	E	0~1,000	0.788	0.0928
	1,000~	0.897	0.1019		1,000~10,000	0.565	0.433
					10,000~	0.415	1.732
F	0~1,000	0.929	0.0554	F	0~1,000	0.784	0.0621
	1,000~	0.889	0.0733		1,000~10,000	0.526	0.370
					10,000~	0.323	2.41
G	0~1,000	0.921	0.0380	G	0~1,000	0.794	0.0373
	1,000~	0.896	0.0452		1,000~2,000	0.637	0.1105
					2,000~10,000	0.431	0.529
					10,000~	0.222	3.62

資料：「窒素酸化物総量規制マニュアル[新版]（公害研究対策センター 平成12年12月）」

表 6.7-28 弱風時、無風時における拡散幅に関する係数 ( 、 )

パスキルの 安定度階級	弱風時		無風時	
A	0.748	1.569	0.948	1.569
A - B	0.659	0.862	0.859	0.862
B	0.581	0.474	0.781	0.474
B - C	0.502	0.314	0.702	0.314
C	0.435	0.208	0.635	0.208
C - D	0.342	0.153	0.542	0.153
D	0.270	0.113	0.470	0.113
E	0.239	0.067	0.439	0.067
F	0.239	0.048	0.439	0.048
G	0.239	0.029	0.439	0.029

資料：「窒素酸化物総量規制マニュアル[新版]（公害研究対策センター 平成12年12月）」

予測条件

ア．排出量

窒素酸化物及び粒子状物質の排出係数原単位は、表 6.7-29 に示すとおりです。建設機械の定格出力、エンジン排出係数原単位等を基に、次式により算出しました。

$$Q_i = (P_i \times \overline{EM}) \times B_r / b$$

- $Q_i$  : 建設機械*i*の排出係数原単位 (g/h)  
 $P_i$  : 建設機械*i*の定格出力 (kW) 注1)  
 $\overline{EM}$  : エンジン排出係数原単位 (g/kW・h) 注2)  
 $B_r$  : 原動機燃料消費率/1.2 (g/kW・h) 注1)  
 $b$  : ISO-C1モードにおける平均燃料消費量 (g/kW・h) 注2)

注1) 資料:「令和4年度版 建設機械等損料表」( (一社)日本建設機械施工協会 令和4年4月)

注2) 資料:「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」

(国土技術政策総合研究所資料 第714号、土木研究所資料 第4254号 平成25年3月)

年平均値を予測する大気汚染物質年間排出量は、表 6.7-30 に示すとおり、建設機械ごとの排出係数原単位に、予測時期とした1年間の年間稼働時間(年間延べ稼働台数に1日あたりの稼働時間と稼働率を乗じたもの)を乗じ、算出しました。排出ガス対策型建設機械に指定されている機種については、第2次基準値を用いました。なお、1日あたりの稼働時間は8時~12時及び13時~17時の計8時間、月あたりの工事日数は25日としました。稼働率は70%としました。

表 6.7-29(1) 窒素酸化物排出係数原単位（工事中）

対象事業	建設機械の種類	規格	定格出力 $P_i$ (kW)	$Br/b$	エンジン 排出係数 原単位 $EM$ (g/kWh)	排出係数 原単位 $Q$ (g/h)
本博覧会	アスファルトフィニッシャー	2.3～6.0m	92	0.5235	5.4	260.1
	タイヤローラー	8～20t	71	0.3027	5.4	116.1
	ダンプトラック	10t	246	0.1512	14.0	520.7
	ダンプトラック	4t	135	0.1512	14.0	285.8
	トラッククレーン	4.9t 吊	107	0.1534	13.9	228.2
	トラッククレーン	10t 吊	125	0.1547	14.0	270.7
	ダンプトラック	10t 場外運搬含む	246	0.1512	14.0	520.7
	ダンプトラック	4t 場外運搬含む	135	0.1512	14.0	285.8
	トラッククレーン	4.9t 吊 場外運搬含む	107	0.1534	13.9	228.2
	バックホウ	0.09m <sup>3</sup>	20	0.4811	5.8	55.8
	バックホウ	0.13m <sup>3</sup>	25	0.4811	5.8	69.8
	バックホウ	0.28m <sup>3</sup>	41	0.5357	6.1	134.0
	バックホウ	0.45m <sup>3</sup>	64	0.5449	5.4	188.3
	バックホウ	0.8m <sup>3</sup>	104	0.5449	5.4	306.0
	マカダムローラー	10t	55	0.4132	6.1	138.6
	モータグレーダー		138	0.3930	5.3	287.4
	ラフタークレーン	16t 吊	160	0.3202	5.3	271.6
	ラフタークレーン	25t 吊	200	0.3202	5.3	339.4
	ラフタークレーン	50t 吊	273	0.3202	5.3	463.3
	振動ローラ	3～4t	21	0.5031	5.8	61.3
土地区画整理事業	バックホウ	平積 1.0m <sup>3</sup>	164	0.5568	5.3	483.9
	ブルドーザ	32t	208	0.5568	5.3	613.8
	ダンプトラック	10t	246	0.1512	14.0	520.7
公園整備事業	アスファルトフィニッシャー	2.3～6.0m	92	0.5235	5.4	260.1
	タイヤローラー	8～20t	71	0.3027	5.4	116.1
	トラッククレーン	10t	107	0.1534	13.9	228.2
	トラッククレーン	4.9t 吊	107	0.1534	13.9	228.2
	バックホウ	0.8m <sup>3</sup>	104	0.5449	5.4	306.0
	バックホウ	0.09m <sup>3</sup>	20	0.4811	5.8	55.8
	バックホウ	0.28m <sup>3</sup>	41	0.5357	6.1	134.0
	バックホウ	0.45m <sup>3</sup>	64	0.5449	5.4	188.3
	バックホウ	0.5m <sup>3</sup>	64	0.5449	5.4	188.3
	ブルドーザ	46.4t	246	0.5380	14.0	1,852.8
	マカダムローラー	10t	55	0.4132	6.1	138.6
	モータグレーダー	3.1m	93	0.3846	5.4	193.2
	ラフタークレーン	16t	160	0.3202	5.3	271.6
	ラフタークレーン	25t 吊	200	0.3202	5.3	339.4
	ラフタークレーン	50t	257	0.3202	5.3	436.2
	小型バックホウ	0.13m <sup>3</sup>	25	0.4811	5.8	69.8
振動ローラ	3～4t	20	0.5031	5.8	58.4	

表 6.7-29(2) 窒素酸化物排出係数原単位（撤去中）

対象事業	建設機械の種類	規格	定格出力 $P_i$ (kW)	$Br/b$	エンジン 排出係数 原単位 $EM$ (g/kWh)	排出係数 原単位 $Q$ (g/h)
本博覧会	大型ブレーカー	1.3t	104	0.5449	5.4	306.0
	バックホウ	0.45m <sup>3</sup>	64	0.5449	5.4	188.3
	トラッククレーン	4.9t 吊	107	0.1534	13.9	228.2
	ダンプトラック	10t	246	0.1512	14.0	520.7
	ラフタークレーン	25t	200	0.3202	5.3	339.4

表 6.7-29(3) 浮遊粒子状物質排出係数原単位（工事中）

対象事業	建設機械の種類	規格	定格出力 $P_i$ (kW)	$Br/b$	エンジン 排出係数 原単位 $EM$ (g/kWh)	排出係数 原単位 $Q$ (g/h)
本博覧会	アスファルトフィニッシャー	2.3～6.0m	92	0.5235	0.22	10.6
	タイヤローラー	8～20t	71	0.3027	0.22	4.7
	ダンプトラック	10t	246	0.1512	0.41	15.2
	ダンプトラック	4t	135	0.1512	0.41	8.4
	トラッククレーン	4.9t 吊	107	0.1534	0.45	7.4
	トラッククレーン	10t 吊	125	0.1547	0.41	7.9
	ダンプトラック	10t 場外運搬含む	246	0.1512	0.41	15.2
	ダンプトラック	4t 場外運搬含む	135	0.1512	0.41	8.4
	トラッククレーン	4.9t 吊 場外運搬含む	107	0.1534	0.45	7.4
	バックホウ	0.09m <sup>3</sup>	20	0.4811	0.42	4.0
	バックホウ	0.13m <sup>3</sup>	25	0.4811	0.42	5.1
	バックホウ	0.28m <sup>3</sup>	41	0.5357	0.27	5.9
	バックホウ	0.45m <sup>3</sup>	64	0.5449	0.22	7.7
	バックホウ	0.8m <sup>3</sup>	104	0.5449	0.22	12.5
	マカダムローラー	10t	55	0.4132	0.27	6.1
	モータグレーダー		138	0.3930	0.15	8.1
	ラフタークレーン	16t 吊	160	0.3202	0.15	7.7
	ラフタークレーン	25t 吊	200	0.3202	0.15	9.6
	ラフタークレーン	50t 吊	273	0.3202	0.15	13.1
	振動ローラ	3～4t	21	0.5031	0.42	4.4
土地区画整理事業	バックホウ	平積 1.0m <sup>3</sup>	164	0.5568	0.15	13.7
	ブルドーザー	32t	208	0.5568	0.15	17.4
	ダンプトラック	10t	246	0.1512	0.41	15.2
公園整備事業	アスファルトフィニッシャー	2.3～6.0m	92	0.5235	0.22	10.6
	タイヤローラー	8～20t	71	0.3027	0.22	4.7
	トラッククレーン	10t	107	0.1534	0.45	7.4
	トラッククレーン	4.9t 吊	107	0.1534	0.45	7.4
	バックホウ	0.8m <sup>3</sup>	104	0.5449	0.22	12.5
	バックホウ	0.09m <sup>3</sup>	20	0.4811	0.42	4.0
	バックホウ	0.28m <sup>3</sup>	41	0.5357	0.27	5.9
	バックホウ	0.45m <sup>3</sup>	64	0.5449	0.22	7.7
	バックホウ	0.5m <sup>3</sup>	64	0.5449	0.22	7.7
	ブルドーザー	46.4t	246	0.5380	0.41	54.3
	マカダムローラー	10t	55	0.4132	0.27	6.1
	モータグレーダー	3.1m	93	0.3846	0.22	7.9
	ラフタークレーン	16t	160	0.3202	0.15	7.7
	ラフタークレーン	25t 吊	200	0.3202	0.15	9.6
	ラフタークレーン	50t	257	0.3202	0.15	12.3
	小型バックホウ	0.13m <sup>3</sup>	25	0.4811	0.42	5.1
振動ローラ	3～4t	20	0.5031	0.42	4.2	

表 6.7-29(4) 浮遊粒子状物質排出係数原単位（撤去中）

対象事業	建設機械の種類	規格	定格出力 $P_i$ (kW)	$Br/b$	エンジン 排出係数 原単位 $EM$ (g/kWh)	排出係数 原単位 $Q$ (g/h)
本博覧会	大型ブレーカー	1.3t	104	0.5449	0.22	12.5
	バックホウ	0.45m <sup>3</sup>	64	0.5449	0.22	7.7
	トラッククレーン	4.9t 吊	107	0.1534	0.45	7.4
	ダンプトラック	10t	246	0.1512	0.41	15.2
	ラフタークレーン	25t	200	0.3202	0.15	9.6

表 6.7-30(1) 窒素酸化物年間排出量（工事中）

対象事業	建設機械の種類	規格	窒素酸化物 排出係数 原単位 (g/h)	年間延べ稼働台数 (台/年)	年間 <sup>注1</sup> 稼働時間 (時間/年)	窒素酸化物 年間排出量 (m <sup>3</sup> /年)
本博覧会	アスファルトフィニッシャー	2.3～6.0m	260.1	1,040	5,824	792.2
	タイヤローラー	8～20t	116.1	1,347	7,543	457.8
	ダンプトラック	10t	520.7	2,711	15,182	4,134.6
	ダンプトラック	4t	285.8	2,142	11,995	1,792.7
	トラッククレーン	4.9t 吊	228.2	6,892	38,595	4,605.8
	トラッククレーン	10t 吊	270.7	3,310	18,536	2,624.7
	ダンプトラック	10t 場外運搬含む	520.7	6,242	34,955	9,519.5
	ダンプトラック	4t 場外運搬含む	285.8	150	840	125.5
	トラッククレーン	4.9t 吊 場外運搬含む	228.2	67	375	44.8
	バックホウ	0.09m <sup>3</sup>	55.8	816	4,570	133.4
	バックホウ	0.13m <sup>3</sup>	69.8	269	1,506	54.9
	バックホウ	0.28m <sup>3</sup>	134.0	9,707	54,359	3,809.1
	バックホウ	0.45m <sup>3</sup>	188.3	1,150	6,440	634.2
	バックホウ	0.8m <sup>3</sup>	306.0	1,762	9,867	1,579.1
	マカダムローラー	10t	138.6	1,347	7,543	546.8
	モータグレーダー		287.4	1,347	7,543	1,134.0
	ラフタークレーン	16t 吊	271.6	2,526	14,146	2,009.1
	ラフタークレーン	25t 吊	339.4	2,052	11,491	2,040.0
ラフタークレーン	50t 吊	463.3	2,004	11,222	2,719.4	
振動ローラ	3～4t	61.3	1,040	5,824	186.7	
土地区画 整理事業	バックホウ	平積 1.0m <sup>3</sup>	483.9	854	4,782	1,210.3
	ブルドーザー	32t	613.8	762	4,267	1,369.7
	ダンプトラック	10t	520.7	4,777	26,751	7,285.2
公園整備 事業	アスファルトフィニッシャー	2.3～6.0m	260.1	6	34	4.6
	タイヤローラー	8～20t	116.1	6	34	2.1
	トラッククレーン	10t	228.2	281	1,574	187.8
	トラッククレーン	4.9t 吊	228.2	8	45	5.4
	バックホウ	0.8m <sup>3</sup>	306.0	20	112	17.9
	バックホウ	0.09m <sup>3</sup>	55.8	14	78	2.3
	バックホウ	0.28m <sup>3</sup>	134.0	30	168	11.8
	バックホウ	0.45m <sup>3</sup>	188.3	6	34	3.3
	バックホウ	0.5m <sup>3</sup>	188.3	2	11	1.1
	ブルドーザー	46.4t	1,852.8	8	45	43.6
	マカダムローラー	10t	138.6	6	34	2.5
	モータグレーダー	3.1m	193.2	6	34	3.4
	ラフタークレーン	16t	271.6	65	364	51.7
	ラフタークレーン	25t 吊	339.4	13	73	13.0
	ラフタークレーン	50t	436.2	51	286	65.2
	小型バックホウ	0.13m <sup>3</sup>	69.8	8	45	1.6
振動ローラ	3～4t	58.4	12	67	2.0	

注1：日稼働時間は8時間、稼働率は70%として計算しました。

注2：窒素酸化物の年間排出量は523mL/gとして計算しました。

表 6.7-30(2) 窒素酸化物年間排出量（撤去中）

対象事業	建設機械の種類	規格	窒素酸化物 排出係数 原単位 (g/h)	年間延べ稼働台数 (台/年)	年間 <sup>注1</sup> 稼働時間 (時間/年)	窒素酸化物 年間排出量 (m <sup>3</sup> /年)
本博覧会	大型ブレーカー	1.3t	306.0	2,007	11,239	1,798.7
	バックホウ	0.45m <sup>3</sup>	188.3	2,007	11,239	1,106.9
	トラッククレーン	4.9t 吊	228.2	1,032	5,779	689.6
	ダンプトラック	10t	520.7	2,985	16,716	4,552.4
	ラフタークレーン	25t	339.4	8,328	46,637	8,279.5

注1：日稼働時間は8時間、稼働率は70%として計算しました。

注2：窒素酸化物の年間排出量は523mL/gとして計算しました。

表 6.7-30(3) 浮遊粒子状物質年間排出量（工事中）

対象事業	建設機械の種類	規格	粒子状物質 排出係数 原単位 (g/h)	年間延べ稼働台数 (台/年)	年間 <sup>注1</sup> 稼働時間 (時間/年)	粒子状物質 年間排出量 (kg/年)
本博覧会	アスファルトフィニッシャー	2.3～6.0m	10.6	1,040	5,824	61.7
	タイヤローラー	8～20t	4.7	1,347	7,543	35.7
	ダンプトラック	10t	15.2	2,711	15,182	231.5
	ダンプトラック	4t	8.4	2,142	11,995	100.4
	トラッククレーン	4.9t 吊	7.4	6,892	38,595	285.1
	トラッククレーン	10t 吊	7.9	3,310	18,536	147.0
	ダンプトラック	10t 場外運搬含む	15.2	6,242	34,955	533.0
	ダンプトラック	4t 場外運搬含む	8.4	150	840	7.0
	トラッククレーン	4.9t 吊 場外運搬含む	7.4	67	375	2.8
	バックホウ	0.09m <sup>3</sup>	4.0	816	4,570	18.5
	バックホウ	0.13m <sup>3</sup>	5.1	269	1,506	7.6
	バックホウ	0.28m <sup>3</sup>	5.9	9,707	54,359	322.4
	バックホウ	0.45m <sup>3</sup>	7.7	1,150	6,440	49.4
	バックホウ	0.8m <sup>3</sup>	12.5	1,762	9,867	123.0
	マカダムローラー	10t	6.1	1,347	7,543	46.3
	モータグレーダー		8.1	1,347	7,543	61.4
	ラフタークレーン	16t 吊	7.7	2,526	14,146	108.7
	ラフタークレーン	25t 吊	9.6	2,052	11,491	110.4
ラフタークレーン	50t 吊	13.1	2,004	11,222	147.2	
振動ローラ	3～4t	4.4	1,040	5,824	25.8	
土地区画 整理事業	バックホウ	平積 1.0m <sup>3</sup>	13.7	854	4,782	65.5
	ブルドーザ	32t	17.4	762	4,267	74.1
	ダンプトラック	10t	15.2	4,777	26,751	407.9
公園整備 事業	アスファルトフィニッシャー	2.3～6.0m	10.6	6	34	0.4
	タイヤローラー	8～20t	4.7	6	34	0.2
	トラッククレーン	10t	7.4	281	1,574	11.6
	トラッククレーン	4.9t 吊	7.4	8	45	0.3
	バックホウ	0.8m <sup>3</sup>	12.5	20	112	1.4
	バックホウ	0.09m <sup>3</sup>	4.0	14	78	0.3
	バックホウ	0.28m <sup>3</sup>	5.9	30	168	1.0
	バックホウ	0.45m <sup>3</sup>	7.7	6	34	0.3
	バックホウ	0.5m <sup>3</sup>	7.7	2	11	0.1
	ブルドーザ	46.4t	54.3	8	45	2.4
	マカダムローラー	10t	6.1	6	34	0.2
	モータグレーダー	3.1m	7.9	6	34	0.3
	ラフタークレーン	16t	7.7	65	364	2.8
	ラフタークレーン	25t 吊	9.6	13	73	0.7
	ラフタークレーン	50t	12.3	51	286	3.5
	小型バックホウ	0.13m <sup>3</sup>	5.1	8	45	0.2
振動ローラ	3～4t	4.2	12	67	0.3	

注1：日稼働時間は8時間、稼働率は70%として計算しました。

表 6.7-30(4) 浮遊粒子状物質年間排出量（撤去中）

対象事業	建設機械の種類	規格	粒子状物質 排出係数 原単位 (g/h)	年間延べ稼働台数 (台/年)	年間 <sup>注1</sup> 稼働時間 (時間/年)	粒子状物質 年間排出量 (kg/年)
本博覧会	大型ブレーカー	1.3t	12.5	2,007	11,239	140.1
	バックホウ	0.45m <sup>3</sup>	7.7	2,007	11,239	86.2
	トラッククレーン	4.9t 吊	7.4	1,032	5,779	42.7
	ダンプトラック	10t	15.2	2,985	16,716	254.9
	ラフタークレーン	25t	9.6	8,328	46,637	448.0

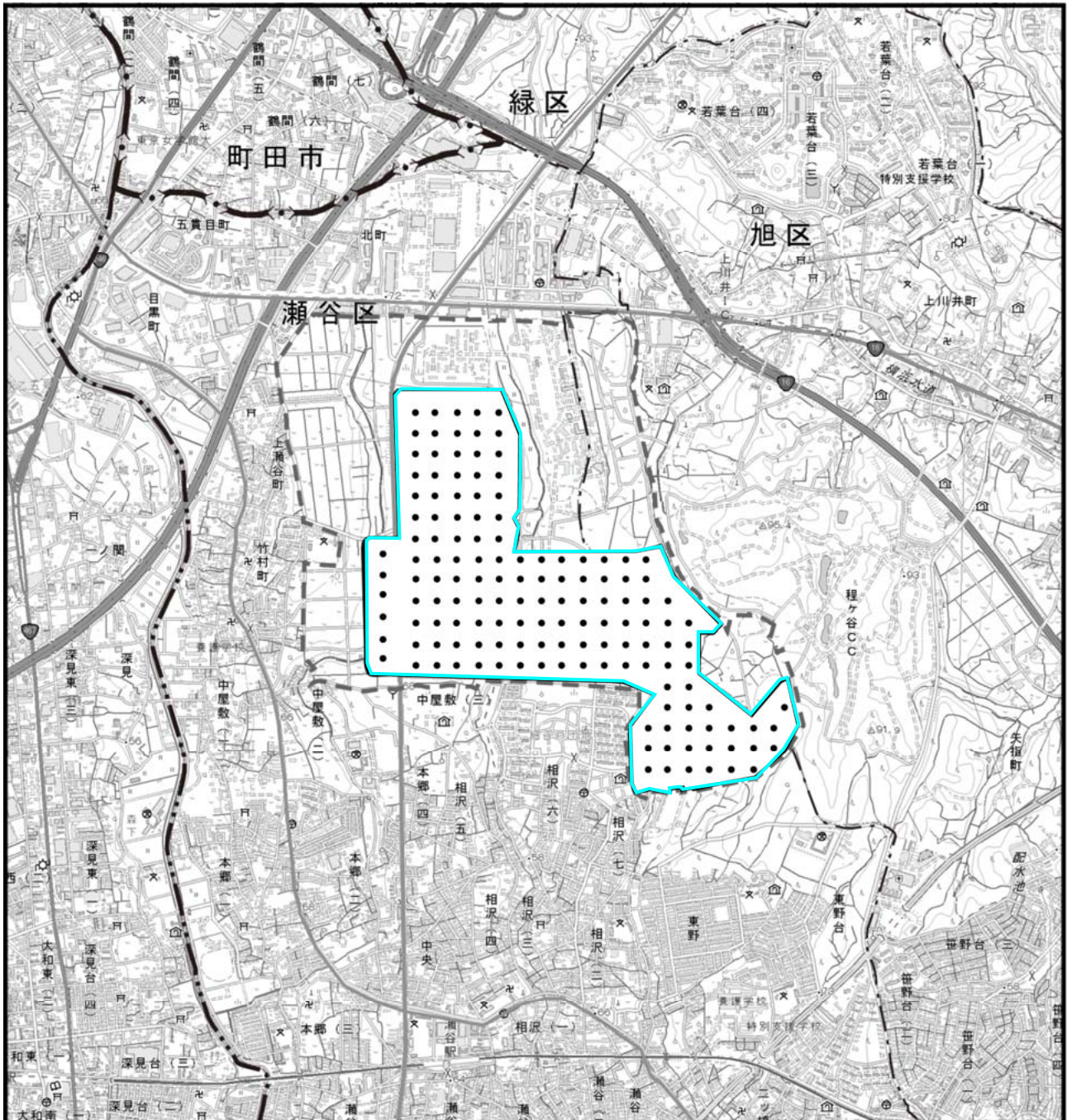
注1：日稼働時間は8時間、稼働率は70%として計算しました。



#### イ．排出源の位置

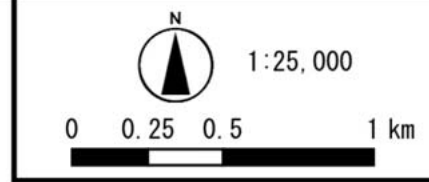
予測対象時期における本博覧会の建設機械は、作業中に適宜移動を繰り返すこと、大気汚染物質濃度の評価期間である年間値でみた時に対象事業実施区域内における濃度の大きな偏りは生じにくいと考えられることから、事業実施区域内に点煙源をほぼ均等に設定しました（図 6.7-5）。他事業についても、本博覧会と同様の考え方により、他事業の事業実施区域内にほぼ均等に設定しました。

建設機械の排出源の高さは、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所 平成 25 年 3 月）に示される代表排気管高さを参考に、地上 + 3.0m としました。



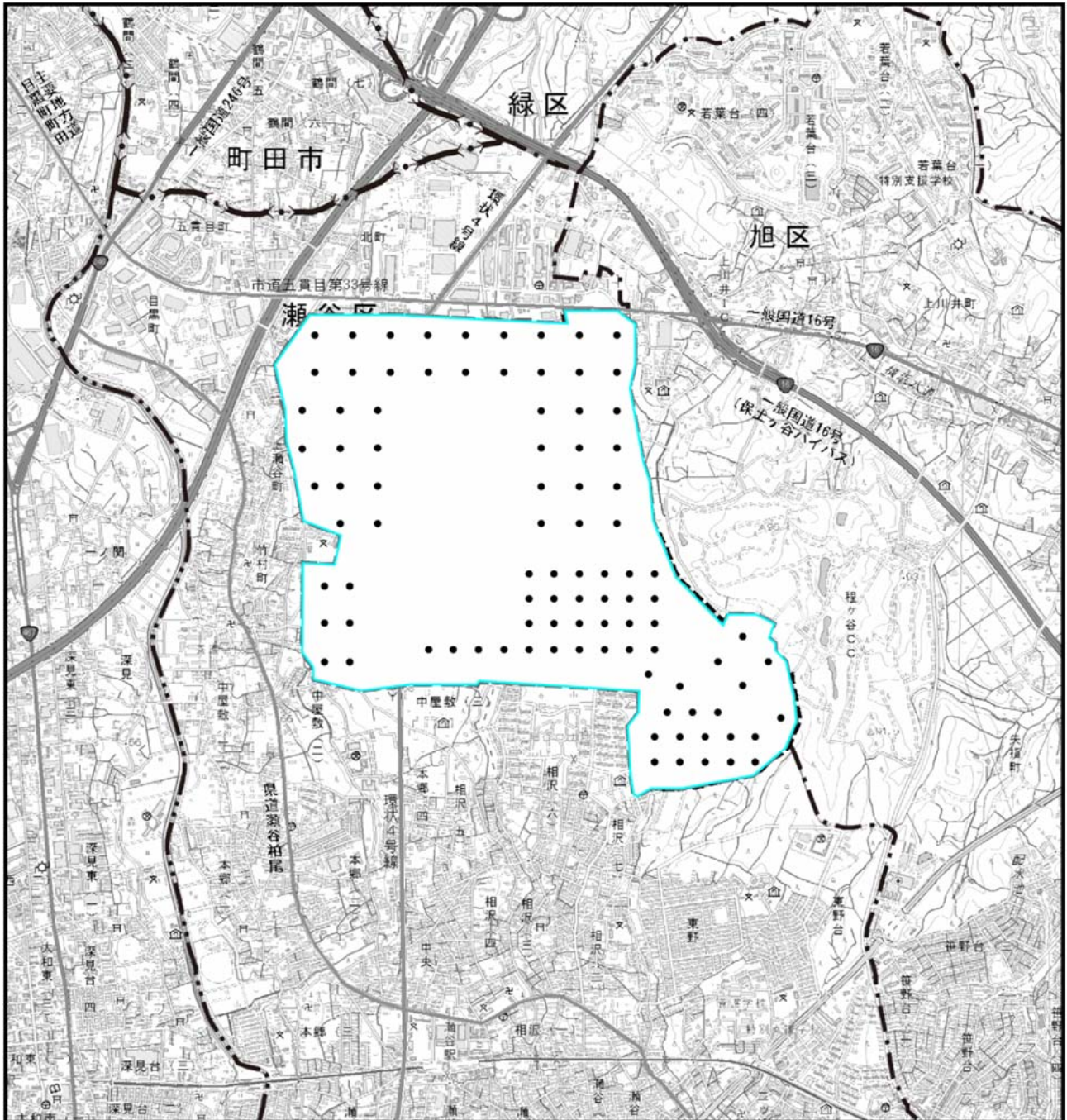
凡例

- 対象事業実施区域
- 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業実施区域
- 都県界  市界  区界
- 仮囲い設置位置
- 大気汚染物質の排出源位置



注1：排出源の位置は、工事中、撤去中とも対象事業実施区域内に均等に配置しました。  
 注2：予測時期における仮囲いの具体位置は現時点で未定であることから、工事敷地境界としました。

図 6.7-5(1) 建設機械の排出源の位置（工事中及び撤去中）



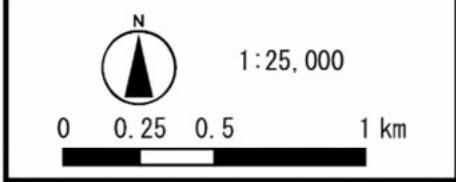
凡例

   対象事業実施区域   
    土地区画整理事業実施区域

都県界   
 市界   
 区界

仮囲い設置位置

大気汚染物質の排出源位置



注1：他事業の排出源位置です。本博覧会については図 6.7-5 (1) に示すとおりです。

注2：土地区画整理事業の区域が本博覧会及び公園整備事業の区域をカバーすることから、他事業の影響を考慮した予測の工事敷地境界は、土地区画整理事業の対象事業実施区域としました。また、予測時期における仮囲いの具体位置は現時点で未定であることから、工事敷地境界としました。

図 6.7-5(2) 大気汚染物質の排出源の位置（他事業の排出源）

### ウ．気象条件

予測に用いる気象条件のうち、風向・風速は、対象事業実施区域最寄りの気象観測所であり、地形的にも対象事業実施区域周辺と同様の状況に位置する瀬谷区南瀬谷小学校測定局（対象事業実施区域の南側約 2.6km、観測高さ地上 18m）のデータを用いました。また、日射量は中区本牧測定局、放射収支量は金沢区長浜測定局のデータを用いました。大気安定度は、表 6.7-31 に示すパスキル安定度階級分類に基づき区分しました。

なお、排出源高さにおける風速については、風速の鉛直分布がべき法則に従うものとして、風速の高さ補正を次式により行いました。補正に用いたべき指数は、表 6.7-32 に示すアメリカ合衆国環境保護庁（EPA）が提案しているパスキル安定度階級別のべき指数を用いました。

表 6.7-31 パスキル安定度階級分類

風速 (u) m/s	日射量 (T) kw/m <sup>2</sup>				放射収支量 (Q) kw/m <sup>2</sup>		
	T > 0.60	0.60 > T > 0.30	0.30 > T > 0.15	0.15 > T	Q > -0.020	-0.020 > Q > -0.040	-0.040 > Q
u < 2	A	A-B	B	D	D	G	G
2 ≤ u < 3	A-B	B	C	D	D	E	F
3 ≤ u < 4	B	B-C	C	D	D	D	E
4 ≤ u < 6	C	C-D	D	D	D	D	D
6 ≤ u	C	D	D	D	D	D	D

資料：「窒素酸化物総量規制マニュアル[新版]」（公害研究対策センター 平成 12 年 12 月）

$$U = U_0(H/H_0)^p$$

$U$  : 排出源高さ  $H$  (m) の風速 (m/s)

$U_0$  : 基準高さ  $H_0$  (m) の風速 (m/s)

$H$  : 排出源の高さ (m)

$H_0$  : 基準とする高さ (=18) (m)

$p$  : べき指数

表 6.7-32 パスキル大気安定度別のべき指数

大気安定度	A	B	C	D	E	F・G
べき指数 $p$	0.10	0.15	0.20	0.25	0.25	0.30

資料：「窒素酸化物総量規制マニュアル[新版]」（公害研究対策センター 平成 12 年 12 月）

エ．窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）濃度から二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）濃度への変換

窒素酸化物濃度を二酸化窒素濃度に変換する式は、統計モデルを使用しました。

統計モデルは、横浜市に設置された大気汚染常時監視測定局における5年間（平成29年度～令和3年度）の測定結果から、自排局と最寄りの一般局の年平均値の差を回帰分析して算出しました。詳細は資料編（p.資 1.6-17～18 参照）に示します。

$$Y = 0.1492 X^{0.8132}$$

Y：二酸化窒素濃度 (ppm)

X：窒素酸化物濃度 (ppm)

オ．年平均値から1日平均値（年間98%値または年間2%除外値）への変換

年平均値から日平均値への換算式は、対象事業実施区域近傍の一般局における5年間（平成29年度～令和3年度）の測定結果を用いて算出しました。詳細は資料編（p.資 1.6-19 参照）に示します。

表 6.7-33 年平均値から1日平均値（年間98%値または年間2%除外値）への換算式

項目	換算式
二酸化窒素	日平均値の年間98%値 = 2.0672 × 年平均値 + 0.0045
浮遊粒子状物質	日平均値の2%除外値 = 2.0627 × 年平均値 + 0.0077

カ．バックグラウンド濃度の設定

バックグラウンド濃度は、瀬谷区南瀬谷小学校測定局における5年間（平成29年度～令和3年度）の年平均値を用いることとし、二酸化窒素は0.013ppm、浮遊粒子状物質は0.018 mg/m<sup>3</sup>としました。

表 6.7-34 バックグラウンド濃度

測定局	年度	バックグラウンド濃度	
		二酸化窒素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )
瀬谷区南瀬谷小学校	平成29年度	0.013	0.021
	平成30年度	0.013	0.019
	令和元年度	0.013	0.018
	令和2年度	0.012	0.016
	令和3年度	0.012	0.016
	平均値	0.013	0.018

## 予測結果

### ア．本博覧会の予測結果

#### A 工事中

建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は、表 6.7-35 及び図 6.7-6 に示すとおりです。

建設機械の稼働による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の排出総量が最大になると想定される1年間の最大着地濃度（年平均値）の出現地点は、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質ともに、南側工事敷地境界上に出現すると考えられ、二酸化窒素の寄与濃度は0.004ppm、浮遊粒子状物質の寄与濃度は0.0007mg/m<sup>3</sup>となり、バックグラウンド濃度を加味した将来濃度に対する寄与率は二酸化窒素で24%、浮遊粒子状物質で4%と予測します。

表 6.7-35 予測結果（建設機械の稼働に伴う大気質濃度：工事中）

物質名		最大着地濃度出現地点	バックグラウンド濃度	建設機械寄与濃度	将来濃度	寄与率
二酸化窒素 (ppm)	令和8年2月～ 令和9年1月	南側工事敷地境界	0.013	0.004	0.017	24%
浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	令和8年2月～ 令和9年1月	南側工事敷地境界	0.018	0.0007	0.019	4%

予測した年平均値を環境基準及び環境目標値と比較するために、年平均値から日平均値（年間98%値、2%除外値）へ換算した結果は、表 6.7-36 に示すとおりです。

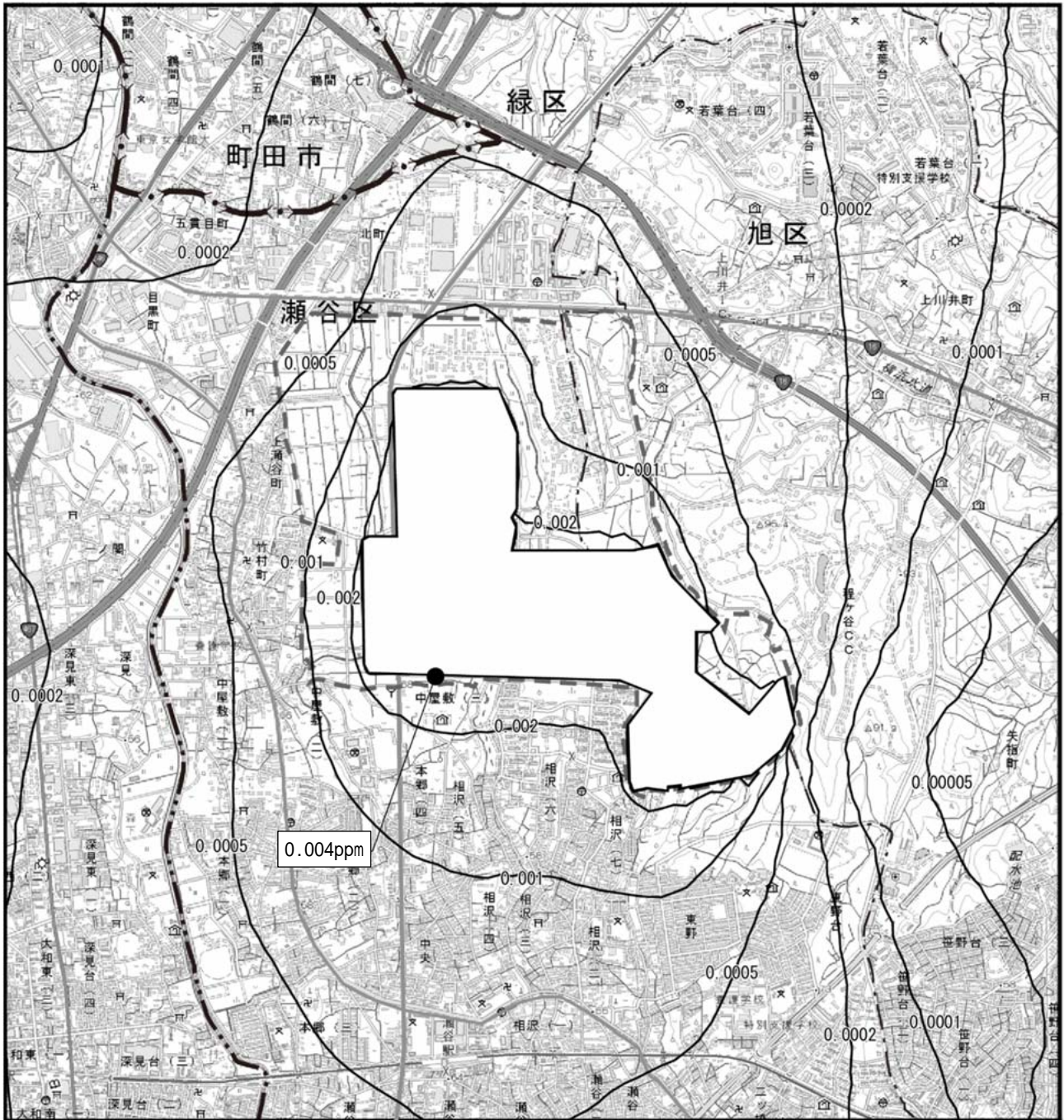
二酸化窒素の年平均値は日平均値の年間98%値で0.040ppm、浮遊粒子状物質の年平均値は日平均値の2%除外値で0.047mg/m<sup>3</sup>と換算され、環境基準（二酸化窒素0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m<sup>3</sup>以下）及び環境保全目標（二酸化窒素0.04ppm以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m<sup>3</sup>以下）に適合しています。

表 6.7-36 年平均値から日平均値への換算結果（工事中）

予測項目	二酸化窒素 (ppm)		浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	
	年平均値 (予測結果)	日平均値の 年間98%値	年平均値 (予測結果)	日平均値の 2%除外値
建設機械の稼働に伴う大気環境への影響	0.017	0.040	0.019	0.047

注1：環境基準は、二酸化窒素0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m<sup>3</sup>以下。

注2：環境保全目標は、二酸化窒素0.04ppm以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m<sup>3</sup>以下。



凡例

- 対象事業実施区域
- 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業実施区域
- 都県界    - - - 市界    - · - · - 区界
- 二酸化窒素の等濃度線    単位：ppm
- 最大着地濃度出現地点 (0.004ppm)

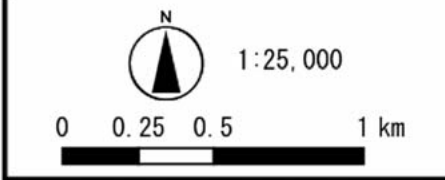


図 6.7-6(1) 予測結果 (建設機械の稼働に伴う二酸化窒素濃度：工事中)

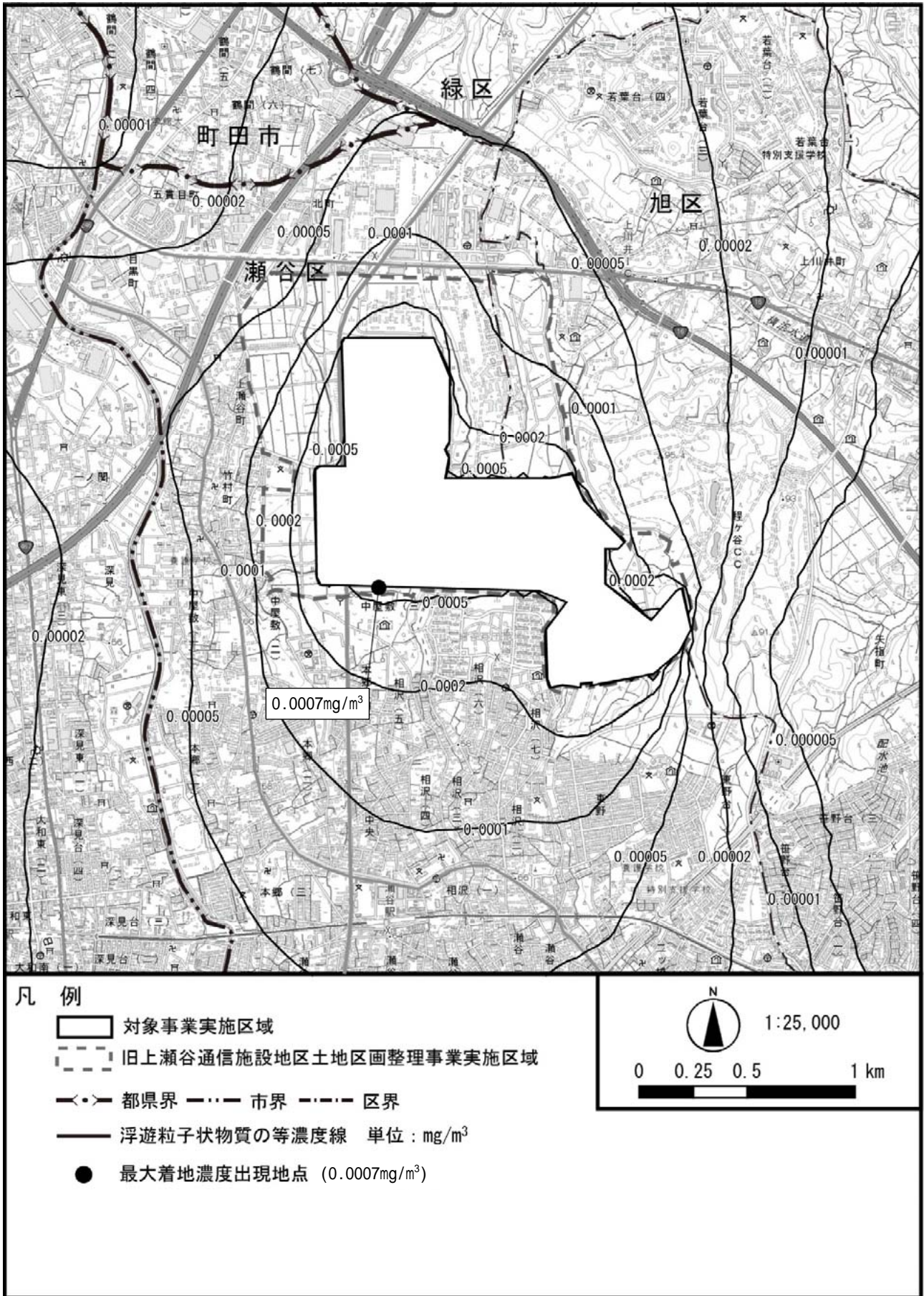


図 6.7-6(2) 予測結果（建設機械の稼働に伴う浮遊粒子状物質濃度：工事中）



## B 撤去中

建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は、表 6.7-37 及び図 6.7-7 に示すとおりです。

建設機械の稼働による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の排出総量が最大になると想定される1年間の最大着地濃度（年平均値）の出現地点は、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質ともに、南側工事敷地境界上に出現すると考えられ、二酸化窒素の寄与濃度は0.002ppm、浮遊粒子状物質の寄与濃度は0.0004mg/m<sup>3</sup>となり、バックグラウンド濃度を加味した将来濃度に対する寄与率は二酸化窒素で13%、浮遊粒子状物質で2%と予測します。

表 6.7-37 予測結果（建設機械の稼働に伴う大気質濃度：撤去中）

物質名		最大着地濃度出現地点	バックグラウンド濃度	建設機械寄与濃度	将来濃度	寄与率
二酸化窒素 (ppm)	令和9年10月 ～令和10年9月	南側工事敷地境界	0.013	0.002	0.015	13%
浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	令和9年10月 ～令和10年9月	南側工事敷地境界	0.018	0.0004	0.018	2%

予測した年平均値を環境基準及び環境目標値と比較するために、年平均値から日平均値（年間98%値、2%除外値）へ換算した結果は、表 6.7-38 に示すとおりです。

二酸化窒素の年平均値は日平均値の年間98%値で0.036ppm、浮遊粒子状物質の年平均値は日平均値の2%除外値で0.045mg/m<sup>3</sup>と換算され、環境基準（二酸化窒素0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m<sup>3</sup>以下）及び環境保全目標（二酸化窒素0.04ppm以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m<sup>3</sup>以下）に適合しています。

表 6.7-38 年平均値から日平均値への換算結果（撤去中）

予測項目	二酸化窒素 (ppm)		浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	
	年平均値 (予測結果)	日平均値の年間98%値	年平均値 (予測結果)	日平均値の2%除外値
建設機械の稼働に伴う大気環境への影響	0.015	0.036	0.018	0.045

注1：環境基準は、二酸化窒素0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m<sup>3</sup>以下。

注2：環境保全目標は、二酸化窒素0.04ppm以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m<sup>3</sup>以下。

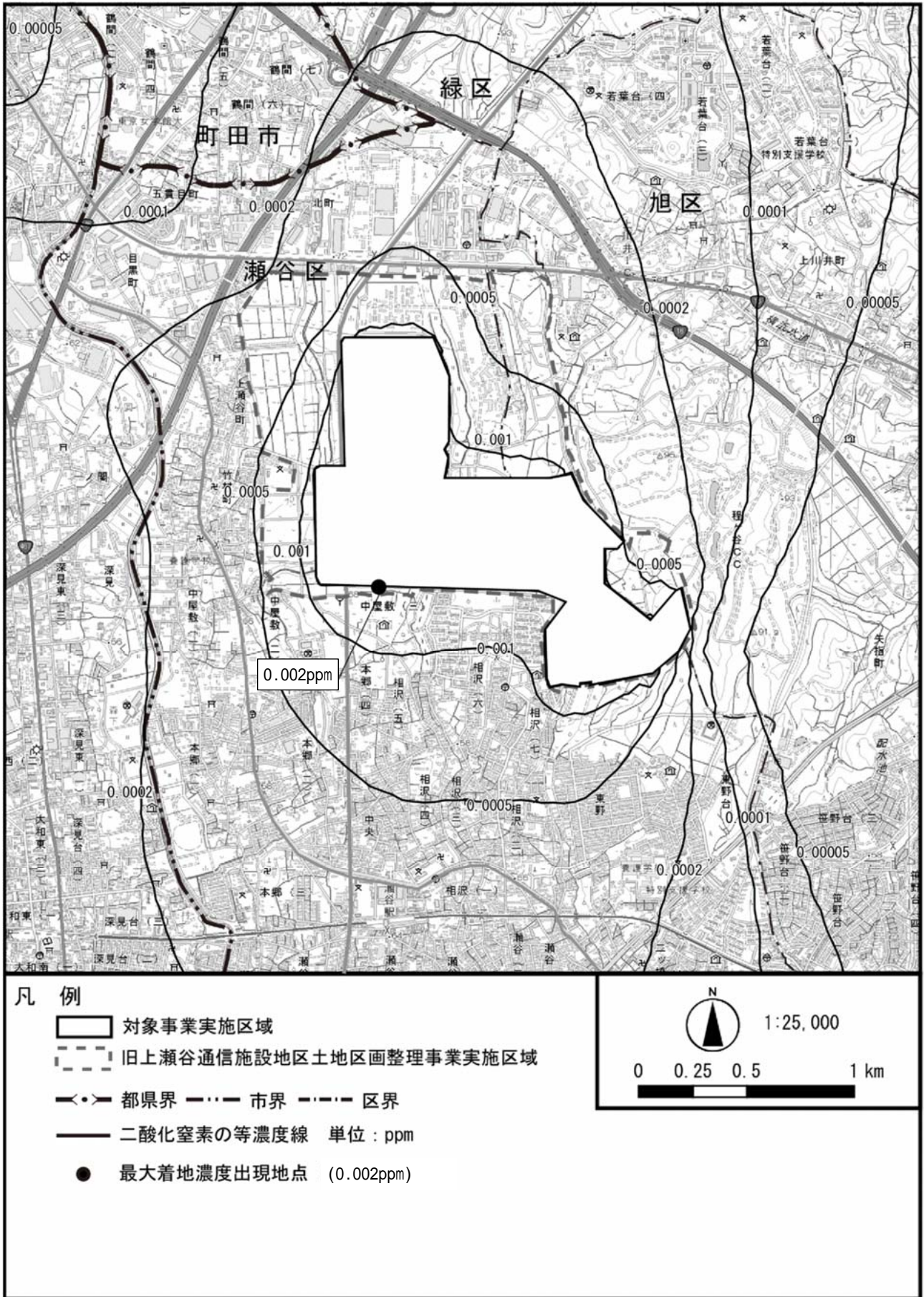


図 6.7-7(1) 予測結果（建設機械の稼働に伴う大気質濃度(二酸化窒素)：撤去中）

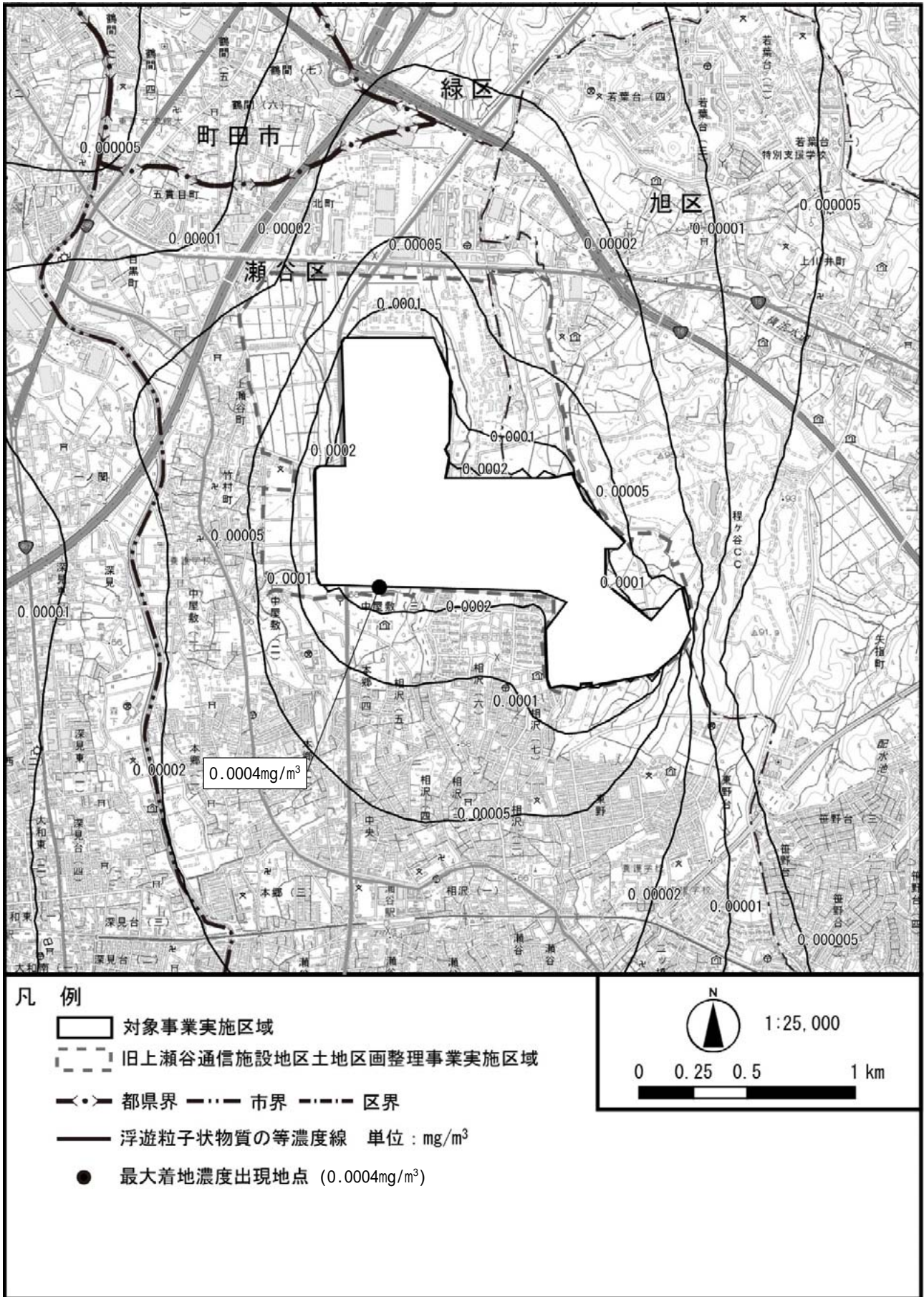


図 6.7-7 (2) 予測結果 (建設機械の稼働に伴う大気質濃度(浮遊粒子状物質) : 撤去中)

## イ．他事業を考慮した予測結果

同時期に工事が行われる土地区画整理事業及び公園整備事業の影響を考慮した二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は、表 6.7-39 及び図 6.7-8 に示すとおりです。

建設機械の稼働による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の排出総量が最大になると想定される1年間の最大着地濃度（年平均値）の出現地点は、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質ともに、南側工事敷地境界上に出現すると考えられ、二酸化窒素の寄与濃度は0.004ppm、浮遊粒子状物質の寄与濃度は0.0007mg/m<sup>3</sup>となり、バックグラウンド濃度を加味した将来濃度に対する寄与率は二酸化窒素で24%、浮遊粒子状物質で4%と予測します。

表 6.7-39 予測結果（建設機械の稼働に伴う大気質濃度：他事業を考慮した予測）

物質名		最大着地濃度出現地点	バックグラウンド濃度	建設機械寄与濃度	将来濃度	寄与率
二酸化窒素 (ppm)	令和8年2月～ 令和9年1月	南側工事敷地境界	0.013	0.004	0.017	24%
浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	令和8年2月～ 令和9年1月	南側工事敷地境界	0.018	0.0007	0.019	4%

予測した年平均値を環境基準及び環境目標値と比較するために、年平均値から日平均値（年間98%値、2%除外値）へ換算した結果は、表 6.7-40 に示すとおりです。

二酸化窒素の年平均値は日平均値の年間98%値で0.040ppm、浮遊粒子状物質の年平均値は日平均値の2%除外値で0.047mg/m<sup>3</sup>と換算され、環境基準（二酸化窒素0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m<sup>3</sup>以下）及び環境保全目標（二酸化窒素0.04ppm以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m<sup>3</sup>以下）に適合しています。

表 6.7-40 年平均値から日平均値への換算結果（他事業を考慮した予測）

予測項目	二酸化窒素 (ppm)		浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	
	年平均値 (予測結果)	日平均値の 年間98%値	年平均値 (予測結果)	日平均値の 2%除外値
建設機械の稼働に伴う大気環境への影響	0.017	0.040	0.019	0.047

注1：環境基準は、二酸化窒素0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m<sup>3</sup>以下。

注2：環境保全目標は、二酸化窒素0.04ppm以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m<sup>3</sup>以下。

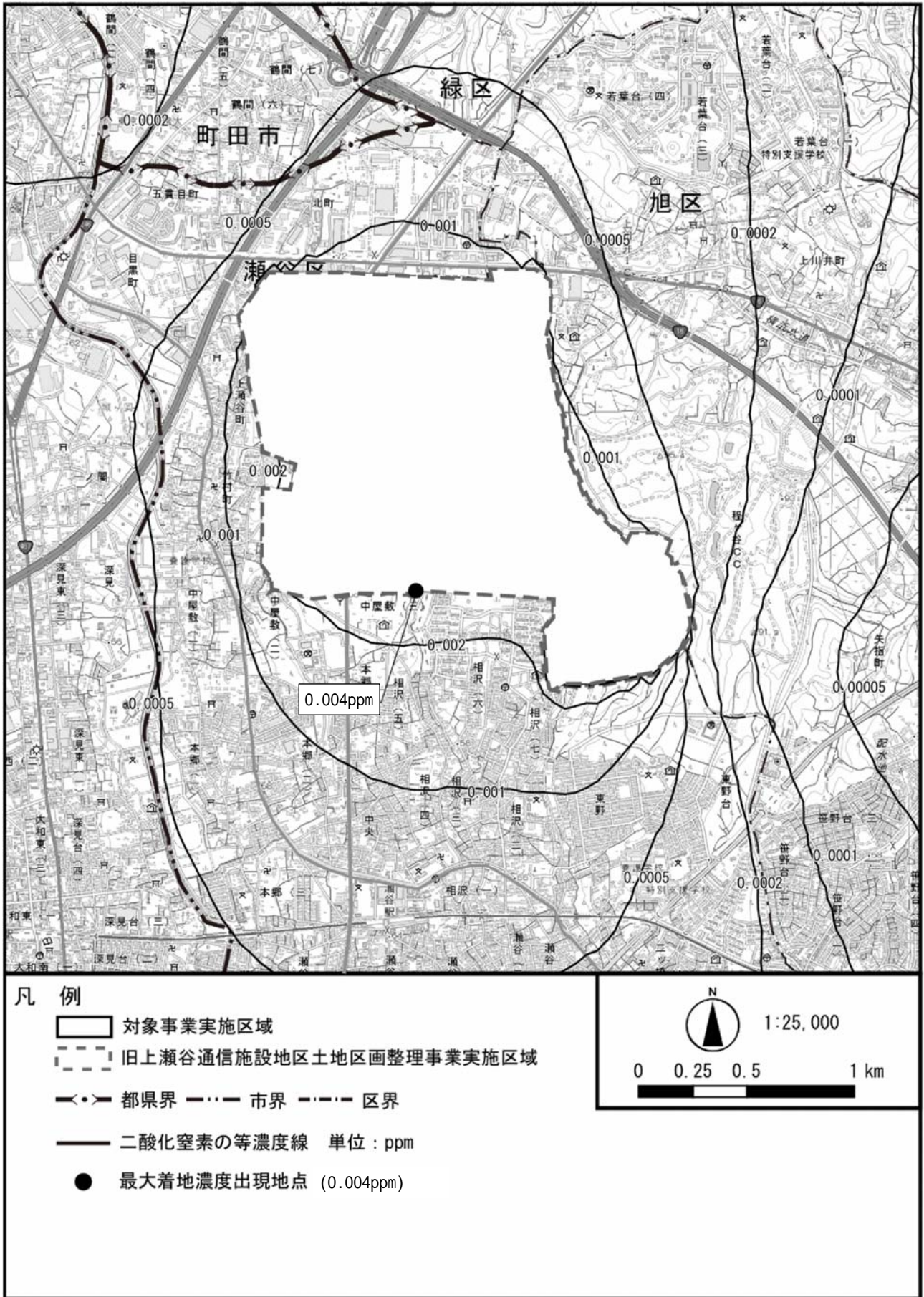


図 6.7-8(1) 予測結果（建設機械の稼働に伴う二酸化窒素濃度：他事業を考慮した予測）

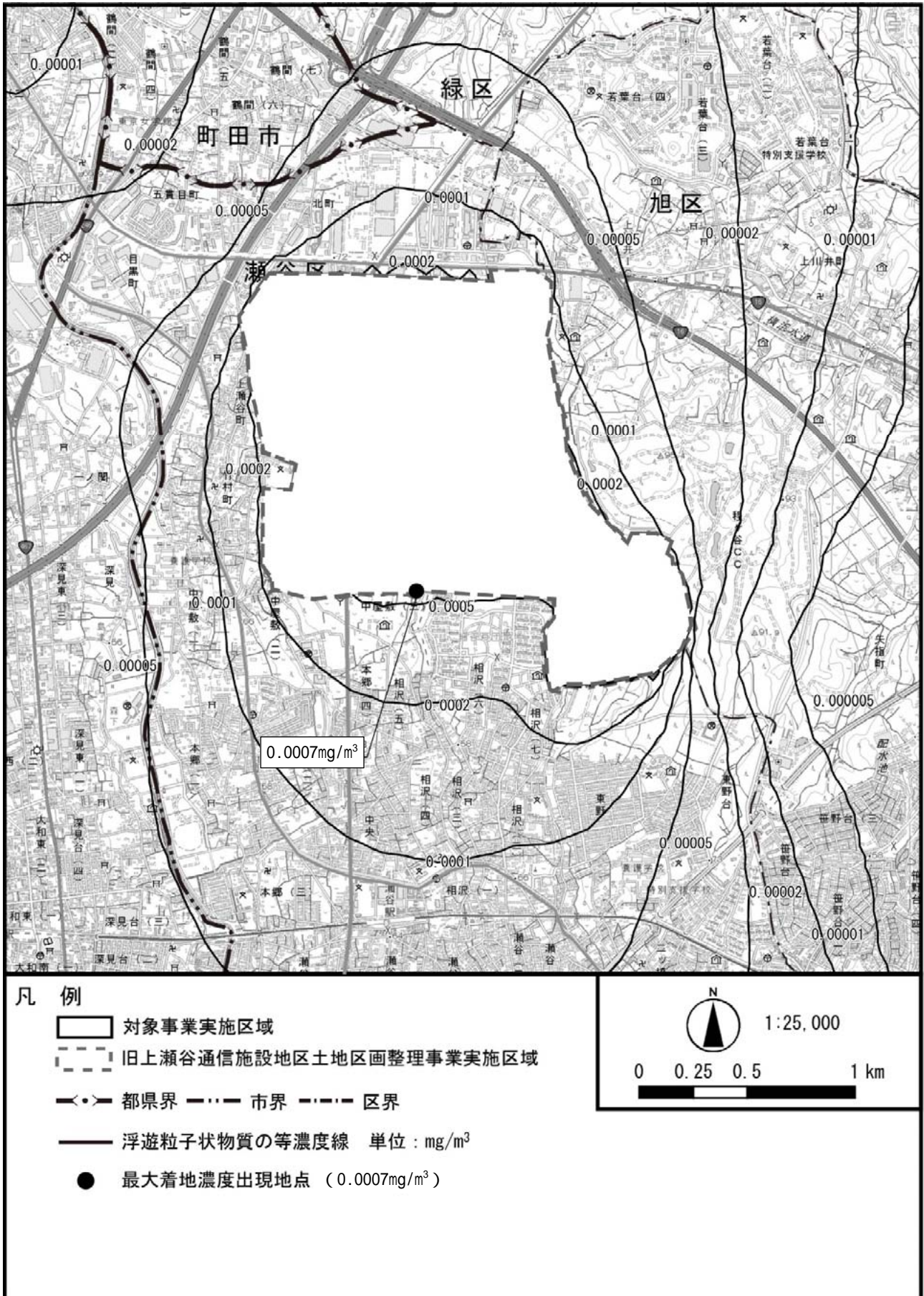


図 6.7-8(2) 予測結果（建設機械の稼働に伴う浮遊粒子状物質濃度：他事業を考慮した予測）

(2) 工事用車両の走行に伴う大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）濃度

予測項目

工事用車両の走行に伴い排出される二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度(年平均値)としました。

予測地域・地点

予測地域は、対象事業実施区域周辺としました。予測地点は、工事用車両の主要運行ルートとなる道路の沿道として、沿道環境大気質の現地調査地点1～4とします(表 6.7-41、前掲図 6.7-1 (p.6.7-7) 参照)。

また、予測高さは地上 1.5m としました。

表 6.7-41 工事用車両の走行に伴う大気質の予測地点(工事中及び撤去中)

予測地点	道路名
地点 1	環状 4 号線
地点 2	市道五貫目第 33 号線(八王子街道)
地点 3	市道五貫目第 33 号線(八王子街道)
地点 4	環状 4 号線

予測時期

予測対象時期は、工事用車両の走行による影響が最大となる時期としました。工事用車両の年間の走行台数が最大となる時期として、工事中は令和 8 年 2 月～令和 9 年 1 月、撤去中は令和 9 年 10 月～令和 10 年 9 月としました。

また、同時期に工事が行われる土地区画整理事業及び公園整備事業の影響を考慮した予測も行いました。工事中は、他事業の工事用車両の走行が一定程度見込まれ、累積的な影響が生じる可能性があります。撤去中は、他事業の工事用車両の走行台数が本博覧会と比較して少なく、他事業による影響は小さいものと考えられます。以上のことから、累積的な影響の予測時期は、工事中のみとしました。工事中の予測時期は、本博覧会単体の予測時期と同じとしました。

予測時期の設定根拠は資料編(p.資 1.6-1～12 参照)に示すとおりです。

予測方法

ア．予測手順及び方法

予測手順は、図 6.7-9 に示すとおりです。

年平均値の予測手法は、「道路環境影響評価の技術手法(平成 24 年度版)」(国土技術政策総合研究所資料第 714 号、土木研究所資料第 4254 号 平成 25 年 3 月)に基づき、有風時(風速 1m/s を超える場合)にはブルーム式、弱風時(風速 1.0m/s 以下)にはパフ式を利用した点煙源拡散式としました。

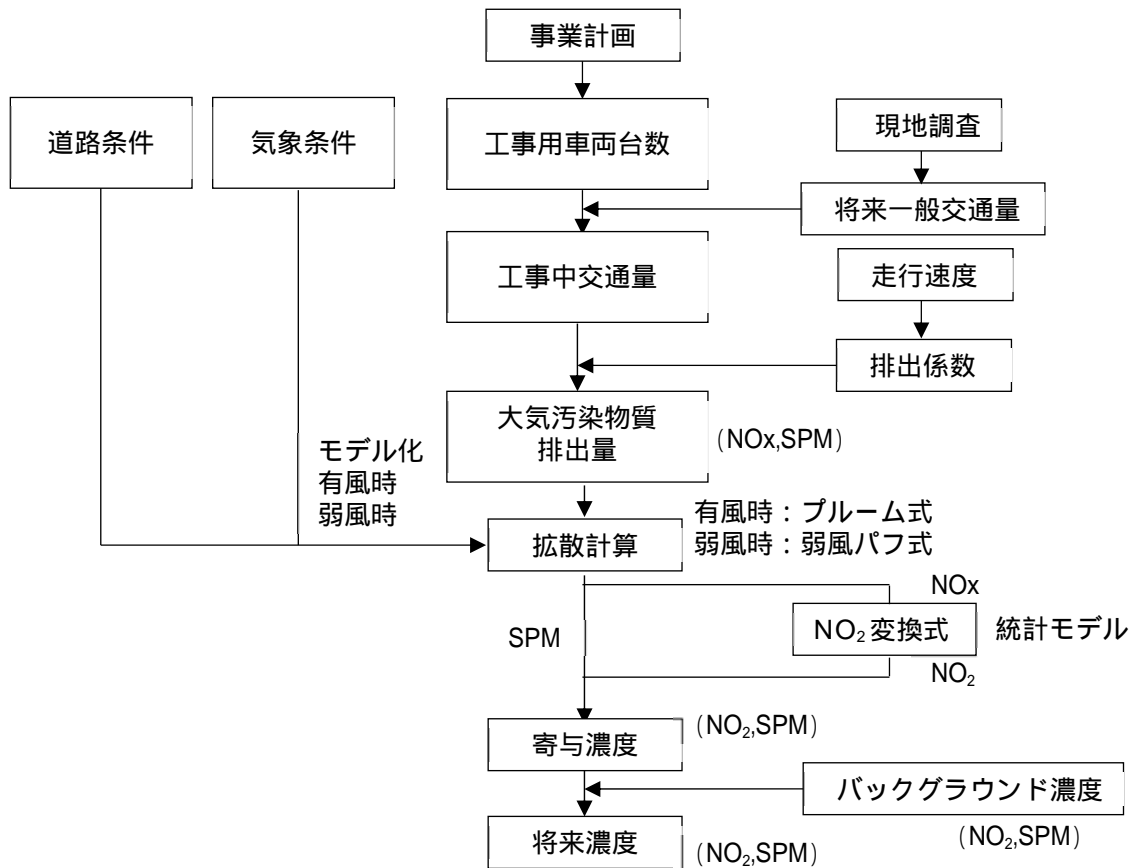


図 6.7-9 予測手順（工事用車両の走行に伴う大気質濃度）



## イ．予測式

予測式は、次に示すとおりです。

### 【有風時:ブルーム式】

$$C(x, y, z) = \frac{Q}{2\pi \cdot u \cdot \sigma_y \cdot \sigma_z} \cdot \exp\left(-\frac{y^2}{2\sigma_y^2}\right) \left[ \exp\left\{-\frac{(z-H)^2}{2\sigma_z^2}\right\} + \exp\left\{-\frac{(z+H)^2}{2\sigma_z^2}\right\} \right]$$

$x$	:	風向に沿った風下距離 (m)
$y$	:	$x$ 軸に直角な水平距離 (m)
$z$	:	$x$ 軸に直角な鉛直距離 (m)
$C(x, y, z)$	:	地点 ( $x, y, z$ ) における窒素酸化物濃度 (ppm) (または浮遊粒子状物質濃度 (mg/m <sup>3</sup> ))
$Q$	:	点煙源の窒素酸化物の排出量 (ml/s) (または浮遊粒子状物質の排出量 (mg/s))
$u$	:	平均風速 (m/s)
$H$	:	排出源の有効煙突高さ (m)
$\sigma_y, \sigma_z$	:	水平( $y$ 軸)、鉛直( $z$ 軸)方向の拡散幅 (m)

### (拡散幅の設定)

・水平方向の拡散幅 $\sigma_y$  (m)

$$\sigma_y = \frac{W}{2} + 0.46L^{0.81} \quad \left(X \geq \frac{W}{2}\right)$$

$$\sigma_y = \frac{W}{2} \quad \left(X < \frac{W}{2}\right)$$

・鉛直方向の拡散幅 $\sigma_z$  (m)

$$\sigma_z = \sigma_{z0} + 0.31L^{0.83} \quad \left(X \geq \frac{W}{2}\right)$$

$$\sigma_z = \sigma_{z0} \quad \left(X < \frac{W}{2}\right)$$

$\sigma_{z0}$	:	鉛直方向初期拡散幅 (m) (遮音壁のない場合 $\sigma_{z0}=1.5$ )
$W$	:	車道部幅員 (m)
$L$	:	車道部端からの距離 (m)
$X$	:	風向に沿った風下距離 (m)

### 【弱風時:パフ式】

$$C(x, y, z) = \frac{Q}{(2\pi)^{3/2} \cdot \alpha^2 \cdot \gamma} \cdot \left[ \frac{1 - \exp\left(-\frac{l}{t_0^2}\right)}{2l} + \frac{1 - \exp\left(-\frac{m}{t_0^2}\right)}{2m} \right]$$

$$l = \frac{1}{2} \left[ \frac{x^2 + y^2}{\alpha^2} + \frac{(z-H)^2}{\gamma^2} \right] \quad , \quad m = \frac{1}{2} \left[ \frac{x^2 + y^2}{\alpha^2} + \frac{(z+H)^2}{\gamma^2} \right]$$

$\alpha, \gamma$	:	拡散幅に関する係数 = 0.3、 = 0.18 (昼間)、0.09 (夜間)
$t_0$	:	初期拡散幅に相当する時間 (=W/2 )

予測条件

ア. 交通条件

予測時点における交通量は、表 6.7-42 に示すとおり設定しました。

工事中交通量の算出にあたっては、予測対象時期の将来一般交通量<sup>注</sup>に本博覧会の工事用車両台数を加えて算出しました。予測にあたっては予測対象時期のうち台数最大月の交通量が1年間続くものとしました。

工事中交通量の設定の考え方の詳細は資料編 (p.資 1.6-20~38) に示すとおりです。

注：「(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価準備書」(令和5年3月、横浜市)では、対象事業実施区域周辺における近年の自動車交通量の推移は、概ね横ばい又は減少傾向にあるが、安全側の観点で平日の現地調査結果が設定されており、本博覧会も同様の考え方を採用しました。

表 6.7-42(1) 予測交通量 (工事用車両の走行に伴う大気質濃度：工事中)

単位：台/日

予測地点	道路名	方向	車種分類	24時間交通量		
				将来一般交通量	工事用車両台数	工事中交通量
				A	B	A+B
地点1	環状4号線	目黒交番前 (南行)	大型車	1,839	0	1,839
			小型車	7,509	61	7,570
			合計	9,348	61	9,409
		十日市場 (北行)	大型車	1,409	364	1,773
			小型車	8,363	185	8,548
			合計	9,772	549	10,321
地点2	市道五貫目 第33号線 (八王子街道)	目黒交番前 (東行)	大型車	4,430	0	4,430
			小型車	9,769	60	9,829
			合計	14,199	60	14,259
		国道246号 (西行)	大型車	4,584	0	4,584
			小型車	10,940	60	11,000
			合計	15,524	60	15,584
地点3	市道五貫目 第33号線 (八王子街道)	目黒交番前 (西行)	大型車	3,944	364	4,308
			小型車	8,106	124	8,230
			合計	12,050	488	12,538
		上川井 (東行)	大型車	3,552	0	3,552
			小型車	7,966	0	7,966
			合計	11,518	0	11,518
地点4	環状4号線	目黒交番前 (北行)	大型車	1,136	0	1,136
			小型車	5,957	121	6,078
			合計	7,093	121	7,214
		瀬谷駅 (南行)	大型車	1,169	121	1,290
			小型車	6,265	121	6,386
			合計	7,434	242	7,676

表 6.7-42(2) 予測交通量（工用車両の走行に伴う大気質濃度：撤去中）

単位：台/日

予測地点	道路名	方向	車種分類	24時間交通量		
				将来一般交通量	工用車両台数	撤去中交通量
				A	B	A+B
地点1	環状4号線	目黒交番前 (南行)	大型車	1,839	0	1,839
			小型車	7,509	93	7,602
			合計	9,348	93	9,441
		十日市場 (北行)	大型車	1,409	0	1,409
			小型車	8,363	93	8,456
			合計	9,772	93	9,865
地点2	市道五貫目 第33号線 (八王子街道)	目黒交番前 (東行)	大型車	4,430	0	4,430
			小型車	9,769	93	9,862
			合計	14,199	93	14,292
		国道246号 (西行)	大型車	4,584	0	4,584
			小型車	10,940	93	11,033
			合計	15,524	93	15,617
地点3	市道五貫目 第33号線 (八王子街道)	目黒交番前 (西行)	大型車	3,944	294	4,238
			小型車	8,106	190	8,296
			合計	12,050	484	12,534
		上川井 (東行)	大型車	3,552	294	3,846
			小型車	7,966	190	8,156
			合計	11,518	484	12,002
地点4	環状4号線	目黒交番前 (北行)	大型車	1,136	0	1,136
			小型車	5,957	93	6,050
			合計	7,093	93	7,186
		瀬谷駅 (南行)	大型車	1,169	97	1,266
			小型車	6,265	186	6,451
			合計	7,434	283	7,717

表 6.7-42(3) 予測交通量（工事用車両の走行に伴う大気質濃度：他事業を考慮した予測）

単位：台/日

予測地点	道路名	方向	車種分類	24 時間交通量		
				将来一般交通量	他事業を考慮した工事用車両台数	他事業を考慮した工事中交通量
				A	B	A+B
地点 1	環状 4 号線	目黒交番前 (南行)	大型車	1,839	5	1,844
			小型車	7,509	139	7,648
			合計	9,348	144	9,492
		十日市場 (北行)	大型車	1,409	414	1,823
			小型車	8,363	322	8,685
			合計	9,772	736	10,508
地点 2	市道五貫目 第 33 号線 (八王子街道)	目黒交番前 (東行)	大型車	4,430	5	4,435
			小型車	9,769	137	9,906
			合計	14,199	142	14,341
		国道 246 号 (西行)	大型車	4,584	4	4,588
			小型車	10,940	137	11,077
			合計	15,524	141	15,665
地点 3	市道五貫目 第 33 号線 (八王子街道)	目黒交番前 (西行)	大型車	3,944	409	4,353
			小型車	8,106	201	8,307
			合計	12,050	610	12,660
		上川井 (東行)	大型車	3,552	0	3,552
			小型車	7,966	18	7,984
			合計	11,518	18	11,536
地点 4	環状 4 号線	目黒交番前 (北行)	大型車	1,136	10	1,146
			小型車	5,957	236	6,193
			合計	7,093	246	7,339
		瀬谷駅 (南行)	大型車	1,169	130	1,299
			小型車	6,265	295	6,560
			合計	7,434	425	7,859

イ．道路条件

予測断面における道路条件は表 6.7-43、道路断面は図 6.7-10 に示すとおりです。

表 6.7-43 予測地点の道路条件（工事中及び撤去中）

予測地点	道路名	工事中		撤去中	
		車線数	道路幅員 (m)	車線数	道路幅員 (m)
地点 1	環状 4 号線	4 車線	24.0	4 車線	24.0
地点 2	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	3 車線	19.9	4 車線	22.0
地点 3	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	2 車線	11.2	4 車線	28.0
地点 4	環状 4 号線	4 車線	25.0	4 車線	25.0

注：道路幅員は「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価書」（令和 4 年 1 月、横浜市）を参照しました。地点 2 及び地点 3 は、横浜市による道路拡幅が予定されています。地点 4 は現況 2 車線ですが、土地区画整理事業による拡幅が予定されています。

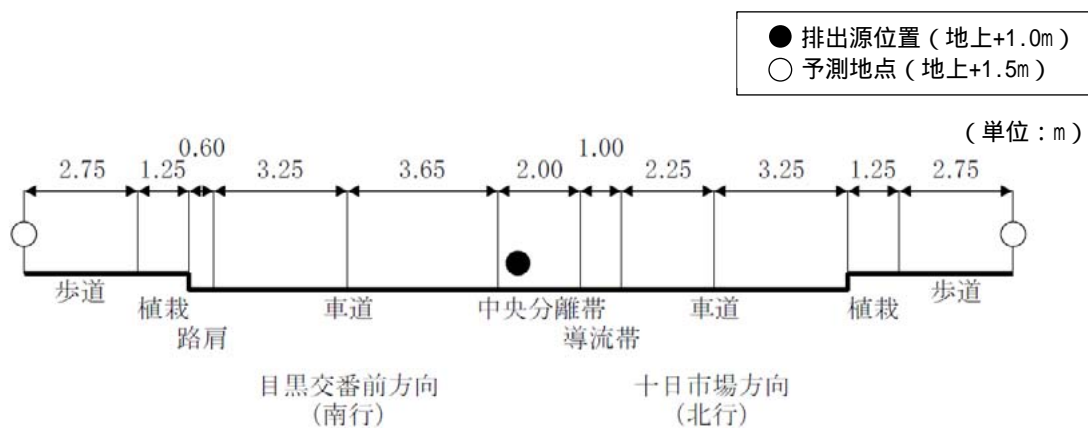


図 6.7-10(1) 道路断面（地点 1：工事中及び撤去中）

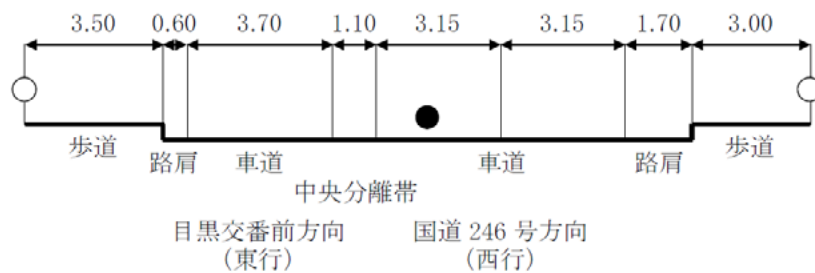


図 6.7-10(2) 道路断面（地点 2：工事中）

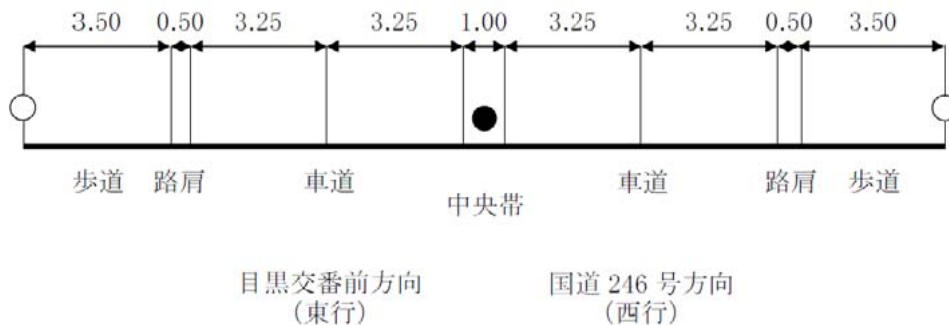


図 6.7-10(3) 道路断面（地点 2：撤去中）

● 排出源位置 (地上+1.0m)  
○ 予測地点 (地上+1.5m)

(単位：m)

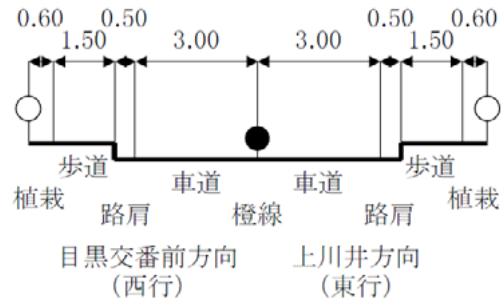


図 6.7-10(4) 道路断面 (地点3：工事中)

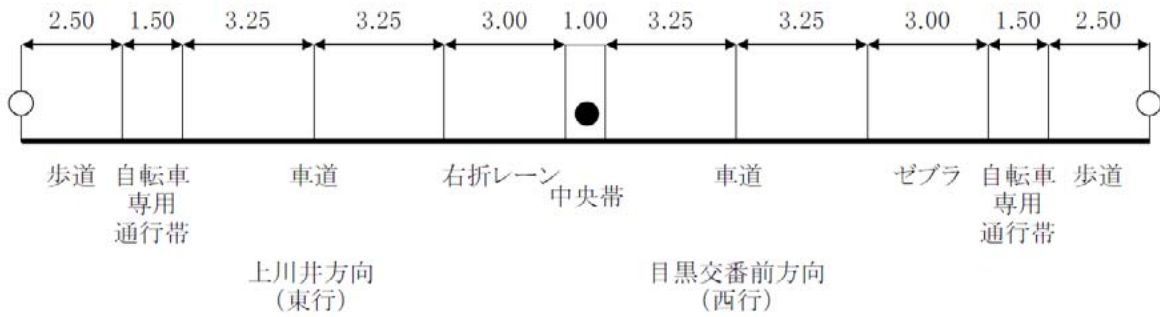


図 6.7-10(5) 道路断面 (地点3：撤去中)

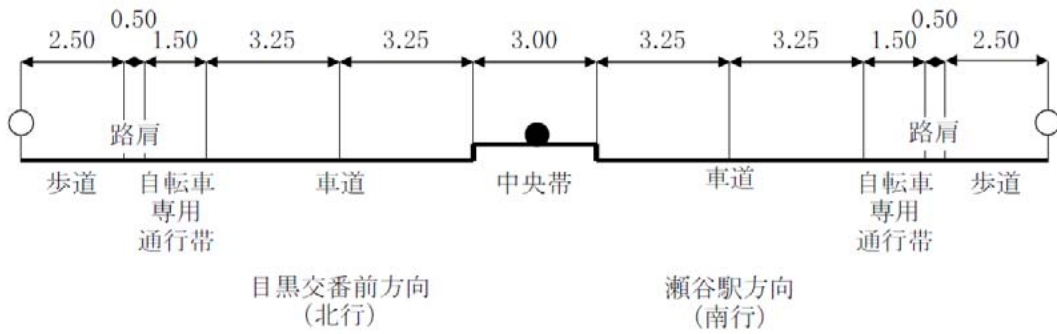


図 6.7-10(6) 道路断面 (地点4 工事中及び撤去中)

ウ．走行速度

走行速度は、各断面の規制速度とし、表 6.7-44 に示すとおりです。

表 6.7-44 走行速度

単位：km/h

予測地点	道路名	走行速度
地点 1	環状 4 号線	50
地点 2	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	40
地点 3	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	40
地点 4	環状 4 号線	40

エ．自動車排出係数

自動車排出係数は、表 6.7-45 に示すとおりです。

「道路環境影響評価等に用いる自動車排出係数の算定根拠（平成 22 年度版）」（平成 24 年 2 月、国土技術政策総合研究所）における、2025 年次（令和 7 年度）と 2030 年次（令和 12 年度）の値から、工事中については令和 8 年度の値、撤去中については令和 9 年度の値を推計しました。

表 6.7-45 予測に用いた排出係数

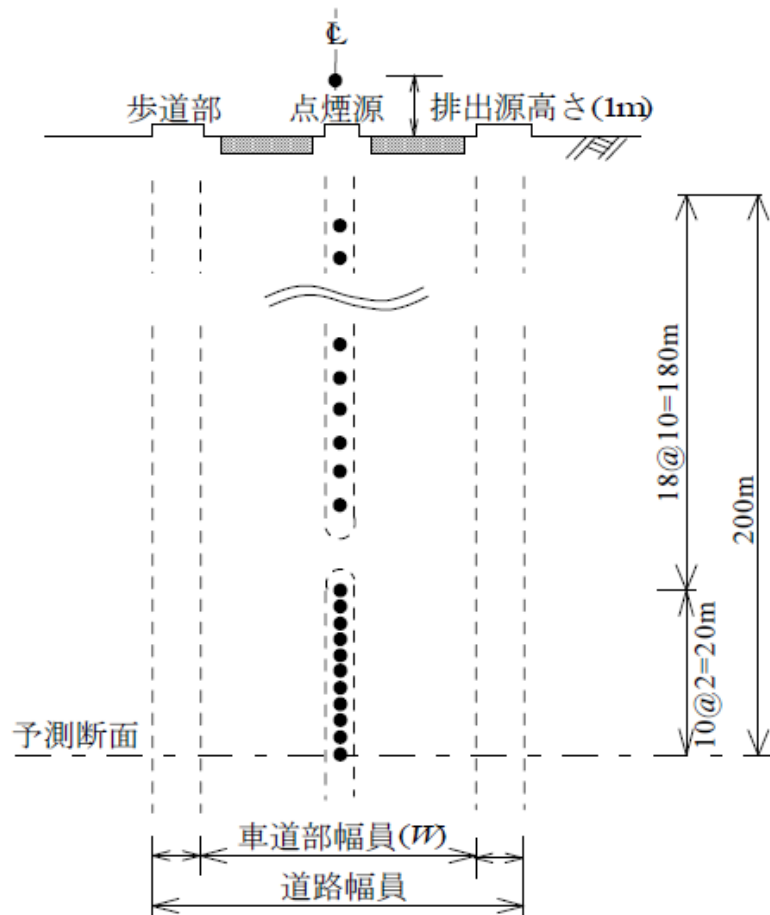
年度	項目	走行速度 (km/h)	排出係数 (g/km・台)	
			小型車	大型車
令和 8 年度	窒素酸化物 (NO <sub>x</sub> )	40	0.049	0.416
		50	0.042	0.348
	浮遊粒子状物質 (SPM)	40	0.000546	0.006899
		50	0.000375	0.005750
令和 9 年度	窒素酸化物 (NO <sub>x</sub> )	40	0.049	0.400
		50	0.042	0.335
	浮遊粒子状物質 (SPM)	40	0.000545	0.006840
		50	0.000374	0.005702

オ．排出源の位置

排出源の位置は、図 6.7-11 に示すとおりです。排出源は連続した点煙源として車道部の中央に、予測断面の前後 20m は 2m 間隔、その両側 180m は 10m 間隔で前後 400m にわたる配置としました。

排出源の高さは、路面より 1.0m として設定しました。

A 平面図



B 断面図（点煙源は、道路中央で路面から 1m の高さに置く。）



資料：「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」

（国土交通省 国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成 25 年 3 月）

図 6.7-11 点煙源の配置



カ．排出源高さの平均風速の算出

排出源高さの平均風速の算出は、「(1) 建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度」の予測と同様としました(p.6.7-40 参照)。

キ．気象条件

予測に用いた気象条件は、「(1) 建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度」の予測と同様としました (p.6.7-40 参照)。

ク．窒素酸化物( $\text{NO}_x$ )濃度の二酸化窒素( $\text{NO}_2$ )濃度への変換

窒素酸化物濃度から二酸化窒素濃度への変換は、「(1) 建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度」の予測と同様としました(p.6.7-41 参照)。

ケ．年平均値から1日平均値(年間98%値または年間2%除外値)への変換

年平均値から1日平均値(年間98%値または年間2%除外値)への変換は、「(1) 建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度」の予測と同様としました (p.6.7-41 参照)。

コ．バックグラウンド濃度の設定

バックグラウンド濃度は、「(1) 建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度」の予測と同様としました(p.6.7-41 参照)。

予測結果

ア．本博覧会の予測結果

A 工事中

工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は、表 6.7-46 に示すとおりです。

本博覧会の工事用車両の走行台数が最大になる 1 年間の工事用車両の走行に伴う将来濃度は二酸化窒素で 0.013685 ~ 0.015317ppm、浮遊粒子状物質で 0.018037 ~ 0.018177mg/m<sup>3</sup> となり、将来濃度に対する本博覧会の工事用車両の走行による寄与率は二酸化窒素で 0.01% ~ 0.37%、浮遊粒子状物質で 0.01%未満 ~ 0.03%と予測します。

表 6.7-46(1) 工事用車両の走行に伴う大気質濃度（二酸化窒素濃度：工事中）

単位：ppm

予測地点	道路名	予測位置	バックグラウンド濃度	将来一般交通量による寄与濃度	工事用車両による寄与濃度	将来濃度	寄与率 <sup>注1</sup>
			A	B	C	A+B+C	C/(A+B+C)
地点 1	環状 4 号線	東側	0.013	0.000753	0.000038	0.013791	0.28%
		西側		0.000786	0.000044	0.013830	0.32%
地点 2	市道五貫目第 33 号線	北側		0.001809	0.000002	0.014811	0.01%
		南側		0.001917	0.000001	0.014918	0.01%
地点 3	市道五貫目第 33 号線	南側		0.002262	0.000055	0.015317	0.36%
		北側		0.002209	0.000057	0.015266	0.37%
地点 4	環状 4 号線	西側		0.000720	0.000021	0.013741	0.15%
		東側		0.000666	0.000019	0.013685	0.14%

注 1：寄与率は、「将来濃度」に占める「工事用車両による寄与濃度」の割合を示します。

表 6.7-46(2) 工事用車両の走行に伴う大気質濃度（浮遊粒子状物質濃度：工事中）

単位：mg/m<sup>3</sup>

予測地点	道路名	予測位置	バックグラウンド濃度	将来一般交通量による寄与濃度	工事用車両による寄与濃度	将来濃度	寄与率 <sup>注1</sup>
			A	B	C	A+B+C	C/(A+B+C)
地点 1	環状 4 号線	東側	0.018	0.000039	0.000003	0.018042	0.02%
		西側		0.000041	0.000004	0.018045	0.02%
地点 2	市道五貫目第 33 号線	北側		0.000130	0.000001 未満	0.018130	0.01 未満
		南側		0.000140	0.000001 未満	0.018140	0.01 未満
地点 3	市道五貫目第 33 号線	南側		0.000172	0.000005	0.018177	0.03%
		北側		0.000166	0.000006	0.018172	0.03%
地点 4	環状 4 号線	西側		0.000039	0.000002	0.018041	0.01%
		東側		0.000036	0.000001	0.018037	0.01%

注 1：寄与率は、「将来濃度」に占める「工事用車両による寄与濃度」の割合を示します。

予測した年平均値を環境基準及び環境目標値と比較するために、年平均値から日平均値（年間98%値、2%除外値）へ換算した結果は、表 6.7-47 に示すとおりです。なお、日平均値への換算は、「(1) 建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度」の予測と同様としました(p.6.7-41 参照)。

二酸化窒素の年平均値は日平均値の年間98%値で0.033～0.036ppm、浮遊粒子状物質の年平均値は日平均値の2%除外値で0.045mg/m<sup>3</sup>と換算され、環境基準（二酸化窒素0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m<sup>3</sup>以下）及び環境保全目標（二酸化窒素0.04ppm以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m<sup>3</sup>以下）に適合しています。

表 6.7-47 年平均値から日平均値への換算結果（工事中）

予測地点	道路名	予測位置	二酸化窒素 (ppm)		浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	
			年平均値 (予測結果)	日平均値の年 間98%値 <sup>注1</sup>	年平均値 (予測結果)	日平均値の 2%除外値 <sup>注1</sup>
地点1	環状4号線	東側	0.013791	0.033	0.018042	0.045
		西側	0.013830	0.033	0.018045	0.045
地点2	市道五貫目 第33号線	北側	0.014811	0.035	0.018130	0.045
		南側	0.014918	0.035	0.018140	0.045
地点3	市道五貫目 第33号線	南側	0.015317	0.036	0.018177	0.045
		北側	0.015266	0.036	0.018172	0.045
地点4	環状4号線	西側	0.013741	0.033	0.018041	0.045
		東側	0.013685	0.033	0.018037	0.045

注1：環境基準は、二酸化窒素0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m<sup>3</sup>以下。

注2：環境保全目標は、二酸化窒素0.04ppm以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m<sup>3</sup>以下。

B 撤去中

工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は、表 6.7-48 に示すとおりです。

本博覧会の工事用車両の走行台数が最大になる 1 年間の工事用車両の走行に伴う将来濃度は二酸化窒素で 0.013669 ~ 0.014735ppm、浮遊粒子状物質で 0.018036 ~ 0.018126mg/m<sup>3</sup> となり、将来濃度に対する本博覧会の工事用車両の走行による寄与率は二酸化窒素で 0.01 ~ 0.39%、浮遊粒子状物質で 0.01%未満 ~ 0.03%と予測します。

表 6.7-48(1) 工事用車両の走行に伴う大気質濃度（二酸化窒素濃度：撤去中）

単位：ppm

予測地点	道路名	予測位置	バックグラウンド濃度	将来一般交通量による寄与濃度	工事用車両による寄与濃度	将来濃度	寄与率 <sup>注1</sup>
			A	B	C	A+B+C	C/(A+B+C)
地点 1	環状 4 号線	東側	0.013	0.000738	0.000002	0.013740	0.01%
		西側		0.000770	0.000002	0.013772	0.01%
地点 2	市道五貫目第 33 号線	北側		0.001674	0.000002	0.014676	0.01%
		南側		0.001733	0.000002	0.014735	0.01%
地点 3	市道五貫目第 33 号線	南側		0.001237	0.000053	0.014290	0.37%
		北側		0.001182	0.000055	0.014237	0.39%
地点 4	環状 4 号線	西側		0.000706	0.000017	0.013723	0.12%
		東側		0.000653	0.000016	0.013669	0.12%

注 1：寄与率は、「将来濃度」に占める「工事用車両による寄与濃度」の割合を示します。

表 6.7-48(2) 工事用車両の走行に伴う大気質濃度（浮遊粒子状物質濃度：撤去中）

単位：mg/m<sup>3</sup>

予測地点	道路名	予測位置	バックグラウンド濃度	将来一般交通量による寄与濃度	工事用車両による寄与濃度	将来濃度	寄与率 <sup>注1</sup>
			A	B	C	A+B+C	C/(A+B+C)
地点 1	環状 4 号線	東側	0.018	0.000039	0.000001 未満	0.018039	0.01 未満
		西側		0.000041	0.000001 未満	0.018041	0.01 未満
地点 2	市道五貫目第 33 号線	北側		0.000121	0.000001 未満	0.018121	0.01 未満
		南側		0.000126	0.000001 未満	0.018126	0.01 未満
地点 3	市道五貫目第 33 号線	南側		0.000084	0.000004	0.018088	0.02%
		北側		0.000079	0.000005	0.018084	0.03%
地点 4	環状 4 号線	西側		0.000039	0.000001	0.018040	0.01%
		東側		0.000035	0.000001	0.018036	0.01%

注 1：寄与率は、「将来濃度」に占める「工事用車両による寄与濃度」の割合を示します。

予測した年平均値を環境基準及び環境目標値と比較するために、年平均値から日平均値（年間98%値、2%除外値）へ換算した結果は、表6.7-49に示すとおりです。なお、日平均値への換算は、「(1)建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度」の予測と同様としました(p.6.7-41参照)。

二酸化窒素の年平均値は日平均値の年間98%値で0.033～0.035ppm、浮遊粒子状物質の年平均値は日平均値の2%除外値で0.045mg/m<sup>3</sup>と換算され、環境基準(二酸化窒素0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m<sup>3</sup>以下)及び環境保全目標(二酸化窒素0.04ppm以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m<sup>3</sup>以下)に適合しています。

表 6.7-49 年平均値から日平均値への換算結果（撤去中）

予測地点	道路名	予測位置	二酸化窒素 (ppm)		浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	
			年平均値 (予測結果)	日平均値の年 間98%値 <sup>注1</sup>	年平均値 (予測結果)	日平均値の 2%除外値 <sup>注1</sup>
地点1	環状4号線	東側	0.013740	0.033	0.018039	0.045
		西側	0.013772	0.033	0.018041	0.045
地点2	市道五貫目 第33号線	北側	0.014676	0.035	0.018121	0.045
		南側	0.014735	0.035	0.018126	0.045
地点3	市道五貫目 第33号線	南側	0.014290	0.034	0.018088	0.045
		北側	0.014237	0.034	0.018084	0.045
地点4	環状4号線	西側	0.013723	0.033	0.018040	0.045
		東側	0.013669	0.033	0.018036	0.045

注1：環境基準は、二酸化窒素0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m<sup>3</sup>以下。

注2：環境保全目標は、二酸化窒素0.04ppm以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m<sup>3</sup>以下。

イ．他事業を考慮した予測結果

工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は、表 6.7-50 に示すとおりです。

本博覧会の工事用車両の走行台数が最大になる 1 年間の工事用車両の走行に伴う将来濃度は二酸化窒素で 0.013691 ~ 0.015326ppm、浮遊粒子状物質で 0.018037 ~ 0.018178 mg/m<sup>3</sup> となり、将来濃度に対する本博覧会の工事用車両の走行による寄与率は二酸化窒素で 0.03 ~ 0.43%、浮遊粒子状物質で 0.01%未満 ~ 0.04%と予測します。

表 6.7-50(1) 工事用車両の走行に伴う大気質濃度  
(二酸化窒素濃度：他事業を考慮した予測)

単位：ppm

予測地点	道路名	予測位置	バックグラウンド濃度	将来一般交通量による寄与濃度	他事業を考慮した工事用車両による寄与濃度	他事業を考慮した将来濃度	寄与率 <sup>注1</sup>
			A	B	C	A+B+C	C/(A+B+C)
地点 1	環状 4 号線	東側	0.013	0.000753	0.000045	0.013798	0.33%
		西側		0.000786	0.000051	0.013837	0.37%
地点 2	市道五貫目第 33 号線	北側		0.001809	0.000004	0.014813	0.03%
		南側		0.001917	0.000004	0.014921	0.03%
地点 3	市道五貫目第 33 号線	南側		0.002262	0.000064	0.015326	0.42%
		北側		0.002209	0.000065	0.015274	0.43%
地点 4	環状 4 号線	西側		0.000720	0.000027	0.013747	0.20%
		東側		0.000666	0.000025	0.013691	0.18%

注 1：寄与率は、「他事業を考慮した将来濃度」に占める「他事業を考慮した工事用車両による寄与濃度」の割合を示します

表 6.7-50(2) 工事用車両の走行に伴う大気質濃度  
(浮遊粒子状物質濃度：他事業を考慮した予測)

単位：mg/m<sup>3</sup>

予測地点	道路名	予測位置	バックグラウンド濃度	将来一般交通量による寄与濃度	他事業を考慮した工事用車両による寄与濃度	他事業を考慮した将来濃度	寄与率 <sup>注1</sup>
			A	B	C	A+B+C	C/(A+B+C)
地点 1	環状 4 号線	東側	0.018	0.000039	0.000004	0.018043	0.02%
		西側		0.000041	0.000004	0.018045	0.02%
地点 2	市道五貫目第 33 号線	北側		0.000130	0.000001 未満	0.018130	0.01 未満
		南側		0.000140	0.000001 未満	0.018140	0.01 未満
地点 3	市道五貫目第 33 号線	南側		0.000172	0.000006	0.018178	0.03%
		北側		0.000166	0.000007	0.018173	0.04%
地点 4	環状 4 号線	西側		0.000039	0.000002	0.018041	0.01%
		東側		0.000036	0.000001	0.018037	0.01%

注 1：寄与率は、「他事業を考慮した将来濃度」に占める「他事業を考慮した工事用車両による寄与濃度」の割合を示します

予測した年平均値を環境基準及び環境目標値と比較するために、年平均値から日平均値（年間98%値、2%除外値）へ換算した結果は、表6.7-51に示すとおりです。なお、日平均値への換算は、「(1)建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度」の予測と同様としました(p.6.7-41参照)。

二酸化窒素の年平均値は日平均値の年間98%値で0.033~0.036ppm、浮遊粒子状物質の年平均値は日平均値の2%除外値で0.045mg/m<sup>3</sup>と換算され、環境基準(二酸化窒素0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m<sup>3</sup>以下)及び環境保全目標(二酸化窒素0.04ppm以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m<sup>3</sup>以下)に適合しています。

表 6.7-51 年平均値から日平均値への換算結果(他事業を考慮した予測)

予測地点	道路名	予測位置	二酸化窒素(ppm)		浮遊粒子状物質(mg/m <sup>3</sup> )	
			年平均値(予測結果)	日平均値の年間98%値 <sup>注1</sup>	年平均値(予測結果)	日平均値の2%除外値 <sup>注1</sup>
地点1	環状4号線	東側	0.013798	0.033	0.018043	0.045
		西側	0.013837	0.033	0.018045	0.045
地点2	市道五貫目第33号線	北側	0.014813	0.035	0.018130	0.045
		南側	0.014921	0.035	0.018140	0.045
地点3	市道五貫目第33号線	南側	0.015326	0.036	0.018178	0.045
		北側	0.015274	0.036	0.018173	0.045
地点4	環状4号線	西側	0.013747	0.033	0.018041	0.045
		東側	0.013691	0.033	0.018037	0.045

注1: 環境基準は、二酸化窒素0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m<sup>3</sup>以下。

注2: 環境保全目標は、二酸化窒素0.04ppm以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m<sup>3</sup>以下。

(3) 関係車両の走行に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度

予測項目

予測項目は、関係車両(来場者の自家用車、シャトルバス及び団体バス、資機材の運搬、廃棄物等の搬出及び施設の管理等を行う車両等)の走行に伴い排出される二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度(年平均値)としました。

予測地域・地点

予測地域は、対象事業実施区域周辺としました。

予測地点は、関係車両の主要運行ルートとなる道路の沿道として、沿道環境大気質の現地調査地点1~7としました(表 6.7-52、前掲図 6.7-1(p.6.7-7)参照)。

表 6.7-52 関係車両の走行に伴う大気質の予測地点(開催中)

予測地点	道路名
地点1	環状4号線
地点2	市道五貫目第33号線(八王子街道)
地点3	市道五貫目第33号線(八王子街道)
地点4	環状4号線
地点5	深見第228号線
地点6	環状4号線
地点7	瀬谷地内線

予測時期

予測対象時期は、開催期間中における来場者のピーク時期としました。

開催中においては、他事業(土地区画整理事業)の工事用車両の走行が生じる可能性があります、その台数は最大で18台/日程度と想定されます。本博覧会の関係車両の台数(表 6.7-53)と比べて少ないため、他事業による影響は極めて小さいと考えられます。

以上のことを踏まえ、開催中の他事業との累積的な影響の予測は行わないこととしました。



## 予測方法

### ア．予測手順及び方法

予測手順は、「(2) 工事用車両の走行に伴う大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）濃度」（p.6.7-52 参照）と同様<sup>注</sup>です。

注：ただし、手順図において「工事用車両」を「関係車両」と読み替えるものとします。

### イ．予測式

予測式は、「(2) 工事用車両の走行に伴う大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）濃度」の予測と同様としました（p.6.7-53 参照）。

## 予測条件

### ア．交通条件

予測対象時期における交通量は、表 6.7-53 に示すとおり設定しました。

本博覧会のピーク期間（休日）において会場周辺で想定される交通状況を踏まえた開催中交通量（一般車両及び関係車両）を設定しました。設定手順としては、本博覧会が開催される 2027 年時点の将来交通量及び本博覧会の関係車両の交通量の OD 表を足し合わせることで、開催中の将来 OD 表を作成したのち、博覧会開催時に想定される道路交通網を設定し、転換率式併用 QV 分割配分手法を用いて配分対象道路への交通量配分を行いました。開催中の交通量の設定の詳細は資料編（p.資 1.8-46）に示しています。

表 6.7-53 予測交通量（関係車両の走行に伴う大気質濃度）（開催中）

単位：台/24 時間

予測地点	道路名	方向	車種分類	24 時間交通量		
				将来一般交通量	関係車両台数	開催中交通量
				A	B	A+B
地点 1	環状 4 号線	目黒交番前 (南行)	大型車	1,432	1,313	2,745
			小型車	4,662	3,098	7,760
			合計	6,094	4,411	10,505
		十日市場 (北行)	大型車	1,199	1,313	2,512
			小型車	5,722	2,221	7,943
			合計	6,921	3,534	10,455
地点 2	市道五貫目 第 33 号線 (八王子街道)	目黒交番前 (東行)	大型車	2,344	4	2,348
			小型車	5,802	1,672	7,474
			合計	8,146	1,676	9,822
		国道 246 号 (西行)	大型車	2,239	4	2,243
			小型車	5,825	1,432	7,257
			合計	8,064	1,436	9,500
地点 3	市道五貫目 第 33 号線 (八王子街道)	目黒交番前 (西行)	大型車	1,722	0	1,722
			小型車	4,541	4,073	8,614
			合計	6,263	4,073	10,336
		上川井 (東行)	大型車	1,846	0	1,846
			小型車	4,489	4,864	9,353
			合計	6,335	4,864	11,199
地点 4	環状 4 号線	目黒交番前 (北行)	大型車	1,310	1,317	2,627
			小型車	5,366	3,653	9,019
			合計	6,676	4,970	11,646
		瀬谷駅 (南行)	大型車	1,196	1,317	2,513
			小型車	4,769	5,040	9,809
			合計	5,965	6,357	12,322
地点 5	深見 第 228 号線	環状 4 号線 (西行)	大型車	541	0	541
			小型車	3,619	336	3,955
			合計	4,160	336	4,496
		細谷戸公園 (東行)	大型車	458	181	639
			小型車	3,032	299	3,331
			合計	3,490	480	3,970
地点 6	環状 4 号線	目黒 交番前 (北行)	大型車	853	578	1,431
			小型車	4,100	808	4,908
			合計	4,953	1,386	6,339
		瀬谷駅 (南行)	大型車	765	578	1,343
			小型車	3,717	643	4,360
			合計	4,482	1,221	5,703
地点 7	瀬谷地内線	細谷戸公園 (北行)	大型車	473	181	654
			小型車	3,647	326	3,973
			合計	4,120	507	4,627
		瀬谷駅 (南行)	大型車	364	181	545
			小型車	2,787	289	3,076
			合計	3,151	470	3,621

注：「将来一般交通量」及び「関係車等両台数」は、来場者のピーク時期（利用者数：10.5 万人）に想定される台数を推定したものです。

イ. 道路条件

予測地点における道路条件は表 6.7-54、道路断面は図 6.7-12 に示すとおりです。

表 6.7-54 予測地点の道路条件

予測地点	道路名	車線数	道路幅員(m)
地点 1	環状 4 号線	4 車線	24.0
地点 2	市道五貫目第 33 号線 (八王子街道)	4 車線	22.2
地点 3	市道五貫目第 33 号線 (八王子街道)	4 車線	28.0
地点 4	環状 4 号線	4 車線	25.0
地点 5	深見第 228 号線	2 車線	26.0
地点 6	環状 4 号線	2 車線	18.1
地点 7	瀬谷地内線	2 車線	15.4

注：道路幅員は「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価書」(令和 4 年 1 月、横浜市)を参照しました。

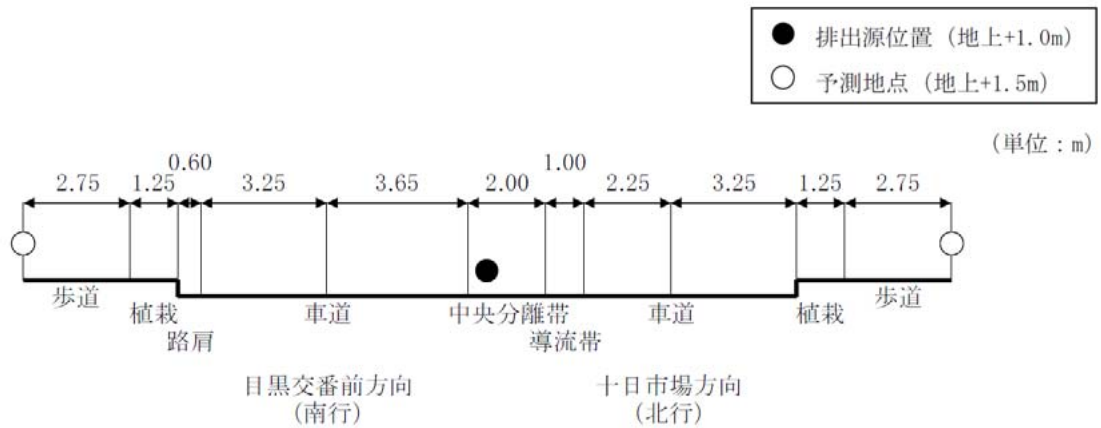


図 6.7-12(1) 予測地点の断面図 (地点 1)

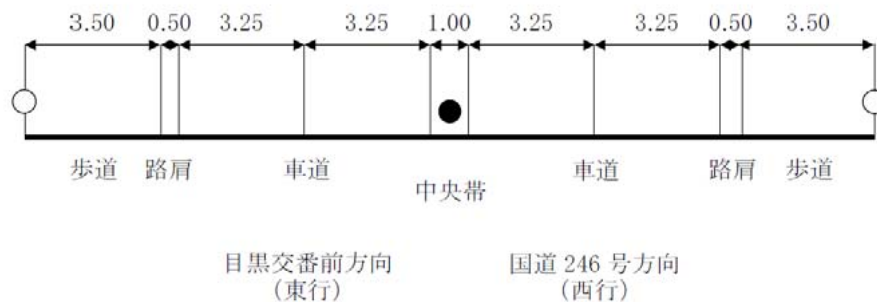
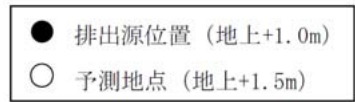


図 6.7-12(2) 予測地点の断面図 (地点 2)



(単位 : m)

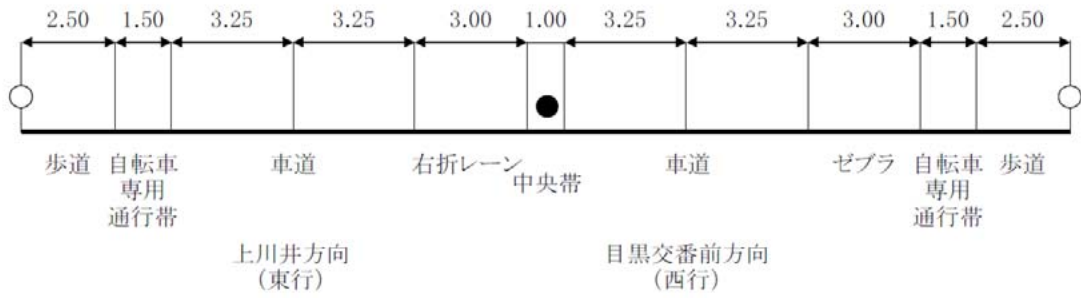


図 6.7-12(3) 予測地点の断面図 (地点 3)

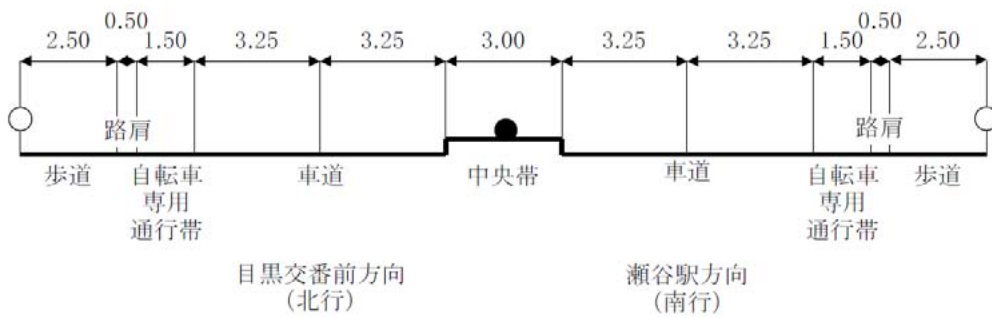


図 6.7-12(4) 予測地点の断面図 (地点 4)

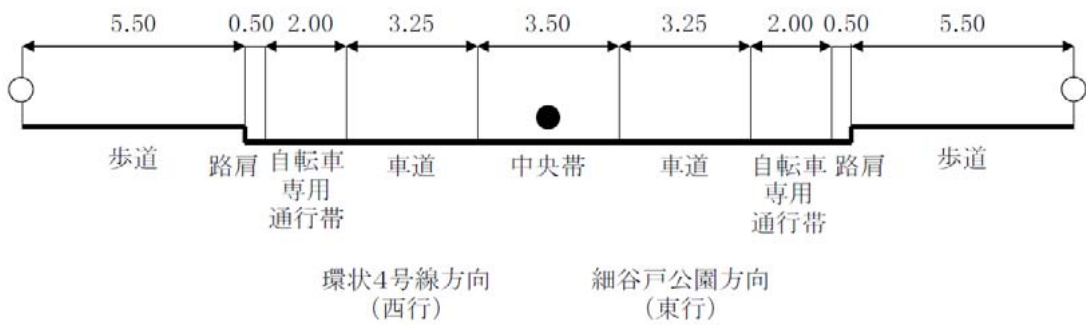


図 6.7-12(5) 予測地点の断面図 (地点 5)

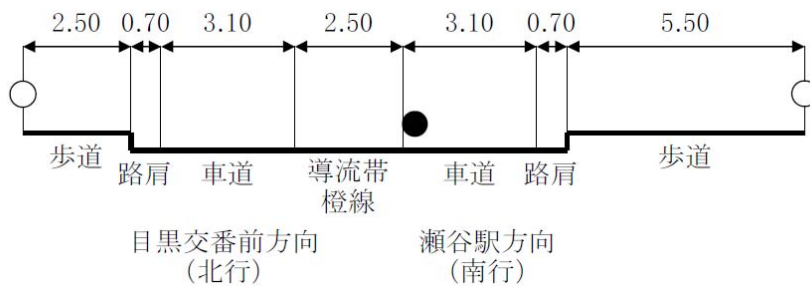


図 6.7-12(6) 予測地点の断面図 (地点 6)

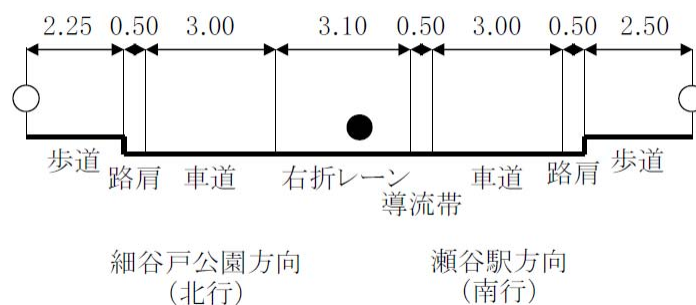


図 6.7-12(7) 予測地点の断面図 (地点7)

ウ．走行速度

走行速度は、各断面の規制速度とし、表 6.7-55 に示すとおりです。

表 6.7-55 走行速度

単位：km/h

予測地点	道路名	走行速度
地点 1	環状 4 号線	50
地点 2	市道五貫目第 33 号線 (八王子街道)	40
地点 3	市道五貫目第 33 号線 (八王子街道)	40
地点 4	環状 4 号線	40
地点 5	深見第 228 号線	40
地点 6	環状 4 号線	40
地点 7	瀬谷地内線	40

エ．自動車排出係数

自動車排出係数は、「(2) 工事用車両の走行に伴う大気質 (二酸化窒素、浮遊粒子状物質) 濃度」の予測と同様としました (p.6.7-59 参照)。

オ．排出源の位置

排出源の高さは、「(2) 工事用車両の走行に伴う大気質 (二酸化窒素、浮遊粒子状物質) 濃度」の予測と同様に、路面より 1.0m として設定しました (p.6.7-60 参照)。

また、排出源は連続した点煙源として車道部の中央に、予測断面の前後 20m は 2m 間隔、その両側 180m は 10m 間隔で前後 400m にわたる配置としました。

カ．排出源高さの平均風速の算出

排出源高さの平均風速の算出は、「(1) 建設機械の稼働に伴う大気質 (二酸化窒素、浮遊粒子状物質) 濃度」の予測と同様としました (p.6.7-40 参照)。

キ．気象条件

予測に用いた気象条件は、「(1) 建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度」の予測と同様としました(p.6.7-40 参照)。

ク．窒素酸化物( $\text{NO}_x$ )濃度の二酸化窒素( $\text{NO}_2$ )濃度への変換

窒素酸化物濃度から二酸化窒素濃度への変換は、「(1) 建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度」の予測と同様としました(p.6.7-41 参照)。

ケ．年平均値から1日平均値(年間98%値または年間2%除外値)への変換

年平均値から1日平均値(年間98%値または年間2%除外値)への変換は、「(1) 建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度」の予測と同様としました(p.6.7-41 参照)。

コ．バックグラウンド濃度の設定

バックグラウンド濃度は、「(1) 建設機械の稼働に伴う大気質(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)濃度」の予測と同様としました(p.6.7-41 参照)。

予測結果

関係車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は、表 6.7-56 に示すとおりです。

開催中の本博覧会の関係車両に伴う将来濃度（年平均値）は、二酸化窒素で 0.013434 ~ 0.014225ppm、浮遊粒子状物で 0.018022 ~ 0.018080mg/m<sup>3</sup> となり、将来濃度に対する本博覧会の関係車両の走行による寄与率は、二酸化窒素で 0.3 ~ 3.6%、浮遊粒子状物で 0.01 ~ 0.22% であると予測します。

表 6.7-56(1) 関係車両の走行に伴う二酸化窒素濃度（開催中）

単位：ppm

予測地点	道路名	予測位置	バックグラウンド濃度	将来一般交通量による寄与濃度	関係車両による寄与濃度	開催中濃度	寄与率 <sup>注1</sup>
			A	B	C	A+B+C	C/(A+B+C)
地点 1	環状 4 号線	東側	0.013	0.000599	0.000351	0.013950	2.5%
		西側		0.000629	0.000383	0.014012	2.7%
地点 2	市道五貫目第 33 号線 (八王子街道)	北側		0.000979	0.000049	0.014028	0.3%
		南側		0.000988	0.000047	0.014035	0.3%
地点 3	市道五貫目第 33 号線 (八王子街道)	南側		0.000685	0.000117	0.013802	0.8%
		北側		0.000673	0.000125	0.013798	0.9%
地点 4	環状 4 号線	西側		0.000714	0.000511	0.014225	3.6%
		東側		0.000665	0.000465	0.014130	3.3%
地点 5	深見第 228 号線	南側		0.000335	0.000100	0.013435	0.7%
		北側		0.000332	0.000102	0.013434	0.8%
地点 6	環状 4 号線	西側		0.000713	0.000277	0.013990	2.0%
		東側		0.000549	0.000210	0.013759	1.5%
地点 7	瀬谷地内線	西側		0.000456	0.000101	0.013557	0.7%
		東側		0.000421	0.000094	0.013515	0.7%

注 1：寄与率は、「開催中濃度」に占める「関係車両による寄与濃度」の割合を示します。

表 6.7-56(2) 関係車両の走行に伴う浮遊粒子状物質濃度（開催中）

単位：mg/m<sup>3</sup>

予測地点	道路名	予測位置	バックグラウンド濃度	将来一般交通量による寄与濃度	関係車両による寄与濃度	開催中濃度	寄与率 <sup>注1</sup>
			A	B	C	A+B+C	C/(A+B+C)
地点1	環状4号線	東側	0.018	0.000031	0.000026	0.018057	0.14%
		西側		0.000033	0.000028	0.018061	0.16%
地点2	市道五貫目第33号線 (八王子街道)	北側		0.000062	0.000003	0.018065	0.02%
		南側		0.000063	0.000002	0.018065	0.01%
地点3	市道五貫目第33号線 (八王子街道)	南側		0.000040	0.000006	0.018046	0.03%
		北側		0.000039	0.000007	0.018046	0.04%
地点4	環状4号線	西側		0.000041	0.000039	0.018080	0.22%
		東側		0.000037	0.000035	0.018072	0.19%
地点5	深見第228号線	西側		0.000015	0.000007	0.018022	0.04%
		東側		0.000015	0.000007	0.018022	0.04%
地点6	環状4号線	西側		0.000040	0.000022	0.018062	0.12%
		東側		0.000029	0.000015	0.018044	0.08%
地点7	瀬谷地内線	西側		0.000022	0.000007	0.018029	0.04%
		東側		0.000020	0.000006	0.018026	0.03%

注1：寄与率は、「開催中濃度」に占める「関係車両による寄与濃度」の割合を示します。



予測した年平均値を環境基準及び環境目標値と比較するために、年平均値から日平均値（年間98%値、2%除外値）へ換算した結果は、表 6.7-57 に示すとおりです。

二酸化窒素の年平均値は日平均値の年間98%値で0.032～0.034ppm、浮遊粒子状物質の年平均値は日平均値の2%除外値で0.045mg/m<sup>3</sup>と換算され、環境基準（二酸化窒素0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m<sup>3</sup>以下）及び環境保全目標（二酸化窒素0.04ppm以下、浮遊粒子状物質0.10mg/m<sup>3</sup>以下）に適合しています。

表 6.7-57 年平均値から日平均値への換算結果（開催中）

予測地点	道路名	予測位置	二酸化窒素 (ppm)		浮遊粒子状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	
			年平均値 (予測結果)	日平均値の 年間98%値	年平均値 (予測結果)	日平均値の 2%除外値
地点 1	環状 4 号線	東側	0.013950	0.033	0.018057	0.045
		西側	0.014012	0.033	0.018061	0.045
地点 2	市道五貫目 第 33 号線	北側	0.014028	0.033	0.018065	0.045
		南側	0.014035	0.034	0.018065	0.045
地点 3	市道五貫目 第 33 号線	南側	0.013802	0.033	0.018046	0.045
		北側	0.013798	0.033	0.018046	0.045
地点 4	環状 4 号線	西側	0.014225	0.034	0.018080	0.045
		東側	0.014130	0.034	0.018072	0.045
地点 5	深見 第 228 号線	西側	0.013435	0.032	0.018022	0.045
		東側	0.013434	0.032	0.018022	0.045
地点 6	環状 4 号線	西側	0.013990	0.033	0.018062	0.045
		東側	0.013759	0.033	0.018044	0.045
地点 7	瀬谷地内線	西側	0.013557	0.033	0.018029	0.045
		東側	0.013515	0.032	0.018026	0.045

注 1：環境基準は、二酸化窒素 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質 0.10mg/m<sup>3</sup> 以下。

注 2：環境保全目標は、二酸化窒素 0.04ppm 以下、浮遊粒子状物質 0.10mg/m<sup>3</sup> 以下。

#### 6.7.4 環境の保全のための措置

##### (1) 建設機械の稼働に伴う大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）濃度

環境の保全のための措置は、工事中の建設機械の稼働に伴う大気質への影響を低減するため、表 6.7-58 に示す内容を実施します。

表 6.7-58 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中・撤去中】 建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り最新の排出ガス対策型建設機械を使用します。</li> <li>・施工計画を十分に検討し、建設機械の集中稼働を回避します。</li> <li>・工事関係者に対して、建設機械のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかしや高負荷運転をしないための指導・教育を徹底します。</li> <li>・建設機械の整備・点検を徹底して性能を維持します。</li> <li>・工事区域境界には仮囲いを設置します。</li> <li>・工事現場内では、必要に応じて散水、掃除等、粉じんの飛散防止のための措置を行います。</li> <li>・横浜市が行う土地区画整理事業及び公園整備事業と工区や工事時間等を調整し、建設機械の稼働に伴う大気質への影響をできるだけ低減させます。</li> </ul>

##### (2) 工事用車両の走行に伴う大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）濃度

環境の保全のための措置は、工事用車両の走行に伴う影響を低減するため、表 6.7-59 に示す内容を実施します。

表 6.7-59 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中・撤去中】 工事用車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・極力新しい排出ガス規制適合型の車両を使用します。</li> <li>・工事用車両が特定の日、または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理に努めます。</li> <li>・工事関係者に対して、工事用車両のアイドリングストップの徹底、無用な空ぶかし、過積載や急発進・急加速等の高負荷運転をしない等のエコドライブに関する指導・教育を徹底します。また、渋滞が生じやすい道路や交差点について周知をし、出退勤時に配慮（時間差で出退勤等）を行うよう指導を実施します。</li> <li>・工事用車両の整備・点検を徹底して性能を維持します。</li> <li>・横浜市が行う土地区画整理事業及び公園整備事業の工事と工区や工事時間等を調整し、工事用車両の走行に伴う大気質への影響をできるだけ低減させます。</li> </ul>

(3) 関係車両の走行に伴う大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）濃度

環境の保全のための措置は、関係車両の走行に伴う大気質への影響を低減するため、表 6.7-60 に示す内容を実施します。

表 6.7-60 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【開催中】 関係車両の走行	<ul style="list-style-type: none"><li>・公共交通機関の利用促進を図るとともに、パークアンドライドの導入、駐車場の事前予約の導入等により、会場周辺への交通集中を抑制し、来場車両による負荷を低減します。</li><li>・輸送車両（シャトルバス等）や搬出入車両は、効率的な運行を行うとともに、エコドライブを徹底します。また、輸送車両には環境配慮型車両（電気バス）を一部導入します。</li><li>・自家用車での来場者に対しては、エコドライブの徹底や、環境配慮型車両（EV、FCV）での来場を促します。</li></ul>

## 6.7.5 評価

### (1) 建設機械の稼働に伴う大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）濃度

工事中における建設機械の稼働に伴う大気質への寄与濃度は、二酸化窒素で0.004ppm、浮遊粒子状物質で0.0007mg/m<sup>3</sup>となり、バックグラウンド濃度を加味した将来濃度に対する寄与率は、二酸化窒素で24%、浮遊粒子状物質で4%と予測します。なお、予測した年平均値を日平均値に換算した結果は、二酸化窒素の日平均値の年間98%値が0.040ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値が0.047mg/m<sup>3</sup>であり、環境基準及び環境目標値に適合しています。

撤去中における建設機械の稼働に伴う大気質への寄与濃度は、二酸化窒素で0.002ppm、浮遊粒子状物質で0.0004mg/m<sup>3</sup>となり、バックグラウンド濃度を加味した将来濃度に対する寄与率は、二酸化窒素で13%、浮遊粒子状物質で2%と予測します。なお、予測した年平均値を日平均値に換算した結果は、二酸化窒素の日平均値の年間98%値が0.036ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値が0.045mg/m<sup>3</sup>であり、環境基準及び環境目標値に適合しています。

同時期に工事が行われる土地区画整理事業及び公園整備事業の影響を考慮した建設機械の稼働に伴う大気質への寄与濃度は、二酸化窒素で0.004ppm、浮遊粒子状物質で0.0007mg/m<sup>3</sup>となり、バックグラウンド濃度を加味した将来濃度に対する寄与率は、二酸化窒素で24%、浮遊粒子状物質で4%と予測します。なお、予測した年平均値を日平均値に換算した結果は、二酸化窒素の日平均値の年間98%値が0.040ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値が0.047mg/m<sup>3</sup>であり、環境基準及び環境目標値に適合しています。

環境保全措置として、可能な限りの排ガス対策型建設機械の採用、工事内容に合わせた建設機械の設定、集中稼働の回避、建設機械の使用時におけるアイドルストップや高負荷運転の防止等の配慮の徹底、建設機械の点検・整備による性能維持を講じることで、より一層の低減を図ります。

以上のことから、環境保全目標「(二酸化窒素)周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、1日平均値の年間98%値が0.04ppmを超えないこと。」「(浮遊粒子状物質)周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、1日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えないこと。」を達成するものと評価します。

## (2) 工事用車両の走行に伴う大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）濃度

工事中における工事用車両の走行に伴う大気質への寄与率は、二酸化窒素が最大で0.37%、浮遊粒子状物質が最大で0.03%であり、影響の程度は著しいものではないと考えます。なお、予測した年平均値を日平均値に換算した結果は、二酸化窒素の日平均値の年間98%値が0.033～0.036ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値が0.045mg/m<sup>3</sup>であり、環境基準及び環境目標値に適合しています。

撤去中における工事用車両の走行に伴う大気質への寄与率は、二酸化窒素が最大で0.39%、浮遊粒子状物質が最大で0.03%であり、影響の程度は著しいものではないと考えます。なお、予測した年平均値を日平均値に換算した結果は、二酸化窒素の日平均値の年間98%値が0.033～0.035ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値が0.045mg/m<sup>3</sup>であり、環境基準及び環境目標値に適合しています。

同時期に工事が行われる土地区画整理事業及び公園整備事業を考慮した工事用車両の走行に伴う大気質への寄与率は、二酸化窒素が最大で0.43%、浮遊粒子状物質が最大で0.04%であり、影響の程度は著しいものではないと考えます。なお、予測した年平均値を日平均値に換算した結果は、二酸化窒素の日平均値の年間98%値が0.033～0.036ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値が0.045mg/m<sup>3</sup>であり、環境基準及び環境目標値に適合しています。

環境保全措置として、極力新しい排出ガス規制適合型の車両の使用、工事用車両の一極集中を回避するための計画的かつ効率的な運行計画の検討・実行、工事関係者に対するエコドライブ実施の指導、工事用車両の点検・整備による性能維持を講じることで、可能な限り影響の低減を図ります。

以上のことから、環境保全目標「(二酸化窒素)周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、1日平均値の年間98%値が0.04ppm以下であること。」「(浮遊粒子状物質)周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、1日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えないこと。」を達成するものと評価します。

### (3) 関係車両の走行に伴う大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）濃度

来場者のピーク時期（想定利用者数 10.5 万人）における、関係車両の走行に伴う大気質への寄与率は、二酸化窒素が最大で 3.6%、浮遊粒子状物質が最大で 0.22% であり、影響の程度は著しいものではないと考えます。なお、予測した年平均値を日平均値に換算した結果は、二酸化窒素の日平均値の年間 98% 値が 0.032 ~ 0.034ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の 2% 除外値が 0.045mg/m<sup>3</sup> であり、環境基準及び環境目標値に適合しています。

また、パークアンドライドによる会場周辺への自家用車の交通集中抑制のほか、搬出入車両の効率的な運行、エコドライブの周知徹底等を講じる等の環境の保全のための措置を講じることで可能な限り影響の低減を図ります。

以上のことから、環境保全目標「(二酸化窒素) 周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、1 日平均値の年間 98% 値が 0.04ppm 以下であること。」「(浮遊粒子状物質) 周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこととし、1 日平均値の年間 2% 除外値が 0.10mg/m<sup>3</sup> を超えないこと。」を達成するものと評価します。

## 6.8 騷音





## 6.8 騒音

本博覧会の実施に伴い、工事中及び撤去中は建設機械の稼働及び工事用車両の走行、開催中は施設の供用及び関係車両の走行が、周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれがあります。

このことから、本博覧会の工事中、開催中及び撤去中に生じる騒音による影響を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

### 【建設機械の稼働に伴う騒音（工事中及び撤去中）】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存資料（土地区画整理事業）によれば、対象事業実施区域及びその周辺の一般環境騒音(<math>L_{Aeq}</math>)は、平日で 44～48 デシベル、休日で 45～48 デシベルとされています。</li> <li>既存資料（土地区画整理事業）によれば、対象事業実施区域周辺の道路交通騒音(<math>L_{Aeq}</math>)は、平日で 60～73 デシベル、休日で 58～72 デシベルとされています。</li> </ul>	p.6.8-9 ～6.8-15
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>騒音規制法に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」である 85 デシベル以下とすること。</li> </ul>	p.6.8-15
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事中の建設機械の稼働に伴う騒音レベル(<math>L_{A5}</math>)は、建設機械の稼働に伴って生じる騒音が最も大きくなると考えられる令和 8 年 9 月において、騒音レベル(<math>L_{A5}</math>)の最大値は、北側工事敷地境界において 64 デシベルと予測します。</li> <li>撤去中の建設機械の稼働に伴う騒音レベル(<math>L_{A5}</math>)は、建設機械の稼働に伴って生じる騒音が最も大きくなると考えられる令和 9 年 10 月において、騒音レベル(<math>L_{A5}</math>)の最大値は、南側工事敷地境界において 67 デシベルと予測します。</li> <li>土地区画整理事業及び公園整備事業を考慮した建設機械の稼働に伴う騒音レベル(<math>L_{A5}</math>)は、建設機械の稼働に伴って生じる騒音が最も大きくなると考えられる令和 8 年 9 月において、騒音レベル(<math>L_{A5}</math>)の最大値は、東側工事敷地境界において 64 デシベルと予測します。</li> </ul>	p.6.8-25 ～6.8-29
環境の保全のための措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>可能な限り最新の低騒音型建設機械を使用します。</li> <li>施工計画を十分に検討し、建設機械の集中稼働を回避します。</li> <li>工事関係者に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて建設機械のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。</li> <li>工事区域境界には仮囲いを設置します。</li> <li>建設機械の整備・点検を徹底して性能を維持します。</li> <li>横浜市が行う土地区画整理事業及び公園整備事業の工事と工区や工事時間等を調整し、建設機械の稼働に伴う騒音をできるだけ低減させます。</li> </ul>	p.6.8-54
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「騒音規制法に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」である 85 デシベル以下とすること。」を達成するものと評価します。</li> </ul>	p.6.8-56

注 1:調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【工事用車両の走行に伴う道路交通騒音（工事中及び撤去中）】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存資料（土地区画整理事業）によれば、対象事業実施区域及びその周辺の一般環境騒音(L<sub>Aeq</sub>)は、平日で44～48デシベル、休日で45～48デシベルとされています。</li> <li>既存資料（土地区画整理事業）によれば、対象事業実施区域周辺の道路交通騒音(L<sub>Aeq</sub>)は、平日で60～73デシベル、休日で58～72デシベルとされています。</li> </ul>	p.6.8-9 ～6.8-15
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。</li> </ul>	p.6.8-15
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事中について、本博覧会の工事用車両の走行台数が最大になると考えられる令和8年9月の道路交通騒音(L<sub>Aeq</sub>)は、工事用車両の主要走行ルート上において65.9～72.9デシベルであり、予測4地点のうち2地点（地点1、地点4）で環境基準以下になると予測します。その他の2地点（地点2、地点3）では環境基準を上回るものの、これらの地点における本博覧会の工事用車両に起因する騒音レベルの増分は最大0.2デシベル（0.0～0.2デシベル）と予測します。</li> <li>撤去中について、本博覧会の工事用車両の走行台数が最大になると考えられる令和9年10月の道路交通騒音(L<sub>Aeq</sub>)は、工事用車両の主要走行ルート上において64.0～68.9デシベルであり、予測4地点全てで環境基準以下になると予測します。</li> <li>同時期に工事が行われる土地区画整理事業及び公園整備事業の影響を考慮した工事中（令和8年9月）の騒音レベルは、工事用車両の主要走行ルート上において65.9～73.0デシベルであり、予測4地点のうち1地点（地点1）で環境基準を下回ると予測します。その他の3地点（地点2、地点3、地点4）では環境基準を上回るものの、これらの地点における他事業を含む工事用車両に起因する騒音レベルの増分は最大0.3デシベル（0.0～0.3デシベル）と予測します。</li> </ul>	p.6.8-40 ～6.8-42
環境の保全のための措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事用車両が特定の日、または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理に努めます。</li> <li>工事関係者に対して、工事用車両のアイドリングストップの徹底、無用な空ぶかし、過積載や急発進・急加速等の高負荷運転をしない等のエコドライブに関する指導・教育を徹底します。また、渋滞が生じやすい道路や交差点について周知をし、出退勤時に配慮（時間差で出退勤等）を行うよう指導を実施します。</li> <li>工事用車両の整備・点検を徹底して性能を維持します。</li> <li>横浜市が行う土地区画整理事業及び公園整備事業の工事と工区や工事時間等を調整し、工事用車両の走行に伴う騒音をできるだけ低減させます。</li> </ul>	p.6.8-54
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」を達成するものと評価します。</li> </ul>	p.6.8-57

注1:調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【関係車両の走行に伴う道路交通騒音（開催中）】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存資料（土地区画整理事業）によれば、対象事業実施区域及びその周辺の一般環境騒音(L<sub>Aeq</sub>)は、平日で 44～48 デシベル、休日で 45～48 デシベルとされています。</li> <li>既存資料（土地区画整理事業）によれば、対象事業実施区域周辺の道路交通騒音(L<sub>Aeq</sub>)は、平日で 60～73 デシベル、休日で 58～72 デシベルとされています。</li> </ul>	p.6.8-9 ～6.8-15
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。</li> </ul>	p.6.8-15
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>来場者のピーク時期（想定利用者数 10.5 万人）の道路交通騒音レベル(L<sub>Aeq</sub>)は、関係車両走行ルート上において昼間 60.7～68.2 デシベルであり、予測 7 地点のうち 4 地点（地点 1、地点 2、地点 3、地点 4）で環境基準を下回ると予測します。その他の 3 地点（地点 5、地点 6、地点 7）では将来一般交通量において環境基準を上回っており、これらの地点における本博覧会の関係車両に起因する騒音レベルの増分は最大 1.8 デシベル（0.5～1.8 デシベル）と予測します。</li> <li>開催中に行われる土地区画整理事業の工事の影響を考慮した騒音レベルは、土地区画整理事業の工事用車両の走行に伴う交通量の増加がわずかであるため<sup>注 2</sup>、各地点の騒音レベルへの影響は小さいと考えます。</li> </ul>	p.6.8-49
環境の保全のための措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通機関の利用促進を図るとともに、パークアンドライドの導入、駐車場の事前予約の導入等により、会場周辺への交通集中を抑制し、来場車両による負荷を低減します。</li> <li>輸送車両（シャトルバス等）や搬出入車両は、効率的な運行を行うとともに、エコドライブを徹底します。また、輸送車両には環境配慮型車両（電気バス）を一部導入します。</li> <li>自家用車での来場者に対しては、エコドライブの徹底や、環境配慮型車両（EV、FCV 等）での来場を促します。</li> </ul>	p.6.8-55
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」を達成するものと評価します。</li> </ul>	p.6.8-58

注 1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

注 2：開催中における予測地点のうち、他事業の工事用車両の走行ルート上にある予測地点（地点 1～4）の関係車両の走行台数は 3,112～11,327 台/日（昼間 6～22 時）に対して、他事業の工事用車両走行台数は最大 18 台/日です。

【施設の供用に伴う騒音の影響（開催中）】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存資料（土地区画整理事業）によれば、対象事業実施区域及びその周辺の一般環境騒音(L<sub>Aeq</sub>)は、平日で44～48デシベル、休日で45～48デシベルとされています。</li> <li>・既存資料（土地区画整理事業）によれば、対象事業実施区域周辺の道路交通騒音(L<sub>Aeq</sub>)は、平日で60～73デシベル、休日で58～72デシベルとされています。</li> </ul>	p.6.8-9 ～6.8-15
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。</li> </ul>	p.6.8-15
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・音響施設の使用に伴う騒音レベルは、対象事業実施区域南側にある住宅団地（県営細谷戸ハイツ等）周辺の予測地点における等価騒音レベルは、ケース1（標準的な行催事）では52～53デシベルであり、環境基準値を下回ると想定します（「騒音に係る環境基準」（昼間55デシベル、「A及びB」の類型））。</li> <li>また、ケース2（大規模な行催事）の場合は62～63デシベル程度になると予測されますが、距離による減衰の他に空気や地表面、障害物等による減衰効果も期待されること、大規模な行催事は開・閉会など、開催する頻度は少ないことから、周辺環境への影響は限定的であると考えられます。</li> </ul>	p.6.8-53
環境の保全のための措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域南側の住宅団地（県営細谷戸ハイツ等）の隣接地においては、大音量の音響設備の使用を原則として禁止します。</li> <li>・音響設備の音量や稼働時間についての適切なルールを設定します。ルールは、必要に応じて見直しを行います。</li> <li>・屋外スピーカーを使用する際には、必要に応じて、隣接する住宅団地や市民の森方向に到達する音を低減するための対策（指向性を有する音響機材の使用等）を講じます。</li> <li>・大規模な行催事を開催する場合には事前に周辺住宅等に周知を図り、理解が得られるよう努めます。</li> <li>・敷地境界への植栽によって、音響設備の使用による周辺住宅地への影響の低減を図ります。</li> </ul>	p.6.8-55
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」を達成するものと評価します。</li> </ul>	p.6.8-58

注1:調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

## 6.8.1 調査

### (1) 調査項目

調査項目は、以下の内容としました。

騒音の状況（一般環境騒音、道路交通騒音）

地形、工作物の状況

土地利用の状況

騒音の主要な発生源の状況（主要発生源の状況、自動車交通量等の状況）

関係法令、計画等

### (2) 調査地域・地点

既存資料調査は、対象事業実施区域及びその周辺としました。

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の調査地点は、表 6.8-1 及び図 6.8-1 に示すとおりです。

一般環境騒音は対象事業実施区域周辺の3地点（地点A、地点B、地点C）道路交通騒音及び自動車交通量調査は、工事用車両及び関係車両の走行ルートとして想定される道路沿道の7地点（地点1～7）とされています。

表 6.8-1 既存資料（土地区画整理事業）における騒音調査地点

項目	調査地点	所在地・路線
環境騒音	地点A	瀬谷区瀬谷町
	地点B	旭区上川井町
	地点C	瀬谷区瀬谷町
道路交通騒音、交通量	地点1	環状4号線
	地点2	市道五貫目第33号線（八王子街道）
	地点3	市道五貫目第33号線（八王子街道）
	地点4	環状4号線
	地点5	深見第228号線
	地点6	環状4号線
	地点7	瀬谷地内線

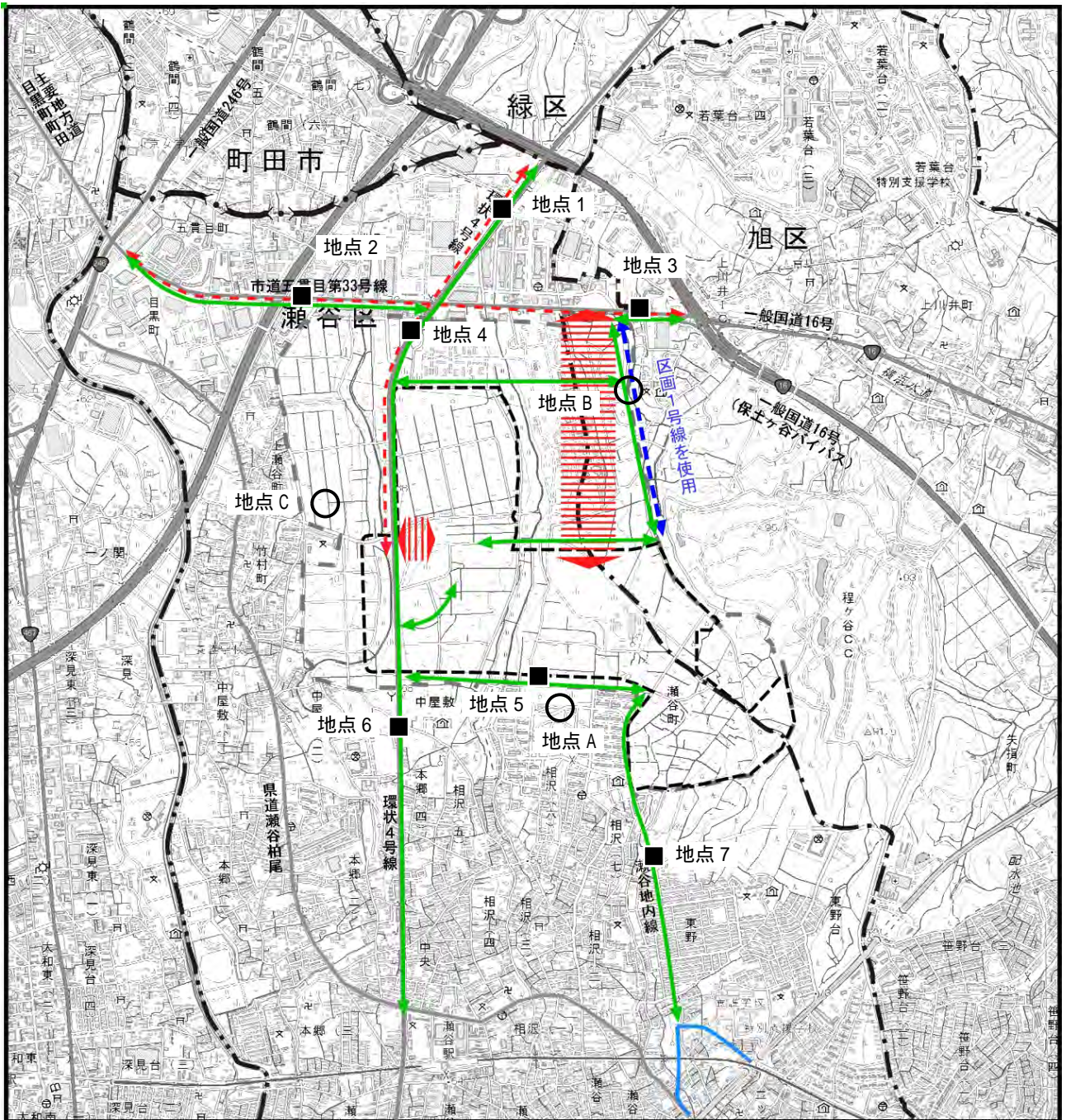
### (3) 調査時期

既存資料調査は、入手可能な最新の文献を収集・整理しました。

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の調査時期は、表 6.8-2 に示すとおり、平日及び休日を実施されています。

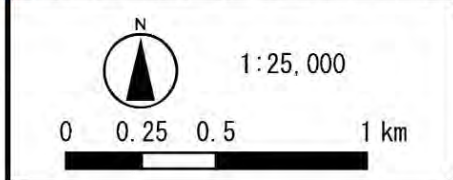
表 6.8-2 既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の調査時期

調査時期	日時
平日	令和2年10月27日（火）10:00～令和2年10月28日（水）10:00
休日	令和2年10月24日（土）20:00～令和2年10月25日（日）20:00



凡例

- 対象事業実施区域
- 土地区画整理事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- - - - - 工事用車両の走行ルート (工事中・撤去中)
- ||||| 工事用車両の専用出入口 (工事中)
- - - - - 工事用車両の走行ルート (撤去中)
- == 関係車両走行ルート (開催中)
- 整備計画中の道路



調査地点 (一般環境騒音・振動)  
 調査地点 (沿道交通騒音・振動)

注1: 工事用車両の専用出入口の詳細な位置・線形については、現時点で未定。  
 注2: 方法書の時点から地点記号を一部変更しています。

図 6.8-1 既存資料 (土地区画整理事業) における騒音の調査地点図

#### (4) 調査方法

騒音の状況（一般環境騒音、道路交通騒音）

既存資料(土地区画整理事業)における騒音レベルの測定方法は表 6.8-3(1)に示すとおり、「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号)に定める方法に準拠して実施されています。

また、調査に使用された機器は表 6.8-3(2)に示すとおりです。

表 6.8-3(1) 既存資料（土地区画整理事業）における現地調査方法

項目	方法
騒音レベル	計量法第 71 条の条件に合格した「普通騒音計」を使用して JIS Z 8731「環境騒音の表示・測定方法」に準拠し測定しました。 測定機器については、マイクロホンを地上高 1.2m に設置し、騒音計の周波数重み特性を A 特性に、時間重み特性を F (FAST) に設定して 24 時間の連続測定としました。

表 6.8-3(2) 既存資料（土地区画整理事業）における使用測定機器

測定項目	機器名	メーカー	型式	測定範囲
騒音レベル	積分型 普通騒音計	リオン（株）	NL-42	周波数範囲：20～8,000Hz レベル範囲：25～138 デシベル

地形、工作物の状況

調査方法は、「第 6 章 6.7 大気質 6.7.1 (4) 地形、工作物の状況」(p.6.7-9 参照)と同様としました。

土地利用の状況

調査方法は、「第 6 章 6.7 大気質 6.7.1 (4) 土地利用の状況」(p.6.7-10 参照)と同様としました。

騒音の主要な発生源の状況（主要発生源の状況、自動車交通量等の状況）

ア. 既存資料調査

既存資料の収集・整理により、対象事業実施区域及びその周辺の状況を把握することとしました。

イ. 既存資料（土地区画整理事業）調査

自動車断面交通量の調査方法は「第 6 章 6.7 大気質 6.7.1 (4) 大気汚染物質の主要な発生源の状況」(p.6.7-10 参照)と同様としました。

#### 関係法令、計画等

下記法令等の内容を整理しました。

- ・「環境基本法」
- ・「騒音規制法」
- ・「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」
- ・「横浜市生活環境の保全等に関する条例」
- ・「横浜市環境管理計画」
- ・「生活環境保全推進ガイドライン」



(5) 調査結果

騒音の状況（一般環境騒音、道路交通騒音）

既存資料（土地区画整理事業）における一般環境騒音及び道路交通騒音の測定結果は、表 6.8-4 に示すとおりです。

対象事業実施区域及びその周辺の環境騒音(L<sub>Aeq</sub>)は、平日昼間 44～48 デシベル、休日昼間 45～48 デシベルでした。すべての地点で環境基準を下回っていました。

対象事業実施区域周辺の道路交通騒音(L<sub>Aeq</sub>)は、平日昼間で 60～73 デシベル、休日昼間で 58～72 デシベルでした。地点 2、3、5、6 の平日及び休日は環境基準を上回り、地点 1、4、7 の平日及び休日は環境基準を下回っていました。

表 6.8-4(1) 測定結果（一般環境騒音）

単位：デシベル

調査地点	用途地域	地域類型 <sup>注1</sup>	区分	時間帯 <sup>注2</sup>	L <sub>Aeq</sub>	環境基準との適合 <sup>注3</sup>	環境基準
地点 A	第一種中高層 住居専用地域	A (一般)	平日	昼間	44		55
			休日	昼間	45		
地点 B	市街化調整区域	B (一般)	平日	昼間	47		55
			休日	昼間	45		
地点 C	市街化調整区域	B (一般)	平日	昼間	48		55
			休日	昼間	48		

注 1：地域類型は表 6.8-5(1)の注釈に示すとおりです。

注 2：時間区分は、「騒音に係る環境基準について」に基づく区分です（昼間 6～22 時）。

注 3：「環境基準との適合」の記号は次のとおりです。

「○」…環境基準以下、「×」…環境基準を上回る

表 6.8-4(2) 測定結果（道路交通騒音）

単位：デシベル

調査地点	用途地域	地域類型 <sup>注1</sup>	区分	時間帯 <sup>注2</sup>	L <sub>Aeq</sub>	環境基準との適合 <sup>注3</sup>	環境基準
地点1	近隣商業地域	幹線	平日	昼間	66		70
			休日	昼間	63		
地点2	準工業地域	C (道路)	平日	昼間	71	×	65
			休日	昼間	69	×	
地点3	準工業地域	C (道路)	平日	昼間	73	×	65
			休日	昼間	72	×	
地点4	市街化調整区域	幹線	平日	昼間	64		70
			休日	昼間	62		
地点5	第一種中高層 住居専用地域	A (道路)	平日	昼間	67	×	60
			休日	昼間	66	×	
地点6	準住居地域	B (道路)	平日	昼間	67	×	65
			休日	昼間	67	×	
地点7	第一種低層住居 専用地域	A (道路)	平日	昼間	60		60
			休日	昼間	58		

注1：地域類型は表 6.8-5(1)の注釈に示すとおりです。

注2：時間区分は、「騒音に係る環境基準について」に基づく区分です（昼間6～22時）。

注3：「環境基準との適合」の記号は次のとおりです。

「 」…環境基準以下、「×」…環境基準を上回る

#### 地形、工作物の状況

「第6章 6.7 大気質 6.7.1 (5) 地形、工作物の状況」(p.6.7-23 参照)に示すとおりです。

#### 土地利用の状況

「第6章 6.7 大気質 6.7.1 (5) 土地利用の状況」(p.6.7-23 参照)に示すとおりです。

騒音の主要な発生源の状況（主要発生源の状況、自動車交通量等の状況）

対象事業実施区域及びその周辺における主要な騒音の発生源としては、対象事業実施区域の北西を通る東名高速道路、対象事業実施区域の北東を通る一般国道16号（保土ヶ谷バイパス）、対象事業実施区域の北側を通る市道五貫目第33号線（八王子街道）、対象事業実施区域内を南北に通る環状4号線、対象事業実施区域の南側を通る県道瀬谷柏尾を走行する自動車等があげられます。

現地調査による自動車断面交通量の状況は、「第6章 6.7 大気質 6.7.1 (5) 大気汚染物質の主要な発生源の状況」（p.6.7-24 参照）に示したとおりです。

関係法令、計画等

ア. 「環境基本法」（法律第91号 平成5年11月）

騒音に係る環境基準は、「環境基本法」に基づき、表6.8-5に示すとおり、「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月、環境庁告示第64号）が定められています。

事業実施区域の大部分は市街化調整区域であり、地域の類型はB類型（その他の地域）に該当します。

表 6.8-5(1) 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間（6時～22時）	夜間（22時～6時）
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注1：地域の類型は以下のとおりです。

AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域等、特に静穏を要する地域

A：専ら住居の用に供される地域

B：主として住居の用に供される地域

C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

表 6.8-5(2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼間（6時～22時）	夜間（22時～6時）
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

注1：車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車線部分を指します。

表 6.8-5(3) 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値	
昼間（6時～22時）	夜間（22時～6時）
70 デシベル以下	65 デシベル以下
個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下）によることができる。	

注1：幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、都道府県道及び市町村道を指します。（市町村道にあっては4車線以上の区間に限ります）

注2：幹線交通を担う道路に近接する空間：次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲が特定されます。

- ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15m
- ・2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路：20m

#### イ。「騒音規制法」（法律第98号 昭和43年6月）

この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することが目的とされています。法律では、都道府県知事等により特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音の規制のための地域の指定について定められているほか、自動車騒音の許容限度について環境大臣が定めるよう規定されています。

なお、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は、表 6.8-6 に示すとおりです。

表 6.8-6 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

特定建設作業	<p>1 くい打機（もんけんを除く） くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く）</p> <p>2 びょう打機を使用する作業</p> <p>3 さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあたっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）</p> <p>4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が15kw以上のものに限る）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）</p> <p>5 コンクリートプラント（混棟機の混棟容量が0.45 m<sup>3</sup>以上のものに限る）又はアスファルトプラント（混棟機の混棟重量が200kg以上のものに限る）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く）</p> <p>6 バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kw以上のものに限る）を使用する作業</p> <p>7 トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kw以上のものに限る）を使用する作業</p> <p>8 ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kw以上のものに限る）を使用する作業</p>
基準値	85 デシベル以下
作業時間	: 19時～7時の時間内でないこと、 22時～6時の時間内でないこと
1日あたりの作業時間	: 10時間/日を超えないこと、 : 14時間/日を超えないこと
作業日数	連続6日を超えないこと
作業日	日曜日その他の休日でないこと
<p>・騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。</p> <p>・騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は次のとおりとする。</p> <p>(1)騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。</p> <p>(2)騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。</p> <p>(3)騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値とする。</p> <p>(4)騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90%レンジの上端の数値とする。</p>	

注1: ...第1号区域

- ・住居系地域・近隣商業・商業地域・準工業地域・市街化調整区域の全域
- ・工業地域のうち次に掲げる施設の敷地の境界線から8mまでの区域
  - (ア)学校 (イ)保育所 (ウ)病院及び診療所
  - (エ)図書館 (オ)特別養護老人ホーム (カ)幼保連携型認定こども園

...第2号区域

- ・工業地域のうち2号区域以外の区域

注2: 建設作騒音が基準値を超え、周辺の生活環境が著しく損なわれると認められる時は、1日における作業時間を、第1号区域においては10時間未満4時間以上、第2号区域においては14時間未満4時間以上の間において短縮させることができます。(昭和43年 建設省・厚生省告示第1号)

注3: 表内6、7、8の環境大臣が指定するものとは、「一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして、環境大臣が指定するバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザー(平成9年 環境庁告示第54号)」をいいます。

ウ. 「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」( 条例第 17 号 平成 7 年 3 月 )

この条例は、環境の保全及び創造について、横浜市、事業者及び市民が一体となって取り組むための基本理念を定め、横浜市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することが目的とされています。

横浜市は、市域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境の保全及び創造に関する施策を策定し実施する責務を有するほか、自らの施策の実施に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市民の健康又は生活環境の保全のため、公害の防止や環境の保全上の支障を防止するために必要な措置を講じなければならないことを定めています。

エ. 「横浜市生活環境の保全等に関する条例」( 横浜市条例第 58 号 平成 14 年 12 月 )

この条例は、事業所の設置についての規制、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置その他の環境への負荷の低減を図るために必要な事項を定めることにより、現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活環境を保全することを目的としています。

条例では、事業所において発生する騒音の許容限度については表 6.8-7 に示すとおり定められています。

表 6.8-7 事業所において発生する騒音の許容限度 ( 騒音の規制基準 )

	午前 8 時から 午後 6 時まで	午前 6 時から 午前 8 時まで 及び 午後 6 時から 午前 11 時まで	午後 11 時から 午前 6 時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
工業地域	70 デシベル	65 デシベル	55 デシベル
工業専用地域	75 デシベル	75 デシベル	65 デシベル
その他の地域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル

注 1: 騒音の測定の方法は、規格 Z8731 に定める騒音レベル測定法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりです。

- (1) 騒音の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値
- (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値
- (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90%レンジの上端の数値
- (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の 90%レンジの上端の数値

注 2: 騒音の測定の地点は、事業所の敷地境界線上の地点としました。ただし、主として騒音又は振動の公害の防止のための工場集団化計画に基づいて造成された工場団地であって市長が指定するものについては、当該工場団地の全体の敷地境界線上の地点としました。

注 3: この規制基準は、建設工事に伴って発生する騒音については、適用しません。

資料: 「横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則」( 横浜市 平成 15 年 3 月 )

オ。「横浜市環境管理計画」(横浜市 平成 30 年 11 月)

「横浜市環境管理計画」は、環境に関する横浜市の計画・指針等を束ねる総合計画として策定されています。様々な面での環境に対する目標や取組等がまとめられています。

騒音・振動の保全に関しては、表 6.8-8 に示す環境目標が掲げられています。

表 6.8-8 「横浜市環境管理計画」における環境目標等

2025 年度までの環境目標	音やにおいなどの環境が改善され、市民生活の快適性が向上している。
達成状況の目安となる環境の状況(騒音)	環境基準の達成率の向上及び継続的な達成 市民の生活環境に関する満足度の向上

カ。生活環境保全推進ガイドライン(横浜市 平成 31 年 3 月)

このガイドラインは、横浜の環境の総合計画である「横浜市環境管理計画」の生活環境の目標達成に向けて、市民・事業者の生活環境への理解を促進するため、横浜市が実施する具体的な取組や方針が示されています。

ガイドラインの中でまとめられている騒音に関する目標等は、表 6.8-9 に示すとおりです。

表 6.8-9 「生活環境保全推進ガイドライン」における環境目標等

目指す姿		安全安心で快適な生活環境の保全
音環境の保全	2025 年度までの環境目標	騒音や振動の環境が改善され、市民生活の快適性が向上しています。
	達成の目安となる環境の状況	環境基準の達成率の向上及び継続的な達成 市民の生活環境に関する満足度の向上

## 6.8.2 環境保全目標の設定

騒音に係る環境保全目標は、表 6.8-10 に示すとおり設定しました。

表 6.8-10 環境保全目標(騒音)

区分	環境保全目標
【工事中・撤去中】 建設機械の稼働	騒音規制法に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」である 85 デシベル以下とすること。
【工事中・撤去中】 工事用車両の走行	周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。
【開催中】 関係車両の走行	周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。
【開催中】 施設の供用	周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。

### 6.8.3 予測

#### (1) 建設機械の稼働に伴う騒音

##### 予測項目

予測項目は、工事中の建設機械の稼働に伴う騒音としました。

##### 予測地域・地点

予測地域は、建設機械の稼働に伴い、騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域としました。

予測地点は、騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、建設機械が稼働する区域及び仮囲い（高さ3m）の範囲を踏まえた敷地の境界線とするほか、等音線図を作成しました。

予測高さは、地上1.2mとしました。

##### 予測時期

予測時期は、対象事業実施区域境界において建設機械の稼働に伴う騒音による影響が大きくなると考えられる時期とし、建設機械の稼働台数等から、工事中は令和8年9月、撤去中は令和9年10月としました。

また、同時期に工事が行われる土地区画整理事業及び公園整備事業の影響を考慮した予測も行いました。工事中は、他事業の建設機械の稼働が一定程度見込まれ、累積的な影響が生じる可能性があります。撤去中は、工事中同様に建設機械の稼働が見込まれますが、他事業で主に使用される建設機械（ダンプトラック、バックホウ等）のパワーレベルが本事業のものに比べて15dB程度小さく（表6.8-13（p.6.8-21）参照）、他事業による追加的な影響が小さいと考えられることから、累積的な影響の予測時期は、工事中のみとしました。工事中の予測時期は、本博覧会単体の予測時期と同じとしました。

予測時期の設定根拠は資料編(p.資1.7-1～4参照)に示すとおりです。

表 6.8-11 建設機械の稼働に伴う騒音の予測時期

対象事業	予測時期	主な工種
本博覧会	令和8年9月	植栽工、設備工、園路広場工、施設整備工、出展整備工
土地区画整理事業	令和8年9月 (45 か月目 <sup>注</sup> )	土工事、調整池工事、擁壁工事、下水道工事
公園整備事業	令和8年9月 (36 か月目 <sup>注</sup> )	植栽工、建築

注：他事業については、下記の公開されている環境影響評価図書等により「か月目」と年月の対応を整理しました。

「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価書」（令和4年1月、横浜市）」及び「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価事後調査計画書（工事中その1）」（令和5年3月横浜市）」

「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価準備書」（令和5年3月、横浜市）」



## 予測方法

### ア. 予測手順及び方法

予測手順は、図 6.8-2 に示すとおりです。

建設機械の稼働に伴う騒音は、騒音の伝搬理論式と複数音源による騒音レベルの合成式を用いて予測しました。

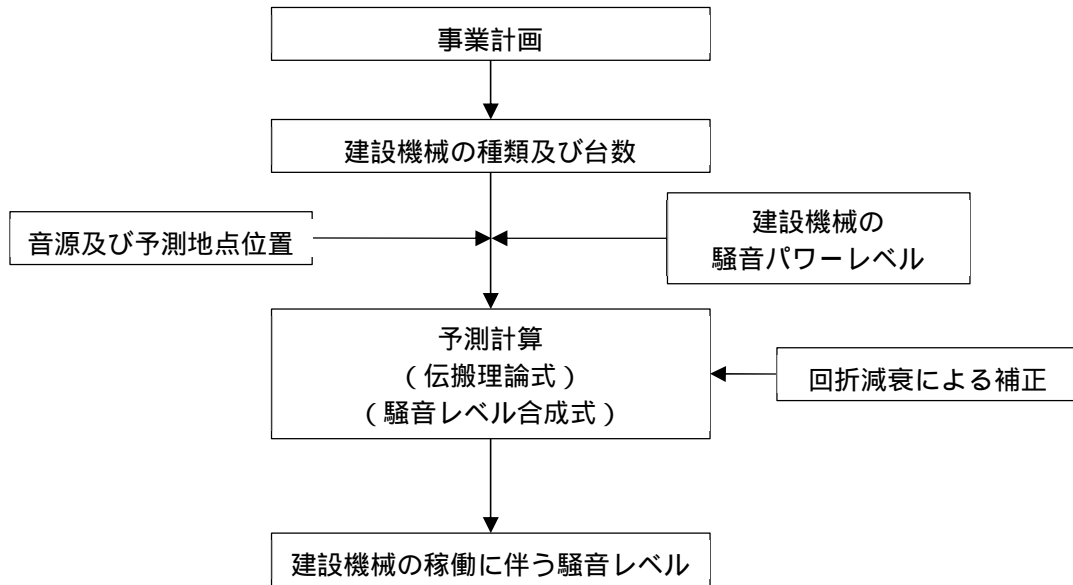


図 6.8-2 予測手順（建設機械の稼働に伴う騒音）

### イ. 予測式

予測式は、次に示すとおりです。

建設機械の稼働に伴う騒音の予測式は、騒音の伝搬理論式と複数音源による騒音レベルの合成式を用いました。また、建設機械の稼働により発生する騒音に関しては「建設工事騒音の予測モデル “ASJ CN-Model 2007”」（日本音響学会誌 第64巻4号、平成20年4月）に準拠し、点音源の距離減衰式を用いました。

#### A 伝搬理論式

$$L_{A,i} = L_{WA,i} - 8 - 20\log_{10}r_i + \Delta L_{cor,i}$$

$i$  : 伝搬に影響を与える要因 ( $i = 1$  : 回折、 $i = 2$  : 透過損失)

$L_{A,i}$  : 予測点における騒音レベル (デシベル)

$L_{WA,i}$  : 音源の騒音パワーレベル (デシベル)

$r_i$  : 発生源から予測点までの距離 (m)

$\Delta L_{cor,i}$  : 伝搬に影響を与える各種要因に関する補正量

(回折、地表面効果、空気の音響吸収) の和 (デシベル)

B 回折による減衰量

$$\Delta L_{d,i}$$

$$= \begin{cases} -10\log_{10}\delta - 18.4 & \delta \geq 1 & (\text{予測点から音源が見えない}) \\ -5 - 15.2\sinh^{-1}(\delta^{0.42}) & 0 < \delta \leq 1 & (\text{予測点から音源が見えない}) \\ -5 + 15.2\sinh^{-1}(\delta^{0.42}) & 0 < \delta \leq 0.073 & (\text{予測点から音源が見える}) \\ 0 & 0.073 < \delta & (\text{予測点から音源が見える}) \end{cases}$$

$\delta$  : 行路差 ( $= a + b + c$ )

C 透過損失による減衰量

$$\Delta L_2 = -20$$

D 回折による減衰と透過損失による減衰の合成

$$L_A = 10\log_{10}(10^{L_{A,1}/10} + 10^{L_{A,2}/10})$$

$L_A$  : 回折及び透過損失による減衰を考慮に入れた騒音レベル (デシベル)

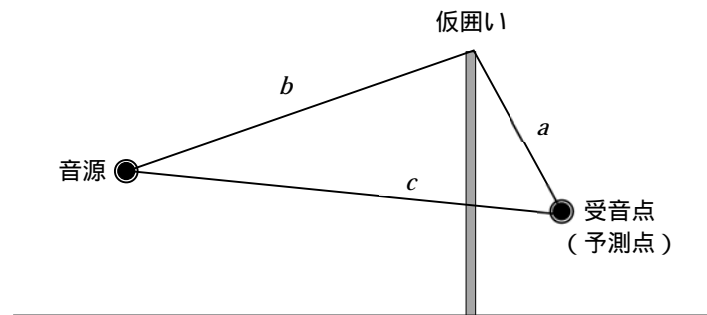


図 6.8-3 回折減衰イメージ

E 複数音源による騒音レベルの合成式

$$L_A = 10\log_{10}(10^{L_{A_1}/10} + 10^{L_{A_2}/10} + \dots + 10^{L_{A_n}/10})$$

$L_A$  : 予測地点での合成騒音レベル (デシベル)

$L_{A_n}$  : 予測地点での発生源  $n$  からの騒音レベル (デシベル)

予測条件

ア. 建設機械の種類及び台数

予測時期における建設機械の種類及び台数は、表 6.8-12 に示すとおりです。

音源として設定したこれらの建設機械がすべて同時に稼働することは少ないと考えられますが、すべてが同時に稼働すると仮定して設定しました。

表 6.8-12(1) 建設機械の種類及び台数（工事中）

対象事業	建設機械の種類	規格	台数 (台/日)
本博覧会	アスファルトフィニッシャー	2.3～6.0m	4
	タイヤローラー	8～20t	5
	ダンプトラック	10t	16
	ダンプトラック	4t	11
	トラッククレーン	4.9t 吊	31
	トラッククレーン	10t 吊	16
	ダンプトラック	10t_場外運搬含む	26
	ダンプトラック	4t_場外運搬含む	1
	バックホウ	0.09m <sup>3</sup>	4
	バックホウ	0.13m <sup>3</sup>	2
	バックホウ	0.28m <sup>3</sup>	43
	バックホウ	0.45m <sup>3</sup>	7
	バックホウ	0.8m <sup>3</sup>	8
	マカダムローラー	10t	5
	モーターグレーダー	-	5
	ラフタークレーン	16t 吊	12
	ラフタークレーン	25t 吊	11
	ラフタークレーン	50t 吊	9
	振動ローラ	3～4t	4
	計		220
土地区画 整理事業	バックホウ	平積 1.0m <sup>3</sup>	6
	ブルドーザー	32t	6
	ダンプトラック	10t	39
	計		51
公園整備 事業	トラッククレーン	10t	36
	ラフタークレーン	16t 吊	7
	ラフタークレーン	25t 吊	1
	計		44
計		315	

表 6.8-12(2) 建設機械の種類及び台数（撤去中）

対象事業	建設機械の種類	規格	台数 (台/日)
本博覧会	大型プレーカー	1.3t	10
	バックホウ	0.45m <sup>3</sup>	10
	トラッククレーン	4.9t 吊	5
	ダンプトラック	10t	15
	ラフタークレーン	25t	42
	計		82

#### イ. 建設機械の配置

予測対象時期における建設機械は、対象事業実施区域内に工区を想定し、各工区での予測対象時期における建設機械の稼働状況を踏まえて図 6.8-4 に示すとおり配置しました。なお、建設機械は作業中に移動を繰り返すことから、各工区内で均等に配置しました。

音源の高さは、建設機械のエンジンの高さを考慮して、地上 1.5m としました。

#### ウ. 回折減衰による補正

工事の施工中は、鋼製仮囲い(高さ 3m)を設定する計画であるため、予測においては、鋼製仮囲いを回折条件として考慮しました。仮囲いの位置は、図 6.8-4 に示すとおりです。

なお、回折減衰による補正においては、鋼製仮囲いの透過損失(=20 デシベル<sup>注</sup>)を考慮して、補正量を算出しました。

注：鋼製仮囲い(高さ 3m)の透過損失は、「建設工事騒音の予測モデル “ASJ CN-Model 2007”」(日本音響学会誌 第 64 巻 4 号、平成 20 年 4 月)に示されている遮音壁の音響等価損失の目安(一般の遮音壁や防音パネルを仮設物として設置した場合)を設定しました。

エ. 建設機械の騒音レベル

建設機械の騒音パワーレベルは、表 6.8-13 に示すとおりです。

表 6.8-13(1) 建設機械の騒音パワーレベル(工事中)

対象事業	建設機械の種類	規格	騒音パワーレベル (デシベル)	出典 資料
本博覧会	アスファルトフィニッシャー	2.3~6.0m	105	
	タイヤローラー	8~20t	104	
	ダンプトラック	10t	102	
	ダンプトラック	4t	102	
	トラッククレーン	4.9t 吊	107	
	トラッククレーン	10t 吊	107	
	ダンプトラック	10t 場外運搬含む	102	
	ダンプトラック	4t 場外運搬含む	102	
	バックホウ	0.09m <sup>3</sup>	99	
	バックホウ	0.13m <sup>3</sup>	99	
	バックホウ	0.28m <sup>3</sup>	99	
	バックホウ	0.45m <sup>3</sup>	104	
	バックホウ	0.8m <sup>3</sup>	106	
	マカダムローラー	10t	106	
	モーターグレーダー	-	106	
	ラフタークレーン	16t 吊	108	
	ラフタークレーン	25t 吊	108	
	ラフタークレーン	50t 吊	108	
振動ローラ	3~4t	101		
土地区画 整理事業	バックホウ	平積 1.0m <sup>3</sup>	106	
	ブルドーザー	32t	105	
	ダンプトラック	10t	102	
公園整備 事業	トラッククレーン	10t	107	
	ラフタークレーン	16t 吊	108	
	ラフタークレーン	25t 吊	108	

注：音響パワーレベルは、下記出典を参考に設定しました。

出典：

- 「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」(国土交通省告示第 487 号、平成 13 年 4 月)
- 「建設工事騒音の予測モデル “ASJ CN-Model 2007”」(日本音響学会誌第 64 巻 4 号、平成 20 年 4 月)
- 「建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック第 3 版」(社)日本建設機械化協会、平成 13 年)

表 6.8-13 (2) 建設機械の騒音パワーレベル(撤去中)

対象事業	建設機械の種類	規格	騒音パワーレベル (デシベル)	出典 資料
本博覧会	大型ブレーカー	1.3t	121	
	バックホウ	0.45m <sup>3</sup>	104	
	トラッククレーン	4.9t 吊	107	
	ダンプトラック	10t	102	
	ラフタークレーン	25t	108	

注：音響パワーレベルの出典は工事中に同じです。

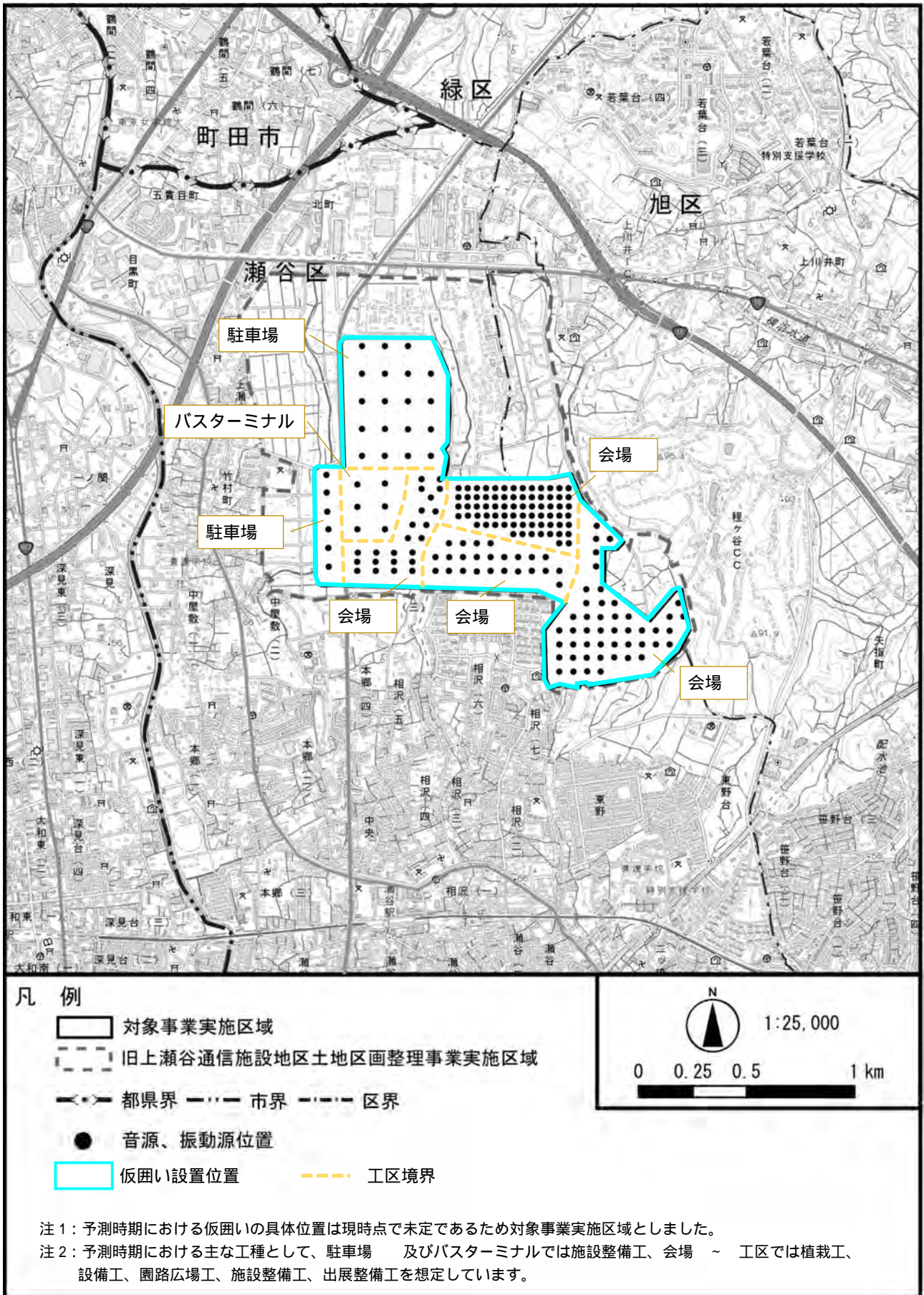


図 6.8-4(1) 建設機械配置 (工事中)

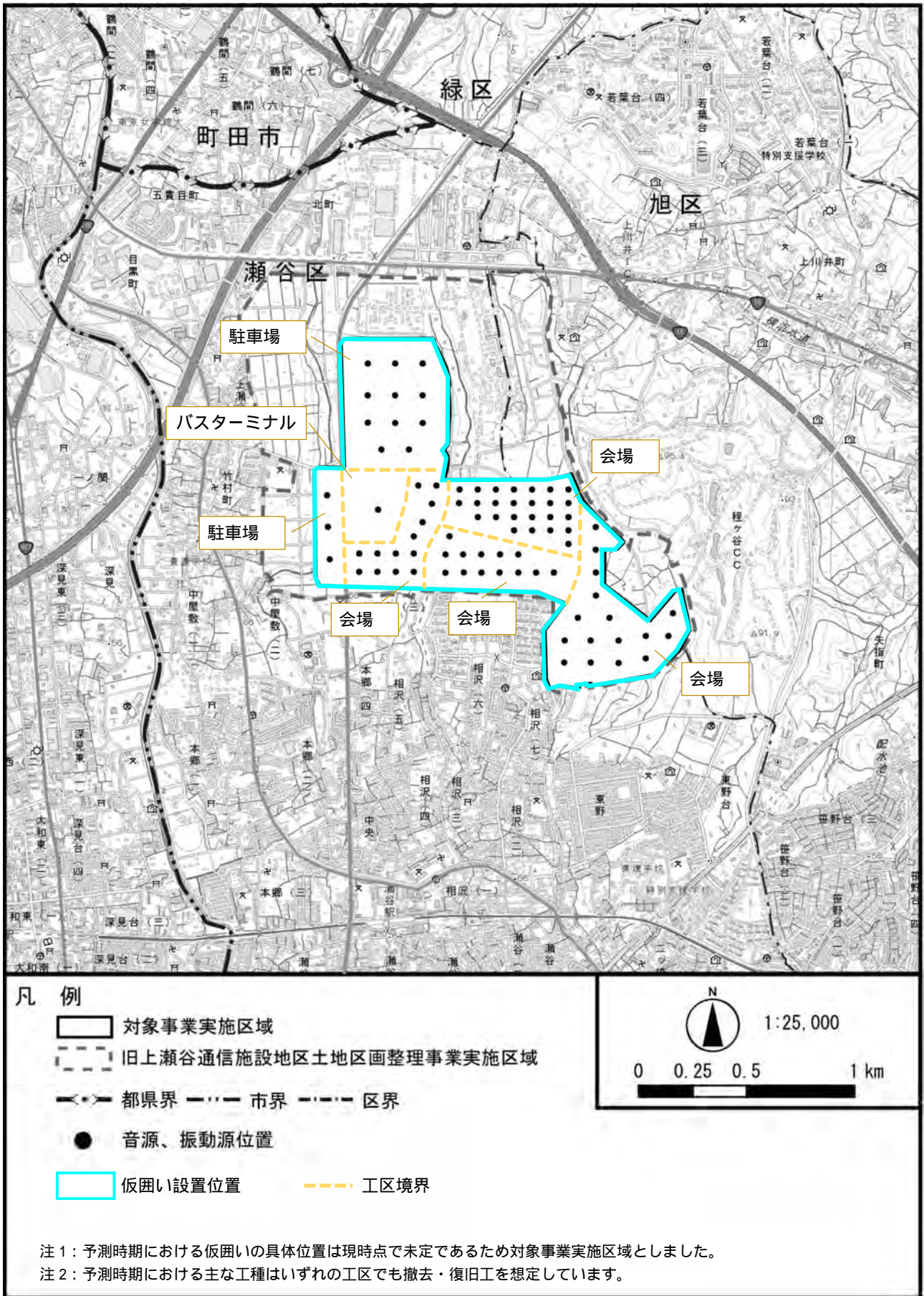
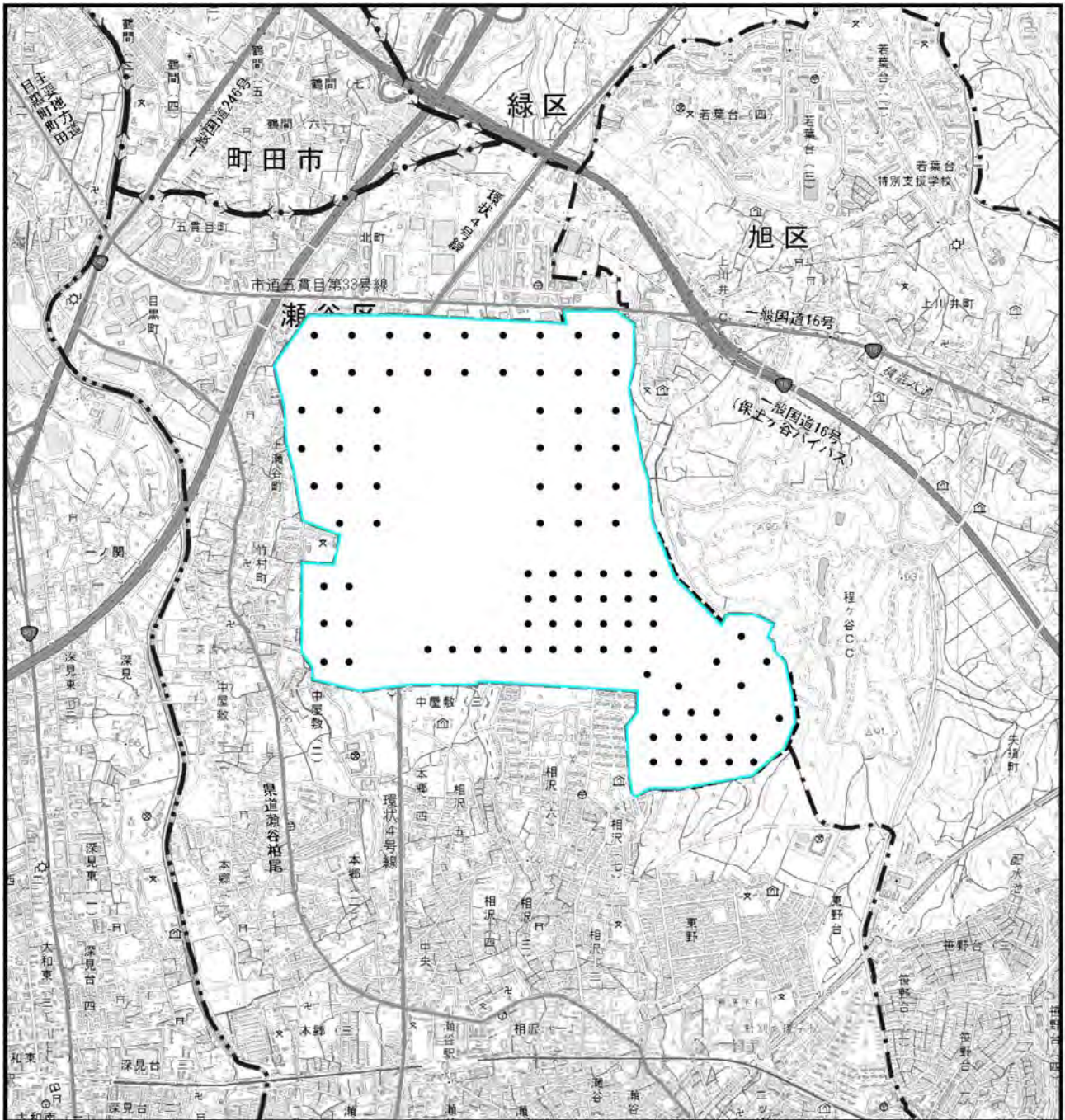
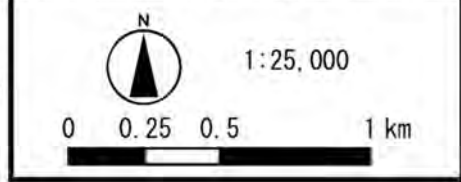


図 6.8-4(2) 建設機械配置（撤去中）



凡例

- 対象事業実施区域
- 土地区画整理事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 仮囲い設置位置
- 音源、振動源位置



注1：他事業の建設機械の配置です。本博覧会については図 6.8-4(1)に示すとおりです。  
 注2：土地区画整理事業の区域が本博覧会及び公園整備事業の区域をカバーすることから、他事業の影響を考慮した予測の工事敷地境界は、土地区画整理事業の対象事業実施区域としました。また、予測時期における仮囲いの具体位置は現時点で未定であることから、工事敷地境界としました。

図 6.8-5(3) 建設機械配置（他事業の建設機械）



## 予測結果

### ア. 本博覧会の予測結果

建設機械の稼働に伴う騒音の予測結果は、工事中について表 6.8-14 及び図 6.8-6、撤去中について表 6.8-15 及び図 6.8-7 に示すとおりです。

工事中について、建設機械の稼働に伴って生じる騒音が最も大きくなると考えられる令和 8 年 9 月において、騒音レベル ( $L_{A5}$ ) の最大値は、北側工事敷地境界において 64 デシベルと予測します。

撤去中について、建設機械の稼働に伴って生じる騒音が最も大きくなると考えられる令和 9 年 10 月において、騒音レベル ( $L_{A5}$ ) の最大値は、南側工事敷地境界において 67 デシベルと予測します。

表 6.8-14 建設機械の稼働に伴う騒音（工事中）

単位：デシベル

予測時期	騒音レベル 最大地点	騒音レベル ( $L_{A5}$ ) 最大値
令和 8 年 9 月	北側工事敷地境界	64

表 6.8-15 建設機械の稼働に伴う騒音（撤去中）

単位：デシベル

予測時期	騒音レベル 最大地点	騒音レベル ( $L_{A5}$ ) 最大値
令和 9 年 10 月	南側工事敷地境界	67

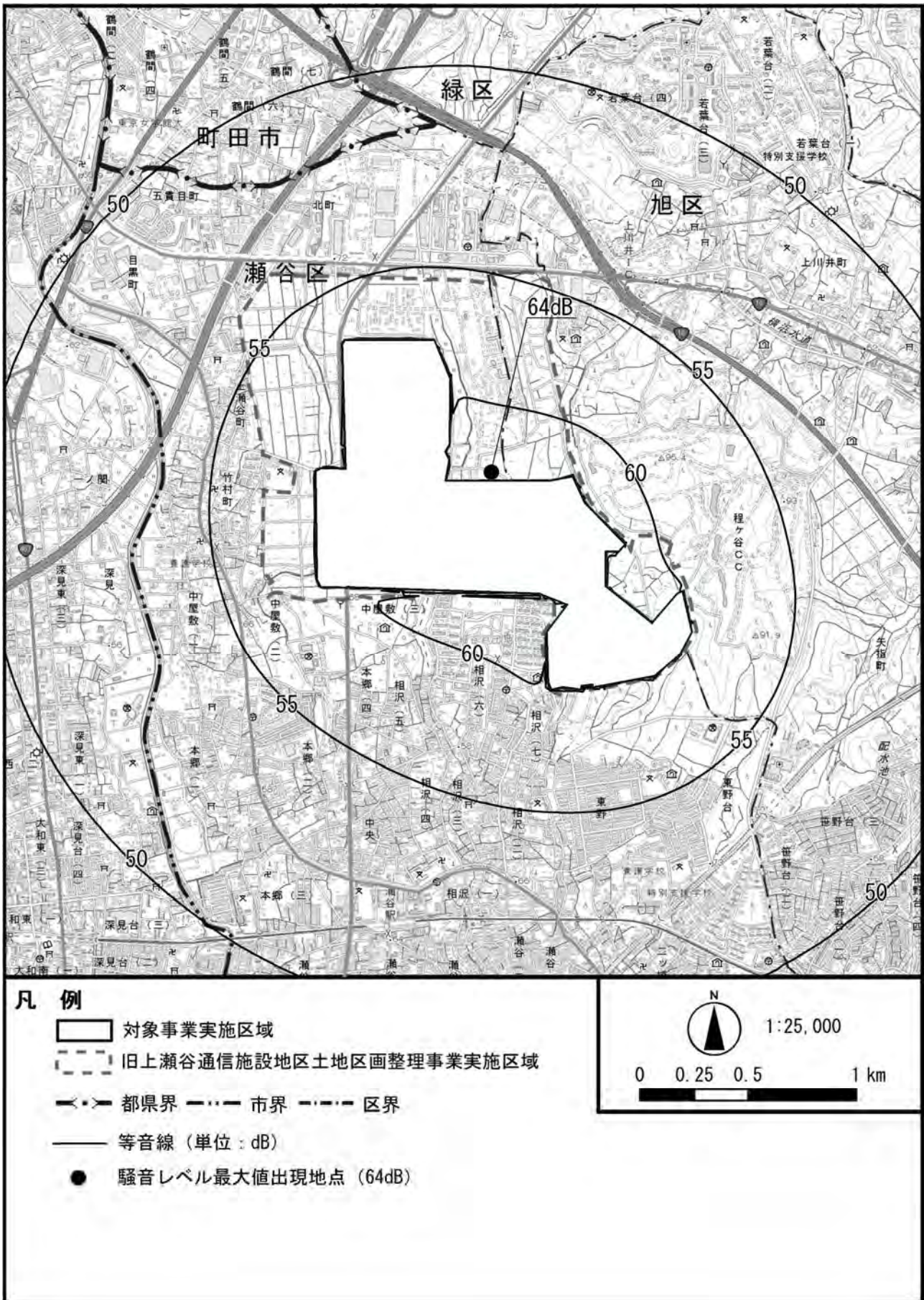


図 6.8-6 建設機械の稼働に伴う騒音予測結果 (工事中: 本博覧会のみ)

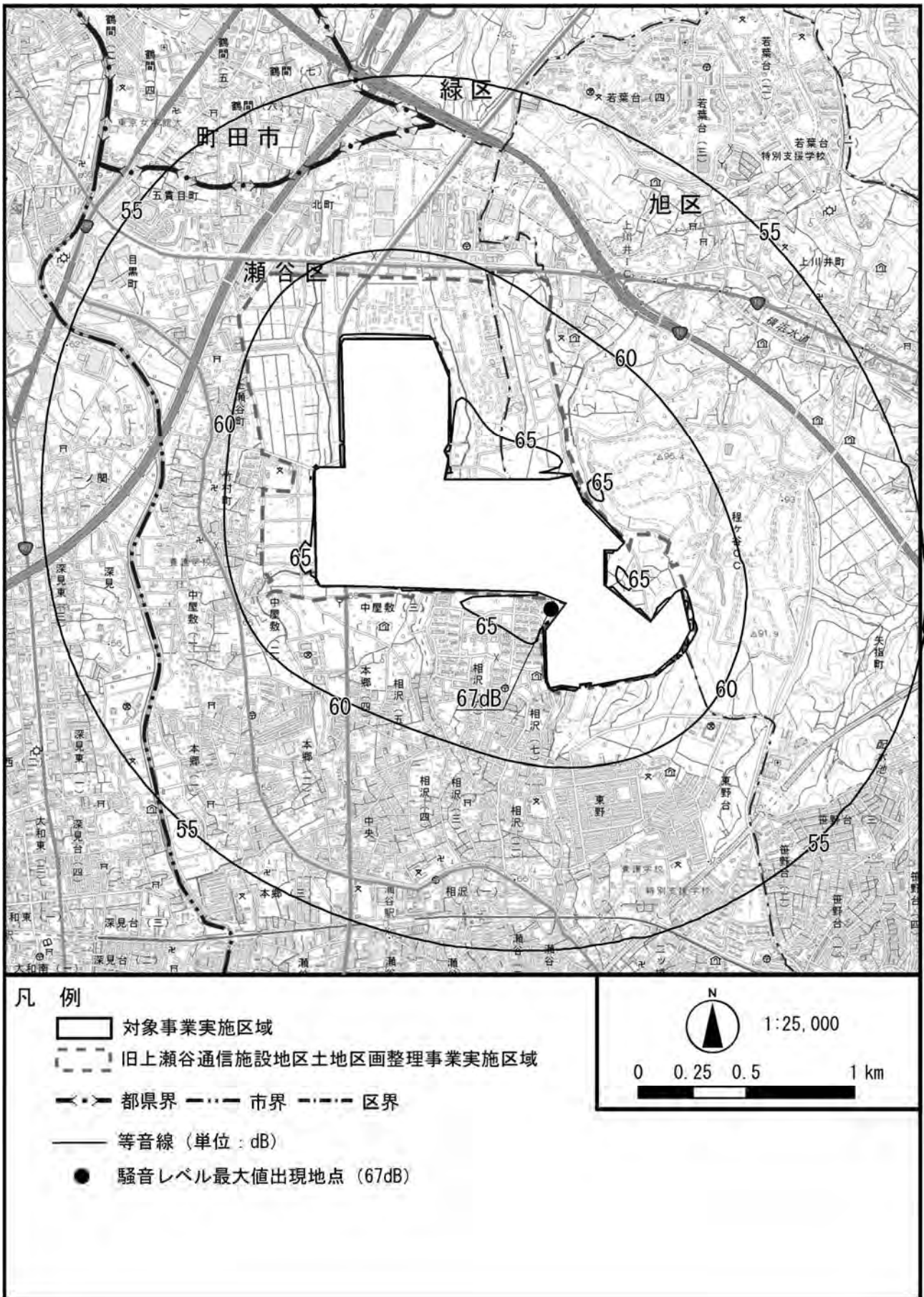


図 6.8-7 建設機械の稼働に伴う騒音予測結果 (撤去中：本博覧会のみ)

イ. 他事業を考慮した予測結果

他事業を考慮した建設機械の稼働に伴う騒音の予測結果は、表 6.8-16 及び図 6.8-8 に示すとおりです。

建設機械の稼働に伴って生じる騒音が最も大きくなると考えられる令和 8 年 9 月において、騒音レベル ( $L_{A5}$ ) の最大値は、東側工事敷地境界において 64 デシベルと予測します。

表 6.8-16 建設機械の稼働に伴う騒音 (他事業を考慮した予測)

単位：デシベル

予測時期	騒音レベル 最大地点	騒音レベル ( $L_{A5}$ ) 最大値
令和 8 年 9 月 (本博覧会のみ の予測時期と同じ)	東側工事敷地境界	64

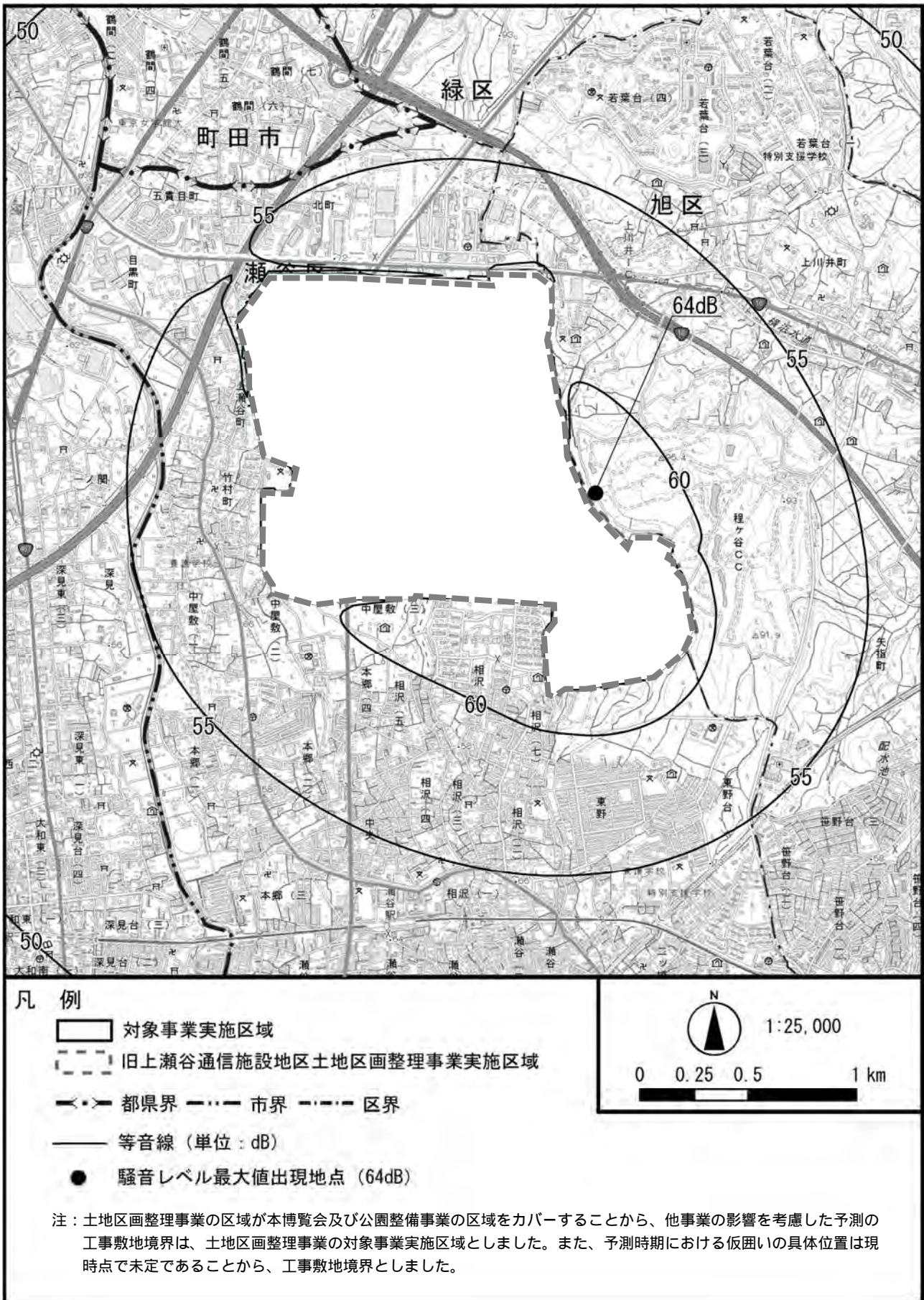


図 6.8-8 建設機械の稼働に伴う騒音予測結果 (他事業を考慮した予測)

(2) 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音

予測項目

予測項目は、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音としました。

予測地域・地点

予測地域は、対象事業実施区域周辺としました。

予測地点は、工事用車両の主要運行ルートとなる道路の沿道として、道路交通騒音及び自動車断面交通量の現地調査地点1~4としました(表 6.8-17、前掲図 6.8-1 (p.6.8-6) 参照)。また、予測位置は道路端とし、予測高さは地上 1.2m としました。

表 6.8-17 工事用車両の走行に伴う騒音の予測地点

予測地点	道路名
地点 1	環状 4 号線
地点 2	市道五貫目第 33 号線 (八王子街道)
地点 3	市道五貫目第 33 号線 (八王子街道)
地点 4	環状 4 号線

予測時期

予測対象時期は、対象事業実施区域周辺において、工事用車両の走行台数が最大になると考えられる時期とし、工事中は令和 8 年 9 月、撤去中は令和 9 年 10 月としました。

また、同時期に工事が行われる土地区画整理事業及び公園整備事業の影響を考慮した予測も行いました。工事中は、他事業の工事用車両の走行が一定程度見込まれ、他事業との累積的な影響が生じる可能性があります。撤去中は、他事業の工事用車両の走行台数が本博覧会と比較して少なく、他事業による影響は小さいものと考えられます。以上のことから、他事業を考慮した累積的な影響の予測時期は、工事中のみとしました。工事中の予測時期は、本博覧会単体の予測時期と同じとしました。

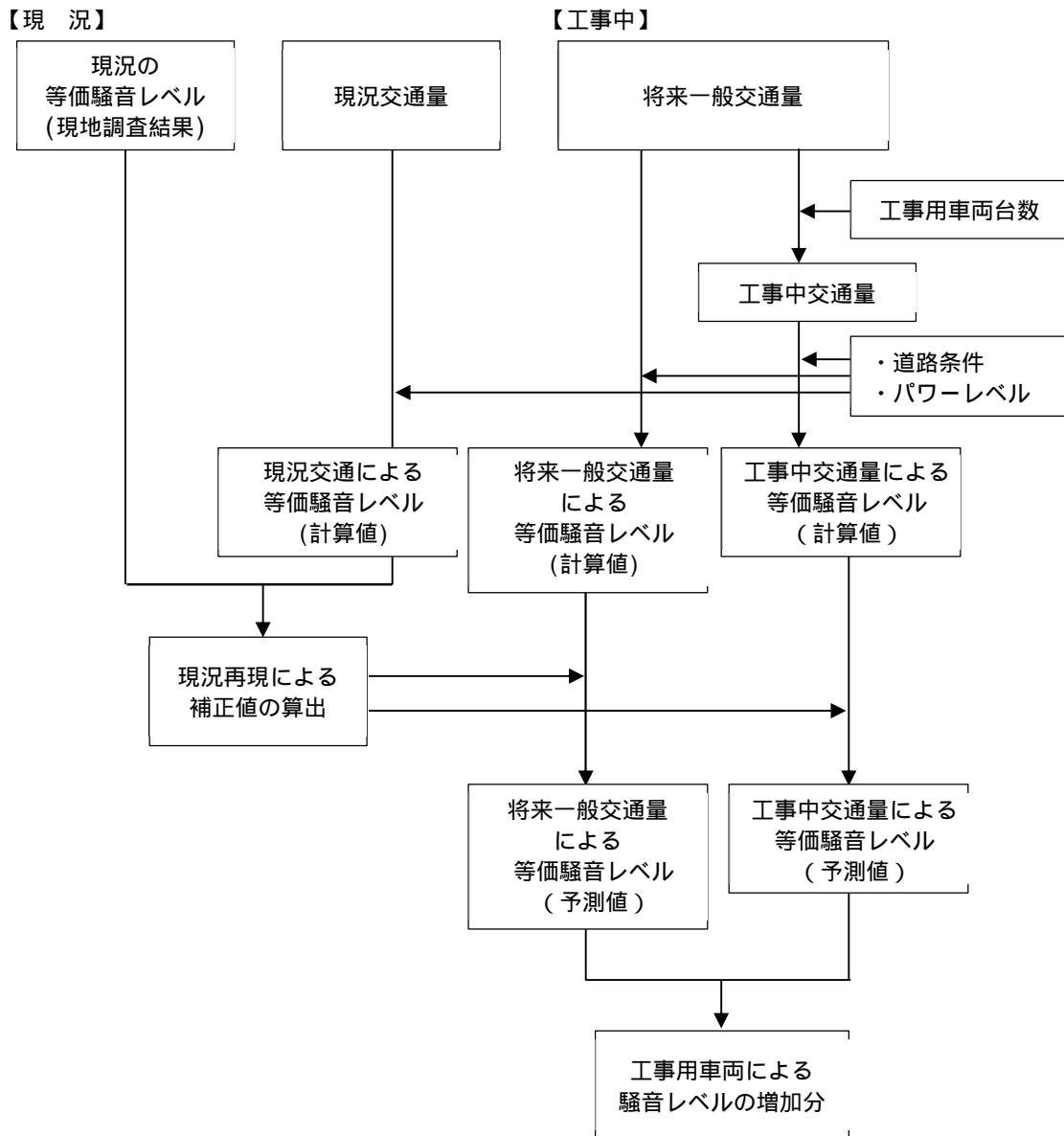
予測時期の設定根拠は資料編(p.資 1.7-1~4 参照)に示すとおりです。

## 予測方法

### ア. 予測手順及び方法

予測手順は、図 6.8-9 に示すとおりです。

なお、工事中の地点 4、撤去中の地点 2、地点 3、地点 4 の予測においては、車線構造が現況より変わることから、現地調査結果を用いた補正を行わず、将来一般交通量、工事中交通量による等価騒音レベルの計算値を表記することとしました（後述「イ. 道路条件」(p.6.8-37)参照）。



注：撤去中の予測手順は「工事中」を「撤去中」に読み替えるものとします。

図 6.8-9 予測手順（工事用車両の走行に伴う道路交通騒音）

## イ. 予測式

工事用車両の走行に伴う騒音は、以下のとおり、現況の騒音レベルに、工事用車両の走行に起因する騒音レベルの増分を加えることで算出します。

$$L_{Aeq} = L_{Aeq*} + \Delta L$$

- $L_{Aeq}$  : 工事用車両走行時の等価騒音レベル (デシベル)  
 $L_{Aeq*}$  : 現況の等価騒音レベル (= 現地調査結果) (デシベル)  
 $\Delta L$  : 工事用車両の走行に起因する騒音レベルの増分 (デシベル)

なお、工事用車両の走行に起因する騒音レベルの増分は、次式により求めます。

$$\Delta L = 10 \log_{10} \left\{ \left( 10^{L_{Aeq,R}/10} + 10^{L_{Aeq,HC}/10} \right) / 10^{L_{Aeq,R}/10} \right\}$$

- $L_{Aeq,R}$  : 現況の交通量から求められる等価騒音レベル (デシベル)  
 $L_{Aeq,HC}$  : 工事用車両の台数から算出する等価騒音レベル (デシベル)

各交通量を条件とした等価騒音レベルの算出は、(社)日本音響学会により提案されている「道路交通騒音の予測モデル "ASJ RTN-Model 2018"」を用いて行います。

予測にあたっては、1台の自動車単独で走行した時の予測地点におけるA特性音圧レベルの時間変化(ユニットパターン)を求め、この時間積分値と交通量から、対象時間帯におけるエネルギー平均値である等価騒音レベルを算出しました。

### A 等価騒音レベル( $L_{Aeq}$ )の基本式

$$L_{Aeq,T} = 10 \cdot \log_{10} \left( 10^{\frac{L_{AE}}{10}} \frac{N_T}{T} \right)$$

$$= L_{AE} + 10 \cdot \log_{10} \frac{N_T}{T}$$

$$L_{AE} = 10 \cdot \log_{10} \left( \frac{1}{T_0} \sum_i 10^{\frac{L_{Ai}}{10}} \Delta t_i \right)$$

- $L_{Aeq,T}$  : 等価騒音レベル (デシベル)  
 $L_{AE}$  : ユニットパターンの時間積分値をレベル表示した値  
 (単発騒音暴露レベル) (デシベル)  
 $N_T$  : T (秒) 時間内の交通量 (台)  
 $L_{A,i}$  : i 番目の音源からの A 特性音圧レベル  
 $T_0 = 1$  秒 (基準の時間)  
 $\Delta t_i = \Delta l_i / V_i$  (秒)  
 $\Delta l_i$  : i 番目の区間の長さ (m)  
 $V_i$  : i 番目の区間における自動車の走行速度 (m/秒)



## B A 特性音圧レベル算定式

各音源からの A 特性音圧レベルの算出は、次式を用いました。

$$L_{A,i} = L_{WA,i} - 8 - 20 \cdot \log_{10} r_i + \Delta L_{cor,i}$$

$L_{A,i}$  : i 番目の音源位置から予測地点に伝搬する騒音の A 特性音圧レベル (デシベル)

$L_{WA,i}$  : i 番目の音源位置における自動車走行騒音の A 特性音響パワーレベル (デシベル)

$r_i$  : i 番目の音源位置から予測地点までの直達距離 (m)

$\Delta L_{cor,i}$  : i 番目の音源位置から予測地点に至る音の伝搬に影響を与える各種の減衰要素に関する補正量 (デシベル) であり、次式で表される。

$$\Delta L_{cor} = \Delta L_{dif} + \Delta L_{grnd} + \Delta L_{air}$$

$\Delta L_{dif}$  : 回折に伴う減衰に関する補正量 (デシベル) (0 デシベルとした)

$\Delta L_{grnd}$  : 地表面効果による減衰に関する補正量 (デシベル) (0 デシベルとした)

$\Delta L_{air}$  : 空気の音響吸収による減衰に関する補正量 (デシベル) (0 デシベルとした)

## C 自動車走行騒音の A 特性音響パワーレベル基本式

A 特性音響パワーレベルは、「道路交通騒音の予測モデル "ASJ RTN-Model 2018"」に示されている一般道路の非定常走行区間に適用する以下のパワーレベル式を用いて求めました。

$$\text{大型車類} : L_{WA} = 88.8 + 10 \cdot \log_{10} V + C$$

$$\text{小型車類} : L_{WA} = 82.3 + 10 \cdot \log_{10} V + C$$

$L_{WA}$  : A 特性音響パワーレベル (デシベル)

$V$  : 走行速度 (km/時)

$C$  : 基準値に対する補正項 (ただし、基準値とは敷設後数年以内の密粒舗装道路を走行した際のパワーレベルをいいます。) で次式により表される。

$$C = L_{surf} + L_{grad} + L_{dir}$$

$L_{surf}$  : 排水性舗装等による騒音低減に関する補正量 (デシベル) (0 デシベルとした)

$L_{grad}$  : 道路の縦断勾配による走行騒音の変化に関する補正量 (デシベル) (0 デシベルとした)

$L_{dir}$  : 自動車走行騒音の指向性に関する補正量 (デシベル) (0 デシベルとした)

予測条件

ア. 交通条件

予測対象時期における交通量は、表 6.8-18 に示すとおりです。

工事中交通量の算出にあたっては、予測対象時期の将来一般交通量<sup>注</sup>に本博覧会の工事用車両台数を加えて算出しました。

工事用車両台数は、本博覧会の工事用車両台数が最大となる月（工事中：令和 8 年 9 月、撤去中：令和 9 年 10 月）の台数を用いました。

工事中交通量の設定の考え方の詳細は資料編（p. 資 1.6-20～38）に示すとおりです。

注：「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価準備書」(令和 5 年 3 月、横浜市)では、対象事業実施区域周辺における近年の自動車交通量の推移は、概ね横ばい又は減少傾向にあるが、安全側の観点で、将来一般交通量として平日の現地調査結果が設定されており、本博覧会業も同様の考え方を採用しました。

表 6.8-18(1) 予測交通量（工事用車両の走行に伴う道路交通騒音：工事中）

単位：台/16 時間

予測地点	道路名	方向	車種分類	16 時間交通量		
				将来一般交通量	工事用車両台数	工事中交通量
				A	B	A+B
地点 1	環状 4 号線	目黒交番前（南行）	大型車	1,617	0	1,617
			小型車	6,978	61	7,039
			合計	8,595	61	8,656
		十日市場（北行）	大型車	1,218	364	1,582
			小型車	7,809	185	7,994
			合計	9,027	549	9,576
地点 2	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	目黒交番前（東行）	大型車	3,416	0	3,416
			小型車	8,477	60	8,537
			合計	11,893	60	11,953
		国道 246 号（西行）	大型車	3,604	0	3,604
			小型車	9,931	60	9,991
			合計	13,535	60	13,595
地点 3	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	目黒交番前（西行）	大型車	3,170	364	3,534
			小型車	7,206	124	7,330
			合計	10,376	488	10,864
		上川井（東行）	大型車	2,784	0	2,784
			小型車	6,918	0	6,918
			合計	9,702	0	9,702
地点 4	環状 4 号線	目黒交番前（北行）	大型車	965	0	965
			小型車	5,336	121	5,457
			合計	6,301	121	6,422
		瀬谷駅（南行）	大型車	1,034	121	1,155
			小型車	5,690	121	5,811
			合計	6,724	242	6,966

注 1：予測時間帯は「騒音に係る環境基準について」に基づく昼間（6～22 時）としました。

表 6.8-18(2) 予測交通量（工用車両の走行に伴う道路交通騒音：撤去中）

単位：台/16 時間

予測地点	道路名	方向	車種分類	16 時間交通量		
				将来一般交通量	工用車両台数	撤去中交通量
				A	B	A+B
地点 1	環状 4 号線	目黒交番前 (南行)	大型車	1,617	0	1,617
			小型車	6,978	93	7,071
			合計	8,595	93	8,688
		十日市場 (北行)	大型車	1,218	0	1,218
			小型車	7,809	93	7,902
			合計	9,027	93	9,120
地点 2	市道五貫目 第 33 号線 (八王子街道)	目黒交番前 (東行)	大型車	3,416	0	3,416
			小型車	8,477	93	8,570
			合計	11,893	93	11,986
		国道 246 号 (西行)	大型車	3,604	0	3,604
			小型車	9,931	93	10,024
			合計	13,535	93	13,628
地点 3	市道五貫目 第 33 号線 (八王子街道)	目黒交番前 (西行)	大型車	3,170	294	3,464
			小型車	7,206	190	7,396
			合計	10,376	484	10,860
		上川井 (東行)	大型車	2,784	294	3,078
			小型車	6,918	190	7,108
			合計	9,702	484	10,186
地点 4	環状 4 号線	目黒交番前 (北行)	大型車	965	0	965
			小型車	5,336	93	5,429
			合計	6,301	93	6,394
		瀬谷駅 (南行)	大型車	1,034	97	1,131
			小型車	5,690	186	5,876
			合計	6,724	283	7,007

注 1：予測時間帯は「騒音に係る環境基準について」に基づく昼間（6～22 時）としました。

表 6.8-18(3) 予測交通量（工事用車両の走行に伴う道路交通騒音：他事業を考慮した予測）

単位：台/16時間

予測地点	道路名	方向	車種分類	16時間交通量		
				将来一般交通量	他事業を考慮した工事用車両台数	他事業を考慮した工事中交通量
				A	B	A+B
地点1	環状4号線	目黒交番前（南行）	大型車	1,617	5	1,622
			小型車	6,978	139	7,117
			合計	8,595	144	8,739
		十日市場（北行）	大型車	1,218	414	1,632
			小型車	7,809	322	8,131
			合計	9,027	736	9,763
地点2	市道五貫目第33号線（八王子街道）	目黒交番前（東行）	大型車	3,416	5	3,421
			小型車	8,477	137	8,614
			合計	11,893	142	12,035
		国道246号（西行）	大型車	3,604	4	3,608
			小型車	9,931	137	10,068
			合計	13,535	141	13,676
地点3	市道五貫目第33号線（八王子街道）	目黒交番前（西行）	大型車	3,170	409	3,579
			小型車	7,206	201	7,407
			合計	10,376	610	10,986
		上川井（東行）	大型車	2,784	0	2,784
			小型車	6,918	18	6,936
			合計	9,702	18	9,720
地点4	環状4号線	目黒交番前（北行）	大型車	965	10	975
			小型車	5,336	236	5,572
			合計	6,301	246	6,547
		瀬谷駅（南行）	大型車	1,034	130	1,164
			小型車	5,690	295	5,985
			合計	6,724	425	7,149

注1：予測時間帯は「騒音に係る環境基準について」に基づく昼間（6～22時）としました。

イ. 道路条件

予測地点における道路条件は表 6.8-19、道路断面は図 6.8-10 に示すとおりです。

表 6.8-19 予測地点の道路条件（工事中及び撤去中）

予測地点	道路名	工事中		撤去中	
		車線数	道路幅員 (m)	車線数	道路幅員 (m)
地点 1	環状 4 号線	4 車線	24.0	4 車線	24.0
地点 2	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	3 車線	19.9	4 車線	22.0
地点 3	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	2 車線	11.2	4 車線	28.0
地点 4	環状 4 号線	4 車線	25.0	4 車線	25.0

注 1：道路幅員は「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価書」（令和 4 年 1 月、横浜市）を参照しました。地点 2 及び地点 3 は、横浜市による道路拡幅が予定されています。地点 4 は現況 2 車線ですが、土地区画整理事業による拡幅が予定されています。

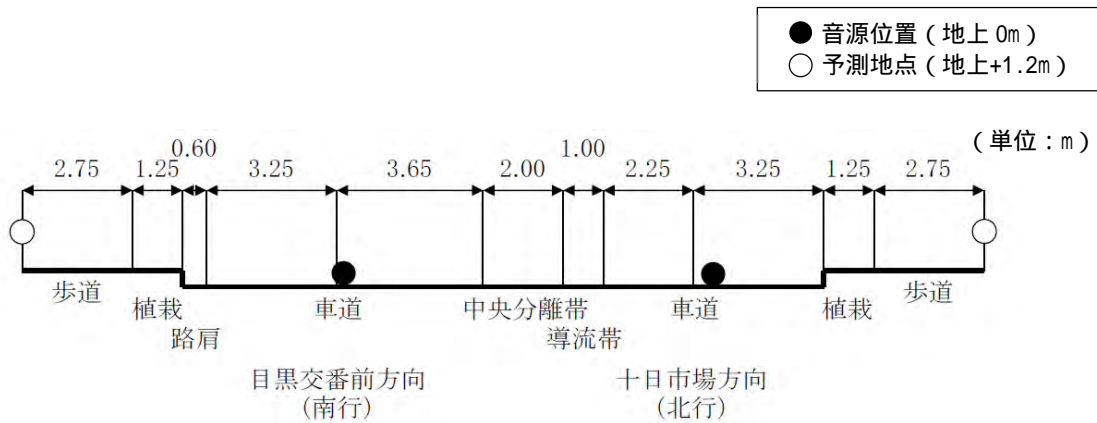


図 6.8-10(1) 道路断面（地点 1：工事中及び撤去中）

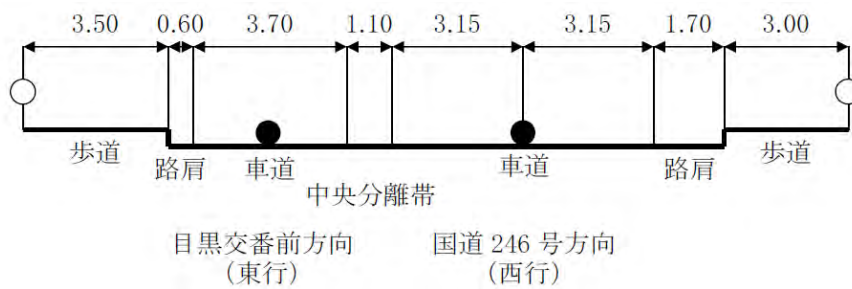


図 6.8-10(2) 道路断面（地点 2：工事中）

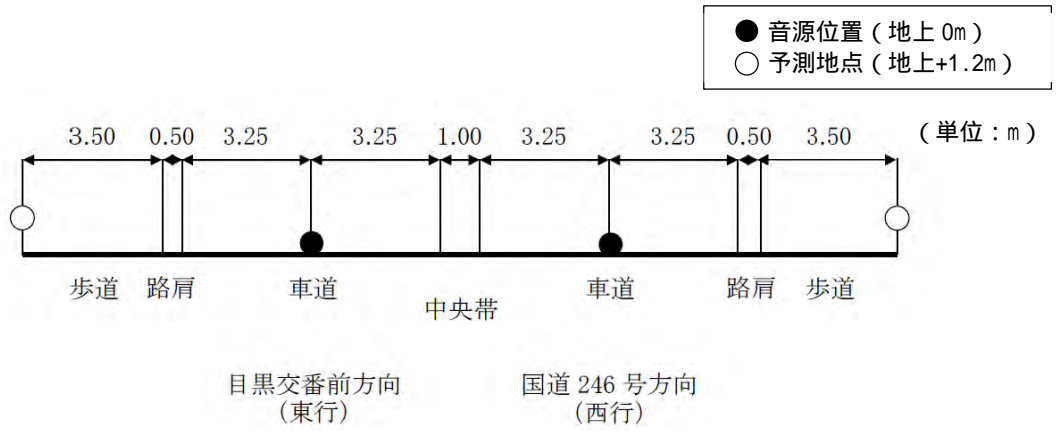


図 6.8-10(3) 道路断面 (地点 2 : 撤去中)

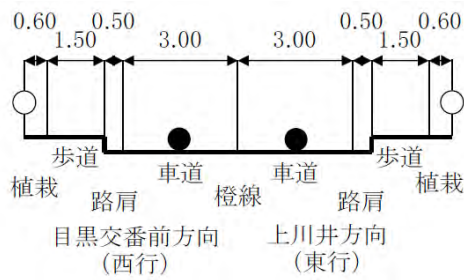


図 6.8-10(4) 道路断面 (地点 3 : 工事中)

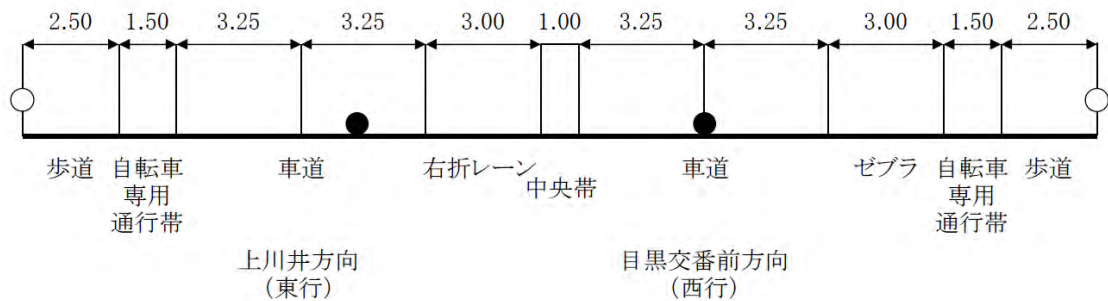


図 6.8-10(5) 道路断面 (地点 3 : 撤去中)

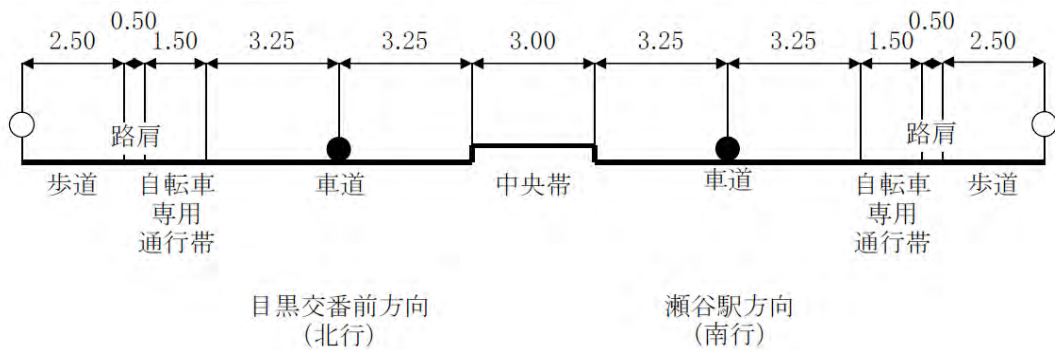


図 6.8-10(6) 道路断面 (地点 4 : 工事中及び撤去中)

ウ. 走行速度

走行速度は、各断面の規制速度とし、表 6.8-20 に示すとおりです。

表 6.8-20 予測地点の走行速度（工事中及び撤去中）

単位：km/h

予測地点	道路名	走行速度
地点 1	環状 4 号線	50
地点 2	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	40
地点 3	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	40
地点 4	環状 4 号線	40

## 予測結果

### ア. 本博覧会のみでの予測結果

工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の予測結果は、表 6.8-21(工事中)及び表 6.8-22(撤去中)に示すとおりです。

工事中において、工事用車両の走行台数が最大になる時点(令和8年9月)の道路交通騒音( $L_{Aeq}$ )は65.9~72.9デシベルであり、予測4地点のうち2地点(地点1、地点4)で環境基準以下になると予測します。その他の2地点(地点2、地点3)については、環境基準は上回りますが、工事用車両に起因する騒音レベルの増分は最大0.2デシベル(0.0~0.2デシベル)と予測します。

表 6.8-21(1) 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音(工事中:本博覧会のみ)

単位:デシベル

予測地点	道路名	予測位置	道路交通騒音レベル( $L_{Aeq}$ )		環境基準
			工事中交通量	環境基準との比較	
地点1	環状4号線	東側	65.9		70
		西側	67.1		
地点2	市道五貫目第33号線 (八王子街道)	北側	71.9	×	65
		南側	71.0	×	
地点3	市道五貫目第33号線 (八王子街道)	南側	72.9	×	65
		北側	72.7	×	
地点4	環状4号線	西側	69.8		70
		東側	70.0		

注1:時間区分は、昼間:6~22時です。

注2:「環境基準との比較」は、「」が基準以下、「×」が環境基準を上回ることを示します。

注3:地点4の予測においては、車線構成が現況より変わることから、現地調査結果を用いた補正を行わず、将来一般交通量、工事中交通量による等価騒音レベルの計算値を用いています。

表 6.8-21(2) 環境基準超過地点における道路交通騒音の増加分(工事中:本博覧会のみ)

単位:デシベル

予測地点	道路名	予測位置	道路交通騒音レベル( $L_{Aeq}$ )		工事用車両による増加分
			将来一般交通量	工事中交通量	
地点2	市道五貫目第33号線 (八王子街道)	北側	71.9	71.9	0.0
		南側	71.0	71.0	0.0
地点3	市道五貫目第33号線 (八王子街道)	南側	72.7	72.9	0.2
		北側	72.6	72.7	0.1

注1:時間区分は、昼間:6~22時です。



撤去中において、工事用車両の走行台数が最大になる時点（令和9年10月）の道路交通騒音( $L_{Aeq}$ )は64.0~68.9デシベルであり、予測4地点全てで環境基準以下になると予測します。

表 6.8-22(1) 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音（撤去中：本博覧会のみ）

単位：デシベル

予測地点	道路名	予測位置	道路交通騒音レベル( $L_{Aeq}$ )		環境基準
			撤去中交通量	環境基準との比較	
地点1	環状4号線	東側	65.7		70
		西側	66.7		
地点2	市道五貫目第33号線 (八王子街道)	北側	68.7		70
		南側	68.9		
地点3	市道五貫目第33号線 (八王子街道)	南側	66.3		70
		北側	67.8		
地点4	環状4号線	西側	64.0		70
		東側	64.2		

注1：時間区分は、昼間：6~22時です。

注2：騒音レベルの予測値は、撤去中の道路幅員及び道路構造を反映したものとなります。

注3：「環境基準との比較」は、「○」が基準以下、「×」が環境基準を上回ることを示します。

注4：地点2及び地点3は道路拡幅により適用される基準値が工事中とは異なります。

注5：地点2、地点3及び地点4の予測においては、車線構成が現況より変わることから、現地調査結果を用いた補正を行わず、将来一般交通量、工事中交通量による等価騒音レベルの計算値を用いています。

イ. 他事業を考慮した予測結果

他事業を考慮した工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の予測結果は、表 6.8-23 に示すとおりです。

本博覧会の工事用車両の走行台数が最大になる時点(令和8年9月)の他事業を考慮した道路交通騒音(L<sub>Aeq</sub>)は65.9~73.0デシベルであり、予測4地点のうち1地点(地点1)で環境基準以下になると予測します。その他の3地点(地点2、地点3、地点4)については、環境基準は上回りますが、工事用車両に起因する騒音レベルの増分は最大0.3デシベル(0.0~0.3デシベル)と予測します。

表 6.8-23(1) 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音(工事中:他事業を考慮した予測)  
単位:デシベル

予測地点	道路名	予測位置	道路交通騒音レベル(L <sub>Aeq</sub> )		環境基準
			他事業を考慮した工事中交通量	環境基準との比較	
地点1	環状4号線	東側	65.9		70
		西側	67.2		
地点2	市道五貫目第33号線 (八王子街道)	北側	71.9	×	65
		南側	71.0	×	
地点3	市道五貫目第33号線 (八王子街道)	南側	73.0	×	65
		北側	72.8	×	
地点4	環状4号線	西側	69.9		70
		東側	70.1	×	

注1:時間区分は、昼間:6~22時です。

注2:「環境基準との比較」は、「」が基準以下、「×」が環境基準を上回ることを示します。

表 6.8-23(2)環境基準超過地点における道路交通騒音の増加分(工事中:他事業を考慮した予測)  
単位:デシベル

予測地点	道路名	予測位置	道路交通騒音レベル(L <sub>Aeq</sub> )		工事用車両による増加分
			将来一般交通量	他事業を考慮した工事中交通量	
地点2	市道五貫目第33号線 (八王子街道)	北側	71.9	71.9	0.0
		南側	71.0	71.0	0.0
地点3	市道五貫目第33号線 (八王子街道)	南側	72.7	73.0	0.3
		北側	72.6	72.8	0.2
地点4	環状4号線	西側	(69.7)	(69.9)	(0.2)
		東側	69.8	70.1	0.3

注1:時間区分は、昼間:6~22時です。

注2:地点4の西側は環境基準以下であるため、本表では参考として括弧書きで示しています。

### (3) 関係車両の走行に伴う道路交通騒音

#### 予測項目

予測項目は、関係車両（来場者の自家用車、シャトルバス及び団体バス、資機材の運搬、廃棄物等の搬出及び施設の管理等を行う車両等）の走行に伴う道路交通騒音としました。

#### 予測地域・地点

予測地域は、対象事業実施区域周辺としました。

予測地点は、関係車両の主要運行ルートとなる道路の沿道として、道路交通騒音及び自動車断面交通量の現地調査地点1～7としました（前掲図 6.8-1（p.6.8-6）参照）。

また、予測位置は道路端とし、予測高さは地上1.2mとしました。

表 6.8-24 関係車両の走行に伴う騒音の予測地点

予測地点	道路名
地点1	環状4号線
地点2	市道五貫目第33号線（八王子街道）
地点3	市道五貫目第33号線（八王子街道）
地点4	環状4号線
地点5	深見第228号線
地点6	環状4号線
地点7	瀬谷地内線

#### 予測時期

予測対象時期は、開催期間中における来場者のピーク時期としました。

開催中においては、他事業（土地区画整理事業）の工事用車両の走行が生じる可能性がありますが、その台数は最大で18台/日程度と想定されます。本博覧会の関係車両の台数（表 6.8-25）と比べて少ないため、他事業による影響は極めて小さいと考えられます。

以上のことを踏まえ、開催中の他事業との累積的な影響の予測は行わないこととしました。

## 予測方法

### ア. 予測手順及び方法

予測手順は、「(2) 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音」(p.6.8-31)と同様<sup>注</sup>です。

なお、地点2、地点3、地点4及び地点5の予測においては、現況と供用後で道路構造が変わることから、現地調査結果を用いた補正は行わず、将来一般交通量、開催中交通量による等価騒音レベルの計算値を表記することとしました。

注：ただし、手順図において「工事用車両」を「関係車両」と読み替えるものとします。

### イ. 予測式

予測式は、「(2) 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音」と同様としました。(p.6.8-32～6.8-33 参照)

## 予測条件

### ア. 交通条件

予測対象時期における交通量は、表 6.8-25 に示すとおり設定しました。

本博覧会のピーク期間(多客日)において会場周辺で想定される交通状況を踏まえた開催中交通量(一般車両及び関係車両)を設定しました。

表 6.8-25(1) ピーク期間(多客日) 予測交通量(関係車両の走行に伴う道路交通騒音)

単位：台/16時間

予測地点	道路名	方向	車種分類	16時間交通量		
				将来一般交通量	関係車両台数	開催中交通量
				A	B	A+B
地点1	環状4号線	目黒交番前(南行)	大型車	1,229	1,313	2,542
			小型車	4,001	3,098	7,099
			合計	5,230	4,411	9,641
		十日市場(北行)	大型車	1,030	1,313	2,343
			小型車	4,906	2,221	7,127
			合計	5,936	3,534	9,470
地点2	市道五貫目第33号線(八王子街道)	目黒交番前(東行)	大型車	2,011	4	2,015
			小型車	4,975	1,672	6,647
			合計	6,986	1,676	8,662
		国道246号(西行)	大型車	1,919	4	1,923
			小型車	4,996	1,432	6,428
			合計	6,915	1,436	8,351

注1：「将来一般交通量」及び「関係車両台数」は、来場者のピーク時期(利用者数：10.5万人)に想定される台数を推定したものです。

注2：予測時間帯は昼間(6～22時)としました。

表 6.8-25(2) ピーク期間（多客日）予測交通量（関係車両の走行に伴う道路交通騒音）

単位：台/16時間

予測地点	道路名	方向	車種分類	16時間交通量		
				将来一般交通量	関係車両台数	開催中交通量
				A	B	A+B
地点3	市道五貫目第33号線（八王子街道）	目黒交番前（西行）	大型車	1,460	0	1,460
			小型車	3,856	4,073	7,929
			合計	5,316	4,073	9,389
		上川井（東行）	大型車	1,567	0	1,567
			小型車	3,810	4,864	8,674
			合計	5,377	4,864	10,241
地点4	環状4号線	目黒交番前（北行）	大型車	1,122	1,317	2,439
			小型車	4,602	3,653	8,255
			合計	5,724	4,970	10,694
		瀬谷駅（南行）	大型車	1,027	1,317	2,344
			小型車	4,089	5,040	9,129
			合計	5,116	6,357	11,473
地点5	深見第228号線	環状4号線（西行）	大型車	479	0	479
			小型車	3,194	336	3,530
			合計	3,673	336	4,009
		細谷戸公園（東行）	大型車	404	181	585
			小型車	2,678	299	2,977
			合計	3,082	480	3,562
地点6	環状4号線	目黒交番前（北行）	大型車	754	578	1,332
			小型車	3,619	808	4,427
			合計	4,373	1,386	5,759
		瀬谷駅（南行）	大型車	677	578	1,255
			小型車	3,281	643	3,924
			合計	3,958	1,221	5,179
地点7	瀬谷地内線	細谷戸公園（北行）	大型車	441	181	622
			小型車	3,384	326	3,710
			合計	3,825	507	4,332
		瀬谷駅（南行）	大型車	339	181	520
			小型車	2,587	289	2,876
			合計	2,926	470	3,396

注1：「将来一般交通量」及び「関係車両等両台数」は、来場者のピーク時期（利用者数：10.5万人）に想定される台数を推定したものです。

注2：予測時間帯は昼間（6～22時）としました。

イ. 道路条件

予測地点における道路条件は表 6.8-26、道路断面は、図 6.8-11 に示すとおりです。

表 6.8-26 予測地点の道路条件

予測地点	道路名	車線数	道路幅員(m)
地点 1	環状 4 号線	4 車線	24.0
地点 2	市道五貫目第 33 号線 (八王子街道)	4 車線	22.2
地点 3	市道五貫目第 33 号線 (八王子街道)	4 車線	28.0
地点 4	環状 4 号線	4 車線	25.0
地点 5	深見第 228 号線	2 車線	26.0
地点 6	環状 4 号線	2 車線	18.1
地点 7	瀬谷地内線	2 車線	15.4

注：道路幅員は「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価書」(令和 4 年 1 月、横浜市)を参照しました。

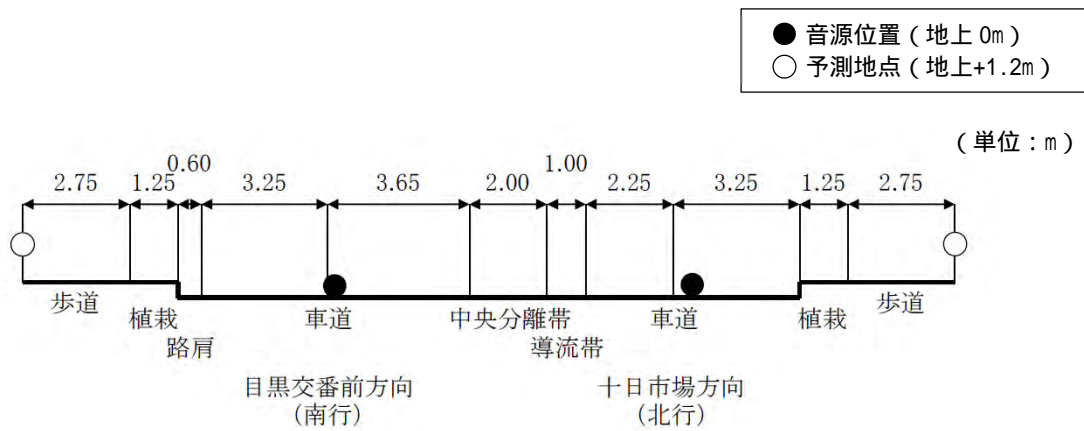


図 6.8-11(1) 道路断面 (地点 1)

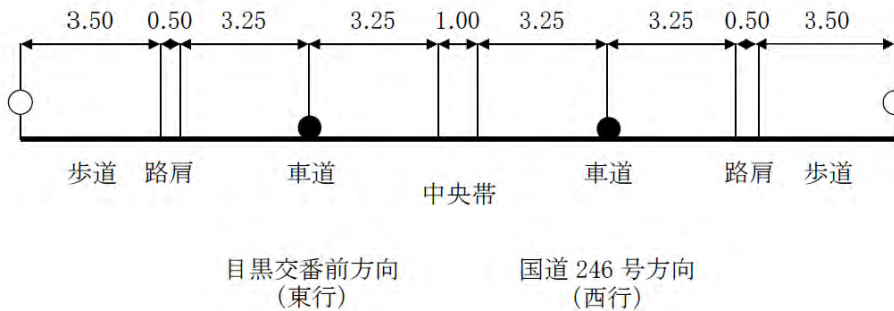


図 6.8-11(2) 道路断面 (地点 2)

● 音源位置 (地上0m)  
○ 予測地点 (地上+1.2m)

(単位:m)

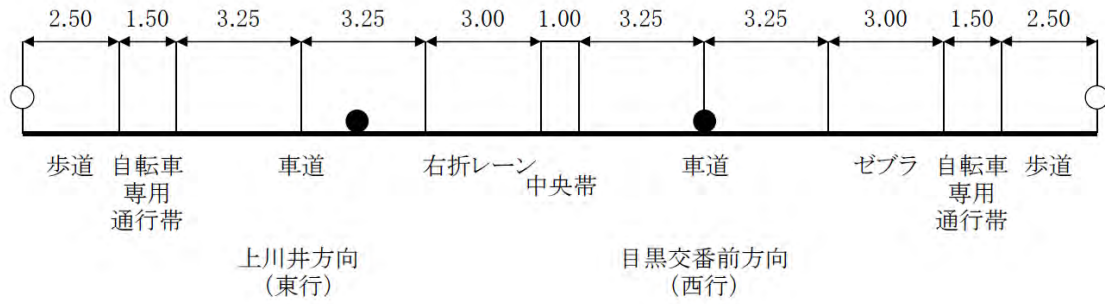


図 6.8-11(3) 道路断面 (地点3)

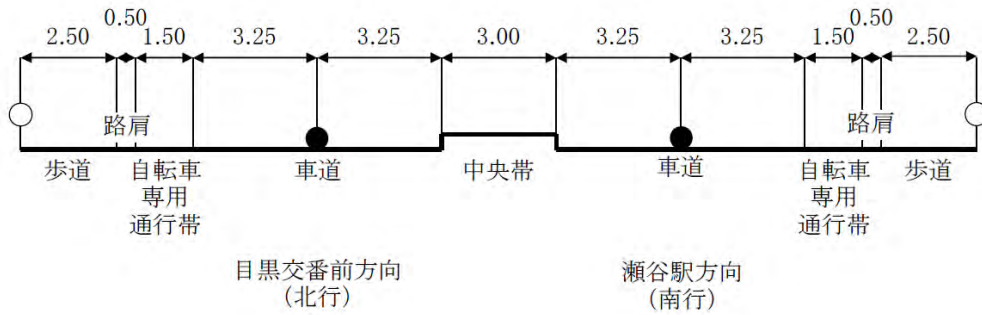


図 6.8-11(4) 道路断面 (地点4)

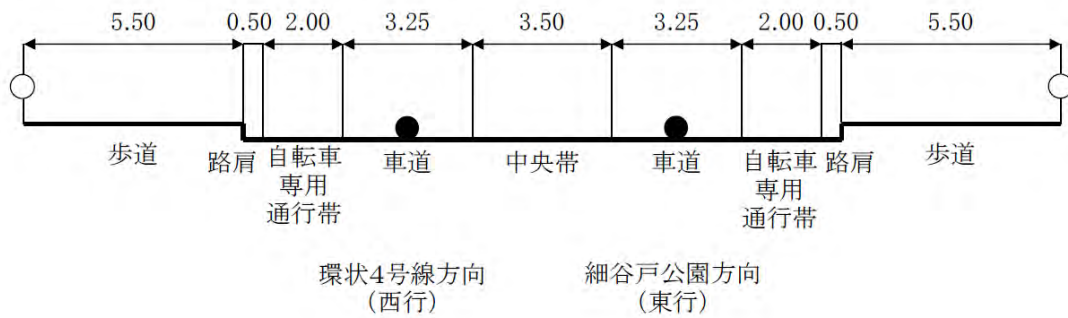


図 6.8-11(5) 道路断面 (地点5)

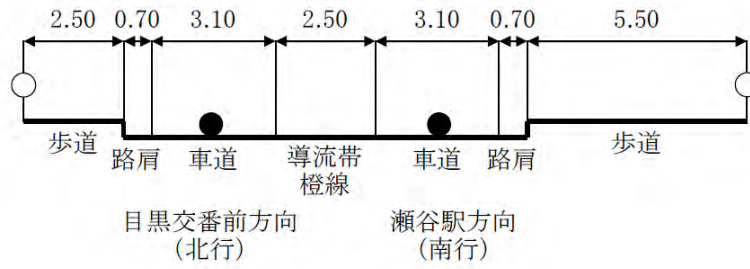


図 6.8-11(6) 道路断面 (地点 6)

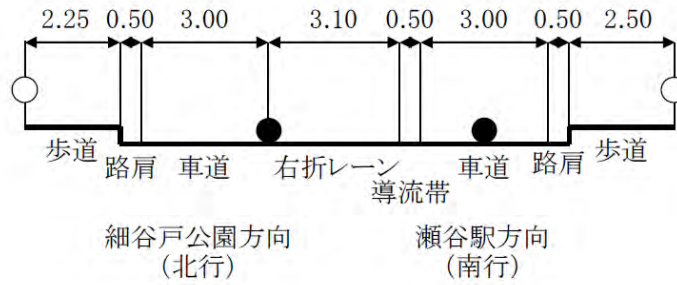


図 6.8-11(7) 道路断面 (地点 7)

ウ. 走行速度

走行速度は、各断面の規制速度とし、表 6.8-27 に示すとおりです。

表 6.8-27 予測地点の走行速度

単位：km/h

予測地点	道路名	走行速度
地点 1	環状 4 号線	50
地点 2	市道五貫目第 33 号線 (八王子街道)	40
地点 3	市道五貫目第 33 号線 (八王子街道)	40
地点 4	環状 4 号線	40
地点 5	深見第 228 号線	40
地点 6	環状 4 号線	40
地点 7	瀬谷地内線	40



## 予測結果

関係車両の走行に伴う道路交通騒音の予測結果は、表 6.8-28 に示すとおりです。

開催中交通量による道路交通騒音レベル ( $L_{Aeq}$ ) は、60.7～68.2 デシベルであり、予測7地点のうち4地点(地点1、地点2、地点3、地点4)で環境基準を下回ると予測します。その他の3地点(地点5、地点6、地点7)については、将来一般交通量において環境基準を上回っており、関係車両による道路交通騒音レベルの増加分は最大1.8 デシベル(0.5～1.8 デシベル)と予測します。

表 6.8-28(1) 関係車両の走行に伴う道路交通騒音(開催中)

単位：デシベル

予測地点	道路名	予測位置	道路交通騒音レベル( $L_{Aeq}$ )		環境基準
			開催中交通量	環境基準との比較	
地点1	環状4号線	東側	66.7		70
		西側	67.8		
地点2	市道五貫目第33号線 (八王子街道)	北側	66.7		70
		南側	66.6		
地点3	市道五貫目第33号線 (八王子街道)	南側	64.2		70
		北側	66.0		
地点4	環状4号線	西側	67.0		70
		東側	67.0		
地点5	深見第228号線	南側	60.7	×	60
		北側	60.8	×	
地点6	環状4号線	西側	68.2	×	65
		東側	66.4	×	
地点7	瀬谷地内線	西側	65.3	×	60
		東側	64.7	×	

注1：時間区分は、昼間：6～22時です。

注2：「環境基準との比較」は、「」が基準以下、「×」が環境基準を上回ることを示します。

表 6.8-28(2) 環境基準超過地点における道路交通騒音の増加分(開催中)

単位：デシベル

予測地点	道路名	予測位置	道路交通騒音レベル( $L_{Aeq}$ )		関係車両による増加分
			将来一般交通量	開催中交通量	
地点5	深見第228号線	南側	60.2	60.7	0.5
		北側	60.0	60.8	0.8
地点6	環状4号線	西側	66.5	68.2	1.7
		東側	64.6	66.4	1.8
地点7	瀬谷地内線	西側	64.4	65.3	0.9
		東側	63.7	64.7	1.0

注1：時間区分は、昼間：6～22時です。

注2：将来一般交通量について、地点5の東側、地点6の西側、地点7の両側で環境基準を上回ります。

#### (4) 施設の供用に伴う騒音

##### 予測項目

行催事における音響施設の使用に伴う騒音としました。

##### 予測地域・地点

予測地点は、対象事業実施区域の南側にある住宅団地（県営細谷戸ハイツ等）周辺における敷地境界付近2地点（地点1、地点2）としました（図 6.8-12（p.6.8-52）参照）。

注：住宅団地等が面的に広がりをもつことを踏まえ、代表する地点として対象事業実施区域に近い北西端と北東端の2地点を設定しました。

##### 予測時期

予測時期は、開催期間中の行催事の開催時としました。

開催中は、本博覧会の実施区域周辺で他事業（土地区画整理事業）の工事が行われている可能性があります。行催事に起因する騒音と建設作業騒音とでは、音の性質や評価の考え方が異なることから、累積的な影響の予測を行わないこととしました。

##### 予測方法

予測方法は、「建設工事騒音の予測モデル “ASJ CN-Model 2007”」（日本音響学会誌 第64巻4号、平成20年4月）に示される騒音の伝播理論式（距離減衰式）と、複数音源による騒音レベルの合成式を用いる方法としました。

予測式は次に示すとおりです。なお、騒音回折や透過損失等の補正項（回折、透過損失）はゼロとしました。

#### A 伝搬理論式

$$L_{A,i} = L_{WA,i} - 8 - 20\log_{10}r_i + \Delta L_{cor,i}$$

$i$  : 伝搬に影響を与える要因（ $i = 1$ ：回折、 $i = 2$ ：透過損失）

$L_{A,i}$  : 予測点における騒音レベル（デシベル）

$L_{WA,i}$  : 音源の騒音パワーレベル（デシベル）

$r_i$  : 発生源から予測点までの距離（m）

$\Delta L_{cor,i}$  : 伝搬に影響を与える各種要因に関する補正量

（本予測では補正量 = 0 とした）

#### B 複数音源による騒音レベルの合成式

$$L_A = 10\log_{10}(10^{L_{A_1}/10} + 10^{L_{A_2}/10} + \dots + 10^{L_{A_n}/10})$$

$L_A$  : 予測地点での合成騒音レベル（デシベル）

$L_{A_n}$  : 予測地点での発生源 $n$ からの騒音レベル（デシベル）

予測条件

想定する音源の種類及び騒音パワーレベルは表 6.8-29 に示すとおりです。

音源の種類としては、催事施設で使用される音響機器としました。また、開催期間中の標準的な行催事（ケース 1：標準的な行催事）及び大規模な行催事（ケース 2：大規模な行催事）の 2 ケースを設定しました。

また、各音源と予測地点との距離は、表 6.8-30 及び図 6.8-12 に示すとおりです。

表 6.8-29 行催事に係る騒音源の設定

ケース <sup>注1</sup>	考え方	音源の騒音パワーレベル <sup>注2</sup>		
		音源 1 (行催事等)	音源 2 (行催事等)	音源 3 (行催事等)
ケース 1 (標準的な行催事)	開催期間中の標準的な規模の行催事が実施されるケース	106 デシベル		
ケース 2 (大規模な行催事)	開催期間中に数回程度想定される、比較的大規模な行催事が実施されるケース	117 デシベル		

注 1：ケース 1・2 とも、催事施設 3 か所同時に行催事が同時に開催されるものとして設定。

注 2：音源のパワーレベルは、愛・地球博の環境影響評価図書等を参考に設定された「2025 年日本国際博覧会環境影響評価書」(令和 4 年 6 月、公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会)の騒音パワーレベルを参考とし、園芸博覧会という本博覧会の特性、本博覧会で想定される行催事の種類や形態を勘案し、設定しました。

ケース 1...「スペシャルデー、ナショナルデーイベント」に相当する値(106 デシベル)

ケース 2...「ステージイベント」に相当する値(117 デシベル)

表 6.8-30 予測地点と音源との距離

予測地点	音源との距離		
	音源 1 (行催事等)	音源 2 (行催事等)	音源 3 (行催事等)
地点 1	290m	510m	710m
地点 2	800m	560m	220m



図 6.8-12 音源及び予測地点の位置

## 予測結果

距離減衰式による騒音の予測結果は表 6.8-31 に示すとおりです。

対象事業実施区域南側にある住宅団地( 県営細谷戸ハイツ等 )周辺の予測地点における等価騒音レベルは、ケース 1( 標準的な行催事 )では 52~53 デシベルであり、環境基準値を下回ると想定します( 表 6.8-5(1) ( p.6.8-11 ) に示す「騒音に係る環境基準」( 昼間 55 デシベル、「A 及び B」の類型) )。また、ケース 2( 大規模な行催事 )の場合は 62~63 デシベル程度になると予測されますが、距離による減衰の他に空気や地表面、障害物等による減衰効果も期待されること、大規模な行催事は開・閉会など、開催する頻度は少ないことから、周辺環境への影響は限定的であると考えられます。

表 6.8-31 距離減衰式による行催事に係る騒音の予測結果

単位：デシベル

ケース	予測地点	等価騒音レベル(L <sub>Aeq</sub> )					環境基準値 <sup>注2</sup>
		各音源からの寄与値			バックグラウンド値 <sup>注</sup>	合成値	
		音源 1 (行催事等)	音源 2 (行催事等)	音源 3 (行催事等)			
		A	B	C	D	A+B+C+D	
ケース 1 (標準的な行催事)	地点 1	49	44	41	45	52	55
	地点 2	40	43	51		53	
ケース 2 (大規模な行催事)	地点 1	60	55	52		62	
	地点 2	51	54	62		63	

注 1：バックグラウンド値は、現地調査結果( 表 6.8-4(1) ( p.6.8-9 ) 参照) より、予測地点に近い「地点 A」における休日昼間の値を適用しました。

注 2：環境基準値は、「騒音に係る環境基準」( 昼間 55 デシベル、「A 及び B」の類型) を示しています。

## 6.8.4 環境の保全のための措置

### (1) 建設機械の稼働に伴う騒音

環境の保全のための措置は、建設機械の稼働に伴う影響を低減するため、表 6.8-32 に示す内容を実施します。

表 6.8-32 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中・撤去中】 建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り最新の低騒音型建設機械を使用します。</li> <li>・施工計画を十分に検討し、建設機械の集中稼働を回避します。</li> <li>・工事関係者に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて建設機械のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。</li> <li>・工事区域境界には仮囲いを設置します。</li> <li>・建設機械の整備・点検を徹底して性能を維持します。</li> <li>・横浜市が行う土地区画整理事業及び公園整備事業の工事と工区や工事時間等を調整し、建設機械の稼働に伴う騒音をできるだけ低減させます。</li> </ul>

### (2) 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音

環境の保全のための措置は、工事用車両の走行に伴う影響を低減するため、表 6.8-33 に示す内容を実施します。

表 6.8-33 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中・撤去中】 工事用車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事用車両が特定の日、または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理に努めます。</li> <li>・工事関係者に対して、工事用車両のアイドリングストップの徹底、無用な空ぶかし、過積載や急発進・急加速等の高負荷運転をしない等のエコドライブに関する指導・教育を徹底します。また、渋滞が生じやすい道路や交差点について周知をし、出退勤時に配慮（時間差で出退勤等）を行うよう指導を実施します。</li> <li>・工事用車両の整備・点検を徹底して性能を維持します。</li> <li>・横浜市が行う土地区画整理事業及び公園整備事業の工事と工区や工事時間等を調整し、工事用車両の走行に伴う騒音をできるだけ低減させます。</li> </ul>

(3) 関係車両の走行に伴う道路交通騒音

環境の保全のための措置は、関係車両の走行に伴う影響を低減するため、表 6.8-34 に示す内容を実施します。

表 6.8-34 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【開催中】 関係車両の走行	<ul style="list-style-type: none"><li>・公共交通機関の利用促進を図るとともに、パークアンドライドの導入、駐車場の事前予約の導入等により、会場周辺への交通集中を抑制し、来場車両による負荷を低減します。</li><li>・輸送車両（シャトルバス等）や搬出入車両は、効率的な運行を行うとともに、エコドライブを徹底します。また、輸送車両には環境配慮型車両（電気バス）を一部導入します。</li><li>・自家用車での来場者に対しては、エコドライブの徹底や、環境配慮型車両（EV、FCV等）での来場を促します。</li></ul>

(4) 施設の供用に伴う騒音

環境の保全のための措置は、施設の供用に伴う影響を低減するため、表 6.8-35 に示す内容を実施します。

表 6.8-35 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【開催中】 施設の供用	<ul style="list-style-type: none"><li>・対象事業実施区域南側の住宅団地（県営細谷戸ハイツ等）の隣接地においては、大音量の音響設備の使用を原則として禁止し、大規模な行催事を開催する場合には事前に周辺住宅等に周知を図り、理解が得られるよう努めます。</li><li>・音響設備の音量や稼働時間についての適切なルールを設定します。ルールは、必要に応じて見直しを行います。</li><li>・屋外スピーカーを使用する際には、必要に応じて、隣接する住宅団地や市民の森方向に到達する音を低減するための対策（指向性を有する音響機材の使用等）を講じます。</li><li>・敷地境界への植栽によって、音響設備の使用による周辺住宅地への影響の低減を図ります。</li></ul>

## 6.8.5 評価

### (1) 建設機械の稼働に伴う騒音

工事中の建設機械の稼働に伴う騒音レベル( $L_{A5}$ )は、建設機械の稼働に伴って生じる騒音が最も大きくなると考えられる令和8年9月において、北側工事敷地境界において最大64デシベルと予測し、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」である85デシベル以下となる結果になりました。

撤去中の本博覧会の建設機械の稼働に伴う騒音レベル( $L_{A5}$ )は、建設機械の稼働に伴って生じる騒音が最も大きくなると考えられる令和9年10月において、南側工事敷地境界において最大67デシベルと予測し、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」である85デシベル以下となる結果になりました。

同時期に工事が行われる土地区画整理事業及び公園整備事業を考慮した建設機械の稼働に伴う騒音レベル( $L_{A5}$ )は、建設機械の稼働に伴って生じる騒音が最も大きくなると考えられる令和8年9月において、東側工事敷地境界において最大64デシベルと予測し、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」である85デシベル以下となる結果になりました。

環境保全措置として、可能な限りの低騒音型建設機械の採用、工事内容に合わせた建設機械の設定、集中稼働の回避、工事関係者に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて、建設機械の使用時におけるアイドリングストップや高負荷運転の防止等の配慮の徹底、建設機械の点検・整備による性能維持を講じることで、より一層の低減を図ります。さらに、横浜市が行う土地区画整理事業及び公園整備事業の工事と工区や工事時間等を調整し、建設機械の稼働に伴う騒音をできるだけ低減させます。

以上のことから、環境保全目標「騒音規制法に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」である85デシベル以下とすること」を達成するものと評価します。



## (2) 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音

工事中について、工事用車両の走行台数が最大になると考えられる令和8年9月の道路交通騒音( $L_{Aeq}$ )は、工事用車両の主要走行ルート上において65.9~72.9デシベルであり、予測4地点のうち2地点(地点1、地点4)で環境基準以下になると予測します。環境基準を上回る2地点(地点2、地点3)について、工事用車両に起因する騒音レベルの増分は最大0.2デシベル(0.0~0.2デシベル)デシベルと予測します。

撤去中について、工事用車両の走行台数が最大になると考えられる令和9年10月の道路交通騒音( $L_{Aeq}$ )は、工事用車両の主要走行ルート上において64.0~68.9デシベルであり、予測4地点全てで環境基準以下になると予測します。

同時期に工事が行われる土地区画整理事業及び公園整備事業の影響を考慮した工事中(令和8年9月)の道路交通騒音( $L_{Aeq}$ )は、工事用車両の主要走行ルート上において65.9~73.0デシベルであり、予測4地点のうち1地点(地点1)で環境基準以下になると予測します。環境基準を上回る3地点(地点2、地点3、地点4)について、工事用車両に起因する騒音レベルの増分は最大0.3デシベル(0.0~0.3デシベル)と予測します。

環境保全措置として工事用車両の一極集中を回避するための計画的かつ効率的な運行計画の検討・実行、工事関係者に対するエコドライブ実施の指導を講じることで、可能な限り影響の低減を図ります。また、横浜市が行う土地区画整理事業及び公園整備事業の工事と工区や工事時間等を調整し、工事用車両の走行に伴う騒音をできるだけ低減させます。

以上のことから、環境保全目標「周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」を達成するものと評価します。

### (3) 関係車両の走行に伴う道路交通騒音

来場者のピーク時期（想定利用者数 10.5 万人）における、関係車両の走行に伴う将来交通量による道路交通騒音レベル（ $L_{Aeq}$ ）は、60.7～68.2 デシベルであり、予測 7 地点のうち 4 地点（地点 1、地点 2、地点 3、地点 4）では環境基準を下回り、あとの 3 地点（地点 5、地点 6、地点 7）では環境基準は超過するものの、これらの地点における本博覧会の関係車両に起因する騒音レベルの増分は最大 1.8 デシベル（0.5～1.8 デシベル）と予測します。

また、パークアンドライドによる会場周辺への自家用車の交通集中抑制のほか、搬出入車両の効率的な運行、エコドライブの周知徹底等を講じる等の取組みにより可能な限り影響の低減を図ります。

以上のことから、環境保全目標「周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」を達成するものと評価します。

### (4) 施設の供用に伴う騒音

本博覧会における音響施設の使用に伴う騒音レベルは、対象事業実施区域南側にある住宅団地（県営細谷戸ハイツ等）周辺の予測地点における等価騒音レベルは、ケース 1（標準的な行催事）では 52～53 デシベルであり、環境基準値を下回ると想定します（表 6.8-5(1)（p.6.8-11）に示す「騒音に係る環境基準」（昼間 55 デシベル、「A 及び B」の類型））。また、ケース 2（大規模な行催事）の場合は 62～63 デシベル程度になると予測されますが、距離による減衰の他に空気や地表面、障害物等による減衰効果も期待されること、大規模な行催事は開・閉会など、開催する頻度は少ないことから、周辺環境への影響は限定的であると考えられます。

また、行催事の運営においては、対象事業実施区域南側の住宅団地の隣接地における大音量の音響設備の使用を原則的に禁じること、音響設備の音量や稼働時間についての適切なルールを設定すること、屋外スピーカーを使用する際には隣接する住宅団地や市民の森方向への到達音を低減するための対策（指向性を有する音響機材の使用等）を講じること、大規模な行催事を開催する場合には事前に周辺住宅等に周知を図り、理解が得られるよう努めること、敷地境界への植栽によって音響設備の使用による周辺住宅地への影響の低減に努めること等の環境の保全のための措置を講じることで、可能な限り影響の低減を図ります。

以上のことから、環境保全目標「周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」を達成すると評価します。

## 6.9 振動



## 6.9 振動

本博覧会の実施により、工事中及び撤去中は建設機械の稼働及び工事用車両の走行、開催中は関係車両の走行が、周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれがあります。

このことから、本博覧会の工事中、開催中及び撤去中に生じる振動による影響を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

### 【建設機械の稼働に伴う振動（工事中及び撤去中）】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存資料（土地区画整理事業）における対象事業実施区域及びその周辺の一般環境振動レベル（<math>L_{10}</math>）は、平日昼間 26～31 デシベル、平日夜間 25 デシベル未満～27 デシベル、休日昼間 25 デシベル未満～28 デシベル、休日夜間 25 デシベル未満でした。</li> <li>既存資料（土地区画整理事業）における対象事業実施区域周辺の道路交通振動レベル（<math>L_{10}</math>）は、平日昼間 36～56 デシベル、平日夜間 25～54 デシベル、休日昼間 34～49 デシベル、休日夜間 25 デシベル未満～49 デシベルでした。</li> </ul>	p.6.9-8 ～6.9-14
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>振動規制法に基づく「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準」である 75 デシベル以下とすること。</li> </ul>	p.6.9-14
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事中の建設機械の稼働に伴う振動レベル（<math>L_{10}</math>）は、建設機械の稼働に伴って生じる振動が最も大きくなると考えられる令和 8 年 9 月において、北側工事敷地境界において最大 53 デシベルと予測します。</li> <li>撤去中の建設機械の稼働に伴う振動レベル（<math>L_{10}</math>）は、建設機械の稼働に伴って生じる振動が最も大きくなると考えられる令和 9 年 10 月において、南西側工事敷地境界において最大 49 デシベルと予測します。</li> <li>同時期に工事が行われる土地区画整理事業及び公園整備事業の影響を考慮した振動レベル（<math>L_{10}</math>）は、本博覧会の予測時期である令和 8 年 9 月において、南西側工事敷地境界において最大 56 デシベルと予測します。</li> </ul>	p.6.9-19 ～6.9-23
環境の保全のための措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>可能な限り最新の低振動型建設機械や低振動の工法を採用します。</li> <li>施工計画を十分に検討し、建設機械の集中稼働を回避します。</li> <li>工事関係者に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて建設機械のアイドルングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。</li> <li>建設機械の整備・点検を徹底して性能を維持します。</li> <li>横浜市が行う土地区画整理事業及び公園整備事業の工事と工期や工事時間等を調整し、建設機械の稼働に伴う振動をできるだけ低減させます。</li> </ul>	p.6.9-43
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「振動規制法に基づく「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準」である 75 デシベルとすること」を達成するものと評価します。</li> </ul>	p.6.9-44

注 1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【工事用車両の走行に伴う道路交通振動（工事中及び撤去中）】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存資料（土地区画整理事業）における対象事業実施区域及びその周辺の一般環境振動レベル（<math>L_{10}</math>）は、平日昼間 26～31 デシベル、平日夜間 25 デシベル未満～27 デシベル、休日昼間 25 デシベル未満～28 デシベル、休日夜間 25 デシベル未満でした。</li> <li>既存資料（土地区画整理事業）における対象事業実施区域周辺の道路交通振動レベル（<math>L_{10}</math>）は、平日昼間 36～56 デシベル、平日夜間 25～54 デシベル、休日昼間 34～49 デシベル、休日夜間 25 デシベル未満～49 デシベルでした。</li> </ul>	p.6.9-8 ～6.9-14
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。</li> </ul>	p.6.9-14
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事中について、本博覧会の工事用車両の走行台数が最大になると考えられる令和 8 年 9 月の道路交通振動レベル（<math>L_{10}</math>）は、工事用車両の主要走行ルート上において昼間で 47.7～58.1 デシベル、夜間で 45.2～55.9 デシベルであり、予測 4 地点全てで道路交通振動の要請限度を下回ると予測します。</li> <li>撤去中について、本博覧会の工事用車両の走行台数が最大になると考えられる令和 9 年 10 月の道路交通振動レベル（<math>L_{10}</math>）は、工事用車両の主要走行ルート上において昼間で 47.6～52.9 デシベル、夜間で 45.2～51.9 デシベルであり、予測 4 地点全てで道路交通振動の要請限度を下回ると予測します。</li> <li>同時期に工事が行われる土地区画整理事業及び公園整備事業の影響を考慮した振動レベル（<math>L_{10}</math>）は、工事用車両の主要走行ルート上において昼間で 47.7～58.2 デシベル、夜間で 45.3～55.9 デシベルであり、予測 4 地点全てで道路交通振動の要請限度を下回ると予測します。</li> </ul>	p.6.9-33 ～6.9-35
環境の保全のための措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事用車両が特定の日、または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理に努めます。</li> <li>工事関係者に対して、工事用車両のアイドリングストップの徹底、無用な空ぶかし、過積載や急発進・急加速等の高負荷運転をしない等のエコドライブに関する指導・教育を徹底します。また、渋滞が生じやすい道路や交差点について周知をし、出退勤時に配慮（時間差で出退勤等）を行うよう指導を実施します。</li> <li>工事用車両の整備・点検を徹底して性能を維持します。</li> <li>横浜市が行う土地区画整理事業及び公園整備事業の工事と工区や工事時間等を調整し、工事用車両の走行に伴う振動をできるだけ低減させます。</li> </ul>	p.6.9-43
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと」を達成するものと評価します。</li> </ul>	p.6.9-45

注 1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【関係車両の走行に伴う道路交通振動（開催中）】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存資料（土地区画整理事業）における対象事業実施区域及びその周辺の一般環境振動レベル（<math>L_{10}</math>）は、平日昼間 26～31 デシベル、平日夜間 25 デシベル未満～27 デシベル、休日昼間 25 デシベル未満～28 デシベル、休日夜間 25 デシベル未満でした。</li> <li>既存資料（土地区画整理事業）における対象事業実施区域周辺の道路交通振動レベル（<math>L_{10}</math>）は、平日昼間 36～56 デシベル、平日夜間 25～54 デシベル、休日昼間 34～49 デシベル、休日夜間 25 デシベル未満～49 デシベルでした。</li> </ul>	p.6.9-8 ～6.9-14
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。</li> </ul>	p.6.9-14
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>来場者の利用ピーク時期（想定利用者数 10.5 万人）の道路交通振動レベル（<math>L_{10}</math>）は、関係車両の走行ルート上において、昼間で 43.8～50.3 デシベル、夜間で 44.1～50.1 デシベルであり、予測 7 地点全てで道路交通振動の要請限度を下回ると予測します。</li> <li>開催中に行われる土地区画整理事業の工事の影響を考慮した振動レベルは、土地区画整理事業の工事用車両の走行に伴う交通量の増加がわずかであるため<sup>注2</sup>、各地点の振動レベルへの影響は小さいと考えます。</li> </ul>	p.6.9-42
環境の保全のための措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共交通機関の利用促進を図るとともに、パークアンドライドの導入、駐車場の事前予約の導入等により、会場周辺への交通集中を抑制し、来場車両による負荷を低減します。</li> <li>輸送車両（シャトルバス等）や搬出入車両は、効率的な運行を行うとともに、エコドライブを徹底します。また、輸送車両には環境配慮型車両（電気バス）を一部導入します。</li> <li>自家用車での来場者に対しては、エコドライブの徹底や、環境配慮型車両（EV、FCV 等）での来場を促します。</li> </ul>	p.6.9-43
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと」を達成するものと評価します。</li> </ul>	p.6.9-45

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

注2：開催中における予測地点のうち、他事業の工事用車両の走行ルート上にある予測地点（地点1～4）の関係車両の走行台数は3,112～11,327台/日に対して、他事業の工事用車両走行台数は最大18台/日です。

## 6.9.1 調査

### (1) 調査項目

調査項目は、以下の内容としました。

振動の状況（一般環境振動、道路交通振動）

地盤の状況（道路卓越振動数）

地形、工作物の状況

土地利用の状況

振動の主要な発生源の状況（主要発生源の状況、自動車交通量等の状況）

関係法令、計画等

### (2) 調査地域・地点

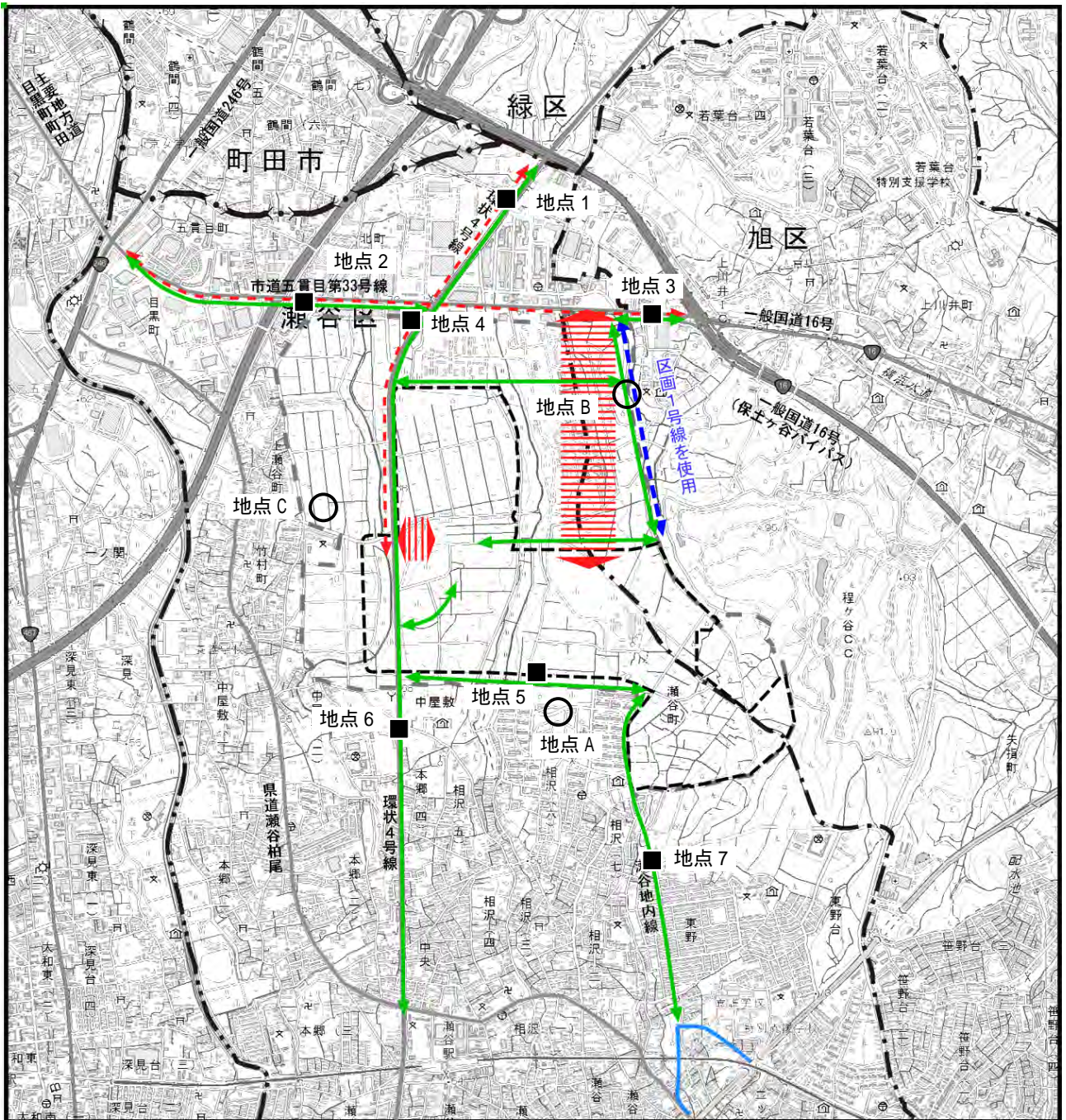
既存資料調査は、対象事業実施区域及びその周辺としました。

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の調査地点は、表 6.9-1 及び図 6.9-1 に示すとおりです。一般環境振動は対象事業実施区域周辺の3地点（地点A、地点B、地点C）、道路交通振動、地盤卓越振動数及び自動車交通量調査は、工事用車両及び関係車両の走行ルートとして想定される道路沿道の7地点（地点1～7）とされています。

表 6.9-1 既存資料（土地区画整理事業）における現地調査地点

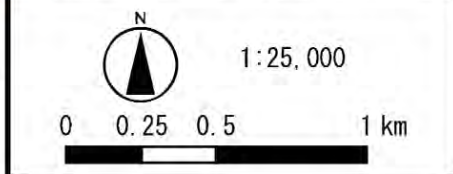
項目	調査地点	所在地・路線
一般環境振動	地点A	瀬谷区瀬谷町
	地点B	旭区上川井町
	地点C	瀬谷区瀬谷町
道路交通振動、交通量	地点1	環状4号線
	地点2	市道五貫目第33号線（八王子街道）
	地点3	市道五貫目第33号線（八王子街道）
	地点4	環状4号線
	地点5	深見第228号線
	地点6	環状4号線
	地点7	瀬谷地内線





凡例

- 対象事業実施区域
- 土地区画整理事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- ←- - -> 工事用車両の走行ルート（工事中・撤去中）
- ||||| 工事用車両の専用出入口（工事中）
- ←- - -> 工事用車両の走行ルート（撤去中）
- ↔ 関係車両走行ルート（開催中）
- 整備計画中の道路



調査地点（一般環境騒音・振動）  
 調査地点（道路交通騒音・振動）

注1：工事用車両の専用出入口の詳細な位置・線形については、現時点で未定。  
 注2：方法書の時点から地点記号を一部変更しています。

図 6.9-1 既存資料（土地区画整理事業）における振動の調査地点図

### (3) 調査時期

既存資料調査は、入手可能な最新の文献を収集・整理しました。

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の調査時期は、表 6.9-2 に示すとおり、平日及び休日に実施されています。

表 6.9-2 既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の調査時期

調査項目	調査地点	調査時期
振動レベル	地点 A、B、C、 地点 1～7	平日：令和 2 年 10 月 27 日(火)10:00 ～令和 2 年 10 月 28 日(水)10:00 休日：令和 2 年 10 月 24 日(土)20:00 ～令和 2 年 10 月 25 日(日)20:00
地盤卓越 振動数	地点 1～3、5～7	令和元年 11 月 7 日(木)6:00～22:00
	地点 4	令和 2 年 10 月 25 日(日)6:00～22:00

### (4) 調査方法

振動の状況（一般環境振動、道路交通振動）

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の測定方法は表 6.9-3(1)に示すとおり、「振動レベル測定方法」(JIS Z 8735)に定める方法に準拠して実施されています。

また、調査に使用された機器は表 6.9-3(2)に示すとおりです。

表 6.9-3(1) 既存資料（土地区画整理事業）における調査方法（振動の状況）

項目	方法
振動レベル	計量法第 71 条の条件に合格した「振動レベル計」を使用して JIS Z 8735「振動レベルの測定法」に準拠し測定しました。 測定機器については、ピックアップを地表面に設置し、振動レベル計振動感覚補正回路を鉛直振動特性に設定し、鉛直方向について 24 時間の連続測定としました。

表 6.9-3(2) 既存資料（土地区画整理事業）における使用測定機器

測定項目	機器名	メーカー	型式	測定範囲
振動レベル 地盤卓越振動数	振動レベル計	リオン（株）	VM-53A	周波数範囲：1～80Hz レベル範囲： VL：25～120 デシベル（振動レベル） VAL：30～120 デシベル （振動加速度レベル）

地盤の状況（道路卓越振動数）

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の調査方法は表 6.9-4 に示すとおり、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成 25 年 3 月）に基づき、地盤卓越振動数が測定されています。

表 6.9-4 既存資料（土地区画整理事業）における調査方法（地盤の状況）

項目	方法
地盤卓越振動数	計量法第 71 条の条件に合格した「振動レベル計」をデータレコーダに接続し、大型車の単独走行 10 台の振動加速度レベルを収録し、室内で周波数分析を行いました。

#### 地形、工作物の状況

調査方法は、「第 6 章 6.7 大気質 6.7.1 (4) 地形、工作物の状況」(p.6.7-9 参照)と同様としました。

#### 土地利用の状況

調査方法は、「第 6 章 6.7 大気質 6.7.1 (4) 土地利用の状況」(p.6.7-10 参照)と同様としました。

#### 振動の主要な発生源の状況（主要発生源の状況、自動車交通量等の状況）

##### ア．既存資料調査

既存資料の収集・整理により、対象事業実施区域及びその周辺の状況を把握することとしました。

##### イ．既存資料（土地区画整理事業）調査

既存資料（土地区画整理事業）における自動車断面交通量の調査方法は「第 6 章 6.7 大気質 6.7.1 (4) 大気汚染物質の主要な発生源の状況」(p.6.7-10 参照)と同様としました。

#### 関係法令、計画等

下記法令等の内容を整理しました。

- ・「振動規制法」
- ・「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」
- ・「横浜市生活環境の保全等に関する条例」
- ・「横浜市環境管理計画」
- ・「生活環境保全推進ガイドライン」

(5) 調査結果

振動の状況（一般環境振動、道路交通振動）

既存資料（土地区画整理事業）における一般環境振動及び道路交通振動の測定結果は、表 6.9-5 に示すとおりです。対象事業実施区域及びその周辺の一般環境振動（L<sub>10</sub>）は、平日の昼間が 26～31 デシベル、夜間が 25 デシベル未満～27 デシベル、休日の昼間が 25 デシベル未満～28 デシベル、夜間が 25 デシベル未満とされています。なお、環境基準はありませんが、全地点の平日及び休日は、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」における事業所において発生する許容限度を下回りました。

対象事業実施区域周辺の道路交通振動（L<sub>10</sub>）は、平日の昼間が 36～56 デシベル、夜間が 25～54 デシベル、休日の昼間が 34～49 デシベル、夜間が 25 デシベル未満～49 デシベルとされています。全地点の昼間及び夜間は要請限度を下回っていました。

表 6.9-5(1) 測定結果（一般環境振動）

単位：デシベル

調査地点	用途地域	区域区分 <sup>注1</sup>	区分	時間帯 <sup>注2</sup>	L <sub>10</sub>	許容限度との適合 <sup>注3</sup>	許容限度 <sup>注3</sup>
地点 A	第一種中高層住居専用地域	第 1 種	平日	昼間	26		60
			休日	昼間	28		
地点 B	市街化調整区域	第 1 種	平日	昼間	30		60
			休日	昼間	<25		
地点 C	市街化調整区域	第 1 種	平日	昼間	31		60
			休日	昼間	28		
地点 A	第一種中高層住居専用地域	第 1 種	平日	夜間	<25		55
			休日	夜間	<25		
地点 B	市街化調整区域	第 1 種	平日	夜間	27		55
			休日	夜間	<25		
地点 C	市街化調整区域	第 1 種	平日	夜間	<25		55
			休日	夜間	<25		

注 1：区域区分は、以下に示すとおりです。

【第 1 種区域】第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域として定められた区域以外の区域

【第 2 種区域】近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注 2：時間帯区分は、振動規制法に基づく区分です（昼間 8～19 時、夜間 19～8 時）。

注 3：「許容限度との適合」の記号は次のとおり。「許容限度」は、「横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則」に定められる、事業所において発生する振動の許容限度です。

「 」…許容限度以下、「×」…許容限度を上回る

注 4：「<25」は 25 デシベル未満を示します。

表 6.9-5(2) 測定結果 (道路交通振動)

単位：デシベル

調査地点	用途地域	区域区分 <sup>注1</sup>	区分	時間帯 <sup>注2</sup>	L <sub>10</sub>	要請限度との適合 <sup>注3</sup>	要請限度 <sup>注3</sup>
地点1	近隣商業地域	第2種	平日	昼間	46	○	70
			休日	昼間	38	○	
地点2	準工業地域	第2種	平日	昼間	46	○	70
			休日	昼間	40	○	
地点3	準工業地域	第2種	平日	昼間	56	○	70
			休日	昼間	49	○	
地点4	市街化調整区域	第1種	平日	昼間	43	○	65
			休日	昼間	37	○	
地点5	第一種中高層住居専用地域	第1種	平日	昼間	51	○	65
			休日	昼間	49	○	
地点6	準住居地域	第1種	平日	昼間	48	○	65
			休日	昼間	42	○	
地点7	第一種低層住居専用地域	第1種	平日	昼間	36	○	65
			休日	昼間	34	○	
地点1	近隣商業地域	第2種	平日	夜間	40	○	65
			休日	夜間	37	○	
地点2	準工業地域	第2種	平日	夜間	45	○	65
			休日	夜間	40	○	
地点3	準工業地域	第2種	平日	夜間	54	○	65
			休日	夜間	49	○	
地点4	市街化調整区域	第1種	平日	夜間	40	○	60
			休日	夜間	36	○	
地点5	第一種中高層住居専用地域	第1種	平日	夜間	41	○	60
			休日	夜間	40	○	
地点6	準住居地域	第1種	平日	夜間	41	○	60
			休日	夜間	38	○	
地点7	第一種低層住居専用地域	第1種	平日	夜間	25	○	60
			休日	夜間	<25	○	

注1：区域区分は以下に示すとおりです。

【第1種区域】第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域として定められた区域以外の区域

【第2種区域】近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注2：時間区分は、振動規制法に基づく区分です（昼間8～19時、夜間19～8時）。

注3：「要請限度との適合」の記号は次のとおり。「要請限度」は、振動規制法で定められる道路交通振動の要請限度です。

「○」...要請限度以下、「×」...要請限度を上回る

注4：「&lt;25」は25デシベル未満を示します。

#### 地盤の状況（道路卓越振動数）

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査地点における地盤卓越振動数(振動加速度レベルが最大を示す中心周波数の平均値)の調査結果は、表 6.9-6 に示すとおりです。地盤卓越振動数は 14.4～25.0Hz とされています。

表 6.9-6 測定結果（地盤卓越振動数）

調査地点	中心周波数帯（Hz）
地点 1	19.9
地点 2	25.0
地点 3	14.4
地点 4	17.2
地点 5	17.3
地点 6	16.5
地点 7	22.4

#### 地形、工作物の状況

「第 6 章 6.7 大気質 6.7.1 (5) 地形、工作物の状況」(p.6.7-23 参照) に示すとおりです。

#### 土地利用の状況

「第 6 章 6.7 大気質 6.7.1 (5) 土地利用の状況」(p.6.7-23 参照) に示すとおりです。

振動の主要発生源の状況（主要発生源の状況、自動車交通量等の状況）

対象事業実施区域及びその周辺における主要な振動の発生源としては、対象事業実施区域の北西を通る東名高速道路、対象事業実施区域の北東を通る一般国道 16 号（保土ヶ谷バイパス）、対象事業実施区域の北側を通る市道五貫目第 33 号線（八王子街道）、対象事業実施区域内を南北に通る環状 4 号線、対象事業実施区域の南側を通る県道瀬谷柏尾を走行する自動車等があげられます。

現地調査による自動車断面交通量の状況は、「第 6 章 6.7 大気質 (5) 大気汚染物質の主要な発生源の状況」(p.6.7-24 参照) に示すとおりです。

関係法令、計画等

ア. 「振動規制法」(昭和 51 年 6 月 法律第 64 号)

道路交通振動の要請限度は、表 6.9-7(1)に示すとおり、「振動規制法」に基づく「振動規制法施行規則」(昭和 51 年 11 月 総理府令 58 号)により定められています。

なお、対象事業実施区域の北区間と南区間の大部分は第 1 種区域、対象事業実施区域の南区間の一部は第 2 種区域となります。

また、同法に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準は、表 6.9-7(2)に示すとおりです。

表 6.9-7(1) 道路交通振動に係る要請限度

	昼間 午前 8 時から 午後 7 時まで	夜間 午後 7 時から 午前 8 時まで
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

注 1:【第 1 種区域】第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域として定められた区域以外の区域  
【第 2 種区域】近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

表 6.9-7(2) 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

特定建設作業	1 くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く） くい抜機（油圧式くい抜機を除く）又はくい打くい抜機（圧入式くい打ちくい抜機を除く）を使用する作業 2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3 舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る） 4 ブレーカー（手持式のを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）							
基準値	75 デシベル以下							
作業時間	：19時～7時の時間内でないこと、：22時～6時の時間内でないこと							
1日あたりの作業時間	：10時間/日を超えないこと、：14時間/日を超えないこと							
作業日数	連続6日を超えないこと							
作業日	日曜日その他の休日でないこと							
・振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。 ・振動の測定方法は、次のとおりとする。 1 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。 (1) 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所 (2) 傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所 (3) 温度、電気、磁気等の外周条件の影響を受けない場所 2 振動の影響の補正は、次のとおりとする。 測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動(当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。)の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに同表の下欄に掲げる補正值を減ずるものとする。								
指示値の差		3 デシベル	4 デシベル	5 デシベル	6 デシベル	7 デシベル	8 デシベル	9 デシベル
補正值		3 デシベル	2 デシベル		1 デシベル			
・振動レベルの決定は、次のとおりとする。 (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。 (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。 (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジの上端の数値とする。								

注1： ...第1号区域

- ・住居系地域・近隣商業・商業地域・準工業地域・市街化調整区域の全域
- ・工業地域のうち次に掲げる施設の敷地の境界線から80メートルまでの区域  
 (ア) 学校 (イ) 保育所 (ウ) 病院及び診療所  
 (エ) 図書館 (オ) 特別養護老人ホーム (カ) 幼保連携型認定こども園

...第2号区域

- ・工業地域のうち1号区域以外の区域

注2： 建設振動が基準値を超え、周辺の生活環境が著しく損なわれると認められる時は、1日における作業時間を、第1号区域においては10時間未満4時間以上、第2号区域においては14時間未満4時間以上の間において短縮させることができます。



イ．「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」(平成7年3月 条例第17号)

この条例は、環境の保全及び創造について、横浜市、事業者及び市民が一体となって取り組むための基本理念を定め、横浜市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することが目的とされています。

横浜市は、市域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境の保全及び創造に関する施策を策定し実施する責務を有するほか、自らの施策の実施に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市民の健康又は生活環境の保全のため、公害の防止や環境の保全上の支障を防止するために必要な措置を講じなければならないことを定めています。

ウ．「横浜市生活環境の保全等に関する条例」(平成14年12月 横浜市条例第58号)

この条例は、事業所の設置についての規制、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置その他の環境への負荷の低減を図るために必要な事項を定めることにより、現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活環境を保全することを目的としています。

条例では、事業所において発生する振動の許容限度は表 6.9-8 に示すとおり定められています。

表 6.9-8 事業所において発生する振動の許容限度（振動の規制基準）

	午前8時から午後7時まで	午後11時から午前6時まで
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	60 デシベル	55 デシベル
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	60 デシベル	55 デシベル
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65 デシベル	60 デシベル
工業地域	70 デシベル	60 デシベル
工業専用地域	70 デシベル	65 デシベル
その他の地域	60 デシベル	55 デシベル

注1:振動の測定地点は、事業所の敷地境界線上の地点としました。ただし、主として騒音又は振動の公害の防止のための工場集団化計画に基づいて造成された工場団地であって市長が指定するものについては、当該工場団地の全体の敷地境界線上の地点としました。

注2:振動レベルの決定は、次のとおりです。

- (1)測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値
- (2)測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均
- (3)測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔で100個又はこれらに準ずる間隔及び個数の測定値の80%レンジの上端の数値

注3:この規制基準は、建設工事に伴って発生する振動については、適用しません。

資料:「横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則」(横浜市 平成15年3月)

エ．「横浜市環境管理計画」(横浜市 平成 30 年 11 月)

「横浜市環境管理計画」は、環境に関する横浜市の計画・指針等を束ねる総合計画として策定されています。様々な面での環境に対する目標や取組等がまとめられています。

振動の保全に関しては、表 6.9-9 に示す環境目標が掲げられています。

表 6.9-9 「横浜市環境管理計画」における環境目標等

2025 年度までの環境目標	音やにおいなどの環境が改善され、市民生活の快適性が向上している。
達成状況の目安となる環境の状況(振動)	環境基準の達成率の向上及び継続的な達成 市民の生活環境に関する満足度の向上

オ．「生活環境保全推進ガイドライン」(横浜市環境創造局 平成 31 年 3 月)

このガイドラインは、横浜の環境の総合計画である「横浜市環境管理計画」の生活環境の目標達成に向けて、市民・事業者の生活環境への理解を促進するため、横浜市が実施する具体的な取組や方針が示されています。

ガイドラインの中でまとめられている振動に関する目標等は、表 6.9-10 に示すとおりです。

表 6.9-10 「生活環境保全推進ガイドライン」における環境目標等

目指す姿		安全安心で快適な生活環境の保全
音環境の保全	2025 年度までの環境目標	騒音や振動の環境が改善され、市民生活の快適性が向上しています。
	達成の目安となる環境の状況	環境基準の達成率の向上及び継続的な達成 市民の生活環境に関する満足度の向上

## 6.9.2 環境保全目標の設定

振動に係る環境保全目標は、表 6.9-11 に示すとおり設定しました。

表 6.9-11 環境保全目標(振動)

区分	環境保全目標
【工事中・撤去中】 建設機械の稼働	振動規制法に基づく「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準」である 75 デシベル以下とすること。
【工事中・撤去中】 工事用車両の走行	周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。
【開催中】 関係車両の走行	周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。

### 6.9.3 予測

#### (1) 建設機械の稼働に伴う振動

##### 予測項目

予測項目は、建設機械の稼働に伴う振動としました。

##### 予測地域・地点

予測地域は、建設機械の稼働に伴い、振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域としました。

予測地点は、振動に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、建設機械が稼働する区域及び仮囲いの範囲を踏まえた敷地の境界線とするほか、等振動線図を作成しました。

予測高さは、地表面としました。

##### 予測時期

予測時期は、対象事業実施区域境界において建設機械の稼働に伴う振動による影響が大きくなると考えられる時期とし、建設機械の稼働台数等から、工事中は令和8年9月、撤去中は令和9年10月としました。

また、同時期に工事が行われる土地区画整理事業及び公園整備事業の影響を考慮した予測も行いました。工事中は、他事業の建設機械の稼働が一定程度見込まれ、累積的な影響が生じる可能性があります。撤去中は、工事中同様に建設機械の稼働が見込まれますが、本博覧会と他事業の建設機械の稼働台数の合算値は工事中より小さく、他事業の対象事業実施区域を予測敷地境界とした場合の影響の程度は、他事業を考慮した工事中を上回ることはないかと推測されます。以上のことから、累積的な影響の予測時期は、工事中のみとしました。工事中の予測時期は、本博覧会単体の予測時期と同じとしました。

予測時期の設定根拠は資料編(p.資 1.7-1~4 参照)に示すとおりです。

表 6.9-12 建設機械の稼働に伴う振動の予測時期

対象事業	予測時期	主な工種
本博覧会	令和8年9月	植栽工、設備工、園路広場工、施設整備工、出展整備工
土地区画整理事業	令和8年9月 (45 か月目 <sup>注</sup> )	土工事、調整池工事、擁壁工事、下水道工事
公園整備事業	令和8年9月 (36 か月目 <sup>注</sup> )	植栽工、建築

注：他事業については、下記の公開されている環境影響評価図書等により「か月目」と年月の対応を整理しました。

「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価書」(令和4年1月、横浜市)及び「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価事後調査計画書(工事中その1)」(令和5年3月横浜市)

「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価準備書」(令和5年3月、横浜市)

## 予測方法

### ア．予測手順及び方法

予測手順は、図 6.9-2 に示すとおりです。

建設機械の稼働に伴う振動には、点振動源の伝搬理論式を用いて、複数振動源による振動レベルを合成することにより予測しました。

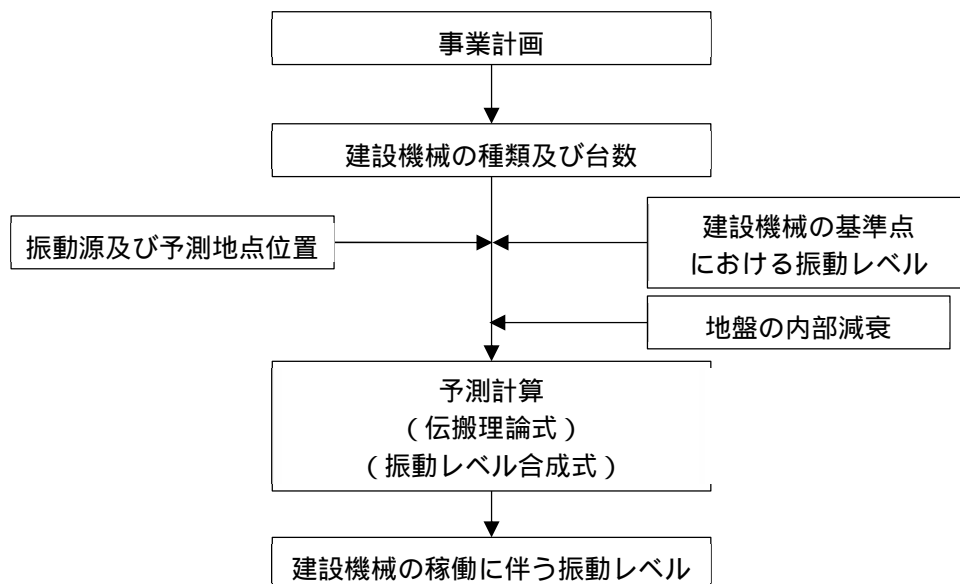


図 6.9-2 予測手順（建設機械の稼働に伴う振動）

### イ．予測式

建設機械の稼働に伴う振動の予測式は、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土技術政策総合研究所資料 第 714 号、土木研究所資料 第 4254 号 平成 25 年 3 月）に示されている予測式を用いました。

#### A 点振動源の伝搬理論式

$$L(r) = L(r_0) - 15\log_{10}\left(\frac{r}{r_0}\right) - 8.68\alpha(r - r_0)$$

$L(r)$  : 振動源から  $r$  [m] 地点（予測点）の振動レベル（デシベル）

$L(r_0)$  : 振動源から  $r_0$  [m] 地点（基準点）の振動レベル（デシベル）

$r$  : 振動源から予測点までの距離（m）

$r_0$  : 振動源から基準点までの距離（m）

$\alpha$  : 内部減衰定数（0.01）

#### B 複数振動源による振動レベルの合成式

$$L = 10\log_{10}(10^{L_1} + 10^{L_2/10} + \dots + 10^{L_n/10})$$

$L$  : 合成振動レベル（デシベル）

$L_1, L_2, \dots, L_n$  : 各建設機械からの振動レベル（デシベル）

予測条件

ア．建設機械の種類及び台数

予測対象時点における建設機械の種類及び台数は、表 6.9-13 に示すとおりです。

振動源として設定したこれらの建設機械が全て同時に稼働することは少ないと考えられますが、全てが同時に稼働すると設定しました。

表 6.9-13(2) 建設機械の種類及び台数（工事中）

対象事業	建設機械の種類	規格	台数 (台/日)
本博覧会	アスファルトフィニッシャー	2.3～6.0m	4
	タイヤローラー	8～20t	5
	ダンプトラック	10t	16
	ダンプトラック	4t	11
	トラッククレーン	4.9t 吊	31
	トラッククレーン	10t 吊	16
	ダンプトラック	10t_場外運搬含む	26
	ダンプトラック	4t_場外運搬含む	1
	バックホウ	0.09m <sup>3</sup>	4
	バックホウ	0.13m <sup>3</sup>	2
	バックホウ	0.28m <sup>3</sup>	43
	バックホウ	0.45m <sup>3</sup>	7
	バックホウ	0.8m <sup>3</sup>	8
	マカダムローラー	10t	5
	モーターグレーダー	-	5
	ラフタークレーン	16t 吊	12
	ラフタークレーン	25t 吊	11
	ラフタークレーン	50t 吊	9
	振動ローラ	3～4t	4
	計		220
土地区画 整理事業	バックホウ	平積 1.0m <sup>3</sup>	6
	ブルドーザー	32t	6
	ダンプトラック	10t	39
	計		51
公園整備 事業	トラッククレーン	10t	36
	ラフタークレーン	16t 吊	7
	ラフタークレーン	25t 吊	1
	計		44
計		315	

表 6.9-13(2) 建設機械の種類及び台数（撤去中）

対象事業	建設機械の種類	規格	台数 (台/日)
本博覧会	大型プレーカー	1.3t	10
	バックホウ	0.45m <sup>3</sup>	10
	トラッククレーン	4.9t 吊	5
	ダンプトラック	10t	15
	ラフタークレーン	25t	42
	計		82

イ．建設機械の配置

建設機械の配置や稼働時間帯は「6.8 騒音」と同じとしました。

ウ．建設機械の振動レベル

建設機械の振動レベルは、表 6.9-14 に示すとおりです。

表 6.9-14(1) 建設機械の基準点での振動レベル(工事中)

対象事業	建設機械の種類	規格	振動レベル (デシベル)	機側距離 (m)	出典 資料
本博覧会	アスファルトフィニッシャー	2.3~6.0m	55	5	
	タイヤローラー	8~20t	55	7	
	ダンプトラック	10t	56	5	
	ダンプトラック	4t	56	5	
	トラッククレーン	4.9t 吊	52	5	
	トラッククレーン	10t 吊	52	5	
	ダンプトラック	10t_場外運搬含む	56	5	
	ダンプトラック	4t_場外運搬含む	56	5	
	バックホウ	0.09m <sup>3</sup>	66	5	
	バックホウ	0.13m <sup>3</sup>	66	5	
	バックホウ	0.28m <sup>3</sup>	66	5	
	バックホウ	0.45m <sup>3</sup>	66	5	
	バックホウ	0.8m <sup>3</sup>	66	5	
	マカダムローラー	10t	61	7	
	モーターグレーダー	-	54	7	
	ラフタークレーン	16t 吊	52	5	
	ラフタークレーン	25t 吊	52	5	
	ラフタークレーン	50t 吊	52	5	
振動ローラ	3~4t	61	5		
土地区画 整理事業	バックホウ	平積 1.0m <sup>3</sup>	55	15	
	ブルドーザー	32t	75	5	
	ダンプトラック	10t	62	5	
公園整備 事業	トラッククレーン	10t	52	5	
	ラフタークレーン	16t 吊	52	5	
	ラフタークレーン	25t 吊	52	5	

注：振動レベルは、下記出典 を参考に設定。

「建設工事に伴う騒音・振動の分析結果」(平成 22 年、東京都土木技術支援・人材育成センター年報)

「建設工事に伴う振動対策ハンドブック第 3 版」(平成 13 年 2 月、社団法人日本建設機械化協会)

「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成 13 年 国土交通省)

表 6.9-14(2) 建設機械の基準点での振動レベル(撤去中)

対象事業	建設機械の種類	規格	振動レベル (デシベル)	機側距離 (m)	出典 資料
本博覧会	大型プレーカー	1.3t	67	10	
	バックホウ	0.45m <sup>3</sup>	66	5	
	トラッククレーン	4.9t 吊	52	5	
	ダンプトラック	10t	56	5	
	ラフタークレーン	25t	52	5	

注：振動レベルの出典は工事中(表 6.9-14)に同じ。

## 予測結果

### ア．本博覧会の予測結果

建設機械の稼働に伴う振動の予測結果は、工事中について表 6.9-15 及び図 6.9-3、撤去中について表 6.9-16 及び図 6.9-4 に示すとおりです。

工事中について、建設機械の稼働に伴って生じる振動が最も大きくなると考えられる令和 8 年 9 月における振動レベルの最大値は、北側工事敷地境界で 53 デシベルと予測します。

撤去中について、建設機械の稼働に伴って生じる振動が最も大きくなると考えられる令和 9 年 10 月における振動レベルの最大値は、南西側工事敷地境界で 49 デシベルと予測します。

表 6.9-15 建設機械の稼働に伴う振動の予測結果（工事中：本博覧会のみ）

単位：デシベル

予測時期	振動レベル 最大地点	振動レベル（L <sub>10</sub> ） 最大値
令和 8 年 9 月	北側工事敷地境界	53

表 6.9-16 建設機械の稼働に伴う振動の予測結果（撤去中：本博覧会のみ）

単位：デシベル

予測時期	振動レベル 最大地点	振動レベル（L <sub>10</sub> ） 最大値
令和 9 年 10 月	南西側工事敷地境界	49

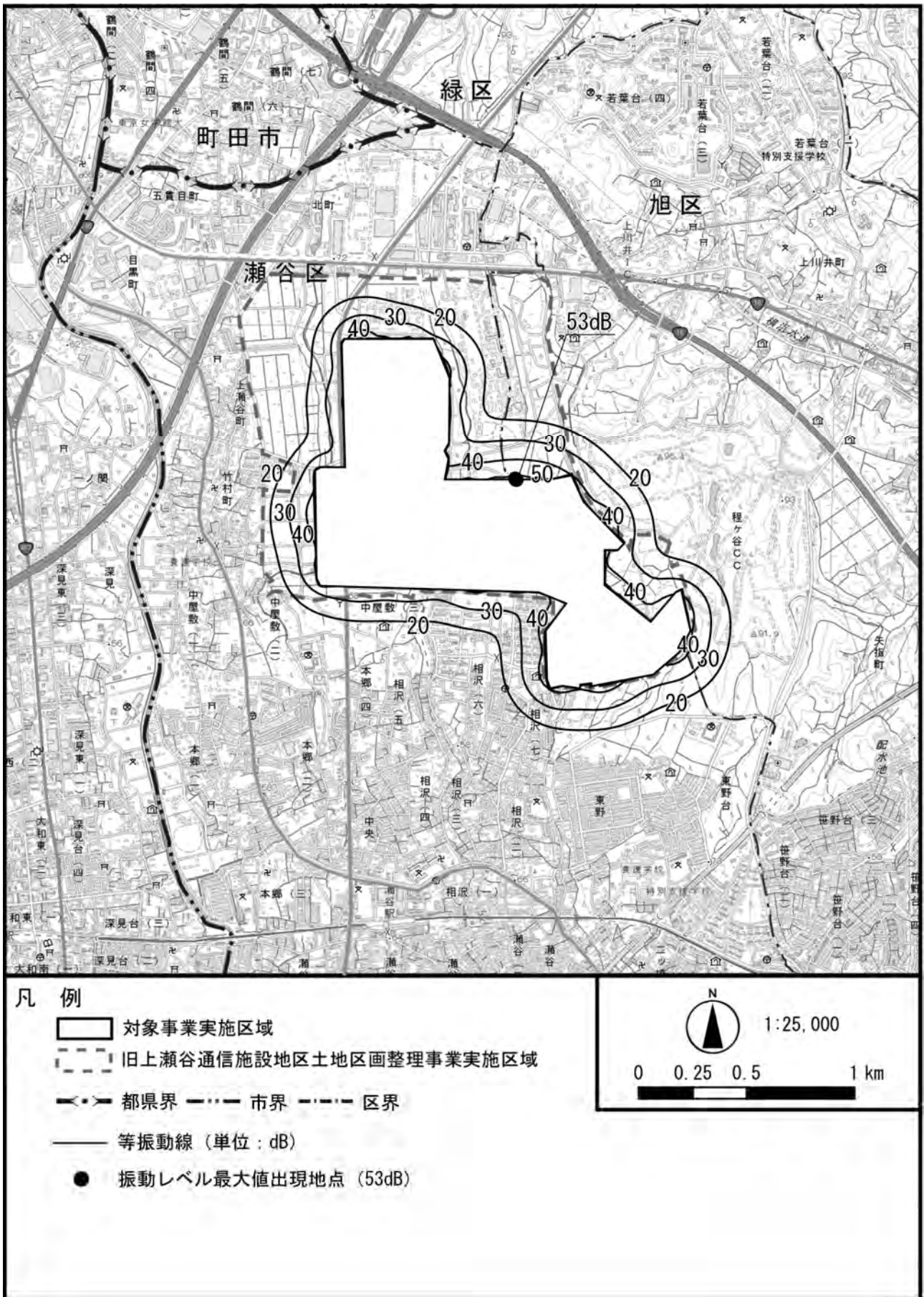


図 6.9-3 建設機械の稼働に伴う振動の予測結果 (工事中: 本博覧会のみ)





図 6.9-4 建設機械の稼働に伴う振動の予測結果 (撤去中: 本博覧会のみ)

イ．他事業を考慮した予測結果

他事業を考慮した建設機械の稼働に伴う振動の予測結果は、表 6.9-17 及び図 6.9-5 に示すとおりです。

建設機械の稼働に伴って生じる振動が最も大きくなると考えられる令和 8 年 9 月において、振動レベル ( $L_{10}$ ) の最大値は、南西側工事敷地境界において 56 デシベルと予測します。

表 6.9-17 建設機械の稼働に伴う振動の予測結果（他事業を考慮した予測）

単位：デシベル

予測時期	振動レベル 最大地点	振動レベル ( $L_{10}$ ) 最大値
令和 8 年 9 月 (本博覧会のみ の予測時期 と同じ)	南西側工事敷地境界	56



図 6.9-5 建設機械の稼働に伴う振動予測結果 (他事業を考慮した予測)

## (2) 工事用車両の走行に伴う道路交通振動

### 予測項目

予測項目は、工事用車両の走行により生じる道路交通振動としました。

### 予測地域・地点

予測地域は、対象事業実施区域周辺としました。

予測地点は、工事用車両の主要運行ルートとなる道路の沿道として、道路交通振動及び自動車断面交通量の現地調査地点1~4としました(表 6.9-18、前掲図 6.9-1 (p.6.9-5) 参照)。

また、予測位置は道路端とし、予測高さは地表面としました。

表 6.9-18 工事用車両の走行に伴う振動の予測地点

予測地点	道路名
地点 1	環状 4 号線
地点 2	市道五貫目第 33 号線 (八王子街道)
地点 3	市道五貫目第 33 号線 (八王子街道)
地点 4	環状 4 号線

### 予測時期

予測対象時期は、対象事業実施区域周辺において、工事用車両の走行台数が最大になると考えられる時期とし、工事中は令和 8 年 9 月、撤去中は令和 9 年 10 月としました。

また、同時期に工事が行われる土地区画整理事業及び公園整備事業の影響を考慮した予測も行いました。工事中は、他事業の工事用車両の走行が一定程度見込まれ、他事業との累積的な影響が生じる可能性があります。撤去中は、他事業の工事用車両の走行台数が本博覧会と比較して少なく、他事業による影響は小さいものと考えられます。以上のことから、他事業を考慮した累積的な影響の予測時期は、工事中のみとしました。工事中の予測時期は、本博覧会単体の予測時期と同じとしました。

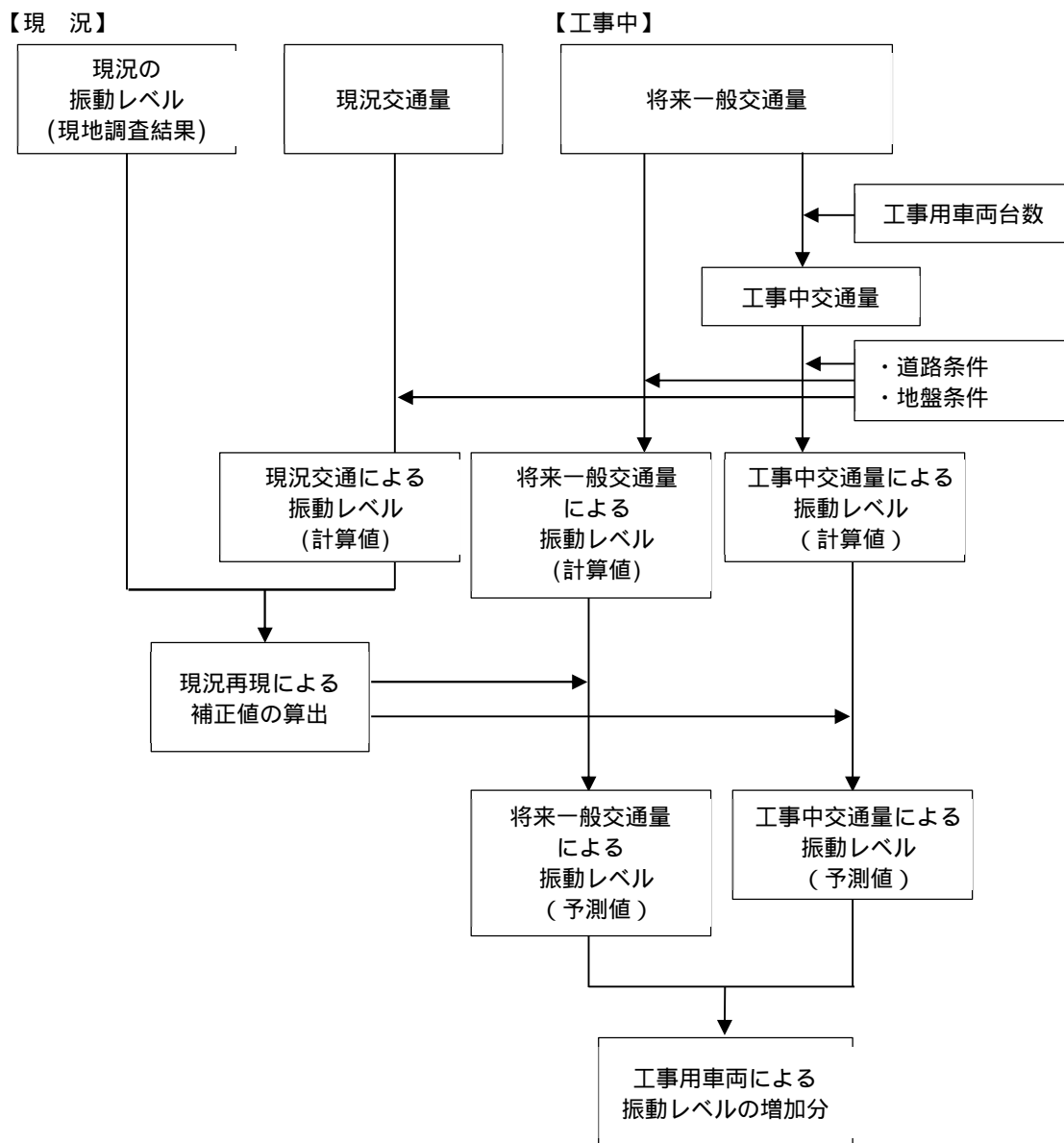
予測時期の設定根拠は資料編(p.資 1.7-1~4 参照)に示すとおりです。

## 予測方法

### ア．予測手順及び方法

予測手順は、図 6.9-6 に示すとおりです。

なお、工事中の地点 4、撤去中の地点 2、地点 3、地点 4 の予測においては、車線構造が現況より変わることから（後述「イ．道路条件」(p.6.9-30) 参照）将来一般交通量、工事中交通量による振動レベルの計算値を表記する（現況値による補正なし）こととしました。



注：撤去中の予測手順は「工事中」を「撤去中」に読み替えるものとします。

図 6.9-6 予測手順（工事用車両の走行に伴う道路交通振動）

イ．予測式

工事用車両の走行に伴う振動の予測式は、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土技術政策総合研究所資料 第 714 号、土木研究所資料 第 4254 号 平成 25 年 3 月）に示されている予測式を用いました。

$$L_{10} = L_{10}^* - \alpha_l$$

$$L_{10}^* = a \log_{10}(\log_{10} Q^*) + b \log_{10} V + c \log_{10} M + d + \alpha_\sigma + \alpha_f + \alpha_s$$

- $L_{10}$  : 振動レベルの 80%レンジ上端値（デシベル）
- $L_{10}^*$  : 基準点における振動レベルの 80%レンジ上端値の予測値（デシベル）
- $Q^*$  : 500 秒間の 1 車線当たり等価交通量（台/500 秒/車線）  

$$\frac{500}{3,600} \times \frac{1}{M} \times (Q_1 + KQ_2)$$
- $Q_1$  : 小型車類時間交通量（台/時）
- $Q_2$  : 大型車類時間交通量（台/時）
- $K$  : 大型車の小型車への換算係数
- $V$  : 平均走行速度（km/時）
- $M$  : 上下車線合計の車線数
- $\alpha_\sigma$  : 路面の平坦性等による補正值（デシベル）
- $\alpha_f$  : 地盤卓越振動数による補正值（デシベル）
- $\alpha_s$  : 道路構造による補正值（デシベル）
- $\alpha_l$  : 距離減衰値（デシベル）
- a, b, c, d : 定数（表 6.9-19 参照）

表 6.9-19 道路交通振動予測式の定数及び補正值等（平面道路）

道路構造	K	a	b	c	d		f	s	$r = \log(r/5+1)/\log 2$ : 基準点から予測地点までの距離 (m)
平面道路	V < 100km/h のとき 13	47	12	3.5	27.3	8.2log <sub>10</sub> ここで、 =5.0mm	8Hz < f のとき -17.3log <sub>10</sub> f	0	: 粘土地盤では $0.068L_{10}^* - 2.0$  : 砂地盤では $0.130L_{10}^* - 3.9$

注 1：下線は、予測に用いた定数及び補正值等を示しています。

注 2：高架道路に併設された場合を除きます。

資料：「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土技術政策総合研究所資料 第 714 号、土木研究所資料 第 4254 号 平成 25 年 3 月）

予測条件

ア．交通条件

予測対象時期における工事中交通量は、表 6.9-20 に示すとおりです。

工事中交通量の算出にあたっては、予測対象時期の将来一般交通量<sup>注</sup>に本博覧会の工事用車両台数を加えて算出しました。

工事用車両台数は、本博覧会の工事用車両台数が最大となる月（工事中：令和 8 年 9 月、撤去中...令和 9 年 10 月）の台数を用いました。

工事中交通量の設定の考え方の詳細は資料編（p.資 1.6-20～38）に示すとおりです。

注：「（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価準備書」（令和 5 年 3 月、横浜市）では、対象事業実施区域周辺における近年の自動車交通量の推移は、概ね横ばい又は減少傾向にあるが、安全側の観点で、将来一般交通量として平日の現地調査結果が設定されており、本博覧会も同様の考え方を採用しました。

表 6.9-20(1) 予測交通量（工事用車両の走行に伴う道路交通振動：工事中）

単位：台/24 時間

予測地点	道路名	方向	車種分類	24 時間交通量		
				将来一般交通量	工事用車両台数	工事中交通量
				A	B	A+B
地点 1	環状 4 号線	目黒交番前（南行）	大型車	1,839	0	1,839
			小型車	7,509	61	7,570
			合計	9,348	61	9,409
		十日市場（北行）	大型車	1,409	364	1,773
			小型車	8,363	185	8,548
			合計	9,772	549	10,321
地点 2	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	目黒交番前（東行）	大型車	4,430	0	4,430
			小型車	9,769	60	9,829
			合計	14,199	60	14,259
		国道 246 号（西行）	大型車	4,584	0	4,584
			小型車	10,940	60	11,000
			合計	15,524	60	15,584
地点 3	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	目黒交番前（西行）	大型車	3,944	364	4,308
			小型車	8,106	124	8,230
			合計	12,050	488	12,538
		上川井（東行）	大型車	3,552	0	3,552
			小型車	7,966	0	7,966
			合計	11,518	0	11,518
地点 4	環状 4 号線	目黒交番前（北行）	大型車	1,136	0	1,136
			小型車	5,957	121	6,078
			合計	7,093	121	7,214
		瀬谷駅（南行）	大型車	1,169	121	1,290
			小型車	6,265	121	6,386
			合計	7,434	242	7,676

表 6.9-20(2) 予測交通量（工用車両の走行に伴う道路交通振動：撤去中）

単位：台/24 時間

予測地点	道路名	方向	車種分類	24 時間交通量		
				将来一般交通量	工用車両台数	撤去中交通量
				A	B	A+B
地点 1	環状 4 号線	目黒交番前 (南行)	大型車	1,839	0	1,839
			小型車	7,509	93	7,602
			合計	9,348	93	9,441
		十日市場 (北行)	大型車	1,409	0	1,409
			小型車	8,363	93	8,456
			合計	9,772	93	9,865
地点 2	市道五貫目 第 33 号線 (八王子街道)	目黒交番前 (東行)	大型車	4,430	0	4,430
			小型車	9,769	93	9,862
			合計	14,199	93	14,292
		国道 246 号 (西行)	大型車	4,584	0	4,584
			小型車	10,940	93	11,033
			合計	15,524	93	15,617
地点 3	市道五貫目 第 33 号線 (八王子街道)	目黒交番前 (西行)	大型車	3,944	294	4,238
			小型車	8,106	190	8,296
			合計	12,050	484	12,534
		上川井 (東行)	大型車	3,552	294	3,846
			小型車	7,966	190	8,156
			合計	11,518	484	12,002
地点 4	環状 4 号線	目黒交番前 (北行)	大型車	1,136	0	1,136
			小型車	5,957	93	6,050
			合計	7,093	93	7,186
		瀬谷駅 (南行)	大型車	1,169	97	1,266
			小型車	6,265	186	6,451
			合計	7,434	283	7,717



表 6.9-20(2) 予測交通量(工事用車両の走行に伴う道路交通振動：他事業を考慮した予測)

単位：台/24 時間

予測地点	道路名	方向	車種分類	24 時間交通量		
				将来一般交通量	他事業を考慮した工事用車両台数	他事業を考慮した工事中交通量
				A	B	A+B
地点 1	環状 4 号線	目黒交番前 (南行)	大型車	1,839	5	1,844
			小型車	7,509	139	7,648
			合計	9,348	144	9,492
		十日市場 (北行)	大型車	1,409	414	1,823
			小型車	8,363	322	8,685
			合計	9,772	736	10,508
地点 2	市道五貫目 第 33 号線 (八王子街道)	目黒交番前 (東行)	大型車	4,430	5	4,435
			小型車	9,769	137	9,906
			合計	14,199	142	14,341
		国道 246 号 (西行)	大型車	4,584	4	4,588
			小型車	10,940	137	11,077
			合計	15,524	141	15,665
地点 3	市道五貫目 第 33 号線 (八王子街道)	目黒交番前 (西行)	大型車	3,944	409	4,353
			小型車	8,106	201	8,307
			合計	12,050	610	12,660
		上川井 (東行)	大型車	3,552	0	3,552
			小型車	7,966	18	7,984
			合計	11,518	18	11,536
地点 4	環状 4 号線	目黒交番前 (北行)	大型車	1,136	10	1,146
			小型車	5,957	236	6,193
			合計	7,093	246	7,339
		瀬谷駅 (南行)	大型車	1,169	130	1,299
			小型車	6,265	295	6,560
			合計	7,434	425	7,859

イ．道路条件

予測地点における道路条件は表 6.9-21、道路断面は、図 6.9-7 に示すとおりです。

予測の基準点<sup>注1</sup>の位置は、最も外側の車線の中心から 5m の位置に設定しました。

注：基準点とは、道路交通振動の距離減衰を算出する際に基準となる地点です。

表 6.9-21 予測地点の道路条件（工事中及び撤去中）

予測地点	道路名	工事中		撤去中	
		車線数	道路幅員 (m)	車線数	道路幅員 (m)
地点 1	環状 4 号線	4 車線	24.0	4 車線	24.0
地点 2	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	3 車線	19.9	4 車線	22.0
地点 3	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	2 車線	11.2	4 車線	28.0
地点 4	環状 4 号線	4 車線	25.0	4 車線	25.0

注：道路幅員は「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価書」（令和 4 年 1 月、横浜市）を参照しました。地点 2 及び地点 3 は、横浜市による道路拡幅が予定されています。地点 4 は、現状 2 車線ですが、土地区画整理事業による拡幅が予定されています。

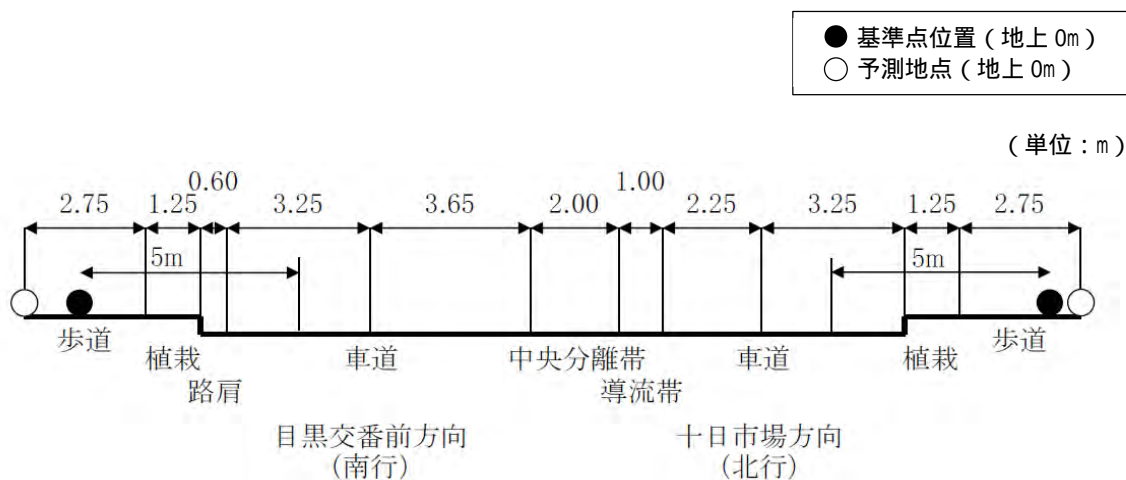


図 6.9-7(1) 道路断面（地点 1：工事中及び撤去中）

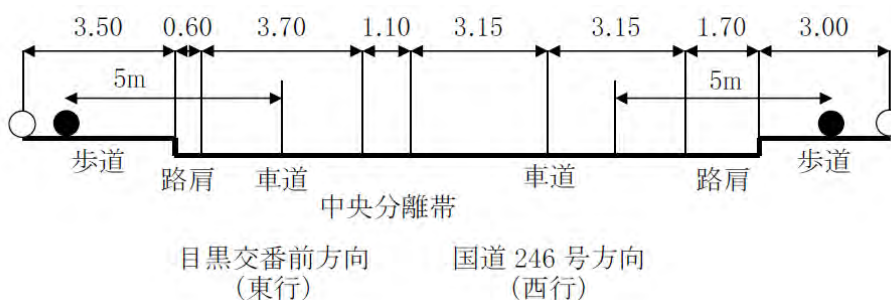
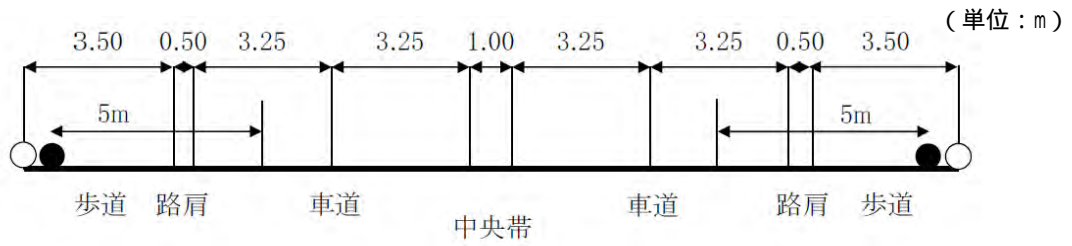


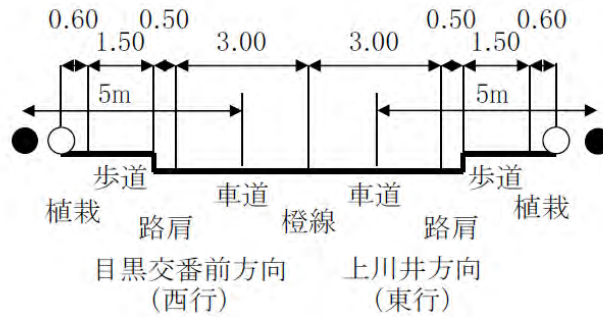
図 6.9-7(2) 道路断面（地点 2：工事中）

● 基準点位置 (地上 0m)  
○ 予測地点 (地上 0m)



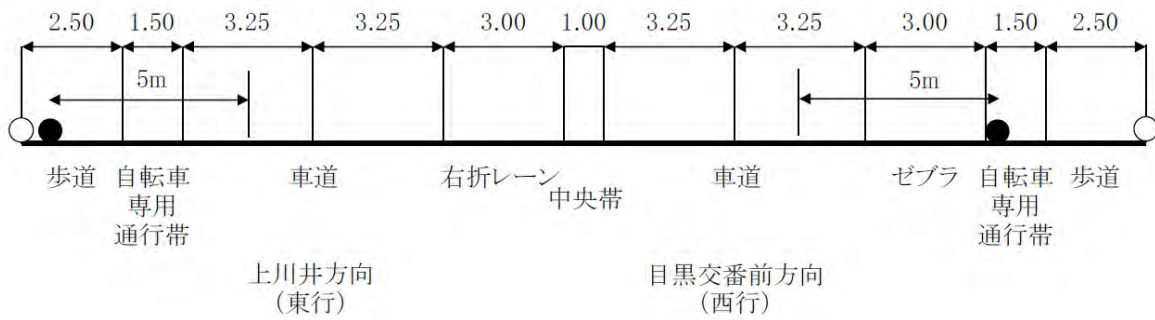
目黒交番前方向 (東行)      国道 246 号方向 (西行)

図 6.9-7(3) 道路断面 (地点 2: 撤去中)



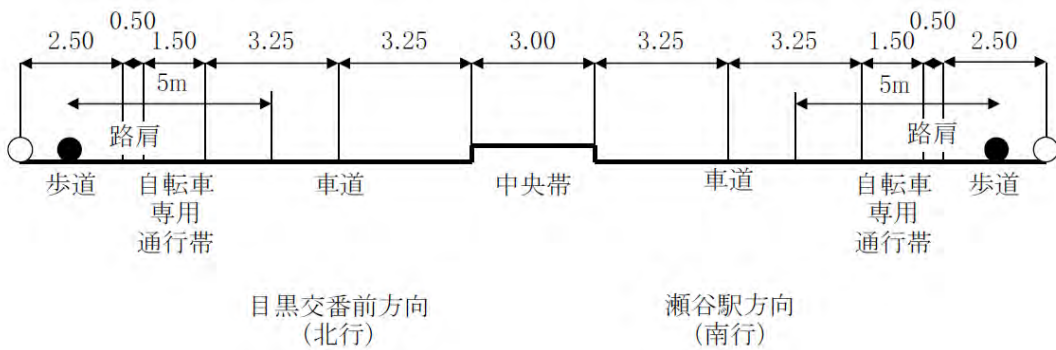
目黒交番前方向 (西行)      上川井方向 (東行)

図 6.9-7(4) 道路断面 (地点 3: 工事中)



上川井方向 (東行)      目黒交番前方向 (西行)

図 6.9-7(5) 道路断面 (地点 3: 撤去中)



目黒交番前方向 (北行)      瀬谷駅方向 (南行)

図 6.9-7(6) 道路断面 (地点 4: 工事中及び撤去中)

ウ． 走行速度

走行速度は、各断面の規制速度とし、表 6.9-22 に示すとおりです。

表 6.9-22 予測地点の走行速度

単位：km/h

予測地点	道路名	走行速度
地点 1	環状 4 号線	50
地点 2	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	40
地点 3	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	40
地点 4	環状 4 号線	40

## 予測結果

### ア．本博覧会のみでの予測結果

工事用車両の走行に伴う道路交通振動の予測結果は、表 6.9-23（工事中）及び表 6.9-24（撤去中）に示すとおりです。

工事中において、工事用車両の走行台数が最大になる時点の道路交通振動レベル（ $L_{10}$ ）は、昼間で 47.7～58.1 デシベル、夜間で 45.2～55.9 デシベルであり、予測 4 地点全てで道路交通振動の要請限度を下回ると予測します。

撤去中において、工事用車両の走行台数が最大になる時点の道路交通振動レベル（ $L_{10}$ ）は、昼間で 47.6～52.9 デシベル、夜間で 45.2～51.9 デシベルであり、予測 4 地点全てで道路交通振動の要請限度を下回ると予測します。

表 6.9-23 工事用車両の走行に伴う道路交通振動（工事中：本博覧会のみ）

単位：デシベル

予測 時間帯	予測 地点	道路名	予測 位置	道路交通振動レベル( $L_{10}$ ) (予測時間帯の最大値)		要請限度
				工事中 交通量	要請限度 との比較	
昼間	地点 1	環状 4 号線	東側	48.1		70
			西側	48.3		
	地点 2	市道五貫目第 33 号線 (八王子街道)	北側	48.2		70
			南側	48.1		
	地点 3	市道五貫目第 33 号線 (八王子街道)	南側	58.1		70
			北側	58.1		
	地点 4	環状 4 号線	西側	47.7		65
			東側	47.7		
夜間	地点 1	環状 4 号線	東側	45.2		65
			西側	45.3		
	地点 2	市道五貫目第 33 号線 (八王子街道)	北側	46.7		65
			南側	46.6		
	地点 3	市道五貫目第 33 号線 (八王子街道)	南側	55.9		65
			北側	55.9		
	地点 4	環状 4 号線	西側	46.7		60
			東側	46.7		

注 1：予測時間帯は、昼間 8 時～19 時、夜間 19～8 時としました。

注 2：道路交通振動レベルの値は、予測時間帯のうち、各地点において工事用車両が通過する時間帯の最大値を示します。

注 3：「要請限度との比較」は、「○」が限度以下、「×」が限度を上回ることを示します。

表 6.9-24 工事用車両の走行に伴う道路交通振動（撤去中：本博覧会のみ）

単位：デシベル

予測 時間帯	予測 地点	道路名	予測 位置	道路交通振動レベル(L <sub>10</sub> ) (予測時間帯の最大値)		要請限度
				撤去中 交通量	要請限度 との比較	
昼間	地点 1	環状 4 号線	東側	47.6		70
			西側	47.8		
	地点 2	市道五貫目第 33 号線 (八王子街道)	北側	49.2		70
			南側	49.2		
	地点 3	市道五貫目第 33 号線 (八王子街道)	南側	51.9		70
			北側	52.9		
	地点 4	環状 4 号線	西側	47.6		65
			東側	47.6		
夜間	地点 1	環状 4 号線	東側	45.2		65
			西側	45.4		
	地点 2	市道五貫目第 33 号線 (八王子街道)	北側	47.5		65
			南側	47.5		
	地点 3	市道五貫目第 33 号線 (八王子街道)	南側	50.9		65
			北側	51.9		
	地点 4	環状 4 号線	西側	46.8		60
			東側	46.8		

注 1：予測時間帯は、昼間 8 時～19 時、夜間 19～8 時としました。

注 2：振動レベルの予測値は、撤去中の道路幅員及び道路構造を反映したものとします。

注 3：道路交通振動レベルの値は、予測時間帯のうち、各地点において工事用車両が通過する時間帯の最大値を示します。

注 4：「要請限度との比較」は、「○」が限度以下、「×」が限度を上回ることを示します。

イ．他事業を考慮した予測結果

工事用車両の走行に伴う道路交通振動の予測結果は、表 6.9-25 に示すとおりです。

他事業を考慮した工事中において、工事用車両の走行台数が最大になる時点の道路交通振動（L<sub>10</sub>）は、昼間で 47.7～58.2 デシベル、夜間で 45.3～55.9 デシベルであり、予測 4 地点全てで道路交通振動の要請限度を下回ると予測します。

表 6.9-25 工事用車両の走行に伴う道路交通振動（工事中：他事業を考慮した予測）

単位：デシベル

予測 時間帯	予測 地点	道路名	予測 位置	道路交通振動レベル(L <sub>10</sub> ) (予測時間帯の最大値)		要請限度
				他事業を考慮 した工事中 交通量	要請限度 との比較	
昼間	地点 1	環状 4 号線	東側	48.2		70
			西側	48.4		
	地点 2	市道五貫目第 33 号線 (八王子街道)	北側	48.2		70
			南側	48.1		
	地点 3	市道五貫目第 33 号線 (八王子街道)	南側	58.2		70
			北側	58.2		
	地点 4	環状 4 号線	西側	47.7		65
			東側	47.7		
夜間	地点 1	環状 4 号線	東側	45.3		65
			西側	45.5		
	地点 2	市道五貫目第 33 号線 (八王子街道)	北側	46.8		65
			南側	46.7		
	地点 3	市道五貫目第 33 号線 (八王子街道)	南側	55.9		65
			北側	55.9		
	地点 4	環状 4 号線	西側	47.1		60
			東側	47.1		

注 1：予測時間帯は、昼間 8 時～19 時、夜間 19～8 時としました。

注 2：道路交通振動レベルの値は、予測時間帯のうち、各地点において工事用車両が通過する時間帯の最大値を示します。

注 3：「要請限度との比較」は、「○」が限度以下、「×」が限度を上回ることを示します。

### (3) 関係車両の走行に伴う道路交通振動

#### 予測項目

予測項目は、関係車両（来場者の自家用車、シャトルバス及び団体バス、資機材の運搬、廃棄物等の搬出及び施設の管理等を行う車両等）の走行に伴う道路交通振動としました。

#### 予測地域・地点

予測地域は、対象事業実施区域周辺としました。

予測地点は、関係車両の主要運行ルートとなる道路の沿道として、道路交通振動及び自動車断面交通量の現地調査地点1~7としました（表 6.9-26、前掲図 6.9-1（p.6.9-5）参照）。

また、予測位置は道路端とし、予測高さは地表面としました。

表 6.9-26 関係車両の走行に伴う振動の予測地点

予測地点	道路名
地点1	環状4号線
地点2	市道五貫目第33号線（八王子街道）
地点3	市道五貫目第33号線（八王子街道）
地点4	環状4号線
地点5	深見第228号線
地点6	環状4号線
地点7	瀬谷地内線

#### 予測時期

予測対象時期は、開催期間中における来場者のピーク時期としました。

開催中においては、他事業（土地区画整理事業）の工事用車両の走行が生じる可能性がありますが、その台数は最大で18台/日程度と想定されます。本博覧会の関係車両の台数（表 6.9-27）と比べて少ないため、他事業による影響は極めて小さいと考えられます。

以上のことを踏まえ、開催中の他事業との累積的な影響の予測は行わないこととしました。



## 予測方法

### ア．予測手順及び方法

予測手順は、「(2) 工事用車両の走行に伴う道路交通振動」(p.6.9-25)と同様<sup>注</sup>です。

なお、地点2、地点3、地点4、地点5の予測においては、現況と開催中で道路構造が変わることから現地調査結果を用いた補正は行わず、将来一般交通量、開催中交通量による振動レベルの計算値を表記することとしました。

注：ただし、手順図において「工事用車両」を「関係車両」と読み替えるものとします。

### イ．予測式

予測式は、「(2) 工事用車両の走行に伴う道路交通振動」(p.6.9-26 参照)と同様としました。

## 予測条件

### ア．交通条件

予測対象時期における交通量は、表 6.9-27 に示すとおりです。

本博覧会のピーク期間（多客日）に会場周辺で想定される交通状況を踏まえた開催中交通量（一般車両及び関係車両）を設定しました。

表 6.9-27(1) 予測交通量（関係車両の走行に伴う道路交通振動）(開催中)

単位：台/24 時間

予測地点	道路名	方向	車種分類	24 時間交通量		
				将来一般交通量	関係車両車両台数	開催中交通量
				A	B	A+B
地点 1	環状 4 号線	目黒交番前 (南行)	大型車	1,432	1,313	2,745
			小型車	4,662	3,098	7,760
			合計	6,094	4,411	10,505
		十日市場 (北行)	大型車	1,199	1,313	2,512
			小型車	5,722	2,221	7,943
			合計	6,921	3,534	10,455
地点 2	市道五貫目 第 33 号線 (八王子街道)	目黒交番前 (東行)	大型車	2,344	4	2,348
			小型車	5,802	1,672	7,474
			合計	8,146	1,676	9,822
		国道 246 号 (西行)	大型車	2,239	4	2,243
			小型車	5,825	1,432	7,257
			合計	8,064	1,436	9,500

注 1：時間区分は、昼間 8～19 時、夜間 19～8 時です。

注 2：「将来一般交通量」及び「関係車両等台数」は、来場者のピーク時期（利用者数：10.5 万人）に想定される台数を推定したものです。

表 6.9-27(2) 予測交通量（関係車両の走行に伴う道路交通振動）（開催中）

単位：台/24 時間

予測地点	道路名	方向	車種分類	24 時間交通量		
				将来一般交通量	関係車両車両台数	開催中交通量
				A	B	A+B
地点 3	市道五貫目第 33 号線（八王子街道）	目黒交番前（西行）	大型車	1,722	0	1,722
			小型車	4,541	4,073	8,614
			合計	6,263	4,073	10,336
		上川井（東行）	大型車	1,846	0	1,846
			小型車	4,489	4,864	9,353
			合計	6,335	4,864	11,199
地点 4	環状 4 号線	目黒交番前（北行）	大型車	1,310	1,317	2,627
			小型車	5,366	3,653	9,019
			合計	6,676	4,970	11,646
		瀬谷駅（南行）	大型車	1,196	1,317	2,513
			小型車	4,769	5,040	9,809
			合計	5,965	6,357	12,322
地点 5	深見第 228 号線	環状 4 号線（西行）	大型車	541	0	541
			小型車	3,619	336	3,955
			合計	4,160	336	4,496
		細谷戸公園（東行）	大型車	458	181	639
			小型車	3,032	299	3,331
			合計	3,490	480	3,970
地点 6	環状 4 号線	目黒交番前（北行）	大型車	853	578	1,431
			小型車	4,100	808	4,908
			合計	4,953	1,386	6,339
		瀬谷駅（南行）	大型車	765	578	1,343
			小型車	3,717	643	4,360
			合計	4,482	1,221	5,703
地点 7	瀬谷地内線	細谷戸公園（北行）	大型車	473	181	654
			小型車	3,647	326	3,973
			合計	4,120	507	4,627
		瀬谷駅（南行）	大型車	364	181	545
			小型車	2,787	289	3,076
			合計	3,151	470	3,621

注 1：時間区分は、昼間 8～19 時、夜間 19～8 時です。

注 2：「将来一般交通量」及び「関係車両台数」は、来場者のピーク時期（利用者数：10.5 万人）に想定される台数を推定したものです。

イ．道路条件

予測地点における道路条件は表 6.9-28、道路断面は図 6.9-8 に示すとおりです。

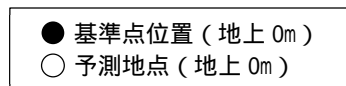
予測の基準点<sup>注</sup>の位置は、最も外側の車線の中心から 5m の位置に設定しました。

注：基準点とは、道路交通振動の距離減衰を算出する際に基準となる地点です。

表 6.9-28 予測地点の道路条件

予測地点	道路名	車線数	道路幅員 (m)
地点 1	環状 4 号線	4 車線	24.0
地点 2	市道五貫目第 33 号線 (八王子街道)	4 車線	22.2
地点 3	市道五貫目第 33 号線 (八王子街道)	4 車線	28.0
地点 4	環状 4 号線	4 車線	25.0
地点 5	深見第 228 号線	2 車線	26.0
地点 6	環状 4 号線	2 車線	18.1
地点 7	瀬谷地内線	2 車線	15.4

注：道路幅員は「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業環境影響評価書」(令和 4 年 1 月、横浜市)を参照しました。



(単位：m)

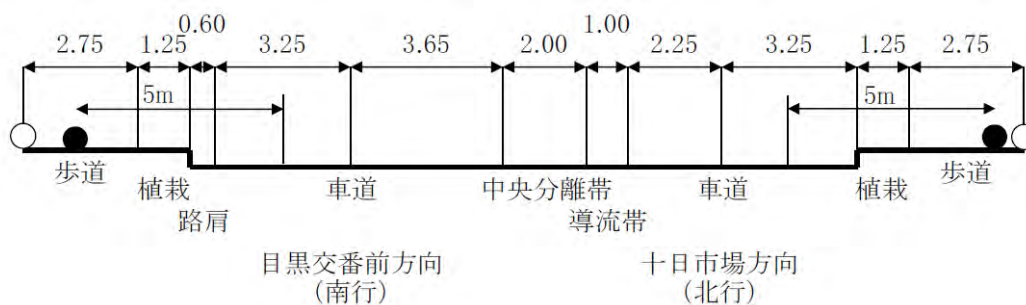


図 6.9-8(1) 道路断面 (地点 1)

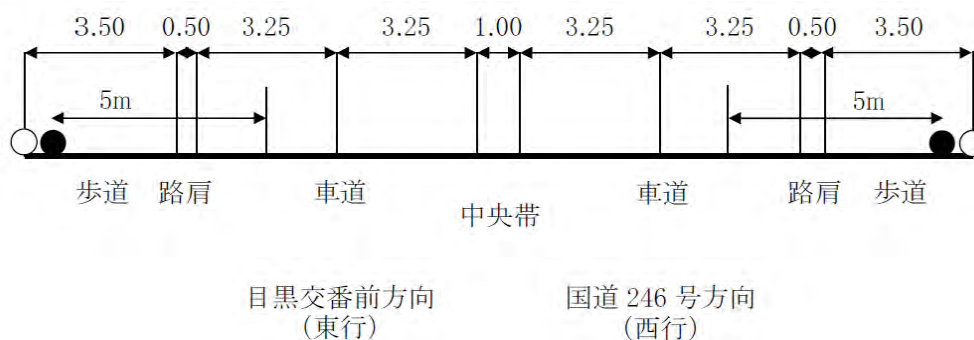


図 6.9-8(2) 道路断面 (地点 2)

● 基準点位置 (地上 0m)  
○ 予測地点 (地上 0m)

(単位: m)

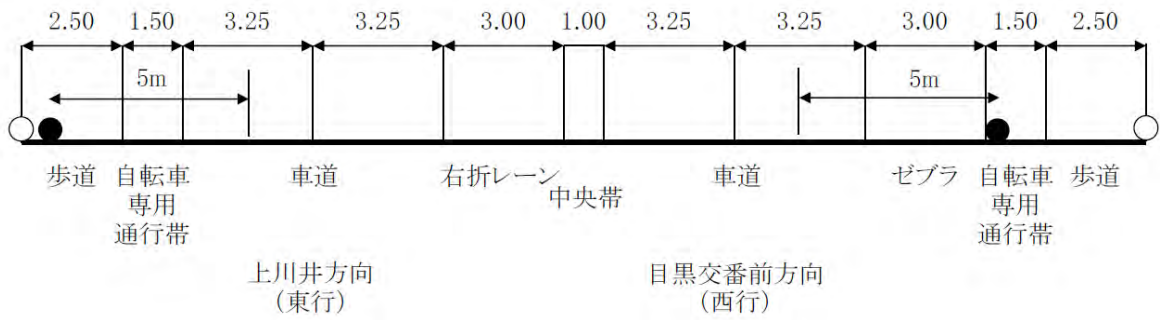


図 6.9-8(3) 道路断面 (地点 3)

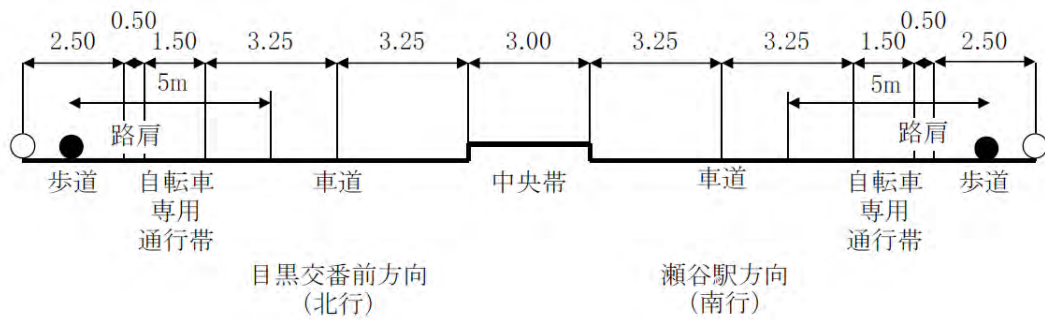


図 6.9-8(4) 道路断面 (地点 4)

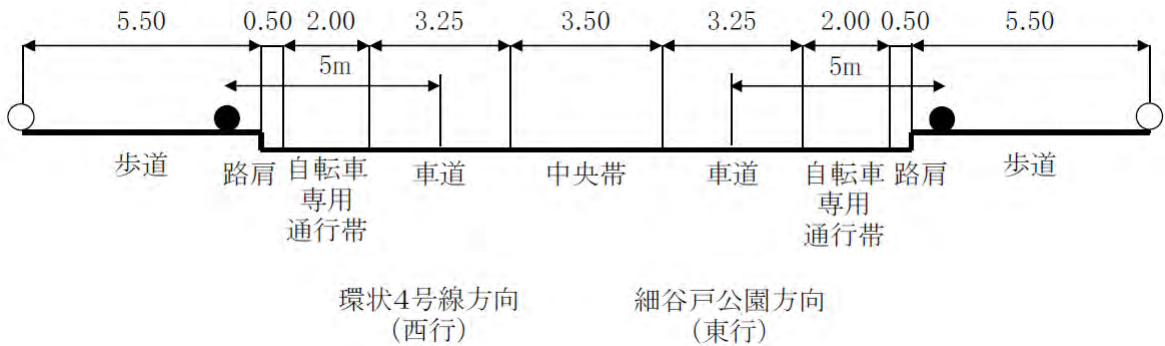


図 6.9-8(5) 道路断面 (地点 5)

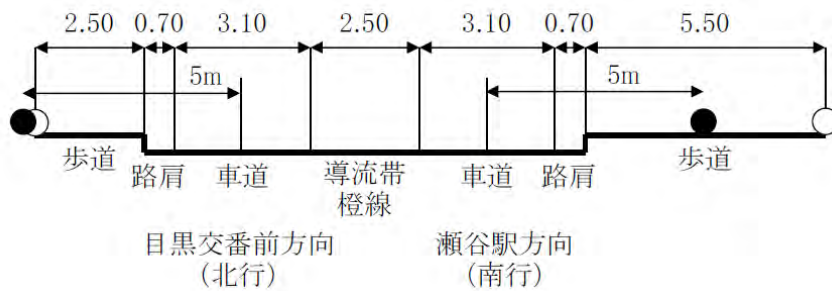


図 6.9-8(6) 道路断面 (地点 6)

● 基準点位置 (地上 0m)  
○ 予測地点 (地上 0m)

(単位: m)

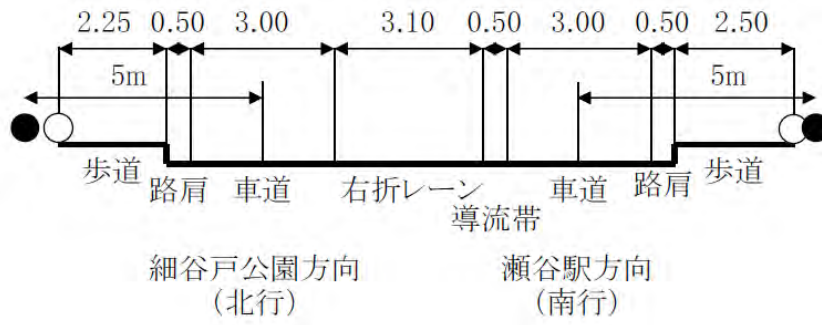


図 6.9-8(7) 道路断面 (地点 7)

予測結果

関係車両の走行に伴う道路交通振動の予測結果は、表 6.9-29 に示すとおりです。

開催中の来場者のピーク時期における交通量による道路交通振動レベル(L<sub>10</sub>)は、昼間で43.8～50.3 デシベル、夜間で44.1～50.1 デシベルであり、予測7地点全てで道路交通振動の要請限度を下回ると予測します。

表 6.9-29 関係車両の走行に伴う道路交通振動（開催中）

単位：デシベル

予測 時間帯	予測 地点	道路名	予測 位置	道路交通振動レベル(L <sub>10</sub> ) (予測時間帯の最大値)		要請限度
				開催中 交通量	要請限度 との比較	
昼間	地点 1	環状 4 号線	東側	43.8		70
			西側	44.0		
	地点 2	市道五貫目第 33 号線 (八王子街道)	北側	46.4		70
			南側	46.4		
	地点 3	市道五貫目第 33 号線 (八王子街道)	南側	49.2		70
			北側	50.1		
	地点 4	環状 4 号線	西側	50.3		65
			東側	50.3		
	地点 5	深見第 228 号線	南側	46.6		65
			北側	46.6		
	地点 6	環状 4 号線	西側	47.1		65
			東側	46.1		
	地点 7	瀬谷地内線	西側	47.4		65
			東側	47.3		
夜間	地点 1	環状 4 号線	東側	44.1		65
			西側	44.3		
	地点 2	市道五貫目第 33 号線 (八王子街道)	北側	45.7		65
			南側	45.7		
	地点 3	市道五貫目第 33 号線 (八王子街道)	南側	48.4		65
			北側	49.3		
	地点 4	環状 4 号線	西側	50.1		60
			東側	50.1		
	地点 5	深見第 228 号線	南側	46.6		60
			北側	46.6		
	地点 6	環状 4 号線	西側	46.9		60
			東側	46.0		
	地点 7	瀬谷地内線	西側	46.2		60
			東側	46.1		

注 1：予測時間帯は、昼間 8 時～19 時、夜間 19～8 時としました。

注 2：道路交通振動レベルの値は、予測時間帯のうち、各地点において関係車両が通過する時間帯の最大値を示します。

注 3：「要請限度との比較」は、「○」が限度以下、「×」が限度を上回ることを示します。

## 6.9.4 環境の保全のための措置

### (1) 建設機械の稼働に伴う振動

環境の保全のための措置は、建設機械の稼働に伴う振動を低減するため、表 6.9-30 に示す内容を実施します。

表 6.9-30 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中・撤去中】 建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り最新の低振動型建設機械や低振動の工法を採用します。</li> <li>・施工計画を十分に検討し、建設機械の集中稼働を回避します。</li> <li>・工事関係者に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて建設機械のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。</li> <li>・建設機械の整備・点検を徹底して性能を維持します。</li> <li>・横浜市が行う土地区画整理事業及び公園整備事業の工事と工区や工事時間等を調整し、建設機械の稼働に伴う振動をできるだけ低減させます。</li> </ul>

### (2) 工事用車両の走行に伴う道路交通振動

環境の保全のための措置は、工事用車両の走行に伴う影響を低減するため、表 6.9-31 に示す内容を実施します。

表 6.9-31 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中・撤去中】 工事用車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事用車両が特定の日、または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理に努めます。</li> <li>・工事関係者に対して、工事用車両のアイドリングストップの徹底、無用な空ぶかし、過積載や急発進・急加速等の高負荷運転をしない等のエコドライブに関する指導・教育を徹底します。また、渋滞が生じやすい道路や交差点について周知をし、出退勤時に配慮（時間差で出退勤等）を行うよう指導を実施します。</li> <li>・工事用車両の整備・点検を徹底して性能を維持します。</li> <li>・横浜市が行う土地区画整理事業及び公園整備事業の工事と工区や工事時間等を調整し、工事用車両の走行に伴う振動をできるだけ低減させます。</li> </ul>

### (3) 関係車両の走行に伴う道路交通振動

環境保全のための措置は、関係車両の走行に伴う影響を低減するため、表 6.9-32 に示す内容を実施します。

表 6.9-32 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【開催中】 関係車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通機関の利用促進を図るとともに、パークアンドライドの導入、駐車場の事前予約の導入等により、会場周辺への交通集中を抑制し、来場車両による負荷を低減します。</li> <li>・輸送車両（シャトルバス等）や搬出入車両は、効率的な運行を行うとともに、エコドライブを徹底します。また、輸送車両には環境配慮型車両（電気バス）を一部導入します。</li> <li>・自家用車での来場者に対しては、エコドライブの徹底や、環境配慮型車両（EV、FCV等）での来場を促します。</li> </ul>

## 6.9.5 評価

### (1) 建設機械の稼働に伴う振動

工事中における建設機械の稼働に伴う振動レベル( $L_{10}$ )は、建設機械の稼働に伴って生じる振動が最も大きくなると考えられる令和8年9月に、北側工事敷地境界において最大53デシベルと予測し、「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準」である75デシベル以下となる結果になりました。

撤去中における建設機械の稼働に伴う振動レベル( $L_{10}$ )は、建設機械の稼働に伴って生じる振動が最も大きくなると考えられる令和9年10月に、南西側工事敷地境界において最大49デシベルと予測し、「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準」である75デシベル以下となる結果になりました。

同時期に工事が行われる土地区画整理事業及び公園整備事業の影響を考慮した振動レベルは、建設機械の稼働に伴って生じる振動が最も大きくなると考えられる令和8年9月において、南西側工事敷地境界において最大で56デシベルと予測し、「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準」である75デシベル以下となる結果になりました。

環境保全措置として、可能な限りの低振動型建設機械及び工法の採用、工事内容に合わせた建設機械の設定、集中稼働の回避、建設機械の使用時におけるアイドリングストップや高負荷運転の防止等の配慮の徹底、建設機械の点検・整備による性能維持を講じることで、可能な限り影響の低減を図ります。

以上のことから、環境保全目標「振動規制法に基づく「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準」である75デシベル以下とすること。」を達成するものと評価します。



## (2) 工事用車両の走行に伴う道路交通振動

工事中について、工事用車両の走行台数が最大になると考えられる令和8年9月の道路交通振動( $L_{10}$ )は、工事用車両の主要走行ルート上において昼間で47.7~58.1デシベル、夜間で45.2~55.9デシベルであり、予測4地点全てで道路交通振動の要請限度を下回ると予測します。

撤去中について、工事用車両の走行台数が最大になると考えられる令和9年10月の道路交通振動( $L_{10}$ )は、工事用車両の主要走行ルート上において昼間で47.6~52.9デシベル、夜間で45.2~51.9デシベルであり、予測4地点全てで道路交通振動の要請限度を下回ると予測します。

同時期に工事が行われる土地区画整理事業及び公園整備事業の影響を考慮した振動レベルは、工事用車両の主要走行ルート上において昼間で47.7~58.2デシベル、夜間で45.3~55.9デシベルであり、予測4地点全てで道路交通振動の要請限度を下回ると予測します。

環境保全措置として、工事用車両の一極集中を回避するための計画的かつ効率的な運行計画の検討・実行、工事関係者に対するエコドライブ実施の指導を講じることで、可能な限り影響の低減を図ります。また、横浜市が行う土地区画整理事業及び公園整備事業の工事と工期や工事時間等を調整し、工事用車両の走行に伴う振動をできるだけ低減させます。

以上のことから、環境保全目標「周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」を達成するものと評価します。

## (3) 関係車両の走行に伴う道路交通振動

来場者のピーク時期(想定利用者数10.5万人)における、関係車両の走行に伴う将来交通量による道路交通振動レベル( $L_{10}$ )は、昼間で43.8~50.3デシベル、夜間で44.1~50.1デシベルであり、予測7地点全てで道路交通振動の要請限度を下回ると予測します。

また、パークアンドライドによる会場周辺への自家用車の交通集中抑制のほか、搬出入車両の効率的な運行、エコドライブの周知徹底等を講じる等の取組みにより可能な限り影響の低減を図ります。

以上のことから、環境保全目標「周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。」は達成されるものと考えます。



## 6.10 地域社会（交通混雑、歩行者の安全）



## 6.10 地域社会（交通混雑、歩行者の安全）

本事業の実施により、工事中及び撤去中は工事用車両の走行、開催中は関係車両の走行が周辺の主要道路等での交通流や歩行者の安全に影響を及ぼすおそれがあります。

このことから、本博覧会の工事中及び撤去中、開催中の自動車及び歩行者・自転車に対する影響を把握するために、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

### 【工事及び撤去における工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存資料（土地区画整理事業）における現地調査結果は、平日では地点2（目黒交番前）のB断面で18,309台/12h、次いで地点1（目黒）のC断面で16,829台/12hでした。休日では地点2（目黒交番前）のB断面で16,664台/12h、次いで地点1（目黒）のC断面で16,283台/12hでした。また、混雑時では地点1（目黒）のC断面で17,234台/12h、次いで地点2（目黒交番前）のB断面で17,166台/12hでした。</li> <li>ピーク時交差点総流入台数は、平日、休日及び混雑時ともに地点2（目黒交番前）が最大であり、平日は2,549台/1時間、休日は2,218台/1時間、混雑時は2,349台/1時間でした。</li> <li>既存資料（土地区画整理事業）における現地調査で得た各車線の飽和交通流率の実測値は、横断歩行者交通量調査結果を考慮した飽和交通流率の算定値に対し、平日は65.7～115.5%、休日は64.6～116.1%でした。</li> </ul>	p6.10-12 ～6.10-38
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺交通に著しい影響を及ぼさないこと。</li> </ul>	p6.10-39
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事中において、工事中交通量による交差点需要率が最も高い交差点は、地点2（目黒交番前）の平日0.819ですが、限界需要率を下回っています。また、現況交通量に対する工事中交通量の交差点需要率の増加量は最大で0.046（休日の地点2（目黒交番前））です。平日休日を通じて、車線の交通容量比が高い（1.0を超過）交差点は、平日の地点2（目黒交番前）の1車線（A断面右折方向）ですが、この車線は工事用車両の通過ルートではないため、本博覧会による影響はありません。</li> <li>撤去中において、撤去中交通量による交差点需要率が最も高い交差点は、地点1（目黒）の休日0.680ですが、限界需要率を下回っています。また、現況交通量に対する撤去中交通量の交差点需要率の増加量は、最大で0.036（休日の地点3（上川井IC））です。平日休日を通じて、車線の交通容量比が高い（1.0を超過）交差点はありません。</li> <li>他事業を考慮した工事中の予測においても、本博覧会の場合と同様、工事用車両の通過ルート上で車線の交通容量比が1.0を上回る車線はなく、他事業を考慮した場合の各交差点への影響はありません。</li> <li>交通混雑が想定される時間帯における工事関係者の退場時間を調整するなど、工事用車両の走行を適切に管理することから、工事用車両による各交差点への影響は小さいと考えます。</li> </ul>	p6.10-44 ～6.10-52

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【工事及び撤去における工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）】（つづき）

項目	結果等の概要	参照頁
環境の保全のための措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工計画を具体化していく上で、合理的な運行計画を検討するとともに、土地区画整理事業や公園整備事業との調整も含めて、工事用車両台数の削減を図ります。また、工事用車両ルートの分散化を検討します。</li> <li>・対象事業実施区域内に工事用車両の待機スペースを確保し、路上駐車及び工事用車両出入口での滞留を防止します。</li> <li>・工事用車両の滞留スペースを確保した工事用仮設経路を設けるとともに、仮設経路出入口に誘導員を配置し、対象事業実施区域周辺の混雑緩和を図ります。</li> <li>・横浜市が行う土地区画整理事業及び公園整備事業とも連携し、工事関係者の交通機関を利用した通勤や複数人での乗り合い通勤を実施します。</li> <li>・横浜市が行う土地区画整理事業及び公園整備事業とも連携し、出退勤時における渋滞しやすい路線、交差点などを周知し、出退勤時間をずらすなど回避に努めるよう、工事関係者に対して周知徹底します。</li> </ul>	p6. 10-67
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「周辺交通に著しい影響を及ぼさないこと。」を達成するものと評価します。</li> </ul>	p6. 10-74

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【工事及び撤去における工事用車両の走行に伴う歩行者の安全】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存資料（土地区画整理事業）における現地調査結果は、平日では地点2（目黒交番前）のB断面で18,309台/12h、次いで地点1（目黒）のC断面で16,829台/12hでした。休日では地点2（目黒交番前）のB断面で16,664台/12h、次いで地点1（目黒）のC断面で16,283台/12hでした。また、混雑時では地点1（目黒）のC断面で17,234台/12h、次いで地点2（目黒交番前）のB断面で17,166台/12hでした。</li> <li>・ピーク時交差点総流入台数は、平日、休日及び混雑時ともに地点2（目黒交番前）が最大であり、平日は2,549台/1時間、休日は2,218台/1時間、混雑時は2,349台/1時間でした。</li> <li>・既存資料（土地区画整理事業）における現地調査で得た各車線の飽和交通流率の実測値は、横断歩行者交通量調査結果を考慮した飽和交通流率の算定値に対し、平日は65.7～115.5%、休日は64.6～116.1%でした。</li> <li>・対象事業実施区域及びその周辺の道路のうち、環状4号線（海軍通り）及び県道瀬谷柏尾（瀬谷駅付近）には、植栽帯が設けられマウントアップされた歩道が整備されています。市道五貫目第33号線はガードレールが設置されマウントアップされた歩道が整備されています。</li> </ul>	p6.10-12 ～6.10-38
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩行者・自転車の安全な通行が確保されること。</li> </ul>	p6.10-39
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事用車両の主な走行ルートである環状4号線には、植栽帯が設けられマウントアップされた歩道が整備されています。また、市道五貫目第33号線の大部分はガードレールが設置されマウントアップされた歩道が整備されており、ほとんどの箇所では歩行者と自動車が分離されています。以上より、歩行者等の安全は、確保されるものと考えます。</li> </ul>	p6.10-53
環境の保全のための措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事用車両出入口及び仮設経路出入口に誘導員を配置し、歩行者、自転車や一般通行車両の安全を確保します。</li> <li>・児童の通学時間帯における搬入搬出を極力抑えた運行計画を策定します。</li> <li>・工事用車両の走行経路は、極力住宅地を避けた経路を設定します。</li> <li>・工事用車両の運転者に対する交通安全教育について施工業者を通じ十分行い、規制速度、走行ルートの厳守を徹底します。</li> </ul>	p6.10-67
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「歩行者・自転車の安全な通行が確保されること。」を達成するものと評価します。</li> </ul>	p6.10-74

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【開催中における関係車両の走行に伴う交通混雑（自動車）】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存資料（土地区画整理事業）における現地調査結果は、平日では地点2（目黒交番前）のB断面で18,309台/12h、次いで地点1（目黒）のC断面で16,829台/12hでした。休日では地点2（目黒交番前）のB断面で16,664台/12h、次いで地点1（目黒）のC断面で16,283台/12hでした。また、混雑時では地点1（目黒）のC断面で17,234台/12h、次いで地点2（目黒交番前）のB断面で17,166台/12hでした。</li> <li>・ピーク時交差点総流入台数は、平日、休日及び混雑時ともに地点2（目黒交番前）が最大であり、平日は2,549台/1時間、休日は2,218台/1時間、混雑時は2,349台/1時間でした。</li> <li>・既存資料（土地区画整理事業）における現地調査で得た各車線の飽和交通流率の実測値は、横断歩行者交通量調査結果を考慮した飽和交通流率の算定値に対し、平日は65.7～115.5%、休日は64.6～116.1%でした。</li> </ul>	p6. 10-12 ～6. 10-38
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺交通に著しい影響を及ぼさないこと。</li> </ul>	p6. 10-39
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催中の利用ピーク時期（想定利用者数：10.5万人）における交通量による交差点需要率は、最大で地点12の0.978であり、地点12を除く全ての交差点で限界需要率を下回っています。また、現況交通量に対する開催中交通量の交差点需要率の増加は、最大で地点4（滝沢）の0.391と予測されます。</li> <li>・車線の交通容量比が最も高い交差点は、地点12のC断面右折方向の1.296であり、それ以外の全ての車線では交通容量比が1.0を下回る結果となっています。なお、地点12は、駐車場の出入口から区画3号線を通り環状4号線に合流する地点であり、C断面右折方向の車線を走行する車両は全て駐車場から退場する関係車両です。したがって、地点12から北側出入口の区間に関係車両が滞留する可能性はありますが、退場できるまで駐車場内に滞留することになるため、環状4号線を走行する一般交通流に影響を与えることはありません。</li> <li>・将来交通量による単路部の交通容量比は地点7で0.440となり1.0を下回ります。</li> <li>・会場出入口における来場車の滞留長検討の結果、いずれの出入口においても、環状4号線等の幹線道路までの滞留が発生することはないと予測されます。</li> <li>・以上の結果と、予測時期とした多客日が生じる期間は限定的であること、会場周辺の交通混雑緩和のため公共交通の利用を推奨することなどから、関係車両による各交差点への影響は小さいと考えます。</li> </ul>	p6. 10-60 ～6. 10-66

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。



【開催中における関係車両の走行に伴う交通混雑（自動車）】（つづき）

項目	結果等の概要	参照頁
環境の保全のための措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会場周辺の交通混雑緩和のため、公共交通の利用を推奨し、会場近傍の4駅からシャトルバスを運行します。また、多客日などの混雑時には、パークアンドライドを導入します（第2章参照）。</li> <li>・駐車場の事前予約の導入など、会場周辺へ自家用車（来場者）が過度に集中することを抑制します。</li> <li>・路上に入庫待ちする車両が滞留することのないよう、駐車場内に滞留できるスペースを十分に確保します。</li> <li>・自家用車以外の交通手段の利用促進のため、利用者に対し、公共交通機関の利用について、ホームページでの周知等を行います。特に利用が集中する可能性がある時期（大型連休等）には周知を強化します。</li> <li>・会場周辺で利用が集中する夕方等の時間帯において、会場内に滞在する利用者に対して、ピーク時間を避けた帰宅行動をアナウンスで促す等、可能な限りの周知・利用調整に努めます。</li> <li>・車両の出入口は、歩行者との出入口を分離する等、歩行者の安全に配慮します。</li> </ul>	p6. 10-68
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「周辺交通に著しい影響を及ぼさないこと。」を達成するものと評価します。</li> </ul>	p6. 10-75

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【開催中における関係車両の走行に伴う歩行者・自転車の安全】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存資料（土地区画整理事業）における現地調査結果は、平日では地点2（目黒交番前）のB断面で18,309台/12h、次いで地点1（目黒）のC断面で16,829台/12hでした。休日では地点2（目黒交番前）のB断面で16,664台/12h、次いで地点1（目黒）のC断面で16,283台/12hでした。また、混雑時では地点1（目黒）のC断面で17,234台/12h、次いで地点2（目黒交番前）のB断面で17,166台/12hでした。</li> <li>ピーク時交差点総流入台数は、平日、休日及び混雑時ともに地点2（目黒交番前）が最大であり、平日は2,549台/1時間、休日は2,218台/1時間、混雑時は2,349台/1時間でした。</li> <li>既存資料（土地区画整理事業）における現地調査で得た各車線の飽和交通流率の実測値は、横断歩行者交通量調査結果を考慮した飽和交通流率の算定値に対し、平日は65.7～115.5%、休日は64.6～116.1%でした。</li> <li>対象事業実施区域及びその周辺の道路のうち、環状4号線（海軍通り）及び県道瀬谷柏尾（瀬谷駅付近）には、植栽帯が設けられマウントアップされた歩道が整備されています。市道五貫目第33号線はガードレールが設置されマウントアップされた歩道が整備されています。</li> </ul>	p6. 10-12 ～6. 10-38
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>歩行者・自転車の安全な通行が確保されること。</li> </ul>	p6. 10-39
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係車両の走行ルートである市道五貫目第33号線、環状4号線及び瀬谷地内線の沿道は、一部を除きマウントアップ構造の歩道が整備されており、ほとんどの箇所では歩行者と自動車とが分離されています。</li> <li>土地区画整理事業実施区域内については、環状4号線（北区間）では幅2.5mの歩道が道の両側に、環状4号線（南区間）と区画1号線～3号線は、幅5.5mの歩道が道の両側に設けられる計画となっています。</li> <li>シャトルバスの運用にあたっては、発着駅の鉄道駅利用者や来場者等が安全に利用できるように、鉄道駅からシャトルバスへの乗り換え時に過度な滞留が発生しないよう、適切に運行本数を確保した計画とすることや、滞留スペースの確保など、鉄道事業者やバス事業者等の関係者と連携し対策を講じることから、周辺への影響は小さいと考えます。</li> <li>以上より、歩行者等の安全は確保されるものと考えます。</li> </ul>	p6. 10-65
環境の保全のための措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>注意板の設置等により歩行者や自転車及び一般車両への注意喚起を図ります。</li> <li>車両の出入口は、歩行者との出入口を分離する等、歩行者の安全に配慮します。</li> <li>歩行者の横断については、乱横断を避けるため、適切な案内誘導により、信号のある場所で行うよう誘導します。なお、横浜市の土地区画整理事業で新規に整備する区域内道路については、本博覧会の開催期間中は一般交通の通行は行わないことを想定しています。</li> <li>シャトルバスの運用にあたっては、発着駅の鉄道駅利用者や来場者等が安全に利用できるように、鉄道駅からシャトルバスへの乗り換え時に過度な滞留が発生しないよう、適切に運行本数を確保した計画とすることや、滞留スペースの確保など、鉄道事業者やバス事業者等の関係者と連携し対策を講じます。</li> </ul>	p6. 10-68
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「歩行者・自転車の安全な通行が確保されること。」を達成するものと評価します。</li> </ul>	p6. 10-76

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

## 6.10.1 調査

### (1) 調査項目

調査項目は、以下の内容としました。

- ① 日常生活圏等の状況
  - ・ 公共施設等の位置
  - ・ 学区、通学路の状況
  - ・ 避難場所等の状況
- ② 地域交通の状況
  - ・ 主要な交通経路及び交通量の状況
  - ・ 主要交差点部における交通処理
  - ・ 交通安全対策の状況
  - ・ 交通事故の発生状況
- ③ 歩行者の状況

### (2) 調査地域・地点

#### 日常生活圏等の状況

対象事業実施区域及びその周辺としました。

#### 地域交通の状況

自動車交通量の把握については、「既存資料（土地区画整理事業）」において工事用車両及び関係車両の走行が想定される主要交差点として、表 6.10-1 及び図 6.10-1 に示す信号交差点 6ヶ所(地点 1～6)及び 1 断面(地点 7)で、現地調査が実施されています。

既存資料調査は、対象事業実施区域及びその周辺としました。

表 6.10-1 調査地点

地点番号	地点名	道路名
1	目黒交差点	市道五貫目第 33 号線と国道 246 号の交差点
2	目黒交番前交差点	市道五貫目第 33 号線と環状 4 号線の交差点
3	上川井インター交差点	市道五貫目第 33 号線と保土ヶ谷バイパスの交差点
4	滝沢交差点	環状 4 号線
	瀬谷土橋公園入口	環状 4 号線
	瀬谷土橋公園前	市道若葉台第 152 号線
5	中瀬谷消防署出張所北側	環状 4 号線
6	瀬谷中学校前	環状 4 号線
7	-	瀬谷地内線

## 歩行者の状況

歩行者及び自転車の交通量の把握については、「既存資料（土地区画整理事業）」において工事用車両及び関係車両の走行が想定される主要交差点として、表 6.10-1 及び図 6.10-1 に示す信号交差点 6ヶ所(地点 1～6)で、現地調査が実施されています。

### (3) 調査時期

地域交通及び歩行者の状況については、既存資料（土地区画整理事業）において表 6.10-2 に示す日時で、現地調査が実施されています。日常生活圏等及び交通安全対策等の状況については、入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

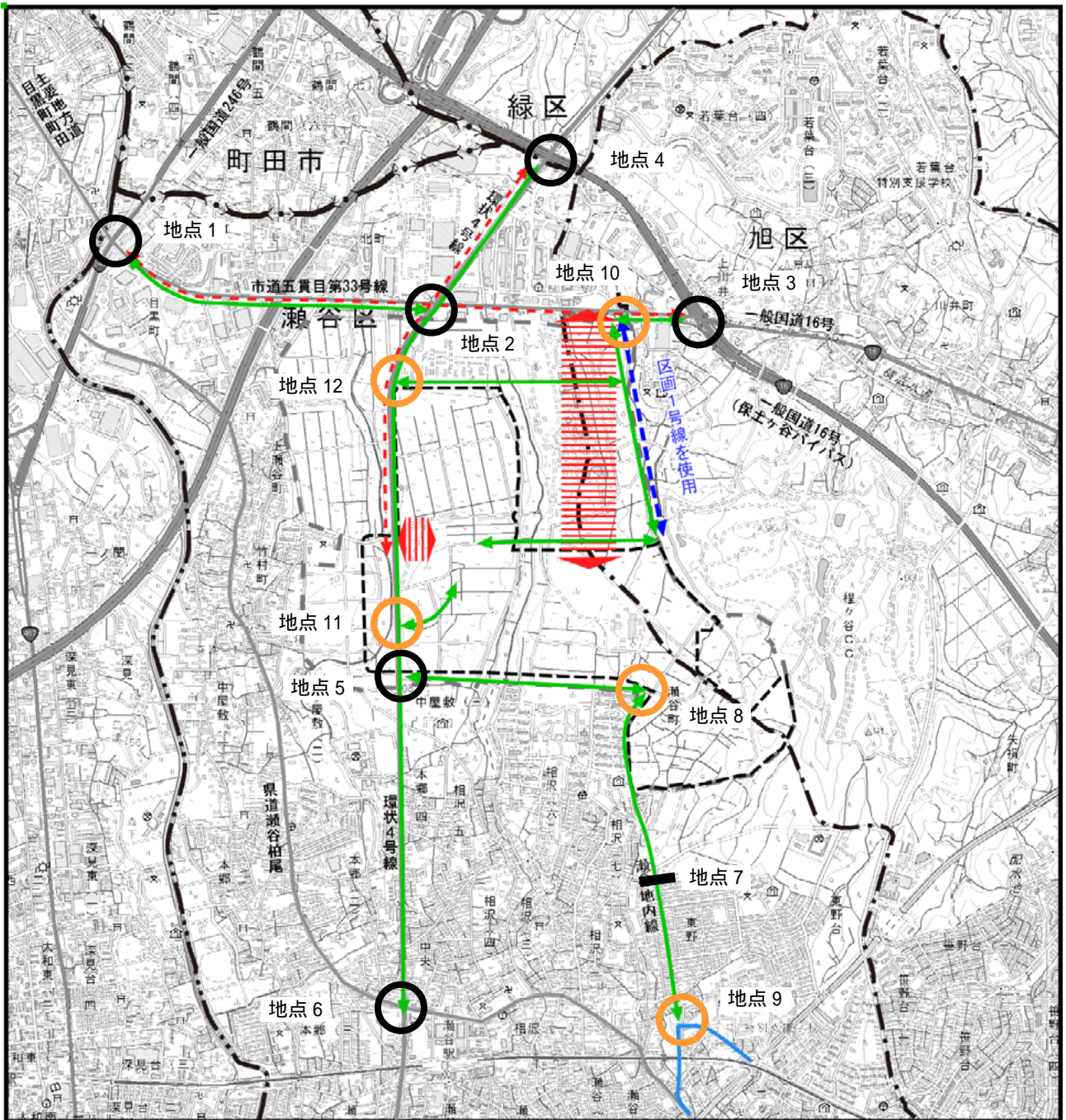
表 6.10-2 既存資料（土地区画整理事業）における地域交通・歩行者の状況の調査日時

調査項目		調査日時
自動車交通量調査 渋滞長・滞留長調査 信号現示調査 歩行者・自転車交通量	地点 1～3、 5、6	休日：令和元年 5 月 11 日(土)22 時～12 日(日)22 時 平日：令和元年 5 月 14 日(火)7 時～15 日(水)7 時 混雑時 <sup>注3</sup> ：令和元年 5 月 3 日(金)7 時～4 日(土)7 時 <sup>注1</sup> 令和元年 10 月 13 日(日)22 時～14 日(月)22 時
	地点 4	休日：令和 2 年 9 月 26 日(土)22 時～27 日(日)22 時 平日：令和 2 年 9 月 29 日(火)7 時～30 日(水)7 時 混雑時 <sup>注3</sup> ：令和 2 年 9 月 21 日(月・祝)7 時～22 日(火・祝)7 時
自動車断面交通量	地点 7 <sup>注1</sup>	休日：令和 2 年 10 月 24 日(土)20 時～25 日(日)20 時 平日：令和 2 年 10 月 27 日(火)10 時～28 日(水)10 時
飽和交通流率 <sup>注2</sup>	地点 1～3	休日：令和元年 10 月 6 日(日)15 時～18 時 平日：令和元年 10 月 8 日(火)16 時～19 時
	地点 4	休日：令和 2 年 11 月 29 日(日)15 時～18 時 平日：令和 2 年 11 月 25 日(水)16 時～19 時
	地点 5	休日：令和元年 10 月 6 日(日)15 時～18 時 平日：令和元年 10 月 8 日(火)7 時～10 時
	地点 6	休日：令和元年 10 月 6 日(日)14 時～17 時 平日：令和元年 10 月 8 日(火)7 時～10 時

注 1：調査日の 8 時 40 分頃、地点 2～3 間の市道五巻目第 33 号線沿いで交通事故が発生し、14 時 20 分頃まで当該区間は通行止めとなり、迂回経路による交通整理が行われたことから、10 月に混雑時の再調査を実施しました。

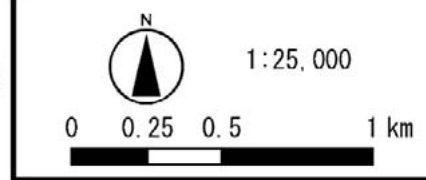
注 2：飽和交通流率調査は、渋滞長調査結果を踏まえ「次の時間帯へ繰り越した最大値」の時間帯を含む 3 時間を抽出して実施しました。

注 3：混雑時は、大型連休や行楽シーズン等の一般に交通量が増加するとされる時期を対象に設定しました。



凡例

- 対象事業実施区域
- 土地区画整理事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- ← → 工事用車両の走行ルート（工事中・撤去中）
- ▨ 工事用車両の専用出入口（工事中）
- ← → 工事用車両の走行ルート（撤去中）
- ← → 関係車両走行ルート（開催中）
- 整備計画中の道路



調査・予測地点（自動車交通量、交通混雑、歩行者の安全）  
 予測地点（自動車交通量、交通混雑、歩行者の安全）  
 調査・予測地点（自動車断面交通量）

注：工事用車両の専用出入口の詳細な位置・線形については、現時点で未定。

図 6.10-1 既存資料（土地区画整理事業）における地域交通・歩行者の状況の調査等地点図

#### (4) 調査方法

##### 日常生活圏等の状況

公共施設の位置、学区、通学路の状況及び避難場所等の状況を区民利用施設マップ等から整理しました。

##### 地域交通の状況

###### ア. 主要な交通経路及び交通量の状況

###### A 主要な道路網・交通経路、交通量の状況

道路交通センサス等の既存資料の収集・整理により把握しました。

###### B バス停留所の位置

バス路線図等の既存資料の収集・整理により把握しました。

###### イ. 主要交差点部における交通処理

###### A 自動車交通量調査

既存資料（土地区画整理事業）において調査対象とした交差点を通過する車両について、方向別（右折・直進・左折等）、車種別、時間帯別に観測し、15分ごとに集計されています。車種は、表 6.10-3 に示すとおり、大型車、小型車及び二輪車の3種類分類となっています。

表 6.10-3 既存資料（土地区画整理事業）における車種分類表

種 別		ナンバープレートの車頭番号等	
1	大型車	大型貨物車	0・1・9
		バス	2
2	小型車	小型貨物車	4・6
		乗用車	3. 5. 7のうち白、黄、黒地のプレート
3	二輪車	自動二輪、原動機付自転車	

注1：自衛隊車両・外交官車両・車頭番号が8等の独自のナンバープレートを付した車両は、それぞれの形態に応じ車種を想定し、上記の車種に分類しました。

###### B 信号現示調査

既存資料（土地区画整理事業）において調査対象とした交差点で、信号のスプリット及びサイクル長が観測されています。観測は表 6.10-4 に示す時間帯とし、各観測時間帯に3サイクル程度となっています。

表 6.10-4 既存資料（土地区画整理事業）における観測時間帯

観測時間帯			
朝	昼	夕	夜
7時～8時	12時～13時	17時～18時	22時～23時

### C 渋滞長調査

既存資料（土地区画整理事業）において調査対象とした交差点の流入部ごとに滞留長<sup>注1</sup>及び渋滞長<sup>注2</sup>が観測されています。

距離は地図から読み取り、5m単位で計測し、15分ごとに集計しています。

### D 道路現況調査

既存資料（土地区画整理事業）において、調査対象の交差点の交差点形状、車線構成、道路幅員、交通規制、道路標識の状況について把握されています。

### E 飽和交通流率調査

自動車交通量調査結果を踏まえ、既存資料（土地区画整理事業）において、継続した渋滞が発生する交差点を対象に飽和交通流率調査<sup>注3</sup>が実施されています。なお、「継続した渋滞」とは、前調査1時間の渋滞長が次の調査1時間に繰り越した場合とし、繰越があった場合においても特定の時間帯のみで渋滞が認められ、渋滞発生から1時間以内に渋滞が解消している場合には、調査対象外としました。

調査は調査対象交差点の各流入部について、車線毎に10サイクル程度を対象にして、10台程度（滞留車両）の信号変化後（赤⇒青）の停止線通過時間（1/100秒単位）を調査しました。その結果から各車線の平均車頭時間を算出し、車線毎の飽和交通流率（3,600/平均車頭時間）を算出しました。

注1：「滞留長」：該当流入方向を制御する信号が赤から青に変わる瞬間の待ち行列長（停止線から該当車両までの距離）

注2：「渋滞長」：上記待ち行列長最後尾車両が1回の青信号で通過できなかった場合の捌け残り長（停止線から該当車両までの距離）

注3：「飽和交通流率」：信号が青を表示している時間の間中、車両の待ち行列が連続して存在しているほど需要が十分ある場合に、交差点流入部を追加しえる最大流率。単位：台/有効青時間1時間

### ウ. 交通安全対策の状況

既存資料（土地区画整理事業）において、工事用車両の主要な走行ルートをもととして、現地踏査により対象事業実施区域及びその周辺の歩道、ガードレール等の交通安全施設の整備状況等を把握しています。また、既存資料等を収集・整理する事で交通事故発生状況を把握しました。

#### 歩行者の状況

既存資料（土地区画整理事業）において調査対象とした交差点の横断歩道を通行する歩行者及び自転車について、方向別、歩行者・自転車別、時間帯別に観測し、15分ごとに集計されています。

## (5) 調査結果

### 日常生活圏の状況

#### ア. 公共施設等の位置

対象事業実施区域周辺における公共施設等は、「第3章 3.3.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況」(p. 3-130～3-144 参照) に示すとおりです。

#### イ. 学区、通学路の状況

事業実施区域及びその周辺の小学校、中学校の通学区域は、図 6.10-2 に示すとおりです。対象事業実施区域周辺は、上瀬谷小学校、瀬谷小学校、大門小学校、相沢小学校、二つ橋小学校、上川井小学校、若葉台小学校、瀬谷中学校、東野中学校、都岡中学校、若葉台中学校の学区が設定されており、通学路があります。

また、横浜市の各小学校では、小学校から半径約 500m の範囲をスクールゾーンの対象としており、横浜市のホームページでは「通学路交通安全プログラム」が公表されています。スクールゾーン対策における考え方は、表 6.10-5 に示すとおりです。

なお、そのほかの対象事業実施区域周辺の主な教育機関等は、南側に「わらべ細谷戸保育園」、西側に「横浜市中屋敷保育園」、南東側に「神奈川県立瀬谷高等学校」が立地していません。

表 6.10-5 横浜市におけるスクールゾーン対策における考え方

項目	対策の考え方	具体的内容
ゾーンの明示	スクールゾーンであることをゾーン内住民及び通行車両に明示する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報紙や各種印刷物により住民に周知する</li> <li>・ 標識、路面標示その他の方法で通行車両の注意を喚起する。</li> </ul>
意識高揚	ゾーン内での事故絶滅のため、諸対策への住民の参加、協力を得て、通行車両の安全運転励行、意識高揚に努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報紙等の印刷物、掲出物を活用し、交通安全のため、なすべきことの周知徹底を図る。</li> <li>・ 速度違反等の無謀運転や路上駐車、物件放置等の道路不正使用を無くすため、ゾーン内住民の自主活動を助長し意識高揚に努める。</li> </ul>
通学路の安全	交通規制、交通安全施設を設け、児童の通学時間帯における通行及び横断時の危険を低減する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通学路においては、車両の進入禁止等を導入し、児童と自動車の分離を促進する。</li> <li>・ 一方通行、車種別の通行制限の拡大と安全施設の充実を図り、また速度制限を強化することにより危険度の低減を期する。</li> <li>・ 駐車禁止を拡大するとともに違法駐車車両、放置物件の早期排除を推進する。</li> <li>・ 横断箇所を限定し、集中的に対策を行う。</li> <li>・ 通学路における無謀運転排除のため規制、指導、取締りの実施に努める。</li> </ul>
歩行者の安全	通学路以外の道路で、児童、歩行者、自転車の安全な通行を確保し、また横断時の危険を低減する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩行者用道路の設定拡充や安全施設の充実等有効と思われる対策を進める。</li> <li>・ 違法駐車車両、放置物件の早期排除に努める。</li> <li>・ 指導、取締りの強化を図る。</li> <li>・ 広幅員道路での歩車道分離を促進する。</li> <li>・ 交通安全広報及び教育を徹底する。</li> </ul>

資料：「スクールゾーン活動のしおり」(横浜市道路局ホームページ 令和4年10月閲覧)





## ウ. 避難場所等の状況

広域避難場所は、災害対策基本法の規定に基づき作成した「横浜市防災計画」によって定めています。

広域避難場所は大規模火災時に避難する場所であり、一時（いつとき）避難場所は、一時的に避難して様子を見たり、広域避難場所へ避難するために地域住民が集結したりする場所です。一時避難場所は、自治会・町内会が選定することになっています。

対象事業実施区域周辺における広域避難場所は、表 6.10-6 に示すとおり、「旧上瀬谷通信施設一帯」、「程ヶ谷カントリー倶楽部」及び「若葉台団地」を広域避難場所として指定しています。

横浜市では、身近な市立の小・中学校等を震災時避難場所に指定し、地域防災拠点として防災備蓄庫の設置、防災資機材・食料等の備蓄を進め、また、被害情報等の情報受伝達手段として、各拠点に専用の携帯電話を配備しています。

対象事業実施区域及びその周辺における地域防災拠点として上瀬谷小学校、相沢小学校、二ツ橋小学校、瀬谷小学校、瀬谷中学校、大門小学校及び若葉台特別支援学校（横浜わかば学園）が指定されています。各学校の位置は、「第3章 3.3.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況 図 3.3-13 教育機関等の位置図」（p.3-132 参照）に示すとおりです。

表 6.10-6 避難場所等の状況

広域避難所名称	割り当て地区			
	総面積 (㎡)	収容定員 (a) 人	避難計画人口 (b) 人	収容率 { (b/a) × 100 } %
旧上瀬谷通信施設一帯 (瀬谷区瀬谷町、中屋敷三丁目、旭区上川井町)	(瀬谷区) 相沢一～七丁目、東野、東野台、卸本町の一部、上瀬谷町、北町の一部、五貫目町、瀬谷町、瀬谷一～六丁目、竹村町、中央、中屋敷一～三丁目、二ツ橋町の一部、本郷一～四丁目、目黒町 (旭区) 上川井町の一部			
	1,155,975	1,113,364	53,949	4.8
程ヶ谷カントリー倶楽部 (旭区上川井町、下川井町、矢指町)	(旭区) 今宿町、金が谷、金が谷一、二丁目、上川井町の一部、川井本町、笹野台一～四丁目、下川井町、矢指町			
	693,113	647,252	26,471	4.1
若葉台団地 (旭区若葉台一～四丁目)	(旭区) 上川井町の一部、若葉台一～四丁目			
	745,487	509,234	16,561	3.3

資料：「広域避難場所」（横浜市総務局危機管理部地域防災課ホームページ 令和5年8月閲覧）、

## 地域交通の状況

### ア. 主要な交通経路及び交通量の状況

#### A 主要な道路網・交通経路

「第3章 3.3.4 交通の状況」（p.3-124～129 参照）に示すとおり、対象事業実施区域周辺の主要な道路網は、対象事業実施区域に沿って環状4号線が、南側には県道瀬谷柏尾が存在しています。また、対象事業実施区域の北側には市道五貫目第33号線が存在しています。

工事中の工事用車両の主な走行ルートは「第2章 2.4.3 工事用車両の走行ルート」(p.2-45 参照)に示すとおり、環状4号線、市道五貫目第33号線の利用を想定していません。

## B 交通量の状況

「第3章 3.3.4 交通の状況」(p.3-124~129 参照)に示すとおり、対象事業実施区域周辺の交通量は、環状4号線の昼間12時間の交通量は、瀬谷区本郷三丁目16の観測地点(観測地点番号:13)で10,160台~10,214台(平成17年度、平成27年度観測)、瀬谷中学校前の観測地点(観測地点番号:14)で14,121台(平成27年度観測)、瀬谷区北町25-1の観測地点(観測地点番号:15)で6,766台(平成17年度観測)となっています。市道五貫目第33号線の昼間12時間の交通量は、旭区上川井町1966の観測地点(観測地点番号:22)で13,136台~16,875台(平成22年度、平成27年度観測)、瀬谷区北町40の観測地点(観測地点番号:23)で21,299台(平成17年度観測)となっています。県道瀬谷柏尾の昼間12時間の交通量は、瀬谷区中央七丁目3の観測地点(観測地点番号:20)で10,853台(平成17年度観測)、二ツ上橋の観測地点(観測地点番号:21)で7,061台~9,308台(平成22年度、平成27年度観測)となっています。

なお、パークアンドライド駐車場周辺における交通量の調査地点は図6.10-3に、調査結果は表6.10-7に示すとおりです。

表 6.10-7 パークアンドライド駐車場周辺における交通量の状況(平日12時間)

路線名	観測地点番号	観測地点名 <sup>注2</sup>	平成17年度		平成22年度		平成27年度	
			交通量(台)	大型車混入率(%)	交通量(台)	大型車混入率(%)	交通量(台)	大型車混入率(%)
東名高速道路	24	東名高速道路~一般国道246号横浜青葉IC	63,995	27.9	68,823	25.9	64,464	23.4
	25	一般国道246号横浜青葉IC~横浜町田IC	76,279	32.8	71,007	25.7	67,948	22.9
一般国道246号	26	青葉区荏田町1236-7(江田駅東交差点)	28,109	22.6	33,475	20.7	38,022	16.6
主要地方道 横浜上麻生線	27	市ヶ尾	5,074	16.7	19,693	13.6	20,061	12.3

注1:交通量は、昼間(午前7時~午後7時)の12時間交通量を示しています。

注2:「観測地点名」は実際の住所表記とは異なる場合があります。

資料:「平成27年度 全国道路・街路交通情勢調査(道路交通センサス)」(国土交通省 平成29年6月)

「平成22年度 全国道路・街路交通情勢調査(道路交通センサス)」(国土交通省 平成23年9月)

「平成17年度 全国道路・街路交通情勢調査(道路交通センサス)」(国土交通省 平成18年6月)

## C バス停留所の位置

「第3章 3.3.4 交通の状況」(p.3-124、127 参照)に示すとおり、対象事業実施区域周辺には、横浜市営バス、神奈川中央交通バス、相鉄バス、大和市コミュニティバスが運行しています。なお、対象事業実施区域内への乗り入れはありません。

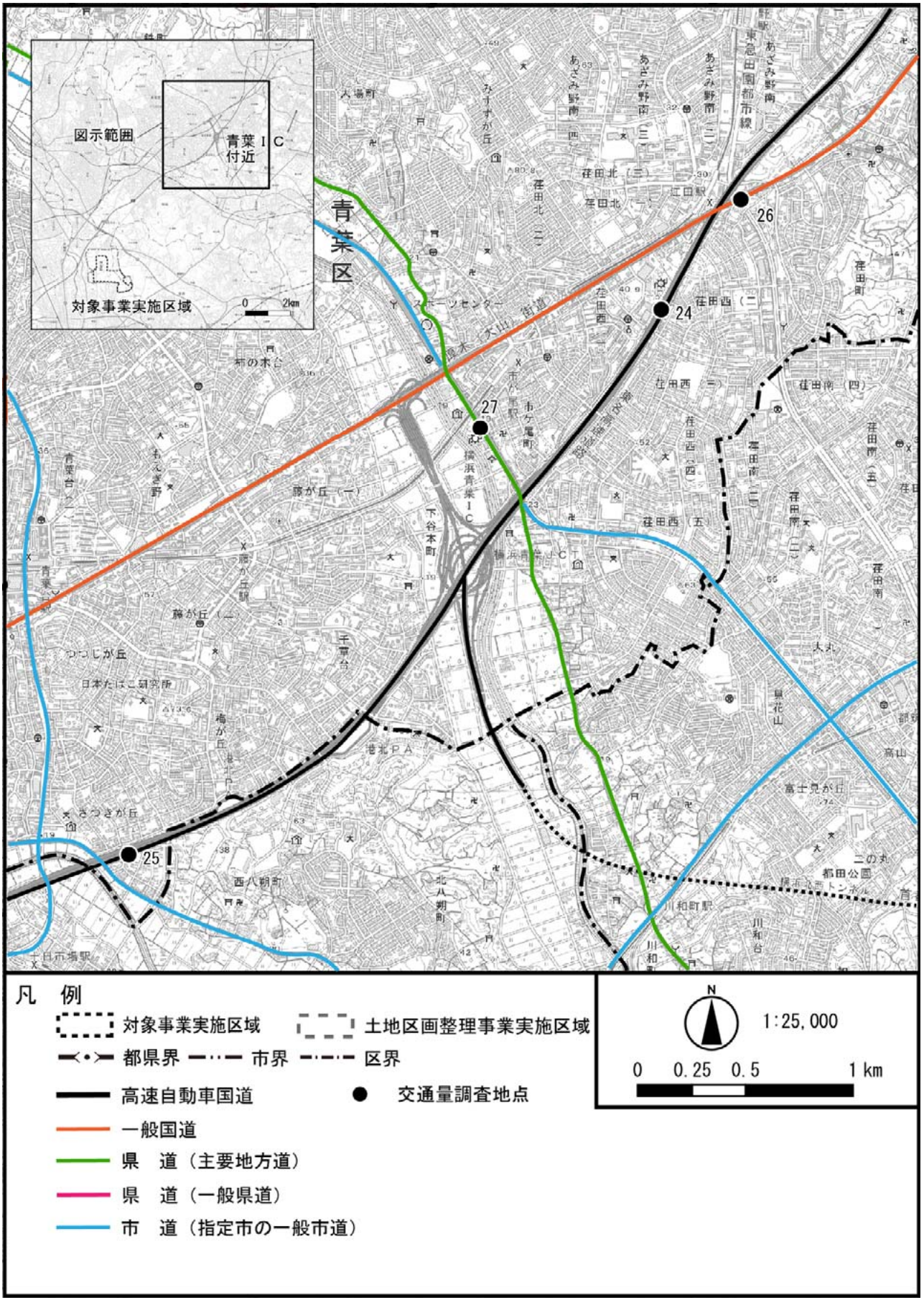


図 6.10-3 主要道路網及び交通量調査地点 (パークアンドライド駐車場周辺)

## イ. 主要交差点部における交通処理

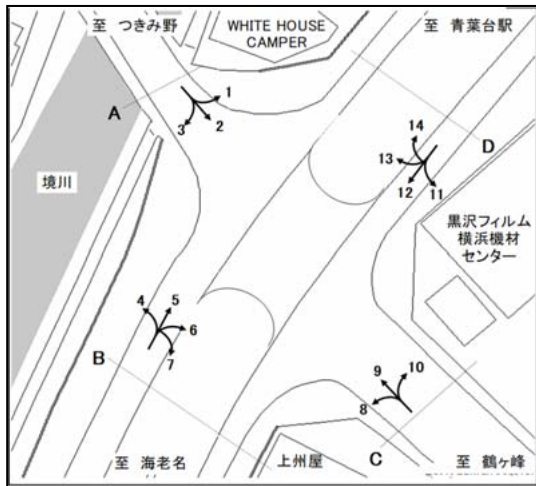
### A 自動車交通量調査

既存資料（土地区画整理事業）における信号交差点6ヶ所(地点1～6)及び1断面(地点7)の交差点形状(断面位置)、または道路構造図は図 6.10-4 に、各交差点の自動車交通量調査結果は表 6.10-8 に示されています。

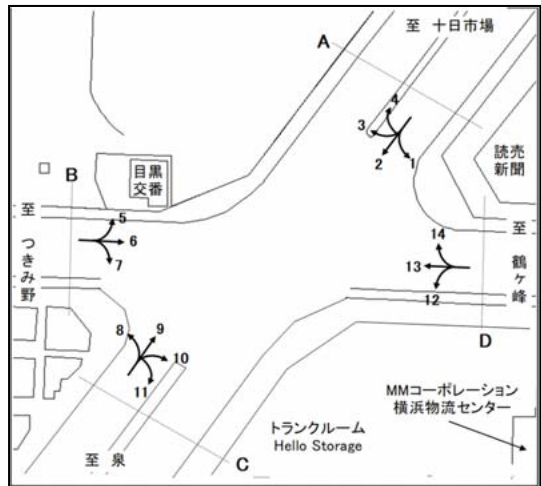
調査が実施された信号交差点6ヶ所(地点1～6)及び1断面(地点7)の12時間断面交通量において、最も多かったのは、平日では地点2(目黒交番前)のB断面で18,309台/12h、次いで地点1(目黒)のC断面で16,829台/12hでした。休日では地点2(目黒交番前)のB断面で16,664台/12h、次いで地点1(目黒)のC断面で16,283台/12hでした。また、混雑時では地点1(目黒)のC断面で17,234台/12h、次いで地点2(目黒交番前)のB断面で17,166台/12hでした。

ピーク時交差点総流入台数は、平日、休日及び混雑時ともに地点2(目黒交番前)が最大であり、平日は2,549台/1時間、休日は2,218台/1時間、混雑時は2,349台/1時間でした。

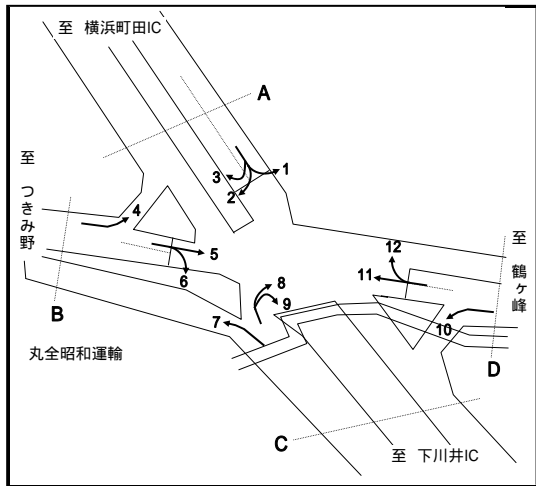
地点1 目黒



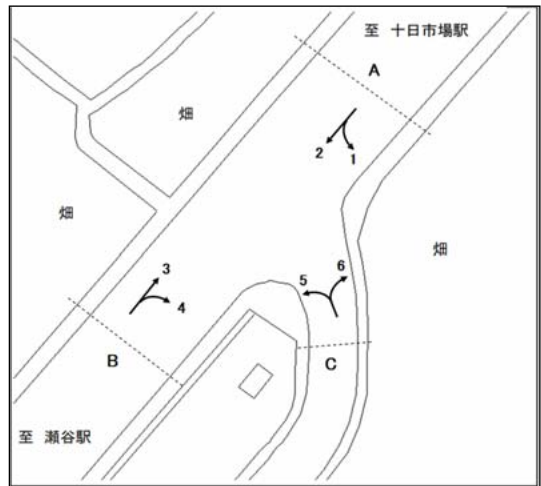
地点2 目黒交番前



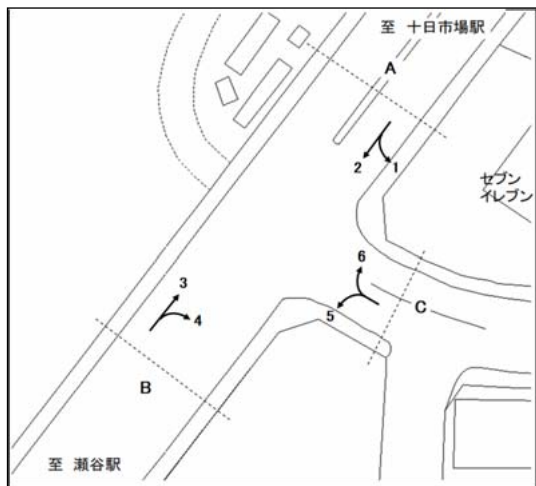
地点3 上川井IC



地点4(1) 滝沢



地点4(2) 瀬谷土橋公園入口



地点4(3) 瀬谷土橋公園前

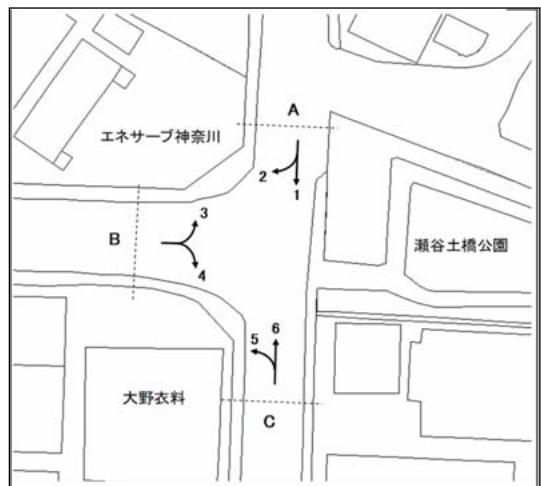
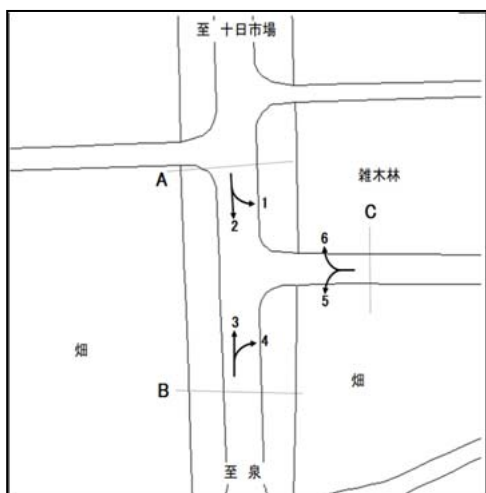


図 6.10-4(1) 交差点の断面位置

地点5 中瀬谷消防署出張所北側



地点6 瀬谷中学校前

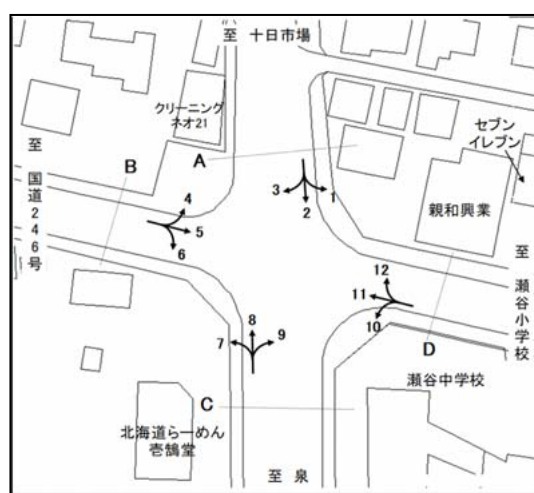


図 6.10-4(2) 交差点の断面位置

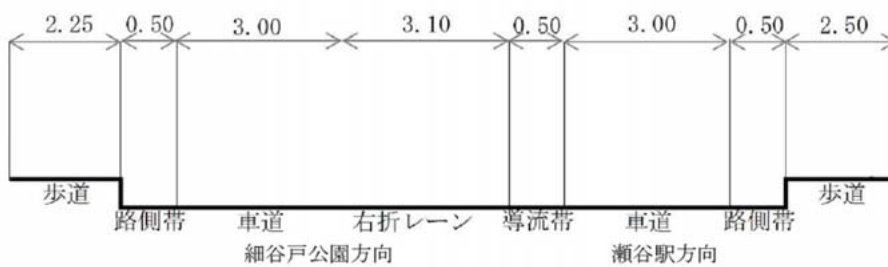


図 6.10-4(3) 道路構造図(地点7)

表 6.10-8(1) 既存資料(土地区画整理事業)における現地調査結果(自動車断面交通量:平日)

調査地点 (交差点名)	断面	24時間 (7-翌7時)		12時間 (7-19時)		ピーク時間帯		
		断面交通 量(台)	大型車混入 率(%)	断面交通 量(台)	大型車混入 率(%)	時間帯	交差点流入台数 (台) <sup>注1</sup>	
地点1 (目黒)	A	20,945	22.0	13,887	21.7	17:45~ 18:45	493	2,289
	B	14,330	36.4	8,986	37.6		424	
	C	26,139	31.3	16,829	31.3		970	
	D	10,734	23.4	7,478	23.6		402	
地点2 (目黒交番前)	A	13,356	14.3	9,740	15.4	17:00~ 18:00	471	2,549
	B	28,052	30.3	18,309	30.4		929	
	C	13,179	14.3	9,247	14.9		348	
	D	24,363	31.3	15,470	31.4		801	
地点3 (上川井IC)	A	5,448	26.2	4,038	25.7	17:00~ 18:00	151	1,946
	B	22,423	34.2	14,580	34.0		788	
	C	17,779	36.9	11,482	36.5		503	
	D	15,118	19.1	10,970	19.3		504	
地点4 (滝沢)	A	21,900	13.3	16,354	14.1	18:00~ 19:00	637	2,045
	B	20,305	17.3	15,141	17.7		723	
	C	8,703	22.4	6,423	22.1		685	
地点4 (瀬谷土橋 公園入口)	A	19,439	17.1	14,460	17.6	17:30~ 18:30	754	1,694
	B	15,984	16.4	11,793	17.6		483	
	C	7,971	22.7	5,921	22.5		457	
地点4 (瀬谷土橋 公園前)	A	9,408	25.6	7,006	25.0	7:30~ 8:30	490	825
	B	7,990	22.4	6,035	22.2		217	
	C	4,196	35.6	3,105	34.1		118	
地点5 (中瀬谷消防署 出張所北側)	A	17,220	12.0	12,099	12.3	7:00~ 8:00	598	1,459
	B	15,186	12.9	10,657	13.1		620	
	C	5,426	4.6	4,232	4.7		241	
地点6 (瀬谷中学校前)	A	15,025	12.6	10,715	12.9	7:45~ 8:45	458	2,206
	B	13,417	6.6	9,726	7.3		598	
	C	20,475	11.1	14,771	11.4		723	
	D	13,679	6.8	9,896	7.6		427	
地点7	-	3,545	4.1	2,910	4.6	18:00~ 19:00	302	-

注1: 渋滞長調査結果に基づき、渋滞長増分内に存在する車両台数(=渋滞補正台数)を停止線通過台数に加えた「需要交通量」を示しました。



表 6.10-8(2) 既存資料(土地区画整理事業)における現地調査結果(自動車断面交通量:休日)

調査地点 (交差点名)	断面	24時間 (7-翌7時)		12時間 (7-19時)		ピーク時間帯		
		断面交通 量(台)	大型車混入 率(%)	断面交通 量(台)	大型車混入 率(%)	時間帯	交差点流入台数 (台) <sup>注1</sup>	
地点1 (目黒)	A	19,635	8.1	13,878	5.9	16:45~ 17:45	588	2,175
	B	13,589	36.4	9,179	9.8		320	
	C	23,908	13.5	16,283	9.5		875	
	D	8,946	11.9	6,132	7.8		392	
地点2 (目黒交番前)	A	11,403	5.2	8,597	4.5	16:45~ 17:45	388	2,218
	B	23,880	12.5	16,664	9.4		823	
	C	11,287	5.6	8,209	4.3		344	
	D	20,310	31.3	13,960	9.7		663	
地点3 (上川井IC)	A	3,810	10.2	2,799	9.0	16:45~ 17:45	100	1,714
	B	19,251	13.9	13,260	10.4		632	
	C	15,320	14.8	10,629	11.0		533	
	D	12,743	6.2	9,556	5.2		449	
地点4 (滝沢)	A	17,635	4.7	13,759	4.2	15:45~ 16:45	511	1,480
	B	14,961	7.0	11,567	5.8		631	
	C	6,236	9.6	4,678	7.6		338	
地点4 (瀬谷土橋 公園入口)	A	14,300	6.5	11,095	5.4	15:45~ 16:45	480	1,175
	B	11,444	5.7	8,771	4.7		447	
	C	5,142	9.3	4,010	7.7		248	
地点4 (瀬谷土橋 公園前)	A	5,742	12.6	4,364	9.7	14:00~ 15:00	213	462
	B	5,248	9.6	4,092	8.0		187	
	C	1,802	33.9	1,238	28.3		62	
地点5 (中瀬谷消防署 出張所北側)	A	15,654	4.9	11,463	3.5	16:30~ 17:30	509	1,217
	B	13,484	5.2	9,736	3.7		443	
	C	5,546	1.8	4,495	1.5		265	
地点6 (瀬谷中学校前)	A	12,098	2.4	9,128	2.2	14:30~ 15:30	449	2,158
	B	13,417	6.6	9,726	7.3		429	
	C	19,580	3.8	14,664	2.9		892	
	D	12,958	3.4	9,836	3.0		388	
地点7	-	2,524	1.3	2,082	1.3	15:00~ 16:00	229	-

注1: 渋滞長調査結果に基づき、渋滞長増分内に存在する車両台数(=渋滞補正台数)を停止線通過台数に加えた「需要交通量」を示しました。

表 6.10-8(3) 既存資料(土地区画整理事業)における現地調査結果(自動車断面交通量：混雑時)

調査地点 (交差点名)	断面	24時間 (7-翌7時)		12時間 (7-19時)		ピーク時間帯		
		断面 交通量 (台)	大型車 混入率 (%)	断面 交通量 (台)	大型車 混入率 (%)	時間帯	交差点 流入台数 (台) <sup>注1</sup>	
地点1 (目黒)	A	21,056	12.0	14,576	9.9	11:15~ 12:15	558	2,192
	B	13,614	19.8	8,991	17.8		351	
	C	25,227	18.2	17,234	16.0		895	
	D	9,937	14.2	6,945	12.8		388	
地点2 (目黒交番前)	A	12,777	8.8	9,425	8.0	16:45~ 17:45	445	2,349
	B	25,161	18.7	17,166	17.3		831	
	C	12,046	9.0	8,705	8.2		433	
	D	20,894	20.0	13,838	18.2		640	
地点3 (上川井IC)	A	4,662	15.9	3,340	15.7	17:45~ 18:45	106	1,748
	B	20,191	20.7	13,557	18.5		663	
	C	15,950	21.9	10,839	19.3		529	
	D	13,865	10.7	10,130	10.1		450	
地点4 (滝沢)	A	22,733	8.1	17,126	8.5	17:30~ 18:30	635	1,769
	B	19,021	10.3	14,317	10.2		702	
	C	7,332	11.6	5,105	10.4		432	
地点4 (瀬谷土橋 公園入口)	A	18,287	10.2	13,779	10.1	15:45~ 16:45	631	1,462
	B	15,144	9.6	11,455	9.8		410	
	C	6,383	11.7	4,724	10.6		421	
地点4 (瀬谷土橋 公園前)	A	7,353	13.9	5,456	11.3	15:45~ 16:45	430	638
	B	6,383	11.3	4,791	9.7		144	
	C	2,528	30.4	1,831	23.8		64	
地点5 (中瀬谷消防署 出張所北側)	A	15,055	9.8	10,875	9.4	10:45~ 11:45	426	1,127
	B	13,176	11.1	9,414	10.8		448	
	C	5,131	5.2	4,127	5.5		253	
地点6 (瀬谷中学校前)	A	14,517	7.5	10,635	6.7	11:15~ 12:15	487	2,077
	B	13,152	3.9	9,786	4.0		443	
	C	19,982	6.3	14,575	5.7		620	
	D	13,739	4.2	10,440	4.2		527	

注1：渋滞長調査結果に基づき、渋滞長増分内に存在する車両台数(=渋滞補正台数)を停止線通過台数に加えた「需要交通量」を示しました。

## B 信号現示

対象事業実施区域周辺の信号交差点(6ヶ所)における信号現示調査結果は、資料編(p. 資1.8-1~資1.8-27参照)に示すとおりです。

なお、地点4(瀬谷土橋公園前)は信号機のない交差点です。

## C 渋滞の状況

調査が実施された信号交差点 6 ヶ所において、最も渋滞長が長くなった時間帯の渋滞長調査結果は、表 6.10-9 に示すとおりです。渋滞の発生状況は、以下のとおりでした。

### a. 平日渋滞の状況

地点 1（目黒）は、すべての断面で渋滞が発生しており、最大は A 断面の 450m でした。地点 2（目黒交番前）は、B 断面以外で渋滞が発生しており、最大は D 断面の 350m でした。地点 3（上川井 IC）は、すべての断面で渋滞が発生しており、最大は B 断面の 190m でした。地点 4（滝沢）は、C 断面のみ渋滞が発生しており、渋滞長は 400m でした。地点 4（瀬谷土橋公園入口）は、すべての断面で渋滞が発生しており、最大は A 断面の 250m でした。地点 5（中瀬谷消防署出張所北側）は、すべての断面で渋滞が発生しており、最大は A 断面の 480m でした。地点 6（瀬谷中学校前）は、すべての断面で渋滞が発生しており、最大は A 及び C 断面の 90m でした。

### b. 休日渋滞の状況

地点 1（目黒）は、C 断面以外で渋滞が発生しており、最大は D 断面の 110m でした。地点 2（目黒交番前）は、A 断面のみ渋滞が発生しており、渋滞長は 60m でした。地点 3（上川井 IC）は、D 断面のみ渋滞が発生しており、渋滞長は 20m でした。地点 4（滝沢）は、渋滞の発生はみられませんでした。地点 4（瀬谷土橋公園入口）は、B 断面のみ渋滞が発生しており、渋滞長は 50m でした。地点 5（中瀬谷消防署出張所北側）は、すべての断面で渋滞が発生しており、最大は B 断面の 100m でした。地点 6（瀬谷中学校前）は、すべての断面で渋滞が発生しており、最大は D 断面の 50m でした。

### c. 混雑時渋滞の状況

地点 1（目黒交差点）は、すべての断面で渋滞が発生しており、最大は D 断面の 210m でした。地点 2（目黒交番前）は、B 断面以外で渋滞が発生しており、最大は D 断面の 220m でした。地点 3（上川井 IC）は、C と D 断面のみ渋滞が発生しており、最大は D 断面の 30m でした。地点 4（滝沢）は、A 断面のみ渋滞が発生しており、渋滞長は 300m でした。地点 4（瀬谷土橋公園入口）は、C 断面以外で渋滞が発生しており、最大は A 断面の 260m でした。地点 5（中瀬谷消防署出張所北側）は、すべての断面で渋滞が発生しており、最大は B 断面の 240m でした。地点 6（瀬谷中学校前）は、すべての断面で渋滞が発生しており、最大は D 断面の 600m でした。

表 6.10-9(1) 既存資料(土地区画整理事業)における現地調査結果(最大渋滞長:平日・休日)

調査地点 (交差点名)	流入 断面	流入 車線 構成	平日渋滞長最大時			休日渋滞長最大時		
			観測時間	滞留長 (m)	渋滞長 (m)	観測時間	滞留長 (m)	渋滞長 (m)
地点1 (目黒)	A	2	7:45~8:00	680	450	16:45~17:00	160	30
	B	2	12:30~12:45	200	100	10:15~10:30	130	70
	C	3	12:00~12:15	260	170	渋滞なし	—	—
	D	2	10:15~10:30	150	130	17:45~18:00	150	110
地点2 (目黒交番前)	A	3	16:15~16:30	130	90	12:45~13:00	110	60
	B	3	渋滞なし	—	—	渋滞なし	—	—
	C	3	8:00~8:15	270	110	渋滞なし	—	—
	D	2	12:00~12:15	450	350	渋滞なし	—	—
地点3 (上川井 IC)	A	2	6:30~6:45	130	30	渋滞なし	—	—
	B	2	6:00~6:15	380	190	渋滞なし	—	—
	C	2	10:00~10:15	70	30	渋滞なし	—	—
	D	2	8:00~8:15	150	20	10:00~10:15	80	20
地点4 (滝沢)	A	2	渋滞なし	—	—	渋滞なし	—	—
	B	3	渋滞なし	—	—	渋滞なし	—	—
	C	2	19:00~19:15	600	400	渋滞なし	—	—
地点4 (瀬谷土橋 公園入口)	A	2	18:15~18:30 18:45~19:00	350	250	渋滞なし	—	—
	B	3	6:45~7:00	60	20	9:00~9:15	80	50
	C	2	18:30~18:45	150	20	渋滞なし	—	—
地点5 (中瀬谷消防署 出張所北側)	A	1	8:00~8:15	530	480	10:45~11:00	180	60
	B	1	8:45~9:00	400	300	12:15~12:30	170	100
	C	1	15:00~15:15	70	20	16:45~17:00	150	70
地点6 (瀬谷中学校前)	A	3	12:00~12:15	200	90	14:45~15:00	150	20
	B	2	8:00~8:15	140	50	16:30~16:45	80	30
	C	3	6:45~7:00 7:15~7:30 8:15~8:30 8:30~8:45	150	90	15:15~15:30	130	40
	D	2	19:00~19:15	130	70	16:15~16:30	120	50

注1: 滞留長: 信号が赤から青に変わる瞬間に滞留している最後尾車両までの停止線からの距離を指します。本表では、最大渋滞長を記録した時間帯の渋滞長を示しています。

注2: 渋滞長: 滞留時最後尾車両が1回の青信号で交差点を通過できなかった場合の停止線からの距離を指します。1回の青信号で通過できた場合の渋滞長は0mとなります。本表は、調査を行った日の最大渋滞長を記録した時間帯を抽出しています。

表 6.10-9(2) 既存資料（土地区画整理事業）における現地調査結果（最大渋滞長：混雑時）

調査地点 (交差点名)	流入 断面	流入 車線 構成	混雑時渋滞長最大時		
			観測時間	滞留長 (m)	渋滞長 (m)
地点 1 (目黒)	A	2	17:00～17:15	500	160
	B	2	5:30～5:45	100	20
			7:00～7:15		
			17:15～17:30		
C	3	12:00～12:15	120	20	
D	2	13:15～13:30	260	210	
地点 2 (目黒交番前)	A	3	11:45～12:00	160	120
	B	3	渋滞なし	-	-
	C	3	8:30～8:45	110	20
	D	2	13:30～13:45	430	220
地点 3 (上川井 IC)	A	2	渋滞なし	-	-
	B	2	渋滞なし	-	-
	C	2	10:30～10:45	100	10
	D	2	17:30～17:45	140	30
地点 4 (滝沢)	A	2	11:15～11:30	430	300
	B	3	渋滞なし	-	-
	C	2	渋滞なし	-	-
地点 4 (瀬谷土橋公園入口)	A	2	11:15～11:30	350	260
	B	3	10:00～10:15	50	50
	C	2	渋滞なし	-	-
地点 5 (中瀬谷消防署出張所北側)	A	1	16:45～17:00	160	40
	B	1	14:30～14:45	350	240
	C	1	11:15～11:30	80	10
地点 6 (瀬谷中学校前)	A	3	11:30～11:45	210	60
	B	2	18:30～18:45	90	30
	C	3	14:15～14:30	170	40
	D	2	10:45～11:00	680	600

注 1：滞留長：信号が赤から青に変わる瞬間に滞留している最後尾車両までの停止線からの距離を指します。本表では、最大渋滞長を記録した時間帯の渋滞長を示しています。

注 2：渋滞長：滞留時最後尾車両が 1 回の青信号で交差点を通過できなかった場合の停止線からの距離を指します。1 回の青信号で通過できた場合の渋滞長は 0m となります。本表は、調査を行った日の最大渋滞長を記録した時間帯を抽出しています。

#### D 道路現況調査

地点1～6の道路現況調査結果（交差点形状、車線構成及び道路幅員）は、資料編（p. 資1.8-28～資1.8-43 参照）に示すとおりです。

#### E 飽和交通流率

飽和交通流率調査は、既存資料（土地区画整理事業）における現況交通量調査結果を踏まえ、地点1～6の6交差点を対象に行いました。飽和交通流率の実測値は、表6.10-10に示すとおりです。

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査で得られた各車線の飽和交通流率の実測値は、横断歩行者交通量調査結果を考慮した飽和交通流率の算定値に対し、平日は65.7～115.5%、休日は64.6～116.1%とされています。

表 6.10-10(1) 既存資料（土地区画整理事業）における現地調査結果(飽和交通流率：平日)

調査地点 (交差点名)	流入 断面	流入車線 構成	飽和交通流率			
			算定値(台) ①	実測値(台) ②	比率(%) ②/①	
地点 1 (目黒交差点)	A	左直	1,656	1,305	78.8	
		右	1,656	-	-	
	B	左直	1,672	1,391	83.2	
		右	1,546	1,324	85.6	
	C	左	1,253	1,075	85.8	
		直	1,784	1,340	75.1	
		右	1,654	1,643	99.3	
	D	左直	1,563	1,444	92.4	
		右	1,717	1,739	101.3	
	地点 2 (目黒交番前)	A	左直	1,916	1,651	86.2
直			1,926	1,515	78.7	
右			1,665	1,738	104.4	
B		左	1,377	1,076	78.1	
		直	1,792	1,361	75.9	
C		右	1,661	1,248	75.1	
		左直	1,760	1,359	77.2	
		直	1,932	1,536	79.5	
D		右	1,566	1,508	96.3	
		左直	1,726	1,330	77.1	
地点 3 (上川井 IC)		A	右	1,487	-	-
			左	1,515	1,330	87.8
	B	右	1,267	1,049	82.8	
		直	1,830	1,337	73.1	
	C	右	1,616	1,425	88.2	
		右	1,629	1,221	75.0	
D	直	1,866	1,410	75.6		
地点 4 (滝沢)	A	右	1,690	1,362	80.6	
		左直	1,663	1,540	92.6	
	B	直	1,656	1,490	90.0	
		右	1,948	1,577	81.0	
	C	右	1,406	-	-	
		左右	1,476	1,548	104.9	
地点 4 (瀬谷土橋公園入口)	A	右	1,735	1,581	91.1	
		左直	1,744	1,232	70.6	
	B	直	1,900	1,641	86.4	
		直	1,920	1,263	65.7	
	C	右	1,465	1,114	76.0	
		左	1,568	-	-	
地点 5 (中瀬谷消防署出張所北側)	A	右	1,730	1,616	93.4	
		直左	1,674	1,283	76.6	
	B	直右	1,646	1,282	77.9	
地点 6 (瀬谷学校前)	A	右左	1,505	1,426	94.8	
		左	960	-	-	
		直	1,828	1,712	93.7	
	B	右	1,620	-	-	
		左直	1,758	1,613	91.8	
	C	右	1,733	2,002	115.5	
		左	1,461	1,100	75.3	
		直	1,872	1,432	76.5	
	D	右	1,658	1,471	88.7	
		左直	1,656	1,273	76.9	
D	右	1,712	1,333	77.9		

注 1：飽和交通流率調査は、渋滞長調査結果を踏まえ「次の時間帯へ繰り越した最大値」の時間帯を含む 3 時間を抽出して実施しました。

注 2：表中の「-」は、自動車交通量調査において交通需要が十分に観測されなかったため、飽和交通流率調査を実施していないことを表します。

表 6.10-10(2) 既存資料（土地区画整理事業）における現地調査結果(飽和交通流率：休日)

調査地点 (交差点名)	流入 断面	流入車線 構成	飽和交通流率			
			算定値(台) ①	実測値(台) ②	比率(%) ②/①	
地点 1 (目黒交差点)	A	左直	1,713	1,326	77.4	
		右	1,737	1,395	80.3	
	B	左直	1,753	1,354	77.2	
		右	1,667	1,420	85.2	
	C	左	1,423	1,275	89.6	
		直	1,851	1,528	82.5	
		右	1,762	1,447	82.1	
	D	左直	1,683	1,364	81.0	
		右	1,730	1,443	83.4	
	地点 2 (目黒交番前)	A	左直	1,909	1,561	81.8
直			1,960	1,480	75.5	
右			1,712	1,722	100.6	
B		左	1,444	1,316	91.1	
		直	1,886	1,419	75.2	
		右	1,739	-	-	
C		左直	1,849	1,242	67.2	
		直	1,972	1,546	78.4	
		右	1,661	1,564	94.2	
D		左直	1,845	1,479	80.2	
		右	1,744	-	-	
地点 3 (上川井 IC)		A	左	1,626	1,600	98.4
	右		1,479	-	-	
	B	直	1,924	1,523	79.2	
		右	1,672	1,584	94.7	
	C	右	1,791	1,392	77.7	
		直	1,924	1,467	76.2	
	D	右	1,764	1,513	85.8	
		左直	1,757	1,509	85.9	
地点 4 (滝沢)	A	直	1,940	1,348	69.5	
		右	1,968	1,490	75.7	
	B	直	1,543	-	-	
		左右	1,445	1,146	79.3	
	C	右	1,789	1,419	79.3	
		左直	1,799	1,405	78.1	
地点 4 (瀬谷土橋公園入口)	A	直	1,938	1,666	86.0	
		右	1,952	1,478	75.7	
	B	直	1,750	1,464	83.7	
		左	1,613	-	-	
	C	右	1,778	1,585	89.1	
		直左	1,789	1,230	68.8	
	地点 5 (中瀬谷消防署出張所北側)	B	直右	1,823	1,177	64.6
		C	右左	1,528	1,310	85.7
地点 6 (瀬谷学校前)		A	左	1,552	1,802	116.1
	直		1,962	1,674	85.3	
	右		1,800	-	-	
	B	左直	1,836	1,690	92.0	
		右	1,787	1,920	107.4	
	C	左	1,519	1,371	90.3	
直		1,978	1,516	76.6		
右		1,769	1,452	82.1		
D	左直	1,680	1,357	80.8		
	右	1,768	-	-		

注 1：飽和交通流率調査は、渋滞長調査結果を踏まえ「次の時間帯へ繰り越した最大値」の時間帯を含む 3 時間を抽出して実施しました。

注 2：表中の「-」は、自動車交通量調査において交通需要が十分に観測されなかったため、飽和交通流率調査を実施していないことを表します。



F 交差点需要率(信号交差点)

現況の交差点需要率は、表 6.10-11 に示すとおりです。交差点需要率は、平日では地点 2 (目黒交番前) で 0.793、地点 5 (中瀬谷消防署出張所北側) で 0.700 の順で高い値を示しました。休日では地点 1 (目黒) で 0.680、地点 5 (中瀬谷消防署出張所北側) で 0.666 の順で高い値を示しました。混雑時では地点 2 (目黒交番前) で 0.666、地点 1 (目黒) で 0.642 の順で高い値を示しました。現況の交差点需要率は、交差点処理が困難とされる限界需要率を超える交差点はありませんでした。

また、車線の交通容量比については表 6.10-12 に示すとおりです。平日及び混雑時の地点 2 (目黒交番前) A 断面の右折専用車線で、1.0 を超過しており、通行可能な最大量を超えた交通量が発生している状態となっています。

表 6.10-11 既存資料(土地区画整理事業)における現況の交差点需要率(信号交差点)

時期	交差点名		時間帯 <sup>注1</sup>	交差点需要率 <sup>注2</sup>	限界需要率 <sup>注3</sup>
平日	地点 1	目黒	17:45~18:45	0.697	0.894
	地点 2	目黒交番前	17:00~18:00	0.793	0.900
	地点 3	上川井 IC	17:00~18:00	0.680	0.847
	地点 4	滝沢	18:00~19:00	0.474	0.878
		瀬谷土橋公園入口	17:30~18:30	0.502	0.913
	地点 5	中瀬谷消防署出張所北側	7:00~8:00	0.700	0.889
休日	地点 6	瀬谷中学校前	7:45~8:45	0.537	0.840
	地点 1	目黒	16:45~17:45	0.680	0.894
	地点 2	目黒交番前	16:45~17:45	0.612	0.894
	地点 3	上川井 IC	16:45~17:45	0.492	0.829
	地点 4	滝沢	15:45~16:45	0.357	0.900
		瀬谷土橋公園入口	15:45~16:45	0.332	0.900
地点 5	中瀬谷消防署出張所北側	16:30~17:30	0.666	0.882	
地点 6	瀬谷中学校前	14:30~15:30	0.520	0.840	
混雑時	地点 1	目黒	11:15~12:15	0.642	0.894
	地点 2	目黒交番前	16:45~17:45	0.666	0.897
	地点 3	上川井 IC	17:45~18:45	0.505	0.836
	地点 4	滝沢	17:30~18:30	0.449	0.878
		瀬谷土橋公園入口	15:45~16:45	0.442	0.908
	地点 5	中瀬谷消防署出張所北側	10:45~11:45	0.590	0.878
地点 6	瀬谷中学校前	11:15~12:15	0.508	0.840	

注 1:「時間帯」は交差点の流入交通量のピーク時間を示します。

注 2: 交差点需要率: 交差点需要率とは、交通流が単一な車線毎または交差点流入部毎に流入交通量を飽和交通流率で除した値で示されるその方向の交通流に対する必要な有効青時間の比率(交差点流入部の需要率)のうち、交差点の信号制御において同一の信号現示の中で同時に流れる交通流の需要率の最大値(現示の需要率)の合計で示される値です。信号制御の損失時間のために限界需要率(注 3)が上限となり、限界需要率を超えると交通流を捌くことができなくなります。

注 3: 限界需要率: 「(サイクル長-損失時間(黄色+赤色))/サイクル長」で算出される値であり、交差点の処理能力の上限を示します。

表 6.10-12 既存資料（土地区画整理事業）における現況の交通容量比

交差点名		断面	流入車線構成	車線の交通容量比 <sup>注1</sup>		
				平日	休日	混雑時
地点 1	目黒	A	左折・直進	0.809	0.969	0.790
			右折	0.278	0.184	0.389
		B	左折・直進	0.628	0.410	0.527
			右折	0.872	0.711	0.687
		C	左折	0.719	0.736	0.584
			直進	0.943	0.670	0.744
		D	右折	0.316	0.194	0.192
			左折・直進	0.492	0.559	0.433
地点 2	目黒交番前	A	左折・直進	0.603	0.426	0.500
			直進	0.603	0.426	0.500
			右折	1.116	0.913	1.054
		B	左折	0.279	0.245	0.294
			直進	0.815	0.729	0.639
			右折	0.287	0.140	0.191
		C	左折・直進	0.524	0.513	0.769
			直進	0.524	0.513	0.769
			右折	0.737	0.489	0.368
		D	左折・直進	0.984	0.770	0.745
			右折	0.031	0.054	0.010
		地点 3	上川井 IC	A	左折・右折	0.748
B	直進			0.865	0.592	0.582
	右折			0.786	0.653	0.679
C	右折			0.609	0.475	0.411
D	直進			0.626	0.517	0.624
	右折			0.319	0.293	0.230
地点 4	滝沢	A	左折・直進	0.512	0.386	0.540
			直進	0.512	0.386	0.540
		B	直進	0.418	0.363	0.436
			右折	0.044	0.037	0.023
		C	左折・右折	0.642	0.317	0.420
			右折	0.659	0.453	0.547
	瀬谷土橋公園入口	A	左折・直進	0.636	0.364	0.415
			直進	0.636	0.364	0.415
		B	直進	0.300	0.228	0.191
			右折	0.389	0.304	0.324
		C	左折	0.274	0.042	0.239
			右折	0.568	0.462	0.761
地点 5	中瀬谷消防署 出張所北側	A	直進・左折	0.919	0.801	0.645
		B	直進・右折	0.782	0.592	0.578
		C	右折・左折	0.634	0.818	0.885
地点 6	瀬谷中学校前	A	左折	0.324	0.192	0.188
			直進	0.556	0.543	0.599
			右折	0.057	0.084	0.069
		B	左折・直進	0.705	0.423	0.433
			右折	0.507	0.358	0.439
		C	左折	0.616	0.546	0.354
			直進	0.788	0.815	0.595
		D	右折	0.246	0.501	0.354
			左折・直進	0.816	0.730	0.933
				右折	0.282	0.133

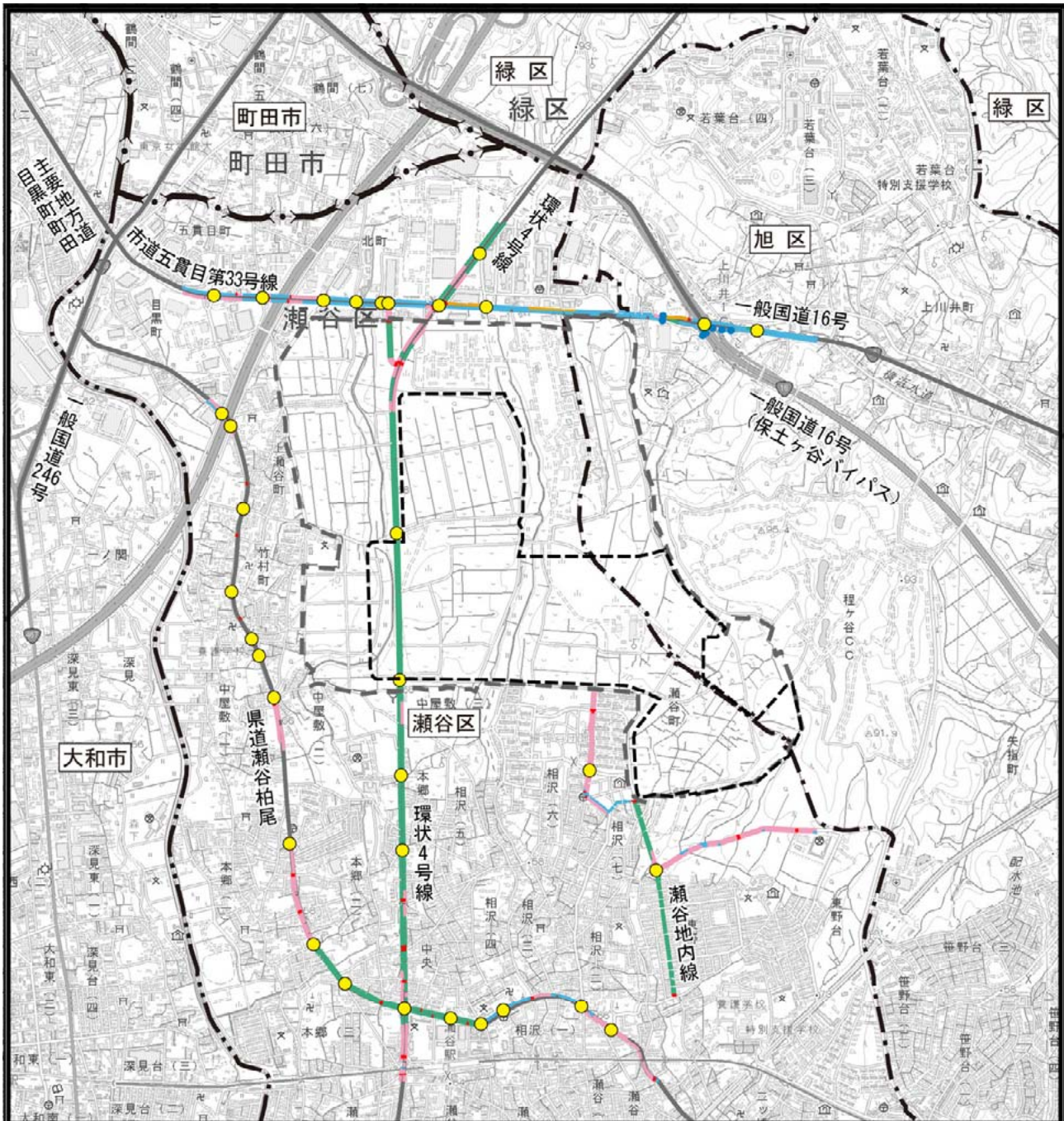
注1：車線の交通容量比：「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比です。1.0を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを示します。

#### ウ．交通安全対策の状況

対象事業実施区域及びその周辺の道路における歩車道分離状況及び信号機、横断歩道等の交通安全施設の整備状況は図 6.10-5 に示すとおりです。

対象事業実施区域及びその周辺の道路のうち、環状 4 号線（海軍通り）及び県道瀬谷柏尾（瀬谷駅付近）には、植栽帯が設けられマウントアップされた歩道が整備されています。市道五貫目第 33 号線はガードレールが設置されマウントアップされた歩道が整備されています。

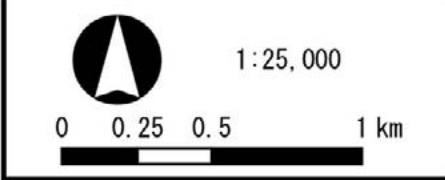
なお、深見第 228 号線（対象事業実施区域の南側に面する生活道路）や県道瀬谷柏尾の一部は歩道が整備されていません。



凡例

- 対象事業実施区域
- 土地区画整理事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界

- 信号機
- 横断歩道
- 歩道橋
- マウントアップ
- マウントアップ+ガードレール
- マウントアップ+植栽帯
- マウントアップ+植栽帯+ガードレール



※ この図は博覧会で活用を予定している道路の現状を示したものです。

図 6.10-5 交通安全施設の整備状況

エ. 交通事故の発生状況

横浜市全域及び対象事業実施区域が位置する瀬谷区及び旭区の令和3年における事故発生状況は、表 6.10-13 及び表 6.10-14 に示すとおりです。

表 6.10-13 対象事業実施区域周辺の類型別交通事故発生状況（令和3年）

単位：件

区分	車両相互							人対車両				単独	合計
	正面衝突	出合い頭	追突	右折	左折	その他	小計	横断中 横断歩道	歩道外横断	その他	小計		
横浜市全域	105	869	1,704	1,044	576	1,642	5,940	634	339	642	1,615	328	7,883
瀬谷区	6	51	77	48	46	86	314	20	13	18	51	10	375
旭区	7	51	99	95	38	92	382	40	32	43	115	22	519

資料：「横浜市内の交通事故統計 令和3年（2021年）」（横浜市道路局 令和4年5月）

表 6.10-14 区別交通事故発生状況（令和3年）

区分	交通事故件数（件）	死者（人）	負傷者（人）
横浜市全域	7,883	36	8,997
瀬谷区	375	2	419
旭区	519	1	606

資料：「横浜市内の交通事故統計 令和3年（2021年）」（横浜市道路局 令和4年5月）

歩行者の状況

ア. 歩行者等交通量調査の状況

横断歩道部における歩行者・自転車交通量については、既存資料（土地区画整理事業）において、地点1～6の6交差点で調査が実施されています。

既存資料（土地区画整理事業）において調査が実施された6交差点の交差点形状（断面位置）は図 6.10-6 に、調査結果は、表 6.10-15 に示すとおりです。

既存資料（土地区画整理事業）において調査が実施された6地点のうち、歩行者と自転車の合計数が最も多かったのは、平日は地点6（瀬谷中学校前）のキーク断面で2,200人・台/12時間であり、休日は地点6（瀬谷中学校前）のオーカ断面で1,717人・台/12時間であり、混雑時は地点4（瀬谷土橋公園入口）のウーエ断面で1,313人・台/12時間とされています。また、ピーク時間帯の最も歩行者・自転車交通量が多かったのは、平日は地点6（瀬谷中学校前）のキーク断面で734人・台/時間(7:30～8:30)であり、休日は地点6（瀬谷中学校前）のオーカ断面で206人・台/時間(16:15～17:15)であり、混雑時は地点6（瀬谷中学校前）のアーイ断面で122人・台/時間(16:30～17:30)とされています。

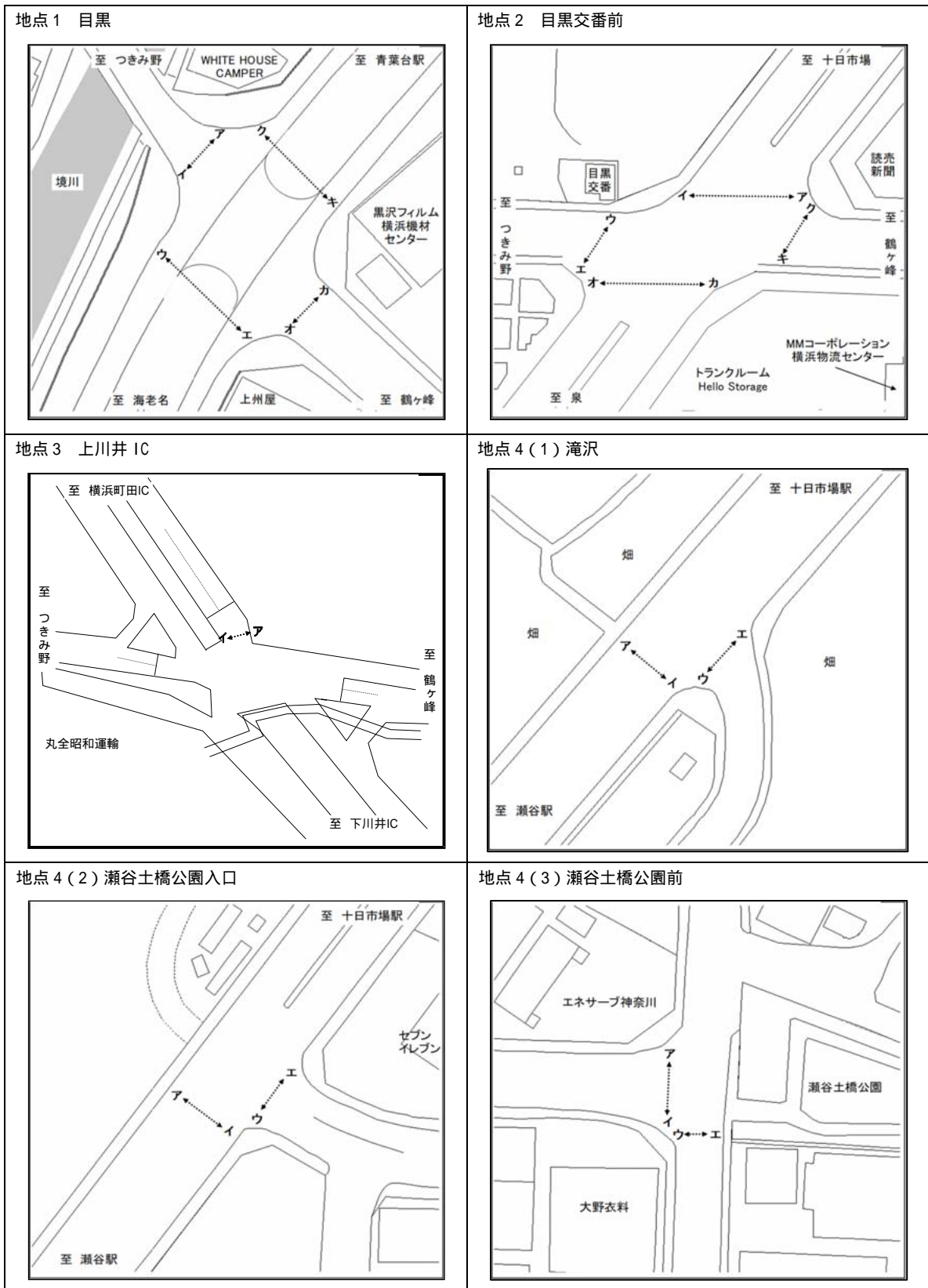


図 6.10-6(1) 交差点の断面位置

地点5 中瀬谷消防署出張所北側



地点6 瀬谷中学校前

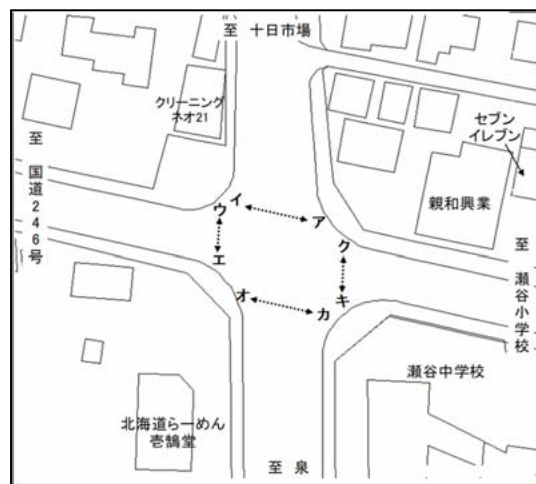


図 6.10-6(2) 交差点の断面位置

表 6.10-15(1) 既存資料(土地区画整理事業)における現地調査結果  
(歩道部歩行者等交通量:平日)

調査地点 (交差点名)	断面	24時間 (7-翌7時)			12時間 (7-19時)			ピーク時間帯		
		歩行者 (人)	自転車 (台)	計	歩行者 (人)	自転車 (台)	計	時間帯	歩行者・ 自転車 (人・台/ 時間)	
地点1 (目黒)	ア-イ	128	165	293	101	115	216	7:30~ 8:30	48	
	ウ-エ	228	264	492	178	169	347		108	
	オ-カ	93	107	200	68	70	138		24	
	キ-ク	218	310	528	139	207	346		74	
地点2 (目黒交番前)	ア-イ	91	176	267	81	123	204	7:45~ 8:45	59	
	ウ-エ	36	85	121	29	61	90		21	
	オ-カ	28	62	90	20	45	65		15	
	キ-ク	33	70	103	27	61	88		19	
地点3 (上川井 IC)	ア-イ	220	153	373	156	113	269	7:45~ 8:45	79	
地点4	滝沢	ア-イ	17	7	24	17	6	23	8:00~	2
		ウ-エ	142	313	455	119	251	370	9:00	91
	瀬谷土橋 公園入口	ア-イ	37	25	62	24	23	47	8:00~	6
		ウ-エ	126	275	401	84	232	316	9:00	89
	瀬谷土橋 公園前	ア-イ	94	33	127	80	23	103	12:00~	36
		ウ-エ	45	32	77	37	22	59	13:00	8
地点5 (中瀬谷消防署 出張所北側)	ア-イ	11	33	44	5	27	32	17:00~ 18:00	4	
	ウ-エ	27	78	105	17	63	80		18	
	オ-カ	101	196	297	51	110	161		40	
地点6 (瀬谷中学校前)	ア-イ	1,639	158	1,797	1,234	89	1,323	7:30~ 8:30	395	
	ウ-エ	1,156	203	1,359	947	162	1,109		198	
	オ-カ	2,063	208	2,271	1,539	158	1,697		341	
	キ-ク	2,451	362	2,813	1,967	233	2,200		734	



表 6.10-15(2) 既存資料(土地区画整理事業)における現地調査結果  
(歩道部歩行者等交通量:休日)

調査地点 (交差点名)	断面	24時間 (7-翌7時)			12時間 (7-19時)			ピーク時間帯		
		歩行者 (人)	自転車 (台)	計	歩行者 (人)	自転車 (台)	計	時間帯	歩行者・ 自転車 (人・台/ 時間)	
地点1 (目黒)	ア-イ	213	464	677	190	434	624	16:45~	75	
	ウ-エ	242	390	632	175	294	469		68	
	オ-カ	159	385	544	127	334	461	17:45	50	
	キ-ク	301	543	844	249	461	710		96	
地点2 (目黒交番前)	ア-イ	49	208	257	36	158	194	9:15~	14	
	ウ-エ	30	152	182	28	135	163		9	
	オ-カ	51	118	169	42	88	130	10:15	26	
	キ-ク	51	149	200	45	114	159		32	
地点3 (上川井IC)	ア-イ	157	192	349	114	157	271	14:45~ 15:45	40	
地点4	滝沢	ア-イ	10	9	19	8	9	17	10:15~	3
		ウ-エ	120	196	316	86	166	252	11:15	39
	瀬谷土橋 公園入口	ア-イ	30	10	40	20	9	29	10:15~	4
		ウ-エ	81	172	253	55	147	202	11:15	30
	瀬谷土橋 公園前	ア-イ	14	13	27	10	10	20	15:15~ 16:15,	5
		ウ-エ	9	11	20	8	6	14	15:30~ 16:30	2
地点5 (中瀬谷消防署 出張所北側)	ア-イ	36	48	84	34	40	74	9:45~	15	
	ウ-エ	56	96	152	48	81	129		25	
	オ-カ	260	282	542	197	200	397	10:45	40	
地点6 (瀬谷中学校前)	ア-イ	1,080	397	1,477	823	340	1,163	16:15~	135	
	ウ-エ	703	492	1,195	578	414	992		112	
	オ-カ	1,483	569	2,052	1,232	485	1,717	17:15	206	
	キ-ク	1,164	753	1,917	964	630	1,594		165	

表 6.10-15(3) 既存資料（土地区画整理事業）における現地調査結果  
 （歩道部歩行者等交通量：混雑時）

調査地点 (交差点名)	断面	24時間 (7-翌7時)			12時間 (7-19時)			ピーク時間帯		
		歩行者 (人)	自転車 (台)	計	歩行者 (人)	自転車 (台)	計	時間帯	歩行者・ 自転車 (人・台/ 時間)	
地点1 (目黒)	ア-イ	132	139	271	95	101	196	8:15~ 9:15	35	
	ウ-エ	110	126	236	64	80	144		25	
	オ-カ	86	147	233	66	111	177		43	
	キ-ク	217	215	432	167	149	316		61	
地点2 (目黒交番 前)	ア-イ	37	86	123	25	49	74	8:00~ 9:00	18	
	ウ-エ	24	25	49	20	17	37		13	
	オ-カ	39	51	90	25	35	60		9	
	キ-ク	23	58	81	15	32	47		7	
地点3 (上川井 IC)	ア-イ	155	78	233	119	53	172	7:15~ 8:15	38	
地点4	滝沢	ア-イ	22	12	34	21	11	32	7:30~ 8:30	3
		ウ-エ	132	296	428	113	248	361		54
	瀬谷土橋 公園入口	ア-イ	46	22	68	33	17	50	10:45~ 11:45	3
		ウ-エ	137	239	376	1,114	199	1,313		54
	瀬谷土橋 公園前	ア-イ	30	25	55	25	21	46	11:30~ 12:30	15
		ウ-エ	23	27	50	19	20	39		10
地点5 (中瀬谷消防 署出張所北 側)	ア-イ	10	11	21	10	10	20	7:00~ 8:00	3	
	ウ-エ	16	42	58	5	25	30		4	
	オ-カ	105	165	270	45	101	146		49	
地点6 (瀬谷中学校 前)	ア-イ	1,078	135	1,213	788	89	877	16:30~ 17:30	122	
	ウ-エ	525	203	728	413	157	570		80	
	オ-カ	1,075	138	1,213	902	118	1,020		95	
	キ-ク	729	240	969	606	181	787		90	

## 6.10.2 環境保全目標の設定

地域社会に係る環境保全目標は、表 6.10-16 に示すとおり設定しました。

表 6.10-16 環境保全目標(地域社会(交通混雑、歩行者の安全))

区分	環境保全目標
工事及び撤去における工事用車両の走行に伴う交通混雑(自動車)	周辺交通に著しい影響を及ぼさないこと。
工事及び撤去における工事中の歩行者・自転車の安全	歩行者・自転車の安全な通行が確保されること。
開催中における関係車両の走行に伴う交通混雑(自動車)	周辺交通に著しい影響を及ぼさないこと。
開催中における関係車両の走行に伴う歩行者・自転車の安全	歩行者・自転車の安全な通行が確保されること。

### 6.10.3 予測

#### (1) 工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）及び工事中の歩行者・自転車の安全

##### 予測項目

予測項目は、工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）及び工事中の歩行者・自転車の安全としました。

##### 予測地域・地点

予測地域は、工事用車両ルートとして想定される対象事業実施区域及びその周辺の道路並びに工事用車両と歩行者との交差頻度が高い工事施工ヤード周辺としました。

予測地点は、図 6.10-1 に示す、工事用車両ルートとして想定される主要交差点の4地点（地点1～4）としました。

なお、地点2（目黒交番前）、地点3（上川井IC）については、交差点構造の変更が予定されており、撤去中の予測は変更後の交差点構造で行いました。変更後の交差点の構造図は後述「(2) 開催における関係車両の走行に伴う交通混雑（自動車）及び歩行者・自転車の安全」（図 6.10-8、p6.10-55）に示すとおりです。

##### 予測時期

予測対象時期は、工事中及び撤去中とし、1日あたりの工事用車両の走行台数が最大となる時期（工事中…令和8年9月、撤去中…令和9年10月）としました。

また、同時期に工事が行われる土地区画整理事業の影響を考慮した予測も行いました。工事中は、他事業の工事用車両の走行が一定程度見込まれ、累積的な影響が生じる可能性があります。撤去中は、他事業の工事用車両の走行がほとんどなく、他事業による影響は小さいものと考えられます。以上のことから、累積的な影響の予測時期は、工事中のみとしました。工事中の予測時期は、本博覧会単体の予測時期と同じとしました。

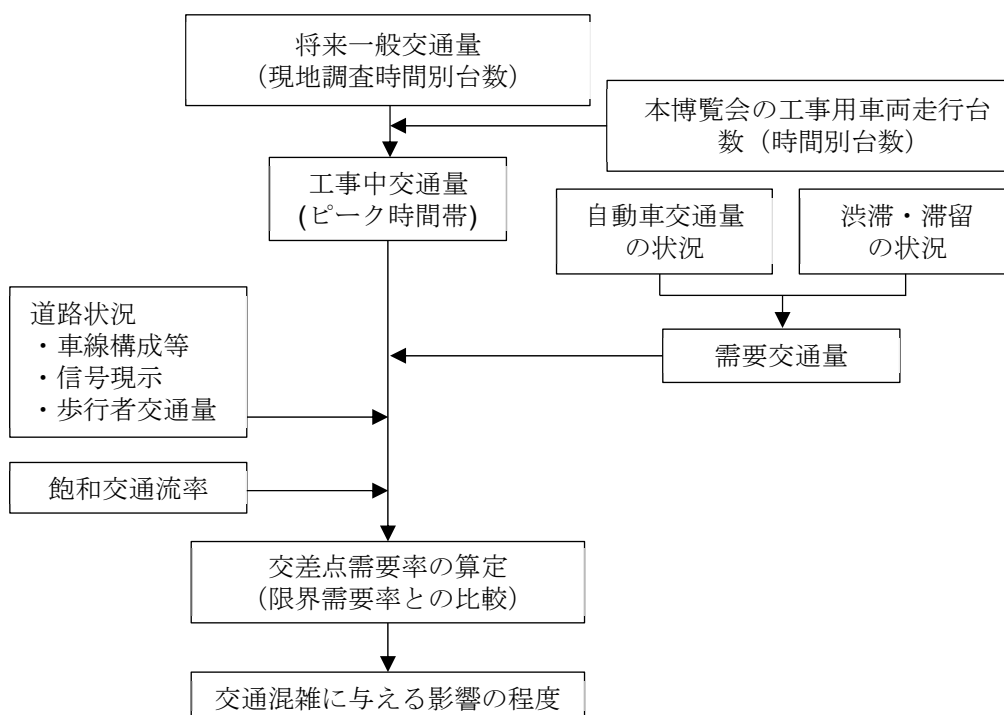
予測時期の設定根拠は資料編(p. 資 1.7-1～4 参照)に示すとおりです。

## 予測方法

工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）の予測手順は、図 6.10-7 に示すとおりです。各信号交差点への流入交通量の合計がピークとなる時間帯における信号交差点の交差点需要率を「改訂平面交差の計画と設計 基礎編 -計画・設計・交通信号制御の手引-」（一般社団法人交通工学研究会 平成 30 年 11 月）に示される方法に準拠して算出しました。

なお、交差点需要率の算定にあたって、飽和交通流率の設定は、表 6.10-10 に示す実測値を適用しました。飽和交通流率の実測値がない場合は、上記文献を参考に値を設定しました。

歩行者の安全については、現状の交通安全施設及び歩行者・自転車の状況の整理と、本博覧会で実施する施策等を整理することで定性的に予測しました。



注1：撤去中の予測手順は「工事中」を「撤去中」に読み替えるものとします。

図 6.10-7 予測手順（工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車））

## 予測条件

### ア. 交通量

予測対象時期における交通量は、表 6.10-17 に示すとおりです。

工事中交通量の算出にあたっては、予測対象時期の将来一般交通量<sup>注</sup>に本博覧会の工事用車両台数を加えて算出しました。

工事用車両台数は、本博覧会の工事用車両台数が最大となる月（工事中…令和 8 年 9 月、撤去中…令和 9 年 10 月）の台数を用いました（詳細は資料編 p. 資 1.7-2）参照）。

注：「(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価準備書」(令和 5 年 3 月、横浜市)では、対象事業実施区域周辺における近年の自動車交通量の推移は、概ね横ばい又は減少傾向にあるが、安全側の観点で、将来一般交通量として現地調査結果が設定されており、本博覧会も同様の考え方（平日又は休日の現地調査結果を設定）を採用しました。

表 6.10-17(1) 予測対象時点（工事中）の交通量

地点番号 (交差点名)	時期	工事中の ピーク時間帯	方向	将来一般交通量 (1時間あたり)		工事用車両台数 (1時間あたり)	
				大型車	小型車	大型車	小型車
地点 1 (目黒)	平日	17:00~18:00	CB	98	249	0	30
			CD	15	93	0	30
	休日	17:00~18:00	CB	38	349	0	30
			CD	2	64	0	30
地点 2 (目黒交番前)	平日	17:00~18:00	CA	10	188	0	61
			CB	3	49	0	60
			DA	3	7	0	124
	休日	17:00~18:00	CA	5	239	0	61
			CB	3	30	0	60
			DA	1	21	0	124
地点 3 (上川井 IC)	平日	17:00~18:00	AD	23	102	0	31
	休日	17:00~18:00	AD	6	73	0	31
地点 4 (滝沢)	平日	17:00~18:00	BA	34	684	0	31
			BC	11	15	0	124
	休日	17:00~18:00	BA	11	600	0	31
			BC	7	6	0	124
地点 4 (瀬谷土橋公園入口)	平日	17:00~18:00	BA	26	408	0	155
			BC	16	33	0	30
	休日	17:00~18:00	BA	13	391	0	155
			BC	5	43	0	30

表 6.10-17(2) 予測対象時点（撤去中）の交通量

地点番号 (交差点名)	時期	撤去中の ピーク時間帯	方向	将来一般交通量 (1時間あたり)		工事用車両台数 (1時間あたり)	
				大型車	小型車	大型車	小型車
地点 1 (目黒)	平日	17:00~18:00	CB	98	249	0	46
			CD	15	93	0	47
	休日	17:00~18:00	CB	38	349	0	46
			CD	2	64	0	47
地点 2 (目黒交番前)	平日	17:00~18:00	CA	10	188	0	93
	休日	17:00~18:00	CA	5	239	0	93
地点 3 (上川井 IC)	平日	17:00~18:00	BC	77	398	0	95
			BD	39	255	0	95
	休日	17:00~18:00	BC	43	351	0	95
			BD	13	209	0	95
地点 4 (滝沢)	平日	17:00~18:00	BA	34	684	0	47
	休日	17:00~18:00	BA	11	600	0	47
地点 4 (瀬谷土橋公園入口)	平日	17:00~18:00	BA	26	408	0	46
			BC	16	33	0	47
	休日	17:00~18:00	BA	13	391	0	46
			BC	5	43	0	47
地点 10	平日	17:00~18:00	CD	-	-	0	190
	休日	17:00~18:00	CD	-	-	0	190

注：地点 10 は新設される交差点であり将来交通量の基となる CD 方向の現況値がないため、撤去中交通量は工事用車両台数のみとしました。

イ. 交通規制等

工事用車両の走行ルートにおける交通規制等の状況は、現地調査において把握している現在の交通規制に従いました。

## 予測結果

### ア. 工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）

#### A 本博覧会の予測結果

##### a. 工事中

工事用車両の走行に伴う対象事業実施区域周辺の主要信号交差点におけるピーク時間帯の交差点需要率は表 6.10-18、車線の交通容量比は表 6.10-19 及び表 6.10-20 に示すとおりです。

工事中交通量による交差点需要率が最も高い交差点は、地点 2（目黒交番前）の平日 0.819 ですが、限界需要率を下回っています。また、現況交通量に対する工事中交通量の交差点需要率の増加量は最大で 0.046（休日の地点 2（目黒交番前））です。

平日休日を通じて車線の交通容量比が高い（1.0 を超過）交差点は、平日の地点 2（目黒交番前）の 1 車線（A 断面右折方向）ですが、この車線は、工事用車両のルートではないため、本博覧会による影響はありません。

交通混雑が想定される時間帯における工事関係者の退場時間を調整するなど、工事用車両の走行を適切に管理することから、工事用車両による各交差点への影響は小さいと考えます。

表 6.10-18 交差点需要率（信号交差点）（工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）：工事中）

時期	交差点名		時間帯 <sup>注1</sup>	交差点需要率 <sup>注4</sup>			限界 需要率 <sup>注5</sup>
				現況 <sup>注2</sup>	工事中 <sup>注3</sup>	増分	
				A	B	B-A	
平日	地点 1	目黒	17:00～18:00	0.629	0.629	0.000	0.889
	地点 2	目黒交番前	17:00～18:00	0.789	0.819	0.030	0.900
	地点 3	上川井 IC	17:00～18:00	0.680	0.702	0.022	0.847
	地点 4	滝沢	17:00～18:00	0.455	0.456	0.001	0.904
		瀬谷土橋公園入口	17:00～18:00	0.502	0.524	0.022	0.913
休日	地点 1	目黒	17:00～18:00	0.680	0.680	0.000	0.894
	地点 2	目黒交番前	17:00～18:00	0.612	0.658	0.046	0.894
	地点 3	上川井 IC	17:00～18:00	0.492	0.492	0.000	0.829
	地点 4	滝沢	17:00～18:00	0.363	0.374	0.011	0.900
		瀬谷土橋公園入口	17:00～18:00	0.310	0.348	0.038	0.900

注 1：「時間帯」は工事用車両運行時間帯での交差点の流入交通量のピーク時間を示します。

注 2：「現況」については、横浜市の土地区画整理事業の自動車交通量現地調査結果の値を基に算出しています。

注 3：「工事中」は将来一般交通量（現況交通量）に本博覧会において想定している工事中の工事用車両台数を加えた交通量にて検討した結果です。

注 4：「交差点需要率」とは、交通流が単一な車線毎または交差点流入部毎に流入交通量を飽和交通流率で除した値で示されるその方向の交通流に対する必要な有効時間の比率（交差点流入部の需要率）のうち、交差点の信号制御において同一の信号現示の中で同時に流れる交通流の需要率の最大値（現示の需要率）の合計で示される位です。信号制御の損失時間のために限界需要率（注 4）が上限となり、限界需要率を超えると交通流を捌くことができなくなります。

注 5：「限界需要率」とは、「(サイクル長－損失時間(黄色＋赤色))/サイクル長」で算出される値であり、交差点の処理能力の上限を示します。



表 6.10-19 車線の交通容量比（工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）：工事中/平日）

交差点名		断面	流入車線 構成	車線の交通容量比 <sup>注1</sup>		
				現況	工事中	増分
				A	B	B-A
地点 1	目黒	A	左折・直進	0.877	0.877	0.000
			右折	0.245	0.245	0.000
		B	左折・直進	0.526	0.526	0.000
			右折	0.780	0.780	0.000
		C	左折★	0.783	0.842	0.059
			直進	0.868	0.868	0.000
			右折★	0.254	0.319	0.065
		D	左折・直進	0.480	0.480	0.000
右折	0.679		0.679	0.000		
地点 2	目黒交番前	A	左折・直進	0.603	0.603	0.000
			直進	0.603	0.603	0.000
			右折	1.072	1.072	0.000
		B	左折	0.279	0.279	0.000
			直進	0.815	0.815	0.000
			右折	0.287	0.287	0.000
		C	左折・直進★	0.524	0.781	0.257
			直進★	0.524	0.781	0.257
			右折	0.737	0.737	0.000
		D	左折・直進	0.984	0.984	0.000
右折★	0.031		0.354	0.323		
地点 3	上川井 IC	A	左折・右折★	0.748	0.883	0.135
		B	直進	0.865	0.865	0.000
			右折	0.786	0.786	0.000
		C	右折	0.609	0.609	0.000
		D	直進	0.626	0.626	0.000
			右折	0.319	0.319	0.000
地点 4	滝沢	A	左折・直進	0.453	0.453	0.000
			直進	0.453	0.453	0.000
		B	直進★	0.403	0.420	0.017
			右折★	0.053	0.253	0.200
		C	左折・右折	0.606	0.606	0.000
			右折	0.631	0.631	0.000
	瀬谷土橋公園入口	A	左折・直進	0.636	0.636	0.000
			直進	0.636	0.636	0.000
		B	直進★	0.300	0.402	0.102
			右折★	0.389	0.581	0.192
C	左折	0.274	0.274	0.000		
	右折	0.568	0.568	0.000		

注1：網掛けは、交通容量比が1.0を上回ったことを示します。

注2：「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比です。1.0を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを表します。

注3：「★」は工事用車両の走行ルートであることを示します。

表 6.10-20 車線の交通容量比 ( 工事用車両の走行に伴う交通混雑 ( 自動車 ) : 工事中/休日 )

交差点名		断面	流入車線 構成	車線の交通容量比 <sup>注1</sup>		
				現況	工事中	増分
				A	B	B-A
地点 1	目黒	A	左折・直進	0.969	0.969	0.000
			右折	0.184	0.184	0.000
		B	左折・直進	0.410	0.410	0.000
			右折	0.711	0.711	0.000
		C	左折★	0.736	0.790	0.054
			直進	0.670	0.670	0.000
			右折★	0.194	0.280	0.086
		D	左折・直進	0.559	0.559	0.000
右折	0.806		0.806	0.000		
地点 2	目黒交番前	A	左折・直進	0.426	0.426	0.000
			直進	0.426	0.426	0.000
			右折	0.907	0.907	0.000
		B	左折	0.245	0.245	0.000
			直進	0.729	0.729	0.000
			右折	0.140	0.140	0.000
		C	左折・直進★	0.513	0.748	0.235
			直進★	0.513	0.748	0.235
			右折	0.489	0.489	0.000
		D	左折・直進	0.770	0.770	0.000
			右折★	0.054	0.350	0.296
		地点 3	上川井 IC	A	左折・右折★	0.328
B	直進			0.592	0.592	0.000
	右折			0.653	0.653	0.000
C	右折			0.475	0.475	0.000
D	直進			0.517	0.517	0.000
	右折			0.293	0.293	0.000
地点 4	滝沢	A	左折・直進	0.357	0.357	0.000
			直進	0.357	0.357	0.000
		B	直進★	0.364	0.382	0.018
			右折★	0.025	0.204	0.179
		C	左折・右折	0.257	0.257	0.000
			右折	0.470	0.470	0.000
	瀬谷土橋公園入口	A	左折・直進	0.313	0.313	0.000
			直進	0.313	0.313	0.000
		B	直進★	0.232	0.319	0.087
			右折★	0.298	0.473	0.175
C	左折	0.052	0.052	0.000		
	右折	0.460	0.460	0.000		

注 1 : 網掛けは、交通容量比が 1.0 を上回ったことを示します。(該当なし)

注 2 : 「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比です。1.0 を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを表します。

注 3 : 「★」は工事用車両の走行ルートであることを示します。

b. 撤去中

工事用車両の走行に伴う対象事業実施区域周辺の主要信号交差点における交差点需要率は表 6.10-21、車線の交通容量比は表 6.10-22 及び表 6.10-23 に示すとおりです。

撤去中交通量による交差点需要率が最も高い交差点は、地点 1（目黒）の休日 0.680 ですが、限界需要率を下回っています。また、現況交通量に対する撤去中交通量の交差点需要率の増加量は最大で 0.036（休日の地点 3（上川井 IC））です。

平日休日を通じて、車線の交通容量比が高い（1.0 を超過）交差点はありません。

交差点需要率の増加量が負値となっている交差点（地点 2、地点 3）がありますが、交差点形状の変更に起因するものです。なお、交通容量比についても同様です。また、現況交通量に対する撤去中交通量の車線の交通容量比の増加量は、最大で 0.704（平日の地点 2（目黒交番前）の B 断面左直方向）ですが、この車線は工事用車両の走行はありません。工事用車両が走行する車線の中での交通容量比の増加量の最大値は 0.299（平日の地点 4（瀬谷土橋公園入口）の B 断面右折方向）となっています。

交通混雑が想定される時間帯における工事関係者の退場時間を調整するなど、工事用車両の走行を適切に管理することから、工事用車両による各交差点への影響は小さいと考えます。

表 6.10-21 交差点需要率（信号交差点）（工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）：撤去中）

時期	交差点名		時間帯 <sup>注1</sup>	交差点需要率 <sup>注4</sup>			限界需要率 <sup>注5</sup>
				現況 <sup>注2</sup>	撤去中 <sup>注3</sup>	増分	
				A	B	B-A	
平日	地点 1	目黒	17:00~18:00	0.629	0.629	0.000	0.889
	地点 2	目黒交番前	17:00~18:00	0.789	0.332	-0.457	0.900
	地点 3	上川井 IC	17:00~18:00	0.680	0.655	-0.025	0.847
	地点 4	滝沢	17:00~18:00	0.455	0.457	0.002	0.904
		瀬谷土橋公園入口	17:00~18:00	0.502	0.536	0.034	0.913
	地点 10	-	17:00~18:00	-	0.191	-	0.518
休日	地点 1	目黒	17:00~18:00	0.680	0.680	0.000	0.894
	地点 2	目黒交番前	17:00~18:00	0.612	0.398	-0.214	0.894
	地点 3	上川井 IC	17:00~18:00	0.492	0.528	0.036	0.829
	地点 4	滝沢	17:00~18:00	0.363	0.379	0.016	0.900
		瀬谷土橋公園入口	17:00~18:00	0.310	0.339	0.029	0.900
	地点 10	-	17:00~18:00		0.176	-	0.518

注 1：「時間帯」は工事用車両運行時間帯での交差点の流入交通量のピーク時間を示します。

注 2：「現況」については、横浜市の土地区画整理事業の自動車交通量現地調査結果の値を基に算出しています。

注 3：「撤去中」は将来一般交通量（現況交通量）に本博覧会において想定している撤去中の工事用車両台数を加えた交通量にて検討した結果です。

注 4：「交差点需要率」とは、交通流が単一な車線毎または交差点流入部毎に流入交通量を飽和交通流率で除した値で示されるその方向の交通流に対する必要な有効時間の比率（交差点流入部の需要率）のうち、交差点の信号制御において同一の信号現示の中で同時に流れる交通流の需要率の最大値（現示の需要率）の合計で示される値です。信号制御の損失時間のために限界需要率（注 4）が上限となり、限界需要率を超えると交通流を捌くことができなくなります。

注 5：「限界需要率」とは、「(サイクル長-損失時間(黄色+赤色))/サイクル長」で算出される値であり、交差点の処理能力の上限を示します。

表 6.10-22 車線の交通容量比（工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）：撤去中/平日）

交差点名		断面	流入車線構成	車線の交通容量比		
				現況	撤去中	増分
				A	B	B-A
地点 1	目黒	A	左折・直進	0.877	0.877	0.000
			右折	0.245	0.245	0.000
		B	左折・直進	0.526	0.526	0.000
			右折	0.780	0.780	0.000
		C	左折★	0.783	0.871	0.088
			直進	0.868	0.868	0.000
		D	右折★	0.254	0.356	0.102
			左折・直進	0.480	0.480	0.000
地点 2	目黒交番前	A	左折・直進	0.603	0.004	-0.599
			直進	0.603	なし	-
			右折	1.072	0.837	-0.235
		B	左折（左直）	0.279	0.983	0.704
			直進	0.815	0.983	0.168
			右折	0.287	0.424	0.137
		C	左折・直進★	0.524	0.060	-0.464
			直進★	0.524	なし	-
			右折	0.737	0.533	-0.204
		D	左折・直進	0.984	0.954	-0.030
			（直進）		0.954	-
			右折	0.031	0.058	0.027
地点 3	上川井 IC	A	左折・右折	0.748	0.801	0.053
			（右折）	-	0.198	-
		B	（左折）	-	0.029	-
			直進★	0.865	0.461	-0.404
		C	右折★	0.786	0.983	0.197
			（左折可）	-	0.259	-
		D	右折	0.609	0.813	0.204
			（左折可）	-	0.054	-
地点 4	滝沢	A	左折・直進	0.453	0.453	0.000
			直進	0.453	0.453	0.000
		B	直進★	0.403	0.429	0.026
			右折	0.053	0.053	0.000
		C	左折・右折	0.606	0.606	0.000
			右折	0.631	0.631	0.000
	瀬谷土橋公園入口	A	左折・直進	0.636	0.636	0.000
			直進	0.636	0.636	0.000
		B	直進★	0.300	0.331	0.031
			右折★	0.389	0.688	0.299
		C	左折	0.274	0.274	0.000
			右折	0.568	0.568	0.000
地点 10	-	A	左折・直進	-	0.010	-
			右折	-	0.000	-
		B	左折・直進	-	0.845	-
			直進	-	0.845	-
		C	右折	-	0.000	-
			左折・直進	-	0.000	-
		D	右折★	-	0.149	-
			左折	-	0.000	-
		D	直進	-	0.829	-
			右折	-	0.024	-

注 1：網掛けは、交通容量比が 1.0 を上回ったことを示します。

注 2：「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比です。1.0 を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを表します。

注 3：「★」は工事用車両の走行ルートであることを示します。

表 6.10-23 車線の交通容量比（工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）：撤去中/休日）

交差点名		断面	流入車線構成	車線の交通容量比		
				現況	撤去中	増分
				A	B	B-A
地点 1	目黒	A	左折・直進	0.969	0.969	0.000
			右折	0.184	0.184	0.000
		B	左折・直進	0.410	0.410	0.000
			右折	0.711	0.711	0.000
		C	左折★	0.736	0.819	0.083
			直進	0.670	0.670	0.000
		D	右折★	0.194	0.329	0.135
			左折・直進	0.559	0.559	0.000
地点 2	目黒交番前	A	左折・直進	0.426	0.010	-0.416
			直進	0.426	なし	-
			右折	0.907	0.682	-0.225
		B	左折（左直）	0.245	0.838	0.593
			直進	0.729	0.838	0.109
			右折	0.140	0.269	0.129
		C	左折・直進★	0.513	0.258	-0.255
			直進★	0.513	なし	-
			右折	0.489	0.344	-0.145
		D	左折・直進	0.770	0.723	-0.047
			（直進）	-	0.723	-
			右折	0.054	0.098	0.044
地点 3	上川井 IC	A	左折・右折	0.328	0.396	0.068
			（右折）	-	0.096	-
		B	（左折）	-	0.009	-
			直進★	0.592	0.324	-0.268
		C	右折★	0.653	0.798	0.145
			（左折可）	-	0.243	-
		D	右折	0.475	0.712	0.237
			（左折可）	-	0.048	-
地点 4	滝沢	A	左折・直進	0.357	0.357	0.000
			直進	0.357	0.357	0.000
		B	直進★	0.364	0.392	0.028
			右折	0.025	0.025	0.000
		C	左折・右折	0.257	0.257	0.000
			右折	0.470	0.470	0.000
	瀬谷土橋公園入口	A	左折・直進	0.313	0.313	0.000
			直進	0.313	0.313	0.000
		B	直進★	0.232	0.258	0.026
			右折★	0.298	0.563	0.265
		C	左折	0.052	0.052	0.000
			右折	0.460	0.460	0.000
地点 10	-	A	左折・直進	-	0.010	-
			右折	-	0.000	-
		B	左折・直進	-	0.753	-
			直進	-	0.753	-
		C	右折	-	0.000	-
			左折・直進	-	0.000	-
		D	右折★	-	0.149	-
			左折	-	0.000	-
D	直進	-	0.738	-		
	右折	-	0.014	-		

注 1：網掛けは、交通容量比が 1.0 を上回ったことを示します。（該当なし）

注 2：「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比です。1.0 を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを表します。

注 3：「★」は工事用車両の走行ルートであることを示します。

## B 他事業を考慮した予測結果

工事中車両の走行に伴う対象事業実施区域周辺の主要信号交差点におけるピーク時間帯の交差点需要率は表 6.10-24、車線の交通容量比は表 6.10-25 及び表 6.10-26 に示すとおりです。

工事中交通量による交差点需要率が最も高い交差点は、地点 2（目黒交番前）の平日 0.844 ですが、限界需要率を下回っています。また、現況交通量に対する工事中交通量の交差点需要率の増加量は最大で 0.073（休日の地点 2（目黒交番前））です。

他事業を考慮した予測においても、本博覧会のみの場合と同様、工事中車両の通過ルート上で車線の交通容量比が 1.0 を上回る車線はなく、他事業を考慮した場合の各交差点への影響はありません。また、現況交通量に対する工事中交通量の車線の交通容量比の増加量は、最大で 0.410（平日の地点 2（目黒交番前）の C 断面左折/直進方向）となっています。

交通混雑が想定される時間帯における工事関係者の退場時間を調整するなど、工事中車両の走行を適切に管理することから、工事中車両による各交差点への影響は小さいと考えます。

表 6.10-24 交差点需要率（信号交差点）（工事中車両の走行に伴う交通混雑(自動車)  
：他事業を考慮した予測）

時期	交差点名		時間帯 <sup>注1</sup>	交差点需要率 <sup>注4</sup>			限界 需要率 <sup>注5</sup>
				現況 <sup>注2</sup>	他事業を 考慮した 工事中 <sup>注3</sup>	増分	
				A	B	B-A	
平日	地点 1	目黒	17:00～18:00	0.629	0.638	0.009	0.889
	地点 2	目黒交番前	17:00～18:00	0.789	0.844	0.055	0.900
	地点 3	上川井 IC	17:00～18:00	0.680	0.727	0.047	0.847
	地点 4	滝沢	17:00～18:00	0.455	0.467	0.012	0.904
		瀬谷土橋公園入口	17:00～18:00	0.502	0.532	0.030	0.913
休日	地点 1	目黒	17:00～18:00	0.680	0.680	0.000	0.894
	地点 2	目黒交番前	17:00～18:00	0.612	0.685	0.073	0.894
	地点 3	上川井 IC	17:00～18:00	0.492	0.502	0.010	0.829
	地点 4	滝沢	17:00～18:00	0.363	0.391	0.028	0.900
		瀬谷土橋公園入口	17:00～18:00	0.310	0.375	0.065	0.900

注 1：「時間帯」は工事中車両運行時間帯での交差点の流入交通量のピーク時間を示します。

注 2：「現況」は将来一般交通量(現況交通量)のみで見たときのピーク時間における値です。

注 3：「工事中」は将来一般交通量(現況交通量)に本博覧会において想定している工事中の工事中車両台数及び他事業の工事中車両台数を加えた交通量にて検討した結果です。

注 4：「交差点需要率」とは、交通流が単一な車線毎または交差点流入部毎に流入交通量を飽和交通流率で除した値で示されるその方向の交通流に対する必要な有効時間の比率(交差点流入部の需要率)のうち、交差点の信号制御において同一の信号現示の中で同時に流れる交通流の需要率の最大値(現示の需要率)の合計で示される位です。信号制御の損失時間のために限界需要率(注 4)が上限となり、限界需要率を超えると交通流を捌くことができなくなります。

注 5：「限界需要率」とは、「(サイクル長-損失時間(黄色+赤色))/サイクル長」で算出される値であり、交差点の処理能力の上限を示します。

表 6.10-25 車線の交通容量比（工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）  
：他事業を考慮した予測/平日）

交差点名	断面	流入車線 構成	車線の交通容量比 <sup>注1</sup>			
			現況	他事業を 考慮した 工事中	増分	
			A	B	B-A	
地点 1	目黒	A	左折・直進	0.877	0.877	0.000
			右折	0.245	0.262	0.017
		B	左折・直進	0.526	0.526	0.000
			右折	0.780	0.780	0.000
		C	左折★	0.783	0.874	0.091
			直進★	0.868	0.899	0.031
			右折★	0.254	0.353	0.099
		D	左折・直進	0.480	0.480	0.000
右折	0.679		0.679	0.000		
地点 2	目黒交番前	A	左折・直進	0.603	0.603	0.000
			直進	0.603	0.603	0.000
			右折	1.072	1.072	0.000
		B	左折	0.279	0.279	0.000
			直進	0.815	0.815	0.000
			右折	0.287	0.287	0.000
		C	左折・直進★	0.524	0.934	0.410
			直進★	0.524	0.934	0.410
			右折★	0.737	0.860	0.123
		D	左折・直進	0.984	0.984	0.000
右折★	0.031		0.440	0.409		
地点 3	上川井 IC	A	左折・右折★	0.748	0.981	0.233
		B	直進★	0.865	0.880	0.015
			右折★	0.786	0.795	0.009
		C	右折	0.609	0.609	0.000
		D	直進	0.626	0.626	0.000
			右折	0.319	0.319	0.000
地点 4	滝沢	A	左折・直進	0.453	0.453	0.000
			直進	0.453	0.453	0.000
		B	直進★	0.403	0.448	0.045
			右折★	0.053	0.290	0.237
		C	左折・右折	0.606	0.606	0.000
			右折	0.631	0.631	0.000
	瀬谷土橋公園入口	A	左折・直進	0.636	0.636	0.000
			直進	0.636	0.636	0.000
		B	直進★	0.300	0.452	0.152
			右折★	0.389	0.657	0.268
C	左折	0.274	0.274	0.000		
	右折	0.568	0.568	0.000		

注1：網掛けは、交通容量比が1.0を上回ったことを示します。

注2：「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比です。1.0を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを表します。

注3：「★」は工事用車両の走行ルートであることを示します。

表 6.10-26 車線の交通容量比（工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）  
：他事業を考慮した予測/休日）

交差点名	断面	流入車線 構成	車線の交通容量比 <sup>注1</sup>				
			現況	他事業を 考慮した 工事中	増分		
			A	B	B-A		
地点 1	目黒	A	左折・直進	0.969	0.969	0.000	
			右折	0.184	0.191	0.007	
		B	左折・直進	0.410	0.410	0.000	
			右折	0.711	0.711	0.000	
		C	左折★	0.736	0.820	0.084	
			直進★	0.670	0.697	0.027	
	D	右折★	0.194	0.327	0.133		
		左折・直進	0.559	0.559	0.000		
	地点 2	目黒交番前	A	左折・直進	0.426	0.426	0.000
				直進	0.426	0.426	0.000
右折				0.907	0.907	0.000	
B			左折	0.245	0.245	0.000	
			直進	0.729	0.729	0.000	
			右折	0.140	0.140	0.000	
C		左折・直進★	0.513	0.887	0.374		
		直進★	0.513	0.887	0.374		
D		右折★	0.489	0.619	0.130		
		左折・直進	0.770	0.770	0.000		
地点 3	上川井 IC	A	左折・右折★	0.328	0.495	0.167	
			直進★	0.592	0.607	0.015	
		B	右折★	0.653	0.662	0.009	
			右折	0.475	0.475	0.000	
		D	直進	0.517	0.517	0.000	
			右折	0.293	0.293	0.000	
	地点 4	滝沢	A	左折・直進	0.357	0.357	0.000
				直進	0.357	0.357	0.000
			B	直進★	0.364	0.413	0.049
				右折★	0.025	0.237	0.212
C			左折・右折	0.257	0.257	0.000	
			右折	0.470	0.470	0.000	
瀬谷土橋公園入口		A	左折・直進	0.313	0.313	0.000	
			直進	0.313	0.313	0.000	
		B	直進★	0.232	0.361	0.129	
			右折★	0.298	0.539	0.241	
C	左折	0.052	0.052	0.000			
	右折	0.460	0.460	0.000			

注1：網掛けは、交通容量比が1.0を上回ったことを示します。（該当なし）

注2：「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比です。1.0を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを表します。

注3：「★」は工事用車両の走行ルートであることを示します。



#### イ. 工事用車両の走行に伴う歩行者の安全

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査結果は、平日では地点2（目黒交番前）のB断面で18,309台/12h、次いで地点1（目黒）のC断面で16,829台/12hでした。休日では地点2（目黒交番前）のB断面で16,664台/12h、次いで地点1（目黒）のC断面で16,283台/12hでした。また、混雑時では地点1（目黒）のC断面で17,234台/12h、次いで地点2（目黒交番前）のB断面で17,166台/12hでした。

ピーク時交差点総流入台数は、平日、休日及び混雑時ともに地点2（目黒交番前）が最大であり、平日は2,549台/1時間、休日は2,218台/1時間、混雑時は2,349台/1時間でした。

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査で得た各車線の飽和交通流率の実測値は、横断歩行者交通量調査結果を考慮した飽和交通流率の算定値に対し、平日は65.7～115.5%、休日は64.6～116.1%でした。

対象事業実施区域及びその周辺の道路のうち、環状4号線（海軍通り）及び県道瀬谷柏尾（瀬谷駅付近）には、植栽帯が設けられマウントアップされた歩道が整備されています。市道五貫目第33号線はガードレールが設置されマウントアップされた歩道が整備されています。

工事用車両の主な走行ルートである環状4号線及び市道五貫目第33号線においては、ほとんどの箇所で歩行者と自動車が分離されています（前掲図 6.10-5（p.6.10-32）参照）。

以上より、歩行者等の安全は、確保されるものと考えます。

## (2) 開催における関係車両の走行に伴う交通混雑（自動車）及び歩行者・自転車の安全

### 予測項目

予測項目は、関係車両の走行に伴う交通混雑（自動車）及び開催中の歩行者・自転車の安全としました。

また、会場隣接駐車場入口に来場車両が集中することで、周辺交通へ影響を及ぼす可能性があるため、会場隣接駐車場付近を対象とする滞留長の予測も行いました。

### 予測地域・地点

予測地域は関係車両の走行ルートとして想定される対象事業実施区域及びその周辺の道路としました。

予測地点は、図 6.10-1 に示すとおり、関係車両の走行ルートとして想定される主要交差点（地点 1～6、地点 9～12）の 10 地点及び、1 断面（地点 7）としました。

なお、地点 2（目黒交番前）、地点 3（上川井 IC）及び地点 5（中瀬谷消防署出張所北側）交差点については、交差点構造の変更が予定され、地点 9 は新設されるため、将来の交差点構造で予測しました。これらの交差点の構造図は図 6.10-8 に示すとおりです。

地点 8 については、開催期間中は東方向と南方向のみ通行を可能とするため、予測対象外としました。

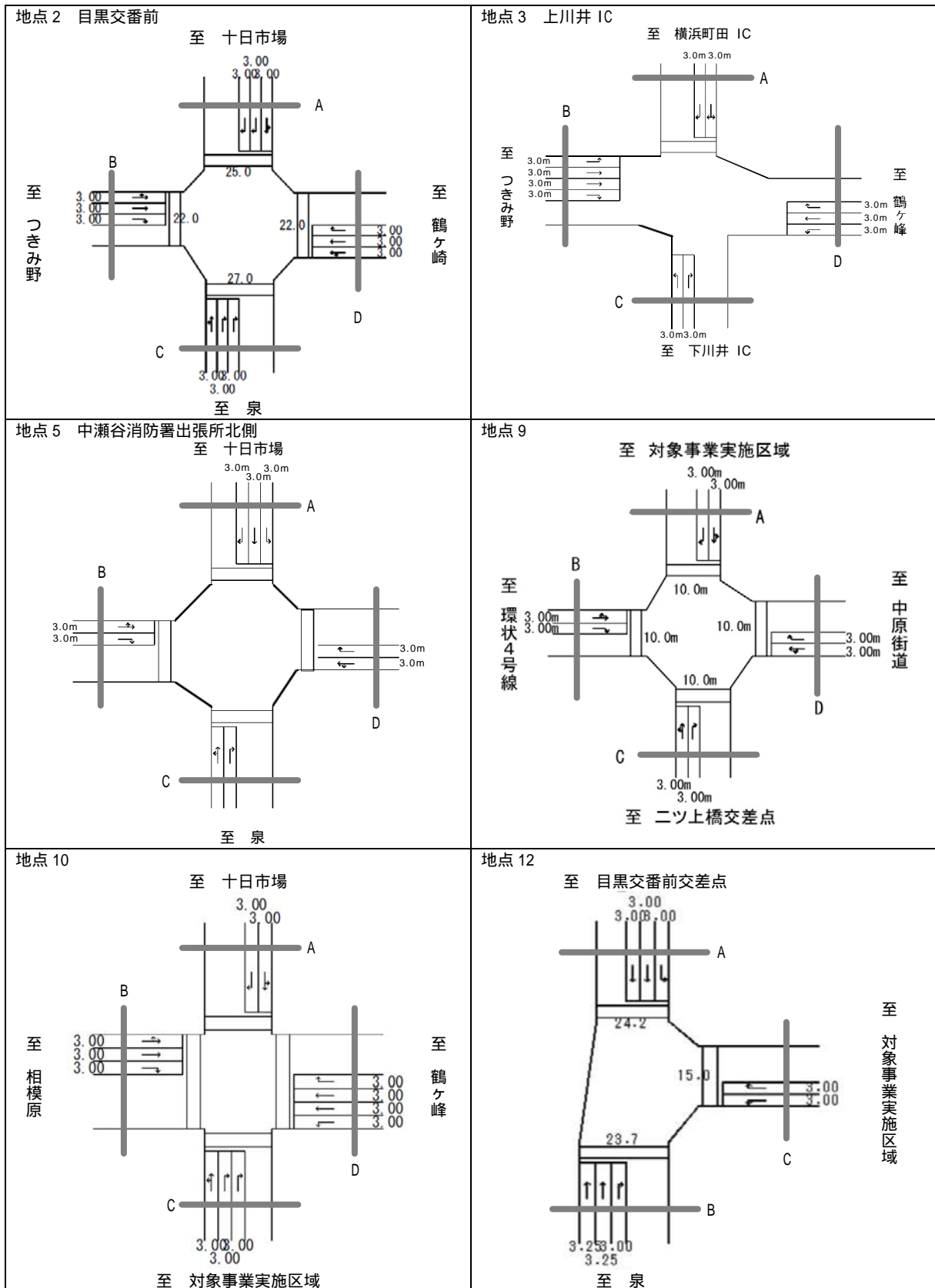
また、会場隣接駐車場付近を対象とする滞留長の予測については、会場隣接駐車場の出入口付近を予測地点としました。

### 予測時期

予測対象時期は、開催期間の利用ピーク時期としました。

開催中においては、他事業（土地区画整理事業）の工事用車両の走行が生じる可能性があります。その台数は最大で 18 台/日程度と想定されます。本博覧会の関係車両の台数と比べて小さいため、他事業との累積的な影響を考慮した場合の影響の程度は、本博覧会のみによる影響と同程度であると考えられます。また、影響が最大となる利用ピーク時期は、開催中に 10 日程度（表 6.10-27）と限られます。

以上のことを踏まえ、開催中の他事業との累積的な影響の予測は行わないこととしました。



注：地点9については、開催中はB断面が未開通であり3差路となっています。博覧会終了後、将来的には十字路として供用される予定です。  
 地点2については、AC及びCA方向に立体交差が併設される条件としています。

図 6.10-8 将来交差点構造

## 予測方法

関係車両の走行に伴う交通混雑の予測手順は、図 6.10-9 に示すとおりです。各信号交差点への流入交通量の合計がピークとなる時間帯における信号交差点の交差点需要率を「改訂 平面交差の計画と設計 基礎編 -計画・設計・交通信号制御の手引-」（一般社団法人交通工学研究会、平成 30 年 11 月）に示される方法に準拠して算出しました。交差点需要率の算定にあたって、飽和交通流率の基本値の設定は、既存資料（土地区画整理事業）による実測値を用いました。なお、開催時については、実態に即した予測となるよう、本博覧会の開催される期間であることを考慮し、既存資料（土地区画整理事業）ではなく、利用ピーク時期の予測交通量を推計して予測を行いました（資料編 p. 資 1.8-46 参照）。

また、単路である地点 7 については流入交通量がピークとなる時間帯における単路部の交通容量比を「道路の交通容量」（社）日本道路協会 昭和 59 年 9 月）に示される方法に準拠して算出しました。無信号交差点である交差点 11 については、「平面交差の計画と設計 基礎編」（社）交通工学研究会、平成 30 年 11 月）を参考に、主道路を走行する自動車の間隙を見計らい円滑に流入できるかをモデル化した手法で算出しました。

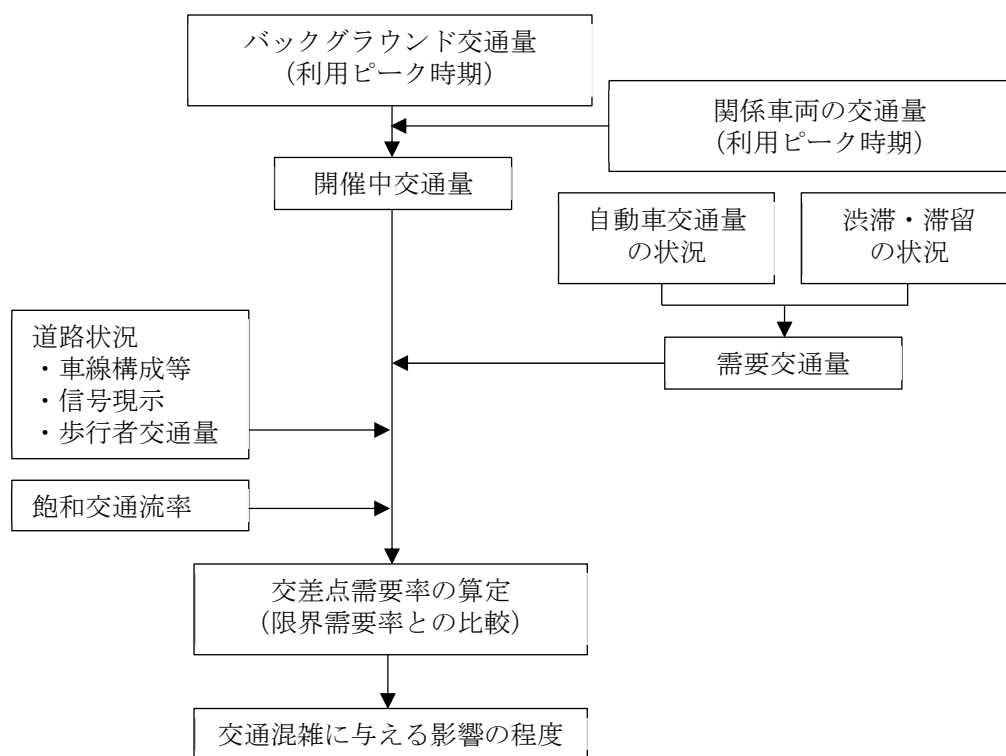


図 6.10-9 予測手順（関係車両の走行に伴う交通混雑（自動車））

駐車場出入口における渋滞予測は、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成 19 年 2 月 1 日、経済産業省告示 16 号）に示された「各入口に必要な入庫待ちスペース」の算定式に基づき、時間当たりに駐車場入り口に流入する車両台数とゲート等の処理速度から発生する滞留長と待ちスペースとの比較等により予測しました。

歩行者の安全については、現状の交通安全施設の整理と、土地区画整理事業で実施する安全対策等を整理することで定性的に予測しました。

### 予測条件

#### ア. 交通量

開催中の交通量は、利用ピーク時期の台数を基に設定しました。多客日（10.5万人）における輸送機関別の来場者数及び来場車両の想定は表 6.10-27 に示すとおりであり（パークアンドライドを含む）、鉄道駅からのシャトルバスの想定は表 6.10-28 に示すとおりです。関係車両の交通量の詳細は、資料編（p. 資 1.8-44 参照）に示しています。

なお、交通量の予測にあたっては、過去の園芸博覧会における時間別の入退場者数の実績等を参考に推計しており、現時点での本博覧会の多客日における時間別滞在者数の想定については、図 6.10-10 に示すとおりです。

表 6.10-27 多客日における輸送機関別の来場者数及び来場車両台数

輸送の分類	来場者の想定（1日当たり）				
	自家用車	団体バス	公共交通	徒歩等	総数
多客日(10.5万人) 10日程度	約 43,000 人 (約 14,300 台)	約 16,000 人 (約 500 台)	約 40,000 人	約 6,000 人	約 105,000 人

注：現時点での想定であり、今後、関係機関等との調整による変更する可能性があります。

表 6.10-28 鉄道駅からの発着シャトルバス台数

駅名	台数
瀬谷駅	約 700 延台/日
三ツ境駅	約 350 延台/日
南町田グランベリーパーク駅	約 650 延台/日
十日市場駅	約 900 延台/日
合計	約 2,600 延台/日

注：現時点での想定であり、今後関係機関等との調整による変更の可能性があります。

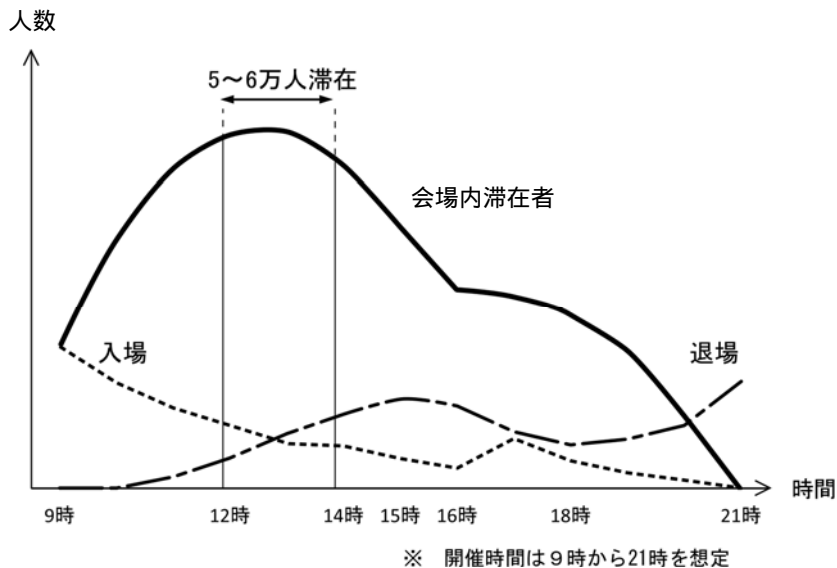


図 6.10-10 多客日における時間別滞在者数のイメージ

イ. 交通規制等

関係車両の主な走行ルートにおける交通規制等の状況は、現地調査において把握している現在の交通規制に従いました。また、地点2（目黒交番前）、地点3（上川井IC）及び地点5（中瀬谷消防署出張所北側）交差点については、将来、交差点構造の変更が予定されているため、将来の交差点構造で予測しました。信号現示は、本博覧会の開催時の交通状況を想定して設定しました。

なお、会場隣接駐車場やバスターミナルにおける車両（自家用車、団体バス、公共交通（シャトルバス））の出入りについては、左折を基本とし、右折が必要な場合は信号を経由することを予測条件としています（関係機関等と調整中）。

ウ. 駐車場出入口付近における予測に関する予測諸元

駐車場出入口付近における予測に関する予測諸元は、表 6.10-29、出入口までの進入経路は図 6.10-11 に示すとおりです。

駐車場のゲートについては現在検討中であり、滞留長の算定にあたっては、ゲート数は1基、処理速度は8秒/台<sup>注</sup>として設定しました。

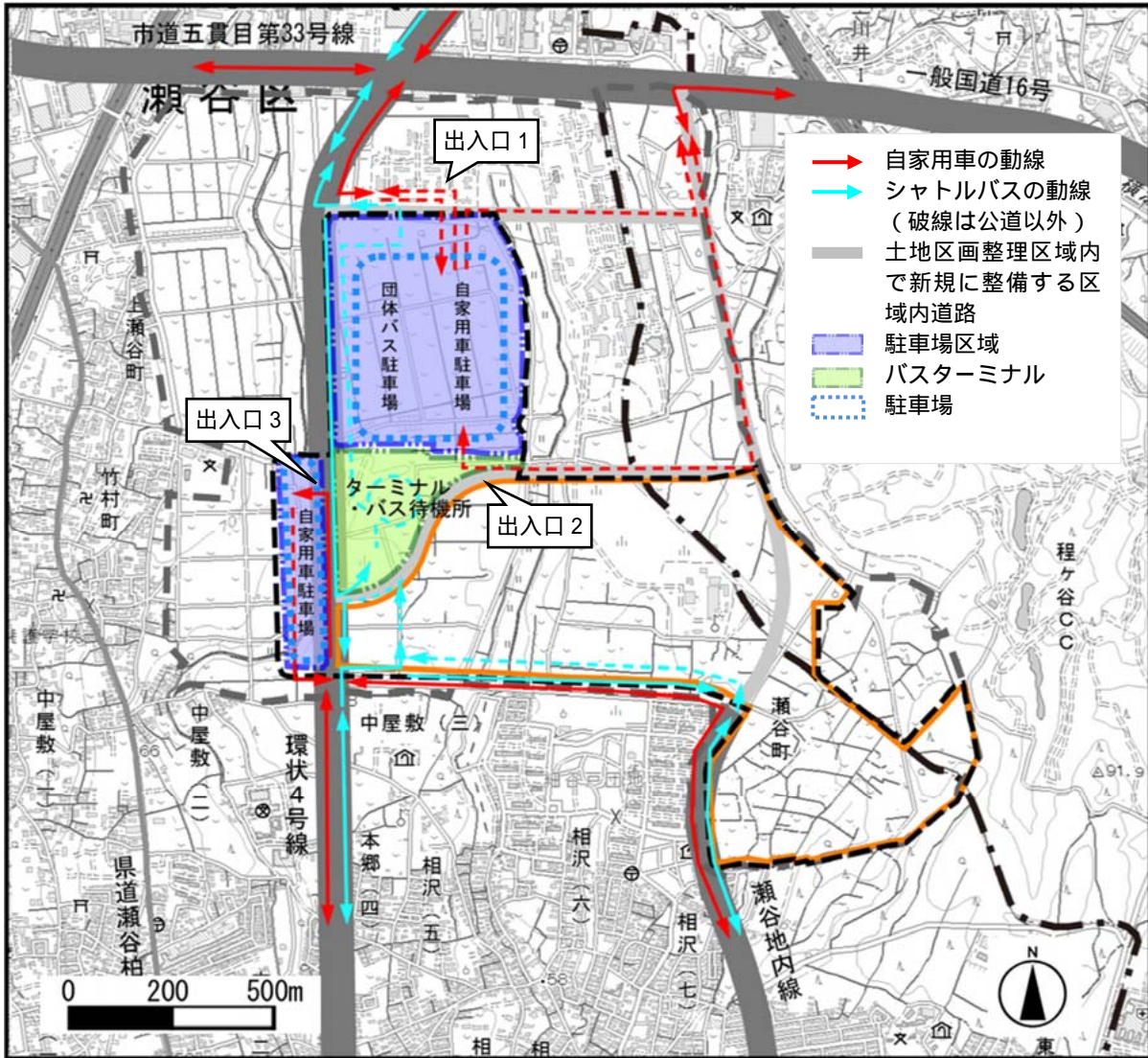
注 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年2月1日、経済産業省告示16号）における平面自走式駐車場の値を参考としました。

表 6.10-29 駐車場出入口付近における予測に関する諸元

出入口	地点	面する道路	交通量	ゲート
出入口1	北側駐車場の北側入口	区画3号線	714台/h	1基
出入口2	北側駐車場の南側入口	区画2号線	577台/h	1基
出入口3	西側駐車場の入口	環状4号線	162台/h	1基

注1：交通量は、午前中ピーク時間帯（9時～10時）における交通量です。

注2：ゲートの台数については現時点での案です。



注：駐車場の配置や走行ルート等については、今後関係機関等との調整により変更する可能性があります。

図 6.10-11 駐車場出入口までの主な進入経路

## 予測結果

### ア. 関係車両の走行に伴う交通混雑（自動車）

#### A 交差点部における交通混雑（自動車）

予測対象時期における交差点需要率は表 6.10-30、車線の交通容量比は表 6.10-31、単路部（断面 7）の交通容量比は表 6.10-32、無信号交差点（交差点 11）での交通処理検討結果は表 6.10-33 に示すとおりです。

開催中の利用ピーク時期（想定利用者数：10.5 万人）における交通量による交差点需要率は、最大で地点 12 の 0.978 であり、地点 12 を除く全ての交差点で限界需要率を下回っています。また、現況交通量に対する開催中交通量の交差点需要率の増加は、最大で地点 4（滝沢）の 0.391 と予測されます。

車線の交通容量比が最も高い交差点は、地点 12 の C 断面右折方向の 1.296 であり、それ以外の全ての車線では交通容量比が 1.0 を下回る結果となっています。なお、地点 12 は、駐車場の出入り口から区画 3 号線を通り環状 4 号線に合流する地点であり、C 断面右折方向の車線を走行する車両は全て駐車場から退場する関係車両です。したがって、地点 12 から北側出入口の区間に関係車両が滞留する可能性はありますが、退場できるまで駐車場内に滞留することになるため、環状 4 号線を走行する一般交通流に影響を与えることはありません。

将来交通量による単路部の交通容量比は断面 7 で 0.440 となり 1.0 を下回ります（表 6.10-32）。

表 6.10-30 交差点需要率（信号交差点）（関係車両の走行に伴う交通混雑（自動車））

時期	交差点名		交差点需要率（ピーク時間帯） <sup>注1</sup>			限界 需要率 <sup>注2</sup>
			現況(2019年)	開催中(2027年)	増分	
			A	B	B-A	
利用 ピーク 時期	地点 1	目黒	0.680 (16:45~17:45)	0.793 (17:00~18:00)	0.113	0.894
	地点 2	目黒交番前	0.612 (16:45~17:45)	0.370 (17:00~18:00)	-0.242	0.912
	地点 3	上川井 IC	0.492 (16:45~17:45)	0.732 (20:00~21:00)	0.240	0.836
	地点 4	滝沢	0.363 (17:00~18:00)	0.754 (10:00~11:00)	0.391	0.873
		瀬谷土橋公園入口	0.310 (17:00~18:00)	0.550 (17:00~18:00)	0.240	0.850
	地点 5	中瀬谷消防署出張所 北側	0.666 (16:30~17:30)	0.398 (17:00~18:00)	-0.268	0.880
	地点 6	瀬谷中学校前	0.497 (16:15~17:15)	0.647 (16:00~17:00)	0.150	0.840
	地点 9	-	-	0.515 (17:00~18:00)	-	0.917
	地点 10	-	-	0.455 (20:00~21:00)	-	0.518
	地点 12	-	-	0.978 (20:00~21:00)	-	0.867

注 1：交差点需要率：交差点需要率とは、交通流が単一な車線毎または交差点流入部毎に流入交通量を飽和交通流率で除した値で示されるその方向の交通流に対する必要な有効時間の比率（交差点流入部の需要率）のうち、交差点の信号制御において同一の信号現示の中で同時に流れる交通流の需要率の最大値（現示の需要率）の合計で示される位です。信号制御の損失時間のために限界需要率（注 2）が上限となり、限界需要率を超えると交通流を捌くことができなくなります。

注 2：限界需要率...「(サイクル長－損失時間(黄色－赤色))/サイクル長」で算出される値であり、交差点の処理能力の上限を示します。



表 6.10-31(1) 車線の交通容量比（関係車両の走行に伴う交通混雑（自動車）：開催中）

交差点名		断面	流入車線 構成	車線の交通容量比				
				現況	開催中	増分		
				A	B	B-A		
地点 1	目黒	A	左折・直進	0.969	0.925	-0.044		
			右折	0.184	0.252	0.068		
		B	左折・直進	0.410	0.804	0.394		
			右折	0.711	0.884	0.173		
		C	左折	0.736	0.722	-0.014		
			直進	0.670	0.444	-0.226		
			右折	0.194	0.316	0.122		
		D	左折・直進	0.559	0.699	0.140		
			右折	0.806	0.592	-0.214		
		地点 2	目黒交番前	A	左折・直進	0.426	0.325	-0.101
					右折	0.426	0.653	0.227
					右折	0.907	0.653	-0.254
B	左折・直進			0.245	0.581	0.336		
	直進			0.729	0.581	-0.148		
	右折			0.140	0.809	0.669		
C	左折・直進			0.513	0.179	-0.334		
	右折			0.513	0.250	-0.263		
	右折			0.489	0.250	-0.239		
D	左折・直進			0.770	0.557	-0.213		
	直進			-	0.557	-		
	右折			0.054	0.027	-0.027		
地点 3	上川井 IC	A	左折・右折	0.328	0.359	0.031		
			右折	-	0.056	-		
		B	左折	-	0.811	-		
			直進	0.592	0.429	-0.163		
		C	右折	0.653	0.940	0.287		
			左折可	-	0.080	-		
		D	右折	0.475	0.696	0.221		
			左折可	-	0.042	-		
			直進	0.517	0.354	-0.163		
					右折	0.293	0.082	-0.211
		地点 4	滝沢	A	左折・直進	0.357	0.878	0.521
直進	0.357				0.878	0.521		
B	直進			0.364	0.410	0.046		
	右折			0.025	0.004	-0.021		
C	左折・右折			0.257	0.945	0.688		
	右折			0.470	0.758	0.288		
瀬谷土橋公園入口	A		左折・直進	0.313	0.844	0.531		
			直進	0.313	0.844	0.531		
	B		直進	0.232	0.350	0.118		
			右折	0.298	0.884	0.586		
	C		左折	0.052	0.070	0.018		
			右折	0.460	0.284	-0.176		

注 1：網掛けは、交通容量比が 1.0 を上回ったことを示します。

注 2：車線の交通容量比...「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比です。1.0 を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを表します。

表 6.10-31(2) 車線の交通容量比 (関係車両の走行に伴う交通混雑 (自動車): 開催中)

交差点名		断面	流入車線構成	車線の交通容量比		
				現況	開催中	増分
				A	B	B-A
地点 5	中瀬谷消防署出張所北側	A	左折	0.801	0.295	-
			直進		0.386	-
			右折		0.000	-
		B(-)	左折・直進	-	0.038	-
			右折	-	0.092	-
		C(B)	左折・直進	0.592	0.432	-
			右折		0.125	-
		D(C)	左折・直進	0.818	0.085	-
右折	0.553		-			
地点 6	瀬谷中学校前	A	左折	0.173	0.132	-0.041
			直進	0.527	0.756	0.229
			右折	0.096	0.091	-0.005
		B	左折・直進	0.451	0.589	0.138
			右折	0.454	0.627	0.173
		C	左折	0.354	0.561	0.207
			直進	0.667	0.811	0.144
			右折	0.484	0.507	0.023
		D	左折・直進	0.823	0.980	0.157
			右折	0.167	0.161	-0.006
地点 9	-	A	左折・直進	-	0.757	-
			右折	-	0.000	-
		B	左折・直進	-	0.000	-
			右折	-	0.000	-
		C	左折・直進	-	0.289	-
			右折	-	0.000	-
		D	左折・直進	-	0.000	-
			右折	-	0.354	-
地点 10	-	A	左折・直進	-	0.007	-
			右折	-	0.000	-
		B	左折・直進	-	0.581	-
			直進	-	0.581	-
			右折	-	0.000	-
		C	左折・直進	-	0.000	-
			右折	-	0.985	-
		D	左折	-	0.000	-
直進	-		0.571	-		
右折	-		0.006	-		

注1: 網掛けは、交通容量比が1.0を上回ったことを示します。

注2: 車線の交通容量比...「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比です。1.0を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを表します。

注3: 交差点5の断面記号のうち括弧書きのものは、交差点改良前のものです。流入車線構成や右左折方向が大きく変わることから増分は「-」(比較しない)としています。

表 6.10-31(3) 車線の交通容量比 (関係車両の走行に伴う交通混雑 (自動車): 開催中)

交差点名	断面	流入車線構成	車線の交通容量比		
			現況	開催中	増分
			A	B	B-A
地点 12	A	左折	-	0.000	-
		直進	-	0.722	-
	B	直進	-	0.310	-
		右折	-	0.000	-
	C	左折	-	0.004	-
		右折	-	1.296	-

注 1: 網掛けは、交通容量比が 1.0 を上回ったことを示します。

注 2: 車線の交通容量比... 「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比です。1.0 を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを表します。

表 6.10-32 単路部における交通容量比 (関係車両の走行に伴う交通混雑: 断面 7)

時期	ピーク時間帯	車線数	基本容量 (台/h)	補正係数				可能交通容量 (台/h)	ピーク時流入交通量 (台/h)	交通容量比 <sup>注</sup>	
				車線幅員	側方余裕	沿道条件	大型混入				
											往復合計
現況 (休日)	15:00~16:00	2	2500	0.94	0.95	0.75	0.981	1.8%	1,643	229	0.139
開催中	16:00~17:00						0.907	14.97	1,518	668	0.440

注: 交通容量比... 「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比です。1.0 を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを表します。

表 6.10-33 無信号交差点での交通処理検討 (関係車両の走行に伴う交通混雑: 地点 11)

時期	交差点名	車線数	主道路の交通量 (台/時)	従道路流入部の交通量 (台/時)	従道路流入部の交通容量 (台/時)	一時停止交通処理の可否
				①	②	①<②であれば可能
開催中	地点 11	4	466	99	289	OK

注: 「主道路」は環状 4 号線、「従道路」は環状 4 号線に接続する道路 (土地区画整理区域内の区域内道路) を指しています。

## B 駐車場出入口付近における渋滞（自動車）

午前中のピーク時間帯（9時～10時）における駐車場出入口付近での滞留長及び予測結果は表 6.10-34 に示すとおりです。

会場出入口における来場車の滞留長検討の結果、いずれの出入口においても、環状4号線等の幹線道路までの滞留が発生することはなく、周辺交通への影響は発生しないと予測します。

以上の結果と、予測時期とした多客日が生じる期間は限定的であること、会場周辺の交通混雑緩和のため公共交通の利用を推奨することなどから、関係車両による各交差点への影響は小さいと考えます。

表 6.10-34 駐車場で入り付近における渋滞（自家用車）

地点		面する道路	滞留長	予測結果
出入口1	北側駐車場の北側入口	区画3号線	約69m	ピーク時間帯にはゲート位置から約69mの滞留が発生する可能性があります。駐機場出入口から環状4号線までの距離（約300m）は、発生する滞留長よりも長いため、環状4号線への影響を回避できると予測します。
出入口2	北側駐車場の南側入口	区画2号線	約47m	ピーク時間帯にはゲート位置から約47mの滞留が発生する可能性があります。駐機場出入口から市道五貫目第33号線（八王子街道）までの距離（約2km）は、発生する滞留長よりも長いため、市道五貫目第33号線（八王子街道）への影響を回避できると予測します。
出入口3	西側駐車場の入口	環状4号線	滞留は生じない <sup>注</sup>	ピーク時間帯には滞留が発生しないと考えられますが、基幹道路に面していることから、駐車場内に滞留場所を確保することで、環状4号線への影響を回避できると予測します。

注：予測方法で示す算定式より、（出入口3への1分当たりの来台数×1.6－出入口の1分当たりゲート処理可能台数）×6 < 0、となったことから「滞留長は生じない」としました。

#### イ. 関係車両の走行に伴う歩行者・自転車の安全

関係車両の走行ルートである市道五貫目第33号線、環状4号線及び瀬谷地内線の沿道は、一部を除きマウントアップ構造の歩道が整備されており、ほとんどの箇所では歩行者と自動車が分離されています（前掲図 6.10-5 (p.6.10-32) 参照）。

土地区画整理事業実施区域内については、環状4号線（北区間）では幅2.5mの歩道が道の両側に、環状4号線（南区間）と区画1号線～3号線は、幅5.5mの歩道が道の両側に設けられる計画となっています。

シャトルバスの運用にあたっては、発着駅の鉄道駅利用者や来場者等が安全に利用できるように、鉄道駅からシャトルバスへの乗り換え時に過度な滞留が発生しないよう、適切に運行本数を確保した計画とすることや、滞留スペースの確保など、鉄道事業者やバス事業者等の関係者と連携し対策を講じることから周辺への影響は小さいと考えます。

以上より、歩行者等の安全は確保されるものと考えます。

#### ※ 鉄道からシャトルバスへの乗換えを行う結節点について

現在、近傍の鉄道4駅（瀬谷、三ツ境、南町田グランベリーパーク、十日市場）からシャトルバスの発着を想定しており、鉄道からの来場者は、各駅で約1～3千人/時（多客日のピーク時）を現時点で見込んでいます。このため、鉄道からシャトルバスへの乗換えを行う際に、来場者が滞留し、駅利用者や歩行者に影響が及ぼさないように、次の対策等を検討します（図 6.10-12 参照）。

- ・円滑な輸送を行うため、複数の発着バースの設置や運行本数の確保を行います。
- ・駅改札から待機空間までの適切な経路の設定や案内誘導、待機空間の十分な確保、誘導員の配置やロープ等の仕切りなどにより、整列乗車の徹底や駅利用者等の動線の確保を行います。
- ・混雑が予想される時期や時間帯については、鉄道事業者等と連携して事前に駅利用者や周辺住民等に周知します。

なお、シャトルバス発着バース及び駅周辺の待機空間については、現時点では確定していませんが、引き続き、鉄道事業者や道路管理者等の関係機関等との調整を進めていきます。

表 6.10-35 シャトルバス発着駅の概要

項目	シャトルバス発着駅				備考
	十日市場駅	南町田グランベリーパーク駅	三ツ境駅	瀬谷駅	
路線名（略称）	J R 横浜線	東急田園都市線	相模鉄道線本線	相模鉄道線本線	
乗降客数 （2021 年度）	33,018 人/日	37,963 人/日	46,531 人/日	35,684 人/日	日平均、JR は乗車人員を 2 倍
列車本数・ 平均運行間隔	上り 8 本/時 下り 6 本/時 （約 9 分間隔）	上り 13 本/時 下り 13 本/時 （約 5 分間隔）	上り 8 本/時 下り 8 本/時 （約 7 分間隔）	上り 8 本/時 下り 9 本/時 （約 7 分間隔）	休日 9 時台のダイヤ
一般路線バス乗降場	駅南口広場	駅北口広場	駅北口バスターミナル、駅南口バスターミナル、南口バス停	駅北口バスターミナル、駅南口バスターミナル	

資料：「横浜市統計書 第 9 章第 13 表 鉄道、軌道駅別利用人員」（横浜市ホームページ 令和 5 年 8 月閲覧）  
 「2021 年度乗降人員」（東急電鉄ホームページ 令和 5 年 8 月閲覧）  
 「南町田グランベリーパーク路線 時刻表」（東急電鉄ホームページ 令和 5 年 8 月閲覧）  
 「駅・時刻表」（相鉄グループホームページ 令和 5 年 8 月閲覧）  
 「十日市場駅の時刻表（横浜線）」（JR 東日本ホームページ 令和 5 年 8 月閲覧）

注：平均運行間隔は、1 時間あたりの運行本数から上り・下り別に運行間隔を計算し、その平均値を求めた。

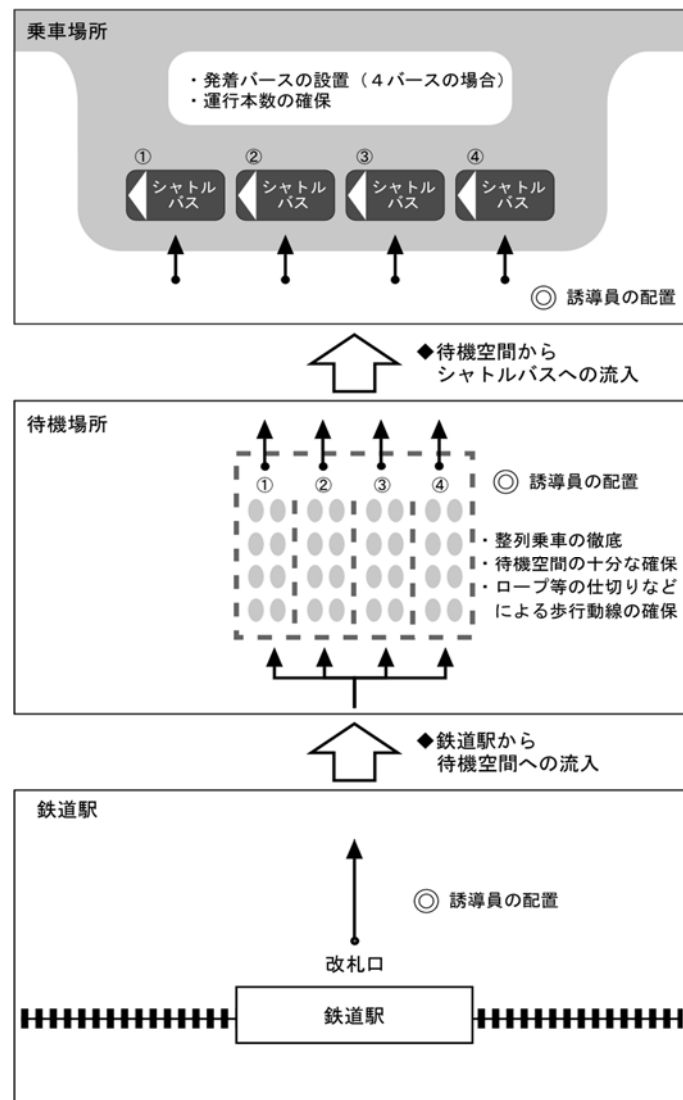


図 6.10-12 駅からシャトルバスへの乗り換え時の対策等（イメージ）

## 6.10.4 環境の保全のための措置

### (1) 工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）

環境の保全のための措置は、工事中の工事用車両の走行による影響を低減するため、表 6.10-36 に示す内容を実施します。

表 6.10-36 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中・撤去中】 工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 施工計画を具体化していく上で、合理的な運行計画を検討するとともに、土地区画整理事業や公園整備事業との調整も含めて、工事用車両台数の削減を図ります。また、工事用車両ルートの分散化を検討します。</li><li>・ 対象事業実施区域内に工事用車両の待機スペースを確保し、路上駐車及び工事用車両出入口での滞留を防止します。</li><li>・ 工事用車両の滞留スペースを確保した工事用仮設経路を設けるとともに、仮設経路出入口に誘導員を配置し、対象事業実施区域周辺の混雑緩和を図ります。</li><li>・ 横浜市が行う土地区画整理事業及び公園整備事業とも連携し、工事関係者の交通機関を利用した通勤や複数人での乗り合い通勤を実施します。</li><li>・ 横浜市が行う土地区画整理事業及び公園整備事業とも連携し、出退勤時における渋滞しやすい路線、交差点などを周知し、出退勤時間をずらすなど回避に努めるよう、工事関係者に対して周知徹底します。</li></ul>

### (2) 工事用車両の走行に伴う歩行者の安全

環境の保全のための措置は、工事中の歩行者等の安全な通行が確保されるよう、表 6.10-37 に示す内容を実施します。

表 6.10-37 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【工事中・撤去中】 工事用車両の走行に伴う歩行者の安全	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 工事用車両出入口及び仮設経路出入口に誘導員を配置し、歩行者、自転車や一般通行車両の安全を確保します。</li><li>・ 児童の通学時間帯における搬出入を極力抑えた運行計画を策定します。</li><li>・ 工事用車両の走行経路は、極力住宅地を避けた経路を設定します。</li><li>・ 工事用車両の運転者に対する交通安全教育について施工業者を通じ十分行い、規制速度、走行ルートの厳守を徹底します。</li></ul>

### (3) 関係車両の走行に伴う交通混雑（自動車）

環境の保全のための措置は、関係車両の走行による影響を低減するため、表 6.10-38 に示す内容を実施します。

表 6.10-38 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【開催中】 関係車両の走行に伴う交通混雑（自動車）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会場周辺の交通混雑緩和のため、公共交通の利用を推奨し、会場近傍の4駅からシャトルバスを運行します。また、多客日などの混雑時には、パークアンドライドを導入します（第2章参照）。</li> <li>・駐車場の事前予約の導入など、会場周辺へ自家用車（来場者）が過度に集中することを抑制します。</li> <li>・路上に入庫待ちする車両が滞留することのないよう、駐車場内に滞留できるスペースを十分に確保します。</li> <li>・自家用車以外の交通手段の利用促進のため、利用者に対し、公共交通機関の利用について、ホームページでの周知等を行います。特に利用が集中する可能性がある時期（大型連休等）には周知を強化します。</li> <li>・会場周辺で利用が集中する夕方等の時間帯において、会場内に滞在する利用者に対して、ピーク時間を避けた帰宅行動をアナウンスで促す等、可能な限りの周知・利用調整に努めます。また、混雑が予想される日は、事前にホームページ等での情報発信を行うなど、会場周辺の一般交通への情報を発信します。</li> <li>・車両の出入口は、歩行者との出入口を分離する等、歩行者の安全に配慮します。</li> </ul>

### (4) 関係車両の走行に伴う歩行者・自転車の安全

環境の保全のための措置は、関係車両の走行に伴う歩行者・自転車の安全な通行が確保されるよう、表 6.10-39 に示す内容を実施します。

表 6.10-39 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
【開催中】 関係車両の走行に伴う歩行者・自転車の安全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・注意板の設置等により歩行者や自転車及び一般車両への注意喚起を図ります。</li> <li>・車両の出入口は、歩行者との出入口を分離する等、歩行者の安全に配慮します。</li> <li>・歩行者の横断については、乱横断を避けるため、適切な案内誘導により、信号のある場所で行うよう誘導します。なお、横浜市 of 土地区画整理事業で新規に整備する区域内道路については、本博覧会の開催期間中は一般交通の通行は行わないことを想定しています。</li> <li>・シャトルバスの運用にあたっては、発着駅の鉄道駅利用者や来場者等が安全に利用できるように、鉄道駅からシャトルバスへの乗り換え時に過度な滞留が発生しないよう、適切に運行本数を確保した計画とすることや、滞留スペースの確保など、鉄道事業者やバス事業者等の関係者と連携し対策を講じます。</li> </ul>



## (5) パークアンドライドの実施による影響

本博覧会では、「6.10.4 環境の保全のための措置 (3) 関係車両の走行に伴う交通混雑(自動車)」で示したように、多客日等においては、会場周辺の交通混雑緩和のための対策としてパークアンドライドを実施することとしており、会場周辺では、パークアンドライド駐車場の効果が期待されています。

パークアンドライド駐車場の候補地周辺では、パークアンドライド駐車場に自家用車等が集中することによる交通渋滞の影響を検討しました。現時点でのパークアンドライド駐車場は、横浜青葉インターチェンジの高架下付近を想定しています。

### 検討方法

パークアンドライド駐車場周辺における影響の検討方法は表 6.10-40 に示すとおりです。

表 6.10-40 パークアンドライド駐車場周辺における影響の検討方法

検討項目	交通混雑
検討地域	パークアンドライド駐車場候補地周辺の沿道
検討時期	開催期間の利用ピーク時期
検討方法	・利用可能なデータの入手状況を踏まえ、ルート上の1地点(市ヶ尾交差点)で、交差点解析 <sup>注</sup> を補足的に行いました。

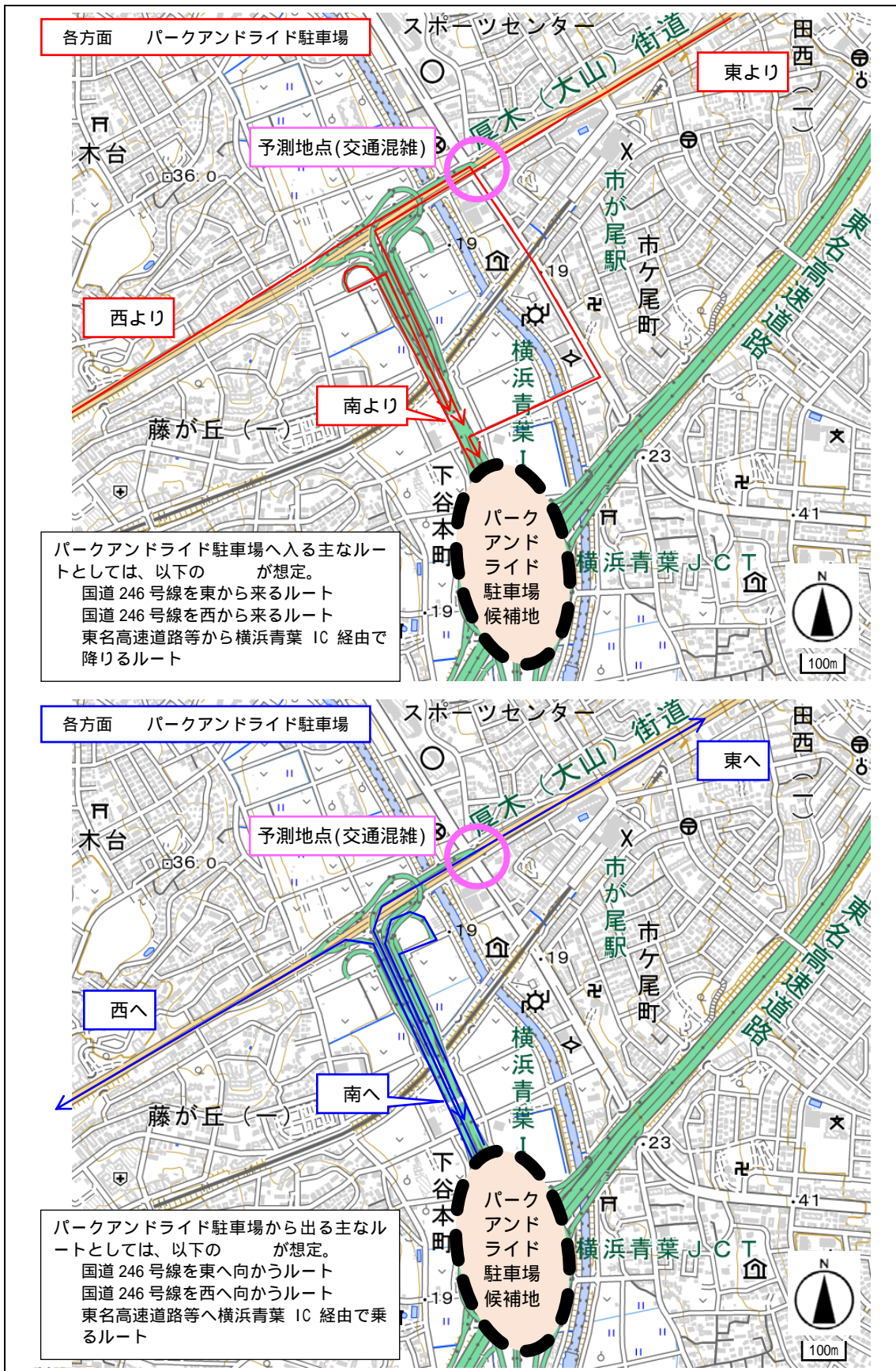
注：交差点解析の方法は、「6.10.3 (2) 開催における関係車両の走行に伴う交通混雑(自動車)及び歩行者・自転車の安全」(p6.10-56)と同様です。

### 検討条件

パークアンドライド駐車場候補地への出入りルートは表 6.10-41 及び図 6.10-13 に示すとおりです。

表 6.10-41 パークアンドライド駐車場候補地(横浜青葉 IC)への主な出入りルート

出入区分	ルート	ルートの状況
パークアンドライド駐車場へ入る時	ルート①(東)	・東側方面から国道 246 号(厚木街道)を通ってきた車両は、駐車場候補地の北北西で左折し、ランプ部の高架下を通過してパークアンドライド駐車場へ至ります。
	ルート②(西)	・西側方面から来た車両は、駐車場候補地の北(市ヶ尾交差点)で右折し、パークアンドライド駐車場へ至ります。
	ルート③(南)	・東名高速道路や横浜北西線を経由した車両は青葉 IC 料金所を通過し、ランプ部の高架下を通過してパークアンドライド駐車場へ至ります。
パークアンドライド駐車場から出る時	ルート①(東)	・パークアンドライド駐車場を出た車両は、ランプ部の高架下を北に進み、国道 246 号(厚木街道)に合流します。
	ルート②(西)	・パークアンドライド駐車場を出た車両は、ランプ部の高架下を北に進み、国道 246 号(厚木街道)に合流します。
	ルート③(南)	・パークアンドライド駐車場を出た車両は、ランプ部より青葉 IC 料金所を経由し、東名高速道路や横浜北西線へ合流します。



出典：国土地理院ウェブサイト 地理院地図（標準地図）を加工

図 6.10-13 パークアンドライド駐車場候補地（横浜青葉 IC）への主な出入りルート

設定した関係車両の台数は表 6.10-42、ピーク時間帯におけるルートを走行する台数は表 6.10-43 に示すとおりです。

パークアンドライド駐車場を利用する自家用車の大半（90%）は、東名高速道路や横浜北西線をルート①を使用するものとし、残りはルート②③を利用するものと仮定し、各ルートにおける台数を設定しました。

表 6.10-42 関係車両の想定台数

区分	台数	利用者数
自家用車	600 台/日 <sup>注1</sup>	1,800 人
シャトルバス	52 台/日 <sup>注2</sup>	

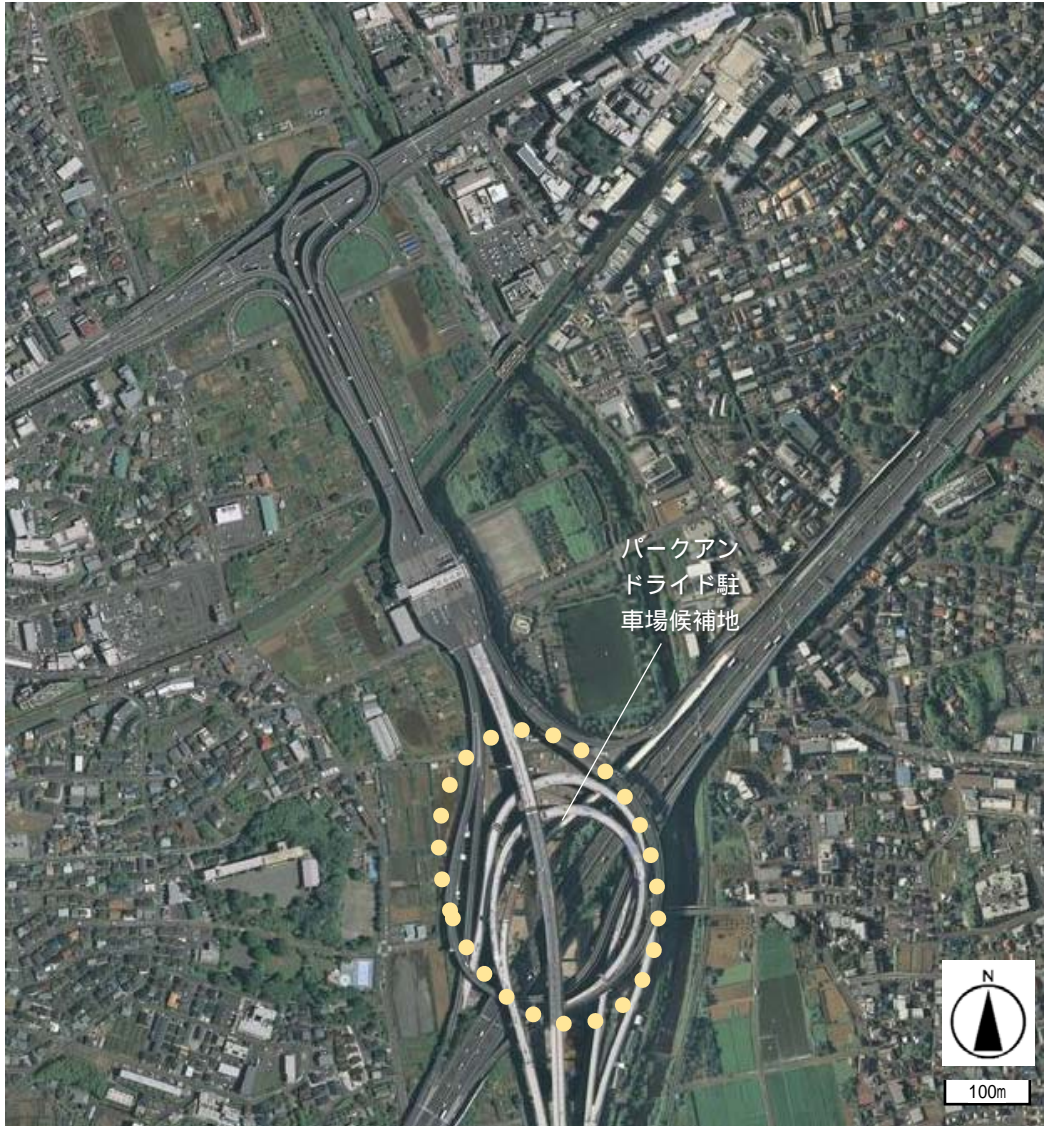
注1：駐車場収容台数は600台と設定し、1日1回利用されるものとした。

注2：シャトルバス台数は、自家用車1台当たり乗車人数=3（人/台）、シャトルバス1台当たり乗車人数=35（人/台）として計算しました。

表 6.10-43 ルートを走行する関係車両の台数（ピーク時間帯）

ルート	朝（8:00～9:00）			夕方（17:00～18:00）		
	大型 （シャトルバス）	小型 （自家用車）	計	大型 （シャトルバス）	小型 （自家用車）	計
ルート①（東）	0	4	4	0	5	5
ルート②（西）	8	5	13	8	5	13
ルート③（南）	0	80	80	0	91	91

注1：各時間帯への配分は、過去の同種イベント（大阪花の万博、淡路・浜名湖花博）における平均的な入退場の時間別割合から入退場モデルを設定し、時間帯別値へ配分しました。ただし、会場とパークアンドライド駐車場との離隔があることから1時間の早まり/遅れを考慮しています。（例：会場で9時台に入場する利用者は、駐車場へ8時台に到着）



出典：国土地理院ウェブサイト 地理院地図（全国最新写真(シームレス)撮影期間：2019年6月～8月）を加工

図 6.10-14 パークアンドライド駐車場候補地（横浜青葉 IC）周辺の状況

## 検討結果

交差点解析を行った地点（市ヶ尾交差点）における交差点需要率は表 6.10-44 に示すとおりです。交差点需要率の増加は朝の時間帯で 0.003、夕方の時間帯で 0.009 となりました。

表 6.10-44 交差点需要率の予測結果【参考】

パーク アンド ライド 駐車場 候補地	交差点	対象時間	交差点需要率		
			現況交通量 (一般交通)	開催中交通量 (一般交通+パーク アンドライド 関連車両)	増加分
横浜青 葉 IC	市ヶ尾	朝 (9:00~10:00)	0.625	0.628	0.003
		夕 (17:00~18:00)	0.508	0.517	0.009

注1：交差点解析に用いた現況交通量は資料①、道路条件（信号現示、車線数等）は資料②に基づき設定しました。

注2：現況交通量は平日の測定値であり、開催中の利用時期と比べて少ないことが予想されるため、予測結果はあくまで参考値となります。

資料①「令和3年度交通量調査（横浜市道路局計画調整部企画課ホームページ、令和5年6月閲覧）」

資料② 横浜市からの提供資料より作成。

## 検討結果を踏まえた対応

検討の結果、パークアンドライド駐車場周辺における交通混雑等の影響は小さいものと考えられます。

検討結果を踏まえ、利用者等に対して周辺の生活道路へ進入をできるだけ避けて幹線道路を利用するよう周知を徹底するとともに、駐車場周辺ではパークアンドライド利用車両を適切に誘導すること等により、周辺への影響をできるだけ小さくするよう努めます。

なお、会場外駐車場（パークアンドライド駐車場）の位置及び規模が未定であるため、それらが確定した段階において、当該駐車場の使用に伴う環境影響を確認し、その対策について検討するため、「第8章 事後調査の実施に関する事項」に示すとおり、事後調査を実施し、本博覧会の実施による著しい影響が確認された場合には、適切な対応を図ります。

## 6.10.5 評価

### (1) 工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）

工事中において、工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）は、交差点需要率の観点からは、いずれの交差点においても限界需要率を下回っています。車線の交通容量比は、工事用車両が通過するルート上の車線については、いずれも 1.0 を下回る結果となっています。また、同時期に工事が行われる土地区画整理事業及び公園整備事業の影響を考慮した工事中の予測においても同様です。

撤去中において、工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）は、交差点需要率の観点からは、いずれの交差点においても限界需要率を下回っています。車線の交通容量比は、工事用車両が通過するルート上の車線については、いずれも 1.0 を下回る結果となっています。

今後、工事計画の深度化を進める中で、更なる工事用車両台数の削減を図るとともに、交通混雑が想定される時間帯における工事関係者の退場時間を調整するなど、工事用車両の走行を適切に管理することから、工事用車両による交差点への影響は小さいと考えます。

予測結果より得られた、交通混雑が生じやすい場所や時間帯についての知見を踏まえ、工事中及び撤去中は、環境保全措置として、土曜日や祝日の工事にあたっては、対象事業実施区域周辺の交通状況を勘案し、工事用車両の走行時間や台数の調整を行うとともに、対象事業実施区域内に工事用車両の待機スペースを確保し、路上駐車及び工事用車両出入口での滞留の防止等を行います。また、工事関係者に対して、渋滞が生じやすい道路や交差点について周知をし、出退勤時に配慮（渋滞箇所の回避、時間差で出退勤等）を行うよう指導を実施します。

以上のことから、環境保全目標「周辺交通に著しい影響を及ぼさないこと。」を達成するものと評価します。

### (2) 工事用車両の走行に伴う歩行者の安全

工事用車両の主な走行ルートである環状 4 号線には、植栽帯が設けられマウントアップされた歩道が整備されています。また、市道五貫目第 33 号線はガードレールが設置されマウントアップされた歩道が整備されており、ほとんどの箇所では歩行者と自動車が分離されています。

工事中及び撤去中は、環境保全措置として、工事用車両出入口及び仮設経路出入口に誘導員を配置し、歩行者、自転車や一般通行車両の安全を確保するとともに、児童の通学時間帯における搬出入を極力抑えた運行計画の策定等を行います。

以上のことから、環境保全目標「歩行者・自転車の安全な通行が確保されること。」を達成するものと評価します。

### (3) 関係車両の走行に伴う交通混雑（自動車）

関係車両の走行に伴う交通混雑（自動車）は、交差点需要率の観点からは、地点 12 を除く全ての交差点において限界需要率を下回っています。また、車線の交通容量比は、地点 12 の C 断面右折方向の車線のみ 1.0 を超過しますが、それ以外のいずれの車線においても 1.0 を下回る結果となっています。なお、地点 12 は、駐車場の出入口から区画 3 号線を通り環状 4 号線に合流する地点であり、C 断面右折方向の車線を走行する車両は全て駐車場から退場する関係車両です。したがって、地点 12 から北側出入口の区間に関係車両が滞留する可能性はありますが、環状 4 号線を走行する一般交通流に影響を与えることはありません。

また、会場出入口における来場時の滞留長検討の結果、いずれの出入口においても、環状 4 号線等の幹線道路までの滞留が発生することはなく、周辺交通への影響は発生しないと予測します。

開催中は、環境保全措置として、会場周辺の交通混雑緩和のため、公共交通の利用を推奨し、主要駅からシャトルバスを運行、駐車場の事前予約の導入、ピーク利用時のパークアンドライドの導入を実施します。また、必要駐車台数を確保した駐車場を整備するとともに、路上に入庫待ちする車両が滞留することのないよう、駐車場入庫口に十分なスペースの確保等を行います。

以上の結果と、予測時期とした多客日が生じる期間は限定的であること、会場周辺の交通混雑緩和のため公共交通の利用を推奨することなどから、関係車両による各交差点への影響は小さいと考えます。

以上のことから、環境保全目標「周辺交通に著しい影響を及ぼさないこと。」を達成するものと評価します。

#### (4) 関係車両の走行に伴う歩行者・自転車の安全

関係車両の走行ルートである市道五貫目第33号線、環状4号線及び瀬谷地内線の沿道は、一部を除きマウントアップ構造の歩道が整備されており、ほとんどの箇所では歩行者と自動車が分離されています。

土地区画整理事業実施区域内については、環状4号線(北区間)では幅2.5mの歩道が道の両側に、環状4号線(南区間)と区画1号線～3号線は、幅5.5mの歩道が道の両側に設けられる計画となっています。

開催中は、環境保全措置として注意板の設置等により歩行者や自転車及び一般車両への注意喚起を図ります。

歩行者の横断については、乱横断を避けるため、適切な案内誘導により、信号のある場所で行うよう誘導します。また、横浜市の土地区画整理事業で整備する区域内道路については、本博覧会の開催期間中は一般交通の通行は行わないことを想定しています。

なお、シャトルバスの運用にあたっては、発着駅の鉄道駅利用者や来場者等が安全に利用できるように、鉄道駅からシャトルバスへの乗り換え時に過度な滞留が発生しないよう、適切に運行本数を確保した計画とすることや、滞留スペースの確保など、鉄道事業者やバス事業者等の関係者と連携し対策を講じることから周辺への影響は小さいと考えます。

以上のことから、環境保全目標「歩行者・自転車の安全な通行が確保されること。」を達成するものと評価します。



## 6.11 景觀



## 6.11 景観

本博覧会の実施により、周辺眺望地点からの景観等に変化を生じさせるおそれがあります。

このことから、周辺の主要な眺望地点からの景観等を把握するために、調査、予測、評価を行いました。以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

### 【施設の存在により変化する景観の状況】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域の標高は、おおむね約 60m～80m の範囲にあり、なだらかな傾斜をもつ緑豊かな丘陵地、農用地を中心としたのどかな景観となっています。</li> <li>対象事業実施区域における景観資源は、海軍道路沿いの桜並木や、都市部としては貴重な農地景観があります。対象事業実施区域周辺では、東側に川井・矢指風致地区の緑地等があります。また、対象事業実施区域からは遠景となりますが、富士山や丹沢の山並みについても、主要な景観資源といえます。</li> <li>対象事業実施区域の景観については、横浜市により土地の改変等が実施され、本博覧会の整備前には公園整備事業による樹木や園路等は整備されていますが、造成地<sup>注2</sup>となっています。</li> </ul>	p. 6. 11-12 ～6. 11-25
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺景観との調和を図り、眺望を著しく阻害しないこと。</li> </ul>	p. 6. 11-27
予測結果の概要	<p><b>【地域景観の特性の変化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域内では、横浜市が可能な限り現況の地形や樹林地の保全を行う計画であることから、本博覧会では、横浜市により保全される地形や樹林地等をいかしながら、必要な施設の整備を行うことで、地域景観の特性の変化を最小限に留めます。また、瀬谷市民の森等と隣接する東側の地区は、それらの樹林地との連続性に配慮した樹林地の保全や緑地の創出を行うことで、森林地域や住宅地が広がる周辺環境との調和に配慮した景観形成が図られると予測します。なお、博覧会で植栽する樹木は、公園整備事業と同様に、可能限り落葉樹と常緑樹を混植するなど、既存の植生を踏まえたものとします。</li> </ul> <p><b>【主要な景観資源の変化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域内においては、横浜市の土地区画整理事業により土地の改変等が実施され、本博覧会の整備前には樹木や園路等のみが整備された造成地となっていますが、本博覧会による展示施設等の施設や駐車場等の整備が行われることにより、新たな景観形成が図られると予測します。</li> <li>横浜市の土地区画整理事業実施区域外に存在する景観資源は、直接改変は行われなことから、改変による影響はないと予測します。</li> <li>横浜市の土地区画整理事業実施区域内に存在する旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域及び海軍道路沿いの桜並木は、土地区画整理事業により直接改変が行われ消失しますが、本博覧会の開催までに横浜市が移植や植樹等を行うため、会場内に新たな桜の名所につながる景観が創出されると予測します。</li> </ul> <p><b>【主要な眺望地点からの景観の変化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>No.15（瀬谷市民の森(2)）においては、横浜市が既存樹木や対象事業実施区域内の境界付近に瀬谷市民の森との連続性に配慮した植栽を行うことから、景観への影響は小さいと予測します。</li> <li>No.16（瀬谷みはらし公園）においては、本博覧会で整備した会場施設、庭園及び園路等により、新たな景観が創出されますが、横</li> </ul>	p. 6. 11-35 ～6. 11-65

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

注2 造成地：切土や盛土等により、住宅等を建設できる状態にした更地の土地

【施設の存在により変化する景観の状況】(つづき)

項目	結果等の概要	参照頁
予測結果の概要	<p>浜市及び本博覧会が瀬谷市民の森との連続性に配慮した植栽を行うことから、景観への影響は最小限に止められると予測します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・No.19（竹村町公園）においては、造成地を挟んで会場施設等を遠望できますが、会場施設等は低層であり、会場区域の外周部は横浜市により高木等が植栽されていることから、景観への影響が小さいと予測します。</li> <li>・No.22、23、24、27、30、33（近景域）については、会場施設等の整備により新たな景観が形成されますが、会場施設等は低層であり、会場区域の外周部は横浜市により高木等が植栽されていることから、景観への影響が小さいと予測します。また、本事業では周辺景観に調和した施設等の意匠、素材、色彩等となるよう配慮するため、周辺景観との調和は図られるものと予測します。</li> </ul> <p>【囲繞景観の変化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場の状態及び眺めの状態は、横浜市の土地区画整理事業による土地の改変等が実施され、公園整備事業による樹木や園路等のみが整備された造成地の状態から、本博覧会による施設や駐車場等の整備が行われるため、新たな景観形成が図られます。本博覧会では、横浜市により保全される地形や樹林地等をいかしながら、必要な施設の整備を行うことで、地域景観の特性の変化を最小限に留めます。また、瀬谷市民の森等と隣接する東側の地区は、横浜市がそれらの樹林地との連続性に配慮した樹林地の保全や緑地の創出を行うことから、森林地域や住宅地が広がる周辺環境との調和に配慮した景観形成が図られると予測します。なお、博覧会で植栽する樹木は、公園整備事業と同様に、可能限り落葉樹と常緑樹を混植するなど、既存の植生を踏まえたものとします。</li> <li>・本博覧会の開催中の利用の状態については、多くの来場者や関係者が会場施設、庭園、駐車場等の施設を利用すると予測します。</li> <li>・囲繞景観の価値は、自然性は全地域において展示、催事、サービス施設等の建築物を整備しますが、横浜市により保全される地形や樹林地等をいかしながら、庭園整備や植栽等を行うため、向上すると予測します。視認性、利用性、固有性、親近性は、多くの来場者や関係者が会場施設、庭園、駐車場等の施設を利用するため、向上すると予測します。</li> </ul>	p. 6. 11-35 ～6. 11-65

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

【施設の存在により変化する景観の状況】(つづき)

項目	結果等の概要	参照頁
環境の保全のための措置の概要	<p><b>【対象事業実施区域全体】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 横浜市のパーク整備事業による会場区域の境界の高木を含む樹木の植栽を活用するとともに、博覧会でも植栽を行います。</li> <li>・ 駐車場やバスターミナルにおいては、周辺の景観との調和を考慮して、植栽等による修景を行います。</li> <li>・ 博覧会で植栽する樹木は、パーク整備事業と同様に、可能限り落葉樹と常緑樹を混植するなど、既存の植生を踏まえたものとし</li> </ul> <p>ます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 横浜市が整備・保全する桜や植栽等をいかして、周辺の景観特性に調和した会場整備を進めます。</li> <li>・ 会場内の建築物及び工作物の形状、デザイン・色彩等に配慮することで、周辺の眺望景観との調和を図ります。</li> </ul> <p><b>【相沢川谷戸地域及び和泉川源流域】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 横浜市の上地区画整理事業によって保全対象種の生息・生育環境が創出される範囲及びその周辺は、生物の生息・生育に配慮した園路の配置及び利用を計画します。</li> <li>・ 横浜市の上地区画整理事業によって保全対象種の生息・生育環境が創出される範囲及びその周辺において、保全・創出した環境が継続するよう適切に維持管理します。</li> </ul>	p. 6. 11-66
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予測結果の概要を踏まえ、上記の環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「周辺景観との調和を図り、眺望を著しく阻害しないこと。」を達成するものと評価します。なお、本博覧会は半年間の開催であり、開催後は建築物、庭園、駐車場などの仮設施設は速やかに撤去し、返還することになります。博覧会開催後は、本博覧会の対象事業実施区域の大半が横浜市のパークとなりませんが、パーク整備事業についても環境影響評価手続きが行われています。</li> </ul>	p. 6. 11-67 ～6. 11-68

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

## 6.11.1 調査

### (1) 調査項目

調査項目は、以下の内容としました。

- ① 地域景観の特性
- ② 主要な景観資源の状況
- ③ 主要な眺望地点からの景観
- ④ 囲繞景観の状況
- ⑤ 関係法令、計画等

### (2) 調査地域・地点

#### 地域景観の特性

対象事業実施区域及びその周辺としました。

#### 主要な景観資源の状況

主要な景観資源を選定するにあたっては、対象事業実施区域及びその周辺から 16 地点を選定しました。選定した調査地点の位置は、表 6.11-1 及び図 6.11-1 に示すとおりです。

#### 主要な眺望地点からの景観

対象事業実施区域周辺で不特定多数の人の利用頻度や滞留度が高い場所を主要な眺望地点とし、表 6.11-1 及び図 6.11-1 に示す対象事業実施区域周辺の 29 地点としました。

#### 囲繞景観の状況

周辺の公園、車道、林道、農道等の周辺住民等が立ち入り可能な地点から、瀬谷市民の森等を背景とした対象事業実施区域の視認性や将来の施設配置計画を踏まえ、現況と将来の変化を的確に把握できる地点として、表 6.11-1 及び図 6.11-1 に示す 5 地点（6 方向：No. 25 は 2 方向）としました。

#### 関係法令・計画等

対象事業実施区域に関する関係法令・計画等としました。

表 6.11-1(1) 主要な眺望地点、景観資源及び囲繞景観

区分の状況	No.	名称	資料 <sup>注2</sup>
主要な景観資源 (16 地点)	A	旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域	⑧
	B	川井・矢指風致地区の緑地	⑨
	C	海軍道路沿いの桜並木	①
	D	瀬谷中央公園	①
	E	瀬谷本郷公園	①
	F	東野第一公園	①
	G	野境道路	①
	H	相沢川ウォーク	①
	I	東山・関ヶ原の水辺	①
	J	瀬谷第一公園	①
	K	瀬谷第二公園	①
	L	瀬谷第三公園	①
	M	南台公園	①
	N	瀬谷町小川アメニティ	⑩
	—	丹沢の山並み (遠景)	—
	—	富士山 (遠景)	—
主要な眺望地点か らの景観 (人が集まる要素 をもった地区) (29 地点)	1	瀬谷市民の森	①、②
	2	追分市民の森	②
	3	矢指市民の森	②
	4	上川井市民の森	②
	5	東山ふれあい樹林	①
	6	フィールドアスレチック横浜つくし野コース	⑪
	7	深見歴史の森 (城山史跡公園)	③
	8	泉の森	④
	9	ふれあいの森	④
	10	鶴間公園	⑤
	11	つくし野セントラルパーク	⑤
	12	三保市民の森	⑥
	13	新治市民の森	⑥
	14	よこはま動物園ズーラシア	⑦
	15	瀬谷市民の森(2)	①、②
	16	瀬谷みはらし公園	—
	17	中屋敷三丁目公園	—
	18	本郷四丁目第二公園	—
	19	竹村町公園	⑫
	20	上瀬谷町東公園	⑫
22	旧上瀬谷通信施設内通路 (対象事業実施区域 南側)	—	
23	深見第 228 号線 (対象事業実施区域 南側)	—	
24	深見第 228 号線 (対象事業実施区域 西側)	—	
26	上川井第 129 号線 (対象事業実施区域 東側)	—	
27	旧上瀬谷通信施設内通路 (対象事業実施区域 北側)	—	
30	旧上瀬谷通信施設内通路	—	
31	旧上瀬谷通信施設内通路	—	
33	環状 4 号線歩道 (対象事業実施区域 北側)	—	
34	旧上瀬谷通信施設内通路	—	

表 6.11-1(2) 主要な眺望地点、景観資源及び囲繞景観

区分	No.	名称	資料 <sup>注2</sup>
囲繞景観の状況 (5地点)	21	上瀬谷第 172 号線 (対象事業実施区域 南側) : 和泉川源流域	—
	25	環状 4 号線 (対象事業実施区域 西側) 西側: 大門川左岸域 東側: 人工的土地利用域	—
	28	旧上瀬谷通信施設地区内道路 (対象事業実施区域 西側): 相沢川谷戸地域	—
	29	農道 (対象事業実施区域 北側): 大規模草地域	—
	32	旧上瀬谷通信施設内通路 (対象事業実施区域 北側): 大規模農地域	—

注1: 表中の地点番号は図 6.11-1(1)及び(2)に対応しています。

注2: 資料の番号は、下記の番号と対応しています。

- 資料: ①「瀬谷の魅力情報発信サイト」(横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧)  
 ②「市民の森」指定一覧 横浜市」(横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧)  
 ③「大和市内の保全緑地」(大和市ホームページ 令和4年10月閲覧)  
 ④「大和市の観光スポット」(大和市ホームページ 令和4年10月閲覧)  
 ⑤「町田市 観光」(町田市ホームページ 令和4年10月閲覧)  
 ⑥「緑区 観光」(横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧)  
 ⑦「旭区 区の紹介」(横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧)  
 ⑧「横浜市水と緑の基本計画 (平成28年6月改定)」(横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧)  
 ⑨「横浜市風致地区一覧」(横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧)  
 ⑩「小川アメニティ、せせらぎ緑道 一覧」(横浜市ホームページ 令和4年10月閲覧)  
 ⑪「フィールドアスレチック横浜つくし野コース」(フィールドアスレチック横浜つくし野コースホームページ 令和4年10月閲覧)  
 ⑫「瀬谷区内公園一覧」(横浜市ホームページ令和4年10月閲覧)

### (3) 調査時期

#### 地域景観の特性

入手可能な最新の文献を収集・整理しました。

#### 主要な景観資源の状況

##### ア. 既存資料 (土地区画整理事業) 調査

既存資料 (土地区画整理事業) における主要な景観資源の状況の現地踏査は、以下の時期に実施されています。

地点 A~D、F~M、遠景: 平成31年4月2日(火)、令和2年2月29日(土)

##### イ. 既存資料 (公園整備事業) 調査

既存資料 (公園整備事業) における主要な景観資源の状況の現地踏査は、以下の時期に実施されています。

地点 E: 令和3年9月21日(火)、令和3年12月13日(月)、20日(月)

地点 N: 令和3年8月27日(金)、令和4年1月17日(月)



## 主要な眺望地点からの景観、圍繞景観の状況

### ア. 既存資料（土地区画整理事業）調査

既存資料（土地区画整理事業）における主要な眺望地点からの景観の現地調査は、以下の時期に実施されています。

地点 1～14：令和 2 年 1 月 21 日(火)、令和 2 年 9 月 9 日（水）

地点 15、16～20：令和 2 年 9 月 5 日(土)、令和 2 年 12 月 17 日(木)

既存資料（土地区画整理事業）における圍繞景観の現地調査は、以下の時期に実施されています。

地点 25、32：令和 2 年 10 月 5 日(月)、16 日（金）、令和 2 年 12 月 17 日（木）

### イ. 既存資料（公園整備事業）調査

既存資料（公園整備事業）における主要な眺望地点からの景観及び圍繞景観の状況の現地調査は、以下の時期に実施されています。

地点 16、22～27：令和 3 年 9 月 21 日(火)～22 日(水)、令和 3 年 12 月 13 日(月)、20 日（月）

地点 28、29：令和 4 年 8 月 2 日(火)

### ウ. 現地調査

主要な眺望地点からの景観及び圍繞景観の状況の現地調査は、以下の時期に実施しました。

地点 21、30、31：令和 4 年 9 月 14 日(水)

地点 33：令和 5 年 3 月 1 日(水)

地点 34：令和 5 年 6 月 23 日(金)

表 6.11-2 既存資料調査及び現地調査と景観調査地点の一覧

調査区分	調査日	調査地点																																				
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34			
主要な眺望地点からの景観																																						
圍繞景観																																						
既存資料（区画）	R2.1.22																																					
	R2.9.9																																					
	R2.9.5																																					
	R2.12.17																																					
	R2.10.5																																					
	R2.10.16																																					
既存資料（公園）	R3.9.21																																					
	R3.9.22																																					
	R3.12.13																																					
	R3.12.20																																					
現地調査	R4.8.2																																					
	R4.9.14																																					
	R5.3.1																																					
	R5.6.23																																					

## 関係法令・計画等

入手可能な最新の文献を収集・整理しました。

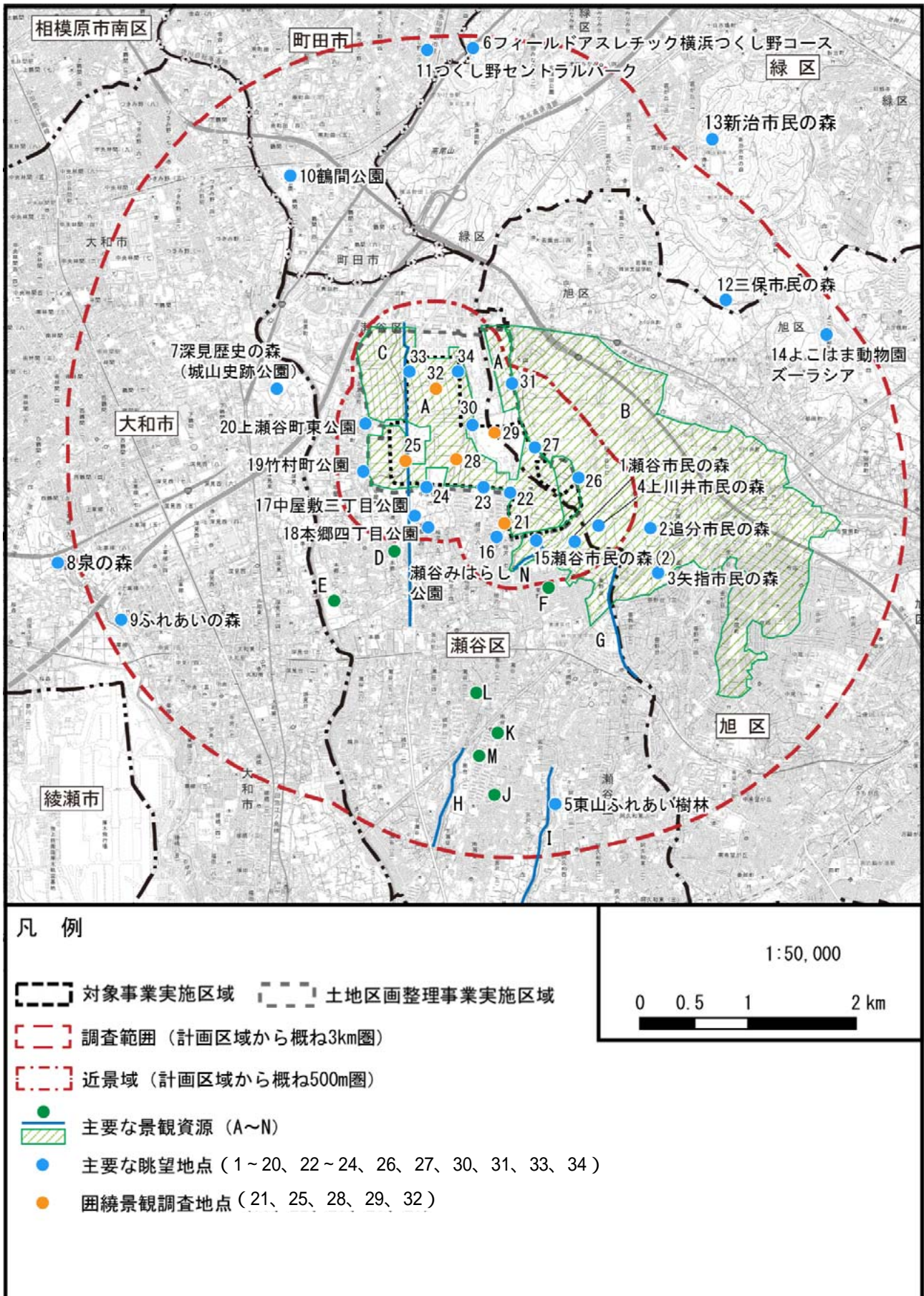


図 6.11-1 景観の調査地点図

#### (4) 調査方法

##### 地域景観の特性

「地形図」等の既存資料の収集・整理及び現地踏査を行い、主要な景観要素及び地域景観の特性を把握しました。

##### 主要な景観資源の状況

###### ア. 既存資料（土地区画整理事業）調査

以下の地点の主要な景観資源の状況について、既存資料の収集・整理及び現地踏査より把握されています。

- ・地点 A～D、F～M、遠景

###### イ. 既存資料（公園整備事業）調査

以下の地点の主要な景観資源の分布状況について、既存資料の収集・整理及び現地踏査により把握されています。

- ・地点 E、N

##### 主要な眺望地点からの景観、圍繞景観の状況

###### ア. 既存資料（土地区画整理事業）調査

主要な眺望地点からの景観及び圍繞景観の状況は、既存資料（土地区画整理事業）における現地踏査及び写真撮影により把握されています。

撮影条件は表 6.11-3、圍繞景観の整理、解析方法は表 6.11-4 に示すとおりです。

表 6.11-3 景観写真の撮影条件

地点 No.	使用カメラ	使用レンズ	撮影高さ(m)
1～14	SONY SLT-A65V	35mm フィルム換算：33mm	地盤+1.5m <sup>注1</sup>
15, 16～20, 25, 32	Nikon D5500	35mm フィルム換算：33mm	地盤+1.5m <sup>注1</sup>

注1：撮影地点での撮影高さを示しています。

表 6.11-4 圍繞景観の整理、解析方法

区分	整理、解析方法
景観区の区分	調査地域内 <sup>注1</sup> の植生、地形及び利用等の状況について、現地踏査及び文献その他の資料調査に基づき、対象事業実施区域を景観区に区分しました。
景観区の状態	現地踏査及び文献その他の資料調査により、区分した景観区ごとの地形要素（標高、傾斜等）、生物要素（植生等）、人文要素（道路、建造物、耕作地等）を把握しました。
利用の状態	現地踏査により区分した景観区ごとの利用者の属性や利用目的等を把握しました。
眺めの状態	写真撮影により、区分した景観区ごとの眺めの状態を把握しました。
価値の状況	<p>現地踏査や写真撮影により、当該地域の圍繞景観の価値認識にとって重要な観点が何かを把握し、価値認識を捉えるための指標を選定しました。価値認識の対象と代表的な指標例は表 6.11-5 に示すとおりです。</p> <p>指標の選定にあたっては、景観が有する普遍価値<sup>注2</sup>（自然性、視認性、利用性等）と固有価値<sup>注3</sup>（固有性、親近性等）という価値の分類を考慮し、それぞれの中から当該地域において重要と思われる価値認識がなされている対象及び関わりが深い代表的指標を選定しました。なお、価値の評価として”高い”、”中程度”、”低い”の3段階に分けました。</p>

注1：対象事業実施区域及びその周辺約200mの範囲内としました。

注2：普遍価値は、誰もが普遍的に共有しているような価値のこととしました。

注3：固有価値は、特定の地域での価値のこととしました。

表 6.11-5 価値認識の対象と代表的な指標例

価値の分類	認識項目	代表的な指標（例）
普遍価値	自然性	植生自然度、緑被率、大径木の存在、水際の形態、河川の流路の形状、水の清浄さ 等
	視認性	見られやすさ（被視頻度） 等
	利用性	利用者数、利用のしやすさ、利用者の属性の幅 等
固有価値	固有性	地名とかかわりの深い要素の存在 他にはない独特の要素の存在 等
	親近性	地域の人々に親しまれている要素の存在 等

#### イ. 既存資料（公園整備事業）調査

主要な眺望地点からの景観及び圍繞景観の状況は、既存資料（公園整備事業）における現地踏査及び写真撮影により把握されています。

撮影条件は表 6.11-7、圍繞景観の整理、解析方法は「ア. 既存資料（区画整理）調査」と同様とされています。

表 6.11-6 景観写真の撮影条件

地点 No.	使用カメラ	使用レンズ	撮影高さ(m)
22～29	Canon EOS 80D	35mm フィルム換算：28mm	地盤+1.5m <sup>注1</sup>

注1：撮影地点での撮影高さを示しています。

#### ウ. 現地調査

主要な眺望地点からの景観及び圍繞景観の状況を、現地踏査及び写真撮影により把握しました。

撮影条件は表 6.11-7、圍繞景観の整理、解析方法は「ア. 既存資料（土地区画整理事業）調査」と同様としました。

表 6.11-7 景観写真の撮影条件

地点 No.	使用カメラ	使用レンズ	撮影高さ(m)
21, 30, 31, 33, 34	NikonD7000	35mm フィルムカメラ換算：28mm、33mm	地盤+1.5m <sup>注1</sup>

注1：撮影地点での撮影高さを示しています。

#### 関係法令・計画等

以下の関係法令等の内容を整理しました。

- ・「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」
- ・「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」
- ・「横浜市景観計画」
- ・「横浜市環境管理計画」
- ・「横浜市景観ビジョン」

## (5) 調査結果

### 地域景観の特性

対象事業実施区域を含む旧上瀬谷通信施設地区は、約 242ha の広大な敷地で、全体的にはほぼ平坦な地形であるため、眺望が開けた開放的な景観となっています。対象事業実施区域の標高は、おおむね約 60m～80m の範囲にあり、なだらかな傾斜をもつ緑豊かな丘陵地、農用地を中心としたのどかな景観を形成しています。

対象事業実施区域の西側に隣接する海軍道路には約 300 本の桜が植栽されており、瀬谷区の桜の見どころスポットとなっています。

対象事業実施区域の南東部に近接する地区には、瀬谷市民の森、追分市民の森、矢指市民の森、上川井市民の森等の横浜市としては貴重な緑豊かな森林地域が広がっています。また、対象事業実施区域の東側には、川井・矢指風致地区に指定された地域が広がっています。同風致地区は、ゴルフ場、樹林地及び田畑が大半であり、屋敷林をもった良好な住宅地を含むすぐれた風致景観が残る区域で、南端部は良好な住宅地を形成しています。

一方、対象事業実施区域の北側は、土地区画整理事業実施区域の範囲内においては、対象事業実施区域と同様に農用地を中心としたのどかな景観となっていますが、さらに北側には、準工業地域、工業地域、近隣商業地域などに指定されており、工場や幹線道路等による人工的な景観となっています。また、西側や南側に隣接する地区は、住居系の用途地域や市街化調整区域となっています。

### 主要な景観資源の状況

主要な景観資源の状況は、図 6.11-2 に示すとおりです。

対象事業実施区域における景観資源は、海軍道路沿いの桜並木や、都市部としては貴重な農地景観があります。対象事業実施区域周辺では、東側に川井・矢指風致地区の緑地等があります。また、対象事業実施区域からは遠景となりますが、富士山や丹沢の山並みについても、主要な景観資源といえます。

No. A (旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域) : 対象事業実施区域及びその周辺	
	<p>【景観資源の状況】 横浜市でも有数のまとまった農地が広がっています。</p>
No. B (川井・矢指風致地区の緑地) : 対象事業実施区域及びその周辺	
	<p>【景観資源の状況】 ゴルフ場を中心とし、樹林地及び田畑が大半を有し、屋敷林をもった良好な住宅地を含むすぐれた風致景観が残る区域で、南端部は東急ニュータウン地区をはじめとする良好な住宅地を形成しています。</p>
No. C (海軍道路沿いの桜並木) : 対象事業実施区域及びその周辺	
	<p>【景観資源の状況】 海軍道路の両側には約 300 本のソメイヨシノがあります。春には、海軍道路に隣接する海軍広場が開放され、花見客で賑わいます。</p> <p>注1 : 写真は、桜の開花期 (平成 31 年 4 月 2 日 (火)) に撮影されたものです。</p>
No. D (瀬谷中央公園) : 対象事業実施区域から約 670m	
	<p>【景観資源の状況】 瀬谷中央公園は、こどもログハウス”まるたのしろ”やゲートボールができる広場等があります。瀬谷中央公園沿いには大門川が流れており、大門川せせらぎ緑道があります。</p>

図 6.11-2(1) 主要な景観資源の状況

No. E (瀬谷本郷公園) : 対象事業実施区域から約 1,400m



【景観資源の状況】

瀬谷本郷公園は、ピクニックに最適な芝生の広場や、アスレチック、砂場、滑り台等の遊具があるほか、野球場やテニスコートもあります。横浜市の桜の見どころスポットに挙げられています。

No. F (東野第一公園) : 対象事業実施区域から約 500m



【景観資源の状況】

対象事業実施区域の南側にある街区公園です。横浜市の桜の見どころスポットに挙げられています。

No. G (野境道路) : 対象事業実施区域から約 600m



【景観資源の状況】

四季を通じて美しい景観のプロムナードで、春には瀬谷高校入口まで続く桜並木が市民に親しまれています。

No. H (相沢川ウォーク) : 対象事業実施区域から約 2,500m



【景観資源の状況】

相沢川両岸流域の緑と水、桜が鑑賞できる約 1 km のプロムナードです。

図 6.11-2(2) 主要な景観資源の状況



No. I (東山・関ヶ原の水辺) : 対象事業実施区域から約 2,200m



【景観資源の状況】

この一帯は季節により、「あじさい」や「ヒガンバナ」をみることができます。さらに、東山ふれあい樹林を一体に、緑と水辺が見事に調和された自然を楽しむエリアで、西側に桜並木、土手に芝が植えられた和泉川の景勝地となっています。また、関ヶ原の水辺は、和泉川の水辺として最初に整備された水辺です。

No. J (瀬谷第一公園) : 対象事業実施区域から約 2,400m



【景観資源の状況】

対象事業実施区域の南側にある街区公園です。横浜市の桜の見どころスポットに挙げられています。

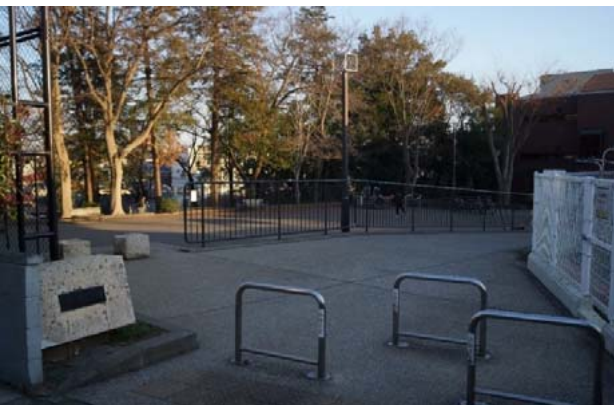
No. K (瀬谷第二公園) : 対象事業実施区域から約 1,800m



【景観資源の状況】

対象事業実施区域の南側にある街区公園です。横浜市の桜の見どころスポットに挙げられています。

No. L (瀬谷第三公園) : 対象事業実施区域から約 1,500m



【景観資源の状況】

対象事業実施区域の南側にある街区公園です。横浜市の桜の見どころスポットに挙げられています。

図 6.11-2(3) 主要な景観資源の状況

No. M (南台公園) : 対象事業実施区域から約 2,050m



**【景観資源の状況】**

対象事業実施区域の南側にある街区公園です。横浜市の桜の見どころスポットに挙げられています。

No. N (瀬谷町小川アメニティ) : 対象事業実施区域から約 120m



**【景観資源の状況】**

瀬谷区の東部「瀬谷市民の森」から流れる田園風景の中の小川アメニティです。和泉川の源流で、「そだ」を使った護岸は、自然にやさしく風情のある風景です。休耕田を利用したトンボ池もあり、様々な生き物やフデリンドウ、ホトトギス、オカトラノオなど、市内では少なくなっている野草を楽しむことができます。

図 6.11-2(4) 主要な景観資源の状況

遠景（丹沢の山並み）：対象事業実施区域から約 30km

遠景（富士山）：対象事業実施区域から約 70km



【景観資源の状況】

対象事業実施区域付近からでも、天候が良ければ丹沢の山並みや富士山の一部を視認することができます。

【富士山拡大写真】 ↓ 拡大



富士山については、写真では明瞭に写っていないものの、肉眼では頂上の一部を視認できます。

図 6.11-2(5) 主要な景観資源の状況

## 主要な眺望地点からの景観

主要な眺望地点からの景観の状況は、表 6.11-8 に示すとおりです。

表 6.11-8(1) 主要な眺望地点及び眺望の状況

地点	主要な眺望地点	距離 (m)	眺望景観の状況
1	瀬谷市民の森	100	和泉川の源流にある、起伏の少ない明るい森です。スギやヒノキなどの針葉樹と、クヌギ・コナラなどの雑木林、オオシマザクラなどの大木もあり、自然観察に適しています。対象事業実施区域は、樹林越しにわずかに視認されます。
2	追分市民の森	600	対象事業実施区域の南東側約 600m に位置する「追分市民の森」の散策路上の地点です。奥には隣接している上川井市民の森の樹木が見えます。追分市民の森及び上川井市民の森の樹木により対象事業実施区域は視認できません。
3	矢指市民の森	900	対象事業実施区域の南東側約 900m に位置する「矢指市民の森」の散策路上の地点です。奥には隣接している追分市民の森の樹木が見えます。追分市民の森の樹木により、対象事業実施区域は視認できません。
4	上川井市民の森	20	対象事業実施区域の南東側に隣接する「上川井市民の森」の散策路上の地点です。林内の樹木により見通しが悪く、対象事業実施区域は視認できません。
5	東山ふれあい樹林	2,500	対象事業実施区域の南側約 2,500m に位置する「東山ふれあい樹林」内の地点です。林内の樹木の隙間から片側に広がる住宅地が見えます。林内の樹木や周辺の住宅地により、対象事業実施区域は視認できません。
6	フィールドアスレチック 横浜つくし野コース	2,700	対象事業実施区域の北側約 2,700m に位置する「フィールドアスレチック横浜つくし野コース」内の地点です。自然の野山に造られた木製遊具に自らの体力と判断力で挑戦していく自然体感型運動施設です。隣接する工場や樹林により、対象事業実施区域は視認できません。
7	深見歴史の森 (城山史跡公園)	1,400	対象事業実施区域の北西側約 1,400m に位置する「深見歴史の森(城山史跡公園)」内の地点です。正面には、深見歴史の森の中心部に位置する畑が広がり、その奥に深見歴史の森内の樹木が見えます。周辺の樹林により、対象事業実施区域は視認できません。
8	泉の森	3,100	引地川の源流、大和水源地一帯の樹林地が泉の森です。「湿生植物園」や「水車小屋」、「郷土民家園」、「ふれあいキャンプ場」などがあります。周辺の樹林により、対象事業実施区域は視認できません。
9	ふれあいの森	3,000	対象事業実施区域の南西側約 3,000m に位置する「ふれあいの森」内の地点です。正面にふれあいの森内の花壇、その奥に樹林が広がっています。周辺の樹林により見通しが悪く、対象事業実施区域は視認できません。
10	鶴間公園	2,700	対象事業実施区域の北西約 2,700m に位置する「鶴間公園」内の地点です。公園内の広場や樹木が視野の大部分を占めています。道路沿いの生垣及び落葉樹の隙間から住宅街が見え、市街地景観を呈しています。周辺の住宅により、対象事業実施区域は視認できません。
11	つくし野セントラルパーク	2,700	対象事業実施区域の北西約 2,700m に位置する「つくし野セントラルパーク」内の地点です。公園の北側と南側には小山状の雑木林があり、散策を楽しむことができます。中央には平坦な広場があり、地域住民の憩いの空間となっています。周辺の樹林により、対象事業実施区域は視認できません。

表 6.11-8(2) 主要な眺望地点及び眺望の状況

地点	主要な眺望地点	距離 (m)	眺望景観の状況
12	三保市民の森	2,000	対象事業実施区域の北東側約 2,000m に位置する「三保市民の森」の散策路上の地点です。三保市民の森内の樹木の隙間から若葉台団地の高層マンションや団地内の樹木が見えます。周辺のマンションや樹林により、対象事業実施区域は視認できません。
13	新治市民の森	3,100	横浜の原風景ともいえる里山の景観が多く残されています。薪や炭を得るための雑木林や建材を得るためのスギの林、日々の糧を得る畑や水田がモザイク状に広がります。周辺の樹木により対象事業実施区域は視認できません。
14	よこはま動物園 ズーラシア	2,400	対象事業実施区域の東側約 2,400m に位置するズーラシアの南端の地点です。正面の住宅地は撮影地点より高くなっており、住宅地につながる階段、斜面に整備された生垣や樹木が見え、その奥に住宅が見えます。撮影地点が周辺より低い位置にあることから、見通しが悪く、対象事業実施区域は視認できません。
15	瀬谷市民の森(2)	20	対象事業実施区域の南東側に隣接する「瀬谷市民の森」の散策路上の地点です。瀬谷市民の森の落葉樹の隙間から左奥側に集合住宅が見えます。また、左側手前と中央に見えているのは旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域（対象事業実施区域内）であり、なだらかな丘陵地に樹木や緑地の緑がわずかに見えますが、樹木により見通しは良くありません。
16	瀬谷みはらし公園	90	対象事業実施区域の南側に隣接する「瀬谷みはらし公園」内の小高い丘の上の地点です。なだらかな丘陵地に樹木や草地等の緑豊かな景観が広がっています。北東方向の道路越しに対象事業実施区域が視認できます。
17	中屋敷三丁目公園	350	対象事業実施区域の南側約 350m に位置する「中屋敷三丁目公園」内の地点です。公園内の広場や樹木が視野の大部分を占めます。右側の樹木の間からは、対象事業実施区域の手前のまとまった樹木や農地が見えます。本地点及びその周辺は平坦な地形であることから、周辺の樹木により対象事業実施区域は視認できません。
18	本郷四丁目公園第二公園	400	対象事業実施区域の南側約 400m に位置する「本郷四丁目公園」内の地点です。公園内の広場や樹木が視野の大部分を占めます。正面の公園内の樹木の隙間からは対象事業実施区域の南側の地域が見えます。左側から中央にかけて事業所の建物、中央よりやや右側に対象事業実施区域の手前の樹木、右側に老人福祉施設が見え、市街地景観を呈しています。中央付近の樹木の隙間から僅かに対象事業実施区域が視認できます。
19	竹村町公園	300	対象事業実施区域の西側約 300m に位置する「竹村町公園」内の地点です。公園内の広場や樹木が視野の大部分を占めます。その奥に対象事業実施区域内の農地や樹木等のまとまった緑が見えます。
20	上瀬谷町東公園	300	対象事業実施区域の西側約 300m に位置する「上瀬谷町東公園」内の地点です。本地点からは公園内の樹木や上瀬谷小学校の建物等により対象事業実施区域は視認できません。
22	旧上瀬谷通信施設内通路 (対象事業実施区域 南側)	0	対象事業実施区域の南側に隣接する深見第 228 号線からつながる旧上瀬谷通信施設内通路上の地点です。正面に対象事業実施区域内の樹林及び草地が視認でき、その奥に対象事業実施区域の北東側に位置する樹林地が見えます。

表 6.11-8(3) 主要な眺望地点及び眺望の状況

地点	主要な眺望地点	距離 (m)	眺望景観の状況
23	深見第 228 号線 (対象事業実施区域 南側)	0	対象事業実施区域の南側に隣接する深見第 228 号線上の地点です。南側には対象事業実施区域外の樹林が広がり、その奥に県営瀬谷団地の集合住宅が見えます。北側には対象事業実施区域内の樹林及び草地が見え、深見第 228 号線の奥には上川井市民の森に連なる樹林が視認できます。
24	深見第 228 号線 (対象事業実施区域 西側)	0	対象事業実施区域の南側に隣接する深見第 228 号線の歩道上の地点です。深見第 228 号線を挟んで西側には畑及び樹林が広がり、北側には対象事業実施区域内の畑地、野球場及び樹林が視認できます。
26	上川井第 129 号線 (対象事業実施区域 東側)	0	対象事業実施区域の東側に隣接する上川井第 129 号線上の地点です。上川井第 129 号線の東側のフェンス内には対象事業実施区域外の樹林、西側には対象事業実施区域内の樹林が広がり、見通しは良くありません。
27	旧上瀬谷通信施設内通路 (対象事業実施区域 北側)	0	対象事業実施区域の北側に位置する旧上瀬谷通信施設内通路上の地点です。通路の北東側には草地、南西側には果樹園及び植栽樹群が広がっており、対象事業実施区域内の樹林が点在する草地が視認できます。周辺の樹木により見通しは良くありません。
30	旧上瀬谷通信施設内通路 (対象事業実施区域 北側)	0	対象事業実施区域内の道路上の地点です。旧上瀬谷通信施設内の困障区域へ至る道路であり、交通量は多くありません。本地点からは対象事業実施区域内の相沢川の谷戸地形を間近に視認することが可能です。
31	旧上瀬谷通信施設内通路 (対象事業実施区域 北東側)	300	対象事業実施区域外の北側約 300m に位置する道路上の地点です。堀谷戸川の左岸に位置し、農地の拡がりを視認することが可能です。方法書時点からの対象事業実施区域の変更に伴い、本地点からは南の方向に対象事業実施区域の一部を視認することが可能です。
33	環状 4 号線 歩道 (対象事業実施区域 北側)	0	対象事業実施区域の北西側に隣接する海軍道路（環状 4 号線）の歩道上の地点で、比較的交通量の多い地点です。本地点からは対象事業実施区域内北側の草地や農地といった人工的土地利用域を視認することが可能です。
34	旧上瀬谷通信施設内通路 (対象事業実施区域 北側)	0	対象事業実施区域内の道路上の地点です。本地点からは相沢川の谷戸地形を間近に視認することが可能ですが、方法書時点からの対象事業実施区域の変更に伴い、相沢川左岸側は対象事業実施区域外となっています。西側には樹林があり、対象事業実施区域内は視認できません。

## 圍繞景観の状況

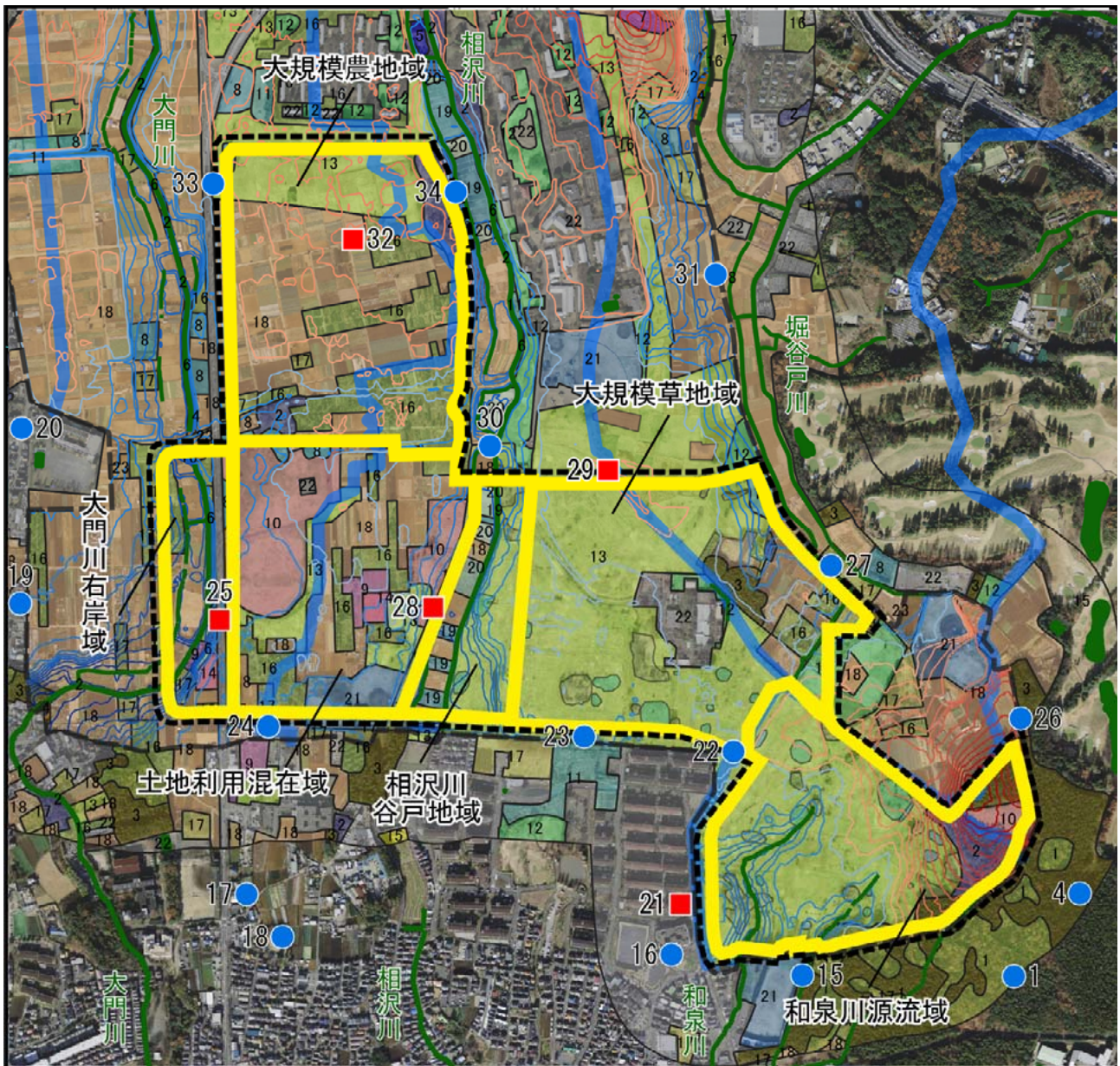
### ア. 景観区の区分及び場の状態

調査地域内の植生、地形及び利用等の状況から、人工的土地利用域、谷戸地域、樹林が点在する広大な草地域、和泉川源流域の4つの景観区に区分しました。

区分した景観区の状況及び場の状態は、表 6.11-9 及び図 6.11-3 に示すとおりです。

表 6.11-9 景観区の区分及び場の状態

景観区の区分	場の状態
大門川右岸域	[地形] 標高（平均）：約 64m、河川沿いの低地 [現存植生等] 畑地、植栽樹群、果樹園、ムクノキーエノキ群落
土地利用混在域	[地形] 標高（平均）：約 68.5m、高低差が小さい [現存植生等] グラウンド、畑地、植栽樹群、果樹園、メヒシバーエノコログサ群落、人工構造物、イネ科草本群落
相沢川谷戸地域	[地形] 標高（平均）：約 64.5m、谷戸地形が形成されている。 [現存植生等] 水田、畑地、休耕地、メヒシバーエノコログサ群落、チガヤ群落
大規模草地域	[地形] 標高（平均）：約 70.5m、高低差が小さい [現存植生等] メヒシバーエノコログサ群落、チガヤ群落、植栽樹群、畑地、スギ・ヒノキ植林、人工構造物
和泉川源流域	[地形] 標高（平均）：約 74.5m、和泉川周辺は標高が低く、瀬谷市民の森に近接する付近は対象事業実施区域内で最も標高が高い [現存植生等] 和泉川周辺は、メヒシバーエノコログサ群落が大部分を占めており、和泉川沿いの一部にチゴザサ、ミゾソバ、ショウブ等の湿生植物が分布 瀬谷市民の森に近接する付近は、ムクノキーエノキ群落、スギ・ヒノキ植林等のまとまった樹林地が分布
大規模農地域	[地形] 標高（平均）：約 72.0m、平坦な地形 [現存植生等] 畑地、植栽樹群、メヒシバーエノコログサ群落、人工構造物、グラウンド



凡例

   対象事業実施区域   
    土地区画整理事業実施区域

都県界   
 市界   
 区界

流域界

景観区

57m 等高線 (1mごと) 86m

● 主要な眺望地点

■ 圍繞景観調査地点

河川・湖沼

<現存植生図>

- 1 コナラ群落
- 2 ムクノキ・エノキ群落
- 3 スギ・ヒノキ植林
- 4 竹林
- 5 ヤナギ低木群落
- 6 アズマネザサ群落
- 7 ススキ群落

- 8 セイタカアワダチソウ群落
- 9 ヒメムカシヨモギ群落
- 10 イネ科草本群落
- 11 オギ群落
- 12 チガヤ群落
- 13 メヒシパーエノコロログサ群落
- 14 シバ草地
- 16 植栽樹群
- 17 果樹園

- 18 畑地
- 19 水田
- 20 休耕田
- 21 グラウンド
- 22 人工構造物
- 23 造成地
- 24 ゴルフ場



0 100 200 300 400 500 m



図 6.11-3 景観区の区分



イ. 利用の状態

景観区ごとの利用の状態は、表 6.11-10 に示すとおりです。

表 6.11-10 景観区ごとの利用の状態

景観区の区分	利用の状態
大門川右岸域	大門川右岸の流域が該当します。果樹園や畑地といった農地が6割以上を占めており、農業従事者等が作業に訪れています。なお、農業専用地区には関係者以外の立ち入りが禁止されています。
土地利用混在域	大門川左岸及び相沢川右岸の流域が該当します。畑地や果樹園といった農地が約4割を占めており農業従事者等が作業に訪れているほか、野球用のグラウンドが2面あり、グラウンド利用者も訪れています。
相沢川谷戸地域	相沢川周辺の谷戸地域が該当します。東側の樹林が点在する広大な草地との境界付近は関係者以外立ち入ることができませんが、畑地や果樹園では農業従事者等が作業に訪れています。
大規模草地域	対象事業実施区域の中央部に広がる草地域が該当します。基本的には関係者以外立ち入ることができませんが、農道が整備されており、畑地では農業従事者等が作業に訪れています。また、旧上瀬谷通信施設内通路が整備されており、地域住民に利用されています。
和泉川源流域	対象事業実施区域南東部に位置する和泉川流域と瀬谷市民の森及び上川井市民の森と連続性のある樹林地が該当します。対象事業実施区域内は関係者以外立ち入ることができませんが、隣接する瀬谷市民の森、上川井市民の森は、散策または自然との触れ合い活動の場として、市民に広く利用されています。
大規模農地域	対象事業実施区域北側に位置する大門川左岸の流域が該当します。果樹園や畑地といった農地が約5割、植栽樹群が約3割を占めており、農業従事者等が作業に訪れています。北側は草地となっています。

ウ. 眺めの状態

景観区ごとの眺めの状態は、表 6.11-11 に示すとおりです。

表 6.11-11 景観区ごとの眺めの状態

景観区の区分	地点	眺めの状態
大門川右岸域	25 西	大門川右岸側の平地に農地、樹林地が広がっています。遠景には丹沢の山並みや富士山の山頂の一部が見えます。
土地利用混在域	25 東	概ね平坦で遮るものがないため視認性は良く、対象事業実施区域内の草地及び植栽樹群が広く視認できます。隣接する海軍道路沿いには桜並木が見えます。対象事業実施区域内の樹林により瀬谷市民の森及び上川井市民の森は視認できません。
相沢川谷戸地域	28	目前に相沢川沿いの水田、畑地及び谷戸地形が広がっており、その奥に対象事業実施区域内の草地及び樹林が見えます。対象事業実施区域内の樹林の隙間からわずかに上川井市民の森が視認できます。
大規模草地域	29	対象事業実施区域内の草地及び樹林が視野の大部分を占めています。農道の東側にはゴルフ場との境界に分布する樹林、西側には囲障区域の樹林が見え、樹林の隙間からわずかに瀬谷市民の森が視認できます。
和泉川源流域	21	ゆるやかな起伏を持った乾性草地と植栽樹群を近景域に眺めることができます。それらの背後には瀬谷市民の森の樹林が見えます。
大規模農地域	32	概ね平坦な地形で遮るものがないため視認性はよく、農地や植栽樹群の拡がりが見えます。また、遠景には丹沢の山並みや富士山の山頂の一部が見えます。

注1：表中の地点番号は図 6.11-3 に対応しています。

エ. 価値の状況

景観区の状態、利用の状態、眺めの状態を踏まえ、圍繞景観についての普遍価値及び固有価値に区分し、その価値の状況を整理しました。

圍繞景観の価値の状況は、表 6.11-12 に示すとおりです。

表 6.11-12(1) 景観区ごとの価値の状況

景観区の区分	価値軸	認識項目	価値の状況
大門川右岸域	普遍価値	自然性	○ まとまった農地が分布しており、自然性は中程度。
		視認性	◎ 視認性は高い。
		利用性	○ 農作業で利用しますが、関係者以外は立ち入り禁止なので、利用性は中程度。
	固有価値	固有性	◎ まとまりのある農地として固有性は高い。
		親近性	○ 農作業で利用しますが、関係者以外は立ち入り禁止なので、親近性は中程度。
土地利用混在域	普遍価値	自然性	グラウンド等の人工的土地利用のほか農地があり、自然性は中程度。
		視認性	○ 視認性は中程度。
		利用性	◎ 畑地や果樹園では農業従事者等が作業されており、グラウンド（野球場）は地域住民に広く利用されているため、利用性は高い。
	固有価値	固有性	○ 周辺に似たような環境があるため、固有性は中程度。
		親近性	◎ 畑地や果樹園では農業従事者等が作業されており、グラウンド（野球場）は地域住民に広く利用されているため、親近性は高い。
相沢川 谷戸地域	普遍価値	自然性	◎ 谷戸地形となっており、草地、樹林、水田、畑地が分布するため自然性は高い。
		視認性	◎ 視認性は高い。
		利用性	○ 南東部は関係者以外立ち入りが禁止されているが、生物多様性保全上の重要な里地里山に指定されており、水田、畑地、果樹園では農業従事者等が作業されているため、利用性は中程度。
	固有価値	固有性	◎ 周辺に類似した環境はないため固有性は高い。
		親近性	○ 南東部は関係者以外立ち入りが禁止されているが、生物多様性保全上の重要な里地里山に指定されており、水田、畑地、果樹園では農業従事者等が作業されているため、親近性は中程度。
大規模草地域	普遍価値	自然性	◎ 草地、樹林が分布するため自然性は高い。
		視認性	◎ 平坦な地形のため視認性は高い。
		利用性	○ 対象事業実施区域内は関係者以外立ち入りが禁止されているが、畑地では農業従事者等が作業されており、旧上瀬谷通信施設内通路は地域住民に利用されているため、利用性は中程度。
	固有価値	固有性	◎ 周辺に類似した環境はないため固有性は高い。
		親近性	○ 対象事業実施区域内は関係者以外立ち入りが禁止されているが、畑地では農業従事者等が作業されており、旧上瀬谷通信施設内通路は地域住民に利用されているため、親近性は中程度。

注：価値の状況に付けたマークの意味は、以下のとおりです。 ◎：高い、 ○：中程度、 ○：低い

表 6.11-12(2) 景観区ごとの価値の状況

景観区の区分	価値軸	認識項目	価値の状況
和泉川源流域	普遍価値	自然性	◎ 草地、植林、まとまった樹林が分布するため自然性は高い。
		視認性	◎ 視認性は高い。
		利用性	△ 対象事業実施区域内は関係者以外立ち入りが禁止されているため利用性は低い。
	固有価値	固有性	◎ 湧水の源流となっており固有性は高い。
親近性		△ 対象事業実施区域内は関係者以外立ち入りが禁止されているため親近性は低い。	
大規模農地域	普遍価値	自然性	○ まとまった農地が分布しており、自然性は中程度。
		視認性	◎ 視認性は高い。
		利用性	農作業で利用しますが、関係者以外は立ち入り禁止なので、利用性は中程度と考えられます。
	固有価値	固有性	◎ まとまりのある農地として固有性は高い。
		親近性	農作業で利用しますが、関係者以外は立ち入り禁止なので、親近性は中程度と考えられます。

注：価値の状況に付けたマークの意味は、以下のとおりです。 ◎：高い、 ○：中程度、 △：低い

### 関係法令・計画等

ア. 「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」(横浜市条例第2号 平成18年2月)

この条例は、魅力ある都市景観の創造によって、地域の個性と市民等の豊かな発想が調和した、人をひきつける質の高い都市の実現を図ることを目的として定められています。

条例では、事業者の責務として、その事業活動を通じて、地域の個性との調和に配慮し、積極的に魅力ある都市景観の創造に努めること、さらに、横浜市が実施する都市景観の創造に関する施策に協力することが定められています。

なお、条例では、魅力ある都市景観の形成を図る必要がある地区を「都市景観協議地区」として横浜市が指定することができ、現在指定されているのは、「関内地区都市景観協議地区」、「みなとみらい21中央地区都市景観協議地区」、「みなとみらい21新港地区都市景観協議地区」であり、対象事業実施区域周辺には協議地区の指定はありません。

イ. 「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」(横浜市条例第17号 平成7年3月)

この条例は、環境の保全及び創造について、横浜市、事業者及び市民が一体となって取り組むための基本理念を定めるとされています。その中で、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を定め、施策を総合的かつ計画的に推進して、次世代の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として定めています。

条例では、事業者の責務として、事業活動に関して、環境への負荷の低減、そのほか環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、横浜市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力することが定められています。

ウ. 「横浜市景観計画」(横浜市 平成25年11月)

横浜市では、景観法に基づき、市内全域を対象区域とする景観計画が定められています。横浜市の景観形成の羅針盤となる「横浜市景観ビジョン」を踏まえ、地域で大切にしたい価値観や目標を実現するための地区ごとに定める景観計画及び横浜市魅力ある都市景観の創造

に関する条例に基づく都市景観協議地区の推進と、全市民で共有される価値観を実現するための景観計画の活用により、市内全域で良好な景観が保たれつつ、地区の特性に応じた景観形成を図ることを基本方針としています。

エ. 「横浜市環境管理計画」(横浜市 平成 30 年 11 月)

横浜市では、この計画を進めることで、横浜の豊かな自然環境の創造と保全、さらなる市民生活の安全・安心の実現を目指としています。

計画では、総合的な視点による基本政策である「基本政策 2 環境と経済」「基本政策 3 環境とまちづくり」の中で、以下の取組方針が示されています。

- ・地域資源を生かしたシティプロモーションの展開
- ・良好な環境を創出する公園の整備・維持管理・経営

オ. 「横浜市景観ビジョン」(横浜市 平成 18 年 12 月)

横浜市景観ビジョンは、横浜市のこれからの景観づくりにおいて目指すべき方向性を長期的な視野に立って示されたもので、良好な景観をつくること、豊かな市民生活の実現につながることに加えて、観光や産業分野等を含めた都市全体の活力向上に結びつく大切な取組であることを、市民・事業者・行政で共有し、協働して景観づくりに取り組むための契機とすることを目指して策定されています。

景観ビジョンでは、目指したい景観の将来像を考える際の基本的な方向性として、以下のテーマが示されています。

- (1) 街の個性と調和の取れた魅力的な街並みの形成
- (2) 安全で快適な歩行者空間の景観づくり
- (3) 歴史的景観資源の保全と活用による景観づくり
- (4) 水と緑の保全・活用と創出による景観づくり
- (5) 身近な生活空間での景観づくり
- (6) 人々の交流や賑わいの景観づくり
- (7) 街の個性を引き立たせる夜間景観
- (8) 周囲に比べ、高さや大きさのある建築物の景観的工夫
- (9) 屋外広告物の景観的配慮
- (10) 想像力がかきたてられ、物語性が感じられる景観づくり

また、この景観形成のテーマを踏まえ、地区ごとの個性をいかした景観魅力づくりが示されており、「水・緑と農のある郊外」は以下の方向性が示されています。

- ・豊富な自然資源や社寺等の歴史資源を生かし、楽しみながらめぐることのできる景観を目指します。
- ・地域の交流や活動を生み出していくよう、緑地や農地をいかした景観づくりを行います。

- ・不法投棄やポイ捨て、違法駐車、違法看板などのない、安全で安心できる景観を目指します。
- ・大きな土地利用等がある場合は、既存の緑地・農地及びそれらで営む人々に配慮し、周囲と調和する景観づくりを目指します。

#### その他

対象事業実施区域の景観については、横浜市により土地の改変等が実施され、本博覧会の整備前には公園整備事業による樹木や園路等は整備されていますが、造成地となっています。

#### 6.11.2 環境保全目標の設定

景観に係る環境保全目標は、表 6.11-13 に示すとおり設定しました。

表 6.11-13 環境保全目標(景観)

区分	環境保全目標
【開催中】 会場施設等の存在	周辺景観との調和を図り、眺望を著しく阻害しないこと。

### 6.11.3 予測

#### 予測項目

予測項目は、施設の存在により変化する景観の状況として、以下を予測しました。

- ア. 地域景観の特性の変化
- イ. 主要な景観資源の変化
- ウ. 主要な眺望地点からの景観の変化
- エ. 圍繞景観の変化

#### 予測地域・地点

- ア. 地域景観の特性の変化

予測地域は、調査地域と同じく対象事業実施区域及びその周辺としました。

- イ. 主要な景観資源の変化

予測地点は、調査地点と同じく対象事業実施区域及びその周辺の16地点としました。

- ウ. 主要な眺望地点からの景観の変化

予測地点は、表 6.11-14 に示す判定基準に従って、調査を行った34地点を整理しました。判定基準は、主要な眺望地点から対象事業実施区域方向の眺望が開けており、瀬谷市民の森等を背景とした対象事業実施区域の視認性や将来の施設配置計画を踏まえ、現況と将来の変化を的確に把握できること、また、なるべく多方向からの眺望地点を予測地点として選定することを念頭においています。

整理の結果、予測地点は、調査を行った34地点のうち、表 6.11-15 に示すとおり、眺望景観の予測地点として9地点を選定しました。

表 6.11-14 予測地点として選定する判定基準

項目	優先度	判定基準
視認性	◎	対象事業実施区域方向の眺望が比較的開けている、または対象事業実施区域内の計画建物や施設等の半分以上が眺望可能と想定される
	○	対象事業実施区域方向の眺望が、既存建物等により一部遮蔽される、または対象事業実施区域内の計画建物や施設等の半分以下が眺望可能と想定される
	△	対象事業実施区域方向の眺望が、既存建物等により遮蔽され、対象事業実施区域内の計画建物や施設等のほとんどが眺望できない
認知度	◎	不特定多数の人を集客し、各種イベントが頻繁に行われたり、観光地等として広く知られていたりする地点、またはその施設に極めて近い場所
	○	不特定多数の人が集まったり利用したりする可能性が高く、地域の自治活動等、地域の人が日常的に利用する地点
	△	上記以外の眺望地点

表 6.11-15(1) 予測地点の選定結果（主要な眺望地点からの景観の変化）

地点	主要な眺望地点	距離 (m)	視認 性	認知 度	選定 結果	選定・非選定の理由
1	瀬谷市民の森	100	○	◎	—	対象事業実施区域内の計画建物や施設等は、樹林越しにわずかに視認されますが、比較的視認性の高い地点 15 瀬谷市民の森(2)に代表させることとし、選定しません。
2	追分市民の森	600	△	◎	—	追分市民の森及び上川井市民の森の樹木で遮蔽され、対象事業実施区域内の計画建物や施設等が眺望されないため、選定しません。
3	矢指市民の森	900	△	◎	—	追分市民の森の樹木で遮蔽され、対象事業実施区域内の計画建物や施設等が眺望されないため、選定しません。
4	上川井市民の森	20	△	◎	—	上川井市民の森内の樹木で遮蔽され、対象事業実施区域内の計画建物や施設等が眺望されないため、選定しません。
5	東山ふれあい樹林	2,500	△	◎	—	東山ふれあい樹林内の樹木や周辺の住宅地で遮蔽され、対象事業実施区域内の計画建物や施設等が眺望されないため、選定しません。
6	フィールドアスレチック横浜つくし野コース	2,700	△	◎	—	隣接する工場や樹林により、対象事業実施区域内の計画建物や施設等が眺望されないため、選定しません。
7	深見歴史の森 (城山史跡公園)	1,400	△	◎	—	周辺の樹林で遮蔽され、対象事業実施区域内の計画建物や施設等が眺望されないため、選定しません。
8	泉の森	3,100	△	◎	—	周辺の樹林で遮蔽され、対象事業実施区域内の計画建物や施設等が眺望されないため、選定しません。
9	ふれあいの森	3,000	△	◎	—	周辺の樹林で遮蔽され、対象事業実施区域内の計画建物や施設等が眺望されないため、選定しません。
10	鶴間公園	2,700	△	◎	—	周辺の住宅により対象事業実施区域内の計画建物や施設等が眺望されないため、選定しません。
11	つくし野セントラルパーク	2,700	△	◎	—	周辺の樹林により対象事業実施区域内の計画建物や施設等が眺望されないため、選定しません。
12	三保市民の森	2,000	△	◎	—	周辺のマンションや樹林により対象事業実施区域内の計画建物や施設等が眺望されないため、選定しません。
13	新治市民の森	3,100	△	◎	—	周辺の樹林で遮蔽され、対象事業実施区域内の計画建物や施設等が眺望されないため、選定しません。
14	よこはま動物園 ズーラシア	2,400	△	◎	—	周辺の住宅地により対象事業実施区域内の計画建物や施設等が眺望されないため、選定しません。

注1：距離は、対象事業実施区域境界からのおよその直線距離を示しています。

表 6.11-15(2) 予測地点の選定結果（主要な眺望地点からの景観の変化）

地点	主要な眺望地点	距離 (m)	視認性	認知度	選定結果	選定・非選定の理由
15	瀬谷市民の森(2)	20	○	◎	選定	視認性は乏しいですが、対象事業実施区域内の計画建物や施設等を南東側から眺望できる地点として選定しました。
16	瀬谷みはらし公園	90	◎	◎	選定	和泉川源流域を眺望できる地点として選定しました。
17	中屋敷三丁目公園	350	△	◎	—	周辺の樹木により対象事業実施区域内の計画建物や施設等が眺望されないため、選定しません。
18	本郷四丁目第二公園	400	○	◎	—	周辺の住宅により対象事業実施区域内の計画建物や施設等方向の眺望の大部分が遮蔽されているため、選定しません。
19	竹村町公園	300	○	◎	選定	対象事業実施区域西側の眺望地点として選定しました。
20	上瀬谷町東公園	300	△	◎	—	周辺の建物等により対象事業実施区域方向の眺望の大部分が遮蔽されているため、選定しません。
22	旧上瀬谷通信施設内通路(対象事業実施区域 南側)	0	◎	○	選定	開催中のシャトルバスのルートとして利用する場所であるため選定しました。
23	深見第 228 号線(対象事業実施区域 南側)	0	◎	○	選定	上川井市民の森と連続する樹林地を眺望できる地点として選定しました。
24	深見第 228 号線(対象事業実施区域 西側)	0	◎	○	選定	開催中のシャトルバスのルートとして利用する場所であるため選定しました。
26	上川井第 129 号線(対象事業実施区域 東側)	0	○	○	—	周辺の樹木により対象事業実施区域方向の眺望の大部分が遮蔽されているため、選定しません。
27	旧上瀬谷通信施設内通路(対象事業実施区域 東側)	100	◎	○	選定	対象事業実施区域内の計画建物や施設等を東側から眺望できる地点として選定しました。
30	旧上瀬谷通信施設内通路(対象事業実施区域北側)	0	◎	○	選定	相沢川の谷戸地形を北側から眺望できる地点として選定しました。
31	旧上瀬谷通信施設内通路(対象事業実施区域 北東側)	300	◎	○	—	対象事業実施区域の見直しに伴い距離を隔てることとなり、眺望の変化を把握しにくいいため、選定しません。 <sup>注2</sup>
33	環状 4 号線歩道(対象事業実施区域 北側)	0	◎	◎	選定	開催中に駐車場区域を眺望できる地点として選定しました。
34	旧上瀬谷通信施設内通路(対象事業実施区域北側)	0	◎	○	—	西側には樹林があり、対象事業実施区域内はほとんど視認できないため、選定しません。 <sup>注2</sup>

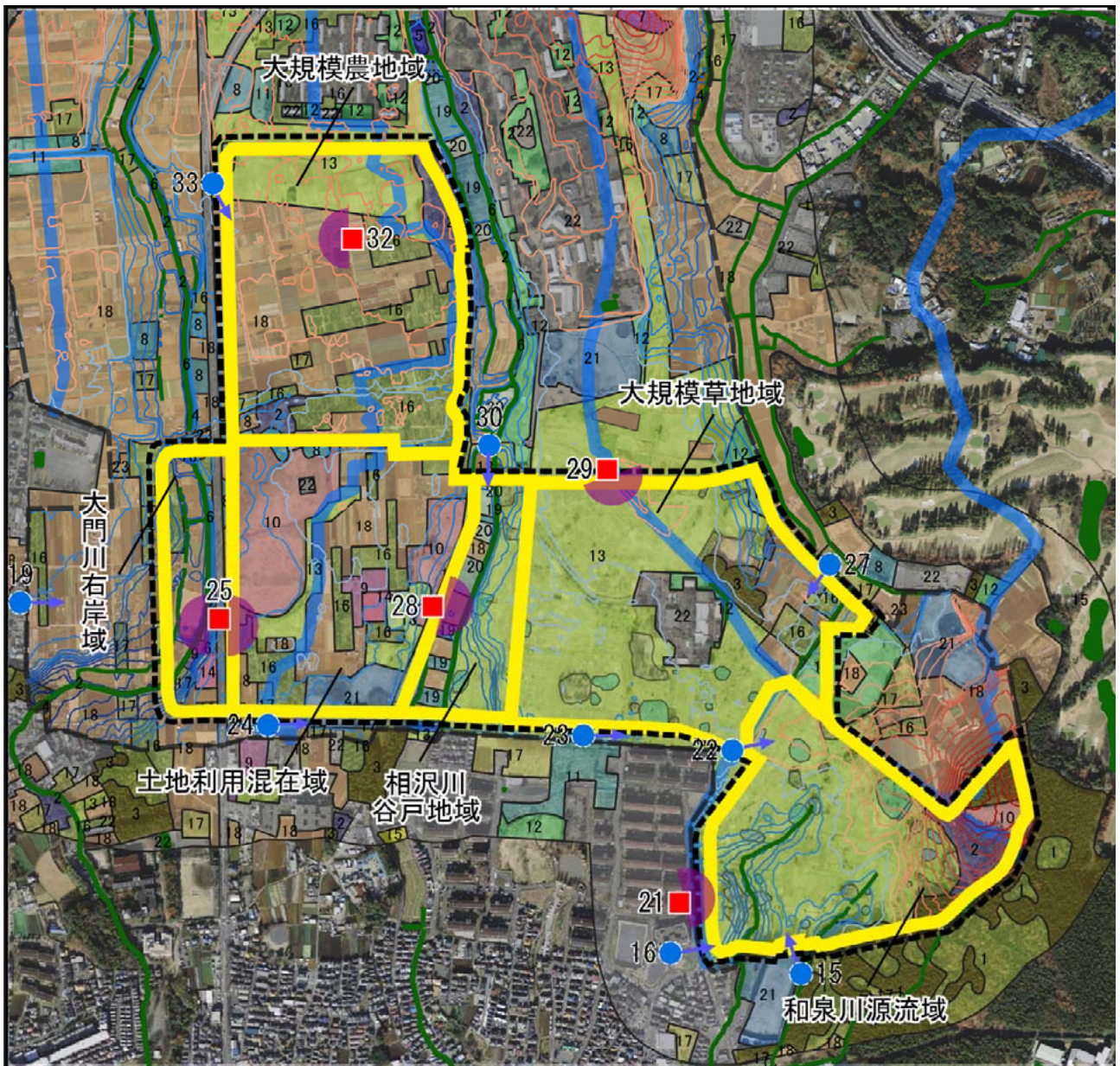
注1：距離は、対象事業実施区域境界からのおよその直線距離を示しています。

注2：対象事業実施区域の見直しに伴い非選定となった No. 31、No. 34 の 2 地点における眺望の現況及びフォトモンタージュについては、資料編に掲載しました。



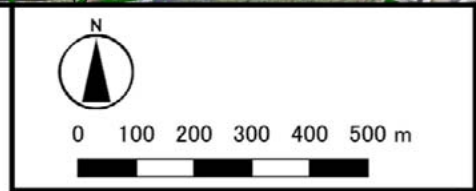
## エ. 围绕景观的变化

围绕景观的预测地点は、6つの景观区を代表する地点として選定した、図 6.11-4 に示す現況調査地点5地点（6方向）としました。景观区の区分と現存植生図及び、本博覧会の計画図を重ね合わせたものを図 6.11-4 及び図 6.11-5 に示します。



凡例

- 対象事業実施区域
- 土地区画整理事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界



< 主要な眺望地点からの景観 >

- 予測地点
- ➔ 撮影方向

< 圍繞景観 >

- 予測地点
- 📷 パノラマ写真の撮影範囲
- 🟡 景観区

現存植生図

- 1 コナラ群落
- 2 ムクノキエノキ群落
- 3 スギ・ヒノキ植林
- 4 竹林
- 5 ヤナギ低木群落
- 6 アズマネザサ群落
- 7 ススキ群落

8 セイタカアワダチソウ群落

- 9 ヒメムカシヨモギ群落
- 10 イネ科草本群落
- 11 オギ群落
- 12 チガヤ群落
- 13 メヒシパーエノコログサ群落
- 14 シバ草地
- 16 植栽樹群
- 17 果樹園

- 18 畑地
- 19 水田
- 20 休耕田
- 21 グラウンド
- 22 人工構造物
- 23 造成地
- 24 ゴルフ場

図 6.11-4 予測地点 (景観区と現存植生図)

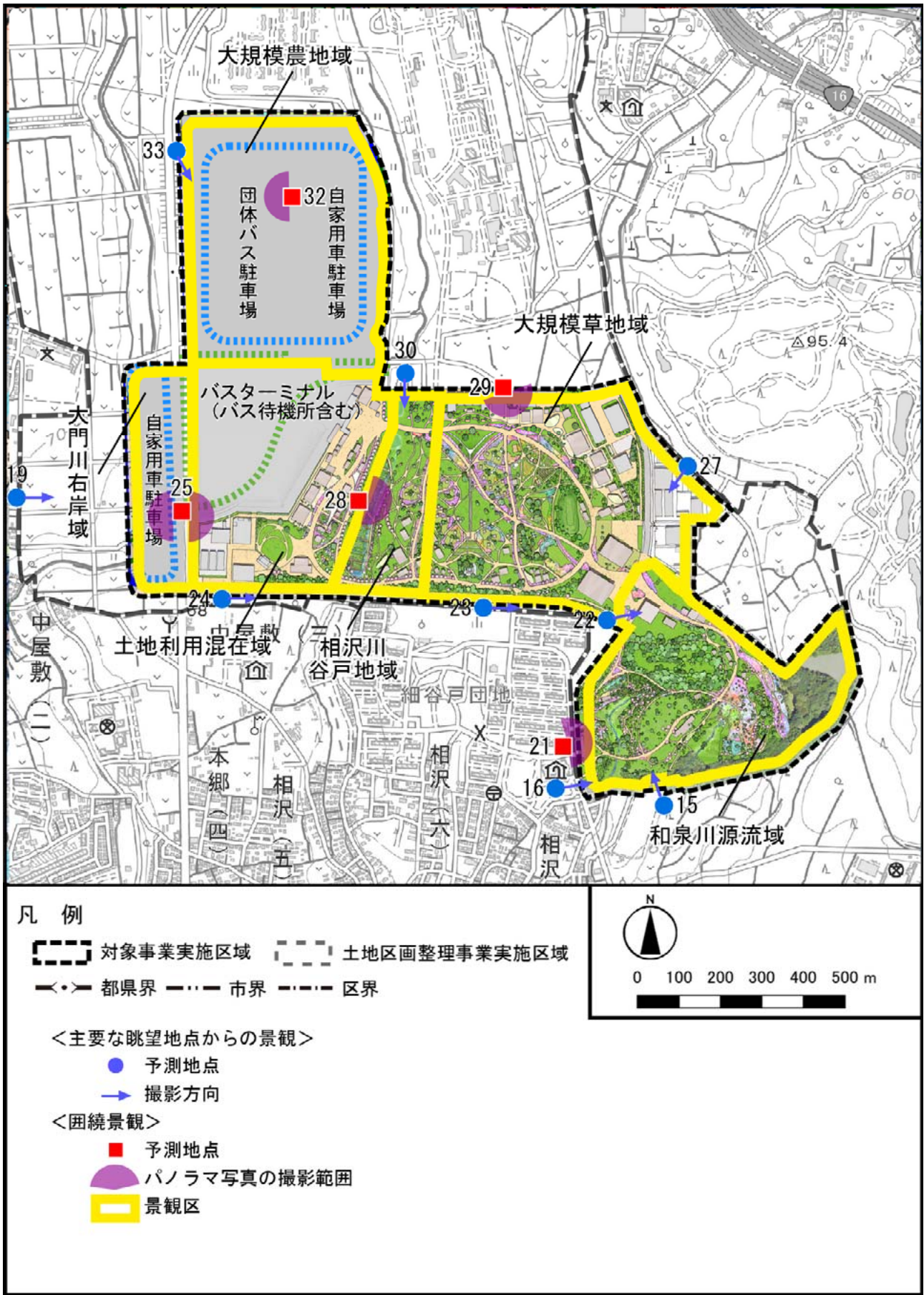


図 6.11-5 予測地点（景観区と計画図）

## 予測時期

予測時期は、開催中としました。

## 予測方法

### ア．地域景観の特性の変化

本博覧会の種類、規模及び地域景観の特性を踏まえ定性的に予測しました。

### イ．主要な景観資源の変化

景観資源と事業計画を重ね合わせ、景観資源への影響の程度を定性的に予測しました。

### ウ．主要な眺望地点からの景観の変化

主要な眺望地点から撮影した現況写真に、基本計画を基に本博覧会の会場施設等を合成したフォトモンタージュを作成し、会場及び駐車場等の存在を踏まえた眺望地点からの景観の変化の程度を定性的に予測しました。

比較対象とした本博覧会の整備前の状況については、区画整理事業における予測結果の活用や、予測結果を参考として区画整理事業による造成後であり、かつ、公園整備事業の1次整備後の状況を再現しました。

### エ．圍繞景観の変化

現況と事業計画を重ね合わせ、景観区の場の状態、利用の状態及び眺めの状態の変化、普遍価値及び固有価値の変化の観点で圍繞景観に及ぼす変化の程度を定性的に予測しました。

比較対象とした本博覧会の整備前の状況については、区画整理事業における予測結果の活用や、予測結果を参考として区画整理事業による造成後であり、かつ、公園整備事業の1次整備後の状況を再現しました。

## 予測結果

### ア. 地域景観の特性の変化

対象事業実施区域を含む旧上瀬谷通信施設地区には、なだらかな傾斜をもつ緑豊かな丘陵地、農用地を中心としたのどかな景観が広がっており、周辺には森林地域や住宅地、工業地域等が分布しています。

対象事業実施区域内では、横浜市が可能な限り現況の地形や樹林地の保全を行う計画であることから、本博覧会では、横浜市により保全される地形や樹林地等をいかしながら、必要な施設の整備を行うことで、地域景観の特性の変化を最小限に留めます。また、瀬谷市民の森等と隣接する東側の地区は、それらの樹林地との連続性に配慮した樹林地の保全や緑地の創出を行うことで、森林地域や住宅地が広がる周辺環境との調和に配慮した景観形成が図られると予測します。なお、博覧会で植栽する樹木は、公園整備事業と同様に、可能限り落葉樹と常緑樹を混植するなど、既存の植生を踏まえたものとします。

なお、本博覧会会場区域の展示や仮設施設等は開催期間後に速やかに撤去され、公園としての再整備が行われる予定であり、開催中に現出する景観の継続期間は約半年間となります。

### イ. 主要な景観資源の変化

景観資源と事業計画を重ね合わせたものは、図 6.11-1 に示すとおりです。

対象事業実施区域内においては、横浜市の土地区画整理事業により樹木や草地等が撤去された造成地となっていますが、本博覧会による施設や駐車場等の整備が行われることにより、新たな景観形成が図られると予測します。

横浜市の土地区画整理事業実施区域外に存在する景観資源は、直接改変は行われなことから、景観への影響はないと予測します。

横浜市の土地区画整理事業実施区域内に存在する旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域及び海軍道路沿いの桜並木は、土地区画整理事業により直接改変が行われ消失しますが、本博覧会の開催までに横浜市が移植や植樹等を行うため、会場内に新たな桜の名所につながる景観が創出されると予測します。

## ウ. 主要な眺望地点からの景観の変化

主要な眺望地点からの景観の変化についての予測結果は、以下に示すとおりです。

### A No. 15 瀬谷市民の森(2)

本地点は対象事業実施区域の南側に隣接する「瀬谷市民の森」の散策路上の地点です。

本地点からは、写真 6.11-1(1)に示すように、瀬谷市民の森のコナラ等の落葉樹の隙間から左側奥に集合住宅が見えます。また、左側手前と中央に見えているのは旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域（対象事業実施区域内）であり、樹木や草地の緑がわずかに見えますが、樹木により見通しはよくありません。

本博覧会の整備前には、写真 6.11-1(2)に示すように、土地区画整理事業実施後の造成地が視認されますが、現況からの大きな印象の変化はありません。

開催中においては、会場区域内の園路や庭園等が出現しますが、写真 6.11-1(3)に示すように、目前に見える瀬谷市民の森の樹木は残置されることから、対象事業実施区域はわずかに視認できる程度です。また、対象事業実施区域の境界付近には瀬谷市民の森との連続性に配慮した環境植栽を施すことから、本博覧会の整備前と比較して景観に大きな変化はないと予測します。



写真 6.11-1(1) No.15 瀬谷市民の森(2) (現況)



写真 6.11-1(2) No.15 瀬谷市民の森(2) (整備前)  
※ 整備前は本博覧会が工事着手直前の状態を示しています。



写真 6.11-1(3) No.15 瀬谷市民の森(2) (開催中)

## B No. 16 瀬谷みはらし公園

本地点は対象事業実施区域の南側に隣接する「瀬谷みはらし公園」内の小高い丘の上の地点です。

本地点からは、写真 6.11-2(1)に示すように、東側の道路越しに対象事業実施区域が眺望できます。なだらかな丘陵地に、樹木や草地等の緑豊かな景観が広がっています。

本博覧会の整備前には、写真 6.11-2(2)に示すように、土地区画整理事業実施後の造成地に公園の一次整備による植栽や園路等が視認されるものと想定されます。これら公園の一次整備による施設等は開催後も存置することになります。

開催中においては、写真 6.11-2(3)に示すように、本博覧会で整備した会場施設、庭園及び園路等が視認され、新たな景観が創出されます。対象事業実施区域の境界付近には横浜市による瀬谷市民の森との連続性に配慮した植栽を施すことから、本博覧会の整備前と比較して景観に大きな変化はないと予測します。なお、視認されている施設等のうち、公園施設となる樹木や園路等を除き、仮設の施設等は博覧会の開催後、速やかに撤去することになっています。



写真 6.11-2(1) No.16 瀬谷みはらし公園（現況）





写真 6.11-2(2) No.16 瀬谷みはらし公園（整備前）

- ※ 整備前は本博覧会が工事着手直前の状態を示しています。
- ※ 周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。



写真 6.11-2(3) No.16 瀬谷みはらし公園（開催中）

- ※ 周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。

### C No. 19 竹村町公園

本地点は対象事業実施区域の西側に近接する「竹村町公園」内に位置します。

本地点からは、写真 6.11-3(1)に示すように、公園内の広場や樹木が視野の大部分を占めます。その奥に対象事業実施区域西側の農地や樹木等のまとまった緑が見えます。本地点及びその周辺は概ね平坦な地形であることから遠方は視認できません。

本博覧会の整備前には、写真 6.11-3(2)に示すように、公園の背後に視認されていた既存の樹木は撤去され、土地区画整理事業実施後の造成地が視認されるものと想定されます。

開催中においては、写真 6.11-3(3)に示すように、造成地を挟んで駐車場区域や会場施設等を遠望できますが、会場施設等は低層であり、会場区域の外周部は高木等によって植栽されていることから、本博覧会の整備前と比較して景観に大きな変化はないと予測します。なお、視認されている公園施設である建築物及び樹木や園路等は存置することとなります。遠景の庭園等の仮設の施設等は博覧会の開催後、速やかに撤去することになっています。



写真 6.11-3(1) No.19 竹村町公園（現況）



写真 6.11-3(2) No.19 竹村町公園（整備前）

- ※ 整備前は本博覧会が工事着手直前の状態を示しています。
- ※ 周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。



写真 6.11-3(3) No.19 竹村町公園（開催中）

- ※ 周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。

D No. 22 旧上瀬谷通信施設内通路(対象事業実施区域 南側)

本地点は対象事業実施区域の南側の道路上に位置します。住民による日常的な道路の利用はありますが、眺望利用を目的とした地点ではありません。

本地点は、写真 6.11-4(1)に示すように、東西に向かう区域内道路と南に向かう瀬谷地内線の分岐点であり、その北側に草広がっています。

本博覧会の整備前には、写真 6.11-4(2)に示すように、土地区画整理事業実施後の造成地や区域内道路、公園の一次整備による展示建築施設や植栽等が視認されるものと想定されま

す。開催中においては、写真 6.11-4(3)に示すように、会場内の公園整備事業へ引き継ぐことを想定している施設等の出現により新たな景観が形成されますが、会場施設等は低層であり、会場区域の外周部は高木等によって植栽されていることから、本博覧会の整備前と比較して景観に大きな変化はないと予測します。また、周辺景観に調和した施設等の意匠、素材、色彩等となるよう配慮するため、周辺景観との調和は図られるものと予測します。なお、視認されている施設等のうち、公園施設となる樹木や園路等を除き、仮設の建築物や外周フェンス等の施設等は博覧会の開催後、速やかに撤去することになっています。

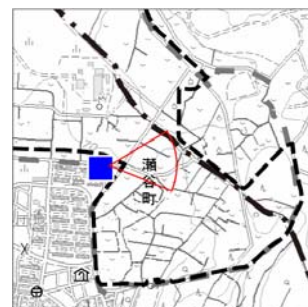


写真 6.11-4(1) No.22 旧上瀬谷通信施設内通路(対象事業実施区域 南側)



写真 6.11-4(2) No.22 旧上瀬谷通信施設内通路(対象事業実施区域 南側) (整備前)

- ※ 整備前は本博覧会が工事着手直前の状態を示しています。
- ※ 周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。



写真 6.11-4(3) No.22 旧上瀬谷通信施設内通路(対象事業実施区域 南側) (開催中)

- ※ 周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。

E No. 23 深見第 228 号線(対象事業実施区域 南側)

本地点は対象事業実施区域の南側の道路上に位置します。住民による日常的な道路の利用はありますが、眺望利用を目的とした地点ではありません。

本地点からは、写真 6.11-5(1)に示すように、東に向かう道路の北側に草地が広がっており、道路との境界にある近景の樹木が視野の多くを占めています。

本博覧会の整備前には、写真 6.11-5(2)に示すように、土地区画整理事業実施後の拡幅された区域内道路及び造成地、公園の一次整備による植栽等が視認されるものと想定されます。

開催中においては、写真 6.11-5(3)に示すように、会場施設等の整備により新たな景観が形成されますが、会場区域の外周部は横浜市の公園整備による高木等が植栽されること、本博覧会で市民の森等からの連続性に配慮した植栽を追加で整備することから、本博覧会の整備前と比較して十分な緑化が図られると予測します。また、周辺景観に調和した素材、色彩等となるよう外周フェンス等の施設についても配慮するため、周辺景観との調和は図られるものと予測します。なお、視認されている施設等のうち、公園施設となる樹木や園路等を除き、仮設の外周フェンス等の施設等は博覧会の開催後、速やかに撤去することになっています。

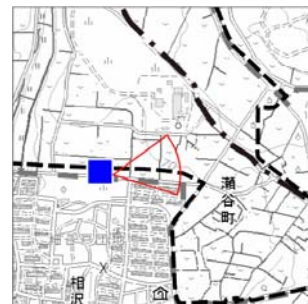


写真 6.11-5(1) No.23 深見第 228 号線(対象事業実施区域 南側) (現況)



写真 6.11-5(2) No.23 深見第 228 号線(対象事業実施区域 南側) (整備前)

- ※ 整備前は本博覧会が工事着手直前の状態を示しています。
- ※ 周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。



写真 6.11-5(3) No.23 深見第 228 号線(対象事業実施区域 南側) (開催中)

- ※ 周辺道路や街路樹など横浜市が整備する施設等については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。

F No. 24 深見第 228 号線(対象事業実施区域 西側)

本地点は対象事業実施区域の南側の道路上に位置します。住民による日常的な道路の利用はありますが、眺望利用を目的とした地点ではありません。

本地点からは、写真 6.11-6(1)に示すように、道路が東に向かって通っており、その左右には耕作地と野球グラウンドが存在しています。

本博覧会の整備前には、写真 6.11-6(2)に示すように、土地区画整理事業実施後の区域内道路及び造成地、公園の一次整備による植栽等が視認されるものと想定されます。

開催中においては、写真 6.11-6(3)に示すように、会場施設や外周フェンス等の整備により新たな景観が形成されますが、会場施設等は低層であり、会場区域の外周部は高木等によって植栽されていることから、本博覧会の整備前と比較して景観に大きな変化はないと予測します。また、周辺景観に調和した素材、色彩等となるよう、外周フェンス等の施設についても配慮するため、周辺景観との調和は図られるものと予測します。なお、視認されている施設等のうち、公園施設となる樹木や園路等を除き、仮設の建築物や外周フェンス等の施設等は博覧会の開催後、速やかに撤去することになっています。



写真 6.11-6(1) No.24 深見第 228 号線(対象事業実施区域 西側) (現況)





写真 6.11-6(2) No.24 深見第 228 号線(対象事業実施区域 西側) (整備前)

- ※ 整備前は本博覧会が工事着手直前の状態を示しています。
- ※ 周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。



写真 6.11-6(3) No.24 深見第 228 号線(対象事業実施区域 西側) (開催中)

- ※ 周辺道路や街路樹など横浜市が整備する施設等については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。

G No. 27 旧上瀬谷通信施設内通路(対象事業実施区域 東側)

本地点は対象事業実施区域内東側の無舗装道路上に位置します。農業従事者等による日常的な利用はありますが、眺望利用を目的とした地点ではありません。

本地点からは、写真 6.11-7(1)に示すように、農道が南西に向かって伸びており、その左右に樹林が存在しています。

本博覧会の整備前には、写真 6.11-7(2)に示すように、土地区画整理事業実施後の造成地、公園の一次整備による植栽等と、遠方の住宅団地が視認されるものと想定されます。

開催中においては、写真 6.11-7(3)に示すように展示植物補給のための植物バックヤード等として整備され、ビニールハウスやその周辺の植栽が視認されますが、会場施設等は低層であり、会場区域の外周部は植栽や外周フェンスを設置することから、本博覧会の整備前の造成地と比較して周囲とは遮蔽されていますが、緑豊かな新たな景観が形成されると予測します。なお、視認されている手前に広がる植物バックヤードや外周フェンス等の仮設の施設等は博覧会の開催後、速やかに撤去することになっています。

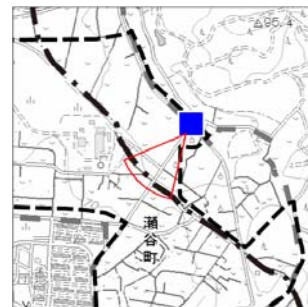


写真 6.11-7(1) No.27 旧上瀬谷通信施設内通路(対象事業実施区域 東側) (現況)



写真 6.11-7(2) No.27 旧上瀬谷通信施設内通路(対象事業実施区域 東側) (整備前)

- ※ 整備前は本博覧会が工事着手直前の状態を示しています。
- ※ 周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。



写真 6.11-7(3) No.27 旧上瀬谷通信施設内通路(対象事業実施区域 東側) (開催中)

- ※ 周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。

H No. 30 旧上瀬谷通信施設内通路（対象事業実施区域 北側）

本地点は対象事業実施区域内の道路上に位置します。農業従事者等による日常的な利用はありますが、眺望利用を目的とした地点ではありません。

本地点の南側は、写真 6.11-8(1)に示すように、相沢川の谷戸地形に農地が広がり、その周辺には樹林が存在しています。

本博覧会の整備前には、写真 6.11-8(2)に示すように、土地区画整理事業によって創出された保全対象種の生息・生育環境とその両側に造成地が視認されるものと想定されます。

開催中においては、写真 6.11-8(3)に示すように、保全対象種の生息・生育環境を保全・活用し、その周辺も既存樹林をいかした植栽とすることから、本博覧会の整備前と比較して景観に大きな変化はないと予測します。なお、視認されている樹木や保全対象種の生息・生育環境は存置し、保全することになります。遠景の仮設の庭園等の施設等は博覧会の開催後、速やかに撤去することになっています。

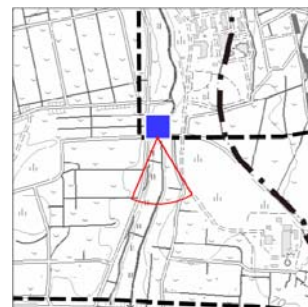


写真 6.11-8(1) No.30 旧上瀬谷通信施設内通路（対象事業実施区域 北側）（現況）



写真 6.11-8(2) No.30 旧上瀬谷通信施設内通路（対象事業実施区域 北側）（整備前）

- ※ 整備前は本博覧会が工事着手直前の状態を示しています。
- ※ 周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。



写真 6.11-8(3) No.30 旧上瀬谷通信施設内通路（対象事業実施区域 北側）（開催中）

- ※ 周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。

## I No. 33 環状4号線歩道（対象事業実施区域 北側）

本地点は対象事業実施区域の北西側の道路上に位置します。農業従事者等による日常的な利用はありますが、眺望利用を目的とした地点ではありません。

本地点の南側は、写真 6.11-27(1)に示すように、草地や農地が広がり、その向こうに樹林が存在しています。

本博覧会の整備前には、写真 6.11-27(2)に示すように、土地区画整理事業によって創出された造成地が視認されるものと想定されます。

開催中においては、写真 6.11-27(3)に示すように、駐車場区域と会場施設が視認されますが、会場区域の外周部はプランター植栽や外周フェンス等を設置することから、本博覧会の整備前の造成地と比較して緑化された駐車場による賑わいの空間が形成されると予測します。なお、視認されている仮設の駐車場やプランター植栽等の施設等は博覧会の開催後、速やかに撤去することになっています。

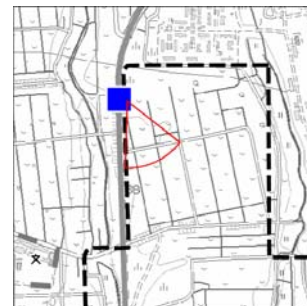


写真 6.11-9(1) No.33 環状4号線歩道（対象事業実施区域 北側）(現況)



写真 6.11-9(2) No.33 環状4号線歩道(対象事業実施区域 北側)(整備前)

- ※ 整備前は本博覧会が工事着手直前の状態を示しています。
- ※ 周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。



写真 6.11-9(3) No.33 環状4号線歩道(対象事業実施区域 北側)(開催中)

- ※ 周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。

エ. 圍繞景観の変化

A 場の状態、利用の状態及び眺めの状態の変化の状況

景観区の区分と本博覧会の基本計画を重ね合わせたものは、図 6.11-5 に示すとおりです。

また、景観区ごとに改変率、開催中における利用の状態、眺めの状態の変化は、表 6.11-16 に示すとおりです。対象事業実施区域内は、土地区画整理事業の造成工事によって、全域が改変される可能性があります。和泉川源流域における市民の森との連続性に配慮した樹林地は保全されることになっています。

表 6.11-16(1) 景観区ごとの改変面積及び開催中における利用の状態、眺めの状態の変化

景観区 の区分	整備前 面積 (ha)	改変 面積 (ha)	利用の状態の変化	眺めの状態の変化
大門川右 岸域	約 7.2	約 7.2	現況では農業従事者等に利用されていますが、本博覧会の整備前の造成地の利用はありません。開催中は会場管理のため、来場者や関係者以外の自由な立ち入りは制限されますが、多くの駐車場を利用する来場者が訪れることとなります。	対象事業実施区域内は土地区画整理事業により全域が改変される可能性があります。本博覧会の整備前には造成地となり、横浜市により環状4号線が拡幅整備されます。本博覧会で駐車場を整備する計画であることから、眺めの状態は変化すると予測します。
土地利用 混在域	約 24.9	約 24.9	現況では農業従事者等に利用されていますが、本博覧会の整備前の造成地の利用はありません。開催中は会場管理のため、来場者や関係者以外の自由な立ち入りは制限されますが、多くの博覧会来場者が訪れることとなります。	対象事業実施区域内は土地区画整理事業により全域が改変される可能性があります。本博覧会の整備前には造成地となり、横浜市により環状4号線が拡幅整備されます。公園の一次整備による園路や植栽が整備されます。本博覧会でパスターミナルや屋外出展、屋内展示施設、サービス施設、営業施設、催事施設等を整備する計画であることから、眺めの状態は変化すると予測します。
相 沢 川 谷 戸 地 域	約 8.1	約 8.1	現況では関係者以外立ち入り禁止となっており、一部、農業従事者等や地域住民に利用されていますが、本博覧会の整備前の造成地の利用はありません。開催中は会場管理のため、来場者や関係者以外の自由な立ち入りは制限されますが、多くの博覧会来場者が訪れることとなります。なお、保全対象種の生息・生育環境への一般の立入はできません。	対象事業実施区域内は土地区画整理事業により全域が改変される可能性があります。本博覧会の整備前には造成地となり、横浜市による現況の谷戸地形を活かした保全対象種の生息・生育環境や公園の一次整備による園路や植栽が整備されます。本博覧会では、これらを保全・活用する計画であることから、整備前からの眺めの状態に大きな変化はないと予測します。
大規模 草 地 域	約 31.8	約 31.8	現況では関係者以外立ち入り禁止となっており、一部、農業従事者等や地域住民に利用されていますが、本博覧会の整備前の造成地の利用はありません。開催中は会場管理のため、来場者や関係者以外の自由な立ち入りは制限されますが、多くの博覧会来場者が訪れることとなります。	対象事業実施区域内は土地区画整理事業により全域が改変される可能性があります。本博覧会の整備前には造成地となり、横浜市による区域内道路が整備されます。また、公園の一次整備による園路や植栽が整備されます。本博覧会で屋外出展、屋内展示施設、サービス施設、催事施設、管理運営施設等を整備する計画であることから、眺めの状態は変化すると予測します。



表 6.11-16(2) 景観区ごとの改変面積及び開催中における利用の状態、眺めの状態の変化

景観区 の区分	整備前 面積 (ha)	改変 面積 (ha)	利用の状態の変化	眺めの状態の変化
和泉川源 流域	約 24.8	約 19.8 <small>注2</small>	現況では関係者以外立ち入り禁止となっており、本博覧会の整備前の造成地の利用はありません。開催中は会場管理のため、来場者や関係者以外の自由な立ち入りは制限されますが、多くの博覧会来場者が訪れることとなります。なお、保全対象種の生息・生育環境への一般の立入はできません。	対象事業実施区域内は土地区画整理事業により全域が改変される可能性があり、本博覧会の整備前には造成地となり公園の一次整備による園路の造成や植栽が整備されます。北部は、本博覧会で屋外出展、屋内展示施設等を整備するため、眺めの状態が変化しますが、南部は、和泉川源流部の地形をいかし、南東部の樹林地は瀬谷市民の森等との連続性に配慮した樹林地の保全や地上式調整池（調整池4）の整備が横浜市によって行われる計画であり、本博覧会ではこれらを保全・活用することから、本博覧会の整備前からの眺めの状態に大きな変化はないと予測します。
大規模農 地域	約 28.1	約 28.1	現況では農業従事者等に利用されていますが、本博覧会の整備前の造成地の利用はありません。開催中は会場管理のため、来場者や関係者以外の自由な立ち入りは制限されますが、多くの駐車場を利用する来場者が訪れることとなります。	対象事業実施区域内は土地区画整理事業により全域が改変される可能性があり、本博覧会の整備前には造成地となります。本博覧会で駐車場を整備する計画であることから、眺めの状態は変化すると予測します。

注1：四捨五入の関係から合計値が対象事業実施区域面積と一致しません。

注2：和泉川源流域の市民の森との連続性に配慮した樹林地の保全区域については、本博覧会での改変対象としていません。

#### B 囲繞景観の現地調査地点からの眺めの変化の程度

囲繞景観の現地調査地点においてフォトモンタージュを作成し、予測地点からの眺めの変化の程度を定性的に予測しました。

予測結果は表 6.11-17、フォトモンタージュは写真 6.11-10 に示すとおりです。

表 6.11-17(1) 囲繞景観現地調査地点からの眺めの変化

調査 地点	景観区	現況	整備前	開催中
No. 25 西方向	大門川 右岸域	大門川右岸側の平地に農地、樹林地が広がっています。遠景には丹沢の山並みや富士山の山頂の一部が見えます。	区画整理事業により造成が行われ、一面の造成地と拡張された環状4号線が出現します。	対象事業実施区域内の造成地に駐車場等が整備され、新たな景観形成が図られます。沿道の植栽や駐車場の緑化により緑の視認量は本博覧会の整備前よりも増加します。一方、遠景域の丹沢の山並みや富士山の眺望は、一部が仮設の植栽により遮られると予測します。

表 6.11-17(2) 囲繞景観現地調査地点からの眺めの変化

調査地点	景観区	現況	整備前	開催中
No. 25 東方向	土地利用混在域	概ね平坦で遮るものがないため視認性は良く、対象事業実施区域内の草地及び植栽樹群が広く視認できます。隣接する海軍道路沿いには桜並木が見えます。対象事業実施区域内の樹林により瀬谷市民の森及び上川井市民の森は視認できません。	区画整理事業により造成が行われ、一面の造成地と拡幅された環状4号線、区域内道路が出現します。また、公園整備事業の一次整備により、高木植栽が整備されます。	対象事業実施区域内の造成地に、駐車場・バスターミナル、修景植栽等が整備され、新たな景観形成が図られます。修景植栽により緑の視認量は本博覧会の整備前よりも増加します。
No. 28	相沢川谷戸地域	目前に相沢川沿いの水田、畑地及び谷戸地形が広がっており、その奥に対象事業実施区域内の草地及び樹林が見えます。対象事業実施区域内の樹林の隙間からわずかに上川井市民の森が視認できます。	区画整理事業により造成地が出現するほか、谷筋には横浜市により保全対象種の生息・生育環境が創出されます。また、公園整備事業の一次整備により、高木植栽や園路が整備されます。	対象事業実施区域内の造成地に会場施設、修景植栽等が整備され、新たな景観形成が図られます。土地区画整理事業により創出される保全対象種の生息・生育環境については、保全・活用します。
No. 29	大規模草地域	対象事業実施区域内の草地及び樹林が視野の大部分を占めています。農道の東側にはゴルフ場との境界に分布する樹林、西側には囲障区域の樹林が見え、樹林の隙間からわずかに瀬谷市民の森が視認できます。	本博覧会の整備前には、土地区画整理事業実施後の造成地に公園の一次整備による高木植栽が出現します。	対象事業実施区域内の造成地に本博覧会で整備する建築物や修景植栽、園路等が整備され、新たな景観形成が図られます。視認される主な建築物はバックヤードの管理運営施設であり、比較的間近に視認できます。新たな植栽により緑の視認量は本博覧会の整備前よりも増加します。なお、視認されている施設等のうち、公園施設となる樹木や園路等を除き、管理運営施設や営業施設等の仮設の施設は博覧会の開催後、速やかに撤去することになっています。
No. 21	和泉川源流域	ゆるやかな起伏を持った乾性草地と植栽樹群を近景域に眺めることができます。それらの背後には瀬谷市民の森の樹林が見えます。	区画整理事業により造成が行われ、一面の造成地が出現するほか、地上式調整池（調整池4）が創出されます。また、公園の一次整備による植栽等が出現します。	対象事業実施区域内の造成地に修景植栽、園路、仮設の外周フェンス等が整備され、中近景域を中心に新たな景観が形成されます。瀬谷市民の森等と隣接する東側の地区は、それらの樹林地との連続性に配慮した樹林地の保全や緑地の創出を行うことで、周辺環境との調和に配慮した景観形成が図られます。
No. 32	大規模農地域	概ね平坦な地形で遮るものがないため視認性はよく、農地や植栽樹群の拡がりが見えます。また、遠景には丹沢の山並みや富士山の山頂の一部が見えます。	区画整理事業により造成が行われ、一面の造成地が出現します。	対象事業実施区域内の造成地に駐車場が整備され、新たな景観形成が図られます。駐車場等の緑化により緑の視認量は本博覧会の整備前よりも増加します。



[現況]



[整備前]

- ※ 整備前は本博覧会が工事着手直前の状態を示しています。
- ※ 周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。



[開催中]

- ※ 周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。

写真 6.11-10 (1) No.25 [西方向](大門川右岸域)



[現況]



[整備前]

※ 整備前は本博覧会が工事着手直前の状態を示しています。

※ 周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。



[開催中]

※ 周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。

写真 6.11-10(2) No.25[東方向](土地利用混在域)



[現況]



[整備前]

- ※ 整備前は本博覧会が工事着手直前の状態を示しています。
- ※ 周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。



[開催中]

- ※ 周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。

写真 6.11-10(3) No.28 (相沢川谷戸地域)



[現況]



[整備前]

※ 整備前は本博覧会が工事着手直前の状態を示しています。

※ 周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。



[開催中]

※ 周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。

写真 6.11-10(4) No.29 (大規模草地域)



[現況]



[整備前]

※ 整備前は本博覧会が工事着手直前の状態を示しています。

※ 周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。



[開催中]

※ 周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。

写真 6.11-10(5) No.21 (和泉川源流域)



[現況]



[整備前]

※ 整備前は本博覧会が工事着手直前の状態を示しています。

※ 周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。



[開催中]

※ 周辺道路や街路樹など、横浜市が整備する施設については、本博覧会協会が独自に既存資料等をもとに想定して作成したものです。

写真 6.11-10(6) No.32 (大規模農地域)



C 周囲景観の価値の変化の程度

景観区の状態、利用の状態及び眺めの状態の変化の程度の予測結果を踏まえ、設定した認識項目に着目した価値の変化の程度は、表 6.11-18 に示すとおりです。

表 6.11-18(1) 景観区ごとの価値の変化の程度（大門川右岸域）

価値軸	認識項目	価値の変化 <sup>注1</sup>	価値の変化の状況
普遍価値	自然性	(○) △→△	本博覧会の整備前の造成地の状態から、開催中は駐車場等となり、場内の緑化等を図りますが自然性に大きな変化はないと予測します。
	視認性	(◎) △→○	開催中は駐車場が整備されて、多数の来場者が訪れ、被視頻度が高まるため、視認性は向上すると予測します。
	利用性	( ) △→◎	本博覧会の整備前においては、利用は制限されていますが、開催中は駐車場利用者が多数訪れるため、利用性は向上すると予測します。
固有価値	固有性	(◎) △→△	本博覧会の整備前の造成地の状態から、開催中は駐車場等となりますが、固有性に大きな変化はないと予測します。
	親近性	( ) △→	本博覧会の整備前においては、利用は制限されていますが、開催中は駐車場利用者が多数訪れ、利活用されるため、親近性は向上すると予測します。

注1：価値の変化は、整備前→開催中の順に示しています。なお、参考として現況を ( ) 内に示しています。また、マークの意味は次のとおりです。 ◎：高い、○：中程度、△：低い

表 6.11-18(2) 景観区ごとの価値の変化の程度（土地利用混在域）

価値軸	認識項目	価値の変化 <sup>注1</sup>	価値の変化の状況
普遍価値	自然性	(○) △→△	本博覧会の整備前は公園整備による植栽等を除き造成地の状態となっています。開催中はバスターミナルや会場区域として整備され、場内の緑化等を図りますが自然性に大きな変化はないと予測します。
	視認性	(○) △→○	本博覧会の整備前の造成地の状態から、開催中は庭園や仮設建築物等が設置されて多数の来場者が訪れ、被視頻度が高まるため、視認性は向上すると予測します。
	利用性	(◎) △→◎	本博覧会の整備前においては、利用は制限されていますが、開催中は多数の来場者が訪れるため、利用性は向上すると予測します。
固有価値	固有性	(○) △→○	本博覧会の整備前の造成地の状態から、開催中はバスターミナルや会場区域として整備され、本博覧会のメインゲートが整備されるなど、他にはない独特の要素を有することから、固有性は向上すると予測します。
	親近性	(◎) △→◎	本博覧会の整備前においては、利用は制限されていますが、開催中は庭園や仮設建築物等が整備されて多数の来場者が訪れるため、親近性は向上すると予測します。

注1：価値の変化は、整備前→開催中の順に示しています。なお、参考として現況を ( ) 内に示しています。また、マークの意味は次のとおりです。 ◎：高い、○：中程度、△：低い

表 6.11-18(3) 景観区ごとの価値の変化の程度（相沢川谷戸地域）

価値軸	認識項目	価値の変化 <sup>注1</sup>	価値の変化の状況
普遍価値	自然性	(◎) ○→◎	本博覧会の整備前に現況の谷戸地形をいかした保全対象種の生息・生育環境が創出され、開催中にはこの環境を保全・活用するとともに、新たな植栽や庭園等を整備する計画であることから、自然性は向上すると予測します。
	視認性	(◎) △→◎	本博覧会の整備前においては、利用は制限されていますが、開催中は庭園や仮設建築物等が設置されて多数の来場者が訪れ、被視頻度が高まるため、視認性は向上すると予測します。
	利用性	(○) △→◎	本博覧会の整備前においては、利用は制限されていますが、開催中は多数の来場者が訪れるため、利用性は向上すると予測します。
固有価値	固有性	(◎) △→○	本博覧会の整備前に現況の谷戸地形をいかした保全対象種の生息・生育環境が創出され、開催中にはこの環境を保全・活用するとともに、新たな植栽や庭園等を整備する計画であり、他にはない独特の要素を有することから、固有性は向上する予測します。
	親近性	(○) △→◎	本博覧会の整備前においては、利用は制限されていますが、開催中は庭園やサービス施設等の仮設建築物等が整備されて多数の来場者が訪れるため、親近性は向上すると予測します。

注1：価値の変化は、整備前→開催中の順に示しています。なお、参考として現況を（）内に示しています。また、マークの意味は次のとおりです。◎：高い、○：中程度、△：低い

表 6.11-18(4) 景観区ごとの価値の変化の程度（大規模草地域）

価値軸	認識項目	価値の変化 <sup>注1</sup>	価値の変化の状況
普遍価値	自然性	(◎) △→○	本博覧会の整備前の造成地の状態から、開催中には新たに植栽や庭園等を整備する計画であることから、自然性は向上すると予測します。
	視認性	(◎) ○→◎	開催中は植栽や仮設建築物等が設置されて多数の来場者が訪れ、被視頻度が高まるため、視認性は向上すると予測します。
	利用性	(○) △→◎	本博覧会の整備前においては、利用は制限されていますが、開催中は多数の来場者が訪れるため、利用性は向上すると予測します。
固有価値	固有性	(◎) △→○	本博覧会の整備前の造成地の状態から、開催中には庭園や展示施設等の仮設建築物整備され、他にはない独特の要素を有することから、固有性は向上すると予測します。
	親近性	(○) △→◎	本博覧会の整備前においては、利用は制限されていますが、開催中は庭園や展示施設等の仮設建築物等が整備されて多数の来場者が訪れるため、親近性は向上すると予測します。

注1：価値の変化は、整備前→開催中の順に示しています。なお、参考として現況を（）内に示しています。また、マークの意味は次のとおりです。◎：高い、○：中程度、△：低い

表 6.11-18(5) 景観区ごとの価値の変化の程度（和泉川源流域）

価値軸	認識項目	価値の変化 <sup>注1</sup>	価値の変化の状況
普遍価値	自然性	(◎) ○→◎	本博覧会の整備前に動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池（調整池4）が横浜市により創出され、開催中にはこの調整池を保全・活用するとともに、新たな植栽や庭園等を整備する計画であることから、自然性は向上すると予測します。
	視認性	(◎) ○→◎	開催中は庭園やサービス施設等の仮設建築物等が整備されて多数の来場者が訪れ、被視頻度が高まるため、視認性は向上すると予測します。
	利用性	(△) △→◎	本博覧会の整備前においては、利用は制限されていますが、開催中は多数の来場者が訪れるため、利用性は向上すると予測します。
固有価値	固有性	(◎) ○→◎	本博覧会の整備前に動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池（調整池4）が創出され、開催中には庭園やサービス施設等の仮設建築物等を整備する計画であり、他にはない独特の要素を有することから、固有性は向上すると予測します。
	親近性	(△) △→○	本博覧会の整備前においては、利用は制限されていますが、開催中は多数の来場者が訪れるため、親近性は向上すると予測します。

注1：価値の変化は、整備前→開催中の順に示しています。なお、参考として現況を（）内に示しています。また、マークの意味は次のとおりです。 ◎：高い、○：中程度、△：低い

表 6.11-18(6) 景観区ごとの価値の変化の程度（大規模農地域）

価値軸	認識項目	価値の変化 <sup>注1</sup>	価値の変化の状況
普遍価値	自然性	(○) △→△	本博覧会の整備前の造成地の状態から、開催中は駐車場等となり、場内の緑化等を図りますが、自然性に大きな変化はないと予測します。
	視認性	(◎) ○→◎	開催中は駐車場利用者が多数訪れ、被視頻度が高まるため、視認性は向上すると予測します。
	利用性	(○) △→◎	本博覧会の整備前においては、利用は制限されていますが、開催中は駐車場利用者が多数訪れるため、利用性は向上すると予測します。
固有価値	固有性	( ) △→△	本博覧会の整備前の造成地の状態から、開催中は駐車場等となりますが、固有性に大きな変化はないと予測します。
	親近性	( ) △→	本博覧会の整備前においては、利用は制限されていますが、開催中は駐車場利用者が多数訪れるため、親近性は向上すると予測します。

注1：価値の変化は、整備前→開催中の順に示しています。なお、参考として現況を（）内に示しています。また、マークの意味は次のとおりです。 ◎：高い、○：中程度、△：低い

#### 6.11.4 環境の保全のための措置

環境の保全のための措置は、周辺景観との調和を図るため、表 6.11-19 に示す内容を実施します。

表 6.11-19 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
<p>【開催中】 会場施設等の存在</p>	<p>【対象事業実施区域全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市公園整備事業による会場区域の境界の高木を含む樹木の植栽を活用するとともに、博覧会でも植栽を行います。</li> <li>・駐車場やバスターミナルにおいては、周辺の景観との調和を考慮して植栽等による修景を行います。</li> <li>・博覧会で植栽する樹木は、公園整備事業と同様に、可能限り落葉樹と常緑樹を混植するなど、既存の植生を踏まえたものとします。</li> <li>・横浜市が整備・保全する桜や植栽等をいかして、周辺の景観特性に調和した会場整備を進めます。</li> <li>・会場内の建築物及び工作物の形状、デザイン・色彩等に配慮することで、周辺の眺望景観との調和を図ります。</li> </ul> <p>【相沢川谷戸地域及び和泉川源流域】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲及びその周辺は、生物の生息・生育に配慮した園路の配置及び利用を計画します。</li> <li>・横浜市土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲及びその周辺において、保全・創出した環境が継続するよう適切に維持管理します。</li> </ul>

## 6.11.5 評価

### (1) 地域景観の特性の変化

対象事業実施区域を含む旧上瀬谷通信施設地区には、なだらかな傾斜をもつ緑豊かな丘陵地、農用地を中心としたのどかな景観が広がっており、周辺には森林地域や住宅地、工業地域等が分布しています。

対象事業実施区域内では、横浜市が可能な限り現況の地形や樹林地の保全を行う計画であることから、本博覧会では、横浜市により保全される地形や樹林地等をいかしながら、必要な施設の整備を行うことで、地域景観の特性の変化を最小限に留めます。また、瀬谷市民の森等と隣接する東側の地区は、それらの樹林地との連続性に配慮した樹林地の保全や緑地の創出を行うことで、森林地域や住宅地が広がる周辺環境との調和に配慮した景観形成が図られると予測します。なお、博覧会で植栽する樹木は、公園整備事業と同様に、可能限り落葉樹と常緑樹を混植するなど、既存の植生を踏まえたものとしします。

さらに、環境保全措置として、横浜市が整備・保全する桜や植栽等をいかして、周辺の景観特性に調和した会場整備を進めるほか、会場内の建築物及び工作物の形状、デザイン・色彩等に配慮することで、周辺の眺望景観との調和を図ります。

以上のことから、環境保全目標「周辺景観との調和を図り、眺望を著しく阻害しないこと」を達成するものと評価します。

### (2) 主要な景観資源の変化

対象事業実施区域内においては、横浜市 of 土地区画整理事業により土地改変等が実施され、樹木や園路等のみが整備された造成地となっていますが、本博覧会による施設や駐車場等の整備が行われることにより、新たな景観形成が図られると予測します。

横浜市の土地区画整理事業実施区域外に存在する景観資源は、直接改変は行われなことから、改変による影響はないと予測します。

横浜市の土地区画整理事業実施区域内に存在する旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域及び海軍道路沿いの桜並木は、土地区画整理事業により直接改変が行われ消失しますが、桜並木については本博覧会の開催までに横浜市が移植や植樹等を行うため、会場内に新たな桜の名所となる景観が創出されると予測します。

以上のことから、環境保全目標「周辺景観との調和を図り、眺望を著しく阻害しないこと。」を達成するものと評価します。

### (3) 主要な眺望地点からの景観の変化

主要な眺望地点のうち、No.1（瀬谷市民の森）においては、横浜市が既存樹木や対象事業実施区域内の境界付近に瀬谷市民の森との連続性に配慮した植栽を行うことから、景観への影響は小さいと予測します。No.16（瀬谷みはらし公園）においては、本博覧会で整備した会場施設、庭園及び園路等により、新たな景観が創出されますが、横浜市が瀬谷市民の森との連続性に配慮した植栽を行うことから、景観への影響は最小限に止められると予測します。No.19（竹村町公園）においては、造成地を挟んで会場施設等を遠望できますが、会場施設等は低層であり、会場区域の外周部は高木等が植栽されていることから、景観への影響が小さいと予測します。

No.22、23、24、27、30、33（近景域）については、会場施設等の整備により新たな景観が

形成されますが、会場施設等は低層であり、会場区域の外周部は高木等が植栽されていることから、景観への影響が小さいと予測します。また、周辺景観に調和した施設等の意匠、素材、色彩等となるよう配慮するため、周辺景観との調和は図られるものと予測します。

さらに、横浜市が整備・保全する桜や植栽等をいかして、周辺の景観特性に調和した会場整備を進めます。会場内の建築物及び工作物の形状、デザイン・色彩等に配慮することで、周辺の眺望景観との調和を図ります。駐車場やバスターミナルにおいては周辺の景観との調和を考慮して、植栽等による修景を行います。横浜市の土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲及びその周辺は、生物の生息に配慮した園路の配置及び利用を計画します。

以上のことから、環境保全目標「周辺景観との調和を図り、眺望を著しく阻害しないこと。」を達成するものと評価します。

#### (4) 囲繞景観の変化

場の状態及び眺めの状態は、横浜市の土地区画整理事業による土地改変等が実施され、公園整備事業による樹木や園路等のみが整備された造成地の状態から、本博覧会による施設や駐車場等の整備が行われるため、新たな景観形成が図られます。本博覧会では、横浜市により保全される地形や樹林地等をいかしながら、必要な施設の整備を行うことで、地域景観の特性の変化を最小限に留めます。また、瀬谷市民の森等と隣接する東側の地区は、横浜市がそれらの樹林地との連続性に配慮した樹林地の保全や緑地の創出を行うことから、森林地域や住宅地が広がる周辺環境との調和に配慮した景観形成が図られると予測します。

本博覧会の開催中の利用の状態については、多くの来場者や関係者が会場施設、庭園、駐車場等の施設を利用すると予測します。なお、博覧会で植栽する樹木は、公園整備事業と同様に、可能限り落葉樹と常緑樹を混植するなど、既存の植生を踏まえたものとします。

囲繞景観の価値は、自然性は全地域において展示、催事、サービス施設等の建築物を整備しますが、横浜市により保全される地形や樹林地等をいかしながら、庭園整備や植栽等を行うため、向上すると予測します。視認性、利用性、固有性、親近性は、多くの来場者や関係者が会場施設、庭園、駐車場等の施設を利用するため、向上すると予測します。

さらに、横浜市が整備・保全する桜や植栽等をいかして、周辺の景観特性に調和した会場整備を進めます。会場内の建築物及び工作物の形状、デザイン・色彩等に配慮することで、周辺の眺望景観との調和を図ります。駐車場やバスターミナルにおいては周辺の景観との調和を考慮して、植栽等による修景を行います。横浜市の土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲及びその周辺においては、生物の生息に配慮した園路の配置及び利用を計画します。

以上のことから、環境保全目標「周辺景観との調和を図り、眺望を著しく阻害しないこと。」を達成するものと評価します。

なお、本博覧会は半年間の開催であり、開催後は建築物、庭園、駐車場などの仮施設は速やかに撤去し、返還することになります。博覧会開催後は、本博覧会の対象事業実施区域の大半が横浜市の公園となりますが、公園整備事業についても環境影響評価手続きが行われています。

## 6.12 触れ合い活動の場





## 6.12 触れ合い活動の場

本博覧会の実施により、工事中及び撤去中は工事用車両の走行、開催中は施設の供用及び関係車両の走行により、触れ合い活動の場に影響を及ぼすおそれがあります。

このことから、本博覧会の工事中及び撤去中、開催中における触れ合い活動の場への影響を把握するため、調査、予測、評価を行いました。

以下に調査、予測、評価等の概要を示します。

### 【工事中及び撤去中の工事用車両の走行、開催中の関係車両の走行、施設の供用（行催事の実施）に伴う主要な触れ合い活動の場への影響】

項目	結果等の概要	参照頁
調査結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>海軍道路の桜並木は、環状4号線の約3kmの直線道路に、約300本の桜が植えられており、瀬谷区のホームページには「桜舞う春の瀬谷桜の見どころスポット」として紹介されています。</li> <li>瀬谷市民の森は、対象事業実施区域の南東側に隣接しており、昭和51年4月に開園された広さ19.1haの市民の森です。</li> <li>上川井市民の森は、対象事業実施区域の南東側に隣接しており、瀬谷市民の森と追分市民の森の間にあり、平成30年4月に開園された、広さ10.1haの市民の森です。</li> <li>鎌倉古道北コース、武相国境・緑の森コースは、いずれも瀬谷区が配布を行っている「瀬谷ふるさと歴史さんぽ道ガイドマップ」で示されている5コースの中の1つです。</li> </ul>	p. 6. 12-5 ~6. 13-10
環境保全目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然との触れ合い活動の場の持つ機能に著しい影響を及ぼさないこと。</li> </ul>	p. 6. 12-11
予測結果の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>触れ合い活動の場の消失又は改変の程度について、海軍道路、瀬谷市民の森、上川井市民の森、鎌倉古道北コース及び武相国境・緑の森コースは、本博覧会の対象事業実施区域外（環状4号線等の公道は対象事業実施区域外）に位置していることから、本博覧会による触れ合い活動の場の消失又は改変は生じないと予測します。</li> <li>触れ合い活動の場の利用状況の変化の程度について、海軍道路（鎌倉古道北コースを含む）は、本博覧会及び土地区画整理事業、公園整備事業の工事用車両の走行ルートに位置しています。工事用車両の走行により、利用状況に変化が生じる可能性がありますが、海軍道路の両側には現況では歩道が整備されており、整備後の海軍道路にも横浜市の土地区画整理事業によって歩道が整備される予定であることから、歩行者への影響は小さいと考えられます。開催中の関係車両の走行に伴う触れ合い活動の場の利用状況の変化の程度については、開催中に本博覧会の関係車両及び土地区画整理事業の工事用車両、関係車両が海軍道路、鎌倉古道北コース、武相国境・緑の森コースの一部及び瀬谷市民の森の西端を通行しますが、いずれも横浜市によって、本博覧会の開催までに歩道が整備されるため、歩行者への影響は小さいと考えられます。なお、上川井市民の森に本博覧会の関係車両及び土地区画整理事業の関係車両が通行する可能性は、位置関係から非常に低いと考えられます。</li> <li>開催中における施設の供用（行催事の実施）に伴う触れ合い活動の場の利用状況の変化の程度については、屋外での音響設備の使用が想定される行催事施設等からの離隔は十分に確保されるとともに、瀬谷市民の森、上川井市民の森及び武相国境・緑の森コースにおい</li> </ul>	p. 6. 12-12 ~6. 12-14

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

**【工事中及び撤去中の工事用車両の走行、開催中の関係車両の走行、施設の供用  
(行催事の実施)に伴う主要な触れ合い活動の場への影響】(つづき)**

項目	結果等の概要	参照頁
予測結果の概要	<p>ては、当該予測地点との間に存置する既存樹林地により遮蔽されていることから、これら自然との触れ合い活動の場への影響は小さいと予測します。なお、海軍道路と鎌倉古道北コースについては、一部が環状4号線を活用していますが、道路交通騒音の影響下にあることから、音響施設の使用に伴う影響は小さいと予測します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・触れ合い活動の場までの経路等に与える改変の程度について、海軍道路、瀬谷市民の森、上川井市民の森、鎌倉古道北コース及び武相国境・緑の森コースまでの経路は、本博覧会の対象事業実施区域外に位置しているため、本博覧会による触れ合い活動の場までの経路等の改変はなく、影響は生じないと予測されます。</li> <li>・なお、本博覧会の対象事業実施区域では、横浜市が多様な品種の桜の植栽を行うことにより、新たな桜の名所づくりを進めており、本博覧会でも利活用していきます。</li> </ul>	p. 6. 12-12 ～6. 12-14
環境の保全のための措置の概要	<p><b>【工事中及び撤去中（工事用車両の走行）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の内容、作業期間、アクセス経路等について、可能な限り早期に周辺住民等への周知を行います。</li> <li>・工事用車両の出入口付近に、誘導員を配置し、一般通行者・一般通行車両の安全管理や通行の円滑化に努めます。</li> <li>・工事用車両の運転者に対する交通安全教育を十分に行い、規制速度、走行ルート of 厳守を徹底します。</li> <li>・工事区域境界には仮囲いを設置します。</li> </ul> <p><b>【開催中（関係車両の走行）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自家用車以外の交通手段（公共交通機関）の利用促進のため、利用者に対し、ホームページでの周知等を行います。</li> <li>・自転車利用者の利便性の確保のため、駐輪場を整備します。</li> <li>・搬入車両の効率的な運行を促進し、走行台数の削減に努めます。</li> <li>・ホームページなどで来場者に対する安全運転の周知を行い、歩行者優先などの安全運転を励行します。また、搬入車両の運転者に対してもガイドラインなどを通じて安全運転の周知を行い、歩行者優先などの安全運転を励行します。</li> </ul> <p><b>【開催中（施設の供用）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・瀬谷市民の森等との連続性に配慮して、対象事業実施区域内の南東部の樹林を残置します。</li> <li>・会場内及び敷地境界への植栽によって、音響設備の使用や夜間照明による周辺緑地への影響の低減に努めます。</li> <li>・対象事業実施区域南東側周辺のみとまった緑地に生息する動物への配慮として、屋外において音響設備、夜間照明を使用する際に、スピーカーや照明の設置方向に留意するなどの運営ルールを設定します。</li> </ul>	p. 6. 12-15
評価の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予測結果を踏まえ、影響低減に向けた環境の保全のための措置を講じることから、環境保全目標「自然との触れ合い活動の場の持つ機能に著しい影響を及ぼさないこと。」を達成するものと評価します。なお、本博覧会は半年間の開催であり、開催後は建築物、庭園、駐車場などの仮施設は速やかに撤去し、返還することになります。博覧会開催後は、本博覧会の対象事業実施区域の大半が横浜市の公園となりますが、公園整備事業についても環境影響評価手続きが行われています。</li> </ul>	p. 6. 12-16

注1：調査・予測・評価等の詳細は、右欄の参照頁で確認ください。

## 6.12.1 調査

### (1) 調査項目

調査項目は、以下の内容としました。

- ① 触れ合い活動の場の名称、位置、規模、区域及び分布状況等
- ② 触れ合い活動の場の活動特性、利用状況等
- ③ 触れ合い活動の場までの経路、交通手段

### (2) 調査地域・地点

既存資料調査は、対象事業実施区域周辺としました。

既存資料（土地区画整理事業）における現地調査の調査地点は、図 6.12-1 に示すとおり海軍道路、瀬谷市民の森、上川井市民の森、鎌倉古道北コース及び武相国境・緑の森コースとしています。

### (3) 調査時期

既存資料調査は、入手可能な近年の文献を収集・整理しました。

既存資料（土地区画整理事業）における現地踏査は、各調査地点の利用状況が多いと思われる時期とされています。既存資料（土地区画整理事業）における聞き取り調査は、瀬谷市民の森に対して行われました。聞き取り調査の日時等は、表 6.12-1 に示すとおりです。

表 6.12-1 既存資料（土地区画整理事業）における聞き取り調査の日時等

調査地点	日時	聞き取り相手
瀬谷市民の森	令和2年10月22日（木）	市民の森愛護会

### (4) 調査方法

既存資料の収集・整理及び既存資料（土地区画整理事業）における現地踏査により、主要な触れ合いの活動の場における利用状況及び利用環境を把握し、結果の整理及び解析を行いました。

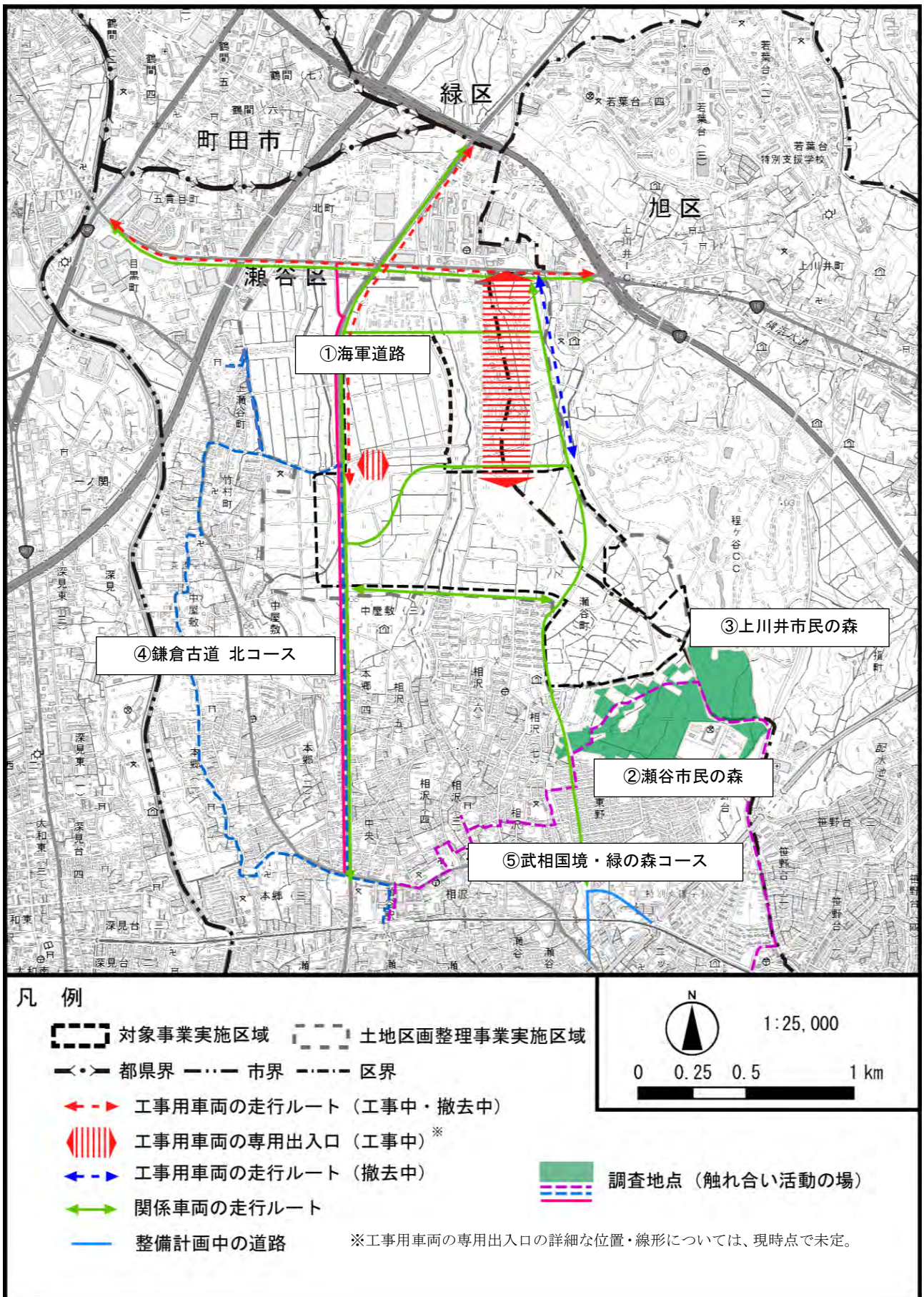


図 6.12-1 既存資料（土地区画整理事業）における触れ合い活動の場の調査地点図

## (5) 調査結果

既存資料調査の結果及び既存資料（土地区画整理事業）の現地調査の結果は以下に示すとおりです。

### ① 海軍道路

海軍道路の調査結果は、表 6.12-2 に示すとおりです。

表 6.12-2 調査結果（海軍道路）

触れ合い活動の場の概要	名称	海軍道路
	位置	横浜市瀬谷区
	規模、区域及び分布状況等	環状4号線の瀬谷中学校交差点付近から八王子街道に至る約3km
触れ合い活動の場の活動特性、利用状況等	<p>海軍道路の桜並木は、環状4号線の約3kmの直線道路に、約300本の桜が植えられており、瀬谷区のホームページには「桜舞う春の瀬谷桜の見どころスポット」として紹介されています。毎年3月下旬から4月初旬にかけて道路を覆う桜のアーチを見ようと多くの人が訪れます。また、「瀬谷ふるさと歴史さんぽ道」の鎌倉古道 北コースの中にも盛り込まれています。</p> <p>桜の開花時期には、隣接する旧上瀬谷通信施設の“はらっぱ”が一般開放され、仮設トイレも設置されます。平成31年3月30日(土)には、瀬谷区制50周年記念イベント「上瀬谷お花見 DAY」が開催されたこと等により、3月23日(土)から4月7日(日)の期間に横浜市が調査した結果によると約4,200人が訪れました。</p> <p>また、毎年新春には、瀬谷区陸上競技協会が主催となり、瀬谷区内在住、在勤、在クラブ、在学(小学生5年以上)が参加資格となる「瀬谷区マラソン大会」が開催され、海軍道路はコースの一部として利用されています。平成29年度から令和元年度までの3年間の参加者は、平均約930名となっています。</p>	
触れ合い活動の場までの経路、交通手段	<p>相鉄本線 瀬谷駅より徒歩約25分          神奈川中央交通バス バス停「中屋敷」より徒歩8分</p>	



令和3年3月27日撮影

## ② 瀬谷市民の森

瀬谷市民の森の調査結果は、表 6.12-3 に示すとおりです。

既存資料（土地区画整理事業）における瀬谷市民の森愛護会からの聞き取り調査の概要は表 6.12-4 に示すとおりです。

表 6.12-3 調査結果（瀬谷市民の森）

触れ合い活動の場の概要	名称	瀬谷市民の森
	位置	横浜市瀬谷区
	規模、区域及び分布状況等	広さ 19.1ha の市民の森
触れ合い活動の場の活動特性、利用状況等	<p>瀬谷市民の森は、対象事業実施区域の南東側に隣接しており、昭和 51 年 4 月に開園された広さ 19.1ha の市民の森です。森の中は起伏が少ない明るい森で、道路沿いに簡易トイレが 1 箇所設置されています。スギ、ヒノキ等の針葉樹や、クヌギ、コナラ等の雑木林、オオシマザクラ等の大木があり、自然観察に適しています。また、和泉川の源流域となっており、源流となる水がしみ出して一筋の流れとなってゆく様子を見ることができます。</p> <p>瀬谷市民の森の周辺は、古文書に「相模国世野原」あるいは「武州瀬谷原」と記される等、相模国と武蔵国の国境に位置していました。鎌倉時代（1333 年）には新田義貞がこの辺りで鎌倉攻めの陣揃えを行い、また室町時代（1417 年）に起きた上杉禅秀の乱における主戦場となった世野原の戦いは、この辺りで展開されたと伝えられています（現地において瀬谷区が設置した看板には「瀬谷の原」と記載されていました。）。</p>	
触れ合い活動の場までの経路、交通手段	神奈川中央交通バス バス停「西部病院前」より徒歩 1 分	



令和 3 年 3 月 27 日撮影

表 6.12-4 既存資料（土地区画整理事業）における聞き取り調査の概要

- ・利用者数のデータは取っていません。追分市民の森のようなお花畑等がないので、利用者は追分市民の森と比較して少ないと思います。
- ・愛護団体としての登録等はされていませんが、野草の会やホタルの会等個別に活動をしている団体があります。
- ・利用目的は、散策やハイキング、ジョギングの他、虫取り、秋にはキノコ狩り等様々な利用がなされています。
- ・利用者が多いのは春の時期で、秋のキノコ狩りの時期も多いです。利用時間は昼前後が多く、弁当を食べている人もいます。
- ・駐車場はないので、車でのアクセスはできません。
- ・利用者は、相模鉄道・三ツ境駅からバスを使うか、周辺（近隣）から徒歩で来る人がほとんどです。
- ・アクセス道路となっている「なかみち」沿いには、桜並木があります。
- ・瀬谷高校の生徒のうちバスの利用者は、野境道路のバス停（西部病院前）から「なかみち」を通過して登校し、自転車の利用者は瀬谷地内線を使って登校しています。

### ③ 上川井市民の森

上川井市民の森の調査結果は、表 6.12-5 に示すとおりです。

表 6.12-5 調査結果（上川井市民の森）

触れ合い活動の場の概要	名称	上川井市民の森
	位置	横浜市瀬谷区
	規模、区域及び分布状況等	広さ 10.1ha の市民の森
触れ合い活動の場の活動特性、利用状況等	<p>上川井市民の森は、対象事業実施区域の南東側に隣接しており、瀬谷市民の森と追分市民の森の間にあり、平成 30 年 4 月に開園された、広さ 10.1ha の市民の森です。</p> <p>上川井市民の森は、ヒノキ、スギ等の針葉樹林主体の森です。林内にはせせらぎや湿地がみられ、瀬谷市民の森、追分市民の森、矢指市民の森等と一体的に利用されています。</p>	
触れ合い活動の場までの経路、交通手段	神奈川中央交通バス バス停「西部病院前」より徒歩 1 分	



令和 2 年 12 月 13 日撮影



#### ④ 鎌倉古道 北コース

鎌倉古道 北コースの調査結果は、表 6.12-6 に示すとおりです。

表 6.12-6 調査結果（鎌倉古道 北コース）

触れ合い活動の場の概要	名称	鎌倉古道 北コース
	位置	横浜市瀬谷区
	規模、区域及び分布状況等	相鉄本線の北側の鎌倉古道・上道沿道にある神社仏閣等を巡る約 7.5km のハイキングコース
触れ合い活動の場の活動特性、利用状況等	<p>鎌倉古道 北コースとは、瀬谷区が配布を行っている「瀬谷ふるさと歴史さんぽ道ガイドマップ」(全5コース)の中の1つです。</p> <p>鎌倉古道 北コースは、相鉄本線の北側の鎌倉古道・上道(かみのみち)沿道にある神社仏閣や、瀬谷最大の農業地である上瀬谷農業専用地区、環状4号線(海軍道路)を巡る約 7.5km のハイキングコースです。</p> <p>北コースに沿って歩いていくと、途中には神社仏閣以外にも、かつての川口製絲株式會社の正門跡、市名木・古木指定のケヤキ、瀬谷銀行跡等を見ることができます。</p> <p>なお、北コースに含まれる上瀬谷農業専用地区を東西に横断する道路と、環状4号線(海軍道路)の一部は、土地区画整理事業実施区域内となっています。</p> <p>また、瀬谷区では瀬谷の魅力を知ってもらう取組として、ふるさと歴史さんぽ道ウォーキング事業を行っており、参加者にはガイドマップの配布や「ウォーキングせやまるグッズ」の記念品をプレゼントしています。平成29年度から令和元年度の参加者数(利用者数)は延べ681人となっています。</p>	
触れ合い活動の場までの経路、交通手段	相鉄本線 瀬谷駅より徒歩約0分	



日枝社



徳善寺



瀬谷銀行跡

令和2年11月28日撮影

⑤ 武相国境・緑の森コース

武相国境・緑の森コースの調査結果は、表 6.12-6 に示すとおりです。

表 6.12-7 調査結果（武相国境・緑の森コース）

触れ合い活動の場の概要	名称	武相国境・緑の森コース
	位置	横浜市瀬谷区
	規模、区域及び分布状況等	相鉄本線 瀬谷駅と三ツ境駅間の約 4.5km
触れ合い活動の場の活動特性、利用状況等	<p>武相国境・緑の森コースは、瀬谷区が配布を行っている「瀬谷ふるさと歴史さんぽ道ガイドマップ」で示されている 5 コースの中の 1 つです。</p> <p>武相国境・緑の森コースは、相鉄本線・瀬谷駅と三ツ境駅の間において、源頼朝や徳川家康ゆかりの史跡や神社仏閣、瀬谷市民の森、野境道路を巡る約 4.5km のハイキングコースです。</p> <p>なお、瀬谷区では瀬谷の魅力を知ってもらう取組として、ふるさと歴史さんぽ道ウォーキング事業を行っており、参加者にはガイドマップの配布や「ウォーキングせやまるグッズ」の記念品をプレゼントしています。平成 29 年度から令和元年度の参加者数（利用者数）の延べ人数は 144 人となっています。</p>	
触れ合い活動の場までの経路、交通手段	相鉄本線 瀬谷駅・三ツ境駅より徒歩約 0 分	



長天寺



和泉川源流広場



諏訪社



令和 2 年 11 月 28 日撮影

### 6.12.2 環境保全目標の設定

触れ合い活動の場に係る環境保全目標は、表 6.12-8 に示すとおり設定しました。

表 6.12-8 環境保全目標

区分	環境保全目標
【工事中】 工事用車両の走行	自然との触れ合い活動の場の持つ機能に著しい影響を及ぼさないこと。
【開催中】 関係車両の走行 施設の供用	
【撤去中】 工事用車両の走行	

### 6.12.3 予測

#### (1) 予測項目

予測項目は、触れ合い活動の場の消失又は改変の程度、触れ合い活動の場への利用状況の変化の程度、触れ合い活動の場までの経路等に与える改変の程度としました。

#### (2) 予測地域・地点

予測地域は、工事の実施及び本博覧会の実施に伴い触れ合い活動の場としての機能に影響が生じるおそれがある海軍道路、瀬谷市民の森、上川井市民の森、鎌倉古道北コース及び武相国境・緑の森コースとしました。

#### (3) 予測時期

工事中及び撤去中における工事用車両の走行に伴う主要な触れ合い活動の場への影響の予測対象時期は、工事期間及び撤去工事期間全体としました。

開催中における施設の供用及び関係車両の走行に伴う主要な触れ合い活動の場への影響の予測時期は、開催期間全体としました。また、同時期に工事が行われる土地区画整理事業、公園整備事業の影響を考慮しました。

#### (4) 予測方法

調査で把握した主要な触れ合い活動の場の状況と施工計画及び事業計画を重ね合わせ、影響の程度を定性的に予測しました。

#### (5) 予測条件

工事中及び撤去中の工事用車両の主な走行ルートは、図 6.12-1 に示すとおりです。

関係車両の主な走行ルートは、図 6.12-1 に示すとおりです。

施設の供用（行催事の実施等）に伴う影響要因として、屋外イベントでの音響施設や夜間照明の使用が考えられます。その内容は、表 6.12-9 に示すとおりです。なお、行催事の実施箇所については、第 2 章の図 2-7（p. 2-22 参照）に示すとおりです。

表 6.12-9 行催事の実施等に伴う影響要因とその概要

影響要因	概要
音響施設の使用	行催事（屋外イベント）、体験プログラム等での拡声器の使用、展示におけるBGMの使用等の屋外における音響設備の使用
夜間照明の使用	行催事（屋外イベント）の照明、展示に対する夜間照明の使用、屋外における夜間照明の使用

#### (6) 予測結果

触れ合い活動の場の予測結果は、「ア. 触れ合い活動の場の消失又は改変の程度」、「イ. 触れ合い活動の場の利用状況の変化の程度」、「ウ. 触れ合い活動の場までの経路等に与える改変の程度」に示すとおりです。

予測にあたり、表 6.12-10 に示すとおり、本博覧会と土地区画整理事業及び公園整備事業の工事期間及び触れ合い活動の場への影響が生じる可能性がある期間を整理しました。土地区画整理事業の工事は令和 4 年度から 78 ヶ月、公園整備事業の工事は令和 5 年度から 246 ヶ月を予定し、本博覧会の工事は令和 6 年度から 35 ヶ月及び閉会後の令和 9 年 10 月から 12 ヶ月を

予定しており、工事期間の一部が重複します。

表 6.12-10 工事及び撤去工事期間、開催期間及び触れ合い活動の場への影響

区分		工事年度											
		令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15
工事及び撤去工事期間	土地区画整理事業	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目
	公園整備事業		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目
	本博覧会			1年目	2年目	3年目	4年目	5年目					
触れ合い活動の場への影響	海軍道路												
	瀬谷市民の森												
	上川井市民の森												
	武相国境・緑の森コース												

注1：  
 土地区画整理事業の工事により海軍道路の桜並木が消滅する可能性のある期間  
 土地区画整理事業の工事により環状4号線の歩道の改変の可能性のある期間  
 土地区画整理事業の工事用車両及び関係車両の走行の影響の可能性のある期間  
 公園整備事業の工事用車両の走行の影響の可能性のある期間  
 本博覧会の工事用車両の走行の影響の可能性のある期間  
 本博覧会の関係車両の走行及び施設の供用（行催事の実施）の影響の可能性のある期間

① 触れ合い活動の場の消失又は改変の程度

触れ合い活動の場の消失又は改変の程度について、海軍道路、瀬谷市民の森、上川井市民の森、鎌倉古道北コース及び武相国境・緑の森コースは、本博覧会の対象事業実施区域外に位置しているため（環状4号線等の公道は対象事業実施区域外）、本博覧会による触れ合い活動の場の消失又は改変は生じないと予測します。

なお、本博覧会の開催中においては、会場区域そのものが自然と触れ合う活動の場となり、新たな触れ合い活動の場が創出されると考えられます。

② 触れ合い活動の場の利用状況の変化の程度

工事中及び撤去中の触れ合い活動の場の利用状況の変化の程度について、海軍道路（鎌倉古道北コースを含む）は、本博覧会及び土地区画整理事業、公園整備事業の工事用車両の走行ルートに位置しています。工事用車両の走行により、利用状況に変化が生じる可能性がありますが、海軍道路の両側には現況では歩道が整備されており、整備後の海軍道路にも横浜市の土地区画整理事業によって歩道が整備される予定であることから、歩行者への影響は小さいと考えられます。なお、瀬谷市民の森、上川井市民の森及び武相国境緑の森コースには、本博覧会及び土地区画整理事業、公園整備事業の工事用車両は通行しません。

また、開催中の関係車両の走行に伴う触れ合い活動の場の利用状況の変化の程度については、開催中に本博覧会の関係車両及び土地区画整理事業の工事用車両、関係車両が海軍道路、鎌倉古道北コース、武相国境・緑の森コースの一部及び瀬谷市民の森の西端を通行しますが、いずれも横浜市によって、本博覧会の開催までに歩道が整備されるため、歩行者への影響は小さいと考えられます。なお、上川井市民の森に本博覧会の関係車両及び土地区画整理事業の関係車両が通行する可能性は、位置関係から非常に低いと考えられます。

開催中における施設の供用（行催事の実施）に伴う触れ合い活動の場の利用状況の変化の程度については、屋外での音響設備の使用が想定される行催事の実施箇所からの離隔は十分に確保されるとともに、瀬谷市民の森、上川井市民の森及び武相国境・緑の森コースにおいては、当該予測地点との間に存置する既存樹林地により遮蔽されていることから、これら自然との触れ合い活動の場への影響は小さいと予測します。なお、海軍道路と鎌倉古道北コースについては、一部が環状4号線を活用していますが、道路交通騒音の影響下にあることから、音響施設の使用に伴う影響は小さいと予測します。

### ③ 触れ合い活動の場までの経路等に与える改変の程度

触れ合い活動の場までの経路等に与える改変の程度について、海軍道路、瀬谷市民の森、上川井市民の森、鎌倉古道北コース及び武相国境・緑の森コースまでの経路は、本博覧会の対象事業実施区域外に位置しているため、本博覧会による触れ合い活動の場までの経路等の改変はなく、影響は生じないと予測されます。

#### 6.12.4 環境の保全のための措置

環境の保全のための措置は、工事中及び撤去中の工事用車両の走行、開催中の関係車両の走行及び施設の供用（行催事の実施）に伴う主要な触れ合い活動の場への影響を低減するため、表 6.12-11 に示す内容を実施します。

表 6.12-11 環境の保全のための措置

区分	環境の保全のための措置
<p>【工事中及び撤去中】 工事用車両の走行</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事の内容、作業期間、アクセス経路等について、可能な限り早期に周辺住民等への周知を行います。</li> <li>・ 工事用車両の出入口付近に、誘導員を配置し、一般通行者・一般通行車両の安全管理や通行の円滑化に努めます。</li> <li>・ 工事用車両の運転者に対する交通安全教育を十分に行い、規制速度、走行ルートの厳守を徹底します。</li> <li>・ 工事区域境界には仮囲いを設置します。</li> </ul>
<p>【開催中】 関係車両の走行</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自家用車以外の交通手段（公共交通機関）の利用促進のため、利用者に対し、ホームページでの周知等を行います。</li> <li>・ 自転車利用者の利便性の確保のため、駐輪場を整備します。</li> <li>・ 搬入車両の効率的な運行を促進し、走行台数の削減に努めます。</li> <li>・ ホームページなどで来場者に対する安全運転の周知を行い、歩行者優先などの安全運転を励行します。また、搬入車両の運転者に対してもガイドラインなどを通じて安全運転の周知を行い、歩行者優先などの安全運転を励行します。</li> </ul>
<p>【開催中】 施設の供用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 瀬谷市民の森等との連続性に配慮して、対象事業実施区域内の南東部の樹林を残置します。</li> <li>・ 会場内及び敷地境界への植栽によって、音響設備の使用や夜間照明による周辺緑地への影響の低減に努めます。</li> <li>・ 対象事業実施区域南東側周辺のまとまった緑地に生息する動物への配慮として、屋外において音響設備、夜間照明を使用する際に、スピーカーや照明の設置方向に留意するなどの運営ルールを設定します。</li> </ul>

## 6.12.5 評価

触れ合い活動の場の消失又は改変の程度について、海軍道路、瀬谷市民の森、上川井市民の森、鎌倉古道北コース及び武相国境・緑の森コースは、本博覧会の対象事業実施区域外に位置していることから、触れ合い活動の場の消失又は改変は生じないと予測されます。

触れ合い活動の場の利用状況の変化の程度について、海軍道路（鎌倉古道北コースを含む）は、本博覧会及び土地区画整理事業、公園整備事業の工事用車両の走行ルートに位置していません。工事用車両の走行により、利用状況に変化が生じる可能性があります。海軍道路の両側には現況では歩道が整備されており、整備後の海軍道路にも歩道を整備する予定であることから、歩行者への影響は小さいと考えられます。開催中の関係車両の走行に伴う触れ合い活動の場の利用状況の変化の程度については、開催中に本博覧会の関係車両及び土地区画整理事業の工事用車両、関係車両が海軍道路、鎌倉古道北コース、武相国境・緑の森コースの一部及び瀬谷市民の森の西端を通行しますが、いずれも横浜市によって歩道が整備されるため、歩行者への影響は小さいと考えられます。なお、上川井市民の森に本博覧会の関係車両及び土地区画整理事業の関係車両が通行する可能性は、位置関係から非常に低いと考えられます。

開催中における施設の供用（行催事の実施）に伴う触れ合い活動の場の利用状況の変化の程度については、屋外での音響設備の使用が想定される行催事施設等からの離隔は十分に確保されるとともに、瀬谷市民の森、上川井市民の森及び武相国境・緑の森コースにおいては、当該予測地点との間に存置する既存樹林地により遮蔽されていることから、これら自然との触れ合い活動の場への影響は小さいと予測します。なお、海軍道路と鎌倉古道北コースについては、一部が環状4号線を活用していますが、道路交通騒音の影響下にあることから、音響設備の使用に伴う影響は小さいと予測します。

触れ合い活動の場までの経路等に与える改変の程度について、海軍道路、瀬谷市民の森、上川井市民の森、鎌倉古道北コース及び武相国境・緑の森コースまでの経路は、本博覧会の対象事業実施区域外に位置しているため、本博覧会による触れ合い活動の場までの経路等の改変はなく、影響は生じないと予測されます。

なお、本博覧会の対象事業実施区域では、横浜市が多様な品種の桜の植栽を行うことにより、新たな桜の名所づくりを進めており、本博覧会でも利活用していきます。

また、環境保全措置として、工事中及び撤去中は、工事の内容等の早期周知、工事用車両の出入口付近に誘導員の配置、工事用車両の運転者に対する交通安全教育、開催中は、瀬谷市民の森等との連続性に配慮した南東部の樹林の残置、来場者等に対する公共交通機関の利用促進、屋外において音響設備、夜間照明を使用する際の運営ルールの設定等を講じることで、可能な限りの影響の低減を図ります。

以上のことから、環境保全目標「自然との触れ合い活動の場の持つ機能に著しい影響を及ぼさないこと。」を達成するものと評価します。なお、本博覧会は半年間の開催であり、開催後は建築物、庭園、駐車場などの仮設施設は速やかに撤去し、返還することになります。博覧会開催後は、本博覧会の対象事業実施区域の大半が横浜市の公園となりますが、公園整備事業についても環境影響評価手続きが行われています。



## 第7章 環境影響の総合的な評価



## 第7章 環境影響の総合的な評価

本博覧会は、気候変動等の世界的な環境変化を踏まえ、我が国が培ってきた自然との関係性の中で、自然環境が持つ多様な機能を暮らしにいかす知恵や文化について、その価値を再評価し、持続可能な社会の形成に活用するとともに、国際的な園芸文化の普及、花と緑があふれ農が身近にある豊かな暮らしの実現、多様な主体の参画等により幸福感が深まる社会を創造することを目的として開催するものです。

本博覧会の会場となる旧上瀬谷通信施設地区は、長年にわたり通信施設として土地利用が制限されてきたことから、農地や緩やかな起伏の草地など豊かな自然環境が広がり、南北に流れる相沢川、和泉川の源流部、谷戸地形等の貴重な自然環境が残っています。そうした中、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」（2020年3月、横浜市）に基づき、農業振興と都市的な土地利用による新しいまちづくりが進められています。本博覧会の会場区域において実装されるバイオスウェルや雨水浸透施設等のグリーンインフラや、開催中に展開される様々な取組は、レガシーとして引き継がれ、将来のまちづくりに貢献するものと考えられます。

今回、事業計画の内容から、環境影響評価項目として温室効果ガス、生物多様性（動物、植物、生態系）、水循環（湧水の流量、河川の流量）、廃棄物・建設発生土（一般廃棄物、産業廃棄物）、大気質、騒音、振動、地域社会（交通混雑、歩行者の安全）、景観、触れ合い活動の場の計10項目を選定し、調査、予測を行いました。

その結果、大部分の項目において、国や横浜市が定めている基準を満足、または周辺環境に著しい影響を及ぼさないなどと予測され、さらに、環境の保全のための措置を講じることで、影響の低減が図れるものと考えます。

また、輸送計画については、来場者を円滑かつ快適に会場まで輸送するとともに、周辺環境への影響をできる限り軽減できるよう、ハード・ソフトの両面から交通計画の継続的な検討を進めていきます。

騒音については、音響設備の音量や稼働時間について適切なルールを設定することにより、概ね環境基準を満たしますが、環境基準を超過する音量が発生することが想定される大規模な行催事を開催する場合には、事前に周辺住宅等に周知を図り、理解が得られるよう努めます。

以上、各環境影響評価項目の評価結果から、本事業の実施による環境影響の総合的な評価としては、計画段階や工事中、開催中、撤去中に様々な環境の保全のための措置を講じることで一定の影響の回避や低減が見込めることから、事業者の実行可能な範囲で環境に対する配慮が検討された計画であると評価します。

しかしながら、会場外駐車場（パークアンドライド駐車場）の位置及び規模が未定であるため、次章に示すとおり事後調査を実施し、本事業の実施による著しい影響が確認された場合には、適切な対応を図ります。



## 第 8 章 事後調査の実施に関する事項



## 第8章 事後調査の実施に関する事項

### 8.1 事後調査の考え方

事後調査は、環境影響が予測されるとして調査・予測・評価を行った環境影響評価項目に対して、予測・評価の不確実性を補い、環境の保全のための措置等の適正な履行状況を確認することを目的とし、対象事業実施区域及びその周辺の環境調査、工事または施設の状況調査等を実施するものです。

事後調査は、環境影響評価において、環境保全目標は達成するものの、環境に及ぼす影響が比較的大きいと想定された環境影響評価項目、並びに予測・評価において、不確実性が大きいと考える環境影響評価項目を対象として行います。

### 8.2 事後調査項目の選定

事後調査を実施する環境影響評価項目として選定した理由及び選定しなかった理由は、表 8.2-1 から表 8.2-3 に示すとおりです。

表 8.2-1 (1) 事後調査項目を選定した理由・選定しない理由 (工事中)

環境影響評価項目	環境影響要因	選定の有無	選定した理由・選定しない理由
温室効果ガス	建設機械の稼働	×	工事中の温室効果ガスは、建設機械や工事用車両のアイドリングストップ徹底やエネルギー効率の高い低燃費の機種(車種)の使用等の環境保全措置によって、温室効果ガス(二酸化炭素)排出量を可能な限り抑制できると考えられることから、選定しません。
	工事用車両の走行	×	
	建設行為等の実施	×	
生物多様性(動物)	建設行為等の実施	×	本博覧会の工事に伴う動物・植物・生態系への直接的影響はありません。また、瀬谷市民の森等の対象事業実施区域周辺や、土地区画整理事業において創出される保全対象種の生息・生育環境等に対する間接的な影響の程度は小さいため、選定しません。
生物多様性(植物)	建設行為等の実施	×	
生物多様性(生態系)	建設行為等の実施	×	
水循環(湧水の流量)	建設行為等の実施	×	本博覧会の建設行為等による湧水の流量への影響は小さいと予測されることから、選定しません。
廃棄物・建設発生土(一般廃棄物)	建設行為等の実施	×	工事に伴う一般廃棄物の排出が想定されないことから、選定しません。
廃棄物・建設発生土(産業廃棄物)	建設行為等の実施	×	発生する廃棄物等について適正に処理するため、選定しません。
大気質(大気汚染)	建設機械の稼働	×	本博覧会及び同時期の他事業の建設機械の稼働に伴う一般大気環境への影響は小さいと考えられることから、選定しません。
	工事用車両の走行	×	本博覧会及び同時期の他事業の工事用車両の走行に伴う沿道大気環境への影響は小さいと考えられることから、選定しません。

表 8.2-1 (2) 事後調査項目を選定した理由・選定しない理由（工事中）

環境影響評価項目	環境影響要因	選定の有無	選定した理由・選定しない理由
騒音	建設機械の稼働	×	本博覧会及び同時期の他事業の建設機械の稼働に伴う騒音の影響は小さいと考えられることから、選定しません。
	工事用車両の走行	×	本博覧会及び同時期の他事業の工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の影響は小さいと考えられることから、選定しません。
振動	建設機械の稼働	×	本博覧会及び同時期の他事業の建設機械の稼働に伴う振動の影響は小さいと考えられることから、選定しません。
	工事用車両の走行	×	本博覧会及び同時期の他事業の工事用車両の走行に伴う道路交通振動の影響は小さいと考えられることから、選定しません。
地域社会 (交通混雑)	工事用車両の走行	×	本博覧会及び同時期の他事業の工事用車両の走行に伴う各交差点への影響は小さいと考えられることから、選定しません。
地域社会 (歩行者の安全)	工事用車両の走行	×	工事用車両等の出入口に誘導員を配置するなど、適切な環境の保全のための措置を行うため、工事中の歩行者の安全性は、確保できることから、選定しません。
触れ合い活動の場	工事用車両の走行	×	本博覧会及び同時期の他事業の工事用車両の走行に伴う触れ合い活動の場への影響は小さいと予測されるため、選定しません。

表 8.2-2 (1) 事後調査項目を選定した理由・選定しない理由（開催中）

環境影響評価項目	環境影響要因	選定の有無	選定した理由・選定しない理由
温室効果ガス	施設の供用	×	省エネルギー型機器等の導入や再生可能エネルギーの活用など、適切な環境の保全のための措置を行うため、温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を可能な限り抑制できると考えられることから、選定しません。
	関係車両の走行	×	
	外来植物を含む植栽等の管理	×	
生物多様性（動物）	会場施設等の存在	×	本博覧会による会場施設等の存在、施設の供用に伴う動物・植物・生態系への直接的影響はなく、適切な環境の保全のための措置を行うことから、瀬谷市民の森等の対象事業実施区域周辺や、土地区画整理事業において創出される保全対象種の生息・生育環境等に対する間接的な影響は小さいと考えます。また、外来植物を含む植栽等の管理を適切に行うため、動物、植物、生態系への影響は小さいと考えられることから、選定しません。
	施設の供用	×	
	外来植物を含む植栽等の管理	×	
生物多様性（植物）	会場施設等の存在	×	
	施設の供用	×	
	外来植物を含む植栽等の管理	×	
生物多様性 (生態系)	会場施設等の存在	×	
	施設の供用	×	
	外来植物を含む植栽等の管理	×	



表 8.2-2 (2) 事後調査項目を選定した理由・選定しない理由（開催中）

環境影響評価項目	環境影響要因	選定の有無	選定した理由・選定しない理由
水循環 (湧水の流量)	会場施設等の存在	×	雨水浸透の確保に努めるなど、適切な環境の保全のための措置を行うため、湧水の流量への影響は小さいと考えられることから、選定しません。
水循環 (河川の流量)	会場施設等の存在	×	雨水浸透の確保に努めるなど、適切な環境の保全のための措置を行うため、河川の流量への影響は小さいと考えられることから、選定しません。
	外来植物を含む植栽等の管理	×	
廃棄物・建設発生土 (一般廃棄物)	施設の供用	×	発生する廃棄物等について適正に処理するため、選定しません。
	外来植物を含む植栽等の管理	×	
廃棄物・建設発生土 (産業廃棄物)	施設の供用	×	
	外来植物を含む植栽等の管理	×	
大気質 (大気汚染)	関係車両の走行	×	本博覧会の関係車両の走行に伴う沿道大気環境への影響は小さいと考えられるため、選定しません。
騒音	施設の供用	×	本博覧会の施設の供用に伴う騒音の影響は小さいと考えられるため、選定しません。
	関係車両の走行	×	本博覧会の関係車両の走行に伴う道路交通騒音の影響は小さいと考えられるため、選定しません。
振動	関係車両の走行	×	本博覧会の関係車両の走行に伴う道路交通振動の影響は小さいと考えられるため、選定しません。
地域社会 (交通混雑)	関係車両の走行	○	パークアンドライド駐車場の位置など不確定要素があるため、会場及びパークアンドライド駐車場の周辺の周辺交通への影響について事後調査項目として選定します。
地域社会 (歩行者の安全)	関係車両の走行	×	駐車場やバックヤード出入口に誘導員を配置するなど、適切な環境の保全のための措置を行うため、開催中の歩行者の安全性は、確保できることから、選定しません。
景観	会場施設等の存在	×	会場内の建築物及び工作物の形状、デザイン・色彩等に配慮するとともに、植栽等をいかして周辺景観と調和した会場施設等の整備に努めることから、選定しません。なお、本博覧会は半年間の開催であり、開催後は建築物、庭園、駐車場などの仮設施設は速やかに撤去し、返還することになります。
触れ合い活動の場	関係車両の走行	×	関係車両の走行に伴う触れ合い活動の場への影響は小さいと予測されるため、選定しません。
	施設の供用	×	施設の供用に伴う触れ合い活動の場への影響は小さいと考えられるため、選定しません。

表 8.2-3 (1) 事後調査項目を選定した理由・選定しない理由（撤去中）

環境影響評価項目	環境影響要因	選定の有無	選定した理由・選定しない理由
温室効果ガス	建設機械の稼働	×	撤去中の温室効果ガスは、建設機械や工事車両のアイドリングストップ徹底やエネルギー効率の高い低燃費の機種（車種）の使用等の環境保全措置によって、温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を可能な限り抑制できると考えられることから、選定しません。
	工事車両の走行	×	
生物多様性（動物）	仮施設等の撤去	×	仮施設等の撤去に伴う、瀬谷市民の森等の対象事業実施区域周辺や、土地区画整理事業において創出される保全対象種の生息・生育環境等に対する間接的な影響は小さいと考えられることから、選定しません。
生物多様性（植物）	仮施設等の撤去	×	
生物多様性（生態系）	仮施設等の撤去	×	
廃棄物・建設発生土（一般廃棄物）	仮施設等の撤去	×	発生する廃棄物等について適正に処理するため、選定しません。
廃棄物・建設発生土（産業廃棄物）	仮施設等の撤去	×	
大気質（大気汚染）	建設機械の稼働	×	本博覧会及び同時期の他事業の建設機械の稼働に伴う一般大気環境への影響は小さいと考えられることから、選定しません。
	工事車両の走行	×	本博覧会及び同時期の他事業の工事車両の走行に伴う沿道大気環境への影響は小さいと考えられることから、選定しません。
騒音	建設機械の稼働	×	本博覧会及び同時期の他事業の建設機械の稼働に伴う騒音の影響は小さいと考えられることから、選定しません。
	工事車両の走行	×	本博覧会及び同時期の他事業の工事車両の走行に伴う道路交通騒音の影響は小さいと考えられることから、選定しません。
振動	建設機械の稼働	×	本博覧会及び同時期の他事業の建設機械の稼働に伴う振動の影響は小さいと考えられることから、選定しません。
	工事車両の走行	×	本博覧会及び同時期の他事業の工事車両の走行に伴う道路交通振動の影響は小さいと考えられることから、選定しません。
地域社会（交通混雑）	工事車両の走行	×	本博覧会及び同時期の他事業の工事車両の走行に伴う各交差点への影響は小さいと考えられることから、選定しません。
地域社会（歩行者の安全）	工事車両の走行	×	工事車両等の出入口に誘導員を配置するなど、適切な環境の保全のための措置を行うため、撤去中の歩行者の安全性は、確保できることから、選定しません。
触れ合い活動の場	工事車両の走行	×	本博覧会及び同時期の他事業の工事車両の走行に伴う触れ合い活動の場への影響は小さいと予測されるため、選定しません。

### 8.3 事後調査の内容

事後調査の内容は、表 8.3-1 に示すとおりです。事後調査によって得られた交通混雑の調査結果は、その後の開催期間中における対策の検討に活用します。

なお、事後調査の対象として選定しなかった環境影響評価項目についても、環境保全のための措置の実施状況を確認し、選定した項目の事後調査結果とあわせて報告します。

表 8.3-1 事後調査の内容（開催中）

項目	細目	調査項目	調査頻度	調査位置	調査時期	調査方法
地域社会	交通混雑	交差点交通量及び渋滞長、信号現示	開催期間中に1回	会場周辺の主要交差点（地点1～6、地点9～12の10地点）及びパークアンドライドの駐車場周辺の主要交差点 （ただし、既存の駐車場を活用する場合を除く）	開催期間中の多客日となることが想定される5月の連休期間	ハンドカウンターを使用して、方向別、時間別、車種別（大型車、小型車、自動二輪車）に計測する。 滞留長、渋滞長については、現地において15分ごとに距離を計測する。 信号現示については、朝・昼・夕・夜の各時間帯に3サイクル程度、信号のスプリット及びサイクル長を観測する。



## 第 9 章 对象地域



## 第9章 対象地域

「横浜市環境影響評価条例」第 26 条第 1 項に規定される対象地域（準備書の内容について周知を図る必要がある地域として規則で定める基準に従って事業者が定めた地域）は、動物、植物、生態系、騒音、景観、地域社会の影響等を考慮し、環境影響を受けるおそれがある範囲として対象事業実施区域から約 200m 圏にかかる町丁の全域及び一部地域としました。

対象地域の町丁は、表 9-1 及び図 9-1 に示すとおりです。

表 9-1 対象地域

区名	町丁名	周知地域
旭区	上川井町	一部地域
瀬谷区	瀬谷町	全域
	中屋敷二丁目	全域
	中屋敷三丁目	全域
	相沢五丁目	全域
	相沢六丁目	全域
	相沢七丁目	全域

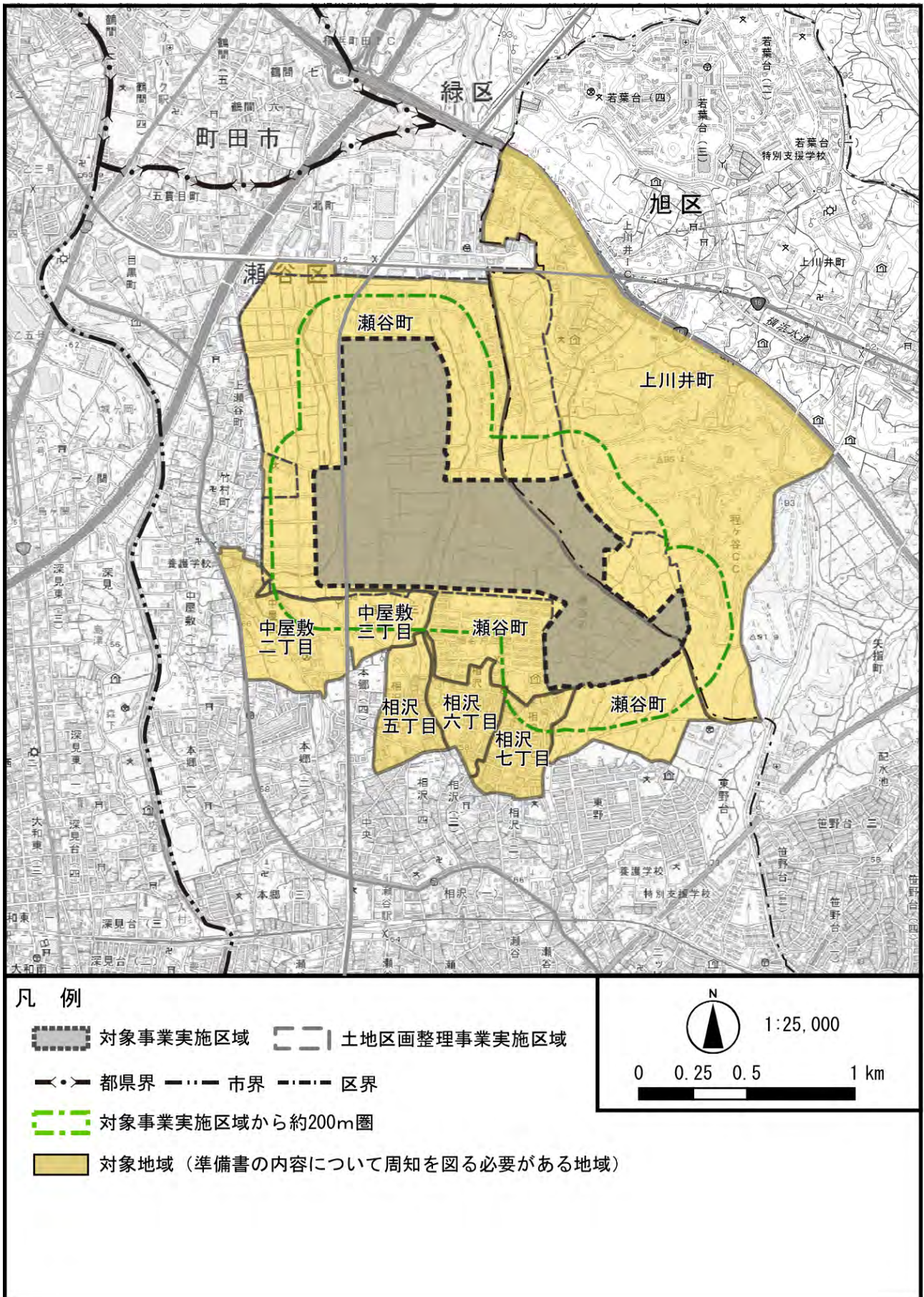


図 9-1 対象地域



## 第 10 章 方法書に対する意見、見解等



## 第10章 方法書に対する意見、見解等

### 10.1 説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の見解

#### 10.1.1 説明会の開催状況

方法書説明会は表 10.1-1 に示す日時で計4回開催しました。

表 10.1-1 方法書に関する説明会の開催結果

回	開催日時	会場	参加人数
第1回	令和4年6月4日(土) 18:30~20:00	旭公会堂 (旭区鶴ヶ峰1丁目4番地12)	23名
第2回	令和4年6月5日(日) 19:15~21:00	瀬谷区民文化センター (瀬谷区瀬谷4丁目4番地10)	41名
第3回	令和4年6月9日(木) 19:15~21:05	瀬谷区民文化センター (瀬谷区瀬谷4丁目4番地10)	45名
第4回	令和4年6月10日(金) 18:30~19:45	旭公会堂 (旭区鶴ヶ峰1丁目4番地12)	6名
合計			115名

### 10.1.1 説明会における質疑、意見の概要及び事業者の説明

各開催日の質疑、意見の概要及び事業者の説明は、表 10.1-2 表 10.1-2～表 10.1-5 に示すとおりです。

整理に当たっては、発言順とし、項目欄を設けました。

表 10.1-2 (1) 説明会（第1回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
A	その他	事業主体である博覧会協会の組織体制について、土地区画整理事業を行う横浜市都市整備局や公園整備事業を行う横浜市環境創造局との連携はどうなっているのか。職員はどこから来ているのか、人数も教えてほしい。	本博覧会協会の役員は監事も入れて24名、会長は日本経済団体連合会会長の十倉雅和である。事務を行う職員は約70名である。職員は民間、横浜市、神奈川県からの出向者で構成されており、関連事業の実施主体とは常日頃から連携を図りながら進めている。
	植栽管理	園芸博覧会なので様々なところから外来種の植物が持ち込まれると思うが、現地に残さない方法について教えてほしい。	本博覧会協会としては、在来種への影響を考慮し、ガイドライン等を作成して出展国等にしっかり周知を行う。 関係法令等により閉鎖空間での管理等が必要なものに対しても適切に対応をする。また、展示植物の多くは、種子が結実する前に植え替えし、撤去することになる。
B	輸送計画	シャトルバスの運行について、どこからどのくらいの頻度で運行予定なのか。それによる交通渋滞は起こらないのか。	会場の南側には相鉄線、北側には東急田園都市線、JR横浜線、西側には小田急江ノ島線がある。シャトルバスの運行については、これら近傍の鉄道駅を中心に発着場所の検討を進めており、定時性や速達性等も考慮し、場所とルート等を選定して、準備書で予測評価する。
	事業計画	会場南側に住宅があるが、光や騒音の対策はどのようなことを考えているのか。	近隣住宅や市民の森等に考慮して、これらに隣接する場所では、光や騒音等による影響が想定されるイベント等は、できるだけ行わないように検討する。また、参加国や企業等に対し、ガイドライン等を作成して周辺環境への影響をできるだけ回避、低減できるよう周知徹底を図る。夜間も含め大きなイベント等を実施する場合には、事前周知を徹底して、近隣の皆様のご理解、ご協力が得られるよう努めていく。
C	輸送計画	パークアンドライド（以下、「P&R」）は概ね10km圏内だとすると戸塚も含まれる。瀬谷は戸塚からかなり遠く、渋滞する道路も多い。そこからシャトルバスが出たとしても定時運行が難しいと考える。	P&Rの説明図はあくまでイメージであり、具体的な場所はこれから選定していく。P&Rの駐車場や運行ルートの周辺への影響をできるだけ回避、低減できるよう選定する。

表 10.1-2(2) 説明会（第1回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
D	事業計画	工事を予定している時間帯と博覧会の開場時間を教えてほしい。	工事時間は、基本は8時から17時を想定している。詳細については、今後、関連事業とも連携して、近隣の小学校等にも相談しながら調整していく。開催時間については、現時点では未定であり、今後の調整となる。
	植栽管理	植物検疫について、入国時の検疫以外にも栽培地検疫が必要な植物がある。博覧会のために栽培地検疫が必要な植物や国はどのくらいで、そのために必要な植物防疫官や現地派遣費用はどうするのか。また、輸入時の植物検疫に必要な防疫官はどうするのか。博覧会の後、植物は廃棄やたい肥化することだが、現地に再輸出するのか。その場合の費用や責任の所在はどこにあるのか。	現時点で展示植物や出展国は未定である。植物検疫の手続き等の詳細については今後、植物防疫所など関係機関と調整していく。
E	その他	工事中や博覧会開催中、撤去中の環境影響評価を行うことについては配布資料に記載されているが、撤去後の環境影響評価については配布資料に記載がない。市民としては博覧会の実施により地域がどう変わっていくのかに関心がある。撤去後はどのように復旧するのか、博覧会が終わった後の環境を知りたい。	本博覧会実施後は、会場区域の大半は横浜市の公園となる。土地区画整理事業で造成し、公園整備事業で園路や植栽等の基盤整備を行った後に、本博覧会会場は仮施設を中心に整備する。土地区画整理事業及び公園整備事業については、別途、横浜市が環境影響評価手続きを行っている。
F	その他	園芸博の前に区画整理や公園整備でどの程度、土地が改変されるのか。方法書ではどの資料を見ればわかるのか。	土地区画整理事業で造成し、公園整備事業で園路や植栽等の基盤整備を行った後に、本博覧会の会場整備を行う。関連事業の詳細については、本博覧会の方法書には記載していない。土地区画整理事業は環境影響評価手続きが完了している。公園整備事業も手続き中であり、両事業とも環境影響評価の図書については、図書館等で閲覧できる。
	輸送計画	P&Rの発着点の候補地は、北側は町田市、相模原市、西側は大和市にかかるように見えるが、それぞれの候補地の市町村との連携、調整はとれているのか。	P&Rの発着点については、現在、候補地やルートを選定している段階であり、必要に応じて、今後、関係者と調整を行うことになる。
	その他	方法書の意見書の締め切りは6月27日であり、BIE申請は6月中とのことだが、BIE申請に関する意見を出すことは出来るのか。	今回の意見書の提出は、環境影響評価方法書に対するものであり、BIE申請に関しては意見を出していただくことはできない。

表 10.1-2 (3) 説明会（第1回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
G	環境影響評価	予測評価には、土地区画整理事業及び公園整備事業の調査データを使うという説明があった。土地区画整理事業の環境影響評価手続きが始まった時には新交通があるという前提であったが、新交通が間に合わないという大きな状況の変化があった。また、公園整備事業のエリア拡大や、河川の南側の一部は開渠になるなどの変更があった。博覧会では、どの様に環境影響評価を実施するのか。	土地区画整理事業及び公園整備事業では、事業実施前の現況について調査した結果をもとに、それぞれの事業を実施することによる影響の予測評価を行う。本博覧会の環境影響評価では、土地区画整理事業及び公園整備事業の予測評価の結果をもとに、本博覧会による周辺環境等に対する影響について予測評価を行うことになる。
	環境影響評価	環境影響評価項目で選定していない項目が多いと思う。例えば工事中の建設機械の稼働、工事用車両の走行の影響や開催中の関係車両について、動物・植物・生態系などで評価項目としなくてよいのか。地域社会の交通混雑や歩行者の安全についても、開催中の「施設の供用」が非選定となっている。	本博覧会の会場整備については、土地区画整理事業による造成や公園整備事業による園路・植栽等の基盤整備が終わった後に行うことになる。本博覧会の環境影響評価では、隣接する市民の森、和泉川源流及び土地区画整理事業で創出される生物生息空間等について、本博覧会による影響を予測評価する。工事中の動物・植物・生態系への影響については、「建設行為等の実施」で選定している。開催中の交通混雑は「関係車両の走行」、工事中と撤去中の交通混雑については「工事用車両の走行」で選定している。
H	環境影響評価	準備書でも説明会や意見を出せる場があるのか、もしくは公表するだけで終わるのか。	準備書でも公告・縦覧を行い、説明会を開催する。意見書の提出もできる。
	土壌汚染	上瀬谷通信基地跡地は鉛などの土壌汚染がひどいと聞いている。土壌汚染の問題の解決なしでこのまま進めるのか。土壌汚染対策はどの段階で対応するつもりなのか。	土壌汚染については、横浜市が本博覧会の開催までに土地区画整理事業において対策を実施することとしている。また、本博覧会の会場整備では大幅な土地改変はしない。何か対策が必要な状況になった場合は、法令等に基づき適切に対応する。
I	その他	区域南東部は市民の森に隣接しており、よく利用している。犬の散歩などに使っている人もいる。工事が始まって南東部の道は立ち入り禁止にはならず通行することは可能なのか。	市民の森は会場区域外なので、基本的には散策可能だと考える。会場区域に指定しているエリア内や近傍で工事を実施する際は、一時的に通行できない箇所もあるかもしれないが、その場合は事前に周知する。
	その他	和泉川の源流が3本ほどあるが、源流は残されるのか、コンクリートでつぶされてしまうのか。	土地区画整理事業及び公園整備事業では、和泉川の源流部は保全する方針である。本博覧会の開催期間中においてもそれらに影響が生じないよう整備、開催していきたい。

表 10.1-3 (1) 説明会（第2回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
A	土壌汚染	土壌汚染に関して記載がない（評価項目として選定していない）のはなぜか。	土壌汚染については、横浜市が本博覧会の開催までに土地区画整理事業において対策を実施することとしている。また、本博覧会の会場整備では大幅な土地改変はしない。したがって、環境影響評価項目には選定していない。
	土壌汚染	戦時中に旧日本軍が旧上瀬谷通信施設跡地に毒ガス弾を埋めており完全撤去されたとの記録がどこにもないそうである。工事中に毒ガス弾が出てきた場合の対応について記載がない。	本博覧会協会としては、毒ガスが埋められたという事実は把握していない。工事中に対策が必要となった場合は、法令等に基づき適切に対応する。
	輸送計画	P&Rの駐車場は町田や戸塚、泉区あたりに決まったのか。これらの地域でも環境への影響が生じるので、その地域の住民への説明会、及び輸送ルートにあたる地域住民への説明会を行うべきではないか。	会場から10km圏内にP&Rの駐車場を設置する予定だが、具体的な場所については、今後の調整となる。必要に応じて説明会等により、しっかりと周知する。
B	その他	環境影響評価というが、「生活環境影響」という言葉を入れるべきだ。	環境影響評価は横浜市の条例に基づき行っており、配布資料の中の「環境の保全及び創出に向けた基本的な考え方」という中に、「安心して快適に生活できる生活環境」及び「快適な地域環境」と記載されている。
	その他	当初、博覧会を開催するという話が出たときは、横浜市がやるということであったが、一般社団法人が主体となっている。代表理事の経団連会長が本日来ていないのはおかしい。	本日は、本博覧会協会を代表して、環境課長が説明している。
	事業計画	予算について、7割以上が税金で賄われているが、3割は民間からどのように集めるのか。当初や数年前よりも予算が増えており、今後もまた予算が増加するのではないか。	建設費の1/3は民間からの出資であり、寄付等により確保していくことを想定している。今後の予算については精査している段階であり、運営費については、チケット収入などにより確保していく。
	その他	工事の業者選択はどうするのか、入札方式で行うのか。誰の権限で行うのか。手続きを透明化してほしい。	本博覧会は国家的な事業であり、本博覧会協会が行う工事に係る業者選定は、基本的に一般競争入札やプロポーザルなどの公正な手続きとなる。
	輸送計画	海軍道路を拡幅整備しただけでは、開催期間の半年だけでなく長期にわたり大渋滞が想定される。大渋滞になったら救急車も通れない。歩行者通路も整備されていないところが、瀬谷区にはたくさんある。博覧会には乗用車で来場する方がかなり多く、年配者も多いと想定される。	基本的には公共交通の利用を促進する。環状4号線の拡幅は、横浜市が将来のまちづくりを視野に入れて土地区画整理事業で行う。本博覧会では、八王子街道や瀬谷地内線なども活用した輸送計画を考えていく。

表 10.1-3(2) 説明会（第2回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
C	事業計画	対象事業実施区域面積が約100haというのは、半年の博覧会としては規模が大きすぎる。1千万人の半分の入場者数とし、規模縮小とすることで輸送や交通渋滞の諸問題が解決するのではないか。	本博覧会は国際的なイベントであり、首都圏には4千万人以上の居住者がいることを踏まえ、1千万人の来場者は確保できると考える。多くの方が来場してもらえるよう魅力的な博覧会にしていく。過去の博覧会の規模を考慮すると、会場規模は妥当だと考える。
D	事業計画	入場者数を見直すべき。なぜ1千5百万人なのか。新交通システムの状況が変わったことを踏まえての人数なのか。	参加者数1千5百万人のうち、有料入場者数は1千万人であり、ICTや地域連携などによる参加者も含めて参加者数は1千5百万人としている。ICTの活用など詳細はこれから検討していく。新交通については、本博覧会の輸送手段にはできないと承知しており、それに替わる輸送計画にて準備書で予測評価する。
	その他	防災の観点も必要。現在、旧上瀬谷通信施設跡地は瀬谷駅周辺住民の広域避難場所であるため、工事中、開催中も避難場所の位置は変えないでほしい。博覧会開催時に災害が生じた場合に対応できるような土地利用を考えてほしい。あるいは、会場の南側は広域避難場所として使用できるようにしてほしい。	本博覧会の会場区域は、博覧会後には防災機能を有する公園となる。博覧会開催時に災害があった場合には、適切に地域支援できるよう検討したい。
	環境影響評価	環状4号線の沿道は、現状でも大きなトラックが通ると揺れる。今後工事用車両の走行やシャトルバスの運行により振動が増加することが懸念される。具体的な数字を示してほしい。測定機器の貸し出しをしてほしい。	振動について、関連事業の予測評価を踏まえたうえで本博覧会の工事による影響を予測評価し、どのような対策を行うか準備書で提示したい。
E	輸送計画	輸送計画について、相模鉄道に平行した都市計画道路(三ツ境下草柳線)の工事が進んでいない。横浜市に催促してほしい。	三ツ境下草柳線の一期地区については、横浜市が整備を進めている。二期地区についても、このような意見があったことを横浜市に伝える。
F	土壌汚染	土壌汚染は区画整理が対応し、博覧会は対策後に着工とのことだが、土地区画整理事業を実施する横浜市の部局の説明によると、市による検証工程がない。もし土壌汚染が残っており、事前調査がないまま開発が進んでしまうと、土壌汚染が拡散してしまう。地下水にも汚染が及ぶ。土壌汚染を評価項目として選定して事前調査を行い、内容を吟味したうえで対策を検討し直す工程を入れていただきたい。博覧会開催後にも、土壌汚染がないのか検証を行ってほしい。	土壌汚染については、横浜市が本博覧会の開催までに土地区画整理事業において対策を実施するものと認識している。また、本博覧会の会場整備では大幅な土地改変はしない。何か対策が必要な状況になった場合は、法令等に基づき適切に対応する。ご意見があったことは横浜市にも伝える。



表 10.1-3 (3) 説明会（第2回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
G	輸送計画	移動手段が新交通からバスになったが、シャトルバスのターミナルはどこにできるのか。	シャトルバスの運行については、近隣の鉄道駅を中心に発着場所の検討を進めており、定時性や速達性等も考慮し、場所とルート等を選定していく。
	その他	現在でも海軍道路（環状4号線）が混んでいる。上瀬谷小学校の交差点を土地区画整理事業で早く改良してほしい。（中瀬谷消防出張所の交差点は）十字路の交差点とし、右折車線を設けてほしい。現在、瀬谷柏尾線が中学校への通学ルートとなっているが、歩道もなく危険である。上瀬谷に中学校を新設してほしい。	環状4号線の交差点の改良については、横浜市の土地区画整理事業での対応となるので、ご意見があったことは伝える。中学校の新設についても横浜市にご意見として伝える。
H	その他	博覧会はなんのために行うのか。我々の生活の中で、国際的な園芸文化の普及や花と緑のあふれる暮らしの実現が可能なのか。誰が実施を決めたのか教えてほしい。地域住民の里山の緑の憩いの場としての利用が望ましいと考えている。市民の声は全く届いていないと感じている。 一番最初に誘致の声をあげたのは、地元の市議会議員や県議会議員と聞いているが、選挙では問うていない。区民の声と聞いているのは、一部の地権者が参加しているまちづくり協議会の声であり、多くの住民には知らされていない。	政府に対し横浜市会から要請し、その後、市長が正式に誘致を表明した。その後、横浜市の基本構想（案）についての市民意見募集、国の検討会での報告書についてのパブリックコメントを行っている。今後とも有識者や市民の皆様のご意見を伺いながら計画を深度化していく。
C （再質問）	輸送計画	交通問題を解消するためには、その3/4の750万人くらいを目標とすれば、国際園芸博覧会の最低基準を満たす会場規模となり、駐車場の台数を考えても適切な人数ではないかと思う。環境負荷も低減できる。1千5百万人を目指すのであれば、半分はバーチャルで色々な方に見ていただくのはどうか。21世紀型の万博というイメージで、振り切った形で実施することを提案する。	ご意見として承る。バーチャルの活用は、引き続き、検討する。
I	事業計画	瀬谷区は生活環境が非常に悪い場所であり、道路状況もかなり問題がある。旧上瀬谷基地は、横浜市に残された最後の里山と言われているが、自然環境を活かしながら、瀬谷区住民の全体の利益になるような、持続可能な社会を実現する開発でなければならないと思っている。交通環境の悪さや、自然環境の問題と併せて、コロナの状況も考慮して開催規模を検討し、この後の瀬谷区の市民生活が本当の意味で豊かになるように開発を行ってほしい。	市民の森や和泉川源流などの自然環境や、調整池や相沢川の生物生息空間を保全し、活かしながら、環境への影響を回避、低減し、自然との共生を目指した計画を進めていきたい。また、コロナ禍で開催する場合には、ソーシャルディスタンスや感染対策をしっかり行って、安全で安心できる開催を考えていく。 本博覧会の開催は、多くの方々に自然との共生についてご理解いただくとともに、花卉園芸などの地域産業の振興にも寄与するなど、市民生活の豊かさにもつながると考える。

表 10.1-4(1) 説明会（第3回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
A	事業計画	土地区画整理事業において、相沢川の区画整理区域は全部蓋をして暗渠にするという説明があった。博覧会では水辺を生かす環境づくりを行うということだったが、具体的にどのような環境づくりを行うのか。博覧会が終わった後も暗渠とせず、その環境を維持する予定なのか。	相沢川については、効率的な土地利用のため、土地区画整理事業で一部を暗渠化することになっているが、会場エリアにおいては、暗渠化するのではなく生物生息空間を創出することになっている。その後の公園整備事業や本博覧会でも保全して行くことになる。
	環境影響評価	相沢川は降雨時と晴天時で流量が全く異なるので、晴天時だけでなく降雨時も調査をきちんと行ってほしい。	土地区画整理事業では降雨時と平常時の調査を実施しており、本博覧会の環境影響評価でも活用する。
	その他	環状4号線を片側2車線にすると歩道は大変狭くなって危険である。来園者が使用するなら広い歩道を確保してほしい。	環状4号線は土地区画整備事業で拡幅整備することになる。歩道についても十分に安全を確保できる幅員が整備され、本博覧会においても利用できるかと考えている。
B	輸送計画	入場者数1千万人であり、単純計算で1日5万人の入場者数となる。土日がピークになると予想されるが、それを処理できるのか。	輸送計画については、現在、検討を進めており、定時性や速達性等も考慮し、輸送手段やルート等を選定して、準備書で予測評価する。
	輸送計画	現在でも周辺道路は朝の時間帯に渋滞しており、桜の時期には慢性的に渋滞している。渋滞すると住民が使用している裏道まで入ってくる車があり、道路が狭いので交通事故の増加が懸念される。	来場者に対して生活道路を通らないよう、周知するため、適切なルート選定や交通誘導員の配置など、ハード・ソフト両面から対策を検討する。交通混雑については、環境影響評価項目に選定しており、準備書で予測評価する。
C	環境影響評価	土地区画整備事業の環境影響評価と博覧会の環境影響評価は一部重複すると思うが、どう整合性を取るのか。双方の関係を教えてください。	土地区画整理事業及び公園整備事業では、事業実施前の現況について調査した結果をもとに、それぞれの事業を実施することによる影響の予測評価を行う。本博覧会の環境影響評価では、土地区画整理事業及び公園整備事業の予測評価の結果を踏まえ、本博覧会による周辺環境等に対する影響について予測評価を行うことになる。
D	事業計画	博覧会は大赤字になると想定される。赤字となった場合誰が負担するのか。	運営については、赤字にならないよう検討していく。
	その他	このような計画でBIE認定は本当に秋に承認されるのか。	BIE申請については、政府が調整を進めている。本博覧会協会としては、認定が得られることを期待しており、必要な取り組みを進めていく。
	その他	園芸博開催と上瀬谷という土地のどちらが先に決定したのか。	返還に先立って横浜市会から政府に対し、国際的なイベントを上瀬谷に誘致したいと要請した。その後、当時の市長が上瀬谷に園芸博を誘致することを表明した。どちらが先ということではない。

表 10.1-4(2) 説明会（第3回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
E	事業計画	水辺を生かすということだが、相沢川の上流部は暗渠になって、南側の公園に生物生息空間を創出すると聞いている。現在の川の流れではなく、作られた水辺という認識でよいか。	土地区画整理事業において、相沢川の地形を生かした生物生息空間を創出することになっている。本博覧会においては、その生物生息空間を保全、活用していく。
F	環境影響評価	環境影響評価手続きの中の審査会というのは、内部審査機関なのか、外部組織なのか。あるいは、両方が含まれるのか。	審査会は外部の有識者等から構成された横浜市の諮問機関である。
	環境影響評価	予測評価については初期値と比較して数値的に示してほしい。	予測評価の結果については、数値を含め準備書でしっかりと提示したい。
	事業計画	工事時間や開催時間は、何時から何時までか。夜間の照明等の影響も考えてほしい。	工事時間は8時から17時を想定しており、詳細は近隣の小学校等とも相談して決定する。夜間営業も検討しているが、住宅や生物生息空間の隣接部では行わないなど周辺に配慮し、照明などのガイドラインを作成し、出展者にも遵守を徹底する。大きなイベントを開催する際は周辺住民に周知してご理解をいただく。運営時間については、今後の検討となる。
	環境影響評価	生活環境の保全に関して、地質や水環境、河川の汚染がなぜ評価項目になっていないのか。	土地区画整理事業では環境影響評価項目として選定しているが、本博覧会では、大幅な土地改変は行わないので土壌汚染は選定していない。湧水を環境影響評価項目として選定しているが、河川の源流部であるため河川への影響についても併せて見ていくこととしている。
	環境影響評価	海軍道路沿いに居住しているが、今でも大型トラックが通行すると振動がひどい。期間中の資材を運搬する大型トラックの走行による影響を考慮してほしい。	工事用車両による影響については、騒音、振動、大気質等を環境影響評価項目として選定しており、影響を回避、低減できるように努める。予測評価結果については準備書で提示したい。
G	事業計画	全体のロードマップを示してほしい。いつどのような工事や調査を行うのか、全体の工程を示してほしい。	着工は令和6年を目指している。工事や調査の時期など詳細は、環境影響評価手続きを進めながら検討する。
	その他	数年前にはテーマパークや配送センターをつくと聞いていたが、その話はどうなったのか。	テーマパークや物流地区等の土地利用については、土地区画整理事業の中で検討している。土地区画整理事業の環境影響評価手続きは完了しており、横浜市と地権者等で調整を進めている。

表 10.1-4(3) 説明会（第3回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
H	その他	市民の森をよく利用するが、工事中や公園になる際にも市民の森は使えるのか。	市民の森は会場区域外なので、基本的には散策可能だと考える。会場区域に指定しているエリア内や近傍で工事を実施する際は、一時的に通行できない箇所もあるかもしれないが、その場合は事前に周知する。
	事業計画	市民の森に隣接したエリアの既存樹林地を保全し、会場計画を生物の生息空間に適した空間や水辺空間の保全に変更しているということは、和泉川付近は公園になった後も自然環境を残してもらえるとことなのか。	和泉川の源流部や、土地区画整理事業で創出した生物生息空間については、公園整備事業や本博覧会でも保全することになっている。
I	その他	事業実施主体について、以前は横浜市だったが、今回は協会が説明しているのはなぜか。	昨年11月に本博覧会協会が設立された。それまでは横浜市で環境影響評価手続きを行っていたが、本博覧会協会が事業承継している。
	その他	説明者は氏名を名乗ってほしい。	(説明者、司会の氏名を再度紹介)
	輸送計画	自転車や徒歩で何人くらい来るのか教えてほしい。	交通手段等の具体的な計画は、今後の調整となる。
	事業計画	今回の計画で配置変更について説明してほしい。	今回の配置変更については、本博覧会の会場内の配置変更であり、計画段階配慮書の会場配置計画からの変更点を示している。
J	事業計画	事業費はいくらなのか。7割以上は税金なのに横浜市が運営主体でないのはなぜか。	事業費は、現時点で建設費320億円、運営費360億円で試算しているが、引き続き精査する。本博覧会の運営は本博覧会協会で行うことになっている。
	その他	工事業者の選定は、誰の権限でどのように行うのか。	本博覧会は国家的な事業であり、本博覧会協会が行う工事に係る業者選定は、基本的に一般競争入札やプロポーザルなどの公正な手続きとなる。
	輸送計画	瀬谷区は道路整備が20年、30年遅れて歩道がない道路もたくさんあり、今の道路状態で園芸博はできない。大渋滞で仕事に行けなくなったら保障してくれるのか。誰が責任をとるのか。	渋滞を回避、低減できるよう、輸送計画の検討を進め、準備書で予測評価する。
	環境影響評価	環境影響の前に生活環境影響を考えてほしい。	環境影響評価は横浜市の条例に基づき行っており、配布資料中の「環境の保全及び創出に向けた基本的な考え方」という中に、「安心して快適に生活できる生活環境」及び「快適な地域環境」と記載されている。

表 10.1-4(4) 説明会（第3回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
K	その他	県営住宅の周辺は不法投棄、交通事故が多い。どのような対策を考えているか。	開催期間中は、我々としても対応できる場所はしっかり対応していきたい。横浜市とも連携して検討したい。
	事業計画	地下水を使用するのか。ちゃんと水道を引いてほしい。	地下水の利用は考えていない。上水道の利用を基本とする。雨水利用についても検討する。
	植栽管理	外来植物の拡散が心配である。外来種のリストを出してほしい。	現時点で展示植物や出展国は未定である。詳細については、今後、関係機関と調整していく。
L	環境影響評価	説明では交通混雑について評価項目に選定しているとのことであった。調査データは土地区画整理事業のものを使用するということが、土地区画整理事業の際には新交通があるという前提であったため、当初と状況が大きく異なる。 P&Rの駐車場を設置し、そこからシャトルバスを運行するという計画も、土地区画整理事業の際には全くなかった話である。より広域に調査を実施しないと事業の影響が予測評価できないと思う。	現況を把握するため、土地区画整理事業の調査データを用いることとしている。予測評価にあたっては、関連事業による複合的要因についても加味して行う。P&Rの駐車場の選定は調整中だが、主要な交差点は調査地点としており、事業の影響は予測評価できる。
	輸送計画	新交通ができなくなったこと等を踏まえて、本当にこの地域で1千万人の来場者数が受け入れられるのか。	輸送計画については、現在、検討を進めており、定時性や速達性等も考慮し、輸送手段やルート等を選定して、準備書で予測評価する。
	その他	環境への影響が大きくなれば、規模や場所など計画そのものを見直す気はあるのか。	本博覧会の開催を前提として、環境影響評価の手続きの中で、市民や審査会の意見を踏まえて計画を改善していく。
	その他	説明会が少なすぎる。会場の定員も少ない。こうした説明会をもっと開催して、意見を募集し、本当にこの計画で良いのか検討すべきだ。	今回、説明会は4回開催している。定員は新型コロナウイルス感染症対策を考慮して設定した。本日の配布資料や説明動画を事前に本博覧会協会のホームページで公開し、多くの方々に知っていただけよう工夫した。

表 10.1-5(1) 説明会（第4回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
A	輸送計画	来場者の自家用車は、裏道も通ると思う。環状4号線だけでなく裏道となる生活道路への安全対策や調査も行ってほしい。スクールゾーンもあり、自家用車での来場は止めてほしい。	輸送計画の詳細については、準備書で提示したい。生活道路への流入がないよう、ルート選定や誘導員の配置などハード・ソフト両面で対策を検討する。スクールゾーンもあることを含め、しっかり安全対策を検討する。
	輸送計画	戸塚の国有地（深谷通信所跡地）をP&Rの駐車場としてシャトルバスを出したら、生活道路を通らなくなり安全対策になると思う。駐車場の場所として検討してほしい。	P&Rの駐車場については、候補地を選定中である。周辺への影響も考慮し、適切なルートや候補地を検討している。
	その他	民有地の地権者に協力を得ているということだが、民有地以外にも57%が国有地である。国民の土地で事業をやらせてもらうということを経営に銘じてほしい。開催に当たっては、区民に迷惑をかけないように最善の方法を考えてほしい。	国有地を活用することについては、しっかり肝に銘じ、横浜市とも連携しながら進めていく。周辺への影響をなるべく回避、低減できるように、対策を考えていきたい。
B	輸送計画	本日の横浜市長の定例記者会見で、フリージャーナリストが指摘していたが、自家用車による来場見込み台数に対して計画されている駐車場の台数が少なく、不足しているということだった。市長は、輸送計画は今後の検討と述べているが、協会の認識と同じなのか。協会は駐車場不足に対してどう対処するのか。	市長の発言にあったとおり、輸送計画については検討中であり、検討内容を踏まえて準備書で予測評価する。基本的には公共交通の利用を第一とし、鉄道駅からのシャトルバスの利用を柱の一つと考えている。自家用車の利用もある中、駐車場についてはP&Rなども検討したい。
	輸送計画	シャトルバスについて、大阪花の万博では発着駅が7箇所だったが、本博覧会では発着駅は何箇所を予定しているのか。	シャトルバスの発着駅については、検討中である。
A (再質問)	事業計画	会場は原っぱ（海軍広場）ではなく、何故この場所（現計画地）なのか教えてほしい。	土地区画整理事業及び公園整備事業が行われるため、横浜市と調整して決めている。将来は公園となるため、本博覧会のレガシーを継承しやすいと考える。また、自然との共生を一つのテーマとしており、市民の森など地域資源との連携やアクセス性も考慮している。
	その他	相沢川は現在すばらしい田んぼや畑が広がっており谷戸を活かしてほしい。これもコンクリートで固めてしまうのか。安っぽい博覧会では海外の人を魅了できない。素晴らしい自然を壊してこんな安っぽいものをつくるのかと、世界中の笑いものにならないようにしてほしい。	相沢川の南側は、土地区画整理事業で生物生息空間を創出することになっており、全面がコンクリートで固められることはないと考えている。本博覧会でも保全していくため、引き続き、横浜市と情報共有、連携していく。

表 10.1-5(2) 説明会（第4回）における質疑、意見の概要及び事業者の説明

質問者	項目	説明会における質疑、意見の概要	事業者の説明
C	その他	相沢川の北側は暗渠化、切り回しして、流れを変えると聞いた。現状の谷戸との関係はどのようになるのか。また、調整池をどこに作るのか教えてほしい。	相沢川の北側については、土地区画整理事業によって、効率的な土地利用のために暗渠化されるが、本博覧会の会場エリア内には生物生息空間が創出されると認識している。この生物生息空間については、本博覧会としても保全していく。調整池の配置や規模等については横浜市が検討を進めている。情報は共有しているが、本博覧会協会としては、これ以上はお答えするのは難しい。
	その他	博覧会協会の職員は、現地を視察しているのか。	本博覧会協会の職員は現地を何度も視察している。説明者自身も含め、周辺緑地や地形、相沢川、和泉川を何度も歩いて確認している。
	その他	水辺空間の保全、活用を図る場所には、現在、相沢川があり、田んぼ、畑があるが、それをそのまま残してもらえるか、説明者自身はどう考えるのか。	個人ではなく本博覧会協会としての見解として回答させていただく。土地区画整理事業において、現在の地形を生かしながら、生物生息空間が創出されるものと認識している。
B (再質問)	事業計画	アルメーレで開催されている国際園芸博覧会では、来場者200万人を目標としているが、予想を大きく下回り、無料パスを出すなど苦戦していると報道されている。横浜の博覧会で来場者数1千万人は達成可能だと考えているのか。	アルメーレ国際園芸博覧会は4月半ばに始まったばかりで、開催期間は10月までである。国際情勢やコロナの影響もあると思うので、今後の動向を注視する必要がある。本博覧会は首都圏4千万人以上の人口を抱え、目標とする有料来場者1千万人は十分達成できると考える。目標の実現に向け、多くの皆様に来場していただけるよう魅力的な博覧会にしていきたい。
A (再々質問)	その他	土地区画整理事業の説明では、相沢川全体を暗渠にし、地下に調整池をつくるという計画だった。現在は水辺空間を創出する計画に変更になったので喜んでいるが、1年で計画変更したことを考えると、また変更されることが心配である。いつ時点のものが決定となるのか。	土地区画整理事業において、本博覧会の会場内に生物生息空間を創出することは、土地区画整理事業の環境影響評価図書でも示されている。同事業の環境影響評価の手続きは完了しているが、図書館等で閲覧できる。横浜市の事業の詳細については、本博覧会協会からは、これ以上はお答えできないことをご理解いただきたい。

## 10.2 方法書に対する意見書の概要及び事業者の見解

横浜市環境影響評価条例に基づき「2027年国際園芸博覧会 環境影響評価方法書」に対し、21通の意見書（延べ意見数38件）が提出されました。

意見書の概要及び事業者の見解は、表 10.2-1 に示すとおりです。なお、意見書の概要は、個別のご意見の主旨を踏まえ、類似意見を集約したものです。

表 10.2-1(1) 意見書の概要と事業者の見解

項目	細目	意見書の概要	事業者の見解
事業計画	全般	園芸博覧会の開催を希望します。	気候変動等の世界的な環境変化を踏まえ、花と緑との関わりを通じ、持続可能で幸福感が深まる社会の創造に寄与する博覧会にしていきます。また、適切な環境保全対策や来場者等の安全確保等を検討しながら、多くの来場者を楽しんでいただけるような魅力的な博覧会にしていきます。
		にぎわいエリアを含め、自然公園と営農地として活用することを強く求めます。	本博覧会の開催後は、会場区域の大半は横浜市の公園となると認識しております。また、横浜市が策定した土地利用基本計画によると、土地区画整理事業対象区域内に農業振興地区が配置されていると認識しています。
		旧上瀬谷通信施設の広大な土地を造成することに反対です。本博覧会は、自然の地形を生かして開催してください。	本博覧会は、横浜市が実施する土地区画整理事業による造成や公園整備事業による園路・植栽等の基盤整備の実施後に開催します。本博覧会の会場整備では大幅な土地改変は行いません。気候変動等の世界的な環境変化を踏まえ、花と緑との関わりを通じ、持続可能で幸福感が深まる社会の創造に寄与する博覧会にしていきます。また、適切な環境保全対策や来場者等の安全確保等を検討しながら、多くの来場者を楽しんでもらえるような魅力的な博覧会にしていきます。
		上瀬谷の環境を元通りにしてください。外来植物等の持ち込み、交通渋滞及び来場者等の密集を避けるため、本博覧会の開催を中止してください。	
		テーマに、「幸せを創る明日の風景」とあるが、田畑を潰し川を暗渠にするなど現在の自然環境を破壊して開催する意味が理解出来ません。米軍基地であったために奇跡的に残った緑地なので、自然と相容れないものをつくるのではなく、広大な里庭などの「自然と人間を結ぶ中継地点」にしてください。	
		本博覧会が、自然景観を破壊し、借金が残っただけになることを危惧しています。オランダのアルメーレで開催中の国際園芸博覧会については、想定来場者を大幅に下回っているとの報道があり、本博覧会の運営も上手くいかないと考えます。予算が足りなくなった場合や入場者が少なく赤字になった場合には、誰が補填するのか明確にしてください。横浜市民の税金を使わないと約束してください。	「令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律」により、本博覧会協会が本博覧会の運営主体として指定されています。有料来場者数については、過去の博覧会の実績及び首都圏の後背人口などから1千万人を想定しております。本博覧会協会としては、適切な運営により、魅力的で上瀬谷らしい博覧会にして、多くの方にご来場いただき、ご満足いただけるよう努めてまいります。



表 10.2-1(2) 意見書の概要と事業者の見解

項目	細目	意見書の概要	事業者の見解
事業計画	全般	<p>主要な交通手段や十分な駐車場スペース、周辺の交通安全や渋滞対策を確保できないまま、目標とする来場者数を1千万人とする事業計画を見直してください。静かでうるおいのある令和時代の上瀬谷らしい博覧会にしてください。環境に配慮をするのであれば、1千万人の来場者の想定を破棄することを審査会として提言すべきです。審査会は、市民を苦しめるこの計画を見直すようにどうか提言し、動植物・市民の環境のために審査を行ってください。</p>	<p>有料来場者数については、過去の博覧会の実績及び首都圏の後背人口などから1千万人を想定しております。魅力的で上瀬谷らしい博覧会にして、多くの方にご来場いただき、ご満足いただけるよう努めてまいります。また、輸送計画については、安全を確保するとともに、渋滞を回避、低減できるように、ハード・ソフト両面で検討を進めていきます。</p>
	生物多様性の保全	<p>来場者数が想定どおり1千万人になれば、現在の自然環境に影響が生じると考えます。</p>	<p>現在の自然環境等への影響をできるだけ回避、低減するため、適切な環境保全対策等を検討していきます。</p>
		<p>絶滅危惧種の住む里山を破壊して、水路の切り回し・暗渠化、土地の改変することに反対です。生物多様性の保全は川の流れを変えてしまうので難しいと考えます。現状の草地・樹林・水辺・湿地を減らさないようにしてください。また、暗渠化する理由を市民が納得できるように説明する義務があることを踏まえて審議してください。</p>	<p>本博覧会は、横浜市が実施する土地区画整理事業による造成や公園整備事業による園路・植栽等の基盤整備の実施後に開催します。本博覧会の会場整備では大幅な土地改変は行いません。相沢川及び和泉川については、横浜市が本博覧会の会場区域内に保全対象種の生息環境を創出することになっていると認識しています。</p>
	植物計画	<p>外来植物の持ち込みによる種子や付着した有害虫等の拡散が懸念されます。</p>	<p>本博覧会協会としては、外来植物の持ち込みによる種子や付着した有害虫等の拡散防止に向けて、ガイドライン等を作成して出展国等に周知を行います。</p>
	緑の保全と創出	<p>既存樹木と喪失する樹木の総数と喪失数、区域と面積を図面で公開してください。</p>	<p>本博覧会は、横浜市が実施する土地区画整理事業による造成や公園整備事業による園路・植栽等の基盤整備の実施後に開催するため、既存樹木等の数については把握していません。なお、本博覧会では、既存樹木について、横浜市と連携・協力しながら、保全活用する予定です。</p>
	輸送計画	<p>会場に隣接した駐車場とパークアンドライドの駐車場だけでは必要台数が不足しており、実現可能な輸送計画になっていないと考えます。また、環状4号線は渋滞するので、来場車両が並ばないような駐車場の配置にするとともに、想定以上の来場車両に備え、十分な台数の臨時駐車場も計画してください。</p>	<p>駐車場の規模や配置等も含め、本博覧会の輸送計画については、周辺交通への影響を出来るだけ低減できるように、ハード・ソフト両面で検討を進めていきます。</p>
		<p>環境負荷が大きいので、駐車場を予約制にするなど、車での来場者を制限し、駐車場の規模も縮小すべきだと考えます。</p>	
<p>瀬谷駅のシャトルバスのバスターミナル設置場所を早急に決めるべきだと考えます。</p>		<p>瀬谷駅も含め、今後、シャトルバスの発着場所やルート等を選定していきます。</p>	

表 10.2-1(3) 意見書の概要と事業者の見解

項目	細目	意見書の概要	事業者の見解
事業計画		<p>高速道路のインターチェンジを新設する場合は、パークアンドライドを中止すべきだと考えます。入場者数も現実的なレベルに見直し、鉄道駅からのシャトルバスを制限すべきだと考えます。駐車場やシャトルバスの利用が少ない場合は、赤字となって市民が負担することになるので、輸送計画を見直すべきだと考えます。</p>	<p>新たなインターチェンジについては、市がこれから検討に着手すると聞いており、現時点では本博覧会の輸送計画では想定していません。輸送計画は、現在、検討を進めており、駐車場については、必要な規模や配置等を踏まえた検討を行います。シャトルバスについては、定時性や速達性等を考慮し、また、必要な輸送力を整理し、ルートや本数等を選定していきます。</p>
		<p>輸送計画については、現在の瀬谷駅のインフラでは対応が困難であり、パークアンドライドも対策として古い発想であると考えます。</p>	<p>パークアンドライドも含め来場者を円滑に輸送できるよう、本博覧会の輸送計画について検討を進めています。駐車場を設置する際には、必要に応じて周辺自治体など関係機関と調整するとともに、周辺の皆様にご理解が得られるよう努めてまいります。</p>
		<p>環状4号線など東西方向の路線を通行止めに出れないので、パークアンドライドの実施に伴う渋滞が発生して、周辺環境への影響が生じると考えています。</p>	
		<p>パークアンドライド駐車場については、本博覧会会場までの交通混雑や環境の変化を全く調査しておらず、杜撰な調査のままで駐車場の場所を決定すると予想外の事故や渋滞を招くことになると考えます。また、駐車場を設置する場合は、説明会を開催するなど周辺住民の了解を得るべきだと考えます。説明会ではパークアンドライドの駐車場を泉区の深谷通信所跡地に設置したらどうかというご意見があったようですが、北方には始終混雑している立場交差点があるので、深谷通信所跡地には駐車場を設置しないでください。</p>	
		<p>パークアンドライドの駐車場については、本博覧会会場の10km圏内に設置を検討していると聞いていますが、町田市など周辺自治体との調整状況について教えてください。</p>	
		<p>交通安全について、大和市など本博覧会会場の周辺自治体と早急に調整してください。</p>	<p>本博覧会の交通安全については、輸送計画を検討するなかで、必要に応じて関係機関とも調整してまいります。</p>

表 10.2-1(4) 意見書の概要と事業者の見解

項目	細目	意見書の概要	事業者の見解
環境影響評価	全般	「2027年国際園芸博覧会環境影響評価方法書」となっていますが、周辺も開発し、博覧会後は横浜市公園になるのであれば、上瀬谷(米軍通信施設跡を含む)全体の環境影響評価として実施すべきだと考えます。土地区画整理事業の環境影響評価において審議が不十分な点について、審査委員と市民にわかりやすく資料を公開してください。	本博覧会は、横浜市環境影響評価条例の対象事業に該当することから、同条例に基づいて環境影響評価を実施するものです。横浜市による土地区画整理事業及び公園整備事業については、関係法令等に基づき、別途、環境影響評価を実施しています。なお、本博覧会における環境影響評価では、土地区画整理事業及び公園整備事業による複合的な影響も踏まえ、予測評価することになります。
		横浜市の緑被率は低下しており、緑の減少はCO2の増加や異常気象の要因であることを踏まえ、環境影響評価を実施してください。	本博覧会会場においては、グリーンインフラを活用し、緑のネットワークや水の循環等を考慮した、新たな緑の創出を図ります。また、本博覧会では既存樹木については、横浜市と連携・協力しながら保全活用する予定です。これらのことを踏まえ、本博覧会の環境影響評価を実施します。
		横浜市と本博覧会協会との関係や使われている用語、説明会の動画など、本博覧会の環境影響評価手続きや説明が分かりづらいので改善してください。	本博覧会の環境影響評価手続きについては、本博覧会協会の設立により、横浜市から本博覧会協会に事業承継しています。準備書では専門用語の解説を記載するなど、本博覧会の環境影響評価手続きが分かりやすくなるよう努めていきます。
	地域社会	新交通システムの計画が頓挫した影響で、土地区画整理事業の環境影響評価時とは環境影響評価の前提条件が変わったと考えます。	本博覧会の環境影響評価については、新交通システムを利用しないことを前提に予測評価を行います。
		相沢地区や東野地区などを通過する来場車両を考慮しておらず、交通混雑や歩行者の安全について、調査地点が少な過ぎると考えます。	本博覧会の環境影響評価方法書では、会場周辺の主要な交差点等を調査・予測地点として選定しており、交通混雑や歩行者の安全について予測評価できると考えています。
	生物多様性の保全	多種多様な動植物が生息する上瀬谷を次の世代に残したいと考えています。自然が壊されることの評価も行うべきであると考えます。	本博覧会の環境影響評価では、植物など生物多様性について環境影響評価項目として選定し、準備書において予測評価することとしています。植物など生物多様性への影響をできるだけ回避、低減するため、適切な環境保全対策等を検討していきます。
		オオアカバナなどの貴重な植物の生育地であることを無視し、人工的な自然にしようとしていると考えます。また、成功しない場合もあるため、移植さえすれば良い訳ではないと考えます。	
	音、振動、地	輸送計画における大気汚染に関する負荷について、具体的な数値を示してください。また、騒音と渋滞と振動に対してちゃんと説明がありませんでした。しっかり生活環境を保全してください。	大気質、騒音、振動については、数値を含め準備書で予測評価します。また、輸送計画については、安全を確保するとともに、渋滞を回避、低減できるよう、ハード・ソフト両面で検討を進めていきます。

表 10.2-1(5) 意見書の概要と事業者の見解

項目	細目	意見書の概要	事業者の見解
環境影響評価	大気質	旧上瀬谷通信施設は横浜のオアシスのような環境ですが、方法書に気温に関する記載がないため、博覧会の実施前、実施中、実施後の測定が必要であると考えます。	本博覧会において大幅な気温の変化を及ぼす行為等を行わないため、環境影響評価項目としていません。なお、本博覧会では横浜市環境影響評価条例等にもとづく配慮事項として、グリーンインフラの実装などにより、ヒートアイランド現象の緩和に努めることとしています。
	水環境	環境影響評価を行うにあたっては、水環境を完全に把握し、水量、面積等を公開して、市民が納得できるように説明してください。	水環境については、湧水の流量、河川の流量について環境影響評価項目として選定し、予測、評価することとしています。
	土壌汚染	本博覧会会場の周辺では土壌汚染物質が検出されており、対策がどうなるのか早く示してください。環境影響評価項目に土壌汚染を選定すべきです。また、旧上瀬谷通信施設全体の調査結果が明らかになっておらず、検出されたフッ素の形や旧日本軍が保管していた毒ガスについても確認がとれていないと考えています。また、土壌汚染や毒ガスが新たに発見された場合には、誰の責任で解決するのか明確にしてください。	土壌汚染については、横浜市が土地区画整理事業において適切に対応することになっていると認識しています。また、本博覧会協会としては、毒ガス弾が埋められていたという事実は把握していません。なお、本博覧会の会場整備では大幅な土地改変はしませんが、何か対策等が必要になった場合には、法令等に基づき適切に対応していきたいと考えています。
その他	関連事業	土地区画整理の環境影響評価書では、「草地の喪失は全体の4割、水辺・湿地は2割の喪失」となっていますが、わからないので博覧会の環境影響評価の資料として区域と面積を図面で公開してください。	本博覧会は、横浜市が実施する土地区画整理事業による造成や公園整備事業による園路・植栽等の基盤整備の実施後に開催します。本博覧会の会場整備では大幅な土地改変は行いません。 なお、横浜市が実施する土地区画整理事業の環境影響評価手続きについては、土地区画整理事業の環境影響評価手続のホームページなどでご確認ください。
		公園整備事業の対象区域が増えることにより、樹林、草地、水辺・湿地の喪失面積が土地区画整理の環境影響評価書より減る場合は、変更前との相違について面積や場所を公開してください。	公園整備事業については、別途、横浜市が環境影響評価手続きを進めています。ご意見があったことは横浜市にお伝えします。
		右折車両が多いため朝の渋滞が著しいので、環状4号線の中瀬谷消防署から20m北の交差点に右折車線を増設してください。また、現状ではクランク状になっている交差点を十字路に改良してください。	環状4号線の交差点の改良については、横浜市の土地区画整理事業での対応となります。ご意見があったことは横浜市にお伝えします。なお、クランク状になっている交差点については、十字路になると聞いています。
		県道瀬谷柏尾線は瀬谷中学校の通学路となっているが、歩道がなくて非常に危険であるため、土地区画整理事業の実施区域内の北側に中学校を新設してください。	土地区画整理事業実施区域内への中学校新設について、ご意見があったことは横浜市にお伝えします。

表 10.2-1(6) 意見書の概要と事業者の見解

項目	細目	意見書の概要	事業者の見解
その他	関連事業	<p>博覧会会場エリアのうち、開催後公園となる区域の盛土・切土、調整池の場所、相沢川の開渠部等について公開してください。</p>	<p>公園整備事業については、別途、横浜市が環境影響評価手続きを進めています。本博覧会は、横浜市が実施する土地区画整理事業による造成や公園整備事業による園路・植栽等の基盤整備の実施後に開催します。本博覧会の会場整備では大幅な土地改変はしません。なお、調整池と相沢川の整備については、横浜市が実施するため、土地区画整理事業の環境影響評価手続きのホームページなどでご確認ください。</p>
		<p>環状4号線の桜並木を伐採しないでください。</p>	<p>環状4号線の桜並木については、老木化が進んでいるため、本博覧会や新たなまちづくりをきっかけとして、自然との調和を次の世代につなげていくという考え方から、この機会に桜をしっかりと再生していく必要があると聞いています。ご意見があったことは横浜市にお伝えします。</p>
		<p>テーマパークの誘致はやめてください。コロナ禍を経験して、一極集中的に人を集めることの不自然さや危険性を再確認しました。</p>	<p>テーマパークの誘致については、横浜市が実施する土地区画整理事業の中で、地権者の皆様による協議会が検討を進めていると認識しています。ご意見があったことは横浜市にお伝えします。</p>

### 10.3 方法市長意見書に記載された市長の意見及び事業者の見解

本事業の方法書に対し、横浜市環境影響評価条例第 21 条第 1 項に規定する環境の保全の見地からの方法市長意見書の送付を令和 4 年 10 月 31 日に受けました。

方法市長意見書の縦覧期間、縦覧対象区及び縦覧場所は、表 10.3-1 に示すとおりです。また、方法市長意見及び事業者の見解は、表 10.3-2 に示すとおりです。

表 10.3-1 方法市長意見書の縦覧期間及び縦覧場所

縦覧期間	令和 4 年 11 月 15 日から令和 4 年 12 月 14 日まで
縦覧対象区	旭区、瀬谷区
縦覧場所	環境創造局環境影響評価課、 旭区役所区政推進課広報相談係、瀬谷区役所区政推進課広報相談係

表 10.3-2 (1) 方法市長意見書の内容及び事業者の見解

項目	意見の内容	事業者の見解
1 事業計画	(1) 方法書提出後に基本計画案を公表し、今後基本計画を取りまとめる予定であることから、準備書には最新の会場配置計画等を示すとともに、駐車場の形状や土地被覆の性状など具体的な整備内容を示してください。	令和 5 年 1 月に公表された「2027 年国際園芸博覧会基本計画」及び駐車場などの計画の進捗に伴い深度化した内容を反映し、最新の会場配置計画等として準備書に記載しました（第 2 章「②会場区域を構成する施設等」p. 2-15～19）。 また、駐車場の形状や透水性舗装・植栽等による緑化など、土地被覆の性状など具体的な整備内容を記載しました（第 2 章「(3) 駐車場、(4) パスターミナル」p. 2-25～27）。
	(2) 本事業における整備に当たっては旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業と（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業（以下「公園整備事業」という。）が密接に関連することから、それらの事業と整合を図り、各事業の整備内容や博覧会の開催後に撤去する施設と公園整備事業に継承する施設が何かを具体的に分かりやすく準備書に記載してください。	本事業における整備に当たっては、関連事業と整合を図り、各事業の整備内容や博覧会の開催後に撤去する施設と公園整備事業に継承する園路や植栽等の施設について記載しました（第 2 章「図 2-6、図 2-7、(5) インフラ計画、2.3.6 レガシー計画」p. 2-19、p. 2-22、p. 2-28、p. 2-40）。
	(3) 交通分担率やシャトルバス発着駅、パークアンドライド駐車場の場所、関係車両の走行経路、方向別交通量など、輸送計画の詳細を準備書に記載してください。	交通分担率やシャトルバス発着駅、現在想定している横浜青葉インターチェンジ付近のパークアンドライド駐車場の場所、関係車両の走行経路、方向別交通量について記載しました（第 2 章「表 2-9、図 2-11～図 2-19」p. 2-30～35）。
	(4) SDGs 目標期間内の開催でもあり、環境への取組を国内外へ発信する場ともなることから、国産材の活用や ZEB 認証、ZEB-Ready 認証取得などの取組も検討し、より一層の環境配慮に努めてください。 なお、目標としている電力を 100% 再生可能エネルギーとする具体的な内容を準備書に記載してください。	国産材の活用などの環境配慮事項に加え、より一層の配慮に向け、AIPH の規則等に基づくサステナビリティ戦略等を策定することについて記載しました。 また、「エネルギーの地産地消」や太陽光発電システムの活用による「創エネ」の導入など、電力を 100% 再生可能エネルギーとする内容について、記載しました（第 2 章「(1) 基本的事項①開催概要、イ. 建築物、(4) エネルギー」p. 2-12、p. 2-16、p. 2-38）。

表 10.3-2 (2) 方法市長意見書の内容及び事業者の見解

項目	意見の内容		事業者の見解	
2 環境影響評価項目	(1) 開催中	ア 温室効果ガス	灌水や散水に多くの水を使用することから、水の使用に伴う温室効果ガス排出量について算定するとともに、積極的な雨水利用に努めてください。	水の使用に伴う温室効果ガス排出量について、参考値として算定しました（第6章「6.1 温室効果ガス」p. 6. 1-36～37）。また、雨水貯留タンクを設置し、灌水や散水に活用するなど積極的な雨水利用に努めます。（第6章「6.1 温室効果ガス」p. 6. 1-36）。
		イ 生物多様性	北東に大規模な駐車場を造る計画であることから、動物、植物、生態系に及ぼす影響を予測、評価する際は、駐車場の形状や土地被覆の性状を踏まえてください。	動物、植物、生態系に及ぼす影響を予測、評価する際には、駐車場等の配置や形状、透水性舗装等の土地被覆の性状を踏まえて実施しました（第6章「6.2 生物多様性（動物）」p. 6. 2-115、p. 6. 2-124、「6.3 生物多様性（植物）」p. 6. 3-38、p. 6. 3-41、「6.4 生物多様性（生態系）」p. 6. 4-21、p. 6. 4-25～26）。
		ウ 水循環	北東の大規模な駐車場区域が堀谷戸川上流部の集水域に位置し、駐車場の土地被覆の変化による河川の流量への影響が想定されることから、環境影響評価項目として選定してください。	環境影響要因「開催中の会場施設等の存在」に係る環境影響評価項目として「水循環（河川の流量）」を選定しました（第5章 p. 5-2、p. 5-6）。 なお、計画の深度化に伴い、駐車場・バスターミナルは会場区域の北西側に配置しました。
		エ 地域社会	(ア) パークアンドライドは交通集中の回避に寄与する一方、パークアンドライド駐車場周辺における交通混雑の発生が懸念されることから、交通分担率等を踏まえた上で、周辺の交通混雑について調査、予測、評価してください。	交通分担率等を踏まえた上で、現在想定している横浜青葉インターチェンジ付近のパークアンドライド駐車場周辺の交通混雑について調査、予測、評価しました（第6章「6.10 地域社会」p. 6. 10-69～73）。また、現在想定しているパークアンドライド駐車場も含め、パークアンドライド駐車場周辺の主要な交差点については、事後調査を実施します（第8章 p. 8-5）。
			(イ) 鉄道からシャトルバスへの乗換えを行う結節点では、輸送力の違いによる来場者の滞留が想定されることから、周辺住民等の駅利用への影響について準備書に記載してください。	鉄道からのシャトルバスへの乗換えを行う結節点における周辺住民等の駅利用への影響について記載しました（第6章「6.10 地域社会」p. 6. 10-65～66、p. 6. 10-76）。
	(ウ) 来場者がバスターミナルから環状4号線を横断する方法及び会場区域内を縦断する区域内道路1号を横断する方法について、準備書に記載してください。 なお、横断方法が平面の場合には歩行者の安全上の配慮について検討するとともに、交通混雑等の予測、評価においても考慮してください。	環状4号線の横断方法（平面）や歩行者の安全上の配慮及び区画1号線は開催時には一般車両の通行を行わないことについて記載するとともに、これらの事項を交通混雑等の予測、評価において考慮しました（第6章「6.10 地域社会」p. 6. 10-68、p. 6. 10-76）。		

表 10.3-2 (3) 方法市長意見書の内容及び事業者の見解

項目	意見の内容		事業者の見解
2 環境影響評価項目	(1) 開催中	エ 地域社会	博覧会の開催期間中の信号設定等の交通制御を考慮して予測、評価しました（第6章「6.10 地域社会」p.6.10-1～76）。
		オ 景観	相沢川の保全対象種の生息・生育環境の景観が把握できる調査地点として「地点 28、30」を、駐車場等の区域の景観が把握できる調査地点として「地点 31、32、33」を追加し、市民の森だけでなくその他の樹林や農地等を構成要素とする景観の変化について予測、評価してください。  相沢川の保全対象種の生息・生育環境の景観が把握できる調査地点として「地点 28、30」を、駐車場等の区域の景観が把握できる調査地点として「地点 31、32、33」を追加し、市民の森だけでなくその他の樹林や農地等を構成要素とする景観の変化について予測、評価を行いました（第6章「6.11 景観」p.6.11-28～33）。 なお、計画の深度化に伴い、駐車場・バスターミナルは会場区域の北西側に配置しました。



#### 10.4 事業内容等修正届出書に係る附帯意見の内容及び事業者の見解

対象事業実施区域の拡張を踏まえて令和5年3月7日に提出した事業内容等修正届出書に対して環境影響評価審査会から附帯意見がありました。

附帯意見の内容及び事業者の見解は、表 10.4-1 に示すとおりです。

表 10.4-1(1) 事業内容等修正届出書に係る附帯意見の内容及び事業者の見解

項目	附帯意見の内容	事業者の見解
1 事業計画	(1) 駐車場等について、配置、規模、形状や土地被覆の性状など具体的な整備内容を示すこと。また、現在想定しているパークアンドライド駐車場の位置や収容台数についても示すこと。	駐車場等について、配置、規模、形状や土地被覆の性状など、透水性舗装・植栽等による緑化などの具体的な整備内容を記載しました（第2章「2.3.2 対象事業の計画 (3) 駐車場」 p. 2-25～27）。また、現在想定しているパークアンドライド駐車場の位置や収容台数について記載しました（第2章「2.3.3 輸送計画 (5) 交通混雑緩和策（駐車場の効率的な運用）」 p. 2-35）。
	(2) 駐車場等の収容台数について、根拠となる時間別の交通需要や滞在者数を示すなど、設定の考え方を明らかにすること。なお、設定にあたって参考とした過去の事例と新事業計画の類似性を示すこと。また、駐車場等を円滑に運用するため、博覧会入場時刻の指定、公共交通機関やパークアンドライド駐車場への誘導などの方策を検討すること。	駐車場の収容台数について、設定の考え方及び過去の事例との類似性について記載しました（第2章「2.3.2 対象事業の計画 (3) 駐車場」 p. 2-25）。また、駐車場等を円滑に運用するための方策について記載しました（第2章「2.3.2 対象事業の計画(3) 駐車場」 p. 2-25、2.3.3 輸送計画 p. 2-29～35）。
	(3) 輸送計画について、自家用車、団体バス、シャトルバスといった輸送手段別に、走行台数、走行ルート、駐車場等における駐車エリア、収容台数、出入口の位置などを示すこと。	輸送計画について、自家用車、団体バス、シャトルバスといった輸送手段別に、走行台数（第2章「2.3.3 輸送計画」表 2-10 p. 2-30）、走行ルート（第2章「2.3.3 輸送計画」図 2-11～2-18 p. 2-30～34）、駐車場等における駐車エリア（第2章「2.3.2 対象事業の計画 (3) 駐車場」図 2-9(2) p. 2-27）、収容台数（第2章「2.3.2 対象事業の計画 (3) 駐車場」表 2-7 p. 2-25）、出入口の位置（第2章「2.3.2 対象事業の計画 (3) 駐車場」図 2-9(2) p. 2-27）を記載しました。
	(4) 駐車場等の整備により、土地被覆の人工化が広範囲に及ぶと想定されることから、駐車場等の緑化を積極的に検討すること。	駐車場等の積極的な緑化について検討し、その内容について記載しました（第2章「2.3.2 対象事業の計画 (3) 駐車場」 p. 2-25）。

表 10.4-1(2) 事業内容等修正届出書に係る附帯意見の内容及び事業者の見解

項目	附帯意見の内容	事業者の見解
2 環境影響評価項目	(1) 生物多様性	動物、植物、生態系に及ぼす影響を予測、評価する際には、駐車場等の配置や形状、土地被覆の性状を踏まえること。  動物、植物、生態系に及ぼす影響を予測、評価する際には、駐車場等の配置や形状、透水性舗装等の土地被覆の性状を踏まえて実施しました（第6章「6.2 生物多様性（動物）」p.6.2-115、p.6.2-124、「6.3 生物多様性（植物）」p.6.3-38、p.6.3-41、「6.4「生物多様性（生態系）」p.6.4-21、p.6.4-25～26）。
	(2) 水循環	検討エリアが大門川及び相沢川の流域にもかかり、土地被覆の変化による河川の流量への影響が想定されることから、堀谷戸川に加えて、これらの河川についても調査、予測、評価すること。  駐車場等の整備に伴う土地被覆の変化による流量への影響が想定される河川について、調査、予測、評価しました。（第6章「6.5 水循環 6.5.3 予測」p.6.5-19～24）
	(3) 地域社会	駐車場等の出入口における交通混雑の発生が懸念されることから、過去の類似事例の実績を参考に時間帯別の入場、退場台数を推定し、それらが最大となる時間帯における駐車場等の出入口に起因する車両の滞留がどの程度発生するか予測、評価すること。併せて、その予測結果も踏まえて周辺道路の交通混雑を予測、評価すること。  過去の類似事例を参考に、ピーク時における駐車場等の出入口に起因する車両の滞留について予測、評価しました。併せて、駐車場出入口に近い周辺道路の交通混雑を予測、評価しました（第6章「6.10 地域社会 6.10.3 予測」p.6.10-64）。
	(4) 景観	拡張する駐車場等において、ゾーニングで示した相沢川周辺の区域における景観の変化を把握するため、調査地点を追加すること。  相沢川周辺の区域における景観の変化を把握するため、調査地点（地点34）を追加しました。（第6章「6.11 景観 6.11.1 調査 表 6.11-1(1) 主要な眺望地点、景観資源及び圍繞景観」p.6.11-5） なお、計画の深度化に伴い、駐車場・バスターミナルは会場区域の北西側に配置しました。